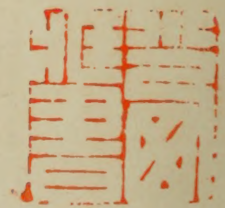
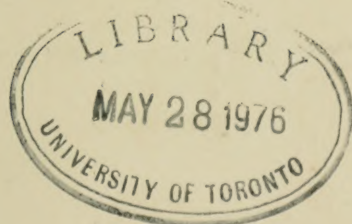
橋本左内全集




LIBRARY
MAY 28 1976
UNIVERSITY OF TORONTO

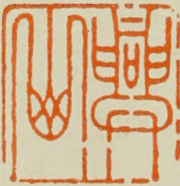
凜烈



萬古

明治丁未

芳書





傳



授

水雲

大学別当兼侍従源慶永





序



越前橋本景岳先生通稱左內家世業醫先生幼好學有經世才稍長慨然以勤王爲念嘉永末年米使來於浦賀求通商互

市海內繹騷蓋昇平三百餘
年文恬武熙狃遺外憂束手
無策以致開鎖之論彌久不
決于時各藩賢豪聲應氣求
遽傳往來各上下其所見一以

防遏國威之失墜爲歸水戶之
藤田東湖麑島之西鄉南洲松
代之佐久間象山吾長之吉田松
陰並稱天下志士領袖而越前
則先生實推其翹楚之數以若

皆能維持清議左右藩論或建
議於幕府或周旋於公卿諸侯
間開風氣之先佐中興之運者
固不遑枚舉而其事績往往散
佚不傳今之史家每以爲憾焉

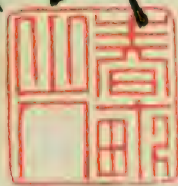
今茲先生令弟綱常君就家藏
遺書倒篋覆閱手加編次以之予
毋屬余弁一言於卷端時距先
生嚴譴刑死之日殆五十年矣喬
讀之下余也猶且不能勝俯仰

今昔之感況等附鶻鶬之親乎

姑書此以志往云

明治戊申春日

春畝老人博文識



水戸小田倉啓書

景岳橋本先生
全集のために

[illegible]

[illegible]

産れ清る
杉の精れ
ひゝきは世にそ
神となり
什滴



橋本左内先生肖像

橋本左内先生眞蹟

常山之
右侍

中之豆
日月船

光山河
改色

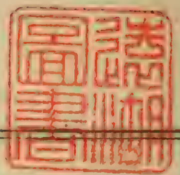
忠者
君臣

北多列星

戊午仲秋病間書

景岳紀





橋本左內小傳

家臣橋本左內名綱紀。字伯綱。號藜園。後取鈴屋翁國風意。自稱櫻花晴暉樓。天保五年甲午三月十一日生於福井治下常磐街。父名長綱。稱彥也。以醫爲業。母箕浦大行寺僧某之女也。綱紀爲人。警敏。丱童好學。從藩儒吉田悌藏講習經史。及長慷慨有大志。器識過絕人。而溫粹謙和。未嘗與人相爭。年甫十六。慨然曰身學僻鄉。未免坎哇之見。不若就大都名家而朗發智識也。嘉永二年己酉。秋負笈游浪華。從緒方某學西洋醫術。四年辛亥聞父疾歸。五年壬子十月。父沒。十一月。綱紀襲業。列醫員。安政元年甲寅二月至江戶。入杉田成卿之門。成卿付洋書一部習讀。綱紀日夜研究。孜々不怠。僅以一月卒業。成卿驚其才敏。試擧其書以問之。辯論如流。無有一謬誤。乃嘆曰能繼我業者必此人矣。二年乙卯七月。歸國。是冬免醫員再至江戶。留學藩邸。三年丙辰春。歸國。會藩新興文武學黌。特以綱紀充幹事。先是福井學派奉倚崎門。人皆談空理。無益於世道。綱紀憂

之。好諭善導。務剗除其弊。學風大變。四年七月。召綱紀於江戶。命侍讀兼參與樞務焉。自嘉永中亞國使節彼理來要通信。天下多事。物情騷然。而將軍家定公無嗣。於是各藩有志之徒。相與協議以一橋黃門有英才而中外屬望也。欲立以爲儲貳。且以爲。外國條約及金川開港等事。宜與衆共謀之。無幕府獨專斷之理。當是之時綱紀與薩土諸藩一時賢豪。及幕吏土岐永井岩瀨諸子結交。盡力周旋。翼成其議而水戶景山。土佐容堂。及余皆主張其說。獨大老井伊掃部。欲排群議以立紀伊卿。五年戊午正月綱紀入京師。直與鷹司近衛二公及紳縉家士有志之徒相議。結條約開貿易。二件皆宜獲　朝命以行之。七月將軍家定公薨。紀伊卿入繼職尾水土三侯及余皆蒙嚴譴。屛居各邸。十月二日夜幕吏數名來搜綱紀之宅收文稿及簡牘等去。其翌綱紀被召至市尹石谷因幡廳命禁錮藩邸。其後紏問數回。六年十月二日下獄。七日處斬。時年廿六後函送遺骸於鄉里瘞其所云。

綱紀之在獄中賦詩曰。

苦寃難洗恨難禁。俯則痛悲仰則吟。昨夜城中霜始隕。誰知松柏後凋心。

又曰。

二十六年如夢過。顧思平昔感滋多。天祥大節嘗心折。土室獨吟正氣歌。

蓋知其終不可免也。綱紀有兄弟九人。一女某適鯖江藩木内氏。二弟綱維。綱常。皆業醫不墜家聲。餘皆夭。所著有藜園遺草。其詩雄奇豪快憂世之意溢於言表。足使讀者想其氣節矣。頃日綱維。使佐々木長淳描綱紀肖像。携來示余。且請作小傳。余展觀之。匠心微妙。咄々逼眞矣。嗚呼。綱紀多年鞅掌國事。謀有所以報之。而時勢之不可。遭此慘毒。可勝痛惜哉。今對此圖追憶往事。不覺潸然涕下也。畧書所記作之傳。以付綱維云。

明治八年五月　　正二位　源　慶永　撰

景岳橋本君碑

大政大臣兼修史館總裁從一位大勳位三條實美篆額

西鄉隆盛。少壯在江戶。與四方賢豪交游。常曰。吾於先輩服藤田東湖氏。於同儕推橋本左內。二子之才學器識。豈吾輩所企及哉。左內者景岳君之通稱也。君諱綱紀。字伯綱。越前福井人。生穎達好學。有大志。慕岳武穆爲人。自號景岳。年甫十六。負笈游浪華。學醫於緒方洪庵。既歸繼父列藩醫。越侯識其異材。免醫員。令游學江戶。君感奮。益講經世學。欲以有所報効。會侯擢正藩學。擢君幹其事。先是越藩學者。拘泥性理。不適實用。君乃建議。文武兼修。仕學並長。別設洋學一科。講究兵法物產算術等。又勸讀君侯。以倡率諸有志。於是宿弊頓革。一藩翕然向化矣。時安政三年也。明年管侍讀。參與機務。在江戶邸。自米使來浦賀。國家多事。 朝旨幕議。動相牴牾。識者憂之。當是時。大將軍溫恭公。多病無嗣。而一橋黃門有英才。

中外屬望。議者以謂。宜立以爲儲貳。遂正外國條約等事。以協和　朝幕。越侯以幕府親藩。德望夙著。最主張此說。君乃翼贊之。必欲達侯志。內游說幕老諸司。外與水戶及薩土諸藩相結。百方致力。至廢寢食。幕議猶豫未決。五年君入京師。謁青蓮院宮。鷹司。近衞。三條諸公。納前說。與其家臣有志者周旋。事殆成。而溫恭公薨。幕老井伊直弼擁立紀侯。於是越侯及尾水土諸侯。皆獲譴幕府。是歲十月幕吏捕君下獄。明年十月被刑。是時列藩志士。前後逮捕。其遭訊鞫。務引罪於己。不欲累及其主。君獨抗然曰。此國事。非私事。臣請明言之。建儲以長賢。利國家也。外事乞　勅裁重天朝也。吾主實命臣。臣實周旋之。非敢有它志。君身長僅五尺。白皙纖妍。如婦女子。性溫粹謙和。未嘗與人爭。然其臨節幹事。侃々正言。不少屈撓。必竭其委曲。故人亦感其誠意。皆許心腹。川路聖謨。以老練見稱。語人曰。昨夜晤橋本生。其言論剴到。吾半身殆爲截取。吾閱人多矣。未見如生者。武田耕雲齋與君一見如舊。歎曰。東湖死後。復有東湖。君齡纔踰弱冠。而

爲先輩名士之所推服如此。其才學器識之概。可以想見也已。君居恒曰。吾於宋人服寇準。韓琦。范仲淹。寇之剛壯。韓之沈湛。范之爽達。皆可師者。吾願品格學韓。氣象學范。處事學寇。但三賢過於潔已。而乏於包荒。此中主以下之所不能堪。其不得竭其才力。亦坐此耳。故君之處慮謀事。愼密寬厚。無有偏頗。其論時世曰。隨宇內形勢。斷然變鎖國之風。器械藝術取於彼。仁義忠孝存於我。以謀富强。其論洋學曰。洋學宜興。善興則其利甚多。不善興則其害不可勝言。嗚乎君之達見老識。豈慷慨搤腕。取快一時。而不知大計者之比乎哉。誠使其生及中興之際。與西鄉隆盛等。左提右挈。而賛成鴻業。則其勳績赫赫。貽典型於天下後世。顧果如何耶。而隆盛素推服君。賴其匡益。以得全晩節。亦未可知。豈不重可惜哉。初君就刑。埋遺骸江戸小塚原。後移葬福井。頃者親舊胥議。將建碑於小塚原。輯其手記書牘傳狀。詣余乞文。余昔聞君名於隆盛。今閱君手記。有云。重野某。薩文儒也。吾聞之西鄉。雖無一面。其相知名已久矣。故不敢以不文辭。君考

諱長綱。稱彦也。母某氏。二弟。綱維。綱常。皆業醫。君卒時年二十有六。未娶。無子。以綱維承後。綱維亦歿。其子綱規嗣。綱常今爲陸軍軍醫監。君在藩師事吉田東篁。在江戸游鹽谷宕陰門。受洋學於杉田成卿。所著有藜園遺草。啓發錄。藜園其別號。啓發錄年十五時所作。議論老成。已可觀云。明治十一年

天子北巡至福井。褒君勤勞　王事。召其親族。賜祭粢金若干。後七年始能成此文。距君之斃非命。已二十有七年矣。

明治十七年歲在甲申冬十一月

編修副長官兼大學教授　從五位勳六等　重野安繹撰

修史館監事　從五位勳五等　巖谷修書

橋本左内年譜

天皇	將軍	年號	時事	左内年譜
仁孝天皇	徳川家齊	天保五年甲午（西暦一八三四年）	徳川齊昭蝦夷を開拓し邊に備へんことを請ふ 二分金を鑄る	**一歳** 三月十一日越前國福井城下に生る。父橋本彦也（ゲンヤ）、母小林氏名梅尾。
		同　六年乙未（一八三五年）	天保通寶を鑄る	**二歳**
		同　七年丙申（一八三六年）	眞田幸貫十二支砲を鑄る 天下大に飢う 徳川齊昭砲臺を助川に築く	**三歳**
		同　八年丁酉（一八三七年）	米船浦賀及薩摩に來る之を砲撃す 大鹽平八郎亂を大坂に爲す 五兩判及一分銀を鑄る 將軍家齊退隱、家慶將軍宣下	**四歳**
	徳川家慶	同　九年戊戌（一八三八年）	蘭書翻譯は暦天文究理書の外猥りに流布すべからざる布告	**五歳**

渡邊登（華山）鴃舌小記、愼機論を著はし、高野長英夢物語を著はし、共に外寇を痛論す
西丸災す
緒方洪庵大坂に開業し又蘭學を教授す
蘭人より海外風説密告、評定所一座の評議あり

同　十年己亥（一八三九年）

宇田川榕庵始めて化學を唱ふ
箕作阮甫翻譯局員となる
渡邊登、高野長英獄に下さる
小關三英連累を恐れて自殺す
佐久間象山江戸に遊學す
米人我漂民を救ふ

六歲

同　十一年庚子（一八四〇年）

英艦長崎に來る
鈴木春山西洋兵制を著はす
高島四郞太夫（名高敦）西洋火技の採用を建白す
和蘭風說書を進覽す
長崎譯官に橫文を熟讀せしむ
光格上皇崩ず

七歲　漢籍及詩文を福井藩醫舟岡周齋、妻木敬齋、勝澤一順に、書を藩祐筆久保一郎右衛門、萩原左一、小林彌十郎（號嘯峯）に學ぶ

同　十二年辛丑（一八四一年）	家齊薨す 水野越前守幕政を革新す 眞田幸貫老中となる 高島四郎太夫西洋兵式を演ず 高島の火術を江川太郎左衛門一人に傳授すべきを命ず 德川齊昭巨熕を鑄る 諸侯に令し刊書せしむ	八歲　文を福井藩儒官高野眞齋（朱子學者）に學ぶ 四月三日弟綱（ツナ）三郎生る
同　十三年壬寅（一八四二年）	異國船打拂の令を止む 西班牙人阿波の漂民を救ふ 高島に洋式火術を隨意敎授すべきを命ず 外國船漂流者に薪炭を給す 相總沿海の防備を嚴にす 羽田奉行を置き下田奉行を復す 壬寅曆を頒つ 習學所を建つ 箕作阮甫和蘭文典を公刊す 高島四郎太夫を獄に下す 渡邊登自殺す	九歲

同　十四年癸卯（一八四三年）	水野越前守免職、阿部伊勢守代る 洋船南海に來る 新潟奉行を置く 片井京助傍裝雷火銃を創製す 緒方洪庵扶氏經驗遺訓を譯す 佐藤泰然佐倉に醫學の塾を開く	十歳　三國誌を通讀し、能くこを解して誤ることなし
同　十五年甲辰 弘化元年 十二月二日改（一八四四年）	德川齊昭謹愼、其臣藤田東湖等水戸藩の名士幽せらる 和蘭書を寄せ歐洲の形勢を報ず 洋艦松前に來る 箕作省吾坤輿圖識を譯す 永井助吉萬國輿地方圖を著はす	十一歳
同　二年乙巳（一八四五年）	米船浦賀に來り漂民を送還す 砲臺を浦賀に築く 英船長崎に來る 高野長英獄を脫す 杉田成卿飜譯局員となる	十二歳　福井藩儒者吉田東篁（通稱悌藏、崎門學派の人）に經史を學び、識見大いに進む 宋岳飛の人と爲りを慕ひて景岳と號す

天皇	年	事項	左內
		海防掛を增し、閣老參政各二員となす	劒道及柔術を學ぶ 藩の醫學所濟世館に入りて漢方醫を習ふ 六月廿日弟破魔五郎（子爵橋本綱常）生る
	同　三年丙午 （一八四六年）	米艦浦賀に來り書を呈す 英船南海に出沒す 佛船長崎に來る 丁抹船始めて來る 米の捕鯨船擇捉に漂着す 高島四郎太夫中追放、安部虎之助へ永預 鈴木春山三兵活法を譯す 永井助吉萬國輿地方圖を著はす 仁孝天皇崩す	**十三歲**　善く詩を詠じ文を屬す 始めて父に侍して診察の補助を爲し又父に代りて往診す 手術頗る巧なり 患者日記を錄す
孝明天皇	同　四年丁未 （一八四七年）	相房海岸を警備す 孝明天皇即位 川本幸民氣海觀瀾廣義を著はす 藤井三郎英文範を著はす、是	**十四歲**　研學診療益〻勗む 詩文に習熟し、好んで諸家の作品を評隲す 當時詩友に鈴木蓼處あり、文友に矢島立軒あり、最も親善

	れ英文を讀むの始めとす	なり
同　五年戊申 嘉永元年二月廿八日改 （一八四八年）	吉雄圭齋種痘を中興す 佐久間象山洋式砲を作る 村上英俊佛蘭文を讀む 砲臺を浦賀に築く 箕作阮甫和蘭文典後篇を刻す 異船越後に來る之に備ふ 米國漂民を送還せしむ 砂糖を吹上園に製す	十五歲　啓發錄を著はす 吉田東篁門人中の同志數人と共に詩卷を爲せり、今左の一詩を存す 秋日山居 與木石居鹿豕遊。夜眠破屋書山頭。輕裘肥馬王侯貴。不若此身却自由。
同　二年己酉 （一八四九年）	官醫に外科の外蘭法を用ゆるを禁す 將軍小金原に獵し武を閲す 蘭人牛痘苗を傳ふ 私に洋書を譯するを禁ず 英船浦賀に來る	十六歲　慨然として曰く身僻鄕に學ぶ未だ井蛙の見たるを免れず大都の名家に就て智識を朗發するに若かずと。父の同意を得て秋始めて大坂に遊學し緒方洪庵に就て和蘭學及西洋醫術を學ぶ 藩主春嶽公使を派して其好學を褒せらる
同　三年庚戌 （一八五〇年）	滿文を譯せしむ 佛船來る	十七歲　大坂に在り

	神島、佐渡相川に砲臺を築く、和蘭再び歐洲の形勢を告ぐ 農學者佐藤信淵歿す 高野長英自刃す	
同 四年辛亥（一八五一年）	土佐中濱萬次郎米國より歸る 浦賀砲臺を增築す 妄りに海防を唱ふるを禁す	**十八歳** 猶大坂に在り 藩手當金を賜ふ是れ福井藩給費の嚆矢なり（坪井信道の塾にありし藩醫岡部養竹も亦然り） 緒方塾に在るや「扶氏經驗遺訓」「病學通論」、ローセ氏「人身究理書」、イスホルシング氏「理學書」等數多の原書譯書を寫す 冬父病患の報に接し鄕に歸る
同 五年壬子（一八五二年）	武藏大森に大砲射的場を設く 蘭人明年米艦の來朝を告ぐ 九月廿二日 今上天皇陛下御降誕	**十九歳** 父の病に侍し、又代りて診療に從ふ 楳毒患者あり局部切斷術を施す、父見て感嘆し「兒の術既に此に達せり今日全く心を安んぜり」と曰ふ 十月八日父歿す

十一月父の後を襲ひて醫を業とし且つ醫員に列せらる

同　六年癸丑（一八五三年）

六月米提督ペルリ軍艦四隻を率ゐて浦賀に入る、天下騷然

七月露艦二隻長崎に來り唐太境界確定請求書を致す

船艦を蘭國に購ふ

家慶薨す

家定將軍宣下

水戸齊昭隔月登城意見を陳述す

令して砲臺を品川海に築かしむ

用度を節し力を海防に用ふべきを令す

大船製造禁止の令を解く

米艦渡來の節平穩に取計ふべき旨を令す

西洋砲術を採用すべき旨を發す

佐久間象山大に砲術を進歩せ

二十歲　十二月種痘に出精したる廉を以て藩主より賞勞の辭を賜はる

しむ
市川齋宮、箕作秋坪翻譯局員となる

徳川家定

嘉永七年甲寅
安政元年十一月二十七日改
（一八五四年）

遠西奇器術成る
日本船の旭日旗章を定む
正月米使節ペルリ再び浦賀に來る
閣老阿部伊勢守正弘辭職
七月英船長崎に來る
十月露船下田に來る
假條約を定め下田、函館、長崎を互市場と爲す
一朱銀を鑄る
吉田松陰、佐久間象山蟄居申付らる
軍制改正を令す
大槻俊齋銃槍瑣言を著はす

廿一歳 二月願の上學問修行の爲藩醫益田宗三魚住順方と共に江戸に出て、先づ坪井信道の塾に遊ぶ、師及び同門の畏敬する所となる、更に信道の紹介に依り杉田成卿の門に入る、其愛重する所となり「濟世三方」等の校閲を託せらる
蘭書を學ぶや醫學の外兵學をも攷究し「鈐韜雜錄」を著はす
七月福井大火、自宅類燒す、親戚皆召還を勸めしが母氏其の修學を斷つに忍びずと爲して應ぜず、之に依りて尚江戸に止まる
漢學を鹽谷宕陰等に學ぶ

安政二年乙卯
（一八五五年）

蘭人汽船を貢す
江川太郎左衛門韮山に反射爐を築く、幾許もなくして歿す

廿二歳 學大に進み、經世濟民を志とするに至る
上府以來の知友藤田東湖、佐

蘭人を聘し長崎に於て航海の術を傳習せしむ
蕃書調處建つ
箕作阮甫、杉田成卿其教授職となる
講武所建つ
高島四郎太夫再び召されて同所砲術師範役となる
江戸大地震
藤田東湖歿す
三國の條約を布告す
和蘭字彙公行せらる

久間象山、藤森弘庵、林鶴梁、芳野金陵、羽倉用九、安井息軒等諸名士あり
（當時藩參政鈴木主稅江戸に在り、一日藤田東湖に會して天下人材に乏しきを嘆ぜしが、東湖之を難じて、貴藩に橋本左内あり、年壯にして學才識見共に備はる、何ぞ之を登用せざると、主稅歸りて同僚中根雪江と謀り、藩主に勸む公之を嘉納し、拔擢の内意あり）
六月藩主より學業上達の褒詞及印籠を賜はる
七月命に依て國に歸る
十月醫員を免ぜられて御書院番となる、家人等悉く其の意外に驚く、然れども深く自ら感激して身を國事に委するの決心を爲し醫業を季弟綱常に讓る

十一月再び江戸に出てヽ常盤橋內の藩邸に着し、鈴木主稅の曹舍に同居す

十二月廿七日水戶藩士原田八兵衞の曹舍に於て始めて薩摩藩士西鄕吉兵衞（隆盛）に面接す

（後日ならずして西鄕を訪うて曰はく、足下從來力を國事に竭すと、實に敬服に堪へず、願くば高敎を仰がんと、西鄕曰はく、余は未だ國家の志念あらず只角力を事とす、看よ力士等の出入する斯の如きをと、舍外を指し語氣頗る冷然たり、蓋し左內の狀貌虛弱婦人の如きを見て輕侮したるなり、左內足下秘するを已めよと、徐徐として現代の時事と將來の形勢とを論ずるに、言々皆肯綮に中り、慷慨悲壯の志氣言表に溢る、西鄕爲に幕情の機密を詳にするを得て、此の如

き有爲の士を益友に得たるを驚喜し、翌日答訪して前日の失禮を謝し、爾後深く親交を結べり）

同　三年丙辰（一八五六年）

將軍島津齊彬の女を納る
踏繪の儀暫く見合の指令出づ
始めて洋方內科醫を將軍の侍醫と爲す
老中堀田備中守外國事務及貿易取調を命ぜらる
諸城門の兵備を西洋銃に改む
米使ハルリス下田に來る
藥性論、人身窮理書、刻成る

廿三歲　四方の名士に交りて專ら國事に鞅掌す
六月藩主に隨從越前に歸る
七月藩學明道館講究所同樣の心得を以て出勤、蘭學科掛を命ぜらる（明道館は前年三月の創設に係り、六月其學問所成り、十五歲以上の家臣を入學せしむ）
九月擢用せられて藩學明道館の幹事となり、御側役支配を兼ぬ
餘暇書を弟に教授し、又共に撃劍を爲し、國內新田朝倉諸氏の古蹟を討査す、曾て畑時能の城趾鷹巣山より石炭を携へ歸りて試驗せしことあり、又諸書を參考して電氣を發し電信を作りしことあり

同　四年丁巳
（一八五七年）

軍艦敎授所を講武所內に置く
阿部伊勢守卒す
堀田閣老貿易取調の命を受く
米使ハルリス下田に來り後登城將軍に謁す
長崎に製鐵所を設く
堀田正睦老中となり開國の要を說く
水戶齊昭海防並軍制等の事辭免
外交を許し制度を變ずるを令す
藩書調所に幕臣及諸藩士の入學を許す
箱館通寳を鑄る
朝議開港を許さず
井伊直弼大老となる
伊東玄扑、戶塚靜海種痘館を建つ

廿四歳　正月明道館御用掛學監同樣心得べき旨命ぜらる
四月獻議して、明道館中へ洋書習學所を創立し、兵法物産算術等を講習せしめ、更に同館中に武藝所を開始し、諸流の師範家を集めて敎授し、劍槍銃砲の諸術を講究せしめ、侗藩主に勸め、身を以て諸有司を率ゐて大に文武を奬勵せしむ、此に於て宿弊頓に革まり、學政一致の端開け、闔藩其の風化に歸す
八月三たび江戶に出づ、三岡友藏（子爵由利公正の弟）堤五市郞（男爵堤正誼）溝口辰五郞（加藤斌）横山猶藏、齋藤喜作（後姓を丹羽と改む）同行す
直ちに侍讀兼御內用掛を命ぜられ爾後主として幕府建儲の事及外交の事等に盡瘁す
益々西鄕と親交し時々提携事に當る又柳川藩老立花壹岐、

水戸藩士武田耕雲齋等と交遊す武田歎じて曰はく東湖死して又東湖ありと

同　五年戊午（一八五八年）

米、露、英、佛、蘭に通商の假條約を結ぶ

外國奉行を置く

將軍家定薨す

直弼家茂を迎へて將軍となす

伊東玄朴等醫官となる是れ內科蘭醫を用ひたるの始なり

當時府下の蘭科醫八十餘人

虎列刺病流行す

正義黨の獄起る

廿五歲（正月幕府內治外交の事に關し、老中堀田正睦及幕臣川路聖謨、岩瀨忠震等を上京せしむ）

藩主の命を受け密に上京し、公武の釁隙を彌縫し建儲の志願を達せんとす。表面は大坂へ用務を帶びて出張のことに裝へり

（上京後二條の藩邸に寓し、幕府の嫌疑を避けて桃井亮太郎（後伊織と改む）と稱し、青蓮院宮を始め、鷹司、三條等搢紳諸家に出入して、其の家士及有志の徒と謀り、條約を定め貿易を開くことは朝命を待ちて之れを行ふべきこと、建儲の事は賢明、年長、人望の三件を以

て降旨あることを協定し、百般の計畫成るに垂んとして俄然奸臣の爲に妨げられ、功を一簣に缺き、恨を呑みて退京の已むを得ざるに至れり）

四月江戸に還り、執事となる

更に御側向頭取格となり、且つ御手許御內用掛を命ぜらる

（六月藩主大老に面會假條約の事を論ぜられ、頗る激烈なり）

七月藩主台命を以て隱居謹愼仰付らるゝに迨んで、

中將樣御用兼命ぜらる、御側向頭取元の如し

十月

中將樣御用兼免ぜらる

（同月廿二日夕町奉行所の屬吏數名突然曹舍に闖入して搜索を爲し、文書及簡牘を收めて去る）

翌廿三日召されて町奉行石谷因幡の廳に至る、乃ち瀧勘藏

に預けらる
爾後謹愼、讀書揮毫吟咏自ら樂む

徳川家茂

安政六年己未（一八五九年）

水戸齊昭、一橋慶喜、松平慶永を譴責す
新に外國奉行を置く
八月勅書水戸家に下る
横濱、函館、長崎の三港を開く
五國條約を頒つ
蠶種生糸を西洋に輸出す
松木弘庵、箕作秋坪、原田敬作、高畑五郎外國方譯員となる
蝦夷地を割きて奥羽諸藩に賜ふ
洋銀通用を許す
虎列剌病流行す

廿六歳　閑居中他人に面せず、春嶽公の寃枉未だ雪がれざるを痛嘆し、頗る心情を苦む
正月八日、二月十二日、三月四日、七月三日町奉行所に呼出され、糺問を受く
（幕吏の訊問に答へて曰く、是れ國事なり、余請ふ之を明言せん、儲君を建つるに長と賢とを以てするは國家の利福を思へばなり、又外交の事勅裁を請ふは　天朝を重んずるなり、我主慶永實に余に命ぜり、余受けて之れを周旋せり、敢て他志あるに非ずと、蓋し主君をして不義に陷らしむるに忍びず、むしろ公明正大に辯明せんとの旨意に出でたるな

り)。
禁錮中「資治通鑑」を讀みて注
を作り、漢紀に至る
十月二日評定所へ糺問の後傳
馬町の獄舍に下さる尙糺問を
受くること數回
十月七日五手(寺社奉行、町奉行、勘定奉行、大目付、目付)
の判決は遠島の刑に處するに
ありしが、大老老中の評定に
より一等を重くし遂に死罪申
付らる其申渡狀左の如し

申渡狀
松平越前守家來
橋本左内
二十六歲

其方儀、近來異國船度々渡來、
海防筋厚御世話モ有之候折
柄、根本御手厚無之候テハ難
相成、右ニ付一橋刑部卿殿ヲ
御養君ニ被爲立候樣致度候
間、御所向御模樣聞繕方、且
右爲手入上京致旨、先代越前

守ヨリ申付有之候共、右體之儀、京地へ周旋致候ハ不容易儀ト心得、重役へモ申聞、主家不屆之儀無之樣取計可申處、其儘差受上京ノ上、鷹司殿三條家へ立入、頻リニ手入致、殊ニ鷹司殿ニテハ右賴筋ハ越前守直書ヲ以テ可申越事柄ニ候樣、同家來小林民部大輔へ申聞候テ聞請候迚、是亦不輕儀ヲ自己之勘辨ヲ以主家へ申遣候故、既ニ先越前守直書之內狀三國大學方迄差越候テ、民部大輔ヲ以テ鷹司太閤殿へ入內覽候次第ニモ至候段、不憚公儀致方、右始末不屆ニ付處罪申付モノ也。

同日君侯賜ふ所の新衣を着し從容として刑刄を受く

遺骸を南千住小塚原回向院內に埋葬す

文久二年十一月廿八日　京都よりの御沙汰を以て御赦免仰付られ、墓石等取建候共不苦旨御達あり、之に依て墓石を埋葬地に建つ

同　三年五月　慶永公命じて遺骸を郷里に移送し、橋本家の菩提所福井市橋南祐海町善慶寺の墓地に改葬す

明治十一年十月八日　天皇陛下北陸道御巡幸の節、左の通り祭粢料を下賜せらる

舊福井藩士
故橋本左内

往年王事に勤勞候に付此際祭粢料金貳拾圓下賜候事

同　十一年十一月　朋友門生等相謀りて碑を小塚原の舊墓地に建つ

同　廿四年四月八日　正四位を追贈せられ、且つ別格官幣社靖國神社に合祀せらる

橋本左内先生逸事

○幼時嬉戲には、最も紙鳶を好めり、一日頑童の大なる紙鳶を揚げて、故らに先生の紙鳶に搦め附け勝敗を決せんとするものありしに、先生忽ち小刀を以て自分の絲を切り放ちて歸り去れり、

○朋友との交遊には、溫順寡默未だ曾て事を以て爭ひしことなし、然れども濫りに鳥蟲を捕ふる等の惡戲を爲す者あれば、嚴然理を說き非を誡めて、其の口氣全く大人の如くなりき、

○食膳の前にあるときも眼書を離たず、又每夜友人と會讀して、夜半に至りしことあり、父母も亦每に之れが奬勵保護に務めたり、

○言語擧止概ね常人に異り、時に家嚴をして驚歎せしめたること數々なり、演劇の如き、時に父母より同伴を勸めらるゝことありしが、一回も赴かず、讀書に餘念なし、

○少時吉田東篁の塾に在るや、一童誤つて手を傷く、一人傍より戲れて云ふ、君は醫家の子なり、速に療治せよと、先生火箸を燒きて以て其の傷口に當てんとす、學童驚き走りて東篁に告ぐ、東篁即ち出で來りて之れを質す、先生從容として答へて曰はく、僕燒口を治療する法を知れども、未だ生傷を治療することを知らず、故に一旦燒口として然る後之を治療せんとすと、東篁其の意外に驚き、別に醫藥を用ひて之を治せしめたり、

○十三歲の頃、親友と會讀せし時謂へらく、方今の時勢は國家を富强にするを以て最も急務と爲す、余は醫家に生れたれども政治を以て任ぜざるべからずと、

○其の性謹嚴にして、しかも時々諧謔を爲し、食物の調理に不可なるものあれば、却つて大食して厨房を憍

ましたる事あり、
○橘子を嗜み、喜んで其の饗に應じ、又其の贈を受けては之れを食ふこと數ふべからざるほどなり、
○十四歲の頃、近火あり、自己の書箱三箇を取り出し、難を避けて曰はく、之あれば吾事足れりと、
○何事を問はず、能く其の趣味を解し、周到綿密に注意し、且つ之れを記憶せり、
○大坂遊學中、深夜乞丐の居處に往きて診察せし事數〻なり、又某書肆に親近して書を借覽せしが、或時其の主婦病あり、先生の治療を得て平癒す、主人大に喜び、之が謝禮としての所望を問ひしに、先生至寶と書せる岳飛の石摺額を請ひて、遂に之を得たり、
○十九歲の頃、舊師吉田東篁の母乳癌を病む、先生麻醉藥曼陀羅華の煎汁を用ひて手術を施し、癌を摘出して、平癒せしめたり、
○壯年に至り、淺見絅齋の著靖献遺言を愛讀し、外出の時多く之を懷にせり、
○江戶に在るの日知名の士と會讀を爲すに、先生の講述最も詳明なりしといふ、
○獄舍に在るや、吉田松陰も亦在り、先生仍て七絕二首を賦して之れに贈れり、

曾聽㆓英篇㆒慰㆓鄙情㆒。與㆑君久要訂㆓同盟㆒。碧翁狡獪何限恨。不㆑使㆔春帆㆒颿㆗太平㆖。
磊落軒昂意氣豪。夫君聞說膽生㆑毛。想看痛飲京城夕。扼㆑腕頻睨日本刀。

而して松陰も私かに先生の人と爲りを聽きて敬服せり、其の著「留魂錄」に左の如く記せり

左內東奥に坐す、五六日のみ、勝保（勝野保三郎）同居せり、彼勝保西奥に來り、余と同居す、余勝保の談を聞て、益す左內と半面なきを嘆す、左內幽囚邸居中資治通鑑を讀み、註を作り、漢紀を終る、又獄中教學工作等の事を論せし由勝保余に之を語る、獄の論大に吾意を得たり、益す左內を起して一議を發せんことを思ふ、嗟夫、

先生先づ斬られ、松陰も亦十數日を經て斬られ、竟に相見ることなくして終りしは、遺憾察すべし、
○勝野保三郎獄を出るや、先生に託せらるゝ所の絕命の詩と書牘とを私かに髻の間にかくし、來りて藩士某に與へ、常に母堂の手に在りしが、老後東京にあるの日、掏摸の爲に奪ひ去られたり惜むべし、

嚴君略傳

先生の嚴君、名は長綱、字は君羽、通稱は彥也（ゲンヤ）、海量又は發陳堂主人と號す、藩醫なり、初め外科を紀藩花岡隨賢に、後內科を京都の名醫某に、又產科を女醫博士香川滿貞に學べり、常に謂はく、外科醫たる者必ず內科を兼修せざるべからずと、又夙に西洋醫術の精巧なるを知り、長崎の猪俣瑞英を自宅に寓せしめて之を研習せり、

其の祖は桃井義胤より出づ、後裔は幕臣として越前國丹生郡西田中鄕を領せり、一族長德母家橋本氏を冒し、幕府侍醫西玄甫につきて外科を學び、技に長ぜるを以て、元祿元年福井藩に聘用せらる、是れ實に長綱君七世の祖なり、然れども君は田代大膳大輔源信綱三十三世の孫道玄齋春綱の第三子にして、君命により橋本春貞の嗣となりし者なり、

十三歲にして藩主治好公の側仕となり、文政四年七月養父春貞卒するに及び、家督を嗣ぐ、時に十七歲、越藩の醫生笈を負ひて他鄕に師を求むるは、實に君を以て嚆矢とす、天保四年九月奧御外科となる、同十一年八月本道兼帶を命ぜらる、其頃は內科を本道とし、外科眼科等は雜科として蔑視せしを以て、君の此の命に接せしと、實に當時の榮譽とせし所なり、嘉永元年十二月奧醫師順席を命ぜられ、四年二月御匙醫師見習、御外科兼帶、務向本役同樣たるべしとの命あり、即ち外科を以て御匙を許されたるなり、蓋し亦特典とす、同年十月御匙醫師となり、奧御外科兼帶故の如し、是に於て群小の謗議甚だしく、同五年更に御匙格を以て御留主詰を命ぜられ、幾許もなく病を以て之れを辭せり、

君人と爲り俊爽にして快活、能く警語を發して衆を驚かす、又武事を嗜みて常に氣節を重んぜり、曰は

く、醫にして兩刀を帶ぶる者必ずや之れが運用を知らざるべからずと、最も外科に長じ、乳癌截除術を唱道し、西洋治療を創始し、又率先して囚人の屍骸を解剖せり、

藩主春嶽公甞て痘瘡に罹り、ついで脛骨疽を患へ、君に命じて診療せしめらる、同僚復た之れを妬む、君當時心私かに期すらく、若し治術其の効を奏せずんば、唯一死あるのみ時至れば腐骨排出し自から痊えんのみと、果して其言の如し、公感賞し、記念として其の腐骨を賜へり、

嘉永四年某日入浴の際誤つて脇肋を打撲し、爾後數々咯血して、疾益々進み、嘉永五年十月八日終に卒す、享年四十有八、

晩年君は西洋醫術を精研する能はざるを憾み、又衆誣の交々至るを以て心自ら平ならず、時に庭前の梅樹に對し、吟詠以て悶を遣れり、然れども客と對坐するや、談笑の間毫も憂色なかりきといふ、病中の一詩と辭世と以て君の志を見るべし、

夢遇二橫井碩學一。醉話數刻。碩學問二近作一。即示二一詩一。愕然夢覺。兩液有レ汗。

牛後且愧レ寄レ身。徒伍二鼠尾一甜レ辛。天公若有レ幸レ我。願使三餘齡一養二眞。

辭　世

齡越四旬又八年。一身無レ私意慊然。風塵消盡從レ玆去。魂宿高天明月邊。

北堂略傳

北堂、名は梅尾、越前國坂井郡箕浦眞宗大谷派大行寺小林靜境の長女なり、遠祖は越後國桐小林中務大輔より出て、其末孫乘賢、越前一乘谷に移り、天文九年更に箕浦に至りて、大行寺を建立す、靜境は其の十八世の住職なり、又母家は同郡本莊村同派福圓寺にして、其父賢珍幼より學を好み、性豪俠にして志節烈を存し、一代の名衲香月院深勵と莫逆の友たりき、

梅尾子、人と爲り溫良にして、剛毅果斷、事理に明かにして、忍耐力に富む、橋本家に嫁せし後、良人の遊學に對して資金を給し、且つ善く家政を處理せり、後年左内先生の大坂並に江戸に遊學し、綱維氏の蘭學及武技を江戸に修め、綱常氏の醫學を長崎に修めし時、亦毎に其の學費を給與し、少らくも敎養扶闕怠らず、人其の婦德を稱嘆せざるなし、

明治十五年六月十五日病歿す、享年六十有九、

橋本家系圖

直安　從五位下桃井宮内少輔　直詮
桃井兵部少輔源義胤九代裔幼名幸若丸在叡山創作一種之音曲遂達　叡聞被召于朝廷叡感之餘賜菊桐御紋後住越前文明二年庚寅五月二日卒享年六十六
安直院殿祥翁全吉大居士

安義　彌次郎　幸若民部丞　桃井彌次郎系
永正九年壬申二月十八日卒享年五十九

直繼　桃井幸若式部丞
母四條中納言女
明應九年庚申九月五日卒

義繼　幸若右京亮
母河井安藝守女
享祿三年二月八日卒享年四十七

義直　幸若右京進　義矩　桃井八郎九郎系
母朝倉高景妹
弘治二年　卒

直義　桃井幸若善右衛門　桃井小八郎系
織田信長攻朝倉義景直義在義景麾下而討死

安正　桃井幸若莊兵衛
永正九年戊辰正月二十日卒

常長　幸若忠右衛門
母朝倉左衛門尉貞景家士佐野與三郎秀勝女
大永七年丁亥八月九日卒

正明　幸若彥右衛門
永祿四年辛酉五月七日卒

茂勝　彥太郎　幸若忠兵衛
天正之末年謁豐臣秀吉公問茂勝祖先之勳績賜祿小田原征討之役供奉文祿元年征韓之役起肥前名古屋供奉慶長八年二月德川家康公徵茂勝及族人各賜祿寬永三年丙寅七月二十九日卒享年六十八

女子　江州坂田右衛門室

正信　幸若少次郎　桃井少兵衛
寬永十六年四月於江戶仕紀伊大納言賴宣卿賜祿三百石尙加賜十二人扶持復氏桃井慶安二年己丑五月九日卒享年七十

女子

女子

正武　幸若小七郎
文祿征韓之役從堀久太郎秀治渡韓於彼地戰歿當時贈辭世和歌一首於家兄茂勝副以朝鮮陶器茂勝遺命傳于子孫

致信　桃井以右衛門
慶長六年五月仕事大納言秀賴祿二百石元和元年大阪滅亡後越前參議忠直賜於越前丹生郡法泉寺村賜二百石

女子

女子

長氏　桃井莊左衛門
事紀伊大納言賴宣卿慶安二年己丑三月廿九日卒于江戸享年四十三

長親　桃井九郎兵衛
母小八郎安信女
寛文末年紀伊中納言光貞卿有命改號蜂屋如元貞享三年丙寅正月十九日卒享年六十

女子　吉子

某　蜂屋九右衛門
貞享三年十月十九日卒
享年三十四

某　蜂屋長兵衛

宗信　桃井彦右衛門
寛永年中仕越前參議忠昌卿賜祿二百石
明暦元年乙未九月二十七日卒享年四十四

某　桃井七之助　早世

長元　桃井莊左衛門
母紀伊橋本平兵衛尉橋元載女加那子外祖元戴八世祖橋本八郎正員與其同族河内判官正成同戰死于攝州湊川子孫奕葉與長元等祖先勤勞于王事故令子弟冒外家苗字
天和三年癸亥閏五月二十七日歿享年四十七

長成　橋本專佐
事越前侯

長守　桃井伊兵衛

女子　藤子

長明　莊太夫　橋本隨節
母同上
寛永十八年辛巳四月朔日生明暦中客于備中松山城主水谷伊勢守居一年餘辭松山同三年正月遊于江戸學醫寶永四年丁亥十二月七日歿享年六十七

某　早世　桃井長四郎
母同上

長德　玄貞　橋本春安
母同上
正保二年乙酉六月廿一日生寬文六年赴江戸在兄長明寓居兄弟欲勵志興桃井氏之家聲講武研文慈母有命改氏稱橋本蓋爲傚節於楠族入幕府御醫西玄甫之門學外科改名玄貞元祿元年二月越前侍從昌親朝臣徵之於福井城賜謁見給與廿五石五人扶持桃井一族世居越前丹生郡西田中領地於是當家別居福井城之橋同四年八月移常盤町
寶永六年己丑五月十五日卒享年六十六

長貞　玄祐　橋本春安
寶永六年七月廿五日父春安家督相續
正德四年甲午四月二十六日卒享年二十八

女子　左代子　坪田和泉守室

女子　比佐子　牧田肥後守室

女子　幾里子　桃井彌兵衞室

長恒　虎之助
正德四年四月
兄長貞病革仍爲養嗣子改稱橋本春貞

女子　偲子　桃井與右衞門室

女子　千代子　佐野伊織室

女子　茂美子　系在別
疋壇清兵衞室
寶永五年戊子七月八日歿享年六十一

長恒　橋本春貞
實長貞弟
正德四年六月二十一日承養父長貞家督以幼年給與七人扶持後加增爲廿五石五人扶持
明和五年戊子正月二十三日卒享年七十一

某　早世
母岸五郎左衞門女

女子　多田林右衞門室
母同上

長則　春德　橋本春安
明和五年七月十一日與外科被仰付
天明八年戊申九月廿六日卒享年五十四

女子　佐治勘右衞門室
母同上

女子　壽美子
母安本喜右衞門養女
鰐淵三郎兵衞幸忠室

某　母同上　早世

女子　母同上　早世

女子　岩佐平太夫室

女子　清水佐左衛門室

女子　母同上　久米子　豊澤平十郎室

長恭　母同上　橋本春安
明和八年辛卯九月廿五日生天明八年十二月二十日承父後繼家督
文化五年戊辰四月二十六日卒享年三十八

次郎八　母同上　早世

女子　信子　早世

女子　那佐子　高畠惠吉信胤室

長義　桐之助　橋本春貞
字君修　號青雲館主人
實鰐淵三郎兵衛幸忠三男寛政八年丙辰三月廿八日生文化九年四月外叔父長恭病篤依爲養嗣子同年六月十六日賜家督文政元年四月乞藩公學外科於紀藩花岡隨賢學業大進同四年六月歸藩同年七月卒享年二十六

長綱　琢磨　春藏　橋本彥也
字君羽　號海年　終陳壽五十八
實田代道元齋源春經三男
文化二年乙巳閏八月十二日生幼名破魔之丞尋改兵庫之助又大膳文政四年七月爲長義養嗣子同年八月二十九日家督相續改稱春藏後藩公有命改稱彥也文政十二年入紀藩花岡隨賢之門修外科醫就京都名醫某修内科醫又就女醫博士香川滿貞學產科三年而歸藩天保四年癸巳九月十一日爲奥御外科同十一年庚子八月九日被命本道兼帶
嘉永元年戊申十二月廿八日被命奥醫師願席同四年辛亥二月十一日御匙醫師見習御外科兼帶務向本役同樣也
同十月十六日御匙醫師奥御外科兼帶如故同五年以御匙格被命御留守居詰
嘉永五年壬子十月八日卒享年四十八
室　越前坂井郡箕浦大行寺小林靜境女梅尾

女子

女子　母梅尾　烈子　鯖江藩木内左織室

綱紀　長富　橋本左內
字伯綱　號景岳又藜園

母同上
天保五年甲午三月十一日生
嘉永五年十一月襲父長綱業列醫員
安政二年乙卯十月被免醫員爲御書院番
安政六年十月七日處斬時年二十六
明治十一年十月
聖上陛下巡幸于北陸道同月八日駐輦於福井被爲聞召綱紀往年勤勞
王事特下賜祭粢料金貳拾圓同十八年六月十一日被爲聞召綱紀石碑
建設之擧特下賜金壹百圓同二十二年十一月二日靖國神社合祭被仰
出同二十四年四月八日以特旨被贈正四位
傳記在別卷

綱維　正六位勳四等　橋本綱三郎

實綱紀弟
安政二年三月十六日受田宮流師範鰐淵稽古所皆勤御褒詞
同四年四月十二日兵科局詰被仰付洋學修行被仰付
同月廿二月出江戶入齋藤新太郎江川太郎左衛門塾學武術及航
海術又就大木仲益學和蘭學
同六年十月歸國有故竟不能果宿志
同十二月福井藩醫學所洋學句讀師被申付
文久二年四月開醫業元治元年四月出長崎學和蘭醫術
慶應元年正月廿九日表御醫師格被召出五人扶持給與
十二月奧御醫師格被仰付御足五人扶持被下置
明治二年五月一日
御執七試補被仰付
同月十七日醫學館教授方被仰付
明治四年九月廿五日
軍醫寮七等出仕拜命十月十九日任一等軍醫
十二月十四日敘正七位
六年五月廿日任二等軍醫正
六月廿五日敘從六位
八年二月廿日被賜臺灣出張勉勵慰勞之
勅語五月廿二日陸軍本病院第二課長兼勤被仰付
十年二月廿五日征討軍團病院長被仰付
五月廿八日任陸軍一等軍醫正
十一年五月二日大阪鎭臺病院長被仰付
明治二年己巳十月二十日福井藩下命曰故左內夙感慨時勢報國
之志厚且先年以御內含所々周旋盡力之折柄罹不幸之非命歎惜
不能措也　朝廷賜恩命藩廳使綱維繼綱紀之遺蹟也
明治十一年六月廿五日以病卒享年三十八
室足立仲助女　三枝

女子　小春子　早世
母同上

輝綱　洲之允　早世
母同上

綱維　彥也
母同上
天保十二年辛丑四月五日生萬延元年十月依藩命別成家列醫員繼亡
兄綱紀之後

溫綱　鋒吉　早世
母同上

女子　小春子　早世
母藤田半藏女吟子

女子　千代子
母同上
嵯峨根不二郎室

清　早世母三枝

女子　百代子　早世
母三枝

綱規　幼名春規實綱常三男爲綱維之嗣

綱常 破魔五郎 琢磨 號賛山

弘化二年六月二十日生
安政二年十月十八日表御醫師被召出賜七人扶持
萬延元年正月十六日更廿五石五人扶持被下置亡父彥也家督相續
明治四年十月十九日軍醫寮七等出仕被仰付
五年五月廿二日孛國留學被仰付(陸軍省)
七月横濱出帆
七年七月十七日著脚氣新論受學位
十年六月十八日歸朝
同十七月任陸軍々醫監
同十四年七月十四日兼任東京大學教授同醫學部勤務同十七年二月
陸軍卿大山巖隨行被差遣歐洲
同十八年一月於獨國ウュルツビュルフ府理醫科學會被選擧名譽會員
同月歸朝
同年五月廿一日任陸軍軍醫總監(陸軍少將相當)
十九年十一月一日爲日本赤十字病院長
同廿一年五月七日被授醫學博士學位
同廿三年十二月廿七日被任宮中顧問官
廿四年三月於墺國維也納醫會被選擧名譽會員
廿八年十月三十一日被列華族授男爵
三十一年六月十五日
皇太子殿下拜診御用被仰付
三十三年二月於獨國伯林内科學會被選擧名譽會員
同五月十日被叙勳一等
三十八年二月六日被任陸軍軍醫總監(中將相當)
三十九年九月十四日以
勅旨帝國學士院會員被仰付
四十年一月四日被推選陸軍軍醫學會名譽會長
四月被推選日本外科學會名譽會員
九月十日被叙正三位
九月廿三日依勳功特被陞授子爵

室 操子 鰐淵三郎兵衛長女
依有先代長義之血緣也

桐之丞 母同上 早世

幸市 母同上 早世

長勝 母操子

女子 母同上 梅子 早世

女子 母同上 政子 東野幸吉室

長俊 從五位 母同上

春四郎 母同上 早世

女子 母同上 多歌子 爲玉村嶺養女

春規 母同上 繼伯父綱維之後

女子 母同上 小菊子

例言

一、今年は正に我が左内先生の五十年忌辰に方れり。茲に先生の遺著を蒐集して世に公にするを得たるは、本會員の深く光榮とする所なり。

一、先生享年僅に二十六、弱冠にして我舊藩學學監の職に就き、更に侍讀となり、乘ねて樞機に參與せしが故に終始劇務に鞅掌して、著作を爲すの暇なし。しかも事に乘じて手書を裁するや、或は夜を以て日に繼ぎ、或は數日數夜に亘り、縷々として平素の持論を記述し、長さ六七尺を超ゆるものあり。此等の大書牘は即ち小著作と見做すべきものにして、實に先生の眞面目を窺ふに足れり。本書中手簡の多きは之が爲なり。

一、先生の手簡に交ふるに、諸他交友の手簡を以てせるは、當代の事情を知悉するに便なるのみならず、併せて先生の生涯を明瞭ならしめて、互に相映照するの妙あればなり。

一、本書收載する所の蘐園遺稿の外、明治二年令弟綱維、綱常二君の編纂發刊せる蘐園遺草二卷あれども、便宜改編の蘐園遺稿を載錄せり。遺稿は竹添進一郎君の校訂を經たるものにして、批圈は同君の加へたる所なり。

一、故春嶽公の題字は蘐園遺草に添へられたるものなれども、先生に對する關係の最も親密なるを以て、特に本書の卷頭に掲げたり。

一、本書の材料は、先生に親炙せし男爵堤正誼、加藤斌の兩君を始め、長谷部仲彥、靑木成一、水野行敏等諸君が、先生傳記の資料に供せんが爲、多年の苦心を以て蒐輯載錄せられたるものに據れり。

一、先生の作、本書に載錄する所を以て盡きたりといふべからず。其の獄囚に就くや、墨池書篋より斷簡故紙に至るまで、悉皆沒取せられたるが上に、當時の交友相秘して散佚したる所亦少からざるべし。請ふ大方の君子、幸に本書の缺損を補ひ以て全集をして其の實あらしめんことを。

一、本書の編輯及發刊は一昨年六月本會委員會の協議に依り、海軍大佐八田

裕二郎之を統理し、文學博士芳賀矢一、醫學博士土肥慶藏、文學士有馬祐政校訂を主裁し、今立裕、戸塚庄次郎、大平力雄庶務を擔任し、福田源三郎校合を管掌せり。

一、本書の爲に題字題歌序文を贈られたる德川公爵　伊藤公爵、山縣公爵、並に種々の助力を與へられたる松平侯爵、橋本子爵に對し、本會は深く感謝の意を表す。

一、本會は明治十三年十一月一日、舊越前藩士にして先生と親交ありし者及び先生を景慕する者、東京湯島麟祥院に於て祭典を擧げたるに起り、連歲同日少數の人々參拜するのみの會合なりしが、明治三十五年景岳會と稱し、博く同志を集め、每年十月七日、千住小塚原墓前に於て祭典を修むることゝし、先生の遺墨を展覽し又先生の遺事を演說して、一は以て先生在天の英靈を慰め、一は以て後進の子弟を發奮せしめんことを期せるものなり。

明治四十一年三月

景岳會

橋本左內全集目次

橋本左内全集目次　終

書翰分類表

先生ヨリノ書

中根　靱負（雪江）（越前藩參政）	卅
村田巳三郎（氏壽）（同　目付兼學監）	卅
母　堂	二十三
西郷吉兵衛（隆盛）（薩摩藩士）	三
近藤　了介（越前藩士）	三
田宮彌太郎（尾州藩士）	二
横山　猶藏（越前藩士）	二
川路　司農（幕臣左衛門尉聖謨）	二
太田某外	一
高島市郎右衛門（越前藩士）	一
綱維　（令弟）	一
松田東吉郎（越前藩士）	一
堀仲左衛門（薩摩藩士）	一
春　嶽　公	一
三條　內府	一
本多　修理（越前藩執政）	一
平山謙二郎（一橋家用人）	一
小南　參政（五郎左衛門）（土佐藩士）	一
服部熊五郎（越前藩士京都留守居）	一
萩原金兵衛（越前藩士）	一
合　計	百〇七

先生へ

母　堂	二
村田巳三郎	四十四
中根　靱負	三十五
岩瀬肥後守	二十三
長谷部甚平	十九
森寺因幡守	十四
平岡圓四郎	十三
三國　大學	十二
本多　修理	十一
服部熊五郎	十

近藤 了介	九
立花 壹岐	九
三岡石五郎	七
平本 平學	七
林 伊太郎	七
高田孫左衛門	六
横山 猶藏	五
伊丹 藏人	五
堀仲左衛門	五
石原甚十郎	五
小曾根乾堂	四
原田八兵衛	四
吉田 悌藏	四
平山謙二郎	三
安島彌次郎	三
榊原 幸八	三
田宮彌太郎	三
桑山十兵衛	三
某 氏	二
櫻 任藏	二
萩原金兵衛	二
市村 乙助	二
笠原 良策	二
今村 艸介	二
杉田 梅里	二
杉田 成卿	二
高須鐵次郎	一
天方五郎左衛門	一
藩 廳	一
池邊藤左衛門	一
役所	一
高村	一
外島 直八	一
富坂	一
半井 仲庵	一
佐々木權六	一

田原　直助	一
矢島　恕介	一
廣瀬傳八郎	一
竹澤寛三郎	一
坂部　簡助	一
長岡　監物	一
野村　淵藏	一
岡田　某	一
末松久兵衛	一
水野筑後守	一
實輝	一
鹽谷　甲藏（宕陰）	一
安井　仲平（息軒）	一
朝倉	一
勝野　豊作	一
狛　執政	一
春　嶽公	一
奈良原有村	一
原田誠之助	一
合計	三百十八

他ヨリ他へ

皆川平太郎ヨリ	横山猶藏へ	四
三國大學ヨリ	中根參政へ	四
仝	近藤了介へ	二
池邊藤左衛門ヨリ	立花壹岐へ	五
横山猶藏ヨリ	吉田悌藏へ	一
仝	國元宿へ	一
仝	友人へ	一
仝	君公へ	一
水野筑後守ヨリ	春嶽公へ	三
堀仲左衛門ヨリ	横山へ	三
菊地爲三郎ヨリ	吉田へ	一
仝	岡田野村坂部へ	一
明石ヨリ	横山へ	二
村田巳三郎ヨリ	横山へ	二

塚本ヨリ	服部ヘ	二
黒岡直八郎ヨリ	越藩知邸ヘ	一
仝	近藤ヘ	一
溝口藏人ヨリ	岩瀨肥後守ヘ	二
藤森ヨリ	横山ヘ	二
岩瀨肥後守ヨリ	春嶽公ヘ	二
杉田成卿ヨリ	市川齋宮ヘ	一
池邊龜三郎ヨリ	立花壹岐ヘ	一
平岡圓四郎ヨリ	中根ヘ	一
立花壹岐ヨリ	横山ヘ	一
細川公ヨリ	越前侯ヘ	一
服部ヨリ	横山ヘ	一
本多ヨリ	一條大納言外三名ヘ	一
平山謙二郎ヨリ	溝口辰五郎ヘ	一
篠原亮助ヨリ	眞杉所左衛門ヘ	一
熊谷ヨリ	横山ヘ	一
近藤了介ヨリ	村田ヘ	一
榊原幸八ヨリ	横山ヘ	一
羽倉外記ヨリ	横山ヘ	一
櫻任藏ヨリ	横山ヘ	一
林矢五郎ヨリ	横山ヘ	一
中根ヨリ	横山ヘ	一
三岡ヨリ	横山ヘ	一
合計		九十八

書翰分類表 終

橋本左内全集

景岳會編纂

○學問所取建達

一、安政二年乙卯三月十五日學問所御取建に付左之通り被仰出たり。

文武は御政道の基本に而、士たる者の專務は勿論の事に候得は、文武學校之儀、兼々思召被爲在候得共、從來御勝手向、御不如意之上、引續非常之御物入有之、必至御手詰之御儉約にて、漸く御凌被爲在候御次第故、無御據、不被爲任思召。尤文武之儀は、夫々師役も御立置、別而近來御軍制御改正を初、武術之儀も、追々御趣意被仰出、一同出精之段、御喜悅思召候に付而も、學問之儀、此儘に被成置候而は、自然武道之本旨に暗く、技藝に局候樣、可相成哉と、厚御評議之上、是迄大谷半平罷在候屋敷、今度學問所に御取建被成候事に候。就而は素ゟ文武二致は無之、畢竟人之人たる道を脩し中外は無之事に候得は、第一忠孝を旨として、萬事其筋道を研究致し、武の本旨に本付き、文も末藝に流れす、言行着實に相勵み、風儀愈正敷相成、末々迄も推移り候樣被成度との深き御趣意に候間、一同篤く相心得、此上文武無ニ偏倚ニ專ら致修行候樣被仰出候。學問所開館日限其外委細之儀は御目付ゟ相達筈に候。

一、同日、今度學問所御造營に付、三つめ五百石高年々御藏米之内ゟ御振除之儀被仰出たり。

此一件は、公多年の御希望なりしかと、御勝手向之御逼迫にて、御手不被爲及處、當年に至つて始て御手を下されたり。

一、安政四年丁巳四月九日惣武藝稽古所取建明道館

へ附屬。

一、同年同月十二日洋書習學所取立に付達。

洋學所、御端立相成候儀は、御科目中記載有之通り、固より奇藝異技、御物數寄被成候事にては無之、近世西洋諸國大に學術技藝を研究して、精微着實を貴ひ、數千年戰爭止まざりしより、兵學を始め、器械を製し、物產を開くの術、及度學算術等迄、頗實驗を究め、且其精巧なる、我朝之未た及はさる所を發明せしに依而、其長技を取て、吾利用を御補足被成、皇國をして爲萬國に勝れ候樣、 廟謨の萬一を御扶助被成度御趣意にして、況して當今海警等、頻に有之御時節に候得は、尊王攘夷之方、彼の所長を知る事肝要なるべし。而して彼之所長を知らんには、其學術技藝を講究候事、尤急務たるべき儀に付、今度御端立に相成義に候得は、此等之御趣意、能々相辨へ、叨に新奇を歡ひ、正法を厭棄し、外國を誇稱して、皇國を輕蔑致候樣之心得違無之樣可被致候。且又學風之儀は、教化に致關係候儀に付、忠孝之心得、禮讓之行誼を本源とし、總て明道館之定規に基き、洋書相學候樣被成度御趣意に候條、教授始、存寄之儀も候はば內達可致候。

明道館懸り之面々、此度洋學所御取建に相成候に就而は、御國體を被重候御趣意相心得、後日學弊に相成不申樣、學風取締り向を始、萬端入念候樣、被仰付候。

一、同年同月廿二日師役之面々へ。

今度明道館內へ諸稽古所、御寄せに相成候間、左樣相心得、同所へ罷出、弟子引立可申候。尤勤方之儀は、掛御目附、幷師役肝煎へ可被申談候。

元來文武之儀は、倫理を明かにし、廉恥を張り、信義忠孝之心を以相勵、國家之盛衰にも相關する大事業に候處、久敷太平に相馳來、近年不容易時態と相成候て、武藝之儀、一入實用に基付、花法に不流、信義忠孝を本旨とし、士氣振立候樣、教導可致、高弟共も、同樣相心得致世話候樣。

一、同年同月同日明道館懸りへ。

今度武藝稽古所、明道館内へ御寄せに相成候。畢竟文武一途之御趣意に而、別而　皇朝之御國體、武道を御時務に被成候は勿論之儀。殊更近年外患未曾有之折柄、武道廢弛致候ては、彌以大切之事に付、文武共專ら實用に基付、偏文偏武に不相成樣之御趣意柄を、以來入學輩へ致教導候樣。

一、同年同月同日　武藝所詰之者へ。

今度稽古所詰被仰付候に付而は、向後尚以武術研究可致、且又武士たる者、倫常之道致講究候事勿論に候間、壯年に而も有之候得は、手透之節は折角申談、會讀等も心懸候樣。

一、同年五月廿九日明道館懸りの面々へ。

學問之義は、年少之節長進不致候半而は、成熟之妨に相成に付、成器之見込有之者は、上方修業方御世話可被成遣候間、人物見立可申達旨を被仰出たり。

一、同年閏五月十八日數學派立に付達。

一、安政五年五月七日、滯府被仰付に付、歸國之家老に渡せし七ヶ條之內、明道館文武之事、

此儀も前條同樣致擔當、治道に不﹅反樣取計候事、專要に而、徒に書物讀み、或は武藝遣ひの多分に相成候を喜び候而已に而は、實に不相濟候。文學にて申せば、眞誠に識見相開、行々國事の相談も出來、經濟之學に進み候樣、篤志之者と相議し、諸般可及處置候。武事之儀も同斷、徒に武術遣ひのみ出來候而も、其所詮更に無之。是又充分實地丈夫の武術に致度。假令他流之者に而も、無﹅構立合、井蛙之陋見を開達候樣致し度。此等之儀は萬々承知の事なから、申述候。扨只物事窮屈法からみにも不被行事故、しかと與奪之道相立可申候。

○安政二三年頃景岳先生

外國貿易說

一、制產の一途、從來治國富民之要務に御座候處、近來貿易相開候に付ては、彌增御大切なる義と奉存候。

一、於御國表、農工手業操作之筋、次第に御世話も

被爲在候上は、産物之員數、年々夥しく增進可仕候。

一、右を程能く賣捌候事、肝要之義に奉存候。

一、當今之勢にては、右諸品物を以て外國と取引相始候事、誠に國家に於て大なる御利益可有之奉存候。

一、右に付長崎箱館等へ商館之御設け御座候事と奉存候。

一、外國民は商律を守り信義を基と致し候故、本朝の商とは心術不同候。

一、外國民と引合候上は、品物之交易のみならず、智慧之交易肝要に御座候。即製作使用之器械、經濟實用之談論をも交易致し度奉存候。

一、方今の形勢は、五大洲之模様を先知仕候者。大利を獲可申候。

一、彼之情を得、彼之長を習ひ、之を御國内に推廣め候は丶、其利制産のみならずと奉存候。

一、貿易引合之間に、逐々懇切之談に及び、含蓄、測量、航海等、諸學科之事をも穿鑿仕度候。

○安政三年頃景岳先生建白書

當今御政事多端、殊に逐々新規御端立も有之候折柄故、要路盡く其人を被爲得候は申迄も無御座候得共、實使疏踰親賤踰貴之御思召無之候半て相成不申儀と奉愚考候。然る處衆官の中悉皆才能忠貞之士に非さる者も、資格門地年頓等にて自然轉進致し、疎外者より見受候へば、政府諸有司選擧之法、未だ十分其術を被盡候樣にも彼考候處より、自分諸民上威に不服氣味相生じ、夫上御政令等を是非議論仕候者不少哉に相聞申候。賢材之朝に在るは、實に猛虎之深山に在て百獸懾伏するか如く、嚙囓咆哮を不待して百獸可伏筈之處、當今狐狸狗鼠之輩横議暴行仕候て不憚、乍憚政府中眞人材を不得給より相起り候儀と奉存候。右之如く資格門地年頓等にて進候士は、大抵上者謹愨正直、下者は惰懦柔媚に限り可申候。方今有爲之會に當り、何之爲に右等無用之人御拔用

被成候哉、愚臣實に不解事に御座候。右等よりして俊邁雄烈之士は共に同列する事を愧候て、或は務て高蹈勇退致し、或は行を汚し名を避候に至り可申、今後數十年に到り、其弊實に不可言者可有之と奉存候。

○安政二三年頃景岳先生の西洋事情書

近來西洋各國、専ら政教を修め、人民を撫育し、其法度紀律整肅懇到中々一方ならず。國王僅十餘人之供にて身輕に致し、民間を巡遊し、疾苦を恤み、苛政を察し、吏治の行屆と不行屆を訂稽、陟黜賞罰を行候。國王巡行之節別に行在所を不設、何方にても民屋に止宿致候由。租税も先大約二十にして一を取る位のよし、此も國王一身の簪、口腹居所の爲には不費、重に救荒禦災之手當に致し、國王居所等は至極手輕なる趣、館の周圍漸二町計と申事、詰居候人衆も二十に不過位之由、何方よりなりとも面會致度旨申來候者には直に應對有之、其事情一々推問有之候よし。政體の趣意は一に天帝之意を奉行すると申ことにて、上下共衆情に戻り公議に背候儀は不爲事、第一の律令に有之候よし。依之役人の選擧杯、先第一に國内の衆論に基き、賢明才學之者を擧用致し候由、國王之一族は貴族と唱、推尊致置候得共、此も不賢なる人は政事等は必不預しめ候由、殊に國家の大事法令を改、兵革を動、工作を起し候樣之儀は、學校へ下し、熟議上にて舋論相定、政府へ申達、政府にても夫々之官、反覆討論して、衆議一同之上にて行候よし、因て國王迚も一人にて吾意に任せ、恣に大事を作すこと不能由。學校之政殊更行屆、政官之者も多く此より選擧に相成候故、實用の學を主とし、天文、地理、測量、算術、究理、分拆、醫科、交易の學等、諸州縣に有之、其外邦制、軍爭、禮儀の學校も有之、右之内より又數科之學科を分け、幼年より就て習はしめ、其材能成就を待て採用致由。啻男子のみならず、女子も刺繡機織等より手習讀書

迄爲學候學校有之候よし。一事にても新發明の事有之候へは、其を學校へ下し、其是非利害を糺し、定論相立候上にて、或は之を書に著し、或は之を製作して、唯其國のみならず、遠く他邦へ迄需ぎ、人を利、己を利候樣、心掛候事西洋各國之風習に有之候由。

○明道館之記（景岳先生所撰）

明道者。明此道也。凡天下之事物。莫不各有當行之理。所謂道也。若夫父子之親。君臣之義。則之是也。蓋道者。雖人性固有。不待外求。自其非生知之資。苟學而不明之。則氣稟所拘。物欲爲蔽。而不能由於夫當行之理也。恭惟上古
神聖建極垂統。
列聖繼明以照四方。道之明。亦無以尙。而又資文
敎於漢土。以贊我
神武。於是此道愈明
皇化遍敷。黎庶時雍。四夷賓服。所以寶祚與天地無窮者。豈偶然哉。中世以降。此道漸衰。異端乘其間。
皇化不振。禍亂相踵矣。而我
東照宮。天縱英武。又明斯道。以弘濟屯難。內尊
皇室。外攘夷狄。遂置天下於泰山之安。二百有餘年于此。不亦烈哉。吾祖
淨光公。親其胄。而雄武之資。以佐其業。受封此土也。藩屏
國家。然治平之久。風移安逸。俗趨功利。予嗣守
祖先之遺緒。恒懼不堪其任。而況於方今有洋警之急。豈當不慨然盡力矣。故今設此館。與士大夫講明此道。推以及衆庶。文武相資。政敎一致。倫理整正。上下誠一。庶幾塞藩籬萬一之責。報
國家無窮之恩。以不墜
祖宗之業云爾

安政三年乙卯月日

源　中將慶永記

○安政三年四月頃景岳先生

蘭書冶鐵學の直譯文

（越前藩士佐々木長淳氏に授けたるもの、但し佐々木氏より聞書せし部分もあり。）

「鐵ノ炭素ト結付ケ」

此場所ニハ凡テ日用ノ鐵ノ種類ガ屬ス、則麁鐵棒鐵（イナガー）鋼ノ如シ、「麁鐵ニ付テハ人ガ二ツノ重ナル種類ヲ知ル、」白色ト及灰色ナリ。

第一、白キ麁鐵（スピーゲルエーゼル「ヘルデル、イツト、キートエーゼル、ハルドエーゼル」）ガ葉狀ノ結晶樣ニアル銀ノ如ク白クアル。鋼（スタール）ヨリ固クアル。而シテ夫故ニ鋼製ノ道具ニ由テ侵サレ得タ。モロク夫故ニ互ヒノ打合セニ由テ一二ノ手傳ヲ取ルヿナシニ碎ケル。夫ガ甚ダ卑キ熱度ニ沿テ、灰白ノ麁鐵ヨリハ甚タ卑キ熱度ニ沿テ解ケル。併シ解タアリサマニ於テドロリトナル。稠厚ニ流動スベクアル、固クナルヿニ沿テハ、鐵ガ灰白ノ麁鐵ヨリハ甚ダワヅカ肥ヘル。

速ニ解カスヿニ由テ、夫ガ云ハレタル性質ノ一ノ目的ニ付テモ變ゼヌ。併夫ガ溶解點ヨリハ甚タ高キ熱度ニ沿テ解カサレテアリ。而シテ甚タ徐々ニ冷ヤサレテアルトキニハ、其トキニハ夫ガ灰色麁鐵ノ内ニ變スル。次デ空氣ノ内デ燒クヿニ由テ、但シハ夫ヲサイマツ（細沫）此内ニ（即チ炭末骨灰或ハ血石ノ如キ細末）ツメルヿニ由テ、此白キ麁鐵ガ夫ノ固サヲ失ヒ、而シテ鋼樣ノ柔サヲ得ル。（テンペレンフルサクテン）其他此白鐵ガ灰色鐵ノ通リニ左樣ニ强クシメリアル空氣ノ内ニサビヌ。如何トナレバ、白鐵夫ガ炭素ニ親密ニアル。而シテ甚ダタンソガ富ンデアル故ニ、白色麁鐵ガ含蓄樣ニ結付キタル五十部ノ炭素ヲ含ム。此金ノ外ニ、纔カノ滿俺（ゴス）、珪土、及ビ燐（ポスポール）、時トシテハ硫黃ノ殘リ物ヲ含ム。

第二、灰色麁鐵（グレースギートエーゼル）粒狀、時トシテハ麁粗、時トシテハ細微、灰色ヨリ黒ク、或ハ灰色ヨリ光リ、夫ガ己ヲ鋼製ノ

道具ニ以テ營マシメル○殊ニ色ガ甚ダ黑クアルホド夫ダケ愈タヤスクアル○光リアル鐵ガ黑キモノヨリハカタサノ高キ度ヲモツ○打合フヿニ由テ夫ガコレヲ弘メシムル○夫ガ働キモノヲ受ケ取ル○夫ガ白キ麁鐵ヨリハ六ケ敷溶解スベクアル○併シナガラ稀薄ニ流動スベクアル○夫ガ甚ダ多ク「ハーメルスラフ」ヲ形容ラヌ○併ナガラ長キ時ノ後ニ「ブロツセル」(モロキヿト)ニナリ、而シテ僅カ解クベクナル○速ニ冷ヤサレタ處デ、夫ガ白キ麁鐵ノ内ニ變ズル○夫ヲ人ガ併シナガラ夫ノ固サノ「テンペレン」ニ由テ奪ヒ得ル處ノ者也○灰色麁鐵ガ白鐵ノ通リニ一様ニ炭素ヲ含ム○是ノ外ニ灰色鐵ガ白鐵ヨリハ僅カ多キ珪土及ビ燐ヲ含ム○併ヨリワヅカノ滿俺及ビ硫黄ヲ含ム○此二ツノ者ガ「ガラビート」ノ分拆ヲ妨ゲルト見ユル處ノ者也○

△グレースキツトギートエーゼル

○(最初ノコト)二種ノ細カナル粒ノ混ジモノデアル○夫ノ内ニハ、時トシテハ灰色、時トシテハ白色ガ過度ヲ持ツ所ノ者ナリ○其事ヲ人ガ灰色ニ付テハ白點ヲ以テ、或ハ白キ色ニ、灰色ヲ以テ知リ分ケ得ル處ノ者ナリ○

○麁鐵ノ二ツノ種類ガ已ヲ稀硫酸(緑ハン一分水五分ノモノ)及ヒ鹽酸ノ内デ、炭素ヲ含ンデ、甚ダ快ヨカラズ香フタル水素瓦斯ノ發出ノ間ニ溶解スル○強ク薄メタル○硝酸(硝石製ニ水ヲ加ヘタルモノ)ニ於テハ、カレガ瓦斯ノ發出ナシニ消散スル○而シテ夫ニ沿テハ全キ炭素ノ位ガ殘ル○灰鐵ガ鑛ノ溶解ニ由テ得ラルル○

△エーゼルヒユツテン之ベールキング

○大切ナル鐵鑛ガ磁石デアル○赤キ鐵デアル、棕色鐵及ヒスパート(ホタル石ノ類)鐵デアル○併シ夫ラハ諄粹デハナク、却テ異狀ノモノヲ以テ、混ジテ顯ハル、處ノ者ナリ○多ク通例ノ混ジモノガ、珪土、酸、燐酸、石灰土、苦土、半酸、滿俺、及ビ白堊土、夫ニ沿テハ、時トシテハ未

ダ硫黄ガ來ル處ノ者ナリ。若モ夫(イワウ)ガ共ニ顯ハレテアルトキノ硫黄坑ヨリ生ジタ處デハ、硫黄ガ來ル處ノ者ナリ。

○鑛ヲ溶解ニマデ支度スルヿノ爲ニ、鑛ヲ前以テ少サクナスヿ、及ヒ異物ヲ即チ逃ルコトニ向テ受クベキモノヲ、ナルタケ遠ザケルコトガ肝要ニアル。最初ノヿハ細カク打ツヿニ由テ出來ル。終リノヿハ掘出スヿヤ、洗フヿ、及ヒ燒クコトニ由テ出來ル。多クノ鑛ヲ(石ノ如ク堅カノヌモノ)人ガ又永キ間クサラスヿ(ナレルヿナリ)ノ爲空氣ニ觸レシムル。

○鐵鑛(エーセルエルツ)ノ溶解ガフイゴニ於テハ、廿尺、四十尺ノ重ナリタル玉形ノフイゴニ於テハ、夫ノ最下タノ部分ニ於テ(即足ナリ)最ホドヨク、口火(モンドフテグ)ニ由テ熱クサレタル空氣ヲ以テ、(攝氏ノ大抵二百五十度カラ三百五十度ニマデ攝氏ノ寒暖計ハ百度ガ沸騰ナリ)風ガ送リ込マレタル處ノ者ナリ。

○焚モノトシテハ、人ガ木炭、「コックス」石炭、或薪木、或又此種々ノモノ、混合ヲ用ル。焚モノガ固クアレバ、アルホド夫ダケ竈中ニ吹込マル、處ノ張リ込ガ、風勢ヲ持タネバナラヌ。

○溶解ノ初ニ沿テハ、夫ハ模樣ガ(即チ竈ノ樣子ガ)其ヿヲメグムダケ其間ツヾク處ノ溶解ノ初マリニ沿テハ、竈ガ前以テ、及ヒ氣ヲ付テ、アタ、メラル、。其後人ガ掛ラレタル、即量ラレタル鑛ト炭トヲ竈ノ上ノ穴ニ由テ(口ナリ)持來ス、其內ニ風、即空氣ガ大イナル張込ニマデ持來サレツ、。

○竈ノ道ガ極リタル手傳ヲ得ラルベキ、鐵ノ形ノ上ニ持ツ。白キ庵鐵ガ卑キ温度ニ沿テ灰色鐵、高キ熱度ニ沿テナリタツ。最初ノモノヲ人ガ、夫故タヤスク流動スベキ鑛、及「スラツケン」カヲ得ルデアラフ。如何トナレバ彼ガ長ク溶解ノ場所ノ內ニ住マハヌ故ニ、或ハ人カ炭ノ輕キ種類ヲ、及ヒカネノ大ナル分量ヲ、用ユルトキ得ルデアラフ。灰鐵ガ己ヲ夫ニ反シテ人ガ云ハレタル最樣ヲサケルコトヲ務メルトキニ容作ル。

△エーゼール之フリッセン

○屈曲スベキ鐵ノ拵ヘカタ。棒鐵ハ麁鐵カラ、イハユル、フリッセンニ由テ、夫ハ火焚所即チ、フラムオーヘンスニ於テ出來ル處ノ、フリッセンニ由テ出來ル、人ガソコニマデ重モニ白キ麁鐵ト及ビ殊ニ炭素ノ少ナキ分量ヲ含ム處ノケ様ナモノヲ用フル。灰色麁鐵ガ溶解ニ由テ水ヲ以テ冷サレル。而メ人ガ未タ半日ノ間ダ竈ノ内ニ焼ク處ノ「シケーヘン」ニ於テノ鑄形ガ、或ハ亦鐵ノ鑄形ニ於テ溶解ヤ、鑄カケルコトニ由テ、「フリッセン」ニマデ預備セラル。

○「フリスハールド竈」ノ上ニ、己ヲ四角ノ廣サガアル、夫ハ鐵ノ板ニ由テ界ヒメアル處ノ四角ノ廣サガアル、其（鐵板ナリ）内ニ火ガヲカレル處ノ者ナリ。此火焚所ガ、嵩サニ於テ、フイコノ仕掛ガ働キ得ルホド、左様ニ向ケ込マレテアル。一片ノ麁鐵ガ、夫ヲ人ガ此營ミニカケルコトヲ願フ處ノ麁鐵ガ、火ノ内ニヲカレル木炭ヲ以テ掩ハレ。而シテトカサレル。其后鐵ノ塊、或ハ「ブラークエーゼル」ヲ以テ履攪セラル、即チ「ハーメルスラク」ノ加入ニ由テ新ニ一所ニ解カサル、夫ニ沿テ夫ガ常ニ多クノ流動性ニ於テ減スル半バ酸化シタル鐵ノ酸素、即チ「ハーメルスラク」ノ酸素ニ由テ、炭素ガ麁鐵除々ニ取除ラレル彼ガモヘル、此鐵ガ夫ニ由テ清淨ノヨリ大ナル度ヲ得ル。併テ兼テヨリワヅカ溶解スベクナル。其「ゲフリステ」ノ鐵片ガホドヨク熱熟シテアルトキニハ、其時ニハ人ガ夫ヲ火カラ取出シ夫ヲ水ヲ以テワヅカ冷シ、夫ヲカヽリタル「クルーイスバン」カラ清淨ニスル。而メ夫ガマヾ焼ヘテアルノニ、水車ニ由テ運動ノ内ヘ持來タサレタル「ハーメル」ノ手段ニ由テ、夫々「バフルレムユ」（平タクスルコト）ノ形ヲ與ヘル「夫レカ「ゲフランク」（チヒシケ）トサル、ト」人ガ「オルフ」ヲ種々小サキ片ニオキテ切リ及ビ夫ヲ新タニ全ク棒ニマデトカス。時トシテハ人ガ棒ノ屈曲スベキ鐵ヲ「ゲノリスト」ニナル

ヿノ爲ニ火ノ内ニアル處ノ鐵片ノ中ニサシ込ム。人ガ夫ヲソノ内デ一二回マワス、カヽリタル片ヲ鎚ヲ以テ强ク打チ、夫ヲ更ニ火ノ内ニサシコム。而メ夫ヲ以テ「アーンロープコロフ」ガノゾマレタル厚サヲ持ツコトニマデ進ミ行ク。其后夫ガ棒ニマデトカサルヽ處ノ者ナリ。ケ樣ニ得ラレタル鐵ガ拔ンデタル德ナモノデアル。而シテネバ强クアル。

△鐵　條

性質、灰白粒狀、鍛冶シタル處ノ形ヲ熊手樣(ニツレレニナル)ノ裂目アリ。鐵ハ諸金ノ中ニテ最モ粘强ナリ。尋常ノ氣溫ニテハ、堅クシテ延長シカタシ。熾焔中ニテハ軟カニナリ甚ダ延長スベクアル。白焔中ニテハ二片ノ者互ニ溶ケ合テ相結着ス。而メ最劇ノ白焔ニテハ尙溶解ス。寒燥ノ氣中ニテハ鐵ノ質ヲ變スルコトナシ。稀酸液(硫酸硝酸ノ薄キ者ナリ)ニ漬セバ、水素瓦斯ヲ發シテ熔融ス。

製造、人ガ善好ナル棒鐵ノ鑢屑(ヤスリコ)ノ隨意ノ分量ニ、四分ノ一ノ「エーゼハアメルスラフ」ヲ以テムスビツケ、鉛氣ノナキ硝子末ヲ以テ掩ヰ、而シテ其レヲ劇シキ鞴(フイゴ)ノ火ニテ熔ス。

夫ニヨツテ己ヲ棒鐵ノ炭素ガ「ハーメルスラフ」ノ酸素ト己ヲ結付ケ、而メ炭酸トナツテ消散ス。

第二、純粹ノ酸化鐵ハ、適度ノ熾焔ニ沿テ、水素ニ由テ導キ返サル。此場合ニ於テハ人ガ鐵ヲ細末ノ形ニ於テ得ル。混合シタル鐵ガ金屬ト成テハ、北「アメリカ」ニ於テノ一ツノ場所ノ上ニ來ル。而メ「ユラル山」ニ於テハ「プラチナ」ト結付タ處テ顯ハレル。其他人ガ鐵ヲ多クノ場所ノ上ニ所謂「メテオールステーネン」ノ内ニ見出ス。夫ヲ人ガ地球ノ表面ノ上ニ出逢フ處ノ者ナリ。其内ニハ鐵ガ「ニツケル」(鐵名)ヲ含ンデアル處ノ者也

○鐵ト酸素トノ結付ケ。此二ツノ重ナル者ハ「半酸」(オキセーヂン)、及ヒ「酸化」(オキセーデ)デアル、第一ニ「エーゼルオキセーヂン」ガ黑キ粉デアル、水ノ内ニ解クベキ「エーセルオキセーヂ

ン」ノ、清淨ナル酸カラ人ガ「アルカリ」（ホツトアスノ類）ヲ以テノ沈澱ニ由テ、白キ「エーゼルオキセーヂン」ノ「ハーダラート」水素ヲ得ル。夫ガ空氣ニ觸レラレタ處デ、甚ダ速ニ綠色ニナリ、而シテ終ニハ棕色ニナル如何ナレバ鐵ガ已ヲヨリ高ク酸化スル故ニ、其上ニ己ヲ半酸鐵鹽ノ金ノ導キ手ニマデノ用ヒガ本ヅク、タトヘバ黄金ヤ「インヂゴ」ノ如シ。

○半酸鐵、酸化鐵、此ノ結付キ者ガ黒クアル。「マクネート」ニ由テ引付ラル。而シテ鐵ガ焔熱ニ沿テ水蒸氣ニ由テ、酸化サル、トキニハ、但シハ「鐵ガ空氣ノ內ヤ或ハ酸素瓦斯ノ內デ、モヘルトキニハ生ル」（ハーメルスラフ）或ハ終リニ若人ガ「エーセルオキセーデヘータラート」（上ニ見ユ）ヲ鐵末及ヒ水ヲ以テ燒クトキニハ、水素瓦斯ノ發出ヲ以テ生ル、夫ハ「シカンヂナヒー」（地名）ノ重ナル鐵鑛デアル所ノ、八面ニ於テ結品シタル磁石ガ同ジ結付ノ者デアル。人ガ又倘若人ガ此結付ノ水素ヲ閉タル道具ノ內ニ燒ク時ニハ酸化鐵ヲ得能フ。

○エーゼルオキセーヂールオキセーデヘーダラート（酸化鐵ニ水素ノ含タル者）夫ガ綠色ヲ以テ酸化鹽及ヒ半酸鹽ノ交合セラ「エーゼルオキセーデヘーダラート」ノ形作リニ由テ沈澱サル、、併其色ガ速ニ赤色ノ內ニ移行ク處ノ者ナリ。人ガ此結付ヲ二鐵ガノ硫酸ヲ以テ酸クナサレタ處ノ水ノ內ニ純粹ノ硫酸鐵ヲ解カス時ニハ此ノ結付ヲ得ル。此ノ溶解ニ沿テハ見テノ半酸ガ酸化ノ內ニ移行テアルコトマデ、硝酸ヲ加ヘルトキニハ此結付ヲ得ル。夫ヲ以テ人ガ然ルトキニハ純粹ナル空氣ノナキ水ノ中ニ解カサレタル硫酸鐵ノ同ジ分量ヲ混スル處ノ者ナリ。而シテ此結付キタル熱沸ノ流動物ガ「アンモニヤ」ノ過量ヲ以テ沈澱スル處ノ者ナリ。棕黒ノ沈澱ノ乾固ノ後ニハ倘黒クナル。「スタール」ハ大抵1%ノ炭素ヲ持チタル鐵ニシテ、其熱燒シタルヲ冷セバ堅クナリ、之ヲ燒ケバ再ビ軟カニナリ、強キ白焔ヲ發セル火度ニ於テ

ハ溶解スルノ性質アリ。其製法ニ二種類アリ、即チ「ナチュルレーキ、スタール」、及セメントスタール」。

第一、ナチュルレーキ、スタールノ製法ハ、白クシテ葉狀ヲナセル粗鐵、即「鏡」（スピーゲル）鐵ヲ取リ、「フリースハアールド」ノ火ニテ、一片ツヽ溶解セシム、其蒸餅ノ如クナルヤ否ヤ、此ニ預メ紅燒シヲキタル粗鐵ヲ加ヘテ、共ニ同時ニ溶ケシム、而シテ、又幾度モ右ノ如ニシテ、終ニ六七枚モ合セ熔スニ至ルベシ、其后火ノ中ヨリ、右ノ如クニヤキタル鋼ヲ取出シ、中心ヨリ「ピラミデスチユクケン」ニ於テ打切リ、而シテ之ヲ鎚ニテ棒トナス。

第二、セメントスタールノ製法ハ、堅ク強ク其故ニ炭素多キ棒鐵ガ最モ適當セリ、人ガ此鐵ヲ一半ヨリ、二ドイムノ廣サ四分ノ一ドイムヨリ、半ドイムマデノ厚ノ棒ニテ用ヒ、其ヲ人ガ長形ノ土櫃ノ中ニ於テ、甚ダ細カナラヌ木炭末ノ間ニ什細ニツメコミ、彼ガ互ニ觸レ合ヌ樣ニスベシ。土櫃ハ蓋ノ代リニ、不斷火溫ヲ含ミタル細キ砂ヲ以テ覆ヒ、而メ數日ノ間「セメント」竈ニ入テ石炭或ハ木炭ノ火ヲ以テ周圍ヨリ宜ク之ヲ燒クベシ。粗ナル「セメント、スタール」ハ袋胞ヲ以テ掩ハレテアル。然レドモ最早鐵ノ種ヲ含マズニアル。併シ外部ハ內部ヨリハ常ニ炭素多ナリ。人ガ英吉利ニ於テ、亦鐵棒ヲ土管中ニテ燒キ、及ビ其レニ因テ光素ガス（殊ニハルスガス及ピオリーガス）ヲ導クコトニ因テセメントタチーヲ成シ上ケシナリ。

△「獨逸」クーレル之シケイキユンデ千八百四十四年

○ホルムケレイ（模ニスル亞土ネバ土ヲ云）或ハプラスチセケレイ（物ヲ作ル土ヲ云）夫ハ水ヲ以テシメサレタ所デ、一ノ多少コネラレルベキ容作ルベキ閉子ヲ送リ出ス處ノホルムケレイ或ハプラスチセケレイ、夫ノ續キニテ、人ガ夫ヲ肥ヘタル（ネバリヨキヲ云）者ト、及ビヤセタル（ネバリ少ナキヲ云）者ニ於テ分ツ處ノ者ナリ。○キイセルシユーレ、ケレイアールド（珪酸亞）（珪酸ハ火石ノ內ニアル油ヲ云）及ビフレイキ

イセルシール(珪酸斗ナ云フ)ノ外ニ、彼ガ時トシテハ「アルカリ」(アクノ類)、「カルキ」(石灰)、及ビ苦土(ビッテルアールデ(明礬ニナル土))、酸化鐵(鐵ノ銹ヲ云)、及酸化滿俺(マンガンノ銹)(滿俺ハ錯ノ類セルモノ)ヲ含ム。夫ニ由テハ彼ガ色付ラレル處ノモノナリ。○水ヲ以テ、コネタル「ケレイ」ガ空氣ニサラサレタルトキニハ、ソコニ水ノ大部分ガ蒸發ス。ソウ云内ニモ、固マリガ夫ニ由テ一ノ或ル固サヲ得ルノニ、○水ノ内ニ「ケレイ」ガ二タビ柔カニナリ、ソウシテ、彼ノコネベキ事ヲ取カヘス。○熾熱ノ内ニ、彼ガ己ヲ一ノ甚ダ種々ノ調合ニ由テ目印シスル(種類ガカワルヲ云)。○此ヨリ「ベイプアールド」尤モ重キ「ケレイ」ノ種類ガ夫ニ由テ一ノ聊カ嵩ニ於テ減スル、固クナル、然レトモ左様ニ際テヲル。彼ガ水ヲ彼ノ嵩ヲ透シテ、シュミ出サシムル程ニ、然レトモ柔カクナルコトナク、シュミ出サシムルホドニ左様ニ際テヲル。(「ペイプアールド」ニ上ナ云)

○彼ガ夫ニ沿テ(ヤクヲ云)彼ノ雪白ナル色ヲ一ノ明カナル黄色様カ或ハ赤キ様ナル白色ヲ以テ取カヘル。然レトモ光リナク、土ノ様ナル見ヘヲ持タ處テ、白色ヲ以テ取カヘル。

△鎔堝(スメルトクルース)(ルツボ)

○尤モ名高キ種類ガ「イギリス」ノデアル、上ハ製ノ、トカシヤデニ用ヒラル、處ノ「イギリス」ノ(地名)テアル「イプセル」(地名)ノ或ハ「パッサウエル」(地名)ノ及ビ「ヘッシ」(地名)ノ鎔堝デアル。「イギリス」ノガ一部ノ火ニ堪ユベキ亞土、四分ノ一ノ「ガラヒート」、及ビ四分一ノ「コックス」(蒸溜石炭)末カラ組立ラレテアル炭ヲ含ミタル成分ガ燒ル間ニハ、鎔堝ガ大ナル際間(氣眼なり)ヲ得ル。夫ニ由テ彼ガ破ルコトナク、一ノ強キ寒熱ノ變化ヲ堪ヘ能フ處ノ者ナリ。○「パッサウエル」ノ鎔堝ガ、二分ノ「ガラヒート」ヲ以テ精密混和シタル一部ノ亞土カラ成立ツ。風ニ乾カサレタ處デ、彼ガ一ノシメリタル石ヲ以テナメラカニコスラレ、ソウ

シテヅヨク乾カサレル。○カレノナメラカナル表面(爐ノ内チ云)ノ内部ノ譯カラシテ、カレガ取ワケ金屬ノ(則貴キ金屬)ノ解カシニマデ適當シテアル。外部ニ「ガラヒート」ガ使用ニ沿テ焚ル。○「ヘツシ」ノ鎔坩ガ「ケウルヘッセン」地名ニオキテノ「コロッサル」、メロデ」ト云フ處ニテ、亞土ト及ビ砂ノ和物カラ拵ヘラル、、ソウシテ十分ニ燒カルル。人ガ精細ニ亞土ノ内ニアラワレタル「ズワーフルキイスニイレン」ヲ遠ザケル。夫ニ由テ鎔坩ガ火ノ内ニテ穴ヲ得ル處ノ者ナリ。此鎔坩ガ最モ多クトカスコマデニ用ヒラル、。彼ガ甚ダ火ニタエベクアル、然レドモ寒熱ノ變化ヲ破ルコトナシニ、タヘ能ハヌ、

○安政四年四月十二日學問所事件に付布令原案

(景岳先生稿)

洋學御端立

洋學之義筋合正しく相開候時は、其利夥有之候得共、萬一杜撰に相成候時は、其害亦言へからす。此天地間有力優偉之者皆然り。啻に洋學而已ならず、水火の如き亦然り。凡そ大に人を利するものは、亦必ず大に人を害する弊なき事能はず。故に此學の開闢始に於て丁重用心可致也。

第一則

明道館教授助教授之内一人之が總裁たるべし。其故は此度御端立の御趣意は、兵法、器械術、物產、水利、耕織等の諸術を、彼の長に就て學び取り、我義理純明之學を補助被遊候思召にて、決して明道館の學の外に洋學と申者一派御營建有之候趣意には候はず。行々は已上の科を學び候者迄も、學一經に通じ候者御撰み、其方の所長に隨ひ、夫々可被仰付筈に候間、全く今日銃術、馬術等御引立被成候と同樣の事に候故、別に敎授を設け不申事。

第二則

會頭を立、講習不怠樣に致し、其勤惰を詳にし、之

を教授に訴ふ。

第三則

句讀師を立、素讀相授。

總　教

文武を始め、諸稽古之學政を統べ掌り、諸生の黜陟賞罰、惣而學館細大之事、一切之を奉行す。

參　教

總教の遺缺を補綴し、其をして過不及の失なからしむ。文武の大體に達し、德望ある者に任ず。故に今執政閣員之に任ず。

高知は國の匡室にして從政之責ある者なり。故に擧皆講究局に入て、之を訓誨勉勵せしむ。

（此間學監幹事の職制を脱す）

教　授　二　人

學生教育之事を掌り、名簿取調、御書籍出納之事等、館中學事に屬する者、一切之を統べ司とる。

助教授　三　人

職司教授準ず

訓　導　五　人

教授助教授之意を繼、學生を訓誨誘進する事を掌る。名簿取調、御書物出納之事、悉皆預之。

學校諸役人之事

一、御役人之分は既に御定之通に而、至極御尤に奉存候事。

一、教官之分も至極御尤に奉存候。

但教授助教兩員は學館の重職に御座候得は、尤其人を可撰儀と奉存候。依之、以來は講究師之内格別相勝れ候人三四輩拔擢致し、訓導助役、蒙養助役など申名目に致置、人心之服不服、幷其人之行誼學術等彌長進致し候哉を相考度候。若後日教授助教缺候節は、其者を以て補候樣仕度奉存候事。

此分學館師役と唱、武藝師範に準し候事。

一、句讀師、助句讀師之内に而、帳面方兼勤爲致度候事。

右は年中出席玉數御取調並御試等種々相立候得は、其取調方隨分手數も掛り候間、其役に具へ置度奉存候。

一、生長を相立候事。生徒幼年之者之分は伍組を相立、大抵十五六歳以上學才も有之、行狀身持も宜者を撰み、是を學生組頭と唱へ、十三四歳以下の幼學十人を是に屬し、素讀復習、又は行儀作法等、萬端組頭引廻し、藝業出精爲致候樣有之度奉存候事。

若々其組の内に不出精不行儀之者有之候節は、師役より生長を呵責致候事。

一、諸役所に、文武引立世話役被仰付候樣有之度、奉存候事。

是は一役所一組合之内、筆頭又は年齢長し候歟、又は文武藝術之出來候者等、其人を御撰に而被仰付。扨其詰所中之者の藝術之勤惰を引立世話仕候事に御坐候。是役有之候時は、役附候者迄も御用之暇には是非諸稽古所へ出席仕候樣相成可申候。且些少之失愆等は此者より異見加へなど爲致、藝術に不限、勤向之精不精、家事の取締迄も、心附樣に爲仕度奉存候。

一、洋學御端立之義、御科目中に論載御坐候通、固り奇方異伎御物數寄被成候而の御事にては决而無之、近世西洋大に學術伎藝を研究、殊に數十年戰爭止まざりしにより、兵科を始、器械を製し、物產を開き候事及度學算術等に至るまて、頗る實驗を盡し且其精功を極め、間々皇國と雖未だ及ばざる所を發明仕候故、彼之長伎を取て吾皇國の利器を御補足被成、皇國をして益諸邦に勝れ候樣に被成度御趣意と奉存候。まして當今海警等頻御坐候御時節に候へば、尊王攘夷之策、先彼の所長を知り候事、第一たるべく候。彼の所長を知り候には、其學藝伎術を講究仕候事最も急務たるべく義に付、今般御端立に相成候御義と奉存候。右等の御趣意能々相辨へ、叨りに新奇便用を喜び、外國を夸稱して、皇國を卑視

致し候樣の所行無之樣、心得爲仕度奉存候事。

一、洋學の一件教授不案內とは乍申、明道館へ御附屬被成候上は、萬端教授指圖に御任せ被下、御趣意に齟齬不致樣心配仕度候。倂又學術の義は大に世上の風俗敎化に關係致し候間、忠實の心得、廉恥の風儀を本源と致し、洋學相學び候樣致度奉存候事。

一、洋學之儀は、西洋之言語文字相習候內は、洋學に熟し候者に就き相學び可申事勿論に候得共、旣に其言語文字に通達致し候上は、銘々の所長を料り、究理科、分析科、兵學科、製械科、開物科、曆算科、測量科、天文科、地學科等の一科に分配致し、其一科に習熟爲致候樣仕度候。併し右の如くに致し、洋學科のみ孤行爲致候と、末に至り自然一偏に陷り候弊も可生奉存候間、行々は敎授より篤と人撰致し、學一經に通し候者に洋學一科づゝ爲相學候樣仕度候。喩ば春秋內外傳に長し候者に兵科、周禮に長し候者に製械科、開物科、易に長し候者に究理科と申樣に致候はゞ、御趣意の如く、正しき學風に相成可申候。

一、生徒の儀は當時定員三十人と御定め可被遣候。萬一定員外にて蘭學致度旨申出候族有之候節は、明道館に於て篤と其人物相糺候上許否可申上候。

一、定員の生徒は隨分人物御擇被成候而、性質宜しき者に被仰付度候間、最初は先づ洋書習讀心懸候樣被仰付、文法書一部、究理書一部相濟候迄に、其人心術等切に見とめ、其上にて定員に御加へ可被成候。

一、定員の輩廣く研究致度に付、他所へ遊學等相願候節は、定額之御手當被成下、貧生にても可なりに勤學出來候樣被成下度、本人歸鄉の上は、教授より其人風儀學業相糺可申上候。萬一心得違の輩御座候節は、急度御嚴責可被仰付候。

一、今度洋書習讀被仰付候族は、已來明道館講日會讀等急度出席可致旨、被仰付候樣仕度候事。

一、明道館之儀は、當時未だ御草創に御坐候故、平日會讀習讀等之場所さへ指支へ勝に御坐候。此上洋書習讀相始候節は、益狹隘混雜致し、一統學事之妨にも可相成奉存候。依之當時幸ひ醫科蘭學教導の爲、坪井信良濟世館に於て授業致居候間、此般被仰付候洋書習讀の者、彼方へ當分御頼に相成、後日明道館一黌御建立之上、館中に而習讀致候樣爲仕度奉存候。右樣仕候へば授讀方等も不足不仕、旁授受之者共に便利を得可申奉存候。

一、生徒人選之儀も精々心配可仕候得共、當時建學未だ年月を經不申、來學の者不饒折柄に御座候故、今般の處は從來洋學に志御坐候者之內、人物御選み、十四五人程被仰付候はゞ可然奉存候。其餘は逐々願出候者並少年者輩、篤と吟味仕、申付度奉存候。

一、濟世館信良へ當分御預に相成候へども、元來明道館中學事之一端に御座候間、助教之內一人づつ折々見廻り、學業風儀等吟味爲仕度奉存候。

御觸之寫

教授へ

此度洋學科御端立に相成候に付ては、御趣意通り、心得違致し後日學弊生じ不申樣に、學風取締り向を始め、萬端入念候樣被仰出候。

惣觸

此度於明道館洋學科御取立に付、究理科、分拆科、兵學科、製械科、開物科、曆算測量科、天文科、地學科等相學候爲、原書學被仰付向も有之候得共、尙又右等の學科心懸度面々は、明道館へ申立、指圖を受、原書學相始可申候。右は兎角人情妄に流行を逐ひ、或新奇を好み候處より、着實の法度風儀を害ひ候樣の事有之候而は、不相濟義に付、學風に被入御念事に候條、可被得其意候。尤同所へ不申立、竊に原書取扱候儀、已來急度御禁止に候間、此又可被得其意候事。

一、此度學生濟世館へ御預に相成候共、入門の儀は

矢張明道館へ願出、當式の如く爲仕度候事。

一、學問は道之修行に而、藝術而已修行にては無之義勿論に候處、兎角藝能而已と心得候者有之、自ら儒官に成候身分には無之候間、深く學問致し候には不及抔と、常に能く申す人有之候。畢竟學問を技藝と心得候よりの間違に候。タトヒ何程詩文等を巧に作り候とも、故事等博く覺え候とも、夫計にては一箇の藝人にて候。仁義を旨とし五倫を明にし家國を始め候修行は、儒官にあらず共、誰も同樣の事に候、依之前條申述候通、學問は生涯の事と心得可申事。右の旨能々心得罷在取違之者無之樣引立方專要に候

一、學館は人才教育之場所に候間、政事と一體に無之候ては不相成候處、世上の風儀多分二タ分れに相成、譬へは文武出精致し身持宜候而も埋れ居、外に昇進之道無之、修業も不出精、身持も格別に無之者役儀等進候類、人才教育之道、平生教育の主意と違候而、政教二タ分れに相成と申者に候。

左候ては學館は太平を飾候表道具而已にて、實は無用の者に相成候故、此度御建學の御趣意は、右樣二タ別れに成行候弊風御矯直被遊候旨、第一之義に候間、何卒右等の流弊相改め、以來は平生取立候文武才德の者委敷吟味の上申達し、登用致候樣可致事第一之事に候。

一、士風義理に強く、利禍に踈く有之度事に候。諸藝引立候に、利を以て勸候樣申立候者不宜事に候。賞罰を以て義理の心を養ひ、利慾の志を除き候樣、人氣を振ひ起し候樣心得、專要の義に候事。

一、修業之輩を取扱候心得は、道を以て導き候事にして、法を以縛り付候扱は不可然事に候。法を以て縛り付候樣扱候時は、人々小人を以自身を待候樣に成行可申候。道に對し恥入、自然法に入候樣心術を引立候樣、可被心得候事。

一、凡而修業致し候者、名聞に不拘、篤實に相學候儀第一に候。然處掛り之輩、萬一世話振、名聞之爲に致し候樣相見候時は、修業之輩も自ら名分を

以て當坐を繕ひ候樣成行候道理にて、左候而は何程御世話有之候ても、有用之人物出來不致、無益之事に勞し候に相當可申、呉々も名聞がましき世話振不被致、些細之事迄、萬端心を配り可被申候事。

掛り之役人御趣意心得不申候ては、自然勤方行屆不申義可有之、萬一後に至り御趣意と大に相違之義出來候而は如何之儀と被思召候に付、夫々掛り之者へ心得書一通づゝ御渡被成候。

一、學問は衆藝の本、文武一致之敎に候間、禮儀筆算兵學所、弓馬刀槍諸武藝之場所迄も、不殘明道館に附屬致し、掛り役人を始、總而の規定、其趣意を以て相立候儀故、一藝に片寄らず、小成に安せす、一統力を盡し精勤致候樣心得可申事。倘藝術の上には、本末大小先後の次第も有之候間、掛り之輩厚相心得、修業の輩へ、學問は根本、文武は一致の趣意を呑込候て、出精致候樣心を配り敎導可致事。

一、文武共忠義誠直之心を以て、相勵候樣可致事。

此度文武政敎二分れ四分れに不相成樣、御制度御定被成候御趣意は、有用の實學御興し被遊候思召に候故、讀書武藝等普ねく出席致し、徒らに奔走を勤め、外見名聞を飾り候て、眞實之修業出來不申者は、御賞譽無之候間、其心得にて引立可致事。

文武藝術等の義は、銘々性質得手不得手も有之候間、專ら當人の志に任せ、修行可爲致候事、其上にて尙又篤と其才器見立候而、其長すへき所へ導き候樣可致事。併し學問は身を守り家國をも治め候修行にて、生涯の事に候間、始終實意に文武兩全を相嗜候樣、公平之心にて引立可申、決して掛り役より片道の引立不致事簡要に候。

學田之事

一、館中諸雜費も逐々相疊可申、其頃に至り會計局出納に吝惜之意有之候樣成行候ては、成功難期、多員の學生も仕立兼候間、學校第一の長策は學田御附被成候に若く事無御座候。學田の義は、別に

愚存も御坐候へ共、事冗長に御坐候故、此般逐一不奉申上候。尚又逐て詳述仕べく候。制產の儀は厚生利用之一端に御坐候得は、此等の事、第一於明道館討論研究爲致候も可宜哉に奉存候。

一、學校御入費、當時は新規御端立之儀に御坐候に付、案外夥敷可有之候得共、後日諸格式相定候上は、諸藩に比例致し相考候得は、大抵七千石も御坐候はゞ充分と奉存候。生徒に附候褒賞雜費之外、書籍御買入之費用夥敷相成可申候。書籍の儀は學生修行之上達に隨ひ、逐々必用の書籍も相まし且又多人數に相成候ては、同樣の書物幾部も無之候半ては、拜借奉願候者へ行屆不申候間、年々書物買入御座候樣致度、其上御舊藏之品も自然逐次に修覆不致候半ては、蠧簡蟲冊而已に成行可申候間、修覆も嚴敷爲仕度奉存候事。

御褒美之次第

一、年中出席の數により、上等中等下等と、三樣相定め、上等の者へ御褒美被下置候樣有之度奉存候事有等の儀は何百席以上を上等、何十席以上を中等、其以下を下等と相定申度事。

一、出勤之數に少くとも、格別勸學之志厚く、自宅にても出精仕候者、幷に材學拔群に相見候者は、御吟味之上是又相應之御褒美有之候樣致度奉存候。

一、修業帳と申候を拵置、日々之出席記置候事、尚又學館へ常日當廻罷出候外に、終日又は半日位も相詰め、獨有講究等仕候者有之候はゞ、其姓名を修業帳へ記置、是又出席之數により歲暮或は早春に御褒美有之度奉存候。

御褒美之次第荒增左に記置申候。

……………

右者堀田家、水野家にて取行候廉に御坐候。彥根なども大抵右に準じ申候。由、水藩は今少し過多に御座候得共、此には定制と申事は未だ相立不申由に御座候。爲御斟酌他藩之例一二申上置候。

御試之次第

一、春秋兩度御試有之度奉存候事、但し春は素讀講釋之御試、秋は辨書對問之御試と、兩樣に被仰付候樣有之度奉存候事。

右之通御試兩樣に仕度候趣意は、一體中年已上の面々勤職も有之、妻子家事に屈託仕候者、遽に學問相始候ても、苦しみ候計にて、實の處は進學之益無之候間、向後は幼年之者專ら御世話御坐候事、專一の御儀と存候。扨幼年の者には、辨書對問は難出來候得共、講釋は出來候者も有之に付、素讀幷講釋之御試有之度奉存候儀に御坐候。但し辨書、對問、素讀、講釋之致し方は、課規中に載置申候間、尙又御熟評の上致方御取究可被下候。尤も試の上精業上達之者へは、御褒美被下度奉存候、可相成は其時を不過被成下度候。左候はゞ人氣別て引立難有可奉存候。御試の節は春秋共爲御名代總教御出席有之候て可宜哉奉存候。

一、每月一度明道館にて、復讀相始候事。

右復讀之日は、外塾之生徒相集り、十人を鬮を以席順相定、帳面に姓名を記し置、順々に一二枚つゝ爲讀、其忘候處は、次座の中能く讀得候者迄相廻し、讀得候者の姓名上に白圏を附け、不讀者の姓名上には黑圏を附候而、一季每に其數を吟味致し、少々つゝ御褒美被下置候樣仕り度く候事。

一、右之通御試御坐候上、四書五經素讀相濟候て、孝經小學四書の內、二三部も講釋出來候程の者を、萠生と名づけ、武藝の目錄に準し、孝經小學四書の書、不殘講釋辨書の出來候者を、進學生と相唱へ、武術の免許に準し、右萠生進學生と相成候時は、御書物か御筆にても被下候樣仕度候事。武藝の義も右に準し御斟酌有之度奉存候。尤文武右之通に相成候はゞ、算術は算學、醫術は醫術に而、同樣の御定相立候樣仕度奉存候。又他所へ修業罷越度旨願候者へは、其人柄御見立の上、修業料、稽古扶助等被下置候樣、御定有之候樣仕度候。

○安政四年五月頃制產に關する先生の建議手書

制產之儀は、是迄とても治國富民之要務に御座候得共、當今外國貿易盛に相開候折柄に於ては、國家御大政中の最も御專務と相成候御事と奉存候。既に此等の處は厚御評議も被爲在、於御國表、農工手業操作之筋、次第に御世話も被爲在、呉服物、漆器、紙、幷其外種々之器械等、御國產製造之道御仕掛有之御事に御座候へは、此後は右等の類製造員數、年々增加仕候御儀と奉存候。然る處右諸品物は元來民を富し、國を盛に被成候御趣意にて、御世話も被加候事に候へは、何れ夫々に賣捌、利潤之效無之ては、不濟義と奉勘考候。さすれば右諸品物は固より日用當り前之品柄に候へは、何地へも捌け方都合宜可有御坐候へ共、深く當今之形勢を斟酌仕候へば、先外國を相手に取り組候て仕出候はゝ、永久莫大之御利益にも可相成奉存候。其仔細は、外國民の義は、五大洲を相手に引合候事に候へば、買方の力量格別にして、自國切の取引とも違ひ、利用さへ有之、彼の好に應じ候へば、價も宜しく、且品物夥しく、貴賤昇降の患無之、且何程澤山に御製造有之候とも、滯積して不レ售之弊も無之、且又此方より賣出し候利得に限らず、彼方より持渡候品物之中には、本朝にて製し候よりは過分下料に相成候向も數々可有之、此等の品、若し愈其有用を見極候時には、直貿に致し、其外本朝に未だ開けさる事等、綿密に承合、相互に經濟之筋をも相談仕候はゝ、別して利益も可多奉存候。然處、右外國の風儀は兼て御聞及も被爲在候通、商法專ら信義に基き禮律を守候事故、本朝商人の婞奔喘猾のみにては、永久親懇の引合も不相成、且又彼より持來り候品物の有用無用を辨し候義も、本朝の風俗は勿論、全世界之成行をも心得居不申候ては、聢と定見も立兼可申哉、旁尋常之町人にては、迚も御國表より御仕出しの品物引受振廻し候義、出來難レ申義と奉存候間、何卒右等の處、能了解仕居、物價諸

相場等能心得候者（以下缺）

○安政四年五月先生藩地にて明道館學監在職中他國修行之者手當に關する意見書

他國修業被仰付候者　定額三人扶持。

修業底出精之者は、半年或は一年程御見屆之上、師家取扱等の義も、定額の外にて、御手當可被成下候。

大器御造成之御見込を以て、十五歳以上之者に、修業仰付られ候節は、定額二人扶持と御定に相成、師家取扱等之儀は、別に御手當被成下、可然哉。

右修業被仰付の者、修行底に係り候無據入費（書籍買入、器械製作等）願出候はゝ、御評議の上無利息拜借、又は御買上等に可被成下候哉。

當人十分之器には無之共、年若にも有之、家道も富有に有之、折角修業致候はゝ、行末御用にも可相立、此表に罷在候ては種々指支有之、格別出精致兼候者、御内御移り等を以て修行罷出候者、修業中別段御手當には及可不申哉。

但し修業中格別出精或は致上達候者は、其節別段の御評議を以て、金五兩或は二人扶持位可被下哉

修行願出候者　定額壹人半扶持。

當人平生の藝術所業心得方等御吟味の上、御見込御座候者には、願被仰付候上にて、其人相當之一技取調、右練習等被仰付、別段御手當金三兩五兩被下可然哉。且又右取調候に付、無據入費願出候はゝ、御評議の上、無利息拜借、又は物に寄り其品御買上等可相成哉。

右御紀之處、平生不宜者に御坐候て、修業罷在候趣意柄も、旋と致し不申者は、定額も被下候に及不申候事。

但し修業中逐々改心致勉勵候はゝ、其時に至り定額丈被下可然哉。

右之外、非常の材御仕立之義は、自ら非常の御處置可有之、強ち定格に拘り難申奉存候、既に右樣修業中之御世話有之義御坐候はゝ、歸國之上御督察之儀可爲肝要奉存候、三年大比して其德行道藝を考候は周禮之定法、三考して其効無効を賞罰致候は唐虞の成憲にて、人を用ゐ人を使ふには、考効課督の方尤も大切と奉存候。

漢の世には、擧人其任に當らされは、擧者本人と同等の罪を受、明の頃にては本人より一等末減の罪を受申候。若其任に當れは、擧者亦褒賞を蒙申候。此等拘泥に過き候はゝ、弊害も可有之候得共、其法の意は誠に良美と奉存候。此度修行御手當被下候に付ては、見切申出候者へは、此等の意相心得申候樣之御處置願度奉存候。

○學制に關する意見箚子

（安政四年閏五月十五日先生監督の職に在りて、文武學制上の事に關し、時弊を矯め政教一致、文武不岐の實行を期するの所見を詳述し、藩主慶永公に上りたるものなり）

明道館御取立之義は深き
思召も被爲在、政教一致、文武不岐と申御標準にて、後々は士大夫仁讓節烈之風に興り、庶民時雍文化に移り候樣、年來
御勞思被遊候御大願御鴻業は、明道館中より御成就之基趾を開候樣にとの御趣意に御坐候樣に奉欽承居候。右は中々尋常容易之御趣向にては無御坐、實に古今之　聖主賢輔も難んし被居候義に御坐候得は御處置之次第に於て、先づ宏遠明確之御定案相定り

居候て、一切模稜安排之御仕向等御脫却無御坐候はては、迚も御滿願之期有之間敷奉存候、偖愈右之御趣意に相極り候上は、人材を得るの道を開候事、肝要に奉愚考候。人材之義は古今必須之者にて、何之時代にても不用と申事は無御座候へ共、當今新政御更張、百廢御振起之折柄に於て、殊に御規模御區畫等、渾て小成に御安著之御姿に無之御樣子に御座候へば、昔より只今程人材を得る事急用專務と成り居候時節は有之間敷奉存候。乍去目前成立居候人材は既に粗御細擇御精選相成居候上、逐々御硏究御論詰も御始御座候得は、最早得レ之成レ之の道頗る開居申候。此上は學校に於て逐々年少之者養育薰陶仕、非常傑出之材に仕立揚、行末當今御趣意之處益御手廣且御手厚に相成候樣、今日より御配慮可有御座候事、時勢に適切なる義と奉存候、尤人材を得人材を成候には種々手段も有之、學校のみに限り候譯は有之間敷候得共、有用の大材を造成致し候は、必す敎化之道より外に正路捷徑有之間敷候得は、矢張學校を以て上田と可致義と奉存候。此義は啻小臣之臆見のみならす、恐くは宇內之道理此に漏れ申間敷と、年來信し込罷在候。偖此一事頗る至重之難事に御座候。就中當今の明道館に於ては難事中の最大難事と奉存候。大抵人材を得るには、四箇條之要件御座候者にて此を盡さすして材を得んとするは夜行して日を見んと思ふ者と同樣之愚と可申奉存候。四箇條之要件と申候は、第一材を知るの道、卽ち其人の長する所を知りて、又其短なる處をも存破致居候事。第二材を養ふの道。已に其材を知り候はゝ、又之を生育長養して、害を避けしめ、難を去らしめ、且其支梧扞格之患を除くの術を盡して、其志を遂ることを得せしめ候事。第三材を成之道、養之方既に具はらは、之に藝を敎へ學を殖へ、其を正道に誘き、實事に試み、遂に其材を練熟して、有用之者とならしむる事。第四に材を取る之道、材既に用に堪るの地に到候はは、久しく下に淹滯廢棄爲致不申、其を朝に薦めて其堪へき處の任に當らしむへき事。此四道を兼ね行

はされは、材を得るの道は盡き申さす候へ共、四道之內に於ても、知材、成材之二道を盡し候事最も難しと奉存候。其仔細は、千里之馬は必踶齧の病ありて、跅弛之士には必負俗之累御坐候こと、今古之通患に御座候上、兎角衰世之風儀迂俗之舊習にて、怠惰畏怯、平弱柔媚之性質は大抵人にも被愛、其上目立たる過失もなき樣に相見候得共、此等之輩は皆一生爲己する貪利と申病根全治不仕者にて、學問に熟し候程面諛遁辭に長し、古人之所謂鄉愿なるものに陷り、中々安心して可倚賴者にては無御座候、其に引替へ、豪放磊落、跌蕩不羈、純正剛毅、果烈狷介之性質こそ、末賴母しく被思候。併し此等の人物は、生來人に傑出致し居候者故、自分に恃む處ありて、人に就き人に屈し不申、動もすれは庸人を輕蔑し、衆論に牴觸する患御座候者にて、即自古英雄豪傑之人毎度危禍に出遇候は、畢竟此に根さし候事に御座候。右樣之性質に御座候故、兎角節を折き、書を讀理を講する等の事は好不申、學問は厭棄致しやすくして度外に放擲候弊も往々有之候得共、如何に豪放磊落剛毅狷介なれは迚、道理に熟せす學術に明ならすしては、大節義大機略を具へ、大作用大處置を仕出來し候義、甚以無覺束奉存候。此等之人物を誘導して、之を心折せしめ、之に學を爲積、藝術を琢磨爲致候こそ、國家の御有用にも相成、學問の光も顯はれ可申奉存候。左なくして局々瑣瑣之人物に小廉曲謹丈け敎込み候は、小人の腹赤なる上に、表飾之道具を爲添候迄にて、外に益もなき義、學問と申者は世に在る方、結句害と相成可申候。私に相考候に、當今之御仕掛にては、何れ行く〳〵は御家中之子弟輩一統、學校へ罷出、學はさる者なき勢に相運可申候。左すれは多勢之中には自然右樣傑出之人物も可有之候。萬一右樣之人物幸に有之候ても、方今之學校にては急度其材を爲成候見込無御座候、其譯は、敎官靈活眼、大規模無之故、大才を看破する事能はさる弊あり。又人を取に、細行小事を苛責して、其大處を忽略する弊あり。又已に同しき者を

好み、異論異見あるものを嫌ふ弊あり。此三弊除かさる内は、迚も傑出之人材を心服せしめ、我より治銷致し候事は出來不レ申、凡そ人を識にも敎るにも仕立揚候にも、己の分量丈にて、英雄ならは英雄を知り、聖賢ならは聖賢を知り可申、斗筲之人にて、英雄聖賢を知り、之を仕立揚候事は勿論無之箸に御座候。只今學校の有樣にては、非常の材有之候は丶、我より彼を看破して籠絡し、之を心服せしめて、之を薫陶すること出來不レ申、却て彼より我を見すかし候て、侮慢不遜之振舞等品により相始可申候。其時に到り候は丶敎官の威輕く相成候に付、必す憤怒怫戻之心盛に可相成候　其心を以接待するよりして、磊落剛毅之人を抑欝爲致候弊害相生し、可惜人材を瑕物に致し、其人善道に向ふ心を斷ち、却て邪徑へ逐込候樣相成可申奉存候。彼傑出非常之材なる者は、固より有爲之性質に御座候得は、必す徒然には生を送り申間敷、必す己か黨を結ひ、己か欲する事を行ひ、或は道を非り、政を議し、或は無賴之所業相働法禁に觸候樣可相成奉存候。右樣相運候頃に及ひ御戮罰被成候は丶、材を棄る之悔難レ免、御打捨置に相成候は丶、餓虎を畜ふ同前にて、久しからすして禍害を惹出し可レ申、若御擢用に相成候は丶、政敎一致の御趣意には齟齬致し候と、管窺蠡測の敎官輩、喋々敷申立可致候。左すれは今之學校にては、有用之人材を造成するの望は扨置、却て他日紛拏之論を來し、人材を戕ひ候大害を胚胎致し候淵源と相成可申奉存候。此義は唯明道館に限り候義には無御座、從來諸藩之學校悉く太平を飾る文具と相成候も、西土の學校後世に至りては或は興し或は廢し候も、全く此よりの義にて、一言に申上候は丶、學務を將する敎官其人に非らさるに因り候義と奉存候。然しながら推して論試候得は、右樣傑出の材を養成する道を不レ知義は、強ち當今の敎官にのみ責め可申事にても無御座候。其譯は、本朝に於て儒學に志し經濟大作用之處に、卓見確識御座候者、慶元御治世以來二百五十年の間、熊澤了介、新井白石、賴山陽等、僅に

數輩而已に止り申候。其故は元來儒者之學に志候は、固より天下有用之事を起し候深慮遠志有之と申にて無御座又自分深慮遠志有之候得共、晩學なるか、又は官職相當ならさる等より、一己にては事爲難き義を洞察し、何とそ傑出之材を造成して、己の宿願を爲レ遂度と申にても無之、又は最初は左迄の志無之とも、逐々道理純熟義理精明なるに隨ひ、倏然舊非を覺り、勇猛に省察して、道に進み、德積り、天下國家之事を擔當致すと申にてもなく、畢竟、其家學にて無據致居候歟、又は癈疾癈病、身體尫弱等にて、人並の操作力役に不レ堪に付、自然不レ得レ已書物嗜に相成候義に御座候得は、口にこそ治國の、平天下のと申居候得共、其腹は本來無一物にて、事業作用の上に施行候樣之確見等は無レ之、徒に古人之糟粕をなめ、文字上にて恍惚に聊か相覺へ候口眞似にて、即鸚鵡藝とも可レ申者に御座候。如何程利口に言廻し候ても、下地鸚鵡に御座候ては、人に說及ぼし人に解得せしめて徹底爲致候事は難レ望候。まして造材之道は徒に口舌に巣候而已にては事足り不レ申、第一に我身に卓行ありて、衆心を服し、衆耳目を聳かし候程の事なくては、相叶不レ申候。然る處、今之教官たる者、大言抗論、盡く空理に陷り、聞くへくして行ひ難き事のみ申居候上に、其平生之所爲等を計に相考候はゝ、未た俗情俗態を擺脫仕候程之事も無之、其上忠孝節烈之事なと毎々口には出候得共、其自ら守る所踏む所に至ては未た俗見俗論に拘り、俯仰畏難顧望等の心病盡く克去る事能はすして、碌々として凡庸中を超脫致候程之事も無御座、右の如く已に人體を竦動するの卓論なく、又難レ及の大節なき者にては、衆人と所レ競之長短は、僅々言談文字等分寸之間に有之候故、君子たる者は、其欽慕景仰之心を起し候に由なくして、小人たる者も忌憚畏伏の情を抱き不レ申、是に依り、學校の內諸事彪漫にして、嚴整肅穆之氣味一向相見へ不レ申、人に道義確信之風乏しく、道義確信ならさるより勇銳欽化の風振り立不レ申して、動もすれは、怠慢邪僻に可レ傾之萌御座候。此の如き勢

にては、中々前件傑出の人材處にては無之、中等之人物を仕立候も覺束なく奉存候。右等齷齪淺鹵之敎官に託し、非常之豪傑、有用之才俊を作り出さしめんと望み候は、譬へは萬鎰之美玉を攣腕痿躄之病夫に附して、之を千里之遠に達せしむるに異ならす。何れの頃にか屆得可ㇾ申哉と案しられ申候。傍人より通觀致居候はゝ、愚人と雖も、其所志所爲の相反して翅に所望に充たさるのみならす、却て毀損之患有ん事を憂可ㇾ申奉存候。

偖又

文武一致之御趣意に候故、今般武藝所御取立に相成造士之方に於ては次第に其具備り、有難き御仕向に御座候得共、第一敎官之胸中に其圖略具り居り不ㇾ申候はては、中々文武一致には相成申間敷候。假令總敎（此時家老職に在る者皆此總敎之職を兼ぬ）の御方にて、如何程御氣配り御世話等御座候ても、自ら上下懸絶之勢も有之、且は賤役叢脞日々の瑣事は御透見御六ヶ敷譯等も有之候へは、二十分の御探討御注意より出處御處置にても、自ら下方に於て論談和熟仕候樣に充分には參り屆申間敷、其上明りに御仕向之迹を臆察して、互に彼此御贔負有之にてはなき歟と申樣なる疑猜之心等相生し、夫よりして屢雙方爭端抔釀し候半も難ㇾ斗奉存候。且當今學問之道未た弘く行はれさるにより、武人なる者往々一種固陋一編之見に片倚り居、迚も容易く自然に洞開通達之識、正大光明之見相立、國家之御大願を推伸へ可ㇾ申程之類は無御座候。此を導諭候にも、誰そ大有力之者、其邊の陋見を推破りて、正道に詢々と誘引致候者無御坐候ては、目今眞武御引立之大御處置、永々御持堪の程、甚無覺束奉存候。此迚も別に望むへき人は無御坐、矢張敎官之當任と奉存候、然處過日既に武藝所肝煎始、掛りの面々も被仰付候へ共、右等の族、于今一歩も學校へ趨向之念動き不ㇾ申、一語も敎官へ論談不ㇾ致詰之者迚も漸く申譯の如くに細々たる會讀致居候迄の義にて、中々一頓に誰人より道義開明可ㇾ仕とも不ㇾ被ㇾ存候得共、敎官たる者恬然安居致罷在候。其上又深く御案し申上候

へは、此儘にて文武掛りの面々相互に推服倚頼の心なく、各々日の前の御奉公のみ相守居候成行に推遂候は文武一致は偖置、却て究まる所文武相輳り、互に其短を摘し、文士は武夫之粗暴偏狹を笑ひ、武夫は文士之柔弱怯懦なるを嘲り、生徒杯の義に付き候ても、雙方聊つゝ見込有之者を強て引込取附候樣相成、其者の所長を爲達、國家之御有益に爲し候處は打忘、所詮吾流義を推張度樣に成行、互に意地を以て角論に及ひ、遂に結黨の勢成り、門戶の爭を相始候半も難計。此亦可恐義に奉存候。

又古來より迂儒之陋見にて、兎角技藝を卑視して、之を力修する者を譏嘲致候。是誠に蒙昧不通の論に御座候。聖人之道と申も、畢竟人倫日用の外には無之候へは、物外之道にてはなし、物外の道ならねは事を離れ候事は無之筈にて、所詮道は却て技よりして進入候者と愚考仕候。然るに己の不能拙劣を掩ふ爲、徒に空理之談を喜び、著實の技藝を嫌候は、可笑の至に御坐候。自レ古聖賢の無能なる者一も有之候樣相見不レ申候。聖賢と申は多能にして、能を精ます、能に伐らす、技藝を修めて、技藝に局せす、技藝の中に於て妙理の存する所を知り。衆藝の要一致に湊會する處に覺有之人を被レ爲申候。然處當今之教官右等の處に心附不レ申候哉。目今御端立之兵科を始として、其他の諸科共に一向念頭に掛け不レ申、却て吾道之累とも可相成存候哉、夫々へ人材等御配り被成候事なと館內の妨にも相成候樣心得、何となく愚憂仕居候鹽梅に被察申候。此等は固陋之最上、笑止の至に御坐候。萬一御家中一統に空理之論毫髮を折ち候程、精微に入候共、身に覺えたる實藝なく、盡く有髮禪の如き士のみに相成候はゝ、軍擴は誰か當り可申哉。會計は誰、農田水利は誰、製械開物は誰に託し可レ申哉。國家を治候には、色々の道具無くては修り不レ申事、猶ほ一家にしても、樣々の器什なくしては、生命の保續出來不レ申に同し。此等之事さへ心附不レ申、吾學に大關係之治事之諸科をも、慢看放過し置き、何を以て治國平天下の業を爲し、何

を以て政敎一致文武不岐之御誂相果し候見詰に御坐候哉。甚覺束なき義と奉存候。

將又人材を得候は、唯敎育薫陶之上に有之のみならす、又其材を取りて其長を爲レ展、併せて傍人をして觀感憤起せしめ汚下に、安んせさらしむるの術、亦肝要と奉存候。若徒に人材を造成するに規々として、之を取り之を用ゆる道を知らさる時は、人材下に淹滯するの患有るのみならす、遂に造成の緣も塞り可レ申候得は、選擧之道も豫め講明致し置度奉存候、此等も固より上の御著目肝要とは乍レ申、人々の小長微能迄逐一上聽に達し候者にても無之候へは、敎官たる者日擊透視して、其材其能を不二捨置一推擧可レ致事當務に可有御坐候、何れ大業を成し候には、一藝一材も捨置申理は無レ之筈に御坐候、若し微能なり迚捨置候はゝ、中人以下之者過半自ら望を絕ち恃を失ひ自棄に安んし、人材の生する道壅遏仕候事不レ些へく奉存候。微能小長は偖置、選擧之大體を立置候事、尤も大切之義と奉存候。此大體一定し候はゝ、敎育の道も趨向區々とならすして、敎ゆる者學ふ者共に其目的一に歸し可レ申候。此大體定まらすして、徒に敎導に勞し候は、足を知らすして履を作る同前に御座候得は、選擧の大體を豫め心得居可申事。此亦敎官の當務なる義と奉存候。凡て人材は經世之藥石に御坐候へは、時態に依り選擧致し振り少々つゝ相變り、或は正直剛果を重し、或は機敏捷給を主とし、或は道德を先にし、或は氣槩を擇み候樣の小差は可レ有レ之候得共、究竟、忠義之士有用之材を採り候より外は無之して、其能は、文武兼備は勿論、或は一方に長け候者にても、隨分有用の材と申者可レ有レ之候。西土は從來文を貴ひ候國にて、文官を高くして政權を爲レ執候故、文士中より非常の人材も出、經濟有用之大業を成し候に付、世之儒生輩、兎角學者さへ相用候へは、國は治まり候樣心得居申候得共、此は拘泥の甚き義に御坐候。本朝は元來武を被レ重、御政體も武斷を被レ尙候御風儀に御坐候て、習俗も勁簡を喜ひ繁縟を好不レ申何の代にも、武林より往々忠亮明快、廉潔剛正、百

里之命を寄せ六尺之孤をも可託人物輩出仕候事自然の勢にて、西土と同しからさる譯も數々御座候得共、當時の如く世風逐々打開、人心伶明に相成候上は、政權は自ら學術ありて道理に純熟致し候者に可歸は此亦自然之勢に御坐候、乍レ去上古より近世まで武を以て天下を被レ定候御國體にて、怯懦を惡み、不義を耻ち、君を敬ひ、祖を重んし候、習約して申候は丶、敬神尚武の風今日に至り候ても微々なから存し居候形勢相見へ居候て、此こそ宇内に卓越すへき處に御坐候間、此後も武道を骨とし文事を潤色に取り候者を貴重して、空文浮靡に流れ候者は抑留申可レ然義と奉存候。左なくして唯々議論口辯のみ疊込候者を選擧致し候は丶、平日は必す勞勉冗劇之任に堪へすして、剩へ之を輕忽にし、一旦緩急ある期に臨み候は丶、侍は必す徒らなる軍議の外には能なくして、陷陳搴旗之勇夫猛卒は、却て盡く足輕百姓なとより出申候はん歟、其にては治亂共適用之人物御拔擢御任用被成候とは可レ難レ申奉存候。右は紙上にて論候へは文武不二偏廢一と申迄にて、左まで六ヶ敷義にては無御坐候へども、其武と申も、徒に擊刺馳突にのみ長し候迄、眞武にては無之、文と申も、徒に記誦渉獵にのみ達候迄、眞文にては無之候、殊に人の性質は兎角所聞に狃れ所習に溺れ候者にて、自己に於て切に文武之大體を心得居不申しては、中々前文の如く有用の者を互に取雜へ擧候義至難と奉存候。此等の處は、政教一致文武不岐之御誂蒙り居候教官なれは、常に胸中に儲居、逐々御相談之一助にも相成可申上等の處、迚も當時之教官此邊に眼力及可申とは被レ存不レ申候。

以上の條件、四綱にして、其要は人材を知り、之を養ひ、之を成し、之を取るの道に止まり申候。此四綱に於て宏遠の御規模、明確之御獻謨相定候て、御施設の御條理井然立居不レ申候はては、前件の御大願御大業御成就之程甚以無二覺束一奉存候。畢竟四綱之不立は、全く三弊之除かさるに依り、三弊之脫せさるは志不二遠大一、學術不二純正一に因り候義に御坐候。

獨教官の責のみにあらす、總教之御上にも關り候事不㆑輕奉存候得共、教官其人に非らすしては、總教之御心力難㆑被㆑爲㆑伸御譯も可有御坐歟に奉㆓察上㆒候故、指當り教官之任に當らすして、遠大之規模無之義奉申上候。且當時の如き大御處置御手始御座候上は、目前の御持堪は勿論、此後永續の御見込、悠久不息之御誠心に發し候御手段に無御座候ては、功勳未たならさる內に、禍害蜂起可㆑仕と奉存候。左すれば一時紛擾の勞を被㆑厭候よりは、永遠成功之御著眼願はしく奉存候に付、篤と熟考仕候處、當今諸向弊端一ならす候得共、其源を淸すに至り候ては、教化を推明に仕候外に出申間敷候、教化を推明らかに致し候には、學校の政を正し候事急務にして、總て學校の盛衰汚隆は、教官の上に存候事、當然之理に御坐候。然處當今は淺鹵無識之教官に、前件の如き大業の御誂被㆑爲㆓屬置㆒候は、洵に模稜曖昧之至り、遠大之御宏圖ならさる義と奉存候。其上學校は淸議の地、學監は糺彈視察之官に御坐候處、右樣不的切之御處置手を袖にし傍觀致居候ては、上は國家御任用の盛意に奉㆑背、下は小臣の衷心に愧怍仕候故、目今大患の所在丈大略奉申上候義に御坐候。

所㆑要政教一致と申御趣意に御坐候は、、教官之魁たる者、政體の宏圖を不識しては不相叶、文武不岐と申被　仰出㆒御坐候上は、文武之大體に達し候者總督不㆑致しては不㆑行事當然に御坐候。此等の邊は固より御熟議も御座候て、御心配御坐候趣も奉恐察居候得共、究竟何等の時節に舊弊不殘御掃滌に相成可㆑申、御剛斷急度相定り居候義に御坐候歟。若其御剛斷無して苟且に日を送り月を被㆑累候はは、後には蔽錮之憂、安排之御處置のみ相嵩み、今日之所爲盡く他日之弊端と可相成と奉恐入候。此等の患唯學校のみならす、諸向にも有之候樣奉察上候得共、學校は淸議之地、教化之源に御坐候得は、外向とは事變り居候譯も可㆑有㆓御坐㆒奉存候。外向は不㆑得㆑已御寛容御坐候も致方無御坐候得共、革弊之表的、造材之基礎なる場所に於て、此の如き模稜之御仕向御坐候ては、人心

改觀之道閉塞致候義と奉愚考候に付、舊弊一掃之御勇斷御施し御坐候樣奉願度奉存候。尤も右御處置之上には、種々御手段も可有御坐、小臣も聊か心附候廉も御坐候得共、第一宏遠濶大の御規模乍ㇾ在間ま俗情を斟酌して利弊等分打混しの御處置、向々に往々御坐候て、之が爲に士氣不ニ振立一事も隨分有ㇾ之樣奉存候故、先政府に於ての御見當は學校に於ても矢張俗情相交候御處置當節の釣合に相叶、一統之落付可宜被思召候哉如何、奉伺候。御見當の東西により御處置之義奉伺度存念に御坐候に付、今般者態と弊患の大略數へ立申立候義に御坐候。且又此邊の事態々書取を以て申上候迄にも及不ㇾ申、直に言上仕候て可ㇾ然共奉存候得共、當今の如く廓然御打明け御熟評御坐候上は、小臣抔庸劣愚直之者、唯隆恩感荷之情に盲らみ、聲情稔熟の際に泥み、凜冽の氣挫屈仕、蹇諤の風衰袪致候義相覺へ候事も御坐候。個樣成行候ては、稽衆從人の御美事よりして、反て面從莫逆の邪徑を誘出し、上下共公平の心にて忠論讜言盡し候樣不ㇾ被ㇾ存、篤と舍察仕候へは、聖賢相與に斃被する旨に乖き、國家御善政之御德澤を毀損仕候半歟と、深く恐怖仕候義に御坐候故、唐突不敬の瀆を不ㇾ顧、尊嚴の御威光をも不ㇾ憚、叨りに冗語長說并陳仕候。

臣紀、頓首々々誠恐謹言。

安政四丁巳閏五月十五日

○安政四年春明道館中算科局設立に就き先生の立案せる達し案

數學の義は人世必要の一科にして、即ち古より六藝の一に加へ、皇國の舊き御制度にも既に學科に被立置候之程必須肝要なる學術に有之候。凡て國用を辨するの基本、民生に便するの根元、賦稅を均うし、錢穀を使ひ、冗費を除き、遺利を認め、量入制出の政を立、施予借貸等、其宜しきを得るに至る迄、盡く算術の力に賴らすと云ふ事なきは勿論なり。其上天文厤象日月星辰の運行を稽へ、律量度衡の分寸を

定め、及ひ物の遠近高低を測量し、其方圓曲直を規準して、熕銃射彈の用を達し、土木經營の工を利する等、亦算術に資らさる事を得す。右に就て相考候へば、算術は總て諸學科に交涉して其扶助羽翼となり候者にて、諸學をして其實用を達せしめ候場合に於ては、缺くへからさる學科に付、今度右の御目的を以て算科御端立に相成候義に有之候間、何分實用急務を專ら致し、以上の御趣意に相叶候樣、相心得取立可申旨掛りの者へ可被申聞候。

○安政四年閏五月農政建議

原案

耕作之儀は惰と勤とに有て生穀增減あること夥し。均田勸儉勸農の政行はれ、惰農の惡弊を革め、免の宿方無之ては譬善政被仰出候ても益なき事に奉存候。尤其村柄、土地の肥磽、廣狹、損德等しからず、其土人情、勞を厭ひ佚を喜ふ風俗故、自然と遊惰花奢押移り、中分以上の百姓次男の者は、他家相續心配致すよりは、十五石亦は十石斗高分けし、別家と唱へ、建家の願有之、復往來筋は半商ひ等願出、是又癈疾の者建家等願出候事に御坐候。

但、田畑埋つふし候儀は、嚴重被仰出御坐候得は、不得止事譯承り屆け、組之者吟味爲致、評議の上指留、又は畑地木蔭不毛の地、古屋敷迹又は田地の內、堀田替地等爲致申付候事も御坐候。

元來小百姓等は請作等にて、田なければ、衣食に足らす。夫に稼を重とし、本鄉村は居屋敷に年貢あり、而當りの人足あり、御城下にては租稅を出す事なく、日雇をすれは暮し安し。佚を好む人情にて、農を止め、町方へ引越し、亦は不賴の輩町方に徘徊し、町人は常に袴を着し、其鄉所へも高足を羨み、百姓は甕士をこなし、晝夜の骨折、軍國の節は人夫に遣はれ候得は、安を盜むより自然と御德を背き候者も可有之、近來戸籍改正後、歲々に人別多く當合の勢、人餘り有て地不足と可申哉、富者は持分の高少くして、

其土地の取實は多く賦役は輕く、貧者は持高多く取實は少なく賦役は重し。富者は膏腴の地斗にて兼併して、隱田同樣の持高あり。所謂聖人の政、土地と人別とを量る法ありて、民の內に貧富懸隔ある事なし。有と云へども、只其身の勤儉と侈惰とによりて、或は富み或は貧なるのみにて、土地の多少幸不幸は無之儀に奉存候。井田の正法は不容易義に候得は、不陸不同の地を均ふする爲に、責て均田の御仕向方被仰出候て、一ヶ年に一郡下にて十ヶ村二十ヶ村つゝにても畦直し爲願、不陸の田畑を平均し、水帳を嚴重にし、一村限り田畑の賣買を免るし、郡所の裏印を申附度事。尤村により長短反別直段の高下、委曲の譯も御坐候得は、三年にて成事あり。亦は五年十年にして成事あり。人別の多寡を論せす、田畑の不陸を等しふする事を專一とし、次に儉勤勸農に相運申度、尤儉勤の儀は、近來不正の金銀融通し、自ら奢りに押移可申哉に候得者、追々百姓へ御貸出の儀は御指留に相成候樣奉存候。惠して費さると申事にて、

田面先不陸にては、貧民へ金穀の御救歟等有之候とも、徒に僥倖の者幸となりて、貧民蘇息の期は有之間敷と奉存候。均田手續の儀は荒増右附、掛け紙致置、尙御良考被成下候樣奉存候。

畦直し舊格左之通

一、畦直し致度段、村連印を以て願出候村御代官には、頭百姓中百姓小百姓共呼出、違存無之候段再吟味之上、御達申上候上、代官よりも御奉行共に申達、子細無之候得は、御勘定より附紙にて相下り、其段村方へ申渡出來候上は、反別帳指出、御所務方へ指出置候。

但し尺竿其村方の在來に任せ置候。尤田畑の不陸を上中下三段とし、圖引不直無之樣の村柄も有之、所の仕來りにて少々つゝ替りは有之事に御座候。

本文均田被仰出候手續書

均田御掛り

御家老中

御奉行中
御目附
四郡奉行
一、御勘定所にて地割算勘切の者定掛り三人斗可被
仰付事。
但、畦直し願出の村有之候はゝ、出在の上、
本田畑の町反歩畝不陸を精密に取調へ、尺竿
束刈等は、其村之出來に相任せ、田畑賣買の
直段を相糺、古反別帳と引競可申、尤本田外
之開畑隱田堀田小縁屋敷等は除之、自然本田
の内賣買の節隱し田畑有之候はゝ、其譯柄相
計し、本田に相結ひ可申事。

高百五十石 ─ 高五十石
不陸の土地 ─ 上 賣買直段 貳拾貫目
銀償を以て ─ 中 同 拾五貫目
平均の圖 ─ 下 同 拾貫目

上中下三段の田面銀立償の大法

畦直し不陸の土地上中下三ッに割り、其村亦は隣村
地續賣買直段を引競へ、中の直段を地盤とし、上田
下田平均に相直し可申事。尤土地の模樣幾仕切有之
共、三ッに仕分け、中の土地且つ直段等を定規とし、
年割は相延ひ候とも、平均に可相直等。
但、上田所持之者は、假圖の通損銀相立候に
付、下田持割增の者より、間銀五貫目年賦年
割に積り償可申事。尤役印證文に裏印を置、
上田割減候者へ相渡可申事。下田持の者反別
割增の者は、農業出精次第取實多く、年割の
通入立可申、自然不出精侈惰の者は、作德滯
留同樣、濟方嚴重申付、望之者へ爲相讓申付
度事。
上田百石六町の積大法
免四ッ
上田三町五反
此高五拾九石五斗
此米貳拾三石八斗

俵に直し五十九俵半
中田三町
此高五拾壹石
此米貳拾石四斗
俵に直し五拾壹俵
下田貳町五反
此高四拾貳石五斗
此米拾七石
俵に直し四拾貳俵半
下の分上納高
但し壹反に付高七石七斗
壹反米六斗八升
此高五拾壹石
此米貳拾石四斗
俵に直し五拾壹俵
但右同斷
高五拾壹石
此米貳拾石四斗
此俵五拾壹俵
但右仝斷
高五拾壹石
此米貳拾石四斗
此俵五拾壹俵

右は岡田喜八郎より相廻し候を壬五月十二日寫置。

○安政四年九月六日春嶽公外四公の建白書原案

（先生起稿）

今般亞墨利加官吏登城之儀に付、同席共より御趣意相伺候爲、阿波守相模守伺公仕候處、其節御内話御坐候次第承知仕候。右に付相考候に、今般の御儀は全く時勢の推移不被爲得已御事に御座候へ共、一旦墨吏登城御許の上は、英吉利魯西亞等引續き同樣願出に相成可申は必然の事。其期に至り此には御許し彼には御斷と申義、御返答被成難きは勿論之御事に御

坐候。左すれは今般の御一擧後は諸藩逐々公然として御府内に罷出候樣可相成、是に依て我の虛實强弱風習技藝等に至る迄、巨細不殘洞察可致は此亦必然の勢に御坐候。此邊より叨りに御威光を輕蔑仕り、侮慢の擧動抔相働き候ては、海外諸國の誹笑を招き、乍恐、神州の御瑕瑾無此上御儀と奉恐惶候。殊に此度の義は、今後諸藩登城之規矩とも可相成候間、其鹵薄儀制等些か驕傲不遜之姿無之樣に爲致度、此方に於ても旅宿路次に至る迄、御警衞無御油斷候て、「總て御信義御禮法を不被爲闕」、彼より非法非理の事件一切仕出來候樣之御仕向肝要に奉存候。此御處置の根源は第一武備充分御精練御坐候樣奉存候。尤去丑年異船渡來之後は、諸家に於ても被仰出之筋相守、逐々器械製造操練演習海防手當等、成丈力を盡し候へ共、元來久年奢侈積弊の餘に御坐候上、未だ太平の文飾全く脫せさる處有之、平常の所業兵衞筋に緊要ならさる處共往々有之候。萬一方今不測之變出來候は丶、屹度周章愕然之患可相生と奉恐察候。且兵制之義は諸向一樣無之候ては、實地に臨み不都合の義も有之に付、先年御改正の御趣意は被仰出候得共其御規定可被仰渡今日より決然御改革より御嚴令無御坐故にや、諸家共に一定之兵制相立不申、兎角苟且之事のみに相成居、徒に諸人の疑惑を增し、或は當節不用の器械迄貯へ、又は修覆等仕、無用の營費夥く、徒に紛擾の累と御成居申候。眼前に急務たる兵制武備さへ未だ行屆き不申候て、外藩の者御城內に御引入に成候義、和親の國柄とは乍申、於同席甚懸念奉存候。其上今般愈登城相濟候は丶、數百年の昇平に慣染仕、兎角安逸無事を喜候士習故、益戰鬪必至の覺悟振ひ兼、只管和親平隱之處而已に着眼仕、今日まて微々なから鞭勵致來候氣慨も廢格仕、萎弱之姿を起し可申哉に奉存候。如此に相成候ては萬々一他日意外の巨害相發し候共、必定狼狽の義のみ相成、臨機急に應し候事甚以困難と奉存候。尤公邊に於ては右樣の思召は無御坐、益兵備御嚴重御整被成、遠く海外諸國へも御威光御輝し被成度御趣意の程、

同席に於ては奉熟知居候得は、尚以精々武備行届候樣心配可仕候得共、自然如何心得違ひ仕居候者有之歟も難斗、且又諸藩一統緩縦致し、中々孤立仕士氣振起仕候事、實に不容易難事に御坐候間、何卒此度羣吏の登城を機會と被遊、斷然兵制御改革の規定被仰出に相成、以來大平之文飾一切御相省き、分明に專ら戰鬪實用に心掛候樣、諸家へ御告諭被成下、公邊には和親の外貌に不拘、益戰鬪必至の御覺悟御決定被爲在、御英武之御懷合御示し被下候はヽ、他日非常の節御實用にも相立可申候。其上にて諸藩之御待遇筋益信義禮節を被重候はヽ、恩威併行、御武德の程海外諸國へも傳播仕候て、國家の御政道を奉感、自ら非望の念も消滅して、盟約も愼守仕、和親も末永く相續、闔國益太平之御仁澤を蒙り、祖宗以來武を以て御政道被爲立候御趣意に相叶、國家御鎭撫の御任にも御相當可被成御儀と奉愚考候。右蒙昧之言申上候迄も無御坐候得共、唯々一偏に公邊の御爲筋思込候處より、嚴威を犯し聊か鄙懷吐露仕候。何分厚く御評議の上可然御取捨相成候はヽ、一身の幸福不過之奉存上候。以上。

○安政四年十二月廿八日先生より春嶽公に奉りし書

奉蒙　英旨不堪惶懼、盥嗽畢、三四奉欽讀候處、爲天下　御痛心被爲在候　御誠意、藹然御文字に發露仕、誠以難有奉存候。是非

特命奉承諾、明日は疾く罷越可奉申上旨に御坐候得共、聊所懷も御座候に付、乍恐惶犯萬死の罪拜陳仕り候。川路義は御承知も被爲在候、老練閑熟の者にして、假令奉命、英旨候とも、一知半面の者に其胸臆を全然吐露を不可仕、何れ雙方其才其識洞解不仕迄は、充分の懇語相發候とも、中々不可信と奉愚考候。左候へは使　命奉蒙とも、明日一回にては相濟す、且巧辭寄託して禍を人に嫁候は、此老姦狡獪の伎倆に御坐候へは、既に川路に御内託被爲在候上、自然此事作然相成候はヽ、彼必其由誰に存し某に在り候抔道

辭可申出候、其期に至り我若し瞠若一嘆發し候はゝ、毎事盡く彼の術中に陷り、使平の任に相當不仕樣奉存上候。扨其程迄に八面手を籠候事、今日の御模樣にては至極難事に御坐候。此邊は過日來靱負（中根雪江）へも篤申談置候義に御坐候へば、定て既に奉達御聽候はんと奉存候。右兩件丈にて推料仕候も、明日罷越候義萬以無益に奉存候。今晩此　命可降は預奉恐推候に付、臨晩靱負迄一書投寄仕居候義に御坐候。何分天下國家の事人材を得候事肝要にして、君たらん御方には夫々御器使（キツカヒ）被遊、大小剛柔其當を爲得給ふ事、最大要の御的務と奉存上候。微臣紀の如き者、既に前件の如き重任に不堪、且臣紀の所見正に如右所陳に御坐候間、何卒此　御一條は、臣紀に賢る者に被命候樣、萬々奉懇願候。屢奉瀆　重命、實に僭戾の至、臣子の禮を缺候儀、只管奉恐入、深く斧鉞の誅奉甘居候　其上は　英明御垂憐被成下　御精慮候はゝ、實に臣紀の至幸のみならすと奉存上候。臣紀過日以來窃に杞憂を抱、爲天下國家盡策仕候者數件、其中川路に說候義をも思惟仕候得共、前件に指支候ては、其說不可行奉存候に付、不顧恐不奉　英命義に御坐候。臣紀萬死。百拜頓首々々。

十二月念八

御追書の兩件明日は平學迄指出候心得に御坐候。

○安政五年正月初旬在府春嶽公より田安黄門公への直書扣

一筆拜陳仕候。時氣不同之候に御坐候處、愈御多祥奉敬賀候。陳者當今東西の光景追々承り候處、誠に以不容易御時勢と惶恐心配不啻候。其上墨价蘭人在東、內地海防困難相迫の時と恐入候外無之候。右に付水野筑後守は是迄要路に罷在、外國の事情も功者の事故、折々呼寄其邊の儀共も承り、乍不及此節參考の一助にも仕度奉存候。彼是嫌疑も有之時節爲念此段申上置候。且又筑後守每度呼寄候に就ては、朝比奈甲州（田安家御附朝比奈甲斐守）の氣受も

可有之候間、其邊甲州へも御序の節、無急度御噂被成置被下候樣奉希候。則今日も呼寄候故鳥渡申上置候、爲其用事而已。艸々頓首。

月　日　　（春岳公花押）

黄門君

二白。時下御自玉奉專念候。以上

（安政五年正月十四日先生幕府司農川路氏に初對面應答書

（但完結せし者に非るへし）

初、取次富塚順作（川路左衛門尉家臣也）罷出候故、今日執負可罷出筈之處、指掛無據用事出來、依て急々小子へ使命相當り、かく遲刻相成失敬の趣申込候。「只今退出、暫御控可被下候」。直ちに對面。表坐敷鴨居より第三疊目に占席、傲々然として「何用にて御出候哉」と申。傍人有之候故、「寡君の密命に候間、御用にも不指支候はは左右御遠奉願候。其上にて可申上」と申。承諾。因て謹て御狀箱を兩手に捧け、「御直書に候」と申。「御直書に候哉」と申。推戴、小刀にて封を切、合印を改、拜誦「偖々御美事なる御字面々々々」と稱贊。「偖、被仰含候次第は如何」。因進席曰「此一儀は、全く執筆を天下之賢者有識と被存、過日於營中厚御賴被申候義の、從來御打明し無之は、全く執事は御賴の有無に不拘、御盡力は勿論と被存ての事に候。乍去、餘りの遲延、不堪焦思、乍率爾、過日の次第。然處、果して目下に御同意、益御同志の事明知、實に爲宗家被悅候。偖、此一件は四五年來の心配に候へ共、既往は說に無益候。昨年に到候ては、墨使も登營に相成候位、夷蠻の情狀殆んと[illegible]。就ては本朝も此迄の御體制にては難濟に付、寡君存にては、外向何分西洋の如く航海通商を專らにし、法律嚴整に取調、富饒の基を開、物産を起し、技藝を勵し、器械を研製し、兵制も大概彼に倣ひ被申度候得共、御國内の御大體は、何地迄も宗祖の御舊制を概括して、建國の御大體を基礎と被致度御見込に候

尤此に至候ては、毫も外國の風習には雖從、斷々御特見にて尊嚴の御國法御變無之樣致度被存候。然處外向の處置は漸々諸有司御心配にて、聊、御趣向も相立可申候へ共、舊弊一洗して、國體は益尊嚴を極るに到候ては、第一將軍家自ら万機を躬し、源頭の活水滾々汨々流出來らすして、何そ諸有司切の力に相叶可申哉。其上封建之御制度にて、諸侯有力者も有之候へは、閣老頤使に甘し居候而已は有之間敷、此邊より人心の折合も六か敷、過日被仰出の中興御大業如何と御痛心無止時候。

○安政五年二月二十九日在京先生より江戸藩邸への密告書（四通の内第一）

形勢見込の大意

謹裁。春暖之候御坐候處、先以君公益御機嫌克被遊　御座奉恐悦候。隨て御安健御奉職奉拜賀候。然は今般此表形勢、拙存等爲陳述横山猶藏指出申候。委細當人口上にて御聞取被下候。此表の儀は實に案外の事、一は喜、一は恐、其上傑出の人材無之、謀多口より出候故、屢變動浮搖、實に稅駕の處を不知に奉存候。殊に當時の形勢、東西雙方の嫌疑有之、直情徑行にては先行盡指支、無據紆回に路を經、一言にて可說破處も數十回に相成候位、別して諸公卿は主論無之候得共、貪欲の諸大夫、邊偏執心より樣々の事申唱、書生の談を煽候事不鮮。又從來關東御處置等御行屆無之廉も、此迄は鎭伏致居候得共、此度は一頓に湧出、其邊より益々此般の一議決兼候義も有之、又堀閣の拙劣の爲、大に輕蔑の意生じ、爲之、關東の言辭、取レ信に不足と申意味も相立、實に荊棘難辛、固駑鈍故籌策不得其方義とは奉存候へ共、偖々嘆息の至に御坐候。過日來人不知地へも種々周旋致試置候處、聊つゝは其驗も有之候得共、又しては傍らより水を入、此には困申候。其上關東の列侯の奸猾家、內廷の無識者より、種々讒說流込、此邊辯駁も不容易、殊に御家の事も半信

半疑の事故、甚以難爲說委、日々疾首焦心罷在候。殊に可恐は公卿も御氣象有之御方は澤山に有之、議傳共關東御役人よりは格別にて、中々口才筆才も有之、應接位に事欠不申候へとも、迚も眞才實學治世安民の深謀宏圖は一人もなし。萬一仕損候はは、徒に內輪の紛擾疑惑而已に可相成哉と痛心仕候。乍併、當時の模樣此儘にて相濟候とも不被思、吉凶善惡不可卜形に御坐候、先小拙案にては、此後正論勝候はゝ、西城の事、後見補佐の事迄、
勅命に出、將軍家にも上洛に相成、
主上と、將軍との御直談有之、且後見補弼の御方々と、此表有志の公卿方と御熟評相立、實に天下の風を丕變仕、殆慶元の昔に返り、海防軍備等充分御調に可相成奉存候。此方に相成候はゝ、縱令此度墨國へ御返答は少々手間取候とも、
神州の威外夷迄耀候手段は、逐々可相立奉存候。不正論相勝候はゝ、今度の事は無難可行候へ共、又不數年公武御不和相生し、邦內の亂とも可相成、關東に於て、其際に英發果敢の御處置有之候へは、夷狄の害は可免候へとも、悲は關東は例の奸吏充滿、一二の有人は衆楚に可難敵奉存候。左すれば、眞誠に治世安民之略ありて、其位其任に被居候はゝ、今度は轉禍爲福の機關とも可申、東照宮の靈助とも可申候へとも、不得其人中は、正不正半分雜りにて、再駁處置と相成、益天下人心不固、不知所向樣に可陷歟と心痛仕候。右正論を達候には、何分鷹司大閤內覽宣旨之職に被居候ては不被行勢。依て此邊色々運籌候者も有之候へとも、固極人臣之位に被居、殊七十之老翁にて、
至尊にも鞠育之御勞　御見捨被遊兼候　御模樣、何分古今至難の一事に御坐候。西丸の事も、既に內降可有之に定居候處、爲此沮抑仕候位、何分喜因惡革の御風儀故、非常の事は被行兼候。
朝廷の御政度は全然舊套のみにて、一として舊簡になき事可行勢無御坐候。迚も政權此に歸候はゝ、天下は忽夷狄の爲に侵漁可被致奉存候、

朝廷にも、何地迄も德川家の事は厚被思召、此を變し、他に御眷顧は無之鹽梅に御坐候得共、近來の夷情御分り無之と、關東にては唯何もかも夷の申樣被成候とを御憤被成候御樣子、透底
上意に御無理は無之、誠に臣子の身に取、難有事共に御坐候へとも、日月の光も雲霧の爲には被支候如く、四外に及候に到りては大に模樣換居候。此甚殘念に奉存候。

何分畿內丈の湊は行々可難開奉存候。此は一統御好不被成鹽梅。迂濶の二字は此地の持病、明確春日讃岐守の如き人物にても、稍々此氣習を帶居申候。右は大方の見込に御坐候。委細は猶藏より御聞取可被下候。此表に定策さへ立候へは、直樣引取可申候。夫迄滯留の積。乍去　君上思召次第如何とも可仕候間、尚又厚御伺取奉願候。所究、小拙の手にては致方なし。吾　君御上洛にて御說倒可被遊勢に可相運候。其節に到り公家に被說動候武家のみにては、實に天下の治亂安危、瞬忽の間に地を轉し申候。無

東照公には此節御子孫樣の御事にて　神慮被爲惱と奉察上候。書不盡言。

二月二十九日　紀　百　拜

雪　江　君

再伸。時下御自愛是祈。此地之模樣六か敷は候得共、唯無譯打拂と申論丈は防留、第一其根元なる儒生輩盡說倒致申候、春日も多分同意に落候へとも、此は通商と申事嫌申候。至竟、通商を嫌ならす、雜居を嫌候也。

○安政五年二月二十九日在京先生より江戸藩邸への密告書（四通の内第二）

秘　密

今般列侯の存、改て
勅問に相成候趣、定て可被仰出。乍去、別紙の勢必竟御定策と申迄の事は無之、
叡慮は被爲在候とも、其通にも不參鹽梅に御坐候間、

叨りに舊論御主張御坐候より、今度は打返し海防にも内政にも
建儲至當と申事、御仝志方樣被仰合、御建白御坐候は丶、此表の御評議大に可定奉存候。可相成は其組合大勢程宜と奉存候。尤も御銘々樣御別々の事にて可然奉存候。此等御周旋願度奉存候。又關東よりは條約の事を先に推願候より、内地の警衛抔を先に被申候方可然筈の處、兎角其處へ參り兼候。此意味も御内々にて一寸御周旋可被下、所歸此地にては税駕する所御見詰不立故、先案の方強相成居候。夫を強て說付候と、畢に溺候歟と被疑候鹽梅に御坐候。何分今度和戰之二字を決し、
勅問に被答候は不宜。呉々和戰の二字共、非其人は不被行、其人は將軍家々々々獨力にて當時は難行届多務故、依て副儲を設、四方八面手をくはり、目を附、人臣々民を鼓舞勵動致し、其勢に乘し、忽國勢を鼓し得可申と申趣に被仰立、夷狄は可惡とは申す條、夷狄を惡み候より、我を固め候事先務と申條、

又當時の勢第一等の策なくしては、天下の安危存亡に繫なき趣なと、御書取に相成、被仰立候は丶、可被、其上の義は、先年以來逐々の建白に盡置候間、其を御熟覽願度と申樣、曲古に致度存奉り候。尚、猶藏へも申聞候。頓首

○安政五年二月二十九日在京先生より江戸藩邸への密告書（四通の内第三）

内用御直披

彼此へ賄やら、例の御染筆やら、書籍買求やらにて、又五十金斗遣切申候。今後も如何か不被計候間、又五十金にても百金にても用意に御廻し可被下候。猶藏へなら切手にて頂度候。此地の諸大夫抔は、金子も喜候へとも、又道具を喜候、此は御客を拵當付候鹽梅、因て賄には御國より品を取寄可申候。東西の情不通しては事成兼候。此後其方より密使に被遣候は丶、堤五市郎（越前藩士男爵堤正誼）可然候。此者には能く國

家の御大事也と被仰含候へは他言は不仕、殊に膽氣も有之候間、隨分一人にて出懸申候。足も丈夫に御坐候。猶藏は急歩に間に合不申候。近來は憤激感慨にて宜候へとも、ちと事に遲れ申候。野淵には大分困申候。乍去餘程苦心仕、藥籠中の物に致し使こなし申候。然し長留は不宜に付、以計策御國へ歸申候。又今度、青蓮院樣御添書之事、猶藏迄申含候。此は先方御安心の爲の御趣向に御坐候間、御文面等は何も入不申、御目見相願度候へは何卒恐多候へとも相叶候樣と、申位にて宜しく、其邊は先方寵臣に爲含置申候。月日は月斗にて三月と被成下候樣奉願候。廣橋も同前、二條家へは御家老よりにても宜御坐候。服部を使候と兎角世上に夥流布困候。此は一向使不申候。昨夜、村巳より近藤了介を遣し探索方に相成居候處、第一學問の講究を始、一切手寄候間、監察に監察の途を說爲聞候處、大に驚服。實に此迄の調者に此程の巧手は不存と申、茫然と致し居候。此は裏手にて關東方へ附候積に御坐候。

○安政五年二月二十九日在京先生より江戸藩邸への密告書（四通の内第四）

雜用

猶藏には十金相渡申候。歸途不足も候はゝ又御渡可被下候。幸吉は至極間に合、殊に近來此地の鹽梅覺宜候。依て直に猶藏附歸り候樣申附置候。錦地の御用辨次第、猶藏幸吉共御返し可被下候。

以早（急行のこと）差上申候。愛軒（石原甚十郎勘定奉行）抔へも宜呈書も仕兼候　留守御小屋之處も御注意奉願候。定て不遠城州（越藩家老狛山城）着可有之候。其前には移轉に可相成、左候節萬端御配意奉願候。平岡へも宜く、其外一々不能詳悉、駑馬負重擔、羸羊遇猛虎心地に御坐候。可憐

○安政五年二月二十九日在京先生より江戸藩邸への密告書（四通の番外）

建儲の事に付、或人の考内々認上候。

西城建儲の儀は誠に當今の急務、其譯は、去丑年亞墨利加渡來の節より今日迄、外國の御處置も色々に御坐候へとも、阿部殿御勤中には阿部殿存意通の事出來、堀田殿御執權後は堀田殿存意通りの事出來、近頃伊賀殿御執權の御威光盛に相成候後は、伊賀殿御所存通に相成、種々前後不揃の事も有之、其趣意柄も時に從ひ轉變仕候故、自ら外國にても御所置を信不申、遂に不遜の辭等申出候樣相成候事も有之候事。

此も上に萬機御總括の御方御坐候はゝ、時々の御轉變は無之筈、御役人は折々御人換候得共、大將軍は其氣遣無之事。

京師への御指向方も右同樣、時の御役人存意を以て取計候故、折々模樣相換り、不敬の事も出來候事。將軍家にて御承知も無之事には候へとも、御役人は成丈推付候を以て、關東の御威光銷樣に相心得申候事。此の爲にも、名分義理等充分御明知被遊候將軍樣に被爲渡候はゝ、右憂も忽相止、公武共御和熟御融通に相成、天下益太平無事の基、相立可申事。

五六萬石の閣老位、叨りに威權に傲候樣相成候は丶、仙臺薩摩其外縣々の大藩より蔑視可致、且不平の心可起。さすれは　皇國の人心不和の端となり、戰爭抔にも大に御損害と奉存候。永久安全、奉安　宸慮との御趣意ならは、何分右の處、關東にて遵奉可申上は勿論なれとも、執政の私により不遵奉事故、夫を遵奉させ候爲に、建儲の御一事御世話被下度、其上にてなれは列藩にて如何樣にも心配行屆可申候事。

以上

○安政五年春（月日不明）在京先生より京都の形勢等江戸邸へ密告の書（六通の内其第一）

形勢議論條々

江戸より道中風説種々の事一々申上置候通、嫌疑の有之も古今最第一に御坐候。可恐々々。過日も小拙森寺因州へ罷越候を附廻し、雨度迄相調へ候へとも、森寺心得居候故、浪華より所用有之罷越候趣申對候樣子。野村淵も無屹度探索に逢ひ消魂申候。可笑可怖事に候。本月八日夕刻森寺へ金七百疋、雲丹三曲持參にて罷越候處、留守にて暫時俟居申候。無程悴若狹守歸宅、一二閑話、俗説に及候折へ、因州面會に相成、依て主人より願事有之趣申述、且土侯（土佐藩主松平容堂）御直書指出候處、渠も我内情を察候に哉、頻りに時世の事痛嘆仕候。且明五時頃上下にて因州宅迄罷越候へは、三條公（内大臣實萬公）には必御逢可有之旨申聞候。九日朝山水圖金千疋持參にて（外に唐紙持參）三條公御染筆相願申候。四ッ時前三條殿へ上る。無程御面會。種々御話御坐候。先、我より當今の御時勢如何に御思召し候哉と御尋申上候處、兼々越侯賢明は耳底に響居候故、此方より手も附申度と存居候へとも、此より有土の御方へ手指も如何と控居り候、高知（前出、松平容堂公）は随分有志と見受、先年來熟話致居候。乍去、壯年故英果に過動輙引害の恐有之故、毎々警置候。然るに近來御主君は御懇意の模樣、殊更今般は越侯の近臣御遣、大慶の至。今日は無腹藏可相咄候條、戸外に出候ては雙方共片辭も漏間敷と申事の御誓有之候。依て越前守にも賢公の御盛德流傳以來已に七星霜、今日小臣肺肝、吐露仕候も啻土侯の爲ならす、固機事は貴ゝ密候事萬々心得候旨申上。次て海外の景勢御洞察候哉、又は御詳聞候哉と御問詰（此にて聊御試申上げ候なり）申候處、漠然の御樣子、夫にては御咄六か敷候。先、私より說初候はんと申、近來、魯英の垂涎、墨夷の恐喝等粗申上候處、一通御了解御坐候。次て關東の勢、水老公の不首尾御英烈、閣老の優游不斷に相成候も

英主哲辟なき義抔、粗御物語仕、次て堀田、川、岩、等の品藻御尋に付粗申上置、隨分介護致候處、堀は拙人也と御笑被成候。福山（備後福山藩主、阿部伊勢守正弘、幕府老中）とは大相違抔と申御話も御坐候。

所要、御見込は打拂に候哉、和議に候哉と御詰問申上候處、先、當今の模樣推測候ての事也と被仰、去らは、和議に候哉。唯一通り平穩無事を喜候は俗情に御坐候。和ならは益々臨戰の手當無之て不相叶。夫には此儘も六か敷義と奉存候。戰にてゝ唯廟算先定が主とのみ申、五事七計、各其道を不得して漫に戰と云鬪と云は、書生の迂論也と申上候處、何分三家々門の內の御人に、英傑有之樣被存候。其人が恃と被仰候。依て逐々橋公（一橋慶喜公）の事に及候處、拍掌御歡にて得二其人一と被仰、續て其譯御問申候處、噃に西の丸の御論に移候故、直に越前守樣御心配の條、近來只箇一事に御坐候と申、年來之顚末拜陳仕候處、誠に御賛賞、越公の被レ薦賢候事、誠に可喜事と被仰、其義は內實此表にも沙汰も有之候間、尙又周旋可致被仰候。夫より將軍上洛等の御噂に相成申候。

十二日、此表逗留ハ是非東人へ可渡有之候故、川路着一筆認遣置、同日野村淵藏（此にも關東へも、[illegible]御國より可申[illegible]有之、[illegible]）用には相立候積にて此より態と呼に遣し候處、果大悦也

頻りに舊冬御建議の事、大に叡慮に戾り、粟田宮樣（青蓮院朝彥親王殿下）始め、久我、德大寺有志方御不同意、唯二條家は其に稍御心動候よし。殊に大阪港の事相障候旨申立、野村輩り困迫の樣子故、一術施し鎮定申候。（此は猶藏同席致居候。御冊にても可相分、無餘儀書を仕候）

十三日。處々へ手を廻し候處、果して御建白引掛何時の疑有之候鹽梅、三條公も何とやら御疑念有之御樣子、其外野淵之辭不全處、可恐々々。

十四日。橋公之事、虚實取交、處々に沙汰有之。此は川路より淺市尹（此人川に傍附、川の耳目なり）（京都町奉行淺野和泉守長祚）に聽と洩し流傳爲致候也。

十五日。關白（九條關白尙忠公）と大閤（鷹司大閤政通公）と正邪の論有之事相分、主上は關白に御左袒の事。大閤は近來御不出來。殊

に關東の賂を被受候事など、一々相知申候。
十五日。粟田宮樣手筋附掛候處、果して越は頼にならぬと被仰、大に御機嫌不宜よし。依て眞忠不レ可ニ以レ逆論一と申事申込、逐々及議論置候。
十六日。御近臣に内話候處、此人伊丹藏人（粟田宮諸大夫伊丹藏人重賢）と申す、頗才力有之者にて、能小拙申處に感服、遂に越は關東の間者に無之事説破して、宮樣御機嫌も相直り申候。其上種々御懇の御意も有之、剰へ仕義により御目見も出來候事に相運申候。
十四日。十六日、三條家へ罷出。十五日、森寺へ對談。
十七日。春日讃岐守（近衛家諸大夫）を訪ふ。有故不訪（十七日朝より廿一日迄伏枕、精神恍惚、頭重食無味、發熱、下痢、腹痛、攣急、）
此間世上至て平穩。東西の合戰なし。

○安政五年春在京先生より京都事情等江戸邸へ密告の書（六通の内其第二）

三條家應接

九日。三條公へ拜謁の節は極力西洋之事情等説盡候得共、長袖故歟殆んど充分の御融解不相成、精神氣力其上へは注不參事忽看破致し、依て此は矢張介格舊套不ニ脱却一人と存し、此にては堀田の應接憮々と被案候。議奏方は何れも正論（實は迂遠也）と申内、久我は一番、次て徳大寺、萬里小路のよし。怜悧圓熟は三條を最と承及候處、果して探索思案盡く其圖を得、三條公外の事は怜悧なり、圭角鋒稜盡く消滅して、混然一溫恭人。其上御思慮隨分被爲在、天下の事は關心被致居なから、事業上には中々得力なし。依て始て公家之迂遠寛漫、不足恃事熟察。鎌倉へ權の移るも仕方なしと、心中に嘆居候。依て前説を飜し、三條公へ直ちに國内の御處置に説及候處、着々御得心、海外形勢とは別段の味御坐候。續て關東人物の御品評に相成候。此又一段御味有之、餘程御自身樣御考案も有之候位。由此、西城へ轉じ大に御見識一定致し候。此頃も既に縉紳家には堀田は論不足、依て

そこ／＼に致し追返し、諸縉紳の建白（十に八九は戰論）を關東に持下し、勅使列侯衆始列座の中にて開披し、東人に落膽せしめ可申抔云事を上策に被致居候方々不少（傳奏議奏擧て此に歸し居り候）。因て此邊は兒戲同前の義と申、三條公へ反覆及說得候所、此も能御了解に相成候。爾後兩三日を經て、西丸建立の沙汰大に世に廣まり候故、果、吾策の行候を卜し歡申候。十四日罷出候節は、重に前日の論を反覆し、何分天下の事を議候者は、天下の人に拔んて候先見なくんは不叶。又行之勇なくんは非らす。當世の務に處するには、智勇の兩字肝要なる趣申上。次で內に奸佞徒有之時は、大に吾志を妨、智勇難施氣味有之事、古今を歷證して陳述す。依て京地の御模樣承候處、大閣は奸物なる趣被相咄候。其外彼此の義御咄御坐候。

十六日罷出候節は、三條公より段々御議論有之、何分海內之處置に到候ては、此方など中々才力に難及、實は舊臘如此建白致候とて、越侯を後見に致し候はは可然志願のよし御認有之、又尾は政事の才に乏しき人と被考候旨抔御物語有之、又備中殿より改正條約書被指出候趣にて、條約書抔被差出、色々御論判有之、（此條約は堀の口上にては、備中守出立後尙又入念候て及應接、取締候事別紙の如く相成候と申出し候由）隨分能御受被遊候。又此條約に就き一々難詰も致度候へとも、堀は迚も箝舌其論辯に不足、畢竟。川（川路聖謨）岩（岩瀨忠震）と應接致し候迄のよし被仰。此には甚困入申候。依て三家々門の御人にても被登候はヽ、重疊と被仰候。此節有志公家の論、全如此。國家之大典にも候へは、倍臣風情と及論定候は如何の義、何分堀一人に任せ置候は關東にも不行屆、御三家御家門には有志の方も有之候へは、其等罷出候はヽ、物事丈夫に論談も可立抔被申居候鹽梅。

廿二日三條殿へ罷出候節は、彼公仰に、近日（今明日にも）關東へ向、尙又厚列侯之存御尋被成度旨（內實承候に外の義一向大閤と議不叶。漸此一事太閤關白合評相成候由）叡慮も有之、衆評一決致候旨。依て夫は乍恐御策不上乘。其譯は唯人心の紛擾疑惑を御招被成候までにて、列侯迚も縱令異存有之候て、昨年の幕中立候事、

唇未乾間に變換六か敷、又徒に時日を費候事實に恐
入候。堀田を御輕視故に可有之候へとも、此は何分
閣老被任置候義に候へは、幾度も御論判にて、愈々
此廉御不審と相成候處にて、列侯へ御尋なり、關東
へ、勅使なり御尤に奉存候。其上其限の事にては、
迚も天下の治亂存亡に益なき事。當時如此大事乍被
抱、其邊の瑣些の義、今日迄時日を被費候哉と嘆息
致し、反覆辯難仕候處、大に御迷惑。究る所鷹(鷹司太閤)
一人異論にて、建儲等御內降も有之度處、何分關東
の意に觸候ては如何と、頻りに壅壓被致、爲其諸卿
有志家御迷惑被成、關白殿には正論なれ共大力量無
之、前後と申、御老人と申、何とやら扣氣味相成居
爲之
叡慮違乖候臨悔。始て切に伺取申候。依て人臣の職、
事レ君致ニ其身一と申處三四講究仕候處、大に御發悟に
相成、何分同志大寄合、尚又此後の運方共厚相談、
又々樣子可申聞旨被仰聞

右三條應接之大略

○安政五年春在京先生より京都事情等江戸邸へ密告の書(六通の內其第三)

人物

過日
主上(孝明天皇)御意に政通(鷹司太閤)を父の如く思ひしに存
の外也と被仰候由。其後太閤大に失勢候と申事。
主上御義は、御壯年にも被爲在、御英明之御沙汰は
伺居候得共、內實は如何と恐多くも疑居候處、實に
奉驚伏候事共數件御坐候。此節世上取沙汰の事共、
一々御耳に入居候よし(此は青蓮君よりの樣子。)此節は夜分御忍に
て(侍從も不知位)內侍所へ御日參被遊候よし。過日は東坊城
(傳奏)太閤に恐れ賄賂を取り、剩へ乍恐も今度關東の
申如く不被成時は、承久の後鳥羽帝の事可恐抔申候
處、大に御笑叱、其は間違なり。彼は武家に歸した
る權を御所へ御取返の御趣向、今度は
皇國の御一大事故、

皇國人心之所歸にて處置致候積（當時正論家の眼目此一語に盡居申候。列侯の存意等も此邊の見込に御坐候）依て相考候へは、彼は內地にて公武の爭、此度は皇夷の爭に候。必す永久度の事無之間安心可申。其にても強て其事を行候はヽ、其時は不足畏と、御垂論被遊候よし。此御一語の御德音、實に鳳鳴龍吟。為我神州增光候事萬々、吾儕一命位は實に不足惜と奉存候。又九條關白頻に有志家と大閤の間に憫被居候を、種々御鞭策御坐候よし。又傳奏は兎角賄賂に流候を御傳聞。每々御直に御召寄、一々御叱呵被遊候よし。又深夜迄此節は舊記等之穿鑿被仰付、御寢も餘程御遲きに相成候よし。又御酒も此節は御減被遊候よし。一說には御嗜なんと御止に相成候と申居。又一說に鷹右府より交易通商致候と、時計の類夥舶來仕御自由に相成候と被申候處、此方には侍兒有之間、時計の為には交易不出來と被仰候よし。鷹太閤は為人怜悧通曉圓熟、殊に三十年來の執權故、威望相具（此に水老公も被煩候鹽梅。密書漏洩も鷹よりと申事。）至尊にも御幼稚よりの御依頼にて、實の如く、神の如く被、思召候よし。依て天下を睥睨被致、才智虚言、海内吾右に出る者なしと被思候よし。又先入為主躰、又貪利の御人のよし。又平日御血統御自慢にて、至尊よりも我は良血統なりなど、閨女に被將候よし（東山の御書にて藤家にはあらざる由）又此迄關東へ日頻に被嘲。賄賂御取被成。近來許多の蓄財出來候よし（大阪に預有之趣）平日關東上使の節は、傳奏用人土佐屋敷にて應接有之候が當前の手始に候處、鷹の用人大津迄忍出居、大津にて内情逐一聞糺歸候由。依て何時にても關東之事は鷹家へ先入致し候よし。又公卿にては御附武家所司代の外は武家と不交定の處、鷹家よりは町奉行手先へ迄往來致候よし。大閤御了簡は、堀田申處一々尤なり。如此相成候へは、此方存しと一々符合と被申候由。

關東より此度の事に付（兎角遷延に付不得已書策に相成候鹽梅）主上へ一萬兩、鷹へ一萬兩、傳奏へ一萬兩可進旨、川路より申出候よし。兩傳は少々受候よし。鷹は事

濟迄預置と申候よし。

主上は賣國の賊也と御怒被遊候よし。此事大に堀田始の名を汚申候。此事不出前は、堀田は棄り居候へとも、川路、岩瀬丈は精々彌縫周旋致置候て、隨分沙汰佳也に有之候處、此一件有之候後は大に不評判にて、今度の事首尾克爲遂候はゞ、必堀は一萬石の加增なるへく、川、岩は大名になるべし。彼等の爲に神州を幣には出來不申と、例の正論家憤激致居候。又堀田の說に、此事能爲遂候はゝ、開闢以來の美事なりと被申候よし。此事大に故障に相成申候。不得已形勢と申さは開候へとも、此を喜候は和魂にあらすと被申居候。堀田より墨使之才を被賞候處、議奏の說に、日本にも責て其半分位の智者ありて、應接方に成居候はゝ、此迄不都合は無之筈と被罵候よし。又如此一々相許候はゞ、十年位は無事にて候哉と被尋候處、私一生は無難と被對候よし。然處、德大寺殿被申候に、足下の命は何年迄なる歟。長短難計と、一統被笑候由。

如右、近來は愚弄の姿有之候由。堀田每々墨使には格別迷惑を不仕候へとも、江戸諸侯と京都公卿には困候と被申候處、此も却て笑を助候樣子、其他色々如此不都合有之、痛心に御坐候。

應接の節は堀閣一向寡言のよし。初會より所司代願にて川、岩兩人出候よし。

勅命、叡慮等出候節は、川岩控居候由。岩一人にて重に辨附候鹽梅。御所方は傳奏兩人は好人物と申內、廣橋(大納言光成卿)は兩端觀望、鷹の引用故關東方と申說、東坊城(大納言聰長卿)は俗才にてかしこき由。依て御目附役に議奏一統被指加候よし。議奏は何れも正論家。其內久我(大納言建通卿)、萬里(萬里小路大納言正房卿)、德大(德大寺大納言公純卿)は魁者に御坐候。

(圏と批點と能御見分、雙方の所爭所長此に御坐候)

○安政五年春在京先生より京都事情等江戸邸への書（六通の内其第四）

人物論

青蓮宮院樣（後中川宮又は彈正尹宮と稱し奉る、維新後、久邇宮と稱せらる）には、南都に被爲居候時より、狂宮の名有之、于今俗人は勿論、有志にても信し不申、乍去、英爽慷慨、中々不世出の御模樣。謀略は如何とも難申候得共、何分御人材に相違無之、此御方一番倚賴に相成候。此頃主上の御論は、神州を夷狄に爲辱候てハ不相成旨、特立して被仰候よし。此も宮の後綱大分有之鹽梅。乍去、世に知る人少し。宮は粟田にては御遠方故か、此頃は始終御里坊に被爲入候。（此は御所の御裏手、梨木町）三國（越前三國の人、鷹司家儒臣三國大學）は當時鷹公の事感慨致し、直諫致候由。猶藏も薄々承知。乍去、眞忠歟又は爲名かは不被存候。鷹の御家來に小林筑前守と申者も直諫切諍申上候由。鷹の御子達も被申候由。久我公も婿故切に被申候よし、乍去、漠然御主張に無候、九條の御家來にも有志の者も御半信、漸々要路へ手筋附申候。決して一日も徒然には暮し不申候。何事も筆端に盡兼申候。

森寺も隨分能骨折呉候。土州へ能々御厚禮可被仰下候ハヽ、爲天下御周旋出來候も、御家の事の疑念を打破候も、土州の功に候。呉々御序に土州より尚又三條公へ迄御禮被仰遣候樣に願度候。

○安政五年春在京先生より京都事情等江戸邸への書（六通の内其第五）

橋公の事

廿一日、川路左衛門尉　粟田青蓮院樣へ拜謁。種々事に寄托して、海外の事情陳述致候由。尤も此前今度は堀閣手段短劣故、是非川路は奈良以來の御懇意故彼宮へ驅付可申先慮致し、川に御對面の妨致し有之候。依て何卒御對面有之樣に致度と存じ、餘程智術

を盡し申候。川の廻し者に當らぬ樣、宮の近侍へ充分致し候處、漸、領諾して、左あれは互に今度の御用筋は、一切話不相成候趣に取極り御逢に相成候。併、先年炎上御用の節は、關東より宮等への拜謁を禁置候よし。然處、今度は其禁緩有之、實に笑止の事。川の詐、堀の情、如指掌と申、頻りに誰もかも罵居候。依て此は近來關東の舊法稍變遷して、以前は御役人は三家へも不出候處、當年來は大監察抔弊藩へも出候樣相成候事共、始終隱語にて設候故、御目見丈の說は行候へとも、中心は如何。川路初を疑居候。川拜謁の上にて、橋公を英主なりと頻に譽立候よし(東は橋、西は蓮東西の兩雄と申)。依之、廿三日頃、春日(久我家々來春日讃岐守)抔大に疑を含、川も小拙も乍恐吾、君も橋公も同穴狐狸にて、至竟、橋君を立候て奇貨する意ならんと申說、且此等は水老公を壓縮候者ならんかと深疑候よし。此も既に一昨日の面會大議論にて氷釋。却て橋の義死力を竭し周旋致候樣に相成申候。

○安政五年春在京先生より京都事情等江戶邸へ密告の書(六通の內其第六)

人物評

三條公(前內府實萬公)御人品、品格溫雅寬平。御年は五十六。御軀幹不肥腴候へ共、亦甚瘦小にも候はす、中人體に御坐候。流石事慣候御方故、圓熟の狀餘りて、鋒角稜々可恐方は無之、易就の氣味有之候。三公の官は例格よりは長御勤に相成、世間には格別御規模の事と申居候。御同志は靑蓮院宮樣、中山樣、久我樣、德大寺樣、萬里小路樣位にて、其中中山樣には別して御懇意のよし。池內大學陶所と號す懇意に參殿は申候へとも、機密十分には御打明無之よし。御性質御怜悧ゆへ、隨分由上候事は能御分り被成候へとも、長袖故か勇邁に乏しく、見機而作と申果決は一向御見受不申。俗人より申候はゝ、宜御人にて何やら氣象に可畏處もあると申位。英傑より申候はゝ、優柔と

小規模の二端は不彑御人と奉察上候。其語大事には遺憾有之候。其上衆善兼採の德よりして、邪正混淆の患有之、被案候。併、徹上徹下正論に被趣候御人には相違なし。先年
仁孝天皇樣よりも精忠と申被蒙　叡感御賞に御預被成候事も有之候よし。
仁皇樣には格別御倚頼被遊、其頃禁中御式事なと、一切御一手にて御裁し被成候よし。方今の
主上には御幼年の頃より御傳にて、御習字抔の義に付ても御世話被成候よし。依て
知遇も不薄義歟と奉存候。昨暮も、某公を後見に被
仰付候はゝ、幕府の御爲にも可相成、
皇國の御都合にも宜からんと申御上書御坐候て、則
先夜（徽臣へ内々にて）拜見被仰付候。
當年御上書は、何分公武御嫌疑有之候ては不相成天朝よりは幕府の不行屆處御世話可被成筈。幕府よりは又
天朝を御介護可申事肝要に候。偖、當節は非常の御時節故、關東にては追々非常の御改革被行候由。關して今度勅使之登城も寬永度の例にて出來候申由へ、其頃の如く將軍家にも上洛等有之、御直に御對談等有之候はゝ、何事に御嫌疑も不相生、甚御都合可宜。就ては時節柄故可成丈、事輕に相成、將軍にも列侯にも供廻可減丈は減却致候方可然。無左時は疲弊も彌增相加可申奉存候、云々樣の御趣意に候。此書にても典故々實に御了通は分明に相分申候、其外
皇朝之御記錄類には至て御博識の御樣子に彼考候、此度狂歌に

三文も梨の木町の天保錢忠義のことは白も
御しやうち

と申出候。（御内證貧と申候へとも難信御殿號を俗に轉法輪と申居候、）梨木町は御住居に御坐候。又此頃の雜說に三條家の門に無二膏を廣々とぬり附、傍に「公家の大出來物」と書付置候よし。俗間評判は如此宜御坐候。
久我家は正論と申條、直氣一片にて、才略はなく、

大抵春日讃岐守の入智恵にて被致候鹽梅。乍去、此節縉紳家にては受方よろしく候。御自身には强ち春日申通には致さぬと申居られ候鹽梅なれと、內輪相考候へは餘程倚賴の處見へ申候。

中山家は骨格雄嚴、中々長袖の形貌には無之、卓然たる人物。文字なけれとも頗る才略もあり。持守は諸卿第一と被思候位。春日も極口賛稱、三條公も尤御同志の御方の樣に被仰候。

○安政五年三月廿四日先生日報書

（戊午之三月先生滯京中之情狀）

廿四日朝、江戶行書狀相認、越後屋へ五日限の飛脚仕立吳候樣賴遣す。服熊來る。

先名中根靱負、手前は溝口辰五郎

八ッ時飛脚差立る。朝、平山謙次郎より近了を尋來る。歸國の段申聞候處、暫あつて又來狀有之（黑岡直八郎と申者）京都知邸中と申名當有志之者に面會致度旨申來る。依て今夕同志一人可遣旨、溝口辰五郎名前にて返答致し置。八時森寺若狹守より夕方來談致吳候樣申來る。七過罷越候處、留守故暫時待居、歸宅の上話には、前內府樣よりの御定にて、只今と相成候ては、關東の方肝要相成候間、何分歸東致し周旋可申との御沙汰に候。依て委細承畏、來る廿九日同滯のもの一人着仕候間、其上にて出立可仕と申。左あれは此後の御見込尙又前內府公より逐一御咄置被成度と申御事に候と申。扨今日は御返答に相成候、其意は列侯赤心御尋中に若指縺候はゞ、其節は戰爭に相成候とも不苦候。何分叡慮相立候樣と申事。和戰二字の御決着は、何れ勢廟へ御告、神意御卜の上にてならては御決し難被成よし。誠に上々吉にて喜入と申居。

夜平山へ罷越候處、留守引取、明早可罷越と申、歸邸。

九ッ時平山より使來る。何分今晚面會致度、且岩瀨肥後守明朝出立候間、肥後守旅宿迄來吳候樣申聞、直樣罷越及對談。岩平共大歎息。日本は最早論沒時

到候哉。御所は固陋蒙昧。列侯は固執。將軍家は因循。强大の外寇は指迫り有之實不可如何勢に候。扨術計盡果候間、何分歸東之上一手段致候積、尊藩君公には既に御上途に相成候哉如何。何分君公樣充分の御盡力にて、列侯を御說倒不被下候ては、神州の御爲甚恐懼仕候と申事。其外種々咄有之候得共、所要建儲根本を固め、諸家之陋習を破候外に不出候、鷄鳴過歸邸。

廿五日、明日下坂之事相決、晝後道中記一枚買來る。野村來話明日歸國之由。世子之咄に、三條公も、越前は詰り大坂開港等可致所存候哉と、御危被成候思召のよし相咄候と申。夕刻假寢。服熊服豐來る。岡田準介來話。種々劇論有之、大坂小田之第一策は、天子親征之義を以て關東御下向可成事。第二は、水老公御後見に御出し申候事。其外は餘り卑策說出難き由申聞候と申事。

夜分明朝の旅裝を爲す。

○安政五年三月中某公より京都某公（鷹司太閤）への書翰案（先生手書）

關白殿下の義は乍恐色々風說も有之候。元來春初の處にては正論と申者多御坐候處、既に賂賄も被行候哉の沙汰發露後は、
皇朝之御爲よりは、却て關東諸有司に御諛被成候と申事、高貴之御人には御不似合の最上と奉存候。又風說にては、何か漁色の御僻も被爲在候と申事承申候。閨幃中の義は、外人の可知にも無御坐候へ共、六十有餘の御年には不似合、十六七の艷妾御幸御の趣、其上於○○も嬪娥を御薦し被成候抔、醜聲申者も有之候よし承申候。固道路の說不取認事とは申條、錦地にて御探索候はゝ、其實事御瞭然は勿論と奉存候。又土木之御嗜も深被爲在、殊に御自ら左官工匠の業迄被遊候抔申傳へ、聞者何も慨嘆憤惋致し申候。當春堀閣上京之節も、右之兩件、萬一關東役人へ相

洩候ては、御職御永任も六ケ敷、且は外聞もなき義と申より、叡慮も御構不被成、頻りに諸役人引取の御策御配慮被爲仕候に相違無之趣、過日來此都へ風に相傳り候よし、何樣當春御內輪に御不都合御坐候て、諸卿の憤怒に到り候旨は歷々、實迹も天下に布明相成居申候。さすれは右は全く殿下の御失德より釀成候事に可有之、扨々嘆ケ敷義に御坐候。關東諸役人之京師を深不畏も畢竟前件に屬し候事に可無相違奉存候。依之熟　皇朝之御爲相考候に。天下一の人右樣の御義に被爲在候ては、此後萬機御達算無之とも不被思、殊に關東諸有司に於ても一統心服不仕、自然　天意も御輕浮に相成候義に御坐候間、可相成は當今御大切の御時節にも候間、兼て碩德重望被爲負候老閤御再勤に相成候事は難叶哉如何。自然夫も御六ケ數候はゝ、陽明府抔にて萬機御裁決被成候樣相成候ては如何。方今は實に
皇國御安危の機關に候間、不顧恐、天下の公議億兆に成替り奉申上候。尙此儀は座主宮へも申上度と奉存候へ共、錦地の狀は委曲不相盡事故、乍失敬貴君迄御直に御內々御問合申上候。吳々天下蒼生の爲、今一度御苦勞被成下、萬事御親裁被下候はゝ、實に國家の洪福と奉存候。右篤と御勘考可被下候。

○安政五年五月廿八日春嶽公より尾張公への書

（先生起稿）

然者過日は罷出、種々御高論相伺、小子よりも見込之條不顧觸嫌申上候處、稍々高旨に戾り候儀も有之哉に奉拜察候。不堪恐懼儀に候へ共、此も幕府之御爲一途に思込候故に候へば、愚忠之至情御憐恕可被下候。偖近況之形勢慨嘆之至、定而逐々御聞込も可有御坐奉存候。偖又列藩建議も先大抵は和親條約取結可然趣之由、さすれは目前の平穩は誠に可喜事、無在朝諸有司も安堵可仕候へ共、愚見を以て相考候へは、于今德川家御實祚之基礎を固め候程之大策御盛擧一も無御坐、此儘に成行候へは恐らくは列藩も窮

窘之餘、或は怨懟を醸し、怨懟之情忽輕蔑の念を可發も難計、外夷も一旦の御厚意を感戴は勿論に候へ共、防禦守衛等御完備無之候はゝ、狎恩之餘、或竊而覬覦之非望を動し候も難計萬々一右樣相成候而は、京師之御憂勞申迄もなく、幕府に於ても實に御申譯無之候儀と奉存候。誠に惶惑痛苦筆紙に難盡奉存候。尊君は勿論、小子等に於而も看すゝ右樣幕府之御不都合を傍觀不可致は當然に候へは何卒良手段を以て右之危害を預防仕度、晝夜專祈罷在候へ共、小生等賤劣之身分にて只今に到候而は迚も如何とも難爲運に相成居申候、即過日來元老閣老へも頻に一橋公建儲等之儀色々懇談篤論申述へ候共、殆馬耳風に同然にて、更に言甲斐なき勢、扨々失望之事に御坐候。其上廟堂之御樣子にては南紀公を御主張の意も被伺候、定て紀公も御聰睿には可有之候へ共、當今未だ御幼稚の事故、若し愈此公を儲君に建候へは、衆論洶々として、幕府之御處置盡諸有司の私に徇便利を好候に出候樣申唱、乍恐終に幕府をも奉輕侮に可至かと、他人之憂喪不堪歎息奉存候。尊君には此等の邊定而御熟慮も可被爲在、重々贅說仕候迄も無御座候へ共、何卒貴宗家、今一度御運策被成下候樣奉希候。殊に御建白も閣老より被此中上御引直等奉願候由。左すれは何れ喬共少々御文面御變換可有之候儀と奉察候間、其中當右橋公建儲之事抔御加へに相成候而は如何と奉存候。元來尊君御建議中にも己に　叡慮に基き御施設云云御條も有之候へは、何分　叡慮を奉安候儀は臣子之至情にて、其奉安　叡慮處即幕府之御爲にも可相成、一擧兩得之策と申候ては、恐くは彼建儲之御一策に可止かと奉愚考候。昨日家賴より上館之儀爲願候も全く別義に非らす。此等之處厚御面晤奉申上度、故に御座候。然る處御所勞之由にて無致方義にて、如何にも事迫勢急の餘、御全快之期を待兼、態々以書中機密之大事及謹陳候尙篤と御取捨之上御垂教も被成下候はゝ難有儀に奉存候。書不盡言。

〇安政五年四月越藩築港屆書

〇〇領分、於越前三國湊、昨年來御屆之上西洋法造船取懸、追而出來次第、試驗相加、連々數艘製造致度心得に御坐候。然る處三國湊之儀は川湊に御坐候故、潮流常に淺瀨へ付、大船出入不得自由、其外領內海岸都而荒礒にて、大船繫間無之、右造船出來候共碇舶之場所差支當惑致候に付、種々勘辨致候處三國湊近邊安島浦字とうまと申處に、凡百間四方計之入御坐候に付、此處へ波除石積築立、幷海底岩組取除候而、右造舶閣置之場所取補理申度候間。此段兼而及御屆候。以上。

〇安政五年七月越前公願書案（先生の手書）

一、地所の儀家柄相當の處相考候得共、只今に相成候ては戰鬪の思召も無之候得は、御殿山抔相固候も不似合の義、且拙者家の義は寬永度の御沙汰の趣にては、將軍家御出馬も被爲在候はゝ、御供も可仕との義にも御坐候間、何卒右等の特旨に御基き被成、愈御出馬も被爲在候節御召連にも相成候樣奉願度候、左樣の義に御坐候はゝ、拙者義は不及申、家來末々迄一統御恩意の程難有奉感戴、於御馬前華々敷一手合仕度存詰罷在、何分にも武門の習、戰陣に臨み候ては不生還の心地、能々御體察被下、上下共無二の生命も打捨、御用途をも相勤、期に臨み只管上の御恩意厚銘心仕、快く陣歿も出來候樣に御指向被成下候はゝ、實以て拙者本懷至極に奉存候のみならず、祖先の靈魂も黃泉の下に悅候半與奉存候。

一、右樣申立候ては、平素は全く徒然に暮居候樣相成、此又奉對將軍家恐入候のみならず、祖宗へ對候ても慚愧の次第に御坐候間、隨分國家の御爲にも相成り候程の義は、一廉相勤申度奉存候。依て熟々相考候に、神奈川、橫濱邊は今後夷艦陸續渡來、停住往來共

夥布相成候は丶、誠に切要の御樞地と相成、萬一御寛待に過候は丶、夷情益強傲に可相成、又嚴酷に過候はゞ彼等は萬國不通の趣申觸、諸藩人一圓不心服の條々申出、紛擾の端とも可相成。其他瑣細日常の所作に付、自ら風土習俗も相違仕居候へは、開港の砌は彼是議論辨難等蜂起可仕、此等の義より邊釁とも相啓候ては、甚以て御大事に奉存候間、若哉彼地一圓一手に御任せ被下、私領同樣に被仰付被下候は丶、事情粗相心得候家來共選遣し、平日丈の御鎭衛は可仕と奉存候。併萬一及戰鬪に候節は、拙者儀は手勢召連れ御同勢へ相加、御指揮をも蒙度心願に御坐候間、彼御場所へは出馬不仕候。此段兼て御斷申上置候。

一、右樣私領同樣と申立候は丶、何か貪土地候樣御聞取も可有御坐候へとも、決して左樣の義は無御坐、畢竟拙者領國不限、諸國共公領有之候處、何地の公領も兎角幕府の御威光に募り、國主の存意に不隨、剩へ不法無禮の義共相働、領内人民の風俗氣請にも相障り、誠に迷惑仕候上、其筋支配の小吏も同然、幕府を後楯と致し、領内へ種々故障筋致掛、[illegible]仕出候事不一方候。況て夷舶群集貿易輻湊之地に於ては、右等の弊害萬[illegible]出實可申上らざる程の困難可到、前知仕候故、前文の如く私領同然に相願候義に御坐候。尤土地の租稅等は不及申、其他產物運上類總て　公邊御收納筋に相成候義は、決して私は取藏め不申、毫厘も　公邊之御損亡には不仕候。尤貿易筋の儀は官府も相立、官吏も被指置候義故、一切此方より手出不爲致存に御坐候。唯々政事向取締の義に付、私領同樣無之候ては、頑强の者鎭壓の權なき故に御坐候。

一、右樣彼地の鎭衛に被仰付候上は、神奈川、橫濱共一圓に御渡しに相成、他家人交の支配に不相成樣奉願度、尤陣屋を構、人衆指出置候義に御坐候得共、戰鬪の見込相止、平常警固の姿に致し、張番見廻等申付置可申候。

一、右神奈川、橫濱兩所の内一箇所に相成候ても不

苦。殊に横濱は領主も御坐候義故、神奈川丈の被仰付に相成候ても可宜義奉存候。乍去夫も前文の趣にては御取揚難被成譯柄も御坐候はゝ、方今誠可憂して、甚所置致し難き地、殊に毎々申立候蝦夷の義に御坐候。蝦夷の義は追々開拓の思召も御坐候て、只今にては餘程人家も造構出來候とは承申候へ共、畢竟商工雜烏合仕候迄の義と奉存候間、萬一外夷上陸抔仕、些少狠藉の擧動有之候はゝ、忽烏散魚潰、億萬の生靈流離轉輾、誠に可憐の義と奉存候。依之何卒彼地は一二の巨鎭不被命候ては、日後の患不可計、且只今より永久の見込相立相開候はゝ、初に開の國柄故、珍敷物産も相起、且卒伍編束の法相始試行候はゝ、隨分悍強の勇夫精兵も出來相成、他日國家緩急の御用にも可相立候間、何卒北地開拓の義御任せ被下候樣奉願上候。尤北地は荒漠の義、中々區々一藩の力にて闔境の義は致方もなく候間、指當候處は先大約五十里四方御渡し可被下候。何地にても公邊の御爲に可相成處開拓仕度奉存候得共、風土氣候不慣内深入は爲致兼候間、可相成は先石狩河邊を中央と致し、北境は海を限り候御趣向に御渡被下候樣奉願上候。右拜借被仰付候地相開候はゞ、其内には指遣置候家來共も、風氣にも相習可申候間、兼々爲　國家深憂仕居候薩哈連島へ指渡らせ、海岸守衛は不申及、諸端開拓筋等精々施設爲仕申度奉存候。右蝦夷地之義は、今後右等の御所置不被爲在、唯今日寸開尺拓丈の處御賴に思召被過候はゞ、其間には人口增多も可致候得共、何歳迄經過仕候とも矢張人々無固心、萬々一非常有之候節は前文の患内地に百倍、實に不堪憂より、妄言拜陳に及ひ候義に御坐候、固より財用も從來匱乏の義に御坐候へは、中々一時に五十里一新國を爲候程には難到候とも、他日魯英抔借地等願出候節、御口實の片端に相成候位の義は仕度奉存候。

右の趣厚御評議被下候はゝ、拙者の本懐は不及申、皇國へ奉對寸忠片誠も可相達哉に奉存候。

○重要書類

○安政三年七月十一日水戸侯直書達寫文

（蓋し同藩人ならん、書は景岳先生）

左之通り直書にて國中へ被達候事。既に先達而中禮服にて家中一統拜見之爲出仕いたし候事、先一つ御安心可被下候

結城寅壽等之奸人年來惡計を運し、上下を欺き候に付、我等當春一寸其黨に被欺候處、今更後悔致候、色々之計策を以て、主君さへ欺く程之者故、家中並百姓町人迄も、萬一右へ同意之者一人たり共國中に有之候ては、
公邊へは勿論、御代々祖先へ對候ても、恐入候義にて、其儘には捨置兼候樣成行可申事故、逐々達候通り致改心、忠孝、文武を勵み候樣可致候事。

辰七月十一日　御　花　押

二白、百姓町人等は支配所より本文之意味爲相心得可申候。

○安政三年八月中の書翰

（蓋し水戸藩人の内書ならん）

極秘中之密　御火後

辰八月廿二日落手　小阮より來

六月中旬之事、當君、夜食に御膳被召上候節、膳部之中に、なすのシギ焼出候由、然る處其なすと之味噌に怪敷もの、三粒有之、齒に當り候間、吐出し被見候處、何か怪敷と疑れ、醫者を召て見せられ候處、兩人口を揃へて、怪敷候と申上る。一説に承り候得は、ヨセキへ何か練り合せたる物とも申候、外一人は何も次第もなき物と言上いたし候由、當時之御膳番女中と、表使女中兩人直に宿預けに相成、其後度々吟味も有之候様子、未た白状に及不申候由、表台所御膳所上り、御膳部之外に、二三品餘計之品有之候と申、事件のなすは餘計の一つに候哉、依て、女中斗り、吟味候事と相見得候（[illegible]味にてすり上げこしたる味噌の中より堅きもの出る筈なし、疑心なり）是全く、當君を爲レ疑、天狗共之業と申爲すの存意に

て致候事之様子に相聞え申候。以前之君公に候得は、其手も食ひ可申候得共、却て、銘々の罪科と相成候事、是天罰之印に御坐候。此女、兩人共奸人之評有之候ものに御坐候。表使の女は、大森金八へ兼て歌の通路有之候風説も相聞え申候、兎も角も女の事、吟味にこまる様子に御坐候

其以後は殊之外、用心にて、君側三浦贇男外兩人位にて臺所より上り候外に製し上候事、老公方も同様に御坐候。其中何れ夫等之處も相分り可申候事。

又、臺洲の間、坊主松本古齋と申すもの之方へ、照沼金右衛門と申すもの參り、咄居候處、家内のもの茶を出し候節、毒を近所にて食せ候と見へて、あしき犬出來てこまると申なから、茶を振舞候由。然る處金右衛門、何か心あしく相成、毒ならんかと心付、直様醫者之方へ參り解毒を貰ひ請候て、加養致し候由、直に坊主、呼出し候て、禁固申付、跡缺所に相成候事も、是全く毒にも無之抔、暑氣に當りたる抔、評判も有之候所、藥は種々出候中、何か怪しむに足るものも有之候様にも申候。何れか未分候。極窮策とは相成候事に御坐候。是より黒雲さへ出候はゝ、大方片付申候。何分早く雲出候様いたしたく候。最早不遠して、出可申と奉存候。

右等の儀は若し外より御承知に相成候はゝ、御心配も可有之候間、不包小生より申上候。併秘中の秘、小生より申上候事は極御内々〳〵。

○安政四年九月幕府の京都所司代より傳奏兩卿への通達書（先生手寫）

不許漫覽

亞墨利加船下田箱館へ入港御允許相成候に付ては、彼國官吏差置候儀條約の趣も有之、夷船追々渡來に付ては、諸事取締筋の儀心得候者無之候ては、御國の御爲不相成、彼國政府においても深く心配いたし、追々申立候趣も有之、此方においては御國内へ夷人差置候儀、素より不好筋に候得共、猶勘考致候へは

何樣の船渡來何樣の儀仕出し可申も難計、右樣の節は官吏差置候へは、如何樣にも取締方出來候義に付、此度下田港へ彼國官吏差置候方に治定致し、滯留爲致候事に候。右に付ては邪教傳染不致樣、其外取締筋嚴重に取計、家居等も可成丈取締取建貸遣し候樣、夫々申渡、御目付岩瀨修理彼地へ被差遣、下田奉行申談、後來迄の御取締筋諸事爲取計候筈に候。然る處彼是浮說申唱候者も有之、自然流傳致し候はゝ、御所向において、御心配も可被爲　在儀に付、當節の御所置振、先不取敢申越候間、御兩卿爲御心得、御達置候樣、年寄共より申越候事。

九　月

御兩卿は傳奏なり。所司代より御達なり。

○安政四年九月廿一日藩廳より先生への達書

九月廿一日　　橋本左內

昨廿日
御老中
御連名の
御奉書御到來
今日
御登　城可被遊之處
御風氣に付
御名代間部安房守殿
御登　城被成候處、神田橋
御門內御中屋敷御用に付
御家作共被差上候樣、被
仰出、爲御代地、巢鴨御藥園
之內壹萬二千坪御拜領、御家作
無之に付爲御手當金壹萬兩
御拜領被成候。此段申渡候樣被
仰出候。

○安政四五兩年中幕臣京都止宿附（先生手書）

巳十二月上京

御儒者　始高家屋敷後六角大宮西へ入
林大學頭殿　善相寺

御目付　同町
津田半三郎殿　光明院

御徒目付　三條神泉苑町西入公事宿
中臺信太郎殿　龜屋東吉

御小人目付　神泉苑町御池下
竹中半之助殿　公事宿
三浦鍵之助殿　鍵屋佐助

午二月上京

御老中　寺町御池下ル
堀田備中守殿　本能寺

御勘定奉行　同姉小路下ル
川路左衛門尉殿　天性寺

御目付　木屋町三條下ル
岩瀬肥後守殿　瑞泉寺

奥御右筆組頭　寺町六角
原彌十郎殿　誓願寺

奥御右筆　同三條上ル
立田錄助殿　矢田寺

御徒目付　四條裏寺町
平山謙二郎殿　法界寺

御勘定組頭　二條樋の口
高橋平作殿　善導寺

御勘定　四條裏寺町
日下部官之助殿　西林寺

御普請役　同
森規太夫殿　妙心寺

同
河島小太郎殿
小比賀良助殿　同
梶山米太郎殿　寶藏寺

御小人目付

吉岡元平殿　同

谷津勘四郎殿　西念寺

所司代

本多美濃守殿

假御役宅寺町二條下ル　妙滿寺

京都御警衛

井伊掃部頭殿　壹番手

陣所　寺町四條下ル　大雲院

但、本能寺陣所の處、堀田殿上京に付所替

○安政五年正月春嶽公より幕府司農川路左衛門尉（聖謨）へ内諭の寫

然者先日來御上京の處、歸期遷延に付彼是の浮說有之、甚苦心候。尤於賢丈何角と御憂勞之儀共に可有之と致遠察候。先頃より橋本左内儀大坂表え用事有之差越候に付、乍序此節錦地の形勢も及探索候樣申付候事に候。同人義者先年遊學の砌より、知己も不少候故、便宜の義も有之哉にも被存候。此節柄又内間の御一助にも相成間敷哉、御用等有之被召仕候はゝ、於拙子本懷の至に候。何も御爲と存候故心付の儘及内啓候。今般之御一件は何歟關東の御威光にも相拘候樣にも風說いたし、殘念千萬の事に候。其上櫻閣歸東に不相成候ては、例の西件も埒明不申樣子、歸國に近寄、唯々勞擾而已罷在候。何分折角錦地の御用御仕廻、一日も早く御歸東の義を翹望候。時候御見廻、旁々御面識の儀故、左内差出候に付、呈一書申候。左内の御用捨は、勿論賢意次第の儀に候。早々以上。

○安政五年正月六日薩摩藩主島津齋彬公より近衞左府公及び三條實萬公への書

但し正月六日、薩摩より此書を發し、正月廿八日、越藩主慶永公落手し、之を寫取り、後ち、近衞公等へ傳達せる者

近衞殿へ

乍恐奉言上候。然は西丸御養君之義 此節別紙の通り老中へ申立仕候。右は閣老交代の度毎に所置變化仕候も、根本不固故に御坐候。此節異人申立、旁勘考仕候處、此上萬々一の義御坐候節、人心動亂仕候ては、天下の御爲可恐事と奉存候間、人望旁一橋を御養ひ被仰出候樣申立候事に御坐候。尤紀州田安御近親に御坐候へ共、中々競候御人物にては無之と奉存候。勿論私計にても無之、尾州を始め、御家門、國持、有志の者過半同意の事にて、追々申立候樣子に承知仕候。右に付誠に恐入候へ共國家の御爲、少しも早く御養君被爲在可然旨、内勅被仰出候御事は相叶申間敷哉。尤、閣老の內、堀田(堀田備中守)伊賀(松平伊賀守)久世(久世大和守)三人は、越前守より申立、能々承知のよしには御坐候へとも、萬々一兩卿の方に相成候は丶、有志の面々望を失ひ候は必定と奉存候。左候へは天下の御爲、別て奉掛念候間、何卒以御賢慮、根本を御堅め相成候樣奉願上候。尤、三條樣へも此節奉申上候間、何分宜敷奉願上候。且又御臺樣にも兼て申上置、御承知御坐候へ共、猶又此節申上候事に御坐候。乍恐書添此段奉申上候。恐惶謹言。

正月六日　齊彬

三條殿へ

天下の御爲、無據以書取奉申上候。此節異人申立

の義、達　高聽候事と奉存候。誠に天下の御一大事と奉存候へ共、國持の身分致方無御坐、只々自國の手當仕候のみに御坐候、併、斯樣の御時節不申立も不忠の次第と奉存候間、別紙の通、舊冬閣老迄申達候。去年御內々申上候通り關東の御樣子故、實に人心恐怖罷在、其上閣老交代之度毎所置仕候義、根本不堅故と奉存候間、西城へ賢明の御人物御養君被仰出候御儀、當時の御急務と奉存候間、無據申立候事に御坐候。尤、此儀は兼て全志の向に申合せ心痛仕罷在、此節追々申立候趣に御坐候。關東及衰微候ては、乍恐朝廷の御大事に御坐候間、誠に恐入候へ共、此義內勅被仰出候義は相叶申間敷哉。彌御養君被仰出、人心固結仕候へは、天下の御爲無此上御事に御坐候。不顧恐、言上仕候。尤　左府公（近衛左大臣忠熙公）へも此度言上仕候條、宜敷御勘考奉願候。齊彬誠恐頓首謹言。

正月六日

○安政五年正月八日幕府堀田閣老京都差遣辭令之寫

正月八日　御座間　堀田備中守

京都御使

右於御前被仰付候

○安政五年正月水戸烈公より鷹司太閤殿への直書草稿の寫

春寒の節に候得共、益御機嫌克被爲渡奉南山候。偖は追々沙汰承り及候へば、此度老中始上京仕候由、何儀に御坐候哉。御用の品は乍勿論承知不仕候得共、若哉夷狄の儀に付候事にも可有御坐候哉と推察仕候處、夷狄の儀に付ては、先年より打拂を不被爲止候得は、無此上極御上策と奉存候故、

追々打拂の論下官にて認候儀にて、天下一統に存居候所、只今にては登城をも被申付、懇切の譯に相成候上は、又無謂打拂と申事にも相成兼可申候得は、何分只今より御内備御手厚御整相成、彼より兵端開候節、大和魂を振起防禦に聊指支無之樣相成候方と、下官は奉存候。

叡慮の程は勿論難奉測、殿下御初の尊意も如何と奉存候へとも、下官の存意は如右候へは、全 御内々、此段奉申上候、謹言。

正月　齋昭

太閤殿下

侍執

別紙本文先日認置候處、老中等登り候儀沙汰のみにて、否も不相分候所、今日發足の由承り及候故、先に認置一書奉指上候。

○安政五年正月廿六日水戸烈公より大坂城代土屋采女正寅直への直書草稿寫

（土屋へ正月廿六日出）

別紙、舊冬林大學頭等登り候由の處、又々此度堀田始多人數登り候よし、何御用かは勿論承知不仕候得共、夷狄の儀に付ての事にも可有之哉と推察いたし申候。定て警衛向の義に候はゝ、大坂抔をも巡見可致哉と被察候得共、格別貴兄抔も直に御相談可相成候へは、御力に相成候はんと遠察候。偖、舊冬林大登り候、此度老中等多人登り候儀は如何の譯候哉所々御警衛等の巡見指圖の爲可有之哉、又は林大御役輕き故不行屆樣の爲にて老中登り候にも可有之哉抔と、色々考候へとも、遠境の儀不相分、心配仕候。

世上の沙汰にて及伺候へは、

今上御發明に被爲在候よし。殊に當時は 御血氣の御年故、御申上に相成候個條の內、何そ 叡慮に不叶候處にても有之、大學等のみにて不行屆、此度多

人登り候義にも可有之なと致心配候。若又
叡慮御尤の儀に候はゝ　公邊にても御用に可相成、
堀田川路等初如才も有之間敷、又　公邊無御據事は、
少々は
叡慮を御曲被遊候事も無之ては、公武の御間われわれに相成候て、御雙方の御爲不可然と心配仕候。秀吉の頃、又　東照宮頃の實錄を見候に、京地へことことく御親しく被遊候御樣子に相見え、台德公には姬君迄御參　內相成候へは、御三代將軍の頃迄は御親敷御事と奉恐察候處、太平久しく打續き物事御手重に相成候へは、定例の御事は格別に候へ共、自然御疎遠に相成居候はん歟。前文の儀なと承候ては、斯樣の節は如何可有御坐候哉に心配仕候。如何樣の儀御中立に相成候哉。
叡慮如何候哉、難奉測儀勿論候得共、前にも申候如く、
叡慮御尤の事は　公邊にても御取用ひに相成、又
公邊にて無御據事は、少々は
叡慮をも御曲にて、公武の御間われ／＼に不相成、御和談不相成候ては　夷狄の儀は暫指置、內地の治り方如何と御苦勞申上候。尤、堀田川路も如才有之間敷事に候得共、遠境心配に候。其地は此方と違ひ京地へ近く候へ共、やはり御分り兼御心配と存候。若々堀田川路等大坂巡見にも參候はゝ、雙方向等御相談相成候て、よろしく（以下缺く）

〇安政五年二月十一日松平阿波藩主より鷹司太閤殿への建言書寫（先生手書）

乍恐內密奉申上候。今般林大學頭、津田半三郎、引續き堀田備中守上京、亞墨利加條約の個條、其餘の事共、具に入
叡聞候事と奉存候。近來不容易時勢に推移、方今別而不穩。既に今般の次第に相至候。乍恐
宸襟被爲惱　叡慮之御程如何被爲在候儀と、誠に以奉恐入候。誠に今般の件々不容易御一大事と奉存候。此儘にては往々日本の御爲如何御坐候哉と奉掛念

候。履外夷の變化形勢熟慮愚考仕居候て、唯今迄は斯とも不申上候得共、就中、方今臨深履薄の世態に相及、諸夷　皇居近き海岸を望候事情に相至、誠以御大事此上危急の場に相迫り、乍恐御案思奉申上、日夜眠食不安苦慮心痛仕罷在、萬一非常の節は爲警固軍勢差發し、愈騷亂に及候得は上京仕　禁裡奉守護、列侯に先立、粉骨碎身、微忠相盡候心底に罷在候。誠恐多事には候得共、聊にても宸襟御安堵の場に被爲在候樣奉專念、依て赤心報國之存意極密奉申上候。誠恐頓首謹言。

二月十一日　　　　齊　裕

別紙、內密奉申上候。如本書、今般の件々殿下㷀々不一方御配慮被爲成候御儀と奉察候。將又、私儀度々、幕府へ上書仕、閣老へは存寄申上候得共、更に御採用無之、最早諫爭の道絕果歎息罷在候。且是迄は不容易事に付存慮奉申上候儀無御坐候へ共、差控居候場合に無御坐候。乍恐、天下の御安危此一擧に有之候事と奉存候間、此儀殿下へ申上、實祚長久、四民安寧、外夷威服の御所置被　仰出候樣奉希望候。此段極密奉申上候。頓首謹言。

二月十一日　　　　齊　裕

大　閤　殿　下

內密御直覽

「右、午二月十一日阿州より大閤への御書」

○安政五年二月廿四日三條前內大臣より松平土佐守(山內侍從)への書寫

去月十四日貴翰　十一日午刻比到着。令披誦候。先以春暖の候彌御揃御安泰珍重存候。先比來、度々御密書被下、誠に御忠實の程感悦候。異夷一條、實に不堪痛苦候。次第に成行、旦暮苦心の外無之候。朝廷にても深被惱

關東へ建白をいふか、しからはよし

叡慮候、諸家一同にも、追々申立共も有之殊に人氣不靜候。

第一華胄の尾公、親藩の閣、因州樣心得違にて、とかく東御へ手を入、夫故

備、御聞及も御座候乎。右一條實に御決着は容易に難相成、

尾閣評判殊によろし。是程の御親族にて有之故、主上の御迷ひも御尤なり。

何分諸大名衆見込の處、委細に被　聞召候上、許否共御判斷の御事に伺居候。其儀は彼是の差障も

とかく諸大名の存、御不審なり。夫は關東より被指上候建白斗りにて分判勿論に候へども、表裏反覆の大名有之故、御不審と相なり、反覆の大名は其姦をあばきて、嚴告希ふ所なり。

有之歟、於關東、人心居合は御引受と申御事にて

此所、實に關東にても御大事なり、御引受と有之候上からは、何分御引受の趣意しかと無之候ては、天朝へ被對、御欺きに相當り〇〇〇可申、媒口の引受同樣にては恐入候事、奉書の文面斗り御引受にては、此後從天朝引受と有之上は、引受の定見如何など、勅旨被爲在候はゞ、御申譯なし。今より閣老第一の心配有之度事共なり。

其段は御安心なから、今爰に

臣子感慨

叡慮御心苦の御筋通貫候樣、關東御取計を以、

諸大名衆の熟慮委細に被　聞食度との御事

とかく御不審不審

衆議聞召すも尤なり

實に諸大名衆見込も彼是有之哉、當地にて偏に〱

御心配の御事伺候て、痛心至極存候。先以御返書の次第は、内々一紙寫取進覧候。尤、マト拒絶を

被仰出候には無之御模樣に候。いづれ衆議被　聞食候上の御事と存上候。就ては

此所第一の眼目、讀〱も見るべし

伊勢の神慮を御伺と申御沙汰に御座候。

御尤の御事なり

委細書面に難書取、左内歸府候はゝ御聞取可被下候。種々痛心の御事共に候。

一、西城の事は、關白大閤殿より御沙汰の邊にて御申出候由に承り申候。此一條は安心仕候。何卒其御地にて程能御成就相成候樣祈入候。

一、先達て密書中に加入候書取草案の一紙、右は其砌にも申入候歟とも存候。一向建白なとゝ申義には無之、認試候丈の事。事柄文面なとも決て一定致差出候事には無之、其儘打置事に候。右の筋に付内々御示諭の趣、至極〳〵御尤。

大樹上京外一條三條の説な
土州不服にて被申越候事なり

素より右様の意は、決て無之事。御内諭の筋に渉候儀は、實に暗愚の事候も、何分公武御和融所祈に候。決て御懸念は無之様と存候。尤、心事難書取故、左内歸府の上は　何れにも御聞取可被下候。

一、橋本氏至極心得候人にて、毎々得面、大幸の至りに候。歸府の上は、宜御申入可被下候。

右等荒々申入度如斯に候。過日早便へ呈上の覺悟の處、懸違出足に相成、更に又御家來其御地へ被出候趣に相成、一書呈上候也。恐々謹言。

二月廿四日

呉々も公武の間御大事
朝廷よりは精々御扶助の御趣意も不相屆候ては、行違に相成候へとも、役人の堂上嚴格斗にては不宜、應對に熟談の様にと、いつれも其段は申居候事なから、如何と存候。

朱藍傍書に拙心得迄に有之候。左様思召可被下候。

土佐侍從殿　　　三條前内府

（表）
――（貼紙）「此書は從一位公御書なり」

○安政五年三月三日議奏久我大納言建通卿辭表寫

（先生手寫）

一昨年來依病再三御役辭退之事歎願候處、厚蒙仰深恐入奉存候。實に暗昧之質恐懼之至候。然處今度之事不容易儀、柔弱之身中々思慮之不及處に候。此時節又々願上恐入奉存候へ共、方今之御處置因循苟且之姿に相見へ、廟算も義理明白の邊如何被爲在候哉と見融し付兼候。誠に天下の安危存亡、人

心之不振に至り候も此時と奉存候。如此重大之御用向微力之身日夜心配且歎息仕候。何卒此度は是非共議奏御役辭申度奉存上候。決而及此時安逸之志にては無之、退役候ても報國之心底は如鐵石候。行末之見込無覺束存候間、殊に嚴重之御役虛位に相成候ても恐入奉存候。偏に以御憐愍退役之義願度奉存候。速に被許候はゝ此上の鴻恩不堪感泣候。其上恐入候得共、辭退被聞食候はゝ、以中山大納言忠能卿議奏之列に被仰付候はゝ、急度御用に立可申か、此義も伏て奉願候。何卒此度宜預御沙汰候也。

三月三日

○安政五年三月七日中山殿以下七卿建白書寫

（先生手寫）

夷族申上之一件、誠以神國重大之變異に付、愚昧者共恐入候得共、先日兩度以書取申上候。右追々御評定之御事と存候得共、實は晝夜憂苦寢食被廢、又々令言上候。

一、天照皇大神宮以來堂々たる神國、當御代にて醜夷之國と化を爲し候ては、神國之御威御瑕瑾、被奉對皇祖何共恐懼歎息之至候。近年速に天變、偏に神慮を可被奪信義と存候。

一、堂々たる皇國として、醜夷之狂威に屈辱し、彼之驕傲不禮を捨置申條々、向後之御待遇振枚擧に暇なく、天下萬世に恥辱を遺し、萬世一系の神國を一漁蕃販鬻に均く心得候。征夷家之處置、如何なる狂妄の徒の商量候哉。今度叡慮伺之爲而々上京に付、御沙汰の趣にも不應申、一切意味難解、若京都御同意之趣を以て、列國の大小名以下萬民を押候積りかと被存候へ共、眞實御同意不被爲在義は何れへも不貫徹、却て關東の爲衆心を破るの基かと不審に存候。

一、墨夷一使者の應接すら强情不容易由に候に付、倘更心苦仕候。仔細は此上諸蠻夷追々來集し、表には互市利潤を說き、所欲を極め、拒めば大砲軍艦を以

て恐れしむるの夷情、本より日本併呑し國人を籠絡の結構にて、追々奸謀遠慮に陷る夷族所々に散居し、奸言利欲にて我國民を誘ひ懷け、彼方之教法に從はしめ、大に人氣を察し、地理要害を知り、方々巢窟を構置、終には難許難題を設け、兵端を開き、皇國を押領するの時に至り、如何敵對すへきや、假令兵端を不開とも、不奪不饜之夷情廣大の猛威を張り、隨意に皇國を脅制するの時は、不戰して降參の場に至るへく、神國に生れて匹夫と云とも口惜次第には無之哉。況從來大祿を領する諸藩、至誠の赤心承度事に候。且右之場合に及ふ節は、乘輿を何地に奉安、大樹以下條約を致す雖も、亦何地に逃れ被安居候心得に候哉。關東始諸大名之見込詳被聞食候上、御返事御沙汰肝要に存上候。右等毎々恐入候得共、奉爲國家存候間、不顧忌諱言上仕候事。

三月七日

中山大納言忠能

正親町三條中納言實愛
正親町中納言實德
八條宰相隆祐
中院宰相中將通富
橋本宰相中將實麗
野宮宰相中將定功

○安政五年三月十二日朝廷御返答幷に八十六公卿願出の寫

(初而被仰出候御返答文面之寫)

上略

及言上候處。人心居合之處は、先以、御安心被遊候得共

神宮初　　御代々へ被爲對候とても何共恐多

東照宮以來之御制度を變革被爲仕候義は、天下之人望如何被思召候間、再應被惱

叡慮候間、何共御返答の程被遊方無之、此上は關東

御勘考可有候様御賴被遊候事。

右堂上方廻覧に相成候趣。

（右御返答之旨に付願出之寫）

同心之輩恐れ多く候得共、爲國家不顧萬死申上候。此度關東へ御返答之趣不被爲得止とは奉恐察候得共、不顧多罪奉言上候、去月被仰出候、神宮御初め、御代々へ被爲對如何可有之被脳叡慮候事、實に重大の義に候處、何共不申上、人心居合の儀も引請候趣言上、堀田備中守爲城使上京候旨趣とも、相違之廉有之如何に被存候。將又此度御返答に關東へ御賴被遊候旨相見へ、左候へば條約以下總て關東存意之通り取計候節、再應被仰達方無之哉。然る時は天下の人望を塞き、朝廷武運相共に衰弊致候様可相成哉と、深歎息仕候。猶又内願之程難斗、一同憂苦の至りに候。御返答御文言之中、御返答之義被遊方無之、此上は關東可有御勘考様被遊御賴候との御文面、御取除き相成候様奉願候事。

三月十二日

堂上方八十六人連署

以上

近習内々外様等三番所打込。

○安政五年三月廿五日勅答之寫

午ノ三月　勅答一件

議奏　正房

三月廿三日　　基光

傳奏　光成

右行向之節

一昨日、

勅答之趣得と奉拜見候處、彌被惱　叡慮候段奉恐入候義に御座候。然る所畢竟之義は掛合向も相濟候上の義に付、此間異變難計候處、勅答之趣も有之候上は、此後何れ共御決着相成候はては、於關東寛猛兩様共勅答に對し御取扱被成兼候間、萬一差向候事端差縺候義も有之候節は、其機に臨片時も難申延

義出來可仕も難計、其節は一方に御決斷御取計有之候て可然哉　、左候へば墨夷等渡來之節も同樣御心得可有之哉、非常之義は何時と申義も難相定候に付、無餘義御旨趣奉伺、關東へ申遣度奉存候間、早々御沙汰有之候樣仕度候事。

右之通り伺候に付、二十三日御評議之上、二十四日御　沙汰有之候處、左書付差出す。

一昨日相伺候差向候異變之節、寛猛兩樣之內御取斗方之儀、此度、
勅答之趣に付、猶關東衆議之趣言上仕、御決答被仰出候迄之間、萬一異變有之候節之心得方奉伺候儀に付、右之御沙汰無之內は衆議仕兼候との義にて無御座候事。

二十五日朝、
此程私義歸府仕候樣被仰付候處、委細口上にて申上候通り先當表に罷在、就而は御用辨の爲岩瀨肥後守義江戶表へ早々出立可仕候義に御座候事。

二十五日、御評決之御書付、
去る二十二日書取之趣及言上候處、今度の條約迚も御許容難被遊　思召候。衆議中自然差縺候時は、先件之　御趣意を含み精々取鎮め談判之上、彼より及異變候節は、無是非義と思召候。右
叡慮之旨相立候樣、宜被差含御取計可有之事。

御別紙

一、永世安全可被安　叡慮候事。
一、不拘國體、後患無之方略之事。
一、下田條約之件、
御許容不被遊候節は、自然及異變候も難斗に付、防禦之所置被　聞食度候事。
右之條々衆議可有言上候事。
一、衆議言上之上、
叡慮猶難被決、
伊勢神宮神慮可被伺定義も可有之哉之事。

○安政五年三月二十六日傳議兩奏堀田閣老旅宿へ持參之書付（三條家諸太夫森寺より示せしものならん）

勅　命（前寫と同物異文）

一、永世安全可被安　叡慮之事。
一、不均御國體、後患無之方略之事。
一、下田條約之外は御許容難被遊に付、萬一及異變候節は防禦計略之事、
右衆議可有之。
一、衆議言上之上、
叡慮猶難被決候は、
伊勢神宮神慮可被伺定義も可有之哉事。
一、今度之條約迚も御許容難被遊思召候。自然衆議中差縺候節は、先件の御趣意を含、精々取鎮め談判之上、彼より及異變候節は、無是非義と　思召候。
叡慮之旨相立候樣賴思召候間、宜被差含御取計可有之事。

（以下傳奏持參之書附之外なり）

急務多端之時節、養君御治定、西丸御守護政務御扶助に相成候者、御にぎやかにて、御宜被　思召候今日幸之義、可申入、關白殿、太閤殿被命候事。

○安政五年三月二十六日傳議兩奏旅宿へ持參したる書付に對する堀田閣老之書面

黑夷一件に付、
叡慮御伺に相成候處、
勅答被仰出、且傳奏衆議奏衆を以、
勅諚之御箇條書付拜見被仰付、夫に付篤と勘辨いたし、存慮の趣可申上旨、奉畏候。左に奉申上候。
一、永世…………
右は永世に亘り候御見居へ可被爲立御儀に候得は

偏に叡慮に出候はては不相適御次第にて、侯伯之議定可仕議とは不奉存候。乍併勅答も被爲在候通り、神州の御大患、國家の御安危に係り、不容易御儀候得ば、此時に當りては賢明にして人望に被爲副候儲君を被建、將軍家と御合體御同心にて、永世御安全、可被爲安叡慮御定策を被建候はゝ、諸大名を始闔國の人心歸向を得、各赤誠を盡し神州を奉保護候儀は、必然の道理候得ば、勅諚に付ての大御急務は、建儲の一條に有之儀と奉存候。但御安全を被爲謀候御參考の御片端とも可相成哉と存付の儀共は、昨年來御尋ね之節に追々申上候通りに御座候。

一、不拘　……

萬代不易之　御皇統地球上無比、至尊之御國威を、九夷八蠻に被爲耀候得ば、後患無之は勿論にて夫等の御方略は萬般可有御座義候得共、何分にも前條にも申上候通り、此節柄　賢明年長の儲君を被建、他迄御手厚に御國體を御固め、諸大名を初闔國の人心御繫着の上ならでは、如何樣至善至當之御方略にても、國本不固、人心危疑を抱き居り候ては、永續可仕見込無之候得ば、後患も亦難量儀と奉存候。

一、下田條約……

條約の御許否は、人の居り合次第の儀にて、諸侯の赤心申上候、多分に就て可被決は、則叡慮御遵奉の筋と奉存候。且又異變の儀は今日にも難量候得ば、諸侯伯、夫々戰鬪の策略は家々の秘蘊も可有之事にて、防禦の處置に於て御指支は有之間敷哉には候得共、數百年太平に安んじ奢侈に長じ、且頻年の變災にて一統疲弊相極候折柄候得ば、何分にも義勇固結の人心より外に、外夷百錬千磨の攻擊に可致抗敵具備は無之候得ば、當時においては人望に被爲副候儲君を被建、國本を御手厚に被爲成候儀、防禦の御處置に付ても大急務と奉存候。人心歸向を得候へは、防禦の策は自然其

内より相定り可申儀と奉存候。

○安政五年之春在京中先生の手記に係る諸寺院心得方

諸宗寺院行狀心得方の儀は、公儀御條目は不及申、其本山並本寺錄所等より兼て被申渡も有之筈に候へは、於各寺尤厚愼思の心可有之儀、勿論の事に候得共、近來法談説法之席上、法中集會之節等、右條目に不當之向も有之、且又法體に有之ながら、俗人に劣り候僧分も間々有之趣相聞沙汰之限りに候。就ては其僧分へ當り急度取締り可申候筈は勿論の事には候得共、格別の御思召を以て此度は御宥免被成置候。向後住職は其一宗の本山本寺錄所法脊等にて、厚く相當の僧を擇び後住相極可申、若是迄の振合を以願出候とも不及取揚候間、此段屹度可被相心得候。以上。

一、公儀御條目は不及申、本山並本寺錄所等より被申渡の作法通、嚴重可相守事。

一、僧としては、其宗門之奥儀を守り候外、凡俗の風習を可恥事。

一、寺院の集會並他行の節禮讓を正し、俗人に不紛樣の事。

一、法談説法之僧、聽聞の者へ倫道を進め、外道を教へ申間敷事。

一、清僧參會之席へ、女人は老若に不限一切立寄らせ申間敷事。

但檀家へ招待の節は格別の事。

○安政五年五月二日調判延期約諸書之寫

亞墨利加合衆國全權

コンシュル、セネラール

トウンセント、ハルリス

日本國老中、自分共、今般大君之命を以て、日本國にては井上信濃守、岩瀨肥後守に任じ、亞墨利加合

衆國にては大統領之命に依て、其許を差越し、當午年正月五日、雙方談判の上、條約決定せりといへども、日本國において、安寧を存する、重大の事柄あるに依て、調判の義同七月廿七日迄、延引せんことを、我望に應して、其許承允せり、併此事を變改、又は其期限を延引せざること、疑ふへからす、且此後貴國の外外國人と條約談判およぶことありとも、亞墨利加合衆國之條約へ調判するの後、三十日を經ざる内は、調判することあるべからす。謹言。

安政五年五月二日　老中連署

○安政五年六月上旬頃之書取

丙午之夏御誕生、當年御十三歳に被爲成候處。先年眞徳院(十二代將軍家慶公)樣思召を以、巳年御誕生之筋に被成置、今年御十四歳に被爲成、旁御筋目之儀、此度御内沙汰被仰渡候由。

右紀藩人中井數馬所話。

來る十八日、彌御廣敷へ御逗留被爲入候筈御治定の由。

右黒鍬の吉田錄三郎話。

○安政五年(六月廿五六日より七月朔日迄の間歟)條約調印(六月廿日)後某侯よりの建白書

此間御渡相成候御書付篤と拜見退考仕候處、魯亞兩國船申立候趣は、英佛之軍艦於清國及全勝、其勢に乘し近日可致渡來等。且亞使節より、假條約調居候は丶御迷惑に不相成樣周旋可仕段、申出候故、被遊御勘考候處、如何程御迷惑に相成候共、
朝廷え御申上濟に不相成候ては御取量難被遊。乍然燃頭之大難不容易迫切時勢相至候に付、井上信濃守(幕府下田奉行)岩瀬肥後守(同外國奉行)へ被命、於神奈川調印相濟候由。右樣之危殆に相及候ては、不被得止御處置にも可有御座候へ共、此儀に付ては乍恐被爲惱

叡慮、被仰出候御主意も御座候故、此場合に至り候而も、迅速に以御使事情委曲被仰上可有御座筋と奉存候尤　勅答不被仰出前、患起不測候場合に至候ては、御本意至極の儀に候得共、臨機之御處置に相成候處、無御據譯にも可有御座候へ共、亞使節中立候に付、一應
天意御伺も不被在、調印被命候而は御違勅の筋に相響、何分御尤とは不奉存候。此上は早々御違勅之御汚辱被爲雪候樣、御處置御座候て、何分にも被爲安
叡慮候樣御施行有御座度。尚此後之御處置に付、存意も有之候はゝ、可申上旨被仰聞候處、追々建白も仕候通にて、別段心付も無御座候。以上。

○安政五年八月御教書及有志投書の寫

此御教書八月七日被仰出候。當度は殿下(青蓮院宮)へ御沙汰無御座候間、左府公(近衛忠熙公)へ　勅諚に相定候事。先般墨使假條約無餘儀次第にて、於神奈川調印、使節へ被渡候義、猶又委細間部下總守上京被及言上之趣候へども、先達而
勅答、諸大名衆議被
聞食度被
仰出候詮も無之、誠
皇國重大の義、調印之後言上、大樹公
叡慮御伺之御趣意不相立。尤
勅答の御次第に相背、輕卒之取計、
大樹公賢明の所、有司心得如何と、
御不審被　思召候。右樣の次第にては、蠻夷の義は暫差措、方今御國内之御亂如何と、更深被惱
叡慮候。何卒公武御實情を被盡、御合體、永久安全之樣にと、偏被
思召候。三家或大老上京被仰出候處、水戸尾張兩家愼中之趣被
聞食、且又其餘宗室之向々も同樣御沙汰之由も被
聞食及候。右は何等之罪狀に候哉難被計候へども、
柳營羽翼之面々、當今外夷追々入津、不容易之時

節、既に人心之歸向にも可相拘、旁々被惱
宸衷候。幷て三家以下諸大名衆議被
聞食度旨被
仰出候者、全永世安全、公武御合體にて、被安
叡慮候樣被
思召候義。外虜計之義にても無之、內憂有之候て
は、殊更に深被惱
宸襟候。彼是國家之大事に候間、大老閣老其他三
家三卿家門、列藩外樣譜代共一同群議評定有之、
誠忠之心を以、得と相正し、國內治平、公武御合
體、彌御長久候樣、德川家を扶助有之、內を整し
外夷之侮を不受樣にと被思召候。早々可致商議
勅諚之事。

○別　紙

勅諚之趣被仰進候。右は國家之大事は勿論、德川
家を御扶助の　思召候間、會議有之、御安全之
樣可有勘考旨、以出格之思召被仰出候間、猶同列
の方々、三卿家門之衆以上隱居に至迄、列藩一同
にも御趣意相心得候樣、向々へも傳達可有之旨被
仰出候。以上。

右御敕書一通は大老閣老へ被仰出、外に傳奏衆
より水府鵜殿吉左工門御招に相成、御三家御三
卿御家門へ壹通、外藩へ同じく壹通、水府中納
言殿より御傳達有之候樣、被仰出候。

八月四日夜投書

謹て奉申上候。抑井伊掃部頭家來、長野義言と申
者、七月下旬江戶發足、此頃御當地へ着致候。其
仔細は近日間部下總守上京に付、第一九條殿下を
取繕、其外所々へ取入程克相計候樣、下總守親敷
相願候に付、致上京候義分明に御座候。同人事、當
春以來、都て三ヶ度出京致、島田左近に相計、外
夷條約調判の事などは、內勅之旨意を以て押强
く異存申立て候。有志大名の建言は不取用、且一
橋君を拒、幼年之君を西城へ取極、尾水二家並越
州を壓倒し候事共は、紀臣水野土佐守へ相計候次
第、皆義言が所爲に有之、又此度左近を以て上を

繕はせ、更に久我卿中山卿を始め、其他所々へ取入、密計可施結構有之趣に候へば、御油斷難相成奉存候。右義言なるものは邪智の小人、専阿諛佞辯を以て、近來掃部頭の寵遇を得て出頭致し、種々謀計を廻らし、遂に　將軍家之所置及違勅候樣之基を開、恐多くも奉惱叡慮候次第、言語同斷、實に神州一の大逆、不可有此上者に候。右此件々當時在江戸同志の者より密使差登候。（此間原書缺）義言指向候密書　殿下御直書被進との語有之候。書簡寫迄も差登候。是等の儀は、義言が謀計にて、僞作之程は難計候へ共、何分不容易事共故、御當地にて有志の面々相談の上奉言上候。猶御賢考の上早々御配慮被爲在度奉希候。頓首々々。稽手謹言。

安政五年八月　　大日本國有志中謹上再拜

橋本宰相中將樣閣下　（蓋し先生へ對する何人かの假託書ならん）

長野義言逗留所は京都麩屋町御池と云風說なり。

○越前藩士並天下諸名士との往復書類

○嘉永五年閏二月十五日先生歸國之後舊同窓之大坂在留太田某等に送りたる書

出立前者御馳走に相成奉謝候。御餞別難有奉存候。得御意度事も有之候得共、後便に相讓り候。

左　内

良策兄（太田良策）

呈一翰得御意候。時下春暖相催候處、先以諸賢益御淸榮被成御研業、奉拜賀候。隨て小拙儀本月朔日着之通途中無恙歸省仕候。乍憚御貴情被下間敷候。扨其御表逗留中、諸賢御厚懇被成下、千萬奉厚謝候。定て諸賢逐日御精學實に御羨敷奉存候。右一應得御意、早々如此に御座候。頓首。

閏二月十五日認　　橋本左内

太田良策樣

別府錄松樣

福田久壽次様

二白時下御自珍爲道奉祈候。御新得之御工夫も御座候はゞ、御分味奉希候。尚後便縷々可得御意候。以上。

○安政元年六月四日江戸留學之先生より福井親戚高畠に送りたる書

前文缺落（此の書は先生令姉の縁談に付いての依頼狀）

今般格別之結構被蒙　仰、重疊目出度御儀奉存候。留主不相變萬端御心添被下、御禮難申盡候。當地無異罷在候間乍憚御放情被下間敷候。偖姉儀緣談先便も鳥渡被仰下、別而今便は微細に被仰下、直に御咄承候心地にて大安心仕候。夫に付異存の有無御尋之趣、逐一拜承仕候。此儀は先達而一寸申上候通り、兎角遠方に罷在候ては、何事も不都合勝に相成、迚も審々之御談は出來兼候間、乍御難題貴君能々御勘考被下候上にて、如何樣にても母と御相談被下候樣、吳々奉願候。重々御苦勞に相成候段、何共御氣毒之至、筆には細々盡し兼候。御紙上之趣再三復思仕候に、如何樣可然先柄、殊に宮北氏より之申込に候得ば、定て麁略之事は有間敷哉。其上荒川御家内など。の御咄ぶりなどにて相考候得ば、彌結構之先柄と被存候。別て分外之望も無之由、何に付箇に付不惡被思候。知行も貳百石、殊更聟一人之由、此等も實に稀なる儀、右等之邊愈實證に候はゞ、小生も貴君御同樣之考、甚宜き遣先と被存候間、何卒乍尊勞萬事程好御斡旋可被下候。猶亦先方家風並婿人物は如何御座候歟、此邊は無御落度篤と御細吟願度事に御座候。如何程餘事は佳候ても、婿之人品無道不埒之義有之候ては、一生安心と申場合に運び難申候間、此處尙更御心付厚奉願上候。此一條も先可なりと申體に御座候はゞ吳々小生異存無之候。一日も早く相談御取掛奉願候」。右相談に付ては、定て御手數にも相成可申、色々御決心被成兼候儀も出來可申候得共、

其御表にて母並淨明寺（淨明寺ハ景岳先生母方ノ叔父ナリ）等に一應御談し被下候、跡は其にて事足り申候。決而態々遠方御問合被下候には及不申候。即前文得御意候通、却而前後齟齬之事共出來候ては不都合之義に相成申候間、貴君御才慮にて兎も角御取斗被下候樣呉々奉願候。小生方へ事濟之上にて一通被仰下候へば夫にて安心可致候」。燒拜借願之義被仰下承知仕候。偖て何事にも尊勞相掛御氣毒に奉存候。尙宜御心添萬々奉願候」。過日之地震諸國一統大變之事、兩三日前承り候得ば、加賀越中越後邊も大分之事之由、可恐事に御座候。右は要用而已。大略貴答仕候。尙期後音之時候。頓首。

六月四日立　　橋本左内

高畠市郎右衛門樣

二白時下御自愛奉祈候。本文之趣、宜奉願候。御實家樣御家督奉同慶候。殊に火事之朝、御轉宅之御沙汰、誠に御運之程喜居申候。以上。

〇安政元年八月先生江戸修學中弟綱維氏への送狀

八月十二日立御簡、同廿二日相達、致披見候。秋冷稍相催候處、先以母上樣益御堅安被成御眠食奉恭壽候。隨て一統御無事奉賀候。此地無恙修學罷在候、御休情可被下候。

一、市村與八郎殿武藝上達之由、此表齋藤（齋藤新太郎）一にても隨分宜評判有之候。塚谷鍔淵も不相變出精被致候樣子、此兩人も逐々上達可有之、貴丈等行々扶助を被得候儀、何共欣然之至に候。

一、海苔相達、夫々へ御遣し被成候由、致承知候。

一、吉田先生御老母之儀、先便半井氏よりも樣子申參り候。何分にも早速治癒之程待居候。

一、魚住眞下兩人至て健に相暮候。兩人共宜申出候。

一、去る六日元服之由、目出度奉存候。已後は益御身の行肅整に相成候樣祈居候。十五以上は大人之

数に加り候事故、一般氣象御立替へ可被成候。

一、論語、通鑑、輪講有之候由、何分折角御研究可被成候。經史共に有用之書に候得ば、徹底御習熟可被成候。

一、當地昨日より快晴、今日は晝暖度日中七十二度

八月廿五日認　　左　内

綱三郎殿

尙々時下御自愛奉祈候。破魔五郎如何、書物出精致し候歟、御申越可被成候。以上。（破魔五郎トハ橋本綱常氏ノ幼名）

○安政二年七月二十日杉田梅里先生より江戸留學之先生に寄せたる書

華箋拜讀。如諭驟涼、愈御健勝御勉勵奉賀候。然は被仰下候件々、用向斗左に申上候。

舍密・書　　壹冊

經驗書　　貳冊

右返上仕候。

御國產珍品兩種、難有拜味可仕候。鮎漉柿之密合即刻には相考兼候、何分試可申候。雲丹包紙爲念返上仕候。金拜書付等は内に相見へ不申候。

市川よりの豚切手、難有落手仕候。

訓蒙草稿、落手仕候。

御多務にて廿四日御發程御延可被成哉之趣、折角御勉强御座候樣奉存候。

防銹法は、鉛屑不厭薄、不厭多、家猪脂にてもオリフ油にても宜敷由。小生は家猪脂を用ひ申候。尤藥舖のマンテイカ也磁器にて、適宜に煮、脂赭色となり、冷えて凝結するを度とす。オーフルの說に、ゲエールに塗候は鉛屑を加へ煮たるオリフ油宜しとあり。未經試。いづれ鉛屑は多量にあとへ殘る也。

右件々拜報。譯書中草略如此御座候。頓首。

孟秋二十日　　杉田成卿

橋本左内樣

○安政二年十二月幕臣遠三代官林伊太郎任地より在江戸先生に寄する書

極　秘

別後茫然久々、伏枕難眠、則裁一書拜呈仕候。先以愈御道中御無恙御着府被成候條奉賀候。扨今度は能御尋問被下吉傳兄(吉傳は越藩儒吉田悌藏)書中之趣も有之間、旁御初對面には候へども、概略吐露之處、議論暗合、乃不覺鄙衷罄竭、近年の愉快此事と存候。乍去徹夜之長談御疲勞中御迷惑之儀と跡にて奉存候。餘りに喜悦、心中轉倒、種々申殘候事多々、甚殘念奉存候。儻又霜田(霜田は伊豆下田港)へ御遊歴等も被成候は丶、今一度近き内に拜晤いたし度奉存候。如何。吉傳鱸(鱸は越藩士鈴木主税)二子へ各一封差出候間、乍憚御轉致可被下候。

別楮御仰之通り一打書に致し差出申候。可然御加除可被下候。是は實事に候得共、萬一御異聞も候へは、無御遠慮御取捨可被下候。重復御删可被下候。愚著の分は猶追々可申上候。御認直し本紙は直に御投火可被下候。山高などへの良策奉希候。人是にて又山高之様子も相分り、端緒出來可申か。

但山高意中委曲御探り可被下候。夫より心得方治定にも可至候。扨又此別楮高須(高須は幕府小監察高須鐵二郎)へ御見せ實否突留之上建白は不相成やなど丶御試被下間敷候哉、志村(志村は俊藏)も同斷也。

又々啓候。一則は直に貴殿其紙中へ御認め入れ御返可被下候

都下近狀委曲御申越可被下候。唯々相樂罷在候。御同說ゆへ申上候迄も無之候へども、先暫く有用的の學問御專要と被成候は丶、他日君高(君高ハ君公ナリ)より自然御相當御職分可被爲蒙仰勿論に付、斷然儒官名目などは御避被成候方と呉々存候間、極々失敬には候得共、爲念一片婆心及布陳候。不悪御亮察可被下候。

一夕之拜晤、大幸之至と存候得共、前後種々存出し、涙下沾胸臆、しかし關河迢阻、良晤爲難、何日更得

剪韮細論、開口而一笑也。

臘月五日曉燈下揮筆　百　拙再拜

端　元　兄（橋本）

御一展後速に御投火是祈

又云。樓高（樓高ハ水戸老公）登上無之候はヽ、暑飯一飯（暑飯一飯ハ諸藩一般）之處も無覺束、遊説山高第一妙策ならん、如何。秘中之秘ナリ扨又山高蘭癖云々之趣、是ハ舷浦（舷浦ハ津山藩醫箕作阮甫）ヨリ船櫓ニ入リ、夫ヨリ移候哉、高見如何。既ニ蘭癖採蘭トハ相違ノ貴説モ有之候間申上候、舷ヨリ船ヲ御探候はヽ可相分候○極々失敬に候得共申上候。實ハ中山（水戸藩執政中山）も内密權威有之處ヨリ、自然に俗物ニ被妬、是大根本ト存候其上ニ聊過失有之候間、忽チ敗露いたし、悔不可及、是等千古一轍、甚殘念之事、兄ハ决シテ御過失も有之間敷候へとも、極々聊カノ事タリトモ御謹心御怠リ無之樣、伏テ希望候。多罪御海容可被下候。以上。

都下薩摩芋之直段相伺度、過刻芋之儀少々御咄有之候間、委曲伺候也。植崎ノ書多分御手入有之間敷ニ付、其節ハ被仰越次第、御用立可申候。此一事ハ當時極々大切之事、旁先年よりの流弊迄、能々事實山高へ建白ものが。何を申も山河隔絶、不可如何、嗚呼書餘後便に申殘候也○別楮山公承知褒賞ニテモ有之時は都合宜候。如何。是在貴意。早々頓首。

○安政二年十二月十八日林伊太郎任地遠州より在江戸の先生へ送りたる書

寒中益御清適奉賀候。扨過日差出候一封、此節御披見候事候半ト奉存候。其後も品々申上度事御座候へ共、何分多忙、且筆不盡意候間、擱筆罷在候扨又彦根人去ル十五日大要一書持參ニ付、面談之處、當今時勢慨嘆之所種々密話有之、中々逸強清淨（逸強清淨ハ一橋西城）之事、小生轉職等之事なども有之候得共、清淨などの事中々其場合にも有之間敷、决テ身爲

メニモ不相成、能々相愼口外いたす間敷旨申述小子轉職等當時更に望無之、是等は決て絶念いたし可申、尤一狂等之事も有之候へ共、嚴敷相斷候程之事故、呉々此儀は絶念候樣賴候旨申述、尤轉轄等の望無之にも無之候得共、當時迚も屆き不申候間、絶念之義咄置候。

且此人は隨分憂國の念有之候間、何れにも其君侯へ被信候事第一に候得共、右周旋人も無之、長野某寵臣にて且國學家の趣ゆへ、先是へ能々相結、其ものより君侯へ說話有之、君公の信を取候上は、又々君侯之力を以て諸方へ談論も出來可申、且當人一體之處も、君國へ盡不申候ては根本不立候間、其義僕よりは申談候。扨又長野へも隨分親睦可然云々、能々咄置申候、當人より御聽取可被下候。右當人天下の爲めと存込候氣張を挫候も如何とは存候得共、萬一仕損じ有之時は却て諸有志の不都合にも可有之哉、第一之處は先つ其君侯の信を取り、其君へ善事を申入れ、夫より君侯の了簡にて盡力報國いたし候樣有之度、此人は椽の下の力持を致し候方第一之事、是は第一天下の御爲め、第二其君國の爲め、第三當人の爲め差向き此人の上々策にて、天下有志之爲めにも上策と存候あぶなき猿の綱渡りは甚無心元哉と存候。極秘高論相伺度候。早々頓首。

十二月十八日

何れ其内彥人出立も可有之と存候間、今日認置く。

本文申述候鄙見は尊意と齟齬いたし候哉は不存候え共愚見如此、御高察可被下候。鱸力（鱸力ハ鈴木主税）へも此事御通達可被下候。早々頓首。乍去此人を決して惡敷存候には無之、柔弱に相見へ隨分根強き處も有之、呉々疑惑等有之には無之候得共、第一君國を大切にいたし候事專要ゆへ、かく申述候也。筆不盡意、萬々書外御賢察。小子心中之徹底、能々御考可被下候〇何にも今一度不得拜晤候ては心緒不盡。嗚呼。

此人は、小子轉職之望有之候得共、此人に秘候事

と疑候様子に相見へ候得共、實に右之望は無之との處は尙又　賢契よりも御唱置可被下候。野村より一昨年中之事とも承り居何分疑心解不申哉と被存候呵々。可發一笑。

知己之人は手紙貰ひ度旨ども被申候へ共、差向き其人も無之旨相斷申候。尤高須など一兩輩野村大要より承候趣に御座候。今朝出立に付尙認加申候。何も急き、早々頓首。

過日の貴答頂戴仕度、尤二重封にて、下た封は別して極々御堅封に相願候。呉々此段無御失念相願候。以上。

猶々申上度儀山々有之候へ共、當節別して極々多忙、不得其儀、來陽萬々可申上候。春にも相成候はゞ何卒今一度拜顏、萬々申上度奉存候也。

○安政三年二月朔日水戸藩士菊池爲三郎より在藩士岡田野村坂部三名に送りたる書

又御同志方にて御供之方も可有之、拜顏を得申度候間。御申越可被下候。

又拜啓今年は乍恐

大守様御參府不遠可被爲在、同志共一統渴望奉待上候事に御座候。

改年之御吉慶不可有盡期御座目出度申納候。先以乍憚

御家君様益御機嫌克被爲成、御迎陽恐悅至極奉存候。將御各家愈御揃御安健可被成、迎春重疊奉賀上候。隨而拙生無異加年仕候間、乍憚御放意被成下度候。右は年頭之御祝詞申上度呈愚書候。御序之節各樣方より宜敷被仰上被下度奉願候。書外尙可期永陽之時候。恐惶謹言

二月朔日　菊池爲三郎

善（花押）

岡田準介様
野村淵藏様
坂部簡介様
人々御中

二白、春寒之節折角御加養被爲在度、尚又よろしく被仰上被下度奉願候。其後は各樣方へも存外御無沙汰不本意申上候。御海恕被成下度候。右年甫御祝詞も御連名にて申上候段是又失敬至極御仁恕可被下候。小生義も兼々御心配被下候處、舊冬中定府小十人組兼學校武術方勤被命候。此段大略作序御吹聽申上候。扨出身以來俗務等彼是取紛れ繁雜旁御疎遠に打過し申候、御仁免可被下候。扨其已來橋本兄迄は時々御通信申上候間御承知にも相成候半、尚又皆樣方御動止之義も大意は御同人より承知罷在候へ共、御近狀如何被成御起居候哉、御床敷奉存候御序之砌御樣子共伺度。

一野村樣へ申上候。去夏中橋本兄發足之砌、一昨秋御上木に相成候右擱板を以て御遣し被下候共。且又夫も御乙甲にも可有之、左候へば暫收御摺にて御遣し被下候樣御頼申候處、橋兄御歸着之比は、賢兄御他行にて御不在之趣、併し其後も御歸國も候はゞと、度々橋兄迄得御意候處、外御返書は御座候へ共、右之義を何等之御返事も無之、如何之事に候哉難斗候故、其後は御頼不申候。愚考仕候に、板木は勿論摺寫之節も御乙甲に可有之、左候へば已來は何も御遣しに及不申候。過日櫻任藏たるものへ讀合仕候處、愚意に出入致候者版木師にて有之候間可申付哉、萬事摸寫之義は兼て致當候品も御座候間、夫へ賴み申付候間、御遣しに及不申候、此段一寸爲念御斷申上候。

一都て愛元近來相變候義も無之候。尚又各樣方兼々御配慮も被下候弊藩之義も、先つ平穩之運に相成候。尤浮沈は不必事に候へ共、一旦にも容

兼候もの御推察可被下候。今暫も時日を過候へは、本渡に耳目も改り可申、併能きと申ても、夫迄一體に改り候處か誠に六ケ敷場合に御座候此段は得と御推察可被下候。小子義も此間中より風氣にて執筆も難義仕候間、書外逐て可申上候。不備。

尙又吉田先生へ申上候義も御座候間、御承知可被下候。

○安政三年二月十五日水戶藩士菊池爲三郎江戶より越藩儒者吉田悌藏に寄せたる書

改年之御慶、不可有際限御座、愛度申納候。先以君上益御機嫌能被遊　御座、恐賀至極之御義奉存候。次に　貴家御一統樣愈御安健被成御迎陽、重疊奉敬賀候。爰元にても、弊邸老寡君始御一族愈御平安御重歲被成候間御安意可被下候。隨て同志中大夫始小子等に至迄無異儀消光罷在候間、乍憚御放慮被成下度候。于今春寒難去候得共愈御安健之御儀と奉賀上候。陳は其後は打絶御通信も不申上御無沙汰而已、御仁恕被下置度候。扨かね／＼御配慮被成下候弊藩模樣、種々沈浮は御座候得共、次順好氣に相成、近來惡症も發不申。漸々復古にも至り可申、是又御安心可被下候。一昨年拜謁も最早三ケ年の春に相成候、光陰實に速なるヿ、然るに碌々消光、殘念之事に御座候。異船一條も、先々交易に彌內々は事定候。夫故か世間彌平穩之沙汰に相成候。行々如何相成候ものか難被測、御同意痛心之事に御座候。扨又來舶之義も前々大に風說は御座候へとも、絕て何等の義も無之候故、別て人情怠惰に相成勝に御座候。何分勢氣の落ざる樣奉祈候事併人心平穩之說に馴れ易く、自然懈怠之色を顯はし申候。歎息之至御座候。御地邊は益御意氣組御勇壯御發達之御儀と乍憚奉恐察候。同志中時々御噂申合候事に御座候。御序之節御模樣相伺度候。弊藩は勿論、諸方の元氣を付候一

助にも相成候。先段切ニ奉希候。何れも同情には御座候得共、都會之地は、別して春氣に相成候へば、人情弛怠之色を發し申候。扨又御承知にも可有御座候得共、跡部出現以來、江都益繁華相成候樣との仕向ケノよし。先其一は淺草地内へ千本之櫻を植サセ、先彼地より繁榮を始候との事に御座候、其他は是に准し可申、天下一統繁昌相成ヘク見込ニテ、第一

御膝元之地より其策をおこし候との事其中にて武備彌盛壯に不相成候テハ誠に嚴然タル武備には無之との說之由、武備之說に至候テハ尤相當ナル說ニモ可有之候へとも、少々請取兼候處も御座候。高說如何、奉伺度候。諸家の調練等も近頃絕々に相成候哉、先沙汰も以前之樣には無之候全く一旦の流行物之樣子ニテ石居の極ラザル事と相見候。近來別して異事も無之、先々世間平穩之姿に御座候。書外追て御運可申上、先は餘り御無沙汰故年賀旁御通信迄、亂書如斯御座候。恐惶謹言。

二月十五日　　菊池爲三郎

吉田先生

玉几下

二白、時下折角御自愛被成候樣、爲天下奉祈候。尚又乍末筆御老人樣御始メ皆樣方へもよろしく御傳聲奉願上候。且諸賢へ乍例御不通申上候、乍憚御序之節可然御鶴聲奉希候。

一、乍序申上候。愚生儀も舊冬中定府小十人組へ出身、尚又學校劍術師範兼職被命候間、此段大略ナカラ御吹聽申上候。兼テ微身之儀御配慮も被下置候間、御安意被下候爲メ愚書如此に御座候以上。

○安政三年二月先生江戸遊學中、杉田成卿より市川齋宮へ送りたる書

一外ニ一本、是ハ橋本氏へ贈申度、何其年御面倒御序に御屆被下度奉存候。同人より預り置候書物箱、内海砲並山陽詩文等、爲災烏有となり、何とも無

申譯奉存候、御序に宜御詫被下度奉希候。且又同人より借居候英辭書榊方へ又貸し致、拙家之災を免れ、至幸と奉存候ニ付、其後早々榊へ申遣候處、外ブック類ト一同からげ置、急にほどき兼候由申來、追て持返し可申趣ニて今日迄延引仕候處、過日之災にて榊類燒之由、定て蘭籍類は持出し候半と奉存候得共、甚無心元奉存候。猶早々問合返納方取掛候樣可仕奉存候。宜御含御傳言被下度奉希候。

一濟生三方此度再刻仕度、右ニ付同書之内誤之個所改申度被存候處、兼て之藏本へ書入置候ものは烏有トナリ候に付、橋本子心付も御座候處加筆致し呉候樣、何とも御面倒奉存候得共宜御賴被下度奉希候。即ニ一本相添差出申候但私覺居候分は加朱仕候得共、自餘之處忘却仕候に付相賴申度奉存候事。

右之件相願度。スチイルニて御繁務と奉存候間、甚相願兼候得共、何分宜奉希候。貴答はいつれも急き候事に無御座候ニ付、御出勤之節木村へ御托し戴度、宜奉希候、頓首。

二月十九日

○安政三年四月二日先生江戸遊學中、杉田成卿より送りたる書

東君匆々過去、又新綠之候と相成申候。愈御健安御研究抃賀之至奉存候。先日は御賁臨被下、其節は何寄之兩品爲御見舞蒙御惠難有、乍去每時御厚惠に預候而已に而無寸効、痛縮の至奉存候。爾後市川を以て濟生三方御校讀之義奉願候ひしか、未御披閱不被下候哉、再刻ニ爲取掛申度奉存候間、若御點閱相濟居候處も御座候は丶、一卷にても拜受仕度奉存候。右相願度如此御座候。頓首。

四月二日

杉田成卿

橋本左內樣

二啓先日ハ好こそ御賁來被下候處、例病中失敬のみ、呉々も恐入候。萬拜眉に可奉謝候。不盡

○安政三年四月九日先生江戸の藩邸に在り、鈴木主稅墓表の儀に付在國參政中根靱負に贈りたる書

御親展御一覽後丙丁々々内啓

奉恐悦候、隨て奉拜賀候季に、無異罷在候。偖純淵事（越前藩士鈴木主稅氏は、藩中傑出の士にして、藩主慶永公の育成に盡瘁し、藩政を釐革し、其方向を一變して、天下の大勢に關係せしめたるなり、名は重榮、純淵と號す）何共殘念之至、痛恨遺憾不淺奉存候。執事之御惱慮も遙察罷在候。如何思返しても人材乏少の中より一人被奪去候は無此上敗軍。嗚呼可嘆々々。偖純（前出鈴木主稅氏の事）物故に付、當地に罷在候諸同志色々心配も有之候得共、何れも隨駕歸北に相成り、詰る所小拙獨り役、萬緒不調法者心配不些、御憐察可被下候。喪事邊は先々大略ながら粗禮の如くに執行申候。只今に至り候ては外に重事も無御座候。只墓表のみに相成候。然處墓表には本朝定制なく、多くは浮屠の贅、俗士之著のみに出候故、樣々奇醜怪異之物有之、小拙心に合ひ不申、依て先輩喪事書一二集輯致し、且私意を加へ折衷致し候て一圖を作り、其上有名家儒先へ致相談、漸々此頃制作法相定申候。然る處墓表に題し候人は誰ぞ、有志中之魁傑に頼度存し思念致候所、誰も小拙も心服致し候者は水府藤田子（誠之進虎東湖先生）に止り申候。然る處此人を既に泉下に歸し居、今更頼むに方無く相成居申候又茲に因り一案を生し、藤田墓表は誰人書し候哉相尋、其者に託し度考附候故、相調候處、未た不建碑と被管候故、其不建之譯合相糺候所、書人鉗口對へ不申、其後强て探索に及候處、實は老公（水戸前中納言齊昭公）御思召にて自分御染筆と申事に御座候、「此一義は實に可秘之至、彼藩人も不存位、小拙へは執政並奥御右筆頭取兩人極々内々相話候事に御座候間、必す御秘藏奉願候。右承り小拙も御厚誼之程深く奉感、不覺落涙仕候。生る時水魚之交被遊候故、輔弼啓翼之益夥敷、死するの後も其忠誠御忘れ無之故、

將來之忠臣義士孟下に興起勵發致し候はん。古人之愼レ終追レ遠民德歸レ厚と被申候は全く此ならんと奉存候。又窃に相考候得者、唐宋明共に諸名家集中天子の御筆にて篆額を被下、墓表に鐫附候て、其下或は陰に翰林學士へ被命碑銘を爲作候者を刻候事、幾多記載御座候。就中宋晏殊などの碑は古今人口に膾炙致候。右に依り相考候得ば、何とぞ純淵之墓碑は御筆被賜候樣奉願度候。此義は一通り拘泥之論にては、定て類例無之と被申立候方も可多奉存候得共、御承知之通り、純は始終忠亮に　公事に勤勞仕。私欝陰藏等一切不仕、殊に　御幼少之砌左右に奉勤仕、輔翼之勞も有之候事、宛も宋之晏殊に類し居候事に御座候。加之其吏治政績可稱もの亦不少、實に近世の御役人中其類不多奉存候。左候得は御筆之題被下候ても格別理に戾り候事有之間敷奉存候。別て存命中別段家に殘り候程之特賞も不蒙、唯々拔群之隆寵と申迄之事に御座候間、尙更身後出格之御恩賜有之候ても可宜哉ト奉愚考候。勿論當人之存意は

右樣之事好みも可不申候得共、國家忠誠禮義を以て人と被待候折柄故、拙存には先第一如レ純忠誠なる人物に御殊禮御加へ被成候樣に希度候也。右等能々御推考之上可然御周旋奉願候。尤も小拙如此立議致し候も、純一身一家の爲にては無御座、實に　國家萬世之爲メ、士風興起の爲メ、民情敦厚の爲メ相願候義に御座候。必す私情とは思召被下間敷候。右等之事外洩致し候ては徒に議論を招き候間、小拙述候所尤もと被思召候ハヾ、直に　御內聽に御達し被下、　聖旨モ御同意ニ被爲在候ハヾ、其上にて學校敎授のもの御呼寄、御內調有之候樣仕度奉存候。御內調にも不及位に御座候は丶直に公然御命し可被下。」　御筆は鈴木主税之墓と御認被下候は丶可宜奉存候。又は舊學之碑或は忠亮之碑之類にても宜く、此等は事體心得候者に被仰付御商量奉願度候。墓碑銘も忌諱に觸候事、或は　國家之內事に關り候事書し候は不宜、又溢美に過候も不宜何れ品川と申土地江戸近くの事に御座候へは、失禮之文なと鐫候て

は外聞愧か敷候間此邊も能々教授講究師道心配致候樣に被仰付候樣願度候。小拙朋友中矢島恕介（矢島恕介名は剛字は毅侯、立軒と號す越前藩の文士なり）は此邊の事篤と心得居候間、此者など執筆に當り候はゝ必す相違無御座候。其外之諸先生は御請合申兼候。小拙も乍不及右等之事體一二講究も致居候間、愈御決評に相成候はゝ、裁判之役に指し加り可申、呉々此等之邊は尙又小拙深く用意候て、國家之御瑕瑾に相成候樣之事不仕候間、左樣思召可被下候。或は小拙私愛を以て純の爲に力を盡し候樣被思候人も有之哉難斗候得共、小拙心中毫髮私之一字を存し不申、天地鬼神も鑒察照臨被致居候。只管忠誠之風を引立、敦厚之俗を推開き、後々に至り國家忠臣義士に被富候樣に致度一念而已御座候。如此處へ御所置行屆不申候ては、明道館も愈々虛名呆物に相成可申候。此一事小事に似候得共、所關甚大に御座候。何分厚く御周旋奉願候。若哉御不審之筋も御座候はゝ、御間合可被下候。其節は心底不蘊御内談可申上候。尤も此一義を悌藏（越前藩儒吉田東篁）へも少しも沙汰致し不申、萬一外聞甚敷相成ゝ事不調時は、往々俗論譁諠を指し候事のみ多く、相成可申と奉存候故、何方へも寸言半句も不申遣、唯一片之丹誠を執事に奉竭候而已。書外萬々御推察奉願候。尙相願度義は、何とぞ右事之成否に拘らす御一言御返書可被下候。若愈出來に相極候得は、碑陰一件暫見合、碑銘之文出來上り候上にて發取懸度候也。又御筆之者農末に相成候ては如何と申論も可有之候得共、此も小拙筆端には難盡候得共、急度粗略輕慢之取扱を爲致不申、見詰メ有之候。尤粗末に不致爲に、御筆願度存候也。能々御推判可被下候。呉々も外洩無之、
特旨並斷に出候樣仕度奉存候。謹述

久々御無沙汰打過候は　不本意と乍申、實は意中色々仔細有之候也、定て構六等之話にて御分り可被成候はんと奉存候。

四月九日夜四更認　　紀　再拜

雪江參政

執事

二白御自愛奉祈候」。權六（越前藩士佐々木權六長淳）罷歸種々得御意候半と奉存候。定而此頃は議論紛々と奉推候。小拙も國家の事樣々思ひ出し憮然悵然罷在候。段々國恩に依り安樂國之身分に相成、此節は病家より被叱責候事もなく　獨身悠然史を讀、經を考、旁ら兵を談し、時々詩文論策を作り天下有名の士才人智士と相上下致し居候は、古今宇內無上之大快事に御座候。併し生質多病、病之起る晝夜間斷なく、困り入申候。此間中閑に任せ能々診察致し候處、此は餘程六ヶ敷病に御座候。古昔より隨分有之候病に御座候得共、古人も未た命名無之、其名を命し候は今日小拙より始り候也。即憂國惀君と申病に御座候。四百餘病藥石を以て治し候得共、唯此病は藥石之所不及に在て、扁鵲も匙を投候と申事に候。執事も御同病にて、此節は恐くは陽氣に因て發動致し居候はんと奉存候。呵々。」　先便良策（福井町醫笠原良策、後白翁と號したる人にて、卓見有識、夙に西洋醫法を首唱し、京坂長崎に遊び　天保弘化の交、種痘法を輸入創始せり。）より來狀「リエジメンタ」の事種々申遣候。執事も御同意之樣に申來り候得共、此義は小拙甚不同心に御座候。凡物を爲すには時勢人情と申者を斟酌致さす候はては、百事成就致し不申、當時の勢にては中々文典なと上板等のさわきところにてはなし。此節右等之事致候は、恰も小兒輩未だいろはを習ひ不申中に無點の四書を望候と同樣也。夫よりは折角自分いろはの世話致し、篤志苦學之門弟を仕立候方第一たるべし。其後門人愈多頃に至り、藏板の四書捺候得は、衆人異論致し候者之れ無し。何事も先後緩急を不辨候ては徒に紛挐を惹き出し候而已にて、遂に成功なし。良策之處置は餘り行過に相成候故、却て洋學の開闢を妨候。」執事實に良の說尤と被思召候ならは、恐くは執事の御謬見と奉存候。何分頑固結滯之弊を改候には、浮薄輕淺之擧動にては叶ひ不申、實に規模宏遠にして、條理周詳、加

之豪蕩之氣、俊邁之才を以て之を行り、之を運するに非ればゞ、迚も成功は難く必、却而障害のみ夥敷出申候也。

此に拙年來所ニ看破ニ決て迂儒曲學同樣之耳學雷同之說にては無御座候。尙尊意と齟齬致し候はヽ御示諭奉願候。以上。

○安政三年四月十二日越藩執政本多修理家來今村艸介福井より在江戸の先生に送りたる書

以手紙啓上候。薄暑之節御座候處、彌御安康被成御勤務、珍重御儀奉賀上候。然は先達て御廻し被下候本料別紙之方へ、今便金三歩御廻申上候、御握掌之上宜御執斗被下候樣、御賴可申上旨に付、如此御座候。以上。

四月十二日　今村艸介

橋本左内樣

金子孫

三月十六日　曹晶通

一銀三拾五匁　初帙

三月二十三日　理學入門

一同九匁五分　二巻目

〆　四拾四匁五分

此方へ　金三歩

○安政三年四月二十六日先生歸國すへき拔擢採用の藩命に對し、在國の參政中根靭負に送りたる照會書

當時藩內名門の位置に在る輩と雖とも此の如き藩命に接するときは命に趨くの時なりしに、先生天下の爲に任ずる所重きを以て、藩

用の如何を尋問し其輕重に依り命を辭せんと欲するの照會なれは、在藩の重臣皆な其大膽に驚きたりと云ふ。是加藤斌が曾て當時の參政たりし秋田彈正に開きし所なり先生年二十三歳なり。

十五日發之御翰二十一日相達、謹讀仕候。先以淸和之候御座候處、先以　奉恐悅候。隨而愈御淸安奉賀上候。陳者、去日御國勢に付小拙一旦御國元へ引取候樣被仰付奉畏候。併し種々他藩に關係致し候用向も有之、別而水府一件に付候ては、小拙所負擔不輕、其上兼て輯解致掛居候學校制度之類取調、未た全備不仕候故、火急には出立難仕旨、彈君（越前藩御側御用人秋田彈正勝季）迄申上候處、御承引被下候也。何れ來月中旬頃迄には諸事相濟可申候間、其上にて歸北可仕候。左樣御思召可被下候。御端書之趣にては細事御命じ無之、只管國是一議論判可致樣被仰遣、承知仕候。小拙短才劣學迚も其任に堪へ不申、實に自今畏縮罷在候。併し國家之御益にも相成候義に御座候はゞ、一身を擲、竭力致試度奉存候、夫故今般之　公命は御辭退不申、奉承伏候也。右に付一二了簡も御座候間、今便一應奉伺候。此條々分明に相分り候上にて發軔可仕候間、左樣御思召可被下候。被仰越候通、實以國是之一議而已に御座候はゝ、別段小拙罷歸り候にも及不申、隨分筆端にても相辨し可申奉存候。然るに右に付罷歸り候樣被仰遣候は、執事御平生之御明斷簡決とは相違、一寸不審に奉存候。國是之御論も一通り御尤、此所御稿定無之候ては、萬緒御仕置も六ケ敷、是非々々御定論相立候樣致度奉存候得共、今更國是の歸宿のと申立候は、既に第二著之事、餘り延引之次第、敗軍後之軍評定同樣と奉存候。此邊之事は兼て御見込も可被爲在義と奉愚考居候也。倭誰人も口にて申述候丈は、如何樣之事にても高上に可申立候得共、實事に臨と陸に舟を行り魚を木に捜候樣の事致し候者にて、既に古語にも、非言之難、行之難也と有之、萬事口よりは手之方六ケ敷候。左れは國是論は相立候ても、其行無之候ては不立同樣と奉存候。何分論よ

りも證據と申處肝要と奉存候。國是論は、東篁(越前藩儒吉田悌藏)より一紙相廻披閱仕候。小拙も先大同小異、小拙建白致し候ても、大體は東篁申上候と相違是れなし。但國是と申者は、國家祖宗の時節に成り居り候者にて、後代子孫に在りては其弊を救候へは宜義に御座候。子孫之代に在て別段國是を營立すると申例もなく道理もなし。祖宗とても別に深智巧慮して御編み出し被成候にては無之、但天地自然一定之理に御基被遊時勢人情を御斟酌被爲在、衆人之心一同趣向致し候處を御考合せ被成、國是御立被遊候也。故三代之忠質文と申候も、禹は始より忠と被見込、強て忠之法制を被立候にてはなし。湯も無理に質と被見込候にてもなし。周公も是非文に致度と被見込候にても無之。夏の時代は自然と忠に向ひ易き風あり候故、忠と申歸宿御定制に相成候なり。殷も周も同然之事。此三者之變は、世代の推移、時勢之沿革、不レ知不レ覺右之如く推移り候者にて、既に推移候上にては、聖人も如何んとも難被成御事に候。支那の井田廢爲ニ阡陌、夫々之役產、均田、封疆溝洫、郡縣、夫々變改節鎭、後遂に郡縣に相成り、本朝之郡縣變爲封建、又農分れて兩となり候類、實に自レ今不レ可二如何一之體に御座候と同樣の事に御座候。遠く異邦之三代を申すにも不及、本朝も、神武皇之古と、延喜之中世と、慶元之頃と、目今とは、自ら次第に忠質に移り、質文になり、文浮靡に流れ候氣味御座候。西洋も其通り、耶蘇生前と、死後とは何事も一變、佛蘭斯僞帝出る前と後とは諸事復々一變致し、次第に潤色加り候樣に相見申候。近く御國勢　淨光(越前家第一世德川中納言秀康公の法號淨光院)西岸(越前第二世宰相忠直公の法號西岸院)二公之御時代とは、大安(越前家第四世越前少將光通の法號大安院)公以下、威(越前第十二世越前中將治好の法號威德院)天(越前家第十四世越前少將齊承の法號天梁院)二公御時代に至り候ては、次第御文治に運候勢にて、萬年御潤色勝に相成申居候。此は畢竟時勢之然る處にして、淨光公別段忠と御定制有之候御思召にては無之、大安諸公文或は質と御定に相成候にても無之候。勿論異邦之忠質文と申も、夏之代に文なし、周之代に忠なしと申にては無之、

夏は自ら夏之文あり、周は自ら周の忠御座候て、唯々厚薄隆替之變有之候のみ。我朝とても同樣の事、事長く候故一々引證は不仕候。左すれば此三者は自ら相立併行はれ候勢にて、唯代に依り時に隨ひ厚薄隆替之違有之候のみ。今之時代にては此三ツの一を、札場之相場を立候樣に、一心不亂に固持致居候事にては有之間敷、奉愚考候。元來　皇國は異邦と違ひ、革命と申す亂習惡風無之事故、當今と申候ても、直に　神武皇之御孫謀御遺烈御恪守御維持被遊候て可然義と奉存候。但し右申上候通り時代之沿革と申す者有之候得は、神皇之御意に法り候事肝要にして、其作爲制度に至り候ては、些少換改潤色無之候半ては、叶ひ不申候。然れば　神皇之御孫謀御遺烈と申候は、即ち人忠義を重んじ、士武道を尚ひ候。二ヶ條に御座候。此即我皇國之國是と申者に御座候也。此二ヶ條　皇國之皇國たる所にして、支那之華靡浮大、西洋之固滯暗鈍に比し候得は雲泥之相違、神皇之御遺烈必ず尚武重忠之四字に限り申候。第一武道を重んじ給ふ事、御謚號を　神武皇と奉尊候にても相分り申候。且漢土にては傳國之寳は玉に刻候印を用候得共、我朝は劍を御用被遊候。左すれば益其尚武之御思召照々然と相分り居申候。上之御制度尚武に出候はゞ、自然下に重忠之風を興し候はん。本朝歷世沿革盛衰皆此武道之盛衰に關り申候。曾に　神皇のみならず、　東照公淨光公之被重候處も此に在りと奉存候。左すれは此を捨て他に求め候は嗚呼之至り、實に尚武之風を忠實之心にて守り候はは、風俗も益敦重に相成、士道も益興起仕り、國勢國體萬邦に卓出可仕候事目前に御座候。決して唐樣を慕ふにも不及、和蘭陀之眞似をするにも可不及奉存候。既に東篁(藩儒吉田悌藏)論中にも有之候通り、忠實之二字は萬世之龜鑑、百行之根本此は寢ても醒ても不可忘却義に御座候。幸此忠實之二字も我國之得手物に候へは、此得手物を棟となし、彼尚武と申す得手物を梁に致し候は、如何なる大廈も建營可申、隨分五大洲に武德を耀し候事も出來可申

也。況や彈丸黒子之北地に雄峙致し候位は、不ㇾ足ㇾ論と奉存候國是之論は此外一言も可申上事なし、右之趣反復御考斷可被下候。勿論昔急布字仕候故、筆路語脈亂れ居候はん。此は御明察願度候。偖又凡事を行ひ候に當て、第一時勢を料ると申すが肝要なり。畢竟疾は疾より療法を教へ候同樣にて、國家を治め候には國家之勢衆人之情より治道を指圖致し候者也。故に此時勢と申すは人之體力と神氣との如し。醫者此二者を秸暴すれは其病人必す死す。執政者時勢人情を不料叨りに觸犯致し候時は其國必す亂る。此時勢人情と申すも天地自然之者にて、決して人作之者に無御座候。併し人不養生なれは體力も神氣も衰尫致し候と同樣にて、無政事棄仁賢無禮義と申三弊を抱き居候時は、時勢人情逐々苟偏鄙駁に相成、士は士道を不知、唯淫亂利欲に耽り、百姓は我儘奢侈に長して上を不畏樣に相成、爭訟紛鬪等盛に行れ候樣に相成可申候。此を自然之時勢人情と心得候時は大間違にて、恰も不養生を長命之道具と思ひ候と同

し此時勢人情は當今何方も同病にて、當有司等心術肯致し居候也。此を療治致し候には、篤と其病根を見定め、千變萬化神算妙術を竭し不申候ては、迚も大丈夫之體には直り不申候。夫故補劑も瀉劑も腳湯も發泡法も、其道具皆種々入用に御座候也。若此多端之道具を一頓に用候と、徒に元氣を耗損致し候のみにて寸効なし。之を用候には皆其時限機會と申者御座候なり。若危篤之病に死法一套を守り居候はゞ束ゝ手而待ゝ斃之理にして、中々成功は難望、醫之巧拙も有司の能否も茲にて判然相分り申候事也。今小拙之鄙案一二申上候て御明判奉伺候。先當今虛弱之勢、加ふるに內部壅閉を兼居候、其上養生法不宜候。第一養生法肝要之事と奉存候。此は年來御手元に有之候義と奉存候。當今御英明御篤實列藩無比に被爲在、御政務末々迄御苦勞被遊候得共、萬事顯功立ち兼、未だ御安心被遊難きは、全く薰陶治籍之任に當り左提右挈申上候人に乏しきよりならんと奉存候。右よりして或は功効御急き被遊候て却て跡

戾り之患起り、或は御仁惠を被垂候も却て優柔之姿に相成、聖旨下に徹し不申等之弊なきに非す。」虛弱之勢と申は、兎角舊弊全然不ㇾ革、士氣軟弱浮靡にして、徒に俸祿を費し、　聖旨を深く不奉體、或は佞媚請謁を旨と致し候形相見れ、實以て恐入候次第、不忠之至、不堪憤懣事。壅閉と申候は、學校は政事之根本敎化之原由に御座候處、徒に虛名に相成居り、勇決之御處置無之、實才御成就之御見積め御立不被成徒に紛々之議論に日を被送候事。其次は兵制半途にて先行不致、骨梗之咽に懸り候勢、今之形勢實に不堪慨嘆事。又其次御量制粗御規定相立候處、國家兎角多費之折柄、永久御確守甚無心元、加之此處より萬事壅閉の因となり、　聖旨爲ㇾ之阻隔致候事臣子實に痛恨に餘り候事に御座候。

右五ヶ條約して申候得は、第一　君德之輔養、第二士氣之維持、第三學校之施設、第四兵制之規律第五貨財之量制。此五者は國家之大計、運祚之命脈。然處五者悉く病を受け居候ては、譬人身五臟六腑に病在るか如し。別て當今之御時代と申、旁爲臣子者片時も難安枕義と奉存候如此大病を直し候には、區々之論拘泥之見にては叶ひ不申事。實に大明斷、大勇猛、大縝密にして、悉く至公至誠之筋に原き候處より發し候法方に無之候はては、迚も々々根治は出來不申候。小拙兼々深く憂へ居候處は全く此に御座候。此大難時勢を維持するに當て、徒に漢唐之故事三代之遺文を拾摭して、高談雄辯を逞し候積にては無御座候。右邊逐々御處置被成度に付ては不容易事故、不肖之私迄にも御尋訪被成候義に候は丶、實以國家之御大事と奉存候間、朝に命を蒙り、夕に上途可仕候。例之議論のみに日を暮し、後は徒に嘆息に盡し候事に候は丶、小拙丈ケは御除き可被下候。歸北なとは中々不仕候。遠　命之御叱は恐入候得共、小拙本心を枉け、利勢に附き、權門之御機嫌調子を取候職は。何方よりも蒙り不居候。殊に昨年歸省之折にも、復齋（越前藩家老本多修理敬義）君、純淵（越前藩士鈴木主税重榮）先輩などへも申上置候通、小拙は指當り國家之御間に合候事を好み不

中、何分十年斗りに諸學を研究致し、世故之變態推移を見定め、駑才を練り、少しは物之分り候上にて、從來之恩遇一朝に報し奉度存し罷在候義に御座候間、此節徒に光陰を消費仕候事を好み不申、且能々相考候に、小拙稟性迂濶、偏迫、直截、唐突、迚も當今之時勢人情に適合致し候妙術難ㇾ出、却て事之敗端を招可申、萬一左樣相成候ては、他日噬臍候ても不及事、實以恐入候次第。且又年少と申、淺學と申、氣鋭と申、世人信せさるは勿論、容許も六ケ敷、同學同志之者さへ彼此之疑惑申居候塩梅。左すれば執事御相談等有之候はゝ、却て執事等之御名を辱候事出來可申、此亦當今之時勢には合ひ不申義と奉存候、旁以北歸之一件今一應御熟慮奉願候。愈可歸譯合も御座候はゝ、直に御返答可被仰下候。其趣承り候上にて、直樣上途可仕候。又北歸之外にも斯樣致し候はゝ、國家之御益にも相成可申と申御廉御座候はゝ、其旨御申聞せ奉願候。如何なる難任重責にても、辭避可不申候。臣子之職、國家に忠節を致し候程結構之事なし、一身之利害は不論所に奉存候。尚篤と御參考斟酌被下候。御返答奉待候。右樣申上候はゝ、定て同志一兩輩より御內聞有之候儀とは、相違と可被思召候はん。此には筆に述兼候意味も御座候。畢竟小拙も內心は歸北偏に希候由、但信に歸り、例之嘆息咄に細底候事を好み不申故、右之通奉申上候也。大丈夫所憂は、國家之安危、所擇は、義之至當與不當耳其他は所に不論。只管前文五條之御處置希度、且承度候。右は當便貴答旁申述候。段々出位之言忌諱に觸れ候事も多く恐入候。併し此處は平生より窃に憂居候事故御隔不申上、有樣に吐露仕候也。狂妄御恕し可被下候。復齋君へは別段貴答致兼候執事より逐一宣奉願候。早々不宣、

四月廿六日　橋本左內

謹啓

中根靱負樣

左右

二白時下御自愛奉祈候、御序に權六（越前藩士佐々木權六長淳）

へも宜敷、此へも今便は返書認兼申候、何事も隔地天涯、心緒不能盡、殘念に奉存候。以上。

○安政三年五月二日代官林伊太郎遠州任地より在江戸の先生へ送りたる書

去月念八之御一封昨日相達、御別楮共再三拜展、御持病云々大驚候處、先逐々御快方之旨、大慶不過之、是は能く御大事御保護被成候樣、爲轉輌天下所希御座候。思慮之害人甚於酒色の語は實に無相違存候。小靑(小生の事)なとも兎角萬感集懷候時は、息絕同樣之事も有之、畢竟御同病と存候間、呉々も此事は御保養專一に可被成候。公然北歸之命に付五月廿日後御發足之旨云々、晦迄には可得面晤、是のみ相樂罷在候。サッ云々(薩摩ならん)谷雲云々(水戸藩士谷田部雲八)詩村云々(志村俊藏)原八(原田八兵衛)傳話云々、皆敬承。則今便麓門書一頓封中に入置れ候間乍憚御轉致可被下候。呉々も八は能く御交可被下候。書目云々、先年、鳥渡帶維愛口等は一過いたし候得共、皆々忘却、其餘は施陋之見方にてしかと御答も及兼候。松根(松根內藏宇和島藩家老)云々、敬承。巽次郞より承り感服、及面晤候處、左迄にも不存つまり御同論位。乍去棄候人とは不存候。書淫云々、是又御同病、乍去小生も窮候間、十に八九は賣却、殘念至極、御憐察可被下候。論孟其外學術御議論敬承、何卒向後學問は幾重にも御出精所希御座候。小靑云々、山高徹底御突留め云々、事情分明呉深雪不知所謝。第一呉忠告云々、感佩之至。何卒此上ウトサントの細論見示、猶更省察之工夫をも加へ申度候。今度は不遠可得拜晤と、御略答迄。亂書失敬、御海容可被下候。匆々頓首。

蒲月端二

猶以時下折角御厭可被成候。呉々忠告云々驚喜之至。猶此上細論見示欣幸不少。元來志大才疎之四字より、ウサンノ物議をも來候事か、御一笑。書餘面罄不一。

三河志之始め少々一讀いたし度用事有之、御所持

に候はゞ、三河御八代樣之處斗にて宜候間、留守邸迄御投被下間敷や如何。先達八公實錄を認候得共、猶見合置度義有之候ゆへ申上候。もし御所持無之なら原八を御序に御聞合被下度相願候。早々頓首。

○安政三年五月九日先生江戸の藩邸に在り、鈴木主税墓表之儀に付在國參政中根靭負に贈られたる書

中參政　　　松亭

內秘

御內狀三四熟復仕候。先以て時下楳雨之候に御座候處奉恐悅候。隨て奉恭賀候。偖は純主（鈴木主税）墓碑之一條不顧唐突極內得御意候處、早速御承知被成下、殊に種々御周旋不容易、御忠懇膴故人も地下に歡候はん歟、於小拙勿論望外之大幸、實は執事之思召も如何と奉存居、或は指扣候念も有之候得共、吾知見之及び候事を湮埋致候ては無此上不本意、其上故人知己之恩に背き候にも當り、且は

國家之御美事を抹了致候樣に相成、眞忠義之筋にも不相成候樣奉存候故固より諸有司之呵責を蒙候積に決判致し、且他有司へ申上候ても迚も々々と存じ候故、突然執事迄鄙衷吐露仕候處、呵責は扨置、意外御賞詞等被仰下、中心且喜、且懼、唯夢之如く、尊書數過仕候、偖右に付、豐內諸種之論も有之由、扨々迂腐間に不堪、拙心焦慮難默止候學者物知りならば、其事之義不義、當不當を辨別明判致候こそ、其職務相當之譯と可申候。一々例之有無相糺し、例なき事不致義に候はゞ、勘定所之小吏同樣之事に候。彼輩平生何之學問を講究致居候哉、不審之至に御座候。若一々類例古證引立候義に候はゞ、彼輩今日所爲所行逐一何々之例を執守居候哉。第一一日に三度宛喰膳致し候は何之例に候哉。古聖賢は何等之例に因り法を被立候哉。今人は古人之例も可有之候得共、古

人之最古者何之先規定例に被依候哉。稷契皐陶は何之書何之例に因り政事被致候哉。此の如く例々々々のみ申候はゞ今日より屁一つも難放相成可申候。扨々可嘆事に御坐候。殊に純（鈴木主税）に成功なし抔と申出候は、僻事之最上、此は執事御胸中には御洞察可有之義故、一々不申上候得共、小拙耳に入候丈にても、近世有司之中にては功績多く候樣存し申候。市尹之節抔も追々徳政有之、既に過日病氣之節も市中にて回復之祈禱致し候者御坐候由傳聞仕候。感二人心一候功如此御坐候に、成功なしとは餘りの申分と立腹仕候。古人之論にも唐房杜傳に可書之功なし、而るに唐之世にて賢相々數候得ば、第一に房杜を擧候と申述有之候、凡そ知者之所爲は俗人迂人には目立不申者に御坐候。

皇國にても大江廣元之源二位を贊け、本田正純之神祖を奉佐候に、何れも擢陷廓清顯著之跡無之候へ共、鎌倉之御措置は廣元之手に成り、神祖は餘程正純之言御採擇被遊候事は、後世皆人の觀窺仕候處に御坐候。左すれば人目に立候功業致し候よりも、人之目に不立處にて、盛衰安危にも係り候程之重荷を荷ひ候人、奥深き哉に奉存候。何分傳にも君子成二人之美一と御坐候へば純（鈴木主税）に成功なし抔と申立候者は、第一自ら學ふ處に反り居候義と奉存候。餘り不平に堪兼長口上に相成申候。偖先純墓之義は、小拙存之通に相調候へば、迚も今月や來月には出來不申、何れ中秋過にも相成候由。左すれば執事御費情被下候假物騷き不致候て、今暫見合居候ても宜御坐候。尤も寺院にも墓碑は今少し遲く（此は地所しまりかね候故なり）相立候方必す永久之御爲に可宜抔と申候。依而反覆相考候に、何分小拙一應北歸仕、諸先生へ面質致し、其語る處の議論承り、其上にて碑銘等迄相定め、諸事皆調之上、精密に圖取り致し、當地石工へ相廻し候へば、必定都合宜出來可申候。其中には小拙も復々東行に相成可申候間、其節篤と細檢致し、建碑に相運候はゞ、重疊上都合と奉存候。何れ秋には石原（越前藩勘定奉行石原甚十郎期幸）も可致參府候へは、旁宜き都

合と奉存候。何分當分之所は暫見合置可申候。外々へは石工細工に手間入、未だ出來不申旨申立候はゞ、夫にて何も衆之猜疑を招候義も有之間敷と奉存候也。

過日內々申上候水府兩田（水府參政藤田誠之進彪、同戶田忠太夫）之墓も未た碑銘等出來上り兼、　老公御染筆之御運には于今不相成樣子に御坐候。左すれば旁今少し延引も可然哉に奉存候。大抵なれば借り物相建（此は少し了簡有之候事也）候は不宜とも奉存候間、此等之處篤と御含置可被下候。

小拙是非一應歸北と相定り候義に御坐候はゞ、先建碑一條は今暫御停議に相成居候樣奉願度候。若哉過日得御意候譯にて不及歸國次第に相運候義に御坐候はゞ、尙又小拙へ執事より御內調有之候趣に致し、建碑之當不當一紙認め指上申候。其上悌藏（越前藩儒吉田悌藏）方へ建碑賜字は至當也と申す內意篤と申越、悌藏引受館內之周旋致候樣に可仕候。左樣御含置可被下候。何れ過日明道館中之衆評と申すは講究師邊之論と被察候。悌藏何故右樣之論に同し候哉、此處一寸合點行兼申候。兎も角も館中之固論丈は隨分破り得可申奉存候。尙又　御氣付之事も御坐候はゞ爲御聞被下候樣奉願候。

近來蝦夷地逐々相開け候樣子。鎮之柏も此地へ諸侍相廻申候。箱館奉行堀織部正（名は利熙）抔逐々世話被致候樣子に相見へ申候。今少し費用御惜み無之候はゞ、數層開闢果敢行可申と申事に御坐候。夷和も先近來は自然彼地へ參り候勢、何分此後は　皇國第一之樞地富庫と相成可申、偖々浦山敷義と奉存候。當春同志之者引越にて、其者より此間一左右有之候（小生同日中へ）大に羨敷氣に相成、小拙も歸北よりは往東北を好み候心地致し申候。人生五十年夢幻の如し、況んや旣に二十歲を空しく打過、所殘無幾、加之多病尩弱之身、今にても人に過き候事不能爲、迚も三十を越候はゞ老鈍と相成、事業處にては可無之と奉存候然るに區々小事末藝に吃々と日を送り候は、如何にも悲憤感泣に不堪事に御坐候。御垂憐可被下候。右當便貴酬奉申上、旁鄙衷陳述、如此に御坐候。

五月九日

松　亭　學　士
紀拜啓

雪　江　參　政
左　右

二白、時下梅霖に向ひ、寒暄不時に御坐候間、萬々御保愛奉祈候。謹白。

○安政三年六月廿日幕府小監察高須鐵二郎より在國の先生に寄せたる書

五月廿八日之御書原田より相達、忙手奉拜誦候。先以先般は御機嫌克御發足重疊奉賀候。凛（幕府遠三代官林伊太郎）へは仔細に御物語被下候趣敬承仕候。扨詩史一條は縷々御申越之趣にて始て愕然驚悄仕候。僕いまだ展見も仕不申、少々始之處一見仕候位にて、御望に任せ差上置候次第、然る處東湖靈前に御託し、所持之者へ申斷、燒捨可申との義は御尤之次第に候へ共、燒捨可然哉如何はいまだ其書一見不仕中は、可否何共難申上、且右所持之人は御先手同心岩田三藏と申ものにて、頗る俠氣を挾み、曾て東湖の人となりを崇信仕居、文武之士に有之、當今非常之人物にて、一事を託し可申人に有之、乍然多く人と不交、頗る狷介迫切、兎角些末之事に怒氣之癖有之、乍然赤心之處は無疑ものにて、同人東湖を景慕之餘り寫取り候品に有之、右原本は誰人所持かは不知候處、此者東湖の親炙を請、是又質直、右同氣の人に有之よし、岩田申聞候。右原書は他へ不漏洩樣、原書を岩田引取、岩田寫取候方を同人へ遣、此外一切他へ不可出、他見を禁可申との誓約之趣、岩田より借候節承知仕候義にて、岩田中々愼密にて他見抔免し候人に無之、然る處僕の赤心を見込、他見は素より其節斷有之、寫取抔は以之外之儀と申聞、尤寫候節は夜分無人之節にても寫候樣堅申聞候義も有之、借受候儀に有之候。然る處尊兄之御赤心は素より岩田は不存、僕一見尊兄之御赤心を思鑒仕候義にて、御一覽に入候迄、決して他へ漏洩抔は素より無之儀と深御見込申上候

故、御手元へ差上候義に有之候。然る處御一讀、原田へ御託し、不容易筋之書之よしに付、燒捨可申云々の義、誠に御深慮御遠謀不堪感佩候處、此一事を行候には、先づ僕竊に尊兄へ示し候罪、岩田への誓に負、岩田僕へ示し候は原書所持之人と誓候事に負、原書所持之人も、東湖小梅に居候中より左右に陪從仕、共に浮沈困厄を同仕候人にて、東湖を景慕之餘り寫候品、竊寫等之罪を蒙り、此事發露候はゞ、耻て可死は勿論、然る上は右書之上にて、三士を殺し候事、所謂二桃三士を殺し候策此一擧に有之、誠に僕抔は兎も角も、岩田幷原、書所持之人は可惜人にて、當今以後誠に不可欠文武之士に有之、僕者燒捨之事を行候はゞ、僕之美事には候得共、岩田を欺き候事、何分不忍爲、右本僕之手に有之、僕より諄々辯論、又原書所持のもの有之ば、右も取寄自然岩田へ說破仕候はゞ、道理に伏し可申候得共、右書は手元に無之、尊兄は遠方に御在住、夫是不都合之折柄、丙丁云々の說を出し候はゞ、決て岩田承知不仕事眼前に有之、然不容易場合に及可申と奉存候、深く御勘考之上右書は一旦僕之手へ御戾し、然る上は右書は如斯手元に有之候得共、不容易事相見候間右書之有丈搜索仕り、請り燒捨候方東湖の遺靈へ對し可然事と被存候間、右樣取計可申旨談判仕候方穩に有之、且士は氣義を以交り候事、岩田も漏し申間敷、且僕岩田を不欺事濟候事故、尊兄之御深志にも負申間敷、右書所持の者を呼寄、堅約文を取替せ、血を喋て誓候はゞ、其方萬全之策と奉存候、此儀深く御勘考、御報奉伺度候。

御立前風と申上置候、僕下田行之義、彌爲御取締、當月下旬迄に可罷越旨被仰付候。下田へ直に御文通被下候はゞ御目付方御役宅へ御差出可被下候。若又市村晋助殿まで御差出にて、下田へ急き屆候樣、御申越被成下候はゞ、幕より直に屆申候。此段も申上置候。

一詩史は、請り世間に不出候はゞ可然御見込に可有御座奉存候間、深く御勘考奉願候。

右之外種々申上度義も御座候へども、何分四五日中下田へ發足の都合等にて、書物等も種々有之、支度其外何分多忙、今般は先是迄申上置候。尚又後便下田より可申上、何も匆々頓首。

六月廿日認　　鐵二郎拜

左内様

尚々時下折角御保護被遊べく。何も匆々頓首。

○安政三年八月朔日代官林伊太郎遠州任地より先生に寄たる返書

（八月廿二日福井に於て落手）

御答　　秘々丙丁

別楮二添　　八朔封發

七夕後一日之御一封今午相達、御細翰並御副書兩通御書目中根系とも再三拜誦仕候。先以、暑氣酷烈之節、御道中無御滯六月廿四日御歸藩之處、貴意云々、乍去同月末には御出勤之旨、先以大賀。其後愈御無恙被成御座、珍重御儀奉存候。扨過日は御來過、殊に種々清話相伺、欣幸此事に御座候。近來は別て老衰善忘、御對話之節之事も多く記憶不仕處、貴諭云々、却て恐縮奉存候。

扨又、其節種々申上候義一事も不埒明候に付、其内御詳答可被下旨、萬々拜謝仕候。

中根系一綴御贈大略了解仕候。」御書目一綴御差越被下、尚御表御藏書目之分も御調可被仰下旨、是又奉謝候。」若外此書を限り御問尋仕候はゞ、其節は急度仔細に御吟味有無貴答可被成下旨、是又奉謝候。」粹飯（水戸藩）云々、委曲敬承。獨稼差上云々之義、實に不容易次第。其外云々、相伺、誠に不堪驚愕。拙議も候はゞ秘々可申上旨云々、敬承仕候。少しは拙論も御座候得共、所謂其政ありても其人なければ行れ不申義に付、乍憚無益と存候。不惡御亮恕可被下事、乍去貴板（貴藩の事）にてさへ呉周旋（御周旋なり）有之候はゞ先づ大丈夫と存候也。」枳殼（貴國の）呉内事（御内事の事）に付、不遠呉同志之吏呉一人江戸御差出相成候に付、種々

小生へ呉用も有之候旨、今便は未だ御決議に不相成、且事長く候間、後便始末書御差越可被成、其節は鄙衷可申上旨云々、委曲敬承。小生にも御答出來候儀は無腹藏可申上候。乍去御用により極秘に不被成下候ては、御答出來兼候間、是兼て御含可被下候、右等大略御答如斯御座候。急ぎ早々頓首。

八朔　當賀　千齡

端元君

御別格、貴諭、清瀧山へ御代拜之儀、愼終追遠之義に付、御通行之節御近臣方御差向之方可然哉とも被思召、夫れとも九月望に別段御禮使御差立可被爲哉。猶又御勘考之上可被仰下旨。

此義小生にも、斟酌之上拙論可申上旨、尤御内意にて外へは御發露無之に付、極內、賢契迄可申上旨。貴諭又云、

秀康公御遺跡、又は遺聞等之義は篤と御承知被成度候樣被蒙仰候旨に付、是又可申上旨。

右兩條之內、前條は早々可申上旨、敬承仕候。即前條之義、勘辨仕候處、御通行云々にても又九月云々にても何れにても、御美事之程奉感服候事に御座候。別に異存無御座候、つまり清瀧山の御事

君侯入御聽、御內々御人を被差出候御事に候はゞ、

信康公は勿論、乍恐

秀康公にも、御滿悅可被遊、右のみならず、

君侯、美德をも、天下人々可奉稱。左候はゞ御一端之御事のみに無之、天下士氣振勵之一端とも奉存候、但御如才は有之間敷候得共、可相成は先始めての御內使は極々秘密に二俣村へ御越、彼清瀧山頭之有樣、御廟之御模樣、其外土人說話等、能々御聽糺被成下候はゞ實に懷古の愁淚を催候義可有之、右を以て君侯え其儀申上、夫より被爲出候御敬禮、に基き、向後御代拜なり御禮使なり、御論定有之方可然哉と奉存候。左候はゞ、二百七十八年の古き事故、人情に於て先づ外の禮のみにて、內の敬不足哉にも被存、自然如何程之御香花を可被供との御見込も、御治定被成兼候事か。依之最初は極御內々之御使を御調被遣候

方可然哉と存候。是は頭巾眞氣之說（當今新規之說の事）且迂
濶之義恥入候得共、任仰失敬申上候。御覽後御投火可
被下候。前書之義に付猶御用も候へば無御遠慮何ヶ
度も可被仰越候。出來候事なら何成とも御調可申上
候乍去小生例年檢見にて九月初旬發足三州へ罷越、
下旬か十月に入り歸陣に候間左樣御承知可被下候。
且十月中は當地之檢見廻村いたし候得共、是は兩三
夜位づゝにて度々歸宅いたし候義に御坐候。先は今
便大急ぎ大略文大亂書御報迄如此に御坐候。失敬御
高免可被下候。早々頓首。

此掛紙之處は、急き存候丈け其儘相認候間、甚
以失敬至極に相成り重々奉恐入候。乍去急き認
め直しも難出來候間、先其儘に差出申候。必不惡
思召可被下候。元より他人へ御見も被成間敷、
御知己中之義ゆへ御立腹も有之間敷哉に候得
共、多罪之段吳々御免可被下候。

又云、尚御病後、秋暑御厭被成候樣奉存候。
扨、本文之御目論見吳々感服至極、何卒御貫き被成
候樣所希御坐候。
信康公、御勇壯、御氣力眞に絕倫とも可申上義、九
泉若し御靈も被爲在候へば、定て御感可被爲遊と奉
存候。乍去
バク（幕府の事）之御仕向け方等をも能々御內調被成候樣
乍憚奉存候。扨又、久々にて
北堂君、御謁見目出度義奉存候。未だ拜顏不仕候得
共宜敷被仰上可被下候。

又云、
公儀より
御朱印御寄附御加增、又は御百年忌御法事之節被下
もの等、其外の義も御入用に候はゞ、相認差上可申、
可被仰越候。
此度は先日被仰聞候市村乙助殿へ書狀差出候。向後
若右之通にて不宜候はゞ、兼て人名可被仰下候間、
早々急ぎ如此に御坐候。不備。

又云、
當時代拜等に參候は、誰々に候哉、大久保加州（小田原藩）

（主大久保加賀守）年々使者參候節は、旅宿滯留幾日、供何人寺へ目錄何程、其外都て取斗向、且つ先達て御年回之節、寺より勸化等諸家へ罷越申入候とやら承り候事有之、其節目錄差出候等之有無に不拘、右名前一同承置度旨、淸瀧寺へ內々相糺可申立旨、二俣村へ申付置候間、申立候はゞ、近便內々御含可申上候。左候はゞ、諸侯方名も可相分御含みにも可相成、實は右樣之義は大義之可論處にも無之、御頓着も被成間敷候得共、又々俗吏之御談向等も御欝陶可被爲在哉と、いらざる細事には候得共、爲念申上候積御坐候。御一笑。

扨又、貴兄御內調とて、御越に候はゞ、其節萬々申上べく候。實は三州にて、御首を奉葬候御場處有之愈、淸瀧寺へ御使と有之候はゞ、是等も御考ものか。則附呈仕候。急き餘事は近日可申上候。以上、

又云、大久保藩より定て御聞及びも候はん、種々怪事有之、自然近來禮敬も厚く相成候趣御坐候。俗物之說信用し難く候得共、使者は九月斗にも無之、臨時にても何か有之節は、代拜差立候由御坐候。能々御內調被爲屆候上にて、御內使等有之候はゞ可然哉と、乍失敬奉存候、呉々不悪思召可被下候、草々頓首

又云、

七月十八九日頃、異人新製船、霜多（伊豆下田灣の事）着尤も跡よりも絡繹着船之趣、下說、霜多商賈は品物爲付け悅喜いたし居候由。在府之鎭臺今日着、三諸侯[illegible]（沼津、小田原）固め人數差出由、風聞承知。彼等一度參候得は商人三箱位の賣物いたし候趣に付、三分之上納にて三百は御益にも相成候にと、詩能局（收納局にて幕府御勘定所ならん）には御內悅之よし、もはや此節御承知可有之。極秘々々。領後丙丁。

流求（琉球の事）之事も定て御承知候半。文略、北地同斷秘々。

一、去る丑年、國中群民惑亂、出府越訴等不少處、九月中某入國、諸事潔白、教諭、親切、賞罰も悉く明かに付、群民次第に歸國、何となく惡人は遠り、善人は進み、彼惑亂一件も別に處置無之候得

共、自然忽ち相治候事。

一、十年前より之公事出入多く有之、是迄不相濟候處、某一席之利解にて皆々相濟、當時某方へ目安を以て、願出居候公事出入之人無之事。

但、假令差縺一件等出候ても、忽一席之利解にて承知相濟申候。一體國風にて支配を彼是申立、是迄年々數十人宛出府越訴等いたし、奉行所より引渡になり候もの有之候得共、某支配になり候後は、遠州にて、一人も引渡に成候もの無之、是等は奉行所にても御心付は可有之などと、所々にて申居候事。

一、某入國以來、度々孝養奇特等之ものへ、手切褒美、金銀差遣し、又惡黨ものは、召捕吟味嚴重之事。但、無宿異名小常と申すもの、是迄遠州第一の博奕打にて、誰支配之節も、何分召捕兼候得共、某術計を以て召捕、吟味伺之上、遠島に相成り、諸人安心の事。

一、海防御用途え上金可致旨、近國支配々々より村々へ嚴命有之申處。某は唯兩三人撰み、是へは能々申諭、其餘へは只御國恩可相辨、並に海防大切に可致等、懇々申聞ケ、若し上金願候もの有之候はゞ可申立と斗りの義、某出席被申渡候間、一統案外至極、却て難有心得、一旦上金いたし、猶再度願出候ものも有之、遂には八千兩餘差出、近國より金高相增、且即金相納、其外にも材木獻上、並に非常之節人數可差出樣願候もの有之事。

但、某其節之申渡書、當時處々に寫取り、所持いたし居候事。

一、丑寅年、御貢、是迄になき多き御取立に有之候得共、外之雜費悉く相省き候樣、某世話有之候間、御年貢斗り之事故決て下民痛みには不相成候事。

一、寅年十一月、當國大地震、某陣屋始め皆潰れ之處、即刻手代差出、某も引續き泥付衣類之儘にて廻宿廻村、手切りを以て窮民共へ、粥焚出、又は小家掛け、根太板、老人へ綿など差遣候上、猶又公儀より、急場御貸渡之趣にて、何之有無は不存候

得共、米金相渡し、且天災無據次第に付、氣勢不落樣可致旨、悉く申諭、又陣屋内へは祈願所山伏呼集め、國家泰平、郡民安全之祈禱、護摩修業爲致、某は斷食にて、鳳來寺とかへ代參を以て、必至に祈禱有之由に付、自然民心も靜り、少々融通有之者は、志に感し、米金差出、窮民相救度旨願出候處、某大に相賞候間、猶又右救候もの逐々相增し、某世話にて、無利息年賦濟之積り窮民へ貸渡し、右にて國中大悅之事。

　但、地震後、諸職人、手間賃、諸色直上げ、盜賊其外之義も、某世話方骨折候事。

一當卯年秋大雨之節、天龍川、大井川、其外川々出水にて、圍堤切込み、水下村々水中に相成り、極難之折柄、某手附手代召連、即刻出張、水中越立、又は船に乘り、村々窮民共へ、手切、救米、金差遣し、引續き別場所へも、手附手代、夫々粥焚出呑水等、舟に載せ、運漕配遣し、一同難有心得候事。

　但、某、手切を以て遣し候金は、貳朱一分づゝ、又其品により其上にも差遣し候由、且又御救拜借等、公儀よりも、被仰付候趣を以て、某より急場相渡候事。

一一體遠州人氣不穩、兎角支配申付ても、違背に及、既に先年西丸御普請之節、御家根板一件なども、久々差縺れ、先支配申付、不相用、其儘引渡になり候處、某、入部之後、唯一言にて忽ち承伏いたし、且又、天龍川、定式御普請所、村々にて、國中之竹を、他國出しの義無之樣、是迄必至に願立居候得共、此度、江戸、地震後、御城内外之御普請、御用竹に可相廻旨、某一言之申渡にて直に承伏いたし、六七十萬本程も、江戸廻に相成候由、多分遠州の竹、伐盡可申、村々難澁も可致候得共、某、申付けに違背無之趣、右等にても平常心服之廉相見へ候事。

一東海道人氣不宜、常に、重き御役人方通行等も

有之候間、支配などをも輕蔑いたし候由に相聞候得共、某數度之仁政も有之、旁、某通行之節、近來は別て尊敬有之事。

右遠州邊風聞にて、承り候事

卯十二月

但、雲助、又は博奕打、其外不宜ものども、道路之風評等は不同之事。

○安政三四年頃四月朔日先生より中根に送りたる書 （但兩氏とも在鄕）

今朝は得拜風、大慶奉存候。然ば、今日飛脚之節、乍御面倒、別紙之書籍、江戸表迄御申越被下候樣奉願上度候、頓首拜

四月朔日　橋本左内

中根靱負樣

（別紙）

新本にても古本にても　日本外史一部（川越板）

出板に相成候へば早々相廻し候樣　四編目和蘭字彙二部

靈邸御藏書之内、此分御國廻し相成候樣

甄錄

○安政四年正月三日在國先生より在江戸越藩士松田東吉郎に送りたる書

別啓。舊年は度々御投書被下、其上弘菴先生染筆迄御廻し被下奉萬謝候。偖承り候へば去秋已來長々御不快のよし、東北隔地、頓と存不申に付意外薄情相成、態々御見舞も不申上、千萬愧縮の至に御坐候。只今にては透と御全快被成候哉如何。御弱體故御癒復御肥立之程深く御案申居候。何分篤と御養生奉祈候。偖又度々乍貴勞、別包書籍一卷並燒鮎一袋鹽谷甲藏方へ御屆被下候樣奉賴上候。尤も遠方之義にも御坐候へば御序にても不苦、決して早急には及不申候」。被仰越候通、夷情も色々變出、誠に　神州之

御大事と奉存候。皇威之外蕃に達し候ぇ屆し候も亦當今御處置之上に有之、實に安危存亡之秋とも可存申義、在我輩も、神祖天孫の御厚澤に浴し居候義に御坐候へば、所詮、精々の心力可盡事固の義に候、併し大抵世間の學者儒生、何も舊見陋識に拘泥し、時代之變遷沿革を不ㇾ考、利害强弱をも不ㇾ慮、徒らに俗耳俗膽を愕し候論を發し候も、可ㇾ惡可ㇾ厭之至と奉愚考候。畢竟彼此の立論よりも、我身を以て吾道を維持し、吾　御國體之片端葉末丈にても裨輔致し候樣致し度事忠臣義士日夜衷心に祈居候義ならんと。あけくれ存し日月を送り居申候。貴慮如何。次便一寸御答可被下候。」此表學問所彌增繁昌、小拙輩晝夜分暇をも得不申、定て靈邸學塾も追々御興起と奉遠察候。御新見御創論も御坐候はゞ、追々承り度奉存候」。將又乍御面倒別紙の書籍上木致し有之候哉如何。並に直段如何致し候哉如何。後便御調御申越被下候樣奉願上候。早々不宣。

正月三日　　橋本左内

松田東吉郎樣

○安政四年二月十三日先生明道館に於て村田へ送りし書

御苦勞奉存候。然ば小拙先刻より彌增悄寒致、心地不快候間、只今引取申候。考課中甚遺憾に存候得共、無理推も如何と存じ、右申上候。且又前刻三寺（三作）一件御承知の上、尙又御心添御坐候樣奉願候、色々得御意度候得共、他日に讓り可申候。

二月十三日　　橋本左内

村田巳三郎樣

○安政四年正月三十日長谷部より先生への書状

蕎麥の催し、每々乍失敬兩婦兎角不相勝候間、暫延引仕候、此段御承知可被下候。小兒次第順快、是又御降意可被下候。頓首。

正月盡　　　　　　　　　長谷部

橋本様

○安政四年三月八日　先生明道館村田へ送りたる書

以手紙得御意候。兎角不順之氣候御座候處、御清安御動靜奉拜賀候。然は昨夕御約束申置候通、明晩は御俟居申候間、緩々御來話可被下候。且又乍粗末田樂にても致し、御夜食指上候積に御座候間、其御承知にて御高臨願度候。偖御出立之日限、其他之事件共、其節萬端御內談可申心得には御座候得共、相成候はゞ今日一寸御咄申置度義共有之に付於當館可得拜晤積之處不能其義、殘念に奉存候。萬一晩方に到り御出掛の思召に候はゞ、小拙退館刻限暫相見合可申候。可否如何、貴答奉待候。早々不宣。

三月八日　　　　　黌にて

　　　　　　　　　景　岳

巳三郎賢兄

密事親展

○安政四年三月十五日　先生より村田への手翰

今朝は得拜顏、大慶に奉存候。然ば右の一義につき種々拙存申上度存居候處、今日は御緩話出來兼、殘憾不些。今宵は歸宅遲刻可相成も難斗、其上草臥に堪申間敷候間、明朝五ッ時迄拙宅へ御光臨被下、前條談了に相成候樣致度奉存候。以上。

三月望　　　　　紀　啓

巳三郎賢兄

○安政四年三月十六日　先生より村田への手翰

今朝は御光臨奉拜謝候。然ば其節御談申上候件々、御約束之通御周旋可然奉存候。且又從來怠惰被致居

候實蹟御歷擧有之候方可宜候。勿論一統成徹之氣味逐々相見へ候得共、未だ病癖收り不申故、兎角眞の間熟講究には難成、此而已困居申候。何分今度は平坦著實之御說得萬々所希候。右爲其、早々不宜。

三月十六日　端元紀

村田已三郎樣

梧右拜呈內用事

○安政四年三月十八日　先生明道館より村田に與へし答書

昨夜御認之御簡、今午後拜讀。然ば逐々之御樣子大畧今朝於御寺御先方より承及申候。右に付御密話被成度趣御尤に奉存候。然る處小拙今朝之早出勤にて、昨宵は三更以後殆不安睫位故、今日は罷憊甚しく、精神も二十分不爽了候。明日は宮中府中當年大體の見込論判之積にて早出勤致可申候間、五ッ時頃御座所に於て拜晤致候ては如何。不苦候はゞ、小拙の身に取り候ては明朝に相成候方、嬉く奉存候。其其急緊不得已義も御座候はゞ、推て御斷申上候迄之積遵にても無之候まゝ、貴慮次第御決斷可被下候。不宜。

三月十八日　景岳

慥堂賢兄

內復親展

○安政四年四月九日　先生在國中中根へ送れる書

御清安被成御精勤奉恭賀候。陳ば小拙義昨宵より少々風邪罷在候に付、今日は引籠り養生仕度奉存候。右に付明道館洋學等の儀御振出し之處、小拙出勤の上迄御延引に相成候樣、御周旋奉願上候。鈴氏（越藩士鈴木主税の家ならん乎）處置過日御談申上置候通相定申候。此所御含居被下候。本復齋（本多修理）君より今朝小拙出勤致候樣、昨晩內に來翰御座候へ共、前文の仕合に

て不能其義候間、乍憚其段御内話被下候樣奉伏願候。尤も推て出勤難致程に而は無御座候へども、御發駕前御用多之砌、長引候事甚だ恐多く御座候故、態と前以て用愼仕候義にて、明日は是非出勤の心得に御座候。一右之件々御内々得貴意度、早々如此に御座候　頓首

四月九日

雪江君　　紀敬白

密用御親拆

○安政四年五月九日　先生より村田宛の手書

今朝緩々得拜話、大慶此事に御座候。陳者海國圖誌墨利幹之部は、此節朱批致掛候間、今暫御見延願度、暎吉黎之處差上候間、御落手可被下候。英の部和本只今一冊外に出置候間、此は後刻可呈候。原本は中々難讀に付、試に一冊附申候也。

五月初九

今朝之意見書取御覽の節、御評被下候は丶、尚以大慶。乍去呉々も他見は御斷、後日思ふ儘に書直し、經　御覽候後にて、公然に致度候也。

村田樣　　端元

貴報

○安政四年五月十一日　先生より中國九州巡遊中の村田へ送りし書

當時先生は在國して學監の職に在り、政務に參したるの時、村田巳三郎は藩命に依り、安部又三郎と共に、中國九州を巡遊し、各藩の制度文物を見聞し、各地有識の名士を歴問し、殊に熊本藩士横井平四郎氏の招聘に從事せる旅行中也

內要書親展

朱評之處一條、矢島内見、同人之加筆に御座候。舍弟近來大憤發故、東行之節、頻蘭中卒然之冊賦贈仕候。別紙御慰に入御覽申候御叱正可被下候。

去月三日御認京都より之御簡、其後六日御認並十一日御認大坂よりの御簡、同月二十日御認備後福山よりの御手帖相達致拜見候。時下不順之氣候に御座候處、先以

上樣益御機嫌克被遊　御座奉恐悅候。隨て御安壯被成御旅行重疊奉拜賀候。此表御留守御安榮候條、御休情可然奉存候。季に小拙並諸同志何も健飯罷在候。此亦御費念被下間敷候。

京地其外處々の風俗時態一々承知仕候。貴庇にて不出戶外海内を透觀致得、大愉快之事に御座候。今鴻一々拜答不仕候。簡略之責御容し可被下候。

小拙依舊劇冗、無寸暇候へ共、分袂後先健なる方にて、御發駕前急性之癥衝眼三四日相煩ひ候へ共、無理なりに引籠不申勤居候位に御座候。其後は爲差不快は無之位、御案し被下間敷候。

去月二十五日倉　卒發駕に相成奉恐悅候。其際より。大雨淫霖日々不歇、御途中如何と御案申上居候處一昨九日飛脚着、大井川出水にて二日之御逗留に、其餘之川々高水には御座候得共、皆々御無難御越立相成、既に大井川も端午に御越被遊候旨申來り、大に安心仕候。

御出立之後黨々議論有之候武場一件、益々難澁相成、種々姑息之說模稜之論相搦り、一方にては一寸矯枉過直氣味相生し、小拙は始終侃然正議主張致し居候處、一掛り之兩將折節同時に不快に相成、傍人頻りに疑を生し、一旦は頗る迷惑にも可及歟、甚不對同案恐居候處、不快等も眞實に有之趣、且は爲差情掛は無之事共逐々分明に相成、其上　御決心有之、段々御懇切御果敢之御理解相立、其邊より却て一頓に落着に相成、既に廿二日表向御振出に相成、中村（本番外に被成下）（福井藩寶藏院流槍術師範役中村市右衛門）久野（御書院番に被成下）（福井藩指子流柔術師範役久野猪兵衛）肝煎に被仰付、勤中年々銀貳拾枚づゝ被下置、一輔に貳

人つゝの詰被仰付、文武一致之御趣意に付、詰の者にも逐々學問致研究候被仰出、學文所掛りへも、偏文偏武に不相成樣引立候旨、又師役へは實用に基き花法に流れ不申樣被仰付候。孰も難有存罷在候趣、世上にても隨分取沙汰不悪樣相聞申候。

館(安政三年新設、福井藩文武學校、明道館)内先相替り候義無御坐候。御出立前小拙彌増之繁劇、大抵終日御座所へ詰切同樣之仕合に付、館中之事二三手拔致候義共有之、其上前件武場之義共に付、同志之者大に疑似を抱、暫之處彼是行違之筋出來致し、御聽にも達し御心配被遊候處、追々事柄相分り、只今日にては次第に了解致し申候。何分所要同志之輩、豪邁之氣明穎之才に乏しき處より、自ら俗論俗説に被誘、不覺老婆情に陷り候故に御坐候。右は近來學文之研究手薄に相成候故と存附候而、來る十三日より三の日に會讀相始、右固滯鹵莽之見打破候積に御坐候。

尤右一件に就ては、種々外より手傳致し候原因有之ての義にて、強て同志之者の罪とは難申義に御坐候。右原因も分明に相成、何も可懼程の事にては無御坐候。只今にては先雲散霧融之態に御坐候間、御懸念被下間敷候。

前條武場文館些少の風波有之候は、全く近來御新政御更張、逐々御手込に相成、俗論俗習にては指支候處より、因循苟且を好み候士氣に抵觸致し、一時些少か沸起致し候哉に奉存候。偖右之間に處し候に、段々種々工夫も致し、稍進益に相成候事有之、仔細は兎角正人端士は己之廉潔直亮を頼み、小人輩之譏誹後議を甚た懸念不平に存し、直に潔己恬退する處へ心附、或は人々之性質に由り掊擊彈劾を致も有り、或は託事欲退姦も有り、甚きに至ては、姦黨之隱惡密事を鉤査して一網に打盡せんとするも有之候。而して姦人なる者常に其間を伺、其機を察し居、正人端士は疎直にして、佞人姦物は緻密固深なる故、所謂は君子の禍となり、遂に朝廷治亂盛衰にも關り候事毎々有之候。右樣潔レ己惡レ姦は固より志士仁人不レ可レ無之正德には有之候得共、時態を不レ察、任責を

不ㇾ辨、一概に潔ㇾ己に局々と致し居候者は、恐くは大事に堪る人才、大業を成すの人品には有之間敷存候。所ㇾ要、我心實に正大明白青天白日の如くならは、彼の無根無實の雜說は耳にも不入、益己可爲處之事を爲し、己可守處之位を守り、眞實國家へ奉對忠愛を懷候はば、憤懣不平之心を起し候よりは、寧益謀事精詳周密、使人平易嚴重にして姦謀使無所容てこそ試に精忠大節之人と可稱歟に奉存候、不然は、向者に賴み居候廉直忠亮なる者は、人に見せ度廉直忠良にして、我本心よりの事にては無之、後に起り候惡姦之心は、大學正心之條に所謂四僻之類にして、却て我靈臺の累ならん歟と愚考仕候。小拙往年より宋朝に於て深く冠萊公之磊落剛壯に感服し、范文正公之淵達英爽に、韓魏公之沈潛大度に感服致居候。此三人は各純疵所在有之得共、我甚之可景仰は此に止り候と存候。而して其品は魏公を學び、其氣象は范公、其處事は萊公と兼々思居候事に御坐候。其中に又一疑

有之、此三君子は實に曠古之偉人、絶世の豪傑有之人にて、輕躁浮華之小器輕薄可比にては無之候得共、掌所ㇾ恨包荒之量乏しくして、未だ潔己に拘はり、惡姦之情餘り切直に有之、其邊よりして却て己之才力を不ㇾ被ㇾ盡事有之歟と被疑申候。惡姦甚しきよりして、動もすれば眞仁神三帝之惑を生し候事も有之、其處置切直に過るに因り、溫柔優柔之主、疎懶狹量之主、不ㇾ能ㇾ容地に運候義も可有之哉と奉存候。丁謂・王欽若王安石之消長進退を致爲候處、能々熟覽沈思可致義と奉存候。右は過日風波前約谷（福井藩約定奉行長谷部甚平の事約谷は長谷と通音なれば也）などゝ申居候處、約谷も同意とは申居候得共、此は右樣之工夫兎角不得手と奉存候。小拙も以前は志氣不振故、聊右等之處眞似も出來候樣存居候得共、近來は重任擔當、道教善治夫より可起と決心致候故歟、處事稍生硬に失し、接人或は孤嶠之氣を帶ひ、豐厚淵大之量に薄く相成候樣覺申候に付、一工夫致候義に御坐候。今度少々の風波中聊試候處、全く違も不申樣手覺仕候。年去下地局量偏少故、他

日真の盛衰にも可關風波に臨み候はゞ、朱舜水の病末に漢語せし如く、地金に歸り、平生勉强の技倆間に合不申も難斗、右は賢兄にも御工夫可有之義歟と存候。殊更客鄕には朋友より贈言にあづかり候へは、飢者之食にて、喰味宜經歷之覺有之に付、不レ厭ニ冗文ニ呈覽候。

關ひ米之義、此間中長谷部と申合居候得共、此は今便慿と不申上候。何分精々數量等之用意可致配慮候。此地も于今薄暑樣之景色に相成不申、此頃も袷衣に或は下着或は綿入位にて勤居候位、畑物一切不レ長、秧針萎縮、秧付（平農は種蒔三十五日位にて致候）も大丈夫十五日は遲れ可申由、さすれば苅込迄には三十日程の遲れにも可相成と申沙汰に御坐候。去月廿七日松岡火藥庫倏然出火、其因職と相分不申、多分關藤太夫衣中に火之緣有之候義と奉存候。水車臼場等の出火にては無之、一庫內より起候事不審之義に御坐候。關藤太夫岩城豐太、瀧巳三郎、東條八十八、荒子猪兵衛即死、外に混り辰之助翌々廿九日夕病死。誠に可憫次第に御坐候。此義に付ては、種々苦心致候義共有之候得共、御歸鞍之上逐々御咄可申上候。

郡政逐々更張、此節岡田勝木（福井藩郡奉行岡田喜八郎仝拙定奉行勝木十藏）兩大將三國表へ出張致居候。此義は御出立後色々譯合有之御趣意に付、金津奉行（原平右衛門）御免被成、勝木御奉行其儘郡宰兼被仰付、岡田、笹川（福井藩郡奉行笹川藤内）勝木打込にて、三郡共に金津領取扱致候樣被仰付候義に御坐候右にて新政御手下しに相成候樣子、御想像可被下候、郡吏などは面色慘澹と申事に御坐候、公領他領の說に、福井公英明に付、賂賂請謁不レ行、此には困り入と申唱居候樣子に御坐候。

御內意之一條、如何相成可申哉、此頃頻に懸念罷在候何分我國當今之勢、志有レ餘具不レ足と申姿に御坐候間、何分彼人之一動靜にて關係不レ尠事に御坐候。執政邊にも每々被申出佳信被相待候樣子に御坐候。呉々御都合之程、萬々宜しく御周旋可被下候。賢兄御歸鞍も成丈御引上被下候樣致度候。東武之一條、餘り長々しく打捨には難致置候故也。御途中に於て

聊にても後日之手掛りに相成候事は、細大論難に不レ拘、御添心御周旋置被下度候。

近來藩政邊閑日も出來候故、大に精學被致候。此談可喜之義と存罷在候。

御出立後諸向御仕出色々有之、一時俄焉之姿に相成申候。御留守中は精々沈着に致し、補塡の工夫專ら致居候。何分國家の大勢、有レ進無レ退、些少の風波等は却て有レ之候を願候心持に御坐候。內實は諸同志益執心確的に相成候。益不レ些奉存候也。

大坂にて小田氏之論、隨分面白奉存候。唯右持論理屈にては不二面白一候天地間の理は周流活動至大至廣之物にて、一人一心之區々にて死縛可致者にては無之、然るを其を一圖に我心を師として、死縛致候は儒士の通弊、其活動周流を傍觀致し居、其要領を取れは萬日不レ能レ追を不レ知は、俗吏の陋習。此二弊を脫して後、共に可レ議二天下之事一者と奉存候。殊更大事業を不成前に顛躓致し候人は、心不二濶大一而志饑謙致し居、天下之物を强て己が方寸之軌に容候僻有之かと覺居申候。何分窮屈なるほど世間に無益なる者は無御坐候。尚又御考可被下度候。

色々得意言度事如山御坐候得共、日々之暇無不能已、此に擱筆仕候。尚永便の節と申縮候。頓首拜。

五月十二日

武羅多君　左右

[illegible]元

時下御自愛、長途の事に御座候へは、尚更溽暑等御氣遣、爲國家萬々奉祈上候。乍憚安藤氏へも、宜布。安子留守へは未た尋も不申候、甚不本意之事に御座候。吳々厚御傳聲可被下候。

幸吉へも宜、留守も隱居始め無事に罷在候

此段乍憚御申傳可被下候。

○安政四年六月二日先生より村田宛の手書

只今引取申候得共、此より罷出候ては、餘り遲刻に

も相成不宜候間、今宵は不失敬不參申上候。諸君へも可然御通被下候樣奉希候。以上

六月二日

左　內

蘐　堂　兄

用　書

○安政四年六月廿五日在江戸藩邸參政中根靱負より在國先生への返書

御內狀披見、殘暑之候、君上益御機嫌能奉恐悅候。隨而愈御淸泰御盛務珍重に存候。陳者本月六日夜村田巳三郎熊本より指出五月十九日認の書狀到來、御開封之處、意外之故障は有之候得共、第一掛念之老母之一件等無之、當人も應徵の意志は充分之樣子、何分其處は重疊之儀、長岡(細川家執政長岡監物)との確執は如何にも兩難の持論、各得失可有之事と存候。夫に付ては熊本の周旋は可託人無之に付、表向之手續に可相成事勿論、是は度外に附置候處にて違算の樣に候得共、村田生書面にて考察致候而も、致遮斷候程之荊棘も無之樣子に候へは、何分於此表正面之御賴より外は無之候。溝口藏人の儀探索甚六ヶ敷、有志の塾生抔より承候得は可然候得共、肥後より出居候書生は何方にも無之哉に相聞へ申候。尤成丈けは考思致見候得共、猶又於其表村田歸北の上御聞調べに相成候はゞ、造作もなく相分り候儀ゝ可有之、又分らぬ處が、今一往返有之、愈御賴と相決候得は、正面に熊藩の士人へ相尋候ても宜敷候、其上にて不可然候得は、御直書斗可然は藏人へも御賴遲からさる樣と存候故、今便も强而探索には及ひ不申候。

○御直書の文は、此度執政より被相廻候、村田氏實見之意味にて、增損も可有之歟との　尊慮にて候、藏人へも御賴之事と相成候は丶、旅裝其外の義も可然取計に相成候樣、御賴も可然歟と存候、事來論、內廷より御懇望と申候眷眼不能愚考候。今一應

御細示相願候。其上にて猶又推轂致度と存候。實にこれほと解し兼候儀迚は、是迄にも無之候處、迂遠之質老耄に近く相成候歟と、我なから合點行き不申候。くれ／＼御再論可被下候。○此槊脚着之比は大方村田も歸着に可相成候得は、猶又實況候間之上御申達に相成候得は、於此表夫々表向御頼みの手續に可相成儀に存候。

上にも甚御悅喜何分御借り課ふせの御積にて候。○學校教官へ御内調之御諭書も今便執政まて御渡に相成申候。是も發表は其表の時機次第之事に可相成儀と存候。○漏泄之一路、此度は恐らく過絶致候得共、懸念成儀は、作圭左衞門、立花壹岐方へ罷越候節、右之噺有之候由、圭左衞門より内達致候に付、即座に口留は致候得共、司計まては片端相噺候樣子、左候へは是より半井、桑山等へ漏泄、甚た氣遣はしく候。乍併、作の承候處も甚た疎漏にて、實ならさる處も有之候得は、さしたる妨害には相成申間敷と存候。

○村田氏へ一狀致返璧候。何分横生（小楠横井平四郎也）を勸し北行の志を決せしめしは、天晴成使節と致感佩候。何分此上は意以て一和の合議に不相成候半ては、横生來臨の詮も無之候。政府の樣子も近來如何。講武所掛りの勢ひも如何と遙察而已に御座候。右は要害而已如此に候、時下御自愛所祈候。以上。

六月廿五日　　雪江

景岳老兄

○安政四年六月廿五日在江戸藩邸參政中根靱負より在國先生への返書

尙々令弟御入塾後益勉勵之御樣子、御壯健勿論之事に御坐候。御懸念被成間敷候。塾法餘りの嚴格にはチト辟易之氣味候得共、大に宜敷哉と存候以上。

御別條御申越之趣拜承。横井氏（横井平四郎）來福、都合宜敷候而、初冬若くは中冬にも可相成、夫迄之光陰閑

過可惜、御補養迫切助長にては、却て永續之御見詰無之趣云々之御事。

一、當夏御發駕前之定議にても、先つ盆比迄御樣子相伺ひ、老兄の進退は其上之儀と申事。且兩兵衞等も先つ鉗口と申御趣意、御參府後無程神邸之一件にて非常の次第と相成候得共、
上之御樣子如舊時騷然とも不被爲成、將兩兵衞等も隱忍守約御都合は不惡候得共、進言之一路は執政並小拙に歸候事故、覺悟之前とは乍申、甚恐懼、執政は日々罷出候儀にも無之候得は、是は先つ後援の姿にて、擔當は小拙に有之候。偖而小拙の愚考は、御樣子何となく大分御しつかり被遊候得共、一同申合せ、程能御相手仕候はヽ、少々つヽ御進み可被遊候得共、御退屈は決而被爲在間敷、將又此表におゐて御令聞庶譽は彌增之事に候得は、御固有の御美德を維持し、其邊御口の明き不申樣は、乍不肖聊經歷之覺えも有之、彼此心算も有之候故、神邸之變動鎮定を相待居候處、豈圖らんや、福山侯の捐館、天下之大勢も如何變換可致哉難量、時機到來と相成候。是迄之處にては、天下の勢ひも、大抵愚見の内を不出、又福山侯之援助有之故、恐らく御手は明け申間敷と氣張居候得共、別條の次第故、所謂蓬算失望無此上事と相成申候。就ては愈以　君德剛健、特立介數之御雄志御振起無御坐候半而は相濟不申中々是迄之樣成充行療法にて參り候事には無之世態と存候得者其段即刻より申上、
上にも乍恐御同心御嘉納は有之候得共、素より難之又難、一時に御奮發も相伺不申候。乍併何分是迄の御心持にては御濟不被成と申處は、充分御會得も被爲在、甚御心細き御樣子、將種々思召付も被爲在候得共、武王之怒りの如き御奮勵にも不被在候故、小生輩も安心は致兼候。何分此時に當つて、專ら進言御誘導之秋とは存候得共、今更不學無術、氣計りにて埒明き不申候。去らば一同に力を合せてと申度候得共、左樣に相成候得は、又舊事之態に相成、喋々斗にて、決而御益處にては無之、却て御志向擾亂にて

可相成と恐懼致候故、何分是迄の振りにて、南兵衛等は、精々無言の方と申談し、言責を一身に引受け罷在、平氣なる顏にては罷在候得共、實は最早御役上けの時節到來にて、迚も前途の覺へは無之に付、錦地の御都合はさもあらはあれ、是非共老兄御出府に相成、御輔養無之ては、適ひ不申儀と決心致候處上にも御相談御相手御ほしく〳〵と合期之次第に付、今便降命に相成候事に候。小拙等は其表之儀は致方無之候間、能き樣になされ御出府可被成候。神邸御一條御行屆に付ても、御介名益御隆盛に候得は、福山侯の遠逝にて、御援助無之とも、さまて御羽振りの障候事も有之間敷、事により候はゝ却て天下倚賴の勢とも相成可申哉。斯時に於いて海内英雄之心を總攬せすんは有る可らすとも存候得共、是等の大度量は誰に談すへき樣も無之、何分非才の一老夫にては適ひ不申候間、一日も早く御出府致翹望候。

上旨は執政より傳達に可相成に付及閣筆候。

○豪邁磊落非常之事功を企居候三四輩之同志引絡ひ

御出府云々の御答。

一、總て御同意千萬候先づ右樣に存候。少年易老學難成と申如く、歲月遷邁は實に隙駒の譬の如く候得は、老兄抔御壯年の間に一日も早く事功御企無之而は、忽ち頭顱半白の翁と相成候事、已に小拙之身上に體認致候事とて、萬悔噬臍其甲斐無之候。

權六造艦之一儀抔は、折角申談じ助勢は致候得共、權六之航海に熟し五大洲を乘廻し候後之晴は、眞面目に可承餘命も無之と存候へは、眞頓共感之落淚而已に御坐候。加之血氣衰耗、今般草尾精一郎抔晝夜不寐之精勤を見候に付ても、小拙も　天梁君御大喪之御用懸り相勤候節は、已に三夜四日不睡にて激勵奮發、毫も疲勞を覺え不申時節も候ひき。今精一郎を見ても不可及思をなし候義、さてさて齡の傾き候程無是非事は無之と深く感慨致候も、昨今の事に候へは御書面の一條抔も、是亦一日も早く御存立無之候ては、國家數十年の後れに相成可申候。是等も寄せ太鼓を打候人足に加り候迄にて、立派成大芝居を見る事は、

迚も不適事かと存候得ば、是亦老涙袂を絞り候迄にて候、乍併、老馬伏瀝志在千里之按梅にて、火輪之迎車指迫り候迄は、何處迄も及御左袒候間、乍不及大樂にて御待申候。不審の儀は、可及御問合段御申越候得共、更に不審無之、根堀葉堀問糺の上と申儀は甚不得手にて、夫より毎度しくじり申候。此處は却而老兄方にて御酙酌御介意可被下候。

○御地にて外事に托し御申出御試之處、先行六ヶ敷、樽下（本多修理のこと）抔も、平四郎（横井平四郎）來着の節、御不在にては事六ヶ敷との事。併し此は村田の手心も可有之等云々の御答。

一、其表の儀を致想像候得ば、先き行不致も無理ならず。又平四郎來着の節、御不在にては御都合は不宜とは、小拙に於ても同樣に存候へども、何分此表之時勢前文之次第、委細執政よりも可被申越事にて此表にては其表の御都合斗に着眼も致兼候。村田生迚も兼ての企望と申、東北彼此比較致見候はゞ、東を捨て北とも申間敷、何分其表之儀は村田氏にて十分負擔、老兄は一日も早く御出府當然と存候。

○御出府に相成候節、少博（平本平學）内へ御加りにては不可然云々の御答。

一、御發駕前とは又時勢も一變之事に候へば、如御申越内局へは御攙入無之方、御用便可然と存候。此義は相含罷在候。

横生御招待に付、學校重職へ御相談の一條も、今便御仕向に相成候より外に、機會も無之に付、則執政より被申越旨可有之候。

一、水軍調練之爲、權六御掛多に相成候得共、右調練の儀も彼此延引にも相成候て、且調練と申もの丶先づ至つて小さき雛形出來、先づ名處などより覺えさせ候と申樣成事にて、初より蒸氣船に乘込候と申樣子にも無之、已に蒸氣船も損處有之、去る十七日より浦賀へ轉漕相成候て、權六も失望而已ならず、福山侯一件に付講武所も如何可相成哉も難斗、まして水軍抔之儀はいつ始まり可申哉と申按梅に相聞候、江川抔にても如喪考妣と申せ、唯今五日や十日權六

罷在候ても、好機會可有之とも不被存、又探索之筋は殆遺憾無之趣に付、さらば罷歸候て、實事に手を下し候方可然との御評議にて、不日歸北に相決し申候。此表の萬事は同人より御聞取可被下候。要文而已御報如此候。頓首。

六月廿五日

又一論申試候。別紙之次第、此表にては頻りに御出府を相待候得共、又其表之義を致考察候得ば、政府抔の都合如何可相成哉。例の蝸牛角上相始候ては、横生へ對しても外聞宜敷も無之、此邊の調和、村田相當の場に候得共、英邁に過ぎ、調和の方は如何可有之哉。又横氏迚もいづれ豪爽俊邁之人可有之候へば、ウルサキ事は、決而不得手に可有之候へば、アノイキコノイキの斟酌等は有之間敷、目玉の飛出候樣成大論を發し候節抔、政府の形勢如何可有之哉、甚案じられ申候。永見を頼み、刺達へのおどし口上にて鎮撫も難致、如何樣相運び可申哉と致想像候得ば、賢兄之不在亦患ふべき最にて候。景勝退治に關東御打入の節にて、上方蜂起と相成候ても如何の物、此邊よろかは無之事勿論に候得共、國文樣下も納得、村田・長谷等も難に當引受け、大抵可安堵、北顧の念無之程に御研究、定而相立候樣所禱御坐候。

花見んと急く小舟に掉さして
吹けかし風の吹かてあれかし

心遂ひ申候。餘は御推察御補思所仰候。謹言。早々

以上。

六月廿五日

○安政四年六月廿五日在江戸邸桑山十兵衛より在國先生への書

去る二日發の貴書九日相達、辱く拜見、先以奉恐悅候。隨て奉壽候。次に御休意被成下度候

○去る十八日頃より御出勤、後から御勤等被爲在候得共、愈御機嫌克、奉恐悅候、扨辰口侯(閣老阿部伊勢守の事)

も遂には去る十七日御大漸。誠に／＼絶言語、重々恐入可申様無御坐候。御跡は御養父伊豫守様御子賢之助様御養子、今年十九歳、随分御宜敷御様子。廿一日被爲　入候節、初而御對面、靖獻遺言御貸、嚶鳴館遺草一部被進候事に候。扨又此後は如何可罷成歟、とんと／＼分り不申、則十五日頃か、老侯(水戸烈公)より和君(松平大和守直侯)へ御傳言、御書被進。右は阿君(閣老阿部伊勢守)萬々一の節之爲め土浦侯(土屋采女丞)を御遺言として御職に被成候様、被仰進度旨之處、十七日右之一件に運び、不及是非に付、今度は尾紀(尾州侯紀州侯)等被仰合、表向之御内々と申様にて、しつかり御建議被成可然旨被仰進候所、又々御返書にて建議等にて通り候はゞ、右様にも不申上、扨々殘念と被仰越、實以御當然殘念至極。實に中々右様の運びとは思ひも不寄、土浦君之義も大久保要人(土屋家の用人)は居候へども、御當人様は○餘り御信も無之、左候迚も外に是ぞと申人も、とん／＼無之、伯耆侯(丹後宮津松平伯耆守)か、松平豐前守(丹波龜山藩主)殿と申事に候へ共、中々吾荷物に相成候程の人物には無之由、旁何分早く久世侯(閣老久世大和守)へ御取入に相成候ほど、公私の御爲可然かと、此中なが／＼談判出來、謐君老女より與一兵衛へ談し掛候所、直様心配、昨日久君之御用人淺井傳四郎と申人へ、與一兵衛仕向けに付、雪江殿被參、一見有之候處、至極都合は宜敷、且阿君之姉君は則久君の御室につき、此御付御用人と申様なる人より直に久君へ申上、何分阿君之通り御懇志罷成度旨申上候所、是亦御請も宜敷趣。乍去麁忽に申出がたく、追々打入談事試有之趣に御坐候。誠に斯成候ては、手も足もうか／＼とは難踏出勢、夫に○(慶永公之事)は先御頓着も薄く、何分此上は愈内を堅め候方と申合候事に御坐候。尚厚御良考被下度候。兎角中參學問之存込薄き方にて、申上方も自然疎濶に相成、俗に云、御心安立と申様に相見へ申候。貴方よりも尚又御鞭策被仰進被下度候。實は此度阿君之事を歎き候は、中參(中根參政)と愛軒(石原甚十郎)第一番に御坐候。尤面々公私に付當惑の事共多々有之趣に御坐候。鈴木藤吉郎も

逐々御紀之儀有之趣にて、町年寄とか町與力とかの上席の所、末席と相成、十人扶持に相成、右御紀之中と申事、廿日に承り、河君夫婦の前か後かと承り候へ共、夫れはまだ知れ不申候。跡に候はゞ面白く奉存候。近頃は次第〳〵に山師つのり、自分も奢り馬の六疋も繫候様に相成候由、土手を崩して其側の川々則ち今川橋抔を埋め、筋違橋外之原へ町家を立候様なる事を仕出し申候。段々化の皮顯はれ候と被察申候。愛軒先日は散々の霍亂大下痢致し、一旦は南陽大心配之處、追々肥立、昨日は出勤出來申候。全くは彼是の心痛腹部に滯り、中暑の氣味と申事に御坐候。當地は殘暑と申内、朝夕は大に涼氣、夫故か少々宛病人初まり申候。御國も御同様と察申候。折角〳〵御豫防御壯健被成御勤仕候様、萬々奉祈候。先は大要而已得貴意。早々如此御坐候。恐惶謹言

六月廿五日　桑山十兵衛

橋本左内様

貴答人へ

尚々安健被成御入被成奉賀候。當地御令中皆々御達者にて事務被成日出度、御安慮御座候様奉存候。南陽も無異御安心被下度候。以上。

○安政四年六月廿五日、前同断の

書

副啓。先達而中より下田に参り居候、墨夷官吏事、中村爲彌（出羽守）之申事を嫌ひ候趣にて、承引不致、何分登城御目見之上にて承知仕度旨申出、何か六ケ敷相聞へ候處、此頃は亦夫も聞へ不申。知邸等に承り候へ共、近頃とんと風聞も不承旨申聞候。定而又一つ彼に從ひ候事出來候事かと被察申候。中村出羽守は下田奉行と相成、墨夷等應接之義は悉皆御任せ被下、御書付にても被下度杯申出候て、則御書下げも御渡し有之抔承り申候。萬一墨夷申如く品海へ乘込候はゞ堀田殿（閣老なり）一人にて應接被致候心得之由杯申候へども、内々此人の風聞承り候へば、中々獨見にて應接の成候様には存不被申候。明日は内藤殿（閣老内藤紀伊守）被見候筈に付、土岐（大目付土岐丹波守）、水野（水野筑後

守）岩瀨（監察岩瀨肥後守）等へ御內々御寫し等有之、阿君（閣老阿部伊勢守）の御代り命を捨て心配有之候樣御含ませ被遊度旨中參（中根雪政）へ申談候。如何參り可申哉。土浦（土屋釆女正）と豐前殿（丹波龜山松平豐前守）は拔擢にても無之故、左のみ六ヶ敷も有之間敷候。伯州（丹後宮津松平伯耆守）、板倉周防侯等は拔擢と相成候故、大分之取扱候人無之候ては、參りがたく、此方より急度此人と決着仕候て向ひ候樣には承知も不仕故、兎角要所にて公論相立候はゞ、可也に人物も撰び可被申候事と申合候事に御座候。鈴木藤吉郎は阿君の大漸前に糺しと相成候由に御座候。全く自然に不正の事共相顯れ候と察し申候。以上。

六月廿五日　　北　隍　拜

端　元　君

內用直披

○安政四年七月九日　京都旅行中の村田より在藩の先生へ送りし書

要　事

一筆啓上仕候。先以愈御安健御精勤被成、奉萬賀候。然は小子輩昨八日朝京師到着仕候。當地に十日迄罷在、十一日出立仕候て、同十四日今庄より歸福仕積に御坐候間、左樣御承知可被下候。就ては今般の使命に付て、拜面上彼此の情態篤と御相談仕度心底に御坐候間、何卒着日早速ながら御光來被下度奉存候。何れ夕刻着に可相成、其節御左右可申上候間、御手透に被成置被下度候。先頃御內密書熊本より佐賀へ相廻、六月十四日入手、佐賀にて拜閱仕候。右御紙面に付て、途中指急ぎ、餘程日數をこめ罷歸申候。三人共炎暑中健飯健足、一の幸甚此事に御坐候。何れも拜面上可得御意候。只今仕立飛脚俄に出立の由にて立寄呉候に付、要文のみ申縮候。謹白。

七月九日朝認　　壽（花押）

端　元　君　　左　右

○安政四年七月十日在江戸藩邸平本平學より在藩先生への書

用答

華書拜見、殘暑之節、先以奉恐賀候、隨而愈御清健珍重の至りに御坐候。其表無異狀、明道館相替候條も無之、近來困暑にて役並も生徒も共に故障有之、登館少く夜會等も休會勝に相成候由、去月廿日榊原幸八、加賀九郎次郎兩人學論兵科局詰被仰付、折角勉勵之旨。九郎次郎儀隨分意氣込も宜に付、旁精勵御勸被成候由。是は素願に適、本意と存候。何分成器相祈申候。幸八も隨分樣子宜趣に候。何分右兩人に御手許より出候者共、外々よりも一層進達祈居候事に御坐候。其比少々御不快故日々の樣子は未御見聞無之由、何分御介意於野子も希申候。雪江へ委縷紙表則披閱申候。奇事驚入候計り、大息の仕合、石炭脈之事珍重。右に付廿六曉御出掛けの由、如何之趣に候哉、重音待居候。兩兵衞（[illegible]）へ御傳言申て十兵衞へ御返書無之、御申越の儀早速申通し候。當方別事無之、此頃にては大方御平常體に相成、凡ての勤勵徐々相始、近來日々會讀に出懸申候。御樣子彼爲替候事無之、唯々剛健一貫直下と申處六ヶ敷、雪江始日々申談居候事に候。都下の樣子も只因循之輩、關山佐御滯在後も差て相替候事も無之哉にて、どうか久世侯に歸し候樣之取沙汰に候。下田異人ボヤ〳〵申立候趣、耳に懸申候。唯々所希は、不相替御一本のみ、此御基本を御衞立候も、經義之外無之、其御勸め方不參届處恐入候。憐察垂諭待希申候。他雪江より委曲返書に付可申候。不贅。草々貴酬。不悉。

七月十日　　平　馨

景岳賢兄

○安政四年七月十日　在江戸藩邸中根參政より在藩先生への書

橋本左内様　　中根靱負

内件親展

去月廿五日發の華帖忝拜誦。先以恐悦、隨而珍重存候。此表令弟御壯健御勤業、江川塾中にも文法書の御門人一兩輩出來との事に御坐候。御安慮可被成候。其表の景況逐一御垂諭致感謝候。張而不弛湯武も不爲と口實に可有之勢ひ、無是非次第、何卒涼氣も相催し、將巳三郎（村田巳三郎）等歸來、小楠堂（横井平四郎）待受之相談等に相成候はゞ、亦一振にて可相成哉。御紙上の次第にては、先便の御出府も不容易と、兎角慨嘆の仕合に御坐候。薩藩にて巳三郎御篤遇之次第、如何樣有爲之御所業共、何分底氣味惡敷手合に御坐候。巳三郎書狀も一見御内覽にも入れ申候。則返璧御落掌可被下候。此頃にては歸越も可成哉如何と致遙想候。熊藩への御下手は何分先便之御報を相待ち罷在候。松公（松榮院淺姬君）御實塔御國にも御出來之儀に付御議論之趣、御尤の儀と御同意存候。何分相心得居り、未發之間に御沙汰止に相成候樣致度ものと存居候。

是は御引受申候。御安慮可被成候。○肝煎（中村市右衛門の事なり、槍術師範として當時武藝所肝煎を務めたり）禪定に入候由。寶藏院は眞言か天台なるべきに、禪へ改宗致候ては、弘法傳教の罰が當り可申、其邊心付不申哉と、三十棒を爲喫候はば、又々印相秘密か、朝念佛、夕題目に轉變位の見識と笑止千萬之事。唯々武場の萎弱如何相成べき哉と致恐懼候。兎角先便も御申越之通り、个樣成迂腐老耄に近寄候昏迷家は致方無之、六道の辻に打遣り置き地藏菩薩之差配に任せ、唯々神胤和魂未だ渙散不致少壯輩中、有志之徒を奬勵勸誘之外は有之間敷と、愈決心之仕合、何分此處之御所置吳々所仰に御坐候。明道館の義も種々御苦心の由御察申候。助教の日蓮宗心醉は珍說に致候。一笑致候得ば、夫切りとは申ものゝ、中〱笑ひ事には無之、堂々たる一藩の教官、不埓至極の至り、譬ば執政小拙抔吉原へ女郎買に打込候同然にて、典刑におゐて不可恕事件と奉存候。助教泰山僧信仰も扨も〱と實に御同然流涕之外は無之、有志輩の憤慨も憮々と察入候。實に是は

不ㇾ容易ㇾ名敎之大害、何とか不相成候ては相濟申間敷、見込は無之候得共、此表にても執政へも及物語候事に御坐候。三四の御同志愈以堅志鋭進可賀之至り、蝦米行等ははやしはやし、御鎮撫御尤に御坐候。何分飽まで勇鋭を含蓄包羅、時機を見て發達所仰望御坐候。河常(河合常之進)生奮勵努力遂に石炭を見出し候條、開物の創端、無比の大勳績と、感賞に不堪候。一片御廻送、如何樣十分老熟には無之樣に候得共、焚臭等相違も無之、扨々心地能次第と不堪欽喜候。

上にも殊の外成御悦喜に而、妙々との御意に御座候、唯恨らくは、是を蒸氣船へぶちこみ、山丹滿洲邊を掠略致候時節は、草葉の陰より一見と存候得ば、例の頽齡を嗟嘆致候。乍併此石炭を見候も中々仕合歟とも思ひ直し申候。兄にも早々一見御出懸の由、左も可有之事と致遙想候。此他綠礬石樣の物等も相見候由、追々無盡藏の鎖鑰相開け可申勢ひ、欣幸此事に候。就中長司計より申越候棕種の腐り候一條は、殆ど屏息致候。松公御碑陰之儀に付被仰越候條拜承。此表高貴の御方に文稿草木等の儀探索、御見校の爲に相廻候樣、則半學に申談置候。尚乙關十二編未だ出板無之、文典後篇今便は五部同役迄相禰し申候。此表勢侯(閣老阿部伊勢守)御沒後之形勢、暫時の處は先づ一統當惑之捘悔にて、漠然無膜の體に候處、近來滿書一之計議にも相成候哉。五六日以前牧備侯(閣老牧野備前守)初め乘切り有之、其後も越中島調練場閣老一統見分も有之、江川調練等も八日には若年寄遠藤殿(遠藤但馬守胤統)酒井右京殿(酒井右京亮忠毗)被罷越、總て故態因循之樣子に相見へ申候。京都脇坂殿(京都所司代脇坂淡路守安宅)被召、是等も舊貫に被隨候御儀たるべく、久世殿(閣老久世大和守廣周)は御勝手掛り被蒙候。則小生も御歡び御使罷出候處、傳四郎之内話には、迚も六ヶ敷御時節押通り勤りも致間敷候得共、行く所まではやる積り、御受けも申上たと被申候由、中にも此人氣象も有之哉にも相聞へ申候得共、趣向如何と申儀は未だ所見無之、畢人も彌申勝ち登營拜禮に御決評之段、當月二日評定一

座への被仰出、相違も無之趣に相聞候。即書面等も一見致候。誠らしく相見へ申候。今更驚くには不及とは乍申、段々苦々敷事に相成り申候。此上は顏色形容俺まで逞ましく、古金買に見せ候ても、征夷大將軍と申顏付の男を日本中に尋ね出し、御上壇に居へ置申度候。拙策は是より外には無之候。官吏の妻は已に被下に相成候とか申事にて候。講武場水軍調練も愈表向被仰出に相成申候。有志之者有之候はゞ、御差出之儀御目論見可被成候。乍併有益無益之處いまだ定見は無之候。權六(佐々木 權六)位之者に候へば、何方へ出候ても無益には相成不申候へども、時宜により修行詰之樣に相成候ては、困り物に御坐候。權六罷歸り、涌が如く御對話も可有之候。追々造艦の義も先き行き致候哉如何と懸念に存候。櫓下(本多 修理)も泉邸へ移轉之由、普請も隨分麁末之由に候得共、彼是多費の儀と察入候。最早思ふ通りに相成候得ば、折角精勵所仰に御坐候。調練も早天より相始り候由、何卒退屈の出ぬ先きに仕上げに相成候樣祈居り申候、此地も御中陰中は何とやら寂然にて、調練等も內習而已。今日より鼓聲も漸震ひ申候外、異條無之、一昨夜大雨後、非常の冷氣、何分上作の年柄には無之樣子、此末案じられ申候。外異條も無之、餘期後鴻候。早々頓首。

七月十日

二白、時下御自愛爲國專禱々々。

○安政四年七月廿三日在江戸藩邸
中根參政より先生への答書

本月十一日之華帖拜誦、先以奉恐悅候。隨而珍重。此表令弟益勉勵御安慮可被成候。扨賢兄御出府の義も存外に恰好御決議に相成、欣幸不啻候。何分屆指面唔御待申候。明道館之儀も、役配等夫々轉遷御趣向も有之候處、其處は殘念に候得共、兩全難得、不及是非候。村田も當月一杯には歸北の積り之由、何分錦地之儀は同氏に篤と御示談、一日も早く期待罷

在候。少年輩も御同道御尤と存候。明道館も靜成方、調練は維持有之由、總稽古所の形勢如何と致遠察候。權六も歸北、追々造艦の儀も相決候哉。餘り石で手を詰候樣成論に不相成、英氣不挫程にて手下し相成候樣祈居候。此表講武所海軍の儀も十九日より御開發に相成申候。屹度致候敎授も無之樣子、無覺束次第。乍併猶又篤と探索致度と心懸申候。墨國官吏も愈江戸へ被召呼候事に御決定にて、當月二日評定一座へ被仰出も有之、最早不遠事と相見へ申候。今日は水老公被爲召、御登營有之、御相談歟と思の外、御懇の御上意の上
御手自御差之御脇差御拜領、御内願之通り海防掛り御軍制掛り御免被仰出候由。墨の登城等に付ても、六ヶ敷蛇び隱居を、上手に取除け候事と相見へ申候。唯々面白からぬ事斗。嗚呼〳〵形勢中々不可挽回事と相成申候。何分積於内有志に結び候より外は無之、何分謀主の來着のみ相待居申候。松尾公御行狀御廻し、早速指出申候。此節建碑有無之比例御探索中に有之候。大に簡約詳明に御校查出來、上旨に應じ申候事に御座候。此節は御廟御普請最中にて候。考課文之事御申越、右は其御淨書の上御指出に可相成との事にて、早々御下げに相成候由、平學申候。外史之事御申越、逐々相廻し可申候。キュンストの原書飜刻も出申候。薄葉摺にて、誠に美本、板も見事に有之、價は九拾匁に有之。勢州公（閣老阿部伊勢守）へ御賴の原書、勢公御名にて相廻り有之候得共、致方無之、櫻閣（閣老堀田備中守正睦）へ御直談にて、櫻閣の分にして御取入れ御廻しの御都合に相成候。何卒一日も早くと相待居申候。エーランド一部三百十五匁にて五部相廻り申候。心地能安直にて大慶致候。何か蘭船五隻入津、御注文品夥敷舶載之由、致風聞候。石炭も愈々好品出候由、夢の樣に被思申候。權六愈蒸氣機關奮勵究極不致候半ては相濟不申候。他異條も無之。無程而唔と閣筆申候。時下御自玉所專禱に御坐候。恐々頓首

七月十三日夜　　雪江

景岳老兄

○安政四年八月朔日在藩村田より先生へ送りたる書

愈御安祥御起居奉拜賀候。御出立前何角御多用と御察申上候。昨夜鈞谷に承り候へば、少々御風邪の御様子、別而御出立前之事、御加養專要に奉存候。然ば今夕弊廬へ御枉顧被下候樣申上置候所、折惡敷大分之出水、拙宅門前抔は早や流水の如く罷成候由、只今留守より申遣候。依之今晩は御斷申上候間、左樣思召可被下候。

一、昨夕松執政御呼出一件に付、助句讀師邊まで大に不同心に相成、今朝考課、漸く矢島、毛受、佐々木要之助位にて相始め居申候。何も不見識故、如此是非に迷ひ、笑止千萬、氣之毒の至りに存候。尤此節中青山、富永始養ひ置、彼是辯解致候事に御座候へ共、兎角先入爲主、加之義理不分明して、如此狼敗に及び申候。外申上度事も色々御坐候へども、只今考課中略に申上候。折角御支度被成、無程御出立可被成候。尚近日中期拜眉、可得御意候。以上。

八朔　　村田巳三郎

橋本左内樣

要事御手披

○安政四年八月六日在國の吉田悌藏より江戸出發前の先生へ送りし書

内用親披

口上

彌御安全被成御道中候樣專禱。偖昨日申殘候、若御道中尾藩幷中泉等に御立寄も候はゞ、二賢へ宜御致意奉願候。何所も仝じ今度の一件に付ては、手も足も出申間敷と奉存候。夫に付昨日江戸表より相廻候書付之表、京都幷御三家始向々連案の事を支候一件、是非御家へも相廻候筈、益にはならず共、責て跡の

少しこわり丈は付置度、尤臨機之御所置に至ては、預め期する處にあらず。何分　御之彌增の御立志を御周旋所祈御座候。以上。

八月六日　　　　　蒙叟

景岳賢契

追而水府公は別紙の通り御座候以上

（別紙）

昨日金水府老公御登城有之候に付、定て右の儀御相談にても可有之哉待居候處、左は無之、御短刀御頂戴にて海防掛り御免被成候。御尊案の通り勢州（以下欠損）

○安政四年八月六日在藩笠原良策より先生への書

橋本左内樣　　　　笠原良策

容體書在中

明日は彌御上途の由、冷熱不定の候、御道中千萬御調攝專要奉祈候。半井家奥方別紙の通御容子に付今朝より引越罷在候故、乍殘念不能拜面。呉々門脈之鬱滯無之樣御運動之事、御失念被下間敷。昨日容體書中萬手程に相認、南陽君御勞念無之樣と仕相候得共、實は水藥共消滴不通之事故、此末如何の運びに相成候半無覺束被存候て、大に痛心罷在候。時宜により候ては、昨日の認方にて、後來南陽君に得罪の覺悟に御坐候。一昨夕大岩主一氏にも相賴昨夜致熟談候て、りへり飲等相試候へ共、亦一滴も不納、今朝之脈狀別紙之通りにて偖て忡々の至に御坐候。是等も御含置可被下候。右申上度匆々如斯御坐候。再拜。

八月六日

（別紙）

昨夜大岩、宮永兩氏共會議の上、里歇利飲及び膽礬水含嗽劑相試候處、嗽劑一口にて惡逆甚敷、久敷不鎮。鎮後里歇利飲相用候處、如何樣致し候ても一滴も納り不申、夜半後は半は眠り有之、夜中に米飲二勺斗相納申候。

六日朝。大便藥汁斗相通ず。脈微弱不整甚敷候て、其數は不分明、全身無熱にて面色は反帶微絳色口邊

腫氣は少々減し、口内之痛も稍輕き方、併聊かにても渇水等入口候へば、忽疼痛甚敷、又何にても咽に入候へば、直に起嘔氣申候。午時麩湯三勺納る。雨三日朝間は多佳兆。午後は微熱、且諸症增進致し申候。今日も尚立行して上圊は出來候へ共、上圊脚湯等は今日にては甚被致厭倦候條被察候。是皆疲勞次第に相加候故と奉存候。昨夜一昨夜共、ヒヨシヤ相用候故に、朝間穩に有之やにも相考、今朝もヒヨシヤ六氏浣腸に相加申候。

午後右兩人共相談の上、カミレ丁幾」蒸劑、其上「ラウタ」一擦劑相施申候。其後寒晒團子大豆大のもの十七個首尾能相納り、其後も嘔氣不起、且心下快候由被申候。

右蒸劑殊之外御氣に應じ候由に御坐候。右等外用無敎時は乾角相施申度申合居候。

先刻已來。「カストリセ」之有無、色々反覆評論之上、右等の外用に取懸候事に御坐候。併「ガストリセ」尙相殘り候にもせよ、丸藥煎煉共如何樣いたし候ても、納り不申事故、致し方無之候得共、多分は淨潔に相成居候哉之決評に相成候事に御坐候。

午後浣腸後、大便一行、其後一行は黑色物少々相交候。

六日暮時相認　　笠原良策

○安政四年八月五日先生上京に際し笠原良策より送りし書

笠原良策白

一、半井市川兩君へ御面會の節、宜敷御傳可被下候

一、中根君へ外國より御取寄に相成度藥品類及び棉花綿羊等の目錄差出し置申候。其內棉花は已に被栽候て大樹に相成有之候諸侯方有之、先年何時にても其樹被進度旨

上に直々御應對有之候由、當夏頃島田近江殿より承り申候。此段御側向にて御序に御內調被下度段御傳可被下候。

一、同君へ紅花の種子相願置候。何卒早々御廻し被下度、九月上旬が下種之時節に御坐候。

一、水野玖多御跡より參り可申、此者萬端宜敷相願候。

一、御約束之藩公英ヱキス少々相製申候。御試用可被下候。

八月五日

○唐船中上書付、

○勝麟太郎殿手紙、

右御殘し可被下候。

○安政四年八月九日在藩村田より在江戸の先生へ送りし書

一筆啓上仕候。先以奉恐悅候。隨て愈御安健長途無御恙御旅行被成、千萬大賀之至奉存候。御同伴之手合も定て健に可有之、然し旅中初ての面々又は少年等にて、御世話多き事と御察申上候。御出立後續て好天氣、御都合宜候半と御同悅に奉存候。貴堂君且御令弟樣愈御安全御留守被成、日出度御儀、御安慮可被思召候。次に社中無事罷在候。扨昨八日拙義於御勘定御用席別紙御用書之通被仰付、冥加至極難有仕合奉存候。右に付ては小子分量彌增の大任重載に有之、運動旋轉尤以無覺束恐懼之至に奉存候。只鞠躬盡駑鈍死而後已矣。此一句に覺悟仕御請仕候。如此重命之上は猶以高明御高案御良策は御訓誨被下度、爲國家爲小生本相願候。偖昨日御用席相濟次第、武藝所一件に付番頭掛り監察小子等罷出討論有之、土監察(土屋十郎右衛門)は是迄の手癖にて玉附支合數附等を頻に主張、本軍師列は條理に稍乏敷、楠柏(越藩執政狛山城)は其說敢て不可なるに非ざれ共、遂に表面の事に成り胸裏透徹之意思薄く、甲倒乙起甚時刻を移申候。小子少も口を發不申、只承居候處、楠柏存意申候樣促され候に付、初而開口仕候。其後準發狀之事無用に屬し、玉の事缺可らざるに屬し、番頭輩は折角人を追込、大將始は武藝所へ出て、業の勤惰精粗を

監定すべきに屬し、又二肝等少々異存有之候歟、有司の向ふ所一決し四方の火氣强ければ自ら融解可致樣になり、又寶藏院は兼々人を强てさせる事は否と申居候得共、夫は政事堂よりする事にて、師役には關係せぬ事になり、先此邊は略論定に相成申候。兎角疊上の談になり易く、依て些少の事も論決に及難く、只要する所諸有司始事實上用力者又退屈せず勉々勤めて不倦事肝要之事と奉存候。三軍を畏縮せしむるの全權を握りて、才力の師を擧用する樣に成行候ては、笑止千萬に御坐候。

一、助蒙二人今度御趣意相分候に付出勤仕候。右に付總敎迄委細心底を申上度御聞被下候樣、一昨朝學監迄願出申候。然處今度は容易に御逢に相成候ては、餘り輕卒に相成、國體も不立事に候故、跡々の御所置まで篤と御定算無之候ては、決而御逢無之筈に御坐候。右跡之御所置に付昨夕も釣谷（越藩司計長谷部甚平）小子罷出御評議有之、釣谷は始終五敎官とも退役の事を大に致主張候。五敎官の情態大同小異は有之候得共、畢竟、役義不當の致方と云事は不免、然し小生存意兩少年修行の事最前に御調無之、敎授に御落耳迄にて、直に御發表に相成候一義丈けは、事體に於て御行屆候とは難申、此以後文藝共、其預りの役輩師役に一應の御問合無之御發表に相成候はゞ、決而落着不申は眼前の事、道理に於ても又如此、然れば是はどうしても上の御良策にては無之、其本原如此にして末流に罪人多く成候ては遺憾無之と不可云。然れ共敎官役義不當の罪を悔不申候はゞ、彼又非を遂ぐる者、其罪不可許、若又前非を悔ひ罪を待の意思に參候者は、自首の例に傚ひ役義丈け御免被成候事相當に候半歟。釣谷の說は正しきに似たり。小子存意は本原上に於て上の御失策を惱み申候。是又誣べからず。然れば其非を悔ざる者は退役申付られ、其非を悔自首する者は伺遠慮にて可然哉に奉存候。昨日は數刻御評議、遂に決し不申候。

一、佐々木權六、加賀九郎次郎、小島宗伯先日御物語の通り、夫々御側御用人より、昨八日被仰付候。

一、和蘭文典小島氏拜借相願度旨、眞下（藩醫眞下宗三）を以て申達候。其節先達而河合（藩士河合常之進）三岡（同上三岡友藏）兩人儀は文典被下に相成り、井原司馬助は上納金被仰付候由、小島義は如何相成候哉の旨申出候。此段御側御用人に相伺候はゝ可相分哉とは奉存候得共、是迄御取扱之事に候間重便被仰下度候。尚重便追々可得御意、御吹聽旁要用如此御坐候。謹白。

八月九日　壽（花押）

景岳老兄

左右

（別紙）

八月八日　村田已三郎

其方儀被召出

明道館御用掛り、尤も武藝所の儀も右同樣相心得候樣被仰付候。依之役中御扶持方拾人扶持被下置、御書院番格に被成下、御側役支配に被仰付候。

別紙　御目附より

村田已三郎被召出候に付

御座所幷評定御用日等出勤、御役人部屋へ罷出可申事。

一是迄被下置候御扶持方五人扶持之義は以後不被下候事。

別紙　御側御用人より　村田已三郎

明道館

御用掛り被仰付候に付、幹事局御用向取扱之儀も相心得候樣被仰付候。

○安政四年八月廿三日在藩村田より在江戸先生への書

尚々今便數通相認候に付、肝煎へ被仰渡の大意、其外、武事に付ての書付共は、重便に讓り申候。且又雪江君へも今便は略仕候間、宜御申上可被

下候。以上。

一筆啓上仕候。先以、奉恐悅候。隨て愈御安健御旅行御日積り通り御安着と目出度御義奉存候。御留守御平安重々大賀之至奉存候。御同道諸子及新次(從者朝倉新次)且幸吉等夫々健達可有之、乍憚宜敷御致聲奉願候。又御令弟(綱三郎)樣久々にて今般不圖も御面晤、嘸々御滿悅可有之、千里想像仕候。拙子西遊の第一義於御地御都合上々之御運び、委曲今便雪江君より御垂諭有之、恐悅至極、一先づ安心仕候。此上は於熊藩愈其運びに參候樣、天命の祐助眞以奉祈居候。

其御地も墨將登城候に就ては、都議紛々たる事と奉存候。彼本國へ人數を呼に遣候樣の說も承及申候。定て張武威の下心と相見へ候。責ての事に都下へ人數多く召連れ候事や、且登城之節鹵薄輕易に出立劍銃等はたとへ爲持候共、手筒許位下馬先迄爲持候事は格別、其餘は決而不相成樣屹度御制止有之度事也。墨將登城の上は魯英佛等の諸國も追々可申出、然れば途中鹵薄等迄も直に例と可相成候へば、責て此邊は嚴重之御示し有之、承服に及候樣有之度奉存候。

此節僅に有志輩水野(長崎奉行水野筑後守忠德)大久保(駿府御奉行大久保伊賀守忠寛)岩瀨(監察岩瀨肥後守忠震)之列も皆遠鄉に出居候へば、都下は却て寂莫たる光景眞に可恐可恐。漸く閣宿侯(閣老久世大和守廣周)老練の川路(御勘定奉行川路左衞門尉聖謨)位にては見詰如何可有之哉。新勘定府土岐氏(御勘定奉行土岐丹波守賴旨)は少々氣慨有之由、海軍掛永井氏(御勘定奉行永井玄蕃頭尚志)も有志死義之節は有之人と承申候、龍野侯(閣老脇坂中務大輔安宅)は術略無之唯古風成人物と申程の事。天下の事眞に可概知事。責て應接役は精選有之度事也。定て例の中村出羽(下田奉行)位と奉存候。今般は唯何もかも墨の思ふ存分通りに仕おゝせ申やと、是のみ憂苦之至りに奉存候。所謂我神州世界第一等の國とならずんば却て印度とならんの言、眞に眼前の勢に相迫り申候。美の小原(大垣藩小原仁兵衞)尾の田宮(尾張藩田宮彌太郎)遠の凤板樓(遠州郡代林伊太郎)誰も此節に至候ては異策も有之間敷、如何樣の持論と奉存候。今便柳藩立花壹岐方より書狀遣し、當節天下誠に一變動之機會、此以後數月間小子出府不致候時は、

内外の手間遠に相成候旨頻りに小子出府を催促之紙面に御座候。何卒御面會之節は此邊之處御含被下候て、可然御致聲可被下候。右は老兄御出府之事も承知不致事故尤に御座候。老兄子房の運籌回天の力量御振被下候へば、内外の事於小子些の遺憾無之のみならず、如此顚覆の勢といへ共、又復御支柱之御策略も機に臨變に應じて出來可申、是はこれ爲神州御盡力可被成候。乍然御出立前彼此議論之通り、第一等の御方樣御見識次第に寄候間、義に迫り情に任せて動き候事は至て大切なる事に奉存候。何卒今度の大機會に、急流中の底柱の如き確乎たる御見識、眞に所謂收攬天下之英雄の御心術御開明の程、千萬奉祈居候。偏に願くは此邊の御輔導千万奉祈候。參政始め君側邊にても、老兄御安着、嘸々渴魚の水と一般に可有之大悦想像申候。

此表蒙養局一件先一段落濟候に付、近日大體論講究仕候積に御座候。復齋君(越藩執政本多修理)まで談置申候。此一義定不申候時は名實適當に參差候故、大に事の妨けに相成申候。

「大日本史」の後を繼て「野史」之事先達而山縣氏へ御物語、明道館へ出來致度旨被仰候由、夫に付今度自京都廿兩許の代金に申參候。大分高價に存申候。御地聖堂にて活字版にて數部出來、水府始へも納り候由、直段少しは下低に可有之乎。御勘考被下度。山縣氏へは先づ其旨を申斷り可申奉存候。

此表他相變事無御座候。猶期後鴻候。頓首。

八月廿三日認　　　　慧　堂　拜

景　岳　老　兄

左右

○安政四年八月廿三日前書の別紙なるべしと思はるゝ村田の書

別　紙

一、蒙養局一件旣に御出立前日六日に何れも出勤。翌七日助蒙兩人學監迄、今般之一義去三日總教御

三人御說破にて明白に相分候に付致出勤候。仍而明白に相成候旨趣乍恐總敎迄言上致度旨願達申候。右に付總敎方御逢可有之所、最初より每々に居議を煩し候事故、直樣御逢候ては御輕々敷事に相成不可やと、釣谷(長谷部甚平)申出候也、尤の事と小子も同意にて其旨申達、一應學監を以て詰問可然との議に一決し、偖學監詰問に及候處、兩助蒙申所格別了簡違の事も無之相分候趣に付、十三日於川端(松平主馬)御宅助蒙助敎四人共申所御聞有之候。總敎御三人(元老は引込居候也)小子一人侍坐仕候前德(前は前田萬吉德は徳山唯一)罷出、德申候者、先達而兩少年義御沙汰を以て修行御遣被成候樣被仰出候處、助蒙邊引立に障候義申立候に付、隨分尤之義に存し其節內達申上候。其時分上の被仰付候事柄も至て輕き御事に存し、且敎授よりも內達申上候に付ては、定而何とか被仰出振に御品も付可申と存し罷在候所、綸言如汗上之思召甚堅く、又助蒙邊は頻に申立候に付、彼等申所、不尤の義にも不存候事故取押へ候事も不相成、且又私共元來微力之事故、彼等兩人引入候ては、上の御爲に不相成、又明道館より申達候義少も御聞上無之時は、館中之事態輕く成候樣一偏に存込候所より、不知不覺晴み候て、不斗も不敬の次第にも相成恐入申候。然所去三日助蒙兩人御呼出御理解の義に付、上の思召初て明白に相分り、且又助蒙申上候義も御聞屆被成下候に付、此上頑然罷在候ては、尙以恐入候事に奉存候故、速に出勤候外に何も異存無御座、此上微力ながら、上の思召にすがり精々相勤申候心底の旨申達し、前の云ふ所も同前にて、此度之義は何共恐入と申候。其次に岩奈兩人(岩城外次郎奈良茂登作)申所も大同小異にて、其內奈良申候は、兩生御遣被成候ては不相濟、是非御引留可申心底に罷在候。然る所上の思召を承候へば、小德川流大德敦化の御諭の如く、私共未だ早しと存込候共、上にては今か丁度の時と被思召候は、是又御見詰有之候ての御事に候へば御尤もの事と奉存候。畢竟私共右兩生の事に付、一同

の響き合に相成、館中のお爲に不相成と一途に思ひ込候所よりして、不見識未熟事を經歷不申事故。如此卒忽の次第に相成申候。然る所三日の御說明にて了然相分り候に付、速に出勤仕候旨申出候。此餘少々の問答も御座候へ共、大要右の通り、且又此時は四人合點參り出勤仕候と申存意を被聞候所が趣意に候故、其日は先其通にて退出に及び申候。偖其後卒忽不敬等の事に付ては、何れ伺差出可申哉と存候所、依然沙汰無之、考課中日々登館仕居候故、御慈評を以て又復千高雨監（千本藤左衛門 高田孫左衛門）十八日夕詰問に及、今度の義は內達等差出、卒忽の所より館中のみならず大いに穴の明候所は合點無之哉抔と、不容易論判に及候所、夫にて心付候て四人共伺差出候決心に相成申候。偖々憫笑の至、又存候に學者の恥辱口惜次第に奉存候。明日伺指出候上は遠慮被仰付候筈に御座候。右に付教授（高野半右衛門眞齋と號す）も十八日隱居被仰付、新吾（高野新吾）義は是迄之通句讀師被仰付候。右四人遠慮被仰付候趣意は、

畢竟內願等差出輕率の舉動たる事相分り、恐入候事柄の御裁判に御坐候。先便小子折中の愼說申書中に申上候は不當にて、過見に相成申候。此段御示知可被下候。偖右之一件事に付、館中甚以風波指起り、句讀師迄悉く惣崩れの氣色、可憐々々。小子儼然正議を以て所向挫折に及候所、却て一時は激候樣にも相見へ候へ共、元來客氣に使され、或は恐懼疑惑に出候事故、其波無程收候て、此節は消散の勢に相成申候。何も御懸念被下間敷候。古今人利害に惑ひ候事不珍事に御坐候へ共、偖々口惜次第可恥事に御坐候。依之存候に、近來學者媢嫉冥頑眞に如婦女子、是全く義理の研究乏敷よりして、磊落正大の氣象を失ひ、義理明白可操可守之工夫無之故と存候に付、義理の研究大に可振起と存込、考課後諸會讀一統條約を定め、此頃は會讀の模樣大分宜敷相成申候　且又役輩以上論講會日を七九の日に相立、七の日には總教も出席被致候て、右輪講を被聞候筈に取極め申候。又學論以上

會讀方と致し、習讀生の內成丈人撰候て經史の內専ら會讀講習爲致候心積に御坐候。近來榊幸(榊原幸八)兩三會熟話工夫一新に及び、大に振込宜敷喜申候。明錄(明石錄三郎)も次には安又(安部又三郎)も精々骨折申候。此頃遊學の事申出決心の趣相大分發揮に及候處、此頃遊學の事申出決心の趣相談有之に付、今一應も二應も工夫練熟眞實に出て氣上に流れず候樣、且此機會に擔當委任の力量付候樣にと考居候事に御坐候。愈々慥成樣子に候はゞ東行の運ひに可致哉未可測。遊學の事は近來追々申立候もの不少、氣の振ひ候は隨分惡き事に無之候間、少々つゝにても進歩の地と相成候樣にと考量仕候事に御坐候。偖文武の詰、追而御家中一統へ被仰出候はゝ、館中へ詰候者も增加可致、自然大に手張候勢に相成候はゞ、新隨の中根氏(中根喜三太)伴圭(伴圭左衞門)奥坦(奥村坦藏)山本平太(山本平太郎)岡田準(岡田準介)等の內にて、役輩に被仰付に可相成存意に御坐候。兼て御開置可被下候。尤詰の面々年長輩へは只管會讀を以て解諭候事可然哉に奉存候。會讀の組合に寄候ては、番頭筆頭兵科抔も懸らせ可申積に御坐候。

武藝所一件も次第々々研究仕寄候て、廟堂上丈けは御定論にも相運び候に付、今廿日評定御用後六番頭罷出、南公(狛山城)口述に及び候、大意、稽古日毎日終日の事。初納休日等明道館定の通りの事。冬業夏業の事、課業の事、諸士詰の事、玉の事、準免狀相止候事、支逢數皆勤等にての御褒美相止候事。先斯樣の類御談に相成候所、何れも至極同意にて悉く領掌に相成申候。內外共勢宜敷方にて精々勉勵世話可致樣子に相見へ申候。土監察(土屋十郎右衞門)も舊來の得手大分被外候故、一時は大分失望の樣子に見へ候へ共、是迄骨折候所少々顏立候事も有之候に付、近來は何の樣子も無之、小子抔へも何かと相談申聞候。偖右之通り愈々決定に相成候に付、近々ニ肝煎御呼立相成被仰聞候筈に御坐候。何ても右の趣にてやり付申決心に御坐候。左候へば開館之運に相成候に付、少生愚存に九月十五日

と默決仕候。此日東照宮關ヶ原逆徒御退治終に前古無比の大平を御開き被遊候御當家の大吉日、今般講武所を御開き被遊候も全く妖賊を亡し國家を鎭護し玉ふ眞武の思召にて有之候へば、開館には東照宮太平を御開き被遊候大吉日の御用有之候事御相當の義乎と奉存候。尤右は小子切未た開口には及び不申事に御坐候。

新屋敷外塾飯田捨（飯田捨五郎）堤七太（堤七太夫）之地面百坪斗御揚地に相成、其地に御出來に相決し申候。右塾出來の上、矢島徹之助へ御預けに相成、當人へは二人扶持被下候筈に千釣（千は千本藤左衛門、釣は長谷部甚平）抔談置申候。近來外塾益手張り候に付、矢末頻に手傳増呉候樣申立候へ共、御承知の通り習讀生の內にても彼方へ遣し、間に合候者は却て遣し候事惜むべき事に存候へば、先々精々根氣の續く丈ヤレと斗申聞居申候。實は手傳を所望やかましく申立候方が、生徒の敎育は行屆く分にて可愛次第に御坐候。夫故歲暮には手傳助等へは相應の御取扱有之候て可然、是ゝ釣谷には讀習申候。

習讀生考課十四日迄相濟、不快引にて殘りの者少々有之分は、當月季に試申候。幼儀考課十六日より今二十日迄には相濟申候。何れも大に宜敷出來感心に御坐候。末松（末松久兵衛）矢島（矢島徹之助）田川（田川慶介）等は大塾故、七八歲の小童輩より追々大勢罷出幼儀仕候處、安詳閑雅甚だ可見可愛、其內嚴然不可犯恭敬の心を引起し、所謂天理の節文成もの、如此細微に至て無餘事に御坐候、習讀生考課中にも昨年より詰被仰付候向々大分上進の族も有之候。

松榮院樣御事蹟此間御世話方より尋に預り申候。貴君御持參被成候や、重便被仰下度候。

蝦夷日誌並大谷半平氏の「令義解」は、此表にて所々相尋候所相知れ不申、御承知不被成候哉。

江戸表御書物之內、農業全書、農術鑑正記、幸便御廻し方には相成間敷哉。

算科去十六日、小算野坂貫藏、松田粂太郎、小算格大久保利太夫、小寄合格定右衛門倅吉江文藏、櫻

井庄九郎、紐石崎辰五郎、岩崎市太郎、以上算料局罷出研究致候樣被仰付候。量平（戸川量平）折角骨折人數相增候に付仕事も大分出來申候。航海測量方に大谷源吉可然やに存候に付、近日申立候積に御坐候。

外塾出張の事も十八日被仰出候。

八月二十日認

一昨廿二日蒙養之四人遠慮伺書差出候處、伺之通遠慮被仰付候。眞に吾黨の名折、此道の恥辱、別て御派立の折柄、如斯の次第重々奉恐入候。依之矢懇介（矢島懇介）氏も遠慮伺指出候所不被仰付候。今廿三日御用席に肝煎御呼出に相成、夫々被仰渡候所只夏業の事計少々引懸り、其他は悉く承服に及び、精々御馳走可仕旨御返答申候。拍子流け始終爲指事も不申出、寶藏院は何かと申候。其內隨分尤の事も有之候。其節六番頭土千（土屋十郎右衛門 千本藤左衛門）兩監察小子罷出候。右之通先日より都合三度の御評議にて、悉皆御定論に相成申候。今日は稽古所引渡、且開館式等の事も埓明。此上は開館十日程以前、諸向へ御觸出、其節諸師家へ以御口付被仰渡候へば、相濟筈に御坐候。以上。

○安政四年八月廿四日越藩士皆川平太郎より在江戸横山猶藏への書

一筆啓上仕候。秋冷之氣候に御座候處、先以　上々樣益御機嫌克被遊御座、恐悅至極に奉存候。隨て貴君愈御壯健被成御研學。就中御道中無御滯被成御到府。重疊目出度奉恭賀候。此表御留守にても、皆々樣愈御靑榮被成御入、奉壽上候。次に小子儀全快之段、乍憚御放念可被下候。扨出立之砌は、每々參上仕、殊に存外御馳走に相成、不淺奉多謝候。其後東篁先生も餘り〳〵御安泰にて無成御勤仕候條、是れ又御心易思召被下度候。且又御道中におゐて田宮（尾州藩參政 田宮彌太郎）林（幕府達三代 官林伊太郎）の兩傑へも御出合被成候哉。

定て御面會御得益不淺と奉遠察候。此表御館中も先一段落着申候間、左樣御安心可被下候。此間高野先生隱居被仰付、只今御館中教授無御坐、跡は如何可相成哉。明石君も近來追々御工夫宜敷候間、是又御休意可思召候。扨又御地アメリカの一條、段々御當惑至極、愈御城へ罷出候ては、以後彼に愈盛強に候ては、益御六ヶ敷體勢に相運、最早天下の元氣も落入切り候へば、是迄の處は兎も角も、此度の義は、御當家におゐて君臣共に實に難忍御有樣併御盡力迚も中々〱〱〱容易に御六ヶ敷とは乍存如何なりとも御粉骨被下候て精々の御忠誠偏に希處に御坐候呉々も御盡心奉希上候右は爲其早速ながら貴君切に內狀指上申候間、事の後れざる內に御盡力奉希上候。此度の內狀は桑山初何方へ少も〱爲御知被下間敷候。尚期ニ重便之時ニ候。恐惶謹言、

八月廿四日　皆川平太郎

横山猶藏樣

人々御申上

追て時氣兎角〱御保養本壽祈候。當地御身の費用御坐候はゞ、御申越可被下候。猶又今般の義、公邊の御處置、且は　御當家御盡力の次第極內々にて、小子切に御承知之程、委細御申越可被下候。奉希候。先は荒々餘は期重便候、以上。御他言御禁止申上候。

○安政四年八月廿五日尾張藩參政田宮彌太郎より在江戸邸の先生へ送りたる書

肅呈。秋冷相成候處、今般御道中無御故障御旅行、彌御清寧御鞍に可有御坐目出度奉存候。偖過日は態々御貴臨被下候處、公務にて緩々之拜晤不相叶、草々拜別遺憾不淺奉存候。御着府後府下諸般の光景如何之爲體に御坐候哉。

社稷生靈の爲甚心苦敷不堪痛憂候。尤當節の形勢一と通り外貌丈け之義は、此方へも傳播致し候へ共、

内實の情僞は一向相聞得兼、別て寡君に於ても不安意被在候。就ては御多繁之御中、御筆勞には可有御坐候へ共、御内承の體勢も御坐候へば、窃に御洩し被下候義は相叶申間敷や、今日は幸ひ幸便も御坐候に付、此段及御文通申候。紛擾中執筆、別而亂書の義御高恕相願申候。頓首。

尙々不順の氣候御自玉所祈御坐候。以上。

八月二十五日　彌太郎

左内様

御親展

○安政四年八月廿五日在江戸邸司計石原甚十郎より先生へ送りたる書

昨夜も難有奉謝候。愈御快復御坐候哉伺度候。今日鹿兒島屋敷へ御越之由、何事歟御承知被成候哉、今朝も聊にても、御耳に入候樣御沙汰御坐候間、時宜に寄罷出伺候上、内言上の心組に御坐候、右被仰下度、爲其、早々以上。

八月廿五日　愛軒拜

景岳賢兄

御直披

○安政四年八月廿六日平岡圓四郎より在江戸先生へ送りたる書

倍御萬祥奉欣抃候。偖昨日は始て得貴顏候處、舊知已之如、誠に以て大慶不過之候。其節相願候趣定て被仰上と相謝仕候。其後一條御摸樣如何と苦心罷在候。今日拜晤希度參上の處御不在、折返し又候參昇仕度候所、外無據來人在宿待受候。貴兄若し御淸暇御座候はゞ今夕御光臨被下間敷哉、此段得貴意申度如此に御座候。摘要。頓首拜具。

仲秋廿六日　平岡圓四郎

橋本左内樣

○安政四年八月廿六日在江戸先生より在國村田へ送られたる書

丁巳八月廿六日學校事件、

學校役輩へも宜、何へも無音失敬之段可被仰傳候樣奉仰候。

別紙此表之景況一々申述候。今日も一橋邸迄密用に付罷越候故、同志諸君へは何へも無音仕候。宜御傳可被下候。以上。

逐日秋冷相催候處、先以上々樣益御機嫌克被遊、御座奉恐悦候。隨て愈御清安被成御勤、殊に去る初八結構被、仰蒙、重疊奉拜賀候、乍去逐々不容易御重任御苦勞至極に奉存候。何分當今臣子の責、鞠躬竭力の外は無之義御同意至極、小拙抔乍駑鈍此四字丈は精々服膺仕居候。季に小拙幷五生（横山猶藏、堤五市郎、三岡友藏、齋藤喜作、溝口辰五郎）何も健飯健步東着仕候。道中も都合宜、川々も隨分高水に候得共、一日も逗留不致、路次も處々崩壞は御座候得共、此亦間道等出來有之、日積之通、去廿日無障到着仕、此節は銘々修行筋之義、折角相談相始申候。

一、武場一件御論之趣御尤に奉存候。何分諸有司所向一致第一にて、次には大將始銘々勸勵し申事肝要、所要二肝抔些少異論位は隨分鎮定之術も可有之筈に御座候。何分事業上得力少きと一衆二慢三体と申樣なる意味にて、初頭の勢猛にして後の所當緩怠なるには辟易に御座候。何分此邊には篤と御注意被下、兎角永久持重第一に御講究御座候樣奉祈居候。此表に於ても格別御心配も被爲在候間、吳々緩慢ならざる樣、千萬御周旋可被下候。

一、文典之義は河合、三岡兩人は蝦夷日誌圖誌指出候に付、其代として被下置候義に御座候。以來原書學被仰付候共、別段原書被下候には及不申候。何分當人より願出買求候樣御指圖可被下候。且文典後編一冊、三岡友藏へ借置候得共、此は一部は御藏本に致置可然存捺置候處、全人より願出候に付暫拜借相

許候事に御座候。既に東行之節舍弟外三郎を以て上納致候筈に御座候。此後原書相始候者も逐々數多可相成、左すれば一々與給は難致候間、是非々々銘々上納金にて御下知相願可申事に奉存候。

一、助蒙養師兩人申出候趣致承知候。右に付貴兄鈞谷御論判之趣委曲拜承。何も御尤、殊に鈞谷之申處劃切分明實に快論に御坐候得共、如仰本原上に於ての一事は一寸遺憾と奉存候。乍去此本原上に於ての義も教官其職に當り不申處よりの事に候へば、此亦罪の由は在彼義に御坐候。併し只今に相成此等申張候は必竟兒鬪の如く取に不足論に可陷奉存候。何分自分非を悔、意を改むる念なき者は、其罪不輕候へば、其人丈は退役可然　其外は何の上遠慮も可宜哉に奉存候。教授も重々の仕落に候へば、今度の機を失せず何とか免職の趣向に相成候樣願度奉存候。且又所犯同罪にて所責科を異に致し、公案難立候はゞ、何分一同退役被仰付、其後改過之者丈歸役に相成候も可然哉。何分此等の處正大になくては、却て國家典型之虧闕とも可相成奉存候。呉々御明斷可被下候。

一、書籍の義此表にても逐々入用御坐候に付、數種御買上に致候。次便追々目錄御廻達可申上候。當年之處は其表にては成丈書籍御買上無之樣致度奉存候。若又指支候品も御坐候はゞ此表へ被仰下候樣致度奉存候。

一、山口定て佳便待居候義と奉存候。乍去當時之勢中々彼は罷出候とて益に不相成とも不被存候。併し其中恰好之事も有之候はゞ、東行促し遣可申候。若又其表にて格別御入用無之候はゝ、隨分東游も可然、御國元之手を欠き可參程の見込は未た無之候。以上。

八月廿六日　　左　内

巳　三　郎　樣

着後繁務晝夜無間斷、加之五生陸續質問講究瞬間も間時なく候。實に近來怠惰之病を一洗可致、大樂に御坐候。且始て駑鈍繁劇に不堪事合點行、折々仰然浩嘆仕候。併し萬一緩急之事有之候はゝ隨分只今位の任は擔當致し候ても不辱積に御

坐候。

○安政四年八月廿八日平岡圓四郎より先生へ送りし書

徃日は御枉駕段々御示教被成下不堪感荷候。偖御約之通り後宮御模樣も相分り、今夕も御光臨被下候哉相伺申候。彌御枉駕に候はゞ何時にても御早き方に相願度候。近親中無餘儀急用出來、今夕黄昏より夜に掛け先方へ相越候間、御都合御宜敷候はゞ夕七つ時前にも相願度、自由が間敷、甚恐入候得共御含迄、此段拜陳仕候。摘要。頓首謹言。

八月二十八日　當賀

橋本盟兄

○安政四年九月朔日江戸藩邸にて先生より中根參政へ送りし書

別紙二枚御序可然御取扱奉願上候。且又此間中箕作よりバススル風雨針、雨眼鏡等五六種御買上相成候樣願出候間、此品御承知置奉願候。右バススルの儀は今度幸八（越藩士榊原幸八）横濱へ罷越候頃、理右（越藩士町人家村田理右衛門）並彌三郎（鐵砲師大野彌三郎）彌三郎商店も一覽仕度、且大砲金位物直しの御用も有之、旁願出候由同道にて、爲越候はゞ可然哉に奉存候。尚御良考可被成下候。以上。

九月朔日　鄂

雪江君

○安政四年九月朔日江戸にて柳川藩執政立花壹岐より先生への書

（越藩主慶永公へ建白依賴の文なり）

立花壹岐

贅言

乍恐　尊藩　君公樣御賢名之儀者、十年已前初而心肝に相誦候てより以來、御云爲時々奉傳承不堪感仰、

鄙劣之淺見聊服意無之處より不能止終に狂妄超越之罪を忘れ、古人獻芹の野情に倣、左に二事端緒奉敬白候。

一、今般墨夷之官吏登　城一事にても誠に至重の御大事にて、戰期相迫候樣に御座候處、況んや夷情內援、諸夷通約、初手既に墨夷開之、和親相整、十八ヶ月之期限に及び、國書進達之時に迫り候に付、先々月下旬別段墨船下田へ來、在留之官吏へ一面、登城之由を聞、僅三日にして速に出帆。此船や定て此由を英佛魯夷に通じたるにて候はん、引續此三夷來朝、勝手之盟約可申立、兵端眼前に有之候得共、今日に至迄、廟堂依然たる舊習、一定之御嚴命無之、諸藩君心各異、人心如麻、如何して防戰出來可申哉、當時の形勢は誠に風前の燈、朝草の露、微風起れは露落ち燈消ゆるが如きの御危難之御場合と奉恐察、小臣無用之案勞、寢食共に安不申候得共、幸に無ㇾ右之、明君に被爲在候得者、轉ㇾ禍爲ㇾ福之、御處置も候はんと止筆仕候。

一、萬一戰患五年の後に相發候とも、又其害擧て不可言、近年諸藩震火風烈水潮之災害、昇平之花奢並に海防軍備の命種々之、御手傳等、其費用莫大に候得共、天變なり、公務なり、不得止して其勢民に不能不取、右費用の出所は民間に有之、此民病自然と恐ㇾ上申候。乘ㇾ之夷賊等和親利潤を與へ、天授敎を以て人心を取候はゞ、是を恨て彼に懷き候勢は沛然として不能禦、加之飢饉を以せは壤亂玆に極り可申、其形容累卵よりも猶危奉察、微臣非分之憂苦日色達見仕候得共、亦幸に無上之、賢侯に被爲在候得者、是を被治候御趣向も候はんと絕毫仕候。

右之兩條萬一無用の贅言、却て可奉煩、上聞とも不被思召候はゞ、御序の刻被達、上聽候樣仕度、愚劣平生の宿志に御座候。頓首。

九月朔日　立花壹岐

橋本左內樣

○安政四年九月四日江戸に於て柳川藩執政立花より先生への書

未タ不得拜顔、打付如何に候得共、初而一書拜啓仕候。先以彌御勇健、先月中旬頃御道中無御滯被成御着府候由承り、大慶之至に奉存候。御出府の儀は疾より承及御待申上居候に付、御着府の上は早速にも拜眉當兩五月中、村田君肥後且郡藩へ御遊歴の御内慮等、何分相整候哉、是等專ら拜聞仕度參上の含に罷在候處、先日横山氏に掛御目候節、どうか近々、爰許へ御來訪も被下候由に付、御待申上居候處、昨日は曲と遠方へ罷越、右留守中へ御出の由、歸宅の上承り誠に殘念の至、且は遠路御足勞芳意恐縮の仕合に奉存候。此後近々の内無御差支は登龍拜接仕度、幾日何時頃より何時頃迄の間に罷出候はゞ、御手透と申事相伺度、若又尊館の御時情により登龍候義御差支も御座候て、御光駕も被下候思召に候はゞ、幾日何時頃より何時頃迄の内に御出被下と申事、御報知被下候はゞ必ず繰合御待申上居候樣に可仕候條、右兩樣の内乍御面倒、否哉貴報に承り度、奉冀上候。猶心事萬緒拜顔の上と、右要旨而已草略如是御座候。恐惶謹言。

九月四日　　立花壹岐

親雄（花押）

橋本左内樣

參人々御中

尙々時下不順の季候隨時御自重御專要奉存候。折節取紛罷在、拙毫亂書失敬の段、何分御海恕賜り度奉存候。以上。

○安政四年九月五日在江戸先生の書翰草稿

（柳川藩立花執政への返書草稿なるべし）

昨日は縷々御懇書被成下三四拜誦仕候。如高論時下秋冷の候御座候處、先以御勇健被成御奉職奉恭賀候。

然ば過日國元より申參り候儀も有之、且は兼々尊顔を得心緒吐露仕度奉存居候に付、不顧唐突伺候仕候處、其節御不在にて不得拜鳳、殘念の至に奉存候。右に付段々不容易御挨拶被仰下、却て不堪背汗次第に御座候。偖種々御話被成度譯柄も御座候に付、御枉駕可被下哉、又は小拙より拜謁可致哉の御訊問、御紙表の趣逐一拜承申候。小拙義は公私内外の事務冗劇に御座候上、他藩往來候者も有之、態々御屈訪下され候ても時宜により御閑話も難申上、却て不都合に存候間、近頃御迷惑には奉存候へ共、明後七日夕八ッ時過より、罷出申度奉存候。御指支も有御坐間敷哉如何奉伺上候。且又乍憚御心易御交被下候樣願度候に付、緒端渾て御隔意なく御云爲の程奉希候愚衷に御座候間、自然七日夕御指支に御坐候へば、八日夕にても九日夕にても御隨意に御指圖被下、聊かも不苦候。但晝前の内は役用御坐候故、御緩話申上候儀一寸難叶候間、此處御領承被下候へば、明日已後は何等の日にても罷出可申上候。右貴酬旁貴旨伺候爲、草々如此に御坐候。頓首九拜。

○安政四年九月六日越藩用人天方五郎左衛門より先生への達書

以手紙申達候。昨日申達置候御自分御小屋之儀、御繰合御都合に寄、當分御家老中交代御小屋御渡被成候間左樣可被相心得候。且又明日於鼠山調練有之、御覽に被爲入、其節御自分被召連候間、可被罷出候。以上。

九月六日　天方五郎左衛門

橋本左内樣

追而着服之儀者、伊賀袴、野羽織着用可有之候、以上。

○安政四年九月九日在藩村田より在江戸先生への書

貴書拜見仕候。先以

奉恐悦候。隨而愈御安健御道中無御恙御日積の通り御安着被成萬々奉賀候。川々も高水の所御逗留無之、其他御道中御都合も宜敷、五生幷御從者共健足に有之候由、旁以御同悦奉存候。御令弟樣にも愈御堅勝御入之由、今般御面接被成、御大悦の程想像仕候。今便御狀被下辱奉謝候。御答書認候間も無之に付、此度は失禮仕候間、宜樣御鶴聲可被下候。御留守黃堂君御始御安全御入被成、重々奉大賀候。次に舘中諸士依舊。僭先日蒙養局御裁處に付人心肅然。僭又去月廿六日何も遠慮御免被成候に付、爾後追々出勤仕候所、前德翟（前田萬吉德山唯一）坦懷平心疑惑も無之樣子にて相勤申候。執政邊會讀輪講等の節、無怠慢御出席。七日杯は大に議論有之候。○蒙養局之事委曲被仰下御尤至極、是は先書既に申上候へば御再答不仕候。○文典の事承知仕候。○今度諸家中文武詰被仰付候に付ては、「武道初心集」「迪彝編」五部づつ好便次第御廻し被下候樣奉頼候。書籍の事當年は此表にては成丈御買上げに不相成樣被仰下候故、乍早速右御面倒御托申上候。右御安着御歡、且一二號申上候。餘は別紙に委細申上候。謹白。

重陽　　　氏壽拜

景岳老兄

二白。復君（本多修理）釣谷（長谷部甚平）學校諸子へ御傳書の趣。夫々申達候處、尙又宜申上候樣囑有之候。中參政伊藤氏（伊藤友四郎）も吳々宜申上候樣申出候。中參政君へも今便呈書仕度心底に御坐候所、認め候間無之失禮仕候間、宜樣御傳言可被下候。以上。

○安政四年九月九日在藩長谷部甚平より在江戸先生への書

一書拜啓。先以奉、恐悅候。隨而無御滯御安着、仍舊內外御精配無御寸暇由、吳々好時節の御出府に候ひしと、致欽躰候。村田へ御加書辱謝。御書中の趣共一々拜聽。名實の御確論、允當實に爲人息者汗

背如流思をなし申候。傾危如此時勢に當り裂眥握拳慷慨有餘候共、國體挽回の處置何無所見しては死有餘罪と存候。有司中の有志輩は彌崎陽行留守に候哉。何卒一世の人傑を集め一國の是論を極め申度、不日發謍の期に逼り可申、其以前に可なり御覺悟も相立候程に奉專禱候。何分百方御竭力の御左右致企望候。此表景況村田より委細は御承知と〻、令略候。講武場も當十五日開館相決し、夫々詰日等相極御觸出申候。隨分と都合能、御案し被成間敷候。偖轉宅伺濟前に、鷹冷シ場新宅の用意相促し、毛利舊宅を彼處へ移し、代りには御本丸御小座敷廊下を引き、本館流石邊より洋學所側迄取付け二十七疊敷に相成、大抵毛利舊宅代りは相辨し可申、追々詰も相增、御間所逼迫、來年は是非一宇建立無之ては不成と心組致候。愛軒(石原甚十郎)病發より仕懸模樣有之に付、此節と相成兩婦人に剛欲被責付、殆難澁至極、所詮二役兼勤にては、たまり兼候に付司計の方辭職內願差出候趣申越候。折角貴兄を攻付候由申越候。如何の見當乎解し兼候。勿論諸家の振合に超へ、萬事御手輕の御都合に相成候も、彼兩婦へ取入候故に候へば、御爲筋に於て敢て佞諛と申に無之は分明に候へ共、司計局手先出納吝嗇而己の損にては、おぞげ立てて兩婦何か申出候はねばよいがと申居候處へ、役儀に對し何かと申出がたく、其上執參邊より押切て分數の心配等必有之間敷、例の打も舞も獨斷兩役故、引がたり同樣に當り、彼是嫌疑不面白處より、如此心持に相成候哉と心附候。たとへ愛軒一役辭し候共、彼兩婦共御點心相止候事は出來申間敷、萬一其邊の事に御察被下候はゝ、參政御談の御手許取扱の名目にても出來、御時節柄相應の被下金にても有之ては如何。宜敷御含御周旋可被下候。存外彼男迯迎俗見相交り候事有之、此節の御時勢に當り、是式の小事に局々不相濟事に候。

鈴木小三郎胎毒內攻狀之由にて、全身腫脹、大岩笠原精配致候へ共、今に腫氣退兼、心痛致候。萬々口惜敷事に候へ共、今更老婆情無益之口說は闕如、兼

て宜御含置可被下候。東篁（吉田悌藏）馳付候へ共取鎮め置申候。

二文字屋語學原始一向賣れ兼、餘り御本と賣代と指引相立一仕切致候。其表山城店の引合如何にや。定てむまい事は有之間敷候。

書餘取込要旨まで如此に御坐候。不宣。

重陽　修溪

景岳賢兄

々尚時氣御自重專禱、御健歩に付一段御丈夫の山、南陽より傳聲奉賀候。此表御留守無御別條御安意可被成候。尚隨身貴用可被仰越候。以上。

○安政四年九月八日九日在藩村田より在府先生への書

九月八日朝、助教訓導師立合、左之通申渡す。御用掛りは御用日に付立合不申候。

今度御家中學問の詰被仰付候に付、新規罷出候者は一旦西局へ被入候に付、右西局詰の面々、專致世話可申事

本多源四郎

山縣右近

梅原幸八

右同斷、但素讀局是迄の通兼勤に付兩人にて壹人分相勤候筈

富永左源太

青山小三郎

今度三百石以下學問詰被仰付候に付、應接方相勤可申事

安陪又三郎

小宮山傳太郎

應接方心得左之通

一二十歳以下の面々、當時外塾或は外塾の趣被仰付候方へ不罷越面々罷出候はゞ、四塾の方へ罷越候事。

但二十歳以上にても、當時外塾又は外塾之趣被仰付候方へ罷越居候者は、只今迄の通たる

へき事。
一、學業の次第相調附讀致し度向きは、たとへ二十歳以上にても、外塾へ罷越候事。
一、二十歳以上にて今度登館之面々は、都て西局へ罷出、素讀會讀等可致事。
一、素讀會讀之義は助教並西局詰之役輩へ可承調事。

〆

一、右に云ふ西局とは只今の算科洋書科等の諸局を指申候。算科洋書科は此局北の方に於て、各十疊間一間づゝ相渡し、其餘は悉く今度新入之會讀素讀所に致し申候。此局右の在員にて引請、且又兩蒙養講釋會讀の外、重もに此局「隱然都講の意を寓し申候」の世話致し候定に御坐候。習讀所は矢島(矢島恕介)毛受(毛受鹿之助)素讀所は助蒙に兩句讀替る〲受持せ申候。
○去月末、今度大勢詰被仰付候に付、豫め心得可有之爲、學論以上へ御內移り申聞候處、役輩增員を始として申立御坐候得共、取揚不申及說破候處、合點參り、在來の役輩定詰同樣相勤させ可申と申所へ運び候て、追々前文の役割等に相成申候。
○今度御觸にも被仰出候事故、以來は筆頭番頭を始、諸有司の歷々にも、夜分の會頭位は爲持候て、可然事勿論に御座候。然し晝の間には先づあひ兼候事故、少々は役輩增員不致候半ては不相成と、豫謀仕候事に御座候、夫に付中根喜三太、奧村坦藏、伴圭左、山本平太郎之列可然哉と奉存候。然し坦藏之外は皆指支候人にて、少し六つか敷哉にも奉存候得共、外に可然人物存じ付不申、人才乏敷殘念に御座候。岩城(岩城外次郎)も役御免之儀は相違置候事に御坐候間、選擧の人物と、此儀は御心得置可被下候。
○武藝所相始候に付、御觸之趣、且又先日師役共へ御渡之御書付寫、別紙の通御承知可被下候、
○去月中より當月初迄諸番頭の講究兩度、肝煎一度、肝煎諸師役一度、於御用席講究有之候。且又、古老の面々えは師役より御趣意相達候樣被仰渡、若手詰の面々えは、諸番頭を以御趣意申渡、且次手に大に切瑳有之候。何れも御用掛出席仕候。詰連中九の日

會讀等も、以後は御用寄同樣闕席不相成樣申渡有之候。

○御家流砲術所、大きなる物が立ながら、彈丸の失る事を厭ひて、放發有之間敷やと歴々案し居候處、只今では却て明き日少く、出精候者が十分に稽古出來間敷哉と申出し候。一笑の至に御座候

○此御場所にては、御家流のみにて、古流用ひ不申筈に被仰出候處、誰一人も頭取の內より彼是不申出、是又最前被仰付前は、やかましく成可申、如何と案じ候者も御座候處、甚平穩可笑事也。

○武藝所通用門は北門一方に仕候。且又稽古場爐も先達而は明け可被下旨被仰渡候得共、火の元〆りの爲相止候樣、御目附より申通候處、六日稽古場御引渡し相成、鍔淵(擊劍師範役)抔卒爾に爐切掛け、甚不都合之事に御座候。

○諸師役息込も宜敷趣、鎌倉抔も稽古引立方是迄とは流義相替り候樣子也。委細は追々に申上候也。此上は大將始掛りの面々、此事に主一無適に成てもみ立候處が第一にて、策や術は第二等に落申候

○南大夫(執政伯山城)先日より大に心配、尤物前左も可有之筈には御座候得共、此事には一筋に氣を掛られ、萬事都合宜敷御座候、夫に講究抔も切々の事故、後ほど手に入、頗る申渡の方もはつきりと致し、番頭邊も稱し申候

○土監(監察土屋十郎左衛門)折々理屈張樣なる事申出し、可笑御座候。

○近來兵科にて行軍試、兵糧炊出し試等申出、追々大催しに相成、大組の三組斗も出候事に相成、執政、新教師、番頭、筆頭邊も出申候。明後十日當り試に御坐候。夫に付兵科と筆頭邊と論出來、林藤(林藤五郎)千彌(千本彌三郎)之輩と、市乙(市村乙助)每度取合候處、一轉して大御番調練稽古殊の外烈敷事に相成、當年中には不殘精密法仕上げ可申との勢に相成申候。何分明年御歸國迄には、一洗活潑々地にも可相成氣込に御座候。

○市乙武掛りの事、開館前、事の未決中口々に相成

候ても如何。依て延引に相成申候。然し此人武の世話爲致候はゞ可然事に御座候得共、近日席を御上げ被下候御內評も有之事故、其節掛り被仰付候て可然との事申達置候、南大夫君よりも此段可申上旨囑せられ候。

○算科局追々定則出來、不遠內開局に可及に付、以來心掛度面々、勝手次第罷出修行可致旨、御觸指出し申候。

○原書馬書御側御用人に指出、今後相廻筈に御座候間、左樣思召可被下候。是は飜譯の思召に可有之、市川（市川齋宮）へ被仰付候哉、他え御託に候哉。市川分離研究は如何。等閑の樣子にも御座候はゞ此表へ御遣し、兵科の面々附屬騎兵隊の事、大に研究爲致候ては如何。來春は駒も出來候事、大抵半分は家に育て、半分は野子に仕立可試抔の事も、勝木（勘定奉行勝木十藏）抔と申合候事に御座候。併今少し原法相開け候はゞ、育て方に付簡要の義も可有之奉存候得共、去迚原書の用なきものは如何せん。「市川の事をさす」。此邊御考可被下候。

○原書御地は益開け候勢に候哉如何。つまる所は洋學の徒も下地出來候上は、都會へ出候事可然奉存候。併當人の志に可有之、洋學生徒隨分出精に候得共、用に立程に參候事は如何。誰の顏もマンゴリとしたものに御座候。安又（安階又三郎）御出立前洋學ヤリタイと申候得共、此節は役輩事欠きに相成に付、頓着に難及御座候。同人も以後何の事も不申出候。山口金次の事承知仕候。今少し貴兄御間に合候者ならば、却て東行も可然候得共、其見込は無之、此表に指置候へば、素讀所抔の用に立候事故、先當分は此儘に致置申候。

○先達而大體論の殘り近日有之筈に御座候。畢竟、此度は無理に責立候も埒の明ぬ事故、兩蒙邊も相當の職掌を被仰付候が却て可然事故、官制等を置替候て、成丈けは名實正敷被成度との事也。此決心を以て無理强にせず、成丈合點の行樣に被成候。總教「是より以上八日夜認、以下九日朝認也」一方の御了簡に

御座候。明道館文武役輩の圖、此間總教迄指出、議定に付今便指上、伺に可相成筈に御座候處、少々差支出來及延引申候。併今の助教役都講の名目に御替被成候はゞ可然との義は、既に此表にては決評に付、文官斗の圖認指上申候、御熟覽可被下候。右は乍少々官制の變り、孰れ、　御聽に達し可申、且大體に關係候事故、能々御勘考可被下候。今又三助教都講に相成候時は、講釋會讀等を專務とし、學徒を導き可申也。圖の通り訓導蒙養は同列に候故、都講にて學中の事を都る事は不致也。都講は任も卑からずして職務は簡易に御座候故、兩蒙邊には相當にも可有哉と奉存候。右に付矢恕（矢島恕介）も同樣と云は如何にも可被思召候得共、此人壹人助教に殘り候ては、實以不安趣每々內話も有之、且又學中の衆務を引請候ては、彌增病氣にも相障り候事眼前に候故、先づ當人の存意に任候事可然奉存候。猶又御良考可被下候。

○安政四年九月九日在國三岡石五郎（子晉由利公正）より在府先生への書

一筆啓上仕候。秋冷之節に御座候處、先以上々樣益御機嫌能被遊御座奉恐悅候。隨而先達而御道中無御恙去月廿日被成着府候條、重疊の御儀、奉拜賀候。扨舍弟（三岡友藏）義萬々御厄介に相成、厚奉厚謝候。尙御引廻宜奉願上候。

一、此度下曾根より御願申上候に付、御人數御差出被成、於鼠山調練の御催有之由承り候に付、相勘考候處、廟算更に相當り不申、何等の御趣意に候哉、小拙共甚不心服に御座候。御良考の上否御申越可被下候。小子の存詰候儀は、當節の所置、進而取と居而守との二つより外無之と申內、孟子告文公たる守は。御家樣にては不相當。就ては玄德加〻蜀而漢室を起復し、大義を天下に示すの義に無之候ては不叶義と存

候。然る處當節御人數御差出調練有之候樣の輕薄の儀有之候てよ、先年來の
御體裁相建不申、且年來の
御德義にて　御名譽四方に轟き仰望致居候義を、宛然と掌中を御顯し被成候ては、如何程の御手後に相成可申哉難斗存候得ば、一日も心中不穩、一足も早く其表へ走付申度樣の心底に御座候。何分今と相成候ては、　御家にては天下各國の比判不拘唯木石の如く被爲在、折角結綱の御工夫にて、日本國中四五輩の魁長感服爲致、當時　幕府の姿は打捨置候はゞ、明は益明に、暗は彌暗に、極々落入可申、左候はゞ四方豪傑如沸に相成、天下不穩の勢に相運可申、右樣相成候節容易に御動不被成、極々の大病に相成候節、誓を立、豪傑の望に應じ候はゞ、天下如在掌中事にて、所謂英雄の心を攬者と可申上義に御座候。右樣定算相建候得ば、再起復の義は唯今の時にて一日も相後れ候ては不相成義に候間、何卒御良考被下候樣奉希上候。此段靱負殿へも申上候得共、少々の事にて御合點參り申間敷候間、心事可然御辨解可被下候。右一條相欠候時は今日の作爲萬事無益と相成可申、殘念無此上事に御座候。呉々も宜奉願候。外に申上度義種々有之候得共、明十日兵科局調練試驗相催候處、百餘の人數にも相成。彼是多用、且書狀數通にて手間取候故、余は重便に讓り申候。早々如此に御座候。恐惶謹言。

九月九日　　三岡石五郎

橋本左內樣

二白、時候折角御愛養被成御勤仕被成候樣專一奉存候。定て何角御多用にて御座可有奉遠察候。此度兵科局の催は、余程卒然の義にて有之候得共、舊弊大分相外し、手頭始鐵砲面桶自分持參に御座候。是等の義毎度相催候はゞ、少々の益には相成可申哉と大樂罷在候。取込早々。以上。

（別紙）

別紙得御意候。此度鼠山の御人數御差出に就ては、三つの大害有之候。第一先年　御建白有之候、御

體裁相建不申、第二四方の望を御失被成、第三定府抔の腰脱を御門外へ御差出被成、御外聞に拘り候ては、御國表一統不穩、且調練抔御國表え、御掛合も無之御改正抔有之候時は、最早小子共骨折候甲斐は無之樣相成可申候間、若未に不相濟義に候はゞ、譬へ當日に當り候とも、何卒御延引にて御沙汰止に相成候樣、御配慮可被下候。右兵科局より上疏致度存居候處、彼是手後致し、飛脚前一擧に指出候共、返而此表の詮議御定り申間敷存候間、先延引に致候事に御座候。左樣御承知被下度候。早々頓首。

○安政四年九月九日在國吉田悌藏より在府先生への書

一書拜呈、秋冷次第相募候處、先以上々樣益御機嫌克被遊御坐奉恐悅候。隨て愈御勇健被成御精勤、就中今般御道中無御滯御着府の段拜承、萬々目出度奉賀祝候。次に野生不相替徂假御安意可被下候。偖先月十四日愈達案も知郡御召出にて御渡に相成候由、大家の傾る一繩の繋く所に非と奉恐入候。夫に付列藩色々御寄合も御坐候て、御地も何となく不穩樣に承申候。御出立前申殘置候事一筆三圖へ相托申候通り、トント何事無之ては實に由なき事と奉存候樣の事にて、餘り御案申上、一箇相立候所、遇隨[redacted]の復古を以拜見致候へば、隨分宜卦面に候へ共、時體を以相伺候へば、甚御六ヶ敷、無謂に御仕向に御隨順かとも奉存候。何分只今に至り、萬人力にても挽回の方は御六か敷事らしく、夫に付何ぞ御奇計も可有之、度外人ながらも天下の一大變事、案勞此事に御座候。定て御立前御咄し通り、四方倚賴仕候者は、外に賴無之故にて、夫に應じ候事は、誠に六か敷、第一御擔當の御意氣込は如何、天下人心を御總被遊候も、御離被遊候も、御一心の上にて、此時より切なる事も無御坐候。何分重鴻御樣子爲御開所希に御座候。

是に付て純君有之候はゞと存出し申候。此表講武所も近々被仰出も有之樣子に候へ共、第一の御地の形勢にては、行末如何懸念の至。村田子至極健勤候由承り候斗にて、當人も甚だ閑散由にて面會も不致、實に大任と察入事に御座候。

御地內裏の樣子見ず共分る事ながら、聊爲御聞奉賴上候。鈴木小三郎どの近來爾々無之困入候事に御坐候。餘り純君之家へ色々災難相集り歎息より外無之、何分早速全快を相祈事に御坐候。委細は笠原子より半井へ申越候樣相賴申候。橫山初め皆に宜御傳達奉願上候。先右申上度、早々不備。

九月九日　　吉田悌藏

橋本左內樣

机下

○安政四年九月十日平岡圓四郎より在府の先生への答書

薰沐拜誦、從是は御疎遠背本懷候。先以益御萬祥奉大賀候。偖一條御斡旋被成下候趣、不堪感銘、千萬奉拜謝候。尊命の如く明朝拜參可仕候處、愚妻儀今曉安產男子出生、母子共先づ丈夫には候得共、一體初產の上、來月又は十一月出產と心得候處、右の仕合、無人甚取込罷在、一寸拜參も實以指支、且つは產穢引中にも相成候間、何分にも明朝昇堂御容赦相願度候。取込中には御坐候へども、聊以差支無御坐候間、明日中何時にても、其御都合次第御枉駕奉願候。只今甚取込中御請迄。早々頓首拜復。

九月十日　　平岡圓四郎

橋本左內樣

○安政四年九月十二日在府先生より在國村田への書

丁巳九月十二日

又白長谷へは一書遣申候。其中人物評申越御聞

取可被下候。
不相換復公長谷邊は無音に相成、失敬の次第に
御座候。此書面の事不殘御傳聲奉願上候。

前月廿三日御認の御翰拜見。次第冷氣相增候處、先以
奉恐悅候。隨て御淸雅御淸勤候條奉拜賀候。季に小拙並五生無恙研業罷在候。乍憚御休情可被下候。御西游之重件如貴諭御都合宜御同慶に奉存候。過日小拙着前溝口藏人（熊本藩家老溝口藏人）御屋形へ被見、前日中根氏御頼の平（熊本藩士横井平四郎時存）義は、拙子も以前折々面會致候人物にて、隨分小氣象も有之候へども、兎角僻物故、頻に他人と取合絕交等仕、甚以困入申候。此節も長監（熊本藩家老長岡監物）と異論相始居候由。右樣之者御承知なく御請待に相成、後日不都合の事抔出來候ては、御大切の御先柄樣故、甚以當惑に奉存候。固より御借受之御妨申上候存にては聊かも無之と申上候處、
御意には、平（横井平四郎）之僻は兼々承及居申候。段々存付之處は、懇厚感入候得共、何分當時其教官乏少手支に候間、是非々々御借受申度、後日不都合等の事、御手前には少しも御心配無之と被仰候處、其迄の尊慮に御座候はゞ、却て安心の仕合と申歸り候由。右藏人は有毒の語氣にては無之、眞に御案申上候驪侮の由、中參（中根參政）抔も被申居候。
羣吏登城都義紛々と申條、畢竟襟懷狹少なると、見識陋汚なると、衆論に雷同致候との三家のみにて、此には困切申候。定て閣老邊にても此底の冗論には、顆も脫れ候程の長欠可有之被察遣候。衰世澆季此の如く沈淪致候とは乍申、深く相考候へば天下之事可爲事多々有之時と愚察仕候。世間一統迚も只今にては手後れ〱と申唱候得共、去丑年以後ま旣に手後と申者にて、今更徒に可嘆慨義は有之間敷奉存候。唯恨らくは廟堂一明快雄傑の大臣謀主無之に付、萬世の長策、一定の卓論相立不申、折々搖動の模樣有之には、殆んど嘆か敷奉存候。（此一段は閣老內話）
途中鹵簿等之義も事輕、尤も上陸入府の者は僅十五

六人と申事。宿所は蕃書調所。停留は三日斗。一旦下田迄爲引取、追ての御返答之御積。其邊は通詞に心得居候者有之由。此通詞と申は全く伊東貫齋(幕府の醫士となる)と申人に可有之被存候。此人は昨年來下田詰被仰付、其上米里幹學心掛候樣之御沙汰にて、コンシュルに直對致し、大に入懇に相成、今般の一事、內實の處抔承り歸り候樣子に御座候。拙子も兼て相識之事故、種々術計を盡し、聊心得に相成候事抔兩三件探得申候。

國書の義、始は何分御直に御渡申度と申募り居候處、此は色々國情に於て六ケ敷と申立、漸く御目見の上、御老中受取と申事に相定候由。

登城は當月廿三日或は廿六日頃と申事、乍去、未た明亮には相分不申候。

國書の義は、中に何事有之候哉は難斗、水老公(徳川前中納言齊昭水戸藩主)抔は格別の御懸念に被爲在、若哉ラテン文等にて認來は不申哉。其中如何なる怪事有之間布哉と御痛心之由。其外此等より種々異論も有之候得共、此等は迂僻淺陋之見、兒童物案じ同樣にて、餘り墨國を御輕視被成候義と奉存候。小拙案には大抵國書の趣意下件に可歸奉存候。

第一は、三年以來和親を結び候處、未だ其實を顯し候程の懇待無之事。

第二は、既に交易御許有之候處、未だ交易の御定一定に相成不申、何一品として交易に被成遣候者無之、唯々墨國指支の物、銀錢にて買取候者のみにて、墨國より何一品持參可仕運にも不相成、甚慢緩にして規矩なきを責可申事。

第三逐々諸國より交易通商等可願出、其節一々其求に應じ候程の御國力は有之まじく、若御斷に相成候はゞ、必ず辯論舌戰之餘は、兵端と相成可申、其節は墨國は和親の國柄に候へば、是非御救援可申筈。左すれば今日より信義之御交なくしては不叶事に候。

愈右樣墨國と無二之和親御結可被成義に候はゞ、只今より御舊弊御改可被成候。御舊弊と申は、禁

耶蘇教の事、閉洋鎖國の事、兵制等一々西洋法御用可被成と申事にて、序に此迄下田箱館抔奉行其外役人の不信無義を可申立義と奉存上候。此外には別段申立も有之間敷候。乍去、若愈右等の事申出候上は、御取捨の事甚以御大切、中々尋常庸碌之御手段にては、御評議倒れとなり可申候。其中に墨も愈蒙冥虚弱を窺透し候はゞ、今日之形勢にも可難參奉察候。嗚呼可畏〱。本郷丹後守（幕府旗下士）三千石御加增（三千石御加增相成候得共、家來召抱領所取締等之入費、其上內賜恩賞滅候故、却而入高耗候と申事）若年寄に被仰付、近年稀なる異數拔擢、此人三朝隆遇、當大樹樣（徳川十三代將軍家定公）にも頗る御倚賴之由。依之堀（幕府老中下總佐倉藩主堀田備中守正睦）邊の睚眦にて老迂と申說も有之候得共、一概其のみには無之、畢竟年來の積勞故、自然右之運に相成候趣に御座候。併林肥後守（幕府若年寄上總請西藩主）威權日熾に乘じ、參政に擢用に相成候勢とは、同日の論には無之候由。此人は近來深く有故一橋君（徳川刑部卿慶喜）に被寄心、儲君に致度と存込も有之由。右に付過日來竊に手筋相廻し、內々助力乞居候義に御座候。

一昨日牧野備州（越後長岡藩主牧野備前守忠雅）自分御用にて御老中御免に相成候。且又格別之御思召を以て領所之內高荒の處は取替の義被仰出、溜詰格に被仰付候由。此は先年以來新潟御取上後、長岡衰弊に付御內願通も有之候處、福山侯（幕府老中備後福山藩主阿部伊勢守正弘）一指留被居候處（御役中ハ御領所御指換等ハ六ケ敷譯モ有之由）、今日に至り候ては、上にも御必用にも無之、自分にも引籠樂居致度內存有之候故、右樣に相運候由、此人之進退は爲ゞ指關係も無御座候。建儲一事種々心力を凝し、計策を運し申候へども、內廊には又意外の荊棘有之、外見聞よりは案外都合宜事もあり、又思之外間違よりして冥頑之說先入致居候事も御坐候。要之に正味實際よりは道行虛引に手間取れ、焦思之次第に御座候。乍去、今般こそ副儲之義可申立機會に有之候に付、乍微力丹誠を竭し上にも不容易御痛心、誠に難有次第に御坐候。併し此一義は極密極大之一重事故、雪江並小拙の外へは

御打明し無之候。偖右に付委曲之義は筆紙に難盡候。過日以來水府並一橋府潛住之有志の者とは、樣々申合、處々より手を入置申候。水橋共何れも力不足、唯斥候探索之場合相勤候迄の事に御座候。大綱の處は

上より阿州公（阿波藩主松平阿波守）へ建儲第一御急務たる件々、精一杯御書盡し被成御遣しに相成、其を阿公御持參にて本丹（本郷丹後守）へ御說得に相成候事。阿公は近來隨分此邊へ御同意御實意に御周旋に相成申候。併し蒙昧庸臆の風有之、中々賴には難致候得共、何分御逃難被成御近親故、外列侯薩抔とは違ひ、御心配の程御誠實に有之候。且本丹へは餘程御懇意に候也。此一事、又大奧

當大樹公（德川十三代將軍家定公）御母君（家定公の生母、本壽院、幕臣跡部茂右衞門の女にして、本理院の妹なり）之方へは、御屋敷より本理院殿（本理院は齊善卿越前家相續の時御附の老女濱尾、幕臣跡部茂右衞門の女にして、家定公生母の姉なり）へ直に御賴に相成（上よりも御直話、其上中參よりも樣々利害爲相語候也）、建儲之事何卒

大樹公御耳に入れ置申度候。其次第は

當上樣（家定公）兼々御病身にも被爲在候上、當節次第御多務、且今般墨夷登營之節、必ず寫眞鏡を以て御影寫取歸り、萬國へ賣物に致可申、此彼の習俗に候へば、中々御制止と申譯には不相成、其節萬々一御病身の事にて御不都合御座候はゞ、實以　德川家之御爲に不相成、且は天下益德川家の御繁榮望居候義に候へば、何分儲君御定議之事願度云々の次第に御坐候。又表口へは川路へ極々入魂之者を憤激爲致、其者より川へ移し、夫より堀田へ爲持込候。其次第は才吏之智術一世之耳目は愚弄も出來可申候へ共、萬世の公議は中々聲音笑貌而已にて欺き凌は可難。當節墨吏より國書御直御受取と申事、必竟一世を欺くの手段にて、勢迫義切なるより相成候處、不能已之御所置と申は表向の事にて、是後何事の御改革も總て國書中に有之、此は　御直御受取故致方なくと申御手段に可有之候。乍去只今と相成候ては、有識具眼之者は、萬國形勢之沿革に從ひ、吾朝に於ても多少御趣向換可有之事、萬國へ普通致

し海外へ出掛け候事、幷交易之事、兵制御改位の事は、彼之國晋を不待して、我より發露致し可申事、當今爲政之大綱領に可有之奉存候。然るに此邊の事御躊躇御迷惑之御樣子被相伺候は、全く源頭より活水不來故と奉察上候。此活水の御丹誠なくして、何事も強て辭退致せば、兵端にも相成運候故、不得已此も聞た、彼も許したと被仰出候は、是囂く一世を愚弄被成候御手段と奉存候。定て活水の一議、其事至重至難、且は人臣の所難言と可被思召候。是又迷の筋より生じ候虚憶遁辭に屬し申候。何分

徳川公、何の爲老中三奉行を被設置候哉。慶元頃の老中三奉行は何等の心底、何等の云爲有之候哉。能々御明判有之、何分萬世の公議に掛り、千歳の美談に相成候程の御勇決願はしく、外諸侯中にも隨分右等の筋建言可被致向も可有之候間、執事御先鞭御座候樣、爲天下蒼生願申候。且當今此等の議論御了解可有之人才は、執事に止り候と申興論なりと爲申候處、始の程は兎角迷惑がられ候鹽梅、此間に相成、

何分精々周旋堀田を可動との返答初て發出。本丹も阿公へ堀田へ御建言可然と被申候由。併阿公之御應接は未だ充分行屆不申、此節專ら研究最中に御座候。

大奧の方は先六ヶ敷、

大樹公には思召有之候とも、表の役人峻拒致候はゞ甚だ難被行と、本理院より中參(參政中根靱負)へ即答に内話御坐候。併し未だ大奧へ申上候眞の御返答は不申上候也。右は大奧へ仕掛、源頭之一滴爲相起、本丹へ傳流、本丹承服にて閣老へ指掛、閣老へは川路より説動の積に御坐候處、本丹轉任、一寸手筈違候。

然處、昨日内藤駿州(幕府老中信州高遠藩主内藤駿河守)卒然御屋形へ被參、前日堀田へ罷越、西城一義強て談判に及候處、何分發言の處困難と被申居候。因て尚又推詰め候處、若哉御家門或は有土の大諸侯抔御建白にも相成候はゞ、御評議の一助に相成、此事而已心に掛り居候と被申候由。右之言愈實情に相違なくば、御同席樣幷に有志之諸藩より御銘々に御建白に相成候樣仕懸

候心得に御座候。此外は中々筆紙に難述、右の中にも種々術計を盡し置、實に寢食を忘れ、平常大好物之讀書も等閑に致し工夫致居申候。唯々短才怯膽、此上にも不行屆事萬々可有之、萬世の下迄有志之誹譏を吾
君に爲負可申哉と、此許痛苦罷在候。此等の一件は乍駑鈍充分擔當仕斡旋可仕候。何分御國內之事は、復君（越前藩老本多修理敬義）、釣谷（越前藩勘定奉行長谷部甚平恕連）、二三御同志にて御心配被下候樣奉願候。尤も御地之義は兼て御情實御盡し有之候上、御同志も多く、何れも强有力の御方に候へば、來年迄には定て諸向斬然一新之化に振立候樣之御心配吳々奉願上候。左なくして小拙一人に雪江兄計御指向、御補佐御薫陶の御大事を始、天下第一の難所切處御擬て置被成候は、朋友之道にも有之間布、且吾朝士風之旨にも不相叶と奉愚考候。何分此義は復君始め御仝志へ能々御致聲可被下候。今度御同席樣よりの御建白も、既に御草稿御出來に御座候處、御箇條處に相成居、其中には稍時代に功ならざる事も有之、且甚指支候事件有之、忽ち小人之讐口を可招次第も有之候故、不顧恐、侃然正議仕候處、難有も十分御納得被遊、御同列樣へ御理解被成候處、因州公（因幡藩主松平相摸守慶德）よりも水老公へ內々御談じ之處、老公御見も　御了簡と一々符合に相成候折柄にて、論もなく御書換に相成候。其後又々御認拜見仕候處、御論は御尤と申條、御精爽無之、且摸索確把可申龍頭無之に付、參政も甚不同意ながら、例の謙遜にて盡言にも不相成、漸充分なららぬ處二三ヶ處申上に相成候處（此時兩人罷出居候也）、直に左樣候はゞ、如何書換可然哉と
御意御座候得共、參政も定見無之と御返答有之候故、復々庸陋を忘れ一二申上候處、此亦深く
御嘉納被爲在、即今般之御建言に相成候也。尤も此一條は御一手切にも不被爲在候處、兩度迄御同席樣の御論、御獨力にて御移し被遊候事、中々御明辨御德望無之しては不相成事、誠以難有
御方樣に奉存上候。其後堀閣（佐倉藩主幕府老中堀田備中守正睦）へ被爲

入候處、始終御挨拶振閑雅に御出來被成候由、竊に傳承仕候へば、堀ちも頗る心を傾候と申事（此間土岐攝州評定所にて立花の愚には、堀田も被困候。越公は流石にて、時代之事も御承知、堀田抔も感心の樣子なりと被申候）御建言の寫は今便執政より相廻候筈、御內見御願可被成候。

野史之事は未だ相調不申候。何分後便篤と吟味の上可申上候。乍去却て此方之方、手遠に相成候はんも難斗候。何分價の處精々山縣に心配爲致、御掛合に相成候方、可然とも奉存候。尙ほ御考置可被成候。

明道館人選之事被仰越致承知候。御同意別存も無之候得共、山平は平々庸々の人物、此等は後日奸曲之徒に流れ可申も難斗、奥坦（越前藩士奥平坦藏）は異議も有之、此兩人は如何と被存候。中喜（越前藩士中根喜三太）は隨分確實讀書も少しは出來候樣子、此は只今轉任相成候ても格別御指支もなき樣子に御座候。右に付近々の內愈井剛（越前藩士井上剛介）歸鄉に相成候樣取計之積に御座候。此も靈邸の生徒に見込無之と申事頻りに申出、何分來年迄罷在候迚、別段成功は有之間敷旨、平陵（越前藩御側向頭取平木平學）迄內々言上も御座候。右等之處より東北の留學遊歷に及び、當月の中に歸北被命、無程出立に相成候樣取計候積に御座候。何分小拙分寸の暇無之故、此邊之事逐々手遲に相成、甚以背汗の仕合に御座候。

當月二日、橫山猶藏、三岡友藏兩人修業筋被仰付、當に付、逗留中三人扶持づつ被下置候。尤も修業筋の義は左內へ申談候樣御側御用人より被申渡候。依之三岡友藏義は、海軍教授所へ罷出候樣取計申置候。橫山猶藏義は諸方へ廣く會讀講論等に遣し、日々探索に指出申候。

武藝所之義段々御心勞奉存候。何分精々御盡力之程奉賴上候。此方にても逐々修行請之者、方々へ指出候積に御坐候。此間中參政と申談居候事に御座候。

外塾之件々、幼儀考課等之件々承知仕候。

松榮公（松榮院は慶永公の養祖母にて德川十一代將軍家齊公の女也）御行狀御世譜より穿鑿之由、此は小拙持參仕居候。御世譜え關り候品にては無之候處、例之世話好物知り顏にて言出し候囈梅、此表にても天五（越前藩用人天方五郞左衛門）より問合有之候故、

御手元の御内用物、御世譜へは指出難申、御懇望に候はゞ御手元へ御願可被成と申斷候處、御手元にても尙未定御稿本故御下げに難成由返答被致候由に御座候。

「蝦夷日誌」も此表へ持參、「令義解」は平本へ預け、此節借用致居候。

算科の義委細拜承。御尤に奉存候。

「農業全書」、「農術鑑正記」は、次便御廻し可申上候。

今般「弘道館記之述義」一冊、「海國圖誌」三冊、「颶風新話」二冊、御廻達申上候。（述義は御返却申上候義に御座候）。此分明道館御用本に可被成置候。

蒙老局一件誠に可愧之至。實に吾黨の名折無此上、此後動靜如何可有之哉、深く懸念罷在候。何分此程の大過に候へば、定て少しは憤激とか怫戾とか相起可申、其邊より何ぞ開達の筋は無之候哉。唯此而已願居候。嗚呼可哀夫。如來諭、學者之嫉怒心、利害心、矯飾心、不除、義理に怯き事、婦人兒童にも不及、誠に浩嘆之餘に御坐候。何分義理の學明にして而後經濟有用の學可起、經世有用之學起而後義理之學始めて世に可行奉存候。此濫觴は吾邦を以て嚆矢と致度事に御座候。早々不宣

九月十二日　　景　岳

藹　堂　大　兄　坐　右

時下日々彌增之秋冷、折角御自愛爲道奉祈居候。以上。

書籍は御側御用人より相廻筈に御坐候。

書籍包中眞鍮金物貳つ御座候。此は留守へ御廻し可被下候。以上。

○安政四年九月十二日先生より村田への手書

柳藩行一通、慥に立花壹岐へ託し置申候。明後日頃飛脚指立候と被申、薩藩へは　上より御答禮之節、同時に可遣候。左樣御承知可被成候。

○安政四年九月十六日柳川藩老臣立花壹岐より先生への書（共に在府）

一書拜啓仕候。不勝の天氣に御坐候處、先達而者御光駕、初て拜顏、御淸話拜聞、大慶不斜候。乍去御早々にて何の風情も無之、深遺憾に奉存候。然は其砌り御約定之通り、今日雨天に候はゞ尙又御來諭被下候筈、相樂み罷在候處、不計今日に限り急なる調物被申付候に付、差急ぎ候はゞ夕刻迄には相仕舞候はん歟と存候へ共、短日如何にも不定に付、雨天と申、遠路御足勞にて御出有之、自然不能拜面候儀も御坐候ては、甚失敬の筋に相當り候條、今日の處乍殘念御斷申上候。尙明後十八日には何卒御寬話承り度存居候處、同日も無據外交より被誘遠乘仕候譯に相成、兩日共御違約に相成候段、芳意も如何敷、且は先頃御相談一件の末、尙愚情山々申上度次第も有之、深殘懷ながら不得止事、兩日共御斷申上候。然る上は來る十九日は、天氣に候はゞ騎戰調練場へ罷越し候筈に付、雨天に候はゞ御來訪奉希候。廿日以來の御來示被爲出來候日限、乍御面倒貴答に烏渡爲御知可被下候、右之段御斷上、御聞日伺旁草略如是御座候。以上。

九月十六日　　　立花壹岐

橋本左內樣　拜上

尙々別封一つ、乍御面倒、不苦候はゞ御使の節御屆被下候樣御願申上候。紛々中急々相認大亂書御海涵可被下候。以上。

○安政四年九月十八日在府堀仲左衞門より先生への書

景岳君　　　古堂拜

机下

尙々急に御談合申上度義、何卒今日中御入來之程奉願候。已上。

秋冷逐々相加候得共、御起居御清逸珍重奉存候。先日暮方參上御邪魔申上候。偖昨日京師より極密の機事到來、參を以て委細可申上筈に候得共、今日は多忙罷在候間、近頃乍憚三岡君小生方へ晝後御入來被下候樣御都合被下度奉願候。書中奉得貴意候。頓首。

九月十八日

○安政四年九月廿三日在府先生より在藩村田への書

九月廿三日

「銃技範」三册相廻申候。此又御側御用人より御受取可被下候。一册朱書並掛紙仕置候。此は乍杜撰昨夜急遽中に原書と對校致し候義に御座候。若不審之個處も御座候はゞ、後便御申越可被下候。

御別紙拜見。然は西局御創に相成、本多源(本多源四郎)山縣右(山縣右近)安陪又(安陪又三郎)等夫々御手配之趣御尤至極に奉存候。役輩より增員の事申出候旨。然處此處先在來之儘被指置候由。此又御同意。乍去日勤と申儀暫時は持續も可致候得共、元來俗務家事等有之人物打混じ相勤居候義に御座候へば、永く日勤と申も六ヶ敷かるべく奉存候間、先鴻御談御座候通、伴圭(伴圭左衞門)中喜(中根喜三太)邊御選擇相成候も可然事に奉存候。其に付先便拙案聊申上置候間、其處さへ御再考の上は別存も無御座候。何分以來は掃淨根本之手段に注目し、目前之便安よりは、行末の利害相計り度事に御座候。

武藝所御始に付、夫々降命之次第領承仕候。砲家之義委細拜承。世間萬事過半は尋常意料の外に出候事にて、吾輩の鈍眼遲識。却て屋鼠の狡黠に被笑可申候。晉々歷々の違算のみならずと自警仕候。岩城(越前藩士岩城外次郎)一件今鴻伺濟之上御家老より被仰越候筈に御座候。定て本飛(越藩家老本多飛驒)より內々漏洩も可有之哉に奉存候間、何分早速降命之程願は敷奉存候。此處御含畜可然御周旋可被下候。

諸師役意氣込宜由御同慶。南大夫（越藩執政狛山城）云々も亦御同慶に奉存候。

土監（越前藩目付土屋十郎右衛門）理窟張候事云々拜承。則今便此地へ支合等御止に相成、國家の御益に不相成、此にては紺地半月之日籏無思束、以來百戰百勝之士造育如何可有之哉。此邊甚懸念之至、且掛り蒙居候身に取り殘念と申事、出淵（越前藩目付出淵傳之丞）氏迄申來り、御家老へ伺呉候樣賴遣候由。右に付今般御體制相換候に付ては、一々舊貫御守難被成旨、並支合數付と申處にて御引立に相成候は、甚拙手段、且名聞之武藝を御誘被成候譯にも相成候。今後は專熟練上達之藝、勇悍振厲之士ならては　御賞し不被成思召、且又支合進め方抔は、師役了簡も可有之、又其々掛りの者も附居候へば、從來私塾中之引立方とは、諸端相違可有旨、數條說得被致、即今便傳之烝より、其趣土監迄返答可申旨、飛驒方申渡され候。此段御心得之爲申達置候。

兵科逐々研究。去る十日試式執行之由。嘸々可面白奉遙察候。此表にても小拙乍繁劇方々へ操練等見物に出懸、精々兵學之義集成之節、心配致罷在候。此地も昨夏頃とは調練等一際美事に相成申候。併し雄大有力之人物と申もなく、此は甚遺憾に御座候。騎兵之事色々手配致し置候處、兎角十分之注文は參り兼候得共、近來は少々端緒を得候心地。何れ後便には一寸吉左右も可被申上哉と心樂に御座候。水野土州（紀伊藩宿老水野土佐守）騎兵も一通りは壯大可感候へども、規律節制に至り候ては、甚闕典に御座候、彼樣なる者にて急度戰場實地之用立は無覺束候。

併し此も鳥無き島の蝙蝠と申意にて、出淵並御馬方には何分折角右調練にて骨折候樣勸置候。右之外都田彥五郎と申楓山（江戸城内紅葉山）附之者、當年七十九。此人頗る馬術に精しく候得共、此は唯飼立治療乘方迄にて、隊伍法則は甚物たらぬ事に御座候。但し此人は經驗も多く、西洋書も讀み申候。此間一度相咄試候處、先得益有之候樣相覺申候事に御座候。

市乙（越藩目付市村乙介）武掛りの意味承知仕候。併し此人衆人

之屬望も有之、人物も不惡義に有之、且兩肝へも遊說等出來可申候間、何分內輪に入れ置候方も可然哉奉存候。

算科局之義此亦件々承知。

肋教改名の義拜承。且又列官表御廻し被下拜見仕候。此義も既に伺濟に相成申候。矢恕（矢島恕介）云々此亦領承、尤之譯に被存候。右に付考候に、前德（前田萬吉德山唯一）は庸々中迄も無之候間、都講と相改、事爲簡略にして權柄無之方、却て當人之爲にも可宜奉存候。矢恕は兩人とは逕庭之義にも有之候へば、兩老人は先表講釋且會讀長に致し置。蒙養局之義も手放しに相成候はゞ、矢恕には都講にて蒙養局世話致候樣被仰付候ては如何可有之哉。無左時は蒙局管轄も頗る手廣き事にて、外塾抔は行々人材成立之源基とも可相成事に候へば、今度を機會と致し、此邊も御勇決有之可然奉存候。此義此表にて御家老中へも申上候處御同意の由。何分小拙より委曲貴兄まて申上、兎も角も其御地の御樣子に御任せ可然と御指圖有之候仕合に御坐候。此邊御心得の上宜樣御周旋可被下候。

今便「武道初心集」五部「迪彝編」（如不及齊叢書全四冊）、「里尼敎則」附圖、「農術鑑正記」、（此分本復齋君四篇目一部）「和蘭字彙」。此分本復君へ御屆「汐乙蘭土文範」右御側御用人より相廻候樣取計置申候。且又「農業全書」之義は假名本にて小部之者に御坐候故、恐くは貴兄御存と相違も可有之存候。態と御廻し不申上候（貴兄御考は唐本に可有之候。）「迪彝編」は水戶へ相賴置候間、定て近々之內殘之分御廻し申上候運に可相成候。野史之事も掛合置候得共、未だ確答無之候。

右之外御側御用人より「海軍使砲」之書一部相廻候筈に御坐候。

一昨廿一日、高橋寬輔、成瀨又五郎、簗田八太夫の三人（過日降命、御人減に付歸國被命）出立に相成申候。

去廿日、御老中御連名之御奉書到來、別紙之通被仰付候。先々御都合不惡次第奉恐悅候。

鈴木小三郎大病之由、偖々驚入申候。何分八日九日之樣子不惡旨申來り候。挽回の程萬々願は敷奉存

候。右に付自然不可諱義も御座候へば、是非血統之者にて嗣續爲致度奉存候。尤も舊例にては斷絶にも可相當候得共、今度右樣の義御坐候ては、迚も以來養子等の弊風相改申間敷候。乍微々寡婦姻族義に勇み果斷仕候處、能々御體認願はしき事に御坐候。何分今一等減祿等は致方もなし。舊例同樣にては當時の御政體に相叶申間敷候間、此處御盡力可被下候。此表にても内々周旋致置候。此表より强て申遣候ては、却て請謁之爲遊說之樣相成、却て後日の爲不宜奉存上候間、態と不申遣候。貴兄長谷御兩人にて宜奉願候。血統も十分の者無之由、左すれば比企弟の方(左門)可然哉。是等も御含居可被下候。尤鈴木家にては、聊未練之所置無之、萬端御裁許に奉倚賴候姿に有之度奉存候。早々頓首。

九月廿三日　　景岳

鷟堂賢兄

左右

東篁より過鴻來書有之候得共。今便多用。返翰出來兼申候、御序、此表之景況、一寸御傳言被下候樣且又當人鎭定致候樣御說得可被下候。以上。

○安政四年九月廿四日柳川藩執政

立花より先生への書

去る十九日御日附の御答書、一昨廿二日猶藏殿御持參相成候も、其砌遠在急歩留守中に付、昨日拜閱仕候。先々彌御安靜被成御奉職奉大慶候。然は御書中の趣、猶藏殿より御口上の趣具に敬承仕候。今夕明後夕兩日之內、爰元故障無之は御光駕被下候由。今夕の處餘ほど繰合見候得共、差向急なる次第御座候間、明後廿六日早夕より、御來臨奉希候。尤も先頃も申上候通り、今度は御來駕の上、御寛々御淸話承り度、左樣御含可被下候。段々御互に主私の事端に紛れ御寬接延引に相成り、背本意候。何も明後夕得拜顏候上、御物語可申上、右之段迄得貴意度、早卒如此に御座候。稽首。

九月二十四日　立花壹岐

橋本左内様

玉案下

○安政四年九月廿五日在藩三岡石五郎より在府先生への書

尙々時下御愛養御勤仕被成候樣專一に奉存候。下拙無異相勤候間乍憚、御休意可被下候。以上。

一筆啓上仕候。先以奉恐悅候。隨て奉賀候。偖舍弟義先達而詰中三人扶持被下置、尙貴樣へ御談申上候樣被仰付候由、難有奉存候。尙以宜御願申上候。

一、先便一寸申上候。鼠山調練一件、且其後講武所え　御出有之候由に付、愈以御輕擧にて可有之哉御按申上候に付、此度兵科局より上疏致候。定て今便は相廻り可申存候間、尙御良考可被下候。

一、兼て西尾氏下曾根へ罷越、擊放銃十二段手續聞出致候筈に御座候。此節は疾にも御側御用人より當方御家老へ御廻に相成筈と存居候處、未だ相廻不申候由、何等の筋に候哉、此節御軍制放發日割等も有之候得共、擊放銃手續は定まり不申、甚不都合の事に御座候。是は全く十之奸計に陷入候譯と存候間、何卒中君へ御穿鑿可被下奉願候。且又飜譯書など手に入候共、容易に門野輩の手には渡り不申候由、是は兼ての氣質に御座候間、御含置御配慮可被下候樣致度奉存候。

一、騎兵書未だ御手掛無之候哉。何かも差當り候事而已にて込入申候。何分蘭學者四五輩引寄候歟、又は五六輩四方へ修行に出居候歟、二つの內取極不申候ては、迚も仕出し方果敢取申間敷義と存居候。御良計御座候はゞ可被仰下候。申上度儀、種々有之候得共、先用事而已。早々擱筆仕候。

九月二十五日　恐々頓首

三岡石五郎

橋本左内様

密々御親展

○安政四年九月廿六日在藩市村乙助より在府先生への書

一筆啓上仕候。寒冷之節に御座候得共、先以上々様益御機嫌能被遊御座、奉恐悦候。随而愈御壮健被成御盛勤、就中御道中無御滞被成御着府候段、重畳目出度奉存候。此表にても御惣容様御安健被成御入、是亦御安易可被成候。御着の砌早速御歎可得御意處、繁用に取紛延引失敬不本意の段、御仁恕可被下候。偖も御地亞墨利一件、何日は彌登城候哉如何と、歎息之至、欝々と氣前も悪敷相暮申候。愈夷變近寄、有識之者思慮致すべき事と奉存候。先達而より西城御一件に付御周旋被成下候段、村田より委細承り、外に急務迚は無之、何卒一橋の處所希に御座候。此一條定り候上にて又後難の防ぎ方も出來可申と奉存候。閣老に無人、戰々兢々の時勢彌々安佚のみと奉遠察候。水府公も彌々塞り切の御樣子、不相變、武田、原田、安島に御出會も可有之と奉存候。御序の節宜御傳聲可被下奉願候。此表武藝所開館の後は別て晝夜寸暇無之、調諫並放發之一件と申、風波も不絶候故、議論掃說頻々に御坐候。乍去、先存念の運びには參り候て、今少々安心仕候間、御安意可被下候。逐一村田と相談致し、内外一致にて、今迄は穴が明き不申候。追々の次第に應じ、仕掛も可有之事故、誠に聊も油斷出來不申、偖々人才乏敷には困り申候。色々得貴意度儀海嶽御坐候得共、村田氏より委細御承知故、大略仕候。先は御着御歎、時候御見舞旁如此御座候。

恐惶謹言

九月廿六日　市村乙助

橋本左内様

再伸、時季折角々々御自愛御專一と奉存候。今日

も只今出掛り居、早々相認候事故、石原氏へも別狀差出不申、宜御傳聲奉願候。今度屋敷替被仰付、御留守中と申無々御案事被申候と奉存候。則石原氏留守へは早速相尋申候。何成共相應の用向も有之候はゞ、申越可有之樣、くれ〲乍憚御傳聲可被下奉願上候。堤五一郎殿、溝口辰五郎殿、其余御同居の方へも今便は別條差出不申、宜敷々々奉願上候。先は早々申縮候。可祝。

○安政四年九月廿六日在國長谷部甚平より在府先生への書

本月十二日發兩通の貴書忝拜見。如諭秋冷增加之節先以奉恐悅候、隨而伯仲彌御健勝、御留守御清雅、併而奉拜賀候。次に仍舊碌々消光御放念可被下候。倚都下內外の景況並人物御品評、具に御摘示、且村田への御狀每晉御洩被下、一々忝致拜承候。

建儲一件專御擔當御盡力之由、風雲變態中委曲之御配意、無々極難事と不堪想像候。偏に爲天下蒼生御成功默禱罷在候。尤此一件深く御惱慮被遊候御樣子、難有御事奉存候。彌增御名望御令譽御盛ん故に、成丈御退避の御周旋被成候由御尤至極。雨兵衞雷宮に對し責付候樣子、不相變行司役御うるさき事共、致想像候。

夷人登營下旬に粗相定候由、此節は如何相運候哉と、朝暮苦悶。就ても都下紛論御應接、且頻りに　命召頗御煩擾之程御察申候。過日は御發熱之處、御痁に相成、速に御快復之由、定て御存分之御攝養出來申間敷と甚御案申候。何分爲天下國家御自愛可被下候。其執政鈍頑如豕山、何樣此表へ情實通し兼候も夫故の事、切齒千萬。此表政府流石に復は別種、川端隨分翼々、白犬仍舊苟偷輕薄、先爲指穴明は無之候。併一點猜忌等は無之樣子、御案被成間敷候。先平穩中の順境に可有之、唯々精氣不盡には込り入申候。村田兩職擔當、不相替淸爽には感入候。講武場仕懸け大に都合宜、委細は御承知と致略候。諸向無造作

に被追立、中々俗說可入間隙も無之程に仕寄申候。館中老輩に至ては、詰の世話等被追疊、是又俗說所に無之、執法如眠如死。要之全く治平の習性懶惰偷生に歸し申候。三之丸は如何可相成哉、江戶は如何有之哉、更に無貪着、執政退出を欠伸待受馳歸候迄の勤方。夫故、僅少之物事拘泥、俗情落付を考候迄。近日必戰必死論相立、一醒爲致度と、復、村田共打合申事に御坐候。愛(石原甚十郞)病根御洞見、縷々之御細論具に致承知候。頻に退役騷立候由、每音口說申參候。此儀は何分御託し申候。尙此後往復の際に相心得候樣、夫々御忠告萬々忝く服膺仕候。兼々餘人とは違ひ、御承知の猶兄の情義成丈假借謙避相心得候事に候へ共、如才なく彼に觸候分は、却て迷惑至極、何分均爲國家精々俯就容忍相心掛可申、不遠我黨へ御引入之御手段相願候。御序に兩兵衞、南陽等へ宜御通聲可被下候。書餘は何れ重音と、早々擱筆候。不宣。

九月廿六日　　調　毅

景岳賢兄

尙々五生及新二無恙修業之由御同慶。今度伊藤友四郎拜地へ元毛利屋敷相移し候代りは、御小座敷付の小間三十疊斗引寄せ、本舍と總舍との間に相建、廊下を通し候積、昨日より地突に掛り申候。新郭外塾は高島稽古所御買揚、兩庇取出し、大丈夫出來の積、何も雪前調經、此節如鴨奔走御察可被下候。早々以上。

○安政四年九月廿六日在國村田より在府先生への書

二白。文官之面々、且兵科之面々等、宜申上度旨、夫々申出候。以上。

本月十二日發御翰、辱拜見仕候。先以　奉恐悅候。隨て奉歡喜候。次に此表館中役配の面々無事に勤學罷在候。乍憚御休情可被下候。

過日肥後藩溝口藏人罷出申上候次第、一々承知。旣

に中參政君よりも先鴻縷々御示諭も有之、安堵仕候事に御座候。

墨吏登營一件に付、御地の形勢且御周旋御盡力之御次第等、逐一委細に被仰下、數回拜吟、一々承知仕候。今便巨細貴答可申上筈に御座候得共、及簡略申候、疎慢の罪御海容可被下候。御帖は復公、、鈎谷へは任貴諭早々轉覽に相成申候。

建儲一大義、種々御心力を御盡し、君上にも不御容易御痛心被遊候由、感慨興起の至奉存候。御建白御草稿拜見仕候。乍恐一々時務的確の御正議と奉存候。其中此度墨吏登城を機會と被遊、斷然兵制御改革云々、太平之文飾一切相省のこと。又諸藩の御待遇筋、益信義を被重、尤當今の難事にして、非常大雄傑に非ざれば、充分に難濟得所と奉存候。然し方今の至切至要必此邊に可有之、此外は實用の眞材不時登庸之路等相開け候はゞ、雖謂危急猶可濟の時と奉存候。太平の文飾は、諸獻上、拜領物、參勤交代、逗留中、往來の費用を始として、省略すべきの條件甚多かるべし。此他總房相武の御固め等も、其實備に非れば、是又太平の虛飾に類すべし。無用の冗官、無賴の游民、都城に充滿す。是又太平の文飾に似たり。此類は或は其役(御固めを指す)を免じ、或は兵に結び、農に反し、無用を變じて實用實備と爲し可申、太平の文飾を悉除去致さば、實備を爲すの財不可乏。たとへば列藩にても一年之兵役、一期の參勤を御宥免有之候はゞ、何程の武備手當も出來可申、況や萬端の虛飾を省き、且當分は公邊の諸拜借金上納を始として、巨商大農寺院社家等の借金の分、戰鬪必至實備爲可有之、御見延の事被仰出、擧一國之財用、爲一國之實備に至らば、事必可濟乎。信義御取結に至て、第一通商の事、彼等申立の如く、是非御開き不被成候ては叶間敷候得共、諸夷輻湊願出候はゞ、指支候事必然に候得ば、何れ日本一派の物を以て、萬國に交易するに非ずして、諸國の物を以て諸國の物を交易するに非れば、續き申間敷事なり。其內我國の交易品物は悉く人作を以てして、天造の

物を以てせず。ツマル所は、我國よりも、支那近國は勿論、歐羅巴諸洲へも、航海不致候ては、獨立鎖國は天地間の形勢に於て戻り候理も可有之奉存候。此の邊之處能々御洞見の上、當分の處定額を御立御渡被成、其の上の所申立候共、決て御許容無之、所謂、信義御守被成候事御當然と奉存候。禁耶蘇敎の事は、英國よりも申立候得共、外國の通情嗜好する所了然、是を一度御許しあらば、最早、益我國は不信の魁首と成て、益萬國の奴隷と成べし（我國法度極めて嚴重成事外國にて稱譽せるは、禁耶蘇敎の事共最なるべし）且又或は和親に付て婚姻の事杯も追々申出間敷にも非ず。此他豫謀すべからざる事共申出候事必然の事なり。嗚呼可畏々々。何分にも御建儲の御定、選擧の道開け、太平の虛飾を除き、武備を張り、諸侯を撫て、然後信義定約を明かにして、外國に交る事出來可申か。如此ならざれば、外國に交る事は決して出來申間敷事なり。故に今日の事只二つ、前條の如く凛乎として國體を立るに非ざれば、印度の如く諸藩の奴隷となるべし。嗚呼可畏々々。

偖貴書の趣一々於御用席言達仕、君上御憂勞御勤苦被遊候御義、次に老兄大事御擔當大難切所をも御貫き、充分御斡旋御決心の次第等申述、且御國內の事は諸有司盡力、來年迄には定而諸向鑿然一新振立可申御覺悟云々の事、一々申達候處、一座悚動。然後諸執政邊口を揃へ尤其覺悟にて有之候へども、尚更必死盡力、乍不及精々相勵み可申旨被仰聞候。
偖此餘彼是申上度事は、多端にて心緒を盡し不申候得共、文武諸客陸續入來り、何段にも應接中書綴り候故、不都合の事も可有之、前後御推覽可被下候。謹白。

九月廿六日認　　氏　壽　拜

景岳老兄

猶々彌增冷氣相募候條、折角爲天下御自重可被成候。乍末、先日は御不快の御樣子に御入被成候處、其後御平快に御復被成候由、大悅の至、尚又、呉々も御自愛可被成候。以上。

○安政四年九月廿六日村田學監より先生へ送りし藩の學務其他公務に關する報告書

一、去る十五日惣武藝所開館、首尾克相濟。當日風雨等も無之、萬端無滯。此上勇士の面々、術業を勵み、骨力を逞くし、眞武の奐起可致事始と、爲國家奉恐悦候。其日朝五時揃にて、南總督始、ゞ番頭、士監察、拙子迄、掛りの面々、上下着用出座於御家流砲術所、刀鎗銃遣初放初式有之候。尤刀槍の分は兩肝煎始として、市村、大橋、佐々木、三長、釼者に至迄遣初有之。畢て芦總管(老臣芦田信濃)より頭取迄百五十歩の地にて放初有之候。師の指支有之向は小師又は古老に名代被仰付候。右式畢て惣督の前へ諸師不殘罷出、總督、弟子中愈厚引立候樣云々の命辭、何も承服仕候而退座。夫より弟子中遣初放初致し候。當日諸士早晨より武場へ詰掛、何方も草鞋戸外に滿ち、群集充滿。爾來日々終日稽古有之、號呼鬪聲郭外に響き、其勇壯成事、萬々御想見可被成候。三之丸時鼓、武場中一寸聞へ不申。然る所詰の者朝晝交代の時刻を爭ひ、一霎時後れ候ても迂參に取扱、詰に立不申。依之詰交りの際甚雜沓に及び候に付、文武兩局とも小使に拍子木爲打迴申候。此以後は大に雜沓相止み申候。元來大勢込み入候事故、諸端騷々敷口々申立も有之處、漸く此一二日少し躍りも締り候樣相見へ申候。砲術所も一兩日放發するや否、如前案放玉失亡、大抵三分の一に相成、其中には甚不廉恥不可云次第も有之候。依之終日砲聲暫時の間斷も無之筈に候得共、決て左樣に參り不申、日々數百人罷出、手續き素放等致もの多く、放玉は少く御座候。然る處、來る廿五日より御家流放發日割相始候に付、朝夕共右割付にて、ヒシ〱と相ツマリ、餘日無御座候。大抵放發日は放玉六つ、素放四つ位と相定申候。夫より巧拙に寄、少々の相違有之筈に御坐候。是にて二期年斗の間には、何れも打方達者に相成可

申、刀槍の業も此一二日は人數も少しは、ウスク相成候に付、却て丹精の面々は充分に修業も出來候と申喜居申候。開館後總教始諸番頭、大身歴々も諸稽古所を廻り、面々遣初、放初等も有之候。近來は調練も益烈敷事に相成、是非當年中には仕上げ不申候ては不相成と申、番頭始の氣込にて、大に骨折申候。明道武場役輩の面々も、御家流砲術所稽古相濟候後罷出、手續足並等稽古仕候て、日々暮時に及んで結局仕候。偖又此度被仰出後、明道館へも諸士老壯若共、追々出掛被仰出後、新規のもの百五十員餘に及申候。是は悉く松舍（先日申上候西局の內少し指支有之松舍に改申候）え爲詰、日々朝夕兩三度づゝ會讀仕候。尤被仰出後は、習素兩局の儀も人數相增申候。役輩の面々も何れも定詰同様日勤仕候故、格別指支候事は無御座候。文武兩局の儀は先右等の次第にて、爲差異條も無之候間、御懸念被下間敷候。

一、文場大體論の事、中頃にして廢閣有之處、追々申達し候て、去十三日講後、總教御出席御座候て、助幹事以上罷出、段々御論判有之候處、兩蒙養は例の通寘然無覺、此の定見も相見へ不申、其他も少しづゝ申出候得共、ツマル所は總教の御示意、一々御尤至極に存候間、純充分講究を詰候て、御返答申上度旨申候て、暮時に及び閉局に相成申候。其而總教の問目二つに歸し申候。其一つは、明道館の役業、就中助教とも從任候ては、文武衆局の事を統攝候て、御科目通りの處、乾度仕詰候覺悟有之候哉、又一つには夫が自身には覺え無之とも、斯様にも被成候はゞ御趣意御成就にも可相成と歟、此義を乾度見屆候て、可申上との事に御座候。然る所、即座明了たる御對も不出來、日々講究長談義に及び、偖も〳〵長大息口惜き事に奉存候。然後、矢怨（矢島怨介）奈正一（奈正作）等骨折、次に毛鹿（毛受鹿之助）等も能々合點參り、所許兩蒙養の微力に萬々重大の任難及と申事は分明に相成候様子に御坐候。依之文武兩館を統一せらるゝ督學の如き入壹人を御立に成（晴に復公か指）、偖其下に一局づゝ各受取、各其局々を充分に相勤候はゞ、尚恐くは御趣

意の所へも參り可申、然る時は官制を御定被成候て可然と申所迄議定に及び申候。右の通御返事に三助罷出候筈に候處、先日より矢恕不快引込候に付、出勤を見合居申候。不快は爲差事にては無之、近日には出勤の筈なり。然し延引に相成候故、明廿三日の講後、總教迄、兩助切にて申上候筈に御坐候。偖右に付ては先鴻申上候圖の通りに、兩助は都講に轉じ、別段講釋方の樣に相成、訓導師(毛鹿)は習讀局を任じ、助蒙(奈元)は素讀局を任じ、松舎は榊幸(榊原幸八)等任じ、矢恕は習讀生を人撰して、會讀等にて專ら夫々教育し、且役輩中志ある面々を愈鼓舞作興し候はゞ、今日よりは、可被宜哉に奉存候。井剛(井上剛介)も近日歸國の樣御取扱の旨、左候はゞ此男も松舎え振退可然奉存候得共、榊幸と舌戰議論も始り可申哉と奉存候。少々決兼候所に御座候。先日より松舎の事は榊幸え專ら擔當爲致候處、其局中の事、粗條緒を爲し、且此節新入の者へ汲々解諭、大に精氣を振ひ申候。然る處兩蒙等と毎々議論有之、少し强硬に過候所も有之候得共、皆々榊原の論的確なり。故に訴出候節イッデも榊の方へ決着仕候て、氣の毒にも笑止にも存申候。實は毛一人に習讀局爲擔、心配有之候はば可然とも存候得共、井剛捨り候ても不宜、又榊幸所負擔も薄く成候ては、是又不宜。故に先づ只今の了簡には、井剛も訓導師可被仰付事可ならん歟との存意に御坐候。此段尙追て可申上候。(以上廿二日認 以下廿六日認)

一、政府上先々異狀無御坐候。復君稍近來濶大の工夫進み候樣相見へ申候。愈諸件心配も有之候。仙丹(執政松平主馬)依舊寛容。南太夫(執政狛山城)武場開館以前より勵精有之、尤勢の然らしむる所には候へ共、俄焉として諸端配慮有之候。偖武場の事も粗落着にも相成候はゞ如何可有之哉不可測、偏に如前條精氣を被注候樣、萬々相祈申候。此上は第一は義理の研究、第二は文武役配等を近付、折々引立方の樣子、各日々勤方の成行、文武生徒の勵み方等、穿鑿被致候樣相成候事。先つ執政達此邊の事に心を被用、且事情熟知有之候はゞ、自己のみならず、惣體の振起候響きに

相成可然事に奉存候。監察府不相替規格を守り、兎角有爲の念頭憤發致し兼、殘念に御坐候。武場の事小子儀は明道館同樣の心得にて擔當可相勤覺悟に候處、士民も是迄專任有之事故、たとへば一件事も兩方より伺出候樣相成候に付、必然其弊可有之奉存候。依之以來は諸事一筋に相成候樣、無左ては難勤御用辨に不相成旨申達候處、御評議有之候て、文武共館中の諸件、且兩局に致關係候事は、總て御用掛りにて引請候事に相成申候。凡事の執政に申達候事は、預め掛りの監察え申聞、又其事の議すべき事は之を議し、然後執政え申達候事なり。尤監察の異議あるとは執政え達せずと申事にては無御坐候。是にて武場の事も是迄の明道館中の如く、御用掛りにて專任候同樣の事に相成申候。小子駑鈍小量、兩局の衆務任責不輕御役儀に相當り、終日惕若の至に罷在候。唯大小風波等には辟易不致、駑鈍を盡し候覺悟に御坐候間、此段は御懸念被下間敷候。

一、昨廿五日より御軍制放發相始り、折角稽古有之候。唯打方不熟の者多く、依之彈丸失亡多く、是には込入申候。今一年も稽古有之候はゞ失せ申間敷と奉存候。何分文武共老狐狸の面々迄も、出懸け候樣相成候事故、世論紛々の由に御坐候得共、其中には少々づゝ御趣意の合點參り候者も出來可申、且又子弟輩抔の、志有て文武の修行出來兼候類は、此度の御仰出を甚難有存候類も多々有之候。又一說に、近來の御仕懸繁多嚴刻にして、政體寛大ならざると申立候者も候得共、是等一理あるに似たれ共、深く時勢を會せざるもの、齒牙にかくるに不足事なり。廿三日夫々轉宅の被仰出有之、石原家屋敷地、明道館御用家屋敷地被仰付、安又(安陪又三郎)義は石原甚十郎長屋補理被下、明道館預り被仰付候。偖石原本家は兼て御內談仕置候通、西海の先生(横井平四郎)相見候節の用意に御坐候。當月中熊藩の御返書も可有之奉存候。當時上下共俛焉の大機會、此人愈來着有之候はゞ關係不少事、偏に天命の眷顧、御志願御成就の所、祈所に御座候。役輩推擧の事、御答書の趣一々承知御尤に

奉存候。役配の面々定詰同様に仕候事故、格別差支候勢も相見へ不申、依之推擧の事は當分見合せ申候。來年執政江戸詰の事復公の廻りに可有之候得共、櫻門（執政本多飛彈）ハ詰越に相成候はゞ可然哉。復は明後年の御供詰に相成候はゞ宜かるべく、此段御周旋被下候て、明年の所は延引に相成候樣御心配可被下候。「毛利舊宅伊藤友四郎へ被下、鷹冷場に屋敷地被下、難有事に御坐候。右に付舊宅近々取拂候に付、會讀場所は當分大宮舊宅又は石原の宅位にて、手を合せ候積りに御坐候。別に十二疊壹間、八疊貳間の建物、小遣部屋の北の方に新調に相成、昨日地築も出來申候。「横山、三岡兩生修行の儀被仰付候由、其餘修行詰の者も方々へ御指出の御積に候由、御尤に奉存候。「松榮君御行狀記」幷「蝦夷日誌」「令義解」の事承知仕候。「海國圖誌」三冊、「颶風新話」二冊、外に「弘道館述義」落手仕候。眞鍮金物二つ御留守へ慥に御届申上候。「柳薩えの書狀御入手被下、柳藩へは早速御届被下、薩へは御答禮の節同時に御遣可被下旨、御面倒奉謝候。「諸藩人物御批評委細、釣谷えの御書面中にて承知仕候。幕府を始として尾水一橋等、兎角凡庸のみ多く、非常大雄傑の材乏敷殘念の至。其內田宮氏は尾藩の巨擘にて、頗人材と云事以前よりの名譽も有之處、近來の模樣不審敷、其上御書中の趣にては甚以遺憾至極、賴少き事に奉存候。立花壹州少々田舍料理の山に候得共、頗氣力物と申事、如貴書列藩大夫中稀成一男子と奉存候。今度柳藩より建白有之所、正義可愛物と云事、此表に傳播仕候。實否如何と奉存候。壹州え答書可遣筈に候處、此節分寸の餘暇無御坐、終日夜分に至る迄も、應接人又は勤用指つどひ、依て乍不本意及延引申候。中參政へも同斷に付呈書不仕候。乍憚御面接の節夫々宜樣御傳へ可被下候。以上。

一、鼠山調練御覽の節、御覽所華麗を被極候由、其節の樣子一々傳承申候。御令聞御盛花の上、左樣に被成候はゞ、愈以紅おしろいの粧に相成不申哉。續て江戸川氏の催しも有之樣相聞へ申候。越前勢の銃

陣には當り難しと敬服せらるゝは猶可なり。幕張粧の立派なりと被云候ては、否もの殘念なる事に御坐候。且又俄細工の銃隊、列藩を敬服するに不足のみならず。定て不都合も可有之、御國許の兵勢も如此ならんと、萬人に批判せらるゝも、誠に口惜き事なりと感憤候ものも有之候。已に兵科抔にては、先般より右に付ては、上書も可仕決心に罷在候事に御坐候。此以後の試筆の催促有之候共、能々御思量可被下候。以上

九月廿六日

○安政四年九月廿六日福井皆川平太郎より在江戸邸横山猶藏への書

當月十二日發之貴書同十九日相屆き難有拜見仕候。秋冷之節先以上々樣益御機嫌能被遊御座恐悦奉存候。隨て貴公樣愈御安泰被成御研學候條芽出度大賀之至りに奉存候。此表御留守においても皆々樣御安全被成御揃是又奉壽山候。次に小子無異儀罷在候間幾重にも乍憚御休意思召可被下候。將亦家計之一條御心配之程難有、猶又奉希上候。先方病症も只今にては快候哉如何、御序之節乍憚篤と養生致候樣、御傳言奉希上候。扨「メリケン」の一條、愈廿五六日には登　城之由、扨々口惜き事に候。如貴命今度は落着之勢と存候。附ては貴才には天下の人傑と御出合之由、誠に以て涌山敷事存候。定て直情斗にて、貴信英雄●[illegible]、今後は立花當世は中でも格別人傑之由に御座候とは、小子も今日聞居候、併未だ若年之由に承知仕候、餘程の人材と申す事に承知致候。官に札四傳習は世々有之候得共、兎角立德高宗之如き英主回君之出業候部甚少く候と存候。故に當時は假令世の中に亂儒英雄之人材万一有之候とも、畢竟當時之勢にては手も足も出申間敷、只々立德高宗の世を待居候哉に相伺申候。貴君も御著府の後柿々御工夫も御座候由、[illegible]儀と奉存候。且又「メリケン」登城に付、諸侯方よりも色々申出、中にも立花・水府之二侯餘程の事申上候由、誠に以て左も有之べく、しに付ても　御當家は如何と存上候。先日より諸藩之沙汰は種々に有之候へ共、　御當家の御沙汰は少しも無御座、甚掛念の不、子細は是迄天下の人々　御當家を奉仰慕、列藩格別之　御家、然る處立花水府の御沙汰計にて御座候故、誠に以て不思議、如何〳〵。但しひそかに承り、御内々御當家御建白も被爲在候由、如何〳〵御當家の思召如何深く御案思申上候何分世道人心を維持するは最早今日に御座候。

一、明道館も先追々落着き申候。乍併どうも思ふ樣に振ひ不申、込入り申候。

一、講武所も當月十五日より諸稽古所始まり御開館に御座候。誠に三の丸内賑々敷事に御座候。先當分御館中の揚官、文學所并武藝所とも格別相變候事無御座候。併士氣一向振ひ兼是には込り入申候。乍去追々振立候樣存候。岡田之書状は備に落手仕候。東草先生も益御壯健に候間、御案思被下間敷候。小子も近來每々參り、天下國家の相談色々仕候事に御座候。只々嘆息の次第に御座候。先は萬々貴

報迄如此御座候。猶期永日之時候。恐惶謹言

九月念六日　　　　　　　皆川平太郎

横山猶藏樣

人々御中上

追而寒氣之節相向、折角御厭御養生專一に奉祈上候、小子事は不快は只今にては透と快候間哭々も御案思被下間敷候。當地何成と貴用被仰下度奉待上候。以上。

御他言御無用之事

右副書

三紙別紙の儀小子厚致工夫、最早精力一杯の工夫に候間、何分御盡力被下度、猶又橋本君へも篤と御内評被成下候て、何卒別紙の御處置に相成候樣祈り〳〵申候。將又先程本多源四郎君方へ罷出、其節貴丈へ宜敷御傳言申上候樣厚く被申聞、書狀も無沙汰候段申譯致哭候樣、是又可申聞候間、左樣御承知可被下候。源四郎君とも色々相談仕居候事に御座候、明石はどふも思ふ樣に參り不申、込り入申候。稻葉哉五郎君は誠以て大切の御身分と存居候、尤稻葉内家來にも御承知の通、岡田・野邨・坂部等の人材も相應に有之、又御勝手も宜敷事に候得ば、此上哉五郎君最一段學力有之候得ば、隨分天下の人心なつなぎ候事も出來可申哉に存居候。人材も金も相應に御座候得ども、どふも主人の心失れ程に立兼、誠に惜き事と存居候。附ては小子も近日の内出掛げ、哉五郎君と一議論相立、最早必死必生の域にて大活動な仕掛申度存念に罷在候。併如何の都合に可相成哉、只々其上は天に可有之筈に存候。貴君も御序の節御工夫被成下候て、何分哉五郎君の本心相立候て、金も人材も只今の内天下國家の用に相立候樣、御心配被下度、是又篤と御勘考の程奉希上候。何分大身杯は別てうろ〳〵と仕居候ては不相濟時勢、實に天下國家の爲めに粉骨有之度事に御座候。且又幕府御老中牧野備前守殿御老中御免の由に承知仕候。右御免の譯合は如何の事に御座候哉、内々御問合申上候。猶又御地の摸樣、且御家の思召如何被爲在候哉、委細御申越の程、奉待上候。今便は何方へも書狀遣し不申、貴丈迄要用申上候間、乍憚御承知被下度。右は極内々に可得貴意。早々頓首。

九月廿六日　　　　　　　平太郎拜

猶藏君へ

内事

○安政四年九月廿九日在江戸藩邸の先生より在國の村田學監への書

一翰拜呈。次第寒冷に向候處、先以奉恐悅候。隨て奉拜賀候。此地無異乍憚御降情可被下候。偖此地の景勢先鴻逐々得貴意候通、兎角年來之宿願達兼困入申候。此間中種々術計を盡し、伊賀殿（信州上田藩主幕府老中松平伊賀守忠國）に取込候得共、未だ一つとして思ふ圖に參り不申、嘆息の至に御坐候。彼藩には逐々有志者も有之、兼々承知の人物、植野謙造、高瀨半九郎抔は天下之正論家に御坐候得共、此等は盡く都合不宜、當時は

皆々國元へ歸り居申候。當地在留の有志は僅八木弘介と申者一人に御座候。此者過日來大に振込、何分天下の爲よりは、我君の爲に候へば、是非一藩を公論に爲向、序に我主の趣向も仕替させ度と申、大に肝膽を碎き心配仕候。偖八木之思込は、第一此等の事臣下より出、草莽より發論仕候はゞ、却て沮格猜疑の基故、何分三宅對島守伊州公之兄也(三河田原藩主)を説倒して、越前公の御咄指出し、夫より正説を爲吹込、有司之向へは自分より逐々議論相始め、内外交發の策。此策を以て三宅へ罷越、先對州に對面不致前に、有志の家老松岡次郎に其趣相咄候處、迚も／＼六かし。當時對州は右樣の事も可有之存じ、頻に形迹を避居候間、中々越前公邊へは罷出申間敷候。且罷出候義は、對州の有益にも相成候義に候へば、如何樣とも周旋致し指出可申、此丈は次郎も必定御受合可申候得共、伊賀殿へ被申込候上、信用可必行とは中々以て難申。其故は先年酒井雅樂頭(播州姫路藩主)娘を因州公(因幡藩主松平相摸守)御簾中に可致世話を申入れ、既に調談に成り掛り候處、伊州一人して、彼は水府老龍の子也と申斷切候事も有之、伊州の彈劾中々今迚も龍公の事は放念不致候へば、迚も此策難被行と申、依之八木の第一策容莫に相成申候。

第二に、藩老岡部四郎兵衞に伺候致し、吾君の御再勤可賀事に候得共、今度萬一御不都合の事有之候ては、實に千歳臭名を青史に殘し可申、就ては何分天下第一等の御名譽御德望御座候君公を得、御相談相手に致し候はゞ如何可有之哉と申候處、四郎兵衞曰、誠得予心かな。八木曰、然らば其邊周旋致試候ては如何と申、四郎兵衞曰、其方其邊に手筋も出來可申哉。八木曰、拙者江川へ砲術に付罷越候、齋藤彌九郎は江川肝煎に候、其彌九郎至て越藩へ懇意なり、此より相願候はゞ事唐突にも候はずと申。四郎兵衞曰、善、さらば何分今兩日相考、君侯へも其段申達、其上にて返答可致と申。且其節申候には、當時は誠に金子に指支へ困入申候。御自分は隨分世間も廣く候へば、何ぞ才覺は有之間敷哉、此方へも御役成砌

りより、鈴木藤吉郎を始として、方々より申込も有之候得共、鈴木の外は何れも小員數、其上先き惡く、氣支は敷、手出兼申候。其故未だ屋敷替の見詰も立不申、甚以痛心の至に候。八木答曰、此等にも越へ御交りの上は、何ぞ才覺出來候はんは不可計、其故は當節彼公御介名雅俗に轟き候故、必銀主邊受も可宜、殊に御大家の事なれば、必ず山師めきたる銀主は有御座間敷候。左すれば今度を機會に、萬事越公御相談相手に御頼被成、其邊より御用度の事迄も御縋り被成候はゞ彌增御實意の御談に相成可申候。彼公を後詰に被成置、天下の御政務被遊候はゞ、恐く水老始誰一人何とも不申は眼前の事。從來惡評も必釋然可相成と申候處、大に同心の由。其序に紀州西城に可相成沙汰一面に候。若愈其運に候はゞ、水土（紀州藩家老水野土佐守忠央）必御老中御加判可相成は勿論に候へば、其時當時の御老中一人として敵對出來候程の才力可有之哉左すれば吾君始め水土一人の奴隸に被相成候。同前可嘆事に候と申候處、岡部も同樣、此義は深く憂居申候。乍去、彼者之嚴しく立廻、要路權門に取入居候に付、殆んど仰天に候と申候由。

右之次第先不惡候得共、迚も何の途より策必行可申とも不測、甚以痛心致居候。右の外方々より周旋致吳候向も有之、彼是よりの注進も有之候得ども、此は文略仕候。

雪江兄も建儲一事には深く打込、日々奔走周旋御座候。其精勤小拙深く愧入申候。上にも彌益の御思立、小拙抔も粉骨碎身仕、此一事全然完了仕、聊も英懷を奉安度奉存候位に御座候。

邸内は先別事も無御座、至極御靜謐に御座候。昨夜八半頃地震、爲指事は無之、兎角此地は折々小震有之、甚以心地惡事に御座候。御地の氣候は如何、唯今にては秋收も相分可申候。米價如何、一寸承度奉存候。

井上剛介義、此間より、此表に來春迄罷在候ても格別の見込無之趣申居候に付、御國表御人少御指支にも相成候段罷歸り度は、此節ならば隨分御用の一廉に

も可相成旨、平陵より咄試候處、大に歸思動候に付、愈其趣に取扱申候積に御座候。右に付昨夜も又々申越、靈岸島學校當時假りに手配致方等相談致置候處、荒々見込も相立候故、愈北歸の趣に近々取計可申候。兼て御談御座候事ゆへ、態々御掛合不申上、此表切にて取計候運に致置申候。左樣御承知可被下候。迹の處は先松田東吉郎一人振退勤致し、其に山岡、小寺等相交、素讀世話爲致、横山猶藏折々見廻り、會讀預りに申附候心得に御座候。迹も名利狗鼠之輩格別之振込にも不相成候へば、指して骨折候甲斐も可無之奉存候間、先右等の手配にて打捨申置候積に御座候。植原氏は摸樣により井上に指添、御國へ遣し可申も難計候。併し此は尙又熟考可仕候間、左樣御承知可被下候。

「十三經」一部、小拙出立前明道館へ相納め候樣申殘し參り候。定て御入手と奉存候。其中「春秋」丈不足に付今便御廻し申上候。例の通、參政より御受取可被下候。右當便要用而己申上候。尙次便逐々得貴意候早々不宣

九月廿九日　景　岳

慧堂老兄

二白　御自愛爲道奉祈候。長谷子へ宜、矢島、毛受へも宜、安隨、神原、山口へも宜御傳聲被下候樣奉願候。

復齋君へも宜御傳聲可被下候。此御方御近狀如何、伺度。以上。

○安政四年八九月頃ならん在藩村田より在江戸藩邸先生への書

御別紙御地の景況逐一熟明仕候。一々御答可申筈に御座候へ共、要文のみ御答申候。疎語の罪御寬恕可被下候。御名譽彌增御盛華、既に於廟堂御推擧を致主張候方も御座候由、此人の見識至極尤の事に奉存候、譬獨橋公を建儲命下り候共、此御方迚も拔群特達非常の英主にても有之間敷、是非補佐の力に賁ら

さる事不能。偖其御補佐之任は當時我公の外誰有て他に可有之哉。乍恐御聰明益。御開明御工夫御長進被成候時は、畢竟今日の大事、誰に御讓可被成樣も無之、御一身を以て御擔當被成、建儲の事は偖置、何もかも御引受の御覺悟に無之候ては、不相濟事に奉存候。大御廊下御同席樣は此類には有之間敷候へども、甚以御案申上候。溜詰邊頻に寄合建白等も有之由に候へ共、却て堀閣にやり付られ逼歸候由承申候。是等は外目八目程にも參らず、何の定策も無之、只管是ては御國體不相濟抔の事と奉存候。獨、我藩の御周旋は此邊と天淵の相違に可有之事。夫は如何と云に、ツマリ天下の大事御引受可有之大豪傑大作略に出て、區々の御周旋一切御指止め被成度事に御座候。然り迚、今日急迫の事を望観出來候ものにも無之候へ共、是は臣子の至情あたりまへの事、必至可盡は勿論の事也。只夫は差當りたる事にて、畢竟工夫始終の結局如何と云處に可有之事に奉存候。夫に就ては愈以て御培養は申に不及、幕府諸有志輩、且滿城中の光景十分御透見に相成、且又四方八面に御手廻り、所謂八面玲瓏に不相成候ては、大任に御當り候事は出來申間敷也。所謂闢四門明四目達四聰にて、御聰明御開發に從ふて豪俊を御近附（別に其人あるに非ず、當時麾下の士を始め名ある人を指す）四方の情を通ぜられ、内外共に御手廻り、精々後日の遺憾無之樣萬願の至りに奉存候。尤四方の英俊を來し、今日の大事隱然御引受を申事、古今英雄の主の難とする所に御坐候へば、百艱難經歷中の自得に在て、一時感慨興起の徒の及ぶ所に無之候へ共、今日の事は只々此邊の所に相決候と奉存、感憤の至りに御坐候。偖於廟堂も愈々衆望衆議の歸する所は、どうしても我公に翕集候は必然に候へ共、公の御一動御一靜は尤大いなる關係に奉存候間、外の動時は愈以持重、且又至靜中能々大作略の御格知御つまり、乘時而必爲の義に可有之乎。近年迄は天下の人望水老公に御坐候所、方今は我公に有之事明白

に御坐候へば、眞に戒愼恐懼の至。如貴書、右之溢美に令不愧之君に致す事不能時は、其大罪重咎誠無所容貽躬次第、一々御尤至極、御同事恐懼の至に奉存候。前文愚意の趣旨御示諭の義も御坐候はゞ、重鴻承度奉存候。以上。

○安政四年十月廿四日在江戸の立花壹岐より先生への書

一書拜啓仕候。先々寒氣强御坐候得共、愈御安康愛度奉存候。然は先達てより種々御相談申上度次第も御坐候處、彼此に取紛れ、其内痛所等にて引入、其儀不相任候處、近頃尊藩に關係仕候要旨、些差急ぎ伺度事件有之、幸今日隙を得候に付登龍可仕之處、兼て御斷被置候儀に候間、一應相伺、此節强て御支も無御坐候はゞ參上可仕、若又御來示被下候方御都合宜敷候はゞ、今日暮迄の内、御繰合出來次第御出可被下候。右兩樣の內否哉御口上にても宜敷御坐候條、貴答承り度草畧如此に御坐候。以上。

十月廿四日　雄九拜

橋本君

玉案下

○安政四年十月廿四日越藩司計石原甚十郎藩命を帶び名古屋へ罷越候節在江戸藩邸先生より尾張藩參政田宮彌太郎へ贈りし書

過日は卒爾上堂得拜晤、感愧之至御座候。時下新寒風力逐日凜洌相成候處、先以御淸健被成御奉職奉敬賀候。然は東着後折々是楮可仕心得に御坐候處、事務鞅掌に付、不敬と乍存不得已御無沙汰打過申候、多罪御叱責甘居候折柄、却て鴻書御裁投、段々御懇間に預り、難有奉存候。且此表之景況內情御分明相成兼候に付、傳聞の所內啓可申上旨承知仕候。不相替爲天下御痛心御坐候條、乍憚奉深感候。此表爲差異狀無御坐候、大抵諸端仍舊貫候得共、本鄕丹州（幕府若年寄本鄕丹後守泰固）之昇進、上田侯（幕府老中信州上田藩主松平伊賀守忠固）之御再勤等、瑣小轉移變革之種子に可有之候。此邊は今般寡君よ

り又復建儲一條御相談被申上候爲め、腹心之臣石原甚十郎（越前藩勘定奉行石原期幸）と申者被指出候間、同人より逐一御聞取可被下候。將又、右甚十郎義は小拙從來同志之者、且御舊識の主稅（越前藩士鈴木主稅）姻族の者にて、何も無仔細人物に御坐候。呉々無御遠慮御咄被下、小拙同樣被思召候樣奉希望候。尤寡君よりも此段執事へ御賴可申旨被申聞、甚十郎よりも此趣厚御賴申上度候樣申出候儀に御坐候間、必御叩底の御情話被成下、聊指支不申候。

偖此度之義は不容易重大之事件に御坐候故、事の始末は寡君呈書に拜陳可被成候得共、尙又爲念小拙よりも副啓申上候。

先頃、小拙東着仕候處、御承知御座候通、内にしては水府老公御引込、彼水野土州（紀州藩家老水野土佐守忠央、居城新宮）之輩、稍々將得意とする勢、外にしては亞墨利加官吏之登營期日漸迫と申姿、實に　神州之御頹運に屬候歟と、乍恐痛嘆作悲罷在候。殊に　廟堂依舊悅從綏怠之御光景、事々悉後着に落、何等より挽回維持相成可申之所見も無く、日々仰天打過居候。然處忽墨吏拜謁之節は、

將軍家には內實御名代にて、御式御執行被遊候筈、其御當選は田安樣に可有之と申流言湧出、萬口一聲申觸候。因て寡君抔の意慮には、萬一右等の機密、他日彼に透漏し、堂々たる

神州　將軍家の贋物を設、外藩を欺候抔申傳候はゞ、以の外

御名聞にも相障り候義、事體不輕候へば、結局最初より將軍家には御故障之義有之、

儲君を以て御待遇被遊候趣、明々地に御諭し被置候はゞ

幕府の御都合は勿論、

皇朝の御爲にも可相成義と被致恐察、其御名代と申處打飜し、直に選儲之御評議に相成申さば、實に天下生民の幸ならんと、千々に配慮被致試候處、追々

列藩始　幕庭之御樣子も相分候に付、遂に寡君よ

り堀田侯（幕府老中下總佐倉藩主堀田備中守正睦）へ御直話に相成候。其趣意は方今御多事之折柄、中々尋常區々之御處置にて、如此頽弛の風俗御維持も可不易、又如此紛擾之人心御保固も可難、殊に今般墨吏登城拜禮相叶候上は、逐々俄羅斯、佛蘭西、英吉利等も又々同樣可願出候。左すれば彌增之御多事は目前の事、且何時何等より意外の事故爭論など出來、釁隙相生候も不被測、乍恐當今程臨深履薄之御時會は有御坐間布、其上上樣（將軍家定公）には御多病にも被爲在候へば、乍恐當今之如き蝟集蜂起之御事務、御獨身に御引受被遊候事重々。

尊勞至極之御譯と奉存候。依之相考候へば何等の御良圖御長策も無くして、徒に光陰消却被成候はゞ、萬一非常の變、草卒に起り候節、倉皇狼狽臣子不可忍之御事柄出來も可仕歟と、旦夕爲宗家悶憂仕居旨、懇切に被陳候處、追々の御物語に相成。然は建儲之外に當今之急務は可無之と中御談話に相運候故、寡君被申候は、其義は固より願は敷義、借其御當運は諸君に可有之哉、拙存には一橋君（一橋刑部卿慶喜公）に可限奉存候。此義は小子のみならず同意の者も夫々有之候、就中、阿波守（阿波德島藩主蜂須賀齊裕）とは竊々建言も可致哉抔申合居候義に御坐候。此處貴旨如何と、推して被問返候處、櫻閣（幕府老中堀田備中守）答には、貴家は御家柄之義、阿州は御續柄之事に候へば、其義被仰立候事至極御尤に存候と被申候由。其後更に工夫を盡し、夫々へ配慮被致置候處、先逐々善兆相動申候て、新閣上田侯には初の程異論も御坐候得共、只今にては過半同意の樣子に相成候。且又久世侯（下總關宿藩主幕府老中久世大和守廣周）へも櫻閣同樣に被相話候處、此も櫻同然之應諾。且何分此義は櫻閣へ御説得希度候、我等は至極御同意に候と被申候に付、即坐に前件櫻閣之說話、乍極密被相語候處、一寸喫驚之模樣にて、左あれば益御同意に存候旨被答候由。其後復櫻閣南閣（堀田久世）之間にて內々相談も有之候哉、去日寡君復櫻閣へ對話御坐候節、此間南閣（久世閣老）へ御話之趣逐一傳承、南閣も我等同樣御尤に存居候と申事被相咄候由。且

其節は弊藩邊よりの建白一寸被相俟居候鹽梅も有之、且被申候は、何分此一議は年來心に貯居候事故精々心配致度者に候抔、物語有之候故、復々一橋君之御樣子御人物の品藻等、不殘御語被成候處、此も頗る御同意と申趣に御坐候由、依之去十六日松平阿波寺樣御連名にて、公然御出願相成申候。其後の景況は何も格別轉變無之、依然たる者に御坐候。尤右樣愈出願に相運候迄には、固より處々無限探索仕候義に御坐候。其大略を云はば司農局監察府邊には內實同意之人も有之、若年寄御側衆邊も受方不惡鹽梅に相見申候。然るに右樣此邊に用意之者乍在、今迄此程緊要之大事遷延致有之候は、全く滿朝諸々趨利避害者多き上、實に右一件は無比之重事故、皆忌諱を憚り顧望を懷き、一人も悍然挺進首唱致候者無之故に候。啻在下の諸有司のみならず、在上閣老方迄も同斷にて、櫻閣を始弊藩等よりの建言を被俟、御評議之一助とも被致度趣、旣に其情實發露、前文の通に御坐候。左すれば眞誠に

宗家の御爲思詰被居候身に取り、漠然閑過難被致場合に御坐候故、幾重にも熟議沈吟の上、竟に前文の運に相成候義に御坐候。偖此義に付ては
尊藩へは昨年來段々御相談被申上候義共有之、御在府に被爲在候はば、是非々々驥尾に被附申立候樣被致度は勿論之心得に御坐候處、不能其義殘憾不淺被存候に付、今般態々以甚十郎情緒啓陳被致候事に御坐候。御遠察にては定て如此重大無比之事、當節の世に於て傀然建議致候は、君臣共思慮不精到、唐突粗猛之狂態と被思召も難計候得共、凡人臣たる者誰にしても其君を愛敬親慕不仕者無之筈に候へば、固より幕議にも關り候程の義は、畏愼を不加故は無き事必然に御坐候。殊に今度の義は萬一吾算に齟齬仕候はゞ、一己一身の蒙罪被譴には不止、其悔殆不可言をも乍心得、寡君之存に任せ建言致候を諫止不仕位に御坐候得ば、小拙一人にてさへ相調候內外之情實も、非一二。まして重役之者に於ては尙更無落注意仕候義に御座候。因て必意外可恐之事故は無之事、

徹底確信罷在候。必ず右等の疑を乍抱、無二無三に
御家柄故御建白々々と强勸仕候義には毛頭無御座
候間、此義は御安心可被下候。又此事専ら
尊藩を被仰候趣意は、何分至重之御事件、別して人
心之向背所決候へば、
幕廷にては是非大諸侯の去就何等に可存と御細究は
當然と奉存候。左すれば天下列藩之巨擘にて、當時
御令譽四方に流播仕居人々取信候
御方様より御進言に相成候はゞ、諸有司一統心丈夫
に相成、幕議速に可相定は如指掌奉存候故に御座候。
尤も列侯巨鎮肥薩陸（肥前藩主松平肥前守齊正。○薩摩藩主松平薩摩守齊彬○仙臺藩主松平陸奥守慶邦）を始め、弊藩御全席邊迄御同意の向は數多御座候
得共、餘り口々に申立諠噪催迫之態、黨與を結申上
候様相見へ候ては、重々被奉恐入候故、外々へは十
分被相包、唯々要領根基之
尊藩へのみ被奉倚賴候。何分天下列侯之惣御名代と
思召、御一聲御發出御座候はゞ、特り
德川家の御洪福のみならず、上
皇朝の御益にも、下蒼生を救活するの御仁術にも可
相成奉存候。右等の條々御推敲之上、貫十郎にも篤
と御詰問被下、此都之情實御了解の上、速時に此機
不失、堂々正々の
御建言被成下候様、疎外の部臣小拙如きものに於て
も奉伏希候。吳々
御懿親御大藩之御一疏、必ず春雷始動之勢、衆草群
卉忽勃然萌芽可生、又宛雷電雲霹閃する如く、衆
盲眼を開き可申は、此都之情實洞察之者は不容疑義
と奉愚考候。先頃拜謁の節は小拙より申上候如く、
方今の幕議中々其邊には可難及、假令此邊に及候も
急には不可行と存居、執事も御同案之由被仰聞候事、
未だ耳底に殘居候。其小拙より只今の如く申上候上
は、從來の景況とは大相違と申事、此一事にて御明
察被下度候。此程の好時機到來仕候を閒却して、鉗
口縛舌致居、他日彼水土（前田紀伊藩家老水野土佐守）輩志を得候節、
噬臍搔首候共、其罪難遁、恐くは識者の所不取と奉
存候。唯天下國家之御爲と奉存、不相替妄言狂語此に

至り、恐多之至に奉存候。乍併言妄狂に至らざれば却て眞情盡されざる處も御座候故、態々删改不仕、その儘呈覽仕候。何卒執事時態之程御斟酌之上、弊藩君臣の切情無殘
尊聽に御達し被下候はゞ、誠以幸甚之義に奉存候。
誠恐頓首。

○安政四年十月六日在江戸藩邸先生より藩學明道館の事に付在藩監察兼明道館幹事村田巳三郎に送りたる書（十月六日付之壹）

去月廿六日御認之御簡本月四日相達拜見仕候。逐日寒冷相加り候處、先以奉恐悦候。隨て御精勤奉拜賀候。次に諸有志一統無事之條、此亦悦喜之至に御座候。季に此表小拙初皆無事研業罷在候。
近來は逐々手分相始堤（福井藩士堤五市郎正誼今の男爵）ヶ騎兵取調並槍術稽古、三岡（福井藩士三岡友藏）は蘭書に打込、傍ら圖寫法、横山（福井藩士横山猶藏）は專ら子類涉獵且小拙手助に諸方へ探索に罷越、其中小拙、堤、三岡は折々講武場、海軍教授所へも罷出候。講武所は、壯大は壯大に候へ共、其實は格別なる事無御座候。永井玄蕃殿には種々非常之企も有之樣子、併武場掛りの者何も庸碌不ㇾ足ㇾ取と奉存候。」當時之勢迚も尋常齷齪之修練にては人材も出來不致義に付、溝口（溝口辰五郎）齋藤（齋藤喜作）にも原書學被仰付可然哉抔、參政とも內談致居候折柄、溝口頻りに原書學致度旨申出候に付、試に爲相習候處誠に善く覺へ、中々小拙輩初め掛り候時之調子とは大相違に御座候。當人も大樂の樣子、夜業は多分原書而已習讀致居候。
齋藤も同斷の處、此は四五日目より體に障り候樣申出候故、「不ㇾ好は無理に致間敷と爲申聞爲相止申候。此は當節寫圖並算術等不斷心掛居申候。右に付溝口は原書學被仰付可然哉に奉存候間、近日參政へ相達、公然爲相學候積に御座候。尤も當人は目今之時勢洋外之形勢を不知しては戰守共出來不申と申し、充分原書上に精神を注き居候事に御座候。此趣御含置被

下、自然錦地に於て沙汰も御座候節は、可宜樣御取斗可被下候。

近來武藝之事少し世話致掛申候處、只參政或は監察邊へ申込候丈にては一向先行不致に付、自分と周旋致試候。先第一、柳川へ掛合槍術稽古に同藩之者指出候義如何と申試候處、先方には大喜、劔槍共何時にても宜と申に付、其後留守居より一應表向爲通置申候。稽古道具未だ調不申に付、未だ柳藩へは參り不申候得共、何れ十日頃には可罷越候。右指遣候人數は、高村荒次郎(越前藩士)堤五市郎兩人槍にて爲立會、吉田榮太郎(越前藩士)荒井榮藏(越前藩士)兩人は長刀之積りに御座候。先方の樣子に依り逐々餘人も指遣候心得に候。此外、柳藩之樣子相考候上、有馬(筑後久留米藩)中津(豐後中津藩)邊へも、手筋を求め卒爾に指越候積に御座候。尤入門弟子入抔と申譯にては毛頭無之、只心易により折々仕合稽古に參り候と申而(カホ)付に御座候。右に付、四人とも大に憤發仕、何分無手と仕負候ては、國辱にも可相成候間、以來は互に平心に仕合相試精々熟煉候樣取斗ひ申度と申合、此間より長刀と鎗、或は鎗と鎗抔、種々下稽古致し、誰不言して他流支合相始り申候。此後、愈此手を施廣め候はヾ諸々憂居候、頑痼之弊逐々解散にも可相運哉、心竊に御座候

館内之事種々被仰下一々詳答不仕、何分追々御聞置之義は爲國家奉遙賀候。右に付、井上剛介義も愈不遠此表出立に取斗可申候。此間調方に手間取漸今日伺書指出候事故、明後日頃被仰渡に可相成義に御座候。當人へは明道館御用多相成候に付、御國表へ引取可申旨被仰渡に相成候筈に御座候。剛介迄之處、横猶(横山猶藏の事)を締方並會讀等に折々爲見廻候積に御座候。平生之處は、松田東吉郎を振退勤に申付、少々(銀二枚)被下にても相添、以來專一に爲振込候心得に御座候。且又、剛介より内達之趣も有之、旁塩原三十郎(越前藩士江戸定府士)剛介同道にて、其表へ文武修業之爲指遣候積に御座候。三十郎居場は相成候はヾ明道館に致度事に御座候。今度も先年之如く、水野(越前藩士水野小刑)

部）抔に居住候ては、恰も貧殖家に團子を與へ候同一轍と奉存候。呉々安隨（又三郎の事）抔と同居等の趣向に致度者に御座候。此段御含居可被下候。將此井上剛介に關り候一義は、此地執政より今便參不申候間、小拙より呉々委細御通申候樣との義に御座候。此段御用席に於て御傳達可被下候。勿論井上一義は平學（平本平學）殿よりも再三掛合有之、小拙も篤と熟談仕候事故、聊も當人不滿底之事は無之候。

剛介龍跡り候はゞ訓導邊と申御內意御座候得共、此は恐くは過等に奉存候。近來相咄試候處、格別讀書之力もなく、義理之工夫も爲指事なし、必榊幸（榊原幸八）よりは劣り可申候。左すれば助訓導ならば格別、毛鹿（毛受鹿之助）同官にては其任に堪可不申奉存候。此義は厚御考可被成候。

武場御盛之義、且又文場大體論等之事、一々拜承御尤至極之御事に奉存候。何分萬事始に宜しく終に空からず、殊に日々繁劇之間は、小人口指も不致候得共、少し萬籟鳴止候と色々奸謀相企、或は意外之變を起し候事、古今の常情、且人情は新を喜舊を厭候事必然にして、年月相累り候に隨而、嫌怠之情を催し、嫌怠よりして同家の御大事をも引出し候事、古今其證不些奉存候。此邊は尚更御周旋益々御注意有之度候。殊に今の如く壯盛に候後にて、衰弊致候ては、恰も花咲木の花咲已たる如く、却て後害甚布相成可申奉存候。何分一時之皷舞御喜なく、永世永續願は敷奉存候。小拙抔も此邊每々初悅後來遠算之事不些、此に至り候ては中々大度量、大達識に非らざれば、動すれば趨時附勢之小人に被欺候事往々御座候。何分善治良法も不久行は成功なし。必ず永續之處願は敷奉願上候。

拾月六日

追々明道館、役輩並生徒之員數之相違可有之候間、次便板帳之寫一冊御廻し可被成候。上にも御覽被遊趣被仰出候義に御座候。

○安政四年十月六日先生より村田へ送りたる書

極秘內用

執政東篁(東行)云々拜承、此義は　呉發可前(御發駕前)伍庸邊野(御用部屋)に於て宗担(相談)之上、白犬(狛)參り候方、呉用鞭(御用便)に可相成と相段(相談)に相成候事有之候。其節白犬(狛)領掌、聊還念無之臆樣候。孰れ字考(大濱)之節其通可申參答に候、左樣御承知可被下候。貫殺(監察)は湟(堀權之助)と申事一寸間たらず、併し例之吳人少(御人少)故格別之事も有之間敷哉に奉存候。尚可然御忠委(御注意)奉願候。以上

○安政四年十月六日在江戸藩邸先生より在藩の村田監察に送りたる書

(十月六日付之貳)

建儲一件、過日來種々御心配も被爲在、色々手段を盡し候得共、兎角九十九橋未だ滿數之者に不相成、甚以焦思仕候。伊賀殿(幕府老中松平伊賀守)方へは此間も申上候通、樣々手を換指込候得ども、一向其證なく、此頃は入木弘介も實に不快之由、小拙案には、當時閣老中正論は久世侯(幕府老中久世大和守廣周)に可限候へば、迚もの事に微力ながらも正論家へ正論を吹込、正論之黨勢盛に爲致候はゞ可然哉、若夫も打滅され候へば仕方もなけれ共、夫はよもや爲撲滅もせまじ、亦此方より內々ながら諸方へ吹込扶助致候丈は出來も可申と存、雪參政(福井藩側用人中根靭負)と相談之上、　尊旨を伺候處、益々左樣にも被思召候由、幸の事なれとて、即昨五日御逢對被爲入、先過日之御建白より御發論に相成、其是非當否御開糺之處、一々御感心御建議御尤至極、更に間然なしとの御對、暫時は御賛稱之聲も止まざりし位之由、續て時世の論、何分發憤振勵、天下之最大難事不被舉行しては、此時に當て、經持挽回中々不容易と申御論に相成候處、此又御同意、續て海防之御論、又海防之本は、國內之人心を統丁、士氣を勵まし候事、此に至りては建儲の外に策なかるべしと申御論判に相成候處、一々御感服、就中、西城之義は兼々存詰候得共、兎角色々異論も相立、于今決着不致候、此甚懸念之至、何分此義は不違何

とか致度者に候。何分其邊堀田（老中堀田備中守正睦）へも被仰下候樣呉々御頼申候と御答御座候。依之過日堀田へ被爲入候節之譯合も一通り御述へ被成候處、一寸喫驚之御模樣、尙又此上にも堀田へ厚く御申聞奉願候、自分義は御同意千萬と申事御答之由。依之又々西城と申候ても、當節之勢長君賢明を仰ぎ候事に候へば、外人よりは、一橋可然哉之趣、且橋公之御樣子一二御演述御座候處、此亦隨分御受方宜由、因て伊州御事は世間種々風評も有之候。此人心中は如何可有之哉、此へは右等之說行れ可申哉如何と被仰候處、此へも何分再三御說得可被下、此者新に出勤相成候事故、別て御明了御告諭可被下候。尤も御願は堀田へ御出し、其上にて伊州へ被仰聞可然と被答候由

右に付何れ今一應堀田へも御出御熟論有之、其上にて伊州へも又御逢對被遊、是非々々建儲御決定に相成候迄御推結被遊候思召に御座候。併し萬一猶之馳走犬に取られ候ても如何に付、紀藩（紀伊藩）は不宜、是非々々一橋可然と申事は、御書取にも御載可有之義に哉、又は御副書になり御認可被遊哉、此等は未た不相定候。又尊慮には、右等の次第尾藩（尾張藩）にて承知不致も不都合、且は尾藩よりも助力致呉候はば格別有益にも可相成候間、今一應堀田へ御逢對之上、愈建言にも可運次第に相成候はゞ（此未だ極秘中之秘）極内々十兵衞（側向頭取桑山十兵衞）にても彼藩迄指遣、說破爲致可申との御沙汰も御座候。

誠に難有次第何分夫迄之御盡力に非ずしては此程の大難事可被行とも不奉存と言上仕置候。右樣之次第篤と御推察可被下候。先格別惡候と申も無御座候得共、兎角誰一人擔當としても遂之場合相勤候者無之故、天下之事悠々杳々今の如く相成居申候。誠に可恐次第と奉存候。伊州君（松平伊賀守）は別に惡事沙汰も不承候得共、全く因循苟且家に相違無之、其上頗執拗之邪才有之趣、和州侯（久世大和守）は、近來彼藩に有志之人物絕無と相成候以來は、景況外洩不仕候へ共、先鐵中之錚々たる者に可有之被存申候。備州（堀田備中守）は唯因循を好まれ候へ共、其性姦惡ならず、所要直切

に過ぎ却て浮薄之患有之、誰說にても御聞込被成候驪梅、併し先天下之權は此三人と申中、重に備君に有之候。次に川路（幕府勘定奉行川路左衛門尉聖謨）隱然として掌握之中に大權を弄し居候樣子、只今にては少し有志之者は皆大奸々々と申居候位、只今に至り候ては稍林伊（幕府代官林伊太郎）之先見に服しかゝり申候。何分他人は不足惜、川路は實に嘆ヶ敷奉愚考候。

水野筑後守、此頃長崎に罷在外洋へ之出銅を禁じ、荷蘭も承伏仕候と申事傳聞、川路之評に、新筑後以後、後一筑後ありと申、稱譽致居候由、其委曲は未だ明了ならず。」夷人登營、官吏一名通辨官一名のみ、明七日下田出立、十二日着、十六日登城拜禮と申事、其御式右內々拜見、誠に御丁寧なる事に候得共、先々二名丈にて爲指無禮も相働申間敷、其邊は少し安心仕候。併し彼等申候に、日本人は軍艦應接には懾怖致し、一介之使節には驕慢に有之候、我國抔にては左樣之事全無之、一人も千萬人も和親之國より參り候者には、一樣に取扱候と申出候由。一々我虛恐之肯綮を被見抽、苦喫之至に御座候。

十月初六

○安政四年十月七日在江戶藩邸先生より在藩村田監察に送りたる書

（十月六日付の二）

別啓

建儲一件、別紙之譯合に付、當節は專ら和而不流御工夫御勸申上居候、依之調練を始として、其外雜事は稍時勢に連れ候氣味無之にもあらねど、小拙は深念有之態と御止不申上候。乍去此も甚しきに至り、天下に傳笑可致、後世之淸論に可懸は急度默容仕間布候。何分當時之勢、天下之盤石、唯越前生之一麻繩にて繫縛して運轉せんとする驪梅、此間へ立て、好て異を立、潔淸を勉行も一時之快意には候へ共、宗社之爲、御謀被成候には如何可有之哉と奉存候若其とも强て事理に悖り候樣被思召候はゞ、御說得可被下候。小不忍、亂大謀、又は暴虎馮河は聖門之

大戒、尙今一層至重至大之御體になり換り御考可被下候。此節は乍不及狄梁公之迹爲追奉り候心得に御座候間、吳々此處御推察御再考可被下候。其上にて如何樣之議論有之候共、小拙急度其人に相對し說破可致候。只今之御所置流浴に溺れ候と申は是全書生不ㇾ識二時務一之論に御座候。小拙存念にては、此後は益諸方へ賄賂等迄も致し度と思ふ位に御座候、まして調練御見物、或は假細工之一隊位は不ㇾ足ㇾ掛二齒牙一と奉存候。他藩にて假令如何樣存候共、後日實場に於て越前勢衆目を驚し候はゝ無遺憾候。今日之名譽は此上に無ㇾ望奉存上候。御見物所華麗と申も、定て修行詰抔より、何かの自慢に申上候事と奉存候。此も我々式の見物所ならば左も可有之我　公之御見物には、さまでの事にも無之と奉存候。殊に當日は御客も有之候へば御一手切之時とは少々差も可有之候。假仕立之陣隊も大に出來宜、隨分上段之中にても上々方に附候位、尤も其前には必至演習も有之候事に御座候。且右樣諸方の中へ打交り講究致し候間には、自然發明の種に相成候義も御座候。吳々此等に御費念は閑事と奉存候。何分小事は倚置、只今大に　御圭角現れ候と、天下は水土（前出水野土佐守）の物に相成可申、此衰世に處する君子之疾苦、歷史上に於て御推察々々々。

笠原より、別紙之通り申來り候、鷄之義何ぞ仕法も有之候はゝ、長谷へも御談し被下、可然御取斗可被下候。何分實に紙上之通ならば、可憐事に御座候得共、今瑞軒は折々奇術も有之候間、何分長谷ぇ御談し可然御所置可被下候。尤當人には御兩君へ御相談申可然旨答置申候外塾一件は誠に尤至極、此儀は何ぞ御所置奉願候。何ぞ暫時之間休暇相拵、暑中は水練、其餘は調練之步法及銃法等教へ候ては如何、尙叉、御考可被下候。原五郎八加藤文太郞、有澤權四郞、三人見請無之由、西尾より內達有之、執政抔は歸國も可申附哉抔申趣も有之候得共、本紙之通り堤逐々多用に付、原義八、堤名代に馬書開書之方へ差向、加藤は小拙手傳寫字寫圖之方へ引取候積に御坐

候。兩人共近日より手始致し、此にて一責め致試可申了簡に御坐候。

過日より之御催にて、立花、土州、川越、因州、之四君、大學御會相始、即明七日御集會に御坐候、御盛事奉感仰候。小拙に侍講被仰付、山野之鄙人、俄に肇跪曲擧之擧動甚心痛奉愧入候、御一笑可被下候。

早々不一。

十月六日

時下御自愛爲道奉祈候。以上。

今便長谷へは不沙汰仕候、宜樣依例御通達可被下候。

愛軒（福井藩勘定奉行石原甚十郎）擯屋敷舊宅より手狹に相成候由、實以左樣之義に御坐候哉、甚だ氣之毒なる事に御坐候、尙篤と御取調べ被下候樣奉願候。

抑致問答」一冊二篇目、此復齋（前出家老本多修理）君へ御廻し奉願候。「濟世三方醫戒」四冊共乍憚宅へ御屆奉願上候。「西說斥候」明道館御本に、破邪集は石原甚十郎より獻上に御坐候、此亦館本に可被成下候。「厩馬新論」も館本に右之通、御側御用人より御受取可被下候。

以上。

十月七日

○安政四年十月六日柳川藩士池部藤左衛門より在江戸同藩家老立花壹岐へ送りたる書

一筆奉啓上候。寒冷相催候處、先以

君上泰山、奉恐悅候。將又

尊公樣益々御安泰可被成御座候、乍憚奉恐賀候、隨て私儀無異に罷在候間、乍憚樣尊慮易御思召可被下候樣奉存候。

一、乍恐方今我　日本之時勢に、詳に妖夷諸州之形勢に明に、天地之大道を知り、而る後に天下之務を論じ、天下之經綸を施し、方今之大弊を支へ救候事も出來申べく候。故に妖夷等之御處置は、御高論一々深感敬服仕候へども、間々愚說も御坐候。乍併舌筆の及ぶ所に無御坐、何も閣置仕候。夫れ天地之間唯是一箇の是あるのみ。誠に是我に有る時は、天

下亂ると云へども、我亦何を怖れ何を怨んや、是彼に有る時は、妖夷と云へども、何ぞ侮り輕んずる事を得んや。唐、大和の形迹を離れ、天地の大道を以て、世界萬國に應接するは、今日の時務第一義是也。而るに一國天下自己眼前の是非さへ辨へ兼候末世と相成、如何して彼使者を討し、彼妖夷を固絶し、我日本の大義を明にして、彼夷賊の侵掠を折衝せんや。夷人登　城いたし候とも、速に兵戈動き申間敷、此頃彌以夷人之我儘相募り、　公儀の御處置相戻り、人心憤起、此より如何の成行に可相向哉。此等は固陋の見も御坐候へども、是又筆に任せ不申、閣略仕候。

一、天下之武備と申事、唯々器械之末又は、僅かの家中侍斗にて戰鬪仕候心得、是れ大に間違にて御坐候。武備之第一義は、撫民之仁政是也。此後萬一天下之兵戈動き候節は、鄕民の豪勇を唱へ忽精兵を養ひ來候事、小生之胸中十萬之人數は不日に出來仕候、如此大眼目に氣付無之、武備と治國の政道と二端に相成候事、尊書中に被仰示候通り民に取る事不止、夷人邪教民を懷け候義誠に御高論感心之至に奉敬服候。且又、

公義に武備の弛まざる樣に御世話抔と仰立、此れは御自省も不被爲在御儀に、乍恐奉存候。國々の武備は治道の一端にて、旣に治道之任は人君の天職、公儀え仰立御願に相成候に及不申候。乍恐御一己々々自國の治道如何成行居候哉と御自省に相成度、一通りにては不相濟御事に奉存上候。

一、天下の是非辨へ難き事は、此節越前、肥後之儀に付相知れ申候。中々一通り己れが固陋の見識、好む處の私心抔にて、此が是、是が非と申時は間違に堪不申事に相成候。越前にては、横平、天下の人豪と被思召、上御召請に可相成御運ひ、殊に肥後、時勢の六ヶ敷所迄御詳慮被爲在御懇誠の御事、泣て感心罷在候。然處肥後にては、僻者差上候ては如何なる無禮等可仕哉、心遣抔と申事に相聞、一は是、一は非なるべし。肥後是ならば、越前非なり、越前是

ならば、肥後非なり。横井一人の身に、兩國の見る處、如此不同御坐候。天下の事皆盡く是非の鬪爭、斯樣なる儀に御坐候間、人君たる御方誠に格知の御工夫至善に至り玉ひ、眞是、眞非に明に寂然不動の大本相立、感じて天下の故に通ずる大道被行、聖賢の域に到り玉はずしては、天下の務に應じ、萬民の極を立玉ふ事出來不申候。噫世間紛々、俗說毀譽得失亦何屑々論ずるに足らんや。

一、天下之治總て得其人に在之候、他は一切論ずるに及不申、故に人主の職、人を知る最重大に御坐候。人を知る事、己を脩るを以て本といたし候。己を修むることは、師儒人を得て、聖賢大學之道を講明するに在之候。先便の尊書中、御大名樣御會讀、天下の美不過之奉存候。乍併師儒之御撰み誰れに被遊候との儀無御坐、御內便より差上候書中に申上置候、決して師儒無しには相成不申、一通之儒者にては成不申候。責めては越前吉田(東篁吉田悌藏)にても罷出候樣奉希候。師儒を得るは第一等之大事、此第一等を缺く時は、御會讀之美名ありて、御會讀の實は無御坐候。故曰、天下之事、第二等之理は無之候。萬一有之時は此學は全く無用に歸し申候。

一、御內計御直りに相成候樣奉懇祈候。此亦第一等之目當無之候ては不相成候。第二、第三枝葉に落候ては、一日の精を救ひ候へば又一日丈けの精は盡し可申候。右第一等の至理と申は、國是を明し、人心の歸趣を定め、能を使ひ、賢に任じ、爰元大坂江戶共に、御館入とも歸服仕り、精々御忠節申上候所に御坐候。此等運用之處置に至り候ては筆に及不申、閣省仕候。

一、君上御好學に相成、御見識洒然として流俗の絆を御脫し、天地之間一箇の至理あることを御存知被遊候て、精しく御求め被遊候樣、日夜奉祈念候。虛前君臣へ御咄合にて、尊公の御忠誠御血懇奉希候。乍恐、是則尊公、今日之第一等之御處置にて、此より外に被遊候事は無御坐候。　君上さへ御好學、天下萬物の理に明く成り

去月廿三日發、華簡忝拜展。冷氣日加之節、先以奉恐悦候。隨て奉賀候。御留守御安慮可被成候。次に御放念可被下候。扨、幕中近況風雲變態豈料、伊州(松平伊賀守)再現、泉州殊遇、剩へ福山(阿部伊勢守)所替之企有之由、風説起り、老公(水戸老公ならん)にも深御痛慮之御樣子。依之、表裏内外無御油斷御輸誠之由、扨々驚嘆至極。如レ諭此節意表之覆伏突起別而大御煩劇之程不堪遙想候。殊に、儲君一件、其後之景況十分御嘉納之上、堀閣御直話に相成、尙も阿公(阿波藩主松平阿波守)、御仕懸、本丹(本郷丹後守)引合之御趣向御運策有之候得共、新閣素より樹レ異爲レ人云々、其上老公(水戸老公ならん)勢屈に憤懣を懷居候事分明に付、暫御見合却て伊州を動し候御手段に被及度旨、委縷御細示、逐一拜承、不相替御精到感佩々々。此上至誠感應之程企望之外無他事。折角動止御自愛御堪事被成候樣千祈万禱。此一節唯々喫驚痛恨、一々鷃鵡之貴答に不及候。

御別示忝拜見、愛軒(石原甚十郎の事)一條其後之景況、如案頻に御依賴中候に付、執政邊色々御周旋之上、諄々玉ひ候はゞ。國家は治まらざらんと欲すと云ふとも得べからず候。此他十時太夫(柳川執政十時)へ奉願長書三通迄献呈仕候間、近日は相達御叱覽被成下、尙又御垂教御叱正奉希上候。右之段迄爲可申上如此に御座候。恐惶謹言

十月六日認　池邊藤左衞門

永益(花押)

壹岐樣

御取次中

尙々乍憚時下折角爲天下御自愛専一に奉祈候。村田へ返事迄狀遣候間、乍恐御序に相達候樣奉願候。扨又、御出立前薄野子迄願置候鐵茶碗古き物壹ッ此節成瀬歸郷の折拜領仕度、重疊奉願候。羽倉へ御咄之節、御序に可然、乍恐奉願候。他後雁に可奉申上候。再謹言。

○安政四年十月十日長谷部甚平より先生に送りたる書

御忠告被下候處、終に先々鎮定に相運候由、縷々被仰下忝致安心候。當節不容易御多慮之中別て奉謝候。彼來書中にも話出來る人は貴兄斗、追々之御多事に付無據又々長らへ候積りと申越候。實は執參にも多々脱漏有之由、定めてと被思遣候。兎角此境に臨み、常に憤懣生じ易き病有之、此後とても能く御周旋之程御託申候。當境群宰春來之御誂へ通りに、何も相背け不申、隨分俛焉として終日精勤有之候へ共、いつも寂然たる物、是全く上に鼓舞發動之力乏く、下に悃々排出之情薄く候故と、此頃より上下を動し懸け候處、如案群宰之方には、意外之逘迎疑惑を懐き居り、別て岡田(岡田喜八郎)之間違に至ては抱腹に不堪事共有之、却て勝木(勝木十藏)の無邪氣無造作に鞭策せられ候位之事、笑止千萬。何分執政有司會讀、彌增盛に相成候樣致主張有司各御用席へ出でゝは當務之自慢話する樣に有之度事と、頻りに勉勵、チモト(千本藤左衛門)高テン(高田孫左衛門)本復齋(本多修理復齋)大に勢宜敷、御同慶に存候。巽與少々づゝ勢宜敷方、大セイ(大井彌十郎)も七の夜會へ引出し申候。武場職務都て執宰にて之をし之上、掛り執法へ懸る樣相成候間、士の確心忽[illegible]致し候。中々今一層之精氣は無覺束候へ共、聊も係說滯候無之、別て御家流面取に至ては、朝から晩まで、放發手續の教示聲を枯し候位、大骨折、放發場の大厦も狭少に相見得候位に候。好物も轉役之處、毛(毛受鹿之介)奈(奈良[illegible])葉、嘆許之意味も無之、追々進取勢相見へ、德山抔も近頃は出直し申候。製造局何等之異狀も無之、造船も都合宜敷、租地租も出來候由、先々右等之景況に候間、深く御勞思被下間敷候。

愛軒(石原甚十郎)轉宅之處、新宅之由には候得共、長々不手入舊宅に比し、間所都合等違ひ、疊數も少く、旁出入之物抔迎合、阿諛喋々敷申立候に連れ、婦女子之管見頗不滿之意思有之、愛軒間取思はく如何と案申候。尤御承知之舊宅賞大井破庭何の取得無之、則此雪中油斷も不成位、全く心得違に有之、併し執法調も些と疎漏之樣子、夫是兼て御心得置可被下候。

今度御屋敷代地に付御拜領金之仕譯、愛軒建議之上、半分御造作之方へ宛て、半分は御國へ引取利廻しに致置度旨、一應尤に相聞候へ共、先きの見へた世界土木に五千も費すは可惜事と存候。成丈御開場御事輕に出來、御國廻し相增候樣致度事、御國にて利潤廻し致置候事も、小金と違ひ大金之利廻しは所詮緩急之間に合兼候故、畢竟當節積金致置候方大有力に有之、其表にては別に物數寄不致、其表の御入用は都て御國へ爲打任候樣に致度、韓信大軍之資用、都て蕭何に託し候心得に相成呉候樣相願、此等之辨論態と往復は相省き候て、心事貴兄に御託し申置候間、以時御諭解宜敷御周旋被下候樣御託し申上候。金繰の權は二本に不立が宜敷く、呉々御良察可被下候。當年も神邸一件澤山之中立に相成候間、卯年故徹を踏、其表銀主、其外田安、一橋御拜借筋御斷延相目論見、今一層喰出し申度、過便。。愛軒へ申遣候處、連年之斷り、面皮も有之迷惑之樣子、粗筆頭に相顯はれ申候。隨分遣らぬ氣には有之間敷候得共、負ふた子に被教候心持かも不知と相察候へども、此儀利慾斗に無之、御介譽御退避之術にも相成、旁專ら致渇望候事に候。此節海賊相働候てなりとも溜込可申場合、雪江へ十分力を御入被下御主張之程奉希候。土地開拓、生産仕出候にも、資用給せざれば相叶不申、軍艦も十盃斗製造出來候はば、始て如意相成可申事。此節奉書紬世話幷五箇紙職世話等（無類の名產と稱しながら困窮中立、絕事年久く候處、今度時節到來、切込て研究に及候處、誠に結構至極の名產に無相違、燈臺元暗し、今迄放下致居候事多罪、凡一年の活計正金を取入る事一万金餘、全く沃土遊惰にて、貧富偏倚疲弊極りしなり）精究之上追々取懸候積り、大分面白事に相成申候。銀局彌靜謐、最早下相場相止、御定め直段にて世上差支なく取引致し、彼米伊三なる者も力盡て逐電致候。

松河動靜如何、此人司會府の老奸賊稱有之、幸に取入候はば、公金御猶豫筋等之道筋功者に可有之、雪江へ御添心被置可被下候。

先鴻脫落、鈴木小三郎追々順快、唯今にては門前嬉遊も出來候位轉宅も相濟申候。併此頃も相尋候とき、手を執見候處、脆薄如綿、窃に嘆息致候事に候。

先々御安意可被成候。御序に桑山(桑山十兵衛)へ最早深案無之様御申通可被下候。

新郊外塾建前取懸り、高島稽古所御買上、塾に致し夫に建出出來候。余程手厚く仕立申候。餘は閣筆。早々拜答、如此に御坐候。恐々

十月十日　修　溪

景鄂賢兄

密用復丙丁

○安政四年十月十日在國村田より在江戸先生に送りたる書

御出立前、御貸被下候貴書封事二通、御返却仕候間、御請取可被下候。何れも確當明説感入申候。九月廿三日之御帖拜見、先以　奉恐悦候、誠に御屋敷御拜領一件是又奉恐悦候。隨て御安健御精勤被成奉大賀候。當地御萱堂君御始御安全御留守被成、重々奉拜賀候。小子も繁務取紛毎々御不沙汰罷過、不本意至極奉慚愧候。次に舘中役配依然、去三日岩外(越藩士岩外次郎)助蒙養師御免被成、御製造方見習被仰付候、依之、衆教官肅然聲省之勢に御座候。扨又先達而より兎角衆惑蒙昧、況哉慷慨義烈之風聊も振起無候て、如醉如眠、實に綱常を明かにし、忠義を勸め、人心を鼓舞し、多士を造育するの地にして、如此萎靡固滯せる事、感慨有餘。右は小生一分之覺悟に有之事とて、晝夜痛心に奉存候處、矢恕(越藩士矢島恕介)は中に不及、已受奈良邊を大に肩を入れ、每々深く相談も有之候て、近日來は餘程醒眼之意思に相見へ申候。前万(越藩士前田萬吉)は依舊多病、德唯(越藩士德山唯一)近日是非に役替を手始にして、專會讀講習に精を入れ候樣可致と振込居申候。必竟上の令する處、下の行ふ所、同心合一に出て聊も疑惑あることなく、面々各々、思込表裏なく其職分を果す所にあり。兎角是迄、教官之思ひ込、上の令せらるゝ所と甚逕庭、故に每々御趣意之妨害と成候樣の事出來申候。實以奉恐入候。此邊之事敎官列醒眼に及び、初て舊來の了簡謬誤成事悔悟有之

候。此義に付ては總教之御方も專ら心を盡され、就中復君(本多執政)之力多々なり、此上愈以、左提右挈、是非々々一整頓に及ぼさずして極めて不可止事に御座候。七の日役配輪講繰合せ候て大方罷出、總教方も不缺御出席有之候。同日晝後大學會には執法且釣谷(長谷部甚平)も罷出候。いつでも議論剴切、暮時に及び結局有之候。同夜、孟子會、此間より、大井氏も出掛申候。此人才敏なれども誠實の意思薄く、又知見明なれども却て風波艱難勞事に堪る含忍之力乏敷樣子に相見へ申候。可惜々々。然れども才知敏速、中々現在執法失法列の不及所、井堀(監察井上彌一郎同堀權之助)輩毎々一本論や間にして無言類の列に非ず。然れば是又幾んど可愛乎否哉。先日より復公大に文武百官の向きを定め、宗旨を一にして衆務更張せんとの存慮も御座候得共、未だ其要機を得ず、只諸有司始諸家中甚繁勤劇務、安佗の念慮萠す間隙は有之間敷候得共、偏に恐くは、日にして數へて餘りあり。月にして數へて不足之憂あらんかと戰々懼々之至に奉存候。土監云々に付、本飛公(本多飛驒)より云々の事一々拜承、近日は此邊之事も勤向相定まり候に付平坦、何も御懸念被下間敷候。

武藝所相變事無御座候。詰日被仰付候面々、成丈け始めに相詰候事故、月季は大勢込入候事無之、年然稽古は定刻迄有之候。此節は月始め故多人數詰込申候。何分此上一層人心の振起候處は、必鼓舞に有之候。鼓舞は必其人に存し又作略も精々可有之事、此邊色々考案を廻らし居候事に御座候。

寄宿の事不相變願出候に付、河合、山口、加藤、鍊下、山三、岡、生田の列相許し候事に御座候。○印之面々は別に置候て精學爲致候方可然奉存候に付、其心積り仕候。

先日より明石錄頻りに游學之事願出候處、又々山口も其尾に付申出候。然所、兩人志慨は可賞なれども、一向に趣向無之、唯神國の道を推明すの腐儒の眼を覺さすると云樣成事斗にて更に致方無之、依之先々指留め置、相宛し不申候。何地へ參り候共、彼等に

益あるべき巨儒豪傑の可倚頼もの一人として無之事。左候とて外々之益に成程之事は、兩生の濟得べき才識にも非ず。且又御地へ參り候はゞ、老兄之御處分も有之候得共、少しは御間にも合、又當人之得にも可成候得共、兩生見込は全く京坂伊勢邊にあり。於此尤不可なり。且横井翁北歸の約もこりあり。又當時役配之面々大に整頓すべき機會に中り、彼兩生も緩ふすべからざるの時なり。此彼之譯合にて呉々指留置申候。併兩三年の中には孰れ本志を遂げさせ可申義と奉存候。河合當、先達て歌溪(ヤダヒダニ)(越智之方なり)より硝子石を取出候處、甚絶品なり。近來又々海邊手寄能所より石炭爲堀出度、御製造方相談有之、其方罷越申候。且又當人義素志之通り、蝦夷ゑ來春迄には是非々々致出立度旨毎度申出候。當人義老兄には御堅約も申置候樣に申居候。愈其御地にて此邊之事も御内調之事にも候哉。此生魯純艱苦に堪る所あり可愛、去共甚無智識、應接等之間尤庸劣可笑、故に愈彼土形勢、地理、物產、人情、物理を究め候事大任にして、此生の及ぶ所に非ず。横谷(横山猶藏)三友(三岡友藏)堤。五(堤五市郎)又は此表長谷廉(長谷部廉藏)之列にて都合三輩斗りも參り候はゞ、少しは見聞の益も可有之哉。尚又御熟慮被成置可被下候。君澤形船造も、且都合能運重疊可喜。佐權(佐々木權六)精巧、是亦實に可愛なり。存外只今之所は手廻しも宜敷に御座候。愈來春に至り竣工之期も有之上は、運用のことに及ぶべく候得ば、是等に付ても蝦地の事萬々究め置度事に奉存候。編山侯にても、昨年當年兩度迄も、石川和助今一人、彼地へ罷越し候。今度御大變に關ては、彼藩之者は定て江戶表へ引取候て御調候はゞ、彼地之模樣相分候事も可有之奉存候。

今便「武道初心集」五部、「廻瓊編」(如不及贅敷書四冊之内)「甲乙教則」圖共、「農術鑑正錄」外に「和蘭字彙」第四編、「洵乙蘭士文範」は復公より之賴み之由、有之通領掌仕候。初心集等之諸書早速御心配奉厚謝候。此節松合にて日々要用に御座候。扨又、「和蘭字彙」上之御印章記し有之に付、復公取替度旨申出候、相成候はゞ、宜

老兄へ御頼申候樣被托候。且又、「ドヰツランド文範」一は入用に無之由にて及返却候故、明道館に收め置申候。後便「和蘭字彙」之事可然奉願候。代價請取證據は復公え相廻し申候、追て金子御廻し可相成義と奉存候。右之外「海軍使砲」、御側用人より可相廻筈之由被仰越候得共、未だ請取不申、「銃技範」抔も、復公や御製造方へ相廻り居候由にて、漸く昨日請取申候。「農業全書」之事承知仕候。

鈴木氏事縷々御紙面之趣一々承知、甚御尤至極御同意に奉存候。然る處、近來愈快方にて御同事に喜申候。且先日は轉宅等も都合能、是等も純淵翁平生之忠義を被思召候御厚政と奉存、難有事に奉存候。（以上八日夜認）

教官列の事に付、貴論之次第承知仕候、只今學論以上、大に館中之一義講究中に付、官制降命之義は、此一場附候上被仰出候筈に御座候。

以下廿九日之貴答）御地之光景一々承知仕候、上田侯（閣老松平伊賀守）御取込之御策も、種々御盡力候處、未だ驗効も無之由、何卒して此人を納得させ味方に取込申度次第に御座候。上田之事は、肥（肥前藩）水（水戸藩）福（福山藩）にて否狩（イヤカリ）候のみならず、薩（薩摩藩）抔も此人再勤等有之候ては尤込る由、西江（薩藩士西郷吉兵衛）輩も毎度物語有之候。藤堂津侯（津藩主藤堂和泉守高猷）邊と以前薩侯（薩摩藩主松平薩摩守齊彬）を引込せ候半との姦計も有之候なり、定て高松（讃岐高松藩主松平讃岐守賴胤）彥根（近江彥根藩主井伊掃部頭直弼）輩、或は水土州（紀伊藩家老水野土佐守忠央）抔此邊一味取結び候はゞ、天下之勢又々一巨病を加へ候事と奉存候。此邊之事思慮周密ならずんば、假使、獨橋公（一橋刑部卿）西城へ御入被成候共、羽翼之手配夫々無之候はゞ、萬一不諱之事不可測、尤可畏々々。兎角當今の有司大名方、大抵皆輕薄姦物愚騃之三等に出ず、剛健忠誠可倚頼人は、滿城中拂地無之、夫に付ても、吾藩の事は愈歳寒之孤松にて、一動一靜四方の仰ぐ所に御座候得ば、御周旋之義は能々御思慮之上御施行有之度祈所に御座候。御建儲一件實に御英懷被爲惱、參政老兄御忠誠何れも感嘆交至、可申上樣も無之候得共、然共人情反覆姦雄舞

智之節、誰一人として嚴然たる御應交も無之事に候へば、以來御動靜之義は、前後能々御思慮可被下候。水士（紀州藩家老水野土佐守）騎兵調練之事入　英覽度旨頻りに相願候由、此等之姦雄屈服收攬被成候て、却て變毒爲藥、大英雄之御智略も有之候はゞ、夫は第一等之事、無左候はゞ、李密か唐の高祖に見へしとき、退て云々せしが如くに相成候ては、極めて御大事にて、姦雄之心を挫屈せざるのみならず、却て驕傲無諱の念頭を起させ候ては、此後之御維持も御むづかしく可有之哉、天下の事愈難濟之勢に付ても、吾藩之事益深謀遠圖有之度事に奉存候。貴書中之、松岡次郎、八木剛介兩士、一人は稍老練家、一人は稍氣慨有之樣に覺へ申候。然し迚も大事の相談に可成人物にては無之と奉存候。尤も何れも其邸内切の周旋を御仕向とは奉存候へども、跡々の事手に付不申樣御思慮可被下候。是等は何れも勿論之事、且老婆の云樣成事に可被思召哉も難計候得共、鄙意難默止に付、區々申上候、御裁判可被下候。

東地折々小震有之由、可恐事御用心可被成候。此表近日天氣宜敷氣候も暖成方に御座候。米價一苞六十五六文目斗、晩稻は積りとも能出來候由にて、先達而より米價稍下落に及申候。當年は大抵此邊が定價に相成、格別之昂低は有之間敷と申沙汰に御座候。

井剛一件承知仕候　洋學之事縷々領承、眞宗（富下宗三）之事は早速被仰付に相成候樣可申置候間、左樣御思召可被下候。眞宗之義は過日游學罷出度旨申達も有之事故、當人義は大悦と奉存候。跡之所は如仰醫學所へ附屬に相成候事當然と奉存候。

「彼理日本紀行」、於蕃書調所急々飜譯に相成候由、右書中先年浦賀に於て之始末は、本朝人全く彼が術中に陷候に相違無之由、如仰堂々神州、爲犬狗輩愚弄せられ、嘲を萬國に傳播致候事、眞に痛哭之至。然るに、此怨徹二骨髓一不レ報は復不レ立二天地間一之大憤激する人も世幾人かある、扨々言語同斷に御座候。若此紀行に付て深感激する人あらば、今般登營之官吏豈寒心せざるべけんや。然るに、今登營之時に至

て此書致流傳候事、彼等能々吾國の無人事を見侮どり候所爲と、重く慨嘆之至に奉存候。彼の可惡情態如此、我之不可救必死之病如此、嗚呼如何せん。餘は期後便候。頓首。

十月十日　　氏壽拜

景岳老兄

拜復、自此寒氣相成候條、爲天下折角御厭御自重可被成候。館中役輩、且束篁（越藩儒吉田悌藏）へ御加書之趣夫々申通候處、何れも小生より宜敷申上候樣呉々傳言有之候。横猶（横山猶藏）書狀を遣候得共、別段之義も無御座候に付返事不致候。其內武人數輩東地へ指出、武事或は調練等修業被仰付候ては如何之旨申越候得共、以後は武術勝れて壯健練達之者諸方へ指出、他之不武を振起申程之武に不相成候ては決て不相濟、且御派立之折柄此等之儀に難及奉存候。此段宜御申聞可被下候。

先達て佐野小太郎、老兄御世話にて外史一部御遣被成候由、右代料佐野氏にて失念相知れ不申由、後便被仰下度候。以上。

○安政四年十月十日在藩執政本多修理より在江戸藩邸先生に送りたる書

先月廿三日御認之芳翰拜誦、如仰向寒之候に候處、先以奉恐悅候、隨て珍重御儀に御座候。扨錦地之景況過鴻巳三郎（村田巳三郎）方迄御申越之趣承申候。誠に御誠意之程不勝感佩奉存候。建儲一條別て御配慮之次第と存候。然る處御申越之如く、伊州侯（閣老松平伊賀守忠固）御再勤之趣に付ては、多々關係之事之由、扨々恐怖之次第、御苦心之程御察申候。即機運之令」然處歟と戰懼不少御座候。併不可爲の時なく、一層之御工夫希所御座候○下曾根調練之儀に付、先便參政迄申越候事御座候端々御聞取可有之哉と存候。又々江川之調練には多く御人數御指出も可有之哉と參政より同僚へ申越候由に候故、是又少々申越候事御座候間、何分輕擧に不相成、大體より割付候御所置願度事に

御座候間、何分其邊之御周旋多々希事に候。

御名譽彌增に付ては、愈以御大事至極と存候。御軍制之儀、御出立前御談じ申候事條、今度御進言之折柄に付、逐々實際迄御推及之御工夫之由承知いたし候。此表兵科の會相始、即今書後より同役邊より、掛り御用人番師執法邊繰合にて參會之心組に候。趣向は明道館文事役配之會七の日有之候て、同役邊も參會、引立やら、修行やらに仕掛候趣に準し取立候事に候。石五郎(三岡石五郎)邊より委曲可申越と存候に付致省略候。武藝所勢氣隨分宜候。乍併何も一新之事は無之、只因循之中之一舉動と可申勢に候。放發場は御家流御軍制より、日割を以て相始候處、中々大仕掛に候。是は只今目に見へ候様には無之候へども、來御歸國頃迄には、使用放發共可なりに一統心得候様に可相成哉と被存候。可惜雪も不遠、空敷光陰を送り候時節に可相運と殘念不少御座候。是又何とか工夫と存居候。放發の可也免るされの者は御藩中四分一に不過、夫すら尚百五十歩にては時として蹴り、其彈中之馬場へ飛跳、此節晝日稽古中に御座候、依て他焉頭取共にて甲乙を相糺申達之上、甲斗へ賞譽相晃、余は使用空放のみに爲致候仕分に取掛り居申候、○明道館助教助業輩邊の講究、此節にては大分景色宜相運申候。岩城之外韓甚落付宜候。先達而より、三の日、或は七の日之講究に、毛受(毛受鹿之介)余貞([illegible]作)邊大に疑心氷解之趣にて、餘程進み相見へ申候。此頃、恕介(矢島恕介)一議論相始、毛、余、伊(伊[illegible]友郎)邊と講究、多分一意に定り、唯一(德山唯一)も少々工夫相變り候由、恕介申出候。過日學論へも講究相掛、右恕介之議論へ相合、改て同役へ見詰の工夫返事有之等に御座候。どをやら此度は必少利は可有之と被存候。御放意被下度候。尤委曲巳三郎より可得御意に付、不能一二候。○明道館御役人之講究、是又追々不悪景況。七の日釣谷(長谷部甚平)にも出席相頼、着實に大講究相初り申候。執法邊、働は中々相顯れ候樣には相運申間敷候得共、政事之大體勸懲之活法少々づゝ會得可致模樣に御座候。何分國體之見込を定め、

其人を忠實ならしめ、諸有司勉學從事候樣、願事に御座候。同僚も勉學、此節之都合不悪御座候。是又同樣願居申候。夫故明道館文武とも、此度は余程之大仕掛に候得ども、悪聲耳に入事少き由に候。是悪聲なきにあらず、耳に入らぬ許りにて、即一統精勵之徵候と存候。當年之樣なる靜謐之御留守は覺不申候。加之文武之大仕掛より、司計郡宰製作局等何れも不容易御仕掛にて、紛然風波も顯れ不申、國家之大幸實に不加之と、感激致候事に御座候。尙御存付も候はゞ御心添被下度、御賴申候。
○御約束之、「ヅーフ」四篇三冊、「汐乙蘭土文典」一冊御廻し被下、千万奉謝候。然る處如何之間違に哉、兩樣とも越國文庫並圖書寮之御判附にて相廻、甚失望之仕合に候。「汐乙蘭土文典」は、小拙方へ先達而他より相廻り過に相成候に付、即御返上相とげ、「ヅーフ」三冊を留置申候。併御判無之第四編一部後便御廻し被下樣御賴申候。着之上御在判之御本上納、後便御廻し之御判無之御本を小拙方へ留置申度存候間、乍御面倒今一部御廻達御賴申候。乍併御判不押樣には、餘程御申立不被下候ては、又々間違出來可申哉に存候。何分宜御賴申候。○西洋太鼓打方傳習の儀、石五郎迄御申越承知致候。賢契御見切にて必軍陣有益と御申越之由に付、然らば爲御試傳習可然、尤御軍制へ御用には必無之と申處分然御示し、上の傳習之者被仰付候樣いたし度存候。來春迄御究理、愈必要之打方に候はゞ、御歸國之上卒然御改正被仰出に相成候樣希事に候。必不都合無之樣御配慮御賴申候。右は執法邊迄評議之上、石五郎へ內答致し候儀に候間、御安心被下度候。餘得御意度事、海岳候得共、不相替繁冗後鴻と致、文略候。早々不備。

十月十日　　復　齋

二白時下折角御自愛專一に存候。○先年原書公邊へ御賴之節、小拙、「ウエラント辭書」、キユレストヲールト書加置候處、此度右之御本も御下げ相成候由、然る處一部づゝに付無是非存居候。併何分一部づゝ、又々御願之節御加へ被

下、御下げ被下候樣御側御用人賴越候間、御序も候はゞ、其邊可然御周旋御賴申候。以上。

○安政四年十月十日在藩今村艸介（越藩執政本田修理家來）より在江戶先生に送りたる書

九月廿九日、御認之貴翰相達拜見仕候。如高諭寒冷之節御座候處、先以、彌御安康被成御勤務珍重目出度御儀奉存候。然ば先年御用達申上置候銀子、昨暮半銀御入立、殘り半銀當暮御遣し被成候御積に御座候處、亦復當年俄に御出府にて御失費も多く、御遣し被成かたく、來暮迄御差延被成度旨、被仰遣、御細書之趣逐一承知仕候。每度々々御出府御入費多き御事も恐察仕居譯合に御座候へば、如何共、取計置可申、必ず御懸念被下間敷候。只々次第寒氣も强く御座候へば、折角御保護御專一に奉存候。乍此上も隨身之御用等御座候はゞ、無御遠慮御申聞可被下候。右貴服爲可得貴意如此に御座候。書他期後音之節。以上。

十月十日　今部升

橋本樣

玉榻下

尙々時候折角御自愛御加養專一に奉存候。今日は御取込罷居、大亂筆御判讀可被下候

○安政四年十月十日柳川藩士池部藤左衞門より在江戶先生に送りたる書

未接下風、乍押付一書拜呈仕候。先以て寒冷之節に御座候處、尊兄彌增御壯健日夜御精務に相成候段奉拜賀候。扨先之頃は村田君御西遊に相成、弊地にも御經過被成下、緩々得拜晤、社中一統大慶仕候。御內密之御一件奉拜承、天下之御美事、乍恐感賞之餘り流涙之仕合に御座候。其後肥後之方ゑ被　仰入候處、至極御圖合宜敷參候由、村田君御狀にて拜聞仕候。乍恐是全御誠意のしからしむる所にて感泣仕

候御事に奉存候。然處先月末頃、熊本、河瀨典二、
矢島源助參候て、近來之事情等申聞候儀御心持迄申
進候。御勘考可被成下候。
一、横井師事、此迄は極閑居之身に御座候處、近來
役職等被申付候趣内沙汰、横井師同宗迄御家老某よ
り被申聞候由に御座候。横井師、最早五十之老境に
被相成、俗務等之小吏に被申付候ては、甚以迷惑之
事に有之候故、家貧且老母養ひの爲めに在住相願居
候處に、職役被申付候ては、城下居住に無之候ては
萬事差支候。去迚今又城下轉住も心に不任、旁々趣
被申立、此度之御用召は御斷被申上候心遣ひ御座候。
彼是と心配中に御座候由。本藩之仕官固辭に相成候
上は、
尊藩の御招請も、固辭に不相成候では、不相叶道理
に御座候。就ては、乍此上
尊藩之御相談、彌以て
御誠意御堅確、乍恐御同志之中重立ちたる御方御一
人急に熊本之方へ御出懸に相成、是非とも熊本公御
決心に相成り、横井師へ被罷出候樣、達て被仰付に
相成候樣、御運用有之度、萬一尊藩之御相談筋に付、
熊本にて御評定、一先横井心底罷出候覺悟に候哉、
御辭退申上候覺悟に候哉、横井心底次第に、
越前樣へ御請可被成抔と申事に成行候ては、甚だ以
て六ヶ敷可相成、且又詐を逆て見る時は、尊藩へ差
上間敷方便にて役職申付候評議に相成候やも難斗。
乍憚此等の時勢、深々御勘考之上にて、必定御堅確
の御誠意を以て、横井罷出候事、就熟仕度、奉祈候。
實以、横井氏御招請之義は、此道之興廢たる處にて、
天下の御爲めに御座候間、速に
御兩藩之御談合首尾能く相濟候樣、乍蔭祈願罷在候
處、右申上候通、些六ヶ敷、時勢如此艱難、天命、
人事、常人之所知に無御座候。此上は、乍恐
尊藩之御所置に在候事に奉存候。尚又、委曲肥後の
模樣、壹岐へも申遣置候間、御咄合可被下候。壹岐
追々御面倒に罷來候由、今便申遣候。何も宜敷御賴
み申上候。

御大名樣方御集りにて、大學之御講讀被爲在候哉に壹岐申遣候。誠に美事に御座候得共、萬一師儒其人を得不申候時は、弊害も亦不少事に奉存候。乍憚天下第二等の道理とては無御座候。師儒は得ずとも、讀まざるに勝る抔と云へば、意造之按排第二等に相成、天下之至理に無御座候。重疊乍恐　越前樣へも御建白可被成下候。壹岐へも御教示可被成下候。今便は內便にて差急。村田君へ御返事不行屆、御序に可然奉願候。先要用迄申上候。尙重て萬縷可申承候。恐惶。

十月十日認　池邊藤左衛門

橋本左內樣

拜上

尙々乍憚時下折角御自保奉祈候。頓首

○安政四年十月十九日平岡圓四郎より先生に送りたる書

御起居益御盛福奉恭賀候。扨は此間被爲命候一條に付、明廿日參昇仕候處、何時に候はゞ御閑暇被爲在候哉、其御都合御寸書可被成下候。右拜陳迄々、頓首拜

十月十九日　方中拜

橋本盟兄

尙以御留守に被爲在御答書不被下候節は、泊り當番猶相伺候樣には仕兼候間、明日晝八ッ時前後拜參と思召し可被下候。謹言

○安政四年十月廿日在國野村淵藏より在江戶先生に送りたる書

向寒之節御座候處、愈御安泰被成御揃欣賀不斜奉存候。次に小子義も依舊罷在候間、憚なから御休意可被下候。扨「兵要錄」長々拜借仕、御返却段々延引に相成、何とも申譯無御座次第、失敬之義御仁免可被下候。今便御返却仕候間、御改御落手可被下候。右に付餘り申上兼候得共、殘りの分相成候はゞ、後便御かし被下候樣奉願上度候。左なく候ては全部相

揃不申候に付、何卒御願申上候。此度は早々爲寫御返却仕候間、呉々も御願申上候。且先便、御老公之御書すり物指上、定て御落手被下候と奉存候。又々御入用に候はゞ無御遠慮御申越可被下候。アメリカ、當月はいよ〃〃登城之由、此頃は相濟候哉。右に付諸侯之御方御寄等も度々有之候御様子、御議定も相立候哉。天下御運開塞は、又此機にも有之事に候へは、定て御周旋も有之候と奉遠察候。下賤之身なから晝夜懸念仕候間、後便爲御聞被下候様、偏に奉待上候。先は時候御見廻旁爲可得貴意、如此御坐候。猶期後音之時候。恐惶謹言。

十月廿日　　野村淵藏

菊地爲三郎様

玉机下

二白、時下折角爲道御加養專一に奉存候。年末筆御惣容様にも宜御鶴聲可被下候。又原田君初御同志之御方へも、御序之節よろしく御鶴聲之程是又奉願上候。頓首。

子丑午酉戌亥

右六冊は未た寫相濟不申候間、何卒御かし被下候様、偏に奉願上候。

寅辰未

右三冊今便返却仕候間御落手可被下候

○安政四年十月廿一日先生江戸滯邸より在滯村田に送りたる書

本月十日立御札、同十七日東着、拜見仕候。此地昨夕は卒然降雪、新寒一頓增劇、今曉は分外沍寒々暖計三十六度迄下り候處、先以　君上益御機嫌克被遊御坐奉恐悦候。隨て愈御安壯被成御精勤奉拜賀候。季に此表小拙始一統勉焉修業罷在候、乍憚御休情可被下候。○偖過日來段々及御掛合候井上剛介、去る九日降命に相成、楠原氏も同斷、兩人とも昨十九日出立に相成申候、左様御承知可被下候。楠原氏一件は尚又御注意奉願候。當人甚高氣に御坐候間、此處篤と御叱折被下度候。且明道館内に寄留か、又は安

又（安倍又三郎）同居位之處、呉々御周旋可被下候。此表參政邊へも其趣に談置候事に御坐候。尙委細は、井關よりも直に可申上候。井關義は能々御應接之上、御命官可然奉存候。此人格別間に合候人物には無之候。精々助訓導位、其にても一寸過等と奉存候。

墨官吏も愈出府仕候。即去十四日着。當日は見物人夥、殊之外雜沓致候由、十八日には參着達の爲、堀田（老中堀田備中守）迄出掛候と申事に御坐候。何も乘輿、通辯官も同斷、通辯官は本國は和蘭なれとも、亞墨利加にて生長致し候者と申事、此人は一度江戸へ參り候事も有之趣にて、（一說には江戸へは不參、長崎迄參り候事有之由）、隨分此都之景況も存し居候鹽梅に御坐候。脩萬里の波濤を凌き、只兩人位にて侃々大都府へ罷出候は、其氣象勇邁被想遣、乍外國人實に感服之至、風習之使（シムルラ）然譯も可有之候得共、之を吾神州聖明之域に生長し、泥々滯々婦人女子にも不及人物に比し候へは、其相距幾何歟。此に感興せすして、徒に彼を夷視仕候は、何等之迂人俗客か、不可與語者と奉存候。此上は何分吾神州も、從來鎖國之法を公然御改に相成、世界萬國と有無相通し、吾君臣相敬相愛之風、國體尊嚴至重之德、及士習勇敢奮勵之習々、彼等へも洞知せしめ、仁義之道、忠孝之教は吾より開き、器技之工、藝術之精は、彼より取り候樣に仕掛候はゞ、彼等も却て吾に服膺可致場合に可運とも被察候。何卒廟堂、一大英主之現在し給ひて、此邊之事に御配慮御座候樣、願は敷奉存候。區々之懷晝夜不能止候得共、唯奈せん所謂塵芥之微補益山海螢燭之末增光日月と申氣味にて、未だ其甲斐なく、日夜恐懼焦心罷在候。

却說、上田侯（老中松平伊賀守信州上田城主）一條案外之事、御同慶之至に御座候。即過日（十一日頃）齋藤彌九郎（無念流撃劍家）卒然として罷出申出候には、先達て上田侯御動靜相尋候爲、八木生（八木弘介）を頻りに催し候得共、兎角有無之返答無之、甚焦慮に付、乍粗忽彼方勘定奉行清水某迄（此は至ての舊知之由）御家樣へ御懇意御申被成可然、又は西城一件如何可有之哉、且御家樣にても隨分御懇意に可

被成思召も有之候鹽梅、且御懇意に被成候はゝ金子之御融通等にも御都合可宜も難計抔云々、箇條物語、其中西城一件は可相成は御內聽にも御達し被下候て、僕之思召御伺被下候樣內々賴置、其後右返事承り候處、不在に付（今十一日朝）悴指遣候處、右清水申候は、前件は緊要之事柄故、重役迄申達內々爲伺候處、例之旦那之偏屈にて散々之不都合に相成申候。其故は、建儲之一事は、公邊之御大政、其方抔の齒牙に可掛處に非らず、定て被相賴候處ならん、其方は何方より承哉と詰問に付、無據齋藤より被賴候趣申聞候處、其齋藤は何方より被賴候哉と、又々詰問依て無已常盤橋邊（越前邸所在地）ならんと申答候處、左樣ならは以來は、此樣の事何方より申來候共、急度取次間敷候。此義は御大政之事故返答に難及、且又常盤橋より御懇意に被成度旨は、如何樣とも可致と被申候。右之運故此上致方なくよう相答候故、即坐に常盤橋にては西城之事を主と被賴候にてはなく、唯御懇意向にも御成被成度と申樣之沙汰間傳候迄の事也と、辭を飾し候處、其ならは何之仔細もなし、其旨とは言上致し振大相違に候、去ば其內又々樣子相考、再び重役迄可物語と、清水相咄候由。其翌十二日齋藤へ八木生罷越、僕兼て之宿願果して相遂申候、其故は、昨日漸閑に乘じ家老より越前公へ御懇意に被成可然趣、逐一申聞候處、旦那も大に同意致し、實に此般は誠に大切之場合にも候へは、何分彼公の如き英名令譽有之御方と御相談致し、共に天下之事をも及談合候はゝ、拙者に於ても心丈夫に候。偖其に付相考候に、越前公は全內外打透し候正論に相違なし。其故は昨日建儲之事、清水より申込傳言等有之候故、此は斷然相斷候得共、其は御役前に對し候て之義に候。此後は何卒雙方無隔意御申合申度候。自然他日越公御出被成候はゝ、其節は毛頭無御隱御咄御坐候樣致度趣共種々物語有之候由、其にて家老も兼て、八木生より頻りに御懇意に被成候事を急ぎ候も、全く右西城一件にて、即水土抔先驅致し候て御憚被成候御義と申事了然相成、益御正論之程に感し、愈御望

之念を起し、是非此御方こそ善御相談相手と申意氣込に相成、就ては內外御打明申度に付、近々之內、彼家老、我參政邊に對面致度旨申述候。此趣、八木生へ申含、齋藤迄申遣、齋藤より中參迄申通候に付、一統拍手相賀居申候。偖又、堀閣（堀田備中守）へ又々御出に相成、段々御相談に相成候處、堀被申候は、過日は大和守（久世大和守）方えも御相談之趣、內々同人より承申候。同人も至極御尤に存罷在候。小拙も同斷に候。然る上は何時にても御建白可然奉存云々被述候由。依て近來上田侯（松平伊賀守）御再勤にも候へば、何ぞ御良策も可有之候。彼御方思召は如何、此へも御內讀可申哉、御賢考承度旨、御申被遊候處、伊州は未だ此一件心得不申、去れは此へは拙者共より爲申聞置候間、何分早々御建言可然存旨御申答に候由。依之十五日朝、阿公へ御打合に相成、去る十六日御同伴にて、堀へ御逢對に被爲入、御出願相成候。尤も其前內々上田侯之方へも、今般不ㇾ顧ㇾ憚、建儲申立候に付ては、委細備中殿御心得迄に申達候條々も可有之候。

就ては貴兄にも御含可被下、其義は他事に非らず、西城御人選は天下人心去就向背之所決に御坐候へは、此こそ至重至大、此當選は、一橋公（一橋刑部卿徳川慶喜）之外有之間敷候。此御方は水老公（水戸前中納言徳川齊昭）之公族には候得共、老公如き直情徑行には無之、隨分時態之釋も洞察有之候御方に候て、當時は寬大に被爲在候。乍去、優游不斷と申樣なる人にては無之と申趣、且貴兄には水老とは御異論有之候事乍致承知、其公族之義寄託申上候は、一寸人情に濶なる樣に候へ共、此は天下公義之爲、且は此等之大議、貴兄之明斷ならては誰有て可決行けんと申條々、御封物にて內々被仰込候處、直に御開封に相成、御內達之趣心得罷在と申御返事申來候。尤も堀へは別楮に御認被成、一橋公御當選と申事、利害得失明白に御建達に相成候事に御坐候。右樣手配致置候間、定て其中には何ぞ天氣合も相變り可申候。又外道にては御側衆平岡、小笠原、御目付、永井、鵜殿抔へ阿州へ爲申込候手順に定置申候。呉々も此一條は君臣共精力を盡し、

天地に誓ひ、周旋可致心得に御座候。乍去決して粗暴唐突は致間敷候。併右に付ては種々才覺も有之、今度不時に御內用と申、石原甚(石原甚十郎)御國表へ被指遣候。定て廿五日頃出立に可相成、明日降命之筈に御座候。此義は極々御秘し置被下度候。尤、釣谷(長谷部甚平)執政へは御內聽可然奉存、併愛軒(石原甚十郎)北行に付ては、只金子一條のみならず。第一は此間中君上特旨にて是迄に相運候手續、尾藩へ爲御知被成度候。就ては、平學(平本平學)十兵衞(桑山十兵衞)之內、內々田宮彌太郎(尾州藩御側用人田宮彌太郎)方迄被指遣、彼藩よりも、建儲之御建白相成候樣、是非々々被遊度御內評有之、此誠に奉感服候次第にて、無造作小拙等御同意奉申上候事。第二は、修溪(長谷部甚平、長谷と修溪と音訓相通ずればなり)兄より被仰越候、此表銀主への賴方の爲め、餘り年々無手に相賴候も、鐵面皮之譯故、今年は少し手を換へ氣の毒之至故、何分老人乍寒天國許迄罷越論破致參り、各々義理立致度と申、彼を欺候策(愛軒の內意)。此二件を捏合して、愛軒出立に相成、平陵、桑十邊は先見合に相成申候。此度は愛軒も意氣込甚宜御座候て、何分尾陽を初め、必君命可果と申、雄心勃々、賴母敷奉存候。併又此人、兼て御國表之事、恐居候事蛇蝎の如く、既に過濤も長君(長谷部甚平)迄申上候通りに御座候處、近來逐々の內談にて、少しは機嫌も直り掛り申候。此度罷歸候節、復齋君(家老本多修理)並修溪君邊之國家之御爲に御盡し被成候御實情、無隈相現候は丶、必す當人愈氣先も相直り此後も隨分御役義相勤候樣相運可申候間、何分此度は至極公平正大之御處分御說得等願は敷奉存候。此邊は兩兄より、復君(復齋)へも御相談被成置、何分爲國家此一人才を御憐用に相成候樣奉願上候。此人僻は有れども、其果斷其勇敢剛直に到り候ては、尋常の及ぶ處にては無之候間、何分此邊厚御注慮被下、此度北行を幸に改觀之處へ爲御運可被下候。且又、前條出金の致方も中々粗忽には不致、其には小拙抔心算も有之、愛軒も同意にて、當時其處熟慮周旋致居候間、決して輕出易諾にては無御坐候。又先方へ蓄財有之候樣子抔に爲見候樣の拙

策は不仕候。此邊は一切御安意可被下候。（以上廿日夜迄之認）

一昨々日、中參（中根靱負）伊州家老へ對面、色々及物語候處、爲指明白事件も無之鹽梅、依て先方模樣相考候に、全く小量不斷にして稍猜疑有り稍執拗なり、恰も御國表、有賀神主之如き人物と被想遣候。一昨日、石原（石原甚十郎）も八木生（八木弘介）へ對面一通り申合、偖其節兼て巧み置候一策申試候處、八木も大に當惑之樣子之由、其策は別義に非らす、金かほしくは西城決議願度と申意にて、何分御直賴に不相成しては、勘定局にて中々手繰六ヶ敷、且は御雙方名も相現れ可申、若主人意氣込さへ宜候はゝ、手元入用と申趣にて、御雙方名を現さす調達出來候。何分御直願可然候。逐々御懇意申上候上からは、御役柄とは乍申、此等之處無御遠慮に被仰下候樣致度と申込候由、八木も此には大迷惑、旦那は小量故、迚も其邊果然と御賴可被成哉、如何難計、且公邊へも大政之事金銀にて致し候樣被想候ては抔申樣の理屈を相交り、必事六ヶ敷可被申、其上私共に於ても、此程の御大義御借金申候迚、急度調可申哉如何は難計と頻ひ居候由。右等故未だ急には金談の取極には可不相成候得共、然し先方決心次第、何時調談相成、西城之爲換に相成候哉も難計。

一、先達而相廻候和蘭字彙、御書物方心得違致し、誤て加印之方御國へ相廻候由、則印章なき方は小拙方に有之候間、來年歸鄕の上御取換可申候。其迄は復君に右御印章有之候御本御使被下少しも不苦、其代りには此地にて復齋君之御品相用可申旨御通達可被下候。只今に相成東西へ運轉も此面倒に候間、與々此處御說得可被下候。館內之助蒙轉任之由拜承、何分此後は益肅然之姿所仰に候。執法邊暇嘆沈默輕浮散漫賢人達の寄合、無々御笑止と奉存候。此表にても每々御噂申居候事に御座候。此地同樣小傳之拘泥、大傳之粗大尨冗大冢宰之鈍暗、此等之模樣何れも列藩比類と奉存候。

君上には從來理屈詰之學問のみ被遊、眞之御見識相

立不申、深本恐入候故、近來小拙唐突を不顧「通義」又は「八大家文」類、疏通開濶なる者御進め申上候處、頗る御嘉納被遊、如何にも面白し、從來此般之書不讀故不覺死論に陷居候抔被仰聞、以來は御手元始學術一變被遊度御思召之御樣子、且逐々御手元之者に學問御勸被成度內旨も有之候得共、當節專ら其含蓄御坐候處、御教諭申置候。別して「通議」に於ては監察之不肖、並士大夫氣慨之不振處御發明に相成、御憤發之御樣子に御坐候。何分此等は難有御事に奉存候。此頃は、晝之內「通議」御獨見、夜分は「八大家」小拙御伴讀申上候。近日より「溫史」（司馬溫公著資治通鑑）、此は、平本（平本平學）桑山（桑山十兵衛）萩原、波々伯部、香西、大谷、小拙等伴讀の筈、朝四ッ前の處にて御輪讀被遊候思召御坐候。此御催は、內實は御側向之學問は理屈のみにて間に合不申故、逐々御自身にて御打破被遊度と申御趣向之由、極密御物語に御坐候。可秘々々。右等相考候に、少しは御進歩かと奉存候、雖有仕合に心得申候。此表は先荒方右等之運に御坐候。

靈邸學問所も、此後一霆擊衆盲に眼を爲開候積に御坐候。其外騎兵原書學等も色々心組御坐候得共、餘り事多候故、今便は略仕候。

錦地は御衆力故、定て逐々御進步可有之、御羨敷奉存候。小拙は志大才疎、殊に勤勉不行屆故に候哉、事を始候事は隨分嗜候得共、事を收全致候は、甚不得手、且は小事齟齬には實に堪不申、此義は奉愧入候。此後　君上之協力合心、學術一變之論唱出候は丶、又々君側邊如何樣の風波に可相成も難計、其節は又々過日の明道館の如く、迹の修整調諧は貴兄又は執政邊に御託し可申、此事何とぞ只今より御陳述被下度、若此等の處執政御懸念に候は丶、當年中別て早急に小拙へ歸國被仰付候樣致度候。左もなく御同意に御坐候は丶、好機會を俟、何時一大議論相始め一方の風波と相成可申も難計候。右風波起し候義は隨分出來可申候得共、元來小拙之手には實權無之事に候間、其前後之術は、矢張執政御引受不被下候ては出來不申候、其とも執政邊只今の君側の見に

て宜御見込に候はゞ、何等の論も仕掛け不申、此處能々御紀置、其上にて貴答可被仰下候。右變革と申も別義に非らず、唯々有用經濟之學に爲趣、理屈拘泥に傾き候學を改候迄の事に御座候。其に付ては種々の副件出來可申は固よりの義と奉存候。偖唯今にては小拙も御國に罷歸、諸君之驥尾に附き、餘論伺度心地切に御座候。定て日々の御講習御進益可多、歆羨に不堪候。河常（福井藩士河合常之進）又々功名盛心仕候。何分折角御奬勵可被下候。蝦夷行は此節專ら經營致居候間、今暫見合候樣御諭し可被下候。・君上之思召も被爲在候故、其處を目的と致し、目論見候積に御座候。定て來春迄には何ぞ事の樣子も相分可申、何分唯今罷越候迚無詮候間、是非々々見合、此地より申越次第決着致候樣、御諭し可被下候。此間西說斥候間違にて、一韻字者、御國へ相廻り候、此も御入用に候はゞ、御留置不苦候。先は要用のみ得御意候。頓首拜陳。

十月念一　　　　敬（景岳）　鄂

剛　洞　兄

追て、時下御自愛奉祈候。後作へは本文之趣一宜御傳可被下候。以上

逐啓、然は此地原書學逐々相開候得共、近來は少々づゝ讀得候者、方々へ被募、書生中有力の者は頓と無之候。偖蕃書調所之義も密々相調候處、此も十分には行屆不申、何も角も指支居申候。其上、市川（蘭學者市川齋宮）抔過日も亦々結構、既に二十人扶持に二拾兩之頂戴に相成、邸內之御用等一切不仕候。坪井（蘭學者坪井信良）は近來之開業にて東走西奔に勞し居、迚も原書處にてはなし。依之逐々新渡原書有之、其々繙譯爲致度候得共、一向左支右吾、誠に困切申候。依之、眞下宗三（蕃書眞下宗圖弟）此地へ御遣しに相成、繙譯取調方爲勤候はゞ、誠に有益不此義に奉存候。當人修行の願も兼々有之、旁公私の都合宜義と奉存候。乍去其表之御都合も可有之候へば、强てとは難申候得共、御國の諸工術相開候爲には、是非々々宗三御指出に相成候方可然奉存候。學力は未

熱に候得共、其は隨分小拙抔引立助力も仕候はゞ、一通り間には合可申、且後來進歩之地とも相成可申、此處御厚許之上、其御地御都合出來候はゞ、早々降命、直樣出立被仰付候樣致度候。詰中は三人口被下、糊口丈さへ有之候はゞ可然奉存候。所業は一定不致候得共、先重に馬飼立書、製藥書之類、又は今般御買上（今度參政日錄相廻り候害）原書の內可然奉存候。此等此士の景況に爲御任可被下候。尙御國の御急務被仰下候へば、其邊相含可然手配可仕候。信良（坪井信良）を御國へ遣候義、兼て御談申置候得共、此は中々六ヶ敷運に御座候。其上先達て新に石町邊へ開業の節、當分御國へ罷越候義御斷申置候由、此等之意味も有之、甚以隨意には取扱申兼候。何分其表の處は、洋學所を醫學館へなり其御附屬被成、宗三、出府之處皃々所希。

偖今般官吏愈登城相成申候。夫に付種々御規式も相定、來月十二三日頃と申事に御座候。

此頃大急にて蕃書調所にて、亞墨利加彼理「日本紀行」飜譯に相成申候。右書中には第一、ピルリ受命の始の意中心算より、應接進退之摸樣迄詳述、併支那琉球邊の事迄書載有之由。其書の趣にて相考候に、先年浦賀に於ての始末は、全く彼が術中に陷り、彼より恫疑虛喝之策を旋し候義に相違無之候。其中に段々本朝人臆病虛亢軍略に拙なき次第記載有之候由。嗚呼如何せん、堂々神州犬狗之輩に被爲愚弄、嘲笑を萬國に傳播致し候事、實に心外之至、痛哭之極、此怨不報、復た天日に可對之顏なし。昨夜來此事憶に傳聞、神思欝々、今日は不快引致工夫致居候。何ぞ拙策も相立候はゞ次便可申上候。偖々言語同斷。此に絶筆仕候。

○安政四年十月廿三日平本平學より先生に送りたる書（共に江戸藩邸に在り）

昨夜御指出之一橋公御言行錄、御覽濟御下げ寫し被仰付、只今懸り居候。右本之寫し甚十郎に相渡、尾陽へ參り、原紙は圓四郎方へ返却相成候義に候哉。

左候はゞ、今一本寫し置可申、此段一寸、及御問合
候。早々以上。

十月廿三日　平本平學

橋本左內樣

親拆

○安政四年十月廿三日在國三岡石五郎より先生に送りたる書

去月廿三日御認并當月五日御認之貴墨拜見、如仰逐日寒冷增進仕候處、先以奉恐悅候。隨て奉賀上候。○鼠山一件に付、卑懷申上候處、逐々御高諭被成下、且御內意被仰越候趣承知仕り、感服之至りに御座候。勿論此表にても當勢壅塞之中、絕て淸潔卓立之御異見を希にては無之候故、大謀を含蓄して、表向成丈衆に異ならぬ樣被遊候義に有之候得ば、小拙等希所に御座候故、外より窺候時は、少々之過不及可有之は、御尤の御儀と奉存候。尤大意符合致候上は、毛頭異存無御座候間、右樣御承知可被下候。○十二段手續之義も、御高配にて早速御運に相成、辱奉存候。是も早速相始申度候處、當方頃文之手續相始め、餘程後に有之候故、當時之勢にては暫見合居候も、却て果敢取可申哉に付考居申候。○近頃大砲方大破之姿に相成、ナワタムヽも手を引、砲家諸先生も低首にて、何所にも方角無之、もてあましの勢に相成候に付、幸之義故、局中にて一手相備、先コロニヤール、山砲半砲臺新規取揃申度積に御座候。然處少々不審之義も有之候に付、別紙申上候間、乍御面倒御取調被下御申越被下候樣奉願上候。○先便村田氏迄勝麟太郎へ問合并管書御廻し被下、辱奉存候。先達而小拙局中にて論じ候義と大抵符合仕候て、彌以懽に相定り、大慶仕候。何れ自分卑賤よりなり立たる大將にては、馬廻り樣之物有之間敷は勿論に候得共、勝氏も申置候通り、當時之姿にては、一段之所は不容易弊も可有之被存候。○騎兵の義も段々御高配にて飼方聞書御人撰も出來御手配も相定候趣、出來次第御廻し可被下旨相俟居申候。何分懽成手掛有之次

第、一時に聾の耳も盡ら可申と申居候事に御座候。其表にて、出淵氏自分に一疋買求新法之經驗相始候由、此表にても番頭中へ仕掛申度積にて、去々月中、三の丸、中の馬場之兩人へ談置候事に御座候。何分御申越有之次第、早速手を附申度御座候。〇薩州にては其表にて騎兵調練も有之候由、近々御見物之趣。村田氏之噺にては、製藥幷武技製造之部は餘程相開候由、何分不殘習得申度事に御座候。舍弟儀も同藩川本方へ入門致し候由、定て御配慮の御儀と奉伏謝候。〇西十の奸も不行、飜譯書抔も、當時は貴兄より御廻しに相成候旨、御申越被下安心致し候。〇此表コットル造船も、來年六月頃には出來に可相成に付、唯今にては乘組人も取極不申候ては不相成候に付、當方にて撰候得ば、先内田、加藤位にて可有之哉に存候。其表御引纒之內にては如何御座候哉、御良考之上、早便御申越可被下候。申上度義も隨分有之候得共、不能掛毫、先閣筆仕候。尙期重鴻之時候。恐々不宣。

十月廿三日認　　參　校（三國）拜

端　元　賢　兄（橋本）

追て時下御自愛專一奉祈候。小拙義依舊消光仕候間、御費情被下間敷候。

今便は中根君へ別段申上候義も無之候に付、書狀指出不申候間、宜御鳳聲可被成下候。鼠山之義は篤と相分り、致會解候間、乍憚御序之節宜被仰上可被下奉願候。〇今度夷人登城一件、旦廟堂上晏然之體、貴君御申越之趣、村田氏より承り承知候。何分諸端込り切候勢に御座候。

一、ゴス製ドンドルも致度存居候得共、當時寸暇無之に付未取掛り不申、若隱も又々加州へ參り候由に候得共、下拙方へは何も不申遣候。早々以上。

一、輕式野砲三斤及十一寸半之砲擊發仕掛、幷ブロコ駄箱壓管之製式如何に候哉。

右は千本氏より門野氏へ委細申越候得共、齋宮子へ被仰付に相成候はば可然哉に存候間、御良考之上、宜奉願上候。

但、小砲略說に有之候分は、承知之上に候間、原法委細之製作承度候事、何れ相分り候上は、輕便に取付、作意を用候も、可然積に御座候。

追て、舍弟方へも色々申越候、及御談候はゞ、可然御配慮奉願上候。

〇安政四年十月廿四日平岡圓四郎家來太田藤次之受取書

覺

一　御手紙　壹通
一　風呂敷　壹ツ
一　服紗　二ツ
一　狀箱　壹
一　重箱　壹
一　桃灯　壹張

右慥に落手仕候、圓四郎明け番よりいまだ歸宅致不申、歸次第差出可申候。以上

十月廿四日

平岡圓四郎内
太田藤次

橋本様
御使中

〇安政四年十月廿四日柳川藩執政立花壹岐より先生へ送りたる書

一書拜啓仕候。先々寒氣強御座候得共、益御安康賀度奉存候。然は先達より種々御相談申上度次第も御座候處、彼是に取紛、其内痛所等にて引入、其儀不相任候處、近頃尊藩に關係仕候要旨、此差急き伺度事件有之、幸今日隙を得候に付、參館可仕之處、兼て御斷被置候儀に候間、一應相伺、此節強て御支も無御座候はゞ參上可仕、若又御來示被下候方御都合宜敷候はゞ、今日暮迄之內御繰合被出來次第御出可被下候。右兩樣之內、否哉、御口上にても宜敷御座候條、貴答を承り度、艸略如此に御座候。以上。

十月廿四日　雄九拜

橋本君

玉案下

○安政四年十月廿四日在藩三岡石五郎より在江戸先生へ送りたる書

書添

貴兄御出立以前、御承知之通り、銃工御製造方之外に御取扱可相成旨、被仰出候處、近頃隨分製作致し、旁に他國へ差出候由相聞候に付、取調候處、兼て役所出勤差留置候、兒玉祇齋、他國之用受致し罷居候由、未だ細密は相分り不申候へ共、先づ町預けに致度積に御座候。右祇齋義は。役所出勤差留候後、氣儘願等も差出し、重々不屆に候得共、佐々木へ申談じ、靭負殿御歸り後は致力ゝ可有之哉と存候に付、其儘差置候處、又候右等之次第故、此度は決斷不致候ては不叶義に可相成存候間、御序之節、中根君へ御鶴聲可被下候樣奉願上候。扨々小人之振舞、埒もなき義には込切申候。

御製造役所、鐵砲製作も當時之處にては、日々一挺づゝは出來に相成申候。來年にては、多數之出來可相成運びに御座候。早々以上

十月廿四日　夜認

明廿五日早朝、松岡へ出張可致に付、書狀差出置申候。

○安政四年十月廿五日江戸藩邸中根より先生へ送りたる書

御書御下げに付、拜見之上爲持上申候。篤と御拜見之上、御出勤可被下候。小生も追て出勤致し候。以上。

十月廿五日　靭負

左内樣

○安政四年十月廿五日在江戸先生より在藩村田へ送りたる書

一書拜啓。先以奉恐悅候。然ば昨廿四日、柳川より書狀到着、其上壹岐咄之趣にては、熊本の情態中々不容易模樣之由に付、今朝俄に　御直書御認被遊、御國許へ被指遣、即今廿五日早馬にて、中根靭負、石原甚十郎、追掛乘出し、於途中右御書相渡申候筈に御座候。事柄機密之義は、甚十郎へ内々被仰含候間、同人より御聞取、御精評之上、是非思召相達候樣、御取計被成べく候。右早々一筆得御意候。早々不宣。

橋本左内

十月廿五日

村田巳三郎殿

追て。柳川書狀等、何も甚十郎へ附托申候、左樣御承知可被成候。以上。

〇安政四年十月廿六日在國長谷部甚平より在江戸先生に送りたる書

密啓。先以奉恐悅候。隨て奉拜賀候。御留主御安意可被成候。東北諸同志健勤御同悅。次に雄々消光御揮念可被下候。貴地其後之景況何偏拜承、寸分無御油斷御精配有之候得共、兎角心緒萎弱振起之見詰無之、加之妖魂隱伏元氣を損候哉と、痛恨之至、頭物取込之御處方黄白必要之儀等、無御取失樣祈入候。不日颯人にアデクリ反され、來手待斃に至候ては不相成と、煩悶此事に御座候。

異人登營中旬頃之由、波々伯部能登於箱根行違候由、應接等如何相運候哉、少人數目に立候事も無之、却て弛緩を增し可申哉と存候。

堤初夫々分配就業致候由、他流支合等之事、此表傳說俗論敢て無之候。館中異狀無之、委細は村田より御承知可被成候。扨三局分手に付て、素讀局奈良計と相成、頻りに伴主懇望有之候得共、來春交代之上は兎も角も、不時と申ては、俄之代品等騷々敷、大に衆を驚し候事、拙生一存にも不能、迷惑致候。左候はゞ、春に成雪消次第との催促に候得共、同じくは事なく、常之通り交代之上迄猶豫有之樣致度、此

人粗淡零砕は短なる所、往々見詰無之候得共、鄙吝之俗吏中へ引出候は、正論を執らるゝ事、此一兩年大に有益に相成、昭穆（越藩司計勝木十藏）抔も感伏愛し居候位之事、篤と御含宜御周旋可被下候。當節外に正論家拂底、可成俗物を嫌候譯故、來年に至り可然代り之見込も無之、込り入候。戸川量平も算科局より一向引戻し候期無之、是又込り入候。當時會計局必用之才、又算科も此者を措、發達之見詰無之、畢竟小吏之素願と申は、會計局擢用に有之候得は、是非共算科専任は難申付候。何卒別材人物にて可なり世帶持候樣致度物と存候。

造舶彌都合能、此鹽梅にては來秋は成功之見込に付、今より乘組官員御定有之趣頭取より相達候。則測量交易之方へ會計局より撰出有之樣一應評議下り候故、申達候は、此儀は平々之人撰には有之間敷、是非共會計局中、全權始必用之吏輩分身同樣に不相成候ては、事行不申、無左候ては空敷品川沖に朽腐同樣可相成事故、輕々敷事に無之候へば、頭取連之論條今より御揭出被置、篤と御練評有之可然儀と申達候處、復齋計尤同意、跡は如何樣にて相濟申候。御歸國之上ならでは六ヶ敷事に候。製造局又々人増伺出候。素より手間取故、緊要之調には無之候。御聞取候はゞ、宜御取舍可被下候。

御預所一山、彌以空見な物、諸事表と表裏雲泥之相違、唯今にては在中之疑惑も多々有之候樣子、畢竟御不行屆に歸し候に付ては、元締役は御奉行打込、郡は三郡打込、各兼勤に相成、役所の跡は外塾之見込にて、一先御用屋敷に相成、元締手先は會計局へ、武田手先は郡廳へ引越に相成候樣可然哉。彼島折戸公事抔、今以相滯、就中執法は掛之外口指不致振合故、彌こそ々々と手挾に相成、所詮公論行はれ候事無之なり。但兩人共唯今轉役相成候ては、却て遊惰之民情嚴急を恐るゝより、俗說等相起り可申に付、當分其儘容忍、總掛り相成候方廉立不申、可然と、追々復齋初及內達候處、チモト（越藩執法千本藤左衛門）も同意周旋の功相見得、月番土屋（越藩執法土屋十郎右衛門）より打て出、政府

之都合大に宜敷事に相成、最早今便相伺相成候運之由。且又、山奉行を郡見習之催人支にて延引之處、山方手先一洗之期相延し難きに付、此度は其儘郡屬官に相成候樣相伺候。山品（山品政八郎）は不起病に付、跡出來不申、當時高江（高江善四郎）一人にて相仕廻候積り、右御心得迄に如此候間、情實可然御取合可被下候。自今江存燕傳（越藩御預奉行高村藤兵衛武田平右衛門）之顏付見へる樣にて獨笑致申候。素より、昭穆始郡宰も同意之催に候。土執（執法土屋十郎右衛門）は掛けはなれ、少々稚心可有之候へ共、諸事多端面倒狩候意も有之仔細有間敷。尤執法は以來總掛に改て被申渡筈に候。

近頃山本瑞庵兄の子、長谷川平三郎と申者、榎並孝齋兄なり、十八年以前より五島家へ畫師にて被抱、今度久々にて歸省相叶逗留致候内、彼島中にて鯨獵之術、諸國冠絶之樣子追々傳承、人を以段々穿鑿に及候處、捕鯨荒増之圖面認呉、一通り樣子承候得共、何分有志兩三人遣し實見爲致候に如事なしと、同志論評之上、政府へ内調同意に付、彼人に相賴、時宜により、役輩兩三人指出度候間、宜相心得居候樣、彼家同官之由、奈留勘解由と申人へ拙生より交通致候事に有候。此節奈留なる者浪花へ出張中之由、無程主人供にて參府之趣なり。右平三郎も其地へ供致候由、參府中に相成候はゞ、此表にて如右通路付、其表にて何之沙汰無之ては如何に候間、御序之節無急度御話より云々之筈、尚又宜心得置候樣にと申事、御通し置被下候樣致度。右一件人物、内田甫平、加藤棘之介と相極申度候得共、兼て航海之方へ充て置候故、未兎角治定致兼候。

愛軒拜宅其表之聞得如何、餘り取沙汰不宜候へば、彼氣質堪忍難成事必然と存候、樣子により今一度移轉促し可申哉共考候。御良考可被下候。

桂山より鷄一條云々。其以前拙生へスレカヽリ候へ共、未得其人と申趣にて相斷、則御答不相待、取掃之運に致候事に候。餘重晉。早々謹言。

十月廿六日　　　　修　溪

景　岳　賢　兄

親　拆　丙　丁

○安政四年十月廿六日在國村田より在江戸先生へ送りたる書

本月七日發之御簡相達、拜見仕候。逐日寒氣相增候處先以　奉恐悅候。隨て御精勤奉拜賀候。御同伴諸生研業之由、近來は追々御手分被成候て、夫々勉學之由、委曲貴諭之趣承知、何れも御尤に奉存候。其內講生は洋書自己より所望にて則爲御習候處、誠に善く覺候由、愈囊中之錐なるもの甚可愛事に奉存候。此生後來甚の氣質を爲すべし。天下の眞英物を以て期すべき事乎。左候得ば、唯洋書を善讀するのみならず、必彼國々の人情世態を善推究會通し、唯推究會通するのみならず、如此にして始めて天下之時務を知り、後來非常の變、不測之途に立て、周旋彌縫、吾皇國を維持せんこと、天下眞英物の責ならずや、此兒尤少年ながらも如此大志を負擔せしめ、尋常の撰に異ならしむこと、區々之情願に堪不申候。當人へも能々御一鞭被下度候。

講武所へも折々御出掛被成候由、矢張海軍之儀は洋書之御研究に御座候哉。講武所中之仕掛けに何なりとも心得にも可相成事有之候ばゝ、後便一々被仰下度御示諭奉祈候。永井玄蕃頭殿には御接眉も被成候事と奉存候。於長崎此人之樣子承知仕候。非常の企も有之候は、西洋へ乘出しての上の工夫にも御座候哉。併當節萬端要路上の障塞のみ多く、充分の力量も難伸、歎息勝之事と遙察申候。

高荒(高村荒次郎)堤五(堤五市郎)之列、柳藩へ武修罷越候之御主張、甚だ面白き御趣向、四人は中に不及、追々其手御開廣にも及候はゞ、武術一際振起之端、如仰頑痼融解之下地にも可相成、追々御樣子承度、大樂に御座候。

非剛(井上剛介)の事幷埴三(埴原三十郎)修行請御內評之事。逐件承知、則御用席に於ても一々詳言、且釣谷。安叉邊へも內話致置候間、御懸念被下間敷候。

非剛介訓導之事、是又承知、何事も面接熟話之上な

らでは、一寸所置出來不申、夫故相話試候て、近來之工夫得力次第に可仕奉存候間、左樣御承知可被下候。尤貫翰毛鹿、同官は過高に被思召候事故、昇給之義は厚愚考之上に相定可申候。

敎官列並生徒姓名簿壹冊認御廻可申旨承知仕候。近日新令に依て登館之者も夫々階級を付候筈に御座候間、其上にて認可差上奉存候、夫故少々延引に相成候間左樣思召可被下候。

文武兩館且役輩之面々研學罷在候。敎官列疑惑大に融解、近日は只管上の思召を體し候姿に相成、老人初めも精々勤學引立申候。去十三日總敎、助幹事、學論邊迄一統罷出候て、面々存意申上。且總敎よりも厚御誨諭有之、夫より別て情意流通、衆惑解散に及び申候。其節敎官列より官制等も宜御定正に相成度旨申出候。仔細は誰一人敎授助敎等の任に堪て、學中の事一切總攬するの才德に乏敷故なり。是故に官を分ち職を定めて、各一方づゝを請取、其局中之事、小事は自ら斷じ、大事は局長相互に相談熟議之上、御用掛を以て上達に及ぶべく、若又其中互に議合せざるものあらば、其人總敎へ直達して少しも留滯壅塞することなく、疑惑あることなく、必時官適當、自箇承服滿足する迄は深く推究講々之議論に及び、畢竟誠意に學中之諸事取行ひ申度との事なり。然る處、右官制等之事私議に難及事に御座候得ば、何卒御評議を以て御取定被下度旨、三助始一統再三相願出申候。其節總敎方上より被仰出にても合點參り兼候事は、乾度其段申出候て、苟從不申覺悟に候はゞ、受取可申旨再三押詰被申候處、其節は不顧憚可申上旨何も口を揃へ申出候。右等之趣に付先達て申上候圖之通に、愈不遠內被仰出候筈に御座候。右は早速被仰出可然旨達て申達候得共、先達て敎授役免、且助敎遠慮等之事も、惣敎之存意と、外議も有之事故、今度之事も餘り早速に御發表に相成候はゞ、上之思召と申所却て輕く相成候ては不宜との廟議に相成、今一便飛脚到來迄見合に相成申候。且又大體論も甚長評遷延に可被思召候へ共、矢想、前田等多分引込

多く、別て矢怨不快忌掛等相續き候故、無餘義斯樣に成申候。且御留守中故、諸事に付兩館中之事遷延失機候事多く、甚殘念に奉存候。乍然、先々右等之次第聊惡敷事は無之、役輩之精に入候樣相成候は、先々可悅事に御座候。

武場肝煎始諸師役相變事無之、皆々辨當持參精勤致し申候。調諫も是迄一統隔日にて烈敷事に御座候處、無程冬業にも近寄候に付、先日より番頭輩と相談之上、此間仕上げも相濟、最早調練も相止め申候。夫故此節は去月末とは諸稽古所中稽古張り申候。課業も二十六七日頃可被仰付筈に御座候。南柏(狛執政)去十日頃より不快、未出勤無之に付、是等も存外延引に及び申候。

砲術所ぉ、近來は規則正敷、且夫々四等之階級を立教諭致候故、稽古爲致方宜敷相成申候。別紙之通詰者も被仰付、且復齋君番頭列出席世話有之、尤芦信(蘆田信濃)は日々詰切居申候。近日は高作(高田作之丞)堀武(堀武左衛門)等大にかゝり、詰之者せり立、手續き放玉等丹精を出し申候。右等之景况先々不惡候得共、如仰如何樣繁昌に相見へ候事も、永續せざれば無益事に相成申候。况や何一個條定見立候と申事にても無之、未だ文武傑出之人材も見得出不申候得ば、一時之皷舞すらも諸端行屆兼、况哉後日益盛大之域に押登せ候事に至ては、中々以て難事。然る處小子任大責重學力之不至、實以戰兢之至に奉存候。併小子平素志す所に至ては、堅守して不疑、勞苦を不憚して、精々爲今日駑鈍を盡し候覺悟に至ては、既に以前申上候通りに御座候。尚又思召も御座候はゞ御誨諭被下度奉待候。

執政東行之事承知。去十五日早速降命、執政にて南柏(狛山城)、監察にて湟二(堀權之助)、納言にて稻藩(稻葉左司馬)表は筆頭にて譽多九郎平(本多九郎平)并奈良(奈良權太夫)此數輩に御座候。南公(狛執政)御留守詰怠惰心萠し申間敷哉懸念。今一年此表にて、もみ立候はゞ、御爲筋に可相成所、是計は殘念なり。然し既往執着すべからず、事に依て所思を寓するのみ。

御別紙、當今之勢、天下之幾有、越前生之一麻縄にて引留候云々。且又秋梁公之迹爲追奉り云々。此事至極御同案に奉存候。此御示諭重疊爲國家可賀事に奉存候。先書既に世子之御周旋も御至誠勇健に過ぎ不申樣愚衷申上候處、此邊之費念も、右樣明哲保身、遂に國家之大事隱々御負擔之御覺悟有之上は、畢竟無用に屬し申候。其上柳川(筑後柳川藩主立花飛驒守鑑寛)、川越(武州川越藩主松平大和守直侯)高知(土佐藩主松平土佐守豐信)、鳥取(因幡藩主松平相摸守慶德)之四侯、於御本邸、大學御會御始、即去七日被爲入御長座に及候由、貴君御侍講御蒙候由。右は前世無類之御盛事、烈公御以來之事。且貴君にも御本望至極、是又了海(熊澤蕃山)以後之珍敷事と、畏々自此斯道之四方に開明せる御基本と、爲道、爲天下、奉拜賀候。立花壹岐(柳川藩家老)年來之宿志、横平(肥後藩士横井平四郎)池藤(柳川藩士池部藤左衛門)邊も定て可驚喜奉存候。愈二三大諸侯講學興起候はゞ、天下之事、思過半乎。

建儲之事縷々承知、一々貴答大略に及び申候、其内極秘、尾藩一件是又御尤至極。たとへ彼藩充分擔當御助勢は不致共、何事か此精誠に感動せざることあらん。且又愈其運びに相成候はゞ、是非々々内々尾公へ三藩の事體至重、故に尾公の英明非常に非ざれば、極て難し、御直に被成候程に無之候ては不相濟、たとへ一應にては御用心も無之候はゞ、是よりは幾度も強く押掛け、兎角愈々迂濶之見を打破り、冥眼を爲覺候樣致度、此藩はとかく内へすい込候癖御座候間、頻に擔當力を強ふする療治方、肝要と奉存候。只此使命重大、所謂上等之士に非ざれば、甚以其人を難しとす如何(以上廿二日認也、以下廿六日認)。水筑(長崎奉行水野筑後守)於長崎英佛之一義、愈實事ならは、甚以可強人意。川左(幕府勘定奉行川路左衛門尉)窃弄大權之事に至ては可恐々々。南紀(紀州藩)之老と結婚候事、兼て有之候得共、一朝一夕之事には有之間敷。現在未來共服心之病此邊に致僃結候事に可有之、先使も申上候得共、返す々々御油斷被下間敷候。

墨吏登營之事、愈十六日相濟候哉、此度之消息頼りに相待居申候。波々伯部熊藏(越前藩士)箇根に於て二名

の官吏に出逢候處、一名は駕乘、一名は步行之由承候。返す々々も於御國體御不都合之事も無之樣偏に祈申候。

今便御廻之書類落手且御紙面之趣承知、夫々取扱申候、其內西說斥候譯戒之兩篇御殘しにも候哉、相廻り不申候。後便可被仰下候。

洋學所之事、笠田（越藩士笠田宗三）既に出立。跡の處御示諭之通り修行之面々、醫學所へ附し、順方（魚住順方）表面は御調御用被仰付、綠礬製等之分離學爲致研究、且大岩主一（越藩醫）洋書會讀之儀多病云立も有之に付、其會頭助等も相勤候筈に御內含に有之候。先此邊之都合は出來候て可なりに御座候得共、修行之面々は大に失望。大谷（大谷德太郎）加賀（加賀九郎次郎）之列口說申候、依之別段順方に命し會讀日を爲立致世話申候。尙此上句讀師助にても、別人に被仰付候はゞ如何と奉存候。來年御歸國之上にては何ぞ御趣向も付き不申候はては、愈後進之者出來候見込も無之候間、兼て御含置可被下候。先づ只今之所にては致修行度向之物も有之候へ共、世話屆き兼候間、呉々御歸鞍之上にて之事、御豫謀可被下候。醫官之中にて分離術兼學致候はゞ可然、此邊御見込之者も無之哉如何。

伴圭（越藩勝手方伴圭左衞門）館中へ御引上之事、愈御內決に相成候得共、當年丈けは今暫く之事にも候得ば御延し、來早春に被仰付候樣にと、司計邊再三申出に付、夫ならば來年は早春に可被仰付との御內評に御座候右に付、此表之司計邊は致領承候得共、愛軒へも此邊之事能々爲致合點置度旨、釣合より申達候。依之老兄より御說得被下、愛軒義異論無之樣御周旋被下度、此段川端（越藩執政松平主馬）も申達候樣御申聞候間、宜御取計可被下候。扨、伴圭來早春歸國之上は、奈良（越藩士奈良眞茂作）と組合素讀局へ向け候て可然、此御內評に候間、是又御承知被下べく候。

慶增（槍術師範役慶增安太夫）槍師先日死去之所、跡目は土屋市左衞門養弟亮助と申者に御座候。年頃は廿二三歲に候得共、五坪（ゴツボ）之流儀は、漸く奧一ッ傳受致し申候。夫故家督之節、指南不被仰付、流儀精練之上にて可被

仰付筈に相成可然旨申達、則今便御家老中御內狀に申參御伺に相成候間、尙又御心付可被下候。跡目之人は諸方相尋吟味も有之候得共、幼少小供多く、借財多く、家作なく、流義あり、此四難にて俗間にてイヤガリ、不得止事、亮助參り申候。弟子共大に失望當惑致居尤之事。夫故、大橋金兵衞や、且詰之者を勵まし置申候。此間稽古も早速始候樣、被仰付、稽古人は不相替有之候。扨又大橋金兵衞義は、高島鎌之助家督之節も重立引立候樣被仰付、今度も別紙之通被仰付、たとへ武術上達にては有之間敷共、兩度迄も後見同樣之事相勤候は、珍敷事、且小藤太(金兵衞倅大橋小藤太)義も不相替乃父同樣厚長劒心掛候事にも候得ば、金兵衞へ三人扶持御足被仰付候樣仕度奉存候。昨廿五日執法邊へも及相談、何れも同意には候得共、同役揃不申故、今一應可致評議旨、不相替持重之事に相成申候。次便可申參候間、御含置可被下候。笠原(笠原良策)雖之事、同人釣谷迄直對の上、旣に先達てに及落着申候。外塾之義は、何とか工夫可仕奉存候。猶期後便候。頓首。

十月廿六日　　雪堂拜

景岳老兄

尙々追々寒氣相增候條、折角御自愛可被成候。明後廿八日は課業有之、六半時揃に御座候。大樂罷在候。尙重て可申上候。以上。

○安政四年冬頃在國三岡石五郎より在府先生への書

別啓仕候

一太皷打方之儀御申越被下奉承知候。尤當時之片拍子にては六ケ敷可有之と、先年より中立候義に御座候故、御勢力にて充分相開候樣仕度所願に御坐候得共、唯最初より御流義の變るの往々は如此なるものと申立候樣にては、當時是より外なきと心得居候者にては、疑念も生じ可申哉に付申上候義にて、修行請と被仰付候上は、諸方周旋仕、諸藩之新規新發明、篤穿鑿可仕は勿論の義にて、新規を好候も又當然之

義に御座候得ば、修行之筋專出精仕候樣御仕掛有之、如何にも能規則相分候故、惣御評議にて初て御取用之筋に相成候て、一統天下之勢に先立候義も合點參り、感服仕申候。左候へば又も修行詰御差出無之候ては不叶旨、何も中立候樣之運に可相成、右樣之御仕掛に相成候樣仕度願に御座候。何れ右樣之御趣意とは存居候得共、言語之間違取違より、兎角色々風說仕候義に御座候故、先便種々申上候義に御座候間、右樣御承知可被成下候太鼓其外共、新規新則取入候義は、局中一統所願に御座候間、是又御承知被成下、可然御差配被成下候樣奉願上候。何分當今之芽出し折角培養仕、操替〳〵探索に差出申度、精々心配仕居候事に御座候。

一指當り穿鑿致し度義、左之箇條に御座候。

一　斥候隊組立方並に探索手段如何之事。

一　各隊之將長陣營割如何之事。

並從者別段之者無之哉如何。

但臨時要用之義は、手組へ命し辨し候義に候哉。

一　散兵之組立法如何之事。

但散兵之指揮鹽合並手廻等如何之運に相成物に候哉、又何等之義を專司る義に候哉。

一　夜中行軍並夜戰之節、明火持參致候哉。且又明火は一組に幾本之割にて持候哉。又何等之役人之を致持參候哉。

一　後拒は何等之役人より出し、又何等事を主と致候哉、又一組は幾人にて全備に候哉。

一　大將之旗本陣は別段之組立も可有之、如何之割に致置候哉。

但此个條一說あり。臣下より主人を謀り候得は、如何にも別段之組立可有之候得共、卑賤より成立たる主人にては、何も我臣下に候得は、別段之組立には不及義にて可有之哉。

一　士兵匠兵一パタイロンに付幾人之割に候哉、且又何等之道具を持、專何等之事を司り候哉。

又行軍中前後如何之處へ相備候哉。

一　長途行軍中陣場見計並陣營之手廻之爲め、何等之人を遣す事に候哉。又手廻は如何致候哉。

一　兵糧並諸造營之人夫は、如何程にて、如何樣之仕組に候哉。

一　陣營番兵は一パタイロンに幾人の割にて、如何致し相勤候哉。

一　他邦野戰之節、見斗候は第一何等之事を眼目と致す義に候哉。

右之个條は少々心當り之義も打交り有之候得共、每度場なれ候者之眞喃承度義に御座候。御勘考御撰被成下候上、可然御穿鑿被下候樣奉願上候。餘は追々相伺中度御坐候。今便は、先是にて閣筆仕候。頓首。

追て大亂筆失敬之段、眞平御用捨可被下候。以上。

〇安政四年九十月頃ならん、在府藩村田より在江戸先生への書

別副。近來

君下　御合一、健備之一大事御周旋、御至誠之程、可動天地神明候へ共、如鬼如蜮狗豚不仁の徒、感動せざるを如何せん。然るに此義上下共、剛健にして奮進んで周旋し玉はゞ、尤も危道に奉存候。依て屯の九三爻辭を以て、御警戒有之度儀に奉存候。鄙意千萬祈所に御座候。是又方今天下之危急、如此を忘れて自全苟安、誤君亂邦の術を献し候には非ず。苟に大義に臨みては、吾輩雖二刀鋸鼎鑊一有レ所レ不レ避は勿論に御座候。然れ共今日の事時を以て云へば、損身致命すべしと云へども、又勢を以て云へば未だ堂々の國至重の躬闇に投じ、不測の地に陷るべからず。依之姦雄の巣穴能々御探索御熟知之上、御動靜御坐候樣、爲天下千萬々々奉祈候。頓首。

〇安政四年十一月四日肥後藩家老長岡監物より西郷吉兵衛に託し在府先生に送りたる書

恭呈小簡候。未得拜眉候處、愈御萬福敬賀仕候。先

年出府いたし候砌、鈴木（越藩士鈴木主税）君より始て貴名を傳承仕、猶又、當度村田君より御様子承知、甚以御ゆかしく存やり罷在候處、薩藩之西鄕、於御地深く御交り申候との事にて、同氏此度出府仕候に付、拙宅へ相尋寛話仕候間、幸之儀と存、一封を相託し候事に御座候。先々鈴木君之事、何とも難申上、野拙義、先年出府彼是御懇篤に被成下、御示教を蒙り得益之義も不少、是非今一度は拜顏之望切々と御座候處、實に存懸なき次第深く歎き申候。水府にては雨田之變死、彼と云是と云、爲天下失望此事に御坐候。然のみならず、於廟堂は、福山侯之御遠逝。愈以小人道長、君子道消するの勢ひ、誠に不堪痛心候。竊に相考候に、天下有志之面々も、今日に至候ては迚も不可爲と天下の事をなげうち可申か。是野拙深く憂る所にて御座候。陽氣發處金石亦透、精神到處何事不成。「つくば山は山しげ山しげゝれど思ひ入るにはさはらざりけり」とも御坐候。内には御親藩たる尊藩。尾藩、賢明之君上被爲在、外には天下第一之大藩たる薩侯、深く爲天下に御心志を被勞候事に候へば、如何に姦邪之小人廟堂に充滿候共、再び青天を仰ぐの日なからずやはと、草野の微臣も一層志を勵し罷在事に御坐候。異賊既に登城をも被許候間、外夷之事は暫不可論、只々大本に力を盡し度事に御坐候。勿論尊藩より、天下の爲に御心を被爲碎候次第は、兎角は難申上、殊に阿閣（閣老阿部伊勢守）御遠逝以後は、御手續も被爲在間敷、其上種々嫌疑も有之歟にて、至極被處がたき御時節かと奉存候。然共實に德川之御爲、國をも家をも被爲忘候御誠意、天地神明にも貫き候はゞ、天之御助けも有之、意外之變革も可有之か、事之上には如何體力を盡し候共、實心、とても今はと申一念有之候ては誠意難立候。是非々々と申精神あつてこそ、凶を變じて吉ともなし可申候。其確乎たる誠意此内に立候て、扨事を處し候は愼密なる上にも愼密に有之度、思は風雲變態之中に入とか申、明道の詩の如く能事體を味ひ不申候ては、大に害を感じ可申か。西國のはてに罷在候ては只々

過憂仕候のみにて無是非候。幸賢兄には聖明之御代に被逢候て、方今御出府にも相成居候事に候へば、申迄も無之事に候へ共、何卒非常之御精神を被勵。君上に御力を被容、有志之諸賢と御心を合せられ、天下の大本相立候處に御盡力祈申候。得貴意度義多端に候得共、不學文盲、別て文筆拙く意を盡し不得、遺憾此事に御座候。西郷へ話合置候筋も有之、同人よりも御聞取可被下候。此節は西郷發足を引留置、相認候間、先要用のみ如此御座候。猶期後音候。恐々不具。

十一月四日　　長岡拜

橋本君

玉机下

二白、水藩之義姦邪漸く退候由には御座候得共、老侯之御身上誠に薄氷之御時節と相考申候。是以申上候にも不及候へ共、尊藩之御力之被爲及候丈は、御保護奉祈上候事に御座候。將又當度村田君遊行之砌は折惡しく不快にて、兩度得拜話候得共、存分之御話も出來兼、降より御歸りを相待居候處、直に肥前之招に御越に相成、甚だ殘念に御座候。其節は、君上御内々より御國產之御品々被下置、誠に無存懸次第、難有仕合に奉存候。且天下之御爲に存付候筋も御坐候はゞ、奉申上候樣との御内命も蒙り難有内にも深く奉恐入候。所存之趣一通りは村田君へ御話し申候へ共、甚だ以不氣力にて本末存意萬分の一も盡し不申、ひたすら御歸りを相待居候處、右之次第にて殘念至極に御座候。萬一同子御出府も御座候はゞ、呉々宜敷奉願候。何分日に增し寒氣相加り候砌に候へば、爲世道御自愛祈申候。以上

○安政四年十一月八日原田八兵衛より先生に送りたる書

喬木賢大兄　　成德拜

御直披　丙丁

謹啓逐日寒冷相覺候處、愈御安健被成御勤行候哉、

御案否相伺度奉存候。先日は上堂長座奉拜謝候。其後又々參堂色々相伺度事も候處、廿八日より風邪再感之氣味にて又々引込、今以閉居罷在、御無音打過申候。

一其後形勢如何に候哉、御異聞、尙又成行相伺度奉存候。

一墨夷登營後、堀閣(閣老堀田備中守)へ參り應接も有之候由、定て彼所謂重大事件等申出候半何か御城付等の說にては四十條程も申出候杯申事に候處、一向に虛實難相分候處、如何樣之模樣に候哉御聞及之處、尙又書取候ものも候はゞ相伺度奉存候。例之通り虛喝のみと相見候處、定て廟堂震動、皆彼が望に任せ候樣之事には無之哉。廟議御分り候事も候はゞ、極內々相伺度奉存候。

一兼々相願置候ペルリ筆記幷に村巳(村田巳三郞)氏筆記極內拜見いたし度、可相成は今日御示し奉願候。尤小子之外同好も一切爲見不申、此段は御懸念無之樣奉存候。尙又村巳筆記も嫌疑之條御脫にては拜見之詮も無之候間、其まゝ拜見致度奉存候。何も右用事のみ病中草々閣筆仕候。尙弊邸近邊御經過之儀も候はゝ、御枉顧可被下候樣奉待候。尤小生も四五日中には全快候間、其中上堂可仕候。頓首。

十一月八日

尙々寒威折角御自重被成候樣爲國家奉祈候。

又啓。先日拜見御珍藏、熊了芥筆之儀、家父へ相話候處、何分拜見仕度段申出候處、もし不苦候はゞ十日計拜借拜見爲仕度奉存候。御許容被下候はゝ大悅仕候。以上。

○安政四年十一月九日在府先生より在國村田へ送りし書

幸吉へ申越候事

明後廿八日課業との御認御坐候。定て賑々敷御樣子想像に不堪奉存候。其節之樣子逐一可被仰下候。以上。

前月廿六日立之飛脚、今月四日着、芳翰拜見仕候。

時下增寒之候御坐候處、先以君上益御機嫌克被　遊御座、奉恐悅候。隨て愈御清安被成御精勤奉拜賀候。季に此地一統無事送光致居候、乍憚御放念可被下候。

講武所へは近來彼此多用に付一向不罷越、其上堤(堤五市郞)三岡(三岡友藏)ゝ、當時逐々先務有之、其內三岡は別して此節原書のみに振込候故、他事に無遑、右等に付三人共度々は出席不致候。勿論迂緩濶遠中々指當り緊用の義とは難申勢、嘆息に不堪奉存候。永井は役柄故嫌疑有之親昵難致候。此は隨分有志之樣子、行々は海外へも乘出度趣抔、內々傳承申候。乍去例の御役人風にて、隨分丁重揚滯之模樣相見へ申候。是當今第一之弊害、志士之所慨嘆に御座候。

堤、荒井、高村等之列、折々柳滿へ出懸申候。隨分可也の支合も出來申候由、其內堤一番の樣子に御座候。最初は雙方仕合不案內にて、勝口抔不都合の事共有之候處、二度目より大抵雙方情意相通、五分々々と申すよりは辭釋官出來候由。何れ近々の內江上、小擱も見分に參り可申心得に御座候。

敎官列近來疑惑融解之由、夫に付云々申出候儀其運一拜承、一々詳答不申上候。

武場肝煎も隨分勵精の由、重疊の事に御座候。何分末永く相續候事願は敷奉存候。何分逐々斬新之手段折々相下り不申して、徒に舊慣死套を守り候事に相成候はゞ、忽ち怠慢悅從之弊可生奉存候。此等の處能御注意可被下候。

調練も先一且仕上に相成候由、至極好御都合、定て當年武場の冬業は、壯盛なる御義と遙察、歆羨罷在候。

炮所も逐々御世話御座候由、此又重疊結構之事に奉存候。復君(前出)御世話有之候由、御尤至極に奉存候。芦信(福井藩高知席蘆田信濃)は定て百方打捨振込可被申義と奉察候。堀、高田も嘸と被存候。却說、高田は此迄色々惡評も有之候處、近來一味地に砲僻に相成申候由、其故に定て今度の御命任と奉存候。此人下地耆慢之

病有之人物と承居候。何卒以來不レ懈精勤有之候樣、折角御手配有之度奉願候。

君上御會讀、先月廿七日於鳥取(松平因幡守)侯邸御催御座候。色々御雅談に相成。談次土侯(松平土佐守、後容堂と稱せらる)從來磊落之見、不レ抱吐露被致、談鋒銛利、我　君公之外何れも辟易之勢、就中柳侯は頻りに詰問辨駁を被遂、迷惑被致候由、右に付我　君公、御憤發之御益と相成候事不些、殊に先日來小拙聊づゝ存附候新得之論、折々御講究申上置候處、土侯御見も大概小拙申上候如く、所レ要、破二庸人之論一、而開二功名之門一、去二虛美一、止二養レ學、務二剴切一、就二切實一、の御持論の御樣子。依之　君公不レ計、一知己の御好友を獲給ひし御心地にて、御喜不斜。於拙者輩乍蔭難有奉存候。土侯學問、東湖之風御學被成候御樣子、御自身より毎々御話御座候。其磊落剛果中々列藩侯中第一に可有之と、小拙も初見より奉品評候義に御座候。總て世間の人物御睥睨被成、誰も一文錢に不直と被思召候御樣子、唯東湖一人には深く御感服之御樣子に被伺候。先年書齋の扁額に忍堂の二字被掛置候處、東湖大笑申けるには、土州侯は庸人なるべしとぞ、侯問ひ給ひけるには、そは何故にしてと、東湖答へまふさく、凡そ人の上となる者徒に忍ばゝ無益なり、別して方今の列侯、忍の一字は大毒に御座候。すべて思ふ事考ふ事之を實事に行ひてこそ、男子の氣象なれ。其をこらへ忍ばゝ却て丈夫の氣を失ひ候はんと、去は忍ぶ者あしゝ、不忍して容るを以て大名の德とすべしと、申しけるとなり。侯感二其言一遂改二號容堂一せられしと被仰候。此一事にても御樣子御察し可被下候。又御宿作之御文章數篇我公へ御呈し被成、小拙へも拜見被仰付候。其卓見雄識誠以奉感心候御事に御座候。乍併御國內御政事は思召の如く行屆兼候御樣子、此には種々の荊棘葛藤有之、塡塞の由御氣の毒に奉存候。自昔英明之主何も苦難艱辛中に陷られ候事、偖々今時も同樣嗟嘆之至に御座候。

君上此節は「八大家文」「東坡策」の處御覽被遊候。朝の內は「政記」御覽被遊、隨分御見の進候事も御座候

御樣子に御座候。去三日、御側向も舊格御破被遊、以來は廣く外人に交り文武共研究致候樣、思召を以て被仰出候。定て追々夫々手配致し修行筋相勵可申と、大慶罷在候。此一事に付ては內實は色々御特旨も被爲在候得共、事長候故略仕候。以上。（八日夜認）

尾藩一件は、過日石甚（石原甚十郎）罷越、只今にては景況一々御詳聞可有之奉存候に付、此義は略仕候。來諭之如く彼藩は籠城風、其上田宮は兎角退避之意固く、進取には一寸不足なる方にて、其動不動如何可有之哉と、日々懸念罷在候。

官吏一件も先格別相變候事も無之鹽梅に御座候。國書は定て今便御地へ御家老中より御廻しに可相成奉存候。此國書丈にては何も頓と相分り不申候。定て緊要事件は使節口上にて申上候義と奉存候。口上の義世上風說區々御座候得共、一向取不足事のみ申觸候。此間極密、堀田家より相漏れ候二條有之候。即第一貴人の娘を娶度、其に付ては日本の內一ヶ國貰度由、且其返報として亞墨利加洲內望丈分與可申と言ふ事、此義は迚も相談に難及旨御斷切に相成候と申事、第二には攝州大阪、志州鳥羽、武州神奈川三處へ開港致し。且亞墨利加町を拵らへ、異人使用に致度、且寺院一宇相構度由、此義は當時御評議と申事に御座候。

市中游步等の義相願可申哉抔、此方にては種々取沙汰も致居候處、一向其邊之事は無御座候。通譯官は頻りに乘馬等致し、調所の土居へ登り往來見物等致し候へ共、官吏は寂然閑靜に蟄居候鹽梅、旗一本國章の者調所に建有之候、人或は聊にても其旗に觸候と、忽然憤怒叱呵致し候由、東着後堀田へは都合三度應接に罷越候。

洋學所宗三出立後、醫學所へ御附屬相成候由、御尤至極、其に付失望の者も有之趣、左も可有之奉存候。洋學等之儀は一寸見込も御坐候間、爾後逐々御相談申度奉存候。何分只今の處は自然不行屆勝と奉存候得共、此も洋學所のみならず何處も指支勝に候へば。致方も無義と奉存候。何分今暫の處は加賀の列も堪

忍致候樣、御申聞可被下候。

分離術、醫員に兼學と申事、御尤に奉存候。此邊は此表にては見込も立兼候間、尙又錦地にて篤と御熟考被下、被仰遣候樣致度候。

慶增之件々云々、今度一々伺に相成、貴旨の如く相成候筈に御坐候。大橋の事も同斷。

此表は格別相變候義は無御坐候。西城一件內藤紀伊守殿、駿州へ御咄之義は旣に愛軒領承、定て只今頃は一々御聞取可有之奉存候。其後朔日　御登營の節、鵜殿民部殿へ　御直に御話御坐候處、誠に御同意至極の義に御坐候。旣に御建言の義は私共迄一應拜見仕、當節御評議中に御坐候と被申答候由、其後阿公より與御祐筆へ御尋御坐候處、此も御同斷の答、且前の御建白（兵製御改革之議）も御評議御坐候由申遣候由、右等相考候へば、先々惡候には無之鹽梅に御坐候。此上は何分必然相行はれ候事、誓神祠專祈可仕事に御坐候。

肥後一件存外之事、此も逐一愛軒より御聞取可被成奉存候、二十五日夜小拙立花より承歸り、即夜於君前執參及小拙罷出、御定議に相成候。尤も一々特旨に出候事にて、誠に難有奉存上候。其後壹岐迄大略申通候處、誠に大感心にて、其てこそ外より心配致し進言候甲斐も有之候と申居候由。

偖藍田兄には御苦勞至極奉存候。此表にても雪江と申評、執政も相立候得共、此は　思召に相叶不申、尤今般之義は、俗吏相對の事に候へば、却て如綿如絮彈正の力なきもの可然と申處にて、過日之御定議に御定被遊候義に御座候。

愈雪江參り候樣相成候ては、此表萬事艫も舵も動き申間敷、且君側桑十（桑山十兵衞）位と申事に候得共、今度は誠意論よりは、却て丁重に口說上手之方可然、殊に位望有之候人柄第一たるべきこと第一にて、參政と申さば、先方の受方も桑十とは相違可致に付ての事に御坐候。定て愛軒無遺可申上候得共、尙又爲念一筆加入仕候。

騎兵の義は薩州之方へ入門相賴、即大谷孫太夫、中

根牛介（中根靱負子息）堤五一郎、柄田權之亟指遣事候に相成申候。何も四五日の内には案内可有之義と奉存上候。

騎兵は備置、總體兵制の事頓〃と相整不申、何分此にては中々戰鬪處にては可無之奉存候。過日來種々苦心講究罷在候。此表にて御定議の上は、是非御掛合に及可申奉存候。其節迄に御地の御論も何とか御定置被下度候。當節危急の御時態、且從來兵制の無ニ實用ニ義は申迄もなし、方今西洋の兵、其戰爭の樣子如何有之候哉、其設奇制勝之法は、白魯長拔臺龍（ペロトンバタイロン）の調練には有之間布候。さすれば撒兵の法、伏兵の法、番兵斥候の法、騎兵の法、水戰の法其他奇正互變錯綜紛紜の術を竭し不申候はては、迚も必死必戰も口計の事と相成可申候。吾輩の戰を言ふは、固より口戰舌戰には候はず、手搏血戰之積に候へば、先右等を始、凡戰に屬する具器械運送具、食料資用事等迄如何にも精究不致しては、相叶不申事、眼前に御座候。此事方今充分預備無之候はゞ、臨時狼狽周章は固よりの事に御座候、尤も只今とても其邊度外に御置被成候と申にては無御座候得共、只今之御所置にては、中々今両三年内には兵制全備可不申と愚案仕候故の事に御座候。右今便要書迄如此に御座候。早々不宣。

霜月九日認　　景　岳

藹　堂　賢　兄

時下御自珍爲道萬々奉祈上候。以上

副啓。オヲルジー一つ、御側御用人より相廻候筈に御座候。

此間復君より寺參政迄申參り候。頼方（福井町醫魚住順方）加州へ參り候に付ては、分離術の書持參致度由、依之先方嗜好にて當春以來懇望致居候、エンカラールと申書早々相廻可申旨傳承仕候。即今便右原書一冊相廻申候間、御落手可被下候。此原書は先方にては格別懇望にて、則昨日も加侯侍醫之舊知黒川良安と申者より、以書狀是非々々恩借の處心配致呉候樣頼來申

候、乍去順方罷越候日的御座候事故、此方へは可然申斷置申候。偖御國表原書家逼迫の處、順方被遣候ても御都合に御障り不申候哉、此義如何と懸念罷在候何分エンカラールは隨分結構なる書に御座候間、順方に必ず此書之光相顯し候樣御申聞可被下候。海國兵談梭刻出來候故、一部御遣し申上候。外に包物二ツ拙宅迄御屆奉願候、相成候はゞ早き方に賴上候。方位磁石一箇、川端君御賴之物に御座候間、此又御序に御屆可被下候。齋官（市川齋宮）には此節夜分丈こいーく氏の砲術書想譯相命じ申置候、定て相手は十左（福井藩砲術師範役西尾十左衛門）に御座候。西尾氏逐々取掛可申奉存候。宗三（畠下宗三）には、ぶろいん氏砲術書、火藥製造貯方改製方等の部、割付與置申候。信良（坪井信良）には馬書の內器械の處逐々取調候樣申付置候。何も乍微々此後漸々出來可申心樂に御座候。

近況酒井へは會讀に御出被成候哉、其模樣承度奉存候。以上。

霜月九日夜

書籍二冊相廻申候、此は復齋へ

包物は宿へ奉願上候。

不相變復君、長谷へは宜奉願候。

○安政四年十一月十日江戸藩邸にて中根參政より先生への書

拜見。御痛所如何。折角御加養所祈候。御出勤無之趣致承知候。扨「コットル」上乘之儀、此間御內話之趣を以て執政へ申入候趣致承知候。委細及ニ物語、其に承知被致候間、右樣御承知可被下候。○ヲルロヂー今便御製造方へ御下げに取計ひ申候。同役は留守に相成と存候間、直に御製造方名宛にて指越候間、此段御序有之候はば、御申越置可被下候。御下け願は村田、三岡兩人より申達候間、兩人之內へ御申越置被下候へば宜候。御報用事迄。早々以上。

霜月十日　　中根靱負

橋本左內樣

要旨御直披

（一）安政四年十一月十日柳川藩池邊藤左衛門より在府同藩執政立花壹岐への書

十月九日御認置之尊手筆、同月十四日御認之尊手筆、當月七日謹て奉拜誦候。先以向寒之節に御坐候處、君上泰山奉恐悦候。將又、　尊前樣益御機嫌克被成御座奉恐賀候。扨追々愚存之儘奉申上候處、御取上げ被成下候思召の御書中之趣奉拜見、感泣之至、實に御寛德奉仰慕候。一々には尊酬も不申上候。御海涵被遊可被下候樣奉希候。

一橫井、越公より御請込之儀は、先月御便之書中より、肥後國事左內へも申送候間、定て　尊前樣へ御相談申上候儀と奉遠察候。尙乍此上程能御工夫可被成下候。いづれに越之人才一人急に肥後へ參り候方に御咄合可被下候。左樣御坐候はゞ、得と爰元にて咄合、臨機の計策も御坐候儀と奉存候。

一羽倉外記御咄合にて、終に廟議に相成居候、然御打出し之一條、何より以て結構之御座候得共、廟はくは廟堂當時之勢に迫り不得止事、御決心に相成候樣の成行に不相成、時勢自然之道理を得と御會得に相成候上にて、諸公を御援助、天下之遊民を御所置、諸公之江戸往來、軍備よりいたし、諸蕃交易之利を天下にしき施し玉ひ等之條々、得と廟堂之御詮議に相成候樣、越前樣方より廟堂を御助にて御運動に相成度奉恐望候。自然、外諸公より御申上にて、廟堂には御いやながら、時勢不得止事御決しにども相成候ては、甚以て可恐事に奉存候。乍恐御勘考可被遊奉希候。

一我君御感動之上、東西御側御違ひ不被成候樣、越公御配慮被遊候段、誠以感泣に不堪奉存候。然る處右等之儀は何ぞ　尊前樣にも少々御遠慮被爲在候譯に無御坐、御同列樣來年御代りの儀は、公然と君命にて爰元に、仰付に相成候樣、尊前樣より

君上に御直に仰上に相成候ても、乍恐不苦奉存候。此處に少にても御遠慮の御心被成御坐候ては、却て不宜哉に奉存上候。此儀先月御便之節、別紙に申上置候。乍恐得と御勘考被遊可被下候。

一異夷登城之儀は追々申上候通にて、愚說も無御坐候。唯我　日本之大道明に相成候迄に御坐候。

一越公御催之御會之儀は、誠に以て感泣、　尊前樣御出立以前よりの御深慮に御坐候處、終に思召通りに相成り、精神一到何事不成之朱子之語も不欺我此等之事にて可見儀に奉存候。然る處甚以て恐多く奉存上候得共、越公之御明論未盡所に御坐候樣に奉存上候間、試に申上候。

大學の要、人才を拔擧し天下之才を尊愛するに有之候間、御集會之御方々樣、才を拔かれ候哉之御論迄にて、格知之儀に不及、大學之始教は格別に御坐候。才を舉るは大學の要と云へども、格知之工夫無之、我心之全體大用不明時は、何を以て人才を知る事を得て、委任之人を違はざる事を得んや、大學を講じて、御論格知に不及、甚以殘念に奉存上候。夫れ和漢古今之人主、人を用るに當り、誰か不才と思ひながら委任被成候御事御坐候哉。獨格知之御工夫無之、御心の昧きよりして、奸を以て忠とし、不肖を以て賢とし玉ふ類枚擧に不堪候。私之賤名　御會席にて被仰出候事、生涯之面目、死て難忘奉存候。乍併是又、越公への御挨拶にて、實に私の人となりを御存知被遊候と難申上候哉に奉存候、私を存知くれ候ものは外に御坐なく候。又私は別て人に被存候程之儀は無御坐候人を知る此れ哲と申て誠に難事に奉存候。誠に私身に於て天下之道理を明め不得時は、何を以て人を知る事を得ん哉。故に中庸に曰、取レ人以レ身、修レ身以レ道、天下之人主中人以上之御方、誰樣歟人才の舉げ可用事を御承知無御坐候哉。唯々人才を知り玉ふ御明識不被爲在事御通患にて御坐候。乍恐此儀は左内へも御咄合可被成下奉存候。乍恐此節尊手筆は再三伏誦唯々流涙のみに罷在候。夏

以來、
君上御不例且御心病云々等之尊手簡にては、實に食候て味無く、甚以て恐入罷在候。早我國は太平にて御坐候。此上は來春早々
君上、尊前樣、御歸國迄に御坐候御儀に奉存候。爰元にては近來は先何之仕事も無御坐候。十時太夫へ罷出少々御咄合とも申上候。十に八九は御酒拜領のみ御座候。社中は近來先は盛に御座候。日々出勤仕候得共、早朝中庸會相始め、出席も揃、相面白事も御座候。不遠成瀨、淺川も歸鄕可仕、相樂罷在候。天地に誓ひ奉る一片之赤心は、少しなりとも此道を明し候外に無御座候。世亂候時は亂とともに此道を論へ、世治る時は治に隨て此道を論へ、進退隱顯亦然り。我れ何を憂へ何を懼れんや。乍恐御叱敎可被成下候。奉希上候。
一爰元事變も近々御座候へ共、有る內の事にて一々不奉申上候。唯々來春御歸國の事のみ奉祈候。近日殊外取紛れ罷在候。先は時候奉伺度旁爲可申上如此に御座候。恐惶謹言。

十一月十日　池邊藤左衛門

永孚　花押

昔川樣

御取次中

尙々乍恐追々寒氣も彌增に御座候。爲天下尊自重御愛養御專一之御儀と奉存候。甥弟不相變御懇情被成下候段、誠以て感泣之仕合、御禮可申上樣御座なく候。尙重便萬々可奉申上候。再拜頓首。

○安政四年十一月十日福井昔川平太郎より在江戶橫山猶藏への返書

此書狀は極內用に御座候間、大樣御含被下べく候。乍御無禮申上候。尊兄の御狀には折々あて字御座候間、御氣を付け可被成候。小子は宜敷候得共、外々への御書狀は御大事。

去月廿一日發の貴書相屆き難有拜讀仕候。寒氣彌益

の處、先以
上々樣益御機嫌克被遊御座恐悅至極に奉存候。隨て
尊兄愈御安健被成御起居候條重疊大賀の至りに奉存
候。此表御留守に於て皆々樣御淸福被成御揃、是亦
奉壽上候。次に東篁先生御始め諸賢の面々不相變無
異の段乍憚御放念被下度候。扨又御密書被下每々難
有、猶又幾重にも御申越の程奉祈上候　將亦
君上御發達の次第乍恐誠に以難有、實に流涕の事乍
恐大慶不過之存候。然此上猶以　御眞心御成就の
程、乍恐小子も日夜是而已奉祈上候。扨又尊兄の御
工夫是又御同意にて、小子も御國表に罷在候得ども、
實に心は只日夜其邊に御座候。扨々不容易御心配と
御遠察申上候。如貴命實に只今の處千歲の大機會に
存居候乍去十分因循に流れ切り候故、中々一通りの
精力にては無覺束存候。最も當時の御急務は是非
西丸樣に御座候得ども、此處甚だ六ヶ敷、尊兄も御
承知の通、是迄兼て紀州之方にて彼是六ヶ敷樣子、
西丸樣御立被遊候とも、萬一御三家樣方にて御心服
不被成候ては、始終事六ヶ敷、右等の委曲に至ては、
中々おそろしき事海山、小子も日夜となく種々無量
の工夫仕候得共、工夫仕候程六ヶ敷、然今一際有志
を引立、天下の大勢一變の機會に御座候。愈益工夫
仕居候。付ては方今上の御條理は如何被爲在候哉。
西丸樣の御見當は如何の御積りに被爲在候哉と奉存
上候。天下の大勢を御一變被爲在候に付ては、乍恐、
西丸樣は勿論、追々御老體御撰擧に相成候樣祈上候。
乍去御老公の御身上は誠に以御大切至極、是は中々
不容易事。併當今橋本の存意も定て可有之筈に候得
ば、余り彼是と申候ても不宜に存居候間、先其表の
御形勢を篤と承知仕、其上にて追々工夫仕り、今度
は乍不及精力一杯御手傳仕度と存候。右に付君上の
御眞心御條理御見當の程、且幕府幷諸侯方の御模樣、
此上委細承知仕度候間、極內々小子迄御申越被下度、
他言他見の程は最早御案思被下間敷候。「メリケン」
の事も如何、御案思申上候。且又此表格別申上候程
の變も無御座候。明石君の事は、先日より村田子相

留め置、村田の見當に任せ候間、左樣御承知被下候。井原五郎三郎方へも先日書狀指上申候。福田筆方へも先日内々書狀差越申候。右等の儀御承知可被下候此表館中におゐても相談出來候人は、中ても安陪。は宜敷、其余は六ヶ敷候。只々人材の無之には殆んど込り申候。紀州公の家老水野土佐は中〱の人に御座候由、此人眞の志相立候樣仕度事に存候。尊兄御承知に候哉如何と存候。且又　靈岸島學校へ井上剛介子罷歸候後は、尊兄御勤被成候哉に風說承知仕候、實說にて候哉如何、是又御問合申候。橋本へも此書狀は御内々に被下度、尊兄切に申上候。先は要々丈け申上候。右可得貴意。極々内々。必御披見後御火中へ御入被下度候。早々亂筆頓首。

十一月十日　皆川平太郎拜

橫山猶藏樣へ

要用

追て時氣御保養專一に願上候。御留守へ何成と御用御座候はゞ御申越可被下候。乍憚宮永子へも御序の節宜敷奉願上候。以上。

二白吳々も乍恐

君上御發達の程難有、流涕の至りに御座候。

○安政四年十一月十一日在浦本多執政より在府先生への書

去月廿一日立御狀拜誦、先以奉恐悅候。隨て鼎御安全珍重之御事に存候。下曾根調練一條に付、東北行違之儀は先便も得御意候通り、得と相分り些の異念無之候、且至極之御見込御同意に御座候間、一々不及御答候。建儲之一條誠以て至誠至實感戴之外無之候、巳三郎迄御申越にて委曲承知。且甚十郎口上にて尚以分明、感佩之至に御座候。尚甚十郎より御聞取之上、乍此上御配慮希處に候。

君上御誠心之程誠以難有次第、御學文之御進階て御宜候はんと奉恐察候。○橫平一條扨て苦々敷事に御座候、依て秋彈（秋田彈正）罷在候樣被仰出、御尤に存候得共、同人罷出御誠意之程申述候とて、動かぬ物を

動かす程の見込相立不申、且柳藩より右樣申來候とて、未熊藩より一應之御報無之內、重役御指立と申は、ちと御早まり過と存候。且始より被仰込に教授にも御立被成度、迎人も可被遣と申程之御趣意に候得ば宜候得共、被仰込候節は、事輕之方宜と申譯にて、御書取も役輩之內へ或別段人を御遣し不被成抔、御事輕に被仰越候て、今俄然重役御指出と申は、首尾御不相當と存候。且今更大御仕掛被遊候とて、動かす見込無之候。彈正御遣しに候得ば、御目通りにて御口上申上と申御趣意に候得共、詰る處は重き御使と申處にて、響を御取被成候迄に歸し可申と奉存候。

横平(横井平四郎)を動かすは、熊藩有司を動かすにあり。有司を動かすは、熊侯を動かすにあり。熊侯を動すは、彈正より十兵衛(御目見もの致候者故)の方勝り可申と存候。乍併熊侯義理道理に御激動之御人にては無之、然は熊侯より其趣にて御重役始へ御評議被成候までの義、御心より御動被成候とは、一層分別有之儀と存候、御心を御動被成候は、　御前樣之無止事、御歎きに加者無之と存候。御前樣に無止事、御クドキを引起し候は、乍恐

君上日常之御仕掛に有之儀と存候。横平御遣無之儀は、厚御憂被遊御機嫌も惡く、　御前樣にも御氣之毒、且御こまり被遊、何分御遣し不被成候ては、御前樣に於て甚御こまり被遊被成方無之程之御模樣、細々と被仰越候樣相成候はゞ、至誠之談、義理之說より、却て浸潤之譖、膚受之愬之方、能行れ可申存候。信長公之美濃姫に於る手段至當と存候。依て熊本より未御返事無之候はゞ、御催促として又右御斷之御返事來り候はゞ、折返し熊侯へ御手簡被遣、其節御前樣より御細書にくど〳〵しく被仰越、御使り毎に御前樣より御くどき御遣被遊、其御至誠にて頻に御責立被遊候はゞ、動き付候緣も可有之存候。右に譖愬重り候上、動き付不申候へば、時宜次第其形に被成置候と、又は汀之勝負十兵衛を御遣し被成候てなり、理屈一杯思ふ存分御決被遊候とも御手後れ

と申事無之、必ず至當之御所置と考申候。此表にては、甚平、巳三郎其他一統同說に決し、委曲は甚十郞へ申含候間、御聞取之上、宜御取斗被下度候。右は參政も別段不申越候間、此段委敷御斷宜御談合御賴申候。

本之儀御心入に御申越被下、千萬忝多謝之至に御坐候。宗三へ委曲口傳申候間、夫より御聞取宜御配慮早々御廻達御賴申候。ツーフBの落葉是又早々御賴申候。氣海觀瀾之儀は九溪相廻り申候。○文局役配之改正甚落付宜、毛受始め勉學相勤申候。毛受只今にては疑惑も無之趣にて打開き講究有之、奈良も勢大きに宜、右之趣にて先々可也行可申候。武局是又勢宜、肝煎兩人もかゝり宜候。放發場烈敷事に候。乍併文武共勢宜と申迄にて、眞と申勢は相見へ不申、是には込入申候。

御跡國之節は、何れも、御工夫希事に御座候。新板宜ものも候はゞ、早々御廻御賴申候。餘は後鴻と申洩候。不備。

十一月十一日　　匠　作

景岳賢契

○安政四年十一月十一日在國村田より在府先生への書

過月廿一日廿五日之貴書拜見仕候。追日寒氣相增候處、先以、　奉恐悅候。随て益御安健御精勤被成奉拜賀候。御留守にても御同前御安意可被成候。次に此表諸同志一統俺馬勤業罷在候。乍憚御休情可被下候。

○井圃（井上圃介）、埴三（埴原三十郎）兩氏、過日及來着先鴻得御意候通、埴生は倉安又（安藤又郎）同居に相成り。昨九日より引移り申候。飯餐の事は釣谷引受遣し申候。文武修行を被仰付候得共、重もに講學之方御あつらへの趣に付、此方に尤分爲致精業、折々長劍術試候等に談置申候。左樣思召可被下候。

過日來段々及御掛合候、教官列夫々局々受持之事、及役名改換等之事、別紙之通追々被仰出候。外筆近

來益生徒衆多教育筋行屆彙候趣、塾師數達も有之、且又館中役配之面々とは手張候事大相違に付、別紙之通館中役配中より援兵指遣し候事に御座候。高新（高野新吾）藤文（藤井文五郎）は田川廉介塾、河孫（河津孫十郎）根紀（根來紀之丞）は末松（末松久兵衛）塾に御座候。矢島（矢島徹之介）小林（小林彌十郎）兩塾は、手も合候に付、役配增加に不及候。館中は精選に相成候姿、少人數にても却て都合宜と奉存候。

近來役配日勤に付、定詰之名目被相止候。依之大謙（大崎謙之丞）の二人扶持は以後不被下、安又は小充行に付被下候事故、是迄之通りに御座候。

冬業中兩館中、文武來學之輩一段精業、其內惣武藝所へは御家老中諸番頭御目付等御用透之節、頻々見廻勵まされ候故、彌增俊焉之勢、其他政府諸局相變事無之候。

西城御一件御周旋彌增にて、諸々八方へ御手を被廻、種々御計策御施行之所、近來閣老邊御都合宜、別て上田之一條遂一御示諭粲然分明、乍居如蹤、其實況、大悅至極。扨右樣好消息に相成候事、實に爲本朝萬々可奉恐賀、是偏に　我　君上並參政高兒之御精力御至誠之致す所と感佩之至、近來外洋之恥辱を雪き本邦之面おこしを爲すも、全く御選立之廟策如何に決候事、勿論に御座候得ば、此上益天地神明に誓ひ、御願望御成就之所、千里外野心奉祈居候、扨右に付ては御運籌も可有之事、且又尾州邊へも御手合之儀、愈先鴻被仰下候通り御決評に相成り、石原御遣又御國許へも御遣し、夫に付此表へ愛軒（石原甚十郎）來着之砌、雙方意氣違に不相成樣等、重々御配慮之趣致承知、至極御同意御尤に奉存候。則愛軒者前復君釣谷と三人能々前後始末熟談仕置申候。依之一昨八日朝愛軒御用席に於て云々之次第、一々首尾宜敷、同人も些案外之上都合と申喜悅致し候。此段御同悅奉存候。委細は同人より無程御面晤之上にて、御聞取可被下候。

去月廿四日、自柳川（筑後柳川藩）來書中、熊本（肥後熊本藩）之情態不容易模樣相聞候に付、御急評之上、御直書御認

遊ばされ、秋參政（秋田彈正）可被遣旨云々の事、是又愛軒出立後追掛け被命候段、貴書之趣、且池邊藤左衛門紙面も、御家老より被廻、一々承知仕候。扨參政御使被遣候事（是迄十日認以後十一日認）に付、種々御評議も相立候處、畢竟二條に歸し申候。一條は先日御直書被遣候御返書不ㇾ參事故、又々御直書を以再應御所望之旨被仰遣、且又御前樣よりも御懇願被成可然、其内彼方より御返書參り、御六ッヶ敷御模樣に候はゞ、今一度も二度も御前樣より如何樣にもして、是非御頼筋に參り候樣被仰進候はゞ、何とか御模樣の變換候事も可有之事なり。又一條は御返書參り候上、御趣意通りに不ㇾ參候はゞ、少傳之中桑十の見込也（桑山十兵衛の事）にて使節に被仰付可然との事なり。仔細は參政は重き御役義の事故、自然御使命不ㇾ遂時は、跡々迄も御都合不ㇾ宜、且又平四郎御借受之事は、成丈御事輕之方の御所置可然、夫故被仰込樣も同斷、御事輕之御次第に候處、俄に國の重役被遣候ては、最前之御見込と違ひ候て、却て彼國の疑心を啓き候事も可有之、又一つには參政是非西上御掛合に及候とも、此人彼偏固障塞せる國議を排解説明可有之との見込も難立、座接は孰れ六ッヶ敷相成るべし、其節押返し幾度も排して、遂に御頼通り之所へ仕遂げ候事は相成申間敷、尤此所の談合は離れにしても六ッヶ敷事には御座候へ共、後日之遺憾少なき爲には、小傳中にて人撰被仰付候はゞ、彼に優り候はん。且御手輕にも相成、御口見も出來候由に候得ば、御直御達も出來申候得ば、彼是以て參政と少傳と御指揮に相成候て、可然哉との御評議に候なり。今日石原氏へは精々後宮より之方便にて御仕をいせ被成候樣、夫とも表向御使被遣候方可然との御見込も有之候節は、前文之通少傳中にて御遣被成可然との云々、於御用席被御遣仰聞候筈に御座候。御國許の廟議如此に御座候間、左樣御承知可被下候。此度之一義重役の中抔被遣候て、彼の國論遷延せざる中に、勢急迫にして仕遂可申との事は、立花壹岐、池邊（池邊藤左衛門）輩、最前よりの見込に候得共、夫にては却て愈猜疑心を爲し起可申、

是は小楠も申候事に御座候。然し小拙奉存候は、後宮よりの御主張御歎願のみを、いつ迄待れ候ものにても無之、依て今度彼方よりの御返書、孰れ指支候事申參るべく、たとへば御斷之筋、是等之無二餘義一次第と申事、辯書中に相顯はれ可申候へば、夫を如何樣にもして辨解說得可致方略を授け、使臣其趣意を擔當して致西上候はゞ、思召相達し候期も可有之乎。何にも致せ是程に御誠意被思召立候御事を、後宮計の手際に任せ置候事は、臣子之責不盡事に奉存候。故に御返書之御模樣次第、使臣御指出しに相成、孰れにも御誠意之相達候樣仕度、此段臨時宜御取扱可被下候。呉々御明裁之所、祈申候。

近來溫史、通議、又は八大家文集之類、御覽被遊候條々、委曲貴諭之趣承知仕候。追々御感悟御發起之御樣子拜承仕、難有御儀奉存候。夫に付君側邊之講學は、兎角理屈に陷候舊弊有之に付、御打破被成度之云々、則執政へも申達候處、御同意に御座候、且又老兄兼て思召通り之義、小拙も承居候事に御座候。則其通り陋習固滯之分追々御辨解、舊弊御改正に相成候はゞ、尤可然事に奉存候。扨右に付ては、過日之明道館之如く、風波相起可申哉に候得共、夫は見識之狂ひよりの事にて、畢竟見識一變して見れば、他日の所爲悉く陋習固滯成事分明に相成可申なり。風波之一條は執政にも篤と御承知之上に候へば、左樣思召、好時節に當ては御明斷御施行可被下候。館中兩蒙養の如く、敎の字を謙退致し候計にて、其身依然として舊株を守り居り候類にては、每々廟議を勞し、頻々寄合講究をするのみ、造作斃れと成口惜き事に御座候。是等は扁鵲の高手を以ても、藥石の及ばざる所か、如何。あゝ悲哉。

尾滯のこと、愛軒も甚失望、迚も賴み少なき樣子、就中西城御一件に付、後宮抔の彼是關係せる事も有之哉抔の云々、甚時情に濶成事、可笑次第なり。歸途愛軒又々立寄候へば、精々說得に及び、大厦之顚覆を支柱せる支柱木仲間入は、是非々々爲致て、建白之運に孰れにも相成候樣願度奉存候。

薩藩へ之御挨拶御答禮等は、御取扱に相成候哉、如何と奉存候。愛軒杯は何も存不申樣子、定て御取扱相濟候事と奉存候得共、一寸御伺ひ申候。餘は期重便候。謹白。

十一月十一日　氏壽拜

端元老兄　座右

尚々當地兩三度降雪候得共早速消散、此頃寒氣は相應に強く相成候得共、日々館中往來等無之、喜悅仕候。折角貴體寒氣御厭御保護奉存候。御同伴之諸士へも御序宜御傳へ可被下候。釣谷も今便は御不沙汰仕り候に付、自小生宜申上候樣呉々傳言申聞候。以上

○安政四年十一月十一日在國榊原幸八より在府先生への書

一筆啓上仕候。寒氣相增候處、先以上々樣益々御機嫌克被遊御座奉恐悅候。隨て愈御清榮被成御勤、當地御樣々樣方御下安靜論、併て本望候。然者其後は彼是取紛疎情相働申候。御省書可被下候。無易終御實心之由爲聞全く本意仕候。扨先頃は兼て之蕃書も等

營先々無障相濟候由。實然之至御座候。實以天下に人才無之事相見申候。且舉て當節之流行にて、僅有志之族有之候ても、彼是周旋往來致候迄にて、眞に誠意は無之故、奉之亜退三十里之氣魄正論は相建不申儀に奉存候。

一、深く思遠慮候ても、眞に我邦を除候て、天下に事業相建候牧伯は無之と奉存候。是故必擢撫之譽を省（公）、當今にては專ら天下之志士仁人を釣り度存候、右計は天下之有志方に罷成、只智術、有機巧、亂に凡庸之彌縫等は不相省、幕府へ相對し嚴諸侯に罷在度存候。必五七年間中には、必一機會有之可申候、其節兼て合志通慮置候人材を致駕御、嚴然として推し出し候はゞ、必

廟堂之權は手中に落可申候。礫侯之如く應援を不待

候て、中間に相立候故、上下の責を遁れ候所置のみにて、眞に國家への誠忠は相立不申候。是其不能止之志より出候事にて、强て可惜事には無御座候得共、全く智慮の淺劣より出候義と奉存候。御叱敎可被下候。

一、當方人氣賑々敷事に御座候。只々難得者人材、易失者時機奉存候。故人も不言哉、世間不如意者十に七八。是而已慨然仕候。幸も只今迄之處は無之、一統怡申候。只今飛脚俄に承、取込寸志迄にて縮筆、草々如斯御座候。恐惶謹言。

十一月十一日　　榊原幸八拜

橋本左内様

二啓。折角寒氣御自保可被成候。乍憚横山氏堤氏へも宜奉願上候。不備。

○安政四年十一月十一日池邊藤左衞門弟龜三郎より在府立花壹岐へ送りし書

一筆啓上仕候。向寒之節に御坐候得共、先以君上泰山奉恐悅候。將又尊公様愈御勇健被成御座奉恐賀候。私儀碌々西海の濱に罷在候條、乍憚尊慮易被思召可被下候。折節獻書御伺も不申上、怠慢御高敎可被成下候。尊書時々拜見奉感銘候。誠に御誘掖之筋御盛之旨拜承、奉踊躍候、且御宿志之通り諸君公様方、此學講究之段重々恐悅候處、沼山（横井平四郎）大丈一件御配慮之末如何相成行候哉。右は尊慮之通り、遠藩之仕懸け少々蹶き、左も無御坐候はゝ、最早當月初旬中には、沼山打立可相成存罷在候處、呉々も殘念千萬奉存候。只今ても一決仕候はゝ、必す成就可仕、運用之義は、先便兄より獻書、且左内へも申越候義と奉存候。私よりも邨田（村田巳三郎）遊歴之砌献言仕置候通り、八月中旬沼山へ參る熊藩同志も、同一致之見に御坐候條、一刻も御取懸に相成、諸公御奮起中、各藩御歸散前、成就仕度奉精念候。只今より早速御使者參り候はゝ、來正月中には相整可申、然は僅か二三ヶ月之處に相成候。併し沼山親炙仕候て、御玩味

も御坐候はゝ、一兩月之處は御歸藩遲く相成候都合も可有御坐候。先つ一刻も御取懸りに相成度事に奉存候。機會難數得、越藩外全く御丹精にて、一時之奮起に御坐候へは、十日寒之憂も可有御坐、我藩にても、

御在國は兎も角、每々御一所御出府被行可申哉、自然尊公樣御離れに相成候事も御坐候はゝ、繼續難仕、其人御坐候ても、全く位階無之候ては相成間敷、誠に千載之一時、永々之御處置詳明に御坐候樣、元より尊公樣御掌中と袖手罷在候。他は一益一害、擱筆仕候。右御伺申上度如是御坐候。恐惶謹言。

十一月十一日　池邊龜三郎

壹岐樣　執事

尙々同社中近頃は好景色に御坐候。淸十郎勿論、數馬直衞など專ら振立、私義も區々相手に罷成居申候。併未た愈學路明に見得仕候ほどのもの出來不申、追々講究可仕、乍恐被懸尊慮間敷候。

成瀨、淺川無程着都可仕、其上御模樣も承聞可仕奉存罷在候。以上。

○安政四年十一月十一日水戶藩士原田八兵衞より在府先生への書

口上書

參堂仕度候處、今以風邪にて引込居候間、書中御恕可被下候。

兩三日は寒威一入相覺申候。愈御安健被成御勤行奉敬賀候。扨種々相伺度、尙又秘書拜見仕度、此間一翰相呈し候處、御留守にて失望仕候、今日又々人上げ申候間、貴答奉待候、此人堅固なるものに候間、御秘書御渡し被下候て、聊御配慮無之候。此段草々申殘候。頓首。

十一月十一日朝　原田八兵衞

橋本左內樣

御直披

○安政四年十一月十三日在尾張藩田宮彌太郞より在府先生への書

華翰拜誦。如貴諭凜烈相加候處、愈御淸寧被成御奉職、奉萬賀候。抑今般被成下候御細牘之義は、不容易重大事件、殊更
御君侯より御内降御悃命をも奉蒙、先以恐惶畏縮謹て雪手薰讀再三玩味仕候處、今に不始御事ながら、斯まで天下之爲に御先憂被爲在、擧世柔惰偷安之頽風を御振起、不測の御後患をも不被顧、社稷生靈之爲めに御挺身大策之御首唱被爲在候段、去とては無比之御忠誠。右に付候ても夙夜之御焦勞如何計之御事に哉と、乍憚奉想像候へば、在天之祖靈も嘸々御感格之御事に被奉量、誠に御頼母敷、不覺落涙之仕合に御座候。被仰下候御條々逐一は不奉復候へ共、實に字々御忠赤、字々御確言、其上尊書にて當今列藩を初閣老邊諸有司迄之内情も夫々相分り、右之次第にては、件之御大擧は最早思過半之御場合と被伺、扠々
宗社之御大幸、此御事御座候。右に付此御機會を不被失、當藩よりも御戮力被申候はゞ、廟堂御决策無疑段、縷々不一形御悃諭御諄諭、
尊慮之程誠以御尤至極之御事、海山奉拜承候。就夫斯御明晰之御至論、口傳にては彼是訛謬も氣遣敷く、其儘持出座前において反覆細讀候。加之態々石原君御專价、不一形御心盡之御次第、幷石子演達之趣ども底蘊を拂及入聽候處、御自翰之御旨趣と申、夫々千萬御配意之譯共、逐一承知相成申候。此御一擧は此方においても素より至願之義に有之、且御手厚御來意重々感得被致、猶又沈潛反覆熟慮相成候處、全體之御本意においては士賈中までも無之、儲君を建人望を維持するは、實に當今之御要務無疑候に付、こなたにおいても是先猶更周旋可被致存慮に可有之候。其内元來重大事件之義成就を必する事に付、取計方の緩急剛柔に至り候ては、當藩は當藩にて公私へ

付品々云爲有之、必竟一齊には集り難く、此段は寡君胸中に頗熟慮之次第も被有之候に付、是は寡君手前へ御任せに相成候樣被致度、左も無之候ては品により却て害を招可申兆も候に付、夫等之趣自書に委曲可被申述候得共、貴下へも粗鄙拙より御文通をよび可然との事に御座候て、如此御座候。右熟慮之趣にては、何分即時應命之貴酬には行屆兼。折角賤臣迄へも、
玉音を賜候甲斐も薄き姿にて、何とも〳〵恐懼萬々に付、再三再四反覆申達候義も御座候へ共、情實寡君より御廻答之通り無餘義次第有之には相違も無御座、不得止右之運に相成候。乍去只々運用之方略如何と顧みての派別にて、首鼠逡巡之譯には曾て無之、畢竟は百慮一致之事に候て、其段篤と御會得、何分宜御執成之程、幾重にも奉伏冀候。且右に付ては、尊藩におゐて、此上彌增御主張御用力御座候樣被致度、此儀も申添候樣にとの事に御座候。種々拜述いたし度候へども、煩雜却て簡要を先可申と文略仕候。餘は御垂察可被下候。恐々も
御君侯御前可然被仰上申候。恐惶頓首。

十一月十三日　　　田宮彌太郎

橋本左内樣

尙々御多用御中旁々石原君御差登せに相成、誠に御大儀千萬、隨て東武之形勢并
尊藩之御樣中も悉く承知出來、由々滿足に被存候、尙被申聞候、此儀も宜御執達可成下候。謹言。

○安政四年十一月十三日同上添書

御副書拜見仕候。然は
橋公御人品、先年拜話之次第も御座候に付、彼御家臣之者、手日記四五箇條御抄寫、石原君へ御附囑相成候に付御受取申候樣、縷々御細教之趣拜承。右御一通謹て落掌拜讀候處、何さま、
御德器被爲備候御儀と乍恐奉瞻仰、則差出申候。此

段草々申上添候。頓首。

十一月十三日認置

再伸、時下嚴威折角御養攝所祈御座候。草々。

彌太郎

橋本賢兄

内密貴酬

○安政四年十一月廿一日江戶藩邸にて先生より中根への書

過日御達申置候書籍代金五十八兩壹步三朱之內、先達金三十三兩三步二朱御渡被下、落手仕候。右餘金近日之內御下に相成候樣奉賴上候。

兼て極密御心配御座候一條之御往復、幷御建白共內々一通認呉候樣、平岡(幕臣平岡圓四郎)より賴込候、故、彼是と申斷居候處、只今にては遁辭も盡果申候。彼は此一件には無粗忽筈、其上實は東西之御配意存居呉候方、後日私願之助には相成申候と奉存候間、何卒明日より平學君に御筭勞願度候。此段可然樣御周旋奉希候。今日は鄉信奉拜賀候。偖此般の御建言には執政餘程感服之由、中々退避なき樣子。且例之一件も先受方不惡鹽梅に申參候。尙巨細如何。夫に付小拙又々申上度義共御座候間、明夜にても參上仕度奉存上候。頓首

廿一日　景鄂

雪江君　可秘々々

○安政四年十一月廿一日柳川藩池邊藤左衛門より同藩家老立花壹岐への書

先月廿八日尊手簡、當月十二日九拜頓首奉拜誦候。

先以、

君上泰山奉恐悅候。將又　尊公樣益御機嫌能く奉拜悅候。隨て私儀無異儀消日罷在候間、乍憚御尊慮易思召上可被下候樣奉希候

一越公横井御招之一條に付ては、追々御高說被仰聞、

始終之御見識誠に奉驚入感心仕候。且又御改めに相成、御高說之通越前　君上にも被遊御決定、秋田肥後に參候事重疊恐悅之至に奉存候。偏に　尊公樣御配慮にて如此御運び、秋田參候はゞ、爰元にて肥後内情得と咄合、是非とも肥後相動き候樣可仕候。次に一件成就仕候はゞ、天下も動立可申、乍此上、御配慮之程奉希上候。

一御會之儀は誠に美事にて、殊に越前　君公御懇切之御事、乍恐流涙仕計に奉存候。然處御同公に於も、御懇切有餘て正大剛健、且又天下經綸之御規模如何被成御座候哉に奉想像候。横井罷出候はゞ、御規模御經綸とも、彌以正大に被爲成、實に天下明君とも可申上、億兆之休戚も此御方樣に有之、天下之微運も終に御引戻に可相成候。然る處天下之事經綸規模一定之識見相立、機を見て動くにあらざれば、大事は成り不申候。御會御催等も、美事は美事にて、當今之大經綸は又外に識見無之候ては不相成候。是以て御會御連中も、先是迄之御人數樣にて、肥後若旦那樣抔御引出等は、深く不宜儀も御座候と、横井重疊申聞候。就て相考候處、當今諸公宴安逸樂に被爲安候處、越前より大に御引興抔と申唱へ候はゞ、越前黨抔と名目相立間には、大に怖れ憚られ候樣之御方も可有之、左樣相成候ては、當今天下之危きを、越前、尾州抔御扱ひ被成候思召有之、機を見て動く時に大に害し可申、此等之時勢は越前　君上にも深く御工夫も被爲在度奉希上候。左内へも右之趣は御咄合可被下奉願候。

一横井近日之説にて、尾越之二藩、是非とも御親みに相成、天下之時勢を明に被成御覽、經綸規模同樣に參り、機を見て天下之危きを返し、治道を再度明らかにする見込、段々思慮に相成、私へ致出府、尾越之二藩に申入候樣、江口純三郎を以て被申聞候。私出府は一身差支無之候得共、爰元にて、十時太夫御力にても出來不申、何れ東より御召に相成候樣、致方も出來候はゞ、速に出府出來

申すべく、先生見込等之儀、尾州越前へ御咄候までは、尊公樣へ御教示相願、如何とも致方可有之と、返事仕候處、押返し尊公樣へ之書狀仕出に相成申、定て私出府仕候樣、御取計被成下候樣、被奉願候事に奉存候。然處御配慮にて、秋田參候に相成候上は、私は先無用に御座候間、私出府は如何可有御座候哉、且又先便より願上置候、郡方へ轉役之一條も御座候間、差付出府之御取計も如何可有御座候哉、尊公樣思召之儘に奉願候。深く御配慮可被下候樣奉希候。

一君上土州御討論餘程之御事奉拜承候。此儀は且は奉悅。且は奉怖候。乍恐御討論は度々被爲在候方結構に奉存候へども、願くは御討論度每に御情意御親に相成、御討論に付て御有益之處、御自身樣に於ても御覺へ被遊候はゞ、外樣より御心遣等は無之事に可相成候。自然御討論よりして、御隔意相生じ、外樣へも御討論之義、御心遣被爲在候樣成行候はゞ、乍恐　君上土州御爭心被爲在候所より如此形勢に相成可申、夫れ君として爭心御座候はゞ、大學は讀め不申事に奉存候。爲人君止於仁、夫れ仁は天理之本然、惻怛慈愛之意思にて、一點爭氣御座候ては不仁に御座候。乍恐討論後御爭氣之被爲在候哉、不被爲在候哉、被遊御反求、一點も御爭氣被爲在候と御覺へ被遊候はゞ、速に御自省被遊候所、則爲己之御工夫にて、始て心術を正し私欲に克つ事も出來可申、明明德之學は天理を存養し私欲を克除する之外他事無御座候。爭氣は私欲之最克難きものに御座候。程子曰性偏克ち難き所より克將去、又曰君子儒爲己小人之儒爲人、總て學問は爲已事にて、勝負優劣等に少も心御座候はゞ、誠に以可怖事どもと奉存候。御教示可被成下候。此他心事不任筆、近來寒氣も相募り、月日も相迫り、乍恐時下御重愛之程奉祈候。尙委細之儀は後便可申上候。右尊酬可申上如斯に御座候。恐惶謹言。

十一月廿一日認　池邊藤左衛門（花押）

立　大夫
　執事

尙々來年齊公様御滯府に相成候はゞ、萬事破れ可申、爰元にても十時大夫へ咄合等可申上候へ共、尙又御地之御運用も御大事に奉存上候。頓首。

○安政四年十一月廿二日在藩本多執政より在府先生への書

本月十日立御狀拜誦、嚴寒之候に候處、先以奉恐悅候。隨て御安寧御入被成珍々御事に存候。御周旋之一條未何等之響きも無之由、乍併一二聲好音も相聞き候段、此上は尾藩より之援軍御待之旨御尤至極に御座候。尾藩之儀は定て只今にては御聞取と存候。御返答之模樣は未だ承り不申候得共、被仰込之鹽梅にては、十分には難運哉と甚掛念に御座候。御返答相分り候はゞ、爲御聞被下度候。老公は何分聖なりとも、御國へ御避け被成候方御尤と存候。其邊甚十郎迄委曲相咄置申候。尙宜御配慮御賴み申候。御掛念之通り薩侯出府にては、事彌六ヶ敷可相運哉と、被察申候。西國勢之後援にて、水野土州之先鋒と相成候ては中々難戰と被存候間、何分早き内に野を淸くし、右軍勢を相待度ものと頻りに願事に御座候。軍艦を始騎兵等夫々弟子入被仰出候旨難有事に御座候。何分來御歸國迄には一兩人にても形ちは出來候樣希事に御座候。墨夷乘馬之樣子實見にて何そ相開け候事は無之哉、得も可有事と存候。此表軍艦コットル權六(佐々木長淳)大精勤、先來盆頃迄には、是非出來上り可申との意氣込に御座候。右に付ては、盆後には敦賀邊より丹後御崎邊迄は、試且修行として出掛度と申居候。軍艦方閑平(内田閑平)練之助(加藤練之助)被仰付に相成申候。友藏は其表にて修業之模樣次第何時にても宜御取計有之樣申越置候。其餘勘定方に兩三人計被仰付に相成候樣と、勘考致し居り候へ共、人物見當付兼申候。尙御勘考御賴申候。兵科も追々人物減候故、甚不遊山(ブイサン)(越前の方言寂寥の意)に御座候。大砲科此度端立候心得には候へども、主とする人に乏、如何

に相運哉と苦心に御座候。是は御歸國之上、東北修行打合候ての事と心得居候處、大砲頭より御役前勤り不申と、申訴へ頻りに有之、不得止事、右運に相成申候。乍併巨魁こそ六ヶ敷、第二等より之人・矢張今度被仰付候者共より外には有之間敷哉と被考候。何分少々にても目鼻付候樣願事に御座候。文武共隨分勢は宜方に御座候。乍併御申越之如く、兵制定備、奇正變化、錯綜紛紜、精微如神と申所は、此上之工夫と存候。何分御發明も候はゞ希所に御座候。扨原學一條誠に込入申候。今さら致方無之、書生之氣のあるものは、欽哉之杜撰、養竹之不學を歎出、誠に込入候勢に御座候。乍併御歸國迄之所は、ドウゾ、コウゾ繫き付可申候へ共、御歸國之節は何分大メーステル御伴れ無之ては迚も相叶不申候に付、今より厚く御工夫是非々々御賴申候。

○小拙も一向に讀書出來兼ね、迚も不叶と存候。追々繁務、晝は一月に兩三日計り漸く閑を拵候樣之次第、込入申候。○イスホルチング板本出來候分早速御廻達被下候樣御賴申候。ドウゾ全部に相成候樣にと、待居候事に御座候。其餘究理書宜板本も候はゞ、爲御知被下度候。實は何なり兵制之書と存候得共、相談之者無之、不得止事究理書に懸り居候事に御座候。書も獨り讀出來候はゞ、必趣向も可有之と悶情此事に御座候。

順方（福井市醫魚住順方）加州行の儀は賢兄より委曲御返事有之趣、參政より申來候へ共、何も御申越無之候彌、來春は其模樣に爲致可申哉。尙御工夫御申越被下度候。尤右樣家業之外、加州迄も罷越し長く修行致し候樣に被仰候ては、行々は御見込無之ては不叶事に候間、厚御談申事に御座候。當人にては、右分拆一條は掛り方宜御座候。右工夫も順方より申出候事に御座候。分拆家へ餌に飼し候はクーレルの方に御座候間、御序に御廻し被下度候。尤クーレルを彼家へ貸遣にては無之、クーレルを彼家へ手寄、順方講究いたす心得、其中に追々帷幄中へ取入候心組に御座候。隨分面白き趣向と存候。且右手段は當人には手心も

有之旨に申聞候。扨北地一兩度飛雪紛々有之候へ共、積り不申。故に寒威も弛く、甚能事に御座候。御地如何に御座候哉。折角御自愛爲國家萬々奉祈候。不備。

十一月後二　　　　　　復　齋

景　岳　様

○安政四年十一月廿二日越藩士稻葉哉五郎家來坂部簡助より在府先生への書

奉呈野書候。甚寒愈御壯健爲道御盛勤奉壽候。久々御不音失敬之段幾重にも御仁恕可被成候。隨て野生碌々消光仕候間、乍憚御放意可被成下候、且此一封甚憚多く奉存候へ共、御届被下候様奉願上候。右時候御見舞旁如此に御座候。恐惶敬白。

十一月廿二日　　　坂部簡助

橋本左内君

床下

左略折角爲道御愛養奉願上候。

一、西之一件も格別に御周旋之御様子、審々承知仕り、何分右等之所、大根本之處に御座候間、乍憚ます〳〵御思量御周密之御工夫奉願上候。申上度事海岳御座候得共、わざと申縮候。頓首。

一、西横(横井平四郎)之一件、彼方格別迷惑に不相成候様、御ぬかりは無御座候へ共、餘程彼地は六ヶ敷勢の様子に御座候間、一應乍憚申上置候。

三白、略筆亂紙眞平御仁免可被成下候。以上。

○安政四年十一月廿二日在國村田より在府先生への書

本月九日之御翰拜見仕候。甚寒之候先以上々様益御機嫌克御座被遊奉恐悅候、隨て愈御安健御精勤被成奉拜賀候。於御留守も御安全御起居被成、重々奉大賀候。次に此表同志之面々無異罷在候。乍憚御休情可被下候。

堤、荒井、高村之列、折々柳瀞へ出掛試合候處、出

來宜敷方之由。於此表も種々沙汰も承申候。右は大に修業引立筋に可相成義と奉存候。此外、大谷德川村五郎次之輩は出懸不申哉。左候はゞ振起可致事と奉存候。尤川村は齋藤へは折角罷越候由、且又定府之面々も、稽古所詰被仰付、賑々敷御樣子に承申候。追々柔弱怠惰之風可及一變奉存候。埴原三十折角詰切居、役輩中會業にも打交り勤學罷在候。

武場冬業盛成之事、其內流義に寄勿論甲乙は有之候、近來は詰數も相濟候に付、稍中弛に相見へ、近日課業被仰出も有之候へば、又引立可申候。何分出精の者も十分稽古出來候へば大に達者に相成申候執政も折角見込、毎も五時より八ッ過迄見物被勵候故、大に引立に相成り申候。番頭列、御用日評定日之外相廻り申候。依之武場は壯んに候得共、學問所の方は其釣合に參り不申候。是は當年は武場之方重も引立候樣之仕懸故、如此に相成申候。左樣思召可被下候。

君上御會讀、先日於鳥取侯邸御催しの由。就夫土侯磊落英邁之御樣子、委曲拜承。誠に奉感佩候。吾公にも餘程御憤發、一知己御益友を被爲得候御心地にて、御喜不斜之由。扨々難有御事に御座候。近來は大に御遊步被遊候御樣子、乍憚爲天下可奉恐賀、全く老兄裁制輔佐の御力許多と奉感佩候。右土州御益友等之事は、川端抔にも一々物語候處、悚動被致候。明年御歸城後は定て、御特旨も出、諸向とも粲然一新に可及、是計甚以て跂望罷在候。

官吏一件、極密堀田家より漏泄之二條、其內一條御斷に相成、今一條三箇所開港候事、御評議中之由、是を是非々々、下田、長崎、箱舘三個所に取極。其外は決して開港不相成趣、御諭し可有之、此邊御評議迄も無く、即座に斷然御堅拒可有之所、何等之事件にて御評議に相成居候哉、扨々不思議千萬に御座候。堂々たる覇府無人事此極に及ぶ。誠に慷慨至極に奉存候。

熊藩一件、藍田(秋田)使節之事は、已に先便申上候。藍參政に御定議に相成候は、委曲御厚評之上にて御取極に相成候由、初て承知仕候。兎に角此一擧吾輩

誓て期成就故に、歴々の参り候て自然被中斷候時は、最早事之手切れと相成、致方有之間敷なり、依之彼藩後宮之勢盛成事故、其方へ仕込、君夫人より切々御口説被成候が、表面之口説よりも尤可然奉存候。併熊侯御返書之趣によつて、當人御辭退申すか、或は當人氣僻有之故、被差遣難く抔之御斷振に候はゞ、夫は幾重にも應接上相辨候事と奉存候。たとへ御斷に相成候とも、今度は先例無之故、御斷申抔之疎漫成事は有之間敷乎。孰れ當人之事を可申立奉存候。扨應接上にて相辨候時は、最早身際之勝負にて、一ツ二ツに相決し候事故、是非説得、事之成就を必し候者に任し度事に奉存候。尚御勘考可被下候。

オヲルジー一ツ、雪(中根靫負)参政より御廻し被下落手仕候。乍憚此段宜被仰上可被下候。

順方加州行之事は、貴書にて初て承知致候故、復公に相調候處、當年之事にては無之、來年にも成と申返事に御座候。

「海國兵談」御廻し被下請取申候。御留守への御包二、直に御届申上候。幸吉へ頼候品物慥に請取申候。乍憚厚悦之段、御申聞可被下候。當年は歸り不申哉、留守隱居始何れも無事に相暮申候。是又御申聞可被下候。

兵學之事一々承知、御尤至極に奉存候。兵科之面々も、三岡林の列は繁勤に付、關係致し兼、漸千木計り重立候位、先達より責て一兩輩力に成もの人選み心積に御座候得共、甚指支一向先行きの見込も無之、殆困入申候。執政番頭等之タクチーキ會は、先達より相始め候へ共、是は手ほどきのみに御座候。且又大炮隊之事も是迄、會業は有之候得共、見詰無之に付、今度別紙之面々被命候。如仰此邊之事、度外に致置存意にては無御座候得共、前文之通之譯合に御座候。御別案も御座候はゞ、御示諭被下度奉待候。

別紙館中役配並生徒、階級名元書御廻申上候。辨志生以上之面々は、去十五日階級申渡、且習讀局へ相詰候樣申渡候。登學生は別段申渡には不及、素讀局へ相詰候樣相定申候。以後辨志生に成候時は、習讀局

へ罷出修業候筈に御座候。辨志生之内には、今度西舍より上り候者も少々御座候。近來外塾よりは一圓登學不致事故、外塾には大分能きもの出來申候。新屋敷外塾計にも五經を讀上候者、三十員も御座候。新屋敷之新塾、疊數七十計りも有之故、充分之物に相成申候。末松、田川兩塾も敎員增加手も廻り候て宜敷御座候。

酒井氏會讀、一の夜大學講習に御座候。御承知柔順なる人故、兎角新奇之目は見へ兼候得共、隨分講學之筋信用被致候所有之、毎會下見等被致置候樣子に御座候。小拙も日夜繁勤之事故、少も休會無之と申樣には難參候。左樣御承知可被下候。餘は期後鴻候。頓首。

十一月廿二日　　氏壽　拜

景岳老兄

尙々時候折角御厭御愛護奉專祈候。乍憚柳蒂之一書御序に御届可被下候。以上。

○安政四年十一月廿二日在國三岡石五郎より在府先生への書

十日御認之貴札、辱拜見仕候。先以奉恐悅候。隨て奉拜賀候。舍弟事御申越被下休思仕候。次に野生無恙罷在候間、乍憚御費情被下間敷候。扨兵科之義、御異見御申越被下承知仕候、先達而來小拙氣を揉居候得共、千彌にては局中更に引立不申、頃日之催にて店には折々人も相尋候得共、誂文之品無之仕合、殘念申迄も無之、激論毎度之事に御座候。一體手々廻り兼候故、生童輩之處、配物同樣故、兼て心痛致居候事に御坐候間、人撰之上近々可申上候。○市川、坪井、眞下、大珍書飜譯に取懸り候由、大悅仕候。右間書修行旁秋田城葛養、其表にて門野之類御附被成候ては如何候哉。尙篤と人撰之上申上度奉存候。○永田隱加州行之尻持被仰越候通り、芦田、山縣にて、當時芦田にて店を出し申候。先達大天狗も少々疑念之底に相見へ候故、未た返事不致義

も有之候。勿論最初より沙汰承り候故、此間手を廻し相尋候處、ゴス製雷藥之分は、先習得候由に候得共、外に何も慥なる經驗は無之由に候。併ゴス雷藥は取掛り候はゞ、出來可申哉に被存候。○ゴス三斤相廻し候樣致承知候。何分今便差出可申奉存候。右樣御承知可被下候。○御製造方普請も出來候に付、來る廿六日開館之積に御座候。右に付彼是取込居候故、先閣筆仕候。尚期後鴻之時候。頓首。

霜月廿二日　石　五　郎

左　內　樣

尚々寒氣之候、時下御自愛被成御勤仕候樣、專一奉祈念候。取込亂筆御用捨可被下候。早々以上。

○安政四年十一月廿三日在京都水戶藩士竹澤寛三郎より在府先生への書

一翰呈上仕候、嚴寒之節に御座候處、先以御安泰可被成御座奉大賀候。次に小生儀去月下旬上京仕、無異消光仕候間、乍憚御放慮可被下候。扨御地にては時々御面談仕相樂候。其節御咄の水藩一件は心を用ひ御座候。此段御承知置可被下候。京師は萬事依舊相替候義も無之、御地は此節墨夷下官登城、國書差上、重大之事件を願出、御返答を相待との樣子に略承及候。國書之樣子は內々承知仕候に、重大之事件は、巴律(北米水師提督ペルリ)胸中に有之趣に相見へ申候。孰れも難題筋にて有之哉に相察申候。內海へ入船互市、江戶地にて屋敷を拜借致す抔之義、甚だしくなり候得ば申出候も難相計と、心配仕り居候。定て願筋申募候方と相察候。若や大事之儀を御許容之御模樣にも候得ば、定て尊藩に御建議も被遊候方と奉察候。當時

尊藩は天下之仰望仕候義に候得ば、閉塞不被用候時節には候得共、可然機會には御建白被遊候義可然御義と奉存候。是等は小生申上迄にも不相及、既に賢兄之御胸中に有之御儀と奉察候得共、御咄可申上候事にて候。賢兄には當時御志を得て、思召も行はれ

候御時節と奉察候。隨分御自愛御忠勤奉祈候。依て上京御案内、寒中御伺旁差急右之段迄申縮候。尙萬縷期後鴻之時候。恐惶謹言。

十一月廿三日　　竹澤寛三郎邦光

橋本左内樣

再啓、其後は定て御用繁之御儀と奉察候。近來之御樣子御地此節之形勢當時之御議論等、御寸暇にて御序も御坐候得ば、萬々奉伺度候。御地に居り申候得ば、度々御面談も仕候義に候得ば、相濟候ても、此節之儀は御伺不申上候ては不相成義に付、此節眼病中にて、亂書ながら一寸得貴意候事に候。奉別之節京師へも御用事被爲在候樣御咄御坐候、無御遠慮御申越可被成候。右御用事は、屋敷之片山遊酒方迄御仕出被下候はゞ、小生へ相達し可申候。尤來正月上旬より下旬までは、近國へ出游之樣相含居申候。此段も申上置候。差急前書略文之段は重々御容恕可被下候。以上。

○安政四年十一月廿七日柳川藩立花執政より在府先生への書

野毫拜啓仕候。甚寒之節に御坐候處、先以無御障、愈御壯健被成御勤奉佳壽候。此間中兩度參上仕候得共折惡敷御留守計にて拜眉不能、遺憾に奉存候。横山氏への御致傳は忝承知仕候。然ば先達も同氏御入來之砌り、荒稿壹つ上け置候。右は素より御無益之物に御坐候得共、萬々一被成御取候端も有之んかと、一己の氣付にてあげ置、寡君にも不申聞置候條、若も

君公樣御覽にも相成居候はゞ、此渡りは程能く御執成、偏に御依賴申上置候。乍恐

尊藩

君公樣には今度之儀、

皇國之御安危を恐多くも御一身之御生死をも被爲以、御引請御謀主と被爲成候ての御運動かと、奉恐察候、乍去如何程之御良計も有之十分御周旋被遊候て

も、感應之理無之ては、御成熟に難至、乍恐當時之閣老衆公にては大公之感に被應候程之御方は不被爲在と奉存候。左候處に甚た御推掛けにも相成候ては、却て御意外之御難題とも相成、不可言之大害をも可生勢かと奉恐察候。依之方今萬事之大綱一要、右は兼て阿州公(蜂須賀阿波守)への御內密御運壹條に有之、何も被扨置、彌以て此筋一途に御力を被爲盡、此事さへ　思召通りに相成候へば、何事も容易に御變革被爲出來、皇國御再興疑無之と奉存候。尤も御密々の御運にて被爲出來候はゞ、是に上越す事は無之候得共、迚も御六ヶ敷候はゞ、諸侯へ御內談之上、公然と御一同御願立に相成候ても、御相當之御筋かとも奉愚考候得共、左候得ば御內評之內無據水府へ相響候にも可至、此事却て水府より異議を起し候勢に被相考、誠に以て意外之事共に御座候。此邊素より御深察御熟考之御事とは奉存候へ共、例之管見委細は恐多く、大荒略一寸申上候。扨先頃上置候、横井返簡御返却可被下候。横山氏迄上置候稿案も御返し可被下候。右草之趣繁雜中、艸々如此に御座候。稽首

霜月廿七日　立花壹岐

橋本左內樣

拜上

尙々横平御借請之義熊本より關事大儲者之由にて御斷申上候由、却て役職之故を以て御斷申上候はゞ、宜敷存候得共、右樣之名目にて御斷申上候儀を、其儘被爲召置候儀は、乍恐、君公樣御心底には不被爲在候御事と奉恐察候。委細は何れ向後拜眉之上承り可申。不乙。

三白大亂書御恕免偏に奉希候、以上。

○安政四年十一月廿八日平岡圓四郎より先生への書

拜答

薰沐拜誦、寒氣嚴敷御座候處、益御萬祥奉大賀候。扨は御懇問殊に何寄之品々拜贈、千萬感謝仕候。書

前後之内、多分拜參萬々可申上候。御取込中御請取
迄、早々以上

十一月廿八日　　　　　　當　賀

○安政四年十一月廿八日在府先生より在國村田への書

本月十一日發之御翰相達、嚴寒之節御座候處、先以、
奉恐悅候、隨て奉拜賀候。次に御休情可被下候。
井上(藩士井上剛介)、埴原(藩士埴原三十郎)着之山云々拜承。助敎被
仰付之一條、此亦拜承。外塾へ出張の事、此叉拜承。
何れも逐々御都合可宜と奉同慶候。今便は殊之外取
込候間、一々詳答不仕候。
偖西城一件は、過日石原罷越大牟御瞭然と奉存候。
昨廿七日朝始上田(老中松平伊賀守)へ御逢對被爲入候處、誠
に御都合宜、先より今日は西城之義にて被爲入候哉
と被尋、偖夫に付ては段々の御懇志、誠に感服に候、
何分此度亞墨利加一條相濟候はゞ、直に　上樣(将軍家定公)思召をも伺、何とか趣向相附候積に御座候。過
日來堀田(老中堀田備中守正睦)久世(老中久世大和守廣周)へも御咄之趣、實
以感心云々申事くりかへし被申述候。因て橋公(一橋刑部卿慶喜公)御樣子御咄御座候處、此も貴慮の如く、水老
公(前中納言齊昭)とは模樣相違の由、如何にも御溫順なりに、
御氣象は御卓立之由に候へば、至極御尤なる御見込
に候。偖老公とは如何樣之御交に候哉と被問候に付、
至て懇意に候得共、老公は一寸時世に暗き御人かと
奉存候、夫故議論不合事共も數々有之、乍去中々御
英物には相違なく存する由被仰候處、上田被申候は、
如何にも左樣、此方にも老公には毎々困切り申候。
全く時勢は御了解なき御方にて御果斷は格別なる御
方に候。此節も大船御作被成度御願有之候得共、此
も只沿海警衛と申迄にて、爲差御見留は無之隨梅に
候。何分橋公とは大御相違に御座候。且又貴兄亞墨
利加えの御返答、御相談之御返答未無之、外々は逐々
相濟、貴兄御一人遲延致候故、若哉御時態に不合無
理論被仰立候にては無之哉抔、御懇話有之候由、依
て御答に、小拙は別段見詰有之、態々晚れて指出申

候。即廿六日指出申候。其趣意は云々被仰述候處、誠に御同意之由、其趣ならば安心候と被仰聞候旨に御座候。先右之御様子御同慶之至に御座候。

偖又去る十三日夕、亞墨利加使節中立並應對書和解二通御渡に相成候。直に拜見被仰付。依例事理分明。其中英夷とは段々內談も有之鹽梅、且虛喝も可有御坐候得共、何分一々我弊に中候處、可恐々々。此義は實に神州之御大事、今度彼二個條御許に相成候と、即御國體變遷之姿に候。乍去只今と相成候て、鎖國獨立不可致は、固より識者に於ては瞭然に可有之候へば、固より拒絕不相成は不俟論候へども、唯如何せん、廟堂上之小見輩、迚も其邊の咄出來候者一人もなし。就ては責て我君なりともと奉存候故、參政(福井側用人中根靱負)と共種々苦言直論每々高聽に奉入、逐々御工夫も被爲在候處、流石に粗御考も相立候、乍去兎角柔愈之御舊弊、未た霍然御脫却被成兼、只管參政並小拙邊申上候處にのみ、御手寄被遊御嘉納と申迄にて、御自身様より御發出薄姿に御座候故、近來一切此方より申上は相止、頻りに御難詰のみ申上居候。併此迄よりは一段御工夫は不斷被遊候御鹽梅、御策之程は實に奉感入候。尤御上書も十が九は御自身様にて被遊候ことにて、當日迄には凡四五度も御草稿相替り色々御推敲御坐候故、御當日に到り小拙聊御添削申上、今般之運に相成候。此は執政より御內見可被成候。定て御地執政方も、御上書には一寸御退避可被成奉存候。　君上には其邊之御勇斷は充分被爲在候得共、天下之奸雄豪傑をも籠絡被遊候御手段に御乏、唯御誠心一片に歸し、仁柔之風勝ち撥亂之御器量に不相成歟と存じ、其處を不足に奉存候。偖海外之御所置に付ては、　君上にも種々御考被爲在候得共、近來は先小拙之所見と御同樣に被爲成候故、先小拙之存申上候を御賢判之上御可否可被仰下候。

當今之勢、日本の事務、國內の御處置と、外蕃御待遇との二件に可歸奉存候。外蕃御待遇に付ては、海外の事情第一御推察有之度候。方今の勢は、行々は五大洲一圖に同盟國に相成、盟主相立候て、四方の

干戈相休可申相運候はんと奉存候。右盟主は先英魯の内に可有之候。英は慓悍貪欲、魯は沈鷙嚴整何れ後には魯へ人望可歸奉存候。

偖日本は迚も獨立難相叶候。獨立に致候には、山丹滿洲之邊朝鮮國を併せ、且亞墨利加洲或は印度地内に領を不持しては、迚も望の如ならず候。此は當今は甚六ヶ敷候。其譯は印度は西洋に被領、山丹邊は魯國にて手を附掛居候。其上今は力不足、迚も西洋諸國の兵に敵對して、比年連戰は無覺束候間、却て今の内に同盟國に相成可然候。然る處亞國其外諸國は交置候も不苦候へ共、英魯は兩雄不並立國故甚以扱兼申候。其意は既に「ハルレス」口上にも歷然、其上近來爭鬪の迹にて明白に御坐候。依之、後日英より魯を伐先手を賴候歟。又は蝦夷箱館借吳候旨可願候。其時斷然英を斷候歟。又は從候歟。定策可有之事。小拙は是非魯に從ひ度奉存候。其譯は魯は信あり、隣境なり、且魯と我とは唇齒の國、我魯に從候はゞ、魯我を德とすべく候。左すれば英怒り可伐我、此我願なり。我孤立にて西洋同盟の諸國に敵對は難致、魯の後援有れば假令敗るゝも皆滅に不至は了然に候。然れば此一戰我弱を强に轉し、危を安に變候大機關に御坐候て、此より日本も眞の强國と可相成候。其上其戰爭迄には、是非魯國並亞國より人を倩ひて、我國の大改革始、水軍陸戰共精勵可爲致と奉存候。

偖右樣魯の親昵を得候には、所謂難報之恩無之しては不相濟候。魯國へ我より使節を以て和親を乞候積、其段には種々心算有之候得共、筆にては難述候。偖魯に國を託し候迄には、外より擾亂被致候ては不相成候故、其迄は亞墨利加を賴付、英夷の跋扈强梁等は成丈拒貫候事。此亦色々の工夫も御坐候へ共、何も應答言辭の間になくしては、口にも難述奉存候事。依之交易ミニストル指置の二個條相許、其中交易は矢張官府交易に致度候間、勝手交易は相斷申度候事、阿片並借地之事は斷り、港は堺、神奈川、箱館、長崎之四個所位に極置度事。何分亞を一個之東藩と見、

西洋を我所屬と思ひ、魯を兄弟唇齒となし、近國を掠略する事、緊要第一と奉存候。

備右樣大變革相始候に付ては、內地之御處置、此迄之舊套にては不相濟、第一建儲、第二我公、水老公、薩侯位を國內事務宰相の專權にして、肥前公(松平肥前守齋正鍋島)を外國事務宰相の專權にし、夫に川路(川路左衛門尉)永井(外國奉行)岩瀬(外國奉行岩瀬肥後守忠震)位を指添、其外天下有名達識之士を、御儒者と申名目にて、陪臣處士に不拘撰擧致し、此も右專權之宰相に派別に致し附置、尾張(徳川大納言慶恕)因州(因州鳥取城主松平相模守慶德)を京師之守護に、其指添に彥根(江州彥根城主井伊掃部頭直弼)戸田(美濃大垣城主戸田釆女正)位、蝦夷へは伊達遠州(伊豫宇和島城主伊達遠江守宗城)土州侯(松平土佐守豐信)位相遣し、其外小名有志の向を擧用候はゞ、今の勢にても、隨分一芝居出來候はん歟と奉存候。其上魯西亞、亞墨利加より諸藝術之師範役五十人計借受、諸國へ學術稽古所相起、物產の道を手廣に始め、內地の乞兒雲介の類に頭を立、相應之賄遣し蝦夷へ遣し、山海之欝爲致、往來は重々海路より致し候はゞ、忽開墾可相成、航海術も直に可熟奉存候。因て一句を吟申候、

人間自有適用士、天下何無可爲時。

嗚呼此等之事夢にも難見奉存候。其中薩之事は御不同意にも可有之候得共、此は小拙大に所見有之事に御座候。畢竟日本國中を一家と見候上は、小嫌猜疑には不可拘は勿論に御坐候。

昨日も川路之咄聞候處、此も右迄之見は不承候得ども、何分日本に於て遠大之處置無之しては不相濟、就ては魯と和親を結び、且建儲を致し根本を固め候腹は有之鹽梅に御坐候。乍去全く風波を恐居候由其內實に難謔なる咄共有之、不計感慨落涙仕候。何分此後何等之邊へ落付可申哉、頓と不被計、實に志士可憤慨之秋に御坐候。

因州、土州二侯には、不容易御感慨、土州抔は御國政一變之思召に候由。此間中我君上と頻に御高論御坐候。小拙も乍蔭周旋仕、折角我君を正鵠に仕掛申候。此聊賤臣之微忠にて、此にて何卒御英果御憤悱之御覺相立、以後如何樣之大事落來候共、御踏堪

ら〜出來候樣致度心得に御坐候。
出立前御用立申置候「回天詩史」御廻し被下候樣奉願候。相成候はゞ次鴻に願度候。
野史之事逐々相調候處、此地には一向無之候、水府も同斷。
熊本一條（横井平四郎招聘の事）縷々御示諭之趣致承知候、如何樣御尤に奉存候。併此表之御評議唯見込過と申にても無之候得共、過日彼方よりの追書の趣にては、先別段一應御往復御坐候方可然奉存候。
此節は西城やら、亞墨利加やら、一橋公之御講究やら、列侯之御研究やらにて御暇無之候、小拙も分外取込候故、此に閣筆仕候。

十一月廿八日　　景　鄂

毅　堂　兄

再伸、御國は雪も少く候由、此表は異常暖氣、此間は日々降雨、寒暖計四十七八度五十度位に御坐候。以上。

○安政四年十一月頃先生より村田への書信に附記せる詩

病中即事

蠶掌（水蟲のこと也） 鰤毒（鰤に有毒、人に中ると言こと本綱に見ゆ此間中りし也） 與傷風。內外交攻脆弱躬。須用熱湯行脚浴。又逢老僕勸冬烘。夢勞君德成否際。神窖廟猷艱難中。始信平生剛用氣。病來早已覺疲癃。

臥病三日にて餘り衰候故申候也。

所　懷

篮仕得　君値聖明。撫躬常慚負恩榮。上書狂直汰庸士。承乏匪材職監黌。誰認祖山（洋人云金鐵類盡出于祖山嗣山丘岡則無有）穿鐵礦。吾於大海擘鯢鯨。洋禁寬解知非遠。要挂春帆颿大平。

又　　海名

寶刀傳祚武功巍、東蠻西夷王化歸、一自埠關寬鎖鑰、逐伴廷議誤樞機、時相却恨無秦檜、都督寧論不岳飛、嘻向羅巴宜大義、高揚大旆耀　皇威。

何れも十七日之作、杜撰にて、平仄位は間違だらけ、併し虚言には無之候。尙御斧正奉乞。

景　鄂

○安政四年十二月二日在府先生より在國村田への書

丁巳十二月二日

極密得御意候。兼て御心配被爲在候御一件逐々上々之御運、實に年來之御丹誠相達候義、實爲天下奉大慶候。先成行は大方左に記申候。先達より亞墨官吏登營等に付、彼此閣老方にも御多事、君上にも種々御工夫等被遊候故、遂に御逢對之期もなく候處、漸去月廿六日御建言御仕舞被遊候故、直に翌廿七日伊賀(松平伊賀守)殿へ御逢對御坐候處、先方より今日は建儲之御談にて被爲入候哉と御問ひ御坐候故、固よりと御答被遊候。偖其より兼て堀田邊へ御咄御坐候通り一遍通御咄に相成、且貴兄には御三勤之御事故、今度は何分非常之御功業所望、私一人に限らず、輿人皆々左樣有之旨被仰候處。答、右一件段々久世(久世大和守)堀田邊への御懇話逐一拜聞、先日頃は小拙御役成當座之事故急度承りも不申、近來は徹底承盡候處、實御厚悃乍憚奉感服候。此義も不肖も年來懸念之義故、何分可盡精力候。當今は御多事にも候へば、何れ少々にても手透次第、上意をも可相伺候。御問、去ば何日頃御伺に相成候哉。答、此は官吏御返答之事、今少し落着次第に可致候。夫れも格別之光陰には相成間敷候。是非近々之内には何之運にも可相成候間、御安意可被成候。且橋公と申すの御見込も、隨分御尤に奉存候。此御方は老公とは御相違の御氣象と被相察居候。將老公とは御懇意にも御坐候哉。御答、隨分御懇意に候、何分宗室中英明之御方には候得共、少し時勢には暗き御人と奉存候。答、如何にも御同意千萬、小拙も老公には度々困り入申候、此節は又々暴論御始に成困切申候。偖貴兄官吏御返答御相談之御書取、未だ御達し無之候、若や時勢に適當不致御論も可有之歟と、乍内々竊に心配致居候

旨被申候。因て過日御建言之大略御話被成候處、誠に御尤に候、其なれば安心之義と被申候由。其外色々御懇話にて御引取に相成申候。同日廿七日川路左衛門尉より平岡圓四郎に、今朝出勤掛面談致候間、内々來訪致呉候樣頼遣候處、圓四郎は當番、且其朝小拙へ内談有之に付、斷遣し明夕可參上旨申答候由、廿七日朝圓四郎來話、且内談に及候は、今般一橋公より被仰立度旨云々、此義如何。　幕議にも可相障哉、自然廷議に障候義に候はゝ、御止被遊候樣可申達候。無左義に候はゝ、夫儘御建言可爲致奉存候。有云々御主意は、今般官吏中立に付、御相談御座候上は、何も存意相盡し候樣御仕向有之度候。拙者抔未熟者にて、固より別存も無之候得共、三州之立場にも候へば、爲宗室愚衷相竭申達候、一覽の上可然樣取捨願度候。其大略は、ミニストル都下に置候は不宜、相成候はゞ港に置、此より閣老並掛之者出役可致事、勝手交易は不面白、矢張唐蘭同樣官府交易に致度旨。其議論長じて、此に縮兼候、大凡半紙に八九枚之御認に御座候位に候。小拙答には、隨分御趣意柄も御尤に奉存候廉々不少候間、　公之指旨に被爲在候はゝ、御止無之方可然。乍去廷議之程如何と、御憚りに候はゝ、頓んと不智短識に御讓被遊、緘嘿に不若候。何分東西共、　公之思召に被爲任可然と申置候。夫より圓四郎當直相勤居候處、午後御内々被仰聞候は、此間中其方に談置候書取は相止、我等は譾劣之者にて別存無之旨申答候積り。圓答、其は如何、過日來段々御心配被遊、既に御過激之御説も被爲在、且此府尾藩抔申立方不實意なる旨、御咄被成候處、今に到り俄に尊説御變動被成候は、何故に候哉。其原由如何と申。御答には、去らば老公より緊しく御禁遏如此と被仰、御書簡一通御指出被成候由。圓、此にて分明に相成申候、去れは天下後世之清議は如何被遊候歟。御答に拙存には閣老より詰問候はゝ心緒可打明、無左樣は强て責付は申間敷候。圓御尤に奉存上候。

其翌廿八日朝、御登營之所、田安樣御一處に御目見有之、暫時一橋公計　御前に御居殘被遊候由。御前御仕舞被成候哉否、閣老三人（堀久、松）（堀田、久世、松平）御對顏奉乞、且其節圓四郎抔、近侍之者に被申候は、今日は聲高に相成候も不被計候間、例日より遠方に控居候樣にとの事（其時四半頃）、夫より御内談相始まり、八時

過（八半頃迄）迄之御長談御坐候由。此一の不審に候。御歸館後、圓四郎より、今日之御様子甚以不審に奉存候。御海防御論に候はゝ、堀田一人にて宜き筈、且未だ御書付も不出前に大論可立様もなし、何共難斗と申上候處。決して餘義無之候、畢竟海防論長く相成り候迄の事に候昨日の書附差出候處、何分尊慮不殘無御退避被仰下候様、推て申出候故、一々申述候處、何れも感心致し、其中此方申如くにも參兼候條々は、備中守（堀田）伊賀守（松平）相咄候向も有之、彼是にて長相成候と被仰候故。夫には一寸長過と奉存候。何そ御身に關り候御事には無御坐候哉と申上候處、無レ由義を詮議致者にや、必右様の事はなしと被仰、甚御面到之御顔に被爲在候由、其後水戸老公よりも、過日於殿中長談之事一々被申聞候様、御尋御坐候處、例に反し略々の御答にて、拙存一通閣老へ申述候までにて、餘は高意に隨ひ、秘蘊仕候との御報被遊、其後は御文通毎に、鷹の遺取、其外御玩具類被進、決て海防論其外時勢等之御論御止被遊候由、此亦不審之一、且又殿中御咄の内に、備中殿御聲にて、夫は左様被仰聞候得とも、御筋合に無御坐と申言、一度南紀公と申御一聲、圓四郎切に聞附候由、此も何やら不審之事。翌廿八日夕退出より、圓、川路へ罷越候處、川申、我等は今日は惣御勘定日にて、只今引取申候。偖て別義に非らず、今般橋公御建言係り遲延致候故、若哉格別御劇論にても被遊候思召には無之哉、貴様には兼々心底も申置、時勢の程も熟察有之、且　君寵を得居候事も承知致居候故、よもや粗忽は有間敷と存候得共、御大切の御方様故、爲念一應心附申と言ふ。圓答、決して御心配に不及、則此の通と申し、前件長文御建議爲相見候處、如何にもと申居候。圓又言、然處、此は昨書に到り俄然被相止、個様々々建言に相成、既に今朝相濟申候よし申述候。其は如何、仔細は何故に候哉。圓答、別義なし、川申、必多少可レ有レ由、雙方懇意の中にも候へは、無格意申與候様、圓申、左あれは實は昨朝老公より例に替り寛容の御論被申進、且此節は沈嘿

可然時節、何分爲老夫忍兕候樣、縷々被仰越候故に候也と申述へ候處、川拍掌、偖々老公は智者也〳〵。此節こそ含容の時勢ならんと申咄候由。此一事一には餘り入懇の義、一には老公を智者と賛候義不審。前件錯綜相考候に、伊州(松平伊豆守)は餘程振込宜く、我君の御一論にて益深入致、益同役を被勵候者にて、[illegible]公　御前に御殘被成候事は何か不被計、或は今日閣老より可談議も可有之哉抔御咄も有之候哉。偖閣老三人被懸御目候は、海防に事寄、御人物の監定やら、儲貳にも可被成御方にも候へば、萬一右樣の時には、此時勢如何被遊候哉抔申樣議論にても有之候哉。夫故公には格別御避退、其器に不當旨、且指當良工夫も無之抔被仰候ならん。其故閣老其邊を强辨被致、長議論に相成候歟。且又橋公俄に御轉議被遊候譯は、全く川路より內々廟議をも薄々小石川御老人御耳に入、老人大悅にて、其ならは當時は沈嘿に不如と被思召、其邊被申進。是非々々隱容可然との御垂論ならん。橋公にも右一大事御退避御辭讓被遊候に付ては、何事も存無之と不被仰しては不都合。御避讓之地を御拵被遊候爲、卒然御持論御變し被遊候哉。川路は隱々に機密を洩し、後日權要を不離遠謀にも可有之歟。さなくしては咄振一寸合點行き兼候。

右等御探索、且近來外夷御待接向如何と御推問被爲在候爲、去る四日堀閣へ被爲入候處、此も逐々御咄相熟し、堀閣被申候は、何分當時專ら評議中に御坐候間、近々表立伺候運に可相成候。さすれは忽御落着に相成可申奉存候。乍極密、　上樣は御承知の御性質、拙者共にて厚く評議致し候事肝要、其上にては、　上樣思召相替不申樣致度存候事に御坐候。伺の運に相成候はゝ、不遠事濟可申、拙者共邊には更に異議無之候。何分最早深く御心配なくとも、成事と可相成と、緣返し被申述候由。其外種々御懇話御坐候得とも、其義は略仕候。右等の次第、今日迄の處は、諸向一致の順境、誠に以て奉大慶候。

臘月七日夜認

伊州家にては受方宜、邸中一般に　君公御盛德申觸候由、過日御對顏後、伊州一層之深醉、越公は先年迄は餘程御圭角も被爲在候に、近來は逐々御熟練、溫和にして御識見被爲在、宗室中無比の御方、かゝる人の世に在せしは、全く　幕府の御洪運と申事に候。右は八木剛介咄（伊州近侍への咄と申事）備州も大同小異、今般諸侯の存寄爲差出候處、格別之議力無之、誰一人可倚賴とも不被思、唯越公は賴母敷、　越公にてこそ相談もせまほしく抔、藩臣に被咄候由

其に引替水龍は益不受の鹽梅。過日も既に極密に御獨斷にて（御家來初へ一向御沙汰なし）大阪城借受京師御警衛被成度旨。其趣意は、拙者義幕廷にてこそ隱士なれ、京師より頂戴候官爵は權中納言に候へは、此官有る内は、京師の事、難忘懷候。さすれは京師御手薄の折柄故、何分阪城御借渡相成度云々の由。此一論以之外、閣老不平に被存候樣子。川路は御舊恩故歟、極密安彌を喚寄、右の事内話、且何とそ忌諱にも可觸、且は此時態故、又餘日に可願抔、御曲辭御取繕願度、さすれは私在内の周旋相盡、右書御返しに相成候樣可仕候、右樣の品政府に殘り候ては、始終御爲不宜との義に御坐候。安彌感謝して能歸言上に及候處、中々御議論御堅牢殆迷惑致候由。乍去今日に到り遂に川路の申す如く相成、安心致候由。右は松（平）堀（田）兩閣　君上へも御咄有之、甚立腹の體に有之候由御咄被遊候。今朝安彌參り右等咄も有之、且川路近來は總ての用向受方不惡、全く橋公一條之餘波かと被存旨相咄申候。

○安政四年十二月七日先生より村田への書

伊州より金子の沙汰不申來候得共、今の期を失候てはと存し、愛軒と熟談の上、昨朝雪江より内々爲申込候。其趣意、金子の義は寡君にも心配被致居候て、内々其掛りの者へも被申聞候次第も有之候間、貴家より御手筋さへ附候はゝ、直に可指出と心得居候。此旨兼て御承知可有之との事。

西郷吉兵衛御徒目附に轉役、昨六日夕着。明八日晝時より來話之旨申込參り候。

○安政四年十二月六日一橋家用人平岡圓四郎より中根への書

拜讀仕候。益御萬祥奉壽候。扨熊本兩公子御挨拶振被仰下候趣、委曲領承。即刻申上御承知に御坐候。別紙綠毛一羽差出申候處、大好物故、誠に大慶、小生より可然御謝辭可申述旨内命御坐候。取込中早々頓首拜、

十二月六日　平岡圓四郎

中根靱負樣

御答

○安政四年十二月六日廣瀨傳八郎（閣老松平伊賀守家臣ならん乎）より先生への書

内事御直披

一翰拜呈仕候。寒威の砌に御坐候處、益御安恭被爲涉奉雀躍候。將亦去日は推參仕候處、否哉、期鳳顏大慶不斜、于誠種々御内教被成下候段は、如山之高、如海之深、奉恐謝候。其節被仰聞候御儀、最早御内役衆へ御評議も被成下候御事にも御坐候哉。弊藩其筋の者より御内々伺吳候樣申出候に付、御催促が間敷候得共、一應寸墨呈し候。書外拜姿、尙又可申解、草々閣墨頓首。

十二月六日　廣瀨傳八郎

橋本左内樣

尙以隨時御保護一向の御儀奉專念候。再白

○安政四年十二月七日池邊藤左衞門より在府立花壹岐への書

謹而一書奉啓上候。先以寒氣に御坐候處、君上泰山奉恐悅候。將亦尊前樣益御機嫌能可被成御精勤乍憚奉恐賀候。隨て私無異儀消日仕罷在候間、乍憚尊慮易被思召上可被下候樣奉希候。

一、今日只今八ツ時過尊舘御留守に罷出候て、御便の事奉承知、於御居間急々相認候に付、何事も不任心實に御伺迄に奉申上候。

一、先月晦日戸次數馬宅にて、十時大夫、立但州始會集に御坐候て、咄合御坐候。先は盛とも可申上候得ども、心中相話し候事も、何か嬾く社中に於ては、唯經書等相開き書中之趣ども相話し候外、談話も出來兼、殘念に奉存候。近日は橫師頻りに咄度由にて、每々門人ども被遣候間、當月十日過には是非とも參り候含に罷在候。近來同氏餘程見識進候哉に被伺候。誠に天下之人物にて御坐候。越前、秋田今日迄も見へ不申、如何之御摸樣に御坐候哉、自然は御國元にて御評議變異も仕候哉。案勞此事に奉存候。肥後橫師役付之義は、長岡說

にて當時は頗る折合申由に御座候。乍併長岡監物樣師之間に疑心相増候義に相違無之事に奉存候。誠に氣之毒千萬に奉存候。

鮫島正助先月沼山村居に出懸、私へ面談の含に御坐候處、備師之武に屈し私へも參り不申、熊本にて津田に面會仕候處、同人義は全志無之人物に被罷成候と、正助申候由に御座候。正助抔も今以功利の心除却不仕候て、餘程心中もくろい居申由に承り申候。來春は沼山へ塾詰致し候杯と申て歸り候由、可笑人物に御坐候。

一、御屋敷内經學被行候由、奉尊御事に奉存候。乍併此心之趣向宗不申時は、經書讀にて、經學には無之候。我心の趣向一定、實に聖凡一理、學者則至於聖人之學と相心得、爲己之實心より勉勵仕候はゞ、史を讀も爲己之實學に御坐候。顧曰、爲己之實心より學問に人々振起候樣奉願候。餘り一時に人々振起候事は、多くは氣慾にて不足恃に御坐候。乍併振起の勢は盛なる方可宜奉存候。朱文公曰、煎藥始用烈火、終用熳火喩之如く、一時振起盛なる處より、誠實爲己之人も出可申、何を奉申上候ても、

尊前樣御愼密之御運用に有之候。

一、來年御下りの事、越前の御運用も御座候へども、御一身の御見識、且又乍恐

君上之御識見御符合之所より、一旦尊前樣無之ては不相成候との上慮。誠に大事越前よりの御勸めにて不得止事。其通りに相成候ても、君子不奪之候。乍恐御深考可被成下候。此等之處十兵抔少は見識及ひ力らの出し處可有之處、無左樣候て殘念に奉存候。

一、愛元にても近來は御地の勢相響き候哉、大分舘中上應方武術之方々ども御出席御坐候。或は武舘を立るの、醫學舘を立るのと申候風聞ども承り申候。然る處何事も來春　君上御歸國之上にて、上慮より御運用不相成候ては不宜狩、一旦何事も[illegible]不[illegible]之方可[illegible]、十時大夫へも御噂申上候。乍憚十時大夫此度御見識的實に[illegible]之、[illegible]又近日可申上奉存候。[illegible]御[illegible]よりの御便[illegible]により[illegible]て可奉申上候。右之段[illegible]御[illegible]爲可申上如此に御坐候。恐惶謹言。

十二月七日　[illegible]溝[illegible]左[illegible]門（花押）

立　大　夫

[illegible]事

○安政四年十二月八日平岡圓四郎より先生への書

昨日は御留守不得拜顔遺憾奉存候。實兄哲藏病氣に付候ても御配慮被成下千萬奉拜謝候。然る處只今養生不相叶病死仕候。半井先生（福井藩醫半井仲庵）谷田宗二樣（福井藩醫）へ御通し被成下、深謝之段厚御傳意奉願候。扨右之次第、内實忌中に相成候得共、差向拜顔仕度候御坐候。御繰合相成候はゞ、明夕刻より夜に掛け、又は晝前にても其都合次第、拙宅へ御枉駕奉願候。恐入候得共御寸管奉願候。頓首拜奏。

十二月八日　　平岡圓四郎

橋本左内樣

○安政四年十二月八日在江戸藩邸石原司計より先生への書

先時雪江咄にては、雲色大に不宜趣驚入申候。何そ一變之譯、根元御承知被成候事も御座候哉、不審。心も空に相成、按事申候。當番中と申、御馬場に御供にて罷越、難罷出、御承知次第爲御知被下度候。爲其、早々不一、

十二月八日　　石原甚十郎

橋本左内様

○安政四年十二月八日越藩士在府横山猶藏より在藩吉田悌藏への書

先月廿一日御認之貴書慥に相屆、難有拜見仕候。追々月迫之砌に御坐候處、先以、

上々樣益御機嫌能御坐被遊珍重奉存候。隨て尊先生愈御壯健にて御暮し相成、重疊芽出度奉欣賀候。次に小子儀無異に苦學仕居候間、乍憚御休意思召可被下候。偖て如尊命、今度の一件、不已數年寢寤吾國仕候事、實以て殘念の至に存候。今度は是非幕府之勢も何か一變致候と存候。小子儀も別に工夫無之、何卒當是之時、御手前の備十分に御立被遊、其上にて有志の大名幷に諸藩諸有志之人才共御用ひ被成、非常に御改革有之候て、益忠孝仁義之大道を明可致候を、第一等と奉存候、其れに付今度少見込之手掛り出來仕候。別之義にては無之候へども、今度墨夷願上候一件に付、先達幕府より諸大名へ御内談有之候て、諸大名より悉く、存通り申上に相成候。

御上には先月々末に申上に相成候。其に付御上には先達より每度西丸樣の義申上に相成、此頃にては閣老之方にても大に宜敷樣相見へ候。何卒致し候たら今度

一橋公に相定まり候樣に被存候。橋本氏小子義共、此已日夜心配仕居候。大に閣老も氣が付き候樣に相見へ候。此一條之處相立候へば、夫よりして追々挽回之勢に相成候と存候。何卒して是恥辱を一度雪き度と、日夜橋本氏と相談仕居候間、此段御安心可被下候。乍然此事至ての極内に御坐候間、御他言之程御用捨可被下候。依て小子義は此頃は柳川へ度々參上仕候。立花壹岐之方にて大學の會讀相始め申候。道義之一本研究仕候。此頃に至り候ては大に發明仕候。是迄尊先之御　訓も唯今大に發明仕候。

一、福田は便御坐候哉。御序も有之候へば、小子儀之事宜御傳聲可被下候樣奉願上候。

一、渡邊氏之御書狀慥に西村玄圭方へ持參仕候間、左樣御承知可被下候。

一、稻葉氏之一件被仰下、實以て難有委細承知仕候。此段御安心可被下候。哉五郎樣（稻葉哉五郎）儀は此頃は工夫如何に御坐候哉、何分先見之有之候御方に御座候へば、餘程宜敷御坐候と存候。且又明石祿助君は如何に御坐候哉。御工夫も出來仕候哉。折角々々御教訓之程偏に奉願上候。右は爲御返事拙筆早々如此に御坐候。再拜頓首。

十二月八日　　猶藏拜

東篁先生

二啓不順寒氣彌増に御座候間、折角々々御保養之程專一に奉願上候

此表御用等も御座候へば、被仰下候樣奉待上候。

○安政四年十二月九日先生より
薩藩士堀仲左衛門への書

昨夜は能こそ御清話被成下千萬奉拜謝候。偖て差懸り西鄕に面會致度義出來仕候間、何卒貴兄御心配を以て、此書狀西鄕へ極密御屆被下候樣奉希望候。猶委細使之者より御聞取可被下候。以上。

十二月九日　　橋本左內

堀仲左衛門樣

內　事

○安政四年十二月十日柳川藩家
老立花壹岐より先生への書

野毫拜啓。先々御平安被成御奉職奉賀壽候。先日愚書拜呈候處、縷々貴旨之趣一々敬承、今初らぬ事ながら、尊藩今度之御精力、實に天下之人望感佩に不勝候。然者在所同志之者より、今度山々厚責之次第有之、惣て尊藩に預り候事故、此事にても先日來拜顏仕度精念に御坐候得共、何分是迄は不相任、今日か又は十二日何時頃御差支無御座候哉、少時繰合せ登館可仕候條、否や貴報に一寸爲御知可被下候。實元にては、近來中老壹人出府仕、類燒後いまだ小屋向成熟不仕、不得止事、兼て御目にかゝり居候場所へ召置候。何分御密話出來兼申候。急々客對所出來候筈に御坐候共、諸方來訪に甚こまり申候。當時は御蔭にて尊藩へは勿論いづ方にも容易に被出候都合に相成候間、尊藩にさへ御差支無御坐候はゞ、無御遠慮御招被下候はゞ、從是も參上可仕候。煩事に取込中、火急に相認、別て大亂書仕候段御海涵可被下候。早々頓首。

極月十日　　立花雄愚
九拜

橋本左內樣

○安政四年十二月十一日在藩村
田より在府先生への書

十一月廿八日之御翰相達、嚴寒之候御座候處、先以奉恐悅候。隨て奉拜賀候。次に御休情可被下候。

廿七日上田侯御逢對一件誠に御都合宜敷、何かも御打明け御熟談に相成候由、委曲貴書之趣萬々御同慶之至に奉存候。此先愈御都合宜敷建儲御定立に相成候はん事、方今最第一の急務也。天下第一等之事先定まり候はゞ、其他之事務要切なるもの次第に御擧行候はん事、具眼達識之人、周旋彌縫自ら智略運轉之好機會と可相成と奉存候。

扨日本事務外國事務之事に至ては、貴書縷々御示諭之趣、一々御同意至極に奉存候。

亞墨官吏中立幷應對甚和解、此間乍早々、白執政と同時内見致申候。仰之通り一々我弊に的中之所、可恐々々。乍去口中頻りに英夷之強梁可恐可愼之狀態致吐露候へ共、魯之沈鷙遠計最可深慮之事に及んでは、一切默々一言にも不及事可疑可怪、且又英國滿清の爭鬪中、無餘義吾本邦へ航海手後れに及び候へ共、識者の觀る所にては、右の爭鬪も無程落着に可及、左候時は近々にも相廻り可申勢に官吏申候へ共、是又多分虛喝に相聞へ申候。英夷當時滿清の取合のみならず、彼の賴みとする所の印度相叛き、一切近來は本國より仕出しに可相成事故、其上に又々日本と取合候はん事は無覺束事なるべし。且印度滿清の事急に落着に可及との云々。日本人を小兒子取扱にて恐懼疑惑せしむるの虛喝智術に出候事ならん。依之若し彼之官吏の申所に於て、廟堂上其說に靡き、從て周章狼狽之所置これあらんには、日本は實に無人の境に均しく、彼理（さきに横濱のときの事）日本紀行中、無術無策悉く彼の術中に陷り候事の誹再び蒙り候はん事。汚辱之極。吾人天地間に立甲斐も無之事と奉存候。併し英の滿清に事ありて、吾邦に來舶の期一日の遲延豈可賴んや。英夷我日本を以て他日の印度に擬し、清或は魯に於けるの入甕粮卒我に資るの策最可恐々々。且魯英不兩立之勢、依之識者英を斷ち寧ろ魯に從はんの策有之事と奉存候。倩、夫に就ては、第一內地非常之變革無之候ては、天下有志之志伸申間敷、况哉英を斷魯に結び候て、西洋諸國と連戰益不屈事は叶ひ申間敷也。依て內地之御所置件々一々

御尤至極少も間然無之候。唯恨らくは藩域中之見輩、如此の事務大策擔當行將去るへきや。唯少しく頼む所は、吾君上始め奉り、二三有志之列候、且在下一二達識之運籌に有之候。志士實に嘗膽伏薪之秋と奉存候。釣谷へ之御書中、來年東地へ御居殘可被成に付云々之譯、同人より夫々承知何も御尤に奉存候。當今之勢是非々々力を幕府に盡し不申候ては不相叶力を幕府に盡くすときは則我藩を興すゆへん。兵制に付御居殘り云々の御示諭に候へ共、夫は只兵制一事の事。貴意大に所レ欲、定て此所に有之候事と愚考仕候。且内外時勢之不可止都鄙人望之所歸、我君上にも明年御歸國之處如何可有之哉。外國の事務、内地の所置、先年彼理應接の時分とは又難易緩急同日之論に非す。且我藩天下之急を負擔救濟之志も又前日之類に非ず。嗚呼英之來らざる不可頼、魯之信あるも亦不可頼。廟堂之見輩最不可頼。一二の列侯も亦不可頼。頼む所之者、天下の百艱辛を辭せず。臣子の責を盡すもの惟頼むべし。此一大事今の時に當ては吾藩を舍て夫誰ぞや。實に慷慨之至に堪不申候。偖今般の御上書並和解二通、去七日大樓會後、及清幕執政三人（[illegible]）並小子於宮司局拜讀。御上書逐件切實確當拜服之至。總敎何れも拍手御同意と稱し、一々御尤至極、間然無之のみならず、箇樣に候半ては不相濟と、躍然爲國家大賀致され候。中々貴意の如く退避所にてはなく、大に氣勢一段と勇氣を增申され候。扨右和解等皆々謄寫り候時は已に戌牌に及び、夫より暫相談の上引取被申候。文武兩館十日切にて稽古相濟、今十一日煤拂手數云渡し等有之、明十二日、文は諸局の納會、武は遣納め放し納致申候。十三日は御用會納めに御座候。寒稽古中存外中だるみも無之盛んに有之、追々達者の面々も出來可申相見へ候。併し當暮は免狀相傳に壹人も無之筈に相成申候。夫に就先日より毎々師役應接致申候。多端の事故略仕候。外より彼是可申參候へ共、少も御懸念被下間敷候。諸出銀分外相嵩み候趣相聞候に付、早速集銀見合せ候樣師役へ申聞、直樣御評議に及候

處、御家中總掛りに相成申候。右趣向は追て可申上候。損上益下の仕法に御座候。來年は外塾迄も知行高に應じ、分掛り出銀に致し度奉存候。井剛、榊幸兩人助訓導師被仰付候樣相願度、今便總教より申參り候筈に御坐候、宜樣御配慮奉願候。僣老兄愈御居殘りに相成候に付ては、他事に扨置洋學所一件、甚見込立難く込入申候。追々洋學修行致度者も御坐候得共、當時之勢にては成育之見込甚無覺束、其御地ならば修行出來可申哉如何。重て御高案承度候。信良も又々幕府の御用向可被仰付趣も承知致し、益つまらぬ事に及申候。責て一人づゝは御願上御國へ參り候樣仕度事に御坐候。此邊定て御心配は可被成下候へ共、尙又無御油斷御配慮相願度事に御坐候。此表米札八拾匁强に及び、、現米一苞は七十六七匁に及び申候、甚高貴。其外絲類樣の物沸騰致候。外國交易の事より相響き、矢張姦商の所爲も可有之奉存候。假令官府交易に相成候共、餘程御しまり方行屆き不申候はゞ、忽ち姦商姦民の徒機に投し利を釣り、大に國家の不輕擾動をも引越すに至り可申、此末是非々々諸物價共過分直上りに及候は眼前と奉存候。加之饑饉等之變有之候はゞ、蕭牆之憂甚可恐々々。諸物融通之道金穀之政、其他物產開墾等の諸件は、萬々御世話有之度事也。たとへ金革之變これなくとも、交易之一條件計にても、日本國中一變革之勢は是又眼前と奉存候。嗚呼可深慮事ならずや。熊本一件御返書に付、亦復御再書可被遣旨御尤に奉存候。此節は衆務蝟集分外繁勤罷在候。先々健食晝夜少も引込不申仕合に御坐候。尙後鴻と此に閣筆仕候。謹白。

十二月十一日夜認　　　　讓　堂　拜

景　岳　老　兄

再伸當地折々雪散候へ共、積り候程の事無之、總體暖候にて甚不順に候處、此兩三日較寒氣相增し申候。貴體折角御自重可被成候。乍憚中參政君始兩兵衞其外御令弟樣修行の面々へも御序に御傳言宜奉願候。頓首。

○安政四年十二月十二日在藩長谷部甚平より在府先生への書

極密貴書拜見。則和解書二冊有志輩へ拜見被仰付、尚巨細も村田への御來書中等にて具に拜承。扨々東手無爲彼術中に爲陷候事、遺恨萬悔不及とは乍申、此境に爲人、人事未盡、死有餘罪、而況既に御建議云々、一に感服、無間然奉存候。然る上は人不足責、事不足非、何分自分爲出候より外可無之、都て確論承伏。就ては監察局一轉、尤允當、則復より內談有之は、先づ奴（土屋十郎右衞門）の拔先差支候に付て也。如何にも難評、市尹は禁制なり、司計上坐共相試み候へ共、今更三才の童子取扱可憐之至、爲差勳功と申は無之候へ共、十五年の勤勞堂より不可下、依て本丹之例を以御足高都合五十石。町奉行次席御政事向是迄の通り。監察之義は御免と申に相決、村（村田巳三郎）市（市村乙助）は聊異議無之、桑（桑山十兵衞）はコセ〳〵一統ブス之樣子否共難申候へ共、精々相辨候處、八九歩は傾き候て、尚東評に可任旨被申、蹟は不知之。右に付桑よりは榊如何と申事に候へ共、今少才を老し候方可然と指留申候。右之通りに候間、今便夫々御伺の運に可有之候。文武館は村田御用掛其儘と申意に御座候に付、如此相成上は誰彼と專任無之、總掛手捌と相成方、却て本筋に付、總持に相成候樣相勸め申候。如論事濟候上にて幹事人選有之筈に相決候。千本は大に意氣揚々の樣子に有之、兼て其兆相見得候事に候。御深願の事も復より相談、何ぞ申參り候やと被申聞候に付、聊其模樣申越候。如何にも御留守中天下の御番丸に明切候ては不相成、且諸事試見之仕出し方相願可申事と相答候處、番組同意、唯々君側如何之患有之樣子、忠愛感入候事に候。右等之景況に付御心得迄に得御意候。自餘件々、同志尤御同意に付一々不能拜答候。

既に交易調隱々と飛語有之、先づ松前箱館貿易は多分北國船頭の利とする處に有之候處、大坂邊へ松前問屋被取建、其方へ不懸候ては松前物手に不入樣之

御しまりに相成候との事。天鵞絨等仕入之方へ、諸國之糸買寄候沙汰有之、一體に糸の價貴く、奉書紬の價賤く相成懸け申候。是に付ては疾より一手段遣懸申候。追て可得御意候。奉書紙と漆は最第一之國產と存候。益一國の利を集め候所存に御座候。如此交易調の飛語に付ては、定て奸商時に乘じ、新規問屋願出候者有之事と被察候。徒らに廟算問屋之冥加上納を利するのみに相成候ては、物價登揚之極致に至り可申と、自今所憂に御座候。當冬無雪暖氣、鱈漁等一向無之、御堀には鯉跳り候と申時候、甚酸鼻之處、當五日頃より一時に風雪烈寒と相成、小生依舊頭毒閉塞耳脹し焮熱を起し四五日引籠り居候へ共、此節せつき前殊の外多事に付、强て出懸申候。餘事取込、早々要答迄如此に御座候。諸期重鴻。不宣。

十二月十二日　修　溪

景　鄂　賢　兄

尙々御留守御摘御安健奉賀候。兼ての勘定等は其内御留守へ伺候、宜御取計可申御安慮可被下。資用御差支有無尙又可被仰越候。以上。

○安政四年十二月十二日江戸藩邸の先生より中根への書

近日は喘息様之容體に相成、不得止本文相願候。昨日は書籍悉皆入手仕候。右に付一寸御相談申上度義御坐候間、御出勤掛御辱臨奉希上候。以上。

十二日　橋本左內

中根靱負様

拜呈

○安政四年十二月十二日在國三岡石五郎より在府先生への書

御直披

一筆啓上仕候。外事略。偖市川、坪井へ飜譯被仰付候旨、先便御中越にて承知。相考候處、迚も右兩人は思敷果敢取申間敷哉と推察致候。付ては開書の人兩三人づゝ附屬にて急立候はば、可然哉と存じ候間、

御良考可被下候。○コンシル中立之趣粗承。何分面白き時節と遠察仕候。御尊慮如何御坐候哉、承度奉存候。○當方兵科局も無人にて甚當惑仕居候。近便委細申上度存居候。扨諸向政教共未だ半信半疑にて届兼候義數多、右俄に押立候には、君上御決斷之上に無之候ては不叶次第には候得共、又々無益之談にても相始可申哉に存居候。右如何中立候共、俄に致方も有之間敷候得共、一國之政事を能致し候には、諸國之勢を默知不致候ては不叶義、右何分諸國之先を取候樣の氣慮に相成候樣致し度、付ては一段他國へ爲踏出候はゞ可然義と存居候事に御座候。是又近便申上度存居候。○分拆術の義に付、先達村田より承り候間長崎にて致修行居候義承知致候。右當節も取掛り居候義に有之候はゞ、魚住並に外一兩輩人遣致し、彼之方へ罷越致修行候はゞ隨一の近道と被存候。何卒其表にて御都合出來候はゞ、早速爲罷越申度候間御工夫可被下候。○舍弟方より金子少々相廻し呉候樣申越候へども、今便は相廻し不申候間、若御相談に及候はゞ、可然奉願上候甚取込要用のみ早々閣筆仕候。餘は期重便之時候。恐惶頓首。

薩州、柳河之兩通、乍御面倒御指出被下候樣奉願上候。柳河への書中に沼山津への呈書も封込候間、相成候はば柳河邸へ早速御届被下候樣、御配慮可被下候。以上。

取込亂筆御推諒可被下候。

十二月十二日　　石五郎

左内様

追々寒氣之節折角御保養被成御勤仕候樣專一奉祈念候。頓首。

○安政四年十二月十三日柳川藩
立花壹岐より先生への書

愚書拜啓。昨日は態々御使者御口上之趣委細承知仕候。折柄御風氣之由御難儀と奉存候。强寒中別て御自愛可被成候。扨先月十二日以來は、當時の事件に付、實に非分之案勞に勝不申、參上も仕候得共拜話

不能、其砌り不如意丈の定見有之、乍恐獻書にても仕候心得にて調かゝり候得共、何を申、拜接巨細不承候ては、左樣にも參り兼、痛心罷在候。然る處、先達て御細書の趣にては、誠に　尊藩の御精力感泣之次第、何とも可奉申上樣も無御座候得共、去る二日以來、使節種々法外の巨望申立、閣下以下御狼狽の儀は、定て敏く御聞及の御事と奉存候得共、一入顯苦仕候。近頃肥後且在所の同志より申來候了見の次第と、兼て小生相考居候筋と符合仕り、皆尊藩へ係り候事にして、運用甚六ケ敷、困慮罷在、いづれ得と御内評仕り見度、日夜心頭に横り申候。何も扨置、當節に迫り候ては、大元頭剛正强大之御英斷不被爲候ては、甚御危く奉存候。依之迚も無益の僻見にても可有御座候得共、一日なり共早く貴慮相伺度、呉々存詰罷在候條、貴恙少々にても御快方に被爲及御對話被出來候はゞ、御外容は少しも無御構御進可被下候。此段於御同意は右樣之御容體迄御全快に被爲至候はゞ、早速爲御知可被下、左候はゞ必ず繰合拜眉萬々可相伺候、相樂罷在候。前顯甚切迫之次第に御座候得共、追々御熟交の末心衷吐露仕候。何分御叱正可被下候。荒略不乙。

極月十三日　　雄愚　九拜

橋本賢兄

玉案几下

尙々毎々大亂書失敬之段は御海恕、覽後御投火希候。扨別紙御平臥中御慰に入御覽候、御笑閱可被下候。

○安政四年十二月十四日柳川藩立花壹岐より越藩士横山猶藏への書

今日御來訪被下候哉に昨日橋兄より承り候。就ては御待可申居之處、無據出馬いたし候條、從是右之段は早々御掛合可申筈之處、御出游御座候はゞ、近邊老翁等御尋も可有御座と、御來駕の事存しつゝ外出失敬之至御海免可被下候。別封は御歸之上、橋兄へ寄に御差出可被下候。万々期拜鳳候と御鶴聲被下候。早々不乙。

極月十四日　　壹岐

猶藏様

○安政四年十二月十四日先生よ

り西郷への書

「此書翰は、西郷隆盛城山沒落之時迄、革文庫に入れ携帶之由。歿後吉井友實携歸り、卷軸と爲し　天覽に入れたる後、借覽謄寫したる者なり。」

一小册添

昨日は乍例失敬而已相働、多罪奉萬謝候。小拙不快は逐々宜方に御座候間、乍憚御休情可被下候。偖橋公御行狀記略認出來仕候間、貴介へ附托仕候。餘は明夕迄に呈上可申候。左樣御含置被下候樣希度候。草々拜復。

臘月十四日　橋本左內

西郷吉兵衞樣

○安政四年十二月十五日平岡圓四郎より先生への書

寒威甚盛に御座候得共、倍御盛昌奉恭賀候。扨昨日は御枉駕之處、平臥大不敬實以恐入候。併不量御診察被下安心深奉謝候。先は快方に趣き候得共、食氣更に無之困却仕候。未だ平臥中甚恐入候得共、若御繰合相成候はゞ、今日御一診奉願度候。御都合如何。尊來並御時刻共、可相成は御寸答被下間敷候哉。何も拜顏上と申上殘候。頓首謹言。

十二月十五日　平岡方中

橋本先生

○安政四年十二月十九日在府先生より尾州藩參政田宮彌太郎への書

「此書翰は安政四丁巳年十月、先生江戸常盤橋藩邸に在りて、再び德川家建儲の事に付、尾州藩參政田宮彌太郎へ送りたる控なり。

又按ずるに、此書末「初冬仲九」とあれど

も、十月廿四日同人に送りたる書面より、後の者と爲さゝれば、文意適當せざる所あり。恐くは晩冬仲九之過誤ならん。原書月日は後日記入したるが如し。

建儲之義目今之急務、委細前鴻申上候。乍去御疑惑も有之候哉本察候に付、愚見及再陳候。固執偏信之罪萬々御寛宥被下、唯爲神州深御明考被下候はゞ、天下生民之大幸不過之。古語に世子の事を記して、一有元良萬國以正と申候は、誠に要言不煩義と奉存候。儲君之義は、實に天下萬民之趨向を定め其志を一にし候者にて、自古邦家之隆替治忽、士氣之勵廢、軍勢之振弛等、皆儲君之善惡在無に關係し、一人微渺之身を以て億兆之向背を出來し候事、其轍迹顯著申迄もなき義と奉存候。然るに古昔より建儲之議兎角難被行は、何故かと愚考仕候に、父子之間骨肉之上は、固より外人之喙を容兼候處なるに、加之執之人主も永く重位大寶を不被戀はなく、又或は聲色貨利之好盛なる歟。或は猜忌怒悍之僻有る歟、或は庸惰暗弱之弊有る歟。又は奄官宮嬪奢侈恣横之彈劾を恐候歟。又は權相寵臣威燄を失ひ權柄を被奪候を畏候歟。大抵此數件より生じ候て、必ず別に深微難認難知譯有之には候はじ。併し右數件は誠に天下之大患害大蠹毒にて、社稷之安危常に此數件之有無に存じ事候に御坐候へば、人臣たる者緊しく其源を探り、其本を推し、吾一身之吉凶禍福を超然脫却して、億兆之爲、萬世之爲。殫慮極力忠貞諤々之論を發し、最良至當之長策を定め候事、當務第一之義に候。若此に到り躊躇顧望して、吾策之必行と不必行を料り猶豫致し居候は、恐は志士之所愧と奉存候。矧や宗室親裔尊藩之如きに於ては、何地迄も到底利害得失御辨し被下、御上下御合心御熟評之上、果然御建言に相成候樣奉願度候。往時宋史を讀、左之一條于今記し居申候。仁宗朝。宰相韓琦等與同列奏事垂拱殿。讀司馬光呂誨二章。未及有所啓。上曰。朕有此意多時矣。但未得人。因左右顧曰。宗室中誰可者。琦曰。此事非臣下可敢言。當出自聖擇。上曰。宮中養子二

人。小者不慧。大者可也。明日奏事又啓之。上曰。決無疑也。時宗實獨居父喪乃議起復秦州防禦使知宗正寺。至和末上得疾。文彦博等勸上早立嗣。會疾愈寢其奏。既而范鎮司馬光言尤激切。包拯以御史中丞又力言之。上卒未許。如是五六年。言者頗息。一日琦取孔光傳懷之以進曰。漢成帝即位二十五年無嗣。立弟之子定陶王爲太子。成帝中才之主猶能之。以陛下之聖何難哉。願陛下以太祖之心爲心。則無不可者。司馬又面奏曰。唐自文宗以後立嗣、皆出於左右之意。至有稱定策國老門生天子者。此禍可勝言哉。上大感悟。遂送中書光至。中書見琦等曰。諸公不及今議、異日禁中傳寸紙。以某人爲嗣。則天下莫敢違。琦等唯々。此にても能々御考可被下候。宋仁固より庸暗の主に非らず、其上滿朝盡く韓琦呂誨之徒、皆一時之賢材、然るに建儲之議遷延難決數年、幸に司馬光磊然其志を持し、忌諱を不憚讜言を進め候故、長策遂に決し、他日英宗即位、未雖稍隆盛致し候也。此を以て當今之時態に比し候て、難易緩急天淵之差可有

之候。與々袖手其成敗を傍觀被成候折柄には候まじ、且宋仁之朝に於てすら、諸賢臣建儲に急なる如此を觀候へば、殊更目今紛々諸藩割據之勢時代に當り、速に建儲之議を行ひ、急に天下の人望士氣を收攬不申候ては、日後之憂必なからんと憂國仕居候。且又古今英雄豪傑之士、俊偉賢能を推舉致し候は、必ず相互に顏情稔熟之上にて有候義ても無之、或は其言動之微に察し、或は其親朋之吹舉に由り、或は其德化薫陶之所及を見など致し候義に御座候。昔烈祖の土井利勝に被仰候如く、凡そ賢達の士は必ず世に聞を求め、人に媚を呈し候者には候はず。若其人を熟知せざると申捨置候はゞ、我網羅骨肉之外は、海内に夥しく棄材遺賢出來申候はん。夫はとて此れ程の御大事を傳聞風説而已信用致し、一知半解の儘建言致候て、萬々一其任に不被爲堪時は、輕忽之罪浮泛之責難遁、誠以可恐入次第と奉存候。左すれば此一件實に天下之御大事、且愈御良策と思召被極候上は、精々御思慮を被勞、一橋公御行實之善惡邪正

御的親候て、其の御心術之御趣向何等の地に被爲在候哉、其御德量御才器御氣象等如何、眞に大任に御恰當被成候歟否、仔細に御探索可被下候。尙又其上にも內廷之御樣子、左右近侍邊の模樣等御密訪之上、廟堂上に御臨の節の御景況と參互して御考被成候はゞ、急度其御德器委曲に相分り可申奉存候。其上にて速に前文之御建白に相成候はゞ、貴君御心地洞開明白、半信半疑樣の事有御座間敷義と奉存候。大凡有志たらん者、平素に普く天下之偉材を識居、各其長を爲盡候樣可願事に候へば、まして近要尊親一橋公邊之御性質等、兼て御熟知無之候ては、恐くは宗藩之一大關事と奉愚考候。何分今後は、一橋公御人品分明に御探索被下候樣、於小拙奉厚願候。又右の如く建儲之議仍りに申立候はゞ、親族結黨之疑猜御憚被成候思召も可有之候得共、其邊之御遠慮に不及義と奉存候。朋黨門戶之禍毒、古來之炳鑒可怖事に御座候へども、結黨之相立候も、畢竟彼我の威力才伎及所挾相敵し候處より起り候者にて、我正彼邪我政柄有り彼內援有ると申樣なる譯柄より、互に屬類を組み相排擊致す勢立、終に門戶之慘禍を釀成し候ものに候。彼の威力等盡く負に我下に出でて、彼依賴する處なき時は朋黨之患必生じ申間敷奉存候。元來幕府之執權、雄鎭巨藩之列侯、或は宗室大邦尊藩之如く、南紀之如き大藩へ不被爲任候て、蕞爾之小侯に被託候は、此乃　烈祖之宏圖遠謀、乃今日之爲と奉伏推候。萬一今般尊藩よりの御建議、當時執權者之意に不叶、或は親族結黨などを疑候とも、三四同志之宗室協心合力彌增主張致居候に至り候ては、彼に元來黨を結好を逞くする毒意さへ無之候はゞ、竟に我正理に服し、却て我に倚賴し、我を扶翼致し候はんも不可斗と奉存候。若又我を指て結黨となし候共、三四之宗室我力を以て囂然彼權に敵し候時は、我は實彼は虛、虛實之勢權力不相敵、行々は必ず屈服可致事必定と奉存候。よしや結黨之疑を蒙り不幸にして指毀に罹り候共、定策國老門生天子樣之者出來、作恐將軍家を辨髮に致し候には萬々可勝候。殊に當

今之形勢此より次第に頽敗に傾き候はゞ、恐は宋時劉豫之如く成行候も難計、終には門生天子も難望運に陷候はん哉も不料。此誠に忠臣義士哀悼嗚咽言辭に述べ盡し難き義に御座候。何分前後左右を顧望して、首を畏れ尾を畏れ居候時節には候はじ。何卒一己之禍福餘所に致し、只管天下之正理公道に御著眼被成、國家を泰山之安に措候一大策御決行可被下候。當節右之策行候時勢に候はずと申す思召も可有之候得共、拙存にては今こそ恰當之期と奉存候。其故は、外夷之覬覦往來年々頻々に相成、其情實全く悪逆と申にては候まじく候得共、不虞之警可豫備事勿論に御座候。就ては戰闘之術、禦侮之策を始めとして、夫々御降令等有之度候處、諸有司兎角因循拘泥舊格に依倚致候は、必定　上より斬新嚴勵之御振立、未だ充分御施し無之故と奉恐察候。側に承り候へば、當　將軍家には、高雅閑靜御好被遊、萬機雁雜御厭被成候由。若右傳聞之通り相違も無御座候はゞ、是非々々別に賢明之御方御擇副儲之御設無御座ては、

號令之出る所にならず、億兆之心皆散渙し、抗悍倨傲之士啻に憤懣不平を抱き、[illegible]僥倖之夫には其[illegible]に安し、[illegible]位を窃み居候様相成、遂も[illegible]を外夷に[illegible]之罪難[illegible]、其中には内[illegible]候も自然幕府を輕視致候様成行候ては、恐るべき之至に候。幸ひ方今廟堂之上、外夷御應接之御所置に付、[illegible]之大計[illegible]々評論有之に乘し、其機を不失、建儲之一儀申立、究竟内外共御締りに相成、幕府之[illegible]致候旨、利害得失分明に御建言御座候はゞ、目前指懸り有之事故、執權者議判致し易かるべき義と奉存候。且平居無事の時に於て、[illegible]外未聞[illegible]之儀より徒然[illegible]致し候得ば、自ら衆心も服し不申、紛紜之論も易起御座候、今日之[illegible]に[illegible]本旨正義に御座候。已上之數件參考仕候に、建儲之議申立候も相行候も、全く今日に止り可申、今日こそ最良無二之機會と奉存候。今更遲延致候はゞ、假令其議行れ候共、事後に相成、建儲に付ての偉效鴻績現れ難く相成候はん哉と日夜憫心仕居候。儻愈右樣之大義果行致し候には、

種々妨害故障共相生じ、疑惑恐縮之念易起者に御座候間、何卒實に神州之爲、幕府之爲、億兆之爲、後昆之爲、御誠忠御盡し被下、勇氣を鼓舞し義節を砥勵して、鋭進被下度候。今日仰て　烈祖在天之靈に不奉愧、他日蓋棺之後神州之忠臣爲る事を不失迄心神能力を竭し不申候はでは、平生之所學終に口舌徒談之物と相なり、小人孺子にも被嘲候事、衷心不堪慨歎候。賢明篤と御三思可被下候。疎外之小臣廟堂之獻議を不知、漫然道路之言を聽込候故、定て迂濶之義可多奉存候。蠢愚之性感憤之餘り任筆此迄書綴申候。不相變狂妄不敬之段御海容奉希候。不宣。

初冬仲九

○安政四年十二月廿一日一橋公御附平岡圓四郎より先生への書

御起居如何被爲在候哉相伺申候。貴恙如何と甚關心仕候所、小生不快、賤族不幸、其外奉職誠以多忙、意外御疎遠申上候。賤疾順快には候へ共、未だ出勤仕兼候。

貴恙御清快、若御繰合御出來候はゞ、今明兩日之内御枉駕被下間敷候哉、申上度條々如山に御座候。心緒萬々拜顏之上と何事も申上殘候。恐惶頓首、拜奏。

極月廿一日　　平岡方中拜

橋本先生

尚以時下御保攝專一に奉祈禱候、此小器の內餘り些少且如何敷品に御座候得共、入御覽申候。御一笑可被下候。

○安彌（水戸藩側用人 安島彌太郎）何日參上仕候哉、關心罷在候事、

御寸答希候（願置候御書寫もの御出來相成候はゞ恐入候へども御持參可被下候事）

○安政四年十二月廿二日平岡より先生への書

昨日は御細答之趣欽承仕候、貴恙未御清快には不被爲在候處、今明兩日之內御枉駕も可被下由、尊慮不

堪感荷候得共、今日は雪意、萬一押て御枉駕御座候ては、御再感之程甚心配仕候。兎角今日は御見合、明日美晴にて且御清快に候はゞ、明日にても明後日にても御光臨可被下候。押ての御枉駕甚御案思申上候に付、此段得貴意候。小生漸々順快、今日は食氣も少々出來候。必々御放慮可被下候。頓首拜。

十二月廿二日　　平岡方中拜

橋本先生

○安政四年十二月廿二日在江戸藩邸平本平學より先生への書

餘寒尚嚴、貴恙如何候哉承度、猶亦御保嗇可被成候。

一、雪江へ御申聞の建儲之御建白御書取、並阿侯（松平阿波守）上田（閣老松平伊賀守）へ御書通寫し出來に付相廻し申候。御落手可被下候。尼公への御書通も寫し上可申哉、御問合申候。

一、昨日兩兵衞へ御書通御同意に候。則昨夜入御覽候。右次第等雪江より御聞取も候哉。野子甚奉職仕兼。恐懼之至御座候。以上。

十二月廿二日　　平本平學

橋本左内樣

尚々右寫し麁紙に候得共、紙面に致候方可然と雪江申聞候故に候。右にて不然候はゞ、尚又御申越可被下候。以上。

○安政四年十二月廿二日越藩矢島恕介より先生への書

御一覽後御火中奉願上候。以上。

別後任煩冗不捧寸楮、不本意千萬御用捨可被下候。光陰如矢忽然歲抄に相成候得共、先以奉恐悅候。隨て愈御安健御奉勤被成重疊目出度奉賀候。當地は相異候事は無御座候間御安意可被下候。錦地近況は、米利堅一件如何御座候哉、洪猷之年に奉存候。風說の模樣にては幕議は只々因循之御一途と被伺候、是又不足怪、併し結局の處甚以恐入候次第に奉存候。我

公にも種々御周旋之事風聞に承候。誠に難有御事と竊喜仕居候。御尊慮も定て有之哉と奉存候。些と後鴻拜說仕度候。

村田氏より承候。秋來列侯御會讀相始候由、誠に爲天下大賀仕候。我公定て御誘掖と窃に奉拜伺候。且高兄御侍講之御樣子承り、是又吾人之大榮と奉賀候。何分天下を御卷舒被成候手段、此一擧に御座候と大悅仕居候。高兄血性御注被成候御模樣想像仕候。猶又爲道御周旋被下候樣、爲天下拜祈仕候。併し御惕若之事は彌增之御事と奉存候。

御用煩は不及申候得共、錦地相變候事も御座候はゞ、承度奉存候。

韓非子乾道本明道館御藏書に相成候樣奉願上候。其外有用之御書籍御周旋奉願上候。此等は尊兄御歸鞍の節にて猶宜敷奉存候。

當表明道館模樣は村田氏より申上候と存候間申殘置候。小生も都講被仰付、乍延引御吹聽申上候。館中も御別後大變革にてドウヤラ一洗之御事と被存大悅之御事に御坐候。奸物除去れは病は自然に平癒と笑仕候。病後併し庸醫斗にて療治も行屆不申、誠に此れ許は恐入候事に御坐候。御氣付も御坐候は丶、折角御警策被仰下候樣奉万祈候。

明春より役輩は高明御割付之治事書を相始候心得に御坐候。生徒は誠に御承知之通り薄力者に候間、來年は先づ經學よりは史類にて淳勵致させ候樣の心得に罷在候。猶又御思召も御坐候はゞ、被仰付候樣奉願上候。

錦地諸有志種々御周旋、珍敷人物も無御坐候哉、承度候。水府は當時は如何候哉、弘道館近況は御開爾之山如何に御坐候哉、御盛の事と想像仕居候。

原田始御遇被成候はゞ宜敷奉願上候。立花壹岐は定て御遇被成候と奉存候。如何之人物に御坐候哉。藤森(弘庵)御遇被成候はゞ宜敷奉願上候。其外御舍弟樣、堤、橫山、三岡、溝口、齋藤晋々へ御傳聲奉願上候。高兄御新得も可有之窃案仕居候、御筆傳奉願上候。先は近ー寸暇を得候間、得貴意候。猶又時氣爲

道御自愛被成、來陽折角御迎可被遊候。早々閣筆仕
候。恐惶頓首。

十二月廿二日認　　韡　拜

景岳賢兄

御机下

○安政四年十二月頃細川侯より越前侯へ
の返書副

副啓　奉復

御副書拜誦仕候。扨、横井平四郎事に付ては、態々留守へ御光駕にて愚妻へ委曲御噂に相成候趣も同人より申越し、無餘儀御旨も承知仕、早々差出不申候ては難叶儀に候得ども、何分本書に申上候通り之次第故、不得止及御斷申候。甚以心痛の事に御座候。偏に不惡御聞濟可被成下候。不備。

廿三日

○安政四年十二月廿三日福井皆川平太郎
より在江戸邸横山猶藏への返書

當月八日立の貴書同十六日譴に相屆き謹有拜讀仕候。月迫の處先以上々樣益御機嫌克被遊御坐、就中君公益御發達被爲在重疊恐悅至極に奉存候。隨て尊君益御安健可被成御強學奉出度、別て近來は不容易御忠務御進達の次第、乍憚重疊本懷の至に奉存候。次に此表御留守にても何茂樣彌御壯榮、是又御安意の至り奉賀候。小子も至て無異[illegible]罷在候、[illegible]御掛念被下間敷候。扨又其表[illegible]の次第に、[illegible]候も無御坐由、併[illegible]一條は、今以御[illegible]不[illegible]の次第に、[illegible]恐入申候。將又[illegible]の一條御內々[illegible]、[illegible]藩の模樣如貴命此方にても定て御六ケ敷と存居候處、愈御六ケ敷[illegible]由。乍去關老の方は至極[illegible]宜敷候由、[illegible]人情に[illegible]だ六ケ敷候哉に存候。[illegible]君公[illegible]心に[illegible]爲在候得ば參り可申候。左も無之候ては中々六ケ敷。何分今度の一件は、[illegible]御當家の御[illegible]、[illegible]立、最も御決算と申上候中にても、第一　西丸樣の一件は是非御急務至極大に當今は御三家[illegible]方も皆々[illegible]込に相[illegible]、[illegible]御發達の御方も御見受不申、[illegible]人[illegible]、[illegible]ば今一際申〳〵〳〵[illegible]、[illegible]に[illegible]容易に不[illegible]御大切、[illegible]御當家の御盡誠次第。附ては橋本子及尊君等も中々容易ならず御大切に奉存候何分[illegible]重にも御忠[illegible]上候附ては[illegible]工夫[illegible]、[illegible]御考へ可被下候。扨當今天下の大根本御確立被爲在候て、四方の政を御改正し、幕府の因循も眞に振起仕候て、天下の人心眞の見込出來候程の事に御坐候ては不叶。扨其大御急務は天下の大根本にて、大根本相立不申しては、節目舉り不申。只今の處にては餘程大非常出來不申しては相叶不申。併如何樣の御處置にても、天下の人心眞に屈服不仕候ては、大御事業は御成就不仕候故、此處は中々不容易處にて、何分手前の義理明白に不相成候ては不相叶。右大根本御確立の上諸藩の有志人傑を盡く被召集候て、當今天下の急務、且又異域の御處置等一々御尋、其上廟堂之御決定被爲立候樣相成候得ば、先夫よりして非常の事出來可申候哉。尤幕府は[illegible]申者、諸國の大害

日々衰弱に相成候儀、公邊に於ては先此御手段が次の御急務。乍併是等の處、幕府の御決算一つにて亦ゝ如何樣とも相成可申哉。先西公は勿論、諸方の有志人傑を召集候て、御相談被爲在候て、大根本御建立の程、至極御先務に存候。何分此邊迄參り候も、是非吾　君公の御決心の次第に奉存候。又非常の事とても聊無理なる事御坐被遊候ては參り不申候得ども、眞の御實心を以御決斷被爲在、天下大非常の事迚も眞の義理には格悟被爲仕候て、正大の御仕込に相成候時は、必しも御成就被爲在候哉に存居候。又玄德が三たび孔明を尋ぬる如く、夫程に道を御信被爲在候時は、必ずしも天下の眞儒英雄有志の面々、何處までも眞心に御望可仕候。左程に被爲在時は、たとへ天下晦蒙否塞仕候とも、天下の有志を御維ぎ置被爲在候得ば、回復も可仕候。免角眞の義理は、中々六ケ敷。又只今は義理相分り候樣にても、天地間の事一つ間違出來候て只今にも諸異甚く起り、萬國とも大亂に運び候節、千騎の者が一騎に殘り候ても、其節愼に義理明白の處置出來候者ならば、格別に存候。此覺へ如何。何分人君大非常を庶すには必ず義理明白に幾重にも祈居候事に候。扨又尊兄には此節柳藩立花壹岐樣と大學の御會讀被成候由、定て御得益、御補由數奉存候。異國の形勢も、只今にては「アメリカ」「イギリス」等の類一統手を詰、同心致居候由。最早不遠內萬國とも大亂相始まり候哉。扨々天下の大根本與々も急務に存居候。右は小子の極工夫內々御講究申上候。此表格別相變り候事無御座、乍併明道館の勢參り兼、込り入申候。小子も當節色々工夫仕候て、村田へ掛合相談仕度存候て罷出候。且又世間より東篁先生方にて內々大學の會讀相始り、東篁へは色々工夫相談仕居候。併是は極內々にて御座候間、左樣御承知可被下候。何分東篁は天下の條理、御國の條理、格別分明、學問も余程大儀、誠に近來は小子も東篁の高論にて發明仕候只御國迚も國體の立たざるには込り申候。最も　君臣上下水魚一致に相成不申候ては、何事も相成不申。上より出も只信義の一筋下より歸するも只信義の一筋に相成不申候ては叶はず、是又如何思召候哉。夫故小子は何分工夫仕り、明道館に大に精力を盡し、此に手掛り仕度と存候。先夜齋藤民部君方へ咄しに參り申候。此人隨分人材に御座候。安陪子の一條御申越の趣承知仕候。安陪もどふも思ふ樣に參り不申、館中の後猜に恐れ、手を引き居候哉に存候。如貴命當節に至らば、己が手前を見て害を恐れ手を引き候樣の不忠情にては相濟不申、併手前迚も大切に候得とも、彼我一致力を盡さずんばあるべからず。鹽原三十郎も隨分宜數人物に御座候。兎角館中も尻込には込り居申候。御申越の安陪の一條蘭學の事御尋承知仕候。是は後便迄御待可被下候。將又水府へ遣し候人撰の御工夫、至極御同意には候得共、此方にても篤と相考工夫仕候上申上候間、左樣御承知可被下。何分承知仕候。右早々要用丈如此御座候。折角々々御安健にて可被成御加年、猶期陽春之時候。謹言。

十二月廿三日認　　皆川平太郎拜

横山秀君子

追て極內々の書狀に候間、必ず御密に可被下候。字貝乙作子方へ御狀慥に持參仕候間、左樣御承知可被下候。以上。

〔〕安政四年十二月廿四越藩士明石綠助より在江戸橫山への返書

歲末の御祝儀御同事芽出度申納候。先以　殿樣益御機嫌克被遊御座奉恐悅候。隨て貴樣益御堅固御研窮の段目出度大慶の至に候。次

に拙者儀無異變相渡候儘乍憚御休意被下度候。然者先月中旬の御封翰慥に落手いたし候。則其節返書可申候處、小々間違出來候に付、段々延引に相及び、御海恕被下度候。且其御紙面の趣委曲承及候。先其表の義相變候事無之由、兎角左樣可有之と存候。愚存相考候處、何分幕府當時の諸役人の人品にては迚も一變いたし候勢は無之、只々因循のみ次第、引之外に無之と存候乍併交易の道は段々相開可申と存候。然上は天下に於て何も見詰も無之事に相起り候を待候より外他事なくと存候。乍併只今の處にて、乍恐西丸公其任に備り玉ひ、次に老中其人擧り候はゝ、恢復の義立所に可致存候。何分天下の命脈は人才の擧と不擧に有之候。徳川公三百年安寧の御恩報か致候はゞ、此處へ手を盡し候より外無之候。貴樣是等の計策如何御存じ候哉承り度候。且御見慮の義、拙者義其表へ出府いたし、時勢をも相察し、四方の有志のものとも相交り候樣、段々御教諭の趣、即愚存に符合いたし候。其儀に付拙者義も往日より存立罷在候間、又々如何の變化致候も不相定候間、若々其御地へ出府の義も有之候へば、萬端宜御賴申入候猶天下の人心御國を心當に可致候へば、何分正大光明を以推貫不申候ては大切の義と存候厚御工夫可有之候。餘は期來陽候。以上。

殘冬廿四日認　　　篠　助

猶　藏　樣

尙殘寒御厭可被成候。何成共相應の義御申送り被下度候。橋本氏始、三岡、門野其外諸賢へ宜敷御傳言可被下候。以上。

○安政四年十二月廿六日薩藩士田原直助より先生への書

口演

昨日は遠方へ御光來被成下難有奉存候、今日は御暇乞として推參仕候得共、御他出故、不圖[illegible]も呈寸楮、旁御禮として參上いたし候。以上。

十二月廿六日　　薩州　田原直助

橋本直藏樣（直藏とは橋本先生の通稱たるなり）

○安政四年十二月廿六日在藩本多執政より先生への書

本月八日付御狀拜誦、先以上々樣益御機嫌能御座被成奉恐悅候。隨て彌御清全御入被成目出度御義奉存候。扨縷々御申越之事件逐一致拜承候、何分御都合宜趣御同慶至極に御坐候乍併何歟如捕水月景況一喜一憂に御坐候。平岡の斷は可信樣にて此一事計衞言には無之哉とも被存候。何分隔地之品評屬不用候故不費于茲候。追々御熟調相待事に御坐候。

英學之儀御同意至極、御都合出來候はゞ、御端立希

事に御坐候。ハルレス滯在其外ミニユステル住府等之運にも相成候はゞ、英學も必ず追々相開け可申哉に奉存候。先便相願候イスホルデング開板之分不殘早速御廻達被下樣御頼申候。此節チクヽヽ讀居候處、誤字多く込入候故、何分早々御廻達御頼申候。且ツーフBの百五十八葉より以上、脱葉候分何分早速相廻候樣、是又早々御頼申候。ツーフ五篇未出來不申候哉、是又開板次第御頼申候。小拙眼邊小腫物出來、聊の事に候へども認抔には難儀に付、今便は御報旁用事のみ申洩候。尚重鴻と。早々以上。

十二月廿六日　　復齋拜

景岳樣

追て時下折角御保護專一存候。小拙無異御放意被下度候。以上。

○安政四年十二月廿六日在國村田より先生への書

要用貴答

本月初七之御翰相達拜見仕候。餘寒强御座候處、先以　上々樣益御機嫌能被遊御座奉恐悅候。隨て愈御安健御精勤被成奉拜賀候。御留守にても御安全御入被成重疊奉大賀候。此間は不存寄御留守より何よりの兩種御惠投被下、御懇情之御義奉多謝候。乍憚此段御序に宜御禮奉願候。綱三郎君（橋本綱維）にも毎々御壯健之由、近頃は專洋書の方御精業の由に承申候。當方御出立前は大に御奮發と申、定て益當今之勢に於ても、御憤激且御工夫も御長進と、千里想像仕候。此他横（横山猶藏）堤（男爵堤正誼）の五生研學致事と奉存候。進步の次第も如何と奉存候。横の確實、堤の穎敏、友（三岡友藏由利子爵の弟）兵十の倜儻不羈、何れも老兄之御提撕を得て、器識磨練せば後來必有可觀と奉存候。近頃の工夫次鴻被仰下度奉待候。

坪井信良公邊御用被仰付候由、兩人迄も御引揚に相成、彌增之御指支迷惑の事奉存候。當地洋學之義、老兄御歸京又は市川（市川齋宮）坪井輩當地へ來り候上にて、大に興起可致存候處、甚以失望遂算之次第に奉

存候。就ては今の成行にては、洋書生等増員候共、世話も行屆申間敷、現に修行の面々斗さへも、館内洋學所の時分と違ひ、醫學所に相成候ては、穿鑿も果敢〳〵敷存分にも成兼候に付、毎々申立も有之位、此末の處如何致候て可然哉、先々當分の處現在の形に致置候より無之と覺悟仕候。其内何ぞ御良策御所置も御座候はゞ被仰下度、千萬奉俟候。此段先濶も申上候得共、爲念又々申上候。宜御勘考可被下候。文武兩局十日迄稽古仕十一日諸局煤拂、武藝所手數申渡等有之、十二日文武稽古納、十三日御用會納、此他總て規則書の通りに御坐候。納の節武藝所にては神酒を戴候斗にて、手數直し等一切相止候事、但し直し代銀は出銀爲致候て、稽古道具等の入費に遣候事。文武役輩への被下、昨年の通十三日會後、於明道館參政御目錄御渡し、土屋（十郎右衛門）、千本（藤左衛門）、下拙同坐罷在候。當暮武場入用過分に相嵩み、依之出銀高近例三分の一を増可申勢に相成候に付、早速御評議の上、御家中惣掛りに相成申候。小身の面々

難澁心懸或は親子兄弟等幾人も參り候者は、大分の御手當に相成候に付、是等の面々一統有付居候由、若又是迄の如く悉く自分出銀に有之候はゞ、小身の面々實に迷惑に及び、自然來年の稽古にも可差障、且は是等の事に付ては、小人の舌頭喧敷申立、可及紛雜處、先以右の都合に相成申候。武場平均圖面と申内、高畠振立宜敷、近年とは殆んど一變之勢に御坐候。定詰織田繁藏輩專致周旋候。先日面晤も再度相用候樣被仰出、五領被下に相成、出精の面々愈勢を得申候。二肝煎依然拾子流、先日稽古遣過、病氣取出、中症の樣に有之所、其後追々快相成申候。南入家業は上手共可申候得共、攻城野戰刀折矢盡迄も勇戰極鬪可致社武士の本意可成所、是等の所へは識見開け不申、專門故習技藝に陷申候。然し技藝の人不足深論、市村輩も是等の所は今以拘泥脫却致兼、卑識氣之毒に存候。來春は師役の面々折々寄合、一混に稽古穿鑿等致候樣被仰出、研究取掛り候筈に御坐候。課業之節之事被仰下、先達て申上候樣存居候

處、書落し申候哉、則別紙之通り十月試業之節被仰出、十一月も同然に御坐候。其節出精の古老一人づゝ又詰之者及試業に罷出候者は、一統拜見被仰付候故、試業別て骨折れ申候。此節は充分藝力は盡し其上相支逢三人迄一續けに致候事故、達者の面々も餘程の骨折に御坐候。依之藝術劣り候者、或は體の卑弱に至ては、試業には出兼申候。是は餘程强き御仕掛故、大に御引立に相成申候。試業の節諸流共悉く相支逢のみに相成候事故、慶增(槍術師範慶增亮助)山田等も、此度より不殘面胴相用候事に成申候。

學問所の事變動も有之とは乍申、當年中人才發達の功効格別難見、今の成行にては、實德實才の者出來、治敎一致の場合に至候事、甚無覺束、依之敎官列二三の面々心痛大に致憤激、來春より敎育方に付種々講習研究も有之候。却て說、外塾の事は近來一整頓、兒輩の勵み方大にスルドク相成申候。尤奈良專擔當、切に見廻り、且塾師助等頗る一致精勤に付、今の勢にては兩三年中には屹度功効も見へ可申候。田川塾當春五經讀上け候者漸く五人に候處、當暮にては三十四人出來申候。其他末松五十人餘、矢島三十五六人、都合百人餘に及び、來春は少々づゝ人撰容館致させ候筈に御座候。自此は讀書生は追々出來可申候得共、實用實才の物生育不致候ては、學者は徒らに空言無用の徒に可相成、所謂儒生俗士と并べ稱せらるに至ては、誠に可愧死次第、是當時 可恐可戒の第一義に御坐候。朱子云學校之敎養、德行、道藝、選擧、爵祿、宿衛、征伐、田獵、皆只是一項之事、皆一理也、と、又云脩身與取才、鄉民與養兵皆是一事、今遂分爲四。此等の事學者熟考了會せざるへからざる事。今日事、諸府諸局共拘滯、格々別々に相成居、朱子之言切に時弊に的當致候樣奉存候。其邊は學問所より看破、獨人才敎育の致方のみならず、治敎之筋、脈絡貫通して各一致に出候樣、不相成候ては、徒らに俛焉と申斗にては、其詮無之事と奉存候。來春よりは、學者の力に應じて、律令農田兵書等の諸科追々割付、爲致研究候樣、敎官之面々も申居候事

に御座候。

高知寄合席柄之子弟兎角人物乏敷、驕情柔弱舊來の氣習一新に及兼込入候。此上　上の御仕掛斗にても行屆兼可申哉、父兄よりして行義相改、家風迄も直り候程に參らず候ては、又内外交養に非ずしては、獨外面の牽制斗にては、充分の教育は出來不申と奉存候。右内面父兄よりの事に付ては、厚く繰數へも申達置候事に御座候。右席柄の面々一整頓に不相成に付、御高案も御座候はゞ可被仰下候。孰れ君上御手ヅカラに無之候ては、響きも薄く相成り、一寸風習も改り申間敷哉、如何々々。

東地雲上の光景、極上々の御首尾合、縷々御示し之趣、實に驚喜の至に奉存候。此間も東巽(本多修理)張穀(長谷部甚平)三葉會合、第一議此事に及び、天下無上の大事、實に金縢石櫃に可藏、壁に有耳、可恐々々と申事に御座候。來書所謂一日中屢變動又吾と薩の間に有讒言々、是等は理勢の必然と奉存候。雲上の事御發表に相成候迄には、たとへ何程順境に參候共、一ヶ所に障礙出來候はゞ、實に可恐事に、又後日害も難との間には、必外よりも横鎗を入可申、可慎度事に奉存候。夫は伊賀(必ずしも伊賀に限らず)(岡田伊賀守)薩との間隙有之候てなり。西江(西郷吉兵衛)出府、山に御待候は、此都合て上田の事甚歴居候日氣甚敷間、能々卒爾の事無之様御論置被下度候。且又西江は小手統藩へ來候也、樣の外親切に致呉、歸途の節は二泊宿迄も送別致呉、其懇志の事に御坐候。乍憚御面會の節能々御傳聲可被下候。

此度の一大盛擧成就せば、日本國の生氣漸顯みあり。若又不幸因循遷延せば、不可謂の禍害内外に相起、有志の面々實に無死所乎、此間より頻りに吉使の事相待候。心配罷在候。御痛心憂慮如火急如山重と、千里推察仕候。餘は期後吉候。頓首謹白。

十二月廿六日　　氏壽拜

景岳老兄

二白餘寒に候。折角御厭御自玉奉専祈候。(以上)

○安政四年十二月廿八日柳川藩士池邊藤左衛門より在府立花執政への書

霜月廿日尊手筆頓首九拜奉拜見候。先々
君上益山奉拜悦候。將又　尊公様益御機嫌能被成御座奉賀候。隨て私義無事消日仕居候條、乍恐尊慮易被思召上可被下候様奉存候。
一、墨夷　御目見に付て紛々枝葉商蜂起仕候由奉想像候。今日如此無見識の世の中とは乍存知今更驚入申候。扨戰期も近く相成候勢と被仰聞候得共、和漢古今の理を考へ候處、敵國戰爭と申は力齊しきか、義を守るかにて、彼是互に不相下、夫より兵も結り申候。今日の勢　日本と諸夷其力を論ずれば、如此強弱の勢既に分明。日本は義理を守り御座候かと申せば、是れ又差して守りも見へ不申、何れの地より彼諸夷と戰爭相始り可申哉。唯々次第に墨夷の申通り相成り可申、涕出て女於呉は致方無御坐候。此後に相成り天下の志士徒らに悲憤の心を生ずる輩とも、告る處なく、終に日本國中之人心歸る處無く、誠に暗夜の如くに相成候。此時に相成候ては尾越の二藩、
公儀を助け天下の心を收攬し、新敷天下之經綸を施し候手段可有之、右經綸規模等の義は、近日横井態々源助を以て噺合に相成　粗賤昧の胸中に相分り候へども、筆に任不申、近日は一刻も　尊公様へ御目通り仕度心中に罷在候。越公御在府にて被爲在候内、御討論申上度奉存候。乍恐學問且御懇切の御德に於ては承り候、毎々感泣不仕事は無御座、獨墨夷等の事より天下之規模經綸の上は御噺合申上候はゞ、御助け申上候筋も御座候事と奉存候。乍併賤の身如何とも致方無御座候。迚ても筆抔にて辞候事に無御座候。假令辞候ても述用の妙は其人に在之事にて、何も其人と心の符合に無之ては、口舌の談にて無用に歸し申候。被仰聞候堀田よりの和解書、御書上けの尊手筆未拜見不仕候。墨夷日本條約書は一見仕候、是は既に先年相定め候ものにて、個様の事濟居候ては、此節使者登　城も強て拒き候譯にも無之哉、登　城仕り候ても中立候筋、聞と不聞とは　日本の義理可有之、今日は世界萬國と天地の至道を論し、萬國の國是を相定め不申候ては、日本の格式抔申張候ては、彌以て日本の義理は立申間敷、此等の見識は全私の陋見、天下之獨歩にて、誰にも噺合出来不申、御一笑可被成下候。
越前公、來阿波公御連名之御書上け拜見仕候。先は一通の御見識にて、乍恐天下之心を動し候程には參り不申、殘念之至に奉存候。
尊公様御執筆の御書上は、定て御特見にて可被爲在奉存候。然る處今日の事文筆抔にて相爭ひ候義に無御座候。天地の至理に通し、天下の大法を論し、萬國一定する所の是非を辨明に致し度事に御座候、肥後之事は監物抔計策にて、越中守様御心中御苦痛の所、横井奉酌取、本人より越前の方は固奉辭候様、横井へ内々申附に相成候筋に相成候。未た申付は無之、其噺合決し居り申候。役付抔は本人不奉承のみ無之、越前へ御斷も美事に無之と申所より、右の通りに相成候。何れ秋田參りに相成候はゞ、無何事出來候筋に噺合置申候。然處秋田今に參不申、如何之御模様に御座候哉勞念仕候。秋田參り候はゞ愛元へ緩々話合候て、肥後へ參候様心得にて參りに相成候様、左内へ御噺合置可被下候。推計り候へば越前も歳暮近く相成候故、來春早々と申事に噺合に相成候哉、果て變動は有之間敷哉。乍恐墨夷より　日本へ申立候事筋甚く日本にて大變の事に御座候處、事理を以て責付申候。越前より天下之御爲め御　縁家より一人のもの

御借受に相成候義、左樣迄六ヶ敷儀思召候ば、誠に笑止に御座候、速に秋田參り急埒不仕候はゞ、秋田潰り在る內、尙又誰ぞ[illegible]差向候に御責付に相成候て事濟可申　左內と御申合被成下候樣奉願候。當時天下之急務賢を招ぎ候より大かたは御座なく候。尊宗の通り肥後の聞く不聞に拘らず、賢を愛するの御誠意破竹の如くに相運び候處、

越公之御當然に御座候。

御會之方は彌順能く相運び候事に奉恐皆候、右等之義は追々申上置候間、省筆仕候。尙御靜慎奉希上候。

十時大夫へ御切磋申上候樣、乍憚此上の事は無理に相成候。何樣來春　尊公樣御下り安心仕候。願くは御先に御下り可然奉存候。右等の御運も爰元へ御掛合、彼是にても埒も無之事に奉存候。君には之御決心にて何事も出來可申、中老出府の事來春何月何日迄に出立無間違いたし候樣に、御地より御申付に相成度奉存候。左樣御座なく候ては、縱どの出府、夫より準し遲く可相成候。爰元は一日にても、

尊公樣御下り遲き方御望にて御座候。中老出府極り[illegible]中內は、縱どの爰元御出立は兎ゝも無之候。左候へば尊公樣御下り來年中とも可相成、扨々危き事に可相成候。始てのもの斗りは不相成抔と申理屈に引懸り、賢人無くては一刻も不相立譯に明り不申　一日々々と相送り候內、早此方の見識は小人之術中に落入、小人之申立尤に相聞候樣心に覺申事、此迄の通患に御座候、乍恐得と御勘考可被成下奉存候。夫世中の事、自我の理のみ分り候て申立候ても、彼小人の私情秘計の有る處見破り不出來候時は、一事二事自我之理屈も立候樣相見へ候へとも、無程小人の計中に引取られ、自我の義理は昧了仕候。今日小人の私情秘計如何の所に御座候哉、御的見奉希候。十時大夫も[illegible]御的見御何[illegible]候て[illegible]出來不申候。

君は令し、臣は奉ずる、天地の至理に御座候はゞ、人君たるより重々たる[illegible]は有之[illegible]に[illegible]御座候。人君[illegible]無道不仁にて御座候。君として令せざれは無道と申すものに御座候。令命は江河の決する如く明果に御座候樣奉祈候。尤君には[illegible]々に候　[illegible]上候へども、[illegible]候義は、[illegible]にもより可申、[illegible]下り、臣下奉命に暇なく走り奔り[illegible]貴藩、淺川下着仕候。牧園抔見識の[illegible]之事[illegible]は無見識の患[illegible]御座候。尊公樣御[illegible]候。淺川抔も[illegible]、小[illegible]物毎に相手生じ、氣之毒に奉存候。追々と唱合今少し進歩不仕候ては大害にて御座候。

米國と御取合出來、是以全勝利此方に有之候處、却て米國に仕掛けられ、國民之心甚以[illegible]在候。[illegible]抔[illegible]之私情より何事も[illegible]仕候。小人之心[illegible]有之、君子之事[illegible]出來不申、[illegible]下候。十時大夫方大業大[illegible]は如何、乍去君子心中[illegible]たる[illegible]事、扨々[illegible]心事多御座候。右人抔も其人君子、[illegible]、一[illegible]り、四方[illegible]見へ不申、[illegible]不及候。右[illegible]候御見[illegible]可申上如此御座候。恐惶謹言。

極月廿八日認

池邊藤左衛門花押

立花尊大夫

机下

尙々乍憚識[illegible]成瀨へ被仰下候[illegible]間違に御申候間、自然[illegible]

落に相成居候哉、乍恐急々御下し可被成下伏て奉願候。從是茶とも呑候て、太平の一民と相成度奉存候、御一笑可被成下候。且又今日に相成候ては、俗事にとも無用に精力を費し候事に無御座候。夫も國家天下の爲めに相成候はゞ、死ても不苦候。當今の勤は追日誠に無益に御座候間、無何御免に相成候樣奉希上候。

○安政四年十二月廿八日江戸藩邸の先生より中根への書

別紙御序之節宜奉願上候。最早此にて何も悉皆相濟申候。金七兩と二百七十八文と申は、山城屋佐兵衛書附に御座候。本紙には自分物も種々有之候故抄出致し認申候義に御座候。

十二月廿八日　　橋本左内

中根靭負樣

○安政四年十二月廿八日江戸藩邸の先生より中根への書

昨夜の書籍又々相考候處、此節之義故、金子爲持遣候方、先方可動奉存候。試之五十金にても四十五金にても、可相成は早速御下奉願度候。

尤先方へは四十五遣候積、若し夫にて不動時は、二の手に五十の積に御座候。以上

十二月廿八日　　明道館洋學御用　橋本左内

中根靭負樣

内用

○安政四年十二月廿八日頃橫山猶藏國元宿へ送りたる書

一筆呈上仕候。極寒月迫之砌に御座候處、先以上々樣益御機嫌克御座被遊、恐悅珍重奉存候。隨て御尊父樣愈御壯勇被成、幷に御家内皆々樣御揃御無事被成候條、重疊目出度奉大賀候。次に小子儀益無異にて硏學仕居候間、乍憚御休意思召可被下候。偖て此表何も相變る事無之、唯寒氣益强、天氣愈打つゞき候。小子儀は不相變諸御屋敷へ參り、其内別て水戸立花の御屋敷へ參上仕候て、度々御馳走に相成申候。小子儀同詰の御方も皆々御無事に御座候。幷に御兩家樣にも皆々御別條無之候に付、乍憚御安心可被下候。

一、先便御納戸相立候に付黑砂糖三斤半相廻し候處、慥に相屆き候哉如何に御座候哉。御納戸之儀は今月朔日に相立申候。

一、先便御國よりの便に御宿書拜戴不仕、如何の義に御坐候哉、夫に不安心に存候。乍然皆川氏幷に吉田氏よりの書狀著手、當表御無事の由申來り、夫故安心仕候。
一、來春御納戸相立候へば、單物二ッ幷にカタビラ、此迄のモン付一ッ、フダンギ二ッ御廻し可被下候。ヒトへ物之儀は一ッはネヅミニ御座候。

○安政四年十二月廿九日平本平學より先生への書

拜見。過日被
仰付候雷管圖、只今出來相成候由、洋製秤原物一、新製二御指出、落手申候。縷々御申越之趣承知、追て又御下げに相成候樣にとの事も申上候、以上。

十二月廿九日　平本平學

橋本左內樣

尙々今日の事御承知被成度趣御尤に候。荒々左之趣也。

一、御黒書院にて
御目見、寒天之節　登城候、年寄共より申議候儀、尙無伏藏申議候樣、
上意有之、御老中御取合有之候由。
一、松溜り（御黒書院溜りの間の由）へ御同列方御出、御老中列座、
先日來御建議の條御尤、尙亦過日被
仰出之御趣意、且御渡し書付共之趣、海防懸りへ
御尋問、御存付も有之候はゞ、無御伏藏御達し有之候樣との事に有之候。
一、下の御部屋へ御同部屋樣方御列坐、海防掛り鵜殿、岩瀨、土岐、丹波罷出、過日御渡尙條に當り御問答有之、諸般大抵相分り候由、委細の事は只今認兼候。是と格別際立候事不相伺候。
一、右の次第にて加州樣一切、溜り詰衆一切、下之御部屋一切、大廣間一切と同前之由御坐候。明日も御譜代衆、外樣衆、今日同樣に有之候由也。尙今日の委縷は靈江より御噺可申候。以上。
○川路、永井之兩人は水戸樣に出候由。

○安政四年十二月廿九日江戸藩邸の萩原金兵衛より先生への書

御內書拜見。過日御建言寫差越候間、慥に御握掌可被下候。尾藩へ御遣しの御書簡下書、此義は一向承知不致候間、御歸殿之上御廻可申候。不本意ながら無餘儀譯合に候、以上。

廿九日　萩原金兵衛

橋本左內樣　密答

○安政五年正月三日在藩長谷部司計より在府先生への書

姑從流俗賀新年。先以奉恐悅候。隨て奉賀候。御留守舊年は甚御多事の樣子の處、依舊萱堂御幹旋、御無難御仕廻感佩、御安慮可被成候。次御放念可被下候。御地段々の丹誠にて大に順境と申內、兎角風雲變態、乍晴乍雨不定の由、其後飛脚間違甚懸念罷在候。當地政府始小康越年、會計場一年之計不思議に御都合能、又々相應の御貯出來、聊御安意可被下候。

通用手形の內、奸を爲候者發覺、早春より大騷。昨夜高村宅へ寄合、徹曉の仕合、不計大取込。右人物共表へ相詰居候に付、早々召捕、此表へ護送の手筈。委細は追而御承知と令略候。仍て匆々執筆、纔に御祝詞迄如此御座候。諸期長日候。恐惶謹言。

正月三日　長谷部甚平

橋本左內樣

尙々春寒、爲國御自重、千祈萬禱。舊年は御資用如何被成候や、御案申候。以上。

○安政五年正月三日在藩村田監察より在府先生への書

新禧千里同風日出度申納候。先以

上々樣益御機嫌克被遊　御超歲奉恐悅候。隨て愈御安健御越年被成、於御留守御揃御加陽被成、重疊目出度御儀奉存候。次に此表諸同志無異罷在候、御休情可被下候。偖、御地雲上の光景、外國の事件等押詰如何有之候哉と、日々案勞仕居候。御飛脚も甚遠退一入相俟申候。定て種々御苦心の程千里想像仕候。舊臘水野筑州(長崎奉行)等長崎退役に付ても、此後萬端異人申所に御從ひ、和親御取結候ては、今の諸老始上下共、愈太平を唱へ、恬安遊惰に流れ、最早少も可挽回氣脈斷可申哉。此後幸に建儲の御沙汰御定有之共、内外事務整頓の境は如何可相成事乎。先日も貴書の如く、根本の地先定り、偖有志之大小名陪臣に至るまで、選擧拔擢夫々方面職務を任じ、內外事務大改革に及び　弊政粲然一新に相成候事。依之外國々慄服に及候程に無之候ては、是迄の國體被保候事、萬々難致奉存候。夫迄に仕おゝせ候に、許多の艱難切所有候事、不及論、是迄が餘程の大難事と奉存候。別紙壹通入貴覽申候。御叱正被下度候。

偖、館中二三役輩も舊冬一寸申上候通り甚心配罷在、押詰又は早春より談合も有之、當年は是非一工夫一整頓仕度覺悟の趣に有之候。其次第舊冬粗申上候通に御座候。猶重鴻可申上、要略如此御座候。恐々謹言。

正月三日　　　　　　　　　　　　鄗　氏　壽(花押)

端　元　君

机　下、

二白。春寒折角御厭、爲天下御自重奉專祈候。自舊臘此表小雪暖候、元日抔二月中模樣に御座候。先々何れも相替義無御座候。以上。

前書の添書(村田の時局私見)

亞墨の官吏今度申出候件々、　廟議御從の由、且又英國強願之義有之に付ても、彼暴惧の所爲無之爲、是又亞墨へ御賴み托せられ候抔承申候。愈其邊に出候にど、我國　天祖以來の國土政權を悉く彼に委ね與へらるゝと可申也。如何となれば我墨の力を借て、姑く無事を謀り國厄を免るゝに及んて

は、墨獨り我に得色有之のみならず、我又其恩義報禮に違あらずして、稍もすれば彼怒て我を絕んの恐れ益深かるべし。於此彼の云所欲する所悉く從ひて、違背ならざる事、勢の必至、智者を待たずして明かなり。彼英國もとより墨と結ぶ事堅し。於玆墨と內外相謀り首尾相應じ、來つて我に求むる所あらんには、臍を嚙とも是に應ずるの策なかるべし。左候へば邪敎可入、婚姻可結、封土可割、援兵可出、是又勢の漸至なり。彼もとより無限の貪欲求責此上息事なかるべし。印度の覆轍昭々乎たり。是、我の國土政權悉く委ね與ふるに非ずして何ぞや。昔我王家綱紀の廢弛するに乘じて、奧羽の賊每に國患を爲せり。此時に及んで　朝廷源氏父子に命じ、彼貞任等の族上國に荐食するの害を逞ふする事を得ざらしめしかど、是よりして王權は源氏の手に歸し、遂に千蔵　王室再造の期無之事にはなれり。今英佛の諸國境域の廣き兵勢の盛んなる、固より奧賊の類に非ず。又亞墨和親の名ありと雖、宿恩積惠あるに非ず。況や梟雄鷹揚の志遂に不可測、固より源氏父子臣節を失はざるの類に非ず。然るに此梟雄に因て彼英人の無事を希ふ。是其勢の不可なる辨じ易き所也。嚮に

王家をして早く其憂を察し、英斷果決、早く相門の權を收めて、內廷を掃除し、雄才を擢て、綱紀を振ひ、必兵食の權を他人に委ねられずんば、如此、千歲不拔の業を失ふに至らざるべし。殷鑑遠からず、危急近きにあり。嗚呼如何せん。然るに上下恬然袖手傍觀不知所爲、況哉世論に云、我國偏小、海備不整、彼の强大堅艦巨礮支ゆべからず。諸國困窮、士氣萎弱、器械朽乏、彼の富國勝兵、軍備充實、敵すべからず。於此天地の氣運を察し、時勢の變に通じ、彼に和して可也。此を拒んで不可也。これに因て通商可創、諸港可開、官吏可置、甚しきは天變地妖怪むに足らず。人言警するに足らず。外夷の信ある疑念する事勿れ、國體の虧損顧慮すると勿れ。凡の事彼を是とし、我を非とし、少しく忍び永く交和を結

び、人民安かるべく、大利興るべく、國土繁昌すべし。其中國富兵強く器械具ふるに及び航海して他の諸洲へ渡り、小國弱國を兼併吞噬し、東海に雄視せば又可ならずや。此說を爲すもの、世俗より見れば知識拔群に似たり。知らず是よりして上下益恬然偷安、內外緊急の事務整頓せざるのみならず。恥を忍び利に趨り、堂々たる　神州の正氣、士人の義魄、化して工商俗吏豚胏獸腸に變して、遂に蠻夷の奴隸とならん乎。嗚呼、氣運の此極に及ぶ、吾輩遂に死する所を知らず。

此般亞墨應接の首末、其他英國の事托せらるゝ抔、聞て感慨至痛餘りあり。其事ハ實否は知らざれ共、嗅咻の餘、聊其義を記し、此に絕筆す。

○安政五年正月三日在藩佐々木權六より在府先生への書

新春の御吉兆不可有休期御座候。先以上々樣益御機嫌克被遊御超歲奉恐悅候。隨而貴君愈御安康被成御越年、且又御留守にて被成御揃御同樣の御義重々奉賀壽候。右年甫の御嘉詞、爲可得貴意如此御座候。猶期永日之時候。恐惶謹言

正月三日　　佐々木權六長淳（花押）

橋本左內樣

貴下

二白。貴君定て御用御繁多と奉存候。不相替御家老交代長屋にて數人御打込の由、御召連候面々は學問並精心等如何の處に相運候哉、日々御斷申出候。誠に以御製造方に於ても追々御手廣に相成、人物尋ぬれ共無之、唯々日雇同樣の者のみ扱ひ居り、思ふ樣に先き行も不仕、今に始めぬ事ながら、富國強兵も、良臣を多くすることそ專一に候。偖、軍艦も大半出來に相成○○○悉相濟申候。此御樣子にては、何れ當夏頃には成就にも相運可申と奉存候、始終奔走致し居り、舊冬廿一日宿浦表より罷歸り、又々明早朝より出張の手筈。夫故意外御無音打過候。出張中造舶の指圖、片手には當秋頃

より愈々志比口にて水車仕掛、小銃錐入、螺釘事鐵火門等、悉く人力を省き製作致し度心積にて、專ら水車仕掛雖形類爲扱候處、當節にては大方見込相立、安堵致し候。此上エルギトイック、キュンデ等有之候はゞ、猶更力を省き可申の處、御承知の通り右等の書一部も無之、殘念不少候。若、今般御買入に相成候書類の內、右樣の品御座候はば、何卒早々御廻し被下候樣奉願候。右の段中根殿へも願出候間、呉々御配慮所希に御座候。早々頓首。

○安政五年正月三日在藩村田監察より在府橫山猶藏への書

新禧千里同風目出度申納候。先以上々樣益御機嫌能被遊御超歲奉恐悅候。隨て愈御安健御越年目出度奉存候。次に此表社中無異罷在乍憚御休意可被下候。舊臘は貴書每々御投辱奉謝候。繁勤中御報延引に及び、失敬の至御海容可被下候。偖、御出府以來、諸々有志輩雨出會、御研學の由、自橋本氏承り、甚以御仝意の至。近頃追々御學意御上進と每に想像仕居候。如仰安陪橋原の列、折角研學罷在候、明道館休日中も本多源四郞殿宅に於て四五輩由合、日々會業等相催申候。偖、立花壹州には每々御出會、大學會等も被成候由、此人衛々粗暴の風は可有之哉に候得共、天資英邁、議論激烈に至つては、列藩大夫中に稀成人物と奉存候。御序に宜敷御傳言被下度候。小楠翁も其段稱居申候。此節嘸々感慨と奉存候。薩藩堀(堀仲左衛門)粂山等は見識も有之由。何か學校の政抔革正致度旨物語候由、如何にも彼藩の學政は甚不振、學校中の人物殊の外世間風波を畏れ、依之時務經世等の事、學者の論じ候事を甚いやがり申候。故に學者無用に志慨無之候。然し學政革正も無其人しには、法不徒行所に御坐候。彼藩も教官に可成人は尤乏敷事に御坐候古今共教官は其人を難んずる事にて、夫故に多くは弊のみ有て、無用に成行申候。此邊甚以心痛の至、學者尤盡力所此等に御坐候。且又近頃國體も卑弱の極、世道大變の候に當て、士氣の衰廢は前古有之間敷、依之堂々たる覇府、外國一介の使節舌頭に挫折せられ、只彼の說所に隨從して遑あらず。然るに如此慷慨無限の境、天下の人心恬然として不怪是。天下の不幸にして大丈夫の愧所に非ずや。方今救濟天下之急の奸眞手に乏敷のみならず、偶々の正論、能士氣を振作する是又乏し。孟子曰、能言而距二揚墨一者舜之徒也。此等可味孟子異端を闢き人心を鼓動誘引する親切成所也。方今因循姑息を主とするもの、第一闢くべきのみならず、學者の無用にして迂濶なるもの、是又闢くべきものならずや、如何々々。偖又、時勢の可憂、古人云、金遂以レ和愚レ宋々遂以レ和自愚にすると、今日は畏難を以て自愚にすと存候。可痛可憂。李退溪云、世間之窮通得失榮辱利害、一切措二之度外一。朱子云、欲三整二頓一時之弊一、譬如二當洗滌不レ濟レ事、須是善洗者、一々折洗、乃不枉了、庶幾有益。大丈夫の言往々如此。此邊學者深考ふべき事に奉存候。如何々々。

近來、藤森恭助(弘庵)、鹽谷甲藏(宕陰)、又は長沼(澹齋)流兵學者小野寺惟齋等には、御出會無之哉。惟齋は品川東海寺中住居に候筈。近日

は如何と奉存候。孔孟夜の中國を遊歴し玉ふ時、定めて知る、天下許多の人物雄才悉く見得出し、一人も不殘了る。孔明も、梁父吟中に、彼善天下の人才、時務、大略胸裏の間に了會す、故に三分の業を濟得出す。聖賢豪傑の事如此。學者可猛省所に御坐候。此他得御意度義も山海御坐候へども、今般數通相認候故、是迄閣筆仕候。尙期永日候。頓首白。

正日三日　村田巳三郞

横山猶藏殿

二白、餘寒折角御自愛奉專祈候。乍憚三岡、堤へも宜御傳言奉托候。以上。

○安政五年正月六日江戸邸中根參政より在京先生へ送りたる水戸藩士安島彌次郞より同藩鵜飼吉左衛門への書翰の寫

當今の時勢に至候ては、公武の御爲萬々一われ〳〵に相成候樣にては、勿論天下の御爲不可然。叡慮御尤之儀は、公邊にても御用に相成樣被遊度、又　公邊無御據御事は、乍恐少々叡慮をも御曲に相成、とにかく御雙方御和談の上に無之ては、夷狄の義は先づ指置、內地の治り方も始終如何と、此程の處別て　老公御配慮被遊候。實は　大閣殿下へ御直にも被仰上度思召候へ共、叡慮云々の儀等指付可申上も、御稱合如何との、御遠慮も被爲在、御內々御沙汰の趣も御坐候間、右の御意味柄何と歟　大閣殿下御聽に達し、御含にも相成り候樣御扱に致度候。しかし勿論御內々の儀に付、其段御含に相成候樣にと存候。以上。

正月六日　安島彌次郞

鵜飼吉左衛門樣

右は安島より[illegible]鵜飼吉左衛門へ[illegible]寫也

○安政五年正月七日平岡圓四郞より先生への書

一昨日は得閑唔大慶之至御座候。併御病中意外の長座、御苦勞相掛候段背本懷候。其後御容體如何相伺申度候。隨て御見舞申上候驗迄、如何の珍品有合せに任せ手製申付、小切溜五組へ相入れ、器の儘拜呈仕候。誠以麁末の至、御食禁中一品も御食養相成候ものも無之候得共、寸志を表し候迄入尊覽申候。御笑留被下候はゞ、大幸至極に奉存候。將又一昨日懇囑仕候賤族所持の書幅二軸、爲持差上申候。御落手の上御一覽被爲在、相應の品にも被思召候はゞ、價の儀は兎も角も、彼の兩侯の內へ御世話被下候樣奉希上候。右等自陳迄如此御座候。書餘拜上萬々可申上候。早々頓首拜。

正月七日　平岡方中

橋本先生

○安政五年正月七日江戸邸にある越藩典醫半井仲庵より先生への書

過刻は御投書拜閲仕候。然者御恙御近況詳細拜承。如高論外邪分離候はゝ、早々浴御試可然奉存候。御心附の義に付、諸書探索候處、窓篤爾藥性論中、穆私篤を引候て十二浴列擧して見當り候へども、是そと確定の方法も存當り不申候間、先單白湯にて御試用可然候。併し局所いかにも頑滯、此上は硫黄浴か又は尋常浴後に治疥膏を輪換塗擦相試候ては如何御座候はん哉、尚御勘考可被下候。

一長谷への御贈詩、追々御推敲、殊の外おもしろく、起承は眞に此漢の外に比例すへき者無之、すへて贈詩は如此ありたき事。實に感服。菩薩云々實景如寫。しかし前記の勢窮し方却て甚面白覺申候。馬蛭云々、當路諸有志警戒可致事歟。後聯世情不得已の勢、轉結修辭には喫緊の要語、拜覧候はゞ嘸面接の心地可致、不堪想察候。

右保人論場多罪御叱置可被下候。明人花鳥畫、嘸々と存候。

劣生昨夜半より暴下痢、霍亂狀、先刻より漸鎮定候へども、大に委頓。明日中靜養、明後日出申度、萬一其節迄御留置に候はゞ、一寓目奉冀候。右は伏枕中。早々拜復如此御座候。頓首。

人日賀　　　南陽

景岳賢契

○安政五年正月八日在府先生より在藩村田監察へ送りし書簡の添書

今度開港之場所は横濱、其にて承知不致時は神奈川と申幕議の由。ミニストル置場は品川御殿山と申事に御坐候。

此間水野筑州、田安（大納言）御家老へ轉任。此人隨分

直實にて、于今打拂之說主張致居候由。其上御老中直に墨吏に御應對被成候を不好由。全く右等より上は堀閣（堀田備中守）下は川路邊と議不合事と奉存上候。迚役には永井玄蕃頭出候由。此は川路邊と合口と申事に御坐候。此等にても此後洋禁相宥萬國互市繁昌に可相成義想像被致候。

建儲之事に付ては、或は可喜事もあり、又可憂事も有、一日の内にさへ數々變動仕候。其中に或人吾と薩の間に讒を行候者も有之、是等は餘程迷惑仕候。天下無比之御大事故、又天下無比之轉變、左も可有とは乍覺悟、實に痛心之事に御坐候。雪江依舊擔當努力奉感佩候。自古此一事には幾千萬之生靈膏血原野に塗候義を、一兩人の舌頭にて動候義故、變動憂苦位は九牛一毛と一笑に附申候。

八日追加

○安政五年正月十三日福井明石より横山への書

改年の吉慶千里同風不可有書期芽出度申納候。先以上々樣益御[illegible]儀存候、次小生[illegible]、[illegible]新年御祝詞如此御座候、[illegible]

正月十三日　[illegible]

猶[illegible]様

倚々春寒御厭可被成候、則三日立の御細書[illegible]に[illegible]添書の[illegible]承り申候[illegible]不[illegible]内[illegible]大[illegible]可有之と存候[illegible]樣益々[illegible]の[illegible]非常の御工夫可有之と存候、[illegible]中々[illegible]置致しがたく只々[illegible]の工夫[illegible]の[illegible]、御地[illegible]本へ[illegible]共御[illegible]下度候、[illegible]止々々。

○安政五年正月十八日幕府川路司農家來富坂より先生への書

以手紙啓上仕候。春寒の節御座候へ共、彌御壯健被成御勤仕、珍重御儀奉存候。然は、昨日は爲御使御入來、御苦勞奉存候。且其節御持參の御書御請書被差上候に付、則爲持差出申候。御落掌可然御取計可被下候。此段貴所樣迄、宜得貴意旨、左衛門尉被申付、如斯御座候。以上。

正月十八日　川路左衞門尉內

富塚順作

橋本左内樣

○安政五年正月十九日水野筑後守家來外島直八より先生への書

（實は筑後守自書にて本紙は其手蹟也）

外島直八

橋本左内樣

拜見、先以不同の時令、彌御清健奉賀候。偖て昨日愚僕を以て御受差出候處、御上げ下され候由、忝仕合奉存候。右に付今夕八時頃より、貴丈御光來可被下旨、いさゐ承知仕候。何等の差支無御坐候。尤、御本丸へ廻候故、此節柄退出遲く可相成も難計候へば、八半頃御出被下候方、御待合も有之間敷やに奉存候。萬緒其節貴面に讓。出宅支度中草略御推讀、宜御申上置奉願候。以上。

正月十九日　筑後守

左内樣

○安政五年正月二十日京都よりの報告書

林家上京に付京師にて承り候廉々、其餘は風聞

一、林大學頭殿十二月下旬（廿六日か）上京有之、關白殿へ對面致、夷情の次第を申上、達　叡聞候上にて、　叡慮を以諸侯方をなためられ候積りの處、案外、關白殿御逢無之、所司代屋敷において傳奏方斗言上の趣御聞被成候御積りにて、林家御召有之、逐一御聞有之候上にて、間違候ては不宜候間、書取に致し可指出旨にて、正月二日書取出候由。其書取は未だ手に入不申候得共、其趣意は舊冬、江戸表において異人と應對の次第の由。其内一二ヶ條は傳奏より御尋有之候由、我等存意にて尋候筈には無之候得共、氣付候故相尋候との事にて、アメリカ中立の趣、我國を大切に存候よりの事に候へば、ミニストルを置き、初め尤らしく候へども、ロシヤ初諸夷又々中立候儀は必定、其處置は如何いたし候哉を御尋有之候處、御答六か敷御樣子。又代港は何方へ致候哉と御尋ゝ處、異人よりは大坂の事も申立候得共、大坂は差留、堺なりとも致し候と御答有之候處、堺は大坂よりはいか程違ひ候哉兼て申達置候通、浪華幷近國は可相除と申置候處なり、如何に候哉と再御尋有之處、それも御答出來不申と申事。其餘大抵準之候樣子。右に付林家こと〳〵く意外に相成、其趣江戸表へ申遣候と申事に御座候。又黃白も夥敷持參の處、とんと不行候との沙汰に御座候。又傳奏御間合の内、夫にては御國も合衆國に相成候にては無之哉と被申聞候には、林家一向御返答無之と申事に御座候。

一、尾州侯より、林家上京以前、近衞殿へ御直書被進、御都合宜敷候由。

一、水戸老公よりは、大閣殿へ御直書被進候由。是も林家上京以前

の由。
一、長州侯よりは、久我殿へ御直書被進候由、其外にも有之候と申事に御座候得共、相分り不申候。
一、御國よりも、定て何方樣へ御直書等も被進候哉と、人々申居候由。
一、異人より　禁裡へ別段に書翰指出候と申事に御座候。其文體は格別丁寧と申事。併其書翰未だ京都へは御指出無之、至て祕して有之と申事に御座候。
一、ミニストルを都下に置度と申事も、京都にも置度と申事の由、沙汰仕候。
一、關白殿下を初、搢紳家には、御老中相見へ候共、ミニストル京都に置候事と、港を大坂近邊に開き候事とは、御指留の御積の由。
一、先日江戸表より被差出候書面の內、列侯諸藩に至る迄人心居合候樣云々は、取おさへ被申候御積りの由。右に付、事により候へば、諸侯方の書上も京都へ御引けに相成候も難計、又いよ〳〵六つか敷相成候へば、諸侯方をも京師へ御召立に相成候も難計と申事に御座候。なか〳〵大變の事に御座候。
一、此迄所司代交替又は御用にて、御老中上京の節は土佐屋敷にて相濟候處、此度は本能寺へ被入候よし。右に付此頃は普請最中と申事に御座候。此度は御老中も、長々被居候積りかと、申沙汰に御座候。
一、此度の上京、堀田侯、川路左衞門尉其外九かしらと申沙汰に御座候。日限は相分り不申候へ共、當月中には上京の沙汰に御座候
大體廿六七日と沙汰いたし候。
一、舊冬江戸表上書の沙汰、肥前侯の御書上第一と申沙汰に御座候。

此度は溜りの間御書上もよろしき樣に沙汰仕候。
　　右正月二十日出
聞候
一、南傳奏方御沙汰[illegible]
一、尾州侯より[illegible]內高一の御用途として、一萬金計も[illegible]指上[illegible]
り候。

○極內[illegible]寫弐通報告書の中

一、十二月廿三日、[illegible]より[illegible]司代へ被差出、[illegible]へ被御差[illegible]書付の寫。
亞墨利加より[illegible]侯[illegible]井伊[illegible]申立の[illegible]、不容易[illegible]に付厚く御勘考被爲在、交易の儀は
御聞屆有之、ミニストル被指置候儀は、御國人心の折合方も御勘辨致し被差置候、頃合住居之場所、右に付ての[illegible]等は、猶又掛合候積、且港の儀も下田を閉、代港を開く儀御指許に相成候場所の儀は、猶以談判の上被取極候旨御治定相成候、猶委細の儀は追て被申越候得共、先、此段不取敢入叡聞候樣、[illegible]人、可被達、老中方被申越候由被申聞、[illegible]關白殿へも申入、達叡聞候。不容易の儀に[illegible]宸襟候。前文ミニストル被指置候場所、井伊[illegible]を被聞候場所等の儀は、未だ御治定も無之內の儀故被仰遣候、當時の　皇居、古代とも御相違、誠に御手薄の御事に候へば、甚だ　御不安心思召候。畿內、又皇都近國は指除、[illegible]も不拘　國躰樣にとの宸慮に候。此段程能關東へ可申入候事。
　　巳十二月

一、正月、江戸表より京都へ伺の書取寫。十二日京着。

亞墨利加使節申立候趣も有之、一件の事情等、委細入叡聞候樣、舊臘林大學頭、津田半三郎上京致候處、猶追々申立候義も有之、外國御取扱方等、御變事被爲在候に付ては、別段諸藩に至る迄、人心居合候樣被遊度候に付、右御處置振等爲 御伺叡慮、御使備中守被仰付候間、急速發足可致候處、當年頭御使高家京着の頃合、二月七日八日頃に無之候ては、御指支も有之候由に候處、右躰差急の御用柄にも候間、其以前備中守上京致候ても、御指支有之間敷や、御内々へ否及御尋、早々申越候樣にと、年寄共より申越候事。

正月

一、正月十三日御指支無之段、御返答有之、十六日江戸表へ着の筈。

○安政五年正月廿二日江戸にて水戸藩士安島より先生への書

拜啓。餘寒退兼候處、愈御勇健可被成御奉職、欣喜之至奉賀候。其後は取紛れ心外御無音の段、御容恕可被下候。偖、御呼付候樣伺共、失敬至極に御坐候處、彼の一事に關係内密相伺度義御坐候に付、御都合相成候はゞ、明日明後日兩日の内、御枉駕相願度奉存候。此程參上心掛居候處、少々痛所出來引込居候に付、無餘義失敬を願候事に御坐候、右兩日の内に御坐候へば、痛所失禮の風情なから、何時にても在宅仕候に付、御繰合奉願候。萬、拜眉の節と、此段草略得貴意候。以上。

正月廿二日　安島彌次郎

橋本左内樣

○安政五年正月廿四日江戸邸にて中根參政より先生への書

今朝、土州公へ御書被遣候處、別紙の通り御返書來候。小生も差支無之候へば、今日罷出候心得に候得共、御返書に貴兄の事も被仰越候へば、貴兄御出に相成候方、面命口授の御都合には可然哉にも奉存候。猶、御良考御坐候樣致度候。乍去、土公は貴兄に被托候積か、又は彼方より誰か遣され候積か、其程は難計、小生罷出候を厭居候譯には決して無御坐候へ共、猶又御相談に及ひ候、以上

正月廿四日　　雪・江
景岳老兄

○安政五年正月廿四日在藩村田監察より在府先生への書

新春の御帖相達、辱拜見仕候。先以上々樣益御機嫌克御座被遊、奉恐悅候。隨而御安健精勤被成奉拜賀候。自舊臘御勝れ不被成、御引籠と承候得共、此節に定て如舊時に刻々內外の事務御彌縫御勤精と奉存候。兎角天凍日陰の候、有志の氣體尤御障候事にて可有之、何卒自此南風薰釀氣候も相定り候樣、萬々所希候。返す〳〵爲天下折角御愛護御座候樣奉祈候。墨夷應對一件何共口惜次第、感憤の極奉存候。然る處、此危急に臨て、誰有て維持の力を伸候者無之、實に一髮千鈞をひく勢と奉存候。士氣の消沮古今無比と奉存候。他は姑く不論、當時戚族重望舉て天下有志の所奉仰の我藩に於ては、實に急流中底柱にして、極めて紀綱振擧、皇道挽回の爲に充分御努力御周旋不被爲候ては、不相濟事に奉存候。右に付長谷（長谷部甚平）申談、諸執政へ仕懸、當今危急に臨、於我藩は御周旋の廉々、不被殘餘力、十分御努力無之候ては、迚も不相濟、尤、西城御事に付ては間然無之御義に候得共、其他一切御行屆と申にては有之間敷、たとへ御名望御建白等は何程御格別に候共、今一層充分御措當御盡力無之時は、御祖先へ被對候て御孝道盡不申、天下の有志も失望解體、且御面目有之間布、萬一如此に候ては、爲臣子者死而有餘罪。此般國家の御大事如何可被成思召候哉と申出候處、諸執政何れも忠義慨然被致候て、此なりにして置候ては決而不相濟、何分にも今一層後日の遺憾無之程は盡し申度事と、被申候故、下拙申候は、左候はゞ今一層充分御周旋可被成に付て、御熟評の上、嚴敷江戸表へ被仰上可相成云々陳述仕候處、執政

是迄御認候處、明廿五日御用に付罷出候樣御切紙頂戴、忽卒御請に罷出候。偖、昨年兩度まで無比の蒙

恩命、未知所奉報萬一。實に惶懼罷在候處、又復、明日の隆命を蒙り、
彌增痛心の至に奉存候。

悉く領承。大に難勢宜敷御坐候。委細は今便自嶽政可申參候。尚又、愚存は雪江君迄申伸候。偖、右充分御負擔被成候て、每々御建白の如く、愈廟堂上着實御施行可相成候迄、御仕詰被成候は、眞正英雄の御手段に無之候はては、決して不相成奉存候。然る處、御剛斷は一寸御不足に被爲在候へば、此の邊は老兄專ら御任被成、幕府諸有司御引合を始、有志の列侯愈忠義一途に盡力候樣、是は老兄例の驚天動地的の御手段を以、充分御斡旋御坐候樣、爲天下國家奉萬願候。偖又　上之御鈞合と方今の勢とを相考候へば、上の御鈞合は、衆人惑亂中へ御駈入、群動忽靜然致候程には、乍恐不被爲入。一方今の勢は姑息折合等の說、日々益々浸淫滋潤致候て、遂に自我權欄を被失候事と奉存候。故に此邊を救藥するには一日にても指急ぎ引返度事に御坐候。然るに若藥瞑眩せば、當年御滯府の命、今一層進んで御參謀と參り可申、左候得ば爲天下幸甚。然共、水龍公（水戶烈公）先蹤を以て愚考仕候得ば、他は徒らに天下屬望の重きを取る計り、又姑く有志の心を慰し候のみにて、廟堂上眞實に御委任と申義は少も無御坐、故に廟龍兩ながら失し玉ふと奉存候。兎角、右等の半上落下疑似顚覆之地に立て、遂に能大義を昭明し、正統を挽回するに至つては、唯唐の狄仁傑之を善す。其愚不可及所と奉存候。故に幸に　廟議御滯府等の命有之候共、姚崇の十字約を以て鑒とし、龍公前日の參謀を以て警と爲べき事と奉存候。此般の進退驅引、悉く其可に當り、所要は大義を明にして皇道を回すに至り。所謂糾合諸侯一匡天下齊桓管仲之力也。仲のする所老兄自ら其略あり。偏に爲皇國充分御斡旋の所奉萬祈候。先書自是捨身變形、彼ペートルの志に傚ふと有御雄心は慨嘆の至に御坐候へども、是非々々今度は前文の趣に御決心御座候樣呉々所希に御坐候。是小子一身而已ならず、東奕張谷邊一致同契の

必論に御座候。此段可然御聞取可被下候。

一、方今の事務如右御引受候て、當年の所東地に御居殘等否やの義は、御地の御手都合に被成候て可然御事に御坐候。偖、夫に付洋學の事先書御引受可被成云々の仰の通りに、重々の御世話に奉存候得共、御托可申上哉。此邊は如何樣とも御再考可被下候。近邊山本庚、洋學爲致候處大に奮發、是非御地へ出、一修行仕度旨內達に及候。且又加賀(加賀九郎二郎)井原(井原立二)邊も頻りに東地遊學願達有之候。近頃大野藩洋學大に被行、六拾人斗も生徒有之候由。加賀義は東地又は此方なりとも參り、無他念修行致度旨懇願に御坐候。大野の方は一通り承候所にては、隨分盛んの趣に聞え候へども、未委細の事は相分不申候。右三生の事抔も宜御勘考の上、重便可被仰下候。

正月廿四日

右は取込中、追々相認、甚亂筆、前後御推覽可被下候。以上。

○安政五年正月廿五日平岡圓四郎より先生への答書

捧讀。被仰下候趣、具欽承仕候。明日當番、出勤前早朝拜參。委曲相伺可申上候。御請まで。忽々頓首。拜復。

正月廿五日　　平岡方中拜

橋本盟兄

○安政五年正月廿五日江戶藩邸にて中根執政より先生への書

別紙の通被仰付候間、呼出申渡候趣に可被心得候。以上。(別紙缺)

正月廿五日　　中根靱負

橋本左内樣

○安政五年正月廿六日先生より西郷へ送りし書

御直展

拜呈。然ば過日は每々御苦勞相成、御蔭內廷の御都合逐々宜御模樣、千萬御同慶に奉存候。逐一言上仕候處、小拙より宜了得御意旨被申付候。偖、爾後例件御都合別に相變候事は無御坐候。不相替世評は紛々に候得共、所要大本は動搖不申鹽梅、實に賴母敷と存居候得共、何分大切の事故、寸步も見放は出來兼候。殊更人情反覆可恐義と奉存候間、此上とも厚御盡力爲國家奉願候。且又、今般弊國內用に付、國元早驅には罷越、來月下旬迄留守に相成申候。留守中は中根靱負と申候同志より、萬端御掛合可申上候。此人には小拙同樣御打明被下、聊仔細無御坐候、此段出立前以參御賴談可申上存居候得共、迚も其暇なく、不能已以書中得御意候。尤、國元行他へは秘居候得共、極御同志の中故、乍密々相洩置申候。此條御含可被下候。尙、委細は歸府の上萬緒可申上候。乍憚、堀兄へは宜御傳聲奉願上候。右得貴意候爲。早々頓首。

正月廿六日夜認

追而、中根は萬事貴兄の事相咄置候。寡君も承知の義に御座候間、吳々御勞心なき樣奉願候。偖、今朝日下部兄御光臨の由。然る處、外向へは不快と申相斷候樣取次へ申付置候故、御人柄も不辨無譯御斷申上候由。實以赤面恐怖の至。何れ他日而謝可仕候得共、此儀貴兄よりも宜被仰上候樣相願申置候。實以同志中は不包相語度事に候得ば、必、小拙虛を設御斷り不申上條、御陳告可被下候。何分時候御厭御精勤の程奉希上候。以上。

○安政五年正月廿六日越藩儒吉田東篁より先生への書

春禧御同樣目出度申納候。先以
上々樣益御機嫌克被遊
御迎陽奉恐悅候。隨て愈御安康被成御越年、此表御留守御一統御揃御安全御加壽、重疊目出度奉賀祝候。次に碌々瓦全乍憚御安意可被成下候。右歲首御賀詞爲可得貴意如此に御坐候。猶期永陽之時候。恐

惶頓首。

正月廿六日　吉田悌藏

橋本左內樣

梧下

再伸。目出度申納候。偖、舊年來は意外の御無音失敬御用捨可被下候。當境早春より折々火事沙汰、一昨々日は御留守も誠にあぶなき御事、折節北風烈敷、是非共橋詰迄はなきものに致し居候處、先々及鎮火、御同慶此事に御座候。拙宅早春四五軒隔て失火、間違なく烏有と存候處、是も幸に逃れ、大慶致候事に御座候。

一、偖、墨夷一件追々六か敷御樣子、嘸々御惱慮遠察事に御座候。偏地においては猶更一便々々如何相成候哉と、兼て覺悟とは申ながら、憤悶御推察可被下候。是迄、天下の事心上にかゝる事多々御座候へども、此度程に迷亂致候事は無御座候。舊臘も猶藏子迄御傳言申事にて、千古天下一變革に候へば、尤角あるべき筈とは奉存候へども、實に工夫の至らざる慚愧の至。黍離云、知我者謂我心憂云々。悠々蒼天此何人哉。實に詩人忠厚の情、向あり度事と、又々思返候事に御座候。夫に付去春、野村淵藏を以て京地に罷居候親類共、病氣に付上京致候に付、此度林家の上京、京地光景逐一申越候樣に申遣候處、當廿日立京飛脚に別紙の通風說相認相廻申候。萬一御心得にも相成可申哉と寫取御廻し申候。京地にては林家の上京をアメリカの來る樣に被思召候と相見へ申候へ共、趣意と申せば、ミニストルを京都へは御指留と大阪近邊に代港御離遊の二條に出でずと存候。ミニストルは御指留に相成樣子なれば、大坂邊代港一條に候へ共、主客の勢堀田侯も江戶表にて處置被致候とは事替り、萬事其都合には參る間敷、殊により六ケ敷義出來不致とも不被存、天下の勢、どうしても致方無之と申さば申され候へ共、縉紳家の內にも列藩君侯の賢否、其外人物有無抔、極內調られ候樣子、其間には事の間違も出來可申、蕭牆の間、却て氣遣敷、京阪へも御手廻り候て、少し氣の

ある人指出し置度事に御座候。是に付ても鈴木の遠行、御互に殘念至極、兎に角浩嘆の至。餘は永春と、早々縮筆。目出度、可祝。

別　啓

市村、村田子今般御登用、御同慶。今壹人定て御地にて出來候事と奉存候。此間人才無之ては、分襟の節も御咄の通り、是非共片つりに相成可申、前條天下の勢餘り迫り候へば、少々人心も落着させ度事に御座候。

一、京地光景

主上は乍恐餘程御シッカリと申御沙汰。粟田口親王も中々御タクマシク被爲在候樣承候。未だ地に不落所有之候哉と御行末念禱。何分夫となく少々氣のある人を京阪へ御出しに相成候樣專禱致候。別紙薩州は悉く手が廻り申候。夫而已ならず御宜候へば猶更御察申候へば、御勘考所祈御座候。以上。

（前出、京師より秘密の報告書三通は、此文中にある村淵が手に成りしものにて、吉田へ送り來りしものを、更に寫して在府先生へ回送せしもの歟）

○安政五年正月廿七日在藩長谷部甚平より在府先生への密答書

舊臘念六幷早春四日の雙鴻相達、辱拜展。先以奉恐悅候。隨而御發疹出沒御痙攣等御難澁の由。其後追々御快復とは存候得共御案申候。折角爲國御愛護專禱。御留守御平安御安意可被成候。此間は御近火、折節烈風、木田迄は燒拔と覺悟も致候程の處、都合よく潰し家共八十戸計にて鎭火、御同慶。當年頻りに多火には懸念に御座候。

一、天光雲影共徘徊。夫々拜承。何分是切に可相濟儀に無之。復、釐共每々議論。北地の見込、今晉申參答。大義に於て何處までも附驥擔當し行候積。此上屑々御精勵、唯々希願の至に御座候。

一、執法轉移相濟、戇(村田巳三郎)を精々相勵し、大に息込宜敷賴母敷。郁(市村乙助新任執法)頗る揚々、晏子の僕で相濟候ては込り物に御座候。世評、戇は御尤至極。村は赤腹如何と申候由。三瓦(執法首座士屋十郎右衛門)は何角物淋き樣子。或は鈴木(故人鈴木主稅越藩有司)同樣の被仰村と吹聽致候由。笑止千萬。

一、御贈詩反復拜吟。感謝の至。懇々御訓戒、千萬多謝。不讓物は鐘馗汗顏々々。御多事中乍御手數何分御淸書一枚重音御廻被下候樣、偏奉希候。矢島へ爲見候處、別紙認越候間、其儘入御披見候。外に御試筆二枚恭拜戴仕候。

一、綠鴻一頭、咋朝の獲物。賢南愛(賢は先生。南は半井仲庵。號南陽。愛は石原甚十郎號愛軒)三兄へ呈上。則愛へ相廻し申候。御上り可被下候。書餘仍舊紛劇、早々申留候。餘期重鴻候。恐惶謹言。

正月廿七日　修溪

景鄂賢兄

梧下

尙々、春寒料峭、自重惟祈、御箱折角御保養、千萬奉祈候。以上。

第一首、後聯甚佳、前聯又非、且二十分盡力、不能道。然斗脊之器、不得研是政法、唯賢如修溪而可。　第二首、首句想見伯綱下筆時顏間帶酒。次句又下語妙、不爲虛讚。修溪眞可謂以鐵石鑄造肺肝者也。恨千里隔絕、不得尊酒細論、韓文論

右當在後篇下、誤失編式。

書橋伯綱寄長修溪詩後

右、伯綱在都、寄長修溪之詩也。修溪天資剛克、喜讀周官、今爲度支使、節用愛人、以足國用、殊著政蹟。伯綱借荆公誠之、又借曾母披公等、諷之者、蓋修溪與人言論、是々非々、無所忌諱故也。其相愛之情、極爲懇摯。嗚呼、近日朋友道廢、唯以揄揚爲事、無一忠告如斯篇。不但修溪警策、亦可謂而友之淸夜鐘也。韓

識。

○安政五年正月廿七日在藩村田
執法より先生への書

一筆啓上仕候。先以
上々様益御機嫌克被遊　御座奉恐悦候。隨而愈御安健御勤仕被成、目出度御儀奉存候。然は拙儀、去廿五日於評定所御用席、御目付役井上彌一郎跡被仰付、役中十七人扶持に被成下、御役料百石被下置、文武御用掛其儘被仰付候。冥加至極、難有仕合奉存候。右爲御吹聽如此御坐候。恐々謹言。

正月廿七日　村田巳三郎氏壽（花押）

橋本左内様

再陳。前書之通、重き御役儀被仰付、不才庸陋如小拙號奉荷莫大之鴻恩、不知所以報萬一、惶懼の至奉存候。以来尚以友誼を思召、蒙御鞭策度奉希望候、偖又、館中等の所相伺候處、主馬殿（執政松平主馬）御申聞候は、御用書の通文武御用懸の儀は是迄の通相勤候樣、然し御役儀繁多にも有之に付、幹事局邀翠館（伊藤友四郎）斗にては宜敷かる間敷、榊幸を助幹事に被仰付候ては如何との御義に候故、御尤と御同意申上、然し西舍の方も是迄の通兼勤被仰付候はゞ、尚以て可然旨申伸候。左樣御承知可被下候。

偖、是迄監察府御承知の通宿弊のみ、屬吏尤甚敷。是等の事に付て當日新たに降命も有之、組の者取替等も有之、小拙へ御願は是迄中村八太夫組に有之候。是等は三十年來御側組相勤候故、一切不案内の事。尤、此節分役物書等總て無之、小拙も又容易に此等の本役は不申付了簡に御坐候。就ては宿弊一洗濯と申に到て、此迄の姿にては仲間相談始、甚以疎濶至極の事にて無覺束、新たに監察局を設け、同役始此手に屬するもの、一切此局に出て議政致事に奉存。同役共早速申談試候處、同意の趣、此段執政の中へも一寸相談候處、大に同然に付、稍々安心仕候。次便にては追々其邊の運びも付き可申候。偖、右場所は三の丸内文武兩館に鼎立設け度奉存候。是は秘中の

秘ながら、小拙内意は渡張の内と奉存候。右局出來候はゞ終日日々詰切居萬端の政務此處にて所置し、公用無滯候はゞ、追々舊弊可革正期も可有之乎。何卒文武政事一致の基を御開き、御孫謀を被貽候事、如今日昭明の御時代が、眞の機會と奉存候。尤。監察局中に於ては、政事學問の講究並行はれ候事、極て緊要の義に奉存候。右要用而已。尚期重便之時候。以上。

三白。半紙大略御省略中に付如此。

○安政五年正月下旬在藩村田執法より先生への書

一、廿四日朝、下呉服堺屋喜右衞門失火致し、折節北風烈敷候て、一時に燒廣がり、又々近年の大火同樣にも可相成と、甚心痛の次第に候處、水の手宜敷、且所々防火の驅引甚行屆き、旁以て本通り板屋町通り邊にて燒止り、家數は潰家共都合八拾軒に相成申候。先々格別の大火に相成不申候て宜敷御座候。右の節御留守も至て危御見候處、妙に御遁れ被成、御始末は無殘所出來候處、吳々御幸運、重々御同慶仕奉存候。小子義も常盤町上木橋の所と柳町兩所にて大働防止して、大に馮河の勇を振ひ、自ら一笑仕候。

一、別封一兩貳分は昨冬復齋君へ御指出し和蘭字彙の料に御座候。御落手可被下候。外に湾乙蘭士文範は本多君不用に相成に付、魚住順方請受申候。此料正金拾匁五分に候處、札銀にて幹事局迄指出置申候。其後面會も不致に付其儘預り置申候。是は些少の銀故此儘御留守迄可指上候間、御地へは相廻し不申、此段御聞置可被下候。

一、別紙算科より指出候書付二枚御披見被下候て、其御地にて御拂金被下候樣仕度、委細は清水和太夫より可相伺筈に御座候間、乍御面倒可然御取計可被下候。算科局盛成方にて、弟子入等も追々相增申候。別紙の通り量角儀（戸川量平と白崎角兵衞）御勘定所勤向振退被仰付、愈都合も宜相成申候。

一、伴圭（勝手役伴圭左衞門）の事縷々被仰下承知仕候。就ては

此表の事は如何樣とも可致候間、貴書の通に心得居申候。川端君(執政松平主馬)へも申仲御全意に候間、此旨愛軒へも御話可被下候。

一、當春文武兩局春初陽氣發達の候にも候哉、盛成事に御座候。武場晝後は少く、文場反之一日稽古等も方々有之候。其中長劍所は舊冬少々もつれ候次第有之、人少なり。其譯は寒稽古相濟候後、出淵坂上弟子の內に長劍入門致修行候者共、右兩家方へ呼寄、出淵は誓紙の表にも相背け候間、愈兩流修行候はゞ可及破門旨申渡、坂上も大同小異也。右に付早速何とか取極候樣申渡候に付、何れも當惑の由承り候に付、早速兩師呼出、兩流兼學の儀は追而御沙汰可有之候間、誓紙爲破候樣の事、且右樣彼是指いろひ候儀無之樣にと申聞候處、不得止承服致歸り候。當春初の間は寒稽古程には無之候得ども、大抵に人數有之處、近來人少に成、毎日貳拾人不足位に相成申候。表向は坂師始閉塞致居候へ共、內證は氣向に相障候趣も有之哉に聞え申候。近日の內には一講究急度可申聞存意に御座候。

一、文場考課も開講後早速張出申候。當春は早春より毎々寄合等致し、手廻宜敷成申候。

敎法	
培治本策 開財源議	學諭已上
去奸民 論選擧	句讀師
養才策 奬廉恥	助句讀師
論荒政 足兵食	典籍 幹事局手傳
時務策	論學生
救窮民 尚氣節 懲奢議	博習生

右限二月廿五日

敬業生以下登學生に至候迄、二典三讀、孟子、

論語、大學の類輪講。

以上、考課の次第如此御座候。

去冬より御廻しの書籍類、左の通追々落手申候。

民政要編　砲術訓蒙

文章緣起　武器圖類

運動軌範　礮　圖

經濟學論　蠻語象胥（是は東葵へ）

（本多修理）

以上

一、每々御作御贈、別て早春人間自有云々御染筆被下、萬謝の至に奉存候。只此二句甚可愛。只此境甚難自得、中々吸ても見難き所に御座候。鈞谷の御贈詩早速御届候處、當人珍重甚喜悅仕候。友誼眞情、規箴剴切、聞者神可竦。小子は吏務に繫縛せられ、風韻高致に描く、所謂光風霽月の氣象摸擬に遑あらず、陋劣の極、慚愧々々。

○安政五年二月三日水野筑後守より春嶽公へ呈せし書

一昨日申上置、尙又昨日兼て申上置候手續の方、極密承合候所、閣老よりの申立は有之候に相違無之、然る處上の思召とは見違に相成、其筋御治定に不相成、何れにも用と御思考の上に申上置に相成居候事の由にて、橋君の方にては、何分御宿折合兼可申樣子有之、深く御配慮被爲在、御賢考中の處にて、昨今く紀君の方周旋強く手廻り居り候事やに推考仕候。酒井　一體若年寄本郷丹後守泰固幕府大目附土岐丹波守頼旨　其外の處は惣て御當察の通りに御座候。就ては當時誠に大切の機會、最早表方よりは閣段の御工夫も被爲在間敷哉にて、此上の處は只々後宮の一條に御座候へば、爲御内含極密奉申上候。御居間限の處は今日も御用序御座候に付、尙又私限り微力を盡し置候事に御座候。同僚より承及候譯と少々相違にも相聞へ候故、甚心配仕候間、不取敢右件の儀、奉入御聽置候。宜御含置被下度、此上の處御周旋の程奉願上候。實に喫緊の機關、此一擧に奉存候故、不顧思召、猶又拜趣相伺、冒瀆不顧敢相認候故、別て亂筆の段幾重にも御仁恕奉願候。謹言、

二月三日

猶以折角時令御厭被遊候樣奉存上候　以上。

○安政五年二月八日在京都先生より在府中根參政への書

急便に付不取敢一筆謹啓。先以奉恐悅候。隨て本恭賀候。次に去月念七出程。日々の風寒飛雪、生來始ての難義。乍去、先川々は指支

不申。昨七日首尾克京着仕候。京都にては大驚愕。併、此は直に鎮定致し申候。此表へは、縉紳家御書御願被成度内旨を蒙り上洛致候旨、大坂は航海術取調なり、其外諸家の秘書記錄探出の爲に、態々小拙并二生被遣候と申唱候て、先服部へ諸名家の御染筆御秘書等内調の義申付、三條家久我家へは我等より直手次有之趣申聞候處、服部大喜にて厚心配致呉候。倂、途中の巷說區々、江戸にては既に兵刄相接居候勢ならんなどと、殊の外人心騷擾、雲介土民迄大に擔憂、頻に詰問に逢ひ困却仕候位。堀田、川、岩（堀田備中守、川路左衛門尉、岩瀨肥後守）の徒は、戰爭の御達使なりとも、或は伺の使なりとも申候へども、所要、血臭世の中に相違はなしと申合、萬口一和、實に不安事に御座候。依て聊か御爲と存じ、精々安着致候樣、處々にて辨解申候處、其にて中には氷釋致候者不少奉存候、其中可惡は書生輩頻に流言を觸らし候鹽梅、此等より別て不落付に相成候かと被思遣候。京俗の說は夫に反し、交易は列藩不落付故、堀閣貴白にて交易勅降拵に被參候也と專ら申居候。

近畿開港御嫌の義、既に勅答有之候は舊臘の事。林、津田京着前に有之、此は此地へ參り、始て分明に相成申候。

林、津（幕府御儒者林大學頭 御目付津田半三郎）は最早御暇被 仰出候由。（一昨六日）。傳奏衆より昨臘被伺候海防の條々、既に奏聞に相成候間、何時にても勝手次第に引取候樣との降旨。

然る處明九日、堀閣參内の由に候間、其迄は定て出立不相成事と被考候。此兩人を返し候は全く川、岩（川路左衛門尉 岩瀨肥後守）の棄ならん。兩人罷在候内は、舊臘の伺振相消不申故、舊冬の不都合は總て使節の落度と申趣に取成、新に奏聞仕仕組候義ならん、と奉愚考候。堀、川、岩は大津泊にて、去る五日京着。彼此にて直接探索相試候へ共、未だ三人技倆何に出候哉相分不申候。

久我殿には專ら打拂論の由段々承及申候。

三條殿には出凡の御沙汰も有之。且世評にては傳奏

御再勤にも可相成杯申觸候。內實承候へば、舊臘以來海防一議、傳奏衆（御先役と申、御人物と申旁にて）へ御相談に御加可被成降旨御座候事と聽出申候。壁に耳あり。可恐々々。內に充實するもの、外に發輝するは、勿論に御座候。

今日、追付森寺因州方へ仕懸候積。何分手詰早急の合戰、駑才痴質、手廻り兼、特命相蒙り候萬一にも堪不申、深奉愧入候。定て書生間には種々論も可有之候へ共、先、內實相知候迄は粗忽に乘出候はゞ、顚覆阬陧の患も有之べくと指控へ、乍難澁、俗眼明慧の者より內探候件々、如右に御座候。尙、追々猶藏萑にも爲調可得御意候。大急擱筆。

二月初八　景岳

雪江君

○安政五年二月九日在藩村田執法より在京先生への書

一筆啓上仕候。今以春寒退兼候處、先以奉恐悅候。隨て奉拜賀候。然ば兼て御心痛御座候て既に御建議に相成候御一件、御心願通相叶、無程、御發表可相成旨、如仰上　天下地至慶無比奉恐悅候。是全君相御賛成且御盡力に依候事。古今の御盛事、後來の御龜鑑と奉存候。偖又、今度貴兄俄頃御登坂可被成の御受命に付、廿六日御出立の由。右御事柄如何にも御秘密の趣、左も可有之、來書拜展の折柄、御登坂云々に付不覺も拍手申候。實に英略迅速の至、乍例、感佩奉存候。然し去冬來の貴意中、千里重命御負擔にて御獨行の御事、千萬御苦辛の次第奉存候。何卒、御使命の儀は充分御果し被成、種々秘策御奉行、事成就を期し、君相共益々御盛德御盛擧の程、海內の有志奉仰候樣、此邊實に爲天下、至願の至に奉存候。今日の事、甲決乙也、事機の來、誠に以無極、瞬息の間も油斷成難き事に奉存候。偖、京師の事、久我家專ら正論を唱へ眞正の正論にては有之間敷、近來一種迂濶偏固の說を指て、世人正論家と申候也」候由。定知春日讃州（潛庵）の列主張候事

と奉存候。其他星巖(梁川)なども今以交易を嫌ひ打拂の說に可有之、其他斗筲の人、一種偏固の說を唱、元來縉紳家迂濶固陋の人多き事故、種々外聞の說に投抒の惑も可有之奉存候。夫が爲に却て　宸襟不容易御惱慮被遊候乎。嗚呼。如何せん。尤、近年來

覇府の御處置振一々不備の上、今度官吏應對一件に付ては、益公武の間障塞欝結を生じ候事と奉存候。今日の勢、極々重病の上、又一大奇症を起候同然。何卒、此患害致救濟防遏、

叡慮及德川家の天下を奉安度、是臣子の願と奉存候。偖又、昨冬の御建白、京地に於　は當節に迎合被成候被仰方抔の說も有之由。偖々笑止の至。夫が爲に有志輩も解體可致哉と、野淵なども是に惑居樣子。嗚呼。人以爲詐、尼父猶然、只天下之英雄にして英雄を知る。不足怪事。

偖、今般の事、所歸患害を防ぎ、

宸襟及德川家を奉安に有之。就ては兼々御定策の通、非常の御變革追々征夷府に於て御施行に運不申候ては、決して寸功も難立のみならず、今日の事最早是切と奉存候。左候へば此機會に乘じ、此度は堀閣も兼々御定策邊「建儲、俊傑を擧、輔相を置、列侯を振勵し、儉節を尙び、兵制を革め、蝦夷を開墾し、航海を創め、外國に通商し、小を合、弱を兼、皇道を張、悠久を保つ」の事件は、實に覺悟御受合申候樣相成、於此

叡慮も御納得の御場合に相運候樣、鄕野葵藿の愚心、實に大願至望に奉存候。此邊に就ては春日列も充分御說破に相成、彼等了得。久我家邊も今日後來共力を被盡候樣相成、一良佐とも被相成候樣願は敷義に奉存候。右等一として不容易事。其邊に運候迄に許多の至難磐結錯雜致し居事、眞に所謂英雄の手段に非ずして、決して難濟得所に奉存候。呉々今日後來の爲、充分御負擔御盡力の程、萬願の至に奉存候。御面會御委托の義は鈞谷拙子兩人能在候。少も御懸念に及不申候。アヽ、天下無上重大之命を負擔奉行する人、世に幾許人かある。嗚呼、壯成哉。此に閣

筆。頓首。

二月九日　　　　　邨　慧　堂

端　景　岳　老　兄

尚以時令折角御厭御愛護、爲天下奉專祈候。今書釣谷義は別に呈出不仕筈。左樣御承知可被下候。猶、京地の光景近々拜聞仕度願申候。以上。

○安政五年二月十一日京師に於て服部熊五郎より先生への書

昨日野村淵藏、私宅へ罷越候處、留守中不能面會候。又候可參旨申置候。自然面會の節御上京の儀、相尋候はゞ、御名前申聞候て不苦候哉、橫山樣斗と可申哉、御内に御伺置度奉存候。以上。

十一日　　　　　熊　五　郎

橋　本　樣

○安政五年二月十日京都に於て服部より先生隨行橫山氏への書

御他行中に候はゞ御三人樣の内御披見可被下候

口　代

彌御壯健被成御逗留奉恭賀候、然は昨日御命令且、時計の儀御頼申上候處、猶又御尋の趣、西村伊八へ相尋候處、私不案内の儀に付、伊八儀直に參邸申付候間、宜御聞取可然被仰付可被下候、右申上度如斯御座候。以上。

二月十日

橫山猶藏樣　　　　　服部熊五郎

○安政五年二月十一日在府中根參政より在京先生への書

今朝の飛脚故差急ぎ大亂書、且つ不遑復讀候間衍脫共宜御推讀可被下候。

水府へ托一筆致啓上候。兎角不勝之氣候候、先以君上益御機嫌能奉恐悅候。隨而愈御安健御旅行御上着可被成と珍重奉存候。去月廿九日の風雪には嘸々御困り被成候はんと噂申續候事に候。橫溝甫氏も健歩候哉如何。宜御致聲可被下候。

一、御上途後異條も無之と申內、廿八日夕薩州君侯より御內書御到來。右の內に別紙兩通有之候。右に付　尊考被爲在候處、何分京都先人有之儀に候

得ば、自然、櫻閣へ御內
勅等も難計候へば、此儀を又一因緣と被成、當月朔日夕、上田閣へ御出有之候。其節の御演說は、薩より別紙の通申越候、御心得にも可相成哉と御披見に入申候。此通りにて尤御爲筋と存込候ての事に候へば仔細も無之候へども、萬一薩說の如く御內
勅等に相成候節、備中殿は慥に御踏へ有之哉、自然御未定の事候はゞ、御內評は相開居候事に候へば、
台慮も御伺取に相成、備中殿迄御申越に相成候ては如何。

內勅之儀は兼て懸念奉存候故、先達而も愚說申試候事に候處、薩書面の趣にては必定とも奉存候間、御心得旁入御內見候と御申にて、書面御示し被成候處、上閣殊の外大悅にて、かく迄　公邊の御爲を被思召候儀は如何斗か致大慶候との事にて、夫より段々內輪噺も有之候。其次第は御側衆は當時さしたる事無之押付け相濟み候由。唯奧勤御小姓御小納戸の向き甚御心配の由。是は日夜朝暮御側に罷在頻に寒し候ては、一段御決しに相成懸候　台慮も又御動轉可被遊哉。尤唯今と相成候ては、たとひ　台慮たりとも御轉變に相成候ては、諸侯の思ひ入れは勿論、指當り表方御役人の處、更に落付不申候。此處不落合に相成候ては、當然の御用便に差支、拙者共も勤まり申さぬ次第と相成候得ば、何分備中歸り次第、早速の御手續きに相成候樣致度、人望舉て歸候間、實に不思議の事に御座候。いづれ共備中歸り候上の儀、夫迄は暫く此儀は休みの由御噺被申上候由、○西城へ被爲入候上にて　御父子の御間柄甚御懸念の由、是も前後左右小人充滿致候故、是非離間の策を施し候者抔も可有之、已に　文恭君御病氣の節、愼德公被爲入候處　御對顏御出來不被成樣の儀も有之、御實の御間柄にてさへ右の通に候へば、此度抔の義は別て御大切至極の儀と被存との事の由。○老中は何れも同意にて異存無之、表御役人は猶以頻に申立候位の事。川路左衞門尉抔は恐ろしき激論を致候と御咄有之。○奧向きの者更に事情を不解、此

間もハルリスの死したる噂の事を唐人が落マシタサフナと申上候由。右に准候事共にて、天下の爲めなどと申事は、思ひも不寄と御咄しの由。○後宮も同樣の事。本壽院樣御手前樣ぇ御心配の由御咄に付、本立院の事御咄被成候處、夫は屈竟の御手筋、私申上候と申ては不宜候得共、其筋より御手を通され候儀願はしき由御咄の由。○西城へ被爲入候ても、四五年の間は御口さし御手出しあつてはならぬとの御咄しも有之由。○薩の一件は、大和守へも御咄置に相成候樣致度と御申の由。右等の趣にて愈御治定に相成候御樣子も粗明瞭に有之候。川路の盡力も上閣の口氣にてもおもひやられ候。二日關宿へ御逢被仰込候處指支、三日に被爲入候。是も薩の儀は大に歎ひ被申候樣。其他は當時　　御英斷を仰き居候趣被申上、委細は伊賀守より御承知の通り位にて、別段の御噺は無之由。尤薩の義は極密の事にて、薩へ漏泄に相成候ては、最早外藩の密事も相聞へ不申候間、此儀は決て御穩密に相成候樣と御申の處、其處は堅く御請合にて、閣中限の事と、御契約被成置候由。

昨夕、薩へ參り、薄暮歸り、夜に入り認かゝり、是迄認候處。五時過火事の沙汰、半鐘摺立、折節西北の烈風故、急き出格子を開け候處、常盤橋見附の後は火焰滿天故、早速出勤に及候處、小田原より出火。一時に蔓延。乍併、盤邸は風上故懸念無之、海邸（靈岸島越前堀越藩中屋敷）風下に付、追々御人數被遣候處、益大火に相成、海邸も御存亡難斗候得共、靈岸島周圍の橋々、多くは燒落、道路難通、何れも痛心罷在候處、夜八ッ半時頃に至り、先つ御別條無之段、慥に相聞候に付、漸及安堵候。乍併延燒の火勢は强勢に鐵炮洲、築地の方へ燒け行き、東の方は通りへ出たとも申、出ぬとも申位の事、止むべき樣子も無之候得共、先つ關係無之方角と相成候故引取候處、何か草臥候て認出來兼、直樣就寢。今朝六ッ時過起出候處、黑煙焔々として猶南の方へ燒け行き

候最中、新錢座抔危篤と被思候得共、致方も無之、筆を把つて後段を書記いたし候。
閣老の光景は如右別に相聞候儀も無之候。
一、二十八日御登城の節、土岐丹（幕府大目附土岐丹波守）鵜殿民部（幕府目附鵜殿民部少輔）へ御逢の處、兩人最早術計無之、閣老衆は、御英斷〳〵と斗にて、外に咄は無之由。土は後宮の方御手入願はしく、鵜は田安の方願はしくと申上候由。右に付幸ひ二十九日に田安へ被爲入候御日柄故、納言君へ御說得可被成御積りにて、猶又同邸の樣子水竹へ御尋有之、二十八日夜、拙水竹へ參承候處、前に異條も無之、田府の儀は水竹も兼て心得候事故、精々盡力と申事にて候。其他不相變慷慨の談有之候。兎角、奥勤の方に有志無之故、色々と致探索居候との事なり。
一、二十九日、安府へ被爲入、納言君へ御直談相成候處、隨分御納得にて、何分御家老へ御談し可被成との御儀有之候由。翌朔日、同府御內評有之候處、壹人として御尤と申者無之、御家老へ御相談に相成候處、水竹一人にて强辨に及び、漸く衆議相決候趣相聞へ申候。其後種々反覆轉變、水竹一人苦心の趣に候得共、楚人而已にて殆當惑の樣子にも相聞申候。
一、當月三日本立院どの召、段々近來の御手續き大略被仰聞、猶又右の趣人望倚賴の事候へば。橋君御建儲に相成候樣申上候樣御申聞の處、本立院も前途見て取り、先達而とは違ひ、左樣の御譯合にも候はば、十日過には御沙汰次第登　營仕候間、其節委細に可申上と快く御請申上候。拙よりも尙又及示談候處、是又聞請宜、何分精々可申上との事に相成候、今日迄は登　營の沙汰無之候。
一、當月三日夜、水竹より一封を呈す。右書中奥向の方探索候處、表方より御伺に相成候儀相違無之候得共　台慮動搖、いまだ御決定無之。加之後宮にも衆論紛々。甚大切至極の時態の趣申上候。右に付薩州の方如何有之哉と、四日夕、拙儀西鄉吉兵衛方へ罷越相尋候へども、いまだ別段相聞へ候儀無之由。右に付水筑より云々の譯申聞候處、猶又申込候樣可

致、十日前後には、小の島登　城致候間、其節は何と歟相分り可申と咄合居候內、彼何とか申茶道來候由にて、良や暫く引入り、再罷出申聞候は、唯今少々消息相聞申候。乍併西城の儀には無之、此頃幕公と　本壽院樣と御密談有之候由。右は專ら異人の一件、且ッ老公より京都へ御內訴にて、林大、櫻閣等上京相成候由にて、老公の御評判以ての外の由。西城の事は何も御咄し無之、御臺樣へもいまだ何等の御沙汰無之由。御臺樣方にては片唾を吞み御待被成候へども、御咄無之故、此鷄より御開口も被成兼候との趣なり。右の一件文にて申來候文を見て參り候咄しの由。文は外件有之借用は出來不申由なり。右に付吉兵衞とも申談候は、何分西城の御沙汰有無に不拘、老公の惡評甚可恐事共、何と歟此處を融解致度申合候。

一、老公惡說の一件。　上にも甚御懸念被思召候得共、元來御內訴の虛實取留兼候事故、是は監察へ御內調可然との御儀にて、五日夕、鵜民へ拙被指出候て、御聞調べに相成候處、鵜民申候は、夫は決して御懸念に不及、左樣の儀は一切無之事に候。世上の浮說色々私共も承及候得共、素より不足取事にて、畢竟林大、櫻閣被指出候は關東の御評議、夫と申も諸侯の建白にも多分
叡慮御伺に相成候樣との事有之、且達　叡聞候上に候へば、先以
勅許の御姿にて、如何にも御安心の儀故、使而出府登
營、最初應接等の次第一應林大を以被申上、結局の談詰り櫻閣上京の積り初より定策に候。更に他より關係有之儀には無之、且つ則唯今も林大よりの飛脚到來、書狀披見候處にて、林大も舊臘二十九日傳奏衆へ一面會迄にて、其後書取指出候迄にて其後は未だ御逢無之候。　京師も更に關東の事情相聞へ不申樣子にて、萬事御不案內の事共、傳奏兩卿は林大の申上を隨分嘉納の趣に有之由。中々此表にて申合候樣成事にては決して無之、何か縉紳家に御寄合は三四度有之候譯は相知れ不申由申越候。右の次第に

候得ば　老公云々などは勿論虚説相違無之候間、決而御懸念不被遊樣申上候樣被申聞、且つ西城一件、此間も　上閣へ及嚴達候處、例の御英斷次第と申候故、私申候は、たとひ御英斷にて被仰出候儀にても、天下の御爲不可然御儀は、御押返し至當の處へ御決定勿論の儀と奉存候。御英斷なればとて不當の儀を御請は有御坐間敷と申達候處　閣も苦笑ひにて何分　御英斷次第じやと被申候て、一向私共へは却て機密洩し不被申、よもやとは乍存苦心の至り。此間も申上候通り、猶又安府よりの被仰立願はしく候間、其段申上畏候樣被申聞候。

鵜殿は俗才と相見え候。經歷の功にて取廻候樣子、乍併さすが當時の選にて、少々文字も有之立派なる者、鵬は奇麗そふに被考候。唯俗氣難脱候。

右の趣にて　老公御内訴無之處は分明に相成候へども、唯御辨解迄にては、後宮の嫌疑氷解は無覺束に付、何そ如何樣と申樣成證跡取留度と、六日朝、水府安島へ罷越申談候處、何分工夫致し、十日頃までには、可及返答と申聞候。

一、六日夕より夜四つ時迄、石原曹舍にて平圓（幕臣平岡圓四郎）と一會。不相替雄辨議論如涌候得共、別に及陳啓候件も無之、唯奥勤の向人材乏敷歎息のみ。右に付俄に人材御擧用にても目立候て六か敷可有之、又水竹抔可然人體にて、唯今の内田安と一橋の御家老御入替に被成置、何となく御召連れ、直に被召仕候運びに相成候はゞ、穩便にて行屆可申や。俄に田府御家老より御側衆へ御取立に相成候ては、下地五百石の處へ、千石の御加增、千五百石高に相成、夫に二千五百石の御足高にて五千石高に相成候儀、如何にも過分の立身、海防掛りの連中も、何となく羨望の念も動き可申。左候得ば御評議も六か敷相成可申、且先年杉浦出雲守與向經歷無之處より被選擧、天晴の人材に候得共、御參詣先き御式中などに、あたまをうたせ、遂に勤まり不申、引退致候由。右等の先蹤も有之候へば、水竹なれ誰なれ、當時何となく一橋御家老へ被入置候方可然との工夫、如何にも面白

く候得共、施術不容易、工風付兼居申候。外にさしたる論も無之候。

一、九日夕、安島來候得共、折節大和守樣御客にて御出に付、不及面會候に付、昨十日朝、安島へ罷越候處、老公御內訴無之證據物、別紙三通相示申候。乍恐　老公の思召御尤至極にて、浮說は全く冤に相違無之に付、昨夕、直樣薩へ罷越、吉兵衛に逢、別紙相示、如此次第に相成居候得ば、小の島登營の節篤と相含罷上り、精々辨解致候樣申談置、吉兵衛今朝〇〇へ參り、例の茶道と申談じ、小の島へ申含候趣に申談置候。今日迄の形勢、右の通に御坐候。

一、昨日、安島へ參り候節、安島申は、此間京都知邸より飛脚來り、御藩野村淵藏と申人、知邸吉左衛門悴鵜飼幸吉と申者へ密に相噺候趣は、米利堅一件に付　老公より鷹司大閤殿下に被仰上候御密書の寫、關東にて手に入候由申聞、甚懸念の由申越候。右は如何成書面に可有之哉。書面の樣子は何も不申越候故、別て懸念罷在候。淵藏は何方より取出候事歟、關東とあれば是非尊藩に可有之、御承知は無之哉との事にて、例の苦心の樣子に付、拙者申答候は、左樣の儀は一圓承知不致候へども、淵藏と申者は藩中の者に相違無之、折々探索に使ひ候者に候へば、國元より指出候歟も難斗、夫は引知に拙方より淵藏方へ、御噺の趣申遣し、何方より書面手に入候哉、且書面も指越候樣可申越、左候へば次第相分り可申候、又如何樣の僞作の御書面等世上流布も難斗候間、何分可申遣と申候處、夫は幸の事に候へば一封遣し吳候樣、今日早飛脚差立候故、其節指越、京都御屋敷迄書狀屆け可申との事故幸の事と存、乍序近說及啓上候。淵藏出立致居候。儀と被存、御面會の有無は難斗候得共何分可然御周旋、右安島より賴候一件御探索御申越可被下候。機密の義ども町飛脚にも難指出候處、幸ひの儀故及密告候。淵藏の儀は難知候はば、水府知邸へ御聞合せに相成候はゞ相分り可申と存候。御返報も錦地水府邸へ御賴みに相成候へ

ば、速に相違候旨に申談置候。御多務何分宜御配慮可被下候。

一、何角御配慮共と致遠想　　上にも彼是御懸念被爲在候御儀にて、如何の光景哉、御心算通りにも相運候哉如何哉、日夜念頭に絕へ不申候。櫻閣始大坂伊勢路へ廻り候儀、相違無之樣にも相聞え候。左樣候ては遲引にも可相成、如何相成候哉と存居候。

一、上の御樣子近來聊か御工夫も被爲附候御樣子も有之候。專ら沈定寡默、御思慮深刻の御工夫と存候。餘は期後喜候。折角御自愛御精務所專祈御座候。頓首。

二月十一日朝五ッ半時認　　雪　江　拜

景　岳　老　兄

二白。横溝兩生へ御致聲奉願候。鹽谷甲藏(宕陰)も今夕罷出候筈に御座候。火事は今以盛んに燒け行き申候芝邊と相見へ申候。

一、去る六日七日、廿七日立飛脚にて、御國元御靜謐、御留守御萬安の由。廿四日下吳服堺屋より出火。北風強く、通り兩側紺屋町迄延燒致候。御留守も大御騷きのよし。乍併、無御別條致祝賀候。○執法轉遷御發表、衆議紛々の由。組も二た組割替に相成候て、是には愕然の由。土屋は存外得意の由。純淵(鈴木主税)同樣の御取扱と申處、氣に入候樣子。御取扱は同樣にても人は格別なる事には氣付き不申事と相見へ、御し易き人物と致一笑候。早々丙丁〳〵

○安政五年二月十一日在府石原司計より在京先生への書

奉恐悅候。隨て奉賀候。次に御安意可被下候。此地相替儀無之、正月廿七日立飛脚着。御留守御安堵可被成候。正月廿四日、下吳服町堺屋喜左衛門火元、兩側八十軒斗燒失の處、御留守無御別條御安意可被成候。其外異條無之趣。東地內密一件、是又異條無之。圓四郎兩度斗見得咄申候。何分櫻歸着迄都て發し不申由にて、後宮本丹(幕府御側本郷丹後守)の類彼是不伏の由には有之候得共、尤、是と申程の事には無之由。

水土(紀州附大寄 水野土佐守)は頻に諸寺諸山にて祈禱頼候と申沙汰に御座候。後宮も夫々御手配有之、薰シマよりも早速上達。夫是何共返事は聞得不申候。何分其表にて天上よりの一聲掛り候はゞ、大丈夫とも被存候。よもや〳〵とは存候得共、手に取不申事而已薄氷の心地に御座候。其表雲色如何々々と御案事申居候。折角御手廻し、櫻初め早々一刻も早く歸着を頻祈居候。折角御手廻肝要に御座候。萩原(越藩士萩 原金兵衛)イロイロ口明候由に見得、華陽出立の事參政へ申達候所、何か含有之趣にて未だ滯居申候。如何相成候事か、仔細相分り不申候。昨晩五時、安針町より出火、西南風烈敷、島御屋敷所々飛火有之、横前とも一面の火に相成候得共、漸々喰留、今曉安堵致候。奉恐悅候。今五ッ半時過、鐵砲洲邊膳所本多邊燒最中。一統疲切申候。此勢にては海手迄拔可申、佃島丸燒、八丁堀邊火口二三に別、大火に相成申候。得貴意度事も有之樣に覺居候得共、此大火にて不心大略要用斗。南陽も詰合、宜得貴意度申聞候。雪江より急用有之趣にて、件圭迄年此中京都行書狀差出度申聞候に付、譯は不知、急々詰合申立たり居たりにて罷申候。ハルリス下田にて大病と申事。最早事消抔、種々區説有之取留不申事而已。是亦案事申事に御座候。得貴意候事海防御座候得共、大混亂中早々如此御座候。恐惶謹言

二月十一日　　　愛　靭

左内様

尙々、折角御自愛専要奉存候。御病如何、御拔事申上候。飛脚にては、山にて一日位、御滯留相成候事歟と、御案事申上候。呉々櫻初早々歸着、朝暮相待事に御座候。爲其早々以上。

○安政五年二月十二日京都に於て先生より川路司農への書

紀　拜呈

川司農君

執事

一書謹啓。未春寒之候に御座候處、先以御旅中益御勇壯御精勤御座候條奉恭賀候、陳者曩日は於東武度々上堂、殊に御懇篤の淸誨を奉蒙、于今肺腑に鐫銘仕居候。偖、劣生義弊藩の內用向有之、先日來出阪罷在候處、最早大概用濟には相成候へ共、今少し誂物出來兼候故、不得已暫間留滯仕候。乍去俗地にて猥雜に堪兼候、其上邸內相識も無御座候に付、右誂物調候迄は此表に宿在、舊知の學生抔相尋、不日復た下阪仕、萬緒取揃候て直樣歸東の積に御座候。執事御用濟の期は承知不仕候へども、何れ劣生の方御先に可相成奉存候まゝ、若や東方へ貴用も被爲在候はゞ、應身の義は何成共無御隔意被仰下候樣奉希候。呉々時中折角御保愛、不遠御歸府の程奉祈上候。右御安否伺旁得尊意候迄如此に御座候。頓首敬白。

二月十二日

再伸。本文の趣伺候仕、拜陳可申上筈に御座候へども、此都にて承候へば、執事方御上京後は紛々巷說も有之候由。萬一卒爾能出御用の故障候ては如何と恐懼仕、失敬は乍心得、以書中奉伺候。他郷にて不計御一所に相成候義にも御座候へば、實は直に拜謁仕候て、御高話拜聽、依舊亘細御垂訓導等相願度は滿腔の事に御座候。此等の愚衷萬々御諒察奉伏願上候。已上。

○安政五年二月十二日京都に於て川路司農家來高村より先生への返書

以手紙啓上仕候。然は横山源五殿を以て御差出の御壹封、慥に落手仕、左衞門尉手元へ差出申候。此段得貴意へき旨被申付、如此御座候。以上。

川路左衞門尉內
高村俊藏

二月十二日

橋本左內樣

○安政五年二月十二日防城家々士塚本圖書より在京越藩士服部への書

以手紙致啓上候。兎角春寒難去御座候得共、彌御安靜可被成御座、

珍重御儀奉恐賀候。然は過日は御來駕被成下候處、他行致居爲御待申失敬の段御用捨可被下候。誠に何の風情も無御座殘意奉存候。將、其砌御申聞の儀承知仕候。猶下旬迄に差上可申候間、左樣御承知置被下候。偖又、兩卿當月廿日發足にも相成可申哉の趣、御咄し申上置候へども、此頃備中守殿御上京一件に付、來月下旬にも相成可申哉の旨、內々噂御座候間、此段不取敢申上候。且、過日御噂御座候書付入御覽候。御一覽相濟候はば御返却可被下候。且夫々旅宿の所は篤と難相分候間、別段不申上候、不惡御承知可被下候。右之段早々可得貴意如此御座候。以上。

二月十二日　　塚本圖書

服部熊五郎様

取込中亂書御用捨可被下候

○安政五年二月十三日京都に於て服部より在江戸先生への書

本紙得貴意候。飛脚之儀猶又唯今下拙三國(大學)迄能越、大學へ面會にて、正六日便にては如何、五日便にては如何、及質問候處、大學儀は三日半にも致し度存候へとも、自御先方四日便に被差登候事故、御遠慮申四日と申候。則桃井氏より急便の儀は了介へ御申聞爲御差立可被下と申來候。副書爲見可申旨被申候。然は早速引取御用狀御出來次第可差出旨、因日限に致治定候。右貸金四兩貳分即時拂濟、請取書取置申候。右金子は如何相成候哉。自此表御國表御奉行中へ相達可申哉、其表より御廻金被成候事哉御伺申候。自其表貴所樣御取計御廻金被下候へば、當方は大々御都合宜候。右之趣を以、早速御答可被仰下候。以上。

十三日　　服部熊五郎

橋本左內様

○安政五年二月十五日在京先生より在府中根參政への書

謹裁。本月十日夜の來報、今曉相達。當日夜戌之刻、日本橋近邊より出火、當邸は御近火、靈邸も御近火に候哉、又は御燒失に候哉は不相分候得共、何分不一方御混雜奉恐入候。先以君上益御機嫌克被遊御座奉恐悅候。隨て愈御淸安奉敬賀候。邸內一統御無事に候哉如何と、頻に圖心

仕候。人世の得失、禍福の乗除、殆端倪窺破すへからす、實に浩歎に餘り申候。乍去、當邸丈けは必定萬安と、此を樂に存居申候。偖、此地の情狀も千難百艱、例の御方には得拜晤、肝膽吐露仕候。兎角、萬事書生輩の爲に種々　公武嫌疑も相生し、却て皇國の御爲筋にも不相成事出來可申哉と、深痛心罷在候。且、處々耳目口舌饒多、針も棒になり、冥冥も照々に異ならぬ勢、誠に所措手に困切申候。乍去、豫て厚爲天下蒼生御心配御座候條々は、隨宜處分仕置候。何分、今後は國家寧靖、人情鎭伏仕候て、上々樣御惱慮不被爲在して事治候樣の御代に相成候樣、微臣の心願に御座候。縷々得御意度奉存候へども、秘中の秘、漏泄を恐候故指控申候。呉々上爲國家、下爲生民、精々心配仕候間、此段御承知奉希候。吾藩の義も舊臘の御建白振、全、西洋風にて、皇國を思の狀は無之云々と、上下に沙汰も有之候哉に、内密取沙汰仕候。此儀等御耳に入候得共、愬に御勞思被下間敷候。此地の一儀は萬緒微力なりに、周旋可仕候。書は恐露漏、不書は患不盡。人事都如此之際、寸情萬々御諒察。

二月十五日

○安政五年二月十六日三條家大夫森寺因幡守より先生への書の一

以手紙得御意候。春寒之砌、彌御安全珍重奉存候。然者　内府殿過日御對顏之砌御申落の儀も有之候に付、今一應御對顏被遊度思召候間、乍御苦勞今一應御參殿之儀、御賴被成度候。夜分にても不苦候間、一兩日之内御參殿可被下候。右得御意候樣被仰付、内々如斯御座候。以上。

二月十六日　　森寺因幡守

橋本左内樣

○安政五年二月十六日三條家太夫森寺因幡守より先生への書
の二

御返事拜見致し候。然は御參殿の儀得御意候處、御細書の趣委細承知仕候。明晩の處何も御差支不被爲在候。尤、御都合にて今晩にても御差支は無之候間、御都合次第御心得可被成。右御再答迄、如此御座候。以上。

二月十六日　森寺因幡守

橋本左內様

○安政五年二月中旬京都に於て先生より三條內府公へ奉れる書

目今、外夷御所置の御義は、實に古今未曾有の重事、國家の御大義にして、中々草莽微賤の臣等、齒牙に可懸所には無御坐候へ共、御趣向に依候ては、皇朝の御巨患、幕府の御恥辱とも可相成哉に付、踰分出位、奉絕言語候得共、責て露斗にても、奉報國家之深恩厚澤度に付、萬死之罪を犯、齋戒沐浴して謹で鄙意を拜陳仕候。

一、皇國尊き萬國無比には、主上天日嗣に被爲在、臣子も亦諸神の胤を辱する は勿論、凡俗淳美士大夫忠義に厚、廉恥を尚、農商質實、尊　上守法、下に不軌を謀、法憲に觸るの民鮮く、　上に拮據守節の人多よりして、政令法度、寛大嚴肅にして、各其職を務、其業に安じ、且、土地の膏腴萬邦に卓越して、物產饒多、金石草木より魚貝禽獸に至る迄、給足せざるものなくして、今日まで衣食飽暖に暮來候は、實に皇國に生れずんは不叶義にて、此等盡く天恩に關係仕候事と難有奉存候。

一、倩、此迄外寇無之義は、固天神地祇、冥々の中に御加護被爲在候義は申迄もなく、夫、弘安の度、北條時宗元兵二十萬（通俗十萬と申唱候）

へども實は兵數二十萬のよし、十萬と申は、元人諱大敗の言に可有御座候。を鑿し、文祿の度、豊臣秀吉朝鮮八道を蹂躙仕候義、異國迄も傳聞仕、格別の武威賛稱仕居候樣子も相聞、此二擧は頗る皇國尙武の御稜威を耀すに足事に御坐候得共、今日迄外患なきは全く此に限候樣に心得候は固陋の偏見と奉存候。元來皇國の形勢は、四方大海を以て際とし、所謂天嶮の國にて、彼秦始、漢武の勇鷙黷武の者あり候ても、曾て毫髮も手指不相成位の事に御坐候。然る處、近來西洋の諸蠻風習藝術日新を勤候より、奇器を制、巧術を創、且日日干戈を動、隣國の攻擊仕候得共、——の頃一統同盟仕、歐羅巴丈の亂は過半鎭靖仕候。彼の國風皇國並に漢土抔とは大に相違仕。元來、我一國にて事給物足と申譯には不參。鑛山多き國は專ら採掘を事とし、之を各器什に製作して、諸方へ鬻ぎ、材木に富む國は木器、毛獸に富む國は職工、平原曠野は植藝を務、沿海島嶼は漁獵を業として、皆各相互に交換貿易して生涯を送り候樣に相見へ申候、依之、自國の物を自國にて賣候へば、利益も不夥。且右樣の國柄故自ら有餘不足の者も御坐候に付、遂に他邦他洲へ齎鬻候事とは相成申候。然る處、何れの國にても無故して、不圖、外國人來候て、商賣を乞候とも、速に許可不致に依て、先堅艦に乘じ、國信を持し、所欲の國々へ罷越、各國人民の爲、有無相通度事申込候事、恰も、先年、墨使浦賀に渡來仕候如くにして、種々利害を論じ、慇懃を示し、天地公共の譯を諭し、之を說倒仕、其國未だ蒙昧に候へば、彼の奇器巧術を教て其民を誘、物產を起さしめ、其國の物を我に引受他國へ賣付候事、西洋一體の通習にて、唯、交易を乞、和親を結候に付て、強て奸計惡謀有之と申事も無御坐候。今日、道路にて承及候へば、長崎箱館兩所の外開港不相成、下田の義は彼より不便を申立候事に候へば、幸の儀故閉港可致旨、廷議御決に相成候趣。元來、私共竊に傳承罷在候

には、御役人樣方には色々御存に御坐候へ共、
叡慮は初より通商御好不被遊事、御堅確に被爲在
候由。然る處、果して十分の
御英斷、實以
皇統之御基礎、萬古不動の御義に可有御坐、草莽
同樣の賤臣に於ても、感泣仕難有奉拜承候。右樣
御英斷御坐候に付ては、不容易御事柄も出來仕、
皇國御安危の界とも可相成奉存候。一件兼て心配
仕居候に付、出位踰分の罪奉恐入候へども、萬死
を冒し奉言上候。右前文の通、開港御斷にては、
西洋諸夷も自然と、
皇威に屈し、以後事故萬端御指揮に可奉從は勿論
に御坐候へども、夷狄の國、固利を獲に汲々仕候
風習にて、近來は萬國を全盟に致し、盛に通商仕
度見込の趣に相見候旨、夫、英夷抔は慓暴輕慓の
氣、甚者に有之。殊更、墨夷と表裡を爲居候者に
御坐候へば。彼等其所望を失候より、萬一驕慢不
遜の擧動抔仕、巨艦艨艟夥敷指上せ、關東近海は
不申及、大坂並北海邊迄へも、停船罷在所々にて、
發砲或は備なき處を窺、上陸抔相催事意識に出候
はゞ、數百年太平にて暖飽に安じ、專ら遊戲のみ
に耽居候萬民、一時に騷擾散亂仕、農商各其業を
安兼候樣にも成行可申。其中には窮民貧丁衣食を
獲飢渴を免れんと欲し候より、或は偷盗竊奪仕り、
寡婦少丁は不及申、尋常の良民爲之、其鄉土に安
處仕兼可申、諸大名に於ては自國沿海の警衞は勿
論、且
皇居の守護、幕府への援軍等にて　在國の兵員等
減少仕、一國の締方自然今日の如く行屆兼候義も
出來可仕、別して無賴奸惡の亡命者等、黨を結、
群を成、山野に横行仕候樣の事御坐候はゞ、强勢
外寇は爲差義無御坐共、忽
皇國一國の動搖紛擾と相成可申歟に奉存候。其等
の間に乘じ夷狄附入候はゞ、自然
皇國の御恩を忘却仕、内應等仕候樣の不屆者出來
可仕も難計、左候へば以ての外の御大事に御坐候

間、何卒今日より豫め其邊の御手配被爲在候樣奉希上度候。固、是等の義は必ず絶對の事柄に可有之候得共、事變は兎角倉卒不測の際に發し候者に御坐候へば、天下の改務を被議候御方樣に被爲在候ては、兼て此邊迄も御遠謀可有御坐御義と奉愚考候。偖又、右は國極の過慮に御坐候て、我
皇國の御儀は、治教淸明整肅、庶民親其上、死其長之道を忘れず、士大夫節を勵、廉恥を重じ候義に御坐候へば、必定上下一致力戰仕、外夷擊退の功可奏事と奉存候へ共、近來、西洋諸夷、戰爭に慣れ、兵卒精練を勤め、規律嚴整に相成、殊に利器を製し、英墨など五大洲に方て頗る强兵の名も有之者共に御坐候へば、唯一概に蔑視仕候ては却て莫大の御恥辱を惹起し候義も可有御坐、固より徒に我所長を頼み、彼の伎倆不慮は兵道に疎なる義に御坐候へば、此等の義は兼て御熟慮被遊、沿海警備等の策分明御評決被爲在、且今の內に諸大名へ逐一嚴重に御申渡御坐候樣の儀奉願上度、無左しては實以安心不仕次第に御坐候。

一、是非右等の處迄御見込も被爲付、　　、
御降命御坐候共、兎角太平の習にて擾柔平弱に相流れ、緩急の御用に相叶申間敷哉と心痛仕候。其譯は近年幕府より追々兵備の筋　被仰出も御坐候へ共、諸大名の內未だ十分行屆候國々は澤山にも承及不申候。今度は實に千歲の一時に御坐候へば、沿海の礮臺並に兵備を始、糧食器械陣營等に至る迄　夫々速に相調、假令一旦緩急御坐候とも其節不指支樣心掛可申旨、列侯へ緊しく被仰出無御坐候て、當今の儘にて夷狄を防禦仕候は、恰も徒手空拳にて數頭の狂犬を擊殺仕候同樣にて、恐くは可惜士命を夷狄に爲取候樣に可相成哉と、深く慨嘆罷在候。

一、右兵備の事斷然　　御英斷にて被仰出候はゞ、忽天下怠惰の士氣迄も一振起仕、隨分戰爭の御用も相立可申候得共、此等の事、其號を發し令を下すの將勇迄邁英果に非れば、又乍、廢格仕、再三

に及び候ては上の被遊候處に下不應樣に相運、乍
恐
御威光にも拘り候樣可相成哉に過慮仕居申候。殊
に戰鬪は銘々無二の身命をも棄擲仕、親慕の父母
愛呢の妻子さへも不顧くらいの儀に御坐候へば、
在上の將仁勇を不具して敵を滅すべからざるは勿
論、迚も味方の駕馭も六か敷可有之奉存候。此邊
兼て主人にも深心配仕居候故、近來痛く盡力仕候
向き御坐候へ共、天未だ其誠を察し給はず、殊に
世上の迷惑動搖を幸として、心にもなき誣言詔辭
を以て、縉紳の御方樣を奉瞞候儀、實に言語同斷
の次第、上奉對
皇朝、次は德川家へ被對、實に不忠不義の事共と、
微臣に於ても憤激罷在候。主人儀、固庸劣怯懦、
中々不足論者には御坐候へども、報國の赤心は誓
神明、確定仕居、從來、深
皇國の御爲と奉存、於關東天下の大計長策肝胆を
吐、陳述周旋等罷在候。依此、却て奉對
皇朝候ては、今日迄一辭片言の讒言も不奉献、只
管愚戇に、向幕府
皇朝の御爲にも可相成義竭盡仕居候間、此等の著
去丑年以來の建言を始、言上の事共幕府へ御開札
被下候はゞ、過半御曉解可被為遊奉存上候。猶又、
近來持論一轉仕、私議主張仕候も、深思御坐候儀
にて、中々當今の國力形勢戰鬪に困て固守六ヶ
敷、且前文の姿にて戰鬪等斷然出來候義に候哉、
主人愚昧にて決斷仕兼居候。此等の個條尚又厚御
勘考可被成下候。畢竟、戰鬪中立候とて、忠孝い
識に不叶時は、後世より申候へは、忠臣とも不奉
存、一旦蠖屈の計にて和議を唱候とて、行々
皇國を不汚見込候は丶、是姦邪にも候まじく、且、
古より主君へ對し、强圖果爲の策を執當、事起て
倉皇狼狽仕、却て割地請和の術を說出し、或は危
急の節に臨んて逃去候僞忠臣の例も御坐候間、此
等尚又御熟慮被成下候樣奉希上候。
一、列藩より逐々手筋を求、

皇朝尊崇の事、或は幕府の隱事など內訴被仕候方も有之候趣、密々傳承仕、此其志爲皇朝候哉如何。畢竟三百年太平にて列藩無難に暮居候は、
御代々樣御聖明の所致には御坐候へども、東照公の力も亦不少樣に奉存候。然處、近來幕府政體陵遲仕候向も御坐候へ共、未だ暴逆苛烈の惡政も無之、所要、諸有司の不得其人に歸候義にて、大樹公には其過咎なき義乍熟知、右樣の義申上候は全、南北朝の古昔反覆の國守も同斷の所行、實に可惡の至と奉存候。
皇朝にて此等の輕薄の人を御賴み被遊候ては、後日の御患害にて可相成奉存上候。乍去、列藩の義は、兼て御熟知も無御坐御義に被爲在候へば、其是非忠邪一々御分明にも難被遊筋も可有御坐候哉。萬一左樣の御事も被爲在候はゞ、是迄衆論與言にて忠と申居候者正と申居候者を忠正と御定被遊、今度俄に忠正に見掛候者は、今一應篤と御糺し被遊、御的證御坐候上、御信用被成下度候。

○安政五年十二月廿二日三條家大夫森寺より先生への書

以手紙得御意候。春暖の節彌々御安全奉賀候。然者、今日午刻後より御參殿御坐候樣被成度、此段可得御意被　仰付、如此御坐候。以上。

二月廿二日　森寺因幡守

橋本左內樣

御直披

○安政五年二月廿三日森寺より先生への書

芳墨忝致拜見候。彌御淸祥御滯留被成、珍重奉存候。然者昨日は拜面折柄御手間取に相成、嘸々御退屈の御儀と奉存候。御參殿定て御都合の儀と奉存候。併、縷々御挨拶の趣、誠に以不行屆勝の段甚痛心仕候。眞平御仁恕可被下候。右に付不存寄別而御心入の御

品御惠投被下、不淺幾久敷珍藏可仕、深忝奉存候。右御挨拶紙上に難盡、猶拜顏萬縷御禮謝可申述候。頓首々々。

二月廿三日　　　森田因幡守

橋本左內樣

二白。御端書の趣委曲致承知候。明日巳刻頃御來臨被下候趣、何等の御指支も無之候間、左樣御承知可被下候。以上。

○安政五年二月二十四日在國村田巳三郎より在京の先生への書

本月十九日曉御認の御翰、廿一日相達拜謝仕候。先以

上々樣、益々御機嫌克被遊御座奉恐悅候。隨て愈御勇健、西上御道中無御滯千萬大賀の至。御留守萱堂君御始愈御安全御入被成重疊目出度御義、御安慮可被成候。今便御健達御傳言の趣は早々御留守へ申上候。御同伴橫溝甫生、幷良僕幸吉義、何れも健脚健足と奉存候。橫生別て感激忠憤、此鴻來書中、縷々展布感心不少義に被存候。偖、延曆都の光景、固陋迂濶の病、甚以痛心嘆息の至、天下の事兎角恰好成事を難得、可勝嘆事に御坐候、畢竟、第一等の見識力量に事缺候故と奉存候。此節種々御運籌次第御趣向も附可申義と、千萬想像の至に御坐候。且又、來翰の趣も有之に付、小監察近藤了介指出申候。此者歛肅相應氣象も有之と見込居候に付、此間試候所、果して不違、依之同役共申談、舊例に不拘、新役壹人に都下時情探索調方申付候。右調中邸內に止宿候ても可然旨、口授仕候へども、調方の義一切御托申上候間、御世話の至に御坐候へども、夫々御指麾被下候樣奉賴候。偖、是は別段の事に御坐候へ共、御承知の通、小監察府の舊弊許多、此邊一整頓に付ても、兩三輩は是非役義精研の事無御坐候ては不相成。依て今行了介一工夫驗を立させ度心底に御坐候。這邊も配慮、士氣致振起

候樣、呉々右の件々宜奉願候。

一昨日東便有之候。先、異條も無御坐候。去十日大火に候所靈邸は炎帝消滅。恐悅の事に御坐候。西上の御一義は少も惡風吹不申候趣、件々承候得共、是は定て中參政より委曲御地へ便可有之に付、略書仕候。

當境、文武兩館を始、先相變事無御坐、考課試業等例の通當月中有之候。且今度武藝所へ被仰出、砲術所等も追々趣向相立申候。銃隊教練も春來整齊仕揚げ相始め候所、一埒付き申候。礮隊の義も稍稽古等の義趣向付候へ共、是は格別見込も無之候。唯、諸件共實論薄くして虛名に相成可申樣、此邊の事甚以痛心の至に御坐候。頼む所は諸官俛焉の所に御坐候。

却說、只管繁劇奔走のみに流れ候ては、人材成育の道如何可有之候や、別て定藩外己上邊は講學の道一際勵精の樣相成度種々御評議中に御坐候。當春は春課後、生徒の分を量り當秋迄半歲の業をあてかい申候。依之、一際爲勵候樣。以來は半歲の業をあてがい候て、夫を春秋に考課候筈に御坐候。是等も趣向は隨分宜布方、畢竟する所、成材の道不容易事、教官列何角致心配申候。

頭取の面々御承知の手合故、砲術所折々不都合を生じ、込入由候。一から十迄世話候ても、夫がまだ間違多く、何とか役人配り方可有之と工夫仕居事に御坐候。此頃より詰番組稽古仕方、大に條理相立候に付、近々打手も出來可申、樂しみに御坐候。

當春、武藝所一日稽古野仕合等盛に御坐候。只固陋の病は難解散、近々療治の積りに御坐候。肝煎師役の内、每々說破候所、世識の手合故手廣く致候事は、殊之外恐れ候。笑止の至、可愧事に御坐候。前紙被仰出、入御披見申候。外に申上度事も御坐候へども、要用のみ申留候。謹言。

二月廿四日　　　　蘊　堂　拜

端　亮　高　兄

尙々寒溫不順の候、折角御愛護、別て此間少々御容體御伏枕の御樣子に承申候。尙更、爲天下

御自重御加養専一に奉存候。長谷は十八日より島丈恕介同道にて、山中入湯出掛申候。三廻りは保養の筈に御坐候。何卒適宜祈申候。同僚長官始大に勞宜方。土は甚失望の樣子に有之候處、此比追々仕事出來、精勵の趣に相成申候。何も御案事被下間敷候。先右等の趣、相緣候義も無御座、此に擱筆仕候。頓首。

○安政五年二月廿四日幕府監察鵜殿民部

少輔より春嶽公への秘書

別啓御披見

從　京地飛脚到來仕候旨入御聽御配慮被遊候旨蒙仰、御尤至極の御儀奉存上候。十一月十三日備中守殿寄宿所へ、傳　奏衆・議奏衆被行向、委細の内噺有之候由、未叡慮等の趣は難相分候へども、衆議區々の樣子にて、折合方も如何可有之哉の由。且、土地風聞の趣申越候。右は同役肥後守よりの書狀、十九日夕、私方迄相達候迄にて、備中守殿より被申越候儀には無御座候。其餘奉申上度候得共、認取紛、且は差向可奉申上儀も無御座候間、廿八日拜謁の刻、可奉啓上候。薩州の趣意聊其兆相顯候儀も御座候。是は極御内々奉申上候。謹言。

廿四日　民部少輔

○安政五年二月廿四日在國村田監察より

任京横山猶藏への書

年始書、御留守にても御安健の旨、且又貴様御健勝御登京の趣且承[illegible]へ[illegible]申候　[illegible]
[illegible]候。以上。
年博、[illegible]より先日[illegible]、[illegible]
聞可被下候。且又、[illegible]
又、御申聞可被下候。以上。

御輪升[illegible]致拜見候。先以上々樣益御機嫌克御座被遊、[illegible]て[illegible]、今般[illegible]上無御滯、珍重の至奉存候。偖、御壇の光景大々[illegible]御申下、[illegible]奉存候。有名の手合御面會の所、各分[illegible]の通、時務通曉の士、天下擧て其[illegible]に候處、[illegible]御地[illegible]有之、儒生皆迂濶。依て一事をも濟得候手段無覺束候。野澗翁も（越藩士稻葉哉五郎宗寀、野村澗藏）右等の[illegible]見に被引替候と相見へ、近來、吾藩の御處置振を致嘆居候樣子、[illegible]可[illegible]。先達て拙子へ書面遣し、平生は人心を結び、事に當つては後れを取らずと此二件を申遣候。其言は可思。然し俗情に假合するは人心を結ぶと云ふべからず。又縉紳家儒生の說を聞て、夫を以て事務に通し事に後れざるの手段あると思ふは、尤も可笑。此節切々御用合候はゞ、舊來の陋見一洗致候樣、折角御說破可被成候。

今度、近了（越藩小監察近藤了介）上京の次第、委細は橋亮（橋本左内）へ申入候。此人隨分氣象有之候へども、近來、朋友中切磋に乏敷、吏務に鞅掌致居事故、義理智覺今一層相開け不申、依て追々

士氣振起工夫及一際候樣致度存候。就ては御問合も有之候はゞ、折角御切磋被下候樣、偏に御願申上候。此義は拙子へ御任せ置可被成候。東篁翁の事細々御紙面の趣承知。今行の事に付ては、桃𡵧(左内先生)にも不可讓事務擔負御周旋の御趿。覺悟の由、御志慨の程感心不尠次第に御座候。愈益御盡力無殘所樣、是又祈所に御座候。榊原安陪翟、何れも甚致工夫居申候。先は官務寸暇中草々要用及御答申候。頓首

二月廿四日　　　　　　　　　　　　郁　蠶　堂

衡　山　直　兄

要　用　答

尙々、不順の氣候、折角御厭ひ御自愛可被成。野淵に御出合被成候はゞ、宜敷御傳、且又前書の通迂濶の見一洗致候樣、御申聞可被下候。以上。

○安政五年二月廿六日三條家大夫森寺より先生への書

以手紙得御意候。今日は雨天氣に御座候へとも、彌御安全奉珍重候。然者此間は見事の御菓子御献上、早速及披露候處、御滿足被　思召候。宜敷御挨拶可申述被　仰付候。委細拜顏可申入。如此御座候以上。

二月廿六日　　　　　　　　　　　　森　寺　因　幡　守

橋　本　左　內　様

猶々御器物御風呂敷御返却申入候、御落手可被下候、此間より御返しに可相成處、殊之外御用繁、無人に付、延引此段御斷申入候。以上。

差　置

○安政五年二月廿七日幕府大奧御臺所附の女中某より薩邸への密書の寫

（西鄕吉兵衞より之を越藩參政中根へ持來れる書）

極御內用、先達而又此程も細々御申上の御書付、慥に落手致、秘見の上、則御內覽にも奉入候。先々上々樣方御揃被遊益御機嫌能被爲成候御事、恐ながら御めで度有難く奉存候。左樣に御坐候へは、先達而より度々第一大事の御內用御申上の御事は委細申上奉り、こなた樣には御承知樣にて、先達より種々御心配樣も被遊候御事は、追々申入候通りの御事にて被爲在候處、先月末御國元よりも、御直にも細々御申上被遊、私へも仰戳せ候に付、段々御考、御都合次第にて被仰上候思召樣の所、何分舊冬より色々上にも御心配樣の御容體に候。日々御伺被遊候御事ながら、こなた樣へは別段何故の御心配樣との御咄し等は不被爲在、色々御表方にての御用向にて御心配被遊候と計の御咄しに被爲在候へ共、何分風評に色々被爲聞候間、誠にこなた樣にも御案事樣にて被爲在候間、其御樣子も本樣(大奧本壽院)御覽被遊候て、何事も御伺不被遊候ても、かへつて色々御案事上げも被爲在候御事に付、本樣へ御伺被遊候御事也、極御內に御咄し被遊候はんとて、御同所樣よりの御內咄しには、アメリカ一條の事と、

御表方にて色々の風評には、水戶老公御事御むほんの御志御坐候との評判等も御坐候由にて、右樣の御事にて色々御心配樣被遊候御樣子ながら、けして深く御案事樣被爲在間敷、諸侯方も被爲入候へば、當時左樣の御事御坐候樣成御事は有まじき事にて、侯との御內噺し被爲在候。其後も折々本樣へは　上にて御內用と被爲在候て御入拂の御事被爲在候へども、とんと、こなた樣へは何事も御伺不被遊候に付、先達より御申上被成候御事、且又御國元より仰上られ候御事も御扣被遊被爲成候ては、どうも仰上られ候折無御座候間、殊の外御心配被遊、御直に御さたは御伺不被遊候へども、前文通り本樣より御伺被遊候御樣子も被爲在候に付、先、此御一條は何分本樣へも得と御相談被遊候て、御ともぐ\に仰上られ候方御宜しく哉と思召させられ候と御さたに付、早々御國元より御差出相成候御書付も御廻し被遊候間、右の御書付をも本樣へ御覽に御入被遊候て、段々御一大事の御事故、御直に仰上られ度思召させられ候趣、且又御書付の通り實に尤と御同意被遊候はゞ、御ともぐ\仰上られ被下度と、細々御申上被遊候處、本樣御さたには、御書付も御尤と思召、こなた樣の思召の所も至極上を御大事に思召させられ候御事、忝く思召候に付、直にも仰上られ候樣に被遊度思召させられ候御事ながら、先々か樣に御書付迄も御覽被遊候上の御事故、上より御內々御伺被遊候御樣子を得と仰上られ候はんとの御事にて、御噂し被遊候には、實は此事も先達御伺被遊候、此節もつぱら御表にて御評議中の由、則老中より、先達、越前守其外よりも斯樣の書取を以申上られ候處、上には思召樣に叶はせられず、未だ御年も過させられ候と申上候頃にも不被爲在候御事に、只今より
御養君樣の御事を申上候うへに、御年頃も御不似合の御方樣を申出候事、どうも思召には叶はせられず、何分新御殿にも御上りより未だ御間も不被爲在候間、其内には御出生・被爲在候御事を、今しばらく御待被遊候て、もし御さたも斷不被爲在候はゞ、其節御治定被遊候ても、御おそくも不被爲在候御事との　上意にて、甚御不快の御樣子の所へ、又々堀田より薩州より御申上の御書面を差上、
上覽に入奉り候處、以の外の　御立腹にて、薩摩守までかか樣に同意に相成書取指上候御事、甚以相濟不申、只今新御殿に入らせられ、格別の續き柄の事故、外々とも違候事を、いか樣なる存寄の事哉と、御立腹被遊、直に新御殿へ御意にて、薩州へ其旨申遣され候やうに
上意可被遊候と、誠に御立腹の御樣子樣故、どうも御直に右樣の御事上意被爲在候て、新御殿にも御存樣の御事にて被爲在候へば、宜よろしく候へども、何も御存不被爲在候所へ左樣に　上意にも被爲在候ては、實に御心配樣も被遊候はんと思召に付、先其　上意はしばらく御待被遊、得と御考の上被遊候樣、薩州にも只今御遣さ御續柄故に、御一大事の御事、御爲筋申上られ候はんの御事を、右樣に仰遣され候ては、いかがにて候はんまゝ、老中共にも得と仰被爲聞、彌御治定の上にては　新御殿へも仰被爲聞候御事もちろんと思召上られ候と、段々本樣より仰上られ候に付、其後、先、堀田歸府の上にて又々得と　上意も可被遊と御沙汰の由、何分右樣の御立腹中の御事故、只今此御一條を御直に又々仰上られ候ては、けして御不都合も思召上られ候へば、どうも御宜しくとは思召させられ兼候へども、又か樣の御一大事と御伺遊ばし候て、御粂事上られ、御直に被仰上度と思召上られ候御厚き新御殿の思召樣も御尤の御事にて候へば、夫を御留も被遊がたき御事ながら、

上には前文通りの御事にて被爲在候間、もしも御存上の御通りの御かん氣も被爲在候間、御立腹の餘り御夫婦樣の御間柄にも不都合等に被爲成候ては、何とも御案事上の事故との、本樣ゝ御さたのよし故、こなた仰上られ候には、御尤樣の御事ながら、天下の御大事と承り、御家も御同樣の御事に付、仰上られ候御事思召に叶はせられず候て、御しかり等御蒙り被遊候御事は、けして〳〵御いとひ不被遊候間、どふか一應仰上られ候上御直の御返答御伺不被遊候ては、薩州へも返答遣候事出來がたく候間、御心配も被遊候と、少し御つよく仰上られ候へども、何分〳〵本樣には先御留の御言葉のみにて、先しばらく得と御考のうへ今一應御返答遊ばし候迄は御待被遊候樣に仰上られ候間、其日は夫切にて御歸り被遊候所、其夜右の御書取な一寸御拜借被遊度仰進られ候に付、本樣御方へ被進候處、しばらくにて御歸しに相成候。あくる日本樣又々こなたへ被爲入候て御さたには、昨日の御事、夜ぜんも、とくと御考へ遊し候へども御一存にはどうも御定め兼被遊候に付、極御內々萩島にはかく別の人故、祕見致させ御相談致候處、何事も私の存寄通りは何分にも御立腹中故、彼是な御案事申上兼候と、どふも此御請は申上兼候由申上居候に付、此上は新御殿掛りの事に付、歌橋へ御相談被遊候て、其上歌橋の存寄被爲聞候て、御定め被遊戴度と御返答被遊候に付、いづれもたれへ御相談被遊候ても、とても仰上られ候樣にと申上候人は無御坐と思召させられ候間、どうぞ、御都合な御伺被遊候て、被仰上度と思召させられ候御事ながら、とんと左樣の御都合不被爲在、おこまり被遊候まゝ、又歌橋へも得と仰被爲聞候て、ぜひとも一應は仰上られ度と思召され候へども、本樣の思召旁も被爲在候得ば、御身は御いとひも不被遊候御事ながら、先同人の存寄も御尋被遊度と、細々被爲仰聞、御相談被遊候て、尤ぜひ御請には仰上られ候やうに申上られ候樣に段々御沙汰も被遊候得共、同人申上られ候には、御尤樣の思召樣ながら、右樣の御事は何分御表方夫々御役人等も御坐候て、細々の吟味も御座候上にて申上候事にて、尤此書取も差上られ候御事にて候へば、上にも御承知樣の御事にて、何分思召に叶はせられず候へばこそ、本樣にも右樣に御沙汰も被爲在候御事と存上奉候。尤、〇〇印（一橋公）の御事は、先年も左樣の御評議も被爲在候樣にも伺奉候御事に御坐候得共、とかく奥向も一統歸服致不申、誠に御むつかしく被爲在候御事に付、とても仰上られ候ても、いかが可被爲在候哉、猶、是迄も隨分右樣の御事大名衆よりも手筋を以奥向へ願出られ候御事も御坐候へども、夫は一切御取上げに相成申さぬ御事故、思召樣の處は深く組上げ候へども、先々薩州へも此御事は能々御斷り仰被進候方御宜しく被爲在候。何分御表方の御評議第一の御事にて、斯樣の御事は奥向にては御存樣不被爲在方御宜しくあらせられ候間、けして私へ斯樣に御內々御伺わせ被遊候御事も御さたは御無用樣、私も是切他言は致し不申候間、もしや上より此後御尋の上意御座候とも、御存樣不被爲在段仰上られ候方可然と、くれ〳〵申上られ候。誠に色々御心配樣も被遊候へども、かん心の御方樣、次向とても同人の人々、右樣の心得故、萬事是にて御推察被下候。何事も夫故に御扣目〳〵と斗にて、實に御爲には相成不申哉と、實に不及ながらも只々心斗もみ居申候。

新御殿樣にも未だ御若年には被爲在候へども、斯樣の御一大事の御事などは、御上り前よりも細々薩摩樣より仰上られ、兼々御身は御いとひ不被遊、萬端
天下の御爲、御家の御爲にこそ御上り被遊、精々御勤の思召にて、

實に萬端御若年には恐入候御氣生樣故、何事にても御爲筋の事御しつかりと御應答もあらせられ候御事にて候へども、何分御上り後、未御年數も不被爲在候へば、殊に寄候とも、どうも思召樣通りにも御意被遊兼候御事ども被爲在、其上には　上の御側向にも御存上の通り、あく寛も御座候間、めつたな事も御直に仰上られ候て、かへつて御不爲と相成候樣成工ども取くみ候ては、實に御大事の御事故、夫も御案事申上候へば、たつて申上候事も出來不申、誠に身體實にくるしみ居候。中々外々よりの思召の樣には、實に參りかね、殘念至極の御事にて御座候。私なぞの氣生にて候へば、どうぞ上の御附にて御座候へば、身命をなげ候て御直に新御殿の御名代を申上奉度と、山々奉存上候へども、こなたの御附にては、何事も申出され不申、只々椽の下の力もちとか、たとへの通り、心に殘念〳〵とばかり存じ、實に晝夜おもしろからぬ勤のみ致候樣成事にて御座候。夫に付ても、只々御いと同樣にて、色々思召樣の樣に不被爲在候御事のみ故、御心ばいがひも不被爲在、誠に〳〵御心中樣を恐察奉り候へば、心痛致し候斗にて御座候。宜しく御察し下され候。とても右の通りにては、奥向の御手入にては參り不申、表方を何分御强御談じ御座なく候ては、此御成就は御むつかしくと存上奉り候。本樣の御兄弟衆、越前守樣御方へ御手續も存上居候。是は隨分御宜しき御續故、どうぞ早々夫も御手入可然と存上奉り候。御表方にて色々心々にて伺れ、水印(水戸家)をあしざまに　上へ申上候人々御座候御樣子にて、被爲在候。夫故に別て〳〵一印を御きらひ被遊候御事に伺はれ候。偖々、目の前の事斗存候て、色々申上奉候御事、恐入奉り候御次第と、なげかはしく存奉り候。先々、荒ましながら御樣子のみを申入候間、どうぞ先方へ宜しく御申傳へ被下度御願申入候。御側元へも追々御樣子は申上奉[illegible]申上奉置、前文の[illegible]りは猶々申上奉候。[illegible]樣御心得被下候。

○安政五年二月廿八日在京先生より在府中根參政への書

前略。偖、例の金銭兎角充分には調兼、甚心痛仕候。既に去る廿四日發表に相成、御地御常々樣御實心御闘合度と申事に候。其後熟談有之相手方納得致し、早速飛札差出候由に御座候。夫に付陣々委曲之事も有之、何分一通りにては盡兼候間、北へも申遣し、飛脚を以得御意可申候。何卒無難調談事は數奉存候へとも、色々故障有之、實に困り入申候。當地にては如何申立候共、私より細かに情實申上候迄は、一切御手出し無之樣奉希候。來月七日迄には是非錦地へ何かも可申上候。其迄は何とも御申立無之樣奉願候。乍去、西の字は頓と仔細無之候。此事は如何程被仰立候ても宜御座候。外は指支候廉に御座候故申上候事なり。是等の處御含迄、早急得御意申候。不宣。

二月廿八日

時下御自愛奉祈上候。本文金子之儀甚困り申候。何分調談に不相成候ては、誠に心配に御座候。末の見詰さへ有之候へば、調不調共貪着無之と存居候得共、此處甚無覺束奉存、模樣に寄、私長谷邊へ直對仕候て、其上に而委細可申哉も不被計候。是等の所も御含迄に申上候。以上。

○安政五年二月廿八日鷹司家侍講三國大學より在府中根參政への書

一別匆々屈指既五年、未曾呈一紙候。御安否をも不伺、疎慢之罪不知所謝。唯々御海容の程、偏に奉庶幾候。時に春暄紅紫競先候處、
君侯倍御機嫌克被爲　在恐悅の至に奉存候。随而貴所樣愈御壯健被成御勤奉敬壽候。
偖、墨夷一件
御國開闢以來未曾有の一患絕言語候。抑、今度閣老上洛、巷議紛々、賄賂上行之說而已。貴賤一體掌中握汗候處、幸に
天意清明、群議一決、
　此度之一條、不容易、
神宮奉初
御代々へ爲被
對、可有云何哉。人心之居合は
國家の重事に候間、三家初
諸大名の赤心被
聞召度
思召候。今一應被下台命
各以書取、奏
聞有之候樣、宜取計旨、關白殿
大閤殿被命候事
右之通相成、最早今日頃は幕府へ相達候事歟に風聞承申候。此上は各國の諸侯、莫所恐怖、莫所諂諛、各忠實大和魂之赤心自筆謹敬可書盡の秋と奉存候。舊冬以來、宗藩大藩共各所緣の縉紳家へ直筆の密啓有之由。就中、阿侯よりは、最早諫諍の道絕果不可奈何。何時異變可差起も難斗、其節は列侯に先立ち、一番に馳登り
皇居守護可奉安
叡慮等の文有之、其餘難盡筆紙。此一斑を以て全豹御賢表被下度候。元來、他事暫閣之、第一
皇都近く三所の開港、夷人雜居にて人心居依致候事萬々無其理。況や
天意一定不動、彌々强て浪花等開港、夷人縱恣に遊步致候樣相成候時は、蕭牆の内にも如何成大變相起候も難圖、東西中四之大藩一致の忠戰無覺束、臨淵履氷の恐不啻候。就者、申迄も無之候得共、
御宗藩に於ては、官武兩全、
皇國の神威を不奉汚樣、御處置專用と乍恐存上候。依之御承知の御事とは奉存候へども、當地の光景荒增申上候。萬々一御心得の一端にも相成候はば難有仕合に奉存候。誠に當今の時勢、和戰の兩條、何れに相成候ても、諸大名衰弊不致、同心の忠憤に相成候樣、御取

計肝要に奉存候。何れ海岸の諸侯は參勤交代の格別に被免、土著自守封疆。京坂には諸大侯を移して永守し、江府在留の武家妻子は不殘國住居、各國大網を造て運送差支不申樣、列國一致守禦仕候樣不致候ては、迚も〳〵六か敷と、乍恐、杞憂仕居候。祖宗之御制度に不被拘泥、大變革と申時には、唯々蠻人の恐嚇を食ひ、踏繪を被止、夷人雜居丈御免にては甚如何敷、天下大小名庶民に至る迄、感激押涙せしむるの妙策、不費而惠之處專要と管窺仕候。餘は難筆尖。早々如此に御座候。御覽後御火中可被下候。

如月念八夜初更前　　三直準拜遣

雪江中君

貴下

二白

本文の趣、去る二十五日以急便申上候積に候處、同日出勤中橫山猶藏生入來。何歟實藩細作の樣に心付申候間、面話の上不顧筆研存意を漏候心得にて、早々謀一面候へども、此節晝夜奔走無寸暇、漸々昨夕得小閑、同人へ面會致候處、別段細作の的證も無之、其上君侯の思召、夷人も和人も同一の人物、港を夷人の望に先て開き、邪教も傳染を防ぐ處置有之候へば、不足怖との御事の由承り、令驚絶候。從來　君侯英明、私生國の自慢にて、毎々奉稱揚候義、都て案外の義と相成り、當惑仕候。併、宋末明末の覆轍も御構なく、破邪集所載にも關係無之との思召に候はば、兎も角もに御座候。依之、此狀急速の御答無之候へば、彌々前條の思召と決心仕り、改て權那始め私見込大違の段、夫々可申上候。乍去此節堂上列侯共、心口强弱を異にし、表裏虛實を互にするの時節、橫山生も態と異言を唱て、鷹府の極意を探索致候樣にも相見得候。

何分、小生心痛ども難盡。依て早急建議相認置候に御座候。今日も早朝出勤、御くれ今日と迄も、最早江戸表御出立に合不申候由と、猶急ぎ、不取認置き、亂筆御海涵奉希候。此狀小生より差上候筈に御座候爲、其御地南部寺田作衛木町、村田七右衛門迄差出、同人より差上候事なり。此狀申上度き山居に在候得共、君侯の思召御聞置被に一寸の忠志相認め差上候。萬御賢察可被下候。尖々御覽後火中奉願上候。以上。

諸讀生拜

コト〳〵〳〵

但此內國々ナマリアリ

常陸の蛙　ケイ〳〵〳〵

奥　カクゴ〳〵〳〵

加　クヮ〳〵〳〵

薩　ホッチョケ〳〵〳〵

越　オレ〳〵〳〵

肥前、肥後、長崎　ウテ〳〵〳〵

武藏　コハ〳〵〳〵

山城　クレ〳〵〳〵

此外多くは　カッテ〳〵　キャ〳〵〳〵

三萬て逆鱗なてきれず

殿下大閤へ壱萬宛南傳へ左千宛の事

○安政五年二月廿八日三國大學より近藤了介への書（前文に附屬）

追遣

本文申上候。廿二日中根君へ出狀と申上候得共、是は書損。廿二日御達書の寫を、廿八日正六日切にて中根氏迄差出候事也。此段爲念申上候事。

三大學

近藤了介樣

貴答

○安政五年二月廿九日三條家大夫森寺より先生への書

春和彌增候處、彌御清福奉賀候。然者　內府殿御面會被遊度儀御座候間、毎々乍御苦勞、明三十日朝之內御參殿の儀御賴被遊候。此段得御意度如斯御座候。以上。

二月廿九日　森寺因幡守

橋本左內樣

○安政五年二月廿九日塚本圖書より在京先生隨行服部熊五郎への書

御紙面拜誦仕候。彌御安靜被爲入奉恐賀候。昨日は罷出御面倒恐入候。殊に結構なる御茶菓頂戴難有仕合奉存候。將其節入御內覽置候一封御返却被成下候に付、御丁寧御細書の趣承知仕候。

一、染筆物の儀に付、是又御丁寧なる御書面、殊に御菓子料金百疋、拙者迄御廻し被下、宜取計旨奉畏候。猶拜面御挨拶可申上候。乍筆末御賢息樣賢次郎樣へも御序に可然御傳聲奉希上候。先は右御請迄亂筆如此御座候。以上。

二月廿九日　塚本圖書

服部熊五郎樣

○安政五年二月廿九日京都にて近藤より先生への書

夜前は緩々御內話被成下、大慶之至に奉存候。陳者愈御國へ御出途之儀御延引にて、關東の方へ猶藏樣御首途に相成候趣、遠路の處御苦勞に奉存候。則夜前御投策一件、今朝より如何可致哉と配慮可仕、彌一面會仕度候間、尙又今一應御熟考相願度候得共、承り候へば御認中の由故、業と指控罷在候。右可然御指揮の程所希候。書外拜謁、文縮如茲に御座候。頓首。

二月廿九日　近藤了介

橋本尊公　御許へ　百拜

二啓。本文の趣、堂上之上可相伺筈に御座候へども、

業と以書中御伺申上候。且此御國産微少の至に御坐候へども、御承知被成下候通、到て輕易にて、何一つ賄不申、千里獨行の御用途にて、不參届御義共、幾重にも御海宥之程奉希上候。可祝。

○安政五年二月頃三國大學より先生へ密送したる書

一學殿　大學

此狀直に桃井君（先生の隱名桃井伊織なり）へ入御覽可被成候事

前略御免可被下候。然者今日參殿仕居候へ共、小林事諸方奔走のみ、未得面會候。併今夕面話の儀は、昨日より申入置候事故、只今小林私宅へ參り候處、何れ追付歸宅の趣故、其儘待請居候。就夫段々熟考致候處、貴所樣御名前も不申、御出も無之樣致度抔と申候はゞ、親敷處相見へ不申。小林氣性至て豪邁に候間、萬一氣に逆候時は不宜。依て今夕直樣御出の方可然と奉存候。何分同人事繁用無寸暇事、中々一面も容易に難得。今々御面會は覺て引合無候間、遲くとも今夜中には御面會出來可申候。依て早々小林迄御出可被下候。御出の節は御本名を不顯、伊藤左内と申御名前にて御越可然と奉存候。双方家來共隱密に致度故なり。尤、門を敲候節は三國よりの使と申て御叩き可被下候。いさゐは倅一學へ申含置候間、家來に御案内爲申候樣取計候事也。萬期拜顏。草々。

小林にて　大學

即刻

桃伊織樣

○安政五年春林伊太郎任地遠州より在府先生への書

春禧萬福愈御清祥珍重奉存候。偖、其後大御無沙汰御海容可被下候。兎角種々不面白事のみ承り、氣色もわるく、諸君子とも御文通の力無之、自然御不沙汰相成候條、失敬御用捨異々相願候。偖、杞憂にて徒死もつまり不申、餘力讀書作文なと相始め申候。

御一笑可被下候。偖、夫には引替へ、貴兄は明君英主の御側近く御奉仕の事、必定御良策御盡力被成候義と遠察仕候。不苦候はゞ當節の時勢御內諭相願度。乍去、御迷惑に候はゞ强ては相願間敷候。甚憚入候事には候得共、君公には深御痛心奉恐察候。當三月御登りは定て御延引にも可被爲入、夫是の含も相伺度奉存候。

貴兄は如何。是又相伺度奉存候。

逸强高（一橋公）云々々、定て皐仁力（御盡力）の御儀可有御坐、實に此節に至り極々肝要の事、御如才は有之間敷候得共、一片婆心如此御一笑可被下候。急ぎ匆々拜首。

春沖旨

橋本樣

士たるもの盡力實に此時にあると勿論に候得共、其時を得ぬ人は無據束手の外無之、貴兄は難得の人主に遭逢の御事故、決而御必死の御盡力と遠察仕候。爲國可賀々々。御浚しにて宜敷丈けは急ぎ相伺度候也。呵々。

○安政五年二月晦日幕府大奥御臺所附女中某より薩藩邸への密書（第貳）

西郷吉兵衛中根參政へ持參披見したる者

一、二月晦日薩藩西郷吉兵衛より秘文。

上々さまかた御揃被成御座、御機嫌よく被爲成候御事、御愛度難有奉存候。そなた樣にもいよ〳〵御揃遊ばし御機嫌克被爲入候御事、御めで度忝存候。左樣に御座候へば、此程より追々御廻し被遊候極內用封御預り申置候。委細得と心得、則御內覽にも入置候間、何分御都合次第には萬端其御心得樣にて被爲成、其上はりんきおふへんの御事より外には致方無御座と存じ參らせ候。

一昨日四つ時惣觸後、直に上には萬歌（幕府大奥女中、萬里小路歌島藤波）御內用にて御引殘に御座候處、しばらく致し候て、歌印こなたへ被參、御內用申上度御人拂にてしばらく御用に御座候。左候處京都へ俄に六日切御用を仕出候樣御沙汰にて、即昨日仕出しに相成候。右御用向極內々私斗伺奉候處、是はけして〳〵御他言は被遊問敷くれ〳〵被申上候由故、くはしくは申上がたく候へども、やはり此度のかの御一條にて御座候。誠に實御大事の御場所にて、御心配樣にてあらせられ候。右に付御國元へも又々御封物御出させ被遊候まゝ、目立不申樣被成、御早き方可然と存じ上まいらせ候。御心得なされ、宜しく御取計らひ被下度、御賴申入まいらせ候。かへすぐ〳〵極〳〵御內用のみ。早々　めで度かしく

極御內用封殘らず御返し申候

二月廿八日　　つぼね

小の島さま

人々極御內用

○安政五年二月下旬先生在京中川路司農へ送りし書

謹裁。春暖の候御坐候處、益御勇健御精勤御坐候條奉恭賀候。然者劣生過日呈書仕候後、國元用向に付故郷迄罷越、今度復出坂仕候處、道路訛言沸騰一々筆尖難裁仕合に御坐候。且、京師の義も巷說の趣にては中々不容易御義と、爲國家深奉恐懼候。固より高明御盡力御坐候御事、無御遺策は不及申、無程雲消氷解可仕とは奉愚察候へとも、當今の御義は天下安危の所關に御座候故、乍杞憂々悶罷在候。右に付出位踰分の義は奉恐入候得共、極內々得拜謁、鄙懷吐露仕度廉も御座候。乍去嫌疑世界の儀故此願可相叶哉如何、乍失敬以書中奉伺上候。若愈罷出不苦義に御座候て、劣生心得方も御座候はゝ、如何樣にも御指揮次第に可仕候間、一々御垂諭可被成下候。萬一右之義難叶候はゝ、御腹心の者一人、劣生寓居まで御遣し被下候樣奉希候。箇樣呶々申上候も、畢竟、義時蒙御垂諭候知遇に奉報度故に御座候。此節萬々御諒察被成下候樣奉仰望候。頓首再拜。

又白。時下厚御保愛奉專祈候。本文之趣乍尊等奉希上候。此頃は東都にも種々訛言傳播可有之と奉存候。定て主人にも心配可致と推察仕候。左候へば是非歸東の上は仔細詰問も可有之義に御座候。劣生身分に取候ては此邊の爲にも奉願度義に御座候。以上。

○安政五年三月三日三國大學より中根への書

桃花之佳節奉敬祝候。先以君侯益御機嫌克恐喜不斜候。次に貴處愈御壯健被成御勤務奉南山候。然は先月廿八日呈一書候、定て此節は相達、夫々御承引可被成と奉存候。然る處此度近藤了介子（薩藩小監察）上京、一昨夜森貫次郎を以面會之義被願越、昨二日遂晤言候處。同人事は橫山生と違ひ、貴藩細作たること分明、且

君侯之思召

天朝御崇奉之御次第等承り、不堪雀躍、滿流虛裏掛候へ共、畢竟の所は矢張橫山生所申と同一に歸し、今彼國閣甲比丹申立之趣意に相合候樣相見得、一向不得其意、猶隔靴而搔痒之爲思候。依之能々熟考仕候處、初て心付候義有之候得共、近藤氏抔へ可申譯柄にても無

之に付、乍恐再述鄙言候。抑
一橋君を以て
西御丸に御立被成、薩州より陽明府云々之始末、元來
君侯にて御加談の御一人と承及候。左候得ば、右御一條御成就迄は、
平穩之御下置被爲在候義、必然之御勢かと存上候。既に正月下旬、
水府老侯より大閤殿へ御文通之次第と、結歸する處、横山生申居候
御趣意と同轍に奉窺候。至此而疑團氷解、今更慚愧之至に奉存候。
扨就夫愚内申上度義有之候。其譯は右之御一條既に堀侯(幕府閣老堀田備中守正睦)も略承知の義故、速に其場に相運候筈之處、無其儀、是全一片の浮雲障碍致候故に御座候。其障碍を拂去候良策は不乏候得共、　君侯之思召不承候ては手出し難致候。得と思召之處無御服藏御咨被下候はゞ、乍不肖幾重とも粉骨仕度、猶又禁密之次第御心得之一邊にも可相成義、追々叩兩端て可申上候。併右愚見相違有之候時は、甚以不敬之至多罪難逃候得共、寔は生國之舊君、且文武兼備御英明之程乍恐奉感戴候故、不顧恐愚蒙之赤心申候義に御座候。不惡御憐恕之程偏奉希上候。何卒不苦候はゞ、此趣御取繕一應御披露之程伏て奉庶幾候。今や
天朝之神威を不汚樣、幕府之根本を堅固にし、列侯一致、不挾私心、內亂を未萌に消滅し、外夷之覬覦を一掃すること、六十餘州の人物孰其不欲之。僕亦大日本國之一倮蟲、杞天之憂不能忘。區々の盲見申上候義御座候。實に可恐は外夷之虞より內亂の禍に有之候。不相變取急ぎ亂書御高免被下度、勿論御覽後火中奉願候。以上。

重三　　　　直準拜

雪江君
座下

○安政五年三月五日京師にて青蓮院宮內伊丹藏人より先生への書

雲朶辱拜讀仕候。陳は過日來御光駕可被下候日時御案內可申の處、何角公用差湊延引之段御海恕可被下候。可相成は明日午刻後御光來奉待候。出勤中略文御用捨。委細拜顏萬縷可申承候。匆々頓首。

三月五日　　　　伊丹藏人

桃井伊織樣(先生の變名)

○安政五年三月七日伊丹藏人より先生への書

昨鳥者御來駕之處、何之風情も無御坐候條、殘心奉存候。陳者急々得拜顏度儀御座候に付、何共申兼候得共、明日午刻後拙宅迄御光來奉願度、自然御差支御坐候はゞ、明後朝御入來奉願候。出勤中略文にて擱筆失敬御海恕可被下候。匆々不備。

三月七日　　伊丹重臣

桃井伊織様

○安政五年三月十日在府中根參政より在京都先生への書

任幸便一筆致啓達候。先以奉恐悅候。隨て珍重奉存候。其表御取調も追々出來、御誂物も多分御仕寄せにも相成候哉、彼是御多事と致遠察候。航海書代料金子廻し方の儀は、司計へ申付候間、爲替にて御登せ可申と奉存候。扨例の一封御屆可被下候。指急候用事に付水戸飛脚へ託し申候。京地閣老其外諸有司公義應接の次第等如何に候哉、御聞及の儀も候はゞ御申越可被下候。內密の儀も何とか御探索の被成方も可有之哉に奉存候間、呉々狀情御申越待入申候。此表異條無之其表の風評のみに候。用事而已。早々以上。

三月十日　　靭負

左内様

尚々時下御自玉所精御坐候。以上。

○安政五年三月十日在府中根參政より在京先生への書

漸暖和之候に相成候處。先以君上益御機嫌能く奉恐悅候。隨て愈御安健被成御起居珍重奉存候。然は去月廿九日立の横生昨九日晝時着、御地之次第御紙面之趣詳悉如見、且横生之口上にても致承知驚入申候。何分此節柄京地公武之御混雜等にて、萬端不融通にて、金談には殊更艱難の時節御心配之程致遠察候。當方にては兼て御申越の譯も有之、御地の左右を心當に心當に何方へも手出不致罷在候處、案外の手違にて甚以當惑致し、則今日より早々諸方才覺の手段に取懸り申候。何卒此表算談も付き候はゞ、其次第申含横生指上せ可申候間、其上にて猶又御心配御賴申候。尤御心配之出來候丈は不拘員數、此表之御左右無御頓着精々御取計ひ可被下候。兎角金談程違算に相成候ものは無之候。時宜により御路用にも指支

可申哉と扨て困り申候。猶此地之様子は都合次第横生を以て申入るべく候。乍併御承知之通り之不融通、迚も思はしき事には参り申間敷と致心痛候。西條之方は、其後も逐々類談、店方之受は宜随分張込可申勢に候得共、亭主兼ての不呑込故、例の山の神の方よりだまし候手もおもはしからず、お袋や附き物が彼是と水を指し候様子には困り申候。乍併是は何を申も内證の事にて、表へは出されぬ譯故、何分店方之勢宜候へば、兼ての義理合も有之事故、多分は行届可申勢ひに被考候間、此方は先づ御安心の方と被成置候様致度候。本店之方より聲掛り候得は、尚更と存候。横生着にて手違の譯承知の事一寸得貴意度、水戸之幸便へ早々如此に御坐候。以上、

三月十日認　　名金行平

桃井亮太郎様（先生の變名）　　中根靱負

尚々時下御保護所專禱に御坐候。横生出立の儀は、今日の處にては何とも見込付兼候得共、精々手間取り不申様致心配候ゝ幸助の事も致承知候。早々以上。

○安政五年三月十三日京都より歸府の先生より横山猶藏への書

拙筆呈上仕候ゝ其後は愈御壯健御起居の程重疊目出度奉拜賀候。次に小子義道中無異にて當月九日朝四ッ時着府仕候間、乍憚御安心可被下候。道中天氣廻りも都合宜く、大井川にて半日餘留立仕候。乍併少々斗にて大に都合宜御坐候。扨着府早々靱負殿面會致、尊兄御書狀も慥に呈上致し、其上京師表形勢委細相咄候處、靱負殿には先達より如何相成候哉、京師之模樣不相分、其故新次郎を遣んか抔色々御工夫半の所にて大に宜、直樣靱負殿は御前（慶永公）へ被出、尊兄之御書狀も悉く御覽に入れ、御上にも委細御分り被遊候由、重疊之事に御坐候。然處此頃幕府之模樣殊之外六ヶ敷勢に御坐候て、先達而上にも度々閣老之方へ御訪問被遊、西丸之一件早々取極め無之、段

段事延引に相成候ては、御手前之大本不相立、天朝之御都合も不宜等、色々御論究被遊候處、閣老には大に込入、先々堀田歸府の後迄は難取極候間、打捨被置候樣と申て無御返答無之由、其上後宮の方にて大に異論起り　上樣（將軍家定公）にも御壯年之内西丸などの事申出候て、甚だ御立腹有之由、薩州より靱負殿方へ書狀參り申來り候。其故薩州にても甚だ心配致居候由如此の模樣にて閣老にも一決難致樣に相見へ候。且又海防掛りの御方、日々　西丸之一件閣老之方へ催促有之由、中にも別て永井玄蕃頭樣御心配被成候由、其故閣老にも大に立腹致、此事は備中守等も克々相談致置候事にて、委細聞屆居候處、其上騷敷度々申出候ては、甚だ込入候間、備中守歸府の上にて申上候樣と甚だ立腹致候由。右の模樣にて西城の一件甚だ六ヶ敷樣に相見候。且又先達て京師より被仰出候一件、諸大名へ御相談の一條、幕府にて押かへし、既に昨年赤心を開き建白致し候上は、今更別に申出候事無之とをしかへし候由、定て其地にては又々、關白、大閤の二つにて六ヶ敷事に相成候と推察仕候、且又幕府にては假令京師より當節にて西丸の事被仰出候ても、をしかへして不受・御相談有之候由、若し幕府の事迄も御催促に預り夫を受け候ては、關東之御威光を沓より落し候樣に相成候て、愈京師より事を重て被申出候樣に相成候間、何事も幕府にては一切不受と閣老決心致居候由、誠に如此の小事に拘り天下の大事を打捨置候事、實以て殘念の至に存候。

一、當月二日立の飛脚京師より到來致、川路（川路左衛門尉）岩瀨（岩瀨肥後守）より申來り候趣は、何分京師にては徒然にて御返事無之、其迚も催促難致、誠に込入候。定て使節再び罷來色々催促致候へ共、此方より申遣候迄は、一條たりとも亂りに約束致候事は決て不相成候と、永井氏迄申參り候由、此事は靱負殿當月十日水野筑後守殿へ被參候て、筑後守殿御咄有之候由、靱負殿之御咄に御坐候。幕府の模樣荒方如此に御坐候て、堀田殿歸府の上迄は、幕府之役人手を收て待居候樣

に相見へ候。左候へば一日も早く堀田殿歸府有之候迄は、幕府にては事を成候事は六ヶ敷事に御坐候。御上にも甚だ御心配被在候て、小子着府後、直樣水野筑後守御召に相成、段々御咄被遊候て、筑後守より海防掛の方へ上の御思召を通じ、夫より川路、岩瀬之方へ申通候樣に御工夫被遊候由、此事先づ宜樣に相見候。右の通りにて段々相考居候處に、唯今にては川路、岩瀬の兩人も大に困究極り候樣に相見候、何如に御座候哉。川路より尊兄の所へ別段申出候事は無之候哉、又は川路靑蓮院樣之方へ度々罷出候義は無之候哉、大抵模樣は如何に相成候哉、尊兄定て三條公へは度々御出に相成候哉、此表にて靱負殿と色々相談仕候には、當時幕府にては事を致候事無之故、御上より水野之方へ仕込、其より永井玄蕃頭殿方へ通し、是より川路方へ申送り、川路より尊兄之方へ內々にて申被出候て、力を合て靑蓮院宮樣並に三條公御出相成、先一旦閣老を此表に歸し候樣に致候ては如何と存候。水野筑後守殿並に永井玄蕃頭殿も、尊兄より手を付け、宮樣に御目見被成候て、先づ一旦閣老を此表へ歸し候樣、御口解被成下候はゞ、大に都合宜樣に相見へ候と靱負殿御咄に御座候。其故此表にて海防掛之都合愈御上の御仕掛にて、右の如くの心得に相極り候得ば、小生は直樣上之御直書を以て罷上り候間、左樣御承知可被下候。乍併川路は兼て御咄の通り、一通りの人物にては無之候間、克相考へ工夫仕候。將又御考の程早々御返事可被下候。何分此の表海防掛の面々皆々御上を後に取候て、西丸樣の事も心配致候と相見候。堀田殿御歸府の上にては直樣御相談に相成候と、伊賀守樣御咄有之候由、何分此表之模樣如此勢にて、先づ別に致方も無之樣に存候。使節義は當月上旬又々江戸表へ罷出、度々催促致候由、是又込入候事に存候。

一、尾州公は十二三日頃には御着の筈に御座候。小子義鳴海にて追越候間、大抵右之日數には御着の義に御座候。左候へば此處は一仕掛致、幸に田宮氏(尾藩側用人田宮彌太郎)も出府致候へば、此處一工夫致度と靱負殿に

も相談仕候。各別昨年の通りにて見込も無御座候へ共、是非御上にも御仕掛被遊候由にて、着府御待被遊候由に御座候。

一、水府老公は大に此頃は御靜り被遊候由、實以幸の事に御座候、且又三國大學の方より靱負殿迄書狀參り、初之書狀には小生儀參り候て、相咄候儀申參り候。後之書狀には近藤了介御出に成候事申參り候。何か近頃之事情之事發明致候樣に申參り候。右之儀如何に御座候哉、御尋申上候。右は爲其早々頓首

三月十三日　　凌　雲　拜

景　尊　兄

二啓。時候折角御自愛之程專一に奉存候。乍憚溝口氏宜御傳聲之程奉願上候。

○安政五年三月十四日伊丹藏人より先生への書

愈御安泰奉壽候。陳は過日は御光駕の處、生憎公用に付意外之失敬、何共御氣之毒奉存候。其後得拜願度儀御座へとも、引續何角と御用差湊延引仕候。付ては得拜面相談し申度義御座候に付、御足勞願度候へ共、今宵燭過頃より御光來被下候はゞ、大慶仕候。此段御賴迄、匆々不宣。

三月十四日　　伊　丹

桃　井　儀　君

尚々若今晩御差支御座候はゞ、明朝にても不苦候。

以上。

○安政五年三月十四日京都の三國大學より先生への書

過刻は得拜芝大慶仕候。昨夜は御菓子被贈下奉拜謝候、先刻は御禮可申上之處、取紛無其儀失敬御高恕可被下候。扨御密啓一通直樣萬甚方へ持參添書等爲致候處、彼是延刻困入候。實は十七日夜初更迄に江戸着の積りにて、其段小捌も添書相認萬甚迄相渡候處、同人添書並に飛脚店往返等にて、無據十八日曉丑下刻江戸着に相成候。右樣相成候事なれば、四日

限にて十八日辰下刻着にても格別相違無御座儀に御座候。御厭も無之候得共、三日半切仕立指出候事御不用の御事と、御氣之毒奉存候。飛脚屋請取書爲持上候御落掌可被下候。書餘期拜眉之節候。草々以上。

三月十四日　三國大學

桃井伊織様

研北

○安政五年三月十四日三條家大夫森寺因幡守より先生への書

以寸楮得御意候。連日不勝之天氣に御座候處、彌御安全奉珍重候。然者御面會被遊度儀御座候間、乍御苦勞今晩御參殿之儀御賴被遊度思召候。右拙者より可得御意旨に付、如斯御座候。以上。

三月十四日　森寺因幡守

橋本左内様

○安政五年三月十四日在府中根參政より水戸藩士安島帶刀に托して在京先生への書

安島氏へ託し一筆啓上致候。先以

君上益御機嫌克奉恐悦候。隨而愈御壯健被成御執掌珍重此事に存候。去る九日横山生着候儀は、十一日發水府之好便へ託し隱語を以て及報告候へば、定て御承知と存候。賢兄上京之儀は、安島へも秘し候て、國元へ遣すと申置候處、不圖平岡より致漏泄候に付無據及吐露候。扨其地の形勢人物の品評に至る迄、詳悉明備、恰如在錦地心地致候。再四復誦或は驚或は憂、喜恐交錯御苦心の程實に不堪感慨候、且又猶藏へも御申含之趣も逐一傳聞、愈其詳なる事を得申候。

君上にも日々御待兼故、早速入御覽候處、殊之外形勢事情上、兄之苦心周密を御感歎被遊候事にて、執政初も、同志何も茫然自失之體に有之候。扨又此地

は爾後漠然彼是の風說のみに候得共、御書面之趣に付、猶又水竹(水野筑後守)等へも御示談有之、追々間中の模樣も御探索の上、橫山猶藏再び指上候樣可致候。委細其節書面且口上に讓り可申候。安島氏へ暇乞罷越候節、水府より公武の扱ひ有之ては如何、夫に付ては先づ賢兄へ示談、次に川路司農へ熟談、夫より大閤(鷹司殿)初御續合之諸縉紳當路方も有之候へば、其方々へ周旋致候ては如何と申試候。同人も十分同意、何分京着之上賢兄へは是非面晤致度候間、此段小拙より申越置呉候樣、縷々反覆賴にて候間、着之上申込有之候はゞ、御逢對御示談可被下候。安島の舌頭にて說破も甚だ不安心に候得共、申試候事にて候。夫故一番に賢兄へ談候樣申置候。其儀は錦地の御都合次第と存候。安島へ托し可申と細狀認懸け候へ共、安島は伊勢へ廻り當月一杯に着との事、橫山は三四日の內に爲立候へば、夫より先になり可申に付、其方へ讓り、是には右之通り大略を記し申候。前後定には難斗候へ共、用事如此に御座候。爲天下御自愛是祈候。不備。

三月十四日認　　　　雪江　拜

(一)安政五年三月十四日在京先生より在府中根への書

以三日半急便申達候。春暖之節、　君侯益御機嫌克被遊御座奉恐悅候。隨て愈御淸健御精勤御座候條奉拜賀候。然者去月廿九日兩人差立候後、此都之御模樣風雲變態正邪換處、太閤樣にも遂に御特立正論に被爲成、却て關白殿下因循之御論に相成、種々姑息曖昧之御處置御座候て、有志一同切齒憤懣罷在候。扨西印一件も色々紛々之論相り、只今にては關東有志中にも、　天朝之御手を本借成就爲致度申居候族も、逐々出來仕候位、爲此、
御所方には橋君幷　君公も閣老同樣因循模樣にては無之哉、西洋沈醉にはあらぬか抔申說も相發、小拙に不限、徒監了介及淵藏迄も大に憤激仕居候。右等之勢故、兼而御謙遜之箇條には相背候得共、情實

不分明にては行々幕府之御爲にも不相成、且　君公の汚名、諸君へ寃を奉爲蒙候條、心外に存附。御承知之三國大學へ面會仕、同人充分之盡力にて、鷹家大夫小林筑前守と申人に引合せ呉候故、兼て御心配之一條、幷南紀之意味合、關東有司同心に相成候次第等、粗陳述候處、頗雲霧消散仕候。右兩人より極密太閤樣へ、言上呉候運に相成候處、小拙申丈にて的證無之、大に迷惑仕候得共、先大學專らの周旋にて、御直書有之同然に取扱呉、迅速に右西城之一條、太閤樣御心配被下、可達　叡聞次第に相定申候。依右周旋之處、大學迄　君公より厚御謝辭御直筆にて可被仰下候。尤大學此節爲　神州粉骨致候心得に御坐候間、此等之處逐一御披露可被下候。委細之義は今便には盡兼申候。匆々不取敢得貴意候。以上。

三月十四日　　景　岳

雪　江　樣

時下御自愛奉祈上候。本文之趣　上にも一は喜一は恐の御景境と奉拜察候。乍去南紀よりは九條家へ取入、又夫々荷擔之公卿方も有之候故、左樣相成候ては、天下の勢不可如何に相成候故、無據發憤仕候義に御坐候。兼々御謙退之御美德を奉害候義は、此事の成功を以て、御乘除可被成下候。夫とも貴君も如何と被思召候はゞ、今度之義は、小拙一人引罪　君公へ申開可仕候。決て叨奉汚太閤之淸聽候て、御家風の美を損候には無御坐候。呶々及陳述候は、畢竟悅に餘り候故に御坐候。御一笑可被下候。以上。

小林（鷹司殿諸大夫小林筑前守）之心配も固不容易、此義も御直書中厚御謝し可被下候。尙一々は申上兼候。

御推察

本紙申上候通り、此事は大學不容易盡力に御坐候間、呉々厚御謝可被下候。御文體は　君公思召次第、乍去隨分
皇朝御崇奉之意燦然之方宜く、且　鷹殿下へ御依賴之趣相見候樣、御認取可被下候。其表よりも三日半にて御指立に相成候樣致度候。此都之嫌疑益甚御坐

候間、其邊能御注意慥なる先柄御擇、嚴封にて御差出可被下候。

又は堤五市郎位急飛脚にて御遣しにても宜く。乍去是非三日半、遲くとも四日迄に不着して、萬一閣老引取候後に相成候ては、所謂六日菖蒲に御坐候。尚委細は近々御國より以飛脚可申達候。以上。御謝辭之處は、小林を最とし、三國より厚御陳述御坐候樣、心願に候。呉々急速周旋の處、深御謝可被下候。以上。

○安政五年三月十四日在京先生より在府中根參政への副書

三白。御直書も、貴君御添書も、御下書一枚づゝ、小拙迄御廻し可被下候。其方よりも萬屋甚兵衛方へ御賴被遣候ては如何。

先日來家臣伊織より申談候通、西城之義は實に幕府之急務要策と存居候。乍去以德川之家事、奉汚太閤清聽候は恐入候義故、是迄は指控居候得共、近頃風聞承候へば、紀州よりも其情實へ申入有之由、當今非常之御時節、右等之義に依り、萬一英明之一位御着置、此選外人に歸し候はゞ、列藩失望は不及申、乍恐皇國之御爲にも不相成、於我等、奉對天朝申譯無之次第に可運かと存附候故、不顧小嫌抽存並事情等爲及陳述候處、其許より小林筑州へ議談、筑州格別之厚意にて早速心配被致呉、殊に殿下御含に相成候御沙汰御坐候條、當天下致大悦候。今後は何分殿下之御盡力奉仰候外無く候間、右紀州之先入を解候は勿論、所要一橋卿西城御養君に被成候樣、われら年來懇願之趣無落御披露厚賴入候。此頃外夷御所置一條云々に付ては、此一事速に不相立候ては、衆論無所定、難有叡慮も踈外へは違間布哉と苦心致居候。尚小林筑州殿へも段々御勞心之條厚御申謝賴入候。

一寸内々御案文掛候。此等にて可然候。　太閤殿下とか又は殿下とか、兩樣之内可然候。

此御状に貴君御添被成下、三國迄御遣し奉願候。三國は誠に大和魂、其處御含御書取可被遣候、御文面御趣意此樣な處可宜候。尚又篤と御勘考思召次第、隨分
皇朝崇奉之思召、御手强之方、宜御坐候。
過日薩州之譯も有之候間、此に障り候處御思慮可被下候。依て如此御草稿致試候也。

○安政五年三月十四日在京先生より在藩村田監察への書

（三月十三日鷹司家へ相願候西城一件始末二通）

餘事は扨置、昨夜三國大學同道にて鷹司大閤大夫小林筑前守方へ罷越、追々及機密談候處、何分南紀より九條殿下へ頻に取入居、西城一件先行不致事致嘆息候。然る處近衞左府は尾薩より賴を被受居三條內府は薩藩より賴を受居、兩御方如火焦思被成候得共、流石三公にては攝關の威力には難及、依て一向先行不致候。若鷹司へも賴込、太閤御承知の上に相成、太閤より嚴命有之候はゞ、筑前守必死に骨折可申と申勢、扨太閤へ何ぞ取入る次第は無之哉と申、逐々の談合に相成候處、所要越公位より御直書にて被賴遣候外無之と、申處へ歸着仕候。乍去南紀は餘程手を廻し候勢、殊に近衞行の尾公御書中にも、神速電發云々有之候得ば、往返之間待居候ては、事機を失する姿也と感慨仕候。依て又一策申試先一通り趣意は、今日伊織（拙生變名）より大學方へ西印一件以　君公の內意賴談仕候。此等の義は太閤には隨分御取持も可被下哉、尤密事の事故主君の直筆抔は無之候。若此處に御疑も被爲在候はゞ、越公自筆は何時にても、大學迄取寄可懸御目候（大學と中處、種々議論生し候へ共、畢竟御縁家とも申試候得共、一條家は南紀へ近く、飛鳥井家、烏丸家抔も其處甚疑しく、殊に嫌疑世界の事故、三國ならば此頃大和魂振立居、且君公の爲には立功之志、盛に相見、人物先七八分の事にて大抵漏洩の患等無之故に御座候。）と可申上（小林筑前守より）其時太閤默然に候はゞ、此事止に可致、太閤も元來水府の緣邊故、投心可被申候間、必ず越よりの賴ならば一骨折申度と可被申候。さすれば大早三日半位にて江戸

より君公御書取寄可被遣候。急其事調候はゞ、急度筑前守力所及擔當周旋可致と申事に相定申候。右筑前守と申人は豪放磊落餘程有膽氣人物に御坐候。此頃は爲皇國盡力の決心有之爲事には大に頼母敷、實は此度太閤に縷心爲致候も此人の力居多、其上青蓮院樣其外三公傳奏なとへも直に罷出、何れへも御懸意に致居候、且右氣魂太閤の權威を畏候故、公卿方を蔑如壓倒頗る思ふ儘に周旋も出來候。乍去太閤の内命無之候ては六ヶ敷臨梅、太閤關白の權威ば餘程甚者にて、實に今度始て驚愕仕候。倚右の運故、江戸表へ以急便可申上筈に候得共、其は事柄も不容易、且此表早注進等指立候義は、甚だ懸念の至に御坐候間、何卒此等の次第逐一江戸へ被仰上、速に御直書相廻し候樣、御周旋可被下候。呉々神速電發を貴候間、其處無御油斷奉希上候。以上。

右十四日朝認

(別書)形勢處置の概論

本紙得御意候通、此都事情中々先見一向相定不申、過日來種々心配も致試、其道筋にかては誰にも不語得、獨斷にて餘程肝膽相碎候得共、中々以其甲斐なく、丁介も大略は心得候得共、機密の開否にも甲にも不可申事共御座候。畢竟御所方には議論兩道と申内、邪侫の人有之[illegible]、爲此正論の人々當惑の論に歸し候をも、忽ち憤激に依て消散に相成申、關東方は元帥不才不辯にて、川君の才子も關鍵に可無嚴被存候。其上川などは存外御所方を深案じて、餘り深刻に過たる所より處置致候故、其機宜を失ふ樣成行申候。其上間諜の使道等兎角不得其中、動すれば的外に走出候姿に相見申候。依て内々にて打合、此等の處神算妙計、人の意表に出候事も試施致候得共、關東内にも異論の人有之、内々御所方へ内情相漏候事と存居候、上川氏の深蓄狡猾中々一通にて相手に致難く、走兎盡は良狗も可煮、日後の禍難預計此等にて徒害を引出候よりは、體然と別に一種の游兵となり居、強ち關東方に相成、通商をも主張（初聊致試候處、全關東之細策と被思、吾説不行）不申、又必戰をも主張不申、其鋭を避け

其意を撃、出沒變轉して、或は關東を誘り或は稱し、或は川路の爲に游說し、或は岩瀨の地を爲置候樣の奇謀を頻に出申候。尤過日即七日粟田にて關白の御所存轉伺取候後は速に形迹を隱し、何れへも手指し不申、紛紜雜沓を袖手傍觀致居申候。然處南紀西城の事に手を出候事、久我殿一橋公を妨げ候事など相分り候故、又別に一手段舊套を換て新工夫に致懸候義に御坐候。

今日も三國氏了介に大に恨み申候由、桃井君嫌疑に付此頃より御對面無之、御愼は御尤に御坐候得共、此迄に御面話も被下候へば、西印は今日等迄には調居可申哉も難知候に云々と申候よし、常人より當今小拙の所爲見候はゞ、定めて用心に過るの、或は緩漫の、或は曖昧のと可申候へども、見機て作と申處へ着眼候はゞ、恐くは小拙の所爲も一理は可有之奉存候。正に先日來西城の事太閤へ願候共、決して充分の御受には相成不申却て事破、後々の害になり可申、至過日の大騷動にて、太閤心機一轉致し、此頃正論に向ひ被居候て、左府公內府公爲我に先容被成下候義故、吾說無滯碍御聽受に相成候義に御坐候。此を遲を恨と申さば、春雨不降稻可熟等と申と同樣の愚見と思はれ候。

偖今日迄は右の如き大騷動故、寂然と控居候。乍去右騷動は咋夜迄に大抵鎭定致し、畢竟關閣御同意に相成、東坊城引籠り、三條內府公海岸御用係に被仰付候來る十六日は前內大臣に御遷官のよし、乍去矢張海防の義は、掛り可被仰付御內定に御座候。偖自此後は亦靜に可運籌時節に相成申候。但十分我同樣の見識學問の人無之、人は各又其長所短所も有之候間、急度見詰通に可二成行一か如何は難計候。是所謂至二其成功一天也と申場合に御坐候。此度は乍恐　君公御沙汰御充分に無之、有志輩大に疑を抱居候故、之を一々辨別せんとすれば、所究手間取候て疑を簁候樣に相成申候。依て明白に辨解致さぬ顏にて、隱々と天下形勢一轉の事說出候處、中々以誰一人も承知致候者無之、可恨の至に御坐候。偖々重任弱質には不相當の重さ彌增候樣相覺、實に晝夜勞神罷在候。何ぞ奇策も御坐候はゞ、御遙授可被下候、且又關東の事

情折節不申參候ては、誠に當惑の事に御坐候。何分折々幸便御求、慥成方へ御指出可被下候。尤も大機密は別段以密使可被仰下候。以上。

十四日夕認

別紙數通に近藤了介より差出申候、此表風說書取揃早々關東へ御傳達可被下候。此地の樣子去月廿九日迄の概略は、過日以橫山生委細相達、其後の處別紙に御坐候。貴兄には前事御承知無之故、別紙丈にては一寸隔靴の遺憾も可有之奉存候得共、何分日々多忙、不ㇾ暇ニ細書ニ先近況爲御承知、雪江君への呈書無封にて差上申候。御覽の上御家老中へも御物語、直樣以急使御傳達可被下候。此都情狀不通して於關東萬一御不都合出來仕ては、實以奉恐入候。此等篤御含可被下候。修溪兄へも宜、留守も尚又御注意奉願候。早々不宣。

三月十四日夜八時認于京邸　景岳

韆堂大兄

了介餘程慷慨嘆息致居候。初對面とは大分吐善相成申候。何分今一層氣象開け見識進み候様致度、未だ就物共少運移仕候。

箇様に認置候處へ、三國大學急速に走附、面會の上申候は、筑州大盡力にて事出來、誠に愉快に御坐候。乍去御書は[illegible]御取寄可被下候。併御書案候迄借居候へば、餘程日數も懸り、神速には參兼候間、其邊にも何分御骨折の處、御頼申上候處、太閤手極御嘉納、何分引受可申旨に御坐候。事前には難計候へ共、最早十に八九は出來と申、如躍喜居候。了介にも事柄は不明候へ共、舊冬以來の愉快と申し歡居り候よし、

右之趣は荒方書取、且大學へ可被遣御書の草案一枚指添、大學を賴、南部屋の早便にて三日半の飛脚にて江戸へ申上候。

小拙より三日半仕立候と嫌疑有之候故、態と大學に相賴候。此等御懸念被下間敷候。

○安政五年三月十四日在京先生より在府中根への書

（此書前掲書中にある密翰（但京都より福井を經て江戸藩邸に廻りたるもの也））

第一號　近藤了介持參

前月廿九日以橫山(猶藏)此都之景況申上候後、種々轉變、苦心之至、筆頭に難盡奉存候。其經過大略如左、一、三十日朝三條殿へ罷出候處、直樣御目見被仰付、依例御懇話、内密「種々御相談等」御座候上、別紙列侯赤心御尋之書付、並三箇條御糺問の書付御示被遊候に付、此等之義一通りは御尤に御座候得共、過日來段々御意も有之、賤臣も言上仕候通、方今と相成候ては、中々一ヶ所二ヶ所開港之有無にて、天下之安危は難決、自然愈戰鬪之御覺悟に被爲在候はば、今日にも斷然叡慮被仰出、速に兵械糧食玉藥陣營等の豫備無之候ては不相濟、別して急速に勇邁英果之總元帥可被命候。乍恐主上、公卿にも今日之如く、優悠不決にては、神州之沈淪益甚く、結句因循と申條、關東之方規格有之候樣奉存候。右戰和之二字、廷議は何に向候哉、尊慮は如何御座候哉、列侯之赤心、達天聽候はゞ、天下無事に治り候御見込に御座候哉と手強辯解仕候處、内府君(三條内大臣實萬公)御迷惑之御樣子に奉伺候。其節種々御嘆息相發、畢竟過日來相咄候通り、西域邊之一策、並後見を被立候事、當今之至計、和戰共此に歸し候は、既に先夜も互に一反覆論究候「義にて、隨分骨も折試候得共、兎角執政邊(太閤關白等)勇斷立兼、實に東も西も同樣の因循に陷り、甚心痛之義に候。内實は此間も兩殿下(關白)へ罷越、種々論辯致　候義に候。既に先日相咄候通り陽明家(近衞左府公)よりも奏聞相成、其上此節左府も格別其邊心配致被居候、唯々指支候者は一兩人に極り候事被仰候故、天慮曖昧にて、亡國之災惹出し候は、此れ無據義にて、臣子包憤箇所も御座候へ共、假令太閤(鷹司太閤政通公)にもせよ、關白(九條關白尚忠公)樣にもせよ、爲人臣天下の

大計沮格仕候ては、痛憤の極に御座候。去れは天下の至計は尊慮にも蓋し歸此一件と、今日迄御確持御座候上は、賤臣最早可申上箇條無御座、誠以御聰明絕倫と奉感服候外なく、此上は何卒、乍恐今一層爲神州、御援激被遊、三公の任御果し被遊候爲に、今一層御辨難被遊方㆓此時㆒天下之至計ありながら不被行は、居㆓其官㆒者の恥辱と申す處、篤と御勘考、かの孟子の言責ある者不㆑得㆓其言㆒ば去と申處、反覆御熟玩被成下候樣、爲㆓天下㆒、爲㆓尊公㆒奉懇願候。其上にては和戰之二字如何御座候哉、此又大眼目之處に御座候。此も先達より御見込御違ひ不被遊候哉、此節は書生輩紛々中立候故、萬一御見當違ひ候も不被計と奉存候と、言上仕候處、夫は過日も逐々申込候通り、同志之內抔には、于今劇論之方有之候得共、於此方は備中申す通りにて、乾度後患無之とも不存候得共、英主良將擇用に相成候はゞ、戰に不㆑至して、自ら外夷懾服可致手段も可有之哉㆓「內地之改革御主人之御見込通りにも相成、御主人君抔天下之大政にも參預り被成候はゝ、時勢挽回之道は是より可生被存候。

當今疲弊遊惰之人民を以て倉卒戰を催候儀難有候。此處は最初より此方之見込にて、即ち初對面之節其許も近時之景勢被說出候に付、心中打明し候通り決て轉換無之、扨不相變反對論者に此上は此方も今一際覺悟致、過日其許被申候內姦を防不申しては萬事掣肘云々、大に適意申候、此處今一層工夫可致、尚又同志へも相談又々面會も可致と被仰候故、此節甚嫌疑強く相成候間、格別御疑惑も無御座節は、度々御目見不㆑宜、關東より御家を頻りに探索仕、賤臣を土州の御家來と心得居候趣にも相聞き申候間、賤臣より言上仕度節は可願出と申上引退。

此頃關東之方探索仕候に、何分京師の固閉には困居、今となり鎌倉時代を如何程申居候ても、無詮申と申居候。車ずみの見詰は如何と相尋候へば、何分過日列侯存御尋被仰出候御返答、關東より來り候迄は、見詰と申候ても無之條申居岩瀨、平山（小監察平山謙次郎）大同小異又列侯

中には心得違之者有之、阿州、尾州、土州種々手筋を以て此表へ內達致候由、爲之廷議も大に六ヶ敷相成り候と申居候。

此節之處、後に相調候へば、傳奏東坊城殿（東坊城大納言聰長）關白殿抔より內廓之模樣御漏し有之候より、關東へも相知れ候隨梅。

上巳　近衞左府公（忠凞公）三條內府公（實萬公）御兩人、朝之御參內にて七時前之御退出のよし。（御參內は其外折々御座候。此日に不限）

此頃太閤殿は殊之外不評判、貴賤共惡く申居候處、關白殿にも何やら關東方へ被對候ては平穩を被仰、御所方へ被對候ては、英烈を被吐、公卿方大に疑惑の由、此義を議奏衆にて御心配有之候折柄、鷹司の太夫小林筑前守と申者、我主君之事に付久我殿（議奏久我建通公）へ罷出、太閤のみならず、殿下にも御兩心有之に相違なし、此邊推て御穿鑿御坐候はゞ、奸猾相見可申旨內密にて數條申達候に付、久我殿四日夕より同夜八ッ頃迄、御論判御坐候處、存外優柔の論のみ勝、此迄素面にて强勢被申張候時と大相違、依て從來御口舌貳つに成、諸人疑惑を抱候間、何分御手强なる御趣意の事故、一方に御片付衆心を一に被成候樣願度と申され候處、其は此方深意有之事にて不出來旨御斷之由、其にては此迄議奏へ被仰聞候次第詐僞に候哉、貴君にも關東方に御坐候哉抔、極口罵られ候處、何分一定之論出不申、依此久我殿始て殿下にも御異存有之、不足賴事御承知に相成申候由、依て五日曉御內願御差出に相成候と申事

御內願之御趣意は、私義病氣にて退役相願候處、格別之特旨を蒙、恩榮難忘今日迄勤來候へ共、當今之義は上下の御大事にて、私才力に不能、且病痾も爾々不仕候故、役義御辭退申上度候。乍去退休して安逸を欲候には無御坐、假令閑散之身と相成候ても、報國赤心は金石よりも堅存込居候趣のよし、此結句にては有趣意事に相違なしと申廷議に相成、其通被仰付候譯にも不ㇾ參、于今遷引致有之、右御願而御同役へも御相談無之御指出のよし、

德大寺殿へ朝五時頃被仰遣候故、其にては不相濟と申、被驅付候處、只今既に指出申候云々にて、大失望のよし。

此より後、廷上之摸樣、奸物は太閤のみならず、兩殿下、兩傳奏（廣橋大納言光成、東坊城大納言聽長卿）なりと申し、公卿方騷立申候。

三月六日粟田へ罷越、靑蓮院宮樣へ嘆願仕、何分廷議相決候樣、相願候積にて罷越候處、過日來御里坊へ被爲成、未だ還御無之旨申居、依て一封相認密疏仕候。其趣意は、當今之事實に不容易御事柄、既に過日來一御寵臣迄主人存込、並乍恐も賊臣見込之義言上仕候處、爲皇國厚心配仕候條、御滿悅之趣被仰下、誠以身に餘感激仕候。藏人（近侍役奉行兼勤伊丹重賢）內密之義は、御目見相願候か又は書取にてと申聞候譯も御座候故、奉恐入候得共、御左右の侍史迄內々書取奉指上候。乍恐近來廷議遷延仕候義、無據御事柄とは申條、畢竟公闕の御隔絕よりは正邪之爭と相成居候樣奉存候。此儀にて彼此日數も遲延仕候はゞ、忽內亂可生、左樣相成候ては、御國內之奸賊跋扈仕て謀叛者も可有御座、夫等より當關東之事異樣御聞込候はば、實に外患より內亂共可相成哉に奉恐察候。主上には御聰明、　宮樣には御相談も不絕被爲在候御儀に御座候へば、兼て御聖命蒙居候、川路左、內々御呼出に相成、東方之見込と御所之思召と御打合に相成、矯枉爲直削、此境　被候樣極內御決定被遊、廷議に不拘、　叡慮にて右御制削之宣、斷然御降勅とも相成候はゞ、天下之人心忽相定可申、諸大名の內通も相止、却て天下淸肅可仕候。乍去川左之義自然御疑も被爲在、先日罷出候御樣の御嘲據にては、彼も赤心は打明し申間敷奉存上候。且又乍恐　宮樣に御定見被爲在不申候ては、彼も屈服仕退者候て盡力は申間敷、御定見之處は、過日之御書にても、三百年來之德川故、其厚誼は於朝廷聖御忘不被遊、依て和戰治亂共賢名之副將無之しては不叶よしと奉伺候。愈其處にて御主張も被爲在候はゞ、誠以難有仕合に奉存候。偖諸大名近來縉紳家へ手筋を求

瞞弄致候樣相聞申候。此似忠非眞忠と奉存候。其故は　天朝を崇奉可奉義は天下一統之義にて、主人抔には兼て　王室之義は格別に存罷在候得ども、今日之事柄に到候ては、眼前之幕府へ不〻盡〻力して、却て内々言上仕候は、畢竟賣忠献佞之手段と奉存候。此輩浮薄之者之爲に御動搖御座候ては、　朝廷之御威光にも拘り可申哉と心痛仕候。此邊は南北朝の節確證も有之事に御座候て、彼朝北夕南重畫を中黒に仕候樣の人々を御賴被成候と、乍恐　皇室傾危之基にも可相成、幸ひ
主上始め德川家御扶援之御見込に被爲在候はゞ、益々衆目を醒候程此處へ御盡力奉希上候。云々。大意認取、伊丹藏人へ相渡（此書は遺留を恐候故、直に御返し奉願、後手に入申候。）歸掛候處、忽還御の御沙汰故、又暫時控居候所へ藏人を急に召に參り、藏人出勤仕、小拙申上候廉々且自分了簡等言上仕候處、暫小拙に控居候樣の事にて無程退出、扨廷議甚御困難に相成申候。其譯は九條關白景況一轉、依之宮樣御相談の處、殊の外御忌被成、傳奏より内々移りを以て宮之御參内指留申候。（此時宮御里坊に被爲在候處、御耳に入るや否、疾風の如く御供揃被仰出、御本坊へ御引取の由）　近衛家も同樣三條へは未だ何之沙汰も無之よし、依之指當り事務は御論不被遊御考之由、西城（一橋公）之義は宮にも格別の御心配にて、既に一兩日以來は。其處のみ御奏聞に相成、今兩三日も立候はゞ、主上にも其御手段御始可被遊之處、爲奸人被離間候は口惜と、只今殊之外御憤怒被爲在候。川左之義は可相考旨被仰候。多分今後は通商と相成可申、萬事關東へ御任せに可相成哉。扨一橋西城之義、陽明家（近衛左大臣忠煕公）轉法輪家、三條公、宮抔は御決心候へ共、關白は南紀之よし、何れ紀より指込候哉と奉存候。乍去宮之御參内表向御指留には無之、
主上には御承知不被爲在御事故、何れ近日には御參内可被爲在、其節は尙又近衛家へ御相談被遊、此一義丈は是非爲遂可申上と申居、依て關東方にも、諸大名より手筋相廻り候儀も、尙又心得居候。至極尤なる事と被仰候。

右十三日認

第　二　號

十四日　前文引續

岩瀨（幕府大監察岩瀨肥後守）原、平山（幕府小監察平山謙次郎）等は、何分當今之上策は西城に有之、此義は何分　天朝之手を假候ても致度趣申合候よし。乍去川路丈は存不相分故充分に評會候。堀田は決心（後に承候へば西丸に致度、左すれは關東の御爲宜くと申、傳奏迄相咄候由）も有之候間、模樣に依り言上可致も難斗、關東へ歸候と、閣官宮妾之爲め此事被障碍候て、不參屆と申居候。此事一兩人慥に内密探得候者も御座候間、此等も御含被下、且川路へは餘程緊しく御說得被下、殊に天下の安危利害之上より明々白々に御申無之候ては、同人納得仕間布と申、引取申候。

此節三條公之御樣子相尋候處、伊丹申候には、至極方正にて物慣れ候御方、宮樣とは御因緣も有之、從來御知已に候。此節之御話合も屢々にて、過日來宮御里坊に被爲入候間は、四五度も御出御座候。乍併公は書生論は不足取、何分不ㇾ戰とも無難に取治候事可有之云々の御說。宮樣は戰を恐れ候ては因循に陷候との御說、此丈は御折合に不相成候等の話御座候。

七日關東方にて平山謙次郎抔、殊之外尾州を罵居、其譯は彼公（尾州は三萬石の處より上り、取り所は京師風の由。か書けん丈、當百にて天下の政事は不出來と申由）西丸之望有之、京師へ阿附と申事の權術。土州内地之義は、色々手段を以て外より歸依爲致、尙又此日了介より爲聞取候處、土州は流石英邁丈有之、少しも惡事内通は無之、却て關東之御爲被思居候權術と申居候。依之大に安心仕候

八日、粟田（青蓮院宮家の事）より今晩明早朝之内可來旨被仰越候故、午時野道より大津迄行き、歸途罷出候處、門前に馬駕有之、此は果して川左也、心中に得計と悅び、夫より伊丹へ忍入候處、今日は未だ退出不致旨に付、稍久待居候、面會の上扨第一に川左如何申候哉と相尋候處、今日宮より川左可被召思召之處、彼より推掛參上申候。依て宮被話候は、今日は此方も萬事打捨、我も（宮樣は奉行にてもソレ々々と言放に被成候）役前を忘れ話致度、

扨捨身之體にて預る事には無之候得共、此宮は近衞寺元にて第一の旦那に候。其旦那より被相賴候一事有之に依て、我れの才智を假て事成就致度如何、無伏藏可申哭かと御問被成候所、奉畏候、私力の所及は可申上候と御請申上げ、夫は何事に御座候哉と申す、夫は外に無之、大樹御病身虚弱に相違無之、依て西丸養君立度旨御臺(將軍家定公の室篤姫君)御方より御賴み、外諸侯よりも申參り候よし、依て何とぞ我に賴度候。此事を備中へも談可哭か、此方之考にては、當今天下之勢を振ひ、諸侯之疲弊を救ひ、夷狄の禍を遠け候爲には第一の上策と存込、近衞申すも尤と存候、我は如何存候哉と御詰問。川御請に御尤至極。宮去らば我と備中と心配可致哭。川夫は參不申、宮何故に。川私共君之病身を嫌、明君を擇立候と、丁度廢立を行ひ候に當り、皇國之大道に背き申候。此一義私共手にては首は落候ても出來不申と御答申上候。宮夫は隨分尤なり、去らば德川は亡びても　皇國は滅びても、我の首は落さぬ見込か。川夫は左に非らず、廢立を計候臣有之時は、　皇國は忽滅亡可申、廢立を謀らぬ臣多き時は、御萬安と奉存候。宮夫は隨分聞へたり、左あれば我等は今日之富貴之爲に、明君は不用と見へたるな。川左樣に無御座候。私共も天下大計急務此に止ると存じ、同志者一統種々肝膽を碎居候へ共、右之廢立に當り候事は不ㇾ得ㇾ行勢、御垂察奉仰希と申候。宮至極尤なり、去れば勅詔に出候はヽ如何。川難有奉存候。宮乍去其次第は如何、我之智惠を假度者也。川其は御使が大事にて關東役人共に於ても　叡慮難有奉拜戴不申しては、却て害とも相成可申、其思召を熟く被移候御方御人撰之上は、御至當不過之と申。宮左あれば廣橋は不叶、東坊城は如何。川不足に御座候。宮議奏は如何。川不足に御座候。宮三條內府は如何。川彼御方は長く傳奏御勤にて御行誼御才辯一統奉感服候。此ならは十分に御座候。宮夫はよけれど此は大臣故、關東へ勅使には餘程六ヶ敷、併尚又勘考可申候。扨櫃(ヒツ)は出來かねど玉が未だなし、其玉は誰々ぞ。川稍久考

居、關東宗室中一橋に過る者なし、是非此に限候と申上候處。宮此方も大抵左樣に存じ候と御話被成候。川和其は扨置和戰之兩字何を取候に哉と被仰候處。川和を取候。宮其に見詰有之候哉。川見詰無之候。宮十年位は亂には成間敷哉。川稍久考候て、今年にも來年にも知れ不申。宮去ば何故和の字に候哉、川其外致方なし、若打拂之命等降候はゞ、私共一同東へ向歸りは申間布候と御答申上候由。其外の義は略之。

右川路罷出候時は、全く宮樣迄御模樣探索之樣に御考被成候よし、偖右川路之說大に害を惹出申候。

昨日即七日近衞家へ關白殿より御參內御指留に相成、續て三條家へも可ㇾ及筈之處、傳奏兩人內府公方嚴を憚御使命受不ㇾ申、其事內府御聞に入り、八日夜俄に御參內に相成、此節は公卿一統へ勅問迄降居候折柄、三公之者參內御指留は不審之至、近衞にも御參內有之べき旨御申越に相成候よし、近衞殿にも同樣之御考にて直接御參內に相成、三公は關白內命位にて指扣は不致旨被仰立候よし。關白傳奏共大に迷惑被致、昨日近衞へ申達候は、聊間違も可有之体被申居候よし。

此日、關東への御返事[illegible]關白殿にて相定候。人心折合之處御詰合之上は、何とも可被成樣無之に付、關東へ御任せに相成候間、尚又御勘考可被爲在旨に相定り候處、右三公激論の騷動にて御返答見合せに相成。

此節九條家の大夫宇鄕大舍人頭と申者大に憤激致し、頻に諫諍申、何分三條公抔正論の御方を遠けられ候ては不宜。此頃世上にては、九條樣を可奉害など取沙汰も紛々有之候。與々爲國家御思慮有之度と申し、涕泣して諫候趣、遂ニ示及申候。

九月、三公始御役人方參內被仰出候處、二條、近衞兩家過日の儘にて不ㇾ引、依て　勅使として寺司右府、二條大納言御兩人御出之由（清華へ攝家三公之勅使と申事は百年來無之と申す沙汰）即關東へ御返事御相談に相成、了て近衞家へも御兩方御出に相成候よし（前條の御返事奏聞に相成候處、左府內府へも相談に及び候やと御尋御座

候處、兩人一は未だに御座候。夫は不相濟、三公不存しては不相成との叡慮なり 其夕三條殿御參内に相成、逐々御論辯、西城惣體の事御建言有之、且一概に關東へ御任せと申のみにては不宜と、御申に相成候處、一統其に左袒のよし、此夜廷議決し兼ね殆徹曉と申事に御座候。

十日、粟田宮へも過日は御參内暫御見合申上候得共、今日は　叡慮も被爲在候間御參内有之候樣、尤格別御手强なる義は御申無之樣にと、傳奏よりも申達に相成候處、宮樣御立腹、此間は止、今は動、一是、一非何れを取候て可然哉、又座主の宮は天下の御無事を祈る譯に候へば、夷狄之事は申上ぬと云事は出來不申、天下太平之御祈禱も可申身に取、夷狄之害程可嘆は無之候。若此邊關白未だ了解無之義に候はゞ、參内は御斷申上候と被仰候故、傳奏頻りに御詫申上、漸御鎭定被成、卽日御參内御座候。

此頃三國大學、小林筑前守兩人同腹にて、頻りに太閤を奉ㇾ諫、何分　叡慮に御背き不被成樣にと切に申上候處、大に御氷釋、依て　青蓮院樣へ小林より以二伊丹一嘆願申上、鷹司殿へ御出之上御說得相願候處、段々之御噺に相成、詰り川路之申す如く、和にても亂之恐有之ならば、不ㇾ如ㇾ不ㇾ和、左あれば、叡慮に可奉隨と一決に相成候よし。此より後は鷹右府至極優柔不斷家にも段々御覺悟相立、大に手强の論に相成、畢竟關白一人傳奏東坊城一人のみ關東方と云事に相成申候。關白は矢張御舊說御主張の由。此の日關東への御返事奏聞相成候處、何分關東へ御任せと申文言未だ不ㇾ離由、依之一統不服申立、廷中大騷に相成、何分長崎箱館之外開港不相成、下田は幸ひ彼より不便申立候義故、開港可申旨に相定り候由。

右十四日午後認

今日江戶表へ西城一件に付三日半之大早差立候。

十一日　二ヶ所之外開港不相成旨の結尾に、矢張關東へ御任せの文字有之、三公始一統不服之處、太閤大立腹、何分夫にては太閤丈の存意は別段關東へ可申遣と云事に相成候よし。關白殿には一旦奏聞に相成候はゞ、仕直すと申す例は無之と申主張被致候

よし。自此逐々大爭に相成り、公卿八十八人訴出、十二日には九十三人に相增、何分太閤存意通りに相成候樣懇願之趣に御座候、關白も此に被困候哉、右書付は尙又及熟評、書直し可申旨、一統へ御申の由、夫にて一旦の騷動は靜り申候。

此日、太閤より東坊城へ退役願差出候樣、內意にて被申附候に付、無據辭表差出候處、關白被申候には此節退役には不及、此表は內覽不致とて御戾しに相成候由。然る處又々太閤存にて、當分參內御指留に相成候。依之太閤逆鱗解候迄東坊城參內不出來事に相成申候。右東坊城は初より關東方と申事に御座候。內說には、條約通り被仰付候上は、太閤へ一萬金關白へ一萬金兩傳奏へ一萬金と申事も傳奏の取次の由。又其節兩傳奏千金づゝ貰ひ候よし。又過日關東より、人心居合之義は御請合可被成旨、御返答有之候は、全く關白傳奏より內々申含有之、箇樣申遣候と、御所の方にては、致方無之と云事、及密話候事と申居候。(此儀は候と申)誰人か關東より內通致

十二日、先前支同樣、前代に三國大學より、高橋一件に付種々懸念の譯、且尾公其邊之望も有之由了介へ相噺申候に付、此日初て面會致し候所、追々疑團融解頗る一橋公之御爲盡力致候樣に相成申候。

久我家は紀州主張、其故は老公を推込候爲、關東方にては一橋公を主張致候也と申居、大阪有志も此說有之よし。

橋公　　君上抔は、全く關老同然と見取候處往々有之、其譯は關東役人輩に罵立候故に御座候。

一、今十四日、粟田公よりも三條家より罷出候樣被仰越候故、三條家之方へ罷出、粟田は明朝の方に留置申候。

右十四日晩認

(前書の補遺)

一、二月廿八日、關白への叡慮にて、太閤義退役願可差出旨、御內々仰被含、即同日鷹家より辭表差出に相成候處、議奏一向承知

不致、此節は一人の內覽も二人に可致答、然るに兩人を一人に致候ば如何と申、强勢に論透し、于今御決評無之。

其中正邪換ゝ地候故、辭表は當今棚へ上り候勢。

（同補遺）

本月四日夕、三日半早飛脚關東より着、同五日傳奏兩卿、議奏萬里小路、堀田旅宿へ御引迎之處、人心折合之義は關東へ兼て御任せの義も有之候間、御請合被成候間、被安宸襟候樣、云々との御返答有之候。

先達以橫山內達仕候、列候赤心御尋之義は、、先此にて押切候臆梅に被考候。

今日十四日等は頻りに關東へ御返答振御評議有之、夜分迄御用掛御參內御座候。西城も餘程指寄候樣子、鷹之功能も愈相現可申侯。

（前書の別書）

午三月四日、三日半之急便にて關東より申來、翌五日閣老より傳奏方へ被達候書付、

今度爲　御使上京の上、委細傳奏衆を以て被及奏達候處、去月廿三日兩卿並議奏衆御自分旅宿へ被行向。此度之義深被爲惱　叡慮候。至此期候ては、人心之折合國家之重事に候間、御三家以下諸大名之赤心被聞食度、
思召候。今一應被下　台命、右所存被指出被入
叡覽候樣、關白殿、太閤御沙汰之趣書附被相渡候に付、右書付差越到來候、則及言上候處、
叡慮之趣御尤之御事に被思召候得共、人心折合方之義は、如何樣共關東にて御引請被遊候間、被爲安
叡慮候樣被遊度被仰出候間、此段傳奏衆へ早々可有通達候。恐々謹言。

三月朔日　脇坂中務大輔

久世大和守

松平伊賀守

堀田備中守殿

別紙

內藤紀伊守儀病氣不參中に付、連名不仕事候

別紙

去月廿三日被相渡候御書取之趣、則關東へ申上候處、別紙之通り被仰出候間、其段御心得宜　奏聞可被有之候。且又右一條逐々時日相延候內、亞墨利加掛合差縺候歟、或は英吉利船等致渡來如何樣之混雜を生し可申哉難斗、左候ては國家之御爲甚以不可然候間、可相成候はゞ、早々御沙汰有之候樣仕度候事。

○安政五年三月十五日森寺因幡守より先生への書

連日欝々敷天象御坐候處、彌以て御安全珍重奉存候。然者昨夜御參殿被成候處、未だ御退出無之御引取之趣、然る處、右御用に付、今日朝之內御參殿御坐候樣被仰出候。仍此段御通達可得御意旨に付、如斯御坐候。以上。

三月十五日　森寺因幡守

橋本左內樣

○安政五年三月十六日三國大學より先生への書

愈御強健被成御勤奉壽候。然者昨日來一寸得貴顏度儀有之候處、不得閑暇無據今日に相成候。尤貴御都合宜次第に候間決而御案事に不及、何卒御安心にて、鳥渡御光來被下度御賴申上候、晝之內御都合宜敷候はゞ、薄暮より御出被下候ても宜、手元用向繰合勝手有之候へば、今日之內御勝手刻限御申越可被下候、有得貴慮度候、草々。

三月十六日　三國拜

桃井仁兄

座下

○安政五年三月十七日三國大學より先生への書

芳墨忝拜閱、夜前は御光賁を得、緩話大慶之至。就夫御叮寧之御紙上反て縮入候。扨明日鵬岸一會之儀

御細書御尤千萬、實は小生も色々繁多に付、今朝に至り候ては少々當惑仕候位に御坐候。依て御心腹之處忝領承仕候、重て又々御相談可申上候。扨御密啓之儀是亦御尤千萬、小生抔にては彼三ヶの事件を被仰出候得ば、異儀無之哉に奉存候得共、又々思召之處を以て、夫々御內儀に相懸覽可申、即是より參殿之積りに御坐候。其上にて異樣之儀も有之候はゞ、早々御內々御洩し可申候。先は取込亂毫御仁免奉希候。草々。

三月十七日　　三　稜　々

桃景岳賢兄
　　貴答

○安政五年三月十七日京都越前邸內役所より先生への書

呈西御小屋　　從御役所

少々御所勞之由、折角御保養奉拜禱候。爲差拜面可仕用事にも無御坐候。先刻廣橋樣御役方より、御續柄之因にて、書狀を以、東坊城殿儀、今日傳奏御役被爲免候由、申來候に付、御心得迄に申上置候事に御坐候。仍而寸楮謹啓仕候。頓首。

三月十七日

○安政五年三月十八日本多越藩執政より先生在京中一條大納言實良卿之諸大夫入江等への書

一筆啓上仕候。大納言樣益御機嫌能被成御座奉恐悅候　隨而各樣愈御堅勝被成御勤珍重奉存候。然者今度御賴之筋有之、橋本左內と申者御地へ被指出候に付、參殿仕候はゞ、御聞取之上可然御心配希上候。右御賴爲可得貴意如是御座候　恐惶謹言。

三月十八日　　本多飛驒
　　　　　　　　成煕　花押

入江雅樂頭樣
難波越後守樣
若松杢權頭樣
保田山城權介樣
堀川左衛門大志樣

○安政五年三月十八日越藩伴圭左衛門より三國大學への書

過刻は尋貴墨候處、折節出勤留守中、只今歸宅拜見仕候に付、御報

延緩御高恕可被下候。中根氏書簡御傳達正に落掌、御面倒奉謝候。書中之儀は、如仰一介書生之論、採用不致樣之義而已御坐候。又如御察　君侯御赤心は今度勅問に言上に相成候趣、左候へば因循之御所置にては無之事奉恐察候。併右書狀は八日出之處、矢張右樣被申越候位にては、今度關東よりの御答は御承知無之事か、疑敷事に御坐候。尤委細は後便と申事に候間、小生上巳出之狀幷貴所樣之急報相達候上は、萬縷細答可有之と奉存候。先は右御請迄、草々不乙。

三月十八日　　　伴圭左衞門

三國大學樣

尙々御封箱還璧、御落掌可被下候。以上。

○安政五年三月十八日慶永公手書

大學へ被下候御密翰

先日來家賴伊織より申談候通り、西城之義は實に幕府之急務要策と存込候得共、以二德川之家事一奉レ汚二殿下之淸聽一候も恐縮之次第故、是迄致猶豫居候へ共、近頃之風聞にては南紀より執柄家へ先入有之候由。當今之御時節、右等之義により萬一英明之獨梁卿を差置、此選外人に歸候ては、列藩之失望は不及申、乍恐皇國の御爲に不相成。於我等も奉對天朝申譯無之仕合に可相運かと存付候故、不顧小嫌、愚衷幷事情爲及陳啓候處、其許より小林筑州方へ被及談判、筑州方格別之厚意にて、早速配慮を被盡候、殊に殿下御舍に相成御沙汰に御坐候條、爲天下致恐悅候。今後は何分殿下囘天之御盡力を奉仰望候より外は無之候間、右南紀之先入を解候は勿論、所要獨梁公西城御養君に被成候樣、我等報國之赤心年來懇願之趣無漏落御披露之程、尙又厚賴入存候。此頃外事之御所置一從云々に付ても、此一條當に[illegible]相定候ては衆論無所歸、[illegible]有　叡慮も御坐候ては相濟申間敷儀と、[illegible]重苦心致居候。尙小林筑州方へは段々不一方御苦心之儀、早申[illegible]候樣賴入存候。要事のみ。早々不具。

御名

三月十八日　　御花押

二陳。時下保重是祈。扨追々前文之光景に相成候も、畢竟爲[illegible]盡忠歎候條、恰拭感涙申候、不一。

○安政五年三月十八日在府中根

參政より在京先生への書

橫山生罷上りに付、一筆致啓上候。春暖佳入節、上々樣益御機嫌能奉恐悅候。隨て愈御安健御骨折之條、貴勞之至不堪遙想候。今朝指立候好便に何かも指出候に付、何もなくなり申候。其表の風聞纔態正邪易地之樣、更に隔境にては難得解、何分太閤殿下御正論に歸候はゞ、關東の御都合御宜可有之と賴母敷被存候。關白殿下の因循に流れ候附燒刄之綱織なりも可有之候。黃金鍛にてなまりには無之哉とも被存候。西件も紛論蜂起之由、關東有司輩の內にも

天威を奉假度説も有之由、吾公初を因循連中へ座せられ候ては、如何にも不堪憤激候。右等に付　御謙遜之御箇條には如何候得共、情實不明にては御汚名と申他より幕府の爲にも不相成、橋君さへ寃に　被座候條、御心付にて三國大學へ御面會、同人大和魂を發し周旋盡力且鷹府之家司小林筑前守と申合せ、殿下之御前へ繕ひ、雲霧漸く消散に及候得共、老兄も無證據之按梅にて、御迷惑被成候由、如何樣と御察申。乍併大學心配にて、兩件丈けは、可達　天聽と申處迄行屆候由、不容易艱難越踰御苦心御察申候。此上の御都合萬祈千禱罷在候。

一、今午後御預所一件に付、永井玄蕃方へ罷越、初て應對、水竹と別て同志なる筈にて、氣象能水竹に似たり、初對面より舊識之如し。去十二日附飛札昨日到着、十四日五日六日、三日の內に樓閣致參內樣被仰出勅答有之哉之趣、右に付種々廷議探索之所、何分此度之條約不應　天意候間、總て止めにいたし、別段御國威相立候樣に仕直し候樣、乍併夫も六ヶ敷事に候はゞ、別段諸侯之內何時にても打拂出來候向へ應接取扱之儀、降　勅可有之との事の由。仍之錦地の評議にては左樣之儀被仰出候て、どこまでも辯解すると申樓閣之息込之由候へ共、川岩は危踏候由、此表にて誠心配いたし、是程の事承りながら默止にては不相濟、何かな良策を出し、此表よりも力を添度と申評議有之、今日閣老へ申達筈、玄は蘭客へ爲應對早退出故跡は知らずと云。○西件も手を替へ品を替へ申立候得共、何分備中々々にて埒明不申との物語也。外に異條も無之候。○横山生へ五十兩渡し申候。其表にて十兩御度し金有之由に候處、此度三兩渡呉候樣との事に候得共、ちと過分に存候故、無據節渡金之內にて取賄、京着之上及勘定候樣申聞置候間、此段御承知可被下候。○何分此表も色々風說も有之、甚だ心細く候間、其表も折角埒明御歸東のみ相待申候。錦地之御苦心は察入候次第、乍併大學の憤激は大に好機と奉存候。永玄より夜に入り歸り直に上舘、二更歸舍、燈下走筆亂書

御推覽可被下候。餘は期後鴻候。早々頓首
三月十八日　雪江
景岳老兄
尙々時下爲國家保重是祈、
一、明日は　大將軍越中島へ御成有之、當管用六方管とか申事、畢蘭に音を聞せ候積りと相見へ申候。以上。

○安政五年三月十八日在江戸中根參政より在京先生への書

去る九日横山猶藏着の儀は、十一日發水府之好便を託し、語を以及報告候事にて、定て御承知と奉存候。賢兄上京之儀、安島へは御國行と申掠め置候處、平岡より洩泄に及候故、無據打明候事と相成申候。明十五日安島氏此表出立上京に付、同人へ託し呈一紙申候。先以　上々樣益御機嫌能奉恐悅候。隨て愈御壯健之由爲國家欣幸不啻候。扨御地之形勢人物之品藻に至る迄、詳明悉備之御書面共、恰も如在錦地心地にて、再四論議、或は嘆き或は憤れ或は歎ひ或は憂ふ、實に感慨百端不ㇾ知ㇾ所ㇾ言候。猶當へ御申合之趣も猶又承個、愈事情を盡す事を得たり。君上にも日々御待兼之事故、早速申上げ候處、乍恐御同樣之御儀にて、實に御驚愕之至に御座候。其他樞政初同志之面々へも爲内見候處、何も驚愕漠然殆面色無之候。九日には愛軒、桑山、萩原、原抔同意にて、畢水之花見に出懸候迚、君公は岡州公へ被爲入御留守故、早退出大樂にて出懸候處、常盤橋上にて御舍弟網子に逢ひ候處、如何して承知か横山歸りたりと石原へ咄候由、夫より石原頻りに闘心にて、畢江も中之郷も勿々一過同行を促し、茶も多葉粉も飲ずに罷歸り、歸途直に拙舍へ參り、如何々々と詰懸候に付、荒增相咄候處、當惑面に溢れ快々然として罷歸候。翌日書狀一見にて猶更茫然不平、其他も何も望洋の浩歎を發し申候。扨君上にも種々御考按被遊候處、隔地の儀共と申、錦地の儀は賢兄御遣し置候故、實に御安心に候得共、關東閣中の形勢近來御手指し無

之故、如何とも相知れ不申、降勅之有無等、風聞は色々有之候得共、不ㇾ足ㇾ取ㇾ信故、參考にも難相成候。右に付例之水竹へ一と御相談可被成との御儀にて、十日朝退出より直に罷出られ候樣、小拙より申越候。此日折惡敷田安四ッ谷邸へ文學考課爲見分罷越由に付、四ッ谷へ手紙持參候處、歸途直に罷出候處、既に薄暮なり。水竹之事故、御書面其儘爲御見被成、意見御尋の處、竹も條々顰眉にて、是程之儀とは不及承、何か彼是失策にて遷延と迄は致承知候得共、豈圖らんやと愕然たる有樣にて、御即答何分申上兼候由にて、良久沈吟、備中は斯くあらんかと恐懼致候處、果して如此關東の御恥辱無此上、扨々殘念千萬なりと殆んど落涙の體に有之、扨申上候は、私當時の勤務にては曾て致方も無之、又閣中の事情を悉知不仕儀故、策略勿論無御坐候、乍併深考仕候處、京地裏面之狀情如此なる事を、海防掛りの面々抔悉敷致承知居哉如何か難計、御承知之同志決して疎忽無之者に候へば、永井玄蕃へ極密相謀り見候より外は無御坐候、夫に付ては此書面無之ては致方無之間、書面中彼是嫌疑忌諱に觸候箇條も相見候間、此條は除にて御寫しに相成、私へ御借し可被下、夫を以內議仕見申候ては如何と申上候、尊考の所、先々其邊も可然と思召に付、其ごとく爲御任にて、此夜は罷歸る、翌日早々此方の嫌疑或は忌諱に涉り候條々除却にて、書面寫出來、八ッ時過水竹方へ拙持參す。扨猶又申談候處、今朝於營中鳥渡玄蕃へ逢候て及一應接候處、何分彼地の模樣第一

天意何とも難計別に手を出す事は猶以出來ず、御催促は決して出來ず、唯々可惜光陰を空く閑過實に歎息之極と申越、且異人も定て可致出府候得共、京地より否之儀申來候迄は何樣申立候共、一條たり共約束がましき儀致間敷趣、嚴敷抑止申來候由。且又諸侯赤心

勅問之儀、一應は於京地櫻閣（佐倉幕府閣老堀田侯）より御答へ御申上濟候得共、猶又此表申來候て、則舊冬之建議取揃

へ、急便を以て廻しに相成、之にて相濟候得ば、重疊の儀、何分甚六ヶ敷樣子に候得共、此表にてはとんと致方無之、畢竟大全權の櫻閣股肱服心を引連れ上京にて、萬端於彼表奏答裁決相濟候積の仕組故、此表より仕出候事迚は一事もなく、又隔境之事故、見込も更に付き不申申來候事の受拂ひを致候迄にて、一向無術の由、歎息に付密々　吾公之御陰忠之儀申聞候、大に感激に付水竹より猶又申談候は、先日來越公の手より後宮の始末、外藩の事情等海防掛の耳に入り參考に相成候數多有之越公の此事あるは、別に爲をする所あるには無之、唯天下之爲のみにて、實に忠誠の至りに候得共、是を惡察邪推致候得ば、又如何樣の儀にも被成取候譯、彼公に於ても此邊は甚懸念に被存候趣なり、乍併至誠難息、種々勤勞有之事候處、是を彼是と周旋致候。吾濟において機事を洩し、密議を顯候樣の事致出來候て、啻に彼公へ對し不信義なるのみならず、吾儕に於ても天下一箇之忠良候を失ふ、其罪無ㇾ所ㇾ遁。其邊は如何心得候哉と申出候處、永立云、夫は申迄も無之事にて、彼公の爲に暗に援助を得る事數件なり、決して彼公不都合に相成樣の儀は誓て致間敷旨に付、さらば密書も申下げ可入披見と申候處、何分一見致度、乍併此に一つ申置度は、右書面拙者一人にて拜見致候迚、何の役にも立不申候へは、何れ同志の面々は披見可致儀夫にても不苦候哉との事に付、夫は前文の[illegible]意不間違候得ば、宜との事に付、猶又書面一見の上見込之處も承度と申候處、唯今指當り見込も付兼候得共、何分此表にて、如何程委敷相知候ても致方無之候得共、相心得有益の廉も有之候はゞ、矢張京地之方へ指遣し可然かと被存候旨申聞に付、其儀は兎も角、何分披見之上可申談と啗置候由、物語に付、小拙申出候は、如何樣此表切御承知にても被成方無之と申も御尤の儀、夫に付、猶又越前樣御意有之事候ひき、夫は書中にも有之候、青蓮法親王之御儀にても殊の外

至尊へ御咫尺にて、御説も被行被成候得ば、此宮へ

致親炙候と、事の次第により、天意伺候儀出來申間敷ものにも無之、此宮へ左内拜謁之儀は書中にも鳥渡有之候得共、猶又猶藏口上に宮樣には主人の添帖さへ致持參候はゞ、御逢可被下旨候へ共、越前樣には別に御用も無之事故、御書は不被遣御積りに候得ば、もし又有之候ても御答可有之と御見込被成候はゞ、蓮宮へ御書被呈左内御指出に相成候て宜候、此段永井君等へ御傳へ可被下と申處、如何樣左樣に相成候得ば、同じ御周旋も公然と相成御都合宜との事に付、猶又小拙申出候は、如何にも公正成方願しく候へ共、さらば越前樣之御方、海防御掛之内御呼立にて、京師の探索如斯徒に新聞を樂み候爲には無之、時宜により天下の御爲にも可相成哉との積りにて、書面の趣にては、頗公邊にても御艱難之儀と御察、例なれば直樣閣老へ致持參候へども、餘りに櫻閣の拙劣を認有之故、如何にも閣老へ難指出候間、各方へ指出候間、參考の一助にも相成候はゞ、本懷の至、閣老へ被入披見候儀は、時宜斟酌に任せ候樣と申趣にて、御渡被成候ては如何に可有之哉、乍併左内探索之趣縉紳家へ相響き候ては、唯さへ疑念勝に相成有之處故、左樣に相成候にては、最早相叶ひ不申、越前樣迄も甚御汚名にも可相成と、其處懸念之段申候處、如何樣其策も懸念も尤に候得共、何分極密之處、玄蕃と篤と及熟談、其上にて御左右可申上と、不相變誠實に周旋可有之趣にて候なり。(十四日)今日迄いまだ何等の沙汰も無之候へ共、いづれにても閣中の模樣は此手より相分り可申と被存候。其上にて委細の儀猶藏へ申含指上せ候樣可致積りにて候間、其積り御心得可被成候。近來閣中の模樣も水竹物語の通り、京都の儀は諸拂ひのみの事と相見へ飛脚の往復の節には退食も遲刻相成候得共、其間は例格の通りにては一段と靜謐に有之、越中島調練　上覽の沙汰にて賑々敷、閣老も皆々乘切にて被罷越候。

一、櫻閣邸中にて此度御用無難相濟候由にて、藩中へ祝酒賜る由、大七(越藩知邸大道寺七右衛門)行合せ承り慥なる

事なり。又川司農用人より此表知己方（名は不見）へ遣候書面を、水府にて見たり、是も御用無難相濟、當月中には可罷歸との書面なり、何も都下の人心鎭定の拙策と相見へ申候。可笑可歎、此手際にてはおもひやられ候。

一、西城の事も海防掛よりは頻りに申立候樣子、何分內勅等無之以前の建言を致立張候得共、上闕之兩閣（閣老松平伊豆守上田侯同久世大和守關宿侯）は何分櫻閣政府の上ならでは、決して定議無之趣にて、海防掛之面々愈以憤激す。先日も永支餘りに極言して、上閣聊怒氣を含み候程の事の由、依之聊手を緩め候得共、又々堪へ兼闕閣を責付候處、いつも々々篤と含居る、何分備中罷歸り候上の事と相成有之由、是は上田へ申候て五日目の由。右之如く切迫に致上言候得共、壅滯依然の由、夫に付ても櫻閣の歸東一日も早くと跂蹺罷在候得共、其表の次第中々左樣の運びにも無之、御發駕は最早六十日以內と相成、何やらかやら心志擾亂致候。尤備中殿歸東も後れ、西城の儀も遷延相成候得ば、御發駕も御指延之思召にて候、右樣成此表の形に候て、相考候とても、たとひ、天朝にて如何程御勸め　叡慮諸事何樣之御書有之候共、其人を得ざる內は決して難被行勢にて、將軍家並三家御家門上洛云々の儀て、中々見詰無之、尤左樣相成候ては、櫻閣初めは切腹道具と可相成候、將軍の宰臣に腹を切らせ、將軍並御家門御睦立は如何にも　天威嚇然とも可申哉に候得共、上洛した將軍は堀田に千枚も覆輪をかけたる如く、三家御家門は川若の圓熟練達に勝るべくとも不被存、武家惣て長袖に推倒され可申候。如此して政令　天朝に出候樣に相成事候へば、まだも宜候得共、夫も迚も見詰のなき事候へば、詰る處は倒された武家が引起、塵砂迄も拂ふてやつて中直り位の事、倒されたるに奮發して大力を發候得ば、宜候得共、表は位力押負ながら裏は快々と不滿の念を含み可申は必然の儀にて、公武の爲にも天下の爲にも相成申間敷候。正論家の說の如く眞直の力きゝ候へば、宜候へ共、行ぬ

は前文の次第にて、中々以脱然たる儀は萬々無覺束事にて候、關東を挫折せられては、股を切つて腹に充つる譬の如く、　天朝の威も隨つて折け申候。海内の政權を掌握せられ候大將軍遙かに上洛故に天朝の威も輝き候にて可有之、八判を以訴訟人を奉行所へ呼出す體にては、敢て　威光とも不被存候。畢竟右樣の過論も年來　皇威の衰頽を憤懣致候、京出生の議論雲上迄も逆上候。關東失策之釁に乘して一時に發動致候事にも可有之と被察候。然れば歸する所京出生の爲に將軍も三家も上洛させらるゝも同然にて、武辨の恥辱無此上儀と不堪憤激候。如貴示　天意おいては、　皇夷の別を被正度至善至當の御儀勿論候得共、媚を媚候激論は甚だ事を謬り機を害し可申と致歎息候。又賢兄の三條公へ御說諭の如く、堀田を輕視之爲に時を費し候儀も無益と申、何分覇府之全權其位に當り被居候内は、愚は愚なりに相應勤まり候樣に御取扱ひ又　叡慮は元より諸卿の僉議も有丈け速に問答に相成り、其問答之愈分

らぬと成候はゞ、櫻は中歸りいたし再評するとも、兎も角も可相成應接の上不都合あればとて役に立ぬと打捨置、將軍の上洛三家家門も上京と申は不ゞ穩儀にて、畢竟人心の動搖に拘り、迚も出來ない相談に時日を費し、人氣を騷がし、一日も日本國の爲になる事は有之間敷候。關東開府以來政權は爲御任置候事候へば、何の廉に御不審の儀は何遍なりとも御詰問有之べき事勿論にて候得共、政事に預り上洛等の橫合事を失策の弱みへ附込、御難題に出され候ては、關東にても是非不平を抱き候運びに可相成、是も德川家の事を被懸　叡慮御介助之　聖斷に出候事に候へば、此一條事濟の上被仰出候はゞ、難有儀とも可申か。今之時に當ては公武の爭端を、公家より御開き被成候姿にも被相考、詰る處御双方の御爲めに不相成樣可成かと甚恐懼致候。外夷よりは內地と申居ながら、看す〳〵內地の混雜にも可相成儀と被存候。櫻の愚拙も餘りに迫られて、窮鼠猫を喰むの大棒を出候はゞ、公家にても隨分もてあまし候位の

事は出來候よふにおもはれ候。堀も能加減に申歸りてもいたし、儲君を立警衞の任を定め、畿内之湊を除きて上洛言上に相成候はゞ、大抵一段落可相濟事と、其上にて日本國大變革の制度を被定、此度こそ儲君御上洛なれ、三家家門上洛なれ如何にも可相成、東西に定策なくして、　至尊と將軍公卿と諸侯と熟談に相成候迚、一つも埒の明そふ成事は無之、關東に罷在候得ば、右樣の心地いたし申候。尤其表之事情も詳悉承知は致し候得共、東に明らかに西に暗きは不及是非事に候得共、愚說御參考の一助にも相成候得ば、重疊の事にて候。

一、安島氏彌上京と相成候に付、昨日(十三日)申來り罷越、機密用之引請茅根伊豫之助へ引合せ有之候。此人御小姓頭取にて、與御右筆組頭兼帶にて、年三十四五、形貌三岡石五郎に似たり、文學は當時の巨擘之由、人物も又上等の由、沈實にして才力に乏しと云。如何にも宜敷人物にて、沈着篤實漏泄等の憂は爲さそふ成人に御座候。此席上にて京地之論判に相成候に付、拙は、何分於錦地賢兄へ示談之上、川司農とも面會、且櫻橋の諸賢とも大體は元より、久我等も御親朝之儀に付、公武の和熟を、是は正面にて一周旋有之ては如何と申出候處、隨分得意にて、何分於錦地及面晤度趣は、賢兄より拙生迄申遣候樣、懇々依托有之候間、其段御含、申込も有之候はゞ、御面會可被下候。

一、水竹へ御書面類被仰付候節、書面之譯起如左御咄なり。無據節は何方へも同斷御吹聽の積り、土州侯へは御越し書面之儘被入御覽候。

橋本左内儀原書取調の儀に付、大坂表へ差遣す用向有之處、此節之儀故、京地へも罷出、三條公諸大夫森寺因州は、左内先年遊學之節より知己に付、同人方へ罷越、三條公の御染筆願に托し、御逢ひ相願ひ御咄の都合次第、此節の樣子探索出來候はば、精々伺取候樣申付候。其他も懇意も知己も有之事に候へば、手廣く致探索候樣申付候。土州は三條の姻家故、同侯よりも添書を貰ひ爲持遣候。右

之趣に御披露候間、此段御心得置可被成候。是迄は去る十四日に認、十五日立之安島へ託候積りの處、安島は伊勢へ廻り當月一杯に京着とのこと故夫にては猶藏の方早く相成候はんと被存候故、安島へは草卒の一書指越、此書面遣候儀は相止申候。是迄は其御積りて御披見可被下候。

是より十六日認

一、十四日夕水竹より内書來る、其儘相廻し申候。是にて水竹永玄へ書面相廻し候ての應接の次第、且蓮宮へ御書被遣候運びも御推察可有之候。永玄へ御逢幷御呼寄不宜譯は、後條に記し申候。　蓮の御書は横山持參候筈。

一、十五日御登城有之、土丹へ御逢の處、同人抔も京都の事更に情實不相分、當惑のみ、何分詰る處は御家門方の内、御前抔御上京不被下候ては、埓明き申間敷と申見込の趣被申上、閣老は更に無策一事之廟謨も無之、空々京便を待而已の由。

但去る十三日阿州侯御呼出、但御願の上今日御禮御登城なり。此節柄と申、西城之儀も有之、何分備中殿歸府迄、御滯府相成候樣被成度趣土丹へ御談しの處、土丹も甚御同意の由にて、快意引受、上田へ申達候處、今日と相成候ては迚も六ヶ敷趣被申聞、土丹失望なり。此節上閣疳氣募り有之由、海防邊にて噂致し候由。右に付再應鵜殿民部へ御談、民部より關閣へ相伺候處、是は隨分聞請宜御暇申上候も、上旨にて御指留は六ヶ敷候得共、越前手元にてやる事丈けは御聞置可被成との事に付、其段阿侯へ御咄御差留之處、阿州侯には内實大御歎候得共、御家來幷御國元人氣落合兼譯有之由にて、夕方御出にて被仰立御譯合無據儀にて、強て御留は難成、彌十八日御發駕に極る。

右同日水竹へ御逢の處、御書面　熟覽の上猶又相考候處、書面猶當り障り有之候に付、其廉々を除き、玄蕃手にて寫直し、何方よりともなく手に入候趣にて、閣中へ差出し候積の由、尤例の同志へは御家より出候事も及内話候積の由、其上にて猶も差略を加

へ、上京有司へ相廻し候積之由。玄又曰、閣中一策なく、更に關心なく、總て櫻閣へ委任にて、官様に相成にて可有之と申程之事に有之由、策を出さふと云様子も無之由、玄の策は於其表二百年來御渡切の政權へ御手を入れられ、時會の遷延も御頓着無之様にては、以來共關東において所置難致候間、將軍の職御斷り申上度と棒を出すか、又は備中殿は能加減にして被引取、　勅使下向之節諸件持參有之様にいたし、此表營中に於て諸侯列座にて、實祿の武威を以て壓縮しては如何抔の激談も有之由（私言長策にも不被及候得共。閣の無策には勝るべきか）玄之御逢を忌候は、近來海防掛り連中餘りに頻りと西城件を申立候に付、上閣抔大に厭聞候鹽梅にて、其邊よりして土丹は越前初諸侯を後援として申立、强き様の説有之不當りの由、右故玄蕃抔も殊に嫌疑を避け候事の由。御手前へ罷出候へば、老中へ耳打不致候ては不相成、營中にても耳目を恐れ候故の由、右に付鞆負被指出度趣御談の由、

一、同日夕水竹より内書來る、京地え書面遣し方、且老兄岩肥へ御引合有之様との事、其外違嫌候事抔惣て書面にて御承知可被成候。

右に付相考候處、川左と同志中にても矢張忌憚致候儀と相見候。乍併川左は出立前之御手續も有之故、此度老兄御名元岩肥へも、立蕃より申來り候程之儀故、川左へ覆藏に相成候ては、今後の御都合も如何にあるべくやとも被存候に付、川左へも御直書一封相願、御案文添へ御廻し申候。此等當否は更に難斗候得共、間案文之趣御承知にて、川左へ御指出に相成候共、又は御指扣に相成候共、夫は錦地之御都合、老兄の御手心次第に候。其上は卿思召も不被爲在候間、取捨共に御存分に御取計ひ被成候て宜候。岩肥へ御交通の儀も、是又右同様如何様にても宜候。川司農へ御書は横山持參の筈。

一、蓮宮、廣橋への御書、假封月付斗、御案文添相廻し申候。其外添状共相廻し申候。

一、三國大學（不用）よりも書状遣候に付、來状寫書翰案文添相廻し申候。來旨心持斗りにて空論に付、卿詞

說の積りにて返書認候、彼是激切之儀も相認候得共、此節錦地の支吾に相成候ては、いらざる事、草を打て蛇を驚かす譬候へば、兩樣御斟酌にて、平穩激切いづれにても御取舍之上御達し可被下候。

一、今朝阿侯一件に付、鵜殿民部へ御使に罷越候次第に京地の事承候處、兎角六ヶ敷樣子にて、心配との事。乍併五日立飛脚着、是には同日夕兩傳備中殿旅亭へ行向ひ、談判有之筈、存候はゞ、大方勅件にも可相成哉の好音に付、歡ひ居候處、其後は音信更に無之、さすれば又六ヶ敷議論でも致蜂起候かを案じられ、此表より樣子問合の急便指出候由、京地へも諸家より夥敷探索方指立置、旅宿等も拂底の由。其者より虛實打交り種々の雜說申越事故、此表も誠に紛々困入候との咄に付、如此荏苒兼旬、例の一件も愈遷延、何ぞ良策も無之哉と承候處、此人は閣老同樣更に無策の樣子にて、されば備中殿初彼地にて引請取扱候事にて、此表は唯 沙汰を聞て愛 喜する斗り、更に致方は無之、堂上も夷人の不得止事は相分候へ共、下地の不平を持出御樣子にて、困つたもの位の咄しにて、致方も無之咄しにて候。閣中の樣子は、猶又玄蕃へ罷越、今一應事情相探り度積りにて候。

一、此表にては如何にも別段致方も無之に付、先つ有等の所御參考の一助にも相成候へば、重畳の事故、横山生は一兩日に出立可然と相決し候。十六日の事なり。

一、金子は横山生へ五十金相渡し申候。今後の密使五市(堤五市郎)可然の筈、是も心得居候。野淵(野村淵藏)御もてあましのよし横生よりも承申候。

一、列侯赤心於此表御尋有之節、御建白の御趣意は申越、如何にも御尤御同意に候。乍併前文にも相認候通り、此表にては御尋無之故、來諭之趣は帳中に秘し、重ねての御用に可相立と奉存候。

一、建儲 勅に出る事、色々相成り候樣子。最早櫻初飽迄雲上の横柄に致恐怖候事に候得ば、たとひ 勅無之とも決して棄置候儀は致間敷かと被考

候。不棄置相定候と見候へば、　勅は無之方儲君之御身に取り、向後の御心持は御宜可有之候、けしからぬ所にて、

天恩を被爲蒙候ては、　恩にきせられ候。後弊難斗と奉存候。君侯御上洛にも可相成哉と、萩原抔彌增に工夫呻吟の聲如雷に御座候。愛軒も桑山も隨分避て、出淵へも此程は來帖共御用部屋にて被爲見候處、是は一向耳目に馴れ不申事故、實に驚額失望、爾來は實に寢食も不安由にて、頻りに痛心可憐體に有之候。愛軒は例之得手勝手の決斷、京都之事は一段落故、どをぞ、こをぞ、こじつけられ可申、夫を御役上げにて、京師より直に御歸國抔と申策も有之候。例の締り部屋にて毎日一度づゝは、大評之有之候得共。詰りは空談大笑位之事に候。

右十六日認

右は横山生へ託し候積りにて、認置候處、今曉之御書面にて不用之條々も多く相成候得共、又此表の形勢等御參考の一助とも可相成哉と、其儘指出申候。御斟酌御用捨可被下候。以上。

右十八日五ッ時認　　雪江

景岳老兄

拙工先生溫狀草案。一片浮雲は重三之朱書中に有之隱語なり。

本月重三之華書拜見度夜拜誦、先以愈御壯健爲皇國御盛務之段拜賀之至に御座候。東京種々紛紜、和魂奮勵の確論は不及申、且故國舊君被致感亦候條、早速清聽にも相達候處、感悅不啻候得共。一片浮雲遂に滿天に及び可申哉と殊之外懸念に候。一編の運籌賢兄を勞し申度と被相決、既に明日此表へ价可被差出取調候處、豈圖らんや、今曉寅牌御添切紙にて伊織よりの一書相達候に付、揭起挑燈及披封候處、賢兄回天之力無毫遺一編の手段既に垂成功之條々具陳有之に付、驚喜雀躍拂曉入臥內、草々呈覽の所、吾公の感激悅喜亦不可言。紅旭未昇、窓紙猶暗、引燭把筆、忽裁一書、被投與於賢兄、公之毫楮難盡候得共、粗無限の情を陳し、併せて今後の倚頼を被託候

迄に候間、此段御良察宜御執達被下度樣所仰冀御座候。嗚呼殿下の盛意は恐多候得共、措て不論、賢兄之和魂忠愛、林石州之忠感義膽、共是神州の正氣、凛々といふべし、小臣之情は御忖度に讓り不及贅說急便取調等多務紛亂、不能詳悉。早々擱筆。

月　日

去る十四日未刻出の一書今曉寅刻相達、早々拜誦、御苦心不堪遙察候。乍併精義入神候哉、追々御運籌行屆、爲天下可賀之義に候。則御直書壹封大學へ被遣候。小拙の狀中に封込置候間、拙狀早速御屆可被下候。扨々水土油斷ならず、又錦地之風雲變態驚入候景況にて候。此表廟堂之儀も、如何共相探候ても、無策の外に異狀ゝ無之候。明日は横山猶藏可指立と奉存候處故認置候。書狀共爲參考共備覽し申候、簡樣之事は有之間敷積り故、議論之外共々後には違反之義も有之間、此段御照察御取捨可被下候。飛脚差急候故、早々要用のみ、委敷は明日立の横山へ託し申候。爲國保重是祈。草々不盡。

三月十八日辰刻　　　雪　江

景　岳　老　兄

致副啓候。西城一件格別取留たる事ゝ無之候得共、二月十一日後は左之件々にて候。

一、二月廿二日、鵜民(幕府監察鵜殿民部少輔)より側使を以內書を呈し、薩州の京師へ建儲密啓の內書拜借相願ふ、則被遣、廿四日返却候。是は三條より御附武家迄、無急度沙汰有之段申來候故かと後に相考ふ。土丹よりも薩の兆現れたりと密旨有之。

一、二月廿七日、西郷吉兵衞來り、後宮の密書指出、⊖印なり。右書中の意味を熟考するに、本樣飯島歌橋(幕大奧女中)抔て　台怒を名とし、御臺樣の御直談を妨けす、御直談あれば直樣御開濟有之故ならんと推察せり。右に付閣老伺取の時の御樣子にて、定否可相分儀に付、何分上田閣に御逢對可被成と、翌廿八日、御登城の節御逢被仰込候處、殊之外御多用之由にて、蒼卒に御逢ひ有之、長談なれば追て御出に致度との儀に付、左候はゞ追て可罷出、夫迄に此書付

御覽置候樣にと密書御指出、晦日に御出可被成と御約束相成、此呂鵜氏より前書三條より建儲内勅之密告有之由申上候。○廿九日朝、閏四郎來り、昨夜新聞を得たりと云ふ、其故は例の御右筆見習より相聞由、錦地川地より之長文に候。御右筆へ切り寫に被申付由、寫濟て銘々寫す處の說を合せて、左之數件を得たり。

一、外國之事不案内之由鵜て御尋有之候得共、何やら隨分承知之樣子故、不得止實を以答へたる由。

一、諸侯之形勢も右同斷に付、是は程能く潤色して答へたる由。

一、其後は沖漠無朕に付、一貴家へ馳付御逢相願ふ處、御用濟にて御逢可被成旨、御用濟候へば直に歸東故、唯今隙之内に相願候得共、双方嫌疑有之不宜由にて、御逢無之、當惑の由。接するに青蓮なるべし

一、櫻閣も大閣等へ御逢被願候得共、病氣の由にて御逢無之、一向致方無之由。

一、縉紳家へ賄賂相贈候處、伊勢之御祈禱料に可致由相答へ、更に利き目無之由。

一、青蓮院宮　玉體咫尺、御謹被行事。

一、西城一橋へ内勅之事。

一、歸期難計當惑千萬之由。

右之邊にて御右筆中間にては、外事は格別に論なく、橘君之事を大に仰天して、是ては遂には天下は一種の喰物になるなどゝ、致品評候由等物語なり。內　勅之事頻りに聞たがり候に付、明日上閣へ御出有之間、其上にて相分り候儀有之候はゞ、可申聞と申聞置。

一、此頃京師より飛脚着以來、御用部屋頻りに騷がしく、本丹（幕府若年寄本郷丹後守泰固）每度御開らき御用有之、諸有司も甚不審す。海防の事なれば遠藤本多之先輩あり、何れ儲君之事なるべきかなどの風評あり。

一、二月晦日、上田侯へ御逢對にて、後宮之書付御覽候哉と御問被成候處、後宮之形勢を如此詳にせし

事は是迄無之、誠に驚き入たる事、即大和へは內見いたさせ、兩人共殆あきれ申候との事にて、書中之儀抔御解し兼候廉々等はせんさく有之、さて如此密書何方より御手に入候哉と御尋に付、薩より御手入の由御答之處、能々御手い廻り候事と被感候由。箇樣の次第にては誠に困入候事と御談之處、是は如何樣にても、後宮は格別不足恐との答に付、先頃建儲御何之節　臺前之御樣子如此候哉如何と、御問被成候處、中々箇樣の事は更に無之、何分御考置可被成との御儀にて、外に別條無之、是は全く拵へ事に可有之との御咄にて、敢て御懸念之體は無之由。御側衆之事御尋の處、是も當時は更に權柄無之、不足恐候得ども、唯可然は左右宦官にて、日夜朝暮の浸潤困り切ると御申の由。近來は御側にて西洋流調練相始候處、　大將軍樣にも劒を持ち誰でも御追かけ被成候故、よもや御突きは被成間敷候へども、皆々こわがり逃げ廻り御追ひ被成、御運動になり難有などゝ申位の事、歎息至極との御咄の由。內　勅如何と御尋之處、其儀は更に無事と御申にて、ちといぶかしく候故、頻りに御詰問被成候得共、決して無之由御申しに付、もしあらば如何と御申の處、　勅になつては御威光にも拘る故、夫は拒ねばならぬとの事故、御拒み被成誰を被立候哉と被仰候處、夫は矢張橋公之外は無之と御申にて、ちとつまらぬ御答にて候得共、是は先其儘に被成置。近來本丹への御用は何事と御尋の處、夫はどふして御承知と御申に付、坊主共始め立廻り候者は承知にて、色々致沙汰候と被仰候處、本丹への用は別事にて、實は大和守內願之筋有之、是を入　台聽候儀、本丹は老功故、此者を使ひ候事、夫々拙者の內願も有、是も賴み旁五六度も呼出候と御咄の由。拙云、右內願は勝手向の事かと御察なり京都の事は如何相成候哉と御尋之處、誠に困つたもの、其上空見な事には、備中守よりいまだ自筆狀遣し不申、何か御役人より申越し候趣にては、箇樣々々と、彼圓四郎申聞け候樣成趣を御咄有之。使節は如何被成候哉と御尋の處、是はいづれ出府可致、其節延引

可相成段、此方にて申聞候ても氣請不宜、備中より彼地の樣子手間取に可相成趣、可申越旨申越候。夫が爲に此間飛脚差立候との御咄の由。其他は御雜談の由なり。

一、右同日西鄕吉兵衞より、廿八日後宮より相廻る密書。㊁印なり、彷彿たる事にて不分明に付、不審の廉々箇條書にいたし。折紙にて返答有之樣、尙又賴遣す返報于今不來。

一、三月二日、安島へ罷越候處、此頃京都より申來り候。備中殿上京以前、雲上より、建儲の義已に一橋に相定り、老公にも可爲滿悅旨、京都知邸へ物語有之段申來る由。議奏衆の內かと申事なり。

一、三月三日、御登　城、玄蕃へ御逢の處、內勅は無之、三條公より御附武家へ沙汰書にて、其後は何も無之由、○後宮其外の形勢、土岐攝津守より平岡丹波守へ及討論處、後宮當初は一々南紀に傾き、平丹抔も左樣と存候得共、追々御時態上人望之處を相考へ候へば、迚も一橋ならでは不適事と見定候由、物語申上候。土丹之京都に於て被仰出は、大坂無用事、京師警衞事、向後之見詰等のことなり。是は夫々御審相濟。列侯赤心御尋の儀も御吉相濟候得共、尙又關東へ申遣し候樣との事の由。依之急脚往來すと云。○又關白殿下より無急度御無沙汰の趣は、兩殿下議傳兩奏其外共大抵同意候得共、　天意實に難斗、是蓮宮之說被行故之由。右に付萬端關東にて御引請と申樣に相成候はゞ、御開濟にも可相成哉の旨密告有之由。○又傳奏限の內意として、何分關東にても追々省略筋、其外改革可有之事、夫に付ては副將軍なくては不相成儀に候へ共、其人無之候へば、當時の處にては、賢明を擇んで儲君を立可然との事の由。○土丹又云、唯今にては最早一橋には決候得共、急がれ候故不相變申立候との申上の由

一、三月五日夕鹽谷甲藏（號宕陰儒者也）被爲召（御坐敷罷出候事に相成處、出來に付彼方より御斷り申上候なり）御人拂にて御咄有之、拙、平學、罷出居候て當今之方策御尋の處、建儲第一之由申上、其他之議論は存外舊る臭き事多し。

一、三月七日、圓四郎來密談之趣は、去る朔日夜圓四郎を被爲召御咄には、此頃御祝事有之、誠順院樣徳信院樣（兩女共一橋家來）御一處にて御酒事有之候由。其節御兩方樣被仰には、此頃は世間之風說、橋公之御評判御宜、恐悅之事と申、難有思召候。乍併年來御馴染に成候處、又外々に被爲入候ては如何にも御心細く思召候由、何とか被成方は有之間敷哉との御咄に付。私共抔中々左樣の事あるべき樣は無之、世間沙汰斗の事と申上候得共、心に懸り候に付。御本丸後宮を探見候處、上分之處にては紀と云橋と云兩端の由、中以下にはいづれと申事もなく、唯追々西丸出來に付、女中御不足御抱入有之旨にて、唯今より部屋子抔抱込候趣に相聞候。昨冬老中より申聞事有之に付（是迄は御隱し、此時御吐露）其節最早口の明かぬ樣に申詰め置候故、夫切りに可相成と存候處、以之外成事共なり、其方抔も兼て色々申聞願置候趣候得共、如何樣相考候ても、不肖不才其任に當りがたき故、猶又老中迄嚴敷斷り可申入と思召旨に付。圓四郎申上候は、例の御意は一通りは御尤に存候、乍恐御才力御十分とも不奉伺候得共、如何可致哉、外に御當任の御方不被爲在候、夫故に相願候儀にて、御前の御爲よりは、天下之御爲を思ひ候故と申上候處。いや々々有德公之兩卿を被立候は、儲君の思召候得ば、兩卿より出候事は相當候へ共、夫は通常之節之事、當時は常を語る節には無之候得共、先づ大統を承續すべき家は、尾州是は年長なり、次に紀州、是は若なり、次に水府是は六ヶ敷、夫より田安と、我等なり。田安こそ先輩と申、御續柄と申、此人こそ相當と存候と仰に付。圓又申上候は、夫も一應御尤に候得共、兼々も負てはならぬと申御意も相伺ひ、且御傍觀之思召にて御考可被遊、右之御五方之內には、御前に被爲勝候御方無之儀は申迄も無之候得共、天下之爲に御苦勞可被下、田安公には、是迄御令名も不相伺、御美事も不承候得ば、推賢讓能之御趣意にも有之間敷と申上處。如何にも田安は格別之事にも無之候得共、田安候得ば越前と申す後見有之候得ば、大丈夫なる

事にて、田安一人にては六ヶ敷とも越前あれば安心なり、夫故申と被仰候故。圓申上候は、越前公の御後見は御尤の思召付候得共、越公は田安の御後見ならては難被成か、とりも直さず御前の御後見御頼被成、御相談之上御大政御取行ひに相成候はゞ、御充分の儀と申上候處。夫は左樣なる樣に候得共、何分此方は埒明不申候得ば、是非斷り置度との仰にて御聞入無之に付。圓も堪へ兼、御謙遜も品により可申、かゝる天下の形勢を御覽被成候て、十萬石を御素餐被遊候て御快被爲在候哉。此節左樣の御評議に相成候も、第一越公之御周旋御苦心、前代の記錄にも不及見聞程成御誠意御忠情、中々絕言語候事共、驥尾に付て諸侯諸有司、閣老も遂に左袒。草莽之士といへども、有志之者は此儀を希望仕居事に候處、左樣なる云ひ甲斐なき思召にては、有志の解體も眼前にて、天下は爲すべきの事無之、夫は如何被遊候哉と申上候處。越前初之心底は誠に頼母敷、又我身に取り候ても無此上果報、願ふても出來る事には無之、兩親への孝道、家に取り、天下へ對し面目無此上、人間に生を請け可歡事の最上至極、可申樣も無之候得共、如何せん才略其器に當らず、徒に恥辱を增すのみなり、近く老公を見不申哉、先年以來打拂の御持論にて、異人には日本の地を踏せ申間敷との思召候處、唯今と相成候ては、登城やら、條約やら、老公の御論に適當致候儀は一つも無之、老公安閑として御覽被成候より外は無之、如何に御老公の御恥辱此上無之事に無之哉、我等も如此なるべし、老公の轍を踏んで、生前に恥をさらさん事は如何にも承知難致と、仰に付、左樣に御理屈を御意にては、最早申上樣も無之候得共、勝れる己を忍んで讓り、不肖に讓らんと、虛譽を求候は、奸雄の行ひにて、鷄之曹操之類にて候。御前には左樣には不被思召哉と申上候處。何分御考へ置可被成との御事にて、其夜は相濟候由。同三日夜、又々被召、仰には、此間の一條、如何に考候ても、相當不致、其譯は已に西城之心持になり致熟慮候處、先夜も申聞候通り、越前初

め推薦も我等を人がましくおもひ、西城にても何ぞ能事も可有かとの見込に可有之、然る處、たとひ西城へ入共、五年なれ十年なれ上樣も御盛んの御事故、口さしは致さぬ筈、併子供にも無之候得ば、老中共も彼是相談も可致候、其節は物のいわれぬ樣に上樣には思召無之候、如何と申樣に可申、さすれば此方も存寄無之と申さねばならず、箇樣にしてすきな事を致候ても、更に致方無之。事々皆此方も承知と申事にて、品々不都合之事有之候はゞ、越前始めも案に相違いたし、是限り果て可申、箇樣の有樣にて五年十年立候はゞ、天下は此上にも愈以て下り行き可申候。天下は十分下り、人望は十分離れ候頃に、丁度大統を繼ぎ候樣に可相成候。今にてさへあぐみ果候天下が、十年も下り候ては如何可致哉。剩へ有志の助も無事と相成候へば、獨夫と可相成、是を思ひ見候へば、迚も々々叶はぬ事に極り候故、今朝登城の節伊賀大和に逢ひ斷つて仕廻ふたとの仰に付。夫は如何樣の御次第にて候哉と伺候處。箇樣の沙汰承り候。實否如何と承候處。何方より御承知被成候哉と申候に付。大奥より承り候と申聞候處。左樣の儀は決して無之と申に付。無之候得ば重疊の事、有つた上には御辭退も難儀に候間、無之こそ幸ひ、萬々一有之共、昨年も申通り堅く御斷申上候間、宜舍置吳候樣申候處。何か辯じたそふに候得共、大和守と顔を見合せ、何も申さずに委細心得居候段申聞相濟候。今少不行屆に被存候得ば、猶又書面遣候積りと被仰候に付。御意の上は最早致方も無之候得共、餘人は兎も角も、越公許へは一應御相談被爲在候へば、御信義も屆き可申候。御承知無之事に候得ば、是非に不及候得共、申上候て既に御承知之上は、如何に奉存候と申上候處。夫程存込候越前が、どを申たとて聞入可申哉、尤に候得共、ダマッテオレ位之事に可有之候得ば、相談も畢竟無益、越前への報謝は可致時節有之候と被仰、且つ御住居へも我等御舘を離れ候所存無之候間、兼て御城へも被仰上置被下樣申上候處、尤至極との事にて、御本丸へも申上に相成り、

老女も承知にて早速可申上と申候よしに有之、安心致したとの仰に付。最早申上候も後手に相成り、益もなき事に候得共、如御意西城へ被爲入、御無言の間は越公を御引出し御任せ置き候はゞ、何より御安心に可有之、左候はゞ御無言の内に能樣に相成、御目鼻付候處にて、御承續に相成、夫より表向御相談にて、御政務有之候はゞ、挽回之日も可有之哉と申上候處。如何樣夫は一策を得たりと御歡びの由。此夜は是にて相濟候由。此儀老中も大奥も却て御宜程之事にて、今之處は御案事不申上候得共、萬一之節に御固辭おもひやられ候。是迄は四五年の後に、大守樣御苦勞奉願度と奉存候得共、右等の次第誠に切迫の事と相成候。大守樣御出不被下候ては、橋公も御請は有之間敷、乍尊勞此段御聞届可被下、御含迄に申上置候段申聞候に付。夫は難當趣申聞候得共、更に取敢へ不申、橋公も御辭退切に被成候思召に候はゞ、不及是非候得共、橋公を御立被遊候思召に候はゞ、御辭退は無之筈と、例之蓬辯にて如懸河說付け罷歸り申候。○同八日、安島彌次郎と一所に圓四郎宅へ會す、是は安島留守中引請人の事杯申談ずべき爲なり。拙は御用有之薄暮に罷越候處、彌次郎は先へ參り居り候て、何か三箇條之談じを致候と見へ、圓四郎も安島醉中之忘却を恐れ候哉、談話中書出し三箇條を御忘れ下さるなと申出候。段々噺になり候節又々申出、三條之內の一大事を別て宜と申、初は隱語にて申候得共、拙が傍に在候を、安島氣之毒に思ひ候哉。申談候も別儀には無之、尊藩の御苦勞相願度一件と申に付。御懇意之御中何成共可承と申候處。いや弊藩之儀には無之、天下之御苦勞を相願度と申に付。夫は案外千萬之事、迚も叶はぬは眼前と種々申出、且つ御勝手之御難澁等申立候處。兩人申には、橋公を御勸め被成候は何之御爲候哉、天下之御爲に可有之、今天下第一の御爲と相成候節、事を左右に託し御遁れなさらんとは、近頃御未練之至り、

大守樣には素より左樣の思召は被爲在間敷、天下之御爲には一は欣然御就事に可相成筈と、イヤオ

フ云はせ不申。後には、是迄は陰の前の御周旋てさへ如此之盛大、本舞臺之上の御所作振、仰て拜見抔と申出、甚だ敗走に及び申候。右に付彌次郎との談しを致推考候處、橋公御辭退彌御六ヶ敷と相成候節、老公よりの御口添にて吾公を御進めに相成り、夫を鹽に御請に相成候計、較々相違有之間敷と及洞見候。於彼は頗る上策、我に於ては無限之窮窘罷歸候ても、徹夜眠兼申候。右等の鹽梅と申、諸有司迄も力ラ草に致候次第故、執宰は兎も角も、御滯府は十に七八外れまじきかと被存候。是より先きは最早難論、御亮察に譲申候。

三月九日、横山歸府。

同十一日、水竹へ罷越候節、同人之言に、永玄申候は、西城事頻りに申立候得共、此間も餘り及強辯候得ば、上閣不平等之事、本紙既に記之、故に略す。同十二日、尾州公御着府に付、翌日平學を田宮迄被遣、御歎且早々御逢之儀被仰入候處、十六日夕八ツ時より御出被成候樣との御儀に付、同日御出に相成候處、早速御對顏有之、右に付西城之件、并當今之時勢、且京都之儀共、御談話に相成候處、其邊之儀は更に御承知無之御樣子にて、多くは御返答無之、御返辭許にて、新聞を御歎び被成候御樣子も無之、詰端は茫然之御模樣にて、西城抔之義も夫程思召注ぎ不申、多分御返事勝にて是と申す御說も無之、段々格別の御周旋甚御行屆候へども、永き間にいづれどふかと可被仰出抔と御挨拶有之候に付、永き間處には無之、今日にもと奉存候へ共、何分堀田歸り候迄は埒明不申事に候へば、堀田歸り次第ひた責に責付候積りに候得ば、尊兄にも是非御加勢可被下、其外にも伊賀守殿へも御逢被仰上候樣致度、左候はゞ多分堀田歸候上と可申上候へば、其節尙又御根固めも被成下度と御申の處、御同意之段御答之由、海防掛之面々何も心得居り候へば、是等も被仰越、外夷之情狀等も御尋に相成候はゞ、夫々御譯りも可有之、左候得ば、是非建儲之儀も彼より可申上候得ば、其節猶又御示談も可被下樣と御申之處、海防掛抔申越候儀は、一向致

しつけぬ事故六ヶ敷抔と御申にて、當今之時勢閑中之儀は元より、惣て如盲如聾吏に御承知無之、遂に御熟談と申程之御儀には及び兼、御説付のみにて相濟候由。尤御拒絶と申御樣子には決して無之候得共、唯々固陋寡聞にて一向に御先き見え不申故、依舊閑光等に殊之外御畏縮之御樣子之由。君上にも九ッ半時頃御出殿にて、暮時御歸殿、數刻御談判に候得共、右之御次第、御失望至極にて、田宮彌太郎えも御別席にて御説得之處、是亦例之鄭重にて果敢々々敷御請も不申上、今日は御出御閑談之次第何事なりやと、竹腰兵部承り候はゞ如何相答可申哉と、御相談申上候に付、夫は都合次第如何樣にも致候樣被仰候處、さらば尾州御省略之御噺と可申聞抔と、御案外之御相談等申上、萬一兵部より手を廻し相伺候はゞ、其節も右に齟齬不仕樣の御答に相成候樣抔と相願ひ、一つも先き行き致候談話は無之。海防掛御召寄等之儀も被仰聞候得共、中々左樣成新規成事は六ヶ敷抔と畏縮致し居り、是以御失望之御儀に御坐候。猶又靭負指出可申議儀も可有之と被仰聞候趣、近日猶更打捨き候樣との御沙汰に候得共、中々今之議虎之龍頭に候得ば、弱兵にては攻あぐみ可申候と、更に進軍之氣振ひ不申。京師の事抔も御噺被成候得共、是等も餘りの御寡聞にて、御返事斗、御請答も御出來兼被成候御次第にて、殆御失望之御儀に候。横山噺にて承候得ば、殊之外錦地にては御沙汰宜由、何等之見込候哉不審之至り。何分節倹は甚御行屆之御樣子にて、御同朋抔は君上へもわる口を申上候位之由。堂々たる親藩之魁頭如此候へば、誠に歎息を極候事共にて候。竹腰を恐れ候事君臣共に甚敷事にて、尾公と御對談之席へ、彌太郎も罷出候樣被仰聞候得共、竹腰への嫌疑にて罷出不申由。何方も嫌疑而已夫を承候得ば、吾藩之如きは實に難有事にて、外より見入れ候ても水魚一致と稱候も、誣妄とも難申候。先づ尾は右樣の譯にて、格別賴には相成不申姿に御座候。近日之内小拙も出懸け、乍不及ボンベンを一丸城中へ打投致試度かと心懸候。餘り竹腰を恐れ候へば、

イツソ西件尾ゟ被仰立候様、君上より竹腰へ御沙汰有之候得ば、如何との尊慮も被爲在候。是も御一策かとも奉存候事に御座候。

一、右御一策に付存付候は、大逆攻にて、水野土州へも紀より被仰立候様、君上より御直に御沙汰に相成候ては如何と被存候。左候はゞ流石之奸雄も大分辟易可致かと奉存候。隱したとて百も知つて居るは眼前に候得は、此方より一網打盡之策を施し候はゞ、却て可然哉とも存付候に付、及御相談申候。可否御考訂御申越可被下候。

一、昨十七日、細川侯之執政溝口藏人罷出、小拙及應接候處、申述には横井平四郎儀御所望に付、御斷り被仰上儀も有之處、再應之御直書に、段々の御趣意、且平四郎爲人篤と御承知にて、不都合に相成候節の御取斗方迄、委細被仰進、且白金へ被爲入候節右京太夫様へ被仰入候御口上と申、何分無御據御次第に付、此上被任御所望御貸被進候段、申上候様被仰相越候。御直書にても御返答可被仰上等に御座候、且又同役よりも諸事篤と御承知御斟酌之上、被仰進儀に候へば、此上御斷り被仰上候ても、却て御不本意の御儀に付、被任御所望候へ共、呉々申上候人物の事に候へば、萬端御目長に御見直し被下、不都合の儀は如何にも御教諭之上、御叱被下候様相願候趣申上候様、申越候段も申述候。右に付早速申上之上、押て御願之所被任御所望御滿悅御本懷之段、御挨拶之趣申聞罷歸候。箇様にもろくは參るまじくと存候處、思ひの外速に御承引、平四郎儀は當月下旬熊本出立、福井之方へ罷越候由に御座候。仕宜により於錦地御面會にも可相成哉とも被存候。付釣に大鯰かゝり候心地にて、御國表へも早速可申遣と奉存候。何にいたせ錦地の埒早く付候はねば不都合のみ有之候。

一、墨使五日出府、其後相聞候儀も無之、此節遊歩致候途中は駕乘候。蘭人も十日出府、領事官故、甲比丹と違ひ候由にて、愛宕眞福寺へ旅宿也。着翌日築地邊遊歩指留候得共、長崎にて旣に不苦段、對談

相濟候由にて不開入、墨よりは却て横恣の由。墨使早速蘭人方へ見廻りに行き申候。然る處「ハルリス」よりは餘程上官之由にて、「ハルリス」は甚敬屈之應對之由。此方にては「ハルリス」よりこはいものは無之と存候處、是を見て大に驚候由。井蛙にては何分致方無之。登　城の御指席も墨使よりは一疊とか上り候樣子、其邊六ヶ敷。十五日之登　城相止候追々上官來候はゞ、詰りは七疊重ねの臺座へ同席致候樣成事に可相成候。墨蘭の說話、定て日本の噂萬萬と承度事と奉存候。十五日には蘭人永井玄蕃殿へ參候由、是は長崎にて面識故なるべし。逐々樣子の代り候事共、唯今にては通辯官も乘馬、見物人もなくなり候よし。此通りにて錦地も今こそ彼是申すもののゝ、やがて習慣可致事と奉存候。異條も無之、要用のみ。早々擱筆。

三月十八日　雪江

景岳老兄

○安政五年三月十八日中根參政より先生への書

御書二通指越申候。御書添の趣御一見、二通の譯御承知可被成候　以上。

景岳兄　雪江

○安政五年三月十九日三國大學より先生への書

只今此狀可差上と存居所へ、預御使恐入候。依て略答御免可被下候。

前略御免可被下候。然者今夕參邸之積りに候處、存外用向早相濟候に付、七ッ過頃參上仕候儀に御座候。然る處御他出中不得拜芝、遺憾之至奉存候。一應歸宅之上又々參上之心組に候へ共、追々來客、不得其儀、依て乍殘念今夕は參上不仕候。何卒明早朝か明夕かの內御光賁被下候はゞ、忝奉存候。先は右御斷旁得貴意度。匆々不盡。

三月十九日　　　　碌々拜

景岳仁兄

○安政五年三月十九日伊丹藏人より先生への書

拜章。然者過日來御不快の處、粗御快氣之由奉壽候。誠に昨日は兼て御契約之時刻に御來駕被成下候處、俄に他出仕居、失敬候段御海恕可被下候。付ては御勝手の程も量兼候得共、今日唯今より未半刻頃迄の内に御光來被成下候はゞ、甚以都合克奉存候。若右時刻御差支も御座候はゞ、入夜御光來奉願上候。併可相成は御早く御來駕被下候はゞ、大悅仕候。先は貴酬迄。匆々不備。

三月十九日　　　重従

桃井貴兄

貴報

○安政五年三月十九日三國大學より先生への書

内密　御直展

昨日は御密書の儀、早々周旋仕見候處、定て細作より御承知も可有之、御附都筑之頓病（三月十六日都筑駿河守自殺）一件差起り、大混雜中出、漸々今日及言上候處、右は陽明府より宮嬪へ御文通有之候得ば、隨分御名指も出來可申、閣老へも右文通なれば取計方有之候趣、乍去今度表向櫻閣へ御名指は六ヶ敷旨に御座候。何分右頓印喫一驚候。此上之時宜難圖、追て六ヶ敷事のみ恐入候。何分公武御一致、上下平安祈斗に候事。

追啓。再考致候處、何れ早々拜話之方宜樣奉存候儘、今日夕方か又は夜中かの内參上御相談可申上候。此段宜御承知置、御手を明け被置可被下候。以上。

十九日

○安政五年三月十九日三國大學より先生への書

拜章。倍御多福奉恭壽候。然者林大夫（小林豊後守）へ御傳語之儀委細承知、今日も何れ面會可致候間、相達可申候。御別紙の次第御尤に奉存候。鳥渡小朱を加へ置候、御一覽可被下候。今日退出早く候得ば、一寸貴邸へ（夕景か併急度御定も難申候事）參上、いさゐ御咄申上度共奉存候。彼　陽公より御文通之儀も、何れ彼　御直書無之ては六ケ敷候。無據認物取掛居、貴价爲御待申上候。此段宜御斷奉申上候。草々。

三月十九日　　鷹　生

景　大　兄

拜　答

（前書別紙）、此分は三國大學返書に再添して先生へ返したるものにて先生の記せられたるに三國朱書したるものなり（小書は朱書）

内　啓　　御一覽丙丁

昨日之内書中に御國の頓印云々御申遣、其中此上之時宜（機變の間難斗御一決）非懸念に奉存候。若哉右條は廷議に拘り（一決不致）候御事に御座候哉。云非更尚之廢免事倉卒に趣り大に驚候得共、此は後て御聞も承知候故、能合點參、此後右　御果斷と存罷在候處、貴書に御座候此後時宜難斗とならば、右筆中に付、廷議一轉候歟、或は姑息停滯之説等起候哉（乍憚御尋申上候）、如何、此等の處一筆御報奉希上候。以上。

十九日

○安政五年三月二十一日伊丹藏人より先生への書

桃　井　君　　　重　　從

書付添

別紙之通り昨廿日申達被仰出候。付ては得拜顔度儀有之候間、貴君野村君御兩所之内御足勞奉願上度、委細面上萬縷可申盡候。不宣。

三月廿一日

再述。頃日之儀に付、臨期他行可仕も難量候へども、可相成は今晩御光來願上候。自然御差支も御坐候はゞ、明午刻後御光來可被下候。頓首。

〇安政五年三月廿一日森寺因幡守より先生への書

以手紙得御意候。春和之砌愈御安全珍重奉存候。然者　內府殿御面會被遊度儀御座候間、今日未刻後御來殿御座候樣被仰出候。右可得御意旨に付、如斯御座候。以上。

三月廿一日　森寺因幡守

橋本左內樣

〇安政五年三月廿一日森寺若狹守より先生への書

御細書之趣委細承知仕候。然者東方之御模樣御聞取之上、明日にても御勝手に御來殿被成候樣、可及御答旨御沙汰に付、不取敢御答迄如斯御座候。御用繁中略文御免可被下候。以上。

三月廿一日　森寺若狹守

橋本左內樣

〇安政五年三月廿二日三國より先生への書

大急用御直覽

然者去る十八日辰半刻出關東より唯今登着に付、豚兒一學へ爲持差上候。御落手可被下候。彼御直書有之候はゞ、直に倅へ御渡可被下候。若又御他出御留守中に候得ば、右狀は持歸り候間、當方へ向早急御入來可被下候。以上。

三月廿一日午刻　三國

桃井樣

〇安政五年三月廿二日三國より先生への書

夜前は御貴臨、不存寄美菓被贈下、千萬辱奉多謝候。然は彼御狀面之趣、別紙之通御綴りにて可然哉、重念御問合申候。宜御注文可被下候。
昨日は態人御差立に候哉。左候へば彼三半急狀未だ御落手無之先に御差立か、御落手後に御差立か、如何爲御知可被下候。
平岡問答御抄出出來候はゞ、御遣し被下度候。併夫は後刻にて宜、別紙之處思召有無此者へ早々御答可被下候。草々頓首。

廿二日　　鷹　生

景大兄

座　下

○安政五年三月廿二日[三]國より中根參政への書

十八日辰牌之貴書昨日二十一日午刻相達、忝拜見仕候。彌御清泰被成御勤奉壽候。然者御書中段々の御稱揚唯縮入斗りに御座候。扨是迄の事情は伊織どのより夫々御承知可被下と奉存候。元來御直書無之内　太閤殿始め夫々申上候義、甚不當之義に御座候得共、櫻閣出立の跡に相成候ては、噬臍之後悔目前と奉存候事、且は伊織どの御密使の的實も相見へ候方、不圖高平臨時畢決候旨上候處、天日未曜時、德川家御中興之前兆相顯れ候哉、在外御都合相濟び、

に

宸慮、遂に執柄家へ　太閤殿より御達に相成、櫻國御軍之前、是他、人望、年長、の三件を以て、還卓可有之樣御仰論奉事に御治定、誠に以て喜悅雀躍仕候得共、伊織子より被申上候義、君候御聞取如何可有之哉と掛念無量、夫故飛檄往返相濟候迄は、寢食も難安位に御座候處、昨日拜接玉章、誠大喜悅、向守急如渴、即刻參殿之處、折節大閤（鷹司正通公）右府（鷹司右大臣輔熙）兩公御對話中に付、御一緒に右御直書展覽被致候、兩公共急速之飛札往返驚嘆被賞候大に　、早々直準へ一通之寫を被命直に陽明府へ被送進候、御本紙は手元に被留置候。何れ其內可入

叡覽筈に御座候。右御使等晶端小林筑前相勤、即左府公にも大に御安慮之趣に御座候、其譯は、過日獸橋より　台命を借て　御臺所を動し、獨梁卿（一橋卿）の事を支候樣、陽明家へ御轄文通有之、其外浮雲搖動仕候處、今度

御直書之當着に付、筑前小生共勇氣百倍拍舌頓候處、太閤殿より陽明府へ被仰進候は、當時御外戚之御續柄を以て申ても難被捨置、御養君と申も、御孫君之事、別て

天意飽迄　德川家を爲被爲

思召、何れにも獨梁卿を以中興改革被爲遊度義に候得は、早々御臺所へ御文通、右

聖慮之次第大樹公へも申上、又閣老中へも急速御相談有之樣可被成旨、　太閤殿より小筑御使にて陽明府へ被申進、何れ一兩日の內には、右御狀御發しに可相成運びに御座候。又左大臣より執柄家へも御使

にて前文の次第被仰進、今日直に傳奏へ被申含、本能寺堀侯之旅宿也へ行向申達候事に治定相成候。尤年長と申ては宅藩之嫌疑可有之哉に内評有之、此二字は相止み候筈。乍去英傑人望と申し候はゞ、何れ獨梁卿に限り可申候。且又陽明府よりの御交通には、南紀抔の年少にては、迚も

天慮に叶不申段、決然被仰進候事に相成居候。左候へば、當地之運策は是迄に御座候。其上は錦地之御帷謀專要と乍恐奉存候。猶又當地より箇樣之仕向にも被成度と申義御座候はゞ、被仰聞被下度、幾重共全身の氣力を盡し苦慮仕見可申候。猶又今日櫻閣の返答振等は、明便桃井より出狀の由に候間、同人迄密授可仕候。此書簡昨日直に差立候積りに候得共、飛脚休日其上今の次第も申上度、態々今日迄見合候儀に御座候。延緩之義宜御憐恕被下度奉願候。先は前文之仕合御安心被遊候樣、乍恐御披露願上候。

櫻閣一件、追々桃生迄申述候故、夫々御達と奉存候。彼黄白の私謀發露、縉紳諸官人非藏人迄、追々群起連署之上表有之、其内八十八人の堂上は內實血判も仕居候位、依之遂に東坊城退役、都筑は頓歿、就夫乘掛りの勢嬌弱過强之義も有之、種々紛亂如何と煩悶仕居候處。漸く一昨日十九日犯事評決、二十日堀閣所司兩人、參內、小御所において、關白三公議奏傳奏列座、關白沈默、左府公より被渡候書付寫、左に、

墨夷之事

神州の大患、國家之安危に係り、誠に不容易、奉始　神宮御代々へ被爲對、恐多くも　思召、　東照宮以來の良法を變革之儀は、闔國人心之歸向にも相拘り、永世安全難量、深被惱叡慮候。尤往事、下田開港の條約不容易之上、今度假條約之趣にては御國威難立被　思召候上、諸臣群議にも、今度之條條殊に御國體に拘り、後患難測之由言上、猶三家以下諸大名へも被下　台命、再應衆議の上可有言上被仰出候事。

右之通りに御座候。扨夫より虎之間に移り、議奏傳奏斗りにて櫻閣所司談話有之、櫻閣何角歎願申出掛候得共、所印是を打消し引取申候。昨二十一日には閣老より議傳を招請候得共、議奏は堀閣を呼寄せ候了簡、夫に付又々紛爭有之候得共、程能申宥め、今日議二人傳一人本能寺へ參り、堀閣願出候事を聞取候儀に御座候。今度は如何可相成哉、堀侯も都筑之跡を追候事は好申間敷、されば迚、右之御書下け江府へ持歸り候事も如何有之哉。朝議は確定不動六ケ敷次第に御座候。何れ右御書下け今度は列侯へ觸出し無相違と奉存候。先般の次第には參不申候。唯々此一件に付、西城延引に相成可申哉と、是のみ苦心仕居候、何卒亞夷一件に拘らず、獨梁卿御治定之程祈斗りに御座候。又桃生より承候得ば、餘り御謙遜に過候樣相見へ候。自然一條御發の節、固辭被遊候時は宮嬪付込之手段出來可申哉と、杞憂仕居候。此處宜御酌慮之程偏に奉希上候。其外申上度事は如山に候得共、又々奔走之時節に相成、乍殘念閣筆候。

三月二十二日夕　　大學

○安政五年三月廿二日在京先生より在府中根參政への書

欽哉。逐日春和之候相成候處。先以　奉恐悦候。隨而愈御清安被成御精勤奉拜賀候。此表無事勤居候、乍憚御休情可被成下候。扨過日近藤了介へ託し候。狀中、此表之景況縷述、定て村巳より轉達仕候半と奉拜察候。

金兩（近藤了介）ハ十五日京發、十八日越着の積り、其翌位に北（越前）より飛脚差立候哉に奉存候。

去る十七日朝都筑駿河守病死、前夜深更迄堀閣方に被居候よし、依て變死非良死共申候、風說紛々、眞僞不辨。

同日、東坊城殿傳奏御役御免。此は全く關東へ機事を被漏候故と申事、御免後も御愼被居候樣に承及申候。何分都筑同日の事故、種々の風說も有之、頓んと無譯事にも有之間敷と申居候者多し。

去る廿日申刻別紙の通り申渡相成申候由。今便匆々如此に御坐候へども、尙期後音候也。

三月廿二日

再伸時下御自愛奉祈候。

昨日九ツ時過、十八日辰刻發伊織への御書相達、昌に相辨じ申候。何か其一件は隨分仕向宜、上々の首なりと申聞候。可祝。

被仰聞候原書等取調、航海術等之義は遂々仕寄申候。此義は次便に一々認候て差上可申候。今便は承候此表之風說丈申上置候也。

○安政五年三月廿二日在藩村田監察より在京先生への密書

密　用　啓

御翰貳封近藤了介持參、辱拜見仕候。先以　上々樣益々御機嫌克被遊御座奉恐悅候。隨而愈御頭健御入被成奉大賀候。御留守にても御母堂樣始御安全御入被成候間、御安意可被思召候。近來は地書も追々往に相成候、何も御懸念被成間敷候。當方有志輩依舊政府上文武館中相變事無御坐候間、是亦御懸念被下間敷候。扨第一義、御地之委曲事情、且無量御捜策御施行之次第、逐一貴論之趣承知仕候。實に皇國德

川家之御爲、君命を獨擔獨行御坐候御忠誠御大略之至、聊間然無御坐、多謝感服之次第に御坐候。扨御紙面にて公闕（皇室幕府）回論之模樣、又一方は鷹九（鷹司九條）異論之次第等委曲承知、益無數之難事と奉存候。今更に成ては、和戰二つの異論は所謂金槌論と相成、此筋よりは互に何程辯候共、決て双方悟解之期は有之間敷、和は自ら和する條理を立、戰は自ら戰の條理を立、所要皇國を維持し、百變を制御するの大作略大規模を定、自是內外之所置、百度更張之事實上施行の次第を以て、紛々是非の論を辯難して、一切迂濶苟安の無策舌論を相止申度事に御坐候。堀閣始使節之面々、兩傳奏之﨟肺俗膓無實無識之人を賴候樣の、兒輩の如き分別は、是又屹度相改度事奉存候。無左候ては御所方にては益御見透し、御不安心の處よりして、應接遷延して合一の期有之間布。然る處「ハルリス」も當月十日頃又々出府の由、就ては列之通嚴敷申募り可申。幕府彌中間に挾まれ御迷惑のみにて、一切方角を被失可申、是臣子不可謂の痛心也。如此迂遠迷惑の機を觀て奸雄事を謀り、或は無謀無賴之徒野心を挾候も思量致候へば、甚可恐之至に奉存候。（關東の手段は、御所方にては未發に一々御承知有之由、內通裏切者有之事必然也）依之櫻閣、川岩の列も遠大之規模を立、建儲を早く奉定、擧俊才改舊政て、可奉安　宸襟、御所方にても右同前之所に御着眼候て、諸端之御懸合可有之。先日三箇條の御問目、又は列矦之所志等、御聞被成度抔は、愚案には甚以淺近之被仰出方、今一層當今至當之大策（如前書）を以、關東使節之面々を御諭し御坐候はゞ、何れも感激服從に違あらざるべし。三條公は名卿に被爲在候處、近來高兒每々御呢近御獻言御坐候に付、御工夫大に御一變被成候由、爲天下可奉恐賀。此上願はくは久我近衞兩公にも右樣之御運ひに相成、典曹（東坊城）之詐術一切不被行。所歸は公闕各今日之國是を是として所置施行候義、各心一致に出、天下之所向及一定候はゞ、今日之事却て轉禍爲福之大機會と可相成乎。併此邊は古今之大難事、英主傑相も殆んと其術に苦所、況や今日之主相をや。無限之痛心此事に奉存候。

何卒此上にも愈高兄の御奇策に依て、鷹相公益先日之御都合通りに参り、且又蓮王(青蓮院宮)、條公邊へも御献策、其機宜に當り、又關東使節も今日之大策を定、奉始　禁朝、園國の所志を定るを以て着眼とし、應接徒らに事濟を希ふ如き、苟且の念頭を相止候樣、萬々爲天下奉願候。了介儀も如仰致感慨居候得共、其表之模樣餘りグラグラにて當惑失望、最早此上周旋の甲斐も有之間敷樣の稍口氣も有之に付、意見申聞、大に講習候處、當人素より慷慨之志は依然如舊に候故、再御地へ罷登り候相談に相成申候。可然先き柄御見詰、折角御使可被下候。

一、去十一日松岡合藥處及失火候處、此度二の小屋合藥所のみにて、其餘二ヶ所の小屋は、仔細無之、第一壹人も怪我人出來不申、實に天幸之至難有事と奉存候。此度合藥の設けは、昨年之災後別て精究の上、充分に出來候處、右樣再應の火災甚恐縮の至に御坐候。近來別て御製造方意氣込も付き、漸く二月始めより合藥取掛り候處、旁殘念之次第。扨此方之掛りの役配且世上にても、大に疑惑を抱候樣に候處、畢竟義氣慷慨、此度の火災聊か人事の措作過誤に生し候にては無之、全く天然に出候に相違無之、依之早速再造不日に取掛り可申旨、屢々局中之面々及大切理候處、各右之義氣に鼓勵、各慨然努力就事可申旨吐露に及び、就夫愈一決して再造取掛り申度旨之歎達に及び候處、廷議右歎達之趣、當職に果し候志念は尤事に候得共、度々變事不容易義に付、此上は永世之弊害無之處迄精密御取調被成度に付、暫之所御取掛り候儀御見合せ候樣、且又三岡石五郎へ出府之上廣く取調候樣、被仰付候樣相成候。三岡、佐々木の列は昨年より廻國之念甚深切に有之候處、今度右之趣に付ては彌增英氣憤發、是非外國へも渡り見聞を廣め、所志を達申度との決心甚切に有之、可愛事に御座候。此度は先立三石(三岡石五郎)斗出掛取調の都合次第に佐權(佐々木權六)も發途之積り。扨三石出府の命令に御座候得共、一先つ其御地へ登り、高兄へ篤く御談申候上、兎も角も致し可然、左候時は却て直に出府候よりも、

萬端之都合可宜旨に申談候。若又高兄之御心算次第御地御周旋の一方にも御任用御座候はゞ、當人之所欲、鞠躬可仕事に御座候。猶前後始末當人よりも可申上、委細御聞取可被下候。（三岡廿五六日頃此表出立の積り也）

一、執法局之儀、愈此間御發表に相成、近日手先の者共に至る迄、一統に移り候筈に御座候　了介よりも御聞可被下候。

一、文場相變事無御座と申内、今一層振起致兼、甚以痛心の至、今之勢手足は先つ可なり人並の體に候得共、兎角精神引立兼候病症、是には込入申候。每々訓導助蒙幹事邊講究も仕懸候得共、此上衆材を鼓舞作興之學力手段に乏敷、依之諸役（句讀助句讀邊なり）も欝抑して心志伸兼候勢に有之候。人材教育の道は何時も難んずる所に御座候得共、學宮御造立之始別て痛心之至、口惜次第に御座候。右は不容易御大切之事故、御高案の義は御授策被下候樣奉待候。

扨是迄相認候所、唯今長谷（長谷部甚平）より、大阪牧村清左衛門よりの飛　に、横井氏（平四郎）紙面にて御國表へ御賴に付罷出候旨、申遣し候由申遣し、則小子へも横井氏より紙面遣し、當月二十八九日頃迄には大阪に着候積りに申遣し候。高兄にも其御地にて緩々御面會に相成候事故、別て都合能く奉存候。何卒幸便に、且は天下事情、此表へ來て手下しの次第、且指詰君德御輔養、御地磐結之大事件等、能々御談置可被下候。扨此一件昨春以來老兄格別之御骨折に候處、事成就に及び難有事に御座候。全く君上御誠意の感通する所及諸有司の力と、箇樣之事我國邦に珍敷（米澤公烈公位なり）御國古今之美談と奉存候。

一、此外申上度事件數條御座候得共、時務、應接に暇なく、十分不能盡心志、甚遺憾、此に擱筆仕候。謹白。

三月二十二日夜　氏壽

景岳老兄

尙々時候折角御厭、爲天下貴體御愛護可被成候。若女（わかめ）、雲丹乍些少入貴覽候、御一笑可被下候。以上。

雪江君より藍田へ紙面二通、横山よりの呈書差出申候、御落手可被下候。雪江君紙面には追て藍田へ返却仕候筈に御座候間、御不用に相成候上は御返濟被下度候。御密書三號は明二十三日六日振にて、江戸表え差出候間、左樣御承知可被下候。

〇前書への追書

以別紙得御意候。然は横井先生來着之節、御國境迄迎人指出、其餘平洲先生米澤へ被招候節之例に依り可申哉。

但御國境迄迎人指出、且其表支度の模樣有之事故、此表到着之日限相知れ候はゞ、其旨前以被仰下度奉存候。横井氏孰れ京師には暫く逗留も有之事故、其旨御便も出來可申哉の事。

來着之上は五十人扶持、又は御合力二百俵可被給事。

孰れ賓客之御待遇に候故、右兩樣之內孰れにて可然哉。

髮月代飯糧等取調、功者之人一人御貸可被成哉。

錢穀出納買物等之世話人平瀨、南彥兩人掛り可申付事。先年相見へ候節、此兩人親炙之者故可然哉。明年より彼是遷延候處、事成就被成候ては、甚以迅速、驚喜之至、爲國家可奉大賀、萬々御同然に奉存候。石原舊宅未だ少も手入致不申候に付、早々修理申付候筈に御座候。尚此外御心付之義も御座候はゞ、早々被仰下度奉願候。箇樣之義は隨分町便に御指出可然、且又三度之外毎日の樣に福井表へ之便有之哉に承居申候。賢次郎へ御申付爲御調可被下候。

一、先便愛軒より釣谷への密書中云々。過日小圃出會之節、同人申聞候は、端元君(先生の事)に是非橋府之方へ御貫申度旨申出候處、愛點頭候由。圃云若し六ヶ敷事に相成候はゞ如何せん、愛云夫は御直に寡君へ御賴候はゞ、造作も可無之と。然る處釣谷拙子の慮見は愛が見に不同、君子之出所進退當人意料之外に出、至誠求賢、又可與其權責實、知己之主に出逢、湯の伊尹に於ける如きは、五度も去就する事あるべし、如此にして大事可成、大業可興、深慮遠計固より既に自ら知る、而後從容義

に從べし。愛、知ャ之否、此段御心得迄に申上置候。右之間答之事、乍存默止候も如何に奉存候故、如此。

三月廿二日追書

○安政五年三月廿三日三國より在府中根參政への書

昨夕町便に呈一書候。如例繁雜、匆卒執筆、前後錯亂、定而御分り被成兼候哉と恥入候。扨其後之次第、廿二日不能寺にて、

傳曰、西城の事、英傑、人望、年長の三件を以て、御選擧、早々御治定可有之樣との、天意に御座候。

但し年長二字除き候筈之處、又々論判、尾の恐は無之、紀の恐甚くと申事にて、年長二字相加り候事、

堀曰、難有奉畏候。此儀は關東にても承君候義に御座候。右は幸便に可申遣哉、急便にて可申遣哉奉伺候。

又曰、廿日に被仰付候義、早々持下り候筈に候得共、亞使より催促致候事必然故、甚た迷惑可仕と奉存候。依て右早々江戸へ申遣し、三家以下存寄爲書出可申候間、夫を御覽の上、和戰之二字御聖斷被下度、左候へば直樣歸府、御聖斷取計可申候。但列侯在國の者へ申遣候ては日間取可申、是は如何可仕哉、奉伺候。右に付御暇之義は不被仰付樣奉願候。

廿三日朝議、

○西城の事は急便を以て可申遣事、

此一條唯今治定に相成候。先々御安心可被下候。

在國大名へ申遣候事と、

御暇之事と、

此二箇條何れ在國へも申遣候筈に可相成候。只今廷論最中なり。

御暇も願之通りに可相成樣子に御座候。

何れ夜に入り不申ては退出有間敷被存候。

右の通り早々御案内申上度、與々西城一決難有事に御座候。何れ明廿四日傳印より堀へ申達候間、明夕か廿五日には飛脚出立可申と奉存候。先々御安慮可被下候。

此後之　聖斷申迄もなく候得共、縱ひ戰爭に相成候共、開港開市は御差留なり。左候へば戰に決し候より外無之候。何卒　君侯にも十分の御英斷御上表所仰望に御座候。

一、ハルリス蘭領事官と出合候御咄、桃井より承り候に付、一寸書出し候處、直に　朝議の席へ右書付相廻り、大に大果斷の一助に相成候。就夫何卒右應接之樣子、御禮席も亞使と同異如何。何卒早々御聞取の上早便爲御知被下度奉煩候。不思議の事にて右御咄大に御間に合害入候儀に御座候。先は右吉兆申上度如此御座候。頓首。

三月廿三日申刻

碌々

雪江中君

不相替亂書塗抹御仁免可被下候。

○安政五年三月二十三日在京都徒目付近藤了介より在大坂先生への書

一筆啓上仕候。暖和之節御座候處、先以上々樣益御機嫌能被遊御座奉恐悅候。隨而彌御安剛被成御盛務奉恐賀候。次に小生無爲消光仕候間、乍憚尊慮易被思召可被下候。扨過日上京中は段々御懇命被成下、御影にて首尾能御用途相辨誠に以て難有奉深謝候。則去る十八日無難歸鄉仕り、御用狀直樣相達委曲演說仕候間、御放慮可被成下候。其後廿三日道中六日振にて飛脚被指立筈に御座候。且御留守樣へも參上仕、則御母公樣へ御對顏の上始終御傳言申上、御狀等指上候間、御安堵可被思召候。然る處當廿三日發途にて又々上京被仰付、則今晝着仕候處、其御表へ御首途に相成、當惑仕候。併廿八九日頃には御歸洛の由承り安堵仕候。尤急々拜謁可申上外御用途にても無御座候。先(セン)御手續之義に御座候。此度も御用狀二通、御留守樣よりも御宿狀並に御品物等御座候得共、何事も御歸京之上と業と指扣居り申候。尤御留守へも參上仕候處、御尊母樣益御健に被爲渡候間、呉々御安心樣に奉存候。且又横井先生去月廿八日頃御暇にて、當月十一二日頃彼地發途にて廿七八日頃大阪へ着岸の趣、村田樣、悌藏氏連名にて申來、則村田樣御含にては、一旦京地へ御滯留爲致、此度の一條御相談有之候て、可然の御傳言に御座候處、幸に貴君には其御地御首途之義にも候へば、於其御地御面會有之候て可然と奉存候。何れ横井公には牧村清左衛門方へ被罷越手筈に申來有之儀に御座候間、則清左衛門方へも野生よりも右之御都合に取計ひ候樣申遣置候間、左樣御思召可被下候。且御國表よりも三岡石五郎殿當廿五六日出立にて、關東の方へ被罷越、其節京師へも爲立寄候樣、是又村田樣より御傳言に御座候。右等委細之義は御用章中に可有之御儀と奉存候。右は任急便不取敢大略申上候。委曲之儀は拜謁之上萬縷可得貴意と、文縮如茲に御

座候。恐惶謹言。

三月廿三日　近藤了介拜

橋　左内様

侍史中

○安政五年三月廿四日在京都先生より中根參政への書

内密御直覽

春和之節に御座候處、君上益御機嫌克被遊御座奉恐悦候。隨て愈御清安被成御勤奉拜賀候。此表依舊碌々愴勤、唯重寄乍蒙、一事も成功無之條、晝思夜夢共不安奉存上候。殊に過日は
御直書御下被遊、微勞奉蒙
御慰問、三尺之軀無所措、感激垂泣仕候。兼て御心配被爲在候御一條は、公武共最早上々の御運び、是全く
御丹誠
天日に透輝候故と、於微臣難有奉存候。偖要件の義は、兎角風雲轉變、殆先途難見奉存候。尙此上とも可竭駑鈍奉存候。委細別紙具陳仕候。御序以宜御披露可被成下候。誠恐誠惶頓首謹言。

三月廿四日　景岳

紀　花押

雪江君

再伸時下御自愛奉祈上候。

（前書別紙）

先日近了へ託し御國元迄指出候書狀、定て此頃御披見可被成候。當地之形勢先相替候事無之（近來强方には候へども、不相變定見なし）即左の次第に御座候。

一、十五日朝、靑蓮院宮樣、三條樣、中山樣、海防掛被仰付（依之正論、家安心仕）三條樣には來る十六日御遷官にて前内大臣に被成、廷議には御預無之樣御成可被成筈の處、御遷官後も矢張御參與（一條家は却て御與り無之方宜申位）可有之と申事にて、此節日々の御參内に相成候事。

昨日今日共、三條家へ罷出候處、別之御咄も無之、

一頻りに西城の御一事御下問御座候て、若哉關東の趣意に背反致し候ては如何と申し御懸念被仰聞候故、（萬事關東へ御念入候事如此）其儀は必定無之段申上候。然る處被仰出振之義も、内密御相談御座候て、遂に年長、英傑、人望之者と申すに相定る。此頃土侯（松平土佐守山内侯）より轉法輪家（三條家）への御内書に、政多門に出候は識者之所忌、且後醍醐帝云々の御諭御座候。此義を殊之外御心痛被遊、萬一過日申遣候内々此方手控同樣の書付、越公抔へも御見申上、諸方へも響候て、役方へも耳に入り候樣の義は有之間布哉との御沙汰に御座候故、土侯は豪果磊落の御氣象には被爲在候へども、機事には存外御愼密、決して傳播氣遣無御座候。又此御論も今日の爲に御發御座候義に相違有御座間敷と申上候處、聊か御安心の御樣子に奉伺候。「西城御發之義は、今般勅答同時の御見込の由御物語。」

此日栗田よりも早々來呉候樣申來、罷越候處、長談に相成、夜分罷歸候。今般廟堂一變致し、強勢に相成候得共、此は全く庸陽亢盛之事にて（太閤も眞の見込[illegible]）迚も朝に實力無之故、甚不安心の至、依て何ぞ完全の策も有之間敷哉、乍内々建策致呉候樣にとの頼有之、依て一通挨拶致し置、何分公武御熟議にて速に長策相定め候事、肝要之條（談話略之）陳述し、罷歸る。

一、十六日、三大學方へ往訪、尚又前日の一件相談候處、大に上都合の運にて、既に小拙より筑州へ物語候條を、太殿（太閤）より關殿下（關白）へ、御相談に相成、御同意に相成、内々（君公思召も喚名も傳て入天聽候由）聖旨に御決斷被爲在候趣相知申（此一條爲公武頗安心仕）

此頃、公家之内八人斗和魂を振起し、何分堀閣伺の通りに相成候ては不相濟、又廷議の弱みに相成り候は、傳奏東坊城殿の所爲ならんと申、東坊城殿を殺害せんと企居、十五日夜の事に哉、御所の園内にて德大寺殿の駕に突然飛掛り、駕の戸を推明、扨々東坊では無つたと、大聲に罵り候より、此事六ケ敷論に相成り、明日當人德大寺殿へ詫に參り、報國の心底不抱物語致候よし（此人は大原三位と申由申傳）

又別に此に類せし事も切々有之候よし。又堀閣をも刺さんと計り候義も有之候よし。

一、十七日、今日廷議彌御治定に可相成筈と申事其は下田、箱館、長崎の。三ヶ所より外開港不相成旨然る處内々取糺候得ば、昨日より久我殿御出勤に相成此は中山侯御引出しと專ら申傳、又東坊廢免極候故ならんと申又一異議生じ、右三ヶ港論も大崩れ、正論中間憤懣致候。左あらば久我殿御勝手に可被成、我等は口さし申さぬと申樣に運候よし。依之此日ゝ廷議不決。

此頃、先日兩三日前より關東より御返事被仰越候某内話符合は、此方御役人方内通關傳と申事に相違無之旨、東人より又内通有之候て相分り申候よし紛々申傳、殊に東坊城を指罵居候。賄賂は兩人受取候へども、廣橋は自首致候と申沙汰、依て惡む人少し此朝、御附武家都築駿州（禁裏付都築駿河守）急死此は此度來居立田緑助幕府奥御祐筆の兄にて怜悧と申事、先年亞夷應接にも掛居候人逵の處は、屋敷に破損に付、以懇意大久保大隅守へ月番相頼申候、乍去内實は卒中にて、未だ開付不申よしと申事。

前夜本能寺に深更迄被居候よし。今朝俄に卒中發し、刺絡して一旦些か開き候とも、又血の出候は肘に非らず腹なりとも申、何分爲之一旦朝廷も大騷ぎと申沙汰、さすれば何ぞ怪事あるべし。

同日、東坊城殿傳奏役御免に相成り例格に不拘關東へ、御相談なしと申事後役なし。又後役之處未だ關東へ伺にも不參よし此節東坊頻りに我獨罪を可蒙。筈なし廣橋も同穴なりと申立候よし廿一日東坊殿も前文の刺客に哉恐れけん。御免の後も頓んと戶外へも不出上よりも愼居れとの御内沙汰のよしと申事。

同日、三大（三國大學）を以て筑州へ申込候は、西城の御沙汰、逐々廟議被爲在候よし傳承、誠に以て重疊の御事、公武の御爲とも奉存難有候。乍去閣老邊には自分公論輿議をも耳に入、且國家の安危懸念可有之候得ば無譯、暗愚の御方を立候氣遣無之候へ共、宦官妾の連は此邊可恐候間、結局御名指にて被仰出候樣に願度旨爲相咄候處、心得候旨通答有之候。

一十八日、右御名指の事、大閤殿よりは一寸六ケ敷候得共、近衛家よりは御手附も有之、兼て薩州御頼有之候故、其手より御名指の事可申遣に極候へども、何分御直書相待候よし。此節頗る疑念起り、御直書可成や否やの有無を頻りに被致糺問候、大迷

惑仕候、
此頃街話巷說紛々、尾〇（尾州藩）より竹腰、奥〇（仙臺伊達藩）より片倉來候抔申傳へ、都筑は切腹に相違なし。此は東坊と與に隱事を計誤なりと申居候。（此節は又病氣に相違なしとも申傳、殆眞僞難辨事に候。廿一日）
此日廷議粗相定、內覽等出來候よし。
一、十九日、今日廷議愈相決
奏聞も相濟（此頃より廷議大に密に相成り、叨りに外泄無之）夕方、明日降命の事に相極（此も來る廿一日三條御遷官故、廿日迄に降勅有之候やと申）
此日、粟田へ行、鎖國の弊、近來西洋の兵勢一變、其長不可捨事抔話置、先方頗同意。依て其邊認呉候樣に申候故、尙又相考候旨申述、罷歸る。（兎角我よりは求めて求めぬ此中の苦心御推察々々）
此日粟田にての咄には、過日八十六人結黨申立の條、官家にては大喜、頗る廷議を扶持仕候へ共、此類は南北朝以來官家の僻、事の善惡に不拘、動もすれば斯樣の事致候。此誠に可恐事、政權下に移。王綱不振も、此等より生し候事、是を關白一の人に乍被爲渡、王法を以て御亂し無之候條、却て遺憾とも被存候杯の說有之、如何にも不當に奉存候。
一、二十日、堀閣所司代參內有之、別紙の通り被仰渡、其節咄は一昨廿二日の狀に具す、（日[illegible]故に略之）堀閣此節願にて兩三日相考へ御請申上度旨申出られ候よし。被仰渡は申刻。退出薄暮に過相成候。
「此日內實は西城も可被仰出との沙汰承及候處、全く御直書未到、太閤被危候哉に被考申候
大坂へ鎮を建候樣との御評議も有之候よし。此も止に相成り、別紙丈三公より御渡に相成り。
此頃堀田より笛を獻度よし（此笛たる名管にして今度持參の內）被申出候處、
叡慮には、笛所にてはなしとて、御斷候よし。
廿日被仰渡の手續は、始小御所に於て關白三公列坐。左府公より、勅答（書付御渡し其節御口上に）も延引に相成り、早速歸府致し、大樹公へ可申上との御事のよし。次に虎の御間と申處に於て、議傳御同席

にて双方及笑談、堀閣御請の處迷惑の由被仰候處、夫ては違勅（赫かしの第一）に相成候間、何分御請可有之との事にて、左あれば兩三日相考（人の智惠假る處可然）候て御請可申上と申事に相極候よし。其節傳議より過日公卿八十六人の蜂起抔御咄有之候處、相濟候よし。（下々の者は强情にて困ると申、又申直し、此節は御公卿にも御手强にて困ると被申候よし、）

一、廿一日朝、田より昨日の次第申來り、又來談賴遣す。轉法輪家よりも上殿申來る。午後三國一學（三國大學倅）駈付、十八日辰刻付御投書相達、即御直書一學へ相渡し、其日直に（迅速如電）筑州へ持參にて、殿下御覽に相成、夫より寫取り、御本書の方陽明府へ相廻し候。筑州陽明府にて（陽明府にて大歡候よし）も薩侯より申參り候と御同意、此にて安心致候旨にて大御喜、即御名指の一件等相定。

右一件發表は、閣老歸府の節陽明より、御投書は御臺樣へ遣し、閣老へも可被遣旨、其案文も好次第と申事にて、同夜早急存附の處申上る筈に相成候得共、深更に相成候故、翌朝大學迄申遣し轉送す。（其要旨は、幼弱人望無之者は不相成と申事、早速相定候樣、大樹公へ被仰上、閣老へも御相談有之べきと申事。）

粟田の話は、此度の降命は、此間の赤心御尋の條、一層御手强に相成候義故、尙又關東へも內々申遣、一統赤心申達吳候樣に致候手段は無之哉と、蓮宮御內命の由。且關東の事情も（近來相分り候事も有之候はゞ）承候樣被仰聞候由、其段畏罷歸る。此日も少々議論は致候得共、多分過日來同樣の事故略之。」

此日、堀閣より申立事有之度に付、議傳御行迎被願候處、晝頃迄被行候と申事にて、薄暮に到り御斷に相成候。（此は久我殿の所爲と申傳。本能寺へ行候はゞ堀田に說倒可被致哉、依て御所へ引付可申と申事）

御直書御行屆と申、三大殊之外難有狩、殊に分外迅速一統消魂候。太閤にも御滿悅、筑州も同斷。

廿二日後は略之　「詳于大學書中故」

可賀々々

「扨廿一日に到り、南紀の邪摩甚、殆困切、旣に年長の二字相省候事になり、餘程苦心仕候。

實に其節は必死の覺悟にて激論、爲之所向摧破、遂に上吉の御運に相成、關東之御爲、御所之御爲誠に難有義と奉存、落涙仕候。堀閣も上京以來の難有事と被存候御儀と被想遣候。其他有司の傑大に安心致候はんと心に笑を含み居候。乍去獨力の斡旋、實に鈍愚を怨、夢中にも此事の成否と爭亂の事のみ想像仕居候。乍併今日と相成候へば、一憂去て又一憂、畢生憂患無限事、又頻に公武の御處置管心懊惱仕候て、昨日迄の周旋は茫乎として如夢中覺申候」

此日、三國より、急遽に建儲の儀、今日可被仰出と申來る。「書後三條公へ罷出。十八日に、「被仰越候樣の處陳述。（尤嫌忌の條は相省き候て）扨過日の如く被仰出候に付ては、彌戰爭の御覺悟可有之候。夫に致し候ては、京坂の御警衛筋は勿論、諸國に至る迄、夫々構ひ無之しては不相成。今日の如く安閑にては不相濟と申上る。　公卿には、其等の處困つたもの。今日にては困つたもの位にては不相濟、何分夫々の方略可被仰出。其方略と申はなし、何分關東の御處置俟居、即其故今日は西城も被仰出に相成等、併如何樣に可相運哉は不存候。備中は歸候御見詰に候哉如何。此も歸り候へば宜候へども、恐は可不歸今日何か申候哉、其模樣次第にて可相分候。不歸時は如何。困つたもの。倩乍恐
叡慮は實以御斷然に相違無御座哉。此は御シツカリに相違無之、乍去事に處するに至ては、又攝關等の潤色無之しては、先行不致條々も有之哉。扨今度の降命にては、和にての思召候哉、戰にての思召候哉、戰は御好不被遊と申事既に伺居候。乍去今度何に相成候條約通りに一寸難致、何分
叡慮は不容易御苦惱被爲仕候て、徒に人命を費さず、又因循のみにも不陷、
皇威も立、夷狄も服候樣（此等の思召は實に難有奉存候）の處へ爲運度ものに候。依て御下問に相成、群議御尋の事に候。左あれば邪教はこぼし、畿内湊は不成、皇夷雜居は禁制と

申樣に、御嫌の條御指留御注文に相成、備中守始めへ御談判候はゞ、忽御落着に可相成候ものをと申上、其も過日より承居、既に評議中に其說も有之候得共、夫にては全く御手指の姿に相成、不面白候、依て其邊の所は關東へ御任せに相成候方に極る。何分厚き聖旨關東へ達候樣致度ものをと御意。併し下田條約に御戾約不容易と御座候へば、　聖意は下田條約に御戾し被遊候思召、左候へば此迄應接振にては畢竟使の口氣左樣に相見へ忽可及戰爭形に御座候。左樣にて不戰樣に爲致と御座候ては、恰も膈の疾に食を勸め候樣に當り、難義に奉存候。一層　皇國は焦土になりても、奉伺上候私共噍類相絕へ候ても、戰死せよと被仰出候はゞ、私共に至る迄難有覺悟可仕と申上候處、イヤ　聖旨は決して左樣に御暴にては不被爲在、何分衆智を合せ至當充全の御處置被爲在度義に御座候。「私に案するに、下田の條約に立戾り候はゞ宜候得共、左樣にも運ひ兼候ては、戰爭に相成候よりは、畿內之湊、邪敎の寺、雜居の處抔、夫々恰好の御處置も被爲在候はゞ、可成丈は無事御祈の思召候哉」。左に御座候はゞ、此間の御書付一枚にては、其程の思召不通申。其等の處逐々閣老始めへ御談判御座候樣仕度儀に御座候。何分昨日の如く閣老所司代を御待ぼけに畢竟關東方智者多し、依て兎角長議論御好み不被遊鹽梅に御座候被爲逢候ては、却て御威光にも拘り、畢竟御所の御腹弱き所も見透申候。於關東有志の者は、徒に月日を忼愒被遊、可爲の機會延引仕候を衒居候由。今此大事の矢先に、有志の者爲恐候ては、乍恐御爲にも不相成、左すれば閣老なれ御勘定なれ監察なれ頻に御呼付、御双方打わりて御談判御座候樣仕度義に奉存候抔申上候處、隨分御嘉納は御座候得共、御六ヶ敷御樣子に伺取候。扠三條公の御心配中々不容易、殊に過日來申上置候御性質故、誠に細密に御考被遊、分外御苦心の樣に奉伺候。此節頻に海防掛御辭退御座候樣子に御座候。

右廿四午時認

「此迄御人物等申上置、議論も主意も申上置、既に此地の事十に八九御瞭然と

奉存候故、此度は態と概略從簡便申候。

不敢有周旋之厚薄緩急也。

○安政五年三月廿四日先生より
中根參政への書

御安健奉賀上候。同志へも宜、平圓へも宜奉願候。

此間は御密書數通慥に落手仕候。其功驗現然、奉同慶候。上にも御滿悅と奉遙察候。倘此表の義も別楮之通りに相運候。既に降勅には相成候へ共、未た和戰の要談相決不申、自此盡力の時至り候儀と自鞭策仕候。御見込の事共一々御尤。殊に翠竹（水野筑後守）抔への御談振。一々合機、拍掌欣悅仕候。此表の義并に鄙衷十四日了介へ略託候狀にて御分り可被成奉存候。今日監察方より少し倚賴の姿相見申候。小拙深念有之、彼より動き來り候迄は、隱然控居候。今夜罷越、一舌戰の積、其上にて種々運籌可有之者居申候。秘々。此表近來は宮家の嫌疑夥、諸藩の者公家へ立入候事迄六ヶ敷相成申候、是迄は武家を怖居候へとも、今日よりは宮家を恐れ申候。依て三條家は勿論、其外へ出候義も、其御地より叨に洩候へば、先樣の御迷惑可相成存候。此處宜御含可被下候。其他は不能詳言。

三月廿四日

○安政五年三月廿四日先生より
中根參政への書

内用

謹裁。御清健奉賀候。然者今晝呈一書、此表之形勢詳述、實に不可如何義、不堪痛歎奉存候。倘今夜岩監察（岩瀨肥後守）急御用に付、明早上途歸府之事承知仕、旅宿へ伺候致色々内話承及申候。何分此上は於關東充分盡力之外無之候間、近々之内出立仕度心得に御座候。此段御含居可被下候。倘歸府之上は種々運籌仕度、夫に付

君上此地之景勢十二分之御明亮に無之候ては難叶義ゝ御座候間、着府迄之處は矢張御舊套にて被爲仕候樣奉願上候。呉々安危之堺、精々御周旋御座候樣、爲天下蒼生奉希上候。右早々得貴意度如此に御座候。以上。

三月廿四日曉　　橋本左內

中根靱負樣

再伸。時下御自愛奉祈上候。出立は猶藏着之上直樣に可仕候。以上。

○安政五年三月廿四日森寺若狹守より先生への書

以手紙得御意候。然者過日は御來殿被成候處、詰合不申、不得貴面殘念奉存候。然る處御來殿之節御沙汰之趣に付、御內々御面會申度儀御座候間、今夕刻より拙宅迄御入來被下度奉存候。拙者今日當番出勤仕居候得共、其刻限下宿致し居候間、乍御苦勞御來臨奉待候。右得御意度如斯御座候。以上。

三月廿四日

○安政五年三月廿四日伊丹藏人より先生への書

敬呈。愈御安泰珍重奉壽候。陳者西一件昨日顯露に被仰出候。附而者得拜顏度義御座候に付、何共御苦勞願兼候へ共、被仰合明朝御入來可被下候樣奉願上候。頓首。

三月廿四日　　重從

桃井君

○安政五年三月廿四日京都に於て幕府小監察平岡家來黒岡直八郎より越藩知邸へ送りたる書

松平越前守樣御內　　平山謙二郎內

御留守居中樣　　黒岡直八郎

未得貴顏候得共、益御萬福被爲在奉賀候。然者謙二郎より別封近藤樣へ差上度旨にて、尤少々御內々御咄し申度義御座候て申上候旨に御座候間、使差上候處、今月十五日御歸國相成候由。依て其段申聞候處、其筋之御方にて近藤氏同樣御內命等の義被爲在候て、諸事御心得之御方に候得ば、御役柄の尊卑に拘らず、どなた樣にてもよ

ろしく御座候間、可相成候はゞ、總括之任を御受被爲在候御方ならば猶更よろしく、内々御談申上度義御座候間、今夕御出御座候樣仕度旨申上候樣申聞候。依之尙又此段申上候。卒爾之至失敬御海容被下候樣奉存候。草々不盡。

三月廿四日

尙々別封どなた樣にても御開被下候てよろしく御座候。以上。

○安政五年三月廿四日在京平山謙二郎家來黑岡より近藤への書

平山謙二郎内
黑岡直八郎

近藤良助樣(了介)
内用御自披
福井侯屋敷内

萬々一御歸國後にも御座候はゞ、御同僚の内なり御同志の御方なり御出希候。

爾來契濶、御安寧抃喜之至りに御座候。少々極内御咄し申度義御座候間、今夕旅寓迄御賁臨被下候樣いたし度、此段申進候。草々不盡。

三月廿四日

本文今夕と申候へども極意之義に御座候。可相成は只今より相願度、四つ半時頃に出勤、其前に希度候也。

○安政五年三月廿五日平山謙二郎より先生隨行溝口辰五郎への書

内用御親拆

過刻は御返書縷々被仰越、即今夕方桃井氏御越し被下候處、いまだ本能寺より引取不申、暫時御待被下候樣御家來へ申含置、御出有之候はゞ直樣報し越し候積りに候處、御遠方御歸がけにて御急ぎの由、明朝御出可有之との御事にて御引取相成、遺憾無限、切實之肝り候義に付、何共夜中再應玉趾を煩し恐懼之至に御座候得共、諸事御心得の方御一人極内々御越し被下候樣仕度、尤岩瀨肥後守事急御用有之明朝當表出立仕候間、同人旅館三條小橋邊瑞泉寺へ參り、御用談致し居り候間、乍御苦勞其方へ向け被下候樣いたし度、尤當時在京有志之御方肥後守旅宿へ差越可被成旨、於江戶同人より永井玄蕃頭へ御内話も御座候趣、此程申越有之候程之義、外ならず罷在候間、此段不憚夜中再應是非の次第に御座候間、宜敷御含御取斗被下候樣いたし度、希處に御座候。書外拜晤縷々。草々不盡。

三月廿五
平　謙　拜

溝口雅兄
御密

再白橋本太夫之義委細了諾仕候。尙御同人へも宜御傳聲希候。以上。

三白
君侯去十五日
御暇之由、最早御發相成候哉。此段も烏渡内々相窺度、御一筆諭示被下候樣希上候。萬々一此節御發程後に相成候はゞ、明朝御出にてもよろしく御座候事。

○安政五年三月廿九日在京橫山より大阪出張中の先生への書

拙書呈上仕候。愈御勇壮の至り重畳奉賀候。然者小生儀道中無別條當廿九日晝八つ時上京仕候間、乍憚御降意可被下候。然る所折惡敷御下坂の節にて不得拜面、一向殘念の至りに存候。御指置の貴書拜見仕、委細御高慮の次第承知仕候。且又此表の模樣段々變革次第唯々不得其分、一日も早く拜面の程奉待上候。關東の模樣は大抵先便鞠負殿の書狀にて御承知も可有之、猶御上よりの御直書は持參候。餘は萬々拜面の上御咄申上候。大抵其表に指當り御用も無之候得ば、明日中には御歸京の程奉待上候。右御返事之程早々奉待上候。頓首。

三月廿九日　　　　横山猶藏

橋本內兄

內用

二啓、尙々指急ぎ文面前後相成候間御考可被下候。猶又御用有之候はゞ、小生儀罷出候、如何に御座候哉、指急き御面談の程願上候。

○安政五年四月二日三國より先生への書

桃井樣　　　　三國拜

御直展

過刻は近藤氏入來承候處、昨夜御登京之由、先以御淸泰奉壽候。扨只今參　殿取繕候處、明日櫻閣參內御暇、四日支度、五日出立と申事に御座候。就夫參上申上度儀も候得共、色々繁用不能其儀、不取敢右得貴意候。乍憚近藤氏にも右御申通し可被下候。草々。

四月二日

堀田備中守殿へ

先日之御封箱返上御入手可被下候。

御言傳物

大樹公へ

御屛風　　壹雙　　壹箱

御硯文臺　　壹箱

御臺所へ

南都八景御手鑑　繪入

准后御方より

大樹公へ

御小衝立　　壹箱

御臺所へ

御掛物　貳幅對　壹箱

右之通りに候事。

○安政五年四月三日在京水戸藩安島帯刀より先生への書

草略彌御勇健奉賀候。扨愚生事今四つ時上着。直樣一筋の者より承り候へば、土屈(閣老、堀田備中守正倫)今日御暇明日明後日は發途之よし、しかし當方の都合何分六ケ敷、第一に一條の手操筝如何哉と苦心、事情御明瞭の義にも候へば極秘相伺度候處、今晩旅宿へ御枉駕は相成間敷候哉、尤書之内は留主、晩程も事に寄遲く相成候かも不相分候へども、右の思召にて御都合は相成間敷哉、江府よりの御手紙御屆上候序、此段爲渡得貴意候。草々頓首。

四月三日

旅宿

三本木仲の町通り

いばらき屋茂七

御枉駕之節は、御名字計りの御名札にて、御申入奉願候。

安島拜

橋本大兄

御直披

○安政五年四月七日在京服部より在府先生への書(先生三日書京都出發)

一筆啓上仕候。薄暑之節御座候處、先以上々樣益御機嫌克被遊御座奉恐悅候。隨而彌御勇健被成御勤仕奉恭賀候。然者去る三日夕水戸樣御屋敷より到來。貴所樣の封狀三封到來に付、翌四日又候水戸樣御屋敷へ相賴、私より封し立惣上包、御奉行當森賢

次郎より仕立差出し置候。此愚札よりは前に相達し可申儀と奉存候。其節乍序御道中萬端無御滯御着府可被成御歡申上候に付、今便は略紙を以て申上候。

一、御出立之節被仰置候、其表へ可指出御書物三冊之儀、久次へ委細被仰付置候由に御座候得共、久次申聞候には「三魏文鈔」三冊早速可指出旨、乍併御國の方へ可差出樣にも奉存、東北不慥樣申聞候。私は御書物名題號不承、江戸表へ三冊とのみ承置候儀、依之久次へ御渡し置被成候惣御目錄帳に夫々引合見申候處、「小倉山房外集」四冊「潛確居類書」六帙入壹箱、御目錄に無之分御座候。右箱入六帙は追て御國表へ可指出候得共、「小倉山房外集」四冊の分を、其表へ早速可指上御儀哉共奉存一開難仕候故、右「三魏文鈔」三冊「小倉山房外集」四冊以上七冊今便御手許へ御廻し申上候間、御握手可被成候。

一、惣御目錄の內、和本之分〆八十三冊之內、三魏文鈔三冊は前條の通り其表へ指出、殘て八十冊は昨日立三度便を以て村田御氏へ向け差出候。

一、從大坂表此間之金子入御封狀、河內屋茂兵衞より請取書壹通相廻り候に付差出候。

一、德大寺大納言公純卿御詠歌短冊之方へ被遣候御菓子料金百疋先方へ相贈り候に付、請取返書到來仕候間、今便差上候。右之段申上度早々如斯に御座候。恐惶謹言。

四月七日　服部熊五郎

橋本左內樣

追て御道中如何御座候哉。此表は三日四日好晴、五日雨天に相成、六日七日曇天微雨、却て極晴よりも御道中御都合宜と奉遙察候。猶明日より今暫は大雨等無之樣奉祈上候事に御座候。

先頃三月廿四日京立三井便彌五日限に可相達候哉、其以前三月二十二日京立六日限等、乍御面倒御序の節彌幾日着府に相成候哉、乍御面倒御聞かせ被下度相願置候。以後の心得迄に奉伺置候儀に御座候。十二三日頃は貴所樣にも御着府と奉遙賀候。猶此表被仰置候件々、追而可申上候條、早々如此御座候。時

候折角御保護被成候樣、乍憚御專一之御儀奉存候。

頓首。

呈書

一、貴所樣へ森賢次郎より一封。

一、三國御氏 横山御氏 溝口御氏へ私より三封。

右乍憚御屆可被下奉願上候也。

○安政五年四月十一日先生京都より歸府の途中へ中根參政より送りたる書（此日先生歸府）

唯今竹腰兵部御逢中故、相濟次第可申上候。

嘸御歡びと奉拜察居候。此頃中口々御噂有之事に御座候。

昨十日六つ時（今の午後六時）御認めの華帖、今日十一日九つ時（今の正午十二時）前相達拜誦、先以益御機嫌克奉恐悅候。隨て御安健御旅行、今夕は愈御着邸可相成旨拜誦。何分一日も早くと翹望之折柄、幸甚此事に御座候。三、横、溝も御同伴の趣、迅速之御旅程驚感之至御座候。倩俄に御半髮の趣に付精々御細示、是は臨機應變の權宜にて、尋常を以て不可論事に候得ば、此度の儀は無御指支樣取計ひ候間、是等の儀聊御心配なく候樣にと存候事に候。何分無程拜晤萬々拜承可致候大娯罷在候。此地も岩歸東以來頗艱難之勢ひも有之、屈指御待申候處、大に力を得申候。何事も唯今と相成候ては期面晤申候。早々頓首。

四月十一日九時前

二白。如來書狛大夫到着に候。御小屋御物見へ轉還致置候。御指支は無之候。横井へも御面晤の由、是は十分之御都合と奉存候。唯々在話晤。頓首

○安政五年四月月十一日在府中根參政より先生への書

過刻之御報拜酬

橋本左内樣　中根靱負

御投書拜誦。先以早速之御歸着大賀之至御座候。扨御小屋之儀に付御申越之趣逐一拜承、何とも可申陳樣

も無之、全く小拙不行屆之所爲に有之候。此儀は負刑可及拜謝候。過日岩瀨へ御托し一封御投與以來は、別て君臣共日夜翹望御歸府を相待居候儀、今日も遠程より御着之事故、早速面晤東西之儀も可及御談と相樂罷在候處、小拙不取計より如此大事を引出候ては、實に小拙の多罪無所遁仕合、今般之一大事實に至重至大、過日來恐惶不知所措仕合にて、偏に賢兄の宏圖を仰待致候有樣、前件より天下の大計をも誤候に可至次第にて、何共當惑千萬にて候。今宵も乍貴勞可被爲思召にも被爲在候處、御紙上の趣旨は實に大失望の至にて、小拙の罪は聊無所辭候間、天下國家之大事は片時も早く御取掛りに相成樣相願候。此地之景況も實に危急の秋と被存候。小生丈けは引罪如何樣にも可相成候條、何分御出勤は有之樣相願候。此儀可及陳啓出懸候得共、狹舍中申述兼候次第故、途中より引返し、書面にて申述候、御承引も被下候はゞ、罷出御詫言可申陳、左樣にも無御座候得ば、如此大事誤候上は小拙迚も是限りと覺悟の外は無御座候。御同事に閉居待罪候外は無御座候。心事難盡大要迄、早々御報如此御座候。以上。

十一日

平岡氏に引替り、天方酒井來り彼是及延引候。以上。

○安政五年四月十一日森寺若狹守より先生への書

以寸楮得御意候。薄暑之節御座候處、彌御安全珍重奉存候。然者過日は御上京被成、初て得貴顏、毎時失敬打過候段眞平御仁恕可被下候。偖此頃には無異御歸府可被成珍重存候。乍併當表にては其後雨天續にて、去る七日には少々雹氣も相催候義に付、御道中之御都合如何有之候哉御案し申入候。將御在京中前内府殿へ御直に御差上置被成候「茶友夜話」「補助三則」「佐久間書取」壹通、貴樣御歸府迄に御返却可被遊思召之處、何か御取紛れ延引に相成候。則拙者より御返却申入候間御落手可被下候。扨御歸府前御參殿之砌御内々御見せに相成候、堀田侯へ御渡しの箇條書、

御一紙最初御達し、其後少々御文中御替りにて御引替に相成候趣、夫々其筋より御廻達寫候處、爲御見に相成候は、若哉兩樣の內、最初の方の御一紙にては無御座候哉と懸念致し候間、別紙寫御內々御廻し申入候。是は御引替の方に御座候。最初のとは少々意味も相違可致哉と存候間、爲念御廻し申入候。先々其後は格別事替之儀も無之、穩なる方に御座候。事替の儀も御座候はゞ早速可得御意候。堀田備州侯にも彌五日發足有之、世上の風聞も日々に遠ざかり候得共、實に此後の形勢如何可相成哉難量、恐入候儀に御座候。先は前文得御意度如是御座候。匆々頓首。

四月十一日　森寺若狹守

橋本左內樣

二白、家父よりも書狀可差出筈の處、本文同樣の義に付、拙者より宜可得御意旨申聞候。段々失敬之段御斷申入候。以上。

（別紙）

安政五年四月三日朝廷より關東へ御沙汰書之寫

蠻夷覬覦之時節に付、　神宮幷京師殊更に警衞之儀、就中武備相整可然。國持之大藩早々被　仰付候樣被遊度、於京師者先年（安政元年四月九日之事）井伊掃部頭以下被　仰付候得共、猶又右御警衞防禦之御備如何樣被　仰付候哉、平常御手薄之事故御內評之儀被聞食度候事、

但、自　神宮祠官申立之儀も有之候間、早速御沙汰に被及候樣　思召候事。

別段。御警衞之儀相整候迄に、若夷類近海へ渡來之節は、防禦警衞手配有之度存候。萬一跡廻りに相成候而は深恐懼候。御助才無之儀に候得共、此段兼て御賴申入候事。

四月三日　光成（傳奏廣橋大納言）

（副書）

書添へ得御意候。別紙書取、右は堀田侯御暇參內之節被遣下候趣、別段と有之候は、傳奏廣橋殿よ

り被遣候趣に御座候。文中神宮祠官申立と有之候は、大宮司より申立候趣、兼て藤堂侯御心得の義には候へども、御一手にては如何可有哉に付、今一際御警衛之儀願出候趣、右書取備州侯へ御渡に相成候。別紙御達の寫漸く手に入候間、任幸便御内々致進覽候。御入手可被下候。以上。

四月十一日　　若狹守

左內様

（勅命別紙）

一、永世安全可被安
叡慮之事。

一、不拘國體後患無之方略之事。

一、下田條約之外御許容不被遊候節者、自然及異變候も難計ニ付、防禦之所置被　聞食度候事。

右之條々衆議可有言上事。

一、衆議言上之上、
叡慮猶難被決候者、
伊勢神宮神慮可被伺定義モ可有之哉之事。

○安政五年四月十二日在京服部より在府先生への書

一筆啓上仕候。薄暑之節御座候處。先以　上々様益御機嫌克被遊御座奉恐悦候。隨而彌御壯健被成御勤務、就中今明日の內には無御滯御着府可被成重疊目出度御儀奉遙賀候。然者昨十一日森寺若狹守より紙包壹封御便宜之節御差出可被下旨申來候に付、今日六日限便を以て指出候。御握手可被成下候。右得貴意度如此御坐候。恐惶謹言。

四月十二日　　服部熊五郎

橋本左內様

追て時候折角御厭奉專祈候。此表相應の御用無御遠慮可被仰下候。以上。

○安政五年四月十二日三國大學より近藤了介への書

貴書忝拜閲。然者先日は御光臨何寄の御國產被贈下、御厚志忝奉拜謝候。扨頃日御所勞之由、折角御保護奉祈候。

一、西城一條、御細書之旨承知仕候。右は先月廿二日中根氏迄委細出狀、其節御達書の寫も加封仕置候。依て閣老より被差送候よりも早相達居候儀に御坐候。
廣橋殿失念之取計有之候得共、關東へは廿七日早便閣老より被申遣候。又陽明府よりは廿六日出を以て被申達候。右之次第相違無之候。此段左樣御承引可被下候。今夕桃井君へ御出狀の由、乍憚宜御通聲奉願候。何卒關東の光景御内々爲御聞被下度御賴申上候。當月二日三日頃蘭人亞人とも角力拜見被仰付候由。御手當として五百金角力方へ被下候よし、是等は御承知とは奉存候へども、乍序書所樣迄申上候。何卒亞夷蘭人官階貴賤如何と申過、御序に御問合の程奉願候。先者右御請迄。草々以上。

四月十二日

別紙桃井君へ御尋申度事。先日中根君よりの御紙面にては、ハルリス事蘭領事官よりは餘程品格相劣り候よし。然る處頃日所司代より太閤殿へ御達には、矢張ハルリスの方貴く、既に蘭人勝手に遊歩致候事なども、ハルリスより差留候樣申居候。此眞僞如何。蘭人御禮席ハルリスとの相違如何相成候哉、是等も委細爲御知被下度奉希候事。
又天下の列侯赤心萬一不殘戰爭を恐れ、和を主と致候ても、天意は少も不動、神卜に可被爲任との　叡慮、過日閣老と御應答有之候。此段桃井氏へ早々御申通言上に相成候樣仕度候。
右之次第今便何卒御申被遣可被下候。只今會讀中にて亂書御免可被下候。呉々關東の光景時々爲御知被下度奉願候事。桃井氏へ御通達奉煩候。以上。

○安政五年四月十二日在京服部より在府先生への書

呈書封し立處へ、三井手代小森伊三次と申者、去月廿四日五日限急飛脚取扱相賴候者罷出、別紙來狀相持參にて延着之段斷出申候。寫取別紙入御覽候。川支無是非事御宥免被遣可被下候。例の不手廻し、飛脚廻り候時刻に相成候故、要用のみ、幸書添へ申上候。以上。

四月十二日　熊五郎拜

左内樣

追啓。近藤了介より書狀壹封差出候に付、御達し申上候。以上。

（同封）

以手紙得貴意候。薄暑の節御坐候處、彌御安全被成御坐珍重御儀奉存候。然者此程森氏より被遣候御狀江戸表へ指下し申候處、別紙の通申來り、何共不都合千萬奉存候。御一覽宜敷御承知可然御取扱被成下候樣奉存候。呉々も不都合の次第御氣之毒奉存候。右得貴意度如此御坐候以上。

四月十二日　佐原恒藏

小林伊三次様

一筆啓上候。然者其元去月廿四日未半刻出、同月廿九日未半刻着順の仕立、正五日限之外番状、道中川支有之、昨日到着に付、飛脚屋方へ早速談判仕候處、全道中川支有之候由にて相詫候に付、飛脚屋方にて書付取之先方へ相添即刻相届候儀に御坐候。則先方請取書爲差登申候間、宜敷御取計可被成、尤其御地先方より御尋も御坐候はゝ、其譯申聞宜敷御取計可被成候。右御心得迄得御意度如此に御坐候。以上。

四月四日　江戸同所

外番方様

覺

三月廿四日未半刻出

一、五日限仕建

大井川廿七日巳刻より朔日辰刻迄川支、四月三日辰上刻着に相成申候。此段宜敷御斷り申上候。

四月十二日　越後屋孫右衛門印

三井兩替店様

〈以上七通狀袋入上書

橋本左内様

四月十二日　服部熊五郎

○安政五年四月十二日在京近藤了介より在府先生への書（以上封中の一書）

一簡奉呈上候。逐日薄暑御座候得共、先以君上益御機嫌克被爲遊御坐奉恐悅候。隨而尊公樣彌御安剛被成御勤仕、就中今般御旅中無御滯御着府可被成重疊目出度御儀奉恐賀候。尙又遙途之御疲勞御保護專一に奉存候。偖御在京中は段々御入魂にて、御用途筋御指揮被成下、御懇切之段難有奉深謝候。此上以後御投策之程奉瞻望候。

一、先頃水府御留守居方より中根樣よりの御狀二封、幷同御家中安島樣より之壹通都合壹封にいたし、熊五郎、賢次郎兩名にて御返却、只今にて御掌握に相成可申と奉存候。然る處昨十一日三條樣御內森寺方より壹封相廻候に付、今便熊五郎名當にて御廻し申上候間、是又御落掌に相成候樣仕度、

一、一昨十日荒川師匠（越藩槍術師範荒川喜代左衛門）毛利（荒川門弟毛利元臧）粕谷（荒川門弟粕谷傳之丞）鈴木（荒川門弟鈴木小彌太）之族京着仕、一兩日滯留にて、明朝浪花の方へ出立に御坐候。師匠義は願上旅中改名、本間登と相唱候趣に御座候間、自然列候の內より江府御屋敷へ御問合之儀有之節は、右改名

致居候義御含置被下候樣、師匠より御願置呉候樣の噂に御坐候。

一、三國へ御傳達之趣幷謙山公への御傳言之趣共具に相述候處、三大には今一應御面話申度被存候由にて、大に失望之風情に御坐候。又謙山公には大慶不斜趣に御坐候。則ち其節三大之內話にては未だ閣老公在京中に、

西城儲君之義陽明府より御沙汰有之候處、一旦は廣橋殿失念之趣に候得共、其後に至り御書付閣老へ御渡に相成候由の御內話に付、右謙山公御暇乞前夜參上、其節は右之御論も相運び不申、初夜過歸館仕候處、翌五日出立前面話被致度由申來候に付、即刻參上仕候處、右等の御咄に相成、何分皇朝にて西城一條御一決に相成候樣之實否相知れ候はゞ、其心得にて於廟堂評論被致度趣故、右西城儲　君の義は前以閣老公へ御沙汰有之由に承り候と、三國よりの內話之趣無左右御咄し申上候處、一圓閣老へ右樣の御沙汰は無之、甚不審被存候趣故、尙又實否取糺之上にて及言上候樣に相答置、則今朝少々所勞に付以紙面三國方へ今一應虛實相糺候處、別封の通申遣候間、爲御心得其儘入貴覽候間、尙又御折用に相成候樣所希に御坐候。

一、御含め被置候兵庫表出張可仕之處、前顯の所勞にて未だ發足不仕次第、快氣之運に御坐候間、一兩日中には發途之心組に御坐候間、左樣御思召可被下候。先外に相變り候義も無御坐。猶得貴意度儀も御坐候はゞ、重便可申達と文縮如此に御坐候。恐惶謹言。

四月十二日　　近藤了介

百拜

橋本左內樣

二白。時氣御加護專一に奉存候。乍末屯三岡樣御初、横山樣、溝口樣へも乍恐宜敷御傳達之程奉煩願候。當境御用途被仰越奉待上候。可祝。

三白。狀嵩を憚り略紙にて得尊意候段、御海容奉希上候。

（別紙）

下拙迄何寄之御品御惠投相成、難有仕合奉深謝候。段々御懇情に預り難忘仕合に奉存候。右御禮爲可得尊慮如玆に御坐候。頓首。

けふ　　　　了介　拜

橋本尊公

○安政五年四月十二日在藩長谷部甚平より在府先生への書

横先生より呈書一通御屆申上候、以上。

爾來態と御疎遠打過背本意候。先以奉恐悅候。隨而此節御安健御旅行御東着可被成と奉賀候。次に擲念可被下候。扨正論俗論不兩立、追々殊の外險境に相成り、不容易御苦焦之程連々拜承、然とも遂不可解に決し、閣老始東行に相成候に付、速に御東行に相成候由、御勤勞一々不堪慰謝。愛軒來書之趣、一二之謀主御留守中故、諸端先行無之のみならず、京都の事狀迄不詳位之由苦々敷事共、彌以如此景況に相運び候に付ては、必至聿諸一決（建儲一決）之御周旋不可旋踵義、敏捷之御所置一々無間然奉感伏候。却說小楠堂先生北行相叶、實に　聖思を被爲盡候故と、國家之大幸無限奉恐悅候。於京地匆々御對話も有之由、扨郊迎を始御取扱振調熟、委細は鬱堂より御承知可被成候。出格之御取扱と申に付御國切之了見と申事、傍看疑猜仍舊俗論紛々定て內庭を覬覦可致事と被察候。豫め無御油斷御周旋置可被下候。別而小天（用人天方五郎左衛門）邊御懸意可被下候。横先生始て對面、聞しに勝る大物、其議論たるや光明正大、頻りに天地經綸之道理を主張有之、不和則不能存國、或は貿易之利害分明釋然、或は大に戰艦を造るには彼船軍總督及船工を來し、闔國合力不待五年而船數可勝計、訓兵練熟可始用、不如此則士氣不可振立云々。其餘事實に就て理を窮るの議論一々明快、實に吾黨の先鞭を得候事無此上大慶。都て貴兄共新得之御見識是迄拜聽仕候事共、一々同論に歸し、彌增陋見沛然、心も丈夫に相成候心地、再三親炙、殊之外沈醉、御一笑可被下候。就右追々其表之景況成否の運如何にもあ

れ。復始諸有志此人を提挈して東行有之度と存候。小生抔も共に陪行大主張致度事。愛軒北歸被促、不相替心ならす迷居候哉に被察申候。河村(河村三左衛門)之陋見も今更之事に無之候へども、彼是心苦敷存居候臆梅、井作(井上作太夫)を勸候とも却て河村に劣り候計、兎も角も小生東行、愛に引替候方都合可宜哉と存候。呉々御考可被下候。愛軒等の見には、聿諸事成上は御歸國も可被遊樣に心得候臆梅。小生等の愚見は、事不可成に決し候節は速に御歸國可被遊事成上は天下の豪傑を總攬可被遊に開候へば、是非御居殘可被遊儀と存詰候。此等之運、貴兄纔に御上京中、最早其表の國是紛擾之樣子に被考申候。宜御配慮可被下候。

○御留守御揃至て御安健奉賀候。萱堂仍舊御斡旋奉感佩候。御安意可被成下候。餘事取込、草々不宣。恐惶謹言。

四月十二日　修　溪

景岳賢兄

倘々時下御自愛千萬懇禱。百拜。

○安政五年四月十二日在藩村田監察より在府先生への書

本月二日自京師之貴書、五日夕七つ時頃相達、忝拜見仕候。先以　上々樣益々御機嫌克被遊御座奉恐悅候。隨而愈御安健御勤勞被成、去る三日晝時京師御出立之由、定て御指急の御旅行御日積りの通り御着府と奉存候。此表御留守へも御安健之御儀、且御加書の趣早々申上候。不相變御母堂樣始御安全之條萬々御安心之至、重々目出度御儀奉存候。扨横井生來着に付、諸向へ品々心得やら觸出やら申通し、翌六日曉天今庄迄及出張候處、八つ時過今庄宿端二十町斗之地にて、先生及面接、毎々迅速驚喜之至。夫より旅館へ同道、先生浴後、緩々京師乃光景、天下之時務、論に及び候處、兼て有承知、悉く歸同論、大慶奉存候。扨京師之事、先達より種々千端萬緒妙計秘策御盡被成候處、兎角偏固之疵開き兼、殆不可致勢之由、無限之慨嘆痛心此事に御座候。扨々

無識見、殆自ら災を被取候勢、氣之毒千萬に奉存候。就ては今一大奇計を以、天下の大難御救濟之爲、急に馳駈御出府の一條承之、乍例感嘆之至に奉存候。扨今日頃は是非御着府に可相成、今般は喬、越（喬は一橋越は越前）兩手先にて、礫邸（水戶德川家）へ御攻寄、得失利害御明解の上、是非御服從に相成、夫よりして後段の御手段に可相成事、無左候ては天下の事忽不可謂に及び候と覺悟仕候。依之今般の第一義極て事御成就を必し申候。此邊は高兄例之大手段を以て、何卒荊山公之御鐵壁をも御打碎きに相成候樣偏に祈念仕居候。右之好消息當月季又來月初と、自今屈指相待居申候。扨又第二段目の所置、喬之事之成就に運び候はゞ、我戉（我越前の事）にも自然天然之御次第有之。若復御滯府等の御樣子も御坐候はゞ、直に御擔當に被成は御當然之御事。就ては兼々御建白通りの事、府朝より御專任（外に薩、佐賀等之議も昨冬來論之通たるべきか）に可相成旨、前以可被約事か、所謂姚崇十年を以て約し候類、尤緊要の事に可有之。無左候はゞ、後宮、宦官、或は老將軍家より掣肘の患、其他藤葛意料の外に出可申は必然の勢と奉存候。此邊に至候ては、眞正之英雄不動心之地と奉存候。呉々龍公（水戶烈公）へは和するの利、不和之害、熟く御明解之上、返す々々御服從の處奉祈候。

扨又先生來着。政府且學校中諸役配追々及面接候處、一統心醉悅服に及び、就中七日着。翌日總敎中御面會（着日於旅舘御面會被勞申候）及御熟談候處、御情意大に流通し、其以御都合宜。川端（越藩執政松平主馬）東葵（同本多修理）兩君も分外賛嘆喜悅被致、爲國家奉賀候。其他の面々疑惑融解、當分之處聊も差障無之、上々の都合に御坐候。追々政府學校兩樣共、會讀日割出來、先生へ相賴申候。扨又東篁近頃之模樣逐一先生へ及物語、此後狠狽之事無之、年來之令名は何卒爲終申度、深及熟談候處、先生一々同意にて、先生も精々配意理解被致答に相約し、稍安心仕候。右之譯合は京師等の周旋は尤不入事、無用の事也。（淵藏翟の周旋は皮膚上の事故、さまて害には相成間敷候得共、尤無用の事なり、東葵抔は大に案し出し、御國の御周旋振表裏有之樣、京師江戶共に可被成と案られ候也、小子左樣の事決て無之旨、事實を擧て及

論判候處、稍及融解申候。斯樣の周旋等に付ても、全く上の被成所之一筋に相成候樣之事、此段申試候處、先生一筋に相成候樣の事は是非共可致心配旨被請合申候。機事を漏脫の一條、得色之一條、才識粗淺の事は中々六ケ敷事に申居候。然し差當り害と成候程の事は無之、外より鎭定候得ば、却て病痾差起候勢は無之儀と奉存候。此邊御懸念被下間敷候。先生着日には、東篁も府中迄出迎、爾來及熟談候所、流石先生ぬからざる人、先生篁に云ふ、先生我等を能もクヽラレ候我等も又先生をクヽリ付可申時節可有之と申され候得ば、篁大に悅居候由。此にて優劣狀情萬端御推察可被成候。近頃は總教中大に勢宜相見へ申候。若復御滯府等に相成候へば、此表之事は兎も角も致し、天下の爲に罷出、各一臂の力を盡し可申覺悟に罷在候。外に相變事無之、此節別て衆務多端に付不能盡詳備候。艸略仕候。謹白。

四月十二日　　壽

岳君几下

尙々折角時候御厭御專一御座候樣奉希候。了介貴書之趣も有之に付、此節兵庫の方へ罷越候事に御座候。先生御取扱一件同役へ委細申遣候。此方よりも請可申筈に御座候間、御聞取可被下候。以上。

〇安政五年四月十六日先生より中根參政への書

出立前御賴申置候金子包一つ御序に御返し本願上候。

〇明朝御逢之節、加州より御大老の嘲出候とも、明に御雷同無御座方可宜奉存上候。一には顯官を被市候に當り、又一には今朝之弄罵或は非桧苦肉の計かも不可知、徒に其人を被輕候へば、却て彼の巢窟に可陷の憂甚可恐奉存候。

〇今朝の御對話甚御多言に相成、御初對面には過甚之御儀、是全御深慮不被爲在、慢然御發論に相成候故と、實は甚殘念に奉存居候。千言萬語の中自一條に歸し候要領の御格言不被爲在候ては、聽者、說者

其談後冥渺の憾可有之奉存候。依て昨夜も其邊精々申上置候處、御會得不被爲在哉に奉存候。右の趣明朝御出勤の節被仰上候樣奉存候。（以下切斷）

○安政五年四月中旬先生歸府後在京近藤了介へ送る書の草稿

別後清和之候推移候處、彌御安全御勤被成候條奉賀候。然ば小拙儀外三人共日積りの通り去る十日夕東着致候。道中は川々も減水、殊更日長の頃故、一入果敢取大慶の仕合に御座候。貴兄には定て日夜御案じ可被成と被想遣候。

○錦地の御模樣其後何も相替不申候哉、大學抔へは不相替御面會と奉存候。且貴兄去留之事も、早速於此地御内評有之、是非御指留可被成旨被仰渡候間、左樣御承知可被成候。閣老御引取之上は、必ず種々風評も可有之、其等一々御認取御申越候樣御賴申候。

○此表も同然、堺閣之惡評種々有之候。有志之列侯方にも一統各別御心配之由。上にも萬緒御盡心不堪恐縮仕合に御座候。將其地之御樣子も曲に申來候て、歸府後却て得新聞候事も不少候。

○安政五年四月廿一日岩瀬肥後守より先生への書

久留米侯（有馬中務大輔）は打拂、の建白有之候由。未經一瞥、　既に御一見候哉如何。

披展。如諭迎梅欝然、御饑穀抃賀之至、扨昨日は作樂侯（堀田備中守）も歸轅先々安心、乍去存込の義愈こゝに決候事故、意中之危懼一髮萬鈞の如く覺申候。今日は定て
君上　召出等も可有之に付、迚も緩話も相叶間敷と何分堪雍候間、昨日直に彼侯に緩謁、都下之光景も夫々建言致置候。兎角何事も唯櫻侯之歸轅後々々々と計り相成候間、此所にては勇斷果敢の大學無之候ては、最早可恃生路も無之と、力を盡し建白仕置候。只々衆口爍金を過慮致候事に御座候。

○御暇之義云々、旣に昨日開口仕置候。此程中より

第二以下へは中立置候。いまだ決着之所突留不申候得共、愚考にては、必被仰出間敷と奉存候得共、其懸念故明日猶又建白之心得に御座候。○西洛も、櫻閣發靭と相極り候て後は、大に頑然固結の人心解散之模樣も有之候由傳聞、○櫻歸府に付ては、亞官吏之扱方甚心配存候。成丈け早く同侯面會無之候ては、愈疑惑を挾み可申哉と心配。廿四日頃應接にも相成候模樣に有之、其節之樣子は早々可相報候。兎角賤恙痛楚甚敷、縟中飛揮、草略、頓首。

清和念一　　蟾洲

橋本盟兄

二白、遐邇貫珍拙藏有之候間、若し御一見にも相成候はゞ、御沙汰次第差上可申候間、御序に御伺置可被下候。

○安政五年四月廿二日在府越藩城使篠原亮助より同藩眞杉所左衞門への書

急用

今日上使之儀も如何樣可有之處、只今に相成候ても相分り不申、諸藩士衆も色々心配、右右藩衆御老中方へ御伺に相成有之候處、何か御評議も有之、相分り兼申候。今暫く待居候はゞ、相分り申候事と申聞候に付待居候て相知れ候はゞ、早々罷歸り可申上候。以上

四月廿二日　　篠原亮助

眞杉所左衞門樣

○安政五年四月廿五日岡田某より先生への書

昨夜も拜謝。差向き拜謁相願義有之、昇堂仕候處、御用談中之由、右御濟寄次第、御繰合せ一寸拜面希度、草々不盡。

念五　　岡田拜

橋本先生　醒

緊事

○安政五年四月廿六日岩瀬肥後守より先生への書

御大閣愈御緝禧欣躍。扨今日亞使應接之義は條事に無之、延日之義縷々申談候所、殊之外當惑之體。廟

堂御趣意も候間、夫々討論期限凡三月之内と爲申聞候處、結局彼の中立にては、軍艦渡來無之候はゞ、延晉可申、渡來候はゝ翌日にも願度と申事に付、今日にも渡來不可測事故、其儀は難相成段精々申談候處、何分軍艦再渡にては格別之手延びに相成、甚だ不都合之段申立居候に付、彼方にては延日の不都合、此方にては國事の不都合、其大小輕重を競べ、事之易きを勘辨候に加親睦之趣意と申義を追々論判、其儀は彼も相屆し、左候はゝ七月下旬頃の日限を記し、調判を致置度と申事故、右にては光明正大之取計に無之候間、出來兼候よしに申談し候處、甚當惑故、先右之二條を猶政府へも御申立被下度、自分も猶勘考致置べしと申事にて、猶明後日談話之約に致置候。彼も此方の事情洞觀致し居候間、赫怒にも至不申。

○昨夜御內話之一條も、却て如何可有之哉と、相考へ候事情も有之、只々痛心焦思致居申候。萬々面聲。唯今歸宅不取敢申述候。草々頓首。

廿六日　　　　　　　　蟾洲

橋本兄

○安政五年四月廿二日在藩長谷部甚平より先生への書

一筆拜呈。薄暑之候先以奉恐悅候。隨而過日は三石始御提携神速に御東着之處、仍舊御壯健必至御幹旋の御樣子拜承、千萬敬喜不堪感仰候。扨追々極難之景況實に　皇國興亡の機今日に有之、御地之御擔當に託し、座論時日を可移に無之、堂々之國是を皇張し、生靈之塗炭を可拯之議論確定。昨廿五日復君、戇堂出府被仰付、今夕立、道中七日之積、出立有之、全く橫先生の明辨發揮、勇氣百倍を得候故之儀、節句迄の所、此際如何之景況に相成有之哉、戰々兢々之至に御坐候。心事同論に歸し候故不贅之候。尤諸有志擧て東行の秋と云事を大主張に及、宴安之腰を脫候處、却て利目過候て、仙端(執政松平主馬)一向居殘の了見に相成兼、暫時手間取候へ共、何角も都合能相運

申候。復君大に發明擔負有之大悅、尙膽力之養ひ精々御加減可被下候。餘事都て二兄より御委承可被下候。頗る紛雜閣筆仕候。恐惶謹言。

四月廿六日　　　修溪

景岳賢兄

尙々時下御自愛千萬惟祈。當境之處分必御懸念被下間敷候。蠶堂への御書中、警戒之數句、雪江を規箴に及候覺有之故、共に汗顏。拘泥之目は寃罪々々。此表御留守御惣容樣至て御安健目出度、御安慮可被成候。

横先生に付、諸事二兄より御承知可被下候。學館輩には大に當惑有之、流石に齊藤民部、榊原幸八は有所見と被賞候。市村は志なし、矢島は神仙界之人と品評、其他寥々困り入申候。草々以上。

○安政五年四月廿六日越藩教官末松久兵衛より在府先生への書

今日は取込居不盡意、亂筆御高免可被下候。

一筆啓上仕候。兎角不順之氣候に御座候得共、先以上々樣益御機嫌克被遊御座恐悅至極に奉存候。隨而尊公樣愈御勇健被成御勤仕、於御留守御尊母樣始御勇健被成御揃目出度御儀奉恐賀候。次に野生無異勤仕日夜勤學仕候間、乍憚御放念可被下候。右時候御見舞旁如此御座候。恐々謹言。

四月廿六日　　　末松久兵衛

橋本左内樣

玉机下

追て、久々絕音間失敬相働偏に御仁免可被下候。扨今般の御時勢誠以存亡之秋不及他言、偏に御國是之一件伏て御精力奉願上候。匆々不宣。

本多殿、村田氏今九つ時御出立に御座候。

横井先生着館より、明道館役輩中も大に脫舊習候樣奉愚察候。

○安政五年四月廿七日岩瀨肥後守より先生への書

親暫

「日本行記」二本爲持差出候。御寛覽不苦宜敷被仰上可被下候。

過日懸御目置候各國條約、此節刊行世上に遍く相成候方、外國之事情も相分り、盲聾輩の爲めに可宜哉と存、此事を企居候間、御一覽濟候はゞ御返完被下度候。尤今明日御返しには不及

○昨日は謙次郎罷出、新聞最可驚可笑事共に存候。

○蘭人も來る四日に發足之積りに相成候。先差向き外夷之接待も無之、吾輩放逐之時愈來り申候。御一粲々々々。

○條約書中少しづゝ加删、又は全く除候箇所も有之候。校正次第可呈御内覽候。條約第一箇條中の第三條は丸除に致候。

○別に新聞も無之、豐臣氏も最早措手之手段も有之間敷、見斗りは頗る美擧なり、夫に付絕巓之震災も有之哉の兆も相見へ候。如何有之哉。

○市井は英雄僞傑之手揃と相成り、定て鴻業偉績も可多と亦一歎。

○作樂(堀田備中守)も死中に活を可求と餘程心配斡旋之樣子に候へども、其功の成否は不可知之勢呵々。

念七　　　桂　痴

端原(ハシモト)盟兄

○安政五年四月廿七日岩瀨肥後守より先生への書

御文通類は總て速に丙丁を願候。貴翰も直に悉く投火候。

拜見。本日は領事官應接、只今歸宅の所に御座候。彼方より條約下案差出し、大意は承候得共、先亞條約之姿にて、又其を增删有之候ものに御座候。迚も承屆難き事も有之(下關開港、買地、國内旅行之人員)其外にも其當方の都合にも可相成相聞へ、却て彼之術計を施し候事も有之、尤一端之話のみ故、間違等も可有之候。右書面直に飜譯申付候間、其上ならでは分りかね申候。いか樣の事有之候とも、是は必押付け可申と被存候。

○明日は又々亞使應接の積り、此方鋭意に議候事は、連日も恐れ不申候得共、拙談を彼是論じ候は、困苦之至り、御憐察可給候。

○時々只々痛慨死中求活を願候のみ。略々拜復。

念七　　紫氣洲

橋本兄

副書

宇(伊達宇和島侯)之御都合は明日御報し被下候趣承知。○土丹(幕府大監察土岐丹波守)も先出勤致し候。○今朝御斷云々、遺憾に候。○辭の字輕忽に致し難く、御安事被下間敷候。○歎息一事も、一線には繋り居り候哉に被存候、且急速に御決着には相成間敷かと推考候。

○今日彥公(彥根藩主井伊掃部頭)へ餘程の激論を發し申置候。此際に至り候ては唯々攬英雄之心を第一と奉存候萬々一愈不可爲に至り候共、有志固結候はゞ、亦興業之秋も候はん。能々御考置被下候。此節は別て嫌疑世界と相成誠に困入候。

酒　時

○安政五年四月廿七日中根參政より先生への書

急用

文略。今晩は御精日に候間、於御先方御膳之儀は御斷り被成度、尤御遅刻にても可相成に付、御小拵當御持來之御積に御座候。此段御使へ申通に相成候樣、御沙汰にて候。以上。

四月廿七日　　靱負

左内様

○安政五年四月廿八日京都にて三岡大學より近藤了介氏への書

内用　御直披

梅天蕭條、彌御清適被成御逗留不堪拜賀候。過日は御光來得拜話大慶仕候。其節申述候通、關東より御使有之候はゞ、早々御樣子承度候。横井氏着府役定て貴所樣には何とか御文通も可有之、關東當時之光景相分り候事も御座候はば、内々御洩之程奉願候。實は先頃よりも太閤殿より度々有御尋も有之候處、今日又々御沙汰にては少々御不審にも被思召候趣、小生も申上樣も無之當惑仕候。元來小生より兩度中根氏迄手紙差出し候に付、一度は御返事も可有之亦。併し

桃井氏歸府の儀故、夫迄御見合に相成候哉、色々取繕申上置候得共、今日に至り候ては何分申上樣も無御座。何分桃井氏 夜中差急ぎ出立、八日道中の樣にも承り及居候。左候得ば、着府後七日八日相立候て、御出狀有之候共、最早到着可致筈、於小生も不審之次第に奉存候。何分過日御内々申述候通、色々風評、就中君より閣老御媚之儀、定て齊東野人の語と存詰、愚意丈は申上置候得共、何分當地之光景手續申上候迄にて、江府御摸樣相分り不申。桃井氏歸府後何の便も無之。西城等の事も如何之次第に相運候哉分り兼、太閤殿にも訝敷處被存候義に御座候。右之次第に御座候間、何卒關東より御便有之候はゞ、早々爲御聞被下度、萬々一貴所樣へも御便無之儀に候はゞ、前文之趣早便桃井氏迄被仰迄被下度奉煩候。右御賴迄、草々。

四月廿八日

○安政五年四月頃水野筑後守より慶永公への密書

京師之事は承候へは、彌切齒之事にて、堂上歎嗟關白殿へ仕かけ候より、皆犬牙と相成候も、畢竟兩殿下の御見識のすはり無之、夫と申も關東を輕蔑いたし候意味。最初は櫻閣の氣請などを心配有之候處、東坊城退職以來は中々以右樣の義は毛頭無之よし。廿日　勅答有之、廿一日行向九つ半時と有之候處、堂上方差掛り色々議論有之、行向候人無之、德大寺一人可參と成候處、此人豪氣故不可然と相成、廣橋と相成候處、廣橋は一人にては御免を願、彼是申内に夜に入り斷に相成候よし。廿二日に久我、廣橋、德大寺に候哉被行向、段々備中より被申候へども行屆兼、左候はゞもし此衆義不申上以前に、異國軍艦等渡來候時は、寬猛何れの方可取扱哉伺候段被仰聞候處、關白殿へ申談候上相當可申と被引取。廿四日又行向相成候處、申談候趣を被違候哉、當分之事を始終の事の樣にの御文面にて、若外國軍艦來候とも下田條約の外は御許容無之候。幾重にも取鎭め彼方より戰爭に相成候儀は、不苦との儀被仰出、右に付防備之儀衆評可申上候。若し何とか申時は伊勢之　　神慮御伺可相成などゝ申御文面にて相分り候。其席へは岩瀨を被呼出、佐倉より書面御みせ被成、是を寫し持早々江戸表へ罷下り可申旨被命候處、伊勢の　　神慮御伺之儀など衆議のいたし樣も無之、一體解し違の御書面を其儘御請取も被成兼候事など、申候はて差戾に相成、岩瀨は其翌廿五日朝出立。岩瀨出立後廿六日に文面御直しに相成出候處、　神慮御伺と申儀衆議云々之御文言、跡へ廻り候迄にて、一體の御主意替り候事も無之、戰爭に相成候ても不苦と申事も其儘に有之候。右に付いて迄備中殿被居候とも、迚も備中殿之御請には不成候に付、とも角も御皈府之上被仰上候との事と相成、御暇參内之儀被仰入、御暇　次第歸府と申事に運び申候儀に御座候。未だ何日出立と申事も不申來哉に御座候。御暇之儀何か引かゝり候事にも御座候哉、○尾州之内應等も其外も存外種々之事も有之哉、非藏人迄も騷ぎ候ては、其度々に　　關白殿より尤なる願筋など出候に起り候由。傳奏議奏とも備中殿へは口上にては、主上は少も戰爭などの　思召は決て無之、只條約も不致職爭も不致仕方は有之間敷。一體關東の御所置にも元より思召も不被爲在、又人心塗合方之儀も御任せ可然思召候へども、とかく御築地内物騷く困候との事と被申候よし。乍去京師之人へは少も強き事申候へば向も宜敷、江戸之申上を尤と申候得ば、賄賂を取候など〻忽ち騷立候よし。夫故關白殿なども兩方へ程よく被申所、堂上には又夫を彼是と申、

此節は一向に打擲論に說を替られ候よしに御座候。東坊城は折懸數き時に大坂商人に金六百圓之返金有之候に付、賄賂之說起り候よし。尤此人外國の事など能辯られ候と申事を、林、津田など申候處、始の時候哉岩瀨へ尋に、切支丹と申國は當時いつれへ屬候哉などと被申候よし。さすれば西洋の事を存候など丶申には無之、只關東に御任せ置可然との思込迄と被存候所、退職に相成殘念なる事に御座候。粟田宮へ川路拜謁なども、御都合も可相成見込の處、却て大害に相成候哉に御座候。何もかも不都合なる時は、かやうに喰ひ違ひの事のみ出來候哉と不堪長嘆候。先年　澄心院樣之御附女中京師へ被歸候なども、今に至り不都合のたねに成候哉にも承及候小事に御座候へども、右樣の類色々集り候事に有之候。三條殿へ十州よりいつに候哉、此度の儀は江戶表之御趣意に相成候方と被申遣候よし。扨々考とは違ひ忝き事に御座候。三條殿の御上洛云々の事など、御趣意申遣と相見、申譯の如き事申來候返書、玄蕃頭より內話にて一覽仕候。御築地內にては色々の雜話も有之落首など切齒千萬に御座候。廿三日に、堂上方へ廻狀にて、國持大名の建白書に付惣評議有之候間、一同出仕可仕との儀有之候とて、京地にて評判有之候處、岩瀨などは是斗りは虛說と申居候處故、果して廿三日に夥數公家衆參內有之候よし、如何樣の書面出し候事か、彼の鍋島などの類夥數、こしらへ物も有之、所々に捨有之よし御座候。○一體江戶の正銘の建白書は悉京師へ來、傳奏衆へも可差出筈之處、岩瀨は是非上度と申所、外不承知にて一向に出不申由、せめて是迄に異存のもの無之譯をしたゝめ差出可申と書拔候處、夫も不承知にて出不申候由、殘念奉存候。勿論不承知にも趣意の無之には無之。諸大名も全直書印封にて上げ候品を、其儘差出候ては、京師の事故忽ち地下へも相知れ、此儀京師にては何樣の珍敷書物申さば、今日出候、翌朝なきゝ、申類は、書付一葉、或は金壹分、或は金貳分などゝの實置に成、書生仲間などにては賣付られ、何樣買候ものも有之候よし。箇樣の事故、何分出候候と申事に相成候よし。しかし肝要の箇條は、是さへ御聞に入候はゞ、御ゆるみも可有之處、猶金千萬事存候、□しらへ物にて定て流布に色々品拵け候へども、尤々屑害に不候に付、相成り候儀と困入候
此筆候。此書面は御覽後早々御火中可被下候。以上

○安政五年四月以降水野筑後守より越前公への書

有志輩不平之餘、諸散地、或は陳言之僕、其忠情は格別に候得共、是自斃之道にして、彌縫匡救の理には叶申間敷との御論は與代仕候。於拙者元より御同意に候有志輩今其事を行候も、爲にする所ありての儀遠推察罷在候　右左迄於拙者其事は出不申候得共、只々奸邪時に棄し身を計るのためにあらざれば、因循姑息婦女子之情に近く、是が爲に國家の大事を誤候に可有哉と、深く心配致し候。世任に當り候輩は如貴敎萬々回顧納約、自暢之術を用念し、天下之爲めに丹心を盡し、自然斃るゝに至は不及是非、自ら招くの禍は君子の不貴處かと存候。右只夫等を周旋迄に御座候。
一昨日頃、元老閣老一同召出有之、昨日は元老計有之候。昨今と相近候ては、元老へ取縣り候が上策と愚考仕候。此上宜御賢察奉願候。貴面に讓、省略不盡。

○安政五年五月朔日江戸舊藩邸にて中根參政より先生出先への書

御用急御直披

大略。先刻井伊掃部頭殿より、御留守居御呼に而、御相談被成度儀有之候間。明日五ッ時迄に御出に相成候樣御進達有之に付、被爲入候御積に御座候。何事歟は不相分候得共、何歟と御申聞被成度御用有之候間、早々罷歸樣爲申遣との御沙汰御座候間、早速御歸り有之樣にと存候。要文而已、早々頓首。

五月朔　中根靱負

橋本左内樣

○安政五年五月朔日在府萩原金兵衛より先生への書

先時も御苦勞至極、無御草臥と奉察上候。然者過刻井伊殿より、知邸呼出に而、御談之儀有之候に付明日五ッ時御出御座候樣との事にて、則六ッ時過御供揃に而御出殿之筈。右に付參政長御用に而御不足も無御座と奉存候得共、明日之初て御面會之儀は、甚御大事、一機會と奉愚察候故、何ぞ御心得に添心之儀も無御座候哉。尙亦御勘考、今晩なり明早天なり、御出勤可然事かと奉存候。別に御配意之儀無之候とも、御出勤被成候樣被仰付候。此段御承知被下度候。早々不具。

五月朔　萩原金兵衛

橋本左内樣

○安政五年五月二日在府横山猶藏病中に先生への書

愈御健勇御粉骨之至奉拜賀候。病中格別御親切之段、重疊奉至悅候。尙追々全快に至り乍憚御降意可被下候。依而小生儀、病中聊勘考仕候愚存認而差上申度存居候。然る處近日幕府之模樣は如何相運び候哉、病中更に承知不仕候而茫然罷在候。先は先達而より御咄し御模樣に而、大抵は京師、幕府之形勢、承知仕

候へ共、既に近日御滯府以後、委細之事は承知不仕候。先達而御見込之通りにて別段變革不仕候哉、如何に御座候哉、內々御尋申上候。且又貴君御出府以後、京師より被仰出候　御書取、幷に西丸公初め閣老、諸有志之御模樣、御書取も御座候へば、極內に而拜見仕度奉願上候。小生儀　得尊顏御寬申上度候處、病體甚だ見苦敷却而失敬之至に御座候間、以愚筆御尋申上候。愚意甚だ前後御勘考可被下候。早々頓首。

五月二日　猶藏　拜

景岳先覺君

內用

○安政五年五月二日先生より横山猶藏への書

御直披

先刻之御書面、再三反覆、至極御尤に奉存候。近來之形勢實に可憂之極。此間中三四日は、殆人心地も不仕、必定四海鼎沸可致と、就而國家恐懼罷在候處、一昨日來少しは喰止候哉に被思候。乍去前之と寸心は出來不申候。右全く廟堂因循之論に基し、諸有司阿諛するよりの事。扨々嘆息之極地に御座候。他讓面晤申候。貴恙折角御自愛可被成候。以上。

五月二日　左内

猶藏様

○安政五年五月二日中根參政より先生への書

此書は先夜半井より御談之上出來候由、致承知候。布延（越藩執政狛山城）持參之積にて申談候處、勤之者へ三人扶持之儀、賢兄之御存慮如何可有之候哉と被危踏候。仔細無之事とは存候得共、爲念及御問合申候。以上。

景岳兄　雪江

○安政五年五月三日中根參政より先生への書

景岳老兄　　　　雪江

昨夜之御報

昨夜は御内書被投、御旨趣一々御尤御同意千萬奉存候。何分可申上候。○昨夕永鴻臚（幕府永井玄蕃頭）之説も、更に閣内之児景辨知無之由、元老御逢之儀を不知趣にて候。例の歎息之説のみ故、夫に就て卿之快夢之瑶韻へ賡申候。

廷議垂レ成忽沮銷。廟堂有志失望蕭。詎傭ニ神禹一決ニ談海一。隨處快架獨木橋。

五月三日

○安政五年五月三日岩瀬肥後守より先生への書

稽諵。昨烏は何分たまりかね、平謙差出候次第、今日委細同人より承り可申と存居候處。鴈書飛來忙手開緘候處、建一條は依舊歎息之至。しかし御相談云々申來候は、即梁惠王之意斷乎。中に少しは動き候處も兆し候やと相考候。此上必回天之好機絶無とも難申哉に有之、如何廟議も急に決し兼可申今日に至候ては其不決着却て可恃事に被存候。昨日於營中は更に傳聞無御座候。珍譚奇話は其内可相伺候。

○亞便も來る七日下田へ發船之積に相決し申候。延期之事漸く討論、快く承伏に相成候。

○泥（水戸、尾張の意歟）之御建白昨日一見扨々困り候事に御座候。

○喜連川一條は、昨日平謙を以て申述候通り、藏人（肥後藩老溝口藏人）大恐悅に候、一周旋致し候筈に御座候。此事必ず行候樣致度候。爲天下一豪傑を得ると得ざるとの界にて、只々一少年之爲に無之、是非整度と存居候。○京師の方は、何卒御都合能相濟候樣に致度、此一類關を透不申候ては百事絶脉、甚痛心之至り。建之一字は所謂百藥の長なれども、此事は忽速不可行哉と考へ候へば、甚御不都合なるべく、此義は何卒御猷謨有之度懇祈に候。其內面聲、草々布字。

二白。此節も兎角黨類多きやに傳承候。是亦一大厄事。

五月三日　　巖瀬

橋本兄

〇安政五年五月四日幕臣水野筑後守より先生への書

密啓　御直披

漸快霽、御同意に薄明相催候。彌御安全奉賀候。過日者御光臨寛々御物語不斜、乍然不相替御構不申失敬のみ御免可被下候。扨其頃御申聞之、堀織部正方へ御越の儀、十三日廿三日内に致度由、御都合次第に可被成候。毎月三の日と極置、月初の三の日は支配向へ逢候由、右前文之通に致度由に御座候。

〇細川厄介の儀、肥後に承候處、謙次郎兩三日前、罷出候由に付、いさいは御承知と、其頃迄之事は、文略、猶得と相考候處、口上斗りにては彼方家來より主君へ申立にも不都合と存候故、猶今日いさい及文通、是非都下へ被指置、此上精學等肝要之趣申遣候由。

〇其他之一條は、竊に及内咄處、萬一例之一條彼地より發し候次第にも及候ては却て別人の方可然哉に考候趣、尤右に付猶議論も致置候。再考之上にて周旋可致趣に御座候。萬々貴面にと要用のみ。文略、頓首。

端午前日　　翠竹

箸本君

尚々御自愛專要存候。以上。

〇安政五年五月四日在府監察高田孫左衛門より先生への書

内用答

拜誦。品川邊迄、修藏（監察の屬吏なるへし）指越候て云々拜承如何にも可然儀と被存候間、御家老中へ及御物語、早速指遣申度御座候間、此段御承知可被下候。早々貴報迄。頓首。

四日　　孫左衛門

左内様

○安政五年五月五日岩瀬肥後守
より先生への書

只今溝口藏人より返事差越候間、其儘懸御目申候、紙上之樣子何分不安心に付、猶又縷々愚見申遣候。此防禦に何卒屆き候樣と爲國家祈申候。

○川司農（幕府司農、川路左衛門尉）へ今日突然鶴書下り申候。京都淺野泉州（和泉守長祚）へも出候樣子に傳聞（淺泉州の頗偶才、少數風流に過候得共、頗可用もの）駿府市尹大久保氏（伊勢守忠寬）は一昨日召候樣子にて、是は禁裡附と被存候。司農は誰れの手に歸し候哉、上書先生抔にては朝三暮四と謂べし。

○今日は別に可報告事も無之。今朝は乍暫時　公に拜謁、胸臆鄙吝一洗、至喜々々。草略布字。

重五　　蟾洲

橋　兄

貴恙愈御快和と存候。折角御珍接之樣奉存候。

今日亞使に面會、彼れも大に機嫌よろしく、追てミニストルたらん事を頻に望み居候樣子に御座候。

愈明後七日歸豆に候。

○安政五年五月八日岩瀬肥後守
より先生への書

先夜は御訪過謝候。其節御約候、支那條約册子差出御緩留不苦候。

履は永玄蕃（幕臣永井玄蕃頭）所持之分、爲持差出候筈に申談置候。尤是は舶上に用ひ候。履斗り所持に候へども、先上候樣に約し候。馬上抔に用ひ候履、領事官の貯も候はゞ、右を取出し可差上旨、其筋へ申付置候間、分り次第猶可申進候。登城懸、結髮中大亂筆、草々不悉。

八日　　蟾洲

橋元兄

昨日亞使も出帆相濟候唱、蘭人も不遠發足の樣子に御座候。

一昨日之大擧扨々笑止。何卒道路以目に到り不申

様致度事に御座候。

安政五年五月九日岩瀨肥後守より先生への書

御清祥欣慰々々。扨西山子の事に付、今朝藏人（溝口藏人）入來無據差支の廉有之、當年は歸國、來年出府爲致候筈に相整候由申聞候。其差支も承り候へば、鎖末之事柄、且來年出府と申候ても其時の都合により濡滯之程も難斗。國元之修業にては西山子の鋭氣、察する所、必老俗吏抔は慢侮蔑視、遂に不可化ものに至るも亦不可知、甚以過慮に堪へず、是非共引留申度、盡力慫慂、遂に都下住居の積に相成、扨々欣躍不過之。足下にも此程中より彼是御配慮に付不取敢此事申述候。西山子此度の過無之候はゞ、小生も是迄には論じ申間敷候得共、其奇過愈公子之非常超群を信ずる所と、藏人へ申談候所、同人も實は同意とて大に喜悦致し居候。此事整候はゞ、天下の一人材を護候事、不堪鳧藻、これは足下の賜也。登城懸、草々閣筆。

九日　月地（築地に居住）

安政五年五月十二日在京近藤了介より在府村田藏六先生への書

一簡呈上仕候。梅天之節に御座候へ共、先以、君上益御機嫌能被爲遊御座奉恐悅候。隨而尊公樣益御安剛被成御勤仕重疊目出度御義奉拜悅候。次に小生義無異消光仕候間、乍憚多御省慮可被成下候。借御役頭樣（村田巳三郎）には、去月廿六日修理樣（本多修理）御同伴にて急御出府に相成候趣、御苦勞に奉存上候。尤無御據御用柄とは奉遙察候へ共、若や岩瀨殿歸府上、政府之形勢御處置振之義　皇朝へ被爲對御仕向方之義兼々　君公被爲思召候御儀と齟齬仕候義にては無御座候や。既に彥根公大老職等の御處置振等も、遠境之下官にては勿論相伺べき義にては無之哉に候へ共、在來之儘にて押付　叡慮を拒み、上京に可相

成哉には無之や抔と、御苦勞申上候御義共に御座候。期此後候ては、蘇張之辯と雖ども、御變革之上なては、御平穩の期は難計哉に奉存候。況哉彥根公位の兼々の御沙汰にては、乍憚堀田閣老御同樣と奉存上候。尤於　皇朝ては、關東にて使節へ假條約下案御渡には相成候へ共　皇朝伺濟之上にて、調印爲御取替の御約定の廉東閣老中より堀田公への御掛合之書狀之寫迄も、疾に御承知之由に候間、爲御心得得貴意置候。其上中山殿始七人之公家、再三及建白爲御褒美、金三枚被下候趣。又先達てより伊勢太神宮御初、於諸社一七日中皇國泰平之御祈被仰出候由、彼是を以辨別致候處、迚も在來通之御仕向にては、御苦勞損に相成可申やに奉伺上候。將又三國氏より頻に御便りを待兼、既に先便紙面指上候處、其後も都度々々貪着有之に付、種々申宥め置候處、先達て又々別紙之通申越候へ共、何れ去月中には御左右も可有御座義と、日々相待居、至今日候ても御沙汰無之。其內當分御滯府と申、且は御兩方樣急御出府等に相成候に付ては、愈關東之御模樣不容易次第、於廟堂辟說にても起り候御事にては無之や。又は彥根殿御警衞之御沙汰、且は　御上洛抔之御模樣柄にては無御座やと、獨苦焦慮仕居候間、不肖愚昧之下官には御座候へ共、聊報國微忠之一助と御憐察被成下、當時之光景御內漏之程恐懼瞻望仕候。猶三國邸へも可然被仰越被下候樣希度奉存上候。

右爲可得尊意、如玆に御座候。恐懼謹白。

中夏中の二日　近藤了介

村巳三郎樣

橋左內樣

再啓。漸々向暑に御座候へば、折角御保護御盛務之程不堪伏禱候。且本文不相替不顧不肖愚存之儘言上之處、多罪之至偏に御恕察被成下候樣、不堪恐怖候。頓首。

三白。厭狀蔦略紙に相認候段、是又御海容之程奉希上候。

口述

○安政五年五月十三日在府本多執政より先生への書

間熱御患之由、御難儀御察申候。何分折角御保養、不日御出勤之程、爲國家專念の至奉存候。扨兼て御賴申候洋錢譜御手寄に候はゞ、拜見相願度存候。此者へ御付與御願申候。尤御報に不及候。早々不備。

十三日　　　　　復　齋

景　岳　様

御報御口上にて

○安政五年五月十四日肥後藩家老溝口藏人より幕府監察岩瀨肥後守への書（後の書狀の別紙）

向暑之砌御座候處、益御安泰被爲入奉拜視候。先以過日は御逢奉願、不相變御懇慮奉蒙難有奉存候。併御繁劇之御中度々奉恐入候。陳は良之助事申上置候通、再應評議仕候處、兎角細事に關係仕候て、安着之場に至り兼、強て事を遂候ては、却て後來の爲め不宜儀も御座候に付、一と先歸國之方に相決し申候。折角天下之御爲と事を被爲分候て、再三御教示之末貫通不仕、於私深く奉恐入候。昇平苟且之弊實に慨嘆之仕合に奉存候。乍恐御明鑒奉仰、御海量奉萬禱候。委曲は其内當役之上萬端可申述候、右之段可得貴意、御意申上候。頓首九拜。

五月十四日　　　　　溝口藏人

肥　後　守　様

尚以申上候、乍恐時下御愛護奉專禱候、且又國之向も各自出府仕候様取計可申、呉々も折角之御儀遺憾千萬に奉存候。不具、

○安政五年五月十四日岩瀨肥後守より先生への書

尺一拜啓。扨唯今如別紙溝口藏人より申來、何等之子細にて相變し候哉、定て俗吏之執拗妨碍を生じ候事と遺憾如山。右別紙は其儘懸御目申候。今日に迫り如此事に至候ては、最早此節救藥之義にも至間敷候哉、アマリ殘念。不取敢一筆申入候間、猶御勘考も候はゞ、可然御設施を仰申。取急き、草々布字。

十四　　　　　桂　菴

端　元　兄

二白。昨日は匆々遺憾。

○安政五年五月十四日先生より在府執政本多修理狛山城に送たる回章

内々申上　　橋本左内頓首九拜

只今取込布字亂筆御高免

奉謹呈候。

然者過刻靭負、宇和島侯邸より罷歸、時勢不容易次第言上仕候、依て明朝は、是非御投策不被爲在候ては、難叶歟と、奉愚察候に付、只今夕飯了仕候て、復出勤仕、篤と御評議に相成候樣奉希候積に御坐候。御兩所君へも、罷出可申上筈に御座候へ共、掛りにては却て御相談も難調奉存候間、晩方より御出勤御坐候て、御斟酌御盡し可被下候。右拜逑仕候迄、如此に御坐候。頓首九拜。

十四日　　紀

修理樣　　追付より可致上館、早々以上。

山城樣　　只今出勤致候、以上。

侍史

○安政五年五月十五日在府本多執政より先生への書

只今迄相待居候處何之御沙汰無之、如何相成事に候哉、御問合申候。何か不落付物に付如此候。尙御報御待申候。

五月十五日

○安政五年五月十五日在府本多修理より先生への書

御細書之趣致承知、何分期明朝候。失望之極、血涙之仕合御座候。已上。

五月十五日　　本多修理

橋本左内樣

○安政五年五月十五日肥後藩家老溝口藏人より府監察岩瀨肥後守への書

昨日は尊酬被下置、謹て奉拜誦候。益御健剛被爲成御座、奉恭祝候。

陳は頃日來御懇示被仰付候一件に付、申上候處、尙又御教諭被成下候趣、難有由、何共申上樣も無御座、只々奉恐入候仕合に奉存候。最前御沙汰被成下候迄は、發輔日記御座候に付、精々評議仕候處、內源遲々仕候子細御座候て彼是仕候に、發輔明日に相迫り、何之手術も難施、其上昨日粗申上候通、方今昇平之人情、役人共因循苟且之風弊、聊耳目に新き事は、大小輕重之見貫無、遺憾千萬に存候。右之時情强て事を爲し、縱令一旦被行候ても、跡にて變顛仕候義可有御座哉。福井侯之義は、間柄殊に私儀格別にて、每度御目通りも仕、御用人にも懇意之向も有之候に付、手段も御座候へ共、今日に相成何分力に及び不申有樣、乍恐打明申上候へば、再應重き御內沙汰之趣、主家天下之面目、當人は申上候迄も無御座、且私へ御直に被仰付候義は、誠に以冥加之仕合、同列共に比類無御座、一身を擲奉彈候は、素より覺悟當然に御座候へ共、

天下之御爲と被爲在候ては、別て初に事を誤候ては猶更奉恐入候に付、不奉憚御斷申上候。胸中には、頃日之御內沙汰之內、少々奉縋度義御座候共、書中には難申上、度々奉恐入候。何共私事のみに無御座、不顧恐拜謁奉願度奉存候。是等實は面皮を奉失候仕合、恐懼千萬、御明察被成下、幾重にも御仁恕奉仰候。御事柄に付每度御直に奉拜復候。恐惶頓首。

五月十五日　溝口藏人

當日奉祝

肥後守樣

尙以申上、右京大夫も明日之發途にて、白金屋敷に懸け大に取込、別而亂筆奉恐縮候、御海涵奉願候。草々不備。

○安政五年五月十七日先生より西鄕吉兵衞に送りたる書

內用御直展書付四通添

以手紙得御意候。然者昨日御來杖之節御約申置候、御呈書一並に御封物一爲持差出候間、御持歸之上可然御披露可被下候。右要用申上候迄、如此御座候。以上。

五月十七日

再伸。昨日者御懇訪奉謝候。其節御賴之書付相取集差上申候。此外小拙手にて取調候者も御坐候得共、其分は此節他借相成居候間、還候はば御同志者之內へ可差出候。右書付之中には忌諱之條も有之、且太閤之事甚惡敷認有之候得共、此は大に失事實居候。內實は　太閤御聰明に相違無之よしに御坐候。且又此頃にては京師之蜂起（九十四人黨）連中も大に崩れ立、纔八九人に相成候よし申來候、此等爲御心得御內々申

上候。今日者降雨中御上途、無々御迷惑奉拜察候。此表之御用何成共承度奉存候。此麁紙並に雲丹輕品に御坐候得共、去年來御用も御頼之御事故、寡君より爲御餞別貴兄へ御遣し被成度との御事に御座候。此段御承知可被下候。以上。

○安政五年五月廿日本多執政より先生への書

拜披。御内話之件々、細縷御申越致謹諾候。自然不待駕樣之事も候はゞ、程能御相談申上度奉存候。先は御答迄、草々如此に御座候。不備。

五月廿日

景岳雅契　　要答　　復齋拜

○安政五年五月廿一日一橋家々臣平岡圓四郎より先生への書

景岳先生　　方中拜具

御親拆

入梅鬱陶敷天氣、先以益御萬祥奉賀候。扨御一條其後御摸樣如何御座候哉天下之安危實以此一擧と、不及ながら焦思苦心罷在候得共、素より御承知被下候私議之儀、只々拱手傍觀仕候外致方無之。其御上下樣是迄無量之御蔭忠被爲盡、回天之御幹旋被爲在候御儀奉仰歎候而已に御座候。私場合責而者時々御機嫌並御起居等相伺、犬馬之勞何成共被命候樣奉願候處、賤恙半井君より御聞も被下候半、又候意外之惡症相發し、一時甚困却仕候次第、實以御不音申上背本懷候儀、御賢察可被下候。既に其頃御一診相願、且は御模樣も相伺度奉存候處、其以前御密話之神策必定御果行に可相成と恐察仕候折柄にて、盟兄には一入御煩擾、晝夜御寸隙も無御座御事と御察申候而、差控候得共、御模樣之儀は實以不堪苦念候。天下之御大事、至難之時勢、九敗一成之地に至り、回天之御幹旋被成下候御儀も相辨居乍申、微恙之故を以如此迄御不音相成候段、多罪之至、諸賢思召之程恐入

中候。返々御海恕可被成下候。賤恙一昨日以來肩背腰部灸事仕、盜汗潮熱兩日共無之、全快相覺申候。今一兩日相試み歩行願差出し候はゝ、不取敢内々拜謝可申上奉存候。中根、石原兩君御起居如何。御疎遠御詫御同樣申上候事、乍憚御傳言可被下候。右は是迄之御詫、且は時下御尋問、旁拜陳如此御座候。頓首拜具。

五月廿一日　　平　遠

尚以時下御自重奉祈候。中、石御兩所へも宜敷奉願候。この小器の内、折節申附候間奉入尊覽候。

○半井先生御來診千萬奉拜謝候御儀に御座候、宿疾御治療相願申度旨御約束申上置候。御來診之御禮先御序盟兄よりよろしく奉願候。

○小生不快中には御座候得共、盟兄御密話之御策一助にも可相成かと、極密施行仕候儀も有之候處、先々より夫々挨拶も御座候御儀も兩三條御座候。一日も早く御舍迄申上度祈念罷在候。昔日以來申上度事共相積り山岳に御座候事。

○安政五年五月廿一日幕臣古賀謹一郎家來藤森（儒者天山）より横山への書

[illegible]用御直披

貴書御清穆拜賀。過日は御光臨大慶仕候、扨其節御談申候、御[illegible]之一條、[illegible]被合者少々先入書置候都合も有之、昨日申遣候處、申來、前以一寸御知置可被下候。左樣無之候ては、萬一不都合出來候ては不宜候間、宜希候。草々不乙。

五月廿一日　　藤森恭助

横山猶藏樣

○安政五年五月廿二日藤森より横山への書

昨日は御手簡。又々御懇樣相待候に付、今日御出可被下[illegible]候處、今日は老拙其邊迄[illegible]に罷出候間、午前より留守に相成候間、明日御光駕被下候樣奉希候。昨朝尼人來候て[illegible]候處、畢竟拙見迄とは少々替り候處有之候に付、說得は致[illegible]得共、[illegible]不申候ては不相成候には、御出は其の事に御座候。乍併人[illegible]に相成間事の間に私意を挾み候故、何方も[illegible]止大に[illegible]らぬには困申候。此節に當り眞に憂國事候ものならば、少々の了簡の合はぬ位は捨置、合同盡力に無之而は不相成事に候處、畢竟忠良之輩の得ぬ故と、慨歎候。老拙杯は何も關係無之身分に候得共、日々氣を揉候も、全く憂國の婆心而已外に望は無之候。然るに有位の人は何故にかゝる身に入らぬ事と、竊に慨歎仕候。御一笑可被下候。匆々不乙

五月廿二日　　藤森恭助

横山猶藏樣

○安政五年五月廿二日頃水戸藩士熊谷より横山への書

過日は御光來被下候處、何之風情も無御座失敬仕候。扨壹件弘庵先生へ御相談被下候處至極都合宜敷趣、先大慶仕候。依て只今より可罷出樣被仰下、委細承知仕候。未朝食不仕候に付、食事次第早速參堂、心緒縷々可得貴意候。草々拜復。

即刻　　　半之亟

猶藏樣
　貴酬

○安政五年五月廿三日先生より在京近藤への書

本月十三日立の御手帖、同十八日相達致披見候。如御示梅天日々濛々の氣候御座候處、先以君上益御機嫌克被遊御座奉恐悅候。隨而愈御安康被成御勤珍賀之至奉存候。然ば過日來、呈一書、此地之模樣等仔細可得御意存居候處、兎角　廟議不致一決種々轉變致し、恰如當節之時候に付、一日々々と見合大延引に相成、無御退屈と奉存候。

一、小子儀過日引取候後は先萬事都合不惡、まだ皇國之御威靈も不落地と奉存、深喜居候處、近來上田閣老御大老邊邪說相始、正論直言之者被忌嫌候て、既に過日土岐丹波（大目附土岐丹波守賴旨）川路左衛門（同御勘定奉行川路左衛門尉聖謨）鵜殿民部抔、有志之御役人追々轉役被仰付、御時節柄不相當之事に候て、一統愕驚仕候。何れ岩瀨（御目付岩瀨肥後守忠震）抔も不遠御役も可被成御免抔風說も有之候位。其上西城之事も種々の說起り、中々一橋公を建候樣の儀難被行、實に殘念之至りに候。御大老抔は專ら南紀主張之由。此も御賢明かも不知候得共、何分御幼稚之事にて、指當り將軍家御名代と申も御六ヶ布は目前の事、夫さへ推て一己の便利を計り西城に可致抔企候爲體、笑止之事、萬々御推察可被下候。

○此仕合故、君公御都合も甚惡相成、誠に困居候。君公には何分幕府之御爲深く被思召、西城は一橋公に可止旨御申立有之候故、閣老抔も迷惑に被存候樣子に御座候。當年御滯府に相成候は何故か頓と相分り不申、此は何ぞ閣老に御考可有之儀かと被存候。

乍去只今之勢にては、閣老にも却て　君公之御滯府は御困り可被成と被思候。三國よりも又閣老に御諂被成候抔申參り候由。此は全列藩より申通候者有之に相違なし。夫は阿、尾(阿波藩／尾張藩)之内と被察候。阿、尾之二公は只今にては

叡慮さへ相立候へば幕府之儀は御構不成と申御論。

君公は何地迄も幕府を見捨候ては不相成と申御論にて、萬事幕府之御爲御計り被成候故、二公とは大に御議論有之候事にて、定て此二藩よりは惡口可申參被存候。併し閣老之惡み候事は、二公よりも、我公を惡み居るに相違なし。御建白抔も既に諸家よりは出候て、皆和親交易之論と申事、在府之御方には皆中立等相濟候得共、唯我公御一人は未だ御見詰不相立との御見にて、御建白無之位。此にても閣老に諂媚候とは餘り無識之論、不堪立腹候。御序に此段三國へも御傳言可被成下候。

○閣老と申中、堀田は近來十分に京師之思召御了解にて、何分今度は篤と見込を相立て可伺との御論の

よし。脇坂(閣老脇坂中務大輔安宅)も同樣、上田は(閣老松平伊賀守忠優)關東にて獨裁にて可然と申見込にて、大に異論相立、當時之勢堀田閣老之身分も危位に相成居候。御大老と(大老井伊掃部頭直弼)上田は何分同說のよし承及申候。乍去閣中の事故詳切には知れ兼申候。何分有志の御役人左遷致候は、上田の所爲ならんと衆人皆申居候。

○西城の事不行候而は萬事不先行、外に於　京師御内命も被爲在候事故、何分一橋公に無之候ては不相成候處、右堀田と上田との爭より、堀は橋、上は紀と申說相立、大に六ヶ布運に相成居申候。其上此節は我公迄をも疑始め候臆病(此も天下の爲め一橋公を御すゝめ被成候得共、矢張田安公の御好みにて有之と申說のよし)誠に兒戲同然、嘆息之至に御座候。(上之〇印より此邊は三國へも森寺へも薄々御噺し可被成候堀田と上田との事、西城の事抔は能く御話可被成候)

○京師之風說幷機密等時々御探索御申越可被下候。此表へ彼是より聞候處にては、餘程　御說も寬の様に申來候、如何三國は舊說と奉存候。尙外へも逐々御手を被附御探索可被成候。

○池内(是は不知其心／京都儒者池内大學)座田右兵衛大尉(此は服部黙意之管、此人は近來謝變り変

（易之論に成候筈、）此座田の同役稻波主膳（此も交易説）抔へも手筋を求め御変被成候へば可然哉。小子の事は深く御秘し置可被下候。後日如何樣之義有之も難計候間、拙名は頓んと御申被下間布候。橋本を不言して桃井伊織と申事相尋候はゞ、そこ〱に御答置、御賴申上候。

○此節京地より此表へも細作人來居申候。

○亞米利加使節は當月七日都合能引取、此節下田に滯在仕居候。

○和蘭領事官も無程出立に可相成候。○本多君、村田兄共海防之事に付見込有之出府に相成申候。乍去小拙存寄も大段同樣にて直に話合も相濟申候。乍去當時餘程困難之場合、且色々御用も有之候故、未だ御滯留に相成居申候。

○村田は着後腸胃熱にて五六日引籠に候。乍去先逐逐宜方に御座候。御休意可然被存候。

○小子方へ度々御投書一々落手致候。服部（在京服部熊五郎）よりも同段、定而御報も不申、御不審に可有之、小子も着以來餘程煩多、其上氣分も爾々不致、來人等晝夜斷不申に付、不得止意外御不沙汰申候儀に御座候。多罪御寬宥可被下候。此後は折々御書通も可申、其御地よりも折々御申越可被下候。君上にも京師之事は殊之外御案勞被遊候。右當使大略得御意候迄如斯。尚期後信之時候。不宣。

五月廿三日　　　　左　内

了　介　兄

再伸。時中萬々御保養專祈罷在候。小子も去月十八日別紙之通、結構蒙仰、冥加至極難有仕合に奉存候。以上。

○安政五年五月廿四日岩瀨肥後守より先生への復書

昨日は御紙面、退出展閱。條約二本收手。（此條約之事は他に漏泄無之樣に致度、近日表向御達可有之候也）御新聞二條之內未決の二字は最可喜。

○本日は姦黨外に遷轉有之候、後議は又可及姦黨輿。前後錯綜介人眩日、良工の好手段なるべし呵々。

○溝口手簡差出候、御返却に不及。

○箱館會所切手七枚爲持上候。價は過日差出し候。切手に記し有之通に御座候也。○本日は砲臺破損所見分相越、只今歸船。舊製飛揮一粲に供し申候。昨日御示しの佳什は、近日登城の節、轎中にて拳和可致と樂み申候。萬々面晤に讓。草略頓首。

念四　　蟾洲

把志猛特兄

○安政五年五月廿五日平岡圓四郎より先生への書

特筆

一、御斡旋御一條に付、御含迄拜陳仕度事共兩三條御座候。貴兄御繰合相成候はゞ、今明日にも御枉駕希度候。若又御差支被爲在候はゞ、中根君御光來希度候。御都合如何御寸答希度候。尤時宜により候はば、明日は安島姓來間にも可有之、今夕に候はゞ、一段大幸に御座候。一體拜參可申上候儀は勿論に候處、未歩行[illegible]にも至り不申候て、他行相成難く候間、略儀之至失敬至極、甚恐入候へ共、此段相伺申上候。御寸答奉願候。頓首拜具。

五月廿五日　　方中拜

橋本兄

○安政五年八月廿八日在府先生より在藩近藤への書

十四日立御内狀致披展候。時下逐々秋冷之節に相成候處、先以

上々樣益々御機嫌克被遊御座奉恐悅候。隨而御清康被成御勤奉賀候。然者京都彼御方樣より内々御書通之處云々之條々、委細承知致候。且又彼方へ御返書も村幹法へ御相談爾々の條、一々令領承、則、高、桑(高は同日附高田孫左衛門　桑は同桑山十兵衛)御役頭へも篤と御内談申候て、御家老中迄具に申上置候。然處水戸家へは本月十六日夜到着相違無之、大府へも十八日頃到着のよし。乍去大老閣老衆方にては如何被存候歟。于今何之御

沙汰もなく依然たる光景、誠に一日三秋之思にて日々屈指待居申候。扨又先般の一事。皇道潰壞痞塞、迚も再日月之光世に不現かと思遣、深く慨歎に沈居候處、豈圖光明正大の降勅、實に萬世不可磨滅之王室と銘肺肝、難有奉存罷在候。此上は何分天道祐善　皇威國内に輝候は勿論、外夷迄へも波及仕候樣專祈致居申候。尙逐一村執法へ得御意候間、能々御相談被下、此地之心得にも相成候儀は、無御腹藏御申越可被下候。草々不宣。

八月廿八日夕　　左　内

了　介　兄

追て、時下御自愛專一所祈御座候。此書只今（六半時）御用透に付、不取敢鳥渡貴答旁差出申候。尙逐一後音之節、可得御意候。以上。

○安政五年五月廿八日在藩執政本多飛驒より在府先生への書

一翰致啓上候。向暑之節上々樣益御機嫌能被成御座奉恐悅候。隨而愈御清全御盛務、此表御留主御安寧先目出度御事珍重不過之雀躍之至に御座候。次に弊子道中無異儀致歸着候。乍慮外御放情被下度候。誠に詰中は萬端御介抱に相成御禮不知所謝、其表出立之一條も不容易御周旋に相成、千々萬々致多謝候。扨相含罷歸候御用向も追々申談取計候事に御座候。横井へも面會、御地の形勢巨細相噺申候。賢契より御傳言の趣も申候、左樣御承知被下度候。調練法五十五手式に御改正之儀專ら取調中に御座候。大鼓之儀も御變革相成候趣、飛脚に申來り、大に致安心候。全く賢契御周旋故右之所へ御決評に相成候事と致厚謝候。御留守中高知席文武修行之儀、彌以實着に心掛候樣、御趣意通り一統呼出し厚く申聞事に御座候。尙追々事に當り可申諭被存候。甚平儀も小子歸北以前に此地發足、歸着の上承知致し、大に致驚愕申候。何とも失望之次第に候、出府之上何卒不都合に不相成樣祈居申候。石甚抔之都合も有之、甚だ懸念之至に御座候。先は一筆御禮旁御見舞如此に御座候。恐

々謹言。

五月廿八日　　遠　齋

景岳賢契

二伸、時下折角御自玉爲天下國家專禱之至に御座候。石甚、（石原甚十郎）村巳、（村田巳三郎）仲庵（越藩侍醫半井仲庵）十兵衛（側向頭取桑山十兵衛）へも、乍慮外宜御傳聲御賴申候。已上。

三白。洋學之儀も去る二十五日に振出しに相成申候、左樣御承知可被下候。以上。

○安政五年五月廿八日岩瀨肥後守より先生への書

復

拜展如諭新壽至喜。條約云々敬領○愛牛先生（大老井伊掃部頭）上格（幕府閣老松平伊賀守上田侯）と少敷葛藤を生じ候哉被察候昨日愛牛先生彼侯と面話あり。何等の事哉、此際若し上格も亦關（幕府閣老久世大和守關宿侯）の如くならんには天下の蒼生やゝ活路を得べし、懇祈々々

○請有志格別精勵云々、扨々噴飯に堪へず。貿易邪宗の確論等に至候ては、併呑五洲も亦不難の勢に有之候。此論恐くは「タタチキ」の種となるべし、哄然。

○京師之御管言如諭と竊に推定致居候。此節の地合ながら、京築之措置如何有之べく哉と、少々開口之處、廟議既に不拔の氣ある語氣也。

○來示云、若や定策云云、更に其信息を得ず。

○豐氏は此未定而繋獄程の事にも可至と相察申候。前市尹の轉役も、半上幕下高格とも、是迄の通り云々、頻りに流行ものと相成候。賞か罰か殆不可解者。

○來月四日閣人發程、最早小生輩は拿排擊之時至り申候。來月四日は猶婢僕の三月四日の如しと一笑。

○此節上格の長官二ヶ條程如何之事有之、昨今所云、セツモコリモナク面折に及置候。更に一層の激論を蒙り可申哉と甘心致居候御一笑、垂晩取込、草々布字。

念八　　爽　快

松懶畏契

明日は小普請之向、大勢御番人有之候、是は尋常之

事。文武格別出精之者、明日不時に部屋住より大分被召出候。是は此節の盛擧講釋上聽漢文講義上覽之義、以來年々有之樣今日被仰出是又盛典〻

此事頗可喜也。時事玉石混淆、只石多くして玉の少きを憾のみ。

○安政五年五月廿八日在藩近藤より在府村田竝先生への書

一筆啓上仕候、漸暑之節に御座候處。先以君上公益御機嫌克被遊御座奉恐悅候。隨而兩尊公樣彌御安泰被成御勤仕重疊目出度御儀に奉存上候。次に小生儀無異儀消光仕候間、乍恐易御尊意被思召可被下候。然る處、於御國表、母儀病氣に付親共より同役へ示談之上母對面相伺候由之處、伺之通爲對面引取候樣、御役頭樣より御指揮被成下候趣にて、去る廿日夕急飛脚にて承知仕、如何とは猶豫仕候へ共、御開濟之上は母子之間少も猶豫難相成、即刻出立仕。廿二日歸着仕無難遂對面再生之心地仕候。其後漸々快氣に付、只今にては最早安心仕候樣、主一老中出大安堵仕候間、乍恐多御休憐奉希上候。其節御役頭樣より關東表之儀粗御內聽仕候處、次第御重大之御事にて絕言語奉恐縮候。右は乍失敬前件之趣一應爲可得尊意如玆に御座候。尙委曲之儀は御月番樣より被仰達候御儀と文縮仕候。恐惶謹言。

五月廿八日　近藤了介

村巳三郎樣

橋左內樣

再啓次第向暑之節、折角御保護御盛勤之程奉伏禱候。且狀嵩を厭ひ略紙にて得貴意候段、失敬御宥恕被成下候樣、奉希上候。當境御用途被仰付候樣、奉待上候。不宣。

○安政五年(か)五月廿九日某氏より在府先生への書

橋本雅君　實輝

拜復御親拆

拜閱。從是も御久濶、背本意申候。如命永々の梅天漸向晴快に相申候、愈御淸福御奉職萬賀申上候。扨春來僕儀東奔西馳之仕合に御座候。貴君にも頃日御出府と被仰下、萍水聊逢。爾後も御眷顧願上申候。將又云云之次第、每度乃心王室之御至誠、感激に不堪奉存候。當今は實に迫切之勢と相成候樣被存乍不及皇國之御爲寢食不安覺申候。斯る折柄はいづれとてもとは申候ものゝ、外藩は實はまだ不測知之譯も候處、蔦蘿之　御國脉は眞に毛髮も御間隙有之候ては、不忠孝之大なる者と乍恐奉存候。其內赤心之不合處を强て矯飾は、自欺之筋にて、却て君子之委道に背可申候へども可合限は聊の御隔意も無之、芽茹犄角之勢を何國迄も御持張無之而不叶と乍憚奉存候儀御座候。建儲云云之御儀は尤最前より異存不被有之、既に去頃も閣老へ向有之候儀に御座候。何事も書は不盡意而已ならず、當節は品々嫌疑も有之哉に

付、萬縷面晤へ讓。草々奉復候。頓首。

五月廿九日

再伸。時下炎熱御自重爲君國奉祈申候。歸郷之節篇章、尤以當今御大切之折柄、御席上二三之御異論如何之御事柄に哉。僕輩迄も洩語も無之程之儀決して〳〵御懸念には不被爲在、不相替、御偏々を奉翼上候儀に御座候。已上。

○安政五年五月晦日在府中根參政より先生への書

尾公より南紀へも御相談可然と被存候。餘程攻撃劑田宮之執匙にては手ふるひ可申哉にも候へば、正論劑にも加味候處方丈けにても論試度哉にも心付候、早々以上。

五月晦日　　拙　　拜

景　　兒

○安政五年六月三日岩瀬より先生への書

昨夜之回章認可申處、丞より來賓接踵、登城刻限に相成候間、萬々今夕の御面談に可相盡候。依而文略。

六月三日　桂　拜

松　兄

佐賀殿糸傍を最得意也、如何。

○安政五年六月五日岩瀬より先生への書

本文之趣は、もとより秘事には無之候得共、小生より報告之事は御沙汰なしに願候、亦嫌疑世界中なれば也。

暑威頗烈、鮪魚頳尾御饋穀欣慰々々。昨崎陽の報あり、亜船一艘入津近日類船二艘、其中に一「コモドール」乗込有之候よし。跡船入津次第下田及函館へ相廻るよし、其風説に追候英來ると云。此事天下之幸となるか不幸となるか、未可知。過日之御器返却。

五日　蟾洲

淺野泉州も又意外の轉遷と相成候。豪傑之士施事悉出人意表。

○安政五年六月六日江戸儒者鹽谷(宕陰)より先生への書

橋本左内樣　鹽谷甲藏

拜呈。逐日暑氣相加候處、益御安祥奉賀候。然者先日貴兄迄御目に掛置候上書草稿此者へ御渡し被下候樣奉希候。餘は拜眉萬縷可申述候。頓首。

六月六日

尙以過日申上置候「六藝論」並「夷事問答書」若御下に相成居候者、同しく御附可被下候。

○安政五年六月六日在府長崎人小曾根乾堂より先生への書

奉呈翰墨候。暑氣強御座候へ共、益御安靜被成御奉職奉恭禱候。一昨夜は昇堂初謁芝眉、種々御馳走、剩長坐大奉妨御淸閑、御困と奉存候。御台命之印材頻りに詮議仕居申候。軍艦價付之書奉入御覽候。猶又委敷の儀は其節之人ゑ御訊問可被下候。當時に直傳之樣子御熟知被遊度候はゞ、矢田堀君へ御同袖申上度、當今海軍其外諸藝とも蘭人餘程骨折心切に傳候趣に御座候。近日中是非御降駕奉祈候。色々御物語申上度一夕にては中々心事難談盡、先は御禮旁、右奉申上度。餘情奉期拜謁候。不宣。

六月六日　　乾堂生

橋本大英望　　青眼下

○安政五年六月九日在京服部より在府先生への書

一筆啓上仕候。向暑之節御座候處、先以　上々樣益御機嫌能被遊　御座奉恐悅候。隨而彌御壯健に被成御勤務目出度御儀奉存候。然者先般御在京中御約束之御染筆、一條樣之分先月上旬、近衛樣之分同下旬御出來に相成候故、烏丸樣之方、猶又內伺仕候處、今以御所勞にて御染筆難出來由、廣橋樣之方。雜掌濱路阿波守と申仁、度々尋伺仕候得共、當主中不能面談、以書狀も數度相尋候へ共、從是返答可申との口答而已にて、未だ御出來無御座候。全御役柄御用繁にて御染筆被成候御間無之御儀哉と奉察候。近一御兩公之分と御一緒に可奉指上と心配仕候へども、不能其儀、餘り留置候も恐入、廣烏御兩卿とも際限も難相分候に付、先今便

左大臣忠熙公（近衛公）　　一行物一枚
內大臣忠香公（一條公）　　全唐紙御書畫二枚

右三枚奉指上候。御內見之上可然御取扱可被成候。近衛樣は兼々御承知之通入木道　御師範には、甚以六ツケ敷御座候。私存知居候者、德大寺殿へ格別御心易罷出候に付、德大寺殿御持分の趣にて御願に相成候を、同殿大夫物加波主稅助と申仁拜領仕候を、

熊五郎中受候筋に御座候間、左樣思召可被下候。一條樣御書は熊五郎願、御書の方は畑宮内と申者之願にて御座候。右御挨拶物別紙落手書奉差上候。右申上度如斯御座候。猶期後書之時候、恐惶謹言。

六月九日　服部熊五郎

修猷花押

橋本左內樣

追而時候折角御保護被成候樣御專一之御儀奉存候。扨貴所樣御歸府後、去々月四日（水戸樣屋敷より、相廻り候分指上候）同七日（御書物七、冊差上候）同十二日（森寺より到來の。紙包一さし上候）右等夫々相達候と奉存候。任序奉伺候。扨御書物類村田御氏、千本御氏に向、追々御目錄之通、不殘御國表へ、差出控申候。任序此段御達申置候。森賢次郎、今井久次、且悴よりも萬々宜申上度旨申出候。猶此表御用向者勿論、御私用向にても、無御隔心相應之御儀可被仰付奉待上候。頓首。

覺

一（金貳百疋　全五拾疋）　一條樣へ献物料　御用人山口兵衛丞へ菓子料

（仝貳百疋　仝五拾疋）　右同斷　諸大夫へ菓子料

（仝三百疋　仝五十疋）　近衛樣分德大寺樣へ差出　物加波主税助へ菓子料

〆金貳兩貳朱

右之通差出候儀に御座候也

六月九日　服部熊五郎

橋本左內樣へ

證

一金三百疋

一御菓子料　壹封

右正に落手仕候尙夫々可然樣取計可仕候以上

五月廿二日　物加波主税助

覺

一金貳百疋

右者爲御肴料御献上被成、慥に落手致候以上

外に

一金五拾疋爲御菓子料下拙共へ被下御丁寧之御儀畏入候御請取書迄早々以上

五月六日　山口兵部大丞

服部熊五郎様

覺

一金貳百疋
右内府公江
一御菓子　一折
右諸大夫江

右者一條様御書御挨拶御預り申候早々持參獻上可致候以上

五月　　畑　宮内

服部熊五郎様

○安政五年六月十日在京服部より在府先生への書

五月廿九日御差出之御用狀之御請

去月廿九日御認之御剪紙、今九日相達致拜見候。然ば近藤了介への御用御紙包壹封直様可相渡旨致承知候。然る處、了介儀去月廿日從御國表急飛脚上着、母大病之由に付即日此表出立歸北に相成候。右罷歸候儀は從御國表其御地へも御達申候旨、先便了介よりも申來り候に付、只今にては御承知と奉存候。右之仕合に付、早速御國幸便穿鑿に及び、即日右了介へ之御紙包下拙より添書仕今十日曉立幸便に差出し候間、此段御承知可被下候。以上

六月十日認　　服部熊五郎

橋本左内様

追而如仰、其節は梅天、逐日入土用、甚暑に相成候彌御壯健被成御勤務奉恭喜候。偖御在京中之御挨拶被仰下奉畏入候。御歸東後御荷物も相達候旨、被仰下安心仕候。頓首。

○安政五年六月十日在府林伊太郎より先生への書

急に拜晤仕度儀有之。拙宅え御出掛け可被下や、右之有無相伺度候。以上。

六月十日於途中相認内用

橋本左内様　　早坂老

○安政五年六月十一日岩瀨肥後守より先生への書

前略新聞有之に付、猶又瓶子（幕府徒目附平山謙二郎）可差出旨諾。今日は外御用にて瓶御城へ不罷出候間、明日にも可差上候。愛牛（幕元老井伊掃部頭）之逆鱗は定て條傳（閣老上田藩主松平伊賀守）と相觸候事に相察候。○昨日は愛牛と錯邏（閣老佐倉藩主堀田備中守）と天帝に謁し其後又前之二名別世界之密話あり、其後又錯と條と別世界に話す。不レ知爲二何事一。○一昨日は段々御厚志、千萬感謝々々。丐閑は知幾之良謨に候得共唯遁逃之策に出候ては自ら省み愧怍に堪ず因て後圖箚子を奉り、海外之交際、貿易之大綱等を論じ、是を以て絶筆と可致哉と、此頃兼て考居候事に有之、左すれば假令斧鉞に罹り候得共、後に其事被行候得ば則其事を自ら執るも同様にて、神明に對し、聊申譯も可有之と存居候。○又一兩日以來北海巡視之命有之哉に竊にひびき申候。若し果して然らば前之箚子を奉り候て、一端北地に走り候方至極可然と存居候。此節は例之痛所甚不出來にて、實は其役大に不都合に候得共、總て天に聽せ、愈其命有之候はゞ、振袖急發之積に御座候。

下略。

○安政五年六月十一日在府長崎人小曾根乾堂より先生への書

尙々ペン少々任持合奉床下候、御叱留被下候はば辱奉存候。

過刻は雲翰被下候へども、折惡敷藤堂公に被招、漸く御降駕之時刻と相考へ歸枝を促し候處、豈計らんや、御風邪癧と相變じ候趣。此夕は平生勝野（幕臣阿部十次郎家來、勝野豐作）も御高名を被承及、縷々御物語仕度と一同相樂居申候處、右之仕合、失望之至奉存候。御同藩岡石五郎（越藩士三岡石五郎）先生矢田堀江御代趨之思召奉敬俱候。當時長崎口迄早速出帆之人物に候へば、御知己と、

被爲成候方、傳習之儀に付ては御國元之御都合も別而可有宜と奉愚考候實に當今御急務と奉存候也。御上御印材所々序に一見仕候處、どふも思召に相叶候石少く大概の印は見當り申候へども、今一應拜眉之上染々と奉領尊意度、拙書之儀被仰越奉容俟候。偷閑塗鴉仕度小子も御見舞旁昇殿可仕、御全快の程を期し候へば、歸期も相迫、殘懷無此上殘多事と奉存候。御閑暇も御座候はば、明朝岡石先生御降駕被下間布哉。長崎へ向け御越も候へば拜謁いたし置度。併尊意次第なり。何れ拜趨の上心事可申盡と奉存候。先は御病床御窺旁御答、匆々不宣。

六月十一日　　榮　頓首

橋本先生

青眼下

○安政五年六月十一日在京服部より在府先生への書

六月六日御指立急便御用之御受

去る六日御認之御内狀同日巳下刻付、平野安右衛門より拙者當四日限之態急便富士川七日酉上刻より八日辰刻迄、天龍川八日酉下刻より九日卯刻迄、右之通指支候に付、昨十日巳下刻可相届所、同夜戌下刻當御屋敷へ相達、披封之上貴札拜見仕候。如仰炎暑之節に御座候處、先以上々樣益御機嫌能被遊御座奉恐悅候。隨而彌御勇壯被成御勤務珍重御儀奉拜賀候。然者

森寺父子當　貴所樣より

三國當　桃井氏より

伊丹當　野村淵藏より

右三封之書狀急速御届可申旨承知仕候。即刻森賢次郎へ申聞、森寺三國兩家相達候處、短夜の時分右兩家にて暫つゝ隙入候得ば子刻にも至り夫より伊丹迄罷越候へば、丑寅刻にも可相成に付、伊丹へは今十一日卯刻迄留置申候。右三家共夫々爲念請取書取置候。從先方返書も御座候へば取集可指上、若し三國抔より早使申來候はゞ直樣指出可申旨。何も貴書

之趣具に承知仕候。偖又先日了介迄一包御指出之處了介儀歸北に付右包物此表に有之候はゞ、私開封夫夫へ御届可申、私への被下狀も有之候由。且海苔之儀爲念御別紙を以被仰下、拜承は仕候へども、別紙昨日認置候御用答に申上候次第に付、唯今は御國道中へ飛脚持出居候。纔一日之事にて、一昨日午時右御包物上着。同夕刻申時御國飛脚へ相渡、昨夜亥時四日限急便上着、爲念昨夜御國飛脚相尋候處、彌昨曉出立相濟候に付、私開封仕候儀にも相運び不申候。其內には從近藤以幸便夫々可差登儀と奉存候。扨今朝從三國大學森賢次郎へ以書狀桃井氏より兩度出狀有之候筈。乍去近藤氏封中にも入候儀も難計、江戶より近藤當之御封書中、いつ〳〵上着候哉。定て御仕向けと相察候。幾日々々御指出候哉相尋度と申事に御座候。依之江戶表より去月廿九日出之近藤當紙包去九日上着に、即日以幸便北地へ指送り候。右一ヶ度よりは自江戶近藤當のものも上着無之。其次には昨夜之急便到來而已に候段、爲申答候。爲念此段も申上置候。且又近來此表之模樣御尋、何も相變り候儀も無之、貴所樣此表御出立後、

勅答其外御書取之類は定て於　御前邊御內見も可有之御儀と奉密察候。何分御所邊之風聞は、夷國同伍は　御許容難被爲在と歟申事觸耳仕候。京都當時御附壹人町奉行壹人甚御無人と奉存候。伏見奉行も參府中に御座候。傳奏は御承知之通漸く五月朔日より萬里小路殿被仰付、御兩卿出來申、萬里殿跡議奏は中山殿五月十日被仰付候也。扨當月四日午刻より、諏訪町松原下る西側中程吳服商賣、日野屋與兵衛居宅裏離座敷より出火、東南へ燒廣、本願寺別殿枳殼御殿と申處へ飛火、至未申刻火口七八口にも立上り、當御屋敷より遠見(凡十四五町あり)、乍白晝紫黑烟之中如丹朱火勢、所々燃立、冷膽之至。先以風上にて安心は仕居候へども、及酉刻益火勢盛にて、東本願寺大門及本堂始諸堂御殿向皆不殘類燒。築地屋根柱に至迄悉く燒亡、土藏も（俗に百間藏と云）燒落、漸右地面南西の方森少々相殘、其邊に有之土藏二三ヶ所は殘候

得共、領分町家一軒も不殘、家中向も上中下都合四五軒、西六條領分に住居之分計り相殘、東領分は皆燒、六條村は穢多村に候、是も少し飛火、東六條領は如何成義哉不餘不殘燒亡に相成候。本堂棟落等は戌刻頃と存候。私宅屋根より見物仕候へば、其節火の粉立上り候は一天に移り、屋根上にて認物書見抔も慥に出來候程の光輝有之（私宅よりは東六條廿町已上間有之候迄）、亥子刻に至、火烟益廣がり恐敷氣色に相成、西は西洞院東へ入邊燃上り、東は七條高瀨川之邊燃上り、南は七條鹽小路伏見口邊之火勢言語筆頭に不能申上候。火事場は烈風も時々相起候由。全體其夜共烈風には無之候故、燒場所は先年上京大火之半分ゟ無之候、時刻は同樣程之儀。翌五日朝辰刻、鎭火とは乍申、追追火入土藏燃上り候は、五日午未刻頃迄も普通之火事烟より大造に見へ申候。既に翌朝燒場一見に罷越候處、死人怪我人も見請申し、本願寺門扉はづし候者大勢及死亡候と歟申風聞に御座候。西本願寺も西洞院よりは纔に壹貳町之所に相成、危き所に御座候へども聊無別條、先以珍重に御座候。東本願寺御門主伏見御坊へ被立退候由。非常長持其外於七條邊燒失、翌朝着用物御替可被成もの一切無之御難御連枝樣方御同樣、近衞樣へ不取敢御賴に相成、御着揃近衞樣より被進候。猶又同御殿より新規裁縫に翌日折角御拵とか申事に御座候。枳殼御殿に被成御座候。御住居と申は、抑天明年中京都大火之節東本願寺皆燒失、「但枳殼御殿は其時は殘り候歟」文政年中本殿御自火にて「此時も枳殼は無別條候」、燒失此度悉皆類燒以上一代三ケ度之大火、恐入候御事と奉存候、別紙繪圖壹枚進上仕候。先以　御所向は御遠方、隨而當御屋敷も御間有之本恐悅候。乍憚愚宅も間有之候、御休情可被下候。右申上度、貴答旁如此御座候。猶期重鴻之時候。麁紙亂筆御高免可被下候。恐惶謹言。

六月十一日　　服部熊五郎

橋本左内樣

追て昨日入土用雨天、今日ゟ朝大雨、唯今晴色相見へ候へども、雲氣雨模樣に御座候、次第に暑氣

甚敷時候、折角御厭被成候樣、乍憚御專一之御儀奉存候、御序之節横、溝兩御氏も宜御傳上奉希上候。賢次郎豐吉郎よりも宜申上度旨申出候。頓首。

未刻認

○安政五年六月十三日京都三國大學より先生への内狀

本月六日出四日限華翰、去十一日曉子半刻、當地貴邸より相達忝拜閲。中略、扨萬事は姑閣(鷹司大閤)之御内話之一條、早速小筑(鷹司家諸大夫小林筑後守)へ及密話、昨十二日午刻左府公(近衞左大臣忠煕公)より當地尾邸へ御書翰御渡、極急便差送候樣被仰遣候。右御文意は西城之儀、御名指は無之候得共。

天意は唯英傑、人望、年長之三件を御選被遊度御事御相違無之、風説には

宸慮南紀に有之抔と申立候縉紳も有之趣に候得共、決して左樣之儀無之と申處分明、御書取に相成候事に御座候彥巨老(井伊大老彥根城主)へは前内府公(三條實萬公)より右之次第可被申遣筈是は左府公より前内府公へ昨日中には御説得之筈也。併し是は未だ御出帖之有無は承り不申候。御承知之通り巨老は九條家と親睦之事故甚六ヶ布、色々配慮仕居候儀に御座候、此儀篤と突留之上御案内申度差控居候得共、小筑は月番、小生も折節公私多端、段々延緩致候ては如何と奉存候に付、右之次第御安慮之爲め、早々貴邸より此急書差下候儀に御座候。先般も事十分に調候得共、當路之專權、妄に御書下ヶの文を被改、遺憾千萬。當時は色々案外之光景に相成候事も有之有志之者杞憂而已に御座候。併今度右左〇〇御書翰にて、尾公奮發回

天之御力所仰望に御座候。中略、又當地風評には、君公(慶永公也)御事、閣老の爲御奔走、忠告之列侯を遊説被遊候趣、色々申唱、一向御評判不宜、尾公之正論を面打被遊候樣之流言も有之、是は甚如何敷、定て流言と小生も堅く言張居候處、幸ひ今度御狀面にて右虚説明白に相成、幸に得一助候。依之最早不枝葉專

皇國御靜謐、新政御更張之樞機たるを以て、必死之

奔走、漸々前文之場合に相運び候」下略。

六月十三日　申半刻

○安政五年六月十三日在府林伊太郎より先生への書

貴恙中縷々御細書被成下奉謝候。先以不順之候、隨分御藥養專一奉存候。扨拜顏を得度と申儀、別事に無之、唯々根本之一條に御座候。もはや挽回は難相成趣に候得共、熊谷半之丞（水戸藩士）咄にては此上迚も薫香（君公即ち越前公）抔の思召により、寡君（水戸公）も隨分又變可申哉云云被申候に付、猶又有司中之有志へ相談仕候處、萬々一其事無之とも難申、先づ唯今にては其外に無之との趣故、足下へ御面話候はゞ良計も可有之哉と、過日從途中及御文通候儀に御座候。然る處御不快、又小子も高鐵（幕臣小監察高須鐵次郎）も昨今不快、扨々不都合至極、是も天也と存候。嗚呼。

貴答如此候也、

六月十三日

再啓。呉々御加養專一奉存候、貴恙は誠に聊之事に御座候、必御案事被下間敷候。扨腹心人云云是には差當り困申候。小子抔如何樣にても宜、薫香云云に付、人選甚六ケ敷。呵々。

書外御賢察可被下候。

又云。本文之意味御賢考、萬々一挽回之御良策も有之候はゞ所祈御座候。是迄久々御苦心之甲斐も無之、鴻嘆此事に御座候。其他不足言。

熊半御招御聽被下候ても宜し。在邸中之愚作一揮博粲。

薫香へ文を上げ候積、在邸中認置候得共、淨書之暇無之、他日可入御覽。病床執筆亂書御用捨可被下候。不一。

小子の考は全く熊半より出候事ゆへ、同人より今一應御聽取候はゞ、御工夫も可有之哉と存候。昨今は面晤難致ゆへ無據如此也。是も不得已之計也。せめてはとの考也。

領後丙丁
差當り使者に可差出と存付候人無之也、

○安政五年六月十三日在京服部より在府先生への書

一筆致啓上候、先以奉恐悦候。然者去六日巳下刻被差出候、四日限別仕立便川支延着、十日夜戌下刻相達、森寺三國伊丹等への御狀夫々相達候儀は、一昨十一日、十日限、町便を以御返答仕候處、唯今三國大學より願出三日半にても可指出、御用に候へども、四日限にて可指立旨申聞候に付、過日之御書表にも三國抔よりも早便相願候はゞ可取計樣被仰越候に付、四日限仕立便申付指出申候、相達候はゝ御入手可被成候。右早々得貴意度、如此御座候。恐惶謹言。

六日十三日　申半刻過

服部熊五郎

橋本左內樣

○安政五年六月十三日中根參政より先生への書

拜誦。愛軒に承り候得ば。今朝も松、櫻出懸候由、其邊よりの御聞込にも候哉。御紙上之趣如諭、不死之藥は蓬萊迄も求度時節申上候處、直樣平學へ被仰付、今夕被爲召候御積に御座候。爲念迄。早々頓首。

六月十三日　拙　拜

景　老　兄

御內報親展

○安政五年六月十三日在府高田監察より先生への書

大略。過便同役方より別封之通申來り、近藤了介儀京師へ指越候方可然哉、此中より御相談仕度存居候處、失念、只今返事相認懸り候處、如何及答可然哉、承申度御座候間、乍御面倒烏渡被仰下候樣致度、御依賴申上候。取込早々御問合迄如斯御座候。頓首。

六月十三日　　　　　　　　　　高田孫左衛門

橋本左内様

○安政五年六月十四日在國榊原幸八より在府横山への書

華墨拜讀。强暑之候、先以奉恐悦候、隨而愈御壯健御勤學之條奉賀候。扨天下の摸樣纔々承申候。唯々因循舊習は俗人の好候儀、古今之通患、今更不及論候。桀地正論家是又困入申候、乍去愚見には。皇國之先規前矩を主張致候者は、必正論とは申難く、處士俗學者之舊聞と被存候。一端心術之正しき物より出候得共、一偏之見識而已と被存候。又々廟堂有志之見は、必彼我之情を致洞見候處より出候事にて、義理上より發出可致事故、必此正論に對候へは、利害得喪之處置而已に而、心術の正しき物は無之哉奉存候。唯々天下之至理に止り候はては、外に道と申候物は無之奉存候。扨當館中外相替儀無之、百廢不碎は勇士之志に候得共、世諺に所謂ヌカにクギとやら悱憤然小子無智素餐仕候間御安慮可被下候。貴答迄にて、餘は期後鴻。早々如斯御座候。恐惶謹言。

六月十四日　　　　　　　　　　榊原幸八拜

横山猶藏様

二白。時氣御自重可被成候。今便俗管數通にて取込紛冗、不備。

○安政五年六月十五日水戸人櫻任藏より先生への書

以愚札申上候。一昨日は參堂、貴意申長坐奉恐入候。御障りも無御座候哉、御按申上候。應貴命、小南氏（土州藩士小南五郎右衛門）突然相訪候處、至極都合も宜敷、無服藏話にも被相及大慶奉存候。併し何くへ參候ても罵差好手段も無之御同患之次第奉存候。今朝田宮へ罷出候（田宮尾州藩士田宮彌太郎）初面にも有之、殊には出勤掛けにも候故、深談判にも不相成殘念奉存候。十三日御呼寄御談合之處、嫌疑も有之、却而尋不申候。如何程之御談合に相成候哉。御深秘可有之の處、御漏奉希度候。田之口氣、此上は得機會而働之外手段も無之樣申居候。定て京便にても待居候事哉。大耳にては甚困申候。尤草卒中にて更に盡は不申候、全推察迄を申上候。愈十八日、御表發之儀、御異聞奉伺度候。以下大脩

昨日松力（幕臣松平主税助）に參候。（談なれど然此も世に處人を待之一術と御覽奉願候）十三日御賴田宮へ申込云云申述候處、調度御使者有之、何分行違不都合候故、程克申置候趣。松力大守樣へ御目通も願候事故、直にも申上候振。時宜次第田へは話合にも可相成所、

此程同人田へ談合等一向に
大守樣御承知に不被爲在候ては、田へ對し何かあて氣に飛入候樣被思候ても迷惑。夫も宜敷候得共、田宮狐疑候はゝ、又々事之破れの基と心配に申居候故、夫は逐一橋本君より御申上に相成居候事と申聞置候。甚俗體な事なれど宜御含置被下度奉願候。此は此間中根氏へも宜と同人申談候處先生より尙又中根氏よりも挨拶の趣、松へ御談有之、然所昨朝中根氏に御屋敷内にて風と一所に相成、尊宅へ參上候處、當人へ御談も無之振に候故、此樣子にては一向に御申上は無之、左候ては田へ對し全あて氣にて奔走候樣被思ては、田へも參りかたく候趣に申聞候。此節斯樣些事申上候ひま無之候所、此姿にては田へ參り兼候樣被申候故、不得止無服藏申上候。何とか御面倒恐入候所、
大守樣へも御申上相成候趣、一寸御一書私迄貴答奉願度候。夫を拜見させ候樣可仕候。追て御序之節
大守樣より御意も被仰候はゞ、當人も一段張合に可相成樣奉存候。趣意さへ立候はゞ、知も不知も貪着無之候處、面倒な世の樣に候、吳々も宜御高察奉願度候。恐惶頓首。

六月十五日　　櫻任藏

橋本左內樣

侍史

二白。水老公九日に御書付御出しに相成、至て正議に候。御安心迄申上候。以上。

○安政五年六月十五日在府本多執政より先生への書

朶雲拜閱。如高諭異常之氣候、聊不可言、無徵被存候。一昨日は近々御養君被仰出に付京都へ被遣或伊勢御代拜等迄夫々被仰出候由。只今にては廟議決然不動と被窺、慨歎一層に御座候。扨御不快も先御順快之由慶賀之至。乍此上折角御療養奉專念候。將御約束之「海外貨譜」爲御見被下多謝之至に御座候。暫留置申度候。「和蘭字彙」之儀縷々御細諭忝奉存候。

是は御取替も遠路面倒に付、昨年綴直し申候に付、官印之部取除候間、最早御配慮に不及候。依之貴本其儘致返上候。御握掌被下。官印之分は可然御取計可被下候。又承り候へば、英船ヵ蘭櫓船之圖有合候由、相成事に候はゞ致一見度、暫時恩借相願申候。

○近々歸北に付ては御談等は何れ其内上堂得御意度奉存候。心事其節と艸々申洩候。不宣。

六月望　　　　　復齋

景　兄

今日は御祭禮にて窓外雜沓、不可爲如何御座候。貴舍甚羨望罷在候。呵々。

○安政五年六月十六日水戸藩士

櫻任藏より先生への書

貴翰忝拜誦。雷弓へに御都合宜敷候所、漸々機會に後れ、御遺憾云云、御尤奉存候。貴ては十八日御發表延にも相成候樣致度奉存候。昨朝雷弓之樣子、赤鬼(幕閣老井伊掃部頭)宅責寄候程之元氣は見不申、竹葉姦へ通候程を頻に恐れ居申候、貴書中昨日一清息御得居御云云、如何御分りにも相成候はゞ奉伺度候。松力、主馬へ訪候處大に被喜候由、遲まきに御座候處、主馬を取込申度奉存候。扨松力云云に付種々被仰遣承致候。先生御心中之程は元より不被仰遣も、私丈けは承知候儀に候。御書面にては餘り委細に過、先へ拜見させ兼候。此を拜見させ候はゞ何も打まけ御運候樣にて、同人不都合に可存候。只大守樣にても御承知之振一寸御一筆被下候はゞ、夫を拜見爲致可申合に候。過日も申上候通りにて氣をぬき候ては不都合故、内外打あけ申上候儀に候。才子は才子に候得共、漸く此頃此一條にも預り候次第、元來は俗人に候故、其御含にて御處置奉希度候。右に付當人其内中根氏へも尋候節も可有之候に付、其節は程克挨拶之事、此又御申通被下度奉願候。私共は甚懶惰故可成丈事は簡を貴申候。只趣意さへ貫事さへ成候はゞ宜事に候。其而之如き不同無據奉存候。何も拜眉之節と、萬々申殘候。頓首。

六月既望

端元先生

拜復

璦玖良

二白。松力へ拜見させ候御書札御面倒にも候はゞ、御同志人誰とか御遣にて、御口上に被仰遣、云云に可申聞哉、如何。

○安政五年六月十六日在府平本平學より先生への書

只今土州侯邸より御歸殿被遊。今日宇和島侯御登城より直に土州に御出有之、其所へ被爲入に相成種々御談論夫より遠州侯(宇和島侯)彥大老(井伊大老)へ御出に相成候由、其主意は愈除姦之策可被行に付、猶篤說得之筈。尙伊豫入道(宇和島老公伊達宗紀)殿にも被參候筈之由。此外異狀ゟ無之候に付今晚は不被爲召、明朝御逢被遊。委縷可被仰聞候間、先右之荒增不取敢爲心得、野子より申越候樣、被仰付候間、左樣御承知可被成候。草々己上

六月十六日

尙々先刻御城使歸來、京報未無之、滯留にも可有之哉。

依て明後日は被仰出も無之哉との內々沙汰之由に候。己上。

平本平學

橋本左內樣

親拆

○安政五年六月十六日水戶藩士原田八兵衞より先生への書

御自披

拜啓。甚不順之候、洪水にても無之樣いのり申候。此間中貴恙之趣、あまり御無音故一向に不存、甚不本意之至、御恕可被下候。最早御全快之由、爲世道欣慰此事に御座候。乍去彼症は再感難測候間、折角御自

重專一と存候、小子も俗務紛々、心ならず役々罷在候處、每度御丹誠御盡力之段、誠に感徹敬服仕候。賤弟事度々罷出御敎示被下奉拜謝候、扨尾(尾張公)盧之模樣如何に御座候哉。定て昨夕迄には否御沙汰御座候半何卒極密に示し可被下候。如何にも睫を燒くの切迫に候得ば、何處迄も尾盧御助け御一力に御丹誠之儀、爲天下奉仰望候。昨今御模樣何分至密之御事ながら、大略御示諭可被下候。一昨日も西都より未御沙汰無之よしに承り申候處如何。今日は罷出度存候處、又々唯今より出掛候間、出前草々申上候。頓首。

六月十六日朝

くれ〳〵御不快御大事可被成候。林子出府之樣子承り、參殿いたし候哉。如何。近狀御聞及も候はゞ相伺度候、

原田八兵衛

橋本左內樣

御自披

〇安政五年五月十六日原田八兵衛より先生への書

西吉(薩藩士西鄕吉之助)西歸、いつ頃歸府候哉、又是は何事專務にて罷越候哉、伺度候。已上

〇安政五年六月十七日幕府儒士羽倉外記より越藩士横山への書

御覽衎

過日申上置候拙文、御寫いたし候間、入置宜候、可相成丈、閣下御覽に入候樣奉希候。以上

六月十七日

羽倉外記

横山猶藏樣

九月

〇安政五年六月十八日岩瀨肥後守より先生への書

亞蒸汽船小柴沖へ來る(下田奉行支配向乘組居候)。右は火急に官吏へ忠告の事ありて飛脚に托する暇なきを以て也。外にフレガット一艘下田に碇泊。

魯人布恬廷軍艦にて下田に來る。今日小柴へ來る由也。
五日の間に、英佛三四十艘程江戸海に來る由、亞人申立候。
支那は今度悉く英佛之談じに承伏致し候に付、軍勢引上直に當所へ廻り候由也。
不取敢一寸右之段相報じ申候。

六月十八日　　　　桂　痴

端　元　兄

○安政五年六月十八日岩瀬肥後守より先生への書

拜展。扨今朝報告之一事に付、唯今出張を被命、直に品海より出船、今夜にも金川沖に到候心得に御座候。此封御序に御差出可被下候。臨發大混淆。草々頓首。

十八日　　　　桂　痴

端　元　兄

天地間之四大强國を引請候儀、亦愉快の一つに御座候。御一笑。

○前書別封岩瀬肥後守より春嶽公への呈書

書

翠竹迄御渡朶雲今日相達、奉拜展候。扨御楮上縷々之趣は委曲奉敬領候。此節に至り摧館(一橋刑部卿慶喜公)回天之一事は、何卒御精力を奉仰度候。彼耆(将軍家定公)は命を俟たず果斷可然と建議するもの不少と相察申候。今日抔其事行はれ可申哉と其事懸念に御座候處、先々無聲無臭にて安心、猶天心之繫る所ある事と、萬一を企望仕候。扨又異船渡來の一條に付火急に出張を被命、只今直に品海より出船仕候。此際に臨み猶因循は依然たり。誠に可歎之甚敷ものに御座候。佛英陸續入津候はゝ、如何なる御不都合にへ可至哉と不堪杞憂。何卒御鼎力を奉仰度。宇高(宇和島伊達遠江守 高松侯松平讃岐守)兩侯へも可然御談判所希に御座候。

○老龍公之建議拜展仕候。兎に角忠誠、御過慮も御尤なる事と奉存候。右に付云々敬領、○梧桐(松平閣老 上田侯)を洗する事方今之緊要、是等は愛錯、(愛井伊元老 錯堀田閣老)之地位にては一擧手一踏足之事に奉存候得共、氣焔不足、殘念千萬、何卒厚御配慮被成下、邦家之一大害を御芟除奉仰候、○官吏調判を懇願するは幸の事也。其願意に本づき四十艘餘之入津以前調判、尤好機會と可申。此場に臨み不斷に失し、遂に英佛之矛先に屈するは、大辱之甚敷もの。然るに猶娓々之論あり、應接者も殆困頓。萬々諒察所希度候。臨發大亂書、何共失敬之段御海涵可被成下候。頓首々々。

十八　　　　　　　　　　　震

復威公閣下（福井公）

○安政五年六月十八日幕府小監察平山謙二郎より先生への書

橋　本　樣　　　　　　　湯　　臺

御返事

今朝は縷々御細簡。咋夕退營かけ升堂可仕旨、委曲敬承仕候。然る處只今より今朝肥（幕府監察岩瀨肥後守）より申上べき、亞船一條に付、觀光船にて金川洋上へ出張仕候に付、一兩日には歸府可被相成哉と奉存候へども、何分不得拜晤、遺憾此事に奉存候。尤も此事は外國之事件料了するまでは、迚もどうとも相成間敷哉と奉存候。無程歸府拜趨可仕、御不例御大事御加養例之症をこし直し候樣御運謀所祈御座候。不盡。

六月十八日七時出　　　　　省　齋　拜

○安政五年六月十八日先生より平山謙二郎への書

用事

欽裁。御安健奉拜賀候。然は此者同藩にて兼而小拙懇意致置候人物に御座候。彼西洛にて御逢の近藤了介同然之者に御座候。今度金川邊迄御用有之差遣申候。序に貴兄へ拜晤奉願候樣申聞置申候。何卒一二御談話被下候樣奉願上候。餘は期拜鳳之節候。頓首。

六月十八日夜認置

痴君へも厚宜奉願候。御狀者慥に相屆申候。

○安政五年六月十八日江戸儒者安井仲平より先生への書

松平越前守樣常盤橋内御やしき

橋　本　主　稅　樣（主稅は仲平の思違ならん）

安　井　仲　平

酷暑に御座候得共、愈御淸適被成御起居大賀此事に御座候。扨去年中差上置候「辯談」少々入用之儀に候間、御用相濟候はゞ、此者にて御返却被下度候。頓首。

六月十八日　衡

橋本雅契

○安政五年六月廿日岩瀬肥後守
より先生への書

追々御快和之由欣躍。昨日は中氏より報來る。此人未得一瞥。宜敷御致聲可被下候。
○時事今日謙より御承知可被下候。因て別段不縷記。
○此一封何卒御手元へ御上可被下候。外に一封謙出候はゞ御渡し被下度候。
○今日は魯人入津のよしにて、夫々出張有之候。兩三日中愈佛英も可來、來船輻湊は不可懼夫が爲めに一段百事拋擲は是甚可恐ものと被存候。如何。

念　紫　氣

端　兄

○安政五年六月廿日小會根乾堂
より先生への書

雷　罐　相　添

雲翰降來奉謹誦候。昨日は昇堂接鳳眉欣禧仕候。今夕は御來杖と御待申上候處、御用繁にて延引之次第被懸御心頭縷々被仰越、踐言之信不淺感佩仕候。尙又御國產之品澤山御惠贈被下、御厚志之程重疊難有奉謝候。此夕者明夕他に約あり、故に只今より其方へ參り候に付、仰ぎ願くば明日七ッ時頃より御降駕被下度、勝野主人も頻りに渴想之樣子、一同相樂居申候。印材之儀も明日拜謁之上萬々御物語可申述。雷罐一匣任持合紙之驗迄奉供机下候。御叱留被下候はゞ難有。右御報奉申述度。恐惶不宣。

六月廿日　乾堂頓首

橋本大英望

青眼下

○安政五年六月廿二日薩藩士堀
仲左衛門より先生への書

炎中無御病御奉職珍重奉存候。偖時事相迫り何共御

苦心之筈。此上御盡力之道御働被下度。自然京邊へ十七日に兩策相立致都合置候間、天聞には可及と奉存候間、成否は不可期事候得共、屈指相待事に御座候。右事實は拜顏御直に可申上候。國許より昨日一昨日急飛脚着仕、君侯樣御直書さし上申候由、餘程配慮仕居候由に御座候。何れ兩日中以參旁可奉得貴意候。以上。

六月廿二日　　　　堀仲左衞門

橋本左内樣

二白。琉産物兩品鎌田出雲（薩藩士）より暑中御見舞に致進上候間、御笑納可被下候。横山樣（横山猶藏）へ參上致候得共、御他行後故、少年君御面會、筆墨拜借一紙殘置候。

○安政五年六月廿二日在京近藤より先生への書

過月廿九日發之御投簡、當十四日御國にて相達拜誦仕候。漸炎暑相成候處、先以君上公益御機嫌克被爲遊御座恐悦候。隨而尊公樣彌御安泰被成御勤仕、就中先般結構被爲　仰蒙目於御國表御母堂樣御初、御全家御揃、彌御多祥被成御渡、旁以重疊目出度御儀奉拜悦候。次に小生無異消光仕候間乍憚御休意被思召可被下候。然る處母儀非常之儀にて引取候處、逐々全快にて大安堵仕候間、憚多御座候へ共是又御放慮可被成下候。偖又京地之方へ御投書に相成候處折節引取中にて當月十四日御國にて相達委細御尊書之始末承知仕候處、一分にては難處候に付、早速重役へ御紙上之趣相達候處、亦復上京可仕旨、御指圖に付、十八日立にて昨夕景上着之處、熊五郎（服部）儀は不快に而不罷越、森豊吉郎等より及承候へば、其後三國、森寺、伊丹（三國大學森寺因幡守伊丹藏人）等へ御内書等到來にて、三國よりは急及貴報候始末粗承知仕。如何之御儀と驚駭仕、早速三國邸へ相尋候處、兼而被仰越候

西城儲君之儀に付御投策に相成候樣之始末抔之趣共、粗内承仕、何分にも御上策之程乍恐祈居事に御

座候。右に付候ては野夫へ御指向に相成候御格狀前後不都合に相成候儀は恐入候次第、何共可申上樣無御座、恐縮之至り、誠に非常之儀に付、前後を不顧、脫罪偏に奉希上候。尤御用中之事に御座候へば、必引取可申謂れ無御座候覺悟御座候へ共、御國表にて同役共へ役頭より御話には、則關東之方へも御用間に候はゞ爲引取候樣申越置候儀に付、定而最早無程御用暇に付引取に相成可申哉に候へば、爲對面引取候て可然旨、御指圖之由、同役共より申越候事故、迚も急速之御用途可有御座儀とも不奉存、泥其意ザッと引取候儀は實に恐歎。何卒此上は前後致候儀にて、御手後れ御失策に不相成樣奉瞻望候。

○京師之巷說並機密等手擴探索致候樣御指揮之程奉畏候。何分自今精々相心掛逐々可相達候間左樣御含可被成下候。定而萱通り三國より得貴意候儀とは存候へ共、貴君御名異之事に付誠に迷惑仕候由、夫に過日阿州公よりの建白御手に入、○君上御說解被爲遊候より御同論に相成候樣之儀抔も、全御內通申上候樣之嫌疑も有之、其上牧式部少輔とか申仁關東より歸京に相成、是は九條家諸大夫と兄弟之由にて何かに付指支、小林抔(小林筑前守)も此牧氏に些閉塞之由。併此仁は因循偷安相唱居候由。右等之儀に付此度御投策一件に付ても格別心配致候話に御座候間、尙亦可然御含置可被下候。○御副書、尾、阿公御省語被成候御儀奉承知候。○今便伊丹より之書狀急便に指出吳候樣申越有之候に付、六日切指立候儀に御座候。右等之御手續を以て近々伊丹氏へも出掛申度、其餘御投略之方々へも逐々手筋を索め、漸々可相達、昨日上着無間事にて、今朝は三國服部等へ罷越、是迄之模樣一通り承り及候迄に御座候。則森寺への尊翰並海苔持參可仕之處、今日は一向無間候故、どふて御書通は前後致候事故、漸只今久次(越藩京師の邸卒今井久次)へ爲相屆、追而推參可仕心得に御座候○今月十七八日頃、志州鳥羽沖より紀州熊野沖へ異船十艘計遠鏡に相掛り候由。京師取沙汰の由にて、乘而大阪岩井(越藩大坂藏屋敷卒)方へ申付有之由にて、京師屋敷より及問合、

且虚實爲見聞堺邊迄久次指出候趣之處、則岩井よりは兼而其筋へ相頼置候由の處、則廿日朝右之趣紀州表より飛脚にて申來、相違は無之、土佐沖の方へ通船致候、實說之由に御座候。夫に大津矢島（越藩用達矢島藤五郎）よりも申來候由は、膳所へは兼而京師粟田口白川口兩所御固被仰付置候由故、用意可有之旨之仰出も有之趣に御座候。先通船にて相觀居申候。何卒後難之程御懸念至極に奉存候。先は一應之御請委細御達、爲可得尊意如玆に御座候。書外重鴻委曲可得貴意と文縮仕候。恐惶謹言。

六月廿三日　　　近藤了介

橋本左内樣　　　敬白

追啓。時氣御保護萬々奉祈上候。可祝。

○前書の副書

再白。三國より一封御握掌奉仰候。以上。

本紙書洩、別啓を以得貴意候。然ば「夢の代」御廻可申仰之趣承知仕候得共、今便は着後餘り急便にて不取敢及尊答候迄御座候。御筆御誂之壹朱金憮に落手仕候へ共、是復後便御本と一所に可指上候間、御猶豫相願度候。夫に「別記」一冊、是は服部例之傳書雜掌之方より借受候儀と奉存候。何方へか關東より相廻り候由承り、段々愚考仕候へば、たゞ細作人より申來候儀にても可有之候哉。粟田宮樣より探索人有之由承り申候。全く此邊之處より出候儀と奉存候。只々何も不辨知、君公御名書顯候儀共、實に慷慨、扨々無勿體御儀奉恐縮候。

一、長崎表へ亞墨利加船五六十艘渡來に付、肥前侯より刻無し飛脚當十九日伏見罷通候由。伏見留守居方より當堺留守居方へ、或屋敷より服部氏へ相洩候由傳承仕候間、爲念御心得迄に得貴意候。

一、東海道筋大風雨にて、掛川宿始天龍川切込、袋井宿不殘水付、其外所々流失潰家死人多、安部川十日より十九日迄、奥津川十日より十六日迄川支、其餘所々川支有之由、飛脚より只今注進有之候に付、大略申上候。餘は御當所にて御承知に可相成御儀と

文縮仕候。

一、村田君御不例之處漸々御快氣、先以奉安堵候。未だ御滯留御座候はゞ、乍恐可然御傳達の程奉願候。任取込本書別啓共大亂筆不敬御寬容之程奉伏祈候。不宣。

同刻　近藤拜

橋本樣

○安政五年六月廿三日岩瀨肥後守より先生への書

小楮拜具。愈御禨穀抃々賀々。扨昨日は意外の天變、其一は可憐事極の一策得まほしき事に御座候、

○恢復之事漸く可庶幾、先上は薦賢之一事、何より之大緊要。此事被行候はゞ、車裂無所恨、百方努力、乍不及微衷を盡し居候。

○魯は亞之條約を示し候處、殊之外之感服にて、更に異議も無之樣子。布恬廷（魯國將校フーチヤチン）是迄になく大におとなしく相成候趣に承知、先降心仕候。

○西使も愈可被行、大安意。昨日迄の模樣にては迚も六ヶ敷と存じ、四日朝激論致し居候處、此事は儼然安心之方に相成、御同慶。

○横濱之事は扨々何の事か、只々アキレ切申候。しかし此際の機會又自然別策も可生歟。

○風說書、長崎同僚より相洩候間、不取敢もたせ上候。御手元へ御上げ可被下候。此一封も御披露を希候。

○色々申述度儀も有之候得共。登城懸不盡親縷草々閣筆。

念三　紫氣洲

端兄

○前書の別書

「外國軍艦函館渡來之風說書。其外長崎蘭人之事情風說」

去月十一日より十五日廿一日と三度に、イギリス船三艘參り、昨朔日當所出帆致候。先相替候義無御座候。乍去日々百五六十人つゝ上陸致し、町中を橫行し

たし、買物等いたし、又は無錢にて物を取、酒抔を呑、何方へも參り當時不參所は奉行所計に御座候。主人義は稱名寺と申寺に罷在候間、右寺へも兩三度罷參候間、其段船將方へ申越候處、大將には不存趣御座候。一、先日南部家之陣屋にて材木を入候節、大門を明け置候處、四人參り陣屋へ入候に付、番人共罷出制候へ共一向相用不申候に付、棒を以て押出し申候所、夷人以之外腹立仕り、番人之頭へ打懸り候に付、尙又番人も右の棒にて打たをし候間、逃去候。尤番人も少し怪我仕候。夷人も少し怪我致し候由、右に付船中へ懸合候處、一向先方にては不存候由にて御座候。然る所又々翌日兩人にて押込候間。又々例之棒にて制し追返候由に御座候。

一、箱舘湊向三四里先きに庵原菡齋と申もの新田を作り、昨年米二十七俵取申候。

一、蝦夷地之儀は、未だ假請取に相成居候所、爲請取、去月廿八日組頭初夫々役々彼地へ罷越候。

一、松浦竹四郎も一昨日廿九日蝦夷地出立仕候。何れ追々可申上候。

四月二日

（以上は蝦夷に參候小野杏杏氏より來状之略文と申事）

前文略。書翰三通持參、内二通閣老へ一通奉行。

一、七月廿六日　船號　サンヤシント

七月廿一日未刻入港　長サ三十間、大砲二十挺

アメリカ蒸氣軍艦　巾七間

乘組二百五十人　コモトール舘マルムストロング、コンシール同トウントハルラス、

内支那人三人程見受申候、

右者兼而官吏下田港に取建度願望に、右に付コンシール召連渡來之趣。

一、長崎蘭人口上之申立、大略左之通。

昨年英將心得違故に、本國にて罪せられ候由。依而又々國王より使節相立、猶又懸合有之由。船數凡十八艘出帆、品に寄下田へ罷越候由

一、魯、英、佛、和睦相調候由。

一、アメリカの魯西亞領、英佛の物に相成候由。

其他種々有之、未だ一向相知不申候。
是等之儀は、何よりか遠に御承知も可有之候へ共、能序故入御覽申候。

○安政五年六月廿三日從者朝倉新次より登館中の先生への書

唯今岩瀨樣より御使者到來、即御書翰一封御遣しにて、早速奉指上、御返事も可有之哉と申候處、唯今肥後守樣には御出勤被遊候御樣子にて、新次より請取書指上候得ば宜段申され候に付、其段取計奉申候。謹言。

○安政五年六月廿四日岩瀨肥後守より先生への書

六月廿四日早天　此報屛山(平山謙二郎)へ言傳

奇々怪々、不待贅。

○人言者(德川儲君を言ふ 人言者は儲字也)念五に暴斷の樣子い尤側聞にては念一に洛より報ありと云、果して然るや。
○魯の接待も追々都合宜敷候處、此上如何之處置に變じ可申越不可知(此一條殊に神秘に致度候事)
○下田佛舶二十艘渡來の說あり。道路の言未可信。
○此程の達書面に、王倫、秦檜の姓名を揭ぐ。洛への報も又然りと。其揭ぐるや、必深意あるべし。倫、檜暴斷せるや、命に依て押印するや。モヤ〳〵の名文章、恐らくは大辟在沂呵々、

念四　丞天　　紫　氣

端　元　文　盟

心事百端筆頭に不盡。殊に嫌疑世界、愚弟之僕を倩て一書を呈する也、

○安政五年六月廿四日先生より土佐藩小南參政への書

極密內用

今朝得拜顏、大慶之至奉存候。兎角鬱然不快之時候御座候、愈御淸健御座候哉如何。偖今朝之儀者、既

達
尊聽候御儀と奉存候。然處只今に御退出無御座、誠に痛心之極に御座候。營中も何か騷々敷旨は傳聞仕候得共、御三家樣方は中々御下りに相成候御樣子にも無御座候と申事、何分此後何等之光景に相成候哉、殆不可測、同志之者一統忡々罷在候。將又今日之御話に、御同席樣惣御寄之由、被仰聞候。尊君上樣抔定而御神算も被爲在候御儀とは奉存候得共、何か道路之說に而は明朝者是非彼一件御發しに可相成と申傳（此は只今御城より申來候なり）候。左すれば明日之御所置にては、御手晩に可被在奉存候。此は婆心之餘蛇足仕候。可然被仰上被下候樣奉希上候。今朝已に不尋常決心之條、聊御洩申上候に付、定而御案じ可被成、且尊君上樣にも如何可被思召も不被計と奉存、復々一筆贅呈仕候。何卒今後は爲國家御丹心之程奉專祈候。草々閣筆。

六月廿四日　橋本左内

小南五郎右衞門樣

○安政五年六月廿四日岩瀨肥後守より越前侯に呈せし書

本日は終日御貫帶奉恐縮候。事到于此、只々大息。別に存付候廉左に相認申候。

○再擧之事熟考候處、明朝に至ては迚も不可挽回之勢と奉存候に付、擧大臣之事、今日に至候ては疑惑を生じ、擇賢（一橋公）の爲めのみの樣に定て取違候事と被存候間、一向に人君者（備君）之事は爲御濟、前文に嫌疑か洗淨し、人君者は天にまかせ、其後に至り少年なれは御補導向御相談相手には不被爲成候に付、擧大臣は當前の事と申間にて、擧賢を主に御議論有之候ては如何。右樣相成候はゝ、たとへ擇人君者たらざるも、二城（二ノ丸）抔へ御住居にて補傳之御任には可被爲在哉、左候はゝ、やゝ天下英雄の心を攬するに足り可申哉、篤と御勘考被爲在候樣奉祈候。

人君者等之成否に拘らず、此場に臨み候ては、恐且公之一身、天下の責御擔當無之候ては、神州の御威風、愈陵遲に及び、遂に不可言に至る事不可疑之事。何れにも御獨任、支厦之御偉業所仰願に御座候、前書之一段御答仕度、大略支御許容奉希候。頓首

念四夜　震

復威公閣下

○安政五年六月廿四日岩瀨肥後守より越前侯への書

十三日又副啓

三白。早々御火中可被下候。反古同斷之仕合御免可被下候。可祕々々。

又々申上候。貴君御頁考を以御所置被下候樣相成候義出來候得者、貴邸へ參上は先つ見合可申、左なき時は拜顏に而御賴申候處に相成、家來人心不宜事故、明朝之處は差扣申候。伊閣へ被仰立被下候儀、於小子者隨分出來候事と被存申候。右子細も有之候間、此兩三日の處は御書通も態と致し不申候。今日差出候醫者至て口堅き者故此者隱し使に致し候。靭負、左内之内迄へ已後指出し可申候。誠に差急ぎ不文言、跡や先に相成候間宜布御覽分可被下候。打返し勘考仕候に、貴君より伊閣へ被仰立被下候儀一番宜布と奉存候。何分にも此處へ御仕付け被下度極密奉希候。頓首拜白。

四陳。又々醫者を以兩人之内へ時々可申上候。貴君御書者兩人の內より醫者呼に被遣候て御投書被下度奉存候。

醫者名前　　藤本立叢

かやば町に居、當時土藏さし掛げ。

○安政五年六月廿四日平山謙二郎より先生への書

過刻者度々參堂難有。其節之一條早速肥州へ相話し、猶再考之旨も有之、一封

君公へ同人より差上候嫌忌も有之候間、家僕東御門へ差出申候。右者今日之勢、迚も儲の挽回は難中之難、十か九六ヶ敷、殊に期を延すの策を強くし、大臣の策を併陳すれば、畢竟儲を回すの策とのみ疑團固結、假令幼君庸なりとも大臣さへ出來候へば、闔國回生の路は有之候故、大臣を急にいたし度の所、右の疑團の爲に障られ、併て大臣の策までを失ふに至り、乾坤一新の期は無之、愈大變と相成可申候。寧一方を失はゞ一方を御救相成度依之明日之處は、延期の事は、更に御議論なく仔細なく被仰出候を待、被仰出後、

御前之節、尾、水兩藩並獨梁より（最早被仰出候後なれば更に橋議論を盡し大臣を論も更に嫌忌なし）今度幼冲の儲御政務は相談相手にも不相成候上は、是非共大臣を建候事を

御前に於て力を極て御議論、即日御取極被仰出候事に被仰立候て可然歟。是は權節これを論ずるにあらざれば、必ず今日之如き拙策に陷らむと存候間、是非明日獨梁公より論じ候事にいたし度候。

右等可然も被思召候はゞ、　君公へ宜御奏聞希候。

猶蟾(岩瀨肥後守)書に悉すゆへこゝに略す。

一右之議論之節、もし間違、外國條約云々の議論に渉り不申樣、何分御昇力奉希候。是は迚も取返し不相成事にて、大なる破綻を生じ、御國の爲に不相成候故也、申迄も無之候へども是又申上置候。不盡。

六月念四夜　平　敬

景岳先生　醒

○安政五年六月廿五日中根參政より先生の書

尾水(尾張侯水戸侯)へ昨日之御挨拶、且御樣子伺旁唯今より罷出候。昨日之御書取返上、今少愛牛(井伊大老)之心配薄き樣平穩に相成方可然哉と存候迄、御趣意允當と存候。頓首。

二十五日　堀　拜

景　兄

御門前出仕之體を見るにも、唯々扼腕之仕合、怏々不平、不可言盡。御胸中ゝ致恐察候。以上。

昨日之一件、執政より夫々諭告之儀、御出簡之上猶又御配慮可被下候。以上。

○安政五年六月廿六日在府薩藩士堀仲左衛門より先生への書

橋本樣　堀　拜

炎暑中御起居御安泰御奉職珍重奉存候。佐間長之御入替不審之至奉存候。將昨日

若君樣

御本丸へ御引移、何共殘懷之至、此上致方無之と申儀にて有之間敷候間、御盡力之所奉願候。一昨日

君公樣、並尾侯、水侯御登城、尾水侯

大樹公へ御逢御願之處、御病氣と申所に而御逢無之、久世侯御面談尾水兩侯日入過御下り、

君公樣夜五つ頃御下城の樣承り、實否奉伺度、且昨日

君公樣堀田侯へ御出御座候と申事に承り候。此節閣老御入り代りの御事實、又は此兩三日御模樣、御探

索相成居候はゞ、何卒御通被下度、明日急飛脚國元へ差出す筈にて、西郷歸程、大坂に參る日割に御座候間、得と申遣し、猶又
京邊へ都合仕度、且國元手許へ爲申聞度儀御座候間、偏に奉願候。右之趣鎌田出雲よりも立て奉賴義に御座候。小生參上仕得と御咄可承筈之處、無據難致他出儀有之、同盟之有村俊齋と申者へ托し一封差上候間、宜敷奉願候。以上。

六月二十六日

二白。大坂より西郷書狀參候、出足前多忙中、尊
君御狀も拜見不仕、途中披見仕申候處、
君公樣より頂戴もの被
仰付候儀にて、誠に難有次第、貴兄迄深御禮申上置吳候樣申參候間、左樣思召可被下候。いづれ近々拜顏可奉得貴意候。已上。

○安政五年六月廿七日薩藩士堀仲左衞門より先生への書

昨日は御手數之道御洩聞被下、別而忝奉存候。有村俊齋さし上候間、猶又篤と御示諭被下度、每々御相談申上度儀御座候へ共、何れ拜顏可奉申上候。頓首。

六月二十七日　　堀　拜　具

橋　本　賢　兄

玉　案　下

二白。別紙趣を以て都合いたし置候。尚又思召之儀被仰聞被下度奉願候。昨日は御丁寧御挨拶被成下、厚御禮申上候。以上。

○前書別紙の意見書（蓋し齊彬公の意見ならん）

第一條

若君樣縱令御廣敷へ御引移候共、御同宗之尾公越公も被爲在儀故、勅命相下候はゞ被遊樣も可有之候間、近衞家、粟田口宮樣へ、關東之事實、列侯樣方之勢萬國之形勢、逐一申立、本根不相立しては、如何樣に御手强く被仰立候ても毫も不詮立、叙意も立兼儀に候間、

大樹公、閣老方、尾藩等へ、西城之儀
獨木公(一橋中納言慶喜公)へ御向け
勅命相下候趣尤
大樹公、閣老方迄は越前公へ堀田侯御啣合之御口振
も有之事故、御内場而、外々に不相洩儀も難計候間、
尾藩迄も相下樣、御運策被下度。

第二策

前文、迚も難運儀に候はゞ、夷人御處置之儀は先々
關東へ御任せ相成、乍去本朝未曾有之大難事故、
大樹公御一人にては御煩勞且御不行屆の儀も可
有之、西城被爲在儀に候へ共御幼少の事故、御補助
に被爲在と申譯にも至る間敷、旁片時も不被爲安宸
襟　儀に候間、獨木公御後見越前公御輔佐と申處、
列侯樣方御建策上奏之折相下り度、右樣相成候はゞ、
彥根、上田(幕府大老井伊掃部頭直弼同閣老松平伊賀守)を打倒し、正路に歸
る儀可相調。

第三策

右は議論長、且少々嫌疑に觸儀も御座候間、御面會
之上篤と御啣合申上度。
右三策を以申達候。猶又今日使は第三策を施し貴
得と可申遣含に候。以上。

六月廿七日　　堀　井　拜

橋　本　君
高　梧　庭

○安政五年六月廿七日中根參政より先生への書

拜誦。又々御難儀之由、御加養御專要と奉存候。薩
への事拜承。今日御不參之事も相心得申候。御用部
屋は尋有之故、旣に貴意之事物語承知にて、孫左(高
孫左衛門)へ之事も致承知候。唯今橫濱應接中甚六ヶ布、布
延怙(露人)少々筋を出し候處に御座候。以上。

六月廿七日　　雪　江

左　内　老　兄

尙々燕城(一橋公用人平岡圓四郎)内話之上野御祈禱一件、薩へ
及探索候ては如何。心付候故申越候。

○安政五年六月廿九日小會根より先生への書

急要用乞貴答

換香

夜前者被懸御心頭、態々御光駕被成下、剰御上より御國產之品物迄奉頂戴難有、御垂念之程重疊奉敬謝候。昨夜は大醉如泥、定て失敬而已仕候半と、今朝に至り畏縮仕候。御沙汰之印材相求可申樣、醉中御返答申上候樣に奉存候處、荷物詰め合せ重荷携兼候に付、仰冀くば三岡先生御下向之折御持越被下度奉倚賴候。又代右料御下げ相成候はゝ只今遣し度、持主相促し候に付此段御配慮願上たてまつり候。乍憚三岡先生へも別段不奉申述、貴契より吳〳〵も宜しく御傳聲御願申上候。右御願旁拜眉仕、且拜領之御禮等も申上度候へども、最早發足がけ、よろしく御解意奉倚賴候。恐惶不宣。

六月廿九日　　六郎頓首

橋本大英望

青眼下

○安政五年六月廿九日在藩長谷部司計より先生への書

密啓親拆　　平安

一筆拜呈。烈暑之候、先以奉恐悅候、隨而奉賀候。御不快も彌御癒と御定り安意致候。尤疾に御治し被成候とは奉存候へ共、尚又御自重奉專禱候。娈許於御留守御尊母樣御始め至而御安健、早速御安否具に申上、先便被仰越候一條等委敷御物語申候、御安意可被成候。最早御普請も御取懸りに相成、依舊御尊母樣御配意御功者殆と老吏も屈伏之仕合、感佩々々。此節遠方御病人始諸況御平安之由、御持病も御鎭定、神采一段御健に相伺、吳々雀躍御安意可被成候。尙御指支向等無之樣相心得申候。小生儀道中都合三日半之指支（烏川滿水にて新町驛に二日半合渡、呂久の間水込にて合渡に一日、松平久之亟通行相伴にて

漸く明く)成丈相償ひ、去る廿五日椿坂泊りより初更頃歸着、仍舊無恙消光、乍憚御降意可被下候。同行も追々順快、初め二三程は顏色も不宜候處、幸に和田嶺之日快晴にて、歩行を勸め抔致し、日々健を增し、半途にては最早かわきに相成、腫氣戒差引を加へ、着後彌以宜敷、顏色を始め、都而復常、留守にては病後とは不存位、御安意可被下候。此段御序に南陽へも宜敷御通聲可被下候。扨不計出府之處、仍舊御懇篤一々難謝盡。今日に至り回視、實に夢寐中恍惚得拜顏候心地致し、同舍之手前も有之、璇々御綏話も不盡得、遺恨萬々。併錦地之景況、遠隔思慮とは別段成事も、愚懷に了解。第一尊位咫尺諸賢拜接、情誼相通候儀は、誠に本懷欣幸不過之、彌以治國之急務俛焉從事愚衷を竭し可申、尚々御異見御新得御敎示每便奉希望候。政府寂然、就中川端(越藩家老松平主馬)一人は彌都合宜敷、可成贊成之手續付、雀躍致候。監察府依舊齷齪、卑俗桑も(越藩監察桑山十兵衛)同轍に陷り、勝木(同司計勝木十藏)位があきれ候位、都而御推察可被成、今更之事には無之候へ共如此已。出淵(同監察出淵傳之丞)退役内達既々引込候由。[illegible]拆くた、めに而、此節は出勤致候。陳高丈夫ありて甚基は一、斎物に御座候。東奎([illegible])廿日頃出達可有之と致企望候。勿論物事十分先き行の見詰は難相立候へ共、仕懸候丈之事は損は無之と存候。長崎傳習之被仰、佐々木(權六)へも物語候處、大悅(佐々木も往有二十日計に已に小生に先立て廿日頃に歸着有之候)歎望致居候。追々龍向御取付と奉待候。同人北行一奇人携歸り申候。是は越中高岡鑄物師茂兵衛と申す者にて、天性窮理に長じ、水車大仕懸けの機具工夫仕出し候男にて、本國にては情々不得處より速に同道罷越候。外に種々金物分析心得候由。其外北行中數々得有益、第一頗大丈夫に成歸り申候。萬々御同悅之至に候。錦地十四日之西音、十八日迄之景況如何。或は萬分一之僥倖もがなと煩悶致候。痴情御憐察々々々。當音海嶽多端御座候へ共、未得寸閑、纔に一應之御禮旁如此に御座候。餘則中音候。恐惶謹言。

六月廿九日　　　　　　　　　　　　脩　　溪

景　老　兄

尙々、御不快定而御復常とは存候へ共御案內申候、折角御自愛可被成候。先便之數鴻拜讀、既に拜顏に盡し候儀故、不及匿答候。早々不具。

○安政五年六月廿九日中根參政より先生への書

內　答

拜誦。布延悟歸帆之條謹承、御同意致候。船將は少き方も船が山へ上り不申可然と存候。如諭布延は唐太へ取懸候方有益と存候。醉龍之一封御完璧落手致候。俟期而晤候。明朝御出勤無之由心得居申候。以上。

六月廿九日　　　　　　　　　　　　拙　舟　拜

景　搭　兄

○安政五年六月廿九日村田より先生への書

一筆啓上仕候。先以

上々樣益御機嫌能被遊御座奉恐悅候。隨而御安健御勤被成目出度御儀奉存候。御留守御惣容樣御揃被成御安全御入被成萬々奉大賀候。季に小子道中無恙、烏川合渡にて前後三日半川支仕候へ共、兼行候而、去廿五日無難歸着仕候。長谷毎に雄心豪氣、長雨峻嶺を不厭、常に吏務研究にて、長途をも打忘れ、甚愉快に奉存候。扨今般俄頃出府に就ては、前後內外御配慮御苦勞に罷成奉大謝候。先々急出府之面々致而不都合之事にも不相成候は幸甚之至、爲國家奉賀候。唯天下之否塞に陷り、英主の思召一寸貫徹致し兼、次に乍不及小子輩も無作々々及歸鄉候は無限殘念之事。又退而自省責而一方之持口をも擔當、莫大之鴻恩を奉報候事も出來不申、終身之遺憾に奉存候。歸鄉後も胸中甚以不快罷在候。御憐察可被下候

十八日之事如何之成行に相成候哉と、於途中ても長谷と常に申試候事に御座候。京師之事兎角十分倚頼致し難く、優悠遲緩、長評定之内、東地之事御發表に可相成と密に相決し居申候。扨此御一大事も、已に若し過去にも相成候はゞ、其時は又其時の御手段に可被成は勿論之御事。左候へば迚、上田の申樣成、不相替御忠誠を可被盡と申事にても有之間敷、明哲保身の御工夫有之べきは、德川氏爲社稷乍恐肝要之御儀に奉存候。此邊申迄も無之候へ共、爺々高明究深研幾

英主之御輔相、爲天下後來奉拜祈候。御國表近頃指向異條無御座候。松主（越藩執政松平主馬）君任底之意思宜相見へ、諸件被用心候樣子に御座候。御同悦に奉存候。土氏（越藩執法土屋十郎右衞門）今日御用被仰付候處、右同條へ主役無之御足高大祿のみ戴き居、何の御奉公も出來不申迷惑之旨云々申立有之、此人は狹懷是非も無之候哉。桑、出甕（桑は越藩執法桑山十兵衞出は同藩執法出淵傳之丞）俗情俗見脫却致兼、彌縫に暇無之込入申候。此邊魂魄を入易候事は急には迚も／＼見請有之間敷、若急にせば、其内に[illegible]も差起り可申。左候へば迚流石の憲章府中係局に持崩し候事は決して相成申間敷、此等乍些少矢張多少之苦辛と奉存候。横（横井平四郎）先生隨分健體、館中學事精勵有之候、小拙歸國之節御意之旨申達候處、深難有被存候事に御座候。尙熊藩事實々深案勞被致候而偏に

君上之御餘光を以て追々此藩之否塞相開候樣心願に而、依之何卒此邊も事に觸御開導之御手を被下候樣萬々相願はれ申候。此段御含置、宜御良裁に相成候樣、御托申上候。他申上度事山海御座候へ共、繁用中不任心底、御禮御吹聽且要用のみ如此御座候、頓首敬白。

六月廿九日　村　壽　拜

端　景　岳　高　兄

几　下

拜副。出立之砌御痞之御氣味合、定而其後は御全快可被成と奉存候。途中以來御樣子如何と御噂申合候。

暑中就中御愛護、爲天下御自愛被成候樣奉專禱候。次に小拙事も出立一兩日は氣分も不宜候所、四五日相立候と氣力頓に復し候心地に而、諸々峠抔も多く健歩仕候。歸着後一段元氣全復罷成候。乍憚御降意可被成下候。以上。

○安政五年七月十七日村田より
先生への書

本月六日之御簡、一昨十五日夜入手拜讀仕候。就而今般被仰出之儀、絕言語奉恐入候。從來不容易御忠誠も今日に至候而は盡御不爲之趣に被成候は、時運とは乍申、臣子之切情何と可申上哉。時々如棒之物腹中に差起り、天地之間は晦蒙否塞仕候樣奉存候。此上は只管御冤罪之事、天地神明に訴へ、浮雲再闢けて一度目出度奉拜　君顏度、是のみ存詰罷在候。十五日は如何なる惡日ぞや、七ツ半時頃急便相達候由承付候に付、早々勘定府に罷出候處、執政執法追々罷上り、續て長谷も罷上り、直に於御用席一同御用狀御用書等拜見、一同催愁淚候計にて、一言も發不申、夫より遂に御書下げ奉拜見候處、無比類難有思召に奉感服候。一同憤發御封內之御所置手配りに速に取掛り、例格に不拘、御役人は不及申、諸月番悉く呼出に相成、公邊被仰出且御書下げの大意御移し有之、右は全く御大事急便に付、物情紛起、疑惑混雜致候而者、御趣意にも相戾り、益恐縮の至りに付如此及御評議申候。即夜御家中一統へ心得申聞、何も恐歎、翌早より肅然罷在候。諸事穩便に仕居候事。昨十六日朝より御領分中物情爲鎭靜手配小吏之面々指出し、其內要所之分別段心遣有之候事。

此節俗論相聞、可愧可惡事も有之候へ共、些少不足論と云。御家中町在に至るまで（在中遠方の分樣子不相分）多く類を翕め歎き居候由相聞へ申候。

今十七日朝御使兩士到着、惣出仕於御座所被仰渡有之、諸士何れも愀然として、折々泣飲堪兼候向も見受申候。其內稍心志有之者、尤以感慨悲憤途方を失候樣子、兎角見聞に付痛嘆之至りに奉存候。今日に

至り君上之御德義益以奉仰候事に御座候なり。夫は人心を得させられ候事を申候、

扨又、御大事之御便承候や、其御地高兄始千江（中根靫負）君邊御故障無之哉、甚以懸念に奉存候所、禁錮之御沙汰無之のみならず、依舊御勤被成候旨承之、爲國家奉大賀候。愛軒（石原甚十郎）も隨分落付居候趣、尤之義に奉存候。兎角一時之決心は容易成事。大艱難に當て心を動かさず、且國脉身命之有ん限り鞠躬盡力、深謀遠慮、遂に上天之雲霧を闢き、下國の艱辛を解候は、是は小丈夫の不知不可爲事にて、大丈夫の抱負鞠躬則其所と奉存候。

日向守樣（茂昭公）御順良被爲入候由、難有御儀に奉存候。六日夕御引移被遊候由、此節御邸内一統愁眉解不去、憮々何角に付日向守樣御心痛被遊候半と奉恐察候。後宮始諸向共御都合宜敷有之候樣相願度、此段甚以御案申上候。

祐筆局例之通俗論差起り可申、萬端御氣遣可被下候。此表も俗論之萠芽此邊に見へ候事も御座候。

却說高知席杉田（[illegible]）邊深く憤嘆之趣、其御地へ御機嫌伺罷出度、又早速門片扉締切當度相愼可罷在や抔願出候事、天然之靈活、斯樣之時には相發し候ものと相見へ申候。

中將樣（慶永公）には定て知る靈岸邸へ御移り被遊候半と、偏に願はくは、御國表へ被爲入候樣、專願之至りに御座候。深く老兄にも御勘考相祈申候。

年頃之御素願、御建儲之御一大義も遂に紀侯に御決し、其外　德川家之御爲に被爲盡候御義一事々思召之儘ならず、先便既に修溪（長谷部甚平）小拙兩人への貴書被下候節深感慨有餘、遺憾如山如海に御座候所、豈計らんや、奇禍天降彌增し、困究感慨無極、殘念至極に奉存候。

君上俄に風塵之外、閑静の境に被爲立、昨日迄日夜御鞠躬被遊候所、有志列侯之御交御書通迄も被相止、今日は只管御几案上御幽欝可被爲在、誠に申上樣も無御座、奉恐入、感泣之外無御座候。却說天地間、自ら一道理あり。榮辱禍福自ら有レ所レ不レ謀。存敗不

挫之一念、遂に劉氏頹敗之餘、三分の業を保つに足る。賤臣壽之奉拜祈候所。此上愈以
君德御默養被遊。易理吉凶禍福變易無常之妙理、且又天地世界之大形勢大常理等、深御自得被遊、左候而益浩然之正氣御養ひ被遊候樣御專要之儀に奉存候也。

文武を始め御政務御更張之節は、此先き愈以些の御弛漫無之樣、御封內御仕置之儀は、　中將樣思召之通り日向守樣被爲守候樣御勵精被成、且又股肱耳目の諸臣厚御親愛。夫々駕御被遊候樣奉專祈候。雲上之事は晦蒙否塞　被成樣無之、責而御封內之分充分御世話有之度奉存候事

中將樣返す〳〵も此表へ被爲入候樣、爲國家奉祈候事唯後宮之事甚懸念至極。ア、其策誰にか謀らん、老兄に問はんのみ。

橫先生無恙、今般之事、即夜曉七つ時の頃長谷と兩人參り、御用書御書下げ寫持參見せる、先生既に承知。宵より愁然として寢られず、曉に達し猶殘燈を守りて居らる。然る所先生云、天下之大閉塞を解くには又必ず大艱難に逢候は素より　有之事、越藩之御德は是より益天下に照輝可致被存候由。又云、大丈夫死生富貴、措此度外、小丈夫齷齪之見を脫し、是より先へ進むの工夫尤肝要なりと、遂に大議論を發せられ、所要義理を明かに、志氣を振ひ、其意思大に有所指、頗懇切に有之候。先生今般之御儀には、歸鄕被致度趣被申出然し去住之儀は御評議之御都合次第に可奉任旨被申出。依而執政へ及御相談候處、是非共此表に滯留御賴有之度旨內々被申出、且同役邊何れも同樣之趣きに付、何れも御滯在懇願之趣、先生へ相達候所、先生愈決心其了簡に可仕旨被答申候。就ては期限之命限りあり。此儀は宜越中守樣(肥後侯細川越中守)より御國表に罷在御用勤る樣にと云御沙汰御座候樣、無左候ては如何之旨なり。是は先生之存意尤に奉存候。則今般藍田(越藩側用人秋田彈正)桑山(越藩執法桑山十兵衛)相心得被行候故、於其御表御評議に可相成候間、宜御配慮被下候樣奉祈候。

今十七日朝、河瀨典次、池邊龜三郎兩生此表出立、池邊は飛彈守樣、泉州御堅め一條に付柳川へ行、河瀨は此表御大變一條大意心得候て參り、且先生儀於此表政府御家老中より被指留候には、滯在罷在筈之旨、此兩條老母始め兄弟衆へ内々爲知に遣候也。是は熊藩にては、先生等之不細工有之、斯樣成御迷惑に相成たる抔の風說虛談可差起旨、左なくとも先生の進退難儀に可相成抔の說も可有之、何れにもせよ、賴み切て千里の道を歩み來る所、知己之明君に一度も御目見も不出來のみならず。今般の御大變に及候は、先生の道も塞り、武運も盡候也。老母の心中も萬々可憐之至り也。熊本にて其沙汰始り候はゞ、老母始めの心痛如何計ぞや。是等の事考られ候と見へ、事急に河瀨を使に越され、紙面よりは其用向能辨などの話に御座候。右兩生跡安陪又住居同樣に爲致、外に平瀨輩は折角廻りて用辨を爲す。是は是迄も其通りなり。又榊原幸（越藩士榊原幸八）朝夕參り居りて、學用之外親炙致筈に御座候。先生自分の僕二人、荒子一人あり。是にて先不自由は無之旨也。然し夫は口腹の養之事。內心は實に慨嘆且失望被致居候に相違無之候。實に氣之毒に奉存候。然し此表に滯在之事被仰候事情は無之、失望と申も第一之御方樣に御注意被成次第に相成候を指す也。昨日の時習館へ被出候處、重き役輩之面々計出席、館中生徒御大變に付取締等談合之席へ被出、大に衆志を被勵引立られ候。其體甚奇特之意思に奉存候。今般之事に付能々物情鎮靜取締候事は被致感心候。且又先々より川端（[illegible]）の事は毎に感賞に御座候。先便先生去意ある由に外より申參候は、其節長谷（長谷部[illegible]）小子出府留守中少し手違有之候也。然るに取はやしチト存外仰山に相成、先生も迷惑有之候程之事也。兩人罷歸り候後、初て此邊之事解散に及び候。其節も全體去意あると申にても無之。

○松大夫（松平主馬）近頃愈以任底の意志強く相見へ、諸事に付一層之價を益し申候。重疊御同悦と奉存候。要大夫（本多修理）よりは事柄に依而は斷あり。又品格は

高しと云。
日向守樣御側向は、何卒端良正直の人を一兩輩御付被爲在度事、巧智諂諛之徒決して不可近事。却而中將樣御側向は第二等にて可然儀と奉存候事。日向守樣御順良恐悅之至り也。御邸御引移之折柄、就中萬づ御氣遣萬端御隱僻之御風儀無之樣相願度事。御家老御役人等へも諸事に付御親み有之樣、御役人之面々同樣相心得、萬々一押付が間敷意思有之候はば危亂と奉存候事。
彥老（井伊大老）道醇老、德川氏之骨肉柱石を指斥貶黜、旁以言語同斷、追付東照宮の神靈の爲に雷火にても被打候事と奉存候。
近頃此邊廟堂上之事情、能々御淵底に御座候や、早々承度奉存候也。土、宇兩公（山內土佐守侯伊達宇和島侯）近頃如何に閉默に候や、感憤に候也。平岡、水筑（一橋御付平岡圓四郎幕臣水野筑後守）及土丹（幕臣土岐丹後守）之列、其外海防掛り邊無々力落し、迚も默しては居り申間敷奉存候。又却而其が爲に罪を得候ものも出來可申、天下の事、扨て氣之毒至極之憐態、可恐事に御座候。尾の田宮（尾藩士田宮彌太郎）水の安島（水藩士安島帶刀）邊定而自國にて各罪を得候事も可有之乎。扨て氣之毒千萬也。
明道館御書籍之事先便委細長谷へ被仰越一々承知致候。夫々可取扱、此節御用多に付其內可然取計可申奉存候、御懸念被成間敷候。外塾一ヶ所（小林家塾之代）新規に出來候筈、御含當可被下候。委細高孫より可及御物語也。洋學生加賀（越藩士加賀九頁二郎）大谷（同大谷德太郎）下山（下山岩）三岡（三岡友藏）宮水狃豆吉、山本庚、以上六名出度、取調中に御座候。然し今一二便之御左右迄、見合候積りに御座候。此餘期重便可申述候。謹白。

七月十六日夜認　　　　　戀　拜

岳　君　机　下

副啓。折角御自玉是祈。何分貴體御不養生之趣無之樣、此節は折角天より浩氣養生之暇與られ候御時節と奉存候へば、偏に爲國家御自重可被下候。此表諸有志先々無難に相勤罷在候。御降意可被下

候。

英佛等はハルリス大明神御利生に而能く治り付、此節最早安心と、愛牛(井伊大老掃部頭直弼)杯の金玉の下る時分と奉存候。魯愈御目見へ相願ふや如何。闇宿(閣老久世大和守)愈引込にて出勤無之と奉存候。

○安政五年六月廿九日より同年八月十八日迄越藩明道館幹事伊藤友四郎幷榊原幸八より先生への館務用書

本月十三日發の飛脚、同廿四日着、致披見候。先以上々樣益御機嫌能被遊御座奉恐悦候。隨而當表館裏無別條御同慶奉存候。

一、京幾より相廻り候書籍目錄別紙指上候間御覽可被成候。

一、算科より先鴻願出候品々書付御付紙之趣承知仕候。尚又付紙にて御答申上候。左樣御承知被下候。

一、氣海觀瀾廣義四篇共相達候。

一、甚平、巳三郎儀、今廿五日夜五ッ時頃着、駿府三日半の逗留に有之候由。折悪敷江端當出水にて舟にて致歸着候。

一、棊地兎角降勝御座候由、北地も同樣にて、廿六廿七日晴色有之、其餘は日々雨氣有之、梅雨中同樣の濕りにて、未だに苗稲を蟲干致奮候仕合、御察可被下候。實に秋盛恐れ不少候。

一、横井先生にも日々登館有之、且九日夕七ッ時より諸武演場詰之面々會談有之候。師家には所謂る意味合なる物にて、未だ出席仕兼候。

一、内田閑平、加藤錬之助　航海術修行之爲、壹艘に乘込環海仕度旨相願候て、去る廿六日幸に三國湊より箱館港へ相廻り、便の船有之、出帆仕候。スクネルも追々御出來、萬事大慶に奉存候。外何も相替候儀無之。草々縮筆、恐惶謹言。

六月廿九日　　伊藤友四郎
　　　　　　　榊原幸八

橋本左内樣

二啓。炎暑之候折角御自保御勤仕之段奉賀候。扨先日より瘧御艱之由、何卒專一に御自重爲國家奉祈候。御表之光景深奉慨然候先生への御傳言は委細相達申候。餘者期重鴻、草々如此御座候。頓首。

イスホルジンク　一部

右御面倒に御座候得共、魚住順方相賴候間、御序に御廻被下候樣奉願候。代價追而御廻申上候樣にても、又は何ぞ御引替に相成候ても宜候間可然奉希上候。以上。

○六月廿九日書

今便千本彌三郞より三岡石五郞方へ習銃要法未だに相廻り不申段、書狀差越候處、先便相廻り候にて、只今相渡候に付、別段兩人より尊兄迄申上、此段三岡へ御申聞被下、相廻只候には不及候旨、乍憚恐御致聲可被下候。早々。

六月廿九日

○仝七月十八日書

去月念二之御用狀相達致拜披候、秋炎難退御座處候先以上々樣益御機嫌能被遊御座奉恐悅候。且御國表並館中別段無相替儀御同慶申候。

一、大野板補正譯鍵　一部

品々御廻可申旨致承知候。然處今便は相調兼候に付、後便相調候上、否哉御答可申候。

一、算科より申出候、內田手蔓の儀、縷々御答之趣致承知候。幷に規尺便算は其表には無御座候由、是又致承知候。

一、銅板四書遵註、

一、大隊略解、

一、小隊略解、

一、算法利息速成、

右四部今便御廻に相成、慥に致落掌候。

一、去月廿一日橫濱御警衛被爲蒙　仰候趣、委曲之儀も村田より承候樣、追々可承奉存候。

一、廿二日條約御調印相濟候由、御達有之候由。此

表に於ても兩三日前被　仰出候事に御座候。

一、異船打續渡來、人心恂々之由、訛言紛々等之儀。誠に以奉恐縮候。此上御靜謐奉拜祈候。先は右御答迄得御意度如此御座候。恐々謹言。

七月十八日　　伊藤友四郎
　　　　　　　榊原幸八

橋本左内様

追而御端書之趣拜承、一々不及御答候。隨分下時御自重々々。頓首。

○仝日別書

以別紙得御意候。實以今般之御儀奉憤候。古今英雄之抱玉、些々たる奸雲に一時覆れ候儀は、其轍不少候。只此一件にて天下之一段落と奉歎候。

一、御直書御讀渡之節は、落涙に不堪仁不少候。（御國）

一、（元之光景）御國人氣之儀大に定靜、先御安意可被成候。全諸有司之配慮不少故と奉存候。

一、此大機會に而、[illegible]中之人情品等相分り申候外、替候儀無之、書者不盡意。隨時候御自愛、[illegible]是御忠誠奉萬祈候。草々如此御座候。恐惶謹言。

七月十八日　　榊原幸八

橋本左内様

○仝七月廿七日書

本月十四日發之御翰相達致披見候。如仰小秋[illegible]退御座候處、先以

中將様　殿様益御機嫌克被遊御座恐悅至極奉存候。隨而御國内並館中無異議御安慮可被成候。

一、算科書付、付紙御廻中候處、御承知之段、當今騷々之折柄、後便調製御指廻之趣、承知仕候。

一、内田關平、加藤鍊之助航海術修行一條、いまだ出帆は不致、軟賀表より二國邊迄は出懸け候得共、此度之御一條等に付、過日歸藩仕候。當年は事に寄候得者、出帆は不仕哉之模樣にも承及候。河合常之進儀は別紙御用書之通被仰付、此間發足に御

座候。
一、御納戸荷物御差立の節、書籍御廻の由。いまだ到着は無之由。其中着之上請取可申候。
一、古唐詩合解壹帙、御用之由。則今便島田近江より相廻り候筈。御落手可被成候。
一、廿三日御用席え御呼出に付、都講以下助幹事迄。罷出候處、今般御一條に付何も疑惑等も生候折柄、御政事等彼是非判など致候ては不相濟儀、別而教官の者共教導方無油斷、　中將様　思召相貫候様などの被仰付有之候事に御座候。
一、御一條後舘中も諸稽古相止候處、廿四日より起業に相成候。
一、順方より相願出候、究理書御承知被下候段、宜相願候。當時別段相替候儀無之。再答迄如斯御座候。恐々。

七月廿七日　　伊藤友四郎
　　　　　　　榊原幸八

橋本左内様

追而、時下御自重専祈候。小楠先生も不相替日々登舘御安意可被成候。以上。

○仝八月十四日書

別紙算科一條書圖入

一、先達而大野彌三郎へ水品玉五つ相返し候代り、小磁石弐つ出來の筈、彌出來候哉、御調の上御廻し被下候様。代金は右の代りにて相濟候事に付御渡に不及候。
　但右者先頃量平兄淸水和太夫在府之節應對致候由。大野彌三郎へ御調被下候様致度候。
一、右之書籍新刻出來候はゞ御求め相成候様。
一、西洋度量衡　二本
一、三才數語　六本
一、算法對數表　一本
一、諸流全傳算法指南　三十五巻
一、算法難解　五巻
一、規尺便算　一本

其上海上測量之儀に付著述書、又は六分圓器等、用法新書之類御座候はゞ、御廻し被下度旨に御座候。

一、先頃得御意候、算科より大野彌三郎へ御申付相願候、望遠鏡繪圖相廻候に付御廻し申候、御落手被下可然御取扱可被下候。

一、彌三郎方へ誂遣し置候磁石出來次第御廻し被下度候。右者先頃も得御意候稻垣半之丞より申付候筈に御座候。猶又御調可被下候。

一、先日戸川量平より大久保北白人町内田彌太郎方へ及問合候儀有之、返事相待居候間、誰なり被遣返報相廻り候樣御取計被下度候。

右條々算科より願出候に付、申越候間、御勘考之上可然御取扱可被成候。以上。

八月十四日　伊藤友四郎
榊原幸八

橋本左内樣

○仝八月十四日書

一筆致啓上候。秋冷之節御座候處、先以上々樣益御機嫌克被遊御座恐悅至極奉存候。隨而御國內並に館中御靜謐御同慶之事に御座候。其表も御模樣此頃にては如何御座候哉。久々御飛脚も到着無之。柳營御事共彼是浮說紛々、乍恐御案事申上候計に御座候。魯西亞等は如何有之候哉、寂然此頃は取沙汰も無之候。

一、館中役輩轉役等別紙相廻候間、御披見可被成候。

一、令義解書入有之候本、右者大谷半平所藏之書に有之候。若貴君其表え御持行無之候哉。館中相尋候得共、頓と見當り不申。村執法万一其表に無之候哉、御尋申吳候樣申出候に付御問合申候。後信御報可被下候。

一、增補譯鍵相調候處、只今此表には無之、京都表へ申遣置候間、相廻り候得ば早速御廻可申候。書

林申候には、其表えも定而相廻り可有之哉とも被存候旨申出候。尚亦御調可被成候。

一、佐々木權六此間登館、御書物之内彼是物産等之書拜借相願、夫に付左之通之書其表に若有之、當今御用にも無之候得ば、拜借相願度旨申出候に付、御調被下、後便否哉御報御待申候。

一、英國蒸汽炮　一冊

一、遠西奇器術　仝

右者佐々木兼て其表にて御買揚に致候樣相話申候。

一、植學啓蒙

一、今日方

一、七金溶法

右三品は佐々木兼て承及候樣、依而表題も慥には不覺候得共、大方右樣と被存候由。尚又御良考可被下、若御調被下有之候得ば、御買揚御廻に相成候樣願出申候。此外右樣之書御心付之儀も有之候得ば御廻し相願申候。

一、西河合集　十二帙

一、經學叢書　一箱四十冊

一、潜研堂詩文鈔　同　廿四冊

一、廿二史考異　同　廿四冊

右四種先便御廻に相成慥に致掌握候。

一、先便被仰越候御納戸へ御差出に相成候書籍類、別紙目錄之通慥に落手仕候。書籍類追々御出來に相成御同慶申候。殊に今般御廻し御書類は格別結構難有事に御座候。道中損じも無之、御安意可被成候。

先は右爲可得御意如此御座候。恐惶謹言。

八月十四日　伊藤友四郎

榊原幸八

橋本左内樣

追而、愈御安健被成御勤仕奉大賀候。於御留守も御惣容樣御安清御入なされ候由、御安慮之御事に御座候。小生共無異碌々乍憚御放念被下度候。毛井奈等諸子何も宜申上候樣申聞候。其表御同體之諸子えも乍憚宜御鶴聲奉希上候。當地隨身之御用

被仰下度候。以上。

○仝八月十六日書

別紙啓上仕候。

一、算科局書日指上候樣承諾。今日は御一條にて差控居候間、後便申付相廻可申候。且夫々大部之御本御買揚に罷成、御納戸荷物之節御廻しの手筈に御座候由、定而數學有用之物と奉存候。

一、横井先生明日より無替登館有之、會談等無替有之候積りに御座候。

一、鼓手之者、夕七つ時より放發場にて修行請の面々等罷出調練有之候。且大鼓稽古の者共も彼是廿人程も有之候。

一、矢島氏への御傳言委細申傳候所、折角御自重被成候段、添言被下候樣申出候。

一、村田より尊地の時情委細承申候。彼是丈夫の所業は無之條々奉憤然候。先便京師よりの 被 仰出にて此節は姦賊共皆退屏候て、一新有之候儀と屆指吉左右を奉待上候。餘は期重鴻。草々如斯御座候。恐惶謹言。

八月十六日

○仝八月十六日書

以別紙啓上仕候。

將軍樣兼而御病氣の處御養生不被爲叶、去る八日薨御之由承、絕言語奉恐入候。右に付御國内鳴物普請殺生等御停止被 仰出候。右に付館中讀書稽古無之候。御承知可被成候。謹言。

八月十六日　伊藤友四郎

榊原幸八

橋本左内樣

追而、横井先生屆狀乍御面倒宜御取計被下候樣奉賴候。何方之邸内に居候哉、不相分候。何分近頃出府之由被申聞候。頓首。

○仝八月十六日書

本月八日立之御用狀、富士川にて二日逗留、同十五日夕刻着致拜見候。先以
御兩君上樣益御機嫌能被遊御座奉恐悅候。隨而東北無別儀御同慶の儀奉存候、
一、中將樣御儀云々謹諾、不肖賛。有志之者如何勉勵之儀、實に思召肝膽に徹し候事故、相奮中候而君子痛入判然たる事に御座候。
一、先達而より長々御不快之由御案事申上候。何分爲國家折角御保養奉祈候。右に付諸廻物無之由承知仕候。
一、長谷部氏へ御屆物取計申候。先日より眼病にて引籠居申候間、多分貴答は如何有之候哉。外相替候儀無之。貴答迄早々如斯御座候。恐惶謹言。

八月十六日　伊藤友四郎

榊原幸八

橋本左内様

追而、折角時氣御自愛奉萬祈候。

○仝八月十八日書

別啓。今十七日稻垣牛之丞八田喜内着福。於　御座所御家老中御申渡、
君上御隱居被爲蒙　仰、松平日向守樣相續被爲蒙仰候趣、誠以絕言語奉恐入候御儀奉存候。於其表も誠に御驚嘆之御儀と奉拜察候。右一條に付而者、定而色々御事譯も可被爲在儀には候得共、餘り存外之御儀、何共悲嘆之至、不覺落涙霑襟、　御心裏並に諸有志之心事恭察之至に不堪、憾慨此事に候。是迄御忠勤被爲在候御事、　天意如何。乍恐德川家御微運と奉恐縮候。過去の儀は無是非御儀、此上猶以忠勤相勵、今般御廻に相成候　御書之御意を相體、何分忠節相研候より外無之奉存候。則御左右承知仕候上、都講初館中へ集會相談候儀は、第一ヶ樣之時に候得ば、人氣騷々、水府之前轍も有之、誠に可恐儀に候得ば、諸役輩呼出、先志を不撓、一時之慨氣に不堪、意外之儀出來不申樣、良々雜說訛言等不起樣、

三條第一に申渡候儀に御座候。口達荒々左之通御座候。乍序入貴覽候。

口達之覺

未表向被　仰出は無之候得共、奉恐入候御沙汰拜承絕言語候御事に而、御同事に憂悶斷腸之毛に候得共、第一　君上之思召、且當路御重役之御方も御座候事に候得ば、夫々之御所置も可被爲在候條、當時之處は　上之御心裏を奉體察、粗忽之儀無之、御用、且は無據儀之外は致閉居、深慎可罷在儀と存候。猶御存寄御心付も候はゞ承度候事。

一、各心中不穩より他に探索致候儀可有之事に候得共、右等之所より色々推察の說も相立、自然人心之動搖にも相成候事に候得ば、右之處厚御心得、同志之外成丈噤口有之樣致度候。

一、都講初へ御申談被成度儀候はゞ、助幹事以上之內、每日朝夕館中見廻罷在候間、明道館迄御申出被成候はゞ、夫々申通候事、

〆

右之通、十六日御沙汰承知仕候上、申通候事に御座候。猶御心付も御座候得は、御汲心被下度候。

一、間部公近々京都出立の由、被仰下候。違勅等之雜說等、

皇朝之御落付如何に御座候哉。此上御案事申上候事に御座候。前條何も不堪慨嘆候共、筆尖難申盡御座候。於貴君御心事奉拜察候。折角御自護奉専祈候。萬縷重鴻と縮文。頓首拜。

十八日　君山

抱膝

景岳學兄

梧右

再伸。小楠先生も御壯健門人兩人共昨十七日國許へ歸され申候。壹人は柳川家中故、今度柳川公御警衞被仰付候儀に付、壹人は、今度之一條、先生進退之儀も有之儀に付、一應夫々え申通之儀と被察候、弟子兩人留守中、安陪専ら御介抱申候由。榊原も萬事氣を付介抱申上候事に御座候。外相替

候儀も無之、後信可得貴意候。不一。

尙々、此表一統人氣も大に落付罷在候。此上なから御安意可被成候。

○仝八月廿七日書

御別書拜見仕候。愈御安健被成御勤務候條奉抃賀候。今般御一條 心中被仰越、字々血涙奉拜察候。實に君子小人道消長之秋、不堪慨嘆、御同樣に御座候。如教示此後之工夫能々研究、學問一進之時と奉存候。何分腰を折竊仕候ては不相濟、不幸を幸に可變、尤肝要と奉存候。一々不及貴酬、心事御賢察可被下候。中將樣御氣欝不被遊候樣此上奉拜祈候。書餘重鴻と閣筆。頓首拜。

廿七日　　　　君　山

　　　　　　　抱膝居士

景岳大兄

　　侍史

○安政五年六月晦日中根參政より先生への書

端　兄　　　拙　舟

度々之暴雨、希有之天氣にて候。老公よりの御返書拜見被仰付候に付、爲持上申候。明日御返上にて宜候。以上。

○安政五年七月朔日在府本多執政より先生への書

御差支の由に付上堂相止め申候。右は昨日得御意候一條、先時相伺候處、御同意被爲在候に付、彌相決、明後日の出立と定申候。參政にも其段申談候。御心得置下され度。依而一二御談申度件有之、且暫難得面上旁篤と得貴諭度、今夜御來問被下候はゞ、大幸の至なり。併御多用是非御指支に候はゝ、何分明朝御出勤有之樣致度存候。乍早々其節御談に及べく候。右御報口上にて御申越

被下度候。以上。（前書添紙欠）

七月朔日　　本　多

橋　本　樣

追而、明朝の事に候はゝ何時と申儀御申越被下度候。且又歸北の儀に付御心附の儀候はゝ、是は貴殿より御申付可被下候。御頼申候。以上。

○安政五年七月朔日三條家大夫
森寺父子より先生への書

一筆致啓上候。殘暑難堪御座候處、愈御勇健可被成御勤珍重奉存候。然者先般富田織部義御用向にて出府致し候砌、　土州樣御屋敷に於て、　越前守樣御對面被仰付候趣、其砌は不存寄拙者共迄御懇の御意被仰下、早速奉傳奏、深難有仕合奉存候。右御禮申上度、宜御取成の義奉願候。

一、西城一條之義も、先日
土州樣へ前内府殿より委細被仰進に相成候。定て御承知も被遊候御儀と奉存候。大老君へは是又其

御内見込御問合せ、且御所向御見込の處迄、委しく御直書を以て被仰進候へとも、今に何等の御返答御沙汰も不申参候。此段御申上可被下候。

一、此度墨夷條約調印相濟候趣を以、閣老連名の書翰外に書取一通、右寫取り近衛了介殿迄御廻し申入置候。御一覽の上御申上可被下、實に絶言語候次第奉恐入候。右の御模樣にては、
叡慮の義は御打捨に相成候やに被存候。右等の御にては末々御隔意の基とも可相成やと深奉恐怖候。先般
勅答の御趣意は露程も無之御所置、何とも申樣無之次第と奉存候。

一、前條條約濟の義に付、
御所向御返答振の處、種々御評議も被爲在、先書翰の御返答の處は御見合に相成。
右に付
叡慮も被爲在候趣を以、御三家並大老の内早急に
上京有之候樣仰遣候筈にて、今明日の内に御運相

成可申御治定に御坐候。先は當今の模樣如此御坐候。實に戰々競々の形勢　可恐々々。關東に於て御內評も御坐候はゝ巨細致承知度、奉乞筆勞候。先は取急當用のみ如此御坐候。萬端御取繕宜御申上可被下候。以上。

七月一日　　森寺若狹守

森寺因幡守

橋本左內樣

二白。得御意候。先達來兩度の御書中相達致拜見、御細書の趣委細致承知候。右御答早速可申入筈の處、殊之外御用多何か取紛、失敬の段眞平御免可被下候。偖其砌は不存寄乾海苔二帖御惠投被下忝奉存候。乍延引右御挨拶序を以て得御意候。且本文御禮其外の條々別紙を以可申上筈の處、當今別て御用多、萬事取紛罷在、取急以雜書申入候。此段眞平御仁恕可被下候。何も宜御取繕の程奉賴候。以上。

○安政五年七月朔日安部十次郎家來勝野豊作より先生への書

口上

此朝は寬々得拜顏大慶仕候。其節今夕罷出候樣申上置候所、無據差支出來御斷申上候。明夕は必ず參上可仕候。此段得貴意度如此御坐候。頓首。

七月朔日　　勝野豊作

橋本左內樣

○安政五年七月二日在京近藤了介より先生への書

一翰呈上仕候。殘暑の天相に御坐候得共、先以君上益御機嫌克被爲遊御座奉恐悅候。隨而賢公彌御英壯被成御勤仕重疊拜悅の至に奉存上候。次に賤臣無異送光仕候條乍憚易尊慮被思召可被下候。偖、先便以來御地光景如何御坐候哉と御案思申居候。尤當地兼て承り及居候有志の御方々と申中にも、此度の

儀者餘程困難の御場合の儀は勿論の事に付、第一に
宮樣へ志し、伊丹氏へ仕掛け候方可然と存、其外森
寺、三國抔へも逐々罷越。
獨橋公御周旋の儀、種々應援辯論を盡し、自然關東
にて南紀御治定に相成候節は、非常の御權道を以て、
於
皇朝御革命被爲在候御儀に至る迄、密話に及置候。
素より先便被仰下候御書中にては餘程危急の御運び
と遠慮仕候故、右等の所置致置候の處、既に去る十
八日彌南紀幼君御直命に相成候段密索仕、遺憾難盡
筆力、乍恐
君上公には如何被爲在御座、御氣色の程絶言上奉恐
入候。何卒此上は最早
皇朝に而御革命に相成候より外無御坐、所謂君辱則
臣死すとは全此邊の處に止ると決心仕、直刻伊丹方
へ罷越、互に恐歎を盡し、此期に至り候ては、困難
の地に至り候へば、困難の御策も可有御坐儀と、段
々說得の上にて、〇宮にも〇貴藩の尊君御同志にて、
素より一橋公御周旋の義は申迄も無御坐、其餘理町
東西を除け（東は鷹司家 西は九條家）當時有志の御方々不殘御同志
御周旋の由に候へども、彼兩卿の爲めに閉塞致居、
兩卿と申內、西側一人に相成候へば獨裁の器量に無
之、何卒三國へ說得いたし、東側を味方に附け候へ
ば、彌々正論に相成候樣申聞候に付、其儘三國邸へ
罷越、無左右段々及密談候處、先便三國よりも得貴
意置候通、彼小林は（鷹司家大夫 小林筑前守）閉塞致し、牧氏なる
もの（鷹司家 大夫）密計に預り、始終九條家の大夫と往來致
し、隱謀相企候趣にて、大閤殿にも右府へ知れざる
樣にと被申候樣の咄にて、迚も最早三國抔の可及時
宜に非ずと歎息仕罷歸、夫より森寺へ參り、是復種
々獻策仕候上にて、最早　皇朝御英名の御方々
樣へ御縋り申候より外無御坐、段々伊丹同樣の說相
立ち、元來先達而關東へ被仰進の御文中に〇西城の
儀は當時急務多端の折柄、征夷の輔佐とも可相成御
仁體養君に被相立候樣にとの　勅命の處へ、南紀幼
君にては所謂違

勅に相當り、不惶御儀共と奉伺候。何卒其邊の御含を以て被仰達候樣に相願置、其上非常の御所置、有志の御方々樣の御見込通り御密策の儀共爲御知被下候へば、主君へも及言上、聊御心得の御一助にも可相成哉に候へば、何卒無御伏藏爲知給候樣相願置候處、昨朔日別記假條約表調印に相成、御老中連名の奉書御到來、是は廿七日奏聞に相成候由。廿八日に伊丹にても承り居候同說にて、實物に御坐候由。廿九日頃御返答に相成候說も有之候へども、大方是は虛說と奉存候。右奉書到來の節御傳武家より傳奏。万里小路殿月番の處廣橋殿へ御達に相成、翌廿八日關白殿太閤殿三公兩傳奏限り參內にて、此度の儀は誠に密々に被致、其餘の御方へは何も御沙汰無之、傳儀の雜掌書記にても聊不洩樣御用柄の義は右の面々にても不相分、奉書到來と申事をも少も洩す事不相成樣被申付候由。且西城の儀も伊丹、森本等にて承り候迄にて、未だ巷說には少も觸れ不申候。尤、奏聞には不相成由。〇粟田宮樣御同志御周旋の御方へ關東琁と致候御方より來書御到來にて、御承知に相成候段、是又伊丹氏より承り候儀に御坐候。尊邸へは何も御沙汰無之哉と不審相立申候。

一、昨日森寺にて申置候は、明日關東便に付、機密にて此度の二ヶ條の儀に付、御所置振等御分りに相成候はゞ、早速被仰聞候樣相願置候處、此間より段々御噺の趣共具さに相達置候處、未だ琁と治定致候事も無之に付、分り次第爲知可申旨、三條公仰の由にて、昨夕退出後御手紙にて被仰遣候に付、此段關東へ被仰上候樣にとの御事に御坐候。則、御手紙も拜見仕候處、御三家大老の內にて參內有之候樣の御事に御坐候。則、昨今の內被　仰進に可相成由に御坐候。右に付疑惑仕候は、出所に寄り不安心に存候故、出所相糺候處、有志の御方々樣御密談の上、彼關白大閤兩殿被相除、主上へ御內　奏に相成、

叡慮の趣に相成候由故、聊安氣は仕候得共、亦復押
て相伺候は、自然大老職參
內に相成候哉も難計、其節は兼て彼堺町御兩家（太閤關白）
と兼々隱謀の邪說家に候へば、彌以奸者得時、
拒。
叡慮を候樣には不相成哉。其邊の處の御所置振等も
定て御見透し可有御坐御儀と相尋候處、其節は是非
於
宮中違
勅の段御詰問可有之儀故、彥公（井伊大老）ならば猶更申
譯難相立樣相成、其儘にては歸府は難出來との御沙
汰の由。既に　將軍家參
內と申事の御說の處、右樣に相變候儀の趣に御坐候
由。則過日伊丹にても右同樣の咄も御坐候へば、傍
以　宮樣三條公中山殿の御策と被相伺候。今日伊丹
へも罷越度存居候へども、今朝森寺にて右樣長密話
に相成、其上御國便と申、傍不得寸陰殘念に奉存候。
尙追々事實相糺可及言上候。

一、過日伊丹氏へ申聞置候は、彼堺町兩卿にて、正
路致閉塞居候へば
主上には御聰明に被遊
御渡候へば、御直奏に相成候樣の御策は如何と相尋
候處、先達ても參
內之節、種々
奏聞致させ、既に一昨日も關白太閤より
奏達仕候儀共、一々〇御尤に被　思召候ては如何に
付、何卒
叡念被爲　在候はては御大切の御儀と被　仰上、
種々　御說得に相成有之由、御賴母敷御事と奉伏[illegible]
候。右は一昨廿九日の咄に御坐候。段々拙文を以て申
上候樣の御儀、實に當時機急存亡の御場合と申は、所
謂當時の御事哉に奉竊、微臣晝夜苦心焦思仕候得共、
迚も賤臣抔の拙策にては、機會に預り臨機應變の方
略を以て周旋仕候樣の義は、所謂甚任に堪ざるの說
に庶幾乎と奉存候間、猶又御英察の上、尊大人樣御
再上に相成候ては如何と遠慮申上候處、兼々御顯名

の事故、當今に至候ては、關東の御所置振の義、御周旋の御譯柄も可有御坐、旁以嫌疑の御儀も難斗哉に候へば、右樣御遠慮申上候。且、先便御投書中にて承知仕候へば、村田樣には其內御歸鄕可相成哉にも奉窺候へば、御歸旅掛け御上京に相成候樣の御義には相成申間敷哉、眞の不顧多罪尊大人樣迄密々御伺申上候儀に御座候間、尙又御英斷御寛容の程奉希上候。彌御無用に相成候節は、追々の御英策御投惠に相成候樣、偏に奉待上候。尙又右等餘り多端に相成、其上拙筆杜撰、失敬を不顧、愚意の儘申伸候儀に御座候得ば、御判讀の上、前後不都合の段御取捨の程奉伏希候。今便要用のみ。爲可得貴意如茲に御座候。書洩後便可申伸候。恐惶謹言。

文月二日　　　　了　介　敬白

橋　賢　大　人

再啓。時氣御保護御盛全の程萬々奉禱上候。且御誂の水筆幷感集筆等御握手可被下候。其餘當堺御用の品無御遠慮御申越相成候樣奉拜待候。

一、誠に末毫乍不敬、村田樣于今御滯府に御座候はば、乍憚可然御傳達の程偏に奉願候。

一、夢の代は常便に重て御廻送可申上、金子は久次に承り候へば三兩の由に御座候、書林より盃前御拂に相成候樣願出候由故、拙生又は役所にても御取替申上可遣筈に御座候間、左樣思召可被下候。尤久次の方は御決算濟に相成、最早夢の代代價三兩丈け御廻金に相成候へば宜敷由申聞候。乍序得貴意置候迄に御座候。以上。

○前書近藤了介より先生への別紙

本書書漏以別紙得貴意候。過日伊丹氏申聞候は、乖て御屋敷へ齋藤彌九郎と申者御出入は不仕哉問合に付、何か右樣に承り居候事も有之旨、ざつと相答候處、此者は說客の由にて掛念に存居候趣ゆへ、不取敢時宜により探索人抔に被召仕候儀は難斗候得共、必定御周旋抔の機密に預り候樣の義は押切て無之段

相答候處、夫にて了解に相成申候。

一、其節の同話に、色々關東の形勢密話中、所謂有志の面々左遷に相成歎息の序に、川路左衛門尉殿當春○宮様御逢に相成、其節の御對話中に餘程遠謀深慮の意味合も有之、今度○西城御留守居に相成候義も、全く奸者同穴の致業に可有之、全く隱謀に組し、南紀公を主張致、一橋公を掛念に思ふ心底、則　宮と對話中に顯然の由に相咄申候間、爲御心得得貴意置候迄に御座候間、猶又御良考所希候。不宣。

同日　　了介拜

橋本尊君

○安政五年七月三日岩瀬肥後守より先生への書

口述

小簡拜啓。愈御清勝抃賀。僣、唯今金川(神奈川)より歸府仕候。魯船も平穏にて相變義無之、條約の談判存外に葛藤を生じ、品々好み申出候。例の布悟征め事故、いかにも強項不屈、品々論辨を盡し、漸々亞同様の事に相成申候。先、御安心可被下候、明日出府の積り、調判はいまだ不相濟、議じは先整候事に御座候。定て君公にも御焦慮の事と奉存候間、一寸一筆及内報候。猶跡より追々可申述。書外在面晤、草陳布字。

Sanai 様　　Higo

○安政五年(?)七月三日某氏より先生への書

如貴諭、天氣も粗相定候處、愈御清適奉賀候。然者御傳聞の趣にて、今夕は尊來は被下べく被思召候處、午後より俄然御中暑の御氣味にて不御心御延引に相成候旨、偖々御厚志奉拜謝候。且御容體如何。折角御保護可被成候。尤過刻平子(平本平學か)より寛々御示諭、殊に御配慮の旨も不淺、恭奉感佩候。然し平子の厚

情、始終極論の上大に感服仕候義共御座候。委細可奉期拜唔候。今夕迄には堀(薩藩士堀忠左衛門か)より何とか沙汰可有之所、今以不相分候へば、上途等の事も如何候半哉、旋と相分り候へば、從是早速可申上候間、乍憚左樣御承知可被下候。將珍敷海苔御惠投被下難有奉存候。愚生も是非參上も仕度候へども、都合如何可相成哉、兎に角能貴論も可相伺候。貴价爲御待合。草々拜復。

七月三日　實稼

橋本大兄　再拜

貴下

倘々必々貴恙御自重被成候樣にと奉存候。天時人事云々、何も奉期回春之時候也。

○安政五年七月四日薩摩藩士堀仲左衛門より先生への返書

細牘被成下恭拜讀仕候。來諭の趣御尤の義、尤此方にても間印(幕府閣老間部下總守)不發內、潛行爲致心組に御座候。內實は去月十一日國許へ飛脚相發賦にて、右便より此方より申越候義相分條の義有之、於鎌田宅(薩藩士鎌田出雲)日下(薩藩士日下部伊三次)へ潛行談合候節も、右の義當人へ得と爲申聞置候。日下身上に少しも不安に存候義無御座、右等の所は御安慮可被下候。先は尊答迄、早々頓首不乙。

七月四日　仲幹拜

景岳賢契　貴酬

再拜。西上期日相定申上候。御存寄の次第得と日下部へ爲御申聞可被下奉願候。以上。

○安政五年七月四日江戶にて萩原平本兩名より先生への書

致拜見候。御不快今朝は御快方の山、乍併今日丈御加養被成度義に付、指掛御用も不被爲在候はば、今日御用捨の義入　御聽候處、御急用無之旨被仰出候。岩瀨よりの一封入尊覽置候。

通鑑綱目御申越の處則貴价に相渡候。御落手可被成候。御報早々以上。

七月四日　金兵衛

絳帖の義、其他古法帖類の義承知、然る處何も靈邸へ仕廻置候に付、取寄せ今日中相廻し可申候。幸ひ此節虫干中、日々序有之事に候。御不快の由、殘暑の砌殊更御加養所祈候。不具。

平學

左内樣

○安政五年七月五日岩瀬肥後守より先生への書

一昨夜は御答御書面近況委細御示千萬謝候。其後貴恙如何。平謙（平山謙二郎）今日にも可差出存候處、魯英兩樣の騷と相成、夜に入漸退出、謙二郎手あきかね、何分差出候儀難叶候ひき。

○魯人も今日到着、拜謁の手續にも可相成處、御承知にも可有之、上天之日蝕（將軍家定公病氣を指す）にて甚不都合を極め申候。御賢察可被下候。

○英は去る二日下田へ入津、今八ッ時比品海へ三艘とも乘込候由。此樣子にては定て餘程了簡に押懸り可申哉と被存候。浦賀より追懸候船大森沖にて追付候處、一封の書を事務宰相へ出し、早速御返事伺度と申事申出候由、其外相變儀も無之。下田へ立寄、亞人召連候。ヒュスケン（通詞なり）を爲乘組參り居候由に御座候。明日にも一應接候はば少々は模樣も可相分候歟。船は數艘有之と申居候由。使節參り願參り居候。

○如此萬國輻湊、誠に不容易時勢の處、事務大臣各國の事情漠然にては、百事冗雜にのみ相成、悉く機先をも失ひ、果は如何樣可相成哉。何卒早々例の御工夫有之度。平謙も前文の次第。外に如此緊要の事可話者も無之、只々當惑。何卒神速に御良策有之度候。

○天上の軍も今日は御平なり。南喎蘭醫の調劑に相決候樣子に御座候。

○英の來幸乎、不幸乎。未可知。呵々。

四日夜認置　　彥（彥は肥後に通ず）

秋　　兄（秋は左內に通す）

○安政五年七月五日平山謙二郎より先生への書

過日は度々貴翰。魯船渡來に付金川出張の折柄にて不得拜趨遺憾。昨歸府退散かけ可仕積の處、又々英船渡來、蒸氣三隻なり。右に付只今出張かけに御座候。次第により數日契濶可相成も難斗。其前火急に拜謁致し度儀有之、又貴意をも相伺度、夜中にても不苦候はば御門御斷、尊宅へ被參候樣、急速御取計可被下候。

○明朝未明出張の積。急々御報被下度、御門前に控罷在候也。

○萬々一遷所出入難き時は急々御斷可被下候。速に出張、期に後る能はざればなり。拜晤する不能時の爲め左に心事を認候。

英船追々數隻渡來の由。狼狽の情に乘じ、外國事務を謀るの賢相を擧くる策、火急に行はれ候樣。

宇遠（宇和島藩主伊達遠江守）に御說得有之度。此事の行る此一擧にあり。どうやらこうやら纏り候上にては、又々因循と可相成。吾黨の憂る所は善後にあり。渠の然る所は夷に接するに在り。接夷解れば賢才は入らずとの情となり、肝心の善後の計を廢す。是眞に可憂。又此事に就て妙策あらば施し給へかし。

御投火希申候。

七月五日曉　　敬

景岳先醒　　几邊

○安政五年七月五日狛執政より先生への書（春嶽公受譴の當日なり）

前略。知邸罷出、只今御城使罷歸り、松平讃州、松平大學頭、松平播摩守、細川越中守樣、丹羽左京大

夫御呼出の由。御坊主極密の話に、先達而不時御登城に付御沙汰有之候事にても有之哉の様申聞候由。尤虚實は難計旨申達候。當節柄右等の御沙汰等有之候ては、彌言路閉塞、恐歎至極、よもや右樣の儀は有之間敷哉とは存候へ共、當時の大老閣老に候へば、意表に出候卓見可有之とも難申。自然實況にも爲致、天下の御爲に御盡し被遊候上の事に候へば、被成方も無之義と存候。尾州御家の義は御一門御呼出にも無之、御親類へ御內沙汰位の事にも有之哉。何分今一應細川樣御模樣等實說承調　御城へ御城使遣し候事に候間、追付何とか相譯り可申と存候。未分の內は如何共致方無之候へ共一寸御心得迄に申越置候。何れ後刻實說相譯り出勤等いたし候節は早速申越候半と存候。尙御氣付も無之候哉、御勘考被下度候。先は爲其、匆々以上。

七月五日　　山　城

左　內　樣

○安政五年七月在京横山より先生への書

一、今朝薩藩久木山氏參り候て堀氏の傳言色々申候。

一、彥根高松夜中嚴敷警固致候由。並に高松深夜に及んて每々多人數にて彥屋敷へ參り候由。

一、彥根氏國元より追々人數出府被致候事莫大に御座候由。

一、京師は悉く彥根の手に入候由。若し又外藩の面面京師へ罷登候樣の事も有之候へば、早速紀州水土を以て人數を引つれ、京師を手に入れ、其上彥高の工夫にて、今帝を拜し、　勅命を以て外藩を制肘致候工夫に有之候由。

一、九條公並に大閤悉く彥高の手に入候由。

一、此表にても水府御家へも手嚴敷、此上暴發致樣に相見へ候。右等の處彥高の兩人日夜工夫致居候由。且水府暴發の義は甚火急にて、兩三日の內

には參り候由に御座候。

右の水府一條は今朝櫻甚藏も相咄申候。夫に付久木山氏色々火急の事申候へども、大抵は相止め申置候。先大抵如此に御座候。餘は難盡言語、拜面の上能々御談申上候。頓首。

左内

君猶藏

内用

○安政五年七月五日春嶽公より先生への賜書

「但此は春岳公受譴に付、先生決死の覺悟なるを明察せられ、側向頭取に附して、公より先生へ駈付け賜りたるものなり。」

豪巖科候は覺悟の處、今更不驚駭。是迄之忠誠貫日月候は感服。萬々家臣の豪罪候に不及は、國家の幸甚に候。我におゐて所喜。尙彌任重候間後來の所申談義も可有之、愕然の餘り卒爾の義有之候而は、我を見捨候也。

中將　戊午七月五日夜

左内

○安政五年七月六日水藩士櫻任藏より横山への書

横山猶藏様　　櫻任藏

内用御直披

拜啓。然者此間は御光臨の所、病中午例貳なく失敬御仁免奉願度候。偖昨夜暴發驚歎の至りに奉存候。所謂盲人不恐蛇にて、實に馬鹿ほどこわきものは無之候。偖此をうかと御受候も生酔につくばつたる律義ものに可有之候。此まゝ止なん理不可有之と奉存候。何分思召附の御示教偏に奉企望候。中橋御兩氏(中根參政橋本左内)御始め御同志衆御高案も奉伺度候。取込中草々申上候。恐々頓首。

七月六日

此者綿引泰助と申水人同志の者に御座候。大抵の義は御話し御心配無御座候。以上。

○安政五年七月六日薩藩士奈良原有村兩士先生を訪ひし際の置手紙

奈良原喜左衛門

橋本左内樣　有村俊齋

乍恐

御主君樣御儀に付只今奉承知候趣有之、我々共暗愚之者に御座候へども安座難罷在、早々參上、拜尊顏奉得御意度御座候所、御出殿故、以書面此段奉申上置候。以上。

七月六日

再啓。此以後猶又御隨意可申上奉存候。

○安政五年七月八日在京近藤より先生への書

密書用

一筆啓呈仕候。殘熱之節に御座候處、先以上々樣益御機嫌好被爲遊御座奉恐悅候。隨而尊公樣彌御勇健被成御昵勤重疊之御儀奉恐慶候。次に微臣不相變無異送光仕候條易尊慮思召可被下候。偖又、當地の御模樣京着以來頻に密索の上、以拙楮去月廿二日並當月二日兩便出狀仕候處、今日町便にて承り候へば、大井川本月廿三日より今月四日迄滯留に相成有之候へば、兩便共一時に相達可申義と奉察候。且當地の光景のみにて、其御表の形勢承知不仕候事にて、種々差支の筋有之に付、先便村田樣にても御歸路掛け御立寄に相成候ては如何と相窺置候處、最早御歸國に相成候由承り申候。若哉於其表御周旋の儀御成就に相成候やも難覲、自然右等の御事に御座候はば、右御指圖の程奉待上候。則今使御國表より同役共申越候は、村田樣にも御歸鄕相成候へば、自然其表にても御用途次第に致し引取候ても可然哉と、千本殿(千本藤左衞門)より御傳達の趣被申越候間、兎も角も御指圖次第に可仕義に御座候間、夫迄は引取不申心得に御座候間、右樣御含被置、可然節御指圖の程奉待上候。猶先便以來機密並風評の次第前紙に推展仕候間、猶亦御推覽の程奉伏希候。右者時中御寬旁以拙楮如此に御座候。書洩後信可得尊意と文縮仕候。恐惶謹言。

文月八日　近藤了介敬白

橋　大　先　生

御許へ

再啓。時氣御保護萬々奉祈候。且當境御用向等御座候はば被仰下度奉待上候。將又春來諸國不順氣にて、米價も追々沸騰にて、大津相場抔も先達而頃承り候へば、石に百二十四匁八分位の由に承り申候。當年は不容易時候柄に御座候へば、迚も上作の見詰は無御座候へば、御國なども自今其御手當にて御貯へ御座候樣致度御事に奉存候。不宣。

○在京近藤より先生への添書

本書書洩機密幷風説の次第左の如し。

一、過日御老中御連名御奉書到着の處、先達而勅諚の趣にも相觸れ申事故、公卿方へ御尋の事有之、禁中より銘々所存可申上旨被　仰出、其砌別紙の通相極、廿八日關東へ被　仰進に相成候趣。老中奉書を以て言上の趣に付、三家又は井伊の中登京有之候樣、大樹公へ被申入度　叡慮に候事。

○密索云、本文の通被仰進候共、彼是被申立、參京には不相成事は必然の事。…自然御斷に相成候節は、當時御英名の御方樣にて、　御老公、御名尾公等に　御直命に相成、最早關東へは不被　仰進御内許の鹽梅に御座候。是は伊丹の咄に御座候。

○又一説に、此頃後條の浮説無心元と申は君上の演説有之に付、水府御留守居鵜飼へ參候處、此仁は兼々三條公へ出入仕居候由にて、則段々形勢密話に相成候處、是は御仁體は不申候得共、全伊丹同説に御座候。必然三條公にて承り居候儀と推慮仕候。

○又鵜飼氏の一説には、當所にて御三家方より御常例進　獻物有之に付、尾常(尾張德川家 水戸德川家)にては先達て調有之相濟候。其節南紀にては更に其沙汰無之に付、彌　御內命の通と心得居候處、此頃に至り俄に相調進　獻有之由に御座候。何ぞ

柳營にて兩閣左遷位の事にて轉變に相成候儀哉と不審相立居、往々は是非獨梁公御革命に可相成、左候へば天下の幸福と密談仕候儀に御座候。

一、兩閣老左遷之儀極々困難の地に陷り、申譯難相成場合に至候故、内實は自滅被致候抔珍事御座候。併最一便歷候迄は聢とは難申出。是又極密鵜飼に承り申候得共、外々にては一向其沙汰無御座、眞僞の程は如何御座候哉。

一、公卿の内大原三位殿と申候は、兼々英氣有之人物にて、既に先達ての七人の内に御座候。浮と水府老公へ何歟周旋の發起にて兼て有志の間に有之、大坂御城代公用人大久保要人と申者へ面會の上相頼度儀と存、八幡詣願にて彼地罷越、要人へ及面談候由の處、卒急の儀申諭し送り歸し候處、途中より難默止相成、直ちに水府へ可參と大津驛まて罷越候處、迄人にも候哉其儘連歸候處、其沙汰流布致し移を以爲愼置候處、先頃達　公聽候處、忠義を存詰、右樣に相成候儀、賴母敷との叡慮にて免許に相成、以後心得違無之樣にとの御事に御座候。

一、去三日書後伊丹より密書到來、披見仕候處、書中去月廿五六日頃とか於　營中御名御剛論の餘り被及御刄傷候眞の風說信用不致、昨夜承り候得共聞流し置候處、今朝又々外より承り候故心得迄に申進候樣にとの事に御座候。素より眞の風說信用に不相成とは申越候へども、託浮說打捨置難く、事實糺明の上兎も角も所置可仕と存、其儘參邸仕爲と相糺候へども、元より風の便りの樣なる說にて、何か御同席中と申事の由相唱候に付、猶不審に存何分一刻も早出所相糺見候樣にと相歎き候得共、御承知の繁務故、一兩日中には眞僞相分り可申候間、夫迄は相待居樣申に付、無先方其意に任せ種々御案思申上候處、○御周旋の御一條に付ては御困難の御場合の御事、素々本寬居如何と御案思申上候折柄、御安否如何被爲在候哉と、誠以絕言語御苦勞申上候處、御同席との一言にて先は安氣は申上候得共、迚も託浮

說安氣難相成に付、一刻も早御安否奉伺上度と存、遠近を考へ御國迄爲窺、御安否密書を以て今井久次徃還四日限にて指越、今日中には相分り可申と晝夜屆指相待居候御事に御座候。殊に非常の厄難に出會、肝膽を消し申候。御遙察のほど奉希上候。然る處今朝に至り町便注進にて承り候へば、本月廿三日頃より當四日頃迄大井川逗留有之趣、左候へば廿五六日事情當方へ相知れ候樣無之儀と、彼是にて漸安堵仕奉恐悅候御事に御坐候。全關東より四五十人も反間細作人罷越居候由にて、其餘種々僻說申觸し候由に御坐候。

一、昨日伊丹氏より密書到來に付其儘入進覽候。書中飛脚と申候事は、當月四日夜京着の風說は有之候得共、事實難相辨に付問合致置候儀に御坐候處、宮樣御儀五日夕御參　內に相成、未御滯留に相成、尤伊丹氏も御里坊迄は每々罷出候へども、未だ此事は不相分との御事に御坐候。又秦檜とは天下に一人の御方に御坐候。何卒書中の通被行候へば、天下の御爲と奉存上候。先達てより宮樣には遮て御周旋に相成候樣伊丹共諷諫致置候儀に御坐候。今朝森寺へも罷越、其邊の處無左右密索仕見候へども、御承知の人物故、全其邊の御沙汰は有之由には被窺候へども、伊丹程に談話は出來不申、何れ四五日中には何ぞ相分り可申と迄にて、粗推察仕候。最早當時の御模樣にては、密索も御周旋も　粟田宮樣に可限と奉存候間、尙又思召に相叶候はゞ、御投策の程奉待上候。兼て伊丹氏より　宮樣御思召も探り見候處、只今にては御僻論も素々御了解に相成候由にて、當時專ら獨梁公御周旋御一途にて、御名樣御同志と奉伺上候。先便來當境の異狀等如玆に御坐候。猶又以來共御指揮御投策の程偏に奉希上候。不盡。

文月八日　　了介敬白

○、印はキ、字の積りに御坐候。

○安政五年七月八日薩藩士堀より横山（先生代理）への書

芳牘の趣委細承知仕候。昨日は尾へ參候得共、田宮君邊詰切て、逢

取都合不相調殘懷の至りに候。

大樹公御義、昨日は御危急に差迫り候段は承候得共、一層の所は承知不致候。水府別段異儀無之模樣に御坐候へども、昨日高松彦根（高松は松平讃岐守彦根は井伊掃部頭）へ推參懇話有之候樣子、何歟奸計御座候半。京邊へは奸方より兩度迄急脚相發候段承り候。土伊（土佐藩主松平土佐守豐信宇和島藩主伊達遠江守宗城）兩藩尙又引合可申候。實以危急の変乍不及盡微力度、此旨匆々頓首。

七月八日　　　　　　　　　　　　堀忠左衛門

横山猶藏様

貴答

再說。此方にて相分り候義は追々御通じ可申上候。以上。

○安政五年七月九日堀より横山への書

横山猶藏様　　　　　　　　　　　堀仲左衛門

要用御直披

不順の氣候に御坐候へども御起居御安泰奉賀候。陳者大樹公御決着の段は無相違向、昨夕慥成所より承及候。彦根高松每夜警固いたし居申候樣子に御坐候。將又日下部（薩藩士日下部伊三次）今朝致發足候。餘は久木山（薩藩士久木山泰藏）より御聞取被下度。此旨匆々頓首。

七月九日

○安政五年七月（日附宛名不明）先生への書

知音の方へも書狀指出度候へども、先日來嫌疑を憚り指控居申候處、今般の一義に付成丈け文通不致僅にと、中將様思召の趣傳承仕候間、態と指控申候。龍々安否等御申入奉賴候。

○安政五年七月十四日先生より在京近藤への書

前後都合三度の御書狀相達披見致候。時下熾暑尙甚御坐候處、先以上々樣益御機嫌克被遊御坐恐悅至極に奉存候。隨而愈御安康被成御勤候條重疊珍賀の至に御坐候。然者當月五日夜御一族細川越中守樣、阿部伊豫守樣を以て、　思召御旨被爲在候に付中將樣に御隱居被仰付、御家督御相續の義は御同姓松平日向守樣へ被仰付候。偖々驚嘆の至絕筆舌申候。依之御家中一統誠に當惑相暮居申候。貴兄にも定而不容易御慨嘆と遙察申居候。此上は唯々

中將様思召に奉隨、日向守様へ精勤可致より外無御坐と奉存候。尤
中將様にも格別御家頼共不服の者も可有之歟と、毎々御心痛被爲在候由、御側向より御沙汰承申居候。
此節は朝より御寢迄始終御上下にて、御間內盡締切り、御小姓も無之、漸八歲と十歲の小童兩人御召仕に相成、多分御書見と御習字に御消光被遊候由、表の御役人なとは頓と御前へも出不申、何やら御欝氣の御病も出不申哉と、一統御案事奉申上居候事に御坐候。尙委細は逐々傳承の儘可得御意候。右様の譯柄にも候へば、貴兄御滯京甲斐もなく、且諸方の風聞も如何と被案候間、何分早々御引取被成候方可然哉に被存候。　公邊の御爲には身命を不惜可盡義は、兼々拙者共も心得居候へとも、此節の義故自然御爲も害と被取候樣にては、誠に心外に御坐候間、何分萬事抛擲可仕も、又御時代に應し候義と奉存候。御引取の義は此表にて高田兄へも申談候事に御坐候。尤外御用不相濟廉も候はゝ、遲きも宜御坐候へとも、左も無之候はゝ一日も早く御引取の方可宜奉存候。

水戶老公にも御愼被仰付、尾張公も御隱居の上御愼に御坐候。

近々の內間部閣老爲　勅答御上京の由。

此地日々降雨、東海道所々荒所有之、諸國米作不宜旨、大に痛心の事に御坐候。

此節當地へは英夷來舶日々遊步致居申候。魯夷は昨日引取申候。佛夷も浦賀迄參り候よし申唱候。

村田は先達歸國前月廿五日着の由申來候。

君公御激論云々は來示とは相違も有之候へとも、不時御登　城被遊候儀は切に有之候。此義は北地より御聞取の方可然被存候。

此節色々用事有之詳答難致候。委曲は期後日候。早々頓首。

七月十四日　伊　織

近　量　兄

時下御自愛萬々是祈。

○安政五年七月十五日中根參政より先生への書

景岳老兄　　　雪江

過刻の御報

過刻は御紙面拜誦御國往復の一條は執法より逐々御承知と致省文候。

一、縷々御申立の次第、小生は首尾不詳候故難及口述候故、御書面其儘布廷子(執政狛山城)へ指出候處、何か昨日應接御研究も有之、最早疑惑抔と申儀は無之事なるに、合點行かず、何分今一應打寄講究致候は丶、夫にて分明可相成との事にて、別に可及貴報樣も無之に付、執政へ指出たと申遣候は丶、宜敷哉と申候處、夫にて宜しと申事にて、兎角不詳委曲候故、報も不詳事と存候。餘は期面晤候。頓首。

七月十五日

二白。貴恙御自愛奉祈候。難解なりに啓破齒寒心地にて候。兎角在晤語。

○安政五年七月十八日在藩長谷部司計より先生への書

再白。御留守御揃御安健奉賀候。年不及御加勢可申、御安意可被下候。以上

去る六日發遣の急使處々にて川支、飛脚の分滿去る十五日夕七鼓半に至り着。兩使は昨十七日朝於御座所被迎之候也。十五日即刻御家老中御勘定所へ被聚付、御役人共追々集合、御用狀及披見申候。實に今般の御一件晦冥否塞暴惡慘毒の極、宗室を削弱し、天朝を凌壓するの罪惡、豈天地に可容乎。先以君上益御機嫌克被遊御座、殊更速に御直書を以て被仰下の趣、一統奉拜見、如此大困厄に被爲當候て、一毫一點御疑念不被爲在、終始盡一御恭順被爲渡候御儀相伺候ては、誰か感動忍苦せざらん乎。況足下滿胸の感慨無量不堪推察、彌以健食持養千萬唯祈。勿論其後一轉の御識見追々御發揮可被下候。雪愛(中根雪江石原甕軒)切迫如何と懸念、先々無別條致安堵候。此表御家老

中一層の氣力進取此時に在り、流石に川端感激色に溢れ候位。十五日當夜議して諸向要領呼出し、御直筆の御趣意爲相心得、速に及傳達、狼狽浮動を警戒に及申候。有司中流石に勝木（司計勝木十藏）大井（郡宰大井彌十郎）の氣配り頗感心。町在共爲打合非常警戒十分に行屆申候。小吏辻庄太郎の働等頗可見事有之位、明道館役輩は榊原引受鎮定。丁度中一日有之、而後兩使を迎へ被仰渡、畢て御直書拜見被仰付候事に相成申候。一通り右の景況御降意可被下候。小楠も畫一肅然の光景大に感心、極て君德を益欽仰有之、朱子の人事在易理とかの語を擧げ、吉凶禍福一點の理を解、竊に賀し被居候。尙、小楠去留の一條蘐堂より委曲に可及候。先鴻御書中歸心切なるとの事、　御惱慮迄被爲及候儀、重々恐入候。全く小楠の宛に歸し申候。既に小生蘐の歸北を待受、心事行違陳告有之候事にて、彼東岡大谷隱等の虛周旋より出候事にて相濟申候。是は御懸念被下間敷候。新公御順良、先々難有、親近の御配り方如何相成候哉。先入肝要、定而無御油斷事と奉察候へども、乖ての御趣向通り彌々奉祈事に候。幸、御小身の御育長、十分御事輕御人少に有之度、御官位も近格通りには參間敷、中古の御格適當に可有之、或は御供連御威光論御右筆部屋、御留守居、御供頭、御側向邊濟不濟の紛論、是非に騷々敷筈。此論存外歷々と雖被動候事必定、雪江へ能々御說得相願候。御閉居御堪被遊方頻に祈念。（齋藤隱居今以獄中日に數度獄中を緩急巡行致候由、以前片山平左衛門其通りの話有之候）

糸魚川御家は必定御隱居樣御再勤に決し候事と奉存候。無程開天の節御都合宜樣、萬事從今無御油斷相願候。

櫂六輩其外有志若手連前後不覺に相成駈付候を相手取、呑聲警戒（實は自家も勉强御推察）今以日夜寸隙無之、足下御小屋の景況分て想像に不堪候。

東葵も七八日頃には被引返可申と存候。狼狽狀如何と案入候。嗚呼、我心如レ氷劒如レ雪、不レ能レ刺ニ讒夫一、使下ニ我心腐レ劒鋒折上、決雲中斷開ニ青天一、云々。不レ覺双

涙數斛下。

諸夷條約邊の儀如何。岩瀨御始諸有志の身上如何。此輩は是非瘴江左遷迄に可陷と不堪悲愴。京師有名家一兩輩も是非禁錮に可及か。小監察も一旦呼擧候上、再細作に入候方可然事に相決申候。

却說先鴻數通の貴書一二拜展。十三日後の景光御摘示、殊に廿日頃より廿四日、終日の御忠憤、願將ニ大筆ニ旌ニ此事ニ長使レ知ニ神孫果有テ人。余不レ贅レ之。千海萬岳意緒難盡候へども、更漏促迫及闇筆候。尚期後鴻候。不宣。

七月十八日　修　溪

景　鄂　老　兄

尙々時下御自愛唯々奉祈候。此書中情願可然事は愛軒へ御傳可被下候。呉々雪江へ宜奉希候。以上。

副啓。雪江より先鴻青魚調一條申來、既に取懸居內、今般の御一件暫不用と致放下候。今音殊に繁劇無音に及候條、乍憚宜御致聲被下候。以上

七月十八日

○安政五年七月二十日先生より横山への書

昨夜御苦勞奉存候。然者昨夜少々外より相聞候事有之、夫に付今日堀氏迄御出に相成候樣願度奉存候。御手透に御坐候へば、後刻にても只今にても拙宅迄御出可被下候。早々以上。

七月二十日　左　內

猶　藏　兄

內　用

○安政五年七月二十二日在府石原司計より先生への書

景　岳　賢　兄　愛　軒

御　直　披

昨夜は難有奉謝候。其後御容體如何。折角御養生專一奉存候。三岡召連候小使の者明日御國へ出立、定

て子細可有之事、任幸便修溪へ一筆遣申度、貴兄より御內狀にても被遣候事に候はゝ、夫にも不及事故一應御問合申候。否被仰下度候。爲其早々以上。

七月二十二日

○安政五年七月二十四日先生より中根參政への書

昨日御咄御座候御願一件、御國より一便有之候上にて、御差出に相成候ては如何。御國表の動靜も不相分內、事定り候はゝ、御國人失望も難計候。此所御一考可被下候。以上。

七月二十四日　　岳

雪江君

極密用

篤と熟考候へば、何とやら不面白事に被想遣候て、禍心包藏難計奉存候。

○安政五年七月廿六日在藩村田監察より先生への答書

本月十五日立五日振の御飛脚去廿二日朝到着。貴書辱致拜見候。先以

上々樣益御機嫌能御座被遊奉恐悅候。

中將樣大奧に御移被遊、諸事御謹嚴被爲在、折々御詩作等被遊候由。高兄にも右御相手被成候旨、則今便高作御示諭、再三拜吟感嘆の至奉存候。此御時節殿樣にも御仝前諸事御謹嚴被爲入候御樣子、且又大學等の御會讀每々御申上の由、漸々君德御培養肝要の御義に奉存候。先便申上候通り御相續の折柄、殊に御培養の道御大切に奉存候。就ては今度君側の面々夫々御分配に相成、何れも當然の義奉存候。既に於此表も致評議居候處、御同案に出申候。倂又兼々御側向冗員を省き候一件も此節御施行に相成可然奉存候。是迄の常例にて申候へば、此節は何れ別段御撰增員に可被仰付等に御坐候得共、

中將樣大奧に被爲入候上、冗を被省候御趣向に候はば、更に御增員には及申間敷事に奉存候。然し此邊は既に御定算追々御施行と奉存候。

一、此表の事情、今般の御發表後定て衆議沸騰、就ては議政局邊疑惑恐縮の態出可申哉と、甚以加心慮居候處、存外諸事都合宜布方。此表の事情左に陳啓仕候。

御發表後早速高知席邊の者執政へ仕懸、出府の上　君上に御誤無之趣を述、要路に罷在候者の罪狀を正し可申候事。又櫻(執政本多飛驒)松(執政松平主馬)には退役可致旨進め候者有之由。又篆遜(天方孫八)坂哥(酒井雅樂)の兩隱居、松と櫻とに逢對の義頻りに申參候事。其他御趣意嫌の列、松櫻二家へ頻りに應對に參候へども、兩大夫にては堅く取次へ申付置、此節氣分不宜旨、依て不得止御用向の外難致對面旨にて、右輩は一切不逢拒絕と相成居候事。然しいつまで篆遜坂哥等に對面無之も不可然。近日被逢候筈。其節淫僻邪曲の說咄出有之候はゝ、堅く正辭を以拒絕可有之條は、櫻松能能申談被置候事。兩大夫同前淵默の奪にて、兩間御無二念、諸事談合救助有之候事。乘荷大夫(天方[illegible])小天(天方九郎左衛門)の血脈東邊北邊氣遣敷聊油斷難出來候得共、兩大夫心志逐日愈堅固に相見へ、國勢本維持了簡聊以怠慢無之事。就中松君には近頃工夫一層上進、櫻に優れる事萬々。櫻は初間物情を恐るの意思相見へ候へども、松は頗明快。依之諸事配意、壓横先生へも無隔意相談、愈被得力候模樣。其上上東の上の處置等工夫有之候也。先生甚思慮を被[illegible]、尤松大夫を被助、且又學校役輩を被致振起、日々孜々勉勵有之候也。

番頭齋藤邊不相變思慮忠實。同僚及筆頭邊維持致居候。廿三日は諸番頭文武役輩評定所呼出、御用番申渡の趣有之大意、今般未曾有の被仰出に就ては、一統恐縮疑惑致し、自然輿論紛々、物情不穩趣に相成候ては愈御大事の義、且又御代替りに付ては、文武兩館を始、御政事向諸端御更張の義も御替りに可相成哉抔と風說も有之由。以ての外の事。申迄も無

之候へども、御代替に付ても愈是迄の御趣意御貫き被成候外無之、依之一統無疑惑、銘々職分を果し、文武の業相弛み不申樣可致候。此段番頭の面々は相當の者へ申聞かせ、文武役輩は此御時代一際精に入引立候樣心配可致旨云々と有之候。廿四日より文武諸藝業相始り候處、子弟輩不相替致精勵申候。

御領分中並公領他領申合候處、大約三說に歸し申候。一は御隱居被遊候を大に嘆息致居候說。是は中將樣御厚恩を平生難有致感戴候者にて、四民の內心有者なり。一は御役人の不行届事を惡口致居候說。是は近年の御改革等をいやがり候族にて、趣の異なる者なり。又は上を御大事に存候へども全く無智識者也。一は御代替に付御政事向もかはり候哉を申合候說なり。後の二說は大抵同情に歸し申候。皆小人俗人町人の狀態いつも其趣向こゝに出申候。可嘆々々。歲寒松柏の心則顯はる。唯有識有斷もの甚可稱可好。

（以下全封別書）

其御地御鄕內說々紛々唱出候由。左も可有之筈。史局の姦佞是其害も有之趣。夫は此表も史局は大抵俗論に出申候樣子。此局此氣習傳染久敷御座候處、一洗濯に不及已前今日に及候は殊更殘念に候。起葵（本多修理の紋 タチ葵）輪棒（狛山城の紋 リンボウ）の兩執委曲情狀承知可恐可驚葵は退役の存意申出候處。輪隨分可然と合意の由 又來書中雪江高兄の事彼是論し候事の由。輪は猶不足怪、葵の無見識又無度量、實に氣の毒千萬に奉存候。此段は有志吾輩今日乍不及國家を奉維持最大緊要の事件。今般御一件に付執參進退を始、諸事妄動妄擧、取愧于來世候樣の儀は誓て持重鎭定致居候間、聊御安心可被下候。

儀、右に付起葵當地歸着の上、執政邊厚密議正論有之候て、是非葵を伏するの積り。尤此表兩大夫始諸有志諸向靜定嚴重の事情及目擊耳聞候はゞ、葵心頗安堵の境にも可相成、其所へ

中將樣の御趣意益體認而不可怠、且平生の御仕置通り一々堅守而不可失。又當時の諸有司中適其職而無過もの益任其事而不可動。萬一物情を恐れ輿論に惑ひて、吾人進退を爲さんとせば、忽大亂を惹出し、

再び不可致の災を生じ可申、左候へば今日の事實に國家土崩瓦解の候又轉禍爲福の狀分明成事なり。此義を以て重々葵を辨解諭告せば、終に承服無異論に歸し可申候。此邊は小生精々の周旋を可盡、左樣御承知可被下候。右は松櫻甚以心痛。就中松擔當甚厚。右の通葵と論定の上は、松則東地に上り候也。其節は第一に

中將樣、第二に　殿樣、第三に猶大夫と、此順序に自身存意被申上度心願に御座候。此趣意は、先第一に中將樣の思召、今般の降　命に聊かも御心志不被爲動、假令他より種々申上候とも、其說に御遷惑無之、諸端御平素の御守り斷然確乎被爲極候樣、松より獻言に相成候筈。然るに就ては松其御邸へ參着被致次第、聊無御猶豫　中將樣より被召候樣相成度、是松の願に御座候。子細は輪棒大夫に緩々面接候て後に御逢に相成候ては、事の艱辛出來候事不可知。輪棒の間難所置次第も可有之に付、呉々參着次第急急中樣の御逢を被願候也。右御心定て後に　殿樣、是又時體能々御了會被遊候て後に、第一に大夫と協めて東北の事及熟議候へば、大に都合可宜との義に御座候。依之參着次第　中樣の直に御召被成候義は御周旋被成置可被下候。此段御托申候。

猶又、松參着の上、雪江君老兄へ面會の儀は、右の通松の志（兩君樣の御心志を奉定、國本を定して國論に歸せしめ、雪江を始不相替御信任被成候御基本立て、國體不撓不動事如巖如山なるを申候なり）君相の間に透徹して而後に面會被致候筈に御座候。是松の深意に御座候間、聊御懸念被下間敷候。此段は雪江へも密々御致意被下度候。

此般の御一義に就ては、初間より松を第一に賛助樣通仕候處、此老頗る任底の意志厚く、胸裏甚明白にして、顧慮疑惑の狀態無之、感心の事に御座候。是爲國家奉可賀候。尚又横、長（横井平四郎長谷部甚平）兩先輩も聊無油斷夫々配慮有之、同僚邊も何れも勢氣能相揃居申候。此等御案事被下間敷候

高孫（執政高田孫左衞門）定て苦辛察入候。人艱難中に立ては益志氣振起充滿、自己心地の大々修行地と心得可申事、今日吾人の工夫可致事に奉存候。此段高孫へ御物語

可被下候。
此國米價九十六七匁高貴可驚事に相成申候。併作底は近來愈宜敷、七歩に參可申との沙汰に御座候。此外得御意度事如山如海に御座候へども、讓後便候。謹言。

七月廿六日夕認　壽　拜

景岳賢　契

再啓。折角時候御厭爲國家御自玉奉專祈候。愛軒及南陽諸子へ宜御傳言可被下候。愛甚堅定忠欵の條可稱。南陽は甚慨嘆閉塞と存候。雪江君衆論紛々に遷動無之、哀痛の極益志氣不挫頓樣祈る所に御座候。

○安政五年七月廿七日在藩長谷部司計より先生への書

尙々御留守御壯健大賀御安意可被成候。御作感吟に不堪。小生輩は折々小楠對酌、時として末松抔の空談を肴に消日御憐察可被下候。以上。

中元之貴簡相達、恭拜讀。如諭殘炎尙熾に御座候處、先以
上々樣益御機嫌能被遊御座奉恐悅候。就中
中將樣益御機嫌不被爲障、格別御愼深く被爲入、折角御詩作御習字など被遊候御樣子相伺、
殿樣にも日々綱目御素讀、大學御講說被仰上候由、難有奉存候。唯々御志操益御堅定被爲在候樣、必至御培養奉祈願候。隨而堅兄愈御清祥、則、少傅御兼掌、雜務御多事、嘸々と拜察候へども、是非左樣無之ては不相成と祈念相達、安意此事に御座候。唯恨省冗之儀未整、今日之場に相成候事扨々殘念。但今日の御處置極て緊要、八方御注意仍舊感佩仕候事に御座候。雪江、愛軒彌增惓々忠勤之態被仰下、欣賀。別て愛軒書中に志操無二念、意思相溢れ、可憐可喜可賀之至り。然るに復君被召歸候處云々、則先便にも此人胸中不安處有之故、何等之狼狽狀可有之哉とは、案候事に候へ共、斯迄暗昧消沮に可及とも不存寄、扨々沙汰之限り笑止千萬。乍併此境先日以來八方周旋、頗堅定の景況、聊か御安意可被下候。別て

川端一層長進、他上途前、尙更培養忠告精々配慮、最早充分透徹分明に及申候。近日復歸途次第一論相定、直に上途之筈、其節の手筈は蠶兒より可及詳陳候。小楠此節開導慫慂極有力大慶致候。尙滯留一件宜御配慮可被下候。

大樹君御發表も在千近奉恐入候。旣に外藩連及之議も有之處、右にて猶豫との由、一時專浮評も有之位之事に候。諸有司も悉外轉、皆死地に措くの處配可惡之至。魯英情狀委敷被仰下、如何落着に可及哉、ハルレス扱にて可也、承知可致哉。和親條約苟且相濟て後、條約疎漏より事破れ可申哉。內亂は可制、外亂不可禦に陷可申か。却思、大平宴安之季世に相成候ては、每でも人心流風善政に薰陶の久しき、恰も痲痺する如く、仰ゝ上畏ゝ權之餘り、每迄も　公儀へ尤を付け、自家を顧慮すること、不思議共申すべきか。前世之事を考ふるに歷々同轍。左候へば、殘酷暴虐、身の措き處なきに至る迄は、天命人心離革に不至哉共被存候。然則外夷凌壓亂衂、彼淸朝の如きに相成事、二年を不待かと感慨致候。貴論、實々の間運籌云々、畢竟每迄縮首退守すべき筈無之と奉存候。尙賢考御垂示可被下候。

司金局煽惑兼て左も可有之と相心得候。則天方（越藩前中老天方孫八 同用人五郎左衛門）相通じ候に無疑、此節頻に煽動籠惑に打掛居候事共笑止至極。

中君（越前中將春嶽公）より老臣（孫八）へ御懇親之御傳意之上拜領物有之由、夫にて私意を以て君意を計り、愛惜不平一時に暴發致候事と存候。是には上久（越藩士上月久右衛門）下七（越藩士下山七右衛門）の輩諸付鼓動致極也。中には大石（越藩士大圖石五郎）方へ次男八之丞を遣し、此時に奮發なくんば緣も斷へしと申程に逼り候事抔有之、大石は幸に永多（越藩士大番頭永見多門）の手に付居、其以前屢教示を受居、聊動搖に不至候也。畢竟人心不落着と申景況を仕出し候積りと相見へ候。尤今後事鎭り思ひ定ると相見へ候共、俗論、ヨマイ事追て出候事、眼前必可驚に無之候。文武局仕懸始、諸事强持之次第、追て御承知と不贅之。尾陽府下混雜之由頻に風聞、如何。水當公

感ずべし。是等は思量之外に出、御同慶之至に候。餘事海岳有之候へども、先要用のみ及貴答候。諸期後信候。恐々。

七月廿七日　脩溪

景鄂老兄

尚々時下御自愛專禱。當境五六月大雨降續、田面弱育に相成候故、殘暑久しきを恐れ、蝗害を患へ、且諸國の釣合に米價登貴、人心不安之處、時候尤順應に相成、此儘故障さへ無之候はゞ、昨年に稍優る方と申事に候。此頃一兩日殘炎如熖、尤蝗を恐れ候處、昨日は大雷雨甚佳境に入申候。先々難有事に御座候。市說俗論不相變之事に候へども、米價登貴在々出米無之、小買米差支と申物議有之候に付、先日來一俵九十匁立（手形は九十にして四匁ばかり）於市廳米屋共のみ見立、御拂米取扱申候事に候。先日於加州表（金澤丼に富山邊）米價御國札百五匁計に至り、城下大騷動に及び、市尹兩人黜斥賤糶之取扱に相成、漸取鎭に相成候由、佐々木へ御傳語能く申聞鎭定爲致申候。三隅外宅御尤宜御傳聲可被下候。余事後音。草々不備。

○安政五年七月廿七日在藩林矢五郎より在府横山猶藏への書

啓上。先以奉恐悅候。隨て愈御壯健被成御勤學珍重奉存候。當境御留守御揃御多福被成、御起居目出度奉賀候。小生儀依舊無異罷在候間、乍憚御放念可被下候。

一、御地先日之一件、何共絕言語候次第、御同恐奉存候。御飛脚逗留漸十五日着、段々洩聞仕候處、婦女子の如き心にも相成、俠客に均敷氣とも相成、一兩日夜之間胸中も朦攪、裁決可仕候處、追々制心相考候得ば、全く右樣可致義にも無之、慷慨歎息之事に候へども、古今斯樣之事は轍路有之事にて、是又全く勢と可申奉存候。人間萬事塞翁が馬にて、是等の義却て後日之祥瑞とも可相成哉。憶考祈念仕事に御座候。只々此上は今日御機嫌克、春秋御長久、時運到來、兩君心を齊ふして治平を御求被遊被下候は、行先之盛業赫々たる事と奉存候。當今之勢段々默察仕候得ば、長く執着可致時節にも無之、左候得ば宜く手を引く時機到來と奉存候。此上は御同事精勤勉勵、是迄の時態搖惑無之樣、愈以心を盡し候より他事無之事と奉存候、如何。猶亦御示教被成下候樣奉願候。

一、諸夷渡來の由、（ハルリス大心配と存候）今度の一條無事取扱不申しては、墨夷數年の精神一時水の泡と相成候樣の勢有之候故、不得止心配致候事と推察候。只々英夷兼て承り居候氣質に候得ば、如何の義申出候哉、何ぞ別段氣強く申立候樣の義には相成不申哉。

甚だ懸念罷在候。

一、此度の一件に付、帝都への模樣は如何に候哉、當今閣老定て道中と致遠察候。何分御三家彦根等之内にて出京有之候風聞に有之如何と存候。全體彦根君臣之家風、幕府ある事を知て、帝都ある事を不知樣に存居候樣承居候得ば、意外の事改め發生候樣の事は、甚以て懸念罷在候。御隙も候はば爲御聞被下候樣伏て奉願上候。其御地に罷在候得ば逐一相分り候へども、御國にては悍然無聽、模樣想像仕候のみ。小生其表出立より僅兩月餘、天地の變革可申樣も無之、歎息之至りに奉存候。當境にて、誰一人噺合可申樣も無御座候。自獨苦心のみ、御憐察可被下候。

一、出立前御噺、鳩の門内の一條、聞調申上候樣被仰聞候。此義全く源頭有之候樣之義には無之、彼者の氣質如此事近頃漸く承知仕候。近日之一件に付て彼者并此外にも一兩輩斯樣の人物有之、出府致度樣申出候。如何の見詰にて候哉聞承候へば、其人々元より見詰無之、斯樣の事態に相成候得共、模樣申聞候者も無之、相分不申故、出府致度抔と申樣なるものにて、志堅而知昧と申人物、込り入候ものに御座候。

一、明道館模樣相變義も無御座候。少々の變革は有之候得共、申上候程の義に御座なく候。橫井先生每朝登館會讀も有之、無此上面白き事に御座候。眞に非常の先生と奉存候。此人到來は御國の大幸無此上事と奉存候。是迄の勢全く水府に擬摸致し候樣にて、可恐弊事出來可申旨也。此義は日々講究の事に候。餘事申上度事山々御座候得共、取込草々重鴻と申縮候。折角々々時季御自愛御精勤奉祈上候。頓首拜具。

七月廿七日　　林　矢五郎

橫山猶藏君

尙々時候折角御保護專一奉存候。出府中は何角御介抱、且彼是御送別被成下、御厚情千萬難有奉存候。一體只今迄二月中旬御何音信過失敬奉存候。堤氏は不相變無異に候哉、御地實況も不申候間、乍憚宜御鶴聲奉願上候。大亂中學問云々奉願上候。當方同社之御用奉待候。不備。

一、御預り持歸り候御品、追に御留守迄御届申候間、右樣御承知可被下候。以上。

御一見後御火中可被下候

○安政五年七月橫山猶藏より友人への書の斷片

一筆啓上仕候。殘暑之節に御座候處、先以て君公益御機嫌克被遊御座恐悅奉存候。隨而貴兄愈御壯勇之至重々目出度奉拜賀候。次に小生義至て無異に研學仕居候間、乍憚御休意思召可被下候。扨昇光景誠に可申言も無之、我君は義物之爲に御隱居被遊、水尾の二君も右同樣、天下の事最早是迄と存候て、御同事に奉恐入候。右之一條委細可申上候へ共、殘念之至り落涙に不堪、筆紙難盡、猶や拂涙一筆申上候。如此義事相成候者は全く井伊に御座候。誠に天下德川家の大姦人、其上才力も餘程相廻り、中々以て一通り不成者に御座候。有三家へ加害の極意極めて有之候。必ず／＼御他言御無用。右之分は去月より非常に御上にも御粉骨被遊、老中へも度々御出に相成候處、水府尾州の二公も御上之御粉骨に感心致し、是も去月より非常に骨折申候て、正論大に盛に相成、段々工夫致、廣大に相考へ、彌挽回の時勢にも相運候と存候處、去月假條約幕府違勅致て、當人に

條約致し候。是に依て一橋公大に御憤發被遊、去月廿三日不意に御登城被遊、御大老々中へ手強く違勅之段御責めに御成候處、閣老一言の申分無之、恐入候て居候處、一橋公愈御怒り被遊、何分京師へ自分罷出、（以下紛失）

○安政五年七八月頃在藩村田監察より先生への書

先鴻三岡氏へ御托之貴書、及去廿二日之御翰相達拜誦。增寒之候、先以　奉恐悦候。隨而奉大賀候。此頃少々御眼病にて御困り被成候由、其後は御快御入被成候哉、折角御療養奉專祈候。御留守にても愈御安全御入被成重疊目出度御儀御安慮可被成候。其御地之光景參考生より縷々承知、大に御面晤之心地に御座候。邸内の事は御精配に依て追々御都合宜發趣、御同悅奉存候。周斤始君側の面々も精神注張の由、別て奉賀之至。

是迄先鴻認懸候所、俄頃去月廿八日便到着公私數通檢閱移刻、依而執筆之暇無之、漸く宋山子迄御請取のみ指出申候。御海容可被下候。

去る廿二日、廿三日の次第は、御翰の外高孫より之用帳、并宋山より拙へ、愛軒より修谿へ明細申遣候に付、其節之事件委敷承知仕候。扨々世道增否塞を極め、無限感慨此事に御座候。如仰嚴敷穿鑿等も有之候はゞ、爲其却て　御積愁をも可奉霽道筋も開き可申所、晦蒙否塞黑白難分世界如何可相成やと心痛の事に御座候。乍併　中樣御儀是迄　幕廷へ被對無御二念御精忠之至は、實に末代宗室家の御龜鑑、與日月爭光と可奉申、又高兄に於ても、啓沃贊成、今日の天下世道の爲め日夕被盡御　心候義は、無愧乎天地御事と奉存候。決して殘念なる事に被思召間敷。扨當夜の樣子甚急迫之所、無殘處御始末宜敷、上々之御都合に相成、御同悅に御座候。此上は一日も早く御埒合付候樣御消息相待居申候。只御留守御母堂樣の御事御深憂之趣御尤至極、其夜拙罷出、次第之事委敷御承知被成候方却て御安心にも可相成哉と、逐一御話申上、且又紛々世間取沙汰必ず御聞取被成間敷旨申上候處、能々御了解被成、平生之御氣象

少しも御損し不被成、甚だ御決斷宜敷、眞に大丈夫之思召と感嘆之至に奉存候。御隣家田代氏抔より辱なき妄說申上候間、甚だ御驚にも相成居候所、參考生も參り、又瀧生より極密高島迄申遣し候事共、夫々御熟聞に相成候處、且拙より申上候處、何れも同斷如符合、依て愈御了解に相成、聊も御疑惑無之候間、御安心可被成候。此頃は紛々と輿論御耳にも入候由に候へ共、只拙輩の申處のみ御信用相成、少しも外々說に御頓着不被成、只管御留守中御締り等の事や、又琢磨樣御勤向等の事迄、無殘所御配慮被成候は、返す々々感心の事奉存候。先達は貴邸の新居御造作御成就に相成候處、何かも御間取御都合能く、是等も高兄御留居中の御成業、迚も世間尋常の所不及に御座候。尙又修繕、拙罷在候上は、御留守之事は甚御深案被成間敷樣奉存候。

臭(猜執政)之表裡有之趣、今便も委曲宋より承知、扨々言語同斷、藍も近々歸着、依て其前地固め肝要と、過日來横先生にも種々苦神彌縫有之、此節は櫻菱へも度々被參、切瑳有之、依て執政諸有司の間隔を解き、諸事無間隔樣必至と相堅められ、他より何程姦言邪說有之候とも不可入を以て、今日の國是と相定候事肝要と申事に相成、既に此頃櫻宅へ横菱、作篤、拙以上五輩會合候て、十分打融而々裸議に相成、互に舊來之病痛、現在の失誤迄打明し、菱の思簡樣々も頗る融解、別て櫻には舊來之柔情俗態成事其原因有體に吐露有之、今日深省悟之趣、特に珍重に奉存候。因て又近日執法を加へ候て、能々磨合せ、其上にて司計郡宰に至る迄十分打明、國是可申合との決評に御坐候。執政諸有志無疑念能折合居候時は、懸引進退自ら自由申迄も無之事。今鴻、復へ重々御忠告之條御深案御尤至極に奉存候。然る處先々右等之次第迄には參候間、左樣御承知、深く御案し被下間敷候。此上今一層、復の胸中明了相成候へば、自度更張は左のみ難事にて無之。今日程の世道否塞人情紛々たる事にても、要路無間隔、頗る一致之體立時は、嘗膽伏薪、深韜晦、臨事不後機事は必出來可

申事、鏡に懸て如見。若し不然時は黨難の災起て、再不可爲。左候ときは今日の場合は眞に治亂與亡の堺、深可恐、可戒。

修谿近頃一格の度量工夫出し來る、可敬服。櫻、葵、甚先生を愛敬す。横の衆人に愛敬せらるゝ所、是横の不可及所。

此頃京便着來書言去月廿四日間閣初めて參内、酒井若州同作、御進献物種々、賂之、同日卯刻家茂卿正二位權大納言宣下、同廿五日卯刻將軍宣下、同日辰刻内大臣宣下、右將軍宣下に付、勅使廣橋前大納言殿、萬里小路前大納言殿を始め、當月中旬京師御出立と申事。且又間閣には不遠内御出立に可相成との説、又一説には未だ御出立は有之間敷哉とも申す由。

右之外異聞無御座、尙重便可申述。要用のみ如此御坐候。不宣。

翠　君　　　壽　拜
几　下

尙當節一入貴體御自愛奉祈候。參考又幹事へ御加書之趣夫々申聞候。貴書は不被下、來書中の事は宋山より申參り候趣に心得可申旨敬諾。今鴻宋山へ別段縷々返書不致候。此段宜御致聲可被下候。以上。

○安政五年八月一日水戸藩士原田誠之介より先生への書

拜啓。殘炎甚敷候處、貴恙如何、追々御快方之由、折角御加養可被成候。扨は弊邸一事追々御承知之通り六ヶ敷勢に相成申候。只今御城付より申來候、駒込老寡君へ是迄付居候者、不殘引替、讃州初め連枝方之人數を以、嚴重相守り候樣相成候かの趣に相聞候旨申來り候。貴藩如何に御坐候哉相伺度、實に以て不容易樣存候間、先づ不取敢此段得貴意候。中根君御始めへも宜御致意奉願候。取急ぎ大亂筆。草々頓首。

八月朔日九半時認　　　誠　之　介

左 內 樣

昨日は三岡兄、橫山兄、御來臨、御論も御坐候處、最早夫處には無之、大發し申候。いづれ其內御申合申度。草々以上。

○安政五年八月一日在府平本平學より先生への書

左 內 樣　　　平 學

親 展

不及貴報

昨今漸晴色、乍然秋暑酷甚、御容子如何に候哉、日々彼是より承及候故、態々御見廻も不申上打過ぎ申候。昨日等御快方之趣承申候。尙又御加愛專祈申候、且此頃迄は應接對話等は不宜趣承候故、指控申候。別紙之趣御相談も申上度候得共、是又指控一己に相勤居候事に候。依而別封粗相考懸御目申候。可否御良考敎示希申候。後刻一方御見廻可申、其節之代辭にて候。猶御考置可被下候。他に聞せ候も如何故旁書取申候。餘は後刻拜眉と。草々以上。

八 朔

一、朝五つ半時迄 此日五つ時御定省。
日々無御懈怠毎度御案內有之。

一、朝四つ時頃より大學。
但し去廿六日迄に荒々辨說一過相濟。
廿七日より昨日迄に序文一過
今朝より復本文に相移候故、本文註解共　御讀被遊候樣に申上、其通り相成、字義等御穿鑿被下候樣相願、三綱領并講說話申上る。

一、夕八つ時頃より綱目御自讀。
但し大方一と時計りづゝ漢孝惠紀迄相濟、追々御讀馴れに候得共、音訓等譯語等不少候故、成丈け緩かに御間違無之樣申上、初めの程は少々之事は御赦し申上置候得共、追々日數も相立候故、此頃にて相違之處々は一々申上候、且間々平學、彌六二三張づゝ侍讀申候。追々

御小性共壹人づゝ御相伴と可致歟。

一、夜分御昏定之前後、越藩史略御讀被遊候節罷出居、是所成丈け御誤り無之樣申上、右書中の事故により、御家の事蹟、又御家中之家筋等之御咄申上就ては事により名蹟考も御慰ながら、入御覽候事も有之。

一、毎朝御櫛中御看書被遊候樣申上置候事、御懈怠有之候へば又申上候。

一、右之通り日々御所業に御坐候。其間には御寫字被遊候。

中將樣より御所望の義も有之、就右近來御習字の事は不申上候。

一、朝夕の經歷に就候て、是と御進達の色も不相伺候。唯々始終致知格物之義を不離申上居候事。どふも未御咄しが出ると申趣に相成兼候。是迄唯々優游御消日に御仕來と被相伺候。御寫字は御好きと被相伺候。日の内御間斷と申こと無之候得共、時々御欠伸御怠惰之狀は相伺候。是も無理に無之歟。秋暑の節、終日御正服御正座のみ、御壯年樣には不可然御動靜に候。

一、御目覺六つ半時、御寢五時半過。

御食事隨分御相應被召上、是と御好き嫌も無之候。

御點心御菓子大方毎日

御兩方樣より被進有之候得共、少々ならでは御箸付無之候。甘き物は御嗜み無之趣なり。

先づ日々御動靜荒增知此。晝夜共成丈罷出居、御動止相伺居候得共、是と圭角不相伺、何分柔順體之御性質と奉存候へば、尙更御仕向け通り、大事と心配罷在候。御家老中も一兩度被罷出候事有之候。

○安政五年八月二日中根參政より横山猶藏への書

大略。水府一件追々御承知之通り、次第に艱難慘酷な極候樣子、何共致方も無之。夫に付今後は駒籠兩邸（水戶の駒込小石川の兩邸）へ近寄候はゞ、如何なる奇禍連座の事に逢ひ候半も難斗。與力同心の類も半は晝夜在宿不致、調らべ步行と申沙汰も有之、自然あやしめられ候間、甚大事に關係いたし可申候間、以來水府之消息は藤森抔へ手寄承樣致度、決して直々之通路は無之樣致度候間、此段御心得、必ず々々彼の方角へも御出懸無之樣致度と申、當邸之衆論に候間、右樣御承知、此

方は御禁足可被成候。扨々無是非世態と相成申候。御心得迄草々頓首。

八月一日　　　　　　　　中　根　靱　負

橫山猶藏樣

密　啓

○安政五年八月二日在府三岡石五郎より同橫山猶藏への書

黃產君（橫山）　山跡（三岡石五郎今の由利子爵）

御　親　展

拜啓。陳ば昨日薩御出之由、遠路態々御苦勞に奉存候。水此度之義は必沙汰之通り、自分求候義に相違有之間敷と存候。右に付當時頻りに越も同意にて可有之との事にて、幕より探索手を廻し候由、如何にも油斷大敵に候間、當分之處貴樣御他出幷外屋敷より參り候義も悉皆御斷りに相成候樣致度候。尤今朝同志中談之上、小生より申上呉候樣之義に候間、右樣御承知被下度候。就ては小子義も其御屋敷へ御同宿致度義に御座候。罷越候ても可や、止宿差支も有之間敷哉、御問合申上候。否御報可被下候。右爲可得御意如此に御座候。早々頓首。

八月二日

追而止宿之義六ヶ敷候はゞ、御同宿無之候共、學文所內に有之間敷哉、御賢考之上御報可被下候。以上。

○安政五年八月五日薩藩士堀より橫山への書（實は先生への書なり）

橫山猶藏樣　　　　　　　　堀　仲　左　衛　門

貴　答

芳翰忝拜讀仕候。水藩義は去る二日太田（資始前閣老也太田備後守）より家老衆人御召呼有之、猶御立義如何にも御尤の事候に、一橋樣井伊掃部頭御取止相成、竹腰、水野心得も御流れに相成候。八日より御登營發しに相成事候間、五十日間は暑合け有之間敷と申事に御座候。前之通り罷成候義は監察府よりも先例無之事哉に候間、御斷申上と一同より申出候由。水にても大樣にいたし置候間、右樣御含被下度。

一昨日彼藩有志とも熟話仕候。

京師御模樣は別段相分り不申候。先は當用まで。匆々不一。

八月五日

○安政五年八月七日先生より中根參政への書

鄕便に付一寸御相談申上度義共御坐候間、御閑之節御屆臨奉希上候。早々以上。

八月七日

拙　　　　　　　　　　　　居

君

○安政五年八月八日中根參政より先生への書

密啓

先時猶又御申越候政令法度、依舊貫告諭之儀申合候處、政府內狀に今後御趣意相換候抔と申物議も有之候に付、諸有司評議之上、文武館を初め、政令書一の御趣意通りに候間、決して訛言に動搖申間敷趣、諸番頭へは執政より、諸物頭へは執法より、末々へは支配頭より諭告有之由申來候趣にて、左候へば當前之鎮痙劑は已に投與の事故、今便又々御觸抔と申も繁重に相成可申、幸ひ起葵子(本多執政の事)歸北の事に候へば、不時御登城之云々、且此度之御一件は、御政事治否には係り候義には無之段、起葵子より重臣又は無止事筋へは諭告可然に付、其段政府より可申遣と申事に相成候〻丁度川端歸北之節抔亦一新して、御直書等持參に相成候も可然歟。何分今便之所は先づ前書之趣に申談候。御異存有之候はゞ可罷出、御同意候はゞ甚取込候故不罷出候。所要のみ。早々以上。

八日　　拙　拜

鄂　兄

○安政五年八月八日中根參政より先生への書

親披

鄂兄　　拙より

內秘親展

一つ廉道理詰之積にて書取、返答承度と申越候心底、老か愚か何分笑止千萬之事にて候。呵々。大、(天方孫八)之上疏懸御目申候。是は越國之老公とも可申事にて、連枝之者を以て警固爲致、文通應對共指留度位之事に御坐候。老賊を以名付可然候。中將樣より小ヽ(天方五郎左衛門)へ御直御沙汰も被爲在候御樣子、拙より何も不申越候ては却て作意に當り候故、少々返答認掛候處、如何にも其分には難指置箇條共に付、次第に長文に相成申候。是も汚電覽申候。村田へ御序有之候はゞ、上疏丈は御廻し被下候ては如何、左候へば寫取候て上可申候。以上。

八日

○安政五年八月八日中根參政より先生への書

○天（天方孫八）書寫上申候。

當公御覽に入候儀も存付候へども、左候はゞ遊庭（天方孫八）を其儘には難被指置御筋合にも可有之哉とも存候故、指控置申候。實に典刑に當候はゞ大不敬之罪無所遁次第と被存候。猶面晤に御談し申上度候。以上。

八日　拙　拜

鄂　兄

○安政五年中横山猶藏より慶永公へ呈したる意見書

乍恐謹而大抵見積りの通り申上候。

一、近年西洋諸國大に相開き候而、萬國通交致、次第に強大の姿に相成候。其中にも魯西、英吉、墨夷の三ヶ國に御座候而は、益富國強兵の勢に御座候て、互に合從連衡致候事、既に五大洲をも併呑仕らんと致候。是必其本源有之候と被考候。然るに此時に當りて、乍恐日本の御國體不相立、幕府の御政體日々に因循、御勇斷の御長策不相立、唯々爲彼被制候勢に御座候。是又深根源有之候と奉存候。眞に[illegible]日本開闢以來病弊に御座候。若如此而已の勢に相成候ては、巍々堂々たる神國も必爲被掠奪いたされ候事無疑と奉存候。左候へば。征夷の御職分不相立上は以て天朝御代々の尊神に御申分相立不申、下は以て萬民塗炭の苦を如何被遊候哉。實以て日本に無人も同様に御座候事、眞に嘆息に堪へず。

乍恐當時の御役人に御座候而は、御役の御工夫不相付、唯惰弱に端を開き候と申に恐れ、彼の申通りに御免に相成候と存候。爲一如此事に至候ては、吾が有用の者を以て彼に送り、彼が無用の者を以て吾に送り、彼よりして吾國を[illegible]候様に相成候哉。左候へは日本御國中文武の御備不相立、天下の人心日々に離散仕候而、必内外一致の大壞亂に相成候義と奉存候。此時に至て、假令英雄俊傑の士盡力候共、致方無之候様奉存候。申上候迄には無之候へ共、御上には徳川家の御家門に被爲在、列藩の御頭にも被立候御身分に被爲在、分て近頃に至候ては、御英名益御盛に相成候而、天下の諸大名幷に英雄俊傑の士皆々御徳を仰ぎ奉り候。左候へば御國の安危、天下の有志者の望をも被達候事、畢竟御上の御一心に有之候と奉存候。何卒御盡力被遊、日本開闢以來天下の政教文武兵制の立方を御改革被遊、有志の大名は不及申、天下俊傑の士を御用被遊、御手前の御備十分に御立被遊、而後制夷の御計策御仕向被爲在候而、再び神州、徳川家の元氣挽回被爲在候を第一と奉存候。夫れに付候而、乍恐愚策申上候。

一、何分徳川家非常の御人に無之候而は不相叶候様奉存候間、御上にも兼而御心配被爲有候様承り及候西丸様、非常の御人體にて御定可相成、次に御役人是も御人撰、御改革被遊候を第一と奉存候。兼て承り候に一橋公誠に以而御賢明の由、何卒此御方に西丸様御極

り被遊、御上には御後見に被爲有候而、　神州の興亡を御意懐に任せられ、天下の政教御改革被爲有候を可然と奉存候。

一、其上にて可恐は魯英の二國に御座候。兩虎の勢并不立、是非日本と戰爭相始い候事無疑と奉存候。左候へば、第一彼の罷出候處は、江戸大坂并に函館蝦夷へ罷出候と奉存候。左候へば右の三ヶ國非常の御備へ無之ては不相叶と奉存候。依て當時の天下の大名大に疲瘦仕候間、少頃く國本へ御歸しに相成、文武兵勢の二つを改革致、嚴重に海防備を相立候樣被仰出、其上三年に一度御機嫌爲窺、幕府へ罷出候可然奉存候。其上水府老公御召出に相成、江戸表の總大將の任悉く御任せに相成候而、御旗本向え非常の御備向被仰出、其上にて文武の學校御開きに相成、非常の人才御人撰に相成、其役仰付られ候て、航海兵勢其外萬國の學問等御開き被遊、天下の人才御教育被遊候を第一奉存候。

一、大坂表は、　天朝の近邊に御座候間、第一御備無之候而は不相叶候間當時、德川家三家の內、紀州尾州を　天朝の總大將に被遊、其外小藩の大名御付被遊、大坂御固めは土州公彦根公阿川公に被仰付候第一と奉存候。

一、蝦夷表は指當り御開き被遊候を專一と奉存候。此考は當時格別御聰明の肥前公薩州公御遣され、航海物産の方御開きに相成、其上交易館を立、萬國交易被致候間、富國强兵且は兵勢の備嚴重に御立被遊候、第一と奉存候。左候へば二侯の交代莫大の費に御座候間、幕府にては御金を被下御助被遊樣に奉存候。

一、何分海內を擧て御備を被立候樣奉存候間、第一諸大名へ分付、軍艦を拵へ候樣被仰出、十萬石に軍艦一艘、蒸氣船一艘を拵へ、其分に而、百萬石には二十艘の積りに被仰出、航海の術修業致し、且は交代其外遠方へ罷出候費を省、便利の好きを第一と奉存候。然しながら右にも申上候通り、此大名困究仕居候而、幕府より御金を以て御助け被遊候て可然と奉存候。

一、今度墨吏の願上候旨、能々御糾被遊、其上御條約御定可相成、江戸表商館を立候義御免し被遊、萬國交通被爲有候を可然と奉存候、此義も中々不容易事に御座候間、御大名御旗本御人撰被遊、其々の役被仰付、急度御條約通りに相成候樣可然と奉存候。其上にて墨吏に申付、軍艦蒸氣船數十艘、并に航海術造作に達候人物御召寄に相成。御當地表に於て其人を撰び、折角修業致せ候を、第一奉存候。其外諸藩有志の者御撰被遊、外國へ御遣しに相成、彼の情體、且又實用の戰爭、并に學問、兵勢の立方、聞見致させ候を可然と奉存候。

一、大坂表は　天朝の御近くに御座候間、交易の義は堅く御斷被遊、江戸函館の二ヶ所に而交易御免に相成候樣被仰付候て可然と奉存候。若如此にて御手前の御備嚴重に御立被遊、人才を拔擢被爲有、益忠孝廉耻の大道を明に被遊候へば、萬國共辟易致、彼吾か利心を耻、必來て仁義の法に則り候樣に相成候と奉存候。左候へば吾神國よりして此大道を明に致し、終に五大洲をも併呑致、神州の恥辱を奉ㇾ雪、德川家萬代の御長策と奉存候。愚臣の如は淺知不省の者に御座候へ共、日夜神國の安危を奉思、感慨の至に御座候。誠に過言の罪難ㇾ遁。不ㇾ顧ㇾ恐、謹而申上候。伏希一度御勘考の程奉願上候。再拜。頓首

○安政五年中横山猶藏より先生へ送りたる意見書（横山京都に在りし時の作ならんか）

愚存申上候

一、此頃深く勘二考形勢一仕候に、不レ可レ成の勢、最早乍恐日本は是切と被存候。中迄には無之候へ共、先年より既に萬國益相開き、我國へ手付候而より、近は既に五六年に相成候。其時より今に至る迄、上は將軍樣より下萬民に至る迄、皆々憂を抱き心痛仕候樣に相見候へ共、今に至而一つとして形勢の變革致候事無之、唯次第に姑息已に落入候。彼は年々日々に相開き、益强大の勢にて、萬國通情、天地共居の理にて、四海をも一變仕んとする勢に相成候。是誠に自然の理にて、英雄豪傑たる者反復勘考仕候處と存候。然るに我國に於候而は、唯々因循姑息已に而、乍恐君臣共に不其道。たまたま有志感慨の者御坐候へ共、固陋の舊見になづみ居候故、當時の時勢大變革の處置に至候而は更に不相分、今に至而日々に衰弱の極地に至候。今の勢を彼よりして實に相考候へば、誠に以腰拔同樣、日本には更に無人と相見へ候。眞に痛哭流涕の至。爲二人臣一一度不レ解二此憂一、誓て不レ立二天地之間一存候。右に付愚存申上候。京師は御承知の通り、　主上益御英明被爲在候へ共、其餘はことごとく固陋の見にて、外國の時勢は扨置、我國の形勢をも不相分候事にて、其に此大事候事は中々六ヶ敷。尊兄も既に其御見込に而、御出府被成候事に御坐候へば、此上は何分姑息の幕府たる共、　御上にも兼て御心配被遊候事に御坐候へば、此上ながら閣老に十分决心致させ、海防掛諸有志の面々合力、　天朝の事共幕府にて御引受被遊、西丸君は申に不及、夫々有志の御大名拔擢被遊、大變革の模樣に相成候事と存候。左も無之候ては、危急目の當りに御坐候。其故は墨吏とても、大抵日數も有之候事に御坐候へば、いつ迄も御返事無之候而は、必發憤難論致候事無疑と存候。且又京師の方よりも

先達て被仰出候事も有之候へば、幕府の御勇斷不相立、一日すごし姑息成を御覽被成候へば、益固陋の見識盛に相成、其上諸大名の內にも往々阿諛の御方多御坐候て、　京師の方へも色々の姦事內々申送候へば、乍此上六ヶ敷事に相成候。且又西洋諸國、魯西亞英吉利西の二國、兼て我國を窺居候へば、墨吏の處置を見て、不遠して參り候事目前に御坐候。左候へば唯今の處一日も早く不レ失ニ機會一御處置無之候而は、噬レ臍とも難及勢と存候。然るに此頃の勢相考候に、右樣の御勇斷更に不相立候。迚も見詰も無之候へば、見詰の無き御處置無之候はねば不相叶と存候。尊兄も兼而御咄の通り、乍恐當時の將軍樣且閣老方にては致樣無之と。如何にも御咄の通りに御坐候へば、此上は何卒幕府を宛に不成、御上には御宗家の御事にも御坐候へば、德川家に御替り被遊候而、天下の大事を御引受被遊候樣に致度存候。何分唯今の時に當り候ては、萬世實に罪名を蒙る覺悟にて事を仕出候はねば、中々善名を淸うする積りにては大事は難成候。左候へば幕府にも先達て御大老出來仕候處、是にて幕府の事萬事相知れ申候。當時如此非常の時に御人撰目も無き同樣實以恐入候。且又　御上にも御滯府被仰付、此義一通り相考候へば、御上には御英明と云、其上先年より打續き非常の御心配被爲有候故、誠に幕府の御見識各別共相見へ候へ共、克々相考候へば、左に有ず、一通り有志の口ふさぎと存候。其故は唯々火急之大事目前に山の如く有之候へ共、　御上には御滯府已にて、別段御任せも無之其上先達てより　御上の被仰上候事一つとして御用ひ無之、實以歎息の極地に御坐候。左候へば迚も腰拔の閣老御責め被遊候よりは、當時有志の御大名御召寄に相成、十分に　御上の御思召通り御硏究有之、其上にて日本國中不殘御手分を被定、大御變革有之候を、當時の御急務と存候。左候はねば、前に如申、いつ迄も腰拔同樣なる者相手に取り候而は、數十年の末に至り候而も事の大成候事無之存候か其內早や日本は彼の者に相成申候。右御手分

の義は別の事に無之、有志の御大名の内、土佐侯、水府老公、薩州侯、肥前侯、伊達侯、其外有志の御方克々御吟味有之、右の内御出府の御方は申に不及、御在國の御方は別段御內々御人撰にて御使を被レ立、十分に彼國にて理解致、御自分の御思召に而御出府被致候樣仕掛候へば、當時非常の時に御坐候へば、必御出府可有之と存候、御出府の上に而、　御上にも十分に御研究被遊、合二御心力一一度に被仰立に相成候へば、如何成腰拔の閣老なりとも、唯今の成に而は相濟不申候。右御手分の義は、兼而尊兄も御咄の通り、西丸樣の義は御一統申に不及被仰上に相成、其外水府老公幷に　御上には御宗家の事にも有之候へば、御後見御政事ことごとく御任せに相成可然と存候。土佐侯、伊達侯には大坂表御任せに相成、此處に而萬事開港其外軍艦器械等成作被致候樣可然と存候。肥前侯・薩州侯當時第一の急務たる要地蝦夷地御任せに相成、十分に御開き被成候を可然と存候尤も蝦夷地は廣大の處に御坐候へば、諸國よりも夫夫人撰に而人數指遣候樣可然と被存候。其上に而諸大名高割にて申付、軍艦成作致させ候事。尤軍艦成作の處は大坂並に江戶蝦夷とに御定有之、人數指遣し、三ヶ所にて天下の軍艦成作致候事。其上にて外國人を被召寄せ、萬事相研究致、航海術相開候事。右の如く有志大名合二心力一被仰立に相成候而、御聞入も無之候へば。幕府は此切り。左候へば是上は京師の固陋の見識に成共相從候と、皆々御引取に相成候樣、ふみ切りて、名々御願被遊候へば、尚是時如何成幕府たり共難捨置可存候。何分右の如く有志の御大名合力粉骨碎身の御覺悟にて被仰立に相成候而、其上にて益明天地共居の理我よりして五大洲へ使を立、結レ交、萬國合せて我國を尊信致候樣致度存候。若し萬一如此に致し、戰爭に及候へば、其時には皇國の猛を以て萬國に乘出し、武力を以て切從へ度レ存候。何れにも右申上候如く唯今の因循姑息の政事に而危急目の當りに御坐候間、一日も早く右の如に相成候樣存候。其外幕府にて御變革可有之事山々御坐候共、

別に不申上候間。左樣御承知可被下候。

○安政五年八月十四日在藩村田監察より先生への書

別紙之趣、伊丹藏人より服部熊五郎まで以密封早急此表へ相屆吳候樣申越に付、直樣態飛脚相立、十日相發十一日夜到着、十二日了介より密封指出致披見候處、天意更に難有　思召、此般の降　勅、實に彼の義時が梟威を挫、狂暴を制するに足れり。今日の否塞を開通し、他日之中興を啓發致候鴻基とも可相成、旁以不測之至、此道未墜地之處、彌以爲天下奉大賀候。但此上は一刻も早く事破れに相成不申候はでは、此度の降　勅も徒然に可相成奉存候。定て水府京師留守鵜飼殿急々上策之上は最早此節にては水藩より夫々御傳達に相成居可申奉存候。萬一水藩にて恐懼致し直に發表不致候はゞ、事不成のみならず、勅諚御深慮之旨に違ひ、尤不相濟事に奉存候。此邊御精配有之度事に奉存候。此度之義は、究竟義時を斃し、獨梁を擧げ候二箇條、義を以て致處置候時節、叡慮より御開き有之候上は、更に無二念英斷施行致度事に御坐候。御敎書御別紙之趣にては、御家門以上隱居に至迄との御文意も御坐候へば、此節例之通り御愼被爲在候計が御至當にては有之間敷、能々御裁斷御坐候樣所祈に御坐候。三百年來天下列藩只管御威光之二字に恐縮致居、此僻徹頭徹尾充分染込居候に付、却て機會を失し大事を誤候事可有之、尤可戒事に奉存候。何卒今度奉應　勅命二件の大事を行ひ、遂に公武御一致、國内御安全、奉安叡慮候樣相成候事は、則吾藩之御當任にして、決して他に御讓可被成御方は無之事。若し又狐疑遷延に及候はゞ、姦雄義時狂暴京師に如何樣の災を起可申も難計。其時に及んで假令何程周旋盡力候共、其甲斐なかるべきか。實に今般の義漢賊不兩立の勢。賊斃るときは、公武御一致、中興之業可期、漢衰ふときは、四分五裂、土崩瓦解立どころに可見。嗚呼今般

之御寃罪を雪ぎ、徳川氏御中興之基を開く實に此一擧に在り。高明の雄才大略鞠躬贊助せられ候て、大義の擧を仰望仕候のみ。返す／＼能々御良裁奉祈候。頓首。

八月十四日

拜復

先鴻別飛脚御差出の時分、貴體御不例之御様子承知、大に御案事申上候。定て其後は御平快被爲入候義と奉存候。尙又折角御自重御愛護被成候樣奉祈候。此段本紙認不申、失念仕候。今日は大に衆務取紛れ、幾度にも認候故、前後御判覧可被下候。

前書の附書

洋學生加賀、大谷、又は下山、三岡の徒上東爲致候事、如何可致哉、御左右次第に可仕候。

去十九日近了自京師歸着仕候。尤此方より罷歸候樣申遣候上。今般の御一義に付別て大急罷歸申候。仝人より六月廿二日立、七月二日同八日都合三度老兄への呈書指出候由、定て無滯御入手と存候へども、近了何角懸念に存居候由申出候。別紙了書一通掛御目申候。高孫へも爲御見可被下候。扨々何方も苦辛之極、可恐可嘆。了書は重便御返却可被下候。

京師甚不可恃、殘念事に御座候。彥老には哥人トモノヨシトキ（紀州の産）を甚信用之由。トモハ京東の間屢往來、尤九條家へ立入居候由。是等彥老の無識は、圖本牛助邊も嘆居候と申事。

此老兩閣（儼上田）を貶し、三家を黜候手際、狂暴とは乍申、是迄只迂濶と申たる間へより大相違と、不審に奉存候。定て謀主も必定有之候事。今度當時の腕コキ連中悉く外國奉行に命じ候は、定て外には其長處を用ゆると見せかけ、内々は其權（勘定府監察府）を奪ひ候ならん。右の面々も以來は定て外國譯官の如き勢に可相成事と奉存候。水公、尾相（瀨成）の事可稱、人心の未だ地に墜ざる處なり。只此兩藩人心紛々致錯亂候趣に相聞へ申候如何恐べし々々々。加之今般之大喪、天下の事、前途甚難見。此節英使定て氣儘申出居候事、大ソ之狡暴も、其計は當惑と奉存候。

○安政五年八月十四日在藩近藤了介より先生への書

去月十七日發御投書於御國相達、御書中云々敬承仕候。暴冷之節御座候得共、先以
上々樣益御機嫌克被遊　御座奉恐悦候。隨而尊公樣彌御壯健被成御勤仕重疊目出度御儀奉恐賀候。偖亦先般之御一條之義に付ては、今更可申上樣も無御座候へども、誠に以膽飛氣滅絕言語血淚之仕合恐縮之至りに奉存候。所謂文王之羑里と乍恐奉察候。於御國ても君臣の節義は今樣の時節に至り顯然と奉存、平生人心居合方之義も皆此節に相顯可申　別て乍卑賤其邊の監察御役前當然之御事と、則村田役頭へ始終御密談申上置候御事に御座候。

一、本月九日伊丹藏人方より飛便到來、披見の上直に重役へ相達候旨趣、今般關東へ被仰進候儀に付ては、
御家樣にも御關係の御事故、自然於柳營御抑留に可相成やとも掛念にても御座候や。水府御留守居鵜飼吉左衛門、傳奏へ御呼出にて、
勅諚の趣有之、悴幸吉郎下向に相成候趣、誠に不容易重大の事件と奉存候。貴表へも藏人方より以幸便得貴意候段申越候間、委細略仕候故、夫にて御承引に相成候御事と奉存候。右に付ても彌嫌疑之程も難計。則伊丹方へ返報之義に付て始終村田役頭へ御相談申上、兎角此御方樣の儀は何も一言半句も不申出、只々天下之御爲に御周旋之程感賞仕候。何分公武御合體に相成候樣不堪志願と申、及返報に候間、必御安氣可被成下候。

一、在京中得貴意置候夢の代御本、段々延引に相成候に付、御國へ先達て歸鄕之節指下し、村田樣へ御相談申上候上、今便村田樣より御回送に可相成筈に御座候間、御落掌可被下候。代金之義は三兩小生御取替申上置候間、必いつにても宜敷候間、御序も御座候節は御廻金奉希候。

先外に相替候義も無御座、右は一應之尊答、時氣

御伺度、以拙楮如玆に御座候。恐惶謹言

八月十四日　　近藤了介
　　　　　　　　　敬白

橋　左內樣
　　梧右

再伸暴冷之節御座候間、別て御保護御盛務之程萬々奉祈上候。乍末當表御留守御母堂樣御始御一葉樣方無御別條御渡被成候條目出度御安堵可被成下候。

一、桑山役頭樣先達て御出府に相成、殘暑の最中御苦勞存上候間、乍恐御序に宜御傳達御煩勞奉希上候。以上。

○安政五年八月十四日及十六日

村田監察より先生への書

追て高田孫左衛門へもよろしく、委細御物語可被成下候。今便別段に書面不差出候。宜敷御傳言可被下候。

一筆致啓上候。東海道近來甚以て逗留勝にて、急用辨兼候に付、中山道へ別飛脚御製造方小使へ申付差立候。先以御國表無御別條、近來世上人心奮著、文武兩節等相變らず精勵居申候。政府凜然聊か申分無之、外間より先達ては種々之說も指入候事も有之候へ共、大夫邊正議被唱候に付邪說及消滅申候。此段御案事被下間敷候。作も至て豐熟之方一大幸、且又御拂米格外下料に被施候に付、町家之者共難有、獨人氣分外宜敷方に御座候。扨又近了方へ京伊東より來書、則別紙之通り降
勅之次第以急便申遣候に付、其御地へも最早此節御傳達御發表の次第とは奉存候へ共、
叡慮難有御義、更に一刻も難默止、依之東海、中山兩道へ分ち飛脚差立申候。左樣御承知可被成下候。扨此般之降　勅、誠に當分之否塞を流通し、皇道を挽回致し、遂に公武御一致、皇國永世御安全の道を被開候御盛舉、實に不測の至奉存候。此上は如此に天道開け候事故、是よりは人謀の宜敷を以て、事の御成就を必し、鞠躬盡駑鈍候事、今日有志の責と

可致事に御座候。尤緊要二條、義時を斃し、獨梁を擧ぐ、則是のみ。此二件を施行處置致候は、則我藩之御當任、中將樣の尤も御賛成に依る事に可有之候。礫邸輩は倚頼難致事に奉存候事。即急に决するに在り。萬一遷延して、何方も此詔勅を壅滯密閉して有之候はゞ、其内姦雄（義時を指す）巧謀、京に如何なる不測の災を生じ可申、尤可深恐事に御座候。其時後悔して周旋救助せんと欲すと云へ共詮なかるべき事に奉存候。左候時は此事則漢賊不兩立之勢。不待深論、事成れば中興可ㇾ基。不成は四分五裂と成る。あゝ一瞬間の間、雄才大略大决斷を以て巨魁を壓倒し、中興を成し、奉安叡慮、誠に和漢古今に箇樣なる大事なることは稀なることにて、事は却て陳平か漢室を安し、張柬の輩が武氏の亂を平げ唐朝を興復せしよりも、成し易き事に奉存候。あゝ今日迄は上の冤を訴へ奉り、明日は冤を雪ぎ奉り、中興の元勳と爲し奉るべく、是則天意の開き玉ふ所にて、人力の及ぶ所に非らず、從天道則吉、逆天道則凶、更に呶々を待たず。返す〳〵も今般の降　勅、不測の叡慮、爲臣子者、鞠躬盡駑鈍候事は勿論、何卒大决斷を以て、叡慮の御成就、德川氏の御中興を可奉濟、偏に中上樣（慶永公）之思召立、幷高明數君子之御賛成御大路御施行を奉祈候。要用頓首謹白。

八月十四日

安政五年八月十六日村田監察より先生への書

此書認夫々點檢に暇なく、定て落字等も可有之、御判讀可被下候。今便南陽（越藩侍醫半井玄仲）桑山、愛軒、高孫等へ紙面不出、夫々宜御傳言可被下候。長谷は養生中認物出來不申、宜敷申上候樣申出候。以上。

本月八日之御飛脚、昨十五日夕着、久敷東地の御樣子難承、日々待居候處、今便執法、司計兩局へ御指出之貴書入手、數回捧讀。新冷に相成候處、先以上

上樣益御機嫌能御座被遊奉恐悦候。隨て愈御安全奉賀候。然る處貴恙に付去月中元頃より御引込被成候處、其後廿日過に至り甚以重き御容體、委細貴書中にて初て承知驚入申候。尤廿三日御認の貴書中にも被仰下候へ共、右は尋常の御樣子と存居候處、存外の次第恐敷事に御座候。廿九日頃よりは初て御熱止み、御食も進み其後逐日御順境御運之趣、尙又南陽よりも委曲申越、不遠内には御出勤にも可相成旨、扨々大賀之至、又重て爲國家方今幸甚に奉存候。豪傑の存沒世道人心に關係致候事不及論、就中方今内外之勢危急興亡の秋、實に高明之擔當不輕。淸恙若未全快復、精々御愛護御療養被成候樣奉祈候。御留守萱堂君御令弟君愈御淸全御入被成日出度御儀奉存候。此段御安心可被成候。

御表樣（茂昭公）御順良被爲入、御兩間御都合至極宜、殊に

中將樣萬事御指揮被遊、却て從來に引替御卓見被爲入候由、感服之至り以旁奉恐悦候。其御次第は縷々被仰下候へども、今度は不及詳答候。（御兩間御都合能、又御政事御聽斷等之事は、御中にては決無之樣によ、平井等より忠告も致來候、併て折々は不都合之議も有之事、此段は申上置候樣、昨承知置）平陵（平岡圓四郎）惻厚、可否獻替り意思盛に見へ候由、大意は則高兒之御說を敷衍推伸の由、尤之事に御座候。周斤（義原）は如舊俗情不日識之由笑止の至り、就て君側省冗員之一條火急には難擧、追々御更張之思召之由。仰之通り當節大抵之事は稍徐行緩歩も可然哉、強て最前よりの見込通りに果行せんとせす、無風所迄も起波之憂も可有之哉、此邊は尙御考量次第に可被成候。同君未だ御國の風土人情、諸有司之賢否等御承知不被遊候事故、是を御承知被遊候事、第一の御學問之御示諭深切的確、尤大切なる義と奉存候。今日邸内之衆心惶惑、士氣消沮、何れも婦女子之狀態、眞に可笑可嘆。夫故動もすれば君意俗見曖昧之說の爲に御疑惑不被成樣深以大切に奉存候。時究して此氣消沮するは、素より尋常齷齪之徒と可謂、又此時勢に感激して過激之心を引起すも、其困究の爲に犯さるゝは同一轍と奉存候。只此一事似易實は甚

難事。道理を視る事極めて分明に非れば、時勢に犯され易き事と奉存候。愛事英主の御知遇に寄、天性之義膽彌增注張之由可好、只此上萬一盆盤根錯節に至り候はゞ如何、此氣能々養得候樣希所に御坐候。愛。書每に大白（猶山城）の葵（本多修理）よりも佳なる事を云甚だ可疑、此事十四日便に委曲申上候通りなり。又々今便も櫻（本多飛驒）、松（松平主馬）二氏への書中、白の意思決定する所十分に申遣候。其大意は先書にも申伸候通りなり。中君の御寃を奉雪候には、幕府の疑を解くにあり、此疑を解には參謀の臣を除くにある事を云、其意全く篆遜（用人天方五郎左衞門）松大夫に呈書云々と同一意に御坐候。白書中松へ云々する處甚鋭意、容易には其說難廻事に相見へ申候。奉雪御寃度との心願は一致に候へ共、其に付處置見込の違ひ候所は是非に及ばず。此見込の不合の極は退隱の身と相成候外無之、是迄水魚之思難忘候へども、此事に依り近々御出府御面悉之義甚心痛、是非退隱致候樣可相成とのこと、中々以虎の皮のフンドシに鬼面の粧可恐。此度の出府は松大夫尤大切之場合に御坐候故、松大に心配なり。由之觀之、愛邊へは白の心中を見はさす、表面粉紅の粧飾に相違無御坐候。此義愛に能々御注意被下、必々其外も無油斷樣致度奉存候。右之通り白書大そうなる紙面に付、櫻輩狐疑有之候ては大事、依て其邊無油斷正議培養之筋、橫より仕懸け候筈に御坐候。松も白餘り之決心之趣に當惑の樣子、依て昨夜も是迄御主張有之候正議は、たとひ天動地轉候も、此議決して不レ可レ易、且近來諸向十分惶惑恐怖の僻つき、甚以可笑可嘆。全く此等の俗論も此僻つき候所より出候事に候へば、此等の俗論を破り候には、益正議浩氣に非ざれば難救濟、又此般の興亡危亂の堺を一身に任じて、衆心を定め、國家社稷を安寧するは公に如くものなし。公此事を今日誰に屬せんと欲するやの旨、夫々辨說に及候處、松頗慨然被致憤發候。先々右之趣御案事被下間敷候。今日に至り此表の事、外間篆遜輩は更に憂ふるに不足、尤先々以來諸有司一致合心、廟堂凛然無可辯、隙

隙を觀て物情鎮定。此一件は爲國家可大賀。只此上益執政邊動搖せざるに在り。當節北地の急務尤こゝに在り。乍不及此所は十分周旋可仕覺悟に御座候。依て此度御廻しの篆(天方)書不屆言語同斷の事ながら、當節之事故致含荒居其罪狀斷決にも及間敷乎。元來老耄之態、此節變動に乘じ老奸を働き候者事故、其事可惡之至りに候へども、只今此邊退治にかゝり候はゞ、白を始として愈混亂を生じ可申。依て今日の處置は致含荒居可然奉存候事。

忠樣(慶永公)御卓見誠に難有御事。只白の書中には葵の退隱等御點頭の趣に申參候。信疑不可辨。無他、左瞼といへば、能々御注意被下度候。横先生無恙、毎々時務或講學論、確識卓見、又洒落高致、皆尋常所不企及、感服之至に御座候。分局役配之中政府上にも近來發明の族も有之候。今一期も滯在有之候へば、其有益許多無論事。何れにも滯在の義爲此天下奉祈候。因て細川侯へ再御賴込之御運に相成候由御同悅。何卒今度愈御熟談之上延期にも相成候はゞ、先生の老母へ御前樣の御召物一つ賜り候はゞ、先生何寄も難有大悦と奉存候。此義は先生當て內聞の趣、委曲は先頃長谷部出府之節、愛針へ含置候。愛価字の事ながら尙又御談じ置被下度候。

殺判(薩藩之事)之事扠々可驚。

京師の事正氣凜々元兒可消膽。京師方今之降勅何等明白、何等正大。尤一般の利害を謀られず、成敗を論ぜず、皇朝の吉凶禍福を顧られずして、大義を推明して方今の傾頹を救濟し玉ふ。實に正氣凜々、此心有志慨もの、誰か不體や。此心を體せず、何の大老、何の御威光些の恐る所なかるべし、あゝ吉凶悔吝は易の事なり、此心外物の爲に不可動、成敗利鈍を不顧、義に從ふて能く斷ずるにあり。三百年來御威光に恐縮するの氣習、今日始めて脫却すべきは、此般勅命に從ふて些の疑滯なきに在り、あゝ不測の世界、中興の秋、夫れ今日に在るか。

水府當公のこと敬服に堪へたり、能く斷あり恐れさるもの、遂に能く人を制して、人に制せられず、斷

而行之鬼神避之、信矣。水土の一件、當節甚だ人意を強うするに足れり。可愛々々。
前文篆之罪狀を議するの條、尙御熟考の上思召も有之候はゞ、重鴻承度候。長谷眼病未癒引込居申候。然し惡き方には無之候間御懸念被下間敷候。小拙上京之事は、桑男既に出京之上は、重復に及間敷との廟議にて相止み候。左樣御承知可被下候。あゝ此身則君の身、其北に在り、東に上る、雖云異處、只盡駑鈍の寸志、乍不及砥勵罷在候。
此度降勅には急々上城、三家三卿を集め、上告大樹公、下は退元老、奉詔舉獨梁は上策なり。中は詔を傳達して獨任主宰するものなく、世道混亂を生ず（此事策之善ならざれども猶是よりして事の壞れと成、正義に邪に勝の勢あり、故に中策とす）下策は、幕府は勿論、水府にて壅塞して詔を出さず、是は之れ水戶の大罪なり。今般水戶の御樣子にては直に發達傳通に及ぶべきか。假令上策施行如何もあれ、此　勅命は遂に磨滅すべからず。今日天下の運を開き候は、益此通を推立候より外決て他道あるべからず。故に深思遠謀、京師を助勢する事肝要に奉存候。（輕擧は必詳御懸念被下間敷候。）此助勢なくんば、配立のこと立どころに來るべし。あゝ漢賊不兩立の勢可恐々々。外國奉行邊は事に及んで第一急に可用ものなり。平生犧牛の可憐可助其他有志諸侯幕下之士通じ置べき事なり。（悉く貴書の旨に逆ふに似たり、其愛君憂國の心則一なり）此外萬々申上度は不竭如江海に御坐候へども、薄暮に及び不能禿筆、此に閣筆候。謹白。

八月十六日　　麟　堂　拜

鄂　君

再伸。靈岸邸へ御移住被爲在候に付、御普請御出來可被成。就而愚考仕候に、靈邸に御移り被遊候へば、自然と御兩間御疎遠に成り易き勢有之候事、又諸事に付兩分に成、一致に成がたき患あり、御不都合なり共御同邸に如くはなし。此般の事止むことを得ずんば、御普請之義相應の結構にし、御長家向等夫々出來と申趣を以て、御普請御成就の期を延し候はゞ可然哉。此事程よく知邸を以て御內達に被及置候はゞ、夫程の嫌疑も有之間敷奉存候也。御良考可被成候。

○安政五年八月廿二日在府監察
高田より先生への書

其後愈御順快、一兩日內には御出勤も可被成思召之由、重疊目出度御義奉拜賀候。尙折角御加養專祈候。偖昨日は飛脚着、先以御靜謐恐悅、御留守無御別條芽出度奉拜候。村巳よりの御來書中、近了への今般之
勅命第一條申參り候分、極密拜見仕度候間、可相成義に候はゞ、暫時拜借奉願上候。以參相願申度の處、兩三日風邪氣養生仕居候に付、以翰御賴申上候。爲其早々頓首。

八月二十二日　高田孫左衞門

橋本左內樣
內用御直披

○安政五年八月二十二日中根參
政より先生への書

不相變濕雨困入申候。貴意如何と存候。扨同役上野山行一件、唯今歸邸承候處、案外の事にて御附森六太夫の事の捜索之由。色々周旋上、水家へ頻に御使相勤候等之由、ハキトモ皆へ不申由。其他老兄之事、是は新參物御寵用との不審之由。全く彥根哥よみとの間違なるべし。是は分明申披き候樣子。偖拙事も問合之由、是は別に可申樣も無之、田安にても兼て承知之通と相答へ候樣子。兩人御家中落合如何と尋候事之由、いづれも間部總州(鯖江藩主閣老詮勝)より出候說之由、內話之由。其他猶謬說に惑ひ不審共有之、一々辯解致候由に御坐候。其他は別段の說話も無之由、罷出態と及御談候程の緊急にも無之、所要森六の事にて、幸便に御互の事も尋候按梅にて候。餘は明朝の拜晤に讓り申候。何分熱症深く穴くおりを致候事と相見へ申候。御待兼と存じ大意のみ。早々以上。

八月廿二日　拙　升

鄂　兄　親展

○安政五年八月廿二日在府石原司計より先生への書

奉賀候。御風氣如何、折角御加養專一奉存候。今日は北便御同悅、何事か銘說申來候事や如何、修溪眼病故何方よりも不通不安心の事、拙子少々腰痛之氣味故加養罷在候。夫共珍說御座候はゞ伺ひ出度、右被仰下度、中一日置飛脚被差立候事、何事か可有之事不審、御承知被成候事も御座候はゞ、爲御聞奉願候。爲其早々以上。

愛軒

八月廿二日

景岳賢兄

御直披

○安政五年八月廿四日長谷部より先生への書

副、賢弟依舊御健勝御修業可被成目出度。江川(江川太郎左衛門)塾の樣子、松河出候て如何に候哉と存候。

一筆致啓上候。先以、奉恐悅候。隨而貴兄愈御健步、定て御日積りの通り御東着と奉歡朴候。御同道輩無々御世話燒け候事遙察、無難祈入候。爰許御留守御揃御安全目出度御安慮可被成下候。次に弊宅无全御放念可被下候。

一、館中其後の處置、委細は村田より御承知可被成候。兎角曚昧未練に歸し、笑止千萬。奈良一人は可恕處有之、助教は今更可責任にも無之、追て大體諭告之上處置と申事に宥免、追て岩城許御免之積に決し申候。武場一件も可なりに仕寄申候。算科も村田(理右衛門)未出勤無之、仍舊諸事量平に歸し申候。當月一盃には下調仕寄候はんと存候。

一、政府諸有司異狀無之、製造局同樣、則川北領名目被相止、三郡割込の分は此間相濟申候。愛軒所見追々御洞見御辯論可被下と存候。尙又可然御添入之程奉希候。

一、松河の事彌實說、定て猜忌のみの事と奉存候。中泉にては定て實況御聞取可被成、御着迄には彌增

萬事土崩の場へ相運可申哉と只々憐慮の至りに候。
一、新屋敷外塾の儀頻りに申立、如何にも矮少、子供なれはこそ是迄堪候に相違無之趣、彼岡田前は地窪差支、彼此と地所見立候内、飯田捨五郎屋敷の内相應の坪數御取揚に決し、伺濟候はば當年中一宇取建候積り、則今便處々轉宅伺に相成候由、隣家へ安陪被移候事、甚不都合之伺振の由承及候に付、昨朝氣を付、一旦御用屋敷に相成、安陪へ御預と申事に相成候。左樣御承知可被下候。外異情も無御座、先は御安着御歡旁々呈寸楮候。諸期重音候。恐惶謹言。

八月廿四日　　塵瓶　拜

景岳賢兄

尙々追々秋冷折角御自重奉專禱候。御旅中御感冒の御患無之候ひしや御案し申候。何分御手當千禱萬祈隨身の費用可被仰遣候。乍憚雪江、南陽、兩兵衛（桑山十兵衛　萩原金兵衛）輩へ御序に宜敷御致聲可被下候。
一、隣家（石原甚十郎）は加藤鄉八宅へ、鈴木（小三郎）は大道寺（七九郎）と振替の由に致承知候。以上。

〔安政五年八月廿六日在藩伊藤友四郎榊原幸八より先生への書〕

別紙

シンゲン

以別紙得御意候。然者昨廿五日夜横井先生門人竹崎律三郎と被申候仁着、（此もの先達て[illegible]有之に付相伴[illegible]越候）委細彼表之事情、長岡計よりも可申上と奉存候。
一藩今般之御儀、實以御頼み有之候儀と、皆悦となく御德相唱居候由。右之者の噺には、肅十七日青老（鯖江藩主　間部閣老）京師へ着有之候得共、如何の御返答有之候儀に候哉、到底難計儀と被存候由、風說致居候由。
一、去月廿三四日頃先關白色々奏書有之、何分寛仁之御評議有之候樣申上候處、殊之外なる逆鱗にて、既に御帶に御手の懸り候位にて、是れ全く朕の不德により候儀故、敏宮に御讓位被遊候御所存と被御申出候由にて、一統閉口有之候由。全く內覧御免に、

是より相及候儀と奉存候。

別人之說

一、此頃の流行病にて簗川星巖篠崎某病死の由、且梅田(雲濱)を始め數輩御疑にて被取圍候由。梅田儀兩三日以前隣より染毫相賴候に付、認遣候由、是必他方へ遣候書面等と相較候義も哉と風說仕候。

一、河合常之進方より、八月五日發の書狀着、無難に八月朔日に十二日振に箱館へ入津致候由、彼之方にて竹田斐三郎と申候者へ入塾致居候由、盛なる樣子にて、殊なる大慶の由にて、小圖等相廻申候。何分確然たる事御座候。餘は敢て不贅。頓首。

友　四　郞

八月廿六日　　幸　八

左　內　樣

○安政五年八月廿六日在府高田監察より先生への書

彌御壯健奉拜賀候。右者去る廿四日着の別飛脚に別封之通り同僚より申遣候。依之今脚荒增の大意返事可申遣之處、引籠中別て委細の事件承知不仕、殊に御承知之譯故、不都合之答に相成り自然齟齬いたし候聞取も相成候ては甚以不宜義に付、近頃誠に以御面倒御賴申上兼候儀には御座候得共、大凡の大意何卒々々御草稿被成下候儀は相成申間敷哉、素より貴君より委細村田氏へは可被仰遣御座候へ共、一應拙子よりも返事旁申遣度哉と奉存候間、吳々御繁勞中、餘り相願兼候得共、御憐察偏に奉希上候。尤飛脚立迄にて宜敷只管奉賴上候。右御願迄早々申上度如此御座候。以上。

八月廿六日　　高田孫左衞門

橋本左內樣

內用別封入

○安政五年八月廿七日村田執法より先生への書(第一)

中秋前日御認之書翰相達、縷々拜誦。冷氣相加候處、

先以
上々樣益御機嫌能被遊
御座奉恐悅候。隨而先日以來貴恙愈御全復御入被成、近日中御出勤にも可相成御運の由。定て當時は日々公用御精務之御儀と重疊目出度御儀。此般貴恙御全復の儀は、高兄御一身の御幸福のみにあらず、吾輩の幸福、吾輩の幸ひに非らずして、實に國家の幸、深以奉賀候。尙又御病後のこと、飮食運動養生被成、御過度成され不申樣奉祈候。御留守御母堂樣御始御安全御入被成大賀之至、御安慮可被成候。季に此表同志依舊消光罷在候。修溪長々眼痛込入候所、廿六日及出勤申候。先々平癒御掛念被下間敷候。横先生康安、時々自御在所も好消息有之、聊御別條無之御同悅仕候。此節先生就中精神を被盡、夫々配慮有之候處、誠實の至、自然人心に感徹致し、松櫻兩大夫も甚た其說を信用有之、奬の閉塞も大に融解に及び、近來は專ら講學論に趣申候。扨又松子東行に付、胸裏近來に至て愈了然斷然、甚可賀可愛の至に御座候。東着之上は萬事御目議に可相成候へ共、尙復御精配奉希候。此度は何卒此人の任底の意思を成就させ、他日爲良大夫之地を爲し申度御座候。松大夫留守中は、專ら櫻之裁決を取、諸端致處置候樣相成候はゞ、一は自身政務に力行するの地を爲し、一は舊來東奬專斷の疑を解旁可然。依て右之趣向夫々打合せ申候。松此般の行、中々大任、自身にも殆の從服に及候所如何可相運哉と甚心痛。依て愚案には一通り殆と應接相濟候上は、斟酌なく諸端無頓着、唯、貴兄、又桑十高孫等交雜同席に成て御相談に相成可然奉存候。此邊は桑、高兩人へ夫々御投策被下、可然御都合に相成候樣致度候。乍勿論此表之事は十二分精神を加へ可致配慮候間、其御地の事は宜御周旋被下度候。今般第內の事及落着候上は、直に山府へ仕出候て、再度此邊より第內の事御綺ろひ立無之樣、極めて分疏置度事なり。假令御綺有之候共、東北人心封内一致の力を以、決然として食留申度候也。扨又是等も實は第內さへ決定一致し有之候へば、何等

の間諜何等妖魔邪說讒口も可窺間隙無之事。依之山背州（執政狗山城）鵰解に及び、此人の心思定候はゞ、更に外邊の氣遣は有之間敷奉存候。萬一有之共何の恐れも無之義、道理分明に御座候。平陵、横猶、速死、驚駭之至、可憐可嘆。雪君胸中實に推察申候。今便別段見舞書呈し不申候間、宜御傳言被下候樣奉願候。拙義も浪華在住之一人の叔父、此頃急症にて相果、當節幽欝の事重疊到來、實に難堪御察し可被下候。（訃書は死去十日目に相達候に付、半日の引込に相成候也）横生の事は山口金次郎即夜早速申遣、來書之趣一々口授直に吉太夫猶藏父方へ申遣候。然る所吉太夫甚難有狩り申候由、又々金次郎を以挨拶申遣候。猶藏留守よりは、搗衣之候に相成候に付綿衣類夫々刀裁に及び候に付指出候積の由、且又猶藏兼て願に付、小刀一口先日既に製作の上指出候所、未だ入手一見に不及内訃書到來、是等も父心に在ては愁情一入深く口說候由、扠々可憐事に御座候。別て近來は猶義慷慨一層の精神注張之由候所可惜、老兄の御心中も萬々御察申候。扠流行之妖症何卒其後速に消滅に相成候樣祈居候。北地は氣候清適、聊右樣の妖氣無之可賀の至、尙豫防法の研究爲取調置申度此頃申合候事に御座候。西洋にて以前流行之節定て究理經驗も可有之、左候はヽ相傳の上速に天下の蘭醫者流へ爲告知度候事に候也。此表作底宜敷、依て新穀之價甚下落、壹苞七拾三四匁許、商賈之喜可知、重疊の事に御座候。先は此迄にて閣筆仕候。頓首。

八月廿七日認至　　　　　　　　　　　　　　戇　　拜

景　岳　賢　契

今便は黄墨二御惠贈被下千萬厚謝、拜話之心地にて殊に珍藏に致置候。御染墨餘程御上達殆んど感入候。

○仝　上　（第二）

此度東奏歸着有之、面會候處、兼而御示諭之通、自項至踵畏縮透徹、右は胸裏不明快と決斷之薄さ所より生じ候にて、如此惴々、殆んど先生初へも恥入申

候。御推察々々々、就て第一山背州事を如此被氣遣、一度背之氣に觸候はゞ、忽議乖け可違。夫よりして間部閣老等の耳へ何等の事可致漸浸も難計、左候ては第一　忠樣御爲に不相成、隨て雪始も旂危相成候事は眼前なりと。依之此般は其表御內評之通、雪と尊兄とは、日樣御附被命、　忠樣御掌帶は被相止、葵は退隱に相成候はゞ、背意過半穩に可相成、左候て相上（松平主馬御門內本多飛驒）兩執相互に應援如此にして左提右挈、兩三年間庶政務努力有之候はゞ、其內老閣邊氣炎も收□、□論人心の所歸御雪寃の御運も開可申との事、葵の說如此なり。然共此表執政始諸有志之見込は不如此忠樣御信用被成候向は其儘御任用被成、聊も御動かし可被成道理少も無之と、一統の定論、是は最初より如此御座候。然る所今度田府より御移の內君側に才氣有者被指置候ては不可然との事、尤以奇怪の被仰出方更不可解。然し當時忠誠鴦譖は廟堂深く所忌憚不足深怪。偖又右に就ては今便其表御內評之趣夫々申來候に付、葵□前說を主張有之、退隱之氣向に有之候。去其諸有司（執政執法）横、長、先輩も甚不同意に付、屢々講習評議の上、遂に雪と兄とは日樣御附忠樣□勤被相止候一條は、其表の議の通りに相決候。扨又葵退遁の一條は、此表諸有志一同の□を擁て安心も有之候故か、遂に公論に付し去り、近頃隔分勢能、相見へ、自分丁簡等中立、舊來と左のみ相變候事も無御座候。右の趣に御座候間、葵の進退一條は少も御懸念被下間敷候。御安心々々々々。

○全　上（其三）

一、君側之事、平□に付云々、委曲御紙面之趣敬承知候。今便自猶執政中參候處にては、桑傳　中將樣御附は御望の由有之候へとも御表樣附は堅御斷申上度旨に達て申達し候由、依之執政邊にては桑を　口樣御附には致置候と一統の評に御座候。依て同役介評議候は、目前は御側向重職と申名目無之、其時分今之頭取之勤向は、

御近習番之義は御近習番頭取、御小姓の事は御小姓頭取にて取扱候由、此度此先規に復し、都て君側之衆務、日用の事は御小姓御近習之頭取にて取扱、其要領を御側向頭取にて相總候はゞ、隨分貴樣御一人にても繁劇の御憂有之間敷、却て少傳御輔導の道御盡忠被成、よき御儀も可有之と奉存候、依て是を第一策とす。此他二三策中參候筈。高孫より委細は可得御意奉存候間略仕候。此表執政始同僚中も一統右之第一策に決し申度旨に御坐候。左候時は桑の跡役出來候樣の面倒も入不申、是等も都合之一つに御坐候。此旨御承知御聞取被下度候。横先生之事に付、肥藩三淵志津馬より之返書此表へ相廻り、致一覽候所、御賴談の御旨とは少々齟齬の樣に御坐候。先生此表在留之事は當年中と不限、當分御借受被成度と申事にて、來夏頃迄は孰れ御約諾に相成度奉願候也。尙宜敷御配慮被下候。

薩藩大主之事、扨々可驚可惜事に御坐候。京師詔令如何樣相運び候哉、詔令の御趣意は難有事にて、不可不興起義に御座候得共、水府を始徒らに顧慮望觀して打過候はゞ、却て其內廟堂上、當節の事如何樣不測の禍心をも生じ可申哉と。甚以氣遣敷事に御座候。次便之模樣早々承度御待居候事に御座候。

此度松大夫出府の上、旣に邸門の處置も夫々落着致候はゞ、松在東中、何卒趣向を付け、廟堂の雲霧融散、御雪寃之道相開候樣願は敷こと。萬一當節堅凍鬱結決して不可解散勢に候はゞ、ドフトゾシテ可然御歎願筋を以、　忠樣御國住居之御手段付候樣切願に御座候。併此御一條は外邊之御都合のみならず、內後宮の落合難題物に可有之乎。可然處置之見込も立不申候へ共、宜御勘考御運籌相願申候。此表物情大に鎭定、前段何之相變義も無御座候。今廿七日迄大喪に付普請留に候所、明廿八日より御免、依而文武諸藝も相始め申候。不相變集義和抄(熊澤蕃山著作)之會業不懈相催、東篁も近來大に

講學之工夫に相成、沈靜鈴默一層默養と相見へ候。喜悅仕候。此翁困窮氣之毒の至。此人御取扱之義、今度御內評之上伺書川端持參有之候。夫々御承知御配慮可被下候。

○安政五年八月廿九日在藩長谷部甚平より先生への書

副啓　　中君

每次御內密書忝拜展。先以奉恐悅候。就中些の御障りも不被爲在御儀重疊奉恐悅候。隨而先日は頗御險症の處、追々御順快、既に不日之御出勤と拜承、扨々一驚一喜一書中に分明、其後愈御安靜御精勤可被成と重疊奉恭賀候。實に國家之大幸不過之と大悅致候。此表御留守至て御安健御安慮可被成候。僕も眼病劇發、仍舊棋針雖施意外延引、漸く去廿六日强起公用のみ相勤居候。逐日順快に相成候條乍憚御放念可被下候。夫故續て御無音背本意中候。

一、都下之光景夫々御指示。却說　皋都　詔命一條如何相成候哉。水府擔當力無覺束、其上文書往來之嫌疑等に拘り、時日を費候半には、却て一層之逆寄暴令、甚懸念心思を焦し申候。

一、安府（田安中納言）より云々、扨々口惜敷。應接非其人、畏首畏尾のみならず、陰に滿胸不平を快せんとするの意匠發見。復を倒（顧するに大夫よりして、毛々よりして、鐵門此輩より倚譜主張、十二分に先入せるなり）中君側の二雄を去り、自餘は自由自在之積り。既に川王（松平主馬 本多飛騨）よりの書中に洋溢、此機に乘じて年來不平連の私を遂んとなり。其表にては態と迎合有之故、左樣の御心附も無之と相見へ候。此儀愛へは薦と不申越候處、斷唯卿の心に有之御油斷被成間敷候。雪抔も此時に當つて徒に身を潔くせんとのみにては、却て彼が術中に陷り候事眼前、國家善後之遠謀能々御說得、其愚不可及の工夫、雪に於て今日之盡忠所期望に御坐候。

一、川東行前深く痛心苦慮十分に打明、同志へ親結、白（狛山城）に處するの道中々明快、今日に及て此人を得候事、實に國家御運不拙御事と大幸至悅。尙委細

は戇堂書中にて盡せり。此人を助け今日を維持するの任唯卿にあり、何分虛懷含容御周旋之程偏に奉企望候。

一、復十二分之恐怖を懷き、所謂群疑滿腹衆難塞胸、實に不可形容の醜態、姑闕如併他、北地存外之鎭定に慚愧、先々への字形に取直し出來、却て川王發憤中々感心、政府之趣向も既に戇堂書中之通り、川留守中は王を柱と立、贊成維持の積り、粗御安意可被下候。

一、川東上の上十分卿に依賴に付ては、北說云々卿に合ふや否、能々意氣違に不相成樣被致度、是は僕輩に被託候事に候間、左樣御承知可被下候。

一、何分安府連を取入、中君回護の御吉左右企望致事に御坐候。

一、其表政府參謀高にては乏く可有之、何卒戇出府有之樣所願に候へ共、白此人を大に忌猜を憚り、且彖既に東上に付猶豫に相成候。此事川の意中に有之候間、擧措何れ共御心得置可被下候。既に今晉も貴答戇に託し候へ共、少々勉强執筆に及候事にて、別て朦朧御評讀可被下候。餘は重鴻と。恐惶謹言。

八月廿九日　　　修

岳　賢　兄

倘々御病後折角之御攝養爲國天下奉祈候。流疫此節にては定て消沮に可相成事とは存候得共、甚懸念。平陵横生可哀之極、別て御同行の御心中御察し申候。此表も折々疑似の急症有之由、懸念々々。當地米作分外に取直し、昨年に比し候ては餘程相優り申候。御同悅の事に御坐候。以上。

一、先日小賣米御手當御拂米の一擧、大に俗膽を破り人心を收め申候。常平の道理に相成、聊も御損失に不相成、上下之利と相成候事に御坐候。用度儲蓄に至ては必御懸念被下間敷候。以上。

副

病中には御留守より毎々御懇訪、殊に種々御見舞拜戴、御厚情奉多謝候。

一、御試筆二枚御遠贈被下、萬々御厚志不淺、忝拜

戴、小室揭置相樂申候。以上。

廿九日

〇安政五年七八月頃在藩村田より先生への書

一筆致啓上候。先以上々樣益御機嫌克被遊御坐奉恐悅候。隨而愈御安健御精務被成奉賀候。去月廿四日御製造方小使へ御附被成候御翰、本月初入手拜見致候。御邸内無御別條段御同事恐悅の至り、愛書に御邸内之事情委曲申遣、政吏之兩局其後は御配慮に寄り理解致、頗る合一之趣之由、爲國家千萬奉恐賀候。只東奕沈鬱退避之情狀今以不解去樣子、甚以笑止之事氣之毒に奉存候。此人無程歸着之上は十分可及講習存念に御坐候。扨又城州（猶執政）並吏局邊早速に理解合一之趣と申事、甚迅速に過、稍致了會兼申候。先達城州より櫻門への内狀中に云、東奕頻りに辭職の旨、拙者は尤もに存候。併し此度の御一件に付ては、誰彼の差別無之、拙者も御同樣辭職より外無之と、雖云はれし處、其云他人の見る所貴方と拙者とは大に別なりと、此書城の心に尤同意の由なれ共、表面之所は夫ではならぬと大に指止置候と、櫻門への内狀の旨なり。左候時は高兄愛書と一同に成て、甚を抑留せられ候は、姑循從にて、眞面目にては無之事と被察候事。此表鐵門又は篆遜抔よりは重に城へ献策可有之奉存候事。去月廿九日篆遜より松大夫へ投書有之、書中大略云、參政邊御取除、人心を御落着可然、無左候ては上御一人へとかめを歸せ可申、人心不落着と云々。文武館此邊の形りにては、決て引立不申、是迄之樣成御遣立にては先行申間敷云々、右等之處を以て此度之御出府と致推察候へば、此行御大任に存候。右御處置の次第は御歸鄉之上尚委細承度存候。若し又此等の處在來りなりにては、人心落付申間敷云々此書は田廉へ托し候て、大夫へ呈候なり、大夫よりは答書に不及候也。同日大夫清雅樂に面會、又櫻門へも此隱居參り候て面會候也。此隱居甫大夫に對し

て種々當時を誹るの意思なり。其內此般之事上御一人之思召にて有之間敷、御附添申候者之仕業と云。大夫答には、御國々政之事は兎も角も、御相談申上候事も可有之候得共、將軍家之事、下より御智惠をかひ可申上樣更に無之事にて、悉皆　中將樣の思召に候旨申答られ候。隱居不思議の顏色に相成候由。此外總て正辭を以て辨說有之候故、其後は是等の輩大に收手寂然たる勢に御坐候。酒井之隱居申口、總て篆遜より致承知と見へ、事情委細に物語り候のみならず、悉皆篆と同論と申す事。此外にも異論の徒承及候處、悉く篆の血脉に御坐候。偖々老奸至極可惡事に御坐候。乍併先書縷々得御意候通り、松櫻是等の異說に聊遷惑無之のみならず、愈以丈夫に相見へ候間、決て御案事被成間敷候。文武兩館外塾等生徒稽古向相變義無御坐候。近來は世上大に靜定に相成申候。橫先生平安、日々登館、學徒被引立候。折折御留川へ被參、體力壯健是可喜。先達より熊澤の集義和抄會業相始、長谷同僚始、齋藤、榊原、矢島、毛受、東篁、準介輩に至る迄、大勢之會議殊之外面白事に御坐候。長谷當月始より眼痛引込候、爲指事にては無之候へども、未爾々無之故、今便呈書不指出、小生より宜得御意候樣致傳言申候。佐々木權六より左之品々御心配出來候はゞ、此地へ御廻し被下度旨老兄迄申上吳候樣、願出候。

舶來ミニーゲール

右は代金に無御頓着、是非に御心配被下度旨、

セーミカイソウ末卷飜譯出來候はゞ、寫本にても御廻し被下度旨、

分離術書類、

以　上。

近來於御製造一二發明の事も出來、佐々木甚大悅（はがれにて金具を鑄候事、ゲルハニー仕懸け等なり。）但此事當時は甚秘し申度旨同人申居候也。此頃同人事大阪の方へ種々調べに罷越候。右は利用筋にて決て時務に致關係候義にては無御坐候。

○安政五年九月九日在藩村田及長谷部より先生への書

去月廿八日の御翰當月五日相達、辱拜誦。冷氣日加候處、先以、　上々樣益御機嫌克被遊御座奉恐悅候。隨而過日以來貴恙愈御全復被成候に付、去月廿四日御出勤之處、其後愈御安健御精務被成候條千萬奉大賀候。御留守御揃被成御安全御暮被成重疊奉賀上候。扨此表之情狀は去月廿九日之呈書に委細申伸候通、其後異狀無御坐、何も御安事被下間布候。然は今鴻貴書中所謂三策の御說一々御尤に奉存候。其表の情狀は內外共於遠境見込候處とは致齟齬候事も不少趣、來諭之次第甚御同意千萬、御推察申居候事に御坐候。扨此度　勅諚之事、水藩に於て不可滯塞之義に迫り候ては、定て列藩へ布告に及可申候。其節第內今日之御模樣にては如何の御所置に可相運哉、此般の事は一跌再起すべからず、千載の一機會實に大切至極と奉存候。

萬一此時を失ひ候ては、　天朝　幕廷の御不都合に相成候事は云迄も無之、　忠樣御事蹟之删も再刻來可申哉、實に寒心之至に奉存候。乍恐　忠樣には御禁闕同樣の御愼み深く被爲在、又大兄書江君には內外の猜疑を被受、其施爲擧動一として不能如意、終には思召通りも先行難相成可有之哉と憤激に不堪罷在候也。依之感情實に默止候て、愚意の次第及布陳候、今日出格非常之降　勅即忠樣御困阨御解脫之好機會と奉存候。故に布告の事御請被成候はゞ、　天意の重大懸懃成所と、　幕府の御大事と申義を、全く吾一藩に引受奉り候事尤肝要。其節幕府よりの解弛を不待しては　詔命難奉との儀は所詮有之間布、今日幕府倒置の御責と、　天朝懸懃之　詔命、孰重孰輕、最道理分明なる事に御坐候。就ては速に　第內堅固一定の畢有之度、先布告之事御請次第、急に執參邊御召出に相成、今般如此之　詔を奉蒙候上は、速に　命を奉し候

儀は當然の義、徒らに恐縮鈐默して、幕府の御大事を致望觀居候譯は無之筈、乍併如舊來進んで御献言等に被及候はゞ、又幕府へ御對し御憚なきに非らず、如何被決候て可然哉之旨、執政少傅監察等之要路へ厚く被仰出、各赤心を開き至當之處可申上旨被仰渡候樣、偏に奉願候事。左候時は自此して初て諸賢之存意を被盡、公然献言之路相開可申候。一度此壅塞及御開達候はゞ、自余今日第內天下之御所置は夫々深謀大策可有御坐、又其謀略不被行之憂も多分有之間敷奉存候。正議及ぶ處、城州邊一點之義氣を感發し、諸有志も頗恐怖之意思脫却し、進取之氣振ひ候はゞ、再靑天白日を拜し候事、此一擧に決候事に奉存候也。右之間內外之御處置に至ては、萬端大兄之御深謀英略に倚候事勿論に御坐候得ば、區々の贅言に及び不申候。呉々も今日之事內外之御處置其宜を被爲得、　忠樣御鬱滯御開達被爲成、　天意懇懃雖有思召も徒然に不相成候義は、眞に萬願切情に堪不申候。能々御勘考御裁斷奉仰候。頓首謹白。

重陽　　　　慧堂

　　　　　　修溪

景岳大兄

○安政五年九月頃在藩村田より先生への書

先書逐々申伸候通、背赤心腸、葵退候はては中々承知之程無覺束、先便背より王へ來書中に云、僧正（葵にて本多修理）さへ取除候へば、其餘はと云々。又云、然所此度僧正自身より退避申出候事故、天黨（天方父子）も落付可申、若此方より退け候はんには天黨不落付、忽黨派相分れ可申候半に、此度の好機會不可失云々。先達より相（松平主馬）王（本多飛驒）へ之來書、此等の事一便は一便よりも手强く申來り候。依之相王深く心痛、爲國家重々厚被相計、尤小楠先生へ二子往來錯綜計策を質問有之候故、先生も無餘蘊相談被助候故、相愈胸裏了然、王も頗決心。却憶今日の逆境又却て磨勵之藥石と相成、二子前件之趣可賀之至に御座候。背の志

巨魁を懲し候上は近來御仕掛被成候御制度筋、此人の氣に合不申分は取除候て、全く世間俗情に投一國之歸向を取收め可申、是は本意也。此本意は相王も分明看破被致候。前日王云、此人眞に姦雄、志を得る時は吾輩不可並立、可恐々々と云。仍之術東上之上萬一議六ヶ敷相成候時之處分は如何と、其邊素より既に決定。此決心は兩大夫共に確乎たるものに御座候。然ども今日國步艱難之秋、精々は無事安全に歸候程の事は無之故、相背而議の節、相より緩說熟論務めて大義の在處と、利害の深切を以て、背の了解有之候樣被致度、是相王之願なり。就中相此般の行國家の安危を定むるに至ては、任底の意思頗る大丈夫に御座候。扨又相出府の上之事先書申伸候通り、第一忠様へ篤と申上候て、次に城州へ御熟評有之候筈なり。城州略了解有之候はゞ、田府へ手を付、公邊よりは重て御指綺立無之樣申込置、假令再御綺立有之候共、御國許之鎭靜向無覺束旨を、彼田村、淺井之列へ能々申含置候て、中納言(田安慶頼卿)樣思召を以て重ては何等之御沙汰も無之候得心配御座間敷達致置度候事。此等に相出府之上宜御周旋御助勢可被下候。

此度文武詰を始、五十歳以上放發又は奉書紬着用等之箇條夫々御用捨に相成可然との御内評に御座候。其委細は川端持參有之候箇條書にて御承知可被下候。元來文武詰等の義繁劇に堪兼候勢有之候處、忠様御隱居被遊候ては、別て此儀永續之見込も立兼候。且又奉書紬御制禁之事は、十六年前の久敷事には候得共、夥敷國産之品質素を宗とするとは申物の、着用不相成に至ては、不便利之譯柄も有之候故也。依て御家中御士以上幷町家之分着用御免に相成可然との事に御座候。尚此外是等に准じ候件々夫々御用捨御免等に相成候て、隨分可然義は取調候筈、併し瑣細之義に付未其斟酌之委細成事は取調不申候。是等之儀は素より朝夕一旦の議にても無御座、横先生には初めより忠様御歸國之上は速に此邊御ゆるめ被成候樣にと大に其說を主張被致候。先生頻りに水戸流

之學弊を被辨候所、文武詰等にて押立候は、矢張水戸流の習氣是にて有用の人材成立の見詰無之、却て人情の拂戻を起候の弊有之。其上實は現在之文武藝にては、一端之藝事に馳去、何等之有用にも立不申事を深く嘆息被致居候。旁以當節困窮を解、人情向背之一術にも相成候へば、此機會に乘し夫々御用捨有之可然との御内評に御座候。尤修溪儀も悉く同意に御座候。且又此事東北評決之上は解く事尤速に解くに利あり、故に御趣意も忠様當年御歸國被爲在候上は、是等の件々人情難堪之義は御用捨可被遊思召被爲在候旨と申事を表題とし、此等之事も實に忠様之難有思召と何もかも忠様に冠せ奉り度候也。此御用捨被成候に付ても、別に事緩やかに出候はゞ、例之姦雄又は隱居輩の手柄と相成、一統の人氣を彼等に被收可申候。先んずれば則制人、後るれば則制於人、其理明白に候也。尚又此御用捨筋の事は狛大夫融解可有之一術にも可成哉。委曲は松大夫よりも御物語可有之候也。

○安政五年九月十二日高田監察より先生への書

兩三日又々御勝不被成候由拜承、一深御案事申上候。御當分之儀御坐候哉、折角御加養奉專祈候。小生事毎々御尋問、殊に此中は何寄之佳品御惠投被成下、萬々辱仕合奉拜謝候。近來追々順快に相運び雀躍之至乍憚御放意被下度候ゞ、偖今日は松執政東着被致如何之御運哉と奉存候。就ては此中之飛脚に貴君方へ定て村巳より御國議之件々委細申參候事哉と奉存候。其内拜謁之節拜承仕度と存居候處、御不快不能其儀、甚失望罷在候。因て相成儀に御坐候はゞ、村よりの密啓拜見不苦譯にも候はゞ、何卒相願申度、呉々毎度乍御難題奉希上候。右相伺旁早々如此御坐候。頓首。

九月十二日　高田孫左衛門

橋本左内様

内用御親披

○安政五年九月十三日高田監察より先生への書

昨夜より之御樣子如何奉窺度、篤厚御加養萬々奉願候。小拙事縷々攝養方御示諭被成下具々奉感謝候。倚過刻桑同僚相見へ、昨日拜借之書通直に入披見可申旨、御傳言御坐候趣申聞候。三通共其之通り取計候ても可然哉、又は第四君側之壹通は相殘し、第一、第二の貳通計入披見可申哉、鳥渡御伺申上候。乍御面倒御指圖次第取計申度、右御伺迄。早々頓首。

九月十三日　孫左衞門拜

左内樣

○安政五年九月十三日中根參政より先生への書

貴恙如何。扨川端老（執政松平主馬）到着之處、昨夕鳥渡罷越候得共、差支不及面唔。今朝出勤の處、いまだ城州との談判不相濟申候間、其上にて相談可致との咄にて、何も評議も無之、唯今體裁度と申越候處、城州と手合せ參の由にて斷りに相成候故、何等の事情も相分り不申候。中樣御内話之趣にては、御國許と申ても突留たる事も無之、此表の都合さへ宜候得は、夫にて濟候と、川端被申上候由に相伺申候。何角御懸念と存候得共、有之仕合、不能委曲候

○昨夕同役は對話致候哉、少々聞說入候由にも承及候。乍併是は聊か不足恐。川端へ及面接候へは、言下に辨解致候覺へ有之候。僕は期面唔候。海耶へ出懸候故。早々頓首。

九月十三日　拙　升

鄂兄

內啓親展

○安政五年九月十四日桑山十兵衞より先生への書

昨夜は御邪魔、朝來愈御胎快御座候哉、寒冷折角折

角御養護專一奉祈候。已三郎の三通返上候間、慥に
御落手被下度候。以上。

九月十四日　　　北　陸　拜

景　岳　君

玉　机　下

○安政五年九月廿三日先生より
在京服部熊五郎への書

久々打絶御不沙汰致居申候。時下秋冷日加之候相成候得共、先以　上々樣益御機嫌克被遊御座奉恐悦候。隨而愈御清安被成御勤仕奉賀候。御賢息樣にも定て御健に可被成御渡儀と奉存候。扨錦地は如何御座候哉、此表は秋來コロリ病大流行、家並に伏枕致何も急病にて、わづか一日位の煩にて宜敷相成候者中々不少、町家中打混候ては、二萬許とも三萬幾千とも申唱候位之死人出來候よし、誠に可恐事にて、一時は誰も彼も生心地は不仕候。小拙儀は幸ひコロリには取付れ不申候へ共、盆前より大分之風相煩、其上不斷下痢致候て、餘程羸痩も甚、七、八、九月三ヶ月へかけ臥り通し、漸九月中旬より全快相成申候。一旦は病勢劇、快氣も難仕かと存候位の處、先仕合に只今にては病前よりも健に相成申候。右に付毎々の御文通、貴答も申上兼、甚御氣之毒に存居申候。出勤後速に御返事可申上之處、依例事務多端に有之、一日々々と追晩れ大延引に相成、甚失敬之義に奉存候。將又兼て御厚配之　左府公御書、其外共御廻達被下、慥に落手仕候。御書も御見事にて、格別御賞玩被遊候。烏丸樣等の義も被仰下致承知申候。先方御據なき御指支に御座候得ば、必ず强て御所望被下候にも及不申候。近來は大分諸家の御染筆もの手に入る故、先一通り御指支は有之間敷と被存候へば、御六ヶ敷中推て願上候迄の事にも及申間敷、殊に格別懇望之御先にも無御座候間、此後たとへ不調に相成候共、少しも不苦候。此段能御心得置被下度、○飛脚賃之義は御國表へ申遣置候間、直に被仰遣候て、何の仔細も可無之と被存候。尙今一應爲念近

便に可申遣候。御染筆御挨拶の料も近々御廻し可申上候。何事も長々の引籠にて手晩れ相成候條、御氣之毒事に御座候。○史料の義も致承知候。何分折角御出來之程所懇望御座候。此節京師之御模樣如何、格別相變り候義も無御座候哉、御序之節一寸御申遣し奉願度。嵐山之紅葉は丁度充分之爛燦可有之候へ共、當時は色々　御多事之折柄故、自然遊客も可少歟、又は上京之東人も御座候故、却て賑敷可有之か、如何。○當地は英佛等の諸外國も先首尾能引取、大に安心の姿に御座候。併し京師へ閣老被出候故、天慮之程如何可有之抔衆人口々申居申候。何分にも國家之御靜謐所祈に御座候。○作體も先東北諸國格別あしからぬ沙汰に御座候。北地は別て宜樣にも申居候。兩國筋は如何と存居申候。右當便要用のみ得御意候。猶萬事期後音之時候。頓首。

九月廿三日

追て時下御自愛專一に奉存候。此表へ何なりとも貴用御座候へば、可被仰下候。

○安政五年九月廿五日先生より在藩側向頭取萩原金兵衛への書

萩兄　　　內呈御直披　　　葉　拜

如高諭爾陶敷御座候得共、先以　奉恐悦候。隨而御痛も追々御輕快御出勤之由奉忻賀候。小拙よりは態と指扣、御見舞も不申上、不如意の事共に御座候。陳は　御作御加朱奉申上候樣被仰付奉畏候。早速應　思召候筈に御座候得共、少々鄙見も御座候間、乍恐今度は御辭退奉申上候。實は誠に奉恐事にて惶惑仕候得共、乍存付緘默仕候は臣子之義に背候事と奉存、不顧恐別紙に書取、內々升呈仕候間、宜樣被仰上可被下候。定て格別之御樂みに被爲入候處を、右樣申上候は、唯々　御震怒可被遊御儀とこ奉恐察候得共、賤臣の意見にては、一旦の御不興どころにては無之、害可生奉存、肺肝吐露仕候譯に御座

候。猶書餘は期拜唔候。謹言。

九月二十五日

草稿御座候間、貴兄切御覽可被下候。且又御覽後は必ず御投炎、他人へは爲御見被下間布堅奉願候。以上。

一、今度此御作被下置候はゞ、必方々へ傳播可仕奉存候。其譯は既に昨年被下置候　御作の彼此に流傳仕候にて推料られ候。

一、昨年の御作は何方へ參り候ても、嫌疑も無御座、雅俗之別なく御尤に奉存候御儀と奉拜察候。今度の御作は夫とは相違仕、御作意並御品物等當時側目之方より見候はゞ、君子の心は不知して、小人の腹にて推測り、必ず御爲惡しき事に可相成奉存上候。

一、御盃計りでさへも如何と被考候位に御座候。まして御作御座候ては、世上への響方如何可相成哉。當節は右樣世間へ響候事被遊候御時節に非らずと奉存候。

一、平四郎へ被下候に付、此節柄の御寓意にても被爲在候御義に御座候はゞ、　御作御添被遊候方御宜奉存候。唯無譯被下度義に御座候はゞ、御作は無勿體奉存上候。

一、此節は大小內外之事夫々不可言にいたり候て、賤臣筆舌澁滯仕居候。迚も御思召に叶ひ候程之意見も出不申候間、何卒乍恐今度御直しの義は御辭退奉願上候。

一、當時にては、追々御寃も白らかに成掛り候鹽梅には傳聞仕候得ども、迚も此迄之大御忠誠誰一人眞に奉洞察候者可有之とては不奉存候間、何分幾重にも御深密御潛光被爲在、御身は御葆衞被爲在候事御肝要と奉存上候。此事に不限萬事御韜晦被遊候事、第一被對
御宗家候て、彌增之御忠節と奉存候。右は畢竟乍蛇足御案奉申上候餘りに奉申上候。以上。

恭奉攀

芳礎二首

高臥養眞安樂窩。顧思往事苦辛多。北園吟蟲南庭月。自此陪從縱醉歌。掌大藜園容膝窩。秋來蛩韻月光多。微軀只喜保餘命。鼓腹日吟安樂歌。

臣紀百拜敬書

○安政五年九月廿七日在藩長谷部司計より先生への書

當十七日發兩氏への貴書。同廿四日相達忝拜見。先以奉恐悅候。隨而奉賀候。御留守御安健御安慮可被成候。次に御放念可被下候。貴諭之件々悉承。仍舊御精勵奉感佩候。川端(松平主馬)東上、大白(伯執政)凌歷の氣力乏敷、殘念、彼繁苛嚴急を解事今非二其時一。愛始正論允當、論に不及候得共、如此風雲慘悽に際會して、復は怯懦を甘んじ誰と云主宰もなく、松櫻(松平と本多飛驒)之柔順弾て責難すれば、却て壅塞を起し、扶持せざるべからざるに至るべく、至險至難困窮の極御了察可被下候。畢竟當時正俗共に御附送道具同前なれば、互に疵を不付、混同して當時にしかず。故に吾輩今日措名潔身の時にあらず、兼々貴兄御示諭を蒙り候通り、有道昂勵の氣を突立、衆俗の忌畏を不構相濟可申哉。此處義理利害兩全判然たる事と奉存候。頑々は舊軸を保護し、黨類險惡之境に至らしめざる樣にと奉存候。畠田(秋田彈正)病棄、雪江(中根雪江)を兼勤に居しめば都合能候へ共、夫も不相叶由。此人を退けて誰を代りと云人不能工夫さらば此人を容れ且ひ奸に至らしめざる事、貴兄より外有之間敷、宜御勘考可被下候。來年御立歸之催有之由。今朝の事、櫻云、我も東歸允當と思へり、政府都合大に可宜如何。畠云、御雪寃の上御指揮を被爲受御入部と云ならば不及論、士民渴仰安堵すべく候得共、今日の儘にて御入部謂思寄らぬことと也、必急にすることに有之間敷。櫻云、復の意如何、今より呼寄せ可議畠云、然らば今便は御雪寃前に御入部と云こと、人心如何可有之哉、篤と相考へ重吾可申越旨にて、一便被延可然と云に飯し、其趣に相成候由密に御心得置可被下候。何も一身の便利に公義を忘

るゝの機油斷あるべからず。監察は姑く欠員に歸し候由、指支無之ことゝ存じ候。三石（三岡石五郎）より來書、正論督責迷惑致候。今晉甚繁劇不能答書候間、御序に宜敷奉希候。水府一件、可驚可歎、何卒して極救致度事、二千人も進退窮るに至るべくと氣之毒之至。此上可賴は天朝の動靜に有之、九條公内覽を辭し、近衞公内覽を命せらる（四日の事）此頃兩傳奏其外不來、近衞、三條の數公頻りに御用張と申こと、間閣之策顚倒失措に至るべく、震怒無疑樣子に相聞得申候。水土（紀伊德川家附家老水野土佐守）首謀兇戾暴惡何等之變を可惹起哉、更に難計事。萬一及之時處置如何。又水府如此我家へ　降詔なかるべしとも難申、其時處置如何、彼梅田源二郎なるもの、此間伏見東行之手に被捕申候。前日手蹟を心得候者有之由、全く投込落書位の引合かと存候。京地士分の入込殊之外吟味强。則先日佐々木、加藤出坂途中一兩日滯留、殊之外苦しめられ候由、尤商賈に身をやつし居候也。併何卒して暴兇の機を伊丹邊迄爲心得度事、思慮を勞し申候。横井先生、留守一人之弟あり、永嶺仁十郎と云、老母を托し出られ候處、去月流行病にて相果、一時歸心甚盛んにして不忍爲體之處、此頃右跡始末付、老母も天晴辨へ能、傳語等を請、門生一人（竹崎律三郎）來着大に落付被申候。然る處先達てより門人往來、追々と御國にての落合宜敷趣相聞候に付ては、正俗共に御外聞に拘り頻りに歸國を待付、羈羅の爲に美官を與ふるの機隱々之由、是には先生も兼々大に恐を懷き被居候事に候へば、體に寄彼方より品を引取度御賴込等有之も難計候間、兼て御心得被下、愈御手堅く御賴込有之候樣致度候。虎狼痢病東北先鎭靜に相成候て、重畳奇怪の流疫未聞二其因一如何。御留守より仍舊毎々御懇情被成下奉謝候。餘は重音と早々拜首

九月廿七日　　　　脩　溪

景岳賢兄

○安政五年（九月末か十月ならんか）在藩村田より先生への書の裂片

位は何でもない事、扨々笑止千萬、此表の事情も山々御推察可被下候。併し執政邊は都合能正義に趣、諸有司も先づ風波も不起、此支は御案事被下間敷候。兎角今日と成ては一人や二人で正議を唱候事は聊貴むに不足事。夫は只一身の身晴れを立候事にて、眞に中君の御雪寃に成候見詰は更に無之のみならず、却て稍もすれば風波を起し、賴みと思ふ國家の柱石一二の有志も斧塞がり、水府の覆轍鏡に懸て見るが如し、然らば今日除姦の策可施と云ん人も可有之哉も難計候得共、上に　忠君あらば可然候得共、新君は如此と云事はもはや一統に知れる勢、誰云ともなく能々新君の思召なき事は知れる也。左候時は右除姦等の事に及候時、一統の人心不落付して、忽正姦兩黨と成候半に、只々國内の騷動に日を送り、痛ましき事は忠君御寃の霽候樣の事誰か心配可致、あゝ深く可恐哉。水府の樣に立替り入替り正邪の合戰盡る期も無之、彼國の士庶夥敷出掛候事、誠に忠義凛然可稱嘆可振起と思ふ輩も可有之哉も難計候得共、夫にて老公の御爲に露程も難成、却て夫か爲禁錮の益嚴重に相成候計にて、雪寃の道不開樣相成候時は、其心忠義成とも賞し難し。只々同志打斗と相成。詰る所彼國體如何可相成哉と氣の毒に存候。夫故世に稱し候有志者慷慨者忠義者と一通り申觸候猶の淺近成事にて、此般の大難所大困厄を維持致候事は迚も々々其見詰有之間敷。然るに日を怒らし肱を張り感慨悲憤尋常より申候時は、誠に可稱事に可有之哉には候得共、今日吾輩に於ては斯樣なる名利淺近の氣習を學び候事は御互に恥る所、故に小憤を忍び大謀を考へ、遂に吾の大に欲する所を成就するこそ誠に希ふ所に御座候。能々御諒察可被下候。

一、今度箇條書一齊、大に俗膓の旨御嘆息之趣誠に御尤千萬、元より執邊に倚頼すべき程のわざ物有之候はゞ、今日には及申間敷候得共、夫は御承知の通

り故に、今般の擧は實に涙出て呉々妻はす也。別て小拙輩は非常之奉荷御大恩候身に候へば論も無之、一箇條も動搖しなさせ申候事は萬々心底に不忍所に御座候得共、豈計らんや此御大變に乘し、群邪事を計り勢甚熾、やゝもすれば正邪之合戰相始候事は、處置に依候ては、一瞬間の間、右の邪毒は淺ふして、一二の有力忽ち貶黜に及び、夫より漸々深痼に及び候ては、云々も不忍程の事も出來申候は、實に目下に瞭々たる事に御座候。此事は松は申に不及、櫻も甚分明に辨へ居申候程の事故に、此姦物を取鎮め申候は、今日の急緊の一大策に有之候也。故に無止は此箇條を食はしめ候より外別に良策なし。此箇條書は正邪の爭論と交易に有之候。涙出て呉々妻はす云々は、則此處に御座候。松大夫到着、即夜如案大爭論に及候勢、度々差起り候得共、松子擒縱與奪應接之間種々心算を以て、とふ〳〵兩度の應接にて喰留候趣。此喰留は右の箇條也。これなくんば猶は忽ち江戶を引取候也。左候時は正邪之黨判然と形を成し、是より水府同前に相成候事は、知者を不待所なり。水戶の黨難は君子の過なりと、識者籍々辨之、豈又再三覆轍をなさんや。故に今日の事慷慨悲憤の士と共に與に權りがたし、小憤を忍びずんば大事を誤る、間に髮を入れず。松の事は可稱して不可罵、如御說今日に至て私欲の出し時と云樣成淺間敷狗膓にては決して無之、能々御諒察可被下候。

一、箇條書之事も、精々熟評の上御發しに可相成、御案事被下間敷候。

一、水府如件大變に付
天意も難通否塞と相成、殘念は申も愚か也。就ては當邸へ再　詔の降候時は如何、能々御思慮可被成候。水土の一言尤徹肝、京師の事も此表にて專ら預謀致し居候也。

一、來年御初入之一件　中樣御雪寃の上ならば難有し。左なくして只今より御目出たい取調べ許に相成、御雪寃の事は外に相成候樣成行候ては勿體なし、言に不忍處なり。此表にても夫故決評に成兼候也。

執政松より申越され候趣にては、御初入を却て善策と被思候由、復齋も同案なり。櫻は前文の說得にて、いかにもと耳のかたぎ候也。

○安政五年十月五日在藩長谷部より先生への書

當六日發高翰謹而拜展。時下寒冷、先以忠公益御機嫌克被遊御座、當公御同然御相續御禮も無御滯被爲濟奉恐悅候。隨而奉賀候。御留守無御別條御普請も區畫整肅御落成御安慮可被成候。大庫は可羨閑地と相成申候。季に御放念可被下候。仙丹(松平主馬)依舊忠實、賢兄にも內外御彌縫、此節は愛始頗鎭靖、白狗云々笑止の極、彼衣服一條、國議悃滯欺罔せられぬかと、怨言あると見え、仙丹より櫻門へ口說參候由、頗狼狽を起しさうに相成候故、是斗は鎭定に爲反申候。其仔細は先便女子之分は無異議、男子之儀は追て被仰出位にては如何と意思を含み、櫻執筆懸合に相成候也。此儀仙白之間決兪候得ば、必正議に被下管と見込候故也。但し仙柔賠白の手前を憚り正議にも不下、進止するときは、不及是非候得共如何や、東議復案は歴可申事。復折々小楠へ齎置、或は復會稠座中へ被出事抔有之、依舊學術長谷議等、究止在から欝居謝客とはましなるべく、畢竟今日に至り此人害ありて益なし、諸論成丈不顯揚、內外櫻を助け候事也。蓮堂抔も一倍復の當り強き樣に覺へ申候、是則彼心術不正より生ずる處、當月御川番も畏縮の處、櫻の誘にて相勤られ候由。依舊事々物々苛議折合如何、それでよいか、是は云ぬいか、角は云ぬかかにて、胸中窒礙閉塞、實に是れ可憐下等の丈夫と云べし。藍愈歸北の運に相成、綺(側川入島 田近江)の難起る、諸有志不伏允當、北議窘窮之由、粗承申候。始日の御用日に如何相決候哉與聞に不及、蓮堂より御承知と奉存候。

當公御初入云々、御投策に相成御同慶、追々景况渇望致し候。

方今天下形勢云々、高論逐一御尤千萬。素より今日

之所憂此件に止り申候。何卒して修行請に託し壯士、百人斗上下人少を好む東地へ指出度と心懸候得共、平時無識の徒と議すべからず、唯願くは玉を盜出すにあり、不得止は其次を棄べし、此事卿等愛に限るべし。夫人は肥へ託す可し。道中先觸は愛調印、屈竟八九の泊付にて六日半にて達すべし。此一難事首尾能難整しては

聖天子之蒙塵を奉請事不相叶奉存候。尤右は間閣(閣老間部下總守)威赫を京師へ加ふるの時を機と奉存候。東地諸賢限御擔當に於ては、半途先迄追々迎人可差出候。於北地は執政廟議等之鄭重を不待、巨萬金を提送し、一番に靑城(鯖江城)を屠り、二に彥城(江州彥根城)を火し、前後相應して帝都を鎭護し、檄を諸侯に飛す所、向として民の過役を除き、壯丁を募り、炮手を仕立、不日三千人を得べし。吳々東地の難事、恰好の定畫、豫めしがたし。深御商量可被下候。可秘々々。

神奈川醬油屋株、地面付千兩之事、尤妙々、何卒施行致度、迚も北地政府主張鄭重糊塗に陷候は必然に付、態と口へ出し不申候。金子運送萬一仕損候とも不苦。小生大に乘氣と申事御含、愛へ御說破御仕懸可被下候。醬油屋管轄、參考生(三岡石五郎)可然。其上にも御考御申越可被下候。三國にて備前製傳法相始度者有之、慫慂致遣し候へ共、未株を不得、無程手懸出來之筈に候。然る上は人は不得共傳法丈は請得可申候。此頃大野內山七郎右衞門(大野藩執政)小楠旅館へ來る、半日餘對話、懇意に相成申候。野調一首遣す、如左、御一笑々々々。

呈內山伯子

鎖國彌堅三百年。頑然習氣士尤偏。愛君航海治
安術。六十餘州先着鞭。

○小楠と不合云々、是は國事無據事に係る事濟候故略之。過日聊形跡に著れ候事有之候得共、知者僅々、詮する所毛鹿(毛受鹿之助)呼吸を寬ひ、鐵門へ告候事と被察候。念頭聊不平不滿等懷候事には無之、少も御案し被下間敷候。畢竟當節御繫留無之候ては不相成、尚御良察可被下候。○小生四五日前より發病、惡患腹

痛、昨日より膽毒發出、昨夜腹痛尤烈敷、珍ら敷困難、曉來蕩滌之功にて稍開暢致候得共、惣身拘攣、頭重く氣結び、把筆に堪兼、要旨のみ如此御座候。尙期後音候。恐惶謹言。

十月十九日　　修　溪

挹　翠　大　兄

尙々時下御自愛奉禱候。先晉愛軒迄一寸申越候通り、權六事兎角不出來、今一層進候へば、早春の地へ復候は必然と申事、當人本意も、願くは一先退役、氣隨之養生を加へ、本復次第御用に立度、尤に付、先達て內願書差出申候左樣御承知可被下候。跡は小生看主之心持にて相助申候。以上。

○安政五年十月九日在藩村田より先生への書

去月廿八月之御翰相達拜展仕候。先以奉恐悅候。隨而愈御淸全御勤仕被成奉大賀候。此表同志龍礫々消光御休意可被下候。去月廿四日松大夫田府に於て應接の一條、委細性政並鍬嶽(桑山十兵衞)之内帖中にて承知。然る處有志之面々會て[illegible]之通、[illegible]人([illegible])歸北に不及旨御事濟に相成、且又御呼状之御任依舊御奉仕に可相成旨、御內許之趣、爲國家深本賀。此表同志の胸中千萬御推察可被下候。雪江君素[illegible]切情被申候に付、　忠僕御心痛、同志周旋甚骨折之一條、鍬嶽愛軒書中にて委曲致承知候。當人之赤心披露尤至極に御坐候得共、今般國家危難之秋に臨み候ては、寧ろ甘心して汚辱之名を蒙り候共、忠義名節を立て、忘レ國後レ君する事は、大丈夫の愧る所にて可有之候。雪君にも右等の大義被致了會候哉。同志の御周旋に被從候趣、爲國家幸甚に御坐候。右一件に付同志中御周旋御骨折之御義は千萬御察し申候。臭(狛山嘆)藍(秋田彈正)阿同情委よりして意味合相立候に付、先鴻も云々被仰越候所、藍の北歸に及候所間甚六ヶ布困り居候所、幸に雪當公へ被附候に付、藍五十石御足にて愈北歸に可相成御內許の由。松狗會飲可部厭之狀態に相聞へ候得共、松意は、此般之一義は必事成就落

着を期し候覺悟に有之候得ば、兎角姦人憤怒を激し成さずして、靜定可爲改ための配慮苦神と奉存候。一段尤之義に有之候。松嫌疑を憚り、南陽之外同志中一人も別席等にて內相談も無之に付、愛隆(高田孫左衛門)抔頗猜疑を抱き、其中愛の焦思相始候樣之事も有之、藍田隱毒增長可懼の勢も有之候由。然る所御運籌にて漸及鎭火候由、扨々可懼々々。兎角小人姦惡の地を成し候は、いつも君子の激烈より却て大害を釀し爲すにあり、其災は世を經て息まざるに及ぶものあり、あゝ可恐々々。此邊は不相變高明の御配慮を以て、諸同志正義連中を御諭し置可被下候。返す〳〵此否塞に及んで、潔白だて、名節だて、又正姦の爭論相始候ては變怪至極、夫が爲に邦內淆亂、御雪寃の期もいかゞ可相成、可深警可重愼事に御坐候。藍は御家督御禮濟より歸北之議尤都合よし、松は第內の御都合次第にて緩留有之候方宜しかるべく、是又速に北歸に成候はゞ、其跡案じられ候。此表は即、葵の間諸事隨分都合能有之、聊懸念之事も無之、又櫻義は先生、長谷始有志の面々へ屢被交候て、專心配之趣に有之候。左候得ば、松の一身其表に於て之去留は關係不少して、此表に於ては、其表程には無之候。是等の權衡御考可然御取計御坐候樣被致度候。靈邸(靈岸島越前堀越藩中屋敷)御普請も當月中には御落成に及候由。就て忠樣御義當節常邸に被爲入候ては、御一身之御保養如何被爲在候哉、御氣遣敷奉存候。若復相應に御運動邊も被爲遊御保養邊之事、常盤(常盤橋見附越藩上屋敷)に被爲在候て、爲指御窮屈も無御坐、此憂無之候はば、同處ならば兩君兩邸に御分れ無之方、諸事御都合も可宜義と奉推察候間、此議御同意に御座候はゞ、靈巖邸は內造作に手間取、御引移延期に相成よろしかるべし。來春御初入之事、此表之義如左御初入之事被極候はゞ、御國內之事御承知被遊よろしかるべし。御家中始も御目見仕候はゞ、落付可申か。只御初入御願通り公邊向相濟候はゞ、そこで速に御解寃之事御歎願可被成、御初入被遊候以前に一日も早く天陰相霽候はゞ、御初入も御目出度、國中の士民も愈難

有可奉戴、君德第一の御孝道に可被爲叶。故に御初入之事は速に御治定に相成可然。就て又御解寛の事御歎願御聞濟に相成度と一同於議政所口を揃へ申出候也。御留守請甲州家(執政山縣三郎兵衛)可然、又貴兄か雪か東地に御居殘り事は、貴兄今之儘にて御側向頭取の御名目無之候はゞ、御居殘御坐候て、忠榛へ御附助被成候て可然。雪は何れ御供にて歸國可然。貴兄にも頭取之御名目付き候はゞ、背州抔迚も々御居殘之事聞受申間敷哉に奉存候。背は必御居殘り之事は好み申間敷、折角御用心可被成候。高明の御一身御在東に相成候はゞ、萬端に付國家之御爲に可相成哉。尚能々御熟慮可被下候。指當り雪は靈邸の御用掛り、埴を守衞に被附候の策は、此上の上策と御同意に奉存候。

水府之騷擾、老公の御直書にて稍落村、夫々引取候由、御別紙之人員丈は居殘り候由。割腹之面々等甚可憐可痛。彼藩君公の不道、此般のみならず、先年以來倫理を亂られ候處、此般兩閣應接中之惑溺よりして、大事を貽誤候事不道の極、扨々歎息の至。闔國の人民多く割腹等に及候事、扨々無量千萬に御坐候。

京師之事毎々紙面申來候得共、兎角間闇京着後機密事は探索得不申候。所司代間閣共上京後去月半頃未た參内無之、所司は京着の砌より所勞と稱し不出し致し不申、何か此頃の說には公邊議閣中は參　内之儀差控候と申說あり、又朝廷の御論六ヶ敷故參　内不出來の說もあり、當月二日に初て參内に可相成と申說もあり。此間鷹司家の小林某、九條家の島田左近も被捕候由、池内大學(京師儒者號陶庵)は亡命之由、其外兩三人被捕候ものも有之候得共、格別名のなき連中なり。梅田源(名源二郎號雲濱)は揚り屋へ被入候所、出牢の上、町預りに相成候由、又江戶へ被引候と申說も有之候得共、出牢之說實說に聞へ候由。右之通り都下を荊立る樣にするは、禁廷へ不對可惡事勿論、聊威力を示し候姦計重々可惡。而して命を賭り恭順を示し至らさる處なかるべし。幸に二三の名公は正

議凛然の様子、就て一策を投し、叡　勅諚の旨を堅定し、間閣を制服し、公武の間隙を解、三公の寃を雪ぎ候半と、種々致熟議候得共、例之恐怖心未だ全く消融に及ばず故、櫻の専斷に決候得共、たま〳〵故障出來候て、至于今日未果行故に、京地之事狀未詳、九重之　天子腦慮如何被爲在候哉、臣子の情將斷絶、感慨無限事に御坐候。

一、文武之詰、刻限詰切と、不快痛等向々へ斷り之事、此二條以來用捨に可相成との議。

但し御軍制放發も、畳み打仕揚、見分相濟候者は、本文同斷に可相成との議。

一、此詰の事は當番頭文武役輩へも内評之上議定候て、追て發表に可相成事。

一、紬着用之義、御國産御派立に付と申事一段よし、只下情可及迷惑趣致評議候所、兎角極々難評と相成今便江戸詰之者俄に絹布奉書紬着用と相成候ては、たとへ勝手次第と申被仰出有之候共、勢迷惑に及び可申との一條に付、明後申年よりに相成可然哉の旨、其表へ申來候筈。此一條相決候上は、男女老若に不限、御士以上着用御免に可相成旨に御坐候事、今日に至り候ては延評も難出來勢に御坐候へ共、只松大夫の迷惑にも不相成譯合も出來候はゞ、何卒白犬を申論し、來年御初入の上にて被仰出に相成候様致度候。右等の事追々御ゆるめに相成候ては、有志は勿論、俗論家の口頭喧敷事に可有之、風なきに波を起候事は眼前に御坐候。白素より俗論家を恐るゝの意思あり、依て是等之説を以て申論候事如何可有之哉。尚御熟考御施行可被下候。

一、洋學生兩三輩、加賀九郎次郎始追て可指出樣に御坐候。山口金次郎は舘中役輩拘泥家異論申出候に付、今少し決兼申候。

一、此頃文武役輩又外塾等之事夫々人撰有之、德吉兩子(德山唯一 吉田悌藏)結構等御取扱に有之候。桑高同役之方へ申遣置候間、此方より御聞取可被下候。

一、夢の代先達て京師より相廻申候間、幸便其表へ可相廻哉、重便可被仰下候代金二兩は此表にて取扱

申候。

一、六月十三日京師より東都への急便賃四兩貳分、近便服部熊五郎へ廻金可致筈に御坐候間、御承知置可被成候。

一、横井先生、舍弟不幸に付歸國の事内願有之、先鴻同役方へ申越候儀聊行き違ひ有之候。歸國の事は是非願度旨申出候。然る處先達より辰之口邸（大名小路細川藩上屋敷）へ御懸合一條未定中、又々右樣歸國願之通り取計度抔之御懸合に相成候ては、兼て熊藩に於て先生を取返し役付爲致可申抔の説に陷入、再行は迚も難被出來（右役付之事も委敷相聞候所、此俗吏的鄙厭すべき役義に被申付候趣の由、依て先生殊の外恐れ候也）又先生も俗吏中に係縛せられ候ては實に迷惑の趣極内話中被申出候。依て歸國の事（當年を越候ては餘り氣の毒也）少々遲滯に相成候共、何卒先達よりの御手續き之通御借受延期の御約定通り、自彼藩返事有之候迄は御見合有之、其上にて歸國内願の事彼藩へ御申越に相成候はゞ、條約を取結びて後の歸國に相成。此表幷に先生爲にも都合宜敷事に御座候。乍併彼藩の返事、先生在留延期之事約諾申參るべきや否やは豫で難計事に候得は、若し此方樣の御頼通りに不參候節は、又其節可然御取計に可相成事に御座候、且又先生老母幷妻母へ御前樣九曜御紋服被下之事甚切願に御座候。委細は先便同役へも申遣置候。何卒右願之義は精々御心配被下、早速被下に相成候樣、宜御取計可被下候。此に閣筆。

十月九日　　　　壽　頓首

景岳老兄

尙々時候折角御厭御自愛被成候樣、爲此道奉專禱候。以上。

〇安政五年十月十九日在藩村田より先生への書

十月六日の高翰拜誦。寒冷相向候處、先以奉恐悅候。隨而奉大賀候。季に御放念可被下候。

一、今般御家督御相續之御禮被爲濟、御家臣八班之面々へ御目見被仰付、且大廊下、下之部屋被仰出、

右等御先例御家格之通被仰出奉恐悦候。
一、船端（松平主馬）依舊正議、　忠樣へも披赤心陳奏有之、懸意無二之由。大兒には內外彌縫、此節愛始も頗る鎭靖に趣き候由、御同慶々々。但臭の方えは此表兎角論說紛々として一體鎭定不致、爲之人心も恂々と致居候抔、例之邪說俗論家より埒もなき事、臭へ申來候麤梅。其內修溪野拙と小楠翁と議不合云々抔も申來候由。依之臭も實にもと思ひ心動き、折には自身北歸願度抔の口氣も有之麤梅。然る處紬寬禁を始箇條書之內一事も發表に不相成候故、臭の疑心を引起可申哉と、船端も致心配候由。右に付今鴻櫻門（本多飛驒）迄船より書中に寬禁等の事速に發表に不相成候ては、某を御見捨被成候同前と申遣候由。依て櫻も甚心痛狼狽にて、早々紬の一條丈けは振出し申度旨相談有之候に付、（昨日長谷少々不快にて引込）尙又長谷存意も御聞被成可然旨申答置、（十六日の事也）夫より長谷へも及相談候處、先鴻（九日立）其御地へ云々申遣置候事に候得ば、先鴻の返書を待て兎も角も計ひ致度旨。然れ共兩人より其趣致陳述候共、櫻の信難必を計り候故、右の通り櫻の動搖を收拾爲致方、小楠翁に相談之上相託し候處、翁則諾す。依て昨夜（十七日なり）櫻大夫翁の客館へ招き、前件之次第翁申諭し候處、櫻了會有之候て、則今鴻櫻より船端へ九日立の返事を待て、發表の事取計申度旨云々申來り候筈に御座候。右之通り先一便相待候丈けの收まり口は付候得共、右樣の發表、忠樣御寃後とか、又來年とかに延期の見詰は更に無御座候。依て此上は無是非其御地よりの返事次第に致し置申候。
一、翁と長、拙兩人議不合之說は、或所より臭へ申來り候由。櫻より承申候。是も一種之邪說家の議に御座候抔々笑止千萬。先達て文武又節儉等之義に付、先生の說を取違ひ、文武は入らぬものゝ樣に心得違致候者まゝ有之に付、今般御代替之折柄、人心頹敗の御時節、別て關係も不少候故、右之取間違の族も有之候事を有樣に先生心得迄に申述候處、少々意氣違有之候哉、且又長、拙兩人正論押張候所よりして、

却て諸有司邊と議不合様の事出來候ては、國家の大事と被存詰候に付、先生格別忠慮懇篤の意思よりして、別段に兩人へ諭し方有之候。右様の次第にて先生と異議拂戻等の事些少有之候義にては無之候。然る處右様喋々其表へ申來候て、却て大兄抔の御懸念事と相成、甚意外之至慙愧の事に御座候。當節に至て、先生には兩人の苦神を深く氣の毒に被存候て、精々の彌縫賛成被致、兎角爲今日維持不少、實に吾輩の幸甚也、吾輩の幸甚に非ずして國家の幸甚に奉存候。此段御安心可被下候。當節櫻は頗懇欵して宜し、然し頗又世間の落着を大切と被存候。近日武場の事に付肝煎との應接相始まり候。兩肝煎は是迄何もかも上より御仕向け被成候と申て不平に存じ、武事は引立方擔負不致候。左候ては所詮先き行き致間敷との櫻初の了簡なり。故に先達て其表へも申來り候通り師役御任せと申事に可相成に付、そろ／＼肝煎と應接始り、彼等の情を得て諸端始めて恰好なるべしとの見込、疊の上の工夫甚佳、但櫻の遺方に兩肝煎の打太刀にては甚危く、所詮見込は難立候得共、一時の廟議に任せ置申候。兎角先般の御大變後は、何もかも只管世上の落合のみ大切と存候様の、一統之人心に相成居申候。夫故謇諤正論は忽ち人情に戻り、國家の幸に非ざる様に存候者歴々有司に不少、扨々困窮之至に奉存候。葵の疑惑大抵凍解には候得共、例之恐怖心は全く不及融散、評定所などにても俯首閉塞、やゝもすれば痙攣を引起し、有司狼狽氣之毒千萬也。依て益忠様の御德を奉仰慕難堪奉存候。執政の力なき、誠に爲天下爲國家痛息の至に奉存候。乍併今日に至て先づ執政中の落合は宜敷方、又忠様の御様子を知て不堪感激、國家に忠慮ある面々まゝ不少、此面々心思を盡し左提右挈維持仕居候得ば、爲指大穴は明き申間敷哉。此段御案事被下間敷候。

一、是迄文武御用懸り乍不肖拙一人へ被仰付置候處、此度御趣向に付同役一統へ御用懸り被仰付候。右様被仰付候義於小拙一段難有奉存候。是より多分先輩へ相讓り候て、陰助可致心得に御座候。扨拙子義御

承知之通り甚危野、近來別て猜疑を取、間隔強く、且又拙心にも當節諸端やゝもすれば因循頹敗にのみ陷入なり易く、又忠樣維新の御政務筋諸事御改正之事之內俗情に觸候類之事、無勿體も有司中も厭ひ候樣の勢も有之、別て感慨に不堪、憤懣の餘諸事迫切に過ぎ、濶大寛悠之氣象を失ひ候故か、所詮此儘にては難立行と存じ、自身覺悟仕候。橫先生、長先輩よりも此頃教諭を蒙り、此節工夫仕居候。扨々慙愧之至に奉存候。却說當節忠樣御雪冤前は勿論、於國家危亂之際、一身之存設至て大切故に、自是自反脩養之工夫を爲し試申度、依て又委曲處世居危の一工夫を爲すも又一樂に御座候。

一、今般薩州日下部を始、名望有志之列就縛亡命等にて、都下人心恟々之由、殆んど後漢黨錮の勢、委細貴書之趣、扨々埒もなき事、幕吏乘虎之勢とは乍申、狡暴至極可恐事に御座候。此節於我藩何の係累なきは甚可賀之至。此節縲紲に就候ては匹夫の溝瀆にくびれ候も同前、尤狗死と奉存候。名節は指て多しとするに足らず、亡命陰遁智者之優にする處、忠樣御在世之間は、心ある者は決して死する事相ならず、況んや吾輩をや。此上仕儀に寄候て、暴發連坐等有之節は、不殘逃遁に如くはなし。樣子次第忠樣共に亡命（尋常にあらず非常の中の事なり）致させまし候事尤策の上なるもの也。當月始の（六日立也）京便に服部より申遣候は、御屋敷內へ何者か不知、大兄之御在所、當時江戶か御國かを問、又嫁入相談致度に付委敷御樣子承候抔の緣もなき事を申聞候由。日の內夜分共頻りに邸內の出入往來を考へ人を附置候鹽梅。依て熊五郎よりも當節は誰樣にも御上京は御指控被成候て可然哉、差出候事ながら申上ると申越候。鷹閣內の小林氏も就縛候由、伊丹は沙汰なし、先々重疊。春日の事は京便には却て不申遣不審、京都は諸家屋敷々々人別改、又諸家御用達旅亭に至る迄嚴敷探索致候に付、甚騷々敷氣遣敷事之由。扨々狡暴至極、般鑒不遠、殆んど此極に及候事と奉存候。間閣には未だ參內無之由、所司代は三日に參　內有之と申事。京師應接振如

何相成可申哉、定て權勢を以て押付、宜下を始存意之通仕付け候積、若復彼是事濟に相成兼候時は、是又殘暴の擧動可有之も、眞に可恐事に御座候。就て此表橫長兩先輩と極密示談致居候得共、十分定見も立兼候に付委細は筆略仕候。何分にも四分五裂之勢、今日其兆を見はし候得は、此後之工夫能々可思慮事に御座候。第一忠樣の御北歸不被成候ては、策も所詮難施。此御一條尤眼目に有之候所、如貴諭海陸共遠路之處、其所置甚難し。依て此節色々深案中に御座候。尙賢考も御座候はゞ、重鴻可被仰下候。

一、明年御初入一條御同案に相成大慶々々。執政は甲州家詰に可相成段は、此表執政にも同意に御座候。背州は甲の詰を稍不同意之趣は、鐵門（岡部豐後）を出し詰に差越可申との內存之由。其極意は船も能々察し居候體悔、當時執政の人撰甚難評物に候間、來年は甲の詰可然、甲不詰時は退隱の說起り、一惑亂と成可申、此段御含宜御周旋可被下候。たとへ外事は兎も角も貴の人撰は忠樣思召にて申春も御評議に成候事に候得ば、此後も妖魔如何樣之說を申出候共、忠樣の思召あらん限りは決して取捌申間敷事に奉存候。此段も兼て御含置可被下候。

十月十九日認

○安政五年十一月十二日在藩長谷部より先生への書

去月廿八日發雨人への貴書昨拜讀。寒冷日加之候、先以奉恐悅候。此頃にては御移那御日限も御治定に相成候哉如何と奉存候。隨而貴兄益御安健、御那嫡も御全癒之由奉欣賀候。此表御留守北堂御始御揃平て御清健御安意可被成候。次に瓦全碌々御掛念可被下候。

偖去月廿二日夜中事倉卒に起り候處、雙眸も精（細註）（草尼構一郞）馳付何角も御始末能、翌日市廟徒らに郡中なる事而已にて相濟。其後云々委曲に拜承。近來京攝探索之樣子甚懸念夢寢不安之處、先々最急に不汲、

聊心落付申候。愚案御高名に付、最初より青工に（鯖江の事）猜疑深く頻りに及探索候得共、蹤跡無之內飯泉（曾我權右衛門家來飯泉喜內）輩の纔成藉口に付て此事に及候やと存候。唯々此上暴虐鴟張坑儒之境に不至樣、爲天下生靈默禱致候許。既に去月廿四日閣所司代參　內、此日　上樣正二位大納言御叙任、廿五日尋爲內府將軍宣下相濟、　勅使攝家始下向之官人夫々治定、先づ今日之事畢りぬ。人盛勝天、一博場と相成申候。願くは鄙中諸君子閑是非に拘拗なく、小人の惡を不長樣御培養可被下候。御留守之儀は必御案被成間敷、北堂仍舊中々御氣丈同志感佩仕候事に御座候。外人應接御處分迄村三（村田三郎）共申談、都て御相談申上候事に御座候。黃白御指支無之哉如何、必可被仰越候。〇小楠も大に斡旋致與、政府執法諸有司邊會盟血をすゝる迄に善後の策を運らし申候。先々御安意可被下候。〇神奈川醬油株一件に付、近頃三國之內に良醬油釀出之鋭志之者有之、於同所株の世話專ら致遣候處、最早九分九厘迄り出來申し候。何卒此者を勸めて同志の者一人遣し度、精々心配致候へども、一向人を得不申殘念、三國すら同商の者猜疑漸融解に及候爲體に付、遠遊之念立兼候事に御座候。尚三石よりも可得御意と存候。尚御良考可被下候。但酒よりは三年四年廻りにて釀出の利遲く、大分に氣長なる物に御座候。尤利は大成物の由。右三國に相始候も、航海專らの志願に御座候。〇千彌、平儀（千本彌三郎 平瀨儀作）大野より歸り、御領分勝山近邊藤巻村と申處の山に銀鑛見出し申候。尤直樣當節より手を下し申候。此節に至り開き掛候も又偶然ならずと感悟致候事に御座候。御樂み可被下候。大野〇〇にて志比境鍋吹迄大に利を得候事に相成申候。〇外國奉行始海岸見分、此節越後路より加州領へ、そろ〳〵向候位の由。主人は廉潔、下人は舊習、人馬繼立始物の花なる事共、殆巡見使より甚敷趣追々相聞へ、又々爲之疲弊怨嗟笑止なる事に御座候。三石御附屬の一件御尤千萬。例之復齋未だ見識透り兼、是又笑止。何れ小生も附廻しの志願に付存意も有之候。一兩日風雪相催一層

之冱寒、迚も當年之見分陽明申間敷、何處へか緩々逗留抔有之候ては大迷惑と焦思申候。小楠暖國生育、寒氣辟易、氣之毒成事に御座候。件々申上度事如山候へ共、要旨而已如此御座候。折角御自玉御養ひ被成候樣、千祈萬禱。餘奉期後音候。恐惶謹言。

十一月十二日　修　溪

挹　翠　賢　兄

尙々土州も國より家老始出懸廢立に掛り候風聞有之如何。

○安政五年十二月七日在藩村田より先生への書

一、松大夫去二日歸着。然る處此表之光景御同列を始一和間隔無之と申條、存外と申事にて、甚安心有之由、小楠之物語に御座候。惣て百里外之其御地故か、又浸潤之譖も有之故か、其御地へ相聞候事には齟齬不少、松も在府中此表之事は甚懸念に被存居候樣子、今更笑止千萬に御座候。復齋君胸懷大に開け、近頃の工夫有志と諸事相謀り國家を憂ふるにあり。先達て三考子(三岡石五郎)北歸、一條等も能々了解、依て松には此邊の事深く了解無之事故、小楠に託し、松にも東地萬一之事には無油斷注意有之候樣致度旨、懇切に被賴候也。

一、此度修行請之面々、千本彌三、長谷部協、加賀(九郎次郎)小島(左織)、井原五郎次、梶川徹以上六名被命、來る十日此表出立に相成申候。佐々木權六も病氣聊にても快相成次第、是又出府致候樣被仰出候。當人病氣未だ爾々無之に付、出立は今暫く後れ申候。此餘は尙都合次第追々可指出事に奉存候。一時に數名罷登り候ては、却て城州始不審を立、又此表の都合も不宜、仍て如右。右樣御承知可被下候。

一、小楠先生懇願歸省の事、松大夫北歸之上治定に相成、當月十五日頃此表出立に御座候。三岡石五郎、榊原幸八、平瀨儀作三十同道被命候。三十有用之人材依て諸藩更歷候はゞ、國家之有益を開き候事可有之、長崎、佐賀、鹿兒島等へも相廻り、事情盡し度、

仍て又有士に結び、旁器械製産等之事取調、下之關、長崎にては、能々交易之都合を謀り、緩々時日を歷可申、其内兼て熊藩へ御賴み通り、先生再來福之事成就候はゞ、同道にて可及北歸手筈に御座候。佐賀鹿兒島兩侯へは兼て參考生始罷出候はゞ宜敷と申事は、初夏之頃か御賴に相成候事に奉存候。尙又齟齬無之樣に願出度、此邊一寸雪江君迄御注意可被下候。

一、酒井祿助高知席中之人物、且繼家之以前素願之事も有之事故、今度先生へ託し遊學出掛候はゞ、可然との事にて、執政始何れも同意に相成、至て輕便に出立（刀指一人僕一人）同道罷越可然と當人へ御移を以被仰付候

一、來年初入之事、於御地背甚だ主張、松も不得止御國許に讓り罷歸られ候樣子。公邊にては五月後之御延期は六ケ敷由、左候ては二月中に御初入被遊候共、四月に直樣御參府如此、暫之御日數にては却て失望之義、葵櫻邊は明後年御順年之通り被爲入候て可然との存之由、尤に奉存候。同僚にても出淵（傳之丞）市村（乙助）邊皆同意、只千本は御初入之事を主張、

新君が龐末之樣に成てはとの正心論也。依て臣輩よりはどちらも定て難申上候間、中將樣思召に奉任度と申出候也。此邊御含置可被下候。其地高田輩は御初入を主張の由、是又御承知置可被下候。此議御他漏被下間敷候。

一、靈邸御移徙後御都合如何御座候哉。愛軒、靈へ參り御都合可宜御同悅。

一、松北歸後要路上一條如何之光景に相成居候哉。雪江君には老兄にも御引込中と申許多苦神可有之、千里外想像此事に御座候。桑高列骨折之塲合如何有之哉、案勞々々。

一、去月八日同十日兩度於市廳御問合之趣高孫より書付廻り、一々明白、爾後又々御問答も有之候哉と中夜種々思惟。世道一治一亂、自有二命在一然共有ㇾ君又有ㇾ臣、如此（此頃中君より少楠へ被下之御詩歌中一首「紀の海の鯛引あみの一と目だにはやくも見まくほしき君かな」おろかなる身とおもへどもおろかなる身を忘るゝも大君の爲）然して世道の障塞如此感嘆無限の事に奉存候。

一、萱堂君寒氣にも御障不被成、不相替一家之御經

清御拔目無之事、今日に至り候ても聊御疑惑これなく、只管中君學事のみ毎々御物語被成誠心此事に奉存候。琢磨君明道館、清世館御出精、近頃何之障申分も無御座候、具々御安心、御安慮被成間敷候。追々時候凛烈折角御厭自愛專要に奉存候。要用如此御座候。不宣、

十二月七日　　　　氏　壽　拜

提　翠　老　兄

○安政五年十二月二十五日先生より中根參政への書

拜啓。地圖譯、別紙丈は相濟申候。然る處原本は獨乙本にて、國言和蘭とは頗る相違致居、之を和蘭之音韻に直し讀候に、大分手間取、初之了簡とは大に消光に相成申候。

扨此書入甚小字にて、迚も上坂（平八郎）や雄五郎には分り申間敷、若も間違候ては餘り笑ケ敷事に相成、後日認替も出來不申不都合と奉存候。○又國土の位置抔事も有之候事歟、[illegible]准し候。[illegible]の國は時長方正の國は方正に習ひもの[illegible]候。○又有名の節は原本にも一々無之候へ共、[illegible]致度積に御座候。併此圖は縮寫して想を[illegible]事能はず。○御天方へ上候處にて、[illegible]過れば両眼不及の處あり、相に過れば九冊一[illegible]の候あり。此二[illegible]を除んとするに、此小圖にては[illegible]し、○右こ一二件を以て考候に　上氏へ此[illegible]一寸不本意に御座候。○依て常郎（[illegible]）にと御座見所存借往、雄五郎を呼寄せ候て[illegible]に奉存候。○昔しや此義過重にて六ケ敷候へは、[illegible]にても小生一人にて相認可申や。○國名は近來洋人漢字を當し候間、十の七八は漢字を充候事隨分出來候へ共、却て[illegible]の憂御座候故、假名書も可宜哉。其中人目に慣居候佛蘭西、和蘭等の如きは、却て漢字を斯候方便利と奉存候。尚思召も不可在哉本伺度候。○諸地圖獨乙「プロイセン」の二國を偏擧するもの多し。又獨乙を擧げて「オンカリア」「オーステンレーキ」を略するも

あり。此獨乙は舊帝都の名にして「プロイセン」「オンカリア」「オーステンレーキ」其他の諸部を統轄する故なり。然るに今時に至り候ては、眞の獨乙領は僅々たるものにて、「オンガリア」「プロイセン」等各自政令を立つ。此等原圖詳晰を缺く、依て方今自有の形勢に隨ひ認候積り。○其他トルコ國は、「アジア」に在るものを「トルコ」と唱へ、歐羅巴に在るものを「トルコ」人自ら「コンスタンチノーポル」と唱ふ、名稱は各異、二國に似たるの疑ひあれ共、原書に隨ひ出す。近來英人抔は亞細亞都兒格、歐羅巴都兒格と書す。○其他は專ら地理全誌に依り、旁ら地志地圖（八紘通誌、航海全圖等の類）を參考して認度と奉存候。○思召にて、大洋の名處或は港杯詳に記候方、可然思召候へば、夫も何樣にも可仕候。併し餘り慾に掛り認込候へば、却て明白を害し可申哉に奉存候。○前文之義御考、且御序に思召御伺被下、御答可被仰下候。

○上坂彩色は致出來候方宜敷御座候間、此圖乍憚（萩原へなり上坂へなり）御渡可被下候。小拙認候よりは雄五郎御遣し被下候方難有奉存候。以上。

原圖の模樣は最早相分り候故、原圖は明朝調所へ返し候積に御座候。若哉上坂入用には無御座候哉、尚又一應御尋置奉願候。

臘月廿五日　景　鄂

拙　君

○安政六年正月十三日幽居中の先生より中根參政への書

欽啓。然者太平年表昨臘御買上、殘之分一冊指上申候。御提掌可被成下候。扨又昨日の蘭書惣體にて原價六百八十八兩二歩（五十七部）、小拙之見込にては三百兩其内所望之品は三十六部、原價四百四十兩。○二部附價二百兩其内再當用の品相擇候へは百五十兩（二十四部）其を又々再撰候へば十部八十九兩位に相成申候。右は如何可仕か、當秋貿易後物價の處何樣の違に相成候哉、其處一切考付不申候故、獨斷にては何とも難計候、能く御精慮可被成下候。尤前文之直段付は、大

方長崎屋定價より一割半、或は二割程引下候積に御坐候。去々年　公邊より御渡相成候蘭書御拂の書付ハ御手寄には無御坐候や、可相成は拜借仕度候。ヲクタント一器拜借奉願候。

正月十三日

蘭書は今明日の內に返事仕度候。

雪江君　　鄂

○安政六年正月十五日幽居中の先生より中根參政への書

拜見。縷々御垂諭被下候義奉拜承候。然者書籍之義尙又推考仕候處、小拙も當用之分引取候方可然哉に存付候。今朝全部にて三百金より引下候樣申試候所、十の六は出來懸申候。夫が出來候所にて又半分に引分可申奉存候。金子の所は百五十程御心算置可被下候。

○魯の陳刀は、川路よりの拂物にて、兩三年もぶら〳〵致居候物の由、可成丈は直を引候樣申居候。八兩位に付可申心得に御坐候。如何御坐候哉、尙宜可被成下候。

○蘭書にて大分新得御坐候。航海書にて帆檣篷等の運用、其他停泊之規則等迄書載候、極新之著述も有之候。三間舍幽囚之身も、萬里の雲天を驅駛する心地仕候。其他測量書の簡而明者有之、他年之渴望頓に慰候心地、快々に堪不申候。

昨日は御長談之由、扨も〳〵大快濶人、眞に金馬門の待詔と可申、東方朔の流亞、豈料俗物中如此たる大見識の人も可有之とは、桑山より承り感心仕候。早々以上、

正月望賀　　鄂

拙　公

奉貴答

○安政六年二月廿日幽居中の先生より在藩村田監察への書

爾來契濶、不本意には御坐候得共、此節柄故、天地

鬼神に奉對、精々相愼候心底にて、慭に平生の懶怠のみにも無御坐候。時下春暖、先以
老公益御機嫌克、
御表様にも御同様被爲在奉恐悦候。隨而御精勤諸同志依舊鹽梅重疊之事に御坐候。留守へも毎々御注意被下候由、母格別喜び遣し、此のみ當境の慰懷、感恩不少候。尙此上にも萬事御精配奉願候。不相拘公事憂勤之趣度々傳承、實に御盡瘁之御氣象被想遣候。千彌（千本彌三郎）矢恕（矢島恕介）等より細事迄傳承、頗安心仕候。就中修溪一層之御長進、他人之論は傍置、協（長谷部協）兄の口頭にても瞭然、兼て斷決明果には服し居候へとも、稍一己の見に被安、本來天地具在の道理をも枉られ候氣味有之、此處深く可惜存居候處、其邊之生々敷事脱却、恩讐分明之俠氣も銷磨し、一種混然底に被近寄候鹽梅、誠に敬服之事に御坐候。何分にも此上益御討論有之、賢兄にも今一等の大襟懷御開可被下候。賢兄も追々御進歩御工夫の由承候得共、拙見にては今少し風岸孤峭之習味脱不申　兎角一槩の御見堅牢にて、先の通塞御斟酌無之様に被考申候。別て當時は上下左右共色々障碍有之候中に御立被成、今之御分量にては殆んど一髮千鈞を引に齊しく相成可申奉存候。迚も世人を一々吾思ふ處へ引入候事は、聖賢と雖も難き事にて、まして御互の處にては六ヶ布は申迄もなき事に御坐候。何分從來の御所置と御見解と御錯慮候て、今一等從容包荒之氣量御思案被下度候。別して櫓下（本多執政）君杯どの間には能御注意有之候て、人の沈醉昏迷するを見て提挈回護するこそ人情なれ、瞋目痛詈して剩へ打著に及候は、中人以上の有るべきに非ずと申事に屢々御熟慮可被下候。總て人は親きものほど爭激致し易くして、却て至理を抑候氣味御坐候間、此等之處は無御油斷御省察御坐候て可然奉存候。近况如何は存し不申候得共、櫓君は從來屢々閑癇之患有之様に覺申候間、何分慰諭勉勗を御盡し被成、高望に不相成様所祈に候。古來豪傑士之兩間分割して、心交初密中衰候も、畢竟を申せば、互に望過候よりの事に御坐候。

小拙抔も近來迄痛く此病脱し不申、先日より歯悶中、前事追顧之上より、聊此處體察仕候。此後追々製産之義御端立に相成候に付ても、前文之義能御了解有之、初頭に能御思慮置可被下候。時情は千彌より可申參、色々轉變も有之何れも苦心仕候。何分當時は先途の事は一寸前暗地にて、迚も致方なく奉存候。手前にて出來候丈は、物産其外養材之事杯、一兩目取締御施設有之、他日博大之元入、大丈夫と申處、專ら貴兄へ奉託候。此書を呈候は、聊貴兄へ講習を發候迄にて、何も箇樣の實事有之譯と申には無之候間、決て御深察被下間敷候。呉々も今一層孤峭衝突を矯候て、含容包荒之量を御養、窘逼鬱閼之累を脱して、超逸閑雅之情御掲被成、折々平心靜坐して、名賢之奏議、或詠懷之詩作等御賞吟御座候樣、爲公私事奉專祈候。草々可祝。書不盡言。

仲春念

又言、製産物御端立の內、他物は如何とも、先漆器と紙は大に見込有之（此事既に追々申參候はづ）候間、修溪抔へも御相談有之、右兩品は一切上より元入被成候樣迄、從來相運候樣被遣度。尤此方に於ては滿天下の蔡商陣々心計致居候勢も有之、既に當政府へ稼買込に櫻據候心算のものも有之由承候位に御座候間、何分公平の位にて賤民のなすがら候樣手段相立、官へ全權御握被成候事專一かと奉存候。右に付ては初の間得失利害のうごく無之、此後幾十年之處迄御計り被成候樣定置有之度候。尤も格別嗜好にて、既に支那と日本とを蓄の相圖と申有之、他所にては近來瓜哇に聊有之のみにて、印度より アフカニスタン邊へ押候へ共、尤も相成不申候由。我國にては三國邊は如何御岸由樣之處可然と申有之候。尚委細は次鴻製産方より得御意候樣心配可仕候。以上。

紀

慧堂大兄

內呈一覽披奕

○安政六年三月二日幽居中の先生より中根參政への書

今朝は賢郞君御機嫌克御出立と奉存候。昨日は御出被下候處、私よりは此節抦故別段御暇乞も不申上、不本意の事に御座候。茅屋三間之軀に較へ候へば、雲霄萬里之翱翔御羨敷事無限奉存候。

○此間願置候門野(門野彦之丞)大谷(大谷德太郞)へ相渡し候金子は、蘭書御拂の内にて引替遣置候故、今日拂方に指支申候間、可相成は今晝後迄に十兩御下に相成候樣奉願上候。門野、大谷へ遣候金子は長崎屋爲替にて、大坂銅座役人共への引當切手の受取預り置、則彌三郞へ渡置候間、相納候て可然義に御座候はゞ、彌三郞へ御申聞可被下候。

○一昨夜は種々被仰下奉拜謝候。

○小曾根(長崎人小曾根乾堂)の書二枚、此は松大夫(松平)在東の節餘あらば一枚所望と御申に付、其中參り候へば可呈上日約仕置候處御座候。其節白大夫(鈞)も同樣被仰候義故、兩君へ一枚づゝ呈度御取次宜相願候。乍去一枚は義俠の詩にて大夫の忠義を責候に當り、一枚は休官之詩にて隱退を勸候に當り、若し如此被解候へば阿諛之具、變爲二買レ禍之媒一、左すれは矢張不諛不賂之全に如かずと思直申候間、小生よりは何れを差上可申とも難申、何分二枚とも大夫へ御出し、大夫の賢慮にて可宜御分配御座候樣仕度候。平謙之書も大夫御好御座候事故、此小作を二枚呈度候。餘之二枚は執事へ殘し、一枚は桑山へ御遣し可被下候。長々幽居中色々相考候處、何等の才識も加り不申、纔に居世上策は阿諛、々々の上策は賄賂と云事丈發明仕候。依て如右仕候。呵々。

三月二日

平謙にも大夫賴吳と仰御座候へ共、其中負譴之事となり不能其義候故、小作にても獻候也、

書七枚添

雪江君　　鄂

御一覽後　丙丁

○安政六年三月三十日幽居中の

先生より中根參政への書

拜見仕候。然者今朝直段御問合之時計都合宜、先御用にも可相成旨大慶に奉存候。尙直段は逐々引合可申候。委細奉期拜晤候。以上。

三月二十日

雪江君

鄂

○安政六年七月十日在府市村監察より先生への書

拜見仕候。如諭嚴暑再復候得共、愈御壯健被成御入奉大賀候。然者相應答書二通爲御持被下慥に落掌仕候。御國表へ廻し方之儀段々御懇情被仰下、只今御屋形より引取、臨時御用多甚だ繁雜中故、仰に隨ひ御認其儘御國表へ相廻し申度、貴蔭にて如何斗の御助勢にて辱奉拜謝候。右は拜顏之節萬々爲可得御意早々貴答旁如此御座候。以上。

七月十日

市村

本

內用貴酬

○母子往復書

○安政四五年頃先生より北堂への書

かきそへもうしあげ申候

一、こんにちも御ないくにてちうじやう様より、じやかう、いさゝかようい〔ぐ〕すりに、

御てずから、ちやうだいおゝせつけられ、ありがたくぞんじ奉り候。もつとも御ないくくだされ候こ とゆへ、ほかへは御さた御ざなく候やう、ねがいあげ申し候。あまりたびくの御こんめいをかうむり候こと、かへつてをそれいり申候。このじやこう、わたくしかたにおき候よりは、

は丶さまへさしあげもうしたく候まゝ、御まわしもうしあげ候。なまりはちうじやう様の御かんがへにて御包みなされ候ことゆへ、このまゝ御たくわへなさるべく候。このおりがみも
御てざはりのものゆゑ、御だいじなされ候やう、ねがいあげ申候。
あたゝかなるところにおき候と、じやかうはにおゐうせ申候。
九月廿八日

○安政五年十一月同上

二十二日だちの御ふみ、二十八日朝たしかにいたゞきはいし奉り候。おひ〳〵さむさきびしくあいなりまし候へども、まづ〳〵みな〳〵さま御きげんよく御くらしあそばし候よし、かぎりなくめでたくぞんじあげ奉り候。このおもてにてもまことにそくさいにて、かぜひとつもひきもうさずまかりおり申候。すこしも〳〵御あんじくだされまじく候。さてまたこのたびははじめての、御やくりやうちようだいいたし、ありがたくぞんじ奉り候。それにつき金一両わたくしへ、一ぶつなさぶらうへ御つかわしくだされ、まことにありがたくちようだいいたし申候。○みのすけはなごやに五日とうりういたし、このおもてへはとうげつ二十三日にちやくつかまつりもうして、そのせつはいろ〳〵御めぐみくだされ、ありがたくぞんじ奉り候。わけてたちやの御そなへもの、御こゝろいれにてくだされ、ありがたくぞんじ奉り候。

まい朝すこしづゝ、いたゞき申候。

みのすけにとくとおくにのことうけたまわり、おゝきにあんしんいたし申候。いづれ其内にはましだもかへり、このおもてのことみさいにおはなしもうしあぐべくと、ぞんじをり申候。なにごともおくにゝてをぼしめすよりは、ことがるに御座候あいだ、かならず〳〵御しんつうくだされまじく候。たゞかれ

これとながびきこれにはこまり申候へども、こんどのことよくわかり候へば、なをそれながら、　かみの御ためにもよろしかるべくと、にち／＼たのしみおり申候。○おもてむきはつゝしみに御ざ候へども、うちわにはよくことわりおり申候ぎゆへ、なにもわたくしにおき候てふじゆうなるやうのことは、すこしも御ざなく候まゝ、くれ／＼御あんしんくだされ申候。なをいさゐは、ましだよりもうしあぐべく候まゝ、したゝめもうさず候。まいどふ御しんせつにおゝせくだされ、かたじけなくぞんじ奉り候。○○へもよろしく、このあいだはなによりのかし、をくりくれすぐにふうみいたし申候。○みやうにちは、しやうぐんせんげにて、このごろは、せけんもなにやらにぎやかに御ざ候へども、おふやけやら、ふけいきやらにて、くどくものとうりいゐはたくさんに御ざ候。○きんすのこともこま／＼おゝせくだされ、ありがたくぞんじ奉り候。まだようゐにのけをき候きんす三十両御ざ候。このくれのいりやうしまい候ても、二十三両ほどはのこりもうすべく候まゝ、かならず御しんぱいくだされまじく候。はせべよりも、まいどうしんせつにもうしくれられ候まゝ、みぎのわけちよと御はなしくだされかし。○みぞぐちよりけつかうなる大だいのみそづけ、御をくりくだされ、こんにちすぐにしるにいたし、ちよだいいたし申候。まことにあたらしく候て、ひさ／＼にて大だのしみつかまつり申候。よろしく御序に御申しくだされかし。たつ五郎口講様のこともすこしも御あんじなさらぬやう、御もうしくだされかし。このせつはひきこみおりそろゆへ、まいにちしよもつのおせわいたしをり申候。

○かさはらへもよろしく、せんどはようちやうのことをつけくれ、かたじけなくぞんじ申候。まい日やりをふり、うんどういたし申候。なか／＼かみの御あかりたち候までは、やまいぐらいはいで申さぬと、御もうしくだされかし、まずはあら／＼ようじのみもうしあげ候。かしく。

十一晦日（安政五年なり）

かへす〳〵さむさ御いとひあそばし候やう、いのりをり申候。

このきんす二朱は、ましだへ、よこやま（横山猶藏）のせはになり候禮じやと御もうし、御つかはしくだされ候。

なにぞさしあげ申たくぞんじ候へども、らいげつおなんどたち申候間、そのせつにつかまつるべく候。

左内

はゝ上様

○安政六年正月同上

こんにちは、をい〳〵ひとだち御ざ候ゆへ、ふみなが〳〵としたゝめかね申候。なをはるながのせつと申おさめ申候。かしく。

初春の御ことぶき、かずかぎりなくめでたくぞんじ申おさめ申上候。まづ〳〵みな〳〵様御きげんよく、御わかどし御むかへあそばし、まことに御めでたき御こと、いわゐ申あげ奉り候。つぎにこのおもて、わたくしならびにつな三郎ともぶじそくさいにて、としをむかへ申候まゝ、はゞかり様ながらくれ〴〵すこしも御あんじくだされまじく存じ奉り候。まづは初春の御しうぎ申あげたく、あら〳〵めでたくかしく。

正月三日したゝめ

かへす〳〵じぶんがらなをさむさつよくおわしまし候まゝ、せつかくおいとい、御からだ御だいじにあそばし候やう、かず〳〵いのりをり申候。このたびたよりに、すゑひろ五つい、しよかんぶくろ七そく、かつをぶし一ぽん、はつ春の御いわゐ申あげ候しるしまでに、御めもじにかけ申あげ候。いくひさしく御いわゐおさめくだされ候様、ねがいもうしあげ候。このたびはなにもやふじ御ざなく候まゝ、またつぎのたよりにくわしく申しあぐべく候。すゑひろは、たくまにもおつかわしくだ

され候樣、ねがい奉り候。いくたゝ、たかばたけさむへも年頭の御しうぎ、御ついてによろしく御申くだされ候やう、ねがへ申あげ候。めでたくかしく。

左　内

はゝ上樣

御いはゐのふみ

○同上

このあいだ御いはいのまめ御をくりくだされ、ありがたくぞんじ奉り候。さつそくつなさぶ郎へもつかわしもうし候。きとうだもをり〳〵たづねくれ申候。このたびかへり申候あいだ、よろしく御もうしくだされかし。かしく。

二十一日

○同二月同上

正月二十一日立の御ふみ、とふげつゝいたちにはいし奉り候。じぶんがらいまにさむさつよくおはしまし候へども、まづ〳〵みな〳〵さま御きげんよく御くらしあそばし、わけてはゝ上樣には、さくねんはちかごろになき御すこやかのよし、御申しつかわしくだされ、まことにあんしんつかまつり申候。そのほかいつけどもにも、みな〳〵御ぶじの御やうすにて、かず〳〵めでたくぞんじあげ奉り候。○ましだのことおふせくだされ、おふあんしんいたし申候。なをいさゐのことは、とうにんよりうけたまわりもうすべくとぞんじ奉り候。なにか正月二十六日にたち候やう、御申こしなされ候ゆへ、こん日はとうちやくに、あいなりもうすべくとぞんじ、それ〳〵むかいにいで申候。○しんじのおやよりあつく御禮申しいで候よし、おゝせくだされ、かしこまり申候。○せんだつてさしいだし候せんす、しよかんぶくろ、かつをぶしなど、それ〳〵御うけとりくだされ候よし、かしこまり申候。○十二月十二日におなんどたち候せつ、よしむらへやの吉名もんと申ものに、し

をぷり御ことづけくだされ、たしかにあいとゞき申し候。これはこのまゝ申あげ候やう、おぼへ申おり候て、しつねんにあゐなり申候。すなはちみぎの吉ゑもんわたくしかたまで、じさんいたしくれ候ことに御ざ候。〇さばへよりの御ことづけ、うけたまはり申候。御ついでによろしく御もうしつかはしくだされ候やう、ねがいあげ申候。〇おくにおもては、とかくこめねだんたかく候よし、さぞした〴〵のものわめいわくつかまつり申べくと、ぞんじ奉り候。このおもてはをい〳〵やすくあいなり申候。しかしはるになり候ても、とかくゆきげやみ申さず、この六日には、あさから、ゆうかたまでゆめふり申候。こん日もすこしあられふり申候。しかしはるのことゆへ、すぐにきえ申候。　こん月三日にいしはらじん十郎さま、したくてきしだい、おくにへたちかへりの御よう御こうむりなされ、すなわちさくじつ御しゆたつにあいなり申候。おゝかた十八九日のころにわ、御つきなさるべく候あいだ、さつそくこくま

御つかはし、御たづねさせくだされかし。いしわらはまことに御しんせつになしくだされ、このおもてのこと、なにもかも御こゝろづけくだされ候ゆへ、まことに御ちからにぞんじおり申候。よく〳〵御れい御申くだされかし。いづれ御やうもすみ候はゞ、はゝ上様へ御あゐに、るすへも御いでなされ候と、御はなしも御ざ候あいだ、そのせつわ御めもじのうへ、このおもてのことくわしく御きゝくだされ、御こゝろやすくをぼしめしくだされかし。いしわらへはなにぞ御みまいに、御さかなにても御あげくだされ候やう、ねがい申あげ候。〇こんどはまことに、いしわらさまいられ、よろしき御たよりゆへ、わたくしにおき候てもおふよろこびいたし申候。わざとこんどわこのをもてのくわしきこと、一々したゝめもうさず候。〇ましだつき候はゞ、そのをもてのことこま〴〵うけたまわりもうすべく、これまたおふよろこびつかまつりをり申候。〇このおもて、りやうにんともまことにそくさいに御ざ候あいだ、すこし

も　御あんじくだされまじく候。まづはあら〳〵、
めでたくかしく。
二月八日
かへす〳〵もじぶんがらさむさなをつよくおわし
まし候まゝ、せつかくおいといあそばし候やう、
はる〳〵いのりおり申候。たくまへも、よろしく
ねがい申上候。○いくたをばさまへもよろしくね
がい申上候。あら〳〵めでたくかしく。
ぶじ　　　　　　　　　　左　内
はゝ上様
やどやふじ

○同　上

二月九日だちの御ふみ、とうげつ十六日にはいし奉
り候。じぶんがらをゐ〳〵あたゝかにあいなりまし
候ところ、ます〳〵御きげんよく御くらしあそばし、
かず〳〵御めでたくぞんじあげ奉り候。このおもて
りやうにんともぶじにあいくらしおりまし候まゝ、
すこしも御あんじくだされまじく候。○ましだお
ゝせのとうり、きのもとにとうりういたしまし候て、
十日のちやくにあいなり申候。いろ〳〵はなしもう
けたまわり、あんしんつかまつり申候。こん日しも
ふささくらのかたへまかりこし申候、くれ〳〵よろ
しく申あげくれ候やうに、たのみまいり申候。○ま
しだに御あつらへの御たばこいれ、できまし候て、
こんどの御ひきやくにたのみ、御とゞけもうしあげ
候。御きにかない候へば、ちようじようのしやわせ
に御ざ候。そのうちのしよかんぶくろは、ありあい
にまかせさしあげ申候。御つかいくだされ候へば、
ありがたくぞんじ奉り候。御たばこいれのだいきん
わ、このかたにて、はらい申候あいだ、さやうおぼ
しめしくだされかし。○このあいだ、みぞぐち、つ
ゝみりやうにん、にわかにしゆたつにあいなり申候。
そのせついさい申上候。なをくわしきことわ、せつ
かく溝ぐちより御きゝくだされかし。みぞぐちへは
よろしく御申くだされかし。こんど、しよじように

はてもつかはしたく候へども、わざとさしひかへ申候あいだ、おあいなされ候せつくれ〴〵よろしく御もうしくだされかし。○いしわらは、ほどなく御かへりにもなり申べく、あつくよろしく御申くだされ候やう、ねがい奉り候。○くわやまよりも御しんせつになしくだされ候よし。このおもてにてもまことにあつく御せわくだされ候あいだ、御ついでにくわやま御るすへもよろしく、御もうしくだされかし。○おくにおもてはるになり候てより、さむさつよくをわしまし候よし。このおもてこのごろまでさむさにこまりおりまし候ところ、さくじつよりおふきにあたゝかにあいなりまし候て。こん日はわけてあたゝかにて、三月のすゑぐらいのきかうに御ざ候。なにぶん一日もはやくだんきになり候ところ、まちをり申候。○とふげつ十二日から十五日まで、みのうら(簑浦大行寺北堂の里方)の御ほうじのよし、しかしひのもとのわけもこれあり、御いでなさらぬやう御申こしあそばし、まことに御ざんねんの御ことにおわしまし候。こんどは三十三回の御ねんきにも候へば、わけてもゆる〳〵御いでになり候やう、いたしたく候ところ、なにとも御きのどくにぞんじあげ奉り候。たくまはまいりて、いつかほど、とうりういたし候や、たゞいまでは御しゆびよく御しまいなされ候や、いかゞとぞんじまかりおり申候。○このせつわ、たつ五郎さま、をいでなさらぬゆへ、おふきにものしづかに御ざ候。せつかく御かへりまちおり申候。○はなしにわ、たちかわり、いりかわり、ひとまゐり候ゆゑ、すこしもたいくつわいたしもうさず、それにまい日〳〵よみかきいたしまし候て、おふきにたのしみにあいなり申候。まづわこんどわべつにもうしあげ候ことも御ざなく候。なをつぎのたよりこま〴〵もうしあぐべく、あら〳〵めでたくかしく。

二月廿日

かへす〴〵じぶんがら、きこうのかわりどころゆへ、せつかく御だいじに御いといくだされかし。たくまにも、よろしく御申くだされかし。なにで

もやうじこれあり候はゞ、御かへりのせつ、たつ五郎さまへことづけ候て、つかわし候やうおふせくだされかし。

左　内

母　上　様

やどやうじ

○同四月同上

三月十二日だちの御ふみ、十九日にありがたくはいし奉り候。しぶんがらおひ／＼あたゝかにあいなりまし候ところ、まづ／＼みな／＼さま御そろいあそばし、御きげんよく御くらしなされ候よし、かず／＼御めでたくぞんじあげ奉り候。このおもてりやうにんともぶじにくらしおりまし候まゝ、すこしも御あんじくだされまじく候。○おたばこいれのこと御きにおうじ候や、いかゞとぞんじおりまし候ところ、だん／＼御禮御申こしくだされ、ありがたくぞんじよろこび申候。そのせつさしあげ候じようふうじも、御まにあい候よし御申こしくだされ、うけたまわり候。○みぞぐちもゆる／＼まかりいて候て、御はなし申あげ、御あんしんくだされ候由、まことにあんしんのこと、このうへ御ざなく候。またこのおもてへ、みぞぐちかへり候はゞ、そのおもてのこと、よく／＼うけたまわりもうすべくと、たのしみ申おり候。○おふいわ大岩もとうげつ十五日にちやくつかまつり、さつそくまいりくれ、そのうへ、うにとわかめとをおくりくれ申候。○つゝみわ二十日に御つきなされ、をくにのこともうけたまわり、あんしんつかまつり申候。○ひきやくに、ひたらを御つかわしくだされ、ありがたくちやうだいつかまつり申候。このせつにち／＼たべ候ところ、まことにあじよろしく御ざ候。○つゝみより、わかめ一そくたしかにうけとり申候。○となりのたしろ田代はこんにちちやくいたし、いまだわたくしめんかいはいたしもうさず候。○たかむらあらじろさまはさくじつ御つきなされ、やどもと、ぶじのこと、御しんせつにおふせられ申候。○いち

むらも、みぞぐちも、みやうにち御つきなされ候よ
うすに御座候。みぞぐち御つきなされ候はゞ、はゝ
上さまのことうけたまわりもうすべくと、よろこび
まちおり申候。○なからい半井のおくさま御たいびや
うのよしにて、このあいだ二十五日になからゐも御
たちなされ候。そのゝち御やうすいかゞと、御あんじ
申おり候。なからゐわさゝねんびやうきのときも、
そのほかなにやらかやら御しんせつになしくだされ
候あいだ、よく〳〵御禮申しくだされかし。○これ
までつかい候八すけと申けらい、すこしきまゝもの
にて、とかくしんじなどゝけんかをいたし、こまり
候ゆへ、このあいだわたくしかた、いとまをだし、
御せいぞうのかたへつかわし、みのすけのてつたい
をいたさせ申候。このせつひきこみちうゆへ、かく
べついそがしきこともなく、しんじ一人にてもつと
まり申候へども、いつまでもそれてはなりもうさず、
そのうちきのしれたもの御ざ候はゞ、かゝゑたくと
ぞんじ居り申候。もしやをくにゝてたれでもよくき
のしれ、ごくりちぎまつぼうなもの御座候はゞ、御
しらべおき、よきたよりのせつ御申こしくだされか
し、ゑどではつとめもすくなく、うちもせばく候ゆ
へ、たゞりちぎまつぼうなものよろしく御ざ候。○く
れ〳〵もいそぎもうさず、またこのかたにてもよろ
しきものこれあり候はゞ、かゝへもうし候つもりに
御座候あいだ、べつだんかきうに御たづねくだされ、
御しんばいにはおよびもうさず候。○こんどひきや
くとどうどうにてかへられ候、御せいぞうかた御製造方
の、かとうとうざゑもんたかはたけのなかまに御ざ
候といふひと、もしもはゝ上さまに、御めにかゝり
たくともうし、やどへまいられ候はゞ、御あいなさ
れ候て、このおもてのあんび御きゝくだされ候てよ
ろしく御ざ候。このひとは、このあいだよりまいど
う〳〵御やうのことにて、めんかいいたし申候。○
このせつこのおもては、にち〳〵うてんにて、つゆ
のやうなけしきに御ざ候。○くわ山よりもよろしく
御申なされ候。このあいだたくままいり候よしにて、

その御禮も御申なされ候。〇こんど、このおもてより、かへられ候御めつけのたかた（とうげつ十七八日に御くにへつきなさるべく候）やどへまいられ候はゞ、はゝ上さま御あいくだされ、このおもてのことはもちろん、御きゝくだされ、かつまた、さくねんいらい、まことにあつく御かいほうにあいなり候御禮あつ〳〵御申くだされ候やう、ねがいあげ申候。たかたは、さくなつよりまことに御しんせつに、なしくだされ、わけてこのたび、わたくしひきこみ候てよりは、ばんじいろ〳〵の御しんばいにて、ふでにわつくしがたく候ことゞも、いろ〳〵御ざ候あいだ、よく御あいさつおふせくだされ候やふ、ねがいあげ申候。〇このせつは、やじま、（矢島）まいとう御いでなされ、御はなしなされ候。〇さきだつて、わたりよりもうしこし候くるすなみのともじらわ、こん月十日にしゆたついたし候よし、申まいり候。ほんとにかへり候や、なをわたりに御きゝしらべくだされかし。〇さばゑの、ほりゑせいじ、さくねんもたづねくれ、其せつうにを三つくれ申候。又このあいだも、くにへかへるにつき、きてくれ候へども、りようどとも、つゝしみちうゆへ、めんかへいたさず候。御ついでによろしく御申、ねがいあげ申候。〇まづはあら〳〵めでたくかしく。なをつぎのたよりをまち申候。

四月朔日

かへす〳〵もじぶんがらよく〳〵御だいじに御いとひあそばし候よう、ねがい申あげ候。たくまにも、よろしく御申きかせくだされかし。

こん日ひるすぎ、みぞぐち御つきなされ、いろ〳〵うけたまわり、あんしんつかまつり申候。ます〳〵御きげんよろしきよし、まことにあんしんのことにて、ふかくよろこび申候。〇このあいだ御ちよだいの御かしのこと、こま〳〵御申こしくだされ、まことにありがたく、わたくしにをき候ても、ほんかいのことに御ざ候。〇あわせのことわ、またかんがへ候て、あとより申あぐべく候。〇かねのことわゆる〳〵にてよろしく御ざ候。〇みやのき

たのことは、なにともきのどくに御ざ候。御ついてによろしくねがい申あげ候。○きんにしゆたしかにうけとり申候。

四月朔日　　　左　内

はゝ上様

やどやうじ

ぶし

○同上

こん月十日御したゝめの御ふみ、おなじく十七日にはいし奉り候。じぶんがらおひ／＼あつさにむかいまし候ところ、まづ／＼みな／＼さま御きげんよく御くらしあそばし、かず／＼御めでたくぞんじ奉り候。つぎにこのおゐてぶじにくらしおり候まゝ、すこしも／＼御あんじくだされまじく候。○なからいゟ七日にはちやくいたされ候由、いろ／＼御はなしも御ざ候て、御あんしん（のよ 大きに安心 にて）つかまつり申候。○さだめてこのごろにては、たかたも御つきなさるべくとぞんじ奉り候。いろ／＼御きゝくだされ候や、まづ／＼御しんぱいのことは、とんと御ざなく候ゆへ、このおもてのやうすくわしく御わかり候ことを、たのしみにぞんじおり申候。なにぶんひとゝむまれ候ては、じやよじきにして、ことをまげさへいたず候へば、一たんはさいなんにあい候とも、どこぞでわてんのたすけもかうむり申すべくとぞんじ候。わたくしなど、こんどのことわたくしごとに候へば、まことにせけんにも、はづかしく候へども、もとがわたくしのくらきことと、もうとふ御座なく候ゆへ、まことにこゝろうちつきおり、こんにちまで、ひきこみ候よりかぜ一つもひきもうさず候。くれ／＼御あんじくだされまじく候。○たかたへさかなをおやりあそばし候おぼしめしの由、まことに御もつともにぞんじ奉り候。このおもてにてもすこしは、せんべつもつかわし候へども、なをやどよりも御つかわしくだされ候はゞ、なをもつてありがたくぞんじ奉り候。○をちさん（越前越知山、泰澄大師開基）に御かいちやう御ざ候て、にぎ

〳〵しきよし、うけたまわり申候。はゝ上さまにもなにとぞ御つがうなされ、御いてあそばし、かざまきへ（風巻村浄明寺）御いてもでき候はゞ、まことによろしき御つがうとぞんじ奉り候へども、るすいやら、なにやらの御くりまわしに御こまりなさるべくとぞんじ奉り候。いかゞあそばされ候哉、なにぶん〳〵せめて一日がけになりとも御いでのほどをねがひをり申候。○おくにおもてびやうにんも御ざ候よし。御さわりも御ざなく候や、みやのきたの御びよにんわいかゞあそばし候やと、あんじ申おり候。○このあいだひきやくのとき、おなんどのきつてをさしあげ候を、わすれおり申候。こんど御まわし申候あいだ、御うけとりくだされ、御なんどのやくしよゑ、とりに御だしくだされたく候。○このあいだなんぶひこすけゑ、御だしくだされ候御てがみ、たしかにうけとりはいし奉り候。八すけのことにつき、だん〳〵御しんぱいのこと、ありがたくぞんじ奉り候。しかし八すけのことはさきだつて申あげ候とうり、いとまつかわし、そのあとにて御せいぞうへまいり候へども、また御せいぞうよりだされ、こん日大ざかのかたへほうこうにまいり申候あいだ、さやう御ぼしめしくだされかし。そのゝちはまだけらい御ざなく候へども、このあひだも、もうしあげ候とうり、このせつしんじひとりにても、かくべつことわさしつかゑもうさず候。もしそのうち御こゝろあたりのものも、御ざ候へば、御つかわしくだされ候やう、御ねがいもうしあげ候。なをこのおもてのことわ、きとうだよりも御きゝくだされかし。○このごろ、このおもてまづひとへものにてよろしくあいなり申候。かじなども御ざなく、いたつてものしづかに御ざ候。まづわあら〳〵めでたくかしく。

四月廿六日

かへす〳〵きこう御いといあそばし候やう、ねがい申上候。たくまにもよろしく御申ねがい申あげ候。こんにちわおい〳〵ひとはなしにまいり候ゆへ、てがみもくわしくしたゝめかね申し候。いづ

れこま〴〵のことわあとよりもうしあぐべく候。かしく。

このあいだ、ましだ一日がけにまいりて、ゆる〳〵はなしゆき申候。はゝ上さまへもよろしくと、申まいり候かし。

左内

母上様

やどやうじ

○同五月同上

ひきやくは、大井川にて六日とうりうつかまつり候よし、十兵衞申候。

五月十三日たちの御ひきやく、をなじく二十五日にとうちやくつかまつり、御ふみはいし奉り候。じぶんがらいまだ、つゆぞらにおわしまし候へども、ますます御きげんよく御くらしあそばし、かず〳〵御めでたくぞんじあげ奉り候。このおもて兩人ともまことにぶじにくらしおりまし候まゝ、かならずすこしも御あんじくだされまじく候。○けらいのことまいどう〳〵こま〴〵御もふしこしくだされ、なをまた十兵衞へり御もうしこしくだされ、よくあいわかり申候。よこ市むらの、さのゑもんのおとおとうへいと申ものは、ことにりちぎなるものにて、これまでたしよへもいで候ことなく、ばくち、じよろかいなどもいたし候ことも御ざなく、からだわ十分なることなく候へども、一人まへのことはよくでき申候。うちもしんだいよろしきものにて、きうきんなどめがけ候ものにても御ざらず、これまではほうこうにをやがだしもうさぬやうすに御ざ候。もつともこんど、ほうこうにいで候うへは、つまりかぶにてもかい候て、くみまちゑなりともなりもうすべきつもりに御座あるべくとぞんじられ候よし。みのすけよりもらしいで候。もつともにんがら、しようあいともまことによろしく、みのすけうけあい候よし、申おり候。○みぎのわけに御ざ候間、うへいをかゝへ候ことにきめ申したくぞんじ奉り候。なにとぞ御めん

どうさまながら、そのおもてにてうけにん御たてさせくだされ、うけしようもんと、てらしようもんとを御もたせ、たれなりとも、ゑどへまいり候もの御ざ候ついてに、どう／＼にて御つかわしくだされかし。もしつがうよくこのおもてへまいり候ひと、御ざなく候はゞ、はせべへ御たのみ、あらしこのたち候ものと、どう／＼にて御つかわしくだされ候やう、ねがい申あげ候。○どうちうのいりやうわ、いかゞあいなり候や、これはおうかたやどより御やりなされ候やう、あいなるべく候。なをこのへんのところは、こうしやなるひとに御しらべくだされかし。もつともこのあいだも、もうしあげ候とうり、このおもてにてはすこしもいそぎもうさず候まゝ、かならずいそぎ御つかわしくだされ候にわおよびもうさず、よく／＼なにもかもよろしきつがう御かんがへのうへにて、御つかわしくだされかし。○みやのきたのことは、まことにきのどくなることに御ざ候。○なからいのびようにんは、おうきによろしきあればいに御座候。○おあねさまも御かいほうに御つかれなされ候ことゝぞんじあげ候。よろしく御もうしくだされかし。○をちさんへはいくたのをば様と御どうどうにて御まいりあそばし候よし。さぞ／＼御くたぶれあそばし候御こゝとぞんじ奉り候。御かへりに、かざまきへ御よりあそばし候やいかゞ、をなぐさみにあいなり候やいかゞとぞんじまかりおり申候。一かたびら一つ、ふだんしとへ物一つ、つなさぶらうかたびら一つ、ちゞみしとへもの一つ、たしかにうけとり申候。○みぞぐちより御さかな、御もらいあそばし候よし、いさいたつ五郎さまへ御禮申あげ候。○まいどう御めんどうさまながら、べつしのしよもつすこしいりやうのこと、御ざ候あいだ、つぎのひきやくに御まわしくだされ候やう、ねがいもうしあげ候。なをたくまによく／＼御申きけくだされ候やう、ねがいあげ候。まづわあら／＼めでたくかしく。

五月廿八日

かへす／＼も、じぶんがらまだつゆもあがりもう

さず候まゝ、せつかく御だいじに御くらしあそばし候やう、ねがいもうしあげ候。○このおもて、このあいだごろ、につかうへ、ゆきふり候よしにて、まことにさむく、こん日までわあわせにはをりぐらいきてをりまし候。さくばんおゝかみなりにて、一とゆうだち御ざ候て、おふきにてんきなをり申候。こん日はひとへものにてよきくらいになり申候。○こん日御こしようの、はうかべがつき候と、みやうにちは、かうざいと、たけだ三十郎どのと、ふたりともかへられ候はづに御ざ候。かへりのうへ わやどへ御いでなさる べく候あいだ、そのせつは兩人どもへよろしく御もうしくだされかし。めでたくかしく。

左内

はゝ上様

やどやうじ

○同六月同上

六月六日だちのひきやく、おなじく十七日につき候て、御ふみはいし奉り候。じぶんがらきびしきあつさにあいなりまし候へども、ます〳〵御きげんよく御くらしあそばし、かづ〳〵御めでたくぞんじあげ奉り候。このおもてまことにぶじにくらしおりまし候まゝ、かならず〳〵すこしも御あんじくだされまじく候。

○じやうだゆうもさつそくまいりくれ候。てきん子御ふうじのまゝ、たしかにうけとり申候。きんすのぎは、さきだつてもうしあげ候とうり、すこしもいそぎもうさぬことに御ざ候ところ、さつそく御まわしくだされ、まことにうみやまありがたくぞんじ奉り候。しかし御てまいの御くりまわしいかゞ御ざ候やと、御あんじ申おり候。わたくしにおき候ては、くれ〳〵あんしんしごく、おうきによろこび申おり候あいだ、さやうをぼしめしくだされかし。

○おくにおもても、どうもてんきがふじゆんに御ざ候て、みづなどいで候よし、そのゝちはいかゞ御ざ

候哉、なにぶんことしも、さくていのところ、よくでき候やういのりおり申候。

ちうじやうさま御こと、このせつは、ずいぶんかなりの　御ようぜう　御てきあそばし　御めしあがりなども、御よろしきと申ことに御ざ候。なにぶんいま一だん一日もはやく、御ひろくならせられ候ところを、いのり申候。○けらいのことまいどう、おふせくだされありがたくぞんじ奉り候。すなわちせんだつてのひきやくのせつ、いさい申あげおき候、よこいちのじんぶつは、いたつてよろしきあんばいに御ざ候あいだ、やはりそのかたにきめもうしたくとぞんじ奉り候。さゝきのけらいわいかゞのものか、ぞんじもうさず候へども、みもともしかとわかりもうさず、かつまいどうゑどへまいり候ものわ、またいろ〳〵あすびごとなどにもこうしやなものに御ざ候て、ふだんわやうじもべんじ候へども、一とく一しつなるものに御ざ候。それともさゝきのけらい、としてもより候ものにて、うちつき候ものに御ざ候へば、おふきによろしく御ざ候へども、さやうにも御ざらず候あいだ、やはりよこいちのかた、こゝろじやうぶなようにぞんじ申候。しかしこのおもてにては、ふたりともかをもみ申さぬことゆへ、たしかには申あげかね候あいだ、もしやよこいちのかた、このかたへまいり候に、さしつかへのことでもこれあり候か、又はさゝきにて、みぎけらいのことよく御きゝしらべくだされ、まことによろしきものにそういなく候はゞ、さゝきのかたに、きまり候てもよろしく御ざ候。

まづなるべきだけは、よこいちのかたに、御きめくだされかし。

○まきのへは、こんどはきんすあいまわしもうさず候。このおもてにてもわかりかね候ことも御ざ候まま、くわしくわけがらかきつけ候て、やどまでだし候様御申くだされ、そのかきつけを御うけとりなされ候て、それをゑどへまわし候様御申くだされかし。

これはいろ〳〵いりくみ、いちかわのかたにても

わかり申さぬゆゑに御ざ候。
○さばゑへもよろしく、まづ御かとくもそういなく、御ちようだいなされ候ぎ、よく／＼御申しくだされかし。
○さんすはたしかに、五兩うけとり申候。さようをぼしめしくだされかし。○しんるいどもぶじのよし、まづ／＼御めでたくぞんじあげ奉り候。このおもてつなさぶ郎そくさいに御ざ候。○たつ五郎さまよりよろしく、せん日みづつき候せつ、みづをくだされ御禮あつく御申なされ候。まづわあら／＼めでたくかしく。

六月廿四日

かへす／＼じぶんがらあつさ御大事にあそばし候やうねがい奉り候。せんだつて、たしろ（親戚田代）の御ほうじのせつ、御かへりにみぞぐちへ御いでなされ候よし、たつ五郎さまよりもよろしく、御申しなされ候。たくまより申てし候ことくわしくうけたまわり申候。
○こん日はちうじよう樣御てもとより、ごく御ない／＼にて、ならざらし一たん、ちよだいつかまつり申候　○おおいわよりまいどうよろしく申あげ候やう申いで候。くわ山よりもよろしく御申なされ候。あら／＼かしく。
まきの丶こと、だん／＼せんさくいたし候ところ、ぽつとろうどのたいわ、一どまきのへつかわし候やうにて、ちやうにつけ御ざ候。いちかわにてもうけたまわり申候へども、しかとわかり申さず候ゆへ、なにぶん、なんがつなんの日に、なんぼんと申こと申てし候よふ、かきつけにてまわし候やう御申くだされかし。
かきつけまわり候うへ、しらべ候て、さつそくへんじいたすべく候。

左　内

母　上　樣

やどやうじ

〇同七月同上

七月七日御だしあそばし候御ふみ、をなじく十七日
にはいし奉り候。じぶんからいやましのざんしよに
て、くらしがたく、おわしまし候ところ、ます〳〵
御きげんよく御くらしあそばされ候よし、かず〳〵
御めでたくぞんじあげ奉候。つぎにこのをもて雨に
んともぶじにくらしおりまし候あいだ、すこしも御
あんじくだされまじく候。わけて、わたくしことは
なんのもうしぶんも御ざなく候まゝ、くれ〳〵すこ
しも御あんじくだされまじく候。〇けらいのことま
いどう御てかずにあいなり、まことに御きのどくに
ぞんじ奉り候。この二十日にこんどう、ぶしにとう
ちやくいたされ、そのせつ、う兵衛もしごくたつしや
にて、とうちやくいたしもうし候。どうちうもとん
と、むま、かごにのりもうさぬよし。さてちやくの
のちたゞいまにては、かれこれ十日ほどになり候と
ころ、いたつてしづかなものにて、じつていなるあ
んばい、そのうへしよじきにみゑ、まことにさくね
んらいないよきものに御ざ候ゆへ、おゝきにあんし
んつかまつり申候。どうちういりようのさんすも、
三分御渡しなされ候よし、大ていはつかい候へども、
まだすこしあまり候あんばい、すなわち、こんどう
よりくわしく、さんにやういたしくれ申候。くれ〳〵
あんしんなるものゝ、あんばいにて、おふきによろこ
び申候。だん〳〵御かげにてありがたくぞんじ奉り
候。こんどうよりするめ五わ、本三さつ、うに一は
こ、たしかにうけとり申候。こんどうより、しをあ
ゆ二十おくりくれ候。御せんべつのお禮あつく申の
べ申候。〇このおもて、廿六日にわおうゆうだち、
廿五日よりはじまり、ちうややみ申さず、みづもだ
いぶんいで候よし。それゆへひきやくもこん日まで
のび申候。そのおふぶりのあとわ、おゝきにてんき
よろしくなり申候。〇みぞぐちの御るすより、けつ
かうなるなつおび一すじ、御まわしくだされ、この
せつわたくしおびやぶれ候ところにて、おふしやわ

せさつそくしめ候ところ、大きによろしく御ざ候。御ついてによろしく御禮御申くだされかし。○こんどうへ御だしなされ候御てがみも、たしかにうけとり申候。○このせつは、きさぶ郎もつき、やどへもまかりいて、みのすけもおふかたそのおもてをたち候ことゝぞんじ奉り候。

○このせつは、いこくじんおゝぜいまいりをり、なにやらかやら、めづらしきこととこれあり候。一さく日はよこはまにて、おろしや人をひとりきりころし候由。つがう三人づれのところ、ひとりはそくしいたし、あとににんはてをいになり候よし。おろしやよりそれゆへそのきり候ものをたづね候よしに候へども、とんとしれもうさぬよしに御ざ候。○こんどはなにもべつに申あげ候ほどのこと御ざなく候。○このおもてとかく、びやうにんおふく、こまりおり申候。御くにはいかゞと御あんじ申候。せつかく御だいじに御やうじやうあそばさるべく。まづはあらあらめでたくかしく。

七月廿九日

かへすがへすせつかくきこう御いといあそばし候やう、いのりおり申候。このあいだ、たかばたけより、けつかうなぜんまいを御たくさんに、御おくりくだされ、ありがたくぞんじ奉り候。よろしく御禮御申しくだされかし。

左　内

母　上　様

やどやうじ

○同九月同上

七月七日御したゝめ、たかたに御ことづけの御文、ならびに八月十二日だち御ひきやくに御だしあそばし候御文、たしかにうけとり、ありがたくはいし奉り候。じぶんからいちどきのれいきになりまし候ところ、ますます御きげんよく御くらしあそばし、かずがず御めでたくぞんじあげ奉り候。このおもて兩人ともぶじにくらしおりまし候まゝ、すこしもおくおく

御あんじくだされまじく候。わけてもわたくしこと、なにのさわりも御ざなく候あいだ、かならず御しんぱいくだされぬやう、ねがいたてまつり申候。御くにおもてもまた、ころり、はやり候よし、いゝぬまなどわきのどくなることに御ざ候。せんぼんもなにともきのどくなること。このおゝてにても、やさぶ郎さまかくべつ御よわりなされ候。このおもても、ころり、すこしづゝはやり候へども、このあいだあめふり、いつときにれいきになり候のちは、まづかくべつなることも御ざなく、たゞいまにてはまづとんとなきくらいなことに御ざ候。それにひきかへ御くには、きよねんよりも、ちとつよきようにおもわれ、おふきにあんじおり申候。なにとぞはや〳〵やみ候ところを、ねがいおり申候。○うへいのこと、おゝせくだされかし　こまり候。まことによろしきものに御ざ候あいだ、かならず御あんじくだされまじく候。このごろにては、だいぶんものもおほへ、なにかのまにあい申候。○たかたより御せんべつ御かしの御禮、あつく申あげ候やう、御申なされ候。みつをかも、ひごへゆきかけ候ところ、ふちうにとまり候とき、はゝおや、ころりにてにわかにかへり候よし、まづ〳〵よいつごうに御ざ候。そのうへびやうにんもどうやら、かいきのかたになりかゝり候あんばい、まことにしやわせなことに御ざ候。みつをかのおとおとゝぞうどのも、十九日にきさぶろつき候と、そのことをきかれ候て、そのひすぐに、しゆたついたされ候。たゞいまにては、おくにおもてへ御つきなされ候ことゝ、おもわれ候。みのすけもひごのかたへまいり候よし、いさいうけたまわり申候。○なからいよりへんじのぎ、いさいうけたまわり申候。なるほど、このせつは、ころりにていそがしかるべく候あいだ、ちとてのすき候ときがよろしかるべくと、ぞんじ奉り候。なをまた御あいなされ候ことも御ざ候はゞ、よろしく御申あげくだされ候やう、ねがいあげ申候。○きさぶ郎より、するめ四わ、梅ぼしともうけとり申候。きさぶ郎よりまい

どう御ちさうになりまし候。御禮ならびにてぬぐいなどくだされ、御禮よく〱申あげ候やう、申いで候。○するめは、たきへ一わ、しんじへ一わつかわし申候。○みぞぐちへ御ことづけの、はんしたぎは、たしかにうけとり申候。よほどさきだつて申あげ候やう、ぞんじおり候ところ、しつねんいたし候よみへ申候。○とうみやうじ(燈明寺)もびやうしなされ候よしかわいそうなことと、あとがおもいやられ申候。○たかたには、まいどう御めにかゝり、まいどう御はなしうけたまわり申候て、おくにのことわみてきたやうにおもわれ候。まいどう　ちうじやう様御こと、御申こしあそばし、うけたまわり候、さぞ〱ひに〱御ひろくならせられ候を、御まちあそばし候御ことゝぞんじおり申候。このおもてにても、まいにちまちおり候ところ、いまになんの御さたも御ざなく、しかしもはや御あいもあらせられず、御ひろくならせられ候御ぎに、相違御ざなくとぞんじ奉り候。

○こんどみとさまの御いんきよ様は、こうへんへたいしすませられぬと申御ことにて、御くにへ御かへり、ながく御ちつきよあそばし候様ならせられ候、まことに御きのどくなることに御ざ候。そのうへ御けらいのもの、あしきはからいをいたし候よしにて、御かろう一人せつぷく、あとに三人ざんざいになり申候。その日に、きやうとのひとも、一人はながしものになり、一人は御ついほうになり申候。これらも、みぎのみとのことにかゝり居り候よしに御ざ候。またひとつばし様には、御いんきよおゝせいだされ候よし。なにやらかやら、よのなかさわがしく御ざ候へども、まことにありがたきことには、　ちうじよう様などには、すこしも御かゝわりあい御ざなく、ます〱御めでたくいらせられ候あいだ、すこしも御あんじくだされまじく候。さだめてみぎのことにて、またいろ〱御しんぱいもかけ候やうなふうせつも、御ざあるべく候へども、かね〱申あげおき候とうり、わたくしことは、かみのおぼしめし

のほかのことにわ、すこしもかゝりあい御ざなく、

そのところは、

こうへんにても、たゞいまにてはよく御わかりにあいなり候御ことゆへ、けつしてみぎらのことにくいあいは、けほども御ざなく候。すこしも御あんじくだされまじく候。いづれわたくしどものことも、とうからぬうちには、らちあいもつき申すべく、さ候へば、

かみのところも、　御ひろくならせられ候御ぎと、にち／＼まちおり申候。〇さくばんよりだいぶんあめふり候て、こん日わさむいくらいに御ざ候。こん月ぢうには、みながわへいへもんさま、よこはまより御かへりなされ候。まいどう御しんせつにおふせくだされそろあいだ、もしはあいなされ候はゞ、よく／＼御申しくだされかし。たつご郎さまよりもよろしく申しあげ候やう御申しなされ候。まづはあら／＼やうじのみ申あげ候。かしく。

九月朔日

かへす／＼もじぶんがらふじゆんに御ざ候あいだ、せつかく御だいじにあそばし候やうねがいたてまつり申候。たくまにもよろしく、たくまよりさぶ郎に、ことづけいたしまいり候へしが、このつぎのたよりに、なほしつかわし申すべく候。

ころりのうがき一まいさしあげ申候。

さく日人にことづけ、こん日ひきやくのこと申つかわし候處、いかゞまちがい候か、つなさぶ郎しよじやうまいりもうさず、しかしさくじつもたよりこれあり、ぶじにくらしおり候ことは、わかりをり候まま、御あんじくだされまじく候。かしく。

左　内

母　上　様

やどやうじ

〇同九月同上

九月十二日たちの御ひきやく、おなじく十九日につきまし候て、御ふみはいし奉り候、おい／＼のれい

きにおわしまし候ところ、ます〳〵御きげんよく御くらしあそばし候よし、かづ〳〵御めでたくぞんじあげ奉り候。このおもてまことにぶじにくらしおり候まゝ、すこしも御あんじくだされまじく候。いくたおばさまには、なんとも、かとも申やうも御座なき御事にて、なにやらゆめのやうにおもわれ申候。まことにぜひなきことゝは申ながら、どうも一こうおもいなおしかね申候、いくたの御うちにては、御じゆんに候へども、まだことしもかくべつなことも、御ざなき御ことゆへ、わたくしなどもまだ〳〵ながく御めにかゝられ候ことゝ、ぞんじおり候處、さて〳〵はかなきこと申つくしがたく候。ちゝ上様の御みうちと申候ては、なにゝもかにも御ひとりのところ、それもまたはかなきことにならせられ候は、あまりざんねんなことに御ざ候。そのうゑおりもおり、わたくしのことゝまだらくちやくつかまつらぬうちにて、さぞ御あんじもあそばし候御ことゝ、ふかくなげかわしくぞんじあげ候。さつそく御くやみも申あげたく候へども、わたくしはこのせつのことゆへ、わざとさしひかへ申候まゝ御ついでに小右門さまへよろしくおゝせあげられ候やう、ねがいあげ申候。○つなさぶ郎ゟ御くやみ御じやう、さしあげ候はづのところ、このあいだより　御やうおゝせつけられ、よこはまへまいりをり候ゆへ、そのまもなく、やう〳〵さくばんおそくかへり候へども、また御やうのことみなすみ申さぬよしゆへ、これも御ぶれいいたし申べく候あいだ、くれ〳〵よろしくあつくおくやみおゝせあげられくだされかし。○ちかごろにては、ころりもなくなり候やいかゞ、御あんじ申あげ候。○このあいだ、たかたの御たちなされ候とき、つぼにいれ候てんぺいとう御ことづけさしあげ申候。あれはこのはるの、おかしのとおりにて、わたくし、ちよだいおゝせつけられ候て、はは上さまへさしあげ候やうの、

御ぼしめしに御ざ候。いさいたかたより御はなしこれあり候ことゝぞんじあげ奉り候。まことにまいど

うあつき御ぼしめしをかうむり、ふかくおそれ入候ことに御ざ候。つほともにちやうだいに御ざ候さようおぼしめしくだされかし○しめ(松平主馬)さまよりも、まいどういろ〳〵御しなくだされ候。もしやなからいちうあんさまに御あいなされ候はゞ、みぎのこと御はなし、あつく御禮御申しくだされ候やう、御たのみくだされかし。なからいは、だん〳〵御かいきのよし、御めでたくぞんじあげ奉り候。○ひきやくじゆだゆふよりかねたしかにうけとり申候。おなんどきつておうけとり申候。かねはまことにありがたくぞんじあげ奉り候。しかしこのあいだも申あげ候とうり、はなはだ御きのどくに御ざ候。○なかねのこといさいうけたまわり申候。ゆきへ(江雪)さまもほどなく御かへりあいなり候あいだ、そのせつはこのおもてのことも、いさい申あげたくぞんじまいらせ候。ゆきへさまよりまいどう御しんせつになしくだされ候あいだ、おあいのうゑは、よろしく御申くだされかし。○さく日せんぼんやさぶ郎さま御やうにて、このおもてしゆだつなされ、しばらく御くにへかへられ候。またすぐにこのおもてへ御いでになるはづに御ざ候あいだ、御あいのうゑなにでも御はなしくだされかし。やさぶ郎さまはまことに御しんせつになしくだされ候あいだ、くれぐれよろしく御申くだされかし。かへす〳〵もなにてもこの御ひとには御ことづけおふせくだされかし。このおもてのことも、なにでも御きゝくだされ候へば、よく御わかりなさるべく候。○つなさぶ郎のことは、かならず御あんじくだされまじく候。これも御きにかゝり候はゞ、やさぶ郎さまに御きゝくだされ候やう、ねがゐあげ申候。この御人はよく御ぞんじのはづに御ざ候。○ほん五さつ、たくまのたのみにつき、まわし申候。十兵衛より御うけとりくだされ、御やりくだされ候やう、ねがいあげ申候。○いくたへもなにぞ御みまいも、さしあげたく候得ども、こんどはつがうできまうさず候ゆへ、つぎにいたし申候。わたくしのことはまだらちはつきまうさず候へ共、なにかないく〳〵うけたまわり候へば、らい月一

ばいにはすみ候よし。もつともなにもあんじ候ほどのことは、とんと御ざなく、なにごともよくわかり候と申こと、まことにない〳〵にてしらせくれ候人御ざ候。さやう御しやうちくだされかし。○このせつは、ころりもやみ、じかうもよろしく御ざ候。まづわやうじのみ。あら〳〵めでたくかしく。

九月廿五日

かへす〳〵もじかう御だいじにあそばし候やう、ねがい申あげ候。たつ五郎さまよりよろしく御申なされ候。かどのひこのじやうさまも御びやうしのよし、さて〳〵あきれきり申候。これもまことによろしきかたにござ候ところ、なんとしたことやらと、しゆしやうつかまつり申候。此かたう兵衞はまことにしづかにてよろしきものに御ざ候。○このせつは、なぐさみに、はとをかいおき候ところ、おふきになじみ候て、おもしろく御ざ候。めでたくかしく。

左内

母上様

○安政五年十月同上

一筆申上奉り候。をひ〳〵さむさにあいなりまし候ところ、みな〳〵さま御そろい御きげんよく御くらしあそばし、かず〳〵めでたくぞんじ奉り候。つぎに此かたそくさいまかりおり候まゝ、すこしも〳〵御あんじくだされまじく候。さてさきだつては御あねさま御事もまづ〳〵御しゆびよく、御ひきうつり相すみ候御ぎ、かぎりなく御めでたくそんじまいらせ候。さだめていろ〳〵御こと多にて、御しんぱいも御ざ候。御文くれ〳〵さつし上奉り候。たかばたけよりもこまかに申参り、だん〳〵の御わけは、つぶさにうけたまわり申候。

涵海院様（先生の父長綱君）御法事のふみも、先のたよりの節、たかばたけよりくわしく申こし、うけたまわり申候。たゞいまにてはもはや御ことすみと存じたてまつり申候。このかたにても、とふげつ御ほふじつかまつりたくぞんじ、麟祥院（りんしやういん）（本郷湯島）へまいりたのみ申候ところ、

とふげつはすこしさしつかへこれあると申すことに御座候ゆへ、十二月にいたし申候。十二月は丹嶽院様御祥月に御ざ候へば、それもよろしかるべくやと存じ奉り候。麟祥院のなつしよにそふほと申入御ざ候て、この人ちゝ上様としごく御こんいにいたし候よし申候。このひとなにもかもせわいたしくれ候ゆへ、大につごうよろしく、丹嶽院様御はかなども、てらのけらいに申付、きれいにそうじいたさせくれ申候。このたび幸吉まいり候ゆへ、しとゐもの二つ、はんしたぎ一つまわし申候。しとゐものはこのかたにてあらわせ候と、あくをたくさんつかい候ゆへか、あまり〳〵じがうすくなり申候まゝ、わざ〳〵このたびさし上申候。はん下ぎは、たくさん御ざ候間、入りもふさず候。しとゐものはらいねんの三月にこのかたへ御まわしくだされかし。このおもては三月の中ほどより、しとへものいり申候間、さやう御しやふちくだされ候やう、ねがい上奉り候。

はなはだ申あげかねたてまつり候へども、つぎのたよりに、わたくし、しきぶとん一枚御つかわし下されかし。もし〳〵たよりむつかしく候へば、べつだん御しんぱい下されまじく、このかたにてとゝのへ申すへく候。御つごふねてき候へば、御まわし下されかし。くれ〳〵もこのかたにてしんぱいいたしくれ候やうに、申しこれあり候え共、相なり候はゞ御くによりとりよせ候かたよろしくとぞんじ、かやふに申しあげ候ぎに御ざ候。

金子もまだ四両壹歩御ざ候。此だけは用ゐにのこしおき候。こずかいのかたは二歩御ざ候。とうじ金子別段入り不申、當暮迄に二三両御廻し下され候やう、ねがゐ上候。もし金子そうばたかく候はゞ、とうくれのところは二りやうにてよろしく御ざ候。よく〳〵御かんがゑ下されかし。

さきだつて、たかばたけまで、らいねんおひねがゐ（暇願）のこと申こし候ところ、だん〳〵御しやふち下され、まことに〳〵ありがたく存んじ奉り候。じつにわたくしよりは申あげかねて候事に御ざ候へど

もわづかのことろにて、はるのうちにかへり候も、ざんねんのいたりに御ざ候得ば、なにとぞ／＼しばらくのところ御見のべ下されかし。なおまたとくと相かんがへ、おひねがゐさし出し申すべく候。さやう御しやうち下されかし。

右はこのたびよきたより御ざ候ゆへ、たゞ一ふで申上候。なをおひ／＼申上たくぞんじ奉候。かしく。

十月十三日　　左内

母上さま

かふきちまことにしんせつにいたしくれ候。よくよく御れい御申下されかし。せんだくなどもたび／＼いたしくれ、そのうへまいどう／＼たづねくれ、まことわたくしおふしやわせに御ざ候。さくじつもたいそふあめふり候なかに、ゑんぼふのところ二へんもたづねくれ申候。

左内

はゝ上様
やどやうじ

○安政六年正月同上

はつはるの御ふみ、正月十一日にはいしたてまつり申候。しぶんがらなをいまださむさつよくをわしまし候へども、まづ／＼みな／＼さま御そろいあそばし御すこやかにていらせられ候よし、かず／＼御めでたくぞんじ上まいらせ候。このおもてにおき候ても、りよにんともしごくぶしにくらしおり候まゝ、かならず／＼すこしも御あんじ下されまじく候。○このおもてはるになり候てより、とかくじかうよろしからず、をり／＼ゆきふり、こん日などもあさよりだいぶん（二三寸あまりつもり申候）たまり申候。それゆへいまださむさうすろぎもうさず、こまりおり申候。おくにははるになりてゆきふりもうさぬやいかゞと御あんじ申おり候。

○さばゑの、やうしも、をくむらよりまいり候ところ、きまり候よし、まづ／＼あんしんつかまつり申候。左おりさまの御あねさまへも、御ついでによろし

く〳〵御よろこび御もうしくだされ候やう、ねがいあげたてまつり候。○はるいらい、なにもかはり候こと御ざなく、このあいだ、いこくせん一そういぎりすのふねまいり候へども、二三日にてすぐにひきとり申候。たゞいまにては、いこくのふねまいり候ても、まことにをだやかにて、あんしんなるものに御ざ候。○ましだもこのごろにては、そのおもてしゆたついたし申候こと〻ぞんじ奉り候。○お〻ゐわもことしは、ゑどづめお〻せつけられ候よし、まことにざうさなること〻おもゐやられ申候。しかしみやうがにあまり候ことに御ざ候。○たつご郎どのよりもよろしく申上候やう、もうされ候あいかわらずそくさいにて、たいしよくいたされ申候。御ついでにみぞぐちへもよろしく御申くだされ候やう、ねがい申上候。○いくゑもよろしく御もうしくだされ候やうねがい上申候。○このあいだ御ひきやくのつき候せつ、くろのりたしかにうけとり申候。このたびわまづなにもやうじ御ざなく候ま〻、これにてふでとめ申候。なをつぎのたよりにくわしくもうしあぐべく候。あらあらめでたくかしく。

正月廿一日

かへす〳〵もさむさ御いとゐあそばし候やう、いのり申上候。ほどなくのどやかなるせつにあいなりもうすべく候へば、それまでのところは、くれ〳〵御やうじんなされ、御くらしなさるべく候。かしく。

左　内

は〻上様　やうじ

○同二月同上

こんど、つゝみ五いち郎どの、みぞぐちたつ五郎どの、おやたいめんにて御かへりなされ候ゆへ、一ふで申上奉り候。しぶんがらいまにさむさつよくおわしまし候得ども、まづ〳〵みな〳〵さま御きげんよく御くらしあそばし、かず〳〵めでたくぞんじあげ奉り候。つぎにこのおもてふたりともぶじにくらし

おり申候まゝ、すこしも御あんじくだされまじく候。わけてわたくしぎは、かぜもひきもうさず、このせつはすこしこゑ候くらいに御ざ候。○このあいだましだつきまじ候て、いろ／＼おくにおもての御はなしうけたまわり、大たのしみつかまつり申候。そのせつは、けつかつなるかれ御おくりくだされ、ありがたくはいし奉り候。又なによりの御こゝろいれにて、ぞうきんまで御おくりくだされ、ありがたくぞんじ奉り候。○こん日はやじまとうちやくにて、御やど御きげんのだんうけたまわり、おふよろこびつかまつり申候。○わたくしこと、さく日また御よびいたしこれあり候へども、さくじつはなにの御しらべも御ざなく、たゞまちぶきやうにての御しらべはやみ候て、これからは、ひやうじやうしよの御しらべになり候よし、おゝせわたされ申候。これはまつたくきやうとよりめしびとまいり候ゆへ、御やくしよかわり候ことにて、ほかにかわり候ことはこれなく候やう、そんじられ候。かならず御あんじくたされまじく候。○みぞぐちよりこのおもての事よく御きゝくだされ候やうねがいもうしあげ候。○このあいだ、ましだに御たばこ入御あつらへなされ候よし、こゝ日ましだあつらいにまかりこし申候。いづれそのうちにでき申すべく候。○このあいだくだされ候、かれは大きにふうみよろしく御ざ候。先づはあらあらめでたくかしく。

二月十四日

左　内

かゑす／＼じかうのかわりにむかい候まゝ、御いとい御やうじやうたのみ奉り候。たくまへもよろしく御申きけねがい申あげ候。こんどはなにぞさしあげたく候へども、あまりきうのことゆへ、つぎのたよりにつかまつり申候。あら／＼めでたくかしく。

みぞぐちゑも、つゝみゑもなにぞかゑりのみまい御つかわしくだされかし。両人ともびやうにんぶじに候はば、さかなを御つかわしのかたよろしく御ざ候。

以上

はゝ上様
やどやうじ

○同三月同上

二月廿一日だちの御ふみ、どうげつ二十七日にはいし奉り候。じぶんがらまづ〳〵あたゝかにあいなりまし候ところ、ます〳〵御きげんよく御くらしあそばし、かず〳〵御めでたくぞんじ奉り候。このおもて、わたくしならびにつなさぶ郎ともぶじにくらしおり候まゝ、すこしも〳〵御あんじくだされまじく候。○十七日にはいじわらとふちやくなされ、十九日にやどへ御いでなされ候て、このおもてのやうすいろ〳〵御はなしこれあり、御あんしんのよし御もうしくだされ、ありがたくぞんじ奉り候。○むらたのむすめごも、びやうしなされ候よし、すなわちこのあいだくわやまよりうけたまわり、おふきにおどろき候ことに御ざ候。御ついてによく〳〵御くやみ御申くだされかし。○御くにおもて、こめやすくなり候よし、まづ〳〵したじ〳〵のものすこしはたすかりもうすべく候。なにぶんおひ〳〵すこしにてもやすくなり候やう、いのりおり申候。○しんじのおやよりかねをつかわし候よしにて、十兵衛よりうけとり申候。しんじのびやうきはいたつてわづかのことにて、とくによくなり申候。しかししよもつをかひ候はらいも御ざ候ゆへ、そのかたへあいつかわし候つもりに御ざ候。ゑどにおり候ては、だれでもかねがつかいたくなり候あいだ、みぎのかねはしんじにわたしもうさず、のち〳〵はらいのときにわたし候つもりに御ざ候。かねをわたし候と、とかくつかいかたあら〳〵しくあいなり候ゆへ、わたくしより申つかわし候らわぬときは、かならずおやよりまわしもうさぬやう、御申しくだされかし。ひききやうしんじのしんぼうのためには、かねのなきかたよろしくとぞんじおり申候。○きりしたんしゆもんてがた、たしかにうけとり申候。まことによう御きづきにて、おふきにてまわしになり申候。みぎにつき、けらい

のぶんもだし候やうの御ふれに御ざ候あいだ、しんじのぶんはしんじよりうちゑもうしつかわし候へども、けらいのぶんは御めんどうさまながら、御とりよせ御つかわしくだされかし。けらい、のところづけ、むらの名とも、べつしにかきおき申候。ふるきてらじやうもんにても、もちおり候やと、あいたづね候へども、なにももちおらぬよし申候あいだ、こうりやくしよへなりとも御たのみくだされ候て、せんぼうへ御申つかわしくだされかし。このことわ、やすぎにてもよろしく候へども、それてわからぬときは、むらたへ御たのみなされ候てもよろしく御ざ候。○とうげつ七日にいしわらこのおもてへ、とうちやくなされ、そのひはいろ〳〵御用おふゆへ、よくじつ御いてなされ候て、いろ〳〵御くにおもてのこと、こま〳〵御はなしうけたまわり、おふきにあんしんつかまつり申候。じんじゆ郎さまよりは、御くにおもてにおいて、いろ〳〵御さかな御おくりくだされ候よしにて、あつく御禮おふせられ、はゝ上さまのかたゑ、わたくしよりよく御禮御申あげ候やう御もうしなされ候。○せんげつ廿五日には、みぞぐちたつ五郎どの、ならびにつゝみ五一郎どのとも御いて、なを又このおもてのことくわしく御はなしなされ候て、おひ〳〵御あんしんのよし、わけてみぞぐちは、しじゆわたくしと一しよにおり候ことゆゑ、このおもてのこともこまかに御はなし申あげ候ぎと、大だのしみに御ざ候。さだめておい〳〵わたくしの、へいきにくらしおり候やうす御きゝくだされ候御ことゝぞんじ奉り候。なにごとも百里もへだてゝは、とのしだいもわからず、そうほふにてふかあんじにあいなり候へども、またことのやうすを、くわしくぎんみいたし候へば、おもひ候ほどのこともなきものに御ざ候。○みぞぐちはいつごろしゆたつに候や、御ついでによく〳〵御もうしくだされかし、がうゑもんさまにもをひ〳〵御よろしきよし、かず〳〵よろこびおり申候。○このあいだみぞぐちよりしよじやうまいり候へども、わざと御へんじはもうしあげ

ず候。御ついでによく／＼御もうしくだされかし。○いのうへも六日にとうちやくいたし、しな／＼御おくりくだされ、あいかわらずしんせつなることに御ざ候。やどへ御たづねくだされ候へば、あつくもうしのべ申候。○おふせのとうりつゝみはきのどくなることに御ざ候。しかしぜひもなきことに御ざ候。御あいなされ候ことも御ざ候はば、よく御申つたへくだされかし。○このあいだ御たばこいれは、御まわしもうしあげ候。御うけとりくだされ候やいかが。○ことしは御つがうもでき候はゞ、五月のなかごろか、せつくごろまでに、きんす五兩ほど御つかわしくだされかし。まだ二十兩はやういも御ざ候へども、つなさぶ郎もおり候ことゆへ、ふじのいりやうにのけおき申たく候ゆへ、みぎやうねがい申あげおき申候。○このあいだ四日に、また／＼ひやうじよしよえいで候ところ、こんどはすこし御しらべ御ざ候へども、なにもさくねんとかわりもうさず、たださくねんのことをおして御たずねになり候までのことに御ざ候。御しんぱいくだされまじく候。まづこのおんばいにては、かくべつむづかしきこともこれあるまじくとぞんじおり申候。わたくしどもはうたがいかゝり候ても、いづれあかりもたちもうすべく、みぶんとてもはしたなるものに御ざ候へども、まことに

れき／＼の御かた／＼さま、なが／＼の御つゝしみには、おそれいり候ことに御ざ候。○おひ／＼京よりめしびとまいり候よし、さだめて、そのおもてにても御しんぱいあそばし申べく候へども、わたくしども

ちゆじやう様の御ことのほかには、すこしもほかにかゝわり候こと御ざらず候あいだ、かならず／＼御あんじくだされまじく候。○このせつはこのおもてよほどあたゝかになりまし、どこもかしこもはなざかりに御ざ候。おくにもあたごやま（福井愛宕山）などにいやかならんとぞんじおり申候。○いくた、たかばたけ、わにぶちへよろしく御申くだされかし。○たく

まが、らんしよ、よみはじめ候よし、ほかよりうけたまわり申候、いかゞ。○たきよりまいどうよろしく申あげ候やう申いて候。

まづはあら〳〵めでたくかしく。

三月十日

かへす〳〵じかうせつかく御だいじになされ候やうねがいあけ申候。

たくまにも、よろしく御申くだされかし。さばゑへもよろしく、さばゑのやうしはいまではひきとりになり候哉、いかゞ。あら〳〵かしく。

左　内

母　上　様

やどやうじ

○同四月同上

三月廿六日だちの御ふみ、とう月三日にはいし奉り候。しぶんがらおひ〳〵よろしくあいなりまし候ところ、まづ〳〵みな〳〵さま御きげんよく御くらしあそばし、かず〳〵御めでたくそんじあげ奉り候。つぎにこのおもてりやうにんともぶじにくらしおり候まゝ、かならず〳〵御あんじくだされまじく候。このあいだ

との様より、御ろうじうまで

ちうじやう様おゐ〳〵御ちやうはつにならせられ候ゆへ、御さかやきあそばされ候ことゝ、また御ようじやうの御ため、御にわまわりあそばし候ことゝ、このふたこと御ねがいあそばされ候ところ、さつそく御きゝずみにあいなり、すなわち一さく十一日ばんに御かつてしだいになされ候やうおふせいだされ、まことにちやうじやうの御ことに御ざ候。御つゝしみのところはいまだ、御めんにあいなりもうさず候得共、みぎのわけゆへ、まづ

御やうじやうだけわ御きまゝに御できなさるべくと、まことによろこびにあまりまかりおり申候。しかしまだ御つゝしみちうのことゆへ、御かちうはじめ、ばんじなをさらきをつけ候ことは、げんぢうに

御ざなく候わては、すみもうさぬごとにて、すなはちこん日こゝろへかたのこと、おうせいだされ候ことに御ざ候。○御くにおもてのことは、このあいだよりみぞぐちや、たしろなどよりおひ〱こま〱うけたまわり、はゝ上さまにはます〱御すこやかのよしうけたまわり、まことにあんしんつかまつり申候。○けらいのしうもんてがたのこと、こま〱おふせくだされ、まことに御しんぱいの御ことおそれいり申候。このぎわせんだつてもうしあげ候とうり、入すけはいとまをだし候ゆへ、まづ〱もはや御しんぱいくだされ候には、およびもうさず候。このしうもんてがたのことは、わたくし御ふれをよみちがい、れいねんのとわちがひ候やう、こゝろゑ候ゆゑ、かくもうしあげ候ことに御ざ候。あとにかんがへ候へば、やはりれいねんのとうりにてよろしきことに御ざ候。○しんじのきりしたんしうもんてがたは、たしかにうけとり申候。○きんす五両一歩はせべよりあいまわり、たしかにうけとり申候。このぎはさつそく御しんぱいくだされ、ありがたくぞんじ奉り候。たゞいまさしあたりいりようにも御ざらず候まゝ、あとわまたもうしあげ候うへにて、よろしく御ざ候。くれ〱れはや〱御まわしくだされ、おふあんしんつかまつり申候。○みやのきたの御いんきよわ、きのどくなることに御ざ候。なふくろや、むすめのこはいかゞに御ざ候や、なにぶん御しんぱいなることゝ御さつし申あげ候。なにぶんはや〱御かいきのほどをいのり申候。○みぞぐちごうゑもんさまにも、まづそい〱御こゝろよろしきむね、まことに〱ちよう〱の御ことに御ざ候。おいおいじせつもあたゝかになり申候ゆへ、だん〱御ひだちなさるべくとぞんじ奉り候。○さばゑのようしもひきこしにあいなり、まづあとの御つごうもあしからぬよし、まづ〱あんしんのしだいに御ざ候。なを又おあねさまゑもよろしくねがいあげ申候。○このあいだきとうだのかたへ、わかめ御おくりくだされ、ありがたくぞんじ奉り候。まことにけつこう

なるわかめにて、おふよろこびにてまいにち／＼ちやうだいいたしおり申候。一つゝみはおふせのとうり、たきゑつかわし候ところ、これもおふよろこびに御ざ候。○いくた(生田)より小あゆ御おくりくだされ、まどにめづらしき御しなゆへ、うちおかずちようだいいたし申候。よろしく御れい御申あげくだされかし。またおばさまよりわかめを御おくりくだされ、ありがたくぞんじ奉り候。このせつまい日ちやうだいいたしおり申候。よろしく御禮御申あけねがい申あげ候。○つなさぶ郎(弟綱維君)のとも、いろ／＼御申こし、うけたまわり申候。このせつは、なにもあしきことも御ざなく候あいだ、よろしく候へども、なにぶんゑどはば　かものゝよりあい候ところゆへ、よほどきをつけ候こと、かんように御ざ候とぞんじ、おり／＼はいけんいたしおき申候。けつして御あんじはくだされまじく候。○御かちめつけ、こんどうりうすけより、みまいにわかめをくれ申候。もしもるすゑまいり候はゞ、よろしく御申くだされかし。○まきのじんざゑもんのこと、みぞぐちよりうけたまわり申候。めのうのいしは、はこのふたにのせおき候あいだ、御かゑしくだされかし。きんすのことはこのおもてにてあいしらべ候て、へんじいたし申べく、なにぶんこんどはいたしかたなく候あいだ、つぎのたよりにいたし申すべく候。さやうおぼしめしくだされかし。まづ／＼やうじのみあら／＼めでたくかしく。

四月十三日

かへす／＼じぶんがらせつかく御いといあそばし候やうねがい申あげ候。いくた御ばさまへ御へんじもうしあげず候あいだ、よろしく御申くだされかし。このあいだ七左衞門のなかまゑ、御ことづけなされ候御かしたしかにうけとり申候て、さつそくちようだいつかまつり申候。かしく。

左　内

母上様

やどやうじ

○同五月同上

四月廿六日の御ふみ、五月三日にはいし奉り候。じぶんがらおひ／＼あつさにあいなりまうし候ところ、ます／＼御きげんよく御くらしあそばし候よし、かず／＼御めでたくぞんじあげ奉り候。つぎにこのかたふたりとも、ぶじにくらしおりまし候あいだ、くれ／＼すこしも／＼御あんじくだされまじく候。○四月十一日にはちうぢやう様御こと、御さかやき、御にわまわり御めんのこと、おゝせいだされ候につき、かくべつ御あんしんあそばし候よし。又たかだかゑられ候に付、だん／＼このおもてのやうす御きゝくだされ、ます／＼御あんしんのよしおふせくだされ、此おもてにおき候ても、まことにうれしくぞんじ奉り候。みぎにつきわたくしのことも、ほどなくらちもつき候やうの御かんがえのよし。いづれとうからぬうちにはこれあるべくとはぞんじ候へども、わたくしどものことは、たゞいまにてはよくわけあいわかりをり申すべく候へども、ほかにいろ／＼のこと御ざ候ゆへ、かれこれてまどれ候ことゝぞんじ奉り候。なにぶん

ちうじよ様の御ことさゑわかり候へば、わたくしどものことわなにもしんぱいなことはこれなく候あいだ、このゝちもかならず御あんじくだされまじく候。○わたりよりてがみをおくり候て、くるすなみのこと申つかわし候。まづ／＼あんしんいたし申候。御ついでに、わたりへよろしく御申くだされかし。○けらいのこと、こま／＼おふせくだされ、ありがたくぞんじ奉候。いまだこのおもてにてわよろしきものみあたりもうさず候。このあゐだもひとり御ざ候へども、このせつのことゆへ、まづなりだけはかんにんいたしおき、わたくしひろくあいなり候うゑにて、かゝへ候かたよろしくとも、ぞんじおり申候。いまのところわしんじ一人にてかくべつさしつかゑ候ことも、御ざらず候あいだ、まづ／＼しんじにわ、ちときのどくなものに御ざ候へども、これわまたあ

とからめをかけつかわし候へば、ずいぶんよろしきかともぞんじ申候。しかしそのうちによくわしやうのしれ候もの御ざ候はば、それをかゝゑ候ことに御きめくだされ、それまではかくべついそぎもうさぬかた、よろしくぞんじ奉り候。〇うへいのことは、このあいだよりみのすけにうけたまわり候を、わすれおり申候。こん日わみのすけまいり候はづに御ざ候あいだ、よくうけたまわり申すべくとぞんじおり申候。なにぶんそのやうにいそぎわもうさず候あいだ、さやうおぼしめしくだされかし。〇しんじのおやにはこのせつ、しんじひとりにて、つとめたいぎのことにて、きのどくにぞんじおり候むね、よく〳〵御申くだされかし。〇たくまより、つなさぶ郎へ、しをまわし候ゆへ、なをしつかわし申候。おふきによろしくでき候あいだ、せつかくつくり、わたくしのかたゑ、まわし候やう御申くだされかし。〇なつものゝことおふせくだされ、ありがたくぞんじ奉り候。しかしわたくしのぶんは、なにもさしつかへ御ざなく候あいだ、御まわしくだされずともよろしく。つなさぶ郎はあまりきものなきかたよろしくぞんじ奉り候。これまでのきものもちとなくなり候もの、これあり候やうにぞんじ候あいだ、とうにんのためには御まわしなきかたよろしくとぞんじ奉り候。とかくあとのかんがへもなく、おふふうなことを、したがり候くせ御ざ候あいだ、なりだけふじゆうをさせ候かた、よろしかるべくぞんじたてまつり候。〇さばゑや、たかばたけ、いくたのかたへも、よろしく、御申しくだされかし。〇たきには、このおもてにて御さかなの御禮よく〳〵御申あげ候。〇ささだつて、かねはもはやいりやうに御ざなきよし、申しあげ候へども、ちとかいもとめたきしよもつもできまし候あいだ、ぼんごろにても、そのあとでも、また五りやうほど、ねがいたくぞんじ奉り候。もつともほんのよういにねがい候ことゆへ、けつして御いそぎあそばし、御まわしくだされ候にはおよびもうさず候。くれ〳〵も御つがうでき候ときにてよろしく御座候。ほかよ

りべつだん御かゝりなされ候やうのことなれば、ぼんすぎになしくだされ候やう、御ねがい申あげ候。〇みよう日ひらのやすゑもん、しゆたついたし申候。このおもてのあんぴは、とうにんより御きゝくだされたく、ひらのゐは二しゆばかりのせんべつつかまつり申候。まづ〳〵あら〳〵めでたくかしく。

五月十五日

かへす〴〵しぶんがらこのせつつゆにむかいまし候まゝ、せつかく〳〵御いといあそばし候やう、ねがいあげ申候。たくまにしさくのことく〳〵御申きかせ、ねがい奉り候。〇かねのことは、わざ〳〵御しんぱいくだされず候やう、ねがいあげ申候。かしく。

このおもてにて、よろしきものさゑ御ざ候へば、このおもてにてかゝへ申し候。〇うへいのことは、こん日みのすけにうけたまわり候てよろしきものに御ざ候へば、つぎのたよりにもうしあげ候て、うへいにきめ申すべく、ねんのため申あげ候。

左内

母上様

やどやうじ

〇同六月同上

おひ〳〵つよきあつさにあいなりまし候ところ、ます〳〵御きげんよく御くらしあそばし、かずかぎりなく御めでたくぞんじあげ奉り候。つぎにこのかたふたりともぶじにくらしおりまし候まゝ、かならずすこしも御あんじくだされまじく候。〇そのおもてはいかゞ御ざ候や、このかたはこの五六日まへより一ときにあつさにあいなりまし、をふきにじこふはよろしくなり申候。そのまゝのところはまい日〳〵つゆのけしきにて、うつとうしく、六月になり候ても、あはせをきており申候くらいに御ざ候。〇御ひきやくゐとうりういたし候や、このあいだよりにち〳〵まちおり候へども、いまにつきもうさず候。このかたよりせんげつ廿八日にたち候ひきやくは、と

どこうりなくつき候やいかゞと、ぞんじをり申候。○このあいだかさわらけんぞうとうちやくつかまつり、さつそくまいりくれ候て、いろ〳〵やどのあんぴなど申くれ、あんしんいたし申候。そのせつば、みやのきたのびやうにんのこと、こま〳〵うけたまわり申候。さばゐの御あねさまには、さぞ〳〵御つかれなされ候御ことゝぞんじ奉り候。せつかくあとの御くたぶれの御ざらぬやう、よろしくおゝせあげられくだされかし。○けらいのことは、せんどのたよりにくわしく申あげ候、うけにんのところは、そのおもてにて、みのすけのおとおとがたち候はゞ、このおもてにては、みのすけをうけにんにいたし候てもよろしく御ざ候。なを御かんがへくだされかし。○十二日に御せいぞうのふねも、ぶなんにつき候て、かとうもさつそく御いでくだされ候。○たつ五郎さまよりもよろしく御申なされ候。○くわ山、井のうへとおまいどう〳〵御しんせつになしくだされ候。○このおもて、こん月二日より、いこくじんおい〳〵まいり候て、このせつはおい〳〵こうゑきはじまり候あんばいに御ざ候。○こんどぎんぎんのふきかへのこと、おふせいだされ、これまでのきんの一兩が、一兩一歩につうやういたし、きんの一ぶが、一ぶ一しゆにつうやういたし候やう、おふせいだされ候。これはいこくにてはきんのねだんよろしきゆへに御ざ候よしにうけたまわり申候。しかしこのゝちきんのねだんはまたもあがり申すべくと、ぞんじられ候あいだ、もしやきんのこばんや一ぶがてにまわり候はゞ御とりおきなさるべく候。いくたのおばさまにも、このことない〳〵御はなしなされ、きんはこんど御はなしなきかたよろしくと御申しくだされかし。しかしちかごろでき候二ぶばんと、これまでつうやうの二しゆはらちあき申さず候 ○二もんじやよりこのあいだ五きやと申すものにことづけ、かしをくれ候て、かたじけなくぞんじ候。よく〳〵御禮御申くだされかし。そのせつやた郎のこと申こし候へども、やた郎は一かうしれもうさず候。さくねんよりやくがたへもたのみおき候へども、一かうしれもう

さず候。もしやかみがたにてはなきやとぞんじられ候。そのうちこゝろあたりのことも御ざ候はゞ申あぐべく候。○このたびはべつだん申あげ候ほどのやうじ御ざなく候まゝ、まづあら〳〵申上奉り候。めでたくかしく。

六月十五日

かへす〳〵じぶんがらせつかく御だいじに御やうじやうあそばさし候やう、ねがいあげ奉り候。たくまにもよろしく御申くだされかし。かしく。

たしろばんていさま、まゐどう御しんせつに御たづねくだされ、このあいだも御さかなくだされ候。御ついでに御ろすへよろしく御申し、ねがい申上候。

このたんものは、ならふともうし、ほそかわさまの御めしにて、ほかにわ御ざなきものゝよし、このあいだ
御ぜんさまよりしんぜられ候を、ちやうだいつかまつり申候。よほどかるくて、すゞしきあんばいに御ざ候あいだ、御まわし申あげ候。わたくしはいろ〳〵きものもたくさんに御ざ候ゆへ、これはなるべくは、はゝうへさまの御めしものにあそばし候ようにいたしたくぞんじ奉り候。かしく。

左　内

はゝ上様
やどやうじ

○同七月同上

くわしきことわ、おつつけひきやくに申あぐべく候

このごろまたじかうよろしからずおわしまし候へども、まづ〳〵御きげんよく御くらしあそばし、かず〳〵御めでたくぞんじあげ奉り候。このおもてぶじにくらしまし候まゝ、御あんじくだされまじく候。さてわたくしこと、ひやうじやうしよへさくじつまた御よびだし御ざ候て、これまでのことよく〳〵御たづねこれあり、これてまちがいさいなければ、せんぽうのものあいしらべ、それにてよろしと申ことに御ざ候。まづなにごともつごうよくまいり申すべくと、ぞんじられ候あいだ、かならず御あんじくだ

されまじく候。なをいさいこのおもてのことは、みのすけより御きゝくだされかし。○けらいのことも、みのすけに御そうだんのうゑ御きめくだされかし。まづはあら〳〵めでたくかしく。

七月四日

かへす〳〵じかう御いといあそばし候やう、ねがいたてまつり申候。かしく。

左内

母上様

やどやうじ

○同七月同上

六月二十四日だちのひきやく、七月二日にとうちやく、御文はいし奉り候。じぶんがらあつさつよく、こまりおり候へども、まづ〳〵みなさま御きげんよく御くらしあそばし、かず〳〵御めでたくぞんじ奉り候。このおもて両人ともぶじにくらしおりまし候まゝ、すこしも御あんじくだされまじく候。○けらいのことまいどうおゝせくだされありがたくぞんじ奉り候。さだめてそのうちには、こんどうもちやくつかまつりまうすべきことゝ、ぞんじをり申候。みのすけも、このあいだにわかにおくにえまいり候ゆへ、いさいけらいのことも御はなし申あぐべくと、ぞんじ奉り候。このかたにてはすこしもいそぎまうさず候まゝ、さやうおぼしめしくだされかし。もしやこんど、うへいが、こんどうと一しよにまいらぬときには、御せいぞうのかたより、しばらくつかいくれ候やうに、たのまれ候。たしかな、りちぎもの一人御ざ候あいだ、みのすけかへり候まで、それをいれ候ておよろしく候へども、なにぶんこんどうつき候うゑのかた、しかるべくぞんじ、こんどうのつき候をまちおり申候。くれ〳〵このかたにては、べつにさしつかへ候ことは御ざなく候。○かねのことは、たしかにうけとり、さきだつて御へんじ申あげ候。○二もんじやの、やたらうもかへり候よし、なんとしたふらちなことやら、さぞおやじはしんぱいい

たし申すべくとぞんぜられ候。なにとぞこのあとはよきものになればよいとぞんじおり申候。おやじにもよく／＼御もうしくだされかし。○こうざいとたけだと、かへり候よし、くわしく御申こし、うけたまわり申候。○たくまのこともおゝせくだされ、ありがたくぞんじ奉り候。たゞいまのところは、なりだけほんよみ候かたしかるべく候へども、あさのあゐだまるあそびにあいなり候ては、よろしからず候あいだ、なからいへぼんすぎより御つかわし候かた、よろしかるべくとぞんじ奉り候。いづれつぎのたよりには、わたくしよりもなからいのかたへ、くわしくたのみつかわしもうすべく候へども、そのおもてにても、よく御たのみくだされ候やうねがいあげ候。なからいへはたれをもつて御たのみなされ候や、このかたにては、きずきも御ざなく候。いつけのうちなら、たしろどうけんさまが、よろしかるべくとぞんじ候。またこゝろやすきかたなら、はせべがよろしく御ざ候。なにどきにても御つごうさへでき候は

ば、御たのみくだされ、そのせつはなからいへ、たるさかな二十匁ばかり、でしへはまんぢう七つづゝぐらい御つかわし、なからいのうちのひとへも、かし（五匁ぐらい）しやう／＼御つかわしなされ候て、よろしくとぞんじ奉り候　いづれぼんすぎのかたよろしくとぞんじ奉り候。○このあいだ一日に、わたくしひやうじやうしよへ、また御よびだし御ざ候ところ、こんどはまことになにもかもつごうよろしく、これまでもうしひらき候

ちうじやう様のことも、よほどわかりついて、わたくしのこともみなわかり候て、たゞなにをもうし候ても、ことがらおもきことゆへ、そのところはふかくおそれいりもうすべきぎに御ざ候へども、これまでのこと、うしろぐらきことなきところは、もはやわかり候もように御ざ候。なをむらた御いでなされ候はゞ、御さゝとりくだされかし。まづ／＼御あんしんくだされかし。いづれもはやとうからぬうちには、すみもうすべく候。○こんどしゆぎやうのひと

の、こづかいいたしおり候きさぶ郎と申すもの、おやぴやうきにつき、まかりかへり、ほどなくまたこのおもてへまいり候。このものはまことによろしきものにて、かうきちのあとに、わたくしもしばらくつかいおり、これまでもまいどういろ／＼つかい申候。おくにへまいり、やどへまいり候へば、なにぞすこしのもの御やりくだされかし。これにことつけ、たくまにふでとかみをやり申候。さやうおぼしめしくだされかし。○みぞぐちごうゑもんさまゝ、この三日より七日まで、ゑどへ御いでなされ、御めにかかり申候。よろしく申あげ候やう御ことつげ御ざ候。まづわあら／＼めでたくかしく。

七月十日

かへす／＼あつさ御いといあそばし候やうねがいあげ申し候。たくまにもよろしく御申くだされかし。

左　内

母　上　様

やどやうじ

○同八月同上

七月二十六日の御ふみ、とうげつ三日にはいし奉り候。じぶんがらとかくざんしようすろぎかね候へども、まづ／＼御きげんよく御くらしあそばし、かず／＼御めでたくぞんじ奉り候。このおもて両人ともぶじにくらしおりまし候あいだ、すこしも御あんじくだされまじく候。○うへいのことも、まいどうおふせくだされ、ありがたくぞんじ奉り候。おふきによろしきものに御ざ候。なをいさゐのことは、きとうだより御きゝくだされかし。○たくまを、なからいへ御やりなされ候こと、こま〳〵おふせくだされ、うけたまはりもうし候。なにさまたかばたけが、よさそうにおもわれ申候。なをこのあいだおうしあげ候ことのうち、御かんがへしかるべく御とりはからい、ねがいあげ申候。○まいどう　ちうじやう様御ことおふせくだされ、御もつともなる御ことに御ざ候。わたくしとても、にちやこゝろのうちにいの

りおり候は、たゞ御あかりのはやくたち候ところのみに御ざ候。しかしたゞいまにては、このおもてにても、一どう御したわしく申おり、まことにさくなつのことを、ざんねんにみな〳〵申おり候くらいにて、これまで御ちうぎのことは、だれもかも、こゝろあるものは、御ほめもうしおり候ゆへ、
かうへんにても十が九は御あかりのたち候あんばいに御ざ候。たゞはや〳〵御つゝしみの御とけなさらぬことは
かうへんにもいろ〳〵御よぎなきことゝもこれあり候と申さたをばまいどううけたまわりもうし候。いづれとうからぬうちには、ぜひ御ひろくならせられ申べくと、どこでもさたいたし申候。みぎのくらいの、御ひよばんに御ざ候あいだ、かならず御あんじなされまじく候。○こんど御かろうのでられ候こと、このおもてにても、いろ〳〵とりざたいたし候へども、これはいろ〳〵わけもあり、また
ちうじやう様、御ひろくならせられ候ことの、ねがいにてられ候のじやとも、申もの御ざ候。なにぶんにもいろ〳〵の、御やうはこれあるべく候へども、わたくしなどのうゑのことは、すこしも御あんじくだされまじく候。さだめていろ〳〵わたくしなどのことも申べく候へども、くれ〴〵御きにかけくだされまじく候。一々ふでにはかきかね候あいだ、かならずむやくの御しんぱいくださらぬやう、ねがい申あげ候。○きさぶ郎まいり候よし、そのうちにこのおもてへかへり申すべくぞんじ奉り候。そのせつ御まわし申しあげ候ならふ御かたびらじのこと、こま〴〵おふせくだされ、うけたまわり申候。たくまよりのれいも、こまかにおゝせくだされ、しようちつかまつり申候。○ぼんのはらいのこと御申こし、うけたまわり申候。このせつはよのなかあしく御ざ候ゆへ、かへつてみな御はらいなされ候かため、よろしくとぞんじ奉り、しかしよく〳〵御てがまわり候ことゝ、ぞんじたてまつり候。○みぞぐちのおやこ、みな〳〵御ぶじに御ざ候。よろしく申しあげ候やう、

まいどう御申こしなされ候。○こゝどうもまいどうきてくれ候て、しんせつに申くれ候。やどへもよろしく申あげ候やう、まいどう申いて候。○みのすけも、とうからずかへり候ことゝ、ぞんじたてまつり候。○うへいのきんすは、あれにてよろしく御ざ候。いさゐせんのひきやくに申あげ候。○まきのゝかきつけのかたへ、こんど二ぶ御まわし申しあげ候。なをべつし御らんなされ候て、御やりくだされかし。御やりなされ候うへはうけとり御とりおきくだされかし。○たくますこしくはらあしくよし、せつかくだいじにいたし候やう御申くだされかし。○おくにゝまたころりはやり、このあいだ、こめがうら坂井郡米ケ浦にて三十一人びやうしいたし候よし、御じよか福井へは、はへりもうさずや、せつかく御てあてなさるべく候。このおもてゝ、このぢうは、すこしはやり候ところ、まづかくべつなことにもなり申さず候。おやしき藩邸へもすこしはいりかゝり候ところ、さつそくふせぎつき申し候まゝ、すこしも御あんじくだされまじく候。

○ころりのために、りよじかたおゝせつけられ、このせつさくらより、ましだと、かさわらとまいりおり申候。ましだよりよろしく申あげ候やう申いて候。まづはこんどたよりにつき、ぶじのだん一ふで申あげたてまつり候。あら／＼めでたくかしく。

八月十二日

かへす／＼じかうと、ころりの御てあてなされ候やう、ねがいあげ申候。このおもてみなぶじに御ざ候あいだ、すこしも／＼御あんじくだされまじく候。かしく。

左内

母上様

やどやうじ

○同九月同上

八月廿六日立の御文、九月六日にはいし奉り候。じぶんがらおひ／＼れいきにあいなりまし候ところ、まづ／＼みな／＼さま御きげんよく御くらしあそば

し、かず／＼御めでたくぞんじあげ奉り候。このおもて兩人ともぶじにくらしおりまし候まゝ、すこしも／＼御あんじくだされまじく候。さてこのおもてはれいきになり候より、あとはころりもやみ、おゝきにつがうよろしく御ざ候ところ、おくにおもてはやはりはやり候よし、まいどうだれがしんだ、かれがしんだと申すのに、おどろき申候。さりながら、まづわたくしかたは、やどはもちろん、しんるいまでもどんと御ざなきよし、まことにあんしんいたし申候。なをまたせつかく御だいじにねがいあげ申候。さばえの御あねさまにも御きげんよく御くらしあそばし、まづ／＼御めでたくぞんじあげ奉り候。こんども御ふみくだされ候へども、わざと御へんじわさしあげもうさず、よろしく御申くだされかし。〇たくまもなからいへまいり候よし、おふきにあんしんいたし申候。なをまたせつかくせいだし候やう、よく／＼御ねがい申あげ候。たくまよりまわし候しさくを、なをし候て、こんどつかわし申候。御やりくだされ、せつかくつくり候と、だん／＼おがみ申へくと、ぞんじ奉り候間、なにぶんせつかくつくり候やう、御申きけくだされかし。〇なからいへ御とりあつかいのことも、しやうちいたし候。〇かねは、このせつはとんといりやうに御ざなく候まゝ、かならず御しんぱいくだされまじく候。〇つなさふ郎のことも、まいどうおゝせくだされありがたくぞんじ奉り候。これなもにも御しんぱいくだされ候にはおよびもうさず候へども、とかくむだなかねをつかい候と、わたくしにかくしだてをいたし候ことおり／＼これあり、このせつもきびしくいけんいたしおき、こん月より、いりやうは一月に三ぶばかりのきつぷにいたしつかわし申候。やうすにより候はゞ、わたくしかたへひきとりおき申べくとこゝろにおり申候なにとぞあれのためをおぼしめし候はゞ、このゝちはなにも御つかわしくださらぬかたが、よろしく御ざ候。じつはさきだつてのかねも、八兩よはみなつなさぶらうのむだづかゐにいり候ことに御ざ候。そ

のせつもよほどいけんいたし候ところ、いまもつてとんとやみきりもうさず、まことにあとさきのかんがゑもなきことに御ざ候。しかしなにもせけんへかかり候ことに御ざなく候まゝ、すこしも御あんじくだされまじく候。このあいだよりまたかねのこと申おり候ゆへ、こんどは一文もわたさぬと申おり候まま、さだめてこんどはゝ上様かたへも申あぐべく候へども、けつして御とりあげくださらぬやう、ねがいあげ申候。かへす〴〵もこのことは御あんじくだされまじく、たゞ御こころゑまでに申あげ候までに御ざ候。○たつ五郎さまより、よろしく御申なされ候。このあいだよこはまより、ひよざぶらうさま御いでなされよろしく申あげ候やう、御申なされ候。○ましだはこんげつ三日に、さくらへかへり、よろしく申あげ候やう御申なされ候。○わたくしこと、こん月十日に、またひやうじやうしよへ御よびだしにて、御しらべこれあり、だん〳〵すみくちのかたにて、さきだつてのことよりは、たづねのかどもよほどすくなくなり、まづ申さば、このつぎのしらべにて、しあげと

申やうなあんばいに御ざ候。すこしも御あんじくだされまじく候。○まきのゝことは、とくとさきをしらべ、みな〳〵つぎのたよりに、へんじ申すべく候。○なからいも、ころりの御やうす、まことに御あんじ申おり候。しかしまづ〳〵御こゝろよきかたのよし、あんしんつかまつり申候。御ついてのときよろしく御みまい御申あげくだされかし。○いつきのことは、あまりなことにて、がつてんまいりまうさず、なにぶんおやのことがあんじられ候。わたくしかたへは、いまだまいりもうさず候。○かみさまの御もちありがたくぞんじ奉り候。○こん日御ない〳〵ちうじやうさまより御かしちよだいつかまつり、ありがたくぞんじ奉り候。御まわし申あげたく候へども、御いれものも、われものに御ざ候て、ひきやくにてはいたみ候てはいかゞとぞんじ候あいだ、おつけつけたかたがかへられ候せつ、いさゐのわけ御はなし申候て、さしあげ申すべく候。まことにみやうがにあまり候ことに御ざ候。まづはこんどやうじのみ

申あげ候。あら〳〵めでたくかしく。

九月十四日

かへす〳〵もじからせつかく御だいじにあそばし候やういのりあげ申候。このおもてはれいきにあいなり、こん日はわたいれをき申候。あすはかんだみやうじんの御まつりにて、まことに〳〵かねやらたいこやらやかましく御ざ候かしく。

○安政五年十月弟縄三郎氏への書

呈一簡得御意候。逐日寒冷相増候處、先以　母上様益御機嫌能被成御寢食奉恭賀候。陳者今度御納戸荷物宰領として幸吉其表へ罷越候に付、右之品頼遣候。御受取可被下候。目方御しらべの上賃錢宜敷程彼者に御渡し可被下候。

一、半下着　一

一、單衣　二

右之通りに候

一、八大家此頃日々待居り候。定て只今にては御飛脚道中にて有之、左すれば程なく到着と存じ喜居申候。

一、市川齋宮本月五日當表へ歸着。

一、當地此節は多分晴天、氣候は随分頓と覺へ申候。寒暖計朝の内五十二三度、午後は六十四五度位。

一、幸便之節乍御面到、敷蒲團一枚御廻し被下度候。

右は此度要用のみ申入候。尚期次鴻候。頓首。

十月十三日　　左　内

縄　三　郎　殿

時下御自愛奉祈候。

○同年十二月先生より北堂への書

十二月七日だちの御ふみ、おなじく十五日にはいし奉り候。じぶんがちさむさつよく、そのうへことしのひもはやしばらくにあいなり候まゝ、さだめていろ〳〵御ことおふに御くらしなされ候はんとぞんじ奉り候。せつかく〳〵御からだ御いとゐあそばし候やう、ねがいあげ奉り候。このおもてりやうにんともあまり〳〵そくさゐにくらしまし候あいだ、く

れ〳〵御あんじくだされまじく候。わけてわたくしぎは、さむさにもとんとさわりもうさず、きぶんもとんとあしからず候まゝ、かへす〳〵も御あんしんくだされ候やう、ねがいもうしあげ候。○ことしは、おくにおもても、ゆきかくべつふりもうさぬよし、まづ〳〵ちよう〳〵の御ことに御ざ候。このおもては、ふしぎにこの十二日のあさより、よるへとうし五寸ばかりふりもうし候。さむさもさくねんよりはちとつよきかたに御ざ候。○ことしはきんねんになき御くらしよきおもむきうけたまわり、まことに〳〵あんしんつかまつりもうし候。ふしんもだいぶんのことになり候ゆへ、くれの御つごういかゞとぞんじ、しんつういたしおり候ことに御ざ候。なにごともかみの御をんに御ざ候へば、わたくしどもにおき候ては、あだにくらし候ては、あいすみもうさぬことに御ざ候。○さばゑのようしのこと、さぞ御しんぱいとぞんじ奉候。たれぞよきつごうのひとさつそく御ざ候やう、いのりおりもうし候。なにぶんるすよりは、みやのきたへよく〳〵御たのみ、おもにみやのきたにて、しんばいてき候やういたしたきことに御ざ候。○むらたよりまいどう御しんせつにいたし候よしうけたまわりもうし候。○このたびふて三ぼん、たくまへつかわし申候。これはおせいほのしるしに御坐候、かつ又ごまめ一ふくろ御まわし申あげ候。御うけとり、はるの御さかなになしくだされ候やう、ねがいあげ申候。○つなさぶ郎のことは、すこしも御あんじくだされまじく候。このせつはなにもべつにわるいとぞんじ候ことも御ざなく候。○たくまには、せつかくしよもつよみ候やう、よく〳〵御もうしくだされかし。○いくたへもよろしく御もうしくだされかし。小右衛門さまにべつに御へんじはもうしあげず候。だん〳〵御しんせつのところは、ふかく御れいもうし候むね、よく〳〵御もうしくだされかし。をばさまよりもまことに御しんせつにおゝせくだされ、そのうゑ、かみ〳〵さまにまて御きがんくだされ候こと、なにともおそれおゝきことに御ざ

候。なにぶんにも、かみほとけの御たすけに、わたくしのことよりも、はやくちうじやうさま御あかりのたち候こと、ねがいたきことに御ざ候。○十三日だちのせつ、きとうだのかたへ、みごとのたい一まい、御おくりくだされ、ありがたくちようだいいたし、さつそく、にたてちようだいいたし申候。くわやま、くさを、たき、ひらのへもわけつかわし、いづれもおゝよろこびに御ざ候。○十三日おかんだら公儀献上御寒鰤のかたへ、あまくさ町たしろより、くろのり、たくさんにおくりくだされ、ありがたく御もらい申候。このおれいをよろしく御ついでに御申しくだされかし。○ましだかへり候て、うちのつがういかゞとあんじおり申し候。なにぶんはや〳〵よくかたつけ候て、らいはるこのおもてへまいり候よう、ねがいおり申候。○まづはあら〳〵めでたくかしく。

十二月廿日

かへす〳〵もさむさ御いといあそばし候やうねがいあげ申候。いづれ御せいぼのせつは、また〳〵御たづねもうしあぐべく候へども、ことしはこのたびのひきやくとどき候までのぎに御ざ候あいだ、ごまめははるの御さかなにとぞんじ、このたび御せいぼのしるしに御めにかけ申候。なになりとも御やうむき御ざ候はゞ、おゝせくだされかし。○たつ五郎どのよりもよろしくもうしあげ候やう、もうしいでられ候。かしく。

左　内

はゝ上様

やどやうじ

○同　上

十二月十七日だちの御ふみ、おなじく廿四日はいし奉り候。おゝせのとうりじぶんがらさむさつよくおわしまし候へども、まづ〳〵御きげんよく御くらしあそばし、そのうゑるすにてみな〳〵すこしもうしぶん御ざなきおもむき、こま〳〵うけたまわり、

おゝきうにあんしんつかまつり申候。このおもてりやうにんともそくさいにくらしおり、わけてわたくしぎ、ひきこみ候てよりすこしも〳〵わるいこと御ざなく、ことしはめづらしくかんちうにかぜは一どもひきもうさず候まゝ、くれ〳〵御あんじくだされまじく候。○おかんだらに御おくりくだされ候たいは、まことにふうみよろしく、すなはちこのあいだもうしあげ候とうり、わたくしのみならず、ほか〳〵へもそゝわけいたし候くらいのことに御ざ候。ほかにてもおふよろこびのやうすに御ざ候。○まいどうはらもわるくならぬかと、御たづねに御ざ候へども、なか〳〵さやうなことは御ざなく、ふだんよりはからだのつがう、よろしきかたに御ざ候。○とうねんのくれはいがゞ御ざ候や、いろ〳〵御あんじもうしおり申候。しかしてがただいぶんたかくまいり候ゆゑ、かなり御てもあい申候やと、すいりよいたしおり申候。てがたたかく候ゆゑ、した〳〵のものはこまりもうすべく、まことにかわいさうなることに御ざ候。これもしよこくのつりあいに御ざ候ゆへ、いたしかたもなく候。このおもては、このせつだいぶんげらくいたし、一両につき四斗九升のうりまいに御ざ候。○いくたより、しおあゆくだされ、ありがたくぞんじ奉り候。さつそくすしにつけ、ちやうだいいたすべく候。御ついでによろしく〳〵御れい御もうしくだされかし。○ましだのふれまいも、すみ候よし、おゝきにあんしんいたし申候。いよ〳〵らいはるは、はや〳〵ゑどへまいられ候やいかゞ。このあいだしよじよくれ候へども、わざとへんじいたしもうさず候あいだ、よろしく〳〵御もうしくだされかし。○ましだには、ことしのあさ、ふかいのせつせわにあいなりもうし候。このくれ、れいいたすべきはづに候へども、わたくしにすこしぞんじつきも御ざ候あいだ、らいはるこのおもてへまいり候うゑにて、わたくしよりれいいたしもうすべくと、ぞんじ居候。御ついでにみぎのわけも御はなしくだされかし。○むらたよりくろのり御おくりくだされ、は

せべより御みまいとして二しゆ御をくりくだされ、ありがたくぞんじ候。よろしく御ついでのときに御れい御申くだされかし。〇みぞぐちよりまた〳〵かもをくだされ、まことにまいどう〳〵御きのどくしごくに御ざ候。かもはまことにふうみよろしく、おゝたのしみつかまつり申候。くれ〳〵あつく御禮御申くだされかし。みぞぐちのごうゑもんさまも、どうも〳〵御しか〳〵なさらず候て、こんども御かためのつめにも、御いでなされかね候よし。あのきしようにてはさだめし御きがいれもうし候こと〻、御さつし申おり候。せつかく御きながに御ようじやうなされ候やう、ねがゐおり候。このおもむきよく〳〵御もうしくだされかし。〇このくれしんじに、きよねんのとうり二ぶつかわし、そのうゑこのあきびやうきのせつかくべつしんせつにせわいたしくれ候ゆへ、このくれ

御てもとよりくだされにあいなり候てくらのはかまじ、一たんつかわし申し候。このはかまじを、おやのかたへつかわし候よし、申おり候。〇しんしも、まづなにもあしきこと御ざなく、ずいぶんほうこうだいじにいたし候あいだ、おやにもあんしんいたし候やう、御申くだされかし。しんじのおや、わたくし御たづねのぎにつき、かくべつしんじのことあんじおり候あんばいに御ざ候へども、こんどのことは、けらいなどにめいわくのかゝるようなるぎ、かならずこれあるまじく候まゝ、すこしも〳〵あんじまうさぬやう、よく御申くだされ候やう、ねがゐあげ申候。〇こんど、のり二じやう、みぞぐちへたのみ、御せいぼのしるしに御めにかけ申候。御いわゐくだされたく候。〇このあゐだいちむらをとすけさまより、みまいにかも御おくりくだされ、ありがたくぞんじ申候。ねんしゆに御いでなされ候はゞ、よく御れい御申しくだされかし。〇もはやとうねんはよじつも御ざなく候まゝ、せつかく御しまいあそばし、めでたく〳〵わかどし御むかへあそばし候やう、はる〳〵いのりおりもうし候。あら〳〵めでたくかし

く。

十二月廿八日

かへす〴〵さむさ御いといあそばし候て、わかどし御むかへなされ候やう、ねがいあげ申候。かしく。
たくまにもよろしく御申くだされかし。

一、このごろは、このおもて、おい〳〵さむさあいまし、にち〳〵あわせにわたこをきこみ、つとめおりもふし候。しかしひるはずいぶんあたゝかに御ざ候て、まづあわせいちまいにてよろしきくらいに御ざ候。

○安政五年九月廿五日北堂より先生への書

くわしくわけは、さいとう十べのかたへはなしおき申候あいだ、御きゝとり下されかし。
一、さばへきのうちの事。
一、くわしく申上まいらせ候。
さおりどの（木内左織先生姉の夫）、びやうきのところ、だん〳〵よろしくあいなり申候ところ、みな〳〵おふよろこび、申おりだん〳〵このつごうにては、はやくしうきんもできまし候と申おり、よろこび申居候ところへ、御やうべやより御ないうつり御ざ候あいだ、いまゝでとはちがい、からだみぐるしくあいなり候ゆへ、いんきよのねがいをさしいだされ候やうと、御うつり御ざ候あいだ、さおりどのもおふきにちからをおとされ、みな〳〵しんるいの人もま事にこまりおり。まいらせ候しかしながらおうつりに候へば、ぜひもなからんぎともふし候て、まづいんきよのねがいだすはこびにあいなり申候ところ、またあとめこれなく候に付、やうしをいたしたくゆへ、まづちすじに御ざ候あいだ、うへだたのもともうし候かたよりいたし度と申候ゆへ、さつそくもらいにまゐり候へば、ほんにんのすゞしきにすゝみかね御ざ候ゆへ、さおりどのもはなはだおふしんぱいと申候あいだ、此だん御きゝおき下されかし。
一、さてそれにつき、いよ〳〵うへだが、らちあか

んときには、つなさぶらうをもらいなされ度と、はのかたへ、さおりどのかたより、人まいり候あいだ、これ又いかゞへんじいたし候や、御申しこしくだされかし。

さばへのかたへ、はゝのへんじには、なにをもうし候ても、えどるすゆへ、さつそくゑどおもてのかたへもうしつかわし候て、御へんじいたしもうし候と申をき候あいだ、さやう御しやうちくだされかし。

一、はゝのぞんじ、申上おき候。

つなさぶろうはどちらへいたしても、ほかへはつかわし度とぞんじおり候へども、もはや一人のきやうだいなれば、どこぞこちらのごかちうの、よろしきところをみたて候て、つかわしもふしたくぞんじに御ざ候。

一、九月廿三日の朝よあけだしに、おれつ（先生の姉）が、このかたへ左おりどのゝつかいにまいり候て、なにぶん〳〵うへだより、わざにゑどおもてのかたへ人つかわし候につき、左内さまのかたへ、なにぶん〳〵うへだのおよろしく御とりもちをいたすやうに、御たのみなし下され候やう、くれ〳〵もたのんであげてくれと御申しなされ候あいだ、それゆへてがみさしあげ候まゝ、さだめて御ふしんとおぼしめされ候と、はゝ御あんじおりまいらせ候。

一、さをりどののぞんじにては、なにぶん〳〵もうしとたびつとめ度しやうぞんに御ざ候へ共、その事をうへだのかたへもふしつかわし度候へ共、どふも〳〵わがみのことゆへ、くちにはゞかり候まゝ、それゆへ、みやのきたおくどのより、うへだのかたへくわしく申しつかわし候あいだ、このところは

御まへどのも御こゝろにふくみおき下されかし。なを〳〵よの事はともかくも、此たびのやうしは、うへだのむすこどのを、どうぞ〳〵御もらい下され候やう、御たのみ申上まいらせ候。

一、さきだつては、わりばなにがしと、もふす人から、はゝのてがみまいり候たはずに御ざ候。これ

まだ御ふしんとおぼしめされ候。これは、あまくさちやう、たしろよりいろ〳〵のことたのみにまいられ候ところ、はゝ申候には、御やすい御やうには候へども、とてもさようなる御せわはてきぬと、ことわり候へば、また〳〵いくたへおふくろがたのみにまいられ候て、またいくたから、さやうなる事なら一ふでどうぞ〳〵かいてくれともふされ候ゆへ、ぜひなくさし上申候。さだめし御事おふくなかへ御さつしまいらせ候。此事ははゝもよく〳〵ことわり候へば、御こゝろにかけては、御しんばいにはおよびもふさず候あいだ、さやうおぼしめし下されかし。

そのあとに、はゝいくたへまいり候へば、いくたばさまもさやうに御申なされ候。かねてのたしろに候へは、すこしうそも御ざ候。

九月廿五日　したゝめおき

はゝより

一此かねは、しんじろのおやからさし上申候。なになりともしんじろうのいりやうが御ざ候へば、御つかいくだされ候やう申候あいだ、さよう御しやうち下されかし。

左内どの

かへす〳〵じこう御いとい下されまいらせ候。此たびはあまり〳〵おふとりこみゆへ、つなさふ郎へは、ふみつかわしもうさず候ゆへ、よろしく〳〵御申下されかし。

○安政五年十月九日北堂より先生への書

九月二十八日だちの御文、同六日にはいしまいらせ候。おふせのごとくだん〳〵さむさにあいなり候へ共、ます〳〵ちゆじやう様のます〳〵御きげんよろしく御いであそばされ、きやういつにぞんじまいらせ候。さやう候へば、御まいどの、つなさぶ郎そくさいのよし、御申くだされ、かず〳〵目出度ぞんじまいらせ候。つぎにて

のかた、みな〳〵そくさへに相くらし候まゝ、すこしも〳〵御あんじくだされまじく候。

一、げきさまよりみな〳〵御受取下され候よし、御申こし下され、かへす〳〵しやうちいたしまいらせ候。またまた〳〵はんきれ御みやげにちやうだいなされ候やう、御申こし下され、これ又しやうちいたしまいらせ候。

一、けらいの事くわしく御申こし下され、なにとぞ〳〵どうぞ〳〵しやうじきなる、よろしきものなれば、よろしく御ざ候。

一、八日には御ほうじも、まんぞくにあいすみ申候あいだ、はゝにおき候ても、山々ありがたく〳〵よろこびぞんじまいらせ候。

御まへどのには、さぞ〳〵御あんしんと、御よろこびと、御さつし申、よろこびぞんじまいらせ候。

一、此度ちう上さまへ、そなへ申候御くわし、みな〳〵御わけ下され候て、御いただき下されかし。いろ〳〵御へんじ申あげ度候へ共、御ほうじあとゆへ、あまり〳〵おふとりこみゆへ、一ふで申上まいらせ候。あら御へんじはあとよりみな〳〵いたし申まいらせ候。あら〳〵一ふで申上まいらせ候。あら〳〵めで度かしく。

十月九日　　はゝより

左内どの

やどやうじ

○取調口書

○安政六年十月（日不詳）先生於常磐橋藩邸初審之口書取調之件第一（處刑數日前）

此表にて儒者其外何樣の人物に附合候哉。廣く附合申候。儒者も知り人有之。夫は誰等に候哉。鹽谷甲藏（宕陰）、藤森恭助（弘庵）抔に候。恭助とは懇意に致候哉、文通は致し不申候哉。恭助には兩三年前鹽谷に文章稽古相習候頃、何やらん會の節一度面會、其後再會は屹と覺不申、文通は一切無之。薩州之儒者には附合不申哉。薩州にて儒者と申候者不承、乍併藩中には隨分知人有之候。致學問候志にて誰ぞ附合不申哉。致學問候者ならば日下部伊三次位に候と申。伊三次とは懇意に候哉、此も當春頃一二度の面會位にて、別段懇意と申程之事は無之。阿部十次郎家來には知人無之哉、阿部十次郎と申者存不申候。傍より阿部四郎五郎家來にて勝野豐作と申者承知無之哉。夫は承知。懇意候哉。此は當夏頃長崎より印刻師小曾根乾堂と申者寄留致居候に付、其節罷越右乾堂に篆刻相賴、其節不計面會申候位の事にて、懇意と申事は決て無之。豐作伊三次と文通致し不申哉。文通は致不申候。再三文通の事相尋、推切て不致旨申答。恭助には實以て文通致し不申哉。實以致し不申候。京都へは被參候哉。參り申候。何故に參り候哉、定而用事可有之候、上京は何月頃に候哉。上京は正月より四月頃迄之間に候。右上京之譯は、大坂表航海術道具抔取調罷越、其序に立寄申候義に候。大坂へ被行候序に被寄候哉、都合幾度。都合二度出京致し申候。京都にては何樣の人に出會候哉。同藩同國の者には面會申候。何方に被居候哉。屋敷內に居申候。大坂にては何方に。同樣屋敷內に罷在。屋敷は藏屋敷に候哉。左樣に候。大坂にては何人に被逢候哉。緒方洪庵方へ原書調之爲一寸罷越候斗。京都にては何樣の事被致候哉。書物抔相求申候。其の外は如何。其の外は可申上程之事無御座候。箇樣文

通之なきのは不審なり、伊三次、豊作、恭助などへ急度文通は致し不申哉、誰ぞより被相頼僞樣に致して人の爲めに人の助になると申樣な事にて致候事は無之哉。無之候。御手前に無之とも、先方に御手前之文通有之候時は、御當人は勿論、御主人之御爲にも相成不申、あつたならば、あつたと申がよし。左樣に候、夫は承知の事ながら、無ればナイと申ものに候。文通のなき譯は、當秋代替後は上下共格別相愼、他藩之者抔一切不立入樣に致し置申候。邸内は近き事故文通にも不及、他藩は近畿一切付合不申故文通無之事に候。左あれば御先代の頃は何樣の人參り候哉、文通は有之候哉。拙者義は從來此地に書生致居、蘭學等致候事に候故、多分は蘭學生に附合申候故、以前には他藩より文通致候人も有之候得共、無用の事多候故、皆反古に致したり小よりに致したりして一枚も留置不申候。其人は誰。第一同藩にも有之、坪井信良始大分承知。京都の風說書は何人より廻り候哉。夫は拙者の物に無之、溝口辰五郎、大木忠益塾より借來り候所に御座候。大木忠益は何物何住の人に候哉。薩州藩人にて當時芝新橋町に住所致居申候蘭醫故、辰五郎原書の稽古に罷出候者に御座候。辰五郎呼出尋可申と申す。辰五郎は今宵他出致し御門外に候哉、又は邸内に候哉存じ不申候哉、存じ不申。其内誰やらん辰五郎呼連れ來る。京の風聞書は誰より借り候哉、大木塾に大鳥圭介と申者より借申候。何之意にて借り申候哉、何の意と申も無之候、唯借り參り候迄の事に候。眞杉云、此は御覽の通り幼年之者に候間、必無頓着に借り參り候に相違無之候。色々海防之書類有之候、若海防危言と申書は所持無之候哉、夫は存じ不申候。海防臆測と申書は有之候。夫は何樣の書に候哉、此は文政之頃古賀侗庵之著述に候。夫は古し、　近來の海防書はいかが、右臆測之外は存不申候。伊三次、豊作抔へ書籍は借し不申哉。借不申每度申出候通り左程懇意之譯に無之、年來交り候にも無之、幾度も出會致候にも無之候。前文の通り相違も無之候はゞ、誠に明白な

る事。併役所へ被呼出候位の儀なれば、中々不容易譯に候、何ぞ此事と申心當は無之哉。何も心當無之候と申。默す。彼亦默し、今晩は此にてよしと申、餘事にうつる。

逐々吟味致候得共、書付等無之、一切分兼候故相尋申候。日記は無之哉。無之候。從來日記は致し不申、誠に當時は蘭書飜譯之事に重に取掛り居候故、日記に錄し候程之事も無之故、當節の日記體のもの頓んと無之。書面類一切無之甚不審に候、此は如何。書面は國元に同役も無之、タマサカ有之候節は、用事之分は夫々付紙致し、或はうら書朱書位にて返答申候。宿狀などは簡略を主とし、其裏に認返事致し申候。國元は左樣、他藩は如何。他藩へは格別文通致候人無之候。餘り文通類無之不審に候、先刻書付を彌左衛門へ託し被行候は如何。夫は横山猶藏と申者病死致し候に付、金融算用之事鄉信之節申遣度候故、其受取書散亂不致樣に賴置候義に候。受取書之類は皆殘置申候。

○安政六年十月先生口書調之節答書（處刑間近）

先達より申立候趣、一通り相分り候へ共、先方申口と齟齬の廉も有之候故、尚又相尋候。承知仕候。其許義去年正月下旬航海術取調旁京都之風說等取調之爲、横山猶藏と同道罷越候事相違無之候哉。相違無御坐候。猶藏も其方同樣風說取調、且御養君御一條等蒙り罷越候義に候哉。同人は航海術用向丈に御坐候。左すれば其の方に關係無之哉。左樣に御坐候。正月廿七日出立二月七日頃京着、夫より三國大學に引合、並森寺因幡守へ致面會候事全無相違哉。相違無御坐候。右大學は兼て知り人に候哉、且越前家には格別由緒も有之、以前は出入も致し扶持も貰今以前段の趣、先方にても申立候、愈相違無之候哉。知り人には無御坐候。其の餘は御沙汰の通りに心得居候。夫故及面會、主人意通りの事可申述と、内々含も有之候て、彼御養君樣一條をも申出、當今海防御

大切之折柄故、御根本御手厚に無之候ては、
皇國之御爲、御家之御爲誠に御大切に被存候間、年
長賢名之御方樣速に被爲立候樣、於京師も厚御心配
有之候樣、且一橋殿は右に御相當之御人體と申事相
話置、周旋相賴むと申候事無相違候哉、左樣に御坐
候。然る處大學申には斯樣之御大切な義は、私一分
にも御返答難申上、猶又相考及御相談可申と申歸り
候由、其節大學へ面會申込候は、近藤了介と申者兼
て大學へ知り人故、此を以て申込候由、且初て面會
致候は三月十二日の由、愈無相違候哉。左樣に御坐
候。其後大學は小林民部へ相談に及び、右樣之義、
口上取次のみにて如何之旨申聞候に付、其許より民
部へ面會致し相賴度趣相願面會候處、此義は主人よ
り直書にて參り候はゞ、心配も出來候由相話候故、
其次第を主人方へ急便にて申越候由、左樣か。此は
少し間違候、私より民部へ逢度と申出候義には無御
坐候。先方より面會致度と申候義に御座候。其は其
許は主命之事故、隨分我方より推て相願候筈、先方
より申候は不審に候。左樣なれば先方御尋可被下候。
然し此位な處はどふでもよかろう。明白に御分りの
上主客の違どふてもよい譯なれば不苦、併し實事は
どこ／＼迄も私より面會の事申出し不申候。よしよ
し其後大學へ直書參り候處、何分厚相含可申旨、民
部より申管候由、大學より相話候由。左樣か／＼と
心得居候。右直書は平本名前之由、其面會の節菓子
料百疋民部へ遣候由、餘り輕少な事に被思候、外
に何も不遣候哉。百疋も大學へ賴み同人の心得を以
て遣し候樣賴申候。最も天下の御爲にも可相成筋と
心得及相談候義も候へば、金銀で拵た賴みだなどゝ
申卑劣な話とは大相違に御坐候。左樣ならばその菓
子料許か、左樣。森寺因幡守方へ二月十日頃に、土
州家より三條家行の書狀並同家より因幡守方への書
狀一通とを持參致し罷越候處、同人留守に付控居、
歸宅の上及面會候て書狀相渡し、翌日又罷越候て内
府樣へ御逢相願候處、其翌十二日に御逢有之、其節
は倅若狹守が招介致し、内府樣には御書齋樣なとこ

ろて御逢有之候由、其節其許より今度、堀田備中守殿上京被致、海防向抔色々御申立も可有之候間、何分厚き御考被爲在、一概御打拂も不可宜、御養君樣の義は、賢明年長にし、人望も有之御方早く御定り被成候事可然、其には一橋殿御至當、依て京師より右御人體の處御名指にて、御沙汰御坐候樣願度ものなどゝ申上候由、左樣か。左樣に御坐候。併し堀田殿へ關係致し候事は何も無御坐候、且三條公へは專ら關東風說申上候迄にて、御養君樣の事も唯處々に申觸候義を申上候迄に御坐候。それでも因幡守が前文の樣に申立た。夫は同人が知た事では御ざらず。御逢之節は傍に因幡守などは居合不申候。それはまアどふでも大抵似寄た事じや、其節內府樣よりの御返答に、當時は御政務には關係なく候故、此方などいかゞ存候とも致方なし、乍去何ぞ右等の事も承候はゞ、又可相話と被仰候由。右樣に御坐候。色々世間の事申上候處、此方などにはあづからぬ事に候へ共、尙又右樣の處も承り候はゞ內話も可申と被仰候。其節御染筆も相願、其後四月二日頃に勅答之寫と、並堂上方額字式紙等願置候ものを取集め、因幡守より受取持還り候由、左樣か。勅答とは何之勅答に御坐候哉。此は○○ノジヤ○○○ル 勅答とは備中守殿へ被仰出候ものに御座候哉。左樣。左樣に御座候。右の通に無相違哉。左樣に御座候。併し輕る事が兎角御深取になり候樣奉存候。扨右の答、其許主命も有之事故、別段とは申條、重き御事柄を取扱候丈は、旣に先達より恐入て候筈じや、愈此處は深く恐入て居るがよい、此上心得違が出來候てはならぬ。御爲筋と存候處、段々御手數に相成候は恐入候事に御坐候扨又日下部伊三次、勝野豊作にも懇意の趣相聞へ候故、先達來段々相尋候處、伊三次も一通懇意には候得共、昨今の事にて、重き御事柄御養君樣抔の事は話さぬ、豊作には小曾根乾堂と申印刻師に面會を賴罷越候節、兩度面會致候迄之事の由申立候、愈左樣な譯斗て、京都の手次などは話さぬか。左樣に御坐候。ソウデハ有まい話た事がある。あるならば承度

候。隱さずに申すがよい、かく〳〵そうにも可隱事が御さらぬ。伊三次や豐作が今居らぬ故、丁度都合よく申にてはなきや、其許は元來主人の内意を受致、周旋候義に候へば、隨分御養君樣の事位を賴そうな事、且豐作にも何ぞ話もありそうな事、あつた處が何も指て心得違と申でもない、何んでもあつた事は不拘申方がよい。左樣に御疑に候はゞ、乾堂へ御尋御坐候へば可相分筈と奉存候。又一通り打拂の論はわるい、西洋の形勢は昔と違う位な事は相話申候、夫でも可申上哉、其に及ばぬ、左樣なら當節御尋筋に關り候事は毛頭無御座候。若あつたと申者御座候はゞ、其者へ御引合被下候樣に願度候。それならばよし。今日は是でよい。

○獄中の密書

○安政六年十月六日先生獄中よりの密書（實に處刑の前日なり）

密書

絶命書之寫

拜呈陳者過日口書之節、主人内命にて　勅答御願候と御辭御座候を、其節狼狽して頓んと不心付、御請け致し、今日に至り萬々思ひ出し誠に心痛至極に候得共、致方無之。右樣にては全く　御先代樣不容易御心得違と相成、御家にも拘り可申哉と、深く恐懼に沈罷在候。右は私不行屆より如此御調上に相定候事に候義故、何卒今一度右之處申開致度候。色々工夫等仕候得共、此内に居ては一向手段も無之、再御呼出之事も此内切に相談候得共、口書相濟候上は致方無之旨皆々申聞候。私丈は右之科に被處、觸向抔同樣に相成候共、無是非候得共、萬一　主家へ又々御嚴譴等御座候ては、私死後迄も瞑目仕兼候間、何ぞ御工夫も可無御座哉。貴君には何も御關り被成候義は無御座候得共、外へ可申通方も無之故、内々右痛心之處極密得御意候。又私一分之處も、先方引合抔之處大分相違仕、所詮

主命とは乍申、公邊を不恐と申事に陷り申候。此等も嘆ヶ布存候得共、何分　御威光御嚴重にて、私共其御席にて辭を盡し兼候次第、何共不堪悲涙候。先建て迄は度々心中も吐候へ共、何故か私申上候處とは　御聞取模樣違候哉に被存候。此も畢竟は私不辨之故に可有之と奉存候。此等も能御察し可被下候。乍去私一分の事は無是非、且今更何も所恨無御座候。

主家之義は實に恐入候事、誠に　御宗家御爲筋被思召候ての事にして、　御當代樣御養君被爲定候前の事にて、既に御定りの事被爲聞候後は、深く御恭順の御思召厚く被爲在候等の義は、誰知る者も無之、此處は公邊へも不通して徒御爲あしく御謀被成候樣とのみ、上向へは相違居候所は無之候哉と、益惱慮哀悶仕候。今度は主家へ再御嚴譴等有之間布鹽梅に御座候哉、何ぞ其邊御聞への事も無之哉いかゞ、乍內々承度候。又何ぞ私再御呼出に相成候趣向は無御座候や、何ぞ此等の處一寸御配慮も被成下間敷や。甚申上兼候得共、金子小遣の爲一圓程御廻し御遣し可被下候。

小拙夜分頓んと眠り不申候間、何卒十分安眠出來候丸散にても丹藥御遣し可被下候。此は今日にも及不申候儘早きが專一、今明日等の內早々御遣し奉願候。

此より書付指出候事、御心配も可有之候得共、此內は又別段之規則も、頭分承知之上は、何の仔細も無之由、追々承候故拜呈仕候。御覽後御放火可被下候。

（是迄一紙十月六日）

金五受取申候。此間より兩度の御贈り物難有、此內にて不自由も不仕、毎日閑談のみ暮し居申候。隨分話相手も有之、退屈も不仕候。委細は此書中に不申述候。指當りの事は何も御案じ被下間布。唯同藩之罪を一人に引かむり候鹽梅にて、獨斷にて取計らい、諫めも不申、大臣へも不申聞と申處にて、私へは重く參り、口書も勝野、飯泉抔より重く御座候。迚も

長き間は可無之候ま丶、萬事宜此迄公私の事半途になり居候事共、呉々宜奉願候。一統には何を書遣し候ても宜と申居候得共、そうも仕兼候間、此に書留申候。此内にて毎日肴も有之、色々菓子も有之、物は高く候へ共、金さへ出候へば、種々のもの有之、唯火斗は無之候。

私身上の事は必御案じ被下間布候。不相替平和に罷在、詩抔にて樂居申候。

（右別紙）

○啓發錄

啓發錄敍

十許年前。余與橋伯綱。從東篁田翁遊焉。翁門下。多雄辯倜儻之士。相聚抵掌。與譚當世之事。座中或有感憤激昂投袂起舞者。蓋觀學問事業外。其數而不適於世務也。伯綱昔年才十五六。丰骨珊々。癯然一書生也。俯首斂膝。含蓄不敢發一言。余竊怪之。其後。伯綱西游京攝。力學數年。有故而歸。余乃訪伯綱。叩其所學。精確沈實。其出於文與言。鑿々乎皆有考處。余既驚其長進。而自顧依然故吾。又回視曩時相譚者。往々如余。或作或輟。甚者求前日意氣。雲消烟滅。寂無隻影於是。余始悟意氣之不可恃。而疑伯綱之有本而然也。居三年。伯綱又游江都。書問疎濶。第聞其學殖彌進也。其後。余亦游都。初候伯綱僑寓。伯綱兀然在學窓下。矻々勉勵。見余來。喜語其所得者。其學不變改。觀一主實用。而經物濟世之才。縱横馳騁。其志將措諸事業。名下士爭畏之。夫伯綱每見屢變。每變愈

見二其渉一有用之學一。雖レ然。余不レ能レ知二其何以然一也。既而余轅已北。而伯綱留レ都。又一年。則其所レ學者。如二海水湧而春潮進一。其所レ造殆不レ可レ涯矣。今擢列二學監一。兼二督費政一。屬者。伯綱出二其少時所レ著啓發錄一。見レ徵二叙引一。受而讀レ之。一語半句。莫レ非二忠孝節義之言一。而感憤激勵之氣。勃々流二溢其間一。令三人悚然興起一。因略二刪尾枝幹一。使レ指計レ之。則距レ今已十餘年。蓋嚮在二田門一。各逞二劇論一之昔也。夫學問之本在二忠孝一。伯綱既有二其本一。宜乎。其學之進也不二徒然一。于是余疑怪始釋矣。嗚乎。余儕徒快レ感三激於二一時一。伯綱蓄二之於下内。而不レ見レ乎二言貌一。積歲累月。然後大發三之於二學殖一。而今又爲二學監一。施二諸事業一。則所謂學問事業不レ殊二其效一者。伯綱默而成レ之。較下諸余儕快三論於二一時一者上。孰得孰失。有二不レ待レ言者一。今觀二此錄一。赧然者久レ之。因書二愧心一以爲レ叙。

安政丁巳閏五十二　　矢島晫撰

啓發錄

去稚心

稚心とは、をさな心と云事にて、俗にいふわらべしきこと也、菓菜の類のいまだ熟せざるをも稚といふ、稚とはすべて水くさき處ありて物の熟して旨き味のなきを申也、何によらず稚といふことを離れぬ間は、物の成り揚る事なきなり、人に在ては竹馬紙鳶打毬の遊びを好み、或は石を投げ蟲を捕ふを樂み、或は糖菓疏菜甘旨の食物を貪り怠惰安佚に耽り父母の目を竊み藝業職務を懈り或は父母によりかゝる心を起し或は父兄の嚴を憚りて兎角母の膝下に近つき隱るゝ事を欲する類ひ皆幼童の水くさき心より起ることにして幼童の間は强て責るに足らねども、十三四にもなり學問に志し候上にて此心毛ほどにても殘り有レ之時は何時も上達致さず、迚も天下の大豪傑と成る事は叶はぬ物にて候。源平のころ並に元龜天正の間までは隨分十二三歲にて母に訣れ父に暇乞して初陣など致

し、手柄功名を顯し候人物も有之候、此等はみな稚心なき故なり、もし心あら稚ば親の背の下より一寸も離れ候事は相成申間敷、まして手柄功名の立つべきよしはこれなき義なり。且又稚心の害ある譯は稚心除かぬ時は士氣振はぬものにていつまでも腰拔士になり居り候ものにて候。故に余稚心を去るを以て士の道に入るの始と存候なり。

振氣

氣とは人に負ぬ心立ありて耻辱のことを無念に思ふ處より起る意氣張の事也。振とは折角自分と心をとゞめて振立振起し心のなまり油斷せぬ樣に致す義なり。此氣は生ある者にはみなある者にて禽獸にさへこれありて禽獸にても甚しく氣の立たる時は人を害し人を苦しむることあり、まして人に於てをや。人の中にても士は一番此氣強く有ㇾ之故世俗にこれを士氣と唱へいかほど年若な者にても兩刀を帶したる者に不禮を不ㇾ致は此士氣に畏れ候事にて、其人の武藝や力量や位職のみに畏れ候にてはこれなし、然る處太平久敷打續士風柔弱佞媚に陷り武門に生れながら武道を忘却致し位を望み女色を好み利に走り勢に附く事のみにふけり候處より、右の人に負けぬ耻辱のことは搆へぬと申す雄々しき丈夫の心くだけなまりて腰にこそ兩刀を帶すれ、太物包をかづきたる商人、樽を荷ひたる樽ひろひよりもおとりて纔に雷の聲を聞き犬の吠ゆるを聞ても卻歩する事とは成にけり。倩々可ㇾ嘆之至にこそ。しかるに今の世にも猶未だ士を貴び町人百姓抔御士樣と申唱るは全く士の士たる處を貴び候にては無之

我

君の御威光に畏服致し居候故無據覗のみを敬ひ候ことなり。其證據は昔かしの士は平世は鋤鍬持土くしり致し居候得共、不斷に耻辱を知り人の下に屈せず心逞しき者ゆへまさか事あるときは吾大御帝或は將軍家抔より募り召寄せられ候へば、忽ち鋤鍬打擲て物具を帶して千百人の長となり。虎の如く狼の如き軍兵はらを指揮して臂の指を使ふごとく致し、事成れば芳名を青史に垂れ事敗る

れば屍を原野に暴し、富貴利達死生患難を以て其心をかへ申さぬ大勇猛大剛強の處有レ之故人々其心に感じ其義勇に畏候へども、今の士は勇はなし義は薄し謀略は足らず、迚も千兵萬馬の中に切り入り縦横無碍に馳廻る事はかなふまじ、況んや帷幄の内に在て運レ籌決レ勝之大勳は望むべき所にあらず、さすれば若し腰の兩刀を奪ひ取候へば其心立其分別盡く町人百姓の上には出申まじ、百姓は平世骨折を致し居、町人は常に職業渡世に心を用ひ居候ゆゑ、今若し天下に事あらば手柄功名は却て町人百姓より出で、福島左衞門大夫片桐助作井伊直政本多忠勝等がごとき者は士よりは出申さゞるべきかと思はれ誠に嘆かはしく存る、箇樣に覺のなきものに高祿重位を被レ下平生安樂に被二成置一候は、偖々君恩のほど申す限りなきことと辭には盡しがたし、其御高恩を蒙りながら不覺の士のみにてまさかのときに、我君の恥辱をさせまし候ては返す返す恐入候次第にて實に寐ても目も合はず、喰ても食の咽に通るべき筈にあらず、ことさら先祖は國家へ奉レ對聊の功も可レ有レ之候得ども其後の代々に至りては皆々手柄なしに恩祿に浴し居候儀に候へば吾々共聊にても學問の筋心掛け忠義の片端をも小耳に挾み候上は何とぞ一生の中に粉骨碎身して露滴ほどにても御恩に報い度事にて候。此忠義の心を撓まさず引立後還り致さぬ樣に致候は全く右の士氣を引立振起し人の下に安せぬと申す事を忘れぬこと肝要に候、乍去只此氣の振立候而已にて志立ぬ時は折節氷の解け醉のさむる如く後還り致す事有レ之者に候故に氣一旦振立候へば方に志立候事甚大切なり。

立志

志とは心のゆく所にして我こゝろの向ひ趣き候處をいふ、士に生て忠孝の心なき者はなし、忠孝の心有之候て我君は御大事にて我親は大切なる者と申す事聊にても合點ゆき候へば、必ず我身を愛重して何とぞ我こそ弓馬文學の道に達し古代の聖賢君

子英雄豪傑の如く相成り君の御爲を働き、天下國家の御利益にも相成候大業を起し親の名までも揚て醉生夢死のものにはなるまじと直に思付候者にて此即志の發する所也。志を立るときは此心の向ふ所を急度相定一度右の如く思詰候へば、彌切に其向きを立て常々其心持を失はぬ樣に持こたへ候事にて候。凡志と申は書物にて大に發明致し候か或は師友の講究に依り候か、或は自分患難憂苦に迫り候か、或は憤發激勵致し候歟の處より立ち定り候者にて平生安樂無事に致し居り心のたるみ居候時に立事になし、志なき者は魂なき蟲に同じ、何時迄立ち候ても丈ののぶる事なし、志一度相立候へば其以後は日夜逐々成長致し行候者にて萠芽の草に膏壤をあたへたるがごとし、古より俊傑の士と申候人とて、目四つ口二つ有之にてはなし、皆其志大なると逞しきとにより遂には天下に大名を揚[illegible]候なり。世上の人多く碌々にて相果候は他に非ず一其志太く逞しからぬ故なり。志立たる者は恰も江戸立を定めたる人の如し、今朝一度御城下を離出し候へば、今晩は今莊明夜は木の本と申す樣に逐逐先へ先へと進み行申候者也、譬は聖賢豪傑の地位は江戸の如し、今日聖賢豪傑に成られ度と志し候はゞ、明日明後日と段々に其聖賢豪傑に似合ざる處を取去り候へば如何程短才劣識にても遂には聖賢豪傑に至らぬと申す理はこれなし、丁度足弱の者でも一度江戸行き極め候上は竟には江戸まで到着すると同じき事なり、偖右樣志を立候には物の筋多くなることを嫌ひ候、我心は一道に取極め置き不申候ては戸じまりなき家の番する如く盜や犬が方々より忍び入り迚も我一人にては番は出來ぬなりまだ家の番人は隨分備人も出來候得共、心の番人は備人出來申さず候、さすれば自分の心を一筋に致し守りよくすべき事にこそ、兎角少年の中は人々のなす事致す事に目がちり心が迷ひ候て、人が詩を作れば詩、文をかけば文、武藝とても朋友に鎗を精出す者あれば我今日まで習ひ

居たる太刀業を止て鎗と申す樣に成り度きものにてこれは正覺取らぬ第一の病根なり、故に先づ我知識聊にても開候はゞ篤と我心に計り吾所ㇾ向所ㇾ爲をさだめ、其上にて師につき友に謀り、吾及ばず足らはぬ處を補ひ、其極め置たる處に心を定めて必多端に流れて多岐亡羊の失なからんこと願はしく候、凡て心の迷ふは心の幾筋にも分れ候處より起り候事にて心の紛亂致し候は吾志未だ一定せぬ故なり、志定まらず心收まらずしては聖賢豪傑には成られぬものにて候。何分志を立る近道は經書又は歷史の中にて吾心に大に感徹致し候處を書き抜き壁に貼し置き候か、又は扇などに認め置き、日夜朝暮夫を誦め咏め、吾身を省察して其不ㇾ及を勉め、其進を樂み居り候事肝要にして志既に立候時は學を勉むる事なければ志彌太く逞くならずして動もすれば聰明は前時より減じ道德は初の心に慚る樣に成り行くものにて候。

勉學

學とはならふと申す事にて、總てよき人、すぐれたる人の善き行ひ善き事業を迹付して習ひ參るをいふ。故に忠義孝行の事を見ては直に其人の忠義孝行の所爲を慕ひ傚ひ、吾も急度其人の忠義孝行に負けず劣らず勉め行き候事學の第一義なり。然るを後世に至り字義を誤り詩文や讀書を學と心得候は笑しき事どもなり、詩文や讀書は右學問の具と申すものにて、刀の欛鞘や二階の階梯の如きものなり、詩文讀書を學問と心得候は恰かも欛鞘を刀と心得階梯を二階と存候と同じ淺鹵粗麤の至りに候、學と申すは忠孝の筋と文武の業とより外には無ㇾ之君に忠を竭し、親に孝を盡すの眞心を以て文武の事を骨折勉强致し御治世の時には御側に被ㇾ召使ㇾ候へば君の御過を補ひ匡し御德を彌增に盛んになし奉り御役人と成り候時は其役所役所の事首尾能取修め依怙贔負不ㇾ致賄賂請謁を不ㇾ受公平廉直にして其一局何れも其威に畏れ其德に懷き候程の仕わざをなし可申義を平世に心掛け居り不

幸にして亂世に逢ひ候はゞ各々我居場所の任を果して寇賊を討平げ、禍亂を克定め可ㇾ申、或は太刀鎗の功名組打の手柄致し、或は陣屋の中にありて謀略を贊畫して敵を擒にし、或は兵糧小荷駄の奉行となりて萬兵の飢渴不ㇾ致、兵力の不ㇾ減樣に心配致し候事抔兼々修練可ㇾ致義に候、此等の事を致し候には胸に古今を包み、腹に形勢機略を諳し藏め居らずしては叶はぬ事共多く候へば、學問を專務として勉め行ふべきは讀書して吾智識を明かに致し、吾心膽を練り候事肝要に候、然る處年少の間は兎角打續き業に就き居り候事を厭ひ、忽讀忽廢し忽習ㇾ文忽講ㇾ武といふ樣に暫く宛にて倦怠致すものなり、此甚だ不ㇾ宜。勉と申すは力を推究め打續き推遂候處の氣味有ㇾ之にて何分久を積み思を詰不ㇾ申候はでは萬事功は見え不ㇾ申候、まして學問は物の理を說き筋を明かにする義に候へば、右の如く輕忽粗鹵の致し方にて眞の道義は見え不ㇾ申、中々有用實着の學問にはなり申さぬなり、且又世間には浮俗多く候故學問を致し候と兎角驕慢の心起り、浮調子に成て、或は功名富貴に念動き或は才氣聰明に伐り度病折々出來候ものにて候、これを自ら愼み可ㇾ申は勿論に候へども身には良友の規箴至て肝要に候間、何分交友を擇み吾仁を輔け吾德を足し候工夫可ㇾ有ㇾ之候。

擇交友

交友は吾連朋友の事にて擇とはすぐり出す意なり、吾同門同里の人同年輩の人、吾と交りくれ候へば、何れも大切にすべし、乍ㇾ去其中に損友益友候へば則擇と申す事肝要なり。損友は吾に得たる道を以て其人の不正の事を矯直し可ㇾ申、益友は吾より親みを求め事を諮り常に兄弟の如くすべし、世の中に益友ほど難ㇾ有難ㇾ得者はなく候間一人にても有ㇾ之ば何分大切にすべし、總て友に交るには飲食歡娯の上にて附合、遊山釣魚にて狎合候は不ㇾ宜、學問の講究、武事の練習、士たる志の研究心合の吟味より交を納れ可ㇾ申事に候、飲食遊山にて

狎合候朋友は、其平生は腕を扼り肩を拍ち互に知己知己と稱し居候へ共、無事の時吾德を補ふに足らず、有事の時吾危難を救ひくれ候者にてはなし、これは成り丈出會不ㇾ致、吾身を嚴重に致し附合候て、必狎昵致し吾道を褻さぬ樣にして、何とか工夫を凝して其者を正道に導き、武道學問の筋に勸め込候事友道なり。偖益友と申すは兎角氣遣な物にて折々不㆓面白㆒事有ㇾ之候、夫を篤と了簡致すべし。益友の吾身に補ひあるは全く其氣遣なる所にて候。士有㆓爭友㆒雖㆓無道㆒不ㇾ失㆓令名㆒と申すこと經に有ㇾ之候、爭友とは即益友也、吾過を告知らせ我を規彈致しくれ候てこそ、吾氣の附ぬ處の落も欠も補ひたし候事相叶候なり、若右の益友の異見を嫌ひ候時は
天子諸侯にして諫臣を御疎みなされ候同樣にて、遂には刑戮にも罹り不測の禍をも招く事あるべきなり、偖て益友の見立方は其人剛正毅直なるか溫良篤實なるか豪壯英果なるか俊邁明亮なるか濶達大度なるかの五つに出てず、此等は何れも氣遣多き人にて世間の俗人どもは甚しく厭棄致し居候者也、彼損友は佞柔善媚阿諛逢迎を旨として浮躁辯慧輕忽粗慢の性質ある者なり、此は何れも心安く成り易き人にて世間の女子小人とも其才智や人品を譽居候者なれども、聖賢豪傑たらんと思ふ者は其所ㇾ擇自ら在る所あるべし。

以上五目少年學に入るの門戸とこゝろえ書聯申候者也。

右余嚴父の教を受け常に書史に涉り候處性質粗直にして柔慢なる故、遂に進學の期なき樣に存じ、每夜臥衾中にて涕泗にむせび、何とぞして吾身を立て父母の名を顯はし行々君の御用にも相立ゝ祖先の遺烈を世に耀し度と存居候、折柄遂々吾身に解得致し候事とも有ㇾ之候樣覺申すに付、聊書記し後日の遺忘に備ふ、敢て人に示す處にあらず、嗚呼、如何せん吾身刀圭の家に生れ賤技に局々として吾初年の志を遂る事を

不レ得を、然れども所業は此に在りても所レ志は彼に在り候へば、後世吾心を知り吾志を憐み吾道を信ずる者あらん歟。

嘉永戊申季夏　橋本左内誌

右啓發錄。距レ今十許年前。余所ニ手記一也。其言雖ニ淺近一。顧當時憤悱之奮且厲。反非ニ今日所ヒ及也。近頃偶撿ニ舊簀一獲レ之。因淨ニ寫一本一。示ニ愛友子秉及弟持卿一。以爲ニ啓發地一。嗚呼十年前既如レ彼。而今日如レ此。則自レ今十年之後。其將何如乎。繙閲間不レ覺赧然。丁巳皐月。景岳紀識。時年二十又四。

○館務私記　（安政四年自正月十六日）

正月十六日開講

十九日

一、以手紙得御意候、然ば昨日御申談御座候、清田猶三郎一件御達之處、今暫御見合可被下候。委細之儀は期拜顏之節候、以上。

姓名

兩學監樣

逐而今書後講釋始に候得共、小拙儀無據譯にて出席難致候間、御兩人樣之內御出勤可被下候、以上。

十八日

一、外塾出銀高割之義、司計へ申談置候事。

十九日

一、外塾處置に付、前田、奈良、昔崎、爲相談被罷出候事。

（田川廉助御扶持方之儀　成
矢島徹介御扶持方之儀　否）

同

一、寫本一部。高畠へ相廻し可申事。
十七日
一金湯要錄　砲家必讀
騎操軌範
右拜借願
一直譯三兵答古知幾
太西兵鑑　此分御下にても不苦
右二部寫し願
一御改正御手帳　内々拜見致度旨
年内々拜借相叶候旨今廿二日靱負殿被申聞。
已上兵科掛りより申出候事。
廿日
一上件兵科掛より申達候五ケ條中根靱負殿迄、手紙にて相達申置候事。
内書籍は今明日之内相下り候樣。御軍帳は内達間合。
同
一、村上小三太寄宿願之事。野田茂次郎同樣致置。

同
一、去年、末松久兵衛雪吹彌太郎滕中、渡邊甚吉、山田新次郎、竝皆川平太郎、相願塾生世話爲致候に付、賞之御沙汰有之度旨申出候。前田助敎。
右は學監へ被達御賴に相成候儀には無之候間、御自分切に御褒置可然候。尤も御品物、又は代物之義は幹事へ御談可被成事。三人へ孝經一部づゝ被下候由。
廿一日
一、本復分家之事。
一、親隨二名之事。
一、御製造之事
一、御手元執政參政惣會之事。村田之事。
一、兵科之事。井原一件　明石御引立一件
廿二日
一、加州へ硝子竝雷銀、爲傳習人遣可申旨。參政雪江殿より承る。
右人撰之事。永田、魚住、牧野。

廿三日

一、惣會、宮中、府中、

横田之事。

廿四日

一、考課

素讀所、五日より十日迄。

習讀所　十二日より十六日迄。

右に付殿最を較べ、黜陟之沙汰可有之事。

一、役輩考課之儀は、

助教始典籍に至る迄、策問にて可致事。

一、神聖廟之義は、御鷹部屋前之處可然歟。天より特旨にて。

一、歩操軌範之内、騎操軌範一冊、混じ來り候事。

廿五日

一、他國者、入學之事。

一、御軍帳内見之儀、御人數組立之處。

一、幼儀師別會相立度旨。

右淸田順三郎より申出る。

當日、千本藤左衛門見廻に付、相談有候處、別段無之旨、被申達。

御褒詞之上　素讀勤其儘
富永左盛太
青山小三郎
畑中藤八郎

句讀師
安陪又三郎
門野彦之丞

習讀所勤
横山鶴藏
明石嘉助
河津孫十郎

助句讀師
根來紀之允
宇貝乙作
山口金次郎
佐々木要之介

外塾師
矢島徹之助
末松久兵衛

右同樣
田川雁介
田川高木庄次郎

外塾師助　（末松）大平勘次郎
（同）牧田順藏
同　手傳　（矢島）久野駒吉
（矢島）高田通義吉
（田川）野方熊三郎
典籍　宇都宮辰五郎
學諭　講究師之改名
右之通正月廿四日。助教前田萬吉より被達。
（鷹冶場）北庠師　末松久兵衛
同　助　大平勘次郎
同　斷　牧田順藏
年來文學心掛候に付、御坊主格に御取立被下、外塾師助被仰付。
（櫻馬場）東庠師　矢島徹介
同　手傳　久野駒吉
高田通義吉
（大名町）南庠師　田川廉介
外塾師見習被仰付、勤中三人扶持被下置。

同　助　高木庄次郎
同手傳　野方熊三郎
（鍛冶町）西庠師　小林彌十郎
小役人席に被成下、外塾師被仰付。
同手傳　田島甚八郎
小林堅藏
在來之儘　藤井又五郎
〆
外塾之儀　雪吹彌太郎
御免被成候得共　岡田準介
手透之節は折々明道館へ相詰、役輩同樣、致講論候樣被仰付。
助句讀師　根來紀之允
句讀師　横山猶藏
父兄近隣　田川太郎
原田鐵彌太
荒川小三郎
此分自然に相止可申

一大　谷　源　吉

右之如く相定り候上にて、下條之御觸可有之事

御家中文武逐々御勵し被成候に付ては、子弟教導之筋大切に候。依之今度明道館外塾四ヶ所御端立に相成候間、已來素讀等爲致度面々は居宅之方角を以て、右四ヶ所之内へ爲相詰、精々修業爲致候樣、被仰出候。已上。

已上外塾處置之見込。

一、今廿七日明道館役輩人撰伺申上。

小學纂註　一部　御目錄にて被下。

勤方宜に付御書物一部被下置尙以出精相勤候樣被仰付候　　富永左源太

典籍被仰付　　青山小三郎
　　宇都宮辰五郎
　　瓜生三左衛門

外塾師見習被勤中三人扶持被下置、　　田川廉介

右之外講究師學諭と改名致す事相除。明道館達之通、伺出候事。

同　一、島田近江殿より、明道館會讀、頓有之候事。

右訓導方へ話し置。

同　一、土屋十郎右衛門より江口兄弟之訓導、頓有之候事。

右伊藤友四郎へ話し置。

同　一、御軍帳之儀、千本、美濃部へ内談致置候事。

同　一、横田明日御振出しに相成候事。

同　一、松永一件、今朝御振出しに相成候事。

同　一、明道館人選之儀

兩學監共異存無之事。

同　一、御記文草稿、主馬殿迄指出置候事。

同　一、御軍帳表向相達候事。

廿八日

一、學諭之事。　講究所改名

一、小林彌十郎、同堅藏、田島甚八郎、

右三人へ外塾申付候旨、執政、執法より内談有之。

一、同樣井原司馬介來話。

廿九日
一、田川廉介、並外塾師手傳三名、御用書一紙御用番より受取。
一同、野村四郎左衛門來訪、御用書中、佐々木要之介、一人落候に付、取替呉候樣申來る。
一同、外塾一件、前田助敎異存無之旨被申候事。
一同、德山助免官之內達。
右前田より承候事。尤兩執へも通可申旨被相話。
二月朔日
一、德山之義、學監へ相談之上、演說書、指出候樣、前田助敎へ及內話候。
一同、外塾師へ申渡。
外塾手透之節は折角相詰　矢島徹介
館內役掛同樣致講究候樣　末松久兵衛
一、已來謝禮不申請事。
一、助之義は、同役同樣相心得、萬端致相談候樣、申渡す。
一、手傳の義は、本役念入指圖致し、引立候樣、申渡す。
一、井原司馬助、今度原書學心掛候樣、被仰付候に付、兵科出勤の儀日々には不及、手透の節罷出申談候樣、申渡。
一、末松久兵衛出仕の事。
一、高畠え明律譯義廻し可申事。
二月二日
一、稻葉哉五郎、外塾內達の事。
一、河津孫十郎、弓馬世話番の義、如何可致哉、問合の事。
右高田孫左衛門へ談置。
三日
一、稻葉哉五郎より外塾の義に付、又々別段內達有之候事。
一、矢島徹介より外塾書籍御買入之義、談有之候事。
一同、伊藤友四郎、爲報事三十日上京致度旨、以前田內達有之候事。
一同、青山小三郎御目錄被下候事。

同
一、坪井信良一件。（立歸の事）

同
一、橙葉へ被下物の件。（橙葉とは稲葉の事なるべし）

同
一、改正風土記拜借の事。

同
一、三寺一件、岡田、長谷部談の事。

同
一、鮎川彌左衞門一件。岡田へ談の事。

二月四日

一、九ノ日午後、御用人會讀

右之段近江殿迄、御通可申事。

同
一、七ノ日總教方會讀、於御座所相勤候樣、主馬殿被申渡。

同
一、明道館役輩席順、

教　授
助　教
幹　事
助訓導
助蒙養
學　諭
庠　師
句讀師
助句讀師
外塾師見習
同　助
典　籍
（外塾の世話世間へ）外塾師手傳

別席の分

幼儀師
同　助
兵　科
（月廿九日より）算術掛

二月五日

一、今日より考課相始（考課所にて、點付有之候）
右於花木舊宅。（考課所勤の分出席）

同
一、外塾師矢島徹介より、熟中爲書庭に付、書籍御買上被下候樣、願出。

同
一、宇貝乙作、考課中、歸宅遲刻に相成候節は止宿可致旨達有之。

一、小谷與三七居宅の事。

德山唯一演說の覺

私儀は、幼年助教且蒙養師被仰付、難有仕合奉存候。然る處、今度松永次郎右衞門、存命中不屆至極の致業有之候て、奉恐入候。右次郎右衞門儀は、私養方の甥にて御座候處、私共兼て教訓等不參屆候次第、奉畏入候。依之助教蒙養師御免被下置候樣願奉存候。此等之趣御憐評の程、宜御取扱可被下候。以上。

二月　　　　　　姓　　名

前田萬吉樣

右の通五日夕、前田萬吉より達有之候。

二月六日

一、右內願一條に付、南挑へ相談致し、筋合理會致し、一應指留申候事。

幹事南訓導師へも令內見候事。

吉田憐藏極密內達之覺

私儀元來卑賤庸劣之者に御座候處。不圖國家御右文之御時代に奉遇、非常の御拔擢を蒙り、其上重き教官に御加被下置候條奉恐入候仕合に御座候。依之兼々御厚恩之程奉恩請、終身粉骨碎身仕候て、責而御厚恩之涓滴計にても奉報度心底に罷在候處、昨年に至り教職不相當の一件出來仕、實に無調法至極絕言語奉恐縮候。右に付一日も恬然當職相務居候事、私心中に於て不安奉存候。既に昨冬も教官免除の儀奉願上度、存付候得共、當時學校御端立の折柄、多數の教官も御入用可有御座奉恐察候。其上老母九死一生の場合に運居候故、不得已當春迄延引仕居候處、不慮の重哀に丁り、又々無是非今日迄見合居候得共、如何相考候ても、心中不安次第に御座候て、暫時も包兼候間、臆中出願仕候不敬之罪を不顧、奉言上候。何卒格外之御慈悲を以て、私儀今日より退身被仰付、此後草莽の間に餘命爲御保被下置候樣、萬々奉願上候右事柄の儀不申上候得ば、御不審に可被思召候得共、私よりは自首仕兼候譯柄に御座候間、畏々愚昧の微忱御垂憐被下置、右願之通被仰付被下候はゞ、私身分に取ては無此上御厚恩彌增奉感戴候仕合に御座

候。唯多年莫大の御厚恩、未だ萬分一をも不奉報段、
深く奉恐入候。誠恐誠惶頓首百拜。

二月　　　　姓　　名

當名なし

右取次數ヶ條演說致し、中根靱負殿迄、今六日朝指出し、御預りに相成候。

同
一、四書滙參　帶屋直入　百四拾匁

右井上へ申聞候處、別存無之趣、依之百五拾匁渡置。

同
一、上敷　拾三枚

外塾入用、

一、大火鉢　一
一、丹後炭　貳俵
一、机　拾脚
一、本箱　百卷入一ッ
一、刀架　貳本掛　一

右、矢島

一、手あぶり　貳
一、堅炭　貳俵
一、五德　一
一、土瓶　一
一、刀架　一

右、末松

右二件蒙養師奈良より達有之。

同
一、大備直譯彙圖

右、明石甚左衛門塾へ拜借致度旨、千本彌三郎より申出。

同
一、加賀一件、長谷へ讀置。

二月七日

一、御前御用松平主馬方指加、御記文之儀、逐一御尋有之、別段思召書一枚下に相成。

同
一、小學纂註、料金百疋、御奉行より受取、青山小三郎へ相渡す。

同
一、東公一件、君側より、執政より御內聞有之

同
一、午後德山へ罷越、內願之趣、處已過厚に相成、其上上の御事缺に相成候旨、申述候處、當人承

服致に付、願書相戻、歸館。

二月八日

一、大備寫圖、板木一箱、大小二十四。

右、天方五郎左衛門より受取、兵科掛千本彌三郎へ相渡候事。

同

一、清田順三郎、御國引越に付、御國判案文二枚千藤より受取、本人へ相渡申候事。

伊藤友四郎立合。

二月十日

一、栗田部一件、

三寺三作

去卯年栗田部學塾請被仰付置候處、近來餘程生徒相增候由相聞へ、右栗田部之義は場所柄と申、教導の筋一入大切之義と奉存候。依之可成栗田部學塾の義は、明道館外塾の趣に被成下、當人義も外塾師同樣の御取扱に相成候、勸向の義、總て明道館掛の者へ致相談、御趣意厚相心得致教導候樣、被仰付可然哉。

又別紙御沙汰書

栗田部鄕校教導の義は、孝弟之道を修農桑之業を勤候て、行々禮讓の風に推移候樣、可被致示諭候。萬一空論に耽り、過高の事申唱、本業主職打忘候樣成行候ては、後日の流弊甚可恐事に付、別紙鄕約一枚被下置候間、毎月一統相集、御趣意の處篤と可被申渡候。且又其方儀も月々手透相考、明道館へ相詰、厚講究致候樣との御沙汰の事。

鄕約　據二學政全書講約事例一

敦二孝弟一以重二人倫一、篤二宗族一以昭二雍睦一、和二鄕黨一以息二爭訟一、重二農桑一以足二衣食一、尚二節儉一以惜二財用一、講二法律一以儆二愚頑一、明二禮讓一以厚二風俗一、務二本業一以定二民志一、訓二子弟一以禁二非爲一、息二誣告一以全二善良一、誡二竄逃一以免二株連一、完二錢糧一以省二催科一、聯二保甲一以弭二盜賊一、解二讐忿一以重二身命一。

右十四則、處レ已待レ人之要也。汝諸父老及子弟、宜毎月旦會二集于レ校而、詳講恪守、而終身勿レ失焉、

一、江戸表學文所一件。

井上剛介

江戸表學文所教職度々相替候ては、授受共便利不宜に付、今年の處諸生教導致候儀、被仰付可然哉。

右は、先も自分よりも、當早春助教まで、内達有之候事。

同
一、先達て平本平學方より相廻候、書籍の代料、

七拾七匁　書籍四部　學校御買上の分

同
一、蝦夷日誌

再航五　三航五　三航三　　山口作次郎

紙數〆　七十三枚

再航一　三航七　同七　　野坂貫藏

紙數〆　九十二枚

再航六　三航三　同十四　　葛惣太郎

紙數〆　八十二枚

再航四　同十二　同十半　三航四　同十一　　姉崎佐右衛門

紙數〆　百十九枚

名數考附錄　三航一　同二　再航二　同附錄　同十三　　清水和太夫

紙數〆　百六十二枚

再航三　同九　同八　同附錄　　山田新次郎

紙數〆　百十九枚

同　書之部

六十葉半　　中村德一郎

九十二葉　　岩尾豐助

八葉　　姉崎佐右衛門

〆

右寫本字數相調候處、

極密　千二百三字斗

中　九百八拾四字斗

荒　七百七拾四字斗

明律釋義　一枚七孔立

極密　七百二十二字斗

中　四百八十六字斗

荒　四百六十二字斗

右之次第に付、蝦夷日誌寫料一枚十五孔と相定申候事。（然處十二孔宛にて御渡しに相成候由、長谷より被申候。）

二月十二日

已上の趣を司計迄申遣。

一、御徒目付會　一之日
右今度より相改、大學衍義補百巻よりと相定候事。
且又役頭ゟ出席致候様。
一、同
君側兩輩より、執政へ仕掛論判可致旨、内達致候様、松主（松平主馬）被申渡。
一、同
朝七ツ時淸田順三郎上程、友四郎同道、尤前夜より友四郎宅へ引越居。
一、同
順三郎寄宿所、今日より樂育寮と相改、助蒙養師已上役輩の溜りと致候事。
一、同
蝦夷日誌　新寫並原本共十四册
右河合常之進、三岡友藏、兩人内見致度に付拜借願出候故、渡置候事。
二月十三日
一、三寺三作儀、於御座所、御側御用人中より左之通被申渡。
二月十三日
三寺三作
粟田部學塾の儀、以來明道館外塾の趣に被仰付、依之三作儀、是迄右學塾詰被仰付置候得共、此度外塾師同様の御取扱に被成下、動向の儀總て明道館掛の面々へ申談、御趣意厚相心得、可致敎導。猶又月々手透相考、無油斷明道館へ罷出、致講究候様、被仰付候。
同日御用番より左内へ御書下、（掛の者と認候へば御侍以下の格式相當に相成候よし、掛の面々）
鄕校
敎導之儀、孝弟之道を修、農桑の業出精相勤候て、往々禮讓の風に押移り候様、示諭可致候。萬一空論に耽り過高の事申唱本業主職打忘れ候様、成行候ては後日の流弊可有之事に付、別紙鄕約一枚御渡被成候間、毎月一統相集、御趣意の處、厚可申渡旨、被仰付候。
右之通可被申聞候。
二月
一、岡田喜八郎へ申遣候手牘、
以手紙得御意候、然は三寺三作儀、今日別紙之通

被仰付候間、左樣御承知可被成候。以上。

二月十三日　　姓　名

姓　名　樣

二月十三日より

一、不快引　　四月廿四日出勤

二月廿四日

吉田悌藏

內達之趣も有之に付、助教役並明道館御預け御免被成、格式の儀、一昨卯年以前へ被復、役中御足五人扶持の儀は、以後不被下候旨、被仰付候。

一、當月廿上一統風邪流行に付、考課の儀延引に致置候事。

二月廿四日

一、横井平四郎申遣候儀、執政より內談の事。

同

一、定座番外已上、昨年已來、玉數竝精不精吟味の事。

同

一、三寺三作より伺出候ケ條、

月旦講　　鄉約十四則

右毎月朔日一統相集、相講じ候事。

讀　（朱）六諭衍義

手習　右毎月三八、一統相集、致會讀候事

算術

素讀　御條目　商賣往來　百姓往來　四書　（朱）五經　（朱）小學　（朱）孝經　古文　蒙求　農業全書

朱引の分經と致し外に六諭衍義大意　五常五倫名義　和語陰隲錄

素讀は右等の書に相限り候樣仕度奉存候、此迄とは相違ひ、已來は表立たる儀に御座候得ば百姓町人底に歷史類、爲相讀候は、實はいらざる事歟と奉存候、（秀才之者は行々明道館へ引上、修行爲致可然事）。御伺申上候。

幼儀　（朱）此分不宜旨申聞る

分限相當の幼儀少々相敎候は如何、御伺申上候、

一、書生より謝儀は無之筈の御定。
（朱）當人へは謝禮不受方的當。

但郡宰へも御通可被下事。
(朱)二ヶ條逐々郡宰より可申達筈。

一、屋修理、其外諸雜用、世話方より書付を以て郡方迄指出候事。
　但郡宰えも御通置可被下事。

一、年中玉帳、並に月旦講玉帳、且又書生年數、當時致習讀居候書名、明道館迄指出候事。

一、同所外塾師、毎月十日宛、明道館へ相詰候事。
　但十日の內五日は當番五日は非番に御立被下事。（朱消）
(朱)毎日朝六時より夜四時迄爲致修行候事

一、同人栗田部學塾へ、毎日朝六時より晝九時迄相詰、夜分は暮六時より五半時迄相詰候事。
(朱)但幼年の者は終日の內勝手に致修行、十五六才以上の者は夜分職業の手透相考爲修行候事。

右願之通被仰付候分者、朱を御印に御付被下、御返却被成下候樣、奉願上候。
　二月十八日
(朱)右之通、兩學監迄及示談、致指圖候事。

右附紙致し訓導蒙養兩師へ渡し置
(朱)二月廿六日伺置

御製造方頭取其儘兵科掛被仰付、折々明道館へ相詰、致修行候樣、可被仰付哉。　三岡石五郎

御製造方吟味役其儘算術科掛被仰付、折々明道館へ相詰、致研究候樣、可被仰付哉。　村田理右衛門

二月廿七日
執政監察共不同意に付延置

小算　白崎角兵衛
算術科掛指添被仰付、御光行二石御增、都合拾二石三人扶持被下置、明道館振退勤被仰付哉。

一、已來蘭書の分明道館へ御附屬被成可然哉。蘭書願中
付候ても可然被存候事

一、三寺一條、岡田喜八郎へ面談致し、已來謝禮の儀取集、明道館へ指出、其上にて本人へ相渡可申旨に取極置。

一、坪決兒答規知幾、爲寫度旨、千本彌三郎、申出候に付、致承知置候事。

一、蒸氣船原書寫本（加州より御借入）三冊、佐々木權六へ用立、當人より大野内山隆介へ用立候趣、申殘し置候事。

二月廿六日

一、蝦夷日誌　八冊　中參政より請取

二月廿九日

一、左の口上書、武田平右衞門迄指出す。

口上之覺

私弟繩三郎儀、當巳の春より來午春迄、江戸表へ指越、武術修行爲仕度願奉存候、此等之趣御家老中迄、宜被仰達可被下候。以上。

二月　　橋本左内

様

（朱）右即刻願之通被仰付

一、指物繪形認、千本藤左衞門迄指出置候事。

一、末松久兵衞、今度外塾師被仰付候に付、已來月々朔望に致出仕候樣、菅沼重記より番頭迄通達有之候由。

一、御目附より口觸之控、

赦之儀、御吉事幷御年回御相當の節斗被仰出候得共、自然赦被仰出無之年柄も可有之候得は、御咎の者御免之手數遲速不同に相成、却て御憐愍に不當儀も可有之歟に付、以來格別重き赦の外は被仰出無之候。依之毎年三月迄に其向〻にて取調、御咎　御免可被相願候。猶御吟味の上御免可被成候間、此段向〻へ寄〻可被申通候。

二月

二月廿九日

一、今日三岡石五郎兵科掛、村田理左衞門算術科掛被仰付候。

同

一、前田助敎へ御醫師への降命渡し置、敎授へも通じ候樣申聞置候事。

一、東篁一條、最早別段敎官へ被仰聞候に及不申事。

右執政遣は千藤へ

二月廿九日

一、蝦夷日誌　寫本八册　原本七册　六ノ卷不足

三航右三岡友藏へ用立置

三月二日

一、御用人會讀當分六ノ日。

御留守に相成候て二ノ日と相定申度由。

今度村田一件に付

東篁より本人へ一筆遣し可然歟

道中切手　(朱)先觸京都にて指繼可然

長監へ手帖

荒子一人被下之事。

幸吉之事穿鑿安又同道の事

兩人へ路費被下候事。(朱三人分にて四十兩

一、御側御用人中

同

(朱)御賄の處は、御扶持方にて被下可然事。

當人御取扱は師賓、裘立名目は著述手傳、萬端處置長岡へ相托、母同道不苦。

今度不埒明候節は、後年の處契約可然。

教授助教に內諭の事。

近來逐々學政御張り被成候に付、御自分學問修行、旁諸藩の學制爲穿鑿、中國幷九州筋へ可被遣者可被　仰付哉。

安陪又三郎

村田巳三郎

(朱)右游歷中學行純正の人物有之候はゞ、篤と鑒定之上、內達可被致候。

一、朱肉一器

一、上蝦夷遇賊夷　一册

一、北蝦夷圖說　四册

右中參政より受取

一、東篁へ爲助濟、御內證より爲寫本料、銀子被下可然事。　松主馬殿內話に付盆前の處御見合候樣申置

一、孫子國字解　古本代廿五匁

右鷹屋與兵衞より取置、兵科より世話。

外塾規定

始　正月十七日

納　十二月十四日

中元十日より十六日迄休

休日之事

朔望　念五　佳節　地方之祭禮

冬至　御發駕　御歸城

一、入學日　月一度

一、會讀　月六度

但し組合を立、會頭を附
一、幼儀　月二度
一、溫讀　月三度
但し脩日七ツ時より講釋
一、素讀　毎日九ツ時より七ツ半時迄
一、考課　二月　八月

讀書次第

考經　大學　論語　孟子　中庸
書經
詩經　禮記　春秋　易　小學
近思錄

獨看書目

孝子傳　三忠傳　國史略　說苑　家
語　左氏傳　日記故事　蒙求
靖献遺言　戰略編　同續　古文　史
記　前後漢書　綱鑑　外史

役名

塾師　同助　同手傳　生長　保正

三月五日
一、兵科中達義攻迄
近々の内表向御趣意の研究
一、村田御用掛より伺上は、於御前席一研究致度旨。

三月七日
一、朝五半時御用掛主馬より御呼出に付、罷出候處
村田氏一條被申渡
（村田巳三郎
安陪又三郎
思召を以て中國並九州筋へ被指遣候迫て御用
の儀は、御直に巳三郎迄被仰含候由。
一、同 此度有賀此面殿家督に相成候に付、學論の儀如
何相成可申哉。
一、同 今日素讀所考課の殘爲致終業候事。
御藏板語學原始之事。
一、語學原始　壹冊分
紙摺手間　上袋表潤とも
代貳匁五分相掛る

京迄駄賃諸入用
　代　壹分五厘
仕立賃表紙共
　代　壹匁
看板摺手間共
　代　壹分
〆　三匁七分五厘
右正金、三匁立に相拂候へば、板代貳匁貳分五厘、
素讀所勤可申付事。
一、門野彥之亟江戸行御指留相成候ては如何可有之哉。
林矢五郞　同斷。
三月十二日
　榊原　幸八
　加賀九郞次郞
思召を以て、當年江戸御供請御免被成。
御留守中明道館へ罷出、厚致修行候樣被仰付候。
右御用番狛山城方より申來、即席教授初へ申聞置。
　井上彌一郞
其方儀御近習番頭へ御書院番、二番の筆頭役、被　仰付候。
三月九日
　順道悴
　魚住順方
御製造御用有之に付、金澤表へ被遣候。
但心得方の儀は橋本左內へ承合候樣。
右之道町奉行より申渡候由參政より申來又御勘定所にて長田堅藏同人指添被申渡。
一、井上剛介、江戸表にての被仰付振、明道館迄通じ可有之筈。
一、今度魚住順方、金澤表へ表指遣に付左之通御側御用人中迄相達。
　兩人合
一日四百文より見込、三十日分　路費宿料

別に封金にて　四両斗
器械製作料　五両斗
右何も歸候上、贏縮の儀相達可申事。
内両人用意　人足三人
頓方濟世舘教授方
御匕醫師へ　御免の事
硝子集說御下の事。
大抵百疋斗の者貳朱斗　先方への幣
小田原にても弓張にても　提燈一箇
坪井信良添書の事
出立の日限　當月十九日
一、明道舘階級名目
右は來る廿日頃迄に定評相成候樣
一、大備板木、一人立　一枚、三列の處　一枚、
右返上致候樣島田天方より申來
一、佐藤實吉へ典籍可申付事。

三月十五日
一、後宮出立引上の事。
一、後宮御用人、季田木役にて出雲など助役相勤可候事
右石原より申來長谷よりの附託。
一、江戸表景勢一變。
右には修行請の義可相止樣佐樵より申來る。
一、格致問答眞下へ可遣事。
三月十六日
一、四ッ半時執政一統被召其節自分罷出候樣被仰付
八時半退出。
同
一、門野彦之亟、林矢五郎、佐藤實吉事、明十七日
伺出候積。
同
一、佩文韻府簡ノ部一冊拜借致度候樣
右毛受鹿之介被賴。
同
一、長田一條　高陽來說
右參政へ
三月十七日
一、朝五ッ半時被爲　召平木平學指加、八ッ時前迄

同
一、御談論中上明倫理之内、君臣之義尤急務と申上。

同
一、榊原幸八加賀九良次郎兩人、明道館へ相詰候上は、汎く交り候て苦間敷哉の趣伺出候由御用番より御相談に付學文所丈は汎く相交可然旨御答申上。

同
一、蘭書御藏書目錄受取參政より。

同
一、畑中、河津より國史改削正點之談じ有之候事。

一、朱肉一器、並朱砂入物、中根靱負殿迄返上致候事。

同
一、魚住順方明後十九日出立之處、見合候申遣置。

同
一、半井へ坪井故郷行出願候樣内周旋申越置候事。長田へも相通候樣に申込

同
一、大備一人立之板木二本、託ニ畑中ニ天方迄指出置候事。

三月十八日

一、櫻門より當年抵役中見込之談話有之事。

同
一、川端掛り御免内談之事。

同
一、椿一本、梨　此も先年自分へ大谷より貰受置候内　一本

右頂戴致度旨吉田悌藏願出。

江戸
二月廿三日

富永新左衛門へ

井上剛介

此表學文所教職度々相替り候ては、授受共便利不宜に付、來午年迄詰越被仰付、致教導候樣被仰付候。

三月十六日

御側御用人へ

藤井文五郎

昨年外塾之趣を以、是迄之通素讀世話致し候樣被　仰付置候處、願之趣は、手狹の上、老父中症に付、甚迷惑仕候由。

願之趣有之に付、御免被成候。

右文五郎代之處は、西郡閑次郎父兄近隣の心得を以て致世話旨蒙養師舍の由。右閑次郎外塾の趣と申事。上より降命は好不申由其故は、自分

師役相勤候覺無之故恐入と申事。

三月十九日

一、以手紙申達候、然は明後廿一日、坪井信良金澤表へ致出立候樣被　仰付候に付、其節貴樣同道致發足候樣、御側御用人中よりの御沙汰に候條可被得其意候以上。

名

魚住順方老

逐て本文之趣、長田堅藏へも可被申通候、且又人足帳御賄用等、明晝八ッ半時頃、於明道館相渡可申候間、其刻同處迄可被罷出候。以上。

同

一、相達御用之儀候間、明廿日晝八ッ時頃明道館迄可被罷出候。以上。

月　日　　姓　名

佐藤實吉殿

三月廿日　袖裏

橋本左内樣へ

明道館典籍方被仰付候。　恒右衞門倅　佐藤實吉

右之通可被申渡候。

三月

御側御用人へ

青川平太郎

內達之趣有之に付、明道館典籍方御免被成候。

三月

同

一、金九兩　内四兩　内五兩（諸費宿料　器械製造料）

右魚住順方へ相渡す

人足帳、人足三人、同人へ相渡す。

同

一、府中より隱居沖薊齋御趣意爲內聽罷出、明道館に於て對話致候事。

三月廿一日

一、二文字屋安兵衞へ（以新次郎）宗右衞門

御板預り書付返却致置

同

一、今日吉田悌藏引拂に付矢島恕介屋敷受取之爲罷

越候事。

一、三寺三作より指出候書付一覽相戻す。同

三月廿二日

一、末松久兵衞老父病死に付五十日忌掛りに相成。

右に付、外塾の義御泉水借用致度趣蒙養師より申達有之

三月廿四日

一、御泉水拜借之義御用番へ伺之上、御目附へ相談御決評に相成り、當日皆崎迄前件申渡す。

一、列祖成蹟三冊、雪吹彌太郎迄遣置。同

一、清田順三郎より相廻候。牧民忠告解十五冊新次郎へ相渡末松久兵衞迄遣當、代料五十八匁五分。同金七十匁立。

一、職原抄封紙之儘順三郎より相廻り、山縣右近殿へ渡し申候。同

一、洋書習學所御端立に相成候儀は、御科目中記載有之候通尚より奇方異技御物數奇被成候御事にては無之、近世西洋諸國大に學術技藝を研究して、精緻着實を貴び、殊に數十年戰爭止ざりしに依り、兵學を始め、器械を製し、物產を開くの術、及度學算術等に至る迄頗實驗を究め、且其精巧なる事。皇國と雖も未だ及ばざる處を發明せしに依て、其長技を取て吾利用を御補足被成、皇國をして益々萬國に勝れ候樣被成度廟謨の萬一を御扶助被成度御趣意に候まして當今海警等頻りに有之候御時節に候得ば、尊皇攘夷之方役所長を知り候事肝要なるべし。而して彼の所長を知り候には其學術技藝を講究致候事最も急務たるべき儀に付、今度御端立に相成候儀に候へば、此等の御趣意能々相辨へ、叨りに新奇を喜び、正法を厭弃し、外國を誇稱して、皇國を輕卑致し候樣の心得違無之樣可被致候、且又學風の儀は、世上之風儀敎化に關係致し候間、忠實の心得、禮讓の行誼を本源とし、總て明道館の定規に基き、洋書相學び候樣被成度御趣意の條、教授始め存附の儀も有之候はゞ其旨內達可被致候。以上。

四月十三日、此御書附　御側御用人中より御直に教授へ御渡しに相成候事。

（朱）右之通教授始めへ可被申聞候

四月

御　觸

四月　左之通、明道館掛り之面々へ可被申聞候

此度洋學所御取立に相成候に付ては、御國體を被重候御趣意相心得、後日學弊に相成不申樣學風取締り向を始め、萬端入念候樣被仰附候、

四月十三日、此御書付左内へ御側御用人より御渡に相成候事。

四月　左之通御家中一統へ、可相觸候。

此度新規に於明道館內、洋學書所御取立に相成候間洋書心掛度面々は明道館へ申達指圖を受け、習學可致候。且又已來同所へ不申達、窃に洋書相學候儀不相成候間、其旨可被相心得候、萬一洋學に言寄せ、新異を好み正理を誣ひ、衆人を惑し候樣の義共於有之ては、御吟味之上、急度可及御沙汰候間、可得其意候。

月　日

右之通四月朔日伺置。

明道館生徒階級名目

正業を敬道　　正業生

居學を進業　　居學生

此御書付相下り候處、上の如く相成候樣明道館より申出候に付復々伺直に相成候

習志生

敬業生

博習生

論學生

通達生

右七等　出レ于ニ禮學記一。

四月朔日

一、兵科掛りの面々、一統故障無之趣達有之。千本彌三郎より。

三月廿九日、三田村下總所持の書籍、明道館へ御借用に被成下度趣、内達有之。

右は大崎氏より毛受へ申出、毛受より被達候事。

同

一、右三田村下總の儀、岡田喜八郎へ話置尤不用之物は借用に不及候間、一旦目錄差出、御採擇の上と申遣置候事。

右借用に付、損じ幷紛失等不苦尤も別段頂戴物願事等の企は無之と申聞。毛受より申出候

四月二日夕

一、野村淵藏登館、大久保要よりの書狀持參、廣東條約之義に付、少々齟齬有之、英吉利與清鬪爭相始め、廣東燒拂候由、書中に有之。永井玄蕃頭彥藩(彥根)へ尾侯より御聲掛り、南要人品如何やうと申事被仰越度旨、

一、堀閣已來手さばきにて、海防之儀被取扱候由。且又亞墨利加より江戸へ罷出候事、願出候前に此方江戸御手元へ御引寄御老中御直對に被成候手段云々。

一、又福と御不快云々申事、申來候事。

一、大右衞轟尹被仰付候處兼ての建白御採用に不相成候へば、難罷越旨申達、引籠候と申事。

四月三日

一、昨夕より三寺三作願の儀に付、助敎始度々面論致し候得共、未盡候に付、當人より推參致し及論談候處、何分今一應相考候樣に申、引退候事。

四月四日

一、洋學所御趣意書都合三通、前書、加朱之通りに相成、御下げに相成候事。

右に付、德山唯一へ相渡し、敎授始め熟讀候樣申渡す、

同

一、兵科掛り、已來御用寄の節は、明道館へ罷出申すべく旨、被仰付候樣、御用番迄御物語致置候事

同

一、兵科掛り一統出勤致し候間何時にても御相談無指支旨島田近江殿迄物語致置候事。

四月五日

一、洋學の一條、學術學風の儀は、敎授助敎共不案内にて急度取締御受合申上兼得共、銘々心術講の

究并行儀等は精々目配り、御趣意の如く行屆候樣、心配可仕旨申出候に付、六日右之趣御用番迄達置候事。

四月七日

四月十三日御側御用人中より被申渡

一、今度於明道館洋學所御取立に相成候に付、已來醫學所御用透の節は、同所へ相詰教導方致世話候樣被　仰付。　坪井信良

明道館洋學句讀師定詰被仰付　眞下宗三

明道館洋學句讀師被仰付
長丹悴 岡部養竹
須道悴 宮永欽哉
魚住順方

四月十三日

兩人儀は町奉行より申渡す

物產學心得候樣被仰附候

右五郎弟 三國友藏
文郎左エ門悴 河合常之進

且又年若の義に候へば、洋書をも相學、廣く致修行候樣、被　仰付候。

四月十三日御側御用人中より被申渡。

兵科局詰仰付候、且又年若の義に候へば、洋書をも致修行廣く致研究候樣被　仰付候。　左内弟 橋本綱三郎

今度於明道館算科御端立に相成候に付、御用透相考へ、同所へ相詰掛、面々へ相談研究致候樣、被　仰付候
小普請 戸川量平
同 白崎角兵衛
上月八郎右衛門組 大久保九郎右衛門

今度於明道館算科御端立被成候に付、同所へ相詰、御用相勤候樣、被　仰付候。此分後に記す
親町 寶屋十兵衛
木田觀音町平右衛門弟 家根屋三五郎

右之通伺置

四月九日

文武引立方

掛り同樣、被　仰付候。

御書院番頭
御留守居
大御番頭
同無役支配
新番頭

諸物頭より末之番外迄、

子供の儀文武修行方の儀

は、引請致世話候樣、被

仰付候。

大御番頭

右之通被　仰付候に付、敎授始へも可申聞旨、本多

修理方より申來り、即刻高野、前田、德山迄、申

達置候事。

四月十日

一、以手紙得御意候、然者今九日別紙之通被　仰付

候に付、此段可相達旨御家老中被申聞候間、左

樣御意心得可被成候以上。

四月九日

月番

高田孫左衞門

高村藤兵衞樣

武田平右衞門樣

橋本左內樣

別紙

諸物掛より末之番外迄、子供之儀文武修行方之儀於

大御番頭引請致世話候樣被仰付候間、左樣相心得此

段子弟之面々へ被申聞候樣、夫々へ可被申通候。

四月

四月十三日

一、御用番より御下げに相成候

明道館

階級

辨志生	上等 下等
敬業生	上等 下等
博習生	上等 下等
論學生	上等 下等
通達生	上等 下等

右は萬一上等下等、可相分人無之時は、闕員に致

置候事

同日

橋本左內へ

一、今度洋學所御取立に相成候處、授讀之者人少に付、從來於醫學所致教導居候面々御引揚に相成候依之兼て從學致居候生徒も明道館へ罷出修業候樣被
仰出候間、左樣可被相心得候。
右之通明道館掛りの面々へ可被申聞候。

四月

同日御匙醫師へ被　仰出、左之通り
今度於明道館、洋學所御取立に相成候處、授讀の者人少に付、當分醫學所役輩の内御引揚に相成候間、原書相學候面々は已來明道館へ罷出致修行候樣被　仰付候。

一、同日渥美直記へ御書下に相成候御側御用人中より
今度於明道館算科御端立に相成候處、左之者共兼て心掛候義に付、町奉行より移りを以、折々同所へ罷出御用相勤候樣、無急度演說にて申渡候樣、町奉行へ可被申聞候。

祝町　實屋十兵衛
本田觀音町平右衛門弟
家根屋　三五郎

四月二十日

一、昨十九日御家老中より被申渡。
明道館典籍方　佐右衛門忰
被仰付候。　富田他門作
右之通可被申渡候

四月

同日手紙遣置、今廿日五つ時明道館へ呼出し、申聽候事。

一、同　兵科教導掛り被仰付候　明石甚右衛門
井原司馬助
兵科教導掛り被仰付候。　美濃部金彌
林藤五郎
兵科御調御用掛り被仰付候。　三岡石五郎
千本彌三郎

同日

一、兵科之儀は手廣き學術に有之殊更逐々後進之者致教訓候事、不容易儀に付、專一に研究爲致候爲め、今度教導掛り御調御用掛り迄御振分に相成り候得共、會讀討論之義は、是迄之通り打込にて致相談候樣被　仰付候。

兵科局詰被　仰付、　内田閑平
掛りの面々相談致修業候　加藤錬之助
樣、被　仰付候。

明道館句讀師被仰付候。　小宮山傳太郎

一、松岡學塾一件。

乍恐口上書を以て奉願上候。

一、松岡八町の義、近來段々風俗猥りに相成候に付、何卒學問所等相建、産業之餘力、學文心懸候はゞ自ら禮讓も厚相成り可申と存、且又幸山浩齋と申者、近來醫業片手に、子供へ手習素讀教來候處、教導方行屆き、追々入門之子供も大勢相成り及成長候者も有之に付、學問所等相端立度と八町之內申談居候折柄、御內移りも有之に付、此度本町明屋敷地へ家居一軒相建、學問所に仕度候間、何卒御慈評を以て、
御上樣より、教導師月に何日とか御定め御仕向け被下置候樣奉願上候。右願之通被
仰付被下置候はゞ、生々世々難有仕合に奉存候。以上。

安政四巳年四月　惣代　福島屋　市郎兵衛
同　多葉粉屋　萬右衛門
大庄屋　田中惣兵衛

御奉行樣

右願面、四月十六日笹川藤內より何に相成候處下款之通被　仰出候。

以手紙申達候。松岡八町より相願候、本町明屋敷地へ學問所一軒、別紙圖面の通取建度願之儀、願

之通申渡候樣、可相達旨、本多修理方被申、聞候間、左樣御心得可有之候、且又教導師之儀は追て御指圖有之筈に候間是又御心得可有之候。已上。

四月十八日　（月番なり）　高田孫左衛門

笹川藤内殿

以手紙得御意候。然者、松岡八町より學問所之儀に付別紙之通り願出候に付、其段申達候處、御日附より別紙之通申來候。依之願書並手紙共、御廻申候間、御披見之上、此段御含被下度候。　以上。

四月十九日　勝木十藏
岡田喜八郎
笹川藤内

橋本左内樣

四月廿一日

一、今度戸川量平儀、御供にて江戸表へ罷越候に付御用濟之上、算科御入用之書籍器物等夫々爲取調度儀、御坐候に付、暫時逗留罷在候樣、宜御取扱可被下候、　以上。

四月　村田理右衛門

一、六分圓器　　一、寫角簡儀
〆
一、比例尺　　一、磁石（大中小宛具ヽ）一
一、竹樋定規　二　　一、細工眼鏡　一
一、道計　一　　一、正圖紙板　一
一、木製平行儀　五　　一、夜側光玉　一
一、細卷道具　一（口違にて鐶形にても）　　一、分銅　十
〆　十一兩一分斗見込
一、書籍二百卷餘　　算科書
此代金十兩斗

右村田理右衛門より申出に付、御側御用人へ相達量平出府之上、周旋致候樣、可被仰付旨、演説致置候事。

一、每月三五八之日、於明道館算科御用寄相談致度旨理右衛門より申達候事。

四月

一、銀十六匁五厘　竹紙七十五枚代
一、仝五匁　大判三帖
一、仝三匁　雌黄
一、仝壹匁七分五厘　生麩粉
一、仝五匁壹分八厘　筆三本朱墨一ツ紅墨一ツ
〆　貳拾壹匁貳分貳厘
右は蝦夷日誌寫方入用、右之外寫料申出候樣、中村候へども、三岡友藏、河合常之進共强て御辭退申上候間、可然御品物願置候事。
一、貳拾四匁　蝦夷日誌
別に大判貳帖　表紙代
右二文字屋安兵衞拂分
一、七匁　羅針板木代
井筒屋拂の分
御留守中
明道館御役人會
三日　九ツ時　近思錄
十四日　八ツ時　如前　孝經

廿三日　九ツ時　論語
右十四日を十三日と相定め候はゞ、三日休日を相立、館內都合は宜旨五月六日千本藤左衞門迄物語致置候事。
五月廿九日被仰付　（朱）
一、句讀師　鈴木謙助
一、助句讀師　根來紀之允
但是迄預居候生徒は、末松久兵衞へ相渡可申候
一、同斷　佐藤實吉
富田他門作
一、典籍　藤井文五郎
勝山藤五郎
右之通、助敎德山唯一より申達候に付、五月六日の千本氏へも申談、勝山藤五郎は相除き可然旨助敎へ申聞候處、別段異存も無之趣答有之候。
五月六日
一、今日より松平主馬殿、狛山城殿會讀相始、刻限

五半時、書籍大學。

同

一、明七日朝五半時、御家老中書經會讀被致度旨千本藤左衛門より通じ有之候事。

五月廿九日被仰附龍次義は修行中と被仰出（朱）

同

一、幹事局調御用　　堤　五　一　郎

手傳被　仰付候。　　山　本　龍　次　郎

助教始異存無之、尚又教授へも申聞候樣申出

同

一、蝦夷日誌圖、寫し紙並繪具代等、三岡友藏河合常之進へ相渡。

一、同上寫指上候に付、兩人へ和蘭文典一部つゝ被下置

同

一、内密書取御用番へ可指出心得之覺。

五月廿九日御側御用人より被仰出候（朱）

學問の儀、年少之節長進不致候半ては、行々成熟之妨にも相成候義之處、從來教導之節不行屆處より、父兄たる者教養致方十分ならざる譯有之、人才を害ひ候患不些候。依之已來成器之見込有之輩は、上より修行方御世話被成候儀も可有之候間、人柄篤と御見立可被申達候。

各義年少之處、學問出精に付、幹事局詰に被　仰付、且又爲修行料――被下置候間、尚以厚致修行候樣、被　仰付候。

五月初十

一、外學會業生、蒙生之間に、會業生會席と申書立置候由、蒙養師奈良茂矜作より申出る。

同

一、明石祿助、大砲會日に付、七ノ日、卯ノ日、外に十ノ日の内にて、一日明道館へ出席難致旨申出る。

同

一、河合常之進三岡友藏坂東邊　　山並石爲見分罷越度旨、願出候事。

五月十四日

一、砲隊學則　　一冊　　山砲車用法

大組直譯

右島田近江殿より受取置候事。

五月十一日

一、阿州武澤寛三郎罷越候に付、左之通。

紺屋町永谷屋に下宿致し、對面致度旨申込。

右に付即刻御用番松平主馬殿へ相伺、自分對面致候事。

總て已來遊歷生通り掛け對面致度趣申出候はば、明道館へ屬居候銘々の儀は左内迄聞置、對談差許。追て御用番へ對面致候者の名元可申上事。尤も氣遣有之人物は對面差留候事。逗留長く相成（九日或は、七日以上）或は此方より少く留置度人物は、表向と致し、夫々申達可取計候事。

武澤寛三郎へ對面願出候面々、

末松久兵衛
皆川平太郎
横山猶藏
奈良茂登作
矢島恕介
吉田悌藏

右之通御用番松平主馬殿へ達置候事。

五月十七日

一、兵科局へ相談致修行候樣、被仰付候。

稻垣牛之亟
秋田城太郎
勝山藤五郎

右之通御側御用人より通有之候事。

五月廿三日內密伺置

釋奠之禮は學校中大禮に候處、本朝に於ては未だ明備無之、大概人々の胸臆にて執行候樣被考候。依之今度古今を斟酌して、國風時態に適當致し候を御折衷被成度、御趣意に候條、其旨被相心得早速穿鑿取掛り候樣被　仰付候。

教授

明道館訓導師被仰付候、依て勤中年々銀五枚宛被

毛受鹿之介

下置候。
明道館訓導師被仰付候、
右勤中此迄之通御扶持方　矢島恕介
五人扶持被下置候。
訓導師被　仰付候得共、幹事局調御用之儀は、不
相替左内へ申談相勤候樣、被　仰付候。
明道館助幹事被　仰付候。　伊藤友四郎
御免被成候。
仰付、依之御小姓之儀は　榊原幸八
思召を以て明道館學諭被
御免被成候。
仰付、依之御小姓之儀は　加賀九郎次郎
思召を以て兵科局詰被
明道館火防掛り可被　仰　有賀此面
付哉。　本多源四郎
大砲方御免に相成候樣。　明石祿助
明道館助蒙養師其儘定詰　岩城豊太迹目

之儀は御免被成候、依之　被　仰付候而
御扶持方は已來不被下候　竹崎外次郎
當秋に到り候ての見込
長椅席
三百石高
御扶持方渡り或は白銀等可然哉、
居宅は當着之砌は二文字屋御用宿、
被仰付可然、又御都合も出來候はゝ、
主馬樣御下屋敷は尚更宜奉存候、
附人之儀は明道館内講厚之生徒、
又荒子一人　生田傳吉
明道館幹事被仰付、且又　村田巳三郎
武藝所詰之面々論當之道　同時に
訓導致候義、肝煎へも申　達之介へも同樣に
談相勤候樣被　仰付候　可被　仰付哉
明道館句讀師其儘武藝所　安陪又三郎
詰被仰付候。
歸國の上學力の進み方により學

論被　仰付候ても可然哉。
武藝所詰其儘明道館助句
讀師兼勤致候樣被　仰付　　宇　貝　乙　作
候。
當番等の義は勝手に致し、武藝
所の方重に致し度候。
幹事局調御用手傳其儘武
藝所詰同樣被　仰付候。　　堤　五　一　郎
一、今廿三日教授より
物産科相心掛候樣、且又
年若に候へば洋書をも心　　宮　永　狙　豆　吉
掛可申旨申渡候。　　山　本　柳　輔
閏五月十五日
一、朝五ッ半時過江戶表大早飛脚着。
松榮院樣御病氣之處、御大切至極に相運候報、申
來る。
同十七日
一意早割子　一冊　　松平主馬殿迄指出。

且教官講究論破之次第談置候處、同意之旨、
被申聞候。
同十八日
一、御用番狛山城殿より別紙之御趣意被仰出。
別紙
數學の義は、人世必用之一科にして唐土にては六藝
の内に加へ、
皇國の古き御制度にも、既に學科に被立置候程の、
必須肝要なる學術に有之候治平之世に於ては、凡て
國用を辨ずるの基本民生に便するの根元、賦税を均
ふし、冗費を除き、量入制出の政を立て、及戰爭の
時に在ては、城砦を經營し、軍伍を整列し、糧食を
分配し、兵器を製し、遠近高低を測量し、礮熕射彈
之用を達する等、盡く算術の力に賴らずと云ふこと
なし、其上日月星辰之運行を稽へ、律量度衡之分寸
を定め、航海術を扶助する等、又算術に資らざる事
を得ず。然ば諸學科に交渉し、其實用を達せしめ缺
くべからざる學科なるが故に、今度御端立に相成候

儀に候間、何分實用を專らとし、以上の御趣意に相叶ひ候樣、相心得取立可申旨、掛りの者へ可被申聞候。

閏　五月

同月十七日被　仰出候趣。

男子衣服之儀に付、寬政之度、熨斗目着用被相止候段被　仰出、且白衣干種染等之衣服、式立候節も御用捨に候へば、女子迚も右に準じ、左之通相心得候樣被　仰出候、

一、紅無垢、白無垢、合白身內模樣等不及着用候間、相用申間敷事。

一、振袖の儀、男女共右同斷。

一、彩色入染模樣之衣服、有合は當分不苦候得共、新調之儀は質素を旨とし、無地、或は墨繪等にて彩色を用ひざる輕易く裾模樣に相改可申事。

一、上着之儀も、右同斷之事。

右之通被　仰出候條可被得其意候。以上。

閏五月十七日　御　目　付

各　中

追て組支配有之面々は、右之趣可被申渡候。

閏五月二十日

一、松岡鄉校の義に付、島田喜八郎より別捐被指出、內納有之候事。

一、小割出銀の義は相止め、其外存寄無之者は出銀に不及段、頭分へ任せ置候事。

一、學問所屋普請の義は、來三月の寄銀殘り分にて、年々繕ひ可申定候事。

一、同所留守居の儀は、幸山浩齋に一統相賴申度談話之事。

一、學問の志有之輩は明道館へ入門之上夫々申付方有之筈。

一、教導師迚て相願度段、一統申達候事。

但賄方の義は、朝夕香之物、書葉定の事。

以上事蹟考學問所之部。

一、別紙從

公儀被　仰出御觸之趣可得其意候。以上。

閏五月廿四日　御目附
各中
追て組支配有之面々は、右之趣可被申渡候。
大目附中御觸之寫
此度箱舘表におゐて、鐵錢鑄立被　仰付、文字は箱舘通寶と相記し、箱舘蝦夷松前に限り、此節より通用の筈に候。尤右三ヶ處の外通用難相成は勿論之事に付、心得違の者無之樣可致候。右之趣御料は御代官私領は領主地頭より可被相觸候。
閏五月
右之通可被相觸候。
一、昨廿七日、暑中御機嫌伺之書狀、今日中に可指出旨、北川亘之介方より被觸候に付、別紙指出す。
別紙
一筆致啓上候。上々樣益御機嫌克被成御座奉恐悦候。猶以暑中爲可奉伺
御機嫌。各樣迄如斯御座候。
恐惶謹言。
橋本左内（花押）
天方五郎左衛門樣
大宮藤馬樣
酒井十之丞樣
富永新左衛門樣
波々伯部熊藏樣
右之通相認め、上封不致、北川迄爲持、指出。
松榮院樣去月十六日巳の上刻御逝去被遊候。依之鳴物高聲普請等、御停止に候。日數等は追て被　仰出候間、可被得其意候。以上。
六月朔日　御目附
各中
追て組支配有之面々は、右之趣可被申渡候。
覺
一、侍中並末々迄、御扶持人之分、月代剃申間敷事。
一、小算以下御扶持人、來る三日より御免

被成候事。

一、春米之儀は先年被　仰出候通、不及遠慮候事。

右之趣被得其意、組支配並末々迄、可被申付旨に候。以上。

口達

先達而御停止相觸候内、致掛り普請之儀は明後十一日より御免被成候間隨分聲高に無之樣可被相心得旨に候。以上。

六月九日　御目付

追て諸殺生之儀は重て相觸候迄、相愼可申。

陪臣之義は御構無之候。右之趣組支配有之面々は、可被申渡候。

本月五日より御停止に付、評定休み。

但し三八御用日は有之、諸達伺等御用に罷出候事。

別紙從

公儀被仰出候、御觸之趣可被得其意候。以上。

六月十二日　御目附

各中

追て組支配有之面々は、右之趣可被申渡候。

大目附中御觸之寫

海軍御取立に付ては、今般築地講武所御備内におゐて御軍艦教授所御開、阿蘭陀より獻上の蒸氣船にて操練相始り候間、御旗本御家人並倅厄介等に至迄、有志之輩罷出、眞實に修行可被致候。委細之儀は、御目附永井玄蕃頭へ可被承合候。且又萬石以上以下陪臣之儀も、主人々々格別見込之者稽古御差許可相成候間、是又永井玄蕃頭へ申立候樣可被致候。

右之趣向々へ可被觸候。

閏五月

一、諸寺院に於て、夜分說法の談等致間敷旨、享和三亥年九月相觸置候處、近來等閑に相成、其上俗家にて夜分寺々說法等致候趣相聞、心得違之事に候。以來檀家より相招候とも、夜分俗家にて說法等致候事堅無用に可致候。尤も寺に於て色々の名目を付け參詣人集候儀急度致間敷候、右之趣、向

後不埒之儀有之寺には、吟味の上、急度沙汰に可
及候間、心得違無之樣、末寺の寺院へも可申聞事。
一、陰陽師、説法僧其外他國より來り候放下師の類、
總て御國へ入込候ても、無益の者、御城下並在邊
にも逗留致させ候事無用之事に候。夫共に說法僧
の儀は、其寺の弟子筋、又は弟子兄弟抔申類は各
別、其外無據品有之儀は、役所へ相達、吟味の上、
可受差圖候。此趣支配下へ可申付事。
　　但商賣人之儀は、格外之事に候。其外は堅可
　　爲無用候。
　元文三年午六月五日

Versameling van onderscheidene
Dingen
(諸事彙纂)

粒羅関　　比長　　達利　　交野

圓　一尺四方にて
方　　　三一四一六

地學家里法、即獨逸里法、其一里當我一里三十一町
四十八間、
列應蘭土一尺、當我量地の尺一尺零三分四釐
西洋一時、六十分、一分、六拾秒、
一度、謂圓球周圍三百六十度之一也、當我二十八里
二分半。
一時行程、當我一里十四丁五十間、
　　右五個條據三才正蒙。
雜貨の秤量は坊間商賈の通用する所なり。蒸溜水把
爾牟立方の重さを封度として、此に基て其の他を定

む。

エル、は地球子午規四千萬分の一、一度を二十八里二分と定めて、これを計れば、則三尺二寸八分九厘二毛四糸八忽。

「エル」の十分一を「バルム」と云ひ、「バルム」の十分一を「ドイム」と云ひ「ドイム」の十分一を「ストレーブ」と云ふ。

一里、は彼の「チエル」即我九町八間一尺二寸四分八厘。

獨逸里法、一名地學家里法の一里は、一度を十五里とす、即ち我が一里三十一町四十間四尺八寸なり。

小時行、原名「ユールガーン」は一度の二十分一と云へば、即ち我が一里十四町四十五間三尺六寸なり。

「レキンランド」の一ルーデ　はミエル六七三五八と云へば、即我一丈二尺三寸九分一厘七毛七糸四忽餘。

一トイセ　は一エル九四九零三六五九一々六と云へば、即我が六尺四寸一分零八毛六糸四忽餘。

一仞、は名原「ハーデム」、即一エル六九八七九八二と云へば、我五尺五寸八分七厘七毛六糸餘。

一尺、は原名「アムステルダムセフート」、零エル二一八三一三二九七と云へば、即我が九寸三分一厘二毛九糸餘。

一寸、は原名「アムステルダムセドヰム」、即零エル零二五七三九三六と云へば、我が八分四厘六毛六糸三忽餘。

一モルゲル　ハ「レインランド」の「ルーデ」方六百個と云へり。然れば我が六尺坪二千五百餘

一斤　は我が二百六十六錢八分一厘四毛四弗弱。

舊法一斤　は我か百三十一錢八分三厘零四弗餘。

舊法一ロード　は我が四錢餘。

一瓦　は凡そ我が一厘七毛餘。

分　は小時を六十分せる者。

秒　は分を六十分せる者。
微　は秒を六十分せる者。
　右據地學正宗。
一ギュルデン　は我が六匁二分五厘なり。森山榮之助云
一ドルラル　は和蘭の二ギュルデン五六一を云へり、然れば我が十六匁餘に當る、「ドルラル」は亞墨利加十三州通用する所の錢にして、銀にて造る徑り一寸二分五厘にして、重さ七錢三分、周緣有著字、曰く以セント百個、換ドルラル一枚」又云値ひ凡和蘭の「レキクスダアデル」に同じ。
一セント　は「ドルラル」を百分せる者。
一シルリング　は「ドルラル」を八分せる者。
　右據小誌。
按臺龍各隊之距離は四十弗多。吾朝の六間五尺五四四、即四丈一尺五寸四分四厘、歩操執範彙例に據て之を算す。　又地學正宗に所載アダムステルダアムセ弗多に據て算すれば、六尺一間二寸五一六餘、即三丈七尺二寸五分一厘六糸餘。

総軍隊
ブリャーデ　二隊のレジメントよりなる、
片隊
ハルフバタイルロン
片部
セクチー
列
ケレイデレン
兵陣
ツルーブ
戰陣
リニー
小部
魯多　三人（十二魯多、爲一百列屯）竪列する者。
半部
セクチー　十八人（百列屯の二ツ割）訓云八魯多より成る。
大部

百列屯　卅六人（八九百列屯、爲一拔太耳龍）、三人ヅヽ並ぶ隊伍の名。

大隊

拔太耳龍　㈧二百二十八㈨三百十五（或云四百人より五百人に至る。二拔太耳龍爲一列。業綿多紘、云一バタイロンは、八百名より一千名に至る。）

軍隊

列業綿多　㊥五百七十六㊫六百三十（或云五百七十八より六百四十八に至る）。紘云バタイロン二隊三隊を合する者を云。

甘巴尼海

コンパグニー　道軍勢の一の組凡そ百人を云ふ、（或云二百列屯を合したる隊、一に石飛勢と云。紘湿弟の條云、百九十人を名て爾云。）

チライルレウル　一人ヅヽ進み射砲する隊の名。

小隊

ジヒシー

石飛勢　甘巴尼に同じ。

エスカドロン、一エスカドロンハ、百二十騎より百七八十騎に至る。八紘

ドラコンデル　時宜に隨て或は騎し或は歩する兵。

八紘埤興

ヒユサレン　輕騎兵隊の名

テレイン歩兵　テレインハ行列の義。

ピヲンニール　城寨下に地道を穿つ兵。共十八紘

コルホラール　歩隊の長、佛蘭私にては九年歩兵を勤るもの此職に任ず。

セルジアントマヨール　小吏の頭ならん。

コロネル　軍頭。

ロイテナントコロネル　大隊長。

アジユウダント　敎佐

アジユウダントオンテヲツヒシール　敎職

カピテヰン　小隊長。

バタヰルロンスコムマンダント　大隊司令官。

第一ロイテナント　大部長。（調云、其率長位亞甲比丹々々缺則代領二其職一）

第一　ロイテナントコムマンダント　大部司令官。
オツヒシール　訓隊長

ヲンデルオツヒシール　訓小隊長
ホーフドオツヒシール　訓上將

暦算全書			新舊地球圖譯			
白羊	内十三	外五	牡羊	十八新	廿二	婁宿　左更　天陰
金牛	内三十三	外十一	牡牛	四十	四十二	天高昴宿　畢宿天節　五車之五　天關　天廩
雙兒	内十八	外七	雙生	二十八	三十	北河　積薪　天罇　五諸侯　井宿
巨蟹	内九	外四	蟹	十二	廿五	鬼宿
獅子	内二十七	外八	獅子	三十四	四十三	軒轅自第七至十七　大微之西垣、明堂三星、靈臺酒旗、五帝座
列女	内二十六	外六	處女	三十七	四十二	大微之東垣、角宿之一二、亢宿　則室女宮
天秤	内八	外九	天平	十	十五	氐之一三四
天蝎	内十一	外三	天蝎	十八	廿九	房宿　心宿　尾宿
人馬	三十一星		半人馬	廿八	卅六	箕宿　斗宿　建天淵　狗國
磨羯	二十八星		石牡山羊	廿三	廿四	牛宿　周秦楚　壘壁陳之一二三四と增星（壘當作壘）
寶瓶	内卅四	外三	水人	四十一	四十四	女宿之一二、虛之一、危之一、墳墓、羽林軍北落師門

一雙魚　內卅四　外四　雙魚　卅二　卅九　霹靂　外屛　右更　牛宿之中、外屛七

右十二宮共三百四十二星

一等五　二等九　三等六十四　四等百卅四

五等百零六　六等廿九　昏者三　右十二宮舊共三百卅一星新共三百八十九星

黃道以北

小熊　內七　外一　八句陳帝大子

大熊　內廿七　外八　卅三新六十北斗內階文昌三臺之類

龍　三十一星　卅一　三十四　天棓

黃帝　內十一　外二　婦人之父　十三　四十八　天鈎五　造父　螣蛇　天皇大帝　五帝內座

守熊人　內廿二　外一　廿四　四十三　大角　左右攝提　天槍　元才　招搖　梗河　七公

變名、亞兒古多係刺斯、是係河氏斯逐牛古圖。如農人新圖、牽二獸之象。

北冕旒　八星　九　八　貫索。

熊人　內廿九　外一　野人　卅一　四十四　河間　晋魏趙九河山中

古圖持樹枝新持三頭蛇　帝座、天紀、女床、七公、天棓

琵琶　十星　落鷲　十一　十四　織女　漸臺　輦道

鴈鵞　內廿二　外一　鵠　廿一　三十五　天津

岳好　十三星　后宮　廿七　三十七　王良策　閣道

大將　內廿六　外三　王衆　廿四　三十五　天船　積水　大陵　座中之星

御車　十四星　　車夫　二十一　三十三　五車柱

即運送車

醫生　内廿四　外五　　捕蛇人　二十一　三十六　宗正　宗人　斛　斗　列肆之二　天市垣之梁

楚韓　東咸　燕

毒蛇　十八星　　蛇　十七　十七　天市垣之鄭　周秦蜀

箭　五星　　箭　五　六　左旗

日烏　内九　外六　　飛鷲　廿一　十九　右旗　座中及河鼓

魚將軍　十星　　仁魚　十　十三　瓠瓜　敗瓜之二座

駒　四星　　牝子馬　四　四　司非司危虛二

飛馬　二十星　　飛馬　十八　廿八　危之三二、雷電室之一二、壁之一、離宮、

公主　二十四星　　婦人　廿三　四十四　壁之二、奎之四五六九、天厩

天大將軍

三角形　四星　　大三角　四　六　天大將軍

右二十一座　　婦髮　十三　十七　即位之座

以上在北者　三百六十星　　王之盾　五　九　大陵之五六七八及積尸

一等三　二等十八　三等八十四　四等百七十四　五等五十八　六等　十三　昏者十

以上二十三像者、西洋所測定、黄道以北之星

舊三百九十四、新五百九十。

外有一兒之像、入新增中。

元祿十三庚辰西洋學士搖掩企期係係極斯新增黄道緯北之星像畫圖所未載

小三角　三　婁之北增
北蠅　四　胃宿之一座
假墨魯吧兒大爾斯（カイーロパルダルス）　二十八　紫微垣及六甲四輔
禮印斯（レインス）　十八座　簱北增
禮阿米老兒（レチミノル）　十八　勢
假企斯火那趾是（カチスヘナチーシ）　十　常陳東增
假剌（カー）　十星　常陳東增明者常陳之一
孟斯瑪那爾斯（モンマナルス）　六　氐北增
西兒伯兒斯（セルヘルス）　三頭之蛇形四　帛度屠肆之類
斯古刀謨素必是亞双謨（カクトムソヒツシアヌム）　六天辨座中之星
安趾花烏斯（アンチノウス）　譯小兒五新十九、女宿之三四、右簱天桴之類
富爾伯古剌（フルヘクラ）　十八　輦道南增
剌西兒大是係斯的哩阿（ラセルダシーヘテクチ）　九　車府座中
安斯兒（アンセル）　五　河皷北增

右十四坐共

土石區別

キイセルアールド珪土　此種類に屬する者は、十三品
ベルグキリスタル水晶　ゲメーンクワルツ
ヲニキス
コルナリン　ヲパアル　ペツキステイン
チリペル　ボキムステキン浮石　ヒユール
ステキン火石
ヤスピス碧玉石　トパース　ラシユールス
テキン濃青石
ガラナアト瑪瑙
シルコヲンアールデ　此に屬する者は、三品
ヒアシント　シルコヲン　サルゴン
トヲン一名アロインアールデ礬土　此に屬する者
は、　十九品
サヒイル青寶石　ロベキン紅寶石　チユルマリン
ホレヲルンブレンデ　シキルレンスパート
グリムメル一名ミカ雲母

ヘルドスパート野鑛　ポステレインアール
デ陶土　レエム粘土
ケレイ　アロイン明凡　シキイヘル
レイ雨畑　スレイプ一名ヘットステイン脂石
スペツキステイン
ロヲデアールデ赤土　ゲエレアールデ黄土
グルウネアールデ綠土
バサルト鮓答　開宗には尿石及鮓答は諳摸尼亞
燐酸苦土とあり。
タルク金雲母　一名ビツテルアールデ苦土　此に屬する
者は、　五品
コロリット　タルク金雲母　ポツトステ
イン
メエルスコイム　アミアント石麻　火
浣布は此石を以て造るなり
カルキアールデ石灰土　此に屬する者は、十三品
コヲルシユウレカルキ即キルキスパート石灰鑛
ケレイト白堊土

マルソル大理石　メルゲル　磁器陶器は此土を以て製す。

ズワフルシユウレカルキ即ギプススパート石膏

アラバステル陽起石

フルウイアールデ紫石英　スパートシユウレカルキ即フルウ井スパート

ホスホルシュウレカルキ　アパチス

ホスホルカルキステイン

ボラシアート　シネラフルロヲグシユウレカルキ蓬酸石灰

ストロンチアールデ　此に屬する者は、二品

ストロンチアニト　カエレスチン

スワアレアールデ重土　三品

コールシユウレバリト炭酸重土　スワールスパート

スワアルレエフルステイン

ゲメングデベルグストッペン混合山物　一品

カラニイト　此レ「ヘルドスパート」「クワルツ」「グリムメル」の三物を以て造成せり。

右元質八品、屬質五十九品。

酒石（ダルタリユス）　酒酸加里赤白の二品なり　開酸性酒酸加里

酒石英（ケレモルタルタリ）　即純清酒石　酒石の純粋なるもの

酒石羅讃

純精酒石英（サルエッセンチアリスアシダームタルタリ）即酒石酸　又酒酸加里の酒石酸剩多のもの

の（開）全酒酸

孕礬酒石（タルタリユスヒツトリテル）　覇王鹽（サルポレキレスト）　二品共に硫酸加里

孕鹼酒石（タルタリユスタルタリサチユス）　酒酸加里の加里多く且酒油を含むもの

開酒酸加里

酒石葉（アシジユムポツスアス）　酒石葉液（アルラホリ）　醋酸加里（アクタカリ）

酒石鹽（サルタルタリ）　加里に些少の酒酸を含むもの

孕蓬酒石（ケレモルタルタリソリユビリユス）　蓬酸加里　酒酸曹達　酒酸

（開）酒酸加里曹達

蓁原（ハイバラ）　榛野（ハンザワ）　福當（トンダ）

総村（ヘソムラ）

豊島（トシマ）　龍神（リウジン）　額田（ヌカダ）

櫟木（イチノキ）　纐纈（ハナブサ）

一宮喜（イグセ）　一万田（イマダ）　一風迫（イチノハザマ）　一噌（イツソウ）

八角島今作博多　入西　入戸野　入善　八月朔
日　八朔　十時
土師　千田　千野
五百井　百百棲今作魚住　五十幡　戸次又作別宮
日置　戸祭　井石
石年　石谷　平群　外池　外町　北向
池尻　伊庭　伊南　伊北　印旛　印南
印東安口　羽太　西大音　西牟田　西大
條
忌寸　忌部　初鹿
居初　板部岡　長南本字聽南　長北　知夫
知久　沼間　沼垂
南淵　垪和　背評
家城　家所　祝部　迹見　馬喰田
常葉　常田　敏馬　問叶
揖斐　菴原　間人　間　喰代　番長
等々方　温井
齋部　飯河　頓宮　新宮　新堀　圓滿

即實生也
朝鮮國　新羅、百濟、高麗、今合曰朝鮮。其先箕子封于此。明太祖洪武三十年、依高麗王顓之請、詔更國號於朝鮮。本邦對州より四十八里。
地名箋云、日本より西南にあり、廣さ東西七八日程、南北十二三日、水田一年再收、正月に蒔、五月に刈、七月蒔、十月に刈。

釜山海　慶尙道　忠淸道　全羅道　黃海道
江原道　京畿　平安道　鴨綠江漢鮮ノ界
咸鏡道
女眞兀良哈境

龍屋敷　坂野源吉河常より承る。
七月八日戸川量平より　尾州石河某家來大脇道助
水野土佐守新宮へ行造船致店
薩藩　田原直助
象山贈吉田生詩生名義行

之子有靈骨。久厭鷺鷥群。奮衣萬里道。心事未語人。雖則未語人。忖度或有因。逆行出郭門。孤鶴横秋旻。環海何茫茫。五洲自爲鄰。周流究形勢。一見超百聞。知君貴投機。歸來便及辰。不立非常功。身後誰能（一作爲）賓。

嘲大學頭

一代儒宗名望虛。折腰犬豕意安舒。莫言隔海同其族。輸負滿淸林則徐。

礟卦


兌下離上

礟。貞厲。大人吉无咎。

象曰。礟。睽也。火輕而上。金重而下。二物之性。睽而不相濟。故貞厲。內說順而外文明。柔得中而應乎剛。是以大人吉无咎。欲出而入之。欲前而後之。欲伸而屈之。睽之用大矣哉。

象曰。金上火興。礟。君子以警內威外。初一。習有素。往何咎。

象曰。習有素。其志善也。

次二。見日。烜々。履道坦々。悔亡。

象曰。見日不烜。履道不坦。未免悔也。

次三。眇能視。跛能履。能履。焚如。死如。棄如。

象曰。眇能視。跛能履。不可以有。棄也。焚如。死如。棄如。其既自取也。

次四。行豫。大其舟。利以禦寇。以征伐。

象曰。舟不大。冠未可禦也。

次五。易故以新。己日乃孚。終用譽命。

象曰。終以譽命。明功也。

上六。固守其故。貞凶。

象曰。固守之凶。不知變通也。

傳曰。古者弦木爲弧。剡木爲弧矢。弧矢之利。以威天下。後世知者。易之以礟。鑄金爲彈。合藥火之。碎堅及遠。以示有備。外邦以畏。中國以肅。蓋取諸睽。

衣至骭袖至腕。腰間秋水鐵可斷。人觸斬人馬觸斬馬。

十八結交健兒社。北客能來何以酬。彈丸硝藥是膳羞。
客若不屬饕好用寶刀加渠頭。和哥沙醫生内黄散人、

海綿は舶來の者極て軟なり。師說云。曾て書を看る間 beridende (bereidende?) Spons の語あり。其後紐氏府韻を初、種々の書討索致候得共。海綿製法を載る者なし。製法は恐くはポッタアス水にて洗ふ位の事なるべし。又紐氏海綿之條に云。海綿軟者、難獲軟者、多産於海底故也、と云々。然らば我邦海綿の踈剛なる、蓋し淺所に採るに依るなるべし。甞て硝酸に浸し、ポッタアス水に漬し、又槌打せしに曾て軟なることなく、却て片碎迸飛するのみ。則知我邦の海綿は其質洋綿に異る事を。又云海綿は一種の植蟲なり。

セームレールは凡そ刀鋏を拭磨するの革なり。以前は來舶甚少し、近叢頗多し。蘭物屋貯て、之を鬻ぐ。大なるもの、一枚二尺四方位、價二兩許なるべし。此革拭磨に極て妙なり。

全文を形容詞に因て略する四法、

二三の全文章同一樣の動詞を持ば、次文以下之を略す。

數個の全文、一個の主と諸種の動詞を持ち、及の字を用て、相綜合せざることを得ざるときは、形容詞とセエンと云動詞を有する文に於て、是動詞を略す。

主部或客部ジイ」ウユルケと及びセインなる動詞を具へる註文を要するときには、動詞及び代名詞を略して、單に形容詞を用ゆ。

omdat is (dat is? 即チ)

全文の主部を擴長延增する法。百六十三章

第一 形容詞を置く。

第二 一格或二格の實詞を用て詳解す。

第三 間文を用ゆ。

第四 上則を併用す。

或は第一と第三と併用し、或は第二と第三を併用す

所分詞に因て重文を單殺する法六道。

所動詞及セキンなる動詞を有てる文章を單殺す。

第一、In droefheid verzonken, hield zy hare oogen op den grond gevestigd; d. i. zy was in droefheid verzonken en hield.

（彼女ハ悲歎ニ沈ミ其目ヲ地ノ上ニ据附ケテ保テリ）

主部或は客部の註文、關係代名詞、及びセキなる動詞を有する者を單殺す。

第二、Werkzame lieden, op him onderwerp ingespannen, zyn doorgaans koel voor alles wat daartoe niet behoegt. Voor werkzame lieden, die op hun onderwerp ingespannen zyn enz. Men Sleepte hem gebonden voort; d.i. die gebonden was.

（勤勉ナル人々其役務ニ服シタル時ハ通常凡テ之ニ附屬セサルモノニ對シ冷淡ナリ）

夫人久饑渴。易爲充飽。　　馮異語。癸未更始元年。

明律譯義

享保五年二月高瀬喜朴に命じて明律譯義を撰せしむ。當公樣（有章君）御弱年より常に大明律御好被成、御暮御覽被成候と云事。（太平年表）

景岳　陸雲盛德頌序云。四海之內。莫不企景岳以接群。望廣川而鱗集。
陸沖雜詩云。景岳造天漢。豐林冒市岡。

海嶽　鮑照喜雨詩云。平瀧周海嶽。曲潦溢川莊。
又河清頌云。澄波海嶽。鏡流悠山。
徐陵與王僧辯書云。公履忠弘孝。冠冕縉紳。化感雲洞。量標海嶽。
王維詩云。高情浪海嶽。浮生寄天地。
李白古風云。藥物秘海嶽。採鉛青溪濱。葛長庚太平興國宮記云。曳玉銖之袂。服海嶽之衣。米友仁贊云。巖君○○戲自寫像。無住臨移。妙出心匠。此謂米芾

章斌　宋書樂志云。公卿奏曰。夫歌以詠德、舞以象事。於文武爲斌。兼乘文武。聖德所以章

明也。臣謹制樂舞。名章斌之舞。

斯布禮建度實爾　人を云ふ赫貌塿斯(ヘブレウス)語にして、活物中のよく言語する者と云義なり。

面斯人　羅甸にては智慧を面斯と云、都兒格にては默諸斯と云ふ、

滿　男　上古薩屈(サックセン)生語に瑪南(マーナン)と云詁あり、此より出たるなるべし、瑪南は思慮と云が如し、

列氏寒暖計

血溫　九十六度　暑熱　八十度　溫暖　六十四度

中和　四十八度　氷點　三十二度　嚴寒　十六度

又司天局製符

沸湯　二百十二度　甚暑　九十三度　暑　七十八度

中數　六十三度　寒　四十八度　甚寒　三十二度

大暑八十九度（立秋、處暑、白露、秋分、寒露、霜降、立冬、小雪、大雪、冬至、小寒、小暑、夏至、芒種、小滿、立夏、穀雨、清明、春分、啓蟄、雨水、立春、）大寒三十度

血の倘溫なる者清水より重して、比例千五十或千百と千との如し。依百。

朅石(ブロインステエン)　小誌　一夥(ヒトクミ)　仝上

北墨合衆國　軍艦の數七十六隻、目今倘更に建造す。陸軍は甚少し、其常備の兵隊七千五百九十人に過ず、但し百五十万の兵を出すべしと云へり、然れども常日警備存するには非ず其商舶の數、千八百四十九年嘉永二年に於て一千八百隻と云へり、

日月燈。江海油。風雷鼓板。天地間一大戲場。堯舜且湯武。末桀紂淨丑。古今來許多脚色。康熙帝

◎藜園遺稿

藜園遺艸引

橋景岳爲ニ余侍臣一矣。懐ニ慷慨一而有ニ大志一。常喜レ詩好レ文。有レ暇則必述作焉。得レ罪遭ニ典刑一矣。距レ今十一星霜。頃聞其友集ニ遺稿一以欲ニ上梓一。求ニ題辭一。余喜ニ其志一。速摘ニ正氣歌語一。記ニ淸操氷雪四字一。以與レ之。余以爲。古今懐ニ慷慨一者。皆出ニ同一轍一。時窮節乃見。允然矣。

明治二年歲集屠維大荒落。冬十一月十四日。於ニ東京磐橋邸一。大學別當慶永。

藜園遺稿卷一

越前　橋本紀　伯綱著

寓感　十六日。聞ニ近事一有レ感。而事涉ニ忌諱一。不レ可ニ漏洩一。賦レ此以志ニ吾悲一。

豹留レ皮人留レ名。死無レ所レ留同ニ貍鼪一。死生一間耳。身後分ニ辱榮一。所ニ以豪傑士一。愛レ名不レ愛レ生。秋蘭與ニ雪竹一。動易レ招ニ凌轢一。爲レ易レ招ニ凌轢一。不レ肯ニ學ニ榎櫟一。天道固如レ夢。此意何處覓。此意不レ可レ覓。悵悵爲レ我感。君家門地淸。君資如ニ甚梅一。一朝遭ニ風雪一。凋殘今人哀。凋殘豈可レ哀。定命不レ可レ猜。與ニ其爲ニ瓦全一。孰ニ若爲ニ玉摧一。

詠史

優柔固易レ啓ニ爭端一。儘武今猶立ニ上罡一。牛李升沈明ニ曲直一。曹劉割據別ニ賢姦一。潚各嚴霜負ニ甘雙一。霜壓ニ蒹葭一鴻雁寒。前代金枝寄ニ奴計一。太根由底奏山安。

風雪圖

風日蕭蕭窓模糊。滿堂栗烈粟生レ膚。人間六月寧有レ此。壁掛風雪蕭悲圖。菰蒲聲乾水流涸。隔岸叢樹有又無。吾聞楊子華馬黃筌禽。心匠能奪天機深。又聞大同殿壁思訓筆。明皇夜夜驚ニ水音一。斯圖恐亦足ニ相配一。作者誰氏世何代。欵識滅去無ニ甲子一。知非ニ幹近名手蹟一。江都炊煙卅萬家。不レ過ニ勢炎一則狹斜。名手渾向ニ此中一住。誰到ニ幽奇一首自爬。安得ニ胸貯ニ淋漓墨一。揮向ニ練素一生ニ秀色一。自レ披ニ此圖ニ三十日。令ニ我恍在ニ越山北一。越山天地長淸涼。水江江兮山蒼蒼。朔風三冬吹ニ飛雪一。幽奇匹似ニ圖中望一。宦游身如ニ蛇失レ穴。每レ憶ニ家山ニ腸欲レ裂。都下炎塵滾滾底。

且倚一幅醫内熱。

論文

先王重仁政。盜賊施桎梏。漢高稱寬大。三章存盜律。後來唐宋明。原情條例悉。幸哉近世儒。求遇法術詰。文章本公器。孰料爲詭術。君見淮北枳。即是淮南橘。又見王景興。竟逢子魚實。古人學古人。特操恐或失。不願爲其奴。唯欲爲子姪。奴也雖賤役。猶非盜賊匹。

示矢三宜

天倒銀河洗鬱蒸。園林向晩爽凉澄。獨將雙眼空千古。相照兩心明一燈。淸士貴通懷曠達。謫官慣懶髮鬅鬙。開樽且把君衣坐。露竹梢頭看月升。

詠懷

秋光日悽惻。流景悲游子。我有黃髮親。孝養合惜晷。只爲甘旨資。踉蹡就祿仕。白雁自北來。仰視憶桑梓。桑梓阻且遙。雲山千餘里。雲山渺愁人。徙倚臨沼沚。灼灼芙蓉花。經霜失嫣旎。中懷與誰言。秋風波夕水。

八月十一日。故參政平岳君小祥忌辰也。愴然而賦。

童丱記人道。蚤知君良循。弱冠登仕途。承敎亮諄諄。古韻如韶獲。鏗鏘自有文。蹇諤竭匪躬。所見勝所聞。修身敬忠恕。奉公淸愼勤。求諸古人內。君應周含倫。何如白日下。虎狼斃斯人。我公歎失艦。吾亦若喪親。星霜倏一紀。坐感年華遷。剡値搖落候。凄風正傷神。憶曾同寮署。淸暇論典墳。考古君所長。啓發一賴君。舊典審沿革。漸窺皇道純。今也誰適從。皇皇復迷津。雄藩雖多士。所闕乃臣鄰。邦政儻有闕。誰敢力列陳。公義與私情。心緒亂紛綸。靈魂安何處。灑涙號蒼旻。

寓感

回也簞瓢空。樂道以忘飢。微禽啄紫椹。喈喈鳴桑枝。悲天一飽志。身外無所知。夷齊果何者。千載爲人師。寄傲南窓下。境味頗相宜。時節尚淸

和。水晶花滿籬。微飂薰淺醉。高歌聊自怡。富貴信浮雲。宣尼不予欺。

又

梅花三百樹。香風繞我家。黃昏靄靄月。模糊涵素葩。時招素心友。撥醅話桑麻。舍南潺湲響。一水劃世譁。自我縻好爵。而今役官衙。此境雖非遠。思之若天涯。

矢三宜招月軒

我嘗欲生盤古氏之前。試觀混沌未判鴻濛天。又欲手攜紫簫駕鵬翼。周流五洲。窮南北之極。自誤落人間。火食歎寒饑。凡骨疎道緣。蕭條心事違。平生傲睨不世屑。衡門久絶長者轍。君在儒林稱巨擘。翻與狂夫交情結。羨君好古通典墳。羨君揮筆掃千軍。羨君丰韵清秋水。歎君獨鶴立雞羣。君言須彌容芥子。湖　受濁水。俗士詎汚我。吾樓風月美。我昔賞月登此樓。驪龍吟淵馮夷愁。樹蒼沙海氣寒。萬里風煙淨素秋。屈指此游過五歲。始信人世夢裏逝。半生壯志空蹉跎。剩冒萬死在遞繫。君身何由待清福。日枕詩書鼓棲宿。換骨登仙應非難。寧論文章脫俗肉。嗚呼丈夫達則兼濟窮善身。不爾幕天席地傾芳醇。此樓猶展許再過。從君招月論世心。

送人

浥浥行多露。憐君獨自歸。十年交友盛。四海相知稀。停馬看紅葉。伴雲依翠微。自今孤枕夢。應落舊漁磯。

夏菊

不待秋風至。還憐夏日長。嫩叢漂鴨緑。細蘂簇鵝黃。既免杏桃妬。亦先蘭蕙芳。北窓高臥處。不斷送清香。

寄長谷部脩齡

人言姿態類鍾馗。寧識鐵肝眞禦魑。菩薩勢窮還做鬼。馬蹄事蹟却憐癡。三諫母惑曾參殺。百錬獄成蘇軾詩。守口如瓶能記否。青囊靈藥向君遺。

甲寅六月。福城大火。市廛半燼。余家亦罹災。作一律以自慰

雲色晦冥風作顏。紅煙漲起萬家灰。文章嘗信招人嫉。愚懶寧圖來鬼災。玉屑從今混燕石。焦餘何地認琴材。世間禍福塞翁馬。心事無如付綠醅。

贈南陽父執昆斯病學者。以謝恩

總角拜君顏。成童勞君誨。弱冠忝君交。疎狂誤被愛。君愛日夜深。厚誼徹肺心。巇路賜鞭策。夷途蒙誡箴。吾脚雖跛躄。所以不僵蹶。恩義誠如是。欲謝奈口訥。淸士不好貨。高人嫌諂諛。錦繡非可贈。其敢須貝珠。吾家無長物。災後轉蕭槭。書笈兇烏有。中存一箇冊。冊乃昆氏著。議論極詳明。畀此呈左右。禆君方技精。君技能通神。君應保眉壽。白首執杖屨。隨君醉杏園。

題蘆雁圖

雪重翺翔不自由。蘆邊好作稻粱謀。憑君休向深塒叫。恐有洲陰客繫舟。

讀地理全誌。書其後

九州之外有八埏。八埏之外有八紘。名山大川相通穴。此皆臆度論未精。弱水渺茫三萬里。飛廬何人達蓬瀛。赤縣文儒多空誕。實測豈容歐人贏。歐人藝術巣巧緻。就中最推長航行。艦大如城檣如塔。蹴破洶濤雄於鯨。所到風土仔細檢。竟云地體圓如橙。氣水環繞如畫白。人獸禽鱗其中生。建洲維四別東西。四洲各自爲政令。東西古今幾衰興。曩時東旺今西勃。於乎一自方士誑秦政。漢唐天子倘餘酲。黃金丹砂亡是事。世間烏有芙蓉城。長生不死不可求。天道禍淫善降禎。綢繆未雨乃古訓。如今神州唱泰平。神州泰平等唐虞。凡百君子莫忘兵。

淮南子云。九州之外有八埏。八埏之外有八紘。八紘之外有八極。八極之廣。東西二億三萬三千里。南北二億三萬一千五百里。河圖象云。崑崙山爲天柱。氣上通天。崑崙者地之中也。地下有八柱。柱廣十萬里。有三千六百軸。互相牽制。名山大川。孔穴相通。神仙傳云。謝自然汎海求蓬萊。一道士謂曰。蓬萊隔弱水三萬里。非飛仙不可到。

癸未正月二日雪

東帝靳人花信遲。工天一日倣春嬉。巧飄點點霏霏物。能作斜斜整整姿。飛去擬梅梅不妬。照時欺月月將疑。林梢漸遲晚風急。歸鳥驚迷舊宿枝。

春草

雨入燒痕生靑煙。粧點春光到池邊。社前社後

燕羣掠。楚甸秦原牛穩眠。佳人張宴列玉轟鬪芳賭釵不設氈。落日荒煙舊時恨。細雨斷魂今時憐。或言此物類小人小人有才不必指君不見自古峩冠博帶多詭道。草中却有指佞草。

屛居漫作

孰若吾園三尺平。人間到處悉峥嶸。靈苗毒草不須刈。付與春風自在生。

落花

彫紅刻紫太辛勤。一夜匆匆斷送春。粉黛色愁鶯羽雨。泥濘香襯馬蹄塵。飄零自古皆才子。薄命于今是美人。惜別慇懃逐蹤跡。狂風吹去過西隣。

無題

三尺條科日月明。恃才馬謖奈違盟。街亭一敗誅無赦。諸葛元來匪薄情。

山居雜詠

羣芳次第上來場。排列紫紅春事長。冷郄金爐風趣甚。幽栖三月不薰香。

又

虛白窓櫺近紫扉。開山野鶴日相依。早晴低砌霽牀冷。夜和天風讀道書。

徐枋

秦餘山裏避塵喧。不許達官過我門。甯守園此乾淨土。盡蘭無地托芳根。

新夏

木石安排箇箇宜。從渠喚作好園師。晚來甚有快心事。移竹恰逢疎雨時。

讀理琴如理身說引贈矢文叟

音之雍雍可以守眞。聲之關關可以修身。上聞下方法天地。大紘小紘象君臣。昔庖犧氏創斯器以訓萬民贊至治。傳到中古猶亦然。弄爲玩戲非聖志。其德通神明。玄鶴舞兮白鵠翔。其寓倫理樂。高山流水契不忘。我元迂儒無解趣。雅操正聲性所慕。嘆雅君先獲我心。理道與眞細曉諭。一誦瀟灑夜生涼。再誦爽籟鳴虛堂。三誦掩卷坐歎息。窓外依稀吟鳳皇。

哀雀

啾啾復喈喈。麻雀訴吾側。既無如鐵嘴。無復凌雲翼。朝啄數粒粟。暮寄檐瓦息。口腹不累人。努力食我力。矧乳斯四鷇。未至傷彼稷。軀雖誠么麼。心自辨白黒。入幕助王孝。嘲環答楊德。痛哉翅啄脆。動爲強之食。高則有烏鳶。卑則有矰弋。攫吾充饑吻。焉足谿壑塞。籠吾供游玩。囿廉金翠飾。玄樞非可議。禍福竟難測。吾亦傷弓禽。對此熱胸臆。天定雖勝人。人多天或忒。爾生猶可慰。蓬蒿有樂國。且見人間苦。到處多鬼蜮。

睡起

掃蕩睡魔茶策勳。支頤虚室誦玄文。猶餘一點機心在。也就松陰觀蟻軍。

暑夕乍涼

何來爽氣上欄干。掃斷炎蒸冷素紈。風意乍過深竹淨。月聲全入響泉寒。聊偕一醉琴樽樂。能遣千憂胸臆寛。停盞陶然觀物象。孤雲帶雨入煙巒。

論文

狐精化處女。羊質蒙虎皮。秦鏡一照下。妖魅無所施。古文多妙詣。本由性情奇。孫武傳兵法。孟軻憂道衰。因秦韓非憤。慮漢賈誼悲。悶爲龍門史。傷爲河梁詩。滿胸蓬勃氣。根觸不自持。所以光焰長。其文千古垂。腐儒暗達理。兀兀撚寒髭。咿嚘檢故紙。修飾喜自欺。心手勞掠摹。浩氣儳焉飢。瓶花不耐輝。香色俄頃萎。綴綿非不繡。其奈針縫疵。楊雄摹六經。不免優孟嗤。王通擬論語。竟蒙王莽訾。賴此謀不朽。寧非狂而癡。卓哉昌黎翁。後起談笑麾。陳言務是去。一語乃吾師。

謁新田墓。弔源左將公。

白羽高鳴日沒光。殺氣壓陣飛龍僵。錦囊横胸裹有字。曰討賊事一煩卿。鼠輩相顧誇斃將。檢出眉間舊痕傷。或曰闘智闘勇優劣判。公也恐輸仙山算。或曰公世將家名族冠。不有代主一死漢。嗚呼成敗論人自古然。何知死生皆係天。海枯見底混沌死。是非顛倒天成淵。失士獨免非公志。撫

下奉上弗貳事。故當天子詔召急。死一而已寧
死義。沙陀尙愧主劫遷。何況公家忠貞全。乃弟信烈
子存勗。曷堪鑾輅屢蹁躚。彼哉朱家攫鼠鳶。鳶生
鵄鴞鴞化鋌。九世大盜天所殛。覇圖遂歸公裔賢。
安公思祖欽英迹。紀績煌煌表貞石。丕哉吾公承
前烈。嚴禁樵采勿狼藉。歲時肅祀擧曠典。兒童
走卒識順逆。微臣砮齕誦公史。今日始來墓下跪。
松柏無枝向北風。碧血繡苔土花紫。年華水逝星
霜換。遺鏃猶時出隴址。當時廟議如奔波。公輩呑
志空蹉跎。叡山誤納姦賊降。洛陽之幽　帝恨多。
密詔遙下天夢夢。公也雖忠如天何。嗚呼公也雖忠
如天何。

蕃山熊澤先生手簡歌

徠翁咬豆好詈人。詈倒今人及先民。不詈獨有
吾熊子。且贊其才許經綸。自從元和初偃武。藝
林如雲又如雨。一枝健筆媲韓蘇。萬斛珠璣壓李
杜。熊子不肯于玆爭。槃錯聊試才縱橫。馬臻立
湖興水利。革丹勸農又建黌。此書即是熊子作。
天眞爛熳無彫琢。天閒騏驥脫玉勒。高翥白雲不
可搏。說母說弟兼規友。平生性情視約略。間說
其學出伯安。持己接人有矩矱。憶昔烈侯銳意
治。誰爲之輔爲之師。維時熊子參密勿。贊大籌
地運心規。想見獻替眞此似。修華歸實誠外賦
聖道由來無妙訣。吾於此書多所思。徠翁筆札亦
妙絕。一時擅坫稱雄傑。失足權門心早飢。嘲人
却被人慢媟。何若熊子骨鯁強。晚節受屈節愈烈。
書兮何剛毅。即是熊子浩然氣。書兮何雄恢。即是熊
子經濟志。

詠懷

披卷坐書窓。憂來倏沮怛。丈夫素有志。不在
求紫綬。燥髮誦詩書。捐捐鑽研久。聖泯大道亡。
蚊蛙譁萬口。秋風何地來。蕭索吹疏柳。我憂無
可解。廢課還呼酒。北山如有情。粲然當戶牖。
其下神龍栖。有淵寒且瀏。欲往而從之。水深不
可狃。

寓感

帝居杳何許。天門徃自捫。天門鬱岧嶢。虎豹其旁蹲。虎豹罔靈性。閽深不通言。陽花滋榮耀。陰草易黄昏。哀哉此惸獨。難荷皇天恩。太陽雖至公。竟不照覆盆。

又

草木雜枳棘。獸畜産虎兕。堯舜雖大聖。四凶逞奸宄。茫茫古來今。邪正互紛起。化序改榮枯。氣運成終始。水本無心流。山唯默以峙。至人樂玄理。湛然忘悲喜。癡矣秋陰蟲。抵死啼不已。

又

秦皇拂胡虜。威武震絶域。漢武崇六經。化爲詩書國。盛業耀日星。天地爲生色。鄙夫娟人美。彈劾誇一得。騏驥騁峻坂。蟻垤躓且踣。鴛鴦駕閭風。誤鍛凌霄翼。千古腐心事。緬懷浩大息。悲哉眞英雄。幾許死縲紲。

又

燈寒影吊形。抱膝作楚吟。璧懸一管笛。眞賞俟知音。知音信寂寞。人世風塵深。遙想淸霜夜。群壑極幽尋。試臨百尺潭。吹起蟄龍心。

又

麟哺珍悦口。蜀錦麗奪目。物貴還疏用。亘代布與穀。生人固多欲。要在飽口腹。鴻雁謀稻粱。麋鹿游山麓。品類遂其性。各自全天祿。天祿不可借。借之即殄戮。如何胡椒實。積至八百斛。

高輪

漁火遙遙小似星。暗潮作響嚙沙汀。白蝦紫蟹秋光老。買醉人多在水亭。

秋日寓居

芸窓虛敞雨徐收。蟲語晝聞知境幽。世事隨緣推換了。今年秋不去年秋。

賜觀公自著洋貨譜敬賦

去年正月降嘉命。命各有士議夷情。維時公首論換幣。意氣揚厲辯風生。滿城岳牧孰解事。千百羣中龐三二。公識龜卜腸鐵石。言出其位無所忌。唐家權臣逞搏噬。內有長舌誇小慧。間人骨肉危人國。奚唯小費愆大計。七月星落黑太虛。魍魎自

茲恣噫噓。朝野淸流一網盡。盛名古來稱難居。公既負罪絶世務。對山樂水守雅素。雖有聰顧淚未涸。閒勞手筆譜泉布。皇經蕃緯比例諦。登用載月細疏註。書成特命賜臣看。臣紀閱畢愕大觀。魯英佛米品皆具。良窳純雜非一端。花紋人面背鷄鸞。碩輪荷葉小彈丸。聞說方今瓶互市。金賤銀貴價叵擬。彼我損益日囂爭。改鑄之議籍籍起。哲人知幾昧者疑。久矣遠圖不行時。於乎譜也奈汝何。俯仰今昔增我悲。

大石良雄

君恩山重命毛輕。興復主家臣素情。已斬大仇臣願遂。恨教臣輩得忠名。

菊

簇白攢黃故麗明。偏憐花色適吟情。蕋含玉露姿添艷。叢帶金風香益淸。盃裏蘸蘭可知己。庭前松竹是同盟。由來隱逸本君志。不競靑春桃李榮。

湖村月夕

蒹葭籬落竹菰門。薄醉陶然坐小軒。飛鳥還林雲入岫。淸風明月滿湖村。

初冬閒居

我愛吾廬好。冬來興轉餘。遙巒宜見雪。近水好釣魚。排悶何須酒。銷閒賴有書。偶然吟意動。擁被出茅廬。

初夏即事

殘花紅作席。茂樹綠連牆。茅屋無炎暑。風窗有午涼。蟬聲槐葉裡。漁艇柳塘傍。倚几敲詩句。閒消夏日長。

寄長谷部脩谿

交誼豈因杯酒歡。商量吏務共披肝。楊炎設法非爲虐。子產臨民寧尙寬。雪夜擁爐論道邃。春園賞月惜花殘。荊公未免迂儒誚。愬借周官仔細看。

書懷

筮仕得君逢聖明。撫躬常愧負恩榮。上書狂直汰庸吏。承乏非才職監貨。誰認祖山穿鐵礦。吾於大海擊鯢鯨。洋行禁解知非遠。要掛春帆

泛太平海 名

又

寶刀傳祚武功巍。北虜東夷王化歸。一自埠頭寬鎖鑰。遂教廷議誤樞機。相臣翻恨無秦檜。都督寧論不岳飛。禦侮折衝今日是。孰航西海耀皇威。

奉寄成山公子

仗劍裹糧背出疆。錦衣裔裏破天荒。大西洋事曾知否。君是後身比達王。

中秋臥病雜感 一錄

數関嬌歌侑綠醅。綺羅邀月坐江臺。誰知一片清輝影。嘗照澳門白骨來。

甲寅暮秋十九日書懷

雨聲蟲叫亂紛紛。孤客思家不耐聞。未繼箕裘先考志。寒燈挑盡讀洋文。先君子沒既三年。紀也學不益進。聰明亦不及於前時。故作

弟子維好講兵籍。今將遠游。賦以爲別。

觀感此行應有益。莫將空理談兵籍。海東五十又三程。多是虎爭龍鬪迹。手提長劍事周游。雄氣堂堂貫斗牛。他日鈴韜成業後。遂能吞五大洲不。

藜園遺稿卷二

越前　橋本紀　伯綱著

戊午初冬念二夜初鼓。大府監吏十餘名。來搜予宅。携文稿簡牘若干而去。其翌見召至北尹石因州廳。蒙幽囚之命。詩以紀實。

幾羣俛首乞隣哀。獄吏叱聲嗔似雷。方寸唯吾清若水。不敎些子累靈臺。

又

罪案未成昏尙留。比肩盡日伍姦偸。孰思疇昔靑衿子。忽作綠林豪客儔。

念五日。或來告。外人相傳。吏來之夕。予欲逃遁而不能。遂就召。大違事實。因賦一律以見志。

幽囚甘就是微忱。誰道途窮竟作擒。奉母雖憂虧慰養。爲君偏願掃愁雰。盡忠全節身無恥。懷古傷今悶叵禁。豈費呶呶向流俗。皇天后土諒吾心。

十一月十七日即事

斷雁聲悲帶二淚痕一。如下陳二上帝一愬中吾冤上。親朋畏レ禍
無二書牘一。寒枕思レ家有二夢魂一。孰養二蒙生一時授レ字。
厨教二癡僕一屢蒸レ豚。屏居却似二幽居好一。謝二絶來賓一
畫掩レ門。

偶詠

淮陰嘗坐レ法。武穆亦將レ刑。危矣二公命。風燈照レ面
青。

又

莫須有獄成。不レ說レ壞二長城一。獨有二皇天諒一。燕雲尙
繫レ情。岳飛獄將レ上。韓世忠詣二秦檜一詰二其實一。檜曰飛子雲與二張憲一書雖レ不レ明。其事體莫レ須レ有。世忠曰莫須有三字何以服二天下一。檀道濟臨レ戮嘆曰自壞二汝萬里長城一。檜遣レ使捕二飛父子一。飛笑曰皇天后土可レ表二此心一。飛嘗上表有レ云唾レ手燕雲復レ讐報レ國

月下

月亦坤輿耳。斯理久講明。偶然失二素守一。向レ渠愬二不
平一。塵海波瀾靜。寒柝響二三更一。孤鶴掠レ空來。礫礫
驚レ人鳴。喚レ僮吹二爐火一。溫レ酒引二一觥一。耳熱忽一笑。
英雄多二癡情一。

冬夜有レ感

男兒平生志。留二名照二汗青一。碌碌老二牖下一。死當レ目
不レ瞑。糊糊與二衆違一。皆醉而醒。醒醉自異事。寧
足レ累二精靈一。我本倜儻士。客亂壯二簡冊一。常期有レ樹
功。反悲飢寒迫。荏苒二十年。荏苒駒過レ隙。何不
加二省察一。動輒與レ物逆。冷炙及二殘杯一。酸辛黙吞咋。
閻羅折二棠棣一。祝融祟二園宅一。一二賢滯二窮宵一。五車
項存二所一。虧只一死。平生罹二百厄一。百厄雖二自苦一。向
人不レ乞レ憐。兆眷坐二某几一。尙友有二古賢一。偉哉呂
黎公。上レ疏遭二左遷一。貶謫不レ少屈一。忠義貫二坤乾一。
快讀忽達レ旦。自覺レ憐レ困宜。寒爐燈猶白。破窓雪翩
翩。

官舎

三間黃茅屋。數畝綠蘚園。碧瑣耳擁レ砌。紅實珠當
レ軒。低房宜レ讀レ書。南窓可レ負レ暄。雖レ在二城郭裡一。
自無二市井喧一。矧又東鄰主。滾滾談二道原一。相邀言二理
義一。酤レ酒佾二鷄豚一。世間寧有レ此。別是一乾坤。須
以二佳名一旌上。吾命小桃源。

論レ文二首。寄二南陽翁一索レ和。一錄

日午暖風吹絮雲。氷融池面水成紋。天然境致誰看取。造化由來有至文。

十五日獲鄉書

且聽乾鵲噪。心擬遠信臻。亭午忽剝啄。鄉音認故人。初云邦亡災。且休勞心神。本月七日發。一日爲雪闌。次致一函書。心慰平安字。黃紙題弟名。花牋母手記。上言久相思。晤語在夢寐。家私勿勞思。努力勵公義。義應先國家。奉事勿貳志。深懷君恩洪。一飯是誰賜。汝儻黷素餐。汝父靈無媿。聞汝寃未白。愼毋出怨懟。惡地必有吉。上天好是懿。移孝能顯忠。汝死我翻憙。下問及子維。三冬力講肄。兄訓當須嚴。因嫌勿隱避。中叙口碑傳。又陳錢穀事。處處加夾註。往往雜諧戲。反覆三四回。卷舒淚泫然。燒膏復細讀。音容在目前。規逾斷機切。慮倍截髮賢。與其傷風樹。孰若惴氷淵。省躬頗有泚。圖報數搔首。才學眞笨拙。名豈垂不朽。何時棠棣花。相並如雙手。何時連理枝。伉儷迎新婦。何時紅蘭署。田里解組綬。春風蕩駘時。恭獻南山壽。

十九日。公賜六言詩及白鷺一雙。恭賦長句。奉謝恩遇。併奉謝其前日賜筆。

幽居門庭可設羅。時來獨有督債魔。浮世炎涼不介懷。偶爾或作醉吟哦。翻憶弱冠忝寵遇。君臣之間膠漆固。蒼蠅弗免白壁汚。駑駘深幸驥尾附。詎圖高明遇神瞋。纔伏鳳竄潛悲辛。臣身可醢髮可拔。我公有罪罪在臣。微忠達天臣爲囚。臣罪有在復何尤。三間曹舍謝來往。百卷詩書慰隱憂。晚窓披帙風動竹。巢鶯鳥雀忻啾動。青燈結花落又生。傍人曉說定有吉。此身久己外世榮。寧須吉凶勞精靈。蒼頭忽傳僚朋牘。併致珠玉與霜翎。一片白雪六字句。墨光雲湧字龍鶩。曰一日思如三秋。曰比汝潔賜汝鷺。再拜而讀讀復拜。懸壁燦若奎星聚。既視神龍護茅廬。且免寒厨歎無魚。架頭更有昨賜筆。採此將綴謝恩書。顧向傍人笑相語。燈花雀語兆不虛。因憶嘗誦典謨日。每欽君臣心如一。唐虞非古見在今。賜腥賜筆仁恩悉

筆擬養文腥羶驅。書報此知以此筆。嗚呼吁嗟
我公今蒙廣平猜。獨奈臣無李泌才。

三日　河合生自蝦夷歸。來訪。喜而賦。

二首　一錄

君遠還從鞅鞨天。鯨波無恙路三千。披君圖繪
留君問。流鬼野人阿那邊。

讀孟子自詠

學學顏曾任學伊。滔滔天下莫吾知。距心自覺羊
芻罪。子叔奚專壟斷私。五畝種桑猶食祿。三年蓄
艾罷爲醫。雞鳴而起孳孳勉。立志常期百世師。

西洋雜詠

拘士何知今昔殊。矮人場裏說唐虞。堯治舜化不專
美。嘗讀西洋通史無。

又

藝貴精通器貴新。源源本本務歸眞。明人浮薄宋
人拘。深識應儔漢代民。

又

七十遴泯收一丁。精强四海可横行。英倫頗有勝
吾處。曾沒書生好論兵。

又

男兒豪勇倚功名。不似唐人悲遠征。北戰南攻纔
收局。更之碧海擊長鯨。

又

電雷傳來快口陳。活機全賴兩條輪。自今羈客應無
夢。萬里雲山如比鄰。

又

山落纔過倏水村。火輪宛轉黒烟噴。人間快事無堪
比。百里長程轉瞬奔。

詠史

衛青奴隷日磾胡。阿彘雙瞳徹四隅。別有英雄眞本
色。射蛟天子古今無。阿彘武帝小字。見堯山堂外紀。

新雷神歌

黒鬼白鬼爭號咷。草怪木妖亦喧嘈。横掠惕赫民情慅。
宛如草昧雜羽毛。天生雷神縱英豪。虎眼虬髯
而似猱。胸藏萬兵腹鈐韜。腰横双口日本刀。備
代天公惡魔勦。惡魔降服咸獻醪。此神愛虎不

乘鼇。周游八極萬里翔。維冬之暮鬼掉桃。敢
向神州恣饕餮。竊雞屠牛啗豕臑。溪壑更將
盜大牢。天公鼓怒雷神皐。寶劒發鋼鋋磨搣。
直薄醜虜一戰鏖。風師援勢起巨飈。河伯噴出十
丈濤。小鬼就縛大鬼逃。黑船空漂幾千艘。雷神剗
魔如芟蒿。且拯生靈銷塵囂。謹謙讓功不會
敖。長鎭鬼門壓鯨鼇。吁嗟於乎雷神勞大勳又
高。疇日降詔報勳勞。八丈宮柱百味芼。禋祀萬年
祝建纛

聞南陽翁頃耽詩。多購諸名家集瀏覽焉。有此寄。

學書如學醫。技拙徒費紙。施藥如作字。尙
穩不尙詭。古賢論諸藝。頭頭同一旨。聲詩本天
籟。豈可主綺靡。淺士喜刻鏤。競變雕蟲技。詩
運隨世降。愈降成模擬。摸擬與雕蟲。丈夫固所
恥。國風大小雅。藻詞如流水。行止得其所。變化
無窮已。故途不敢㳂。舊轍弗肯履。健者秋天鶻。
麗者春澤雉。林堂殖香芬。薔薇兼蘭芷。郊甸種
艷花。芙蓉及桃李。桃李與芷蘭。天賦無相似。
葩經三百篇。以是尊玉璽。先生學岐黃。論與我
符矣。運用存活套。投劑死者起。慧眼窺雅騷。
妙辭發至理。傾倒十年儲。書卷足驅使。筆陣前無
敵。老將鞍下跪。一掃滑亂場。大雅自我始。
餘勇猶可鼓。並除書法俚。聞翁喜草書韻會等書。作字往往傚之。故結云爾。

戲詠

拋却儒冠去學兵。作山一簣未功成。素期俯仰
毫無愧。愧箇窓前二尺檠。

又

精衞塡來海竟塡。愚公移去山能移。世上聰明人不乏。
得饒人處只玆癡。

近購一古硯。無此文飾。而質潤膚緻。極善受墨。其爲端溪石無疑也。鍾愛之至。旦夕摩挲不已。爲作之銘。蓋銘硯所以自銘也。

硯兮硯兮汝何無檢。嘗受張家倿筆染。又遭錢氏
降表忝。硯兮硯兮汝何淸堅。謝公卜卦守義賢。文

相玉帶至レ今傳。嗚呼汝本一拳石。不レ辨二忠臣與一レ佞逆一。從レ逆從レ忠去就頓。千歲榮辱霄壤隔。我硯購得骨董場。滌刷摩挲古色著。不三必馬肝與二龍臂一。但見鴝眼凸二額央一。其色深紫其質膩。堅五寸餘其形方。松風林雨青天起。江霏海雲白日騰。恨吾無二跳龍筆力一。恨吾無二汗牛著述一。翻喜吾無二諛閣才一。不下向二犬豕一屈中斯膝上。嗚呼汝形信已貞。肯爲二汝主一竭二赤誠一。毋レ願顯榮耀二一時一。毋レ願文壇操二主盟一。願使下吾與二文謝一同中其節上。不レ使三卜卦玉帶擅二其名一。

寓感

不レ須健筆喚二詩豪一。豈學精研剖二兎毫一。十歲鍛成忠一字。傳レ家好做二護身刀一。

無題

使レ功使レ過有レ誰爲。士貴二奇才一馬貴レ馳。請看英雄懷抱大。茂材一詔是吾師。

又

也無二偏黨一也無レ頗。人物權衡上レ口多。盛望吾非二李北海一。宏懷常慕蘇東坡。

竹

多謝相隨伴二歲寒一。下レ階日夕報二平安一。[illegible][illegible]好讀書龍影。夜夜丁寧負レ我在。

石菖蒲

四時清翠半[illegible]生。瀟灑風來氣[illegible][illegible]。南窗[illegible]生眞好在二一叢奉レ母一叢君。

江村雜詠五首錄一

千枝香雪萬重煙。無レ奈夜來風雨顚。流水綿綿情不レ盡。落花載去到二那邊一。

袁枚

悟來一味淺人情。狡猾多年瞞二後生一。道破自家身分事。點蒼山裡老猿精。

初夏偶作

官園種三竹與二桑麻一。風趣宛如高士家。擺レ土旋抽籬際筍。穿レ林細檢葉間花。自寬一任紛紛毀。優寵曾無二咄咄嗟一。不レ著二衣冠一過二半歲一。利名場裡淡生涯。

恭題二靈巖海莊一

地窮靈岸盡南頭。突兀横レ空百尺樓。崖控二潮光一來二萬

里。窓攢縹翠帶三州。蛋雲慘慄龍吟夜。落月蒼茫雁叫秋。登覽悠悠無際興。隅江注海不還流。

又

破茅寒雨臥淒涼。遙想兎園豪興長。青鎖官梅薰酒盞。朱欄玉笛雜鶯簧。月陰月霽愁千刼。花落花開夢一場。未是枚生堪作賦。採毫早晩侍梁王。

有感張子房事而作

公雖未官是韓人。何忍韓亡入臣秦。弟死不葬求壯士。鐵椎一擊天地振。祖龍大索亦徒爲。天令神鬼常護持。圯上進履遇老父。授書叨許王者師。一朝風雲際眞主。滅嬴斃項乃高舉。此時四海病創痍。調燮之任頼良輔。何如去學神仙事。不爲漢臣是其志。上家伏臘祠黃石。回首西風灑血淚。君不見包胥勺飲不入唇。七日七夜哭秦廷。楚復不肯受一官。吁嗟致身所天即忠臣。

初夏十一夜對月

神理微茫不可尋。祇應白飲作孤斟。慇懃一片千秋月。照我悠悠萬古心。

晩泊

赬霞橫碧岑。歸鴉向高城。雲濇斜陽沒。水天曠渺冥。控舷發朗唱。聊暢湖海情。何限塵世客。狂奔趨利名。山林無靜柯。禪房亡默鉦。盡剜心頭肉。叨換夢中榮。夜久大魚出。寰宇萬象淸。定鐘知何寺。敲月上松檉。

書感

肯戴南冠學楚囚。弊殘猶著鷫鸘裘。故山依舊怨猿鶴。雄氣于今貫斗牛。風雨常疑從北至。海波底意解東流。悲酸滿目有誰會。日暮江城雲色愁。

又

園林瑟寂帶殘曛。孤坐依欄酒半醺。宇宙茫茫錯人事。星辰歷歷列天文。嫩苔蒸碧陰氛鬱。新竹分香靜處聞。忽地悲風雲際起。一庭檜影月紛紛。

幽興

久謝軒車駟馬臻。柴門寂寂草蓁蓁。四隣綠樹不塵涴。一榻淸風與酒親。囊裡疏書悉心血。袖間詩卷半精神。客來客去無迎送。宛似山中避世人。

排悶

蚊聚蛙喧正及期。每逢日晩所思滋。菲材不中棟梁選。補闕嘗叨諫諍姿。蠟燭何悲涙如雨。邦家多故鬢將絲。顧躬類頽難堪事。報國忠忱合付誰。

又

順逆境中神不驚。是非場裡亦心平。徹軀盡悴餘皮骨。千載只期垂姓名。窮苦憐才傳道志。艱難重命愛君誠。聖謨充耳洋洋在。遵守要無忝此生。

觀九頭龍川圖。有懷昔遊。

九龍蜿蜒降自天。纏繞白嶽吐饞涎。涎沫蔓衍巨麓下。下抵平地成奔川。川流縈洄隨山勢。起伏開闔妙斡旋。有時駭浪衝蒼巖。碎爲十里迷濛烟。有時急湍爲淺瀨。金鱗閃閃十丈連。越城四月花盡落。落入水流香魚躍。城中士女娛釣游。綺羅紅塵漲寥廓。君不見山靈川眞好靜專。詎堪俗子日喧闐。大聲一喝撼坤軸。玉鞭打醒懶龍眠。深山大澤凄風晦。紫霄天門怪雲積。雷公鳴鼓馮夷舞。涑雨須洞如翻泉。是時我方投釣竿。倚樓呼杯洩幽隱。茫茫八極小於掌。螟蛉蜾蠃胡紛紛。元龍倏動湖海氣。呂梁欲直騎蒼雲。丈夫意氣固如是。昔傲寒乞悲酸辛。須臾爽然天威霽。神龍歸湫山見聳。擊萬翠風驅濕霧。白鷗浩蕩沒波際。嗟我自誤役簿書。六尺蹣躓苦繫拘。何異籠鳥閉樊籠。試振修翼翩四隅。嗚呼九龍之游何日復。披圖卷圖發長吁。

詠懷

酒味凜徹脾。浩浩湧壯懷。憶昨立朝初。孤介寡所諧。皇道勉扶植。異端力擠排。不知摸稜術。甚愧中心乖。否泰時運變。區宇陰霧霾。美人杳何之。古井泣鸞釵。坤輿雖云厚。此恨無由埋。愁衡蛩語絕。明月轉空階。

寄題矢三宜寓館

滿庭瀟灑竹風清。不使官情贏野情。靜坐潜心觀治亂。半生無夢到功名。煙窓霧閣月千古。碧海青

天鶴一聲。堪對南山爲夕醉。知君詩句肖淵明。

賜內園芍藥恭賦謝

烟雨幾番芳信空。驚看芍藥一籠紅。嫦娥住月無人會。神女下山疑夢通。殘日依稀嬌不照。綵雲靉靆思何窮。對花想起往時事。侍坐春風和氣中。

記夢

老天渲紺碧。新月懸玉鉤。風葉涼於水。茅屋如漁舟。病軀疲晝暑。引扇入羅幬。飄飄忽駕空。一瞬極八州。州盡登雲路。直抵白玉樓。試問何許地。童出答滄洲。彫梁鏤玳瑁。瓊欄戞琳球。虛愰爽然啓。中有朱顏叟。齒德邵且高。紫稜爛雙眸。吐辭春氣溫。向我問來由。張樂開玉壺。侑我許酢酬。酒肴咸奇珍。絕異人間羞。臨別牽我袂。琅琅轉清喉。爾主忠貞人。元爲宗家謀。爾亦清白質。志操氷雪侔。時運會暫塞。固非自招尤。汝還告爾主。人阨竟無憂。箕子明夷遭。文王羑里幽。振古聖賢士。猶或辱縲囚。爾主誠通天。行蒙帝寵優。汝亦名不朽。當與文謝儔。挫折靡渝志。前途勵益修。鑿柝忽驚覺。始信我夢遊。深愧持心淺。汗漫魂不收。斯生猶朝露。人事如水流。見義尙勇決。寧可較沈浮。矧我感知遇。遭阨何歎嚘。耿耿寐不寐。步庭發吟謳。夜深人語絕。銀河低斗牛。

家弟子常書到却寄

故國團欒依舊否。杜門此際臥蒿萊。白雲春雁夢遙去。黃耳秋風書漸來。紹業卿期三折譽。賦詩吾匪八叉才。華箋在手卷舒數。月照相思夜滿臺。

秋懷

濕薪束下事紛拏。僞詔獄成繫鎖枷。陳子救綱元爲國。施全刺檜欲除邪。雲愁城角低雙斗。月黑池心聽亂蛙。惆悵江門凄楚甚。秋風何處起悲笳。

九月十日四就理。憩署前轎中聞水。

湖月林風憶昔遊。南冠牢落又逢秋。心中多少煩寃事。唯有水聲鳴不休。

獄中作

苦寃難洗恨難禁。俯則悲傷仰則吟。昨夜城中霜始

隕。誰知松柏後凋心。

又

二十六年如夢過。顧思平昔感滋多。天祥大節嘗心折。土室猶吟正氣歌。

又

欹枕愁人愁夜永。陰風刺骨柝三更。皇天應是憐幽寂。一點星華照牖明。

藜園遺稿卷三

越前　橋本紀伯綱　著

先考遺稿序

嘉永壬子之冬十月八日。吾先考涵海君沒矣。先考臨終誡紀曰。汝毋自負才而驕人。亦毋不勉學而忝祖。敬君長。親骨肉。弗失信於人。凡此誡汝終身誦之。紀謹對曰。唯。先考復曰。愼勿忘我言。我言不可再聽矣。紀拭涕稽顙曰。既已銘肺肝矣。而自先考沒未幾時。紀之才識日漸下。學問氣象。蓋又多愧於初心者。每追懷遺言。未嘗不悵然自失也。嗚呼幽明境殊。思先考不可復見。猶可見者。其詩文耳。此皆先考精神之所寓焉。可忽諸。今探其遺篋得詩若干首。文若干篇。紀懼其久而或散佚也。集錄以爲一卷。藏家。先考性不好虛文。常云。學貴躬行。徒弄口舌。亦何要於學乎。是以其所作。僅僅止是。斯足以想見其風采矣。若夫臨終之誡。獨紀可服膺而已哉。又欲傳之子孫。永以爲庭訓也。故特記此。以寘於卷端。癸丑晚夏。不肖紀。泣血敬叙。

上執政某書

古昔先生之待士也。必以禮義。故士之報之。莫不致誠竭忠。是以其政績之成。士重廉恥。民敦親愛。後世則否。利祿導之。爵位縶之。故士皆莫不以貪欲之心進焉。民風之偷薄。士氣之不振也。誠宜矣。今相公口誦仁義。動法聖賢。待士以禮義。不以利祿。可謂善倣乎古者。然而敦重之化未興何也。以居職未久耶。或未得士耶。抑今之士不若古耶。有漁於此。提網罟手釣竿。終日立河之上。語人曰。河無魚。又曰。昔則有。今則亡。其誰能信乎哉。夫相公之職。譬猶

河。而相公之權。猶釣與罟。化之不興。謂之。居職日淺則猶是可也。不然。僕竊以爲。相公之事。亦類於漁者之言。

贈太田良策序

蛾眉柳腰。細語微笑。爭擁枕席。遠方之寶。水陸之珍。芳酒佳肴。雜然交陳於前。此衆人之所齊歎也。然志士不屑焉。坐于廟堂。服袞冕。戴峨冠。威風凜然不可犯。言未脫口。百官承意。從其頤使。羣職奔走。其出於外也。負弓矢之夫。羅列於馬首。持棨戟之士。夾圍於左右。道傍之人。咸屏息而不敢仰視。丈夫顯榮至此。可謂足矣。然豪傑不顧焉。決天下之大議。定萬世之長策。其鴻勳偉烈。足播之歌謠。勒諸金石。以永傳乎後昆。而矜功施勞之色無幾微見於顏面。此豪傑之士得志於時者所爲也。山採而炊。澤漁而食。而能斂其英才。藏其雄志。孜孜乎讀詩書講理義。泊然似無與世關涉者。暇則吟弄風月。或徜徉清泉茂林間。爵祿之利。不能以啗之。劍戟之威。不能以嚇之。此豪傑之士不得志者所爲也。而其所樂或在斯中也歟。太田生加賀人也。今春再遊于浪華。將以終其所學。適過越。訪予廬焉。生之言曰。膏粱滋味。人之所欲而吾不願。損乎生也。好色冶容。人之所嗜溺。而吾遠之。恐喪志也。顯官要職。人之所奔趨。而吾不羨。苟不以其道得之。則禍是之隨也。夫闡明吾道。用拯於百姓。非我任乎。修身行道。非我志乎。道行志達。非我樂乎。然則何容有更求乎他也。嗚呼如斯人者。所謂豪傑之士耶。非耶。生之道成。則天下之幸矣。不止予一人所冀也。生其勉哉。是爲贈。

書志士勵行記後

題曰勵行。其所記豈止噱柄笑欛之流耶。余之讀之也。老母稚弟。環坐听焉。讀至半。听者咸奮然切齒瞋目。狀若將擊人者。余亦不覺憤歎。夫兒女之不若丈夫固也。而今也當路丈夫。甘心虜之無禮。草野兒女。反發憤怒。此何理乎。蓋當路丈夫

顧後患。草野兒女思義理。思義理則氣奮。氣奮則婦女猶能搏虎。顧後患則氣怕。氣怕則丈夫不能捕鼠也。吁太平之久。士習柔弱。以至如此。誰不讀勵行記。憤然起氣慨然發歟諸。

題行餘瑣事

嗚呼今之時何時耶。丈夫處此時。當持長鎗大劍。馳驅萬里。爲國家立非常之功。何碌碌畢生於筆硯間也哉。終軍之請纓。班超之投筆。其見亦在乎此歟。後世文士。矻矻檢字習語。以瑣瑣著作爲大業盛事。然其書且上梓。而萘已覆瓿。尚且欲以是圖不朽。不亦愚乎。諸葛武侯平生不學文。而出師二表。感天地。泣鬼神。文至此足矣。夫文所可學而能者。但其法已。至其妙。則非雄偉正大之氣充乎內者。惡乎得焉。余之志立功也。既已匪一日。而未請纓投筆之爲。反招字拾語。著斯區區者。愚之甚也。覽者因其命名而窺其用意。毋以余爲尋常文士而可。

愛魚說

禽獸之屬。異稟者多。若犬之警夜。猫之噬鼠。其最近且彰明者也。人之畜之也宜。唯魚則蠢然耳。然而高人韻士愛之何也。近者有一野老來語曰。子亦愛魚乎。抑知其可愛耶。吾嘗畜狗。平居相集相親。一與之食。踰跟怒鬪。猶然互噛。獨魚獲食。必與衆共之。游輙成隊而羣行。未嘗亂其列伍。此魚之踰乎犬猫而可愛者也。余顧而念之。其言頗有理。故述爲愛魚說。甲寅初春。

聖武記跋

皇天保十有三年春。清國與英人和。以釋烟土之憾也。其秋魏默深撰聖武記而成。記之所論。大概所以待敵備寇。而其撰之之意。蓋慨清失其政。士不競。武不振。而令英人得恣其横虐使辱也。夫英人變幻百出。殆不可端倪。而其民悍鷙善戰。故月拓其境土。歲儲其府庫。以虎視一方。可謂壯矣。而其所頼者。巨艦而已。艨艟而已。然則英人雖猛。亦弗足畏也。切怪。當世之

士。怯者怕レ之如レ虎。掠奪侵辱。束レ手聽二其所一レ爲。不レ怯者傲然蔑視。守禦之策。戰鬪之術。舍レ之不レ講。豈恃二城廓之牢一邪。將恃二河海之險一邪。我有レ城則彼有レ礮。我有レ海則彼有レ艦。且軍志不レ云乎天下雖レ治。忘レ戰者危。況於二今之時一乎。而世人大率恬然如レ彼。是怠耳。國自敗而後人攻レ之。若二浙東之不レ守。江南之敗衂一。淸失二其政一之所二由身自傷而後邪乘レ之。致一焉。試令下レ淸守二其所一レ當レ守。備二其所一レ當レ備。以勵二人心一。奮中士氣上。則英人雖二勇悍一。烏能一戰挫レ之邪。默深之意其在レ此乎。抑彼英人谿壑之慾未レ饜。其朶二頤於我一。蓋亦非二一日一也。而我神州士氣之奮。守備之嚴。萬罔下受二彼侵掠一之理上。然識者猶或以二前車一爲レ戒也。豈可二忽諸一。辛亥之冬撰二于浪華寓居一。

啓發錄跋

右啓發錄。距レ今十年前。余所二手記一也。其言雖二淺近一。顧二當時憤悱之奮且勵一。非二今日所一レ及。偶檢二舊簀獲レ之。因淨二寫一本一。示二弟持卿一。以爲二啓發地一。嗚呼十年前旣如レ彼。而今日如レ此。則自レ今十年之後。其將二何如一乎。繙閱不レ覺赧然。丁巳仲夏念七景岳紀識。時年二十又四。

溝口子秉名字說

溝口辰五郞來謁。請レ命二其名字一。曰。僕之忝二下交一。固匪二一日一。而僕心二折於子一。子所二深知一也。子幸勿レ外二於僕一。余感二其請懇一。義不レ得レ拒。因命レ名曰レ斌。字曰二子秉一。且告曰。士君子之道。武以爲二之質幹一。而資二於文一以潤二色之一也已。匪レ武則弗レ能三克レ殘禁レ暴以鎭二定邦家一。匪レ文則弗レ能三愛レ物仁レ民以經二緯天地一。文之與レ武。業雖レ殊乎。至下其所二以經レ世濟一レ民者上則一也。後世迂儒拘士。第視二其迹一。不レ達二其旨一。文唯以二記覽涉獵一爲レ務。而不レ知三其有二幹レ事之略一。武唯以二擊刺馳突一爲レ業。而不レ知三其有二戡レ亂之策一。於レ是乎二者相岐。而其不二相容一。如二薰蕕氷炭一爾。夫文武岐則士無二全材一。士無二全材一而能致二隆治一者未二之有一也。且今之士所レ職者。雖三事多資二乎文一。而咸以レ武爲レ名。則文武烏得二偏

廢。譬之武猶幹。文猶華。幹而無華。則不特觀之美少。亦併莫有結實之資焉。嗟世之士君子。文武兩具諸身。則不負其所道。而彬彬之業。可庶幾矣。是余之所以望于子秉也。子秉曰唯。僕雖駑下。敢不勉旃。遂叙其語。以爲名字說。

安政丁巳。仲夏下澣。橋本紀謹撰。

選賢才

治天下猶構室也。良工之欲構室。必先揀其材。材既獲。則宗桷栈楹。各得其宜。室乃隨工所欲而成。夫君工也。臣桷也。工而不能用材。尙奚望其成室哉。故天下一日無棄才。則民之愛其上如父母。其仰之如日月。苟有棄才。則咨怨憤嗟。氛慝陵侮之禍作。是以先王因俗設法。舉天下之秀傑者。而擢之三台。置諸輔傅。庶政是謀。百度是詢。其所以寵待之者極矣。有舉於畎畝而爲天子者。有舉於版築屠沽而爲王侯者。不止古有之。後世創業之主。英雄之君。亦皆拔將相於逋逃皂隷之中矣。世之爲君相者。匪不知此。蓋亦嘗用力矣。然而世亂益甚。終至危亡何哉。無他。偏用世俗之毀譽與自己之視察也。夫偏用視察則愛憎素於其中。而諂諛軟熟之臣進。而剛介倜儻之士斥。顯任毀譽則聰明擁蔽。朋黨比周之習長。而賄官冒進之利興。世之不治。不亦宜乎。治世在得才。得才在知人。知人有道。在乎虛己而察之。己虛則彼我忘。彼我忘則心如明鏡。然後姸媸靡不照也。佞倖莫不明也。所謂虛己者。非漠然茫然抱虛器之謂也。高居而遠望。深視而審聽。若天之高不可極。若淵之深不可測之謂也。蓋士有可殺者三。不可取者十。可察者七。而又所以致之之術五。要在乎勸忠貞去邪僞尙才德而已耳。請試論之。奇冠偉服。行僞而堅。言僞而辯。學異而聞博。順非而辭澤者。可殺。舞文弄法。變亂名物。更改制度。誹議正法者。可殺。爲巫蠱左道幻術小數。以要信任者。可殺。爲彫文刻鏤奇器。以務逢迎者。忽狙忽驕。輕諾輕變者。僥倖求利。

觀望希榮者。恭而媚。愿而僞者。娛宮室臺榭游觀者。好貨殖耽妓樂者。賴勢餤而凌貧弱者。凡此咸不可取者也。有忠而戇者。有介而迂者。有不能通變者。有不能忍詢者。有謀而無決者。有勇而無度者。有問則言任則迷者。有克始而不克終者。凡此咸不可不察。不察則吾事敗矣。請更言致士之術。夫致士之術。莫先乎定人君所嚮。所嚮一定。則天下之士。將踊躍勉勵而趨之。故推衣分食。則英雄之士至。振民育德。則賢良之士至。不棄芻蕘。則敢言之士至。獎廉恥。嚴賞罰。則介節之士至。披赤心。專委任。則忠正之士至。苟行五術。施七察。去十不可取。而殺其可殺者。則四海之廣。固當不患無材也。議者或謂。自昔豪傑之士。必應時而起。是以於其平居無事日求焉而不可得也。噫盍觀西漢之事乎。方王莽擅朝政。逞篡奪。士氣萎苶。賢能不見於世。當此之時。天下蕩然。若無復有豪傑之士矣。而一旦世祖龍興焉。馮異吳漢鄧禹馬援之徒。接踵而起。人才之出。於斯爲盛。然則不得才者。非無才也。擧之之道不公。察之之方不諦。而致之之術又未至也。古曰。季春之月開府庫。出幣帛。周天下。勉聘名士。禮賢者。又曰。三年而大比。考其德行道藝。而興賢者能者。夫如是而後得天下之才。用諸天下之事。而無廢棄淹滯之患也。嗚呼此乃先王之治。所以獨美也歟。

跋

嗚乎不幸哉伯綱也。死後十有餘年。天運循環。王政復古。草莽之賢。亦皆見用于朝。其集始出乎世。若俾伯綱而在。其學之奧詣。不獨不止此。必翺翔廊廟。得竭其才矣。今也僅使斯集行于世。悲夫。

庚午晩春　立軒學人　矢島剛識

橋本紀主が禍にかゝりて身うせにしは、主の廿あま

り六つの歳にて、また最若かりし程なりしかど、其學文の才の世に傑れ、思慮の至り深かりしは、さる事にて、君に忠に、世を悃懐の心、はたいと切なりければ、我君も魚の水あることくおもほして、二無き者に頼もしみ召仕はせ給ひ、余は主の親としもいふべき齢ながら、官途の同胞と思ひ憑み、我君の忠に貞き誠もちて、皇國の爲に左に右に議ひ給ふ御心竭しを賛け廣めてむと、諸共に赤き心に隈をおかずて勉勵み仕へ奉らひて在けるに、禍津日神の心は爲方なきものにて、我君もそれの荒ひに觸させ給ひ、主は殊更に御先に立て、深き淵に分け入、龍の頷の珠も得まくとせしからにや、嚴めしき科に當られたれば、余もはた連坐は得のがるまじと畏み居たりしを、意外に何事なくて、主のみ重く罰められて、かの殺身成仁といへる如くなれしは、あやに慨く憤ろしく、いとも惜らしく哀しくて、朝に暮に嘆かれてのみ在しが、嬉しきかも貴きかも、又直日神の幸ひ坐すへき時の來りて、我君の禍も漸くに直らひ給へるまに〳〵、主にかゝりし浮[illegible]も名殘なく晴渡りて、雪に氷に潔かりし操をし、世の人皆の忍びおもむかしむ事となれりければ、在し世に作りものせし詩共取出てかき集めたるに、我君の御筆揮らして題辭さへかゝせ給ひ、板に鐫て世にほとこらすへくなり成にたるを、主の靈の天翔り、いかに嬉しくこそ見るらめ。憂をともにせし余も生き殘りたる甲斐ありて、かゝる盛なる擧をし見聞しか、當年のおもひに引換て、いと歎はしさの默止かたくて、心の緒ろを綴せしは、今はしも世の事忘へて、[illegible]にも[illegible]にも雪のふる江に釣する翁、中根師質

跋

嗚呼。此予亡友橋本伯綱所ㇾ著也。伯綱年少氣銳。與ニ吾曹一砥ニ礪經史一。既而慨然自許。欲ㇾ有ㇾ所ㇾ爲。當ニ此時一。名爲ニ治平一。而其實有ニ不測患一。識者爲ㇾ此大息。或伏ㇾ闕上書。或破ㇾ家出走。以欲ㇾ消ニ禍亂於未發一。而幕吏目爲ニ比黨一。放廢禁錮。甚則

逮捕下獄。就死者數十人。而伯綱其一也。今也聖天子嗣位。政復于古。言路開矣。賢才擧矣。曩時爲幕吏所擯斥者。率蒙收采。晋顯於朝。其既就死者。亦皆嘉憫賜祭。于是人爭輯其歌詩及往復手書。刻以公乎世。此有興風之集。彼有振氣之篇。其爲世所敬慕若此。則伯綱之詩文。亦將與之共傳不朽。蓋詘於一時。而伸於百世。伯綱其可靡憾矣。雖然伯綱俾尙在。翺翔廊廟。贊更始之化。亦未可知也。不幸而中道隕落。今徒求其詩文於蕩散之餘。表出之。吾爲是弗能弗潸然。於是乎書。

明治己巳秋七月　　鈴木璥跋

附錄

○明治十八年十一月廿二日
先生建碑祭の節紅葉館に
於て慶永公の弔詞

維
明治十八年十一月廿二日、芝紅葉館に於て、橋本綱紀君の爲に、有志者相謀り、千住小塚原に建設する紀念碑の落成を、其靈代に告げ奉るの祭奠を執行せらる。其弟綱常より招呼を受け、祭場に會す。熟惟みるに、君首として竭勤王報國之忠誠、惟信惟義、詢に臣子の標準なり。不幸にして疾謝世。距今二十七年。特に本年六月十一日紀念碑建設被聞食、金百圓下し賜るの旨、從宮内省被傳勅命。勤王報國の偉功、始めて明々白々にして、其の榮譽を輝し、君は於地下感泣すべし。舊主慶永奉感佩聖代無比之

恩惠、隨て紀念碑建設の美擧を欣喜す。實に悲喜交至る。追慕往事て、情曷ぞ堪ん。聊代蕪辭るに、愚詠を以す。君有靈は尙歆享。

國のためつくす功のあらはれて
　御代の光を仰くけふ哉
皇國の御爲につくす功は
　千代も朽せぬこれの石碑
すてかたき命をすてし君が名は
　此明らけき御世にしらるゝ

東照宮血統九代裔。秀康公十四代
　正二位勳二等　松平慶永

○先生三十年祭の時慶永公の弔詞

こまつるき三十年を過きし面影を
　目の前に見ること地こそすれ
　　從一位　松平慶永

○明治廿六年癸巳十月景岳先生舊墓標藜園墓小塚原舊葬處建立記

初め景岳先生の墓標は、安政六年己未十月七日、先生就刑の日、同藩士中長谷部弘連（揔と稱す）藩主の內命を奉じ、遺屍を請受け、小塚原回向院の墓地に埋葬し、橋本左内墓と表し、墓石を建立し、（其夜中に建立か竣工したりと覺ふ）たり。而して予は先生の弟綱維（琢三郎と稱す、當時芝新錢座江川太郎左衛門邸內大鳥圭介の塾に在り、蘭書を學び、兵學を研究し、專ら航海の學術に志す）と共に歸國を命ぜられ。十月中頃に江戶を發したりしが、此予等が江戶を發したる頃なるべし。幕吏小塚原に至り、先生の氏名を表したる墓標を倒し、刑人の墓を建つへからざるを詰責したりしとぞ。依て長谷部弘連更に藜園墓と表し、

小石標を建立す。此藜園墓は弘逵氏の手蹟なり、而して文久二年壬戌十一月、幕府先生の罪を赦し、墓標建設を許す。是に於て藩主先生の柩を藜園墓の墓石と併せ、文久三年癸亥五月を以て、小塚原の葬處より福井祐海町善慶寺橋本家先塋の境域に移葬す。明治維新後、綱維神戸より堅石を輸し、景岳先生墓と表し、墓標を改めたり。是時藜園墓の原標は別に記念の爲め保存したりしが、今茲先生の弟綱常福井より之を輸送し、舊葬處に之を建立せり。此擧や綱常予及び堤正誼と謀り、銅板に建立の要旨を彫刻し、別に碑文を銅板に彫刻し、併せて石龕に封糊し、墓下に埋藏し、又墓標の側背に右要旨を刻記す。建立の日、墓地に參する者、舊主家の當主松平康莊侯、村田氏壽、堤正誼、長谷部仲彥、橋本綱常、及び予の六人なり。記して建立の沿革を後世に示す。

明治二十六年十一月十二日　　加藤斌　敬誌

橋本左內全集 終

頃者景岳會諸君相謀裒集伯兄手牘及雜著詩文，始以年譜命曰橋本左內全集，屬綱常書其後。蓋伯兄之事是書盡之矣。第體弱有源焉，外人鮮知者然

豈可默而止乎余家世以
醫仕福井藩至先考其
名最著乞治者常盈門
先考夙知西洋醫學之精
乃聘招豬服瑞英于長崎
猶養受業于蘭醫某氏者

也造焉則館諸家學焉
雅以身為木鐸警醒聵聵
者繼之予高明之域而深
為時俗所駭尋及還藩侯
知權倖側目衆嫉加乎內
讒誹自外叢集遂不能

余年老於是日呼杯酒時賦詩以遣悶自號竹籔翁邦俗罵醫之拙者曰藪醫乃能語謂竹之成林為藪侍醫之是者語相同故以舟是自嘲亦以自傷云伯

兄幼受業膝下立志已不
凡既而負笈于大坂于江戶
研鑽西籍後召還國命羅
醫員改列書院番組異
數也拜命之日先妣喜
罷醫員也恭惟曰女何以辭

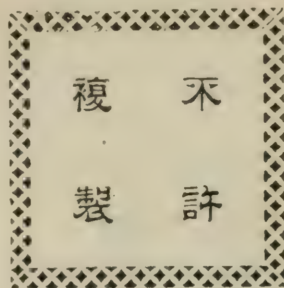
聲名俱屬蓋以伯兄爲負
先考之志也伯兄惶恐伏泣
君父之餘告以君恩深重又
特列藩諸雖以襲世業先兆
名猶釋伯兄乃命仲兄仲
兄志在學航海術故舉遊

命緝常且問修業之方緝常對以只有勉學不知其他伯兄喜而泣時伯兄年二十二仲兄十六而緝常甫十一矣嗚呼伯兄之風涉西籍能通海外情勢者實開源于海

訓即綱常之不肖幸叨
聖恩陞列華族亦継先考之
志述先考之事者也獨仲兄
不能果其志未及四十而没豈
非命耶
明治四十二年五月
綱常識



明治四十一年六月七日印刷
明治四十一年六月十日發行



著作兼發行者　東京市小石川區金富町二十番地輔仁會內　景岳會
右代表者　八田裕二郎
東京市牛込區市ケ谷加賀町一丁目十二番地
印刷者　天野耕一
東京市牛込區市ケ谷加賀町一丁目十二番地
印刷所　株式會社秀英舍第一工場
東京市小石川區金富町二十番地輔仁會內
發行所　景岳會

發賣所

東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地
吉川弘文館

東京市神田區西紅梅町十番地
光融館

東京市神田區表神保町三番地
東京堂

東京市神田區裏神保町一番地
上田屋

福井市佐佳枝上町
中村六三郎

福井市佐佳枝中町
品川太右衛門


EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03129 0901